Wason
DS701
2
1.5
S575
v.5

CORNELL
UNIVERSITY
LIBRARY

THE
CHARLES WILLIAM WASON
COLLECTION ON CHINA
AND THE CHINESE

CORNELL UNIVERSITY LIBRARY
3 1924 082 105 424

豊川良平氏
土居通夫氏
本山彦一氏
寄贈

PHOTODUPLICATION

DATE DUE

OCT 12 1982 L
NLF 10/1/82

GAYLORD PRINTED IN U.S.A.

明治四十五年一月十七日第三種郵便物認可
大正三年一月一日發行（每月一日十五日發行）

支那

第五卷第一號

V.5, no.1-12
1914

要目

論說

支那民國の大勢……根津一

革命後の支那

革命後の政治……七—二二

革命後の議會……二三—二九

革命後の政黨……三〇—三四

革命後の外交……三五—四八

資料

革命後の財政……四九—五六

革命後の教育……五七—六二

革命後の軍事……六三—七二

革命後の貿易……七三—八七

革命後の金融……八八—一〇七

革命後の交通……一〇八—一二四

東亞同文會調查編纂部

本店 臺北

支店及出張所

臺灣 基隆 臺中 嘉義 臺南 打狗 宜蘭 淡水 新竹 阿緱 花蓮港 澎湖島

南洋 支那及內地

支那 上海 九江 福州 廈門 汕頭 香港

廣東

南洋及內地 神戸 大阪 東京

株式會社 臺灣銀行

支那南洋並臺灣各地向爲替、荷爲替、代金取立

其他銀行一般ノ業務御便利ニ御取扱申候

東京市日本橋區吳服町一番地

東京支店

支配人 山成喬六

一資本金　四千八百萬圓　（内拂込濟參千萬圓）

一積立金　壹千八百五拾五萬圓

横濱市南仲通五丁目

横濱正金銀行

電話　特特　四七八八　三〇六九　二一七二　番番番番

支店　東京、大阪、神戸、長崎、倫敦、里昂、紐育、桑港、ロスアンゼルス

出張所　布哇、孟買、カルカツタ、香港、上海、青島、漢口、天津、北京、牛莊、旅順口、大連、遼陽、奉天、鐵嶺、安東縣、長春、哈爾賓、

此外内外樞要ノ地ニ代理店有之候間爲替、荷爲替、信用狀其他内國手形割引、貸付、保護預等便宜御相談可仕ニ付御都合次第御來談被下度候

大正三年一月一日發行「支那」第五卷第一號

目

論說

支那國民の大勢……根津一……一——六

資料

革命後の支那

革命後の政治……七——二二

一、總說　二、清廷退位と南北の統一　三、内閣の更動　四、各地の内訌と第二革命　五、正式大總統就任と民國憲法問題　六、クーデターと中央行政會議　七、地方行政問題　八、官制改革　九、官吏の任用　十、司法及警察

革命後の議會……二三——二九

一、議會の變選及消長　二、議會の組織　三、議員の權限及議員特權　四、議會の成績

革命後の政黨……三〇——三四

一、總說　二、政黨發生時代　三、政黨合同時代　四、二黨對立時代　五、政黨衰微時代

革命後の外交……三五——四八

一、革命動亂と外交　二、露蒙問題　三、西藏問題　四、第二革命と列國　五、民國承認問題　六、對英阿片及片馬問題　七、關稅改正問題　八、露國の徹兵提議

次

革命後の財政……四九—五六

一、民國二年度總豫算　二、財政困乏の眞相　三、財政救濟策

革命後の教育……五七—六二

一、教育方針の變更　二、臨時教育會議　三、視學制度　四、教育系統　五、各學校　六、中央學會及教育會　七、孔子崇拜問題

革命後の軍事……六三—七二

一、陸軍　イ、陸軍部の方針　ロ、軍隊の撤廢　ハ、淘汰後の軍政方針　ニ、兵備計畫及其配置　ホ、現在の軍政方針　ヘ、現在支那軍隊平時編制表　ト、陸軍將校停年　チ、陸軍々費　リ、陸軍學校

二、海軍　イ、海軍一般方針　ロ、海軍鎭守使設置　ハ、現在海軍力　ニ、海軍學校

革命後の貿易……七三—八七

一、總說　二、革命事變と外國貿易　三、各國貿易の消長　四、重要商品輸入貿易　五、重要商品輸出貿易

革命後の金融……八八—一〇七

一、革命前後支那金融界の趨勢　二、革命動亂と恐慌　（一）取付及び紙幣、手形等の不通　（二）外國銀行對錢莊チョップローン　（三）市面維持問題　（四）銀塊相場　三、民國元年中（一九一二）支那金融界　（一）上海錢莊の開業と金融界（二）香上銀行及露淸銀行取消　（三）大淸銀行と中央銀行　（四）外國銀行及外國式支那銀行紙幣發行高の增加　（五）銀塊相場　四、民國二年度（一九一三）支那金融界　（一）上海錢莊の開業　（二）滿洲金融界の二大問題　（三）廣東銀紙問題　（四）四川の金融事情　（五）第二次革命と財界　（六）借款と金融との關係　（七）香港の外國紙幣流通禁止令　（八）支那紙幣流通高

革命後の交通……一〇八—一二四

一、鐵道　一、總說　二、中國鐵路公司　三、鐵道國有の實施　四、革命後の鐵道工事　五、革命後の鐵道計畫　六、鐵道と借款　七、鐵道の收入及經費

二、水運　一、革命と長江水運　二、招商局の營業狀態　三、招商局改組問題　四、長江運賃の協定

經濟家の福音

驚く勿れ割引額一割三分!!

◉活きて居るには食が要る、人と成るには智を養はねばならぬ、食は米が主で人格智識を養ふには書籍が親だ、諸君は米の廉賣店を探し又書籍の低價肆を索めねばならぬ、米を安く賣る店は何處に在るか知らぬが書籍を廉く賣る肆は神田に「尚文堂」といふがある

斬新なる通信販賣法

◉尚文堂――は新舊刊を問はずあらゆる書籍は品切の物を除くの外凡て取次致します何れの出版業者とも特約してありますから書籍目錄新聞に廣告してある書籍其他の書籍は何時でも取次が出來ます

◉尚文堂――は醫書及び其他特種のものを除くの外凡て定價より一割三分の大割引を致します但し特種のものも五分の割引を致します

◉尚文堂――への御注文の品は寸時の猶豫もなく迅速無比に發途し又親切丁寧に取扱致します

◉尚文堂――への注文書は著者書名冊數發行所及注文者の住所姓名等明瞭に御記入を願ます

◉尚文堂――へ注文の代金は總て前金です送金の際は割引書籍代金に必ず郵送費を加へて御送金を願ます

◉尚文堂――への御送金は爲替又は振替貯金にて東京一九三四四番へ御拂込下さるが一番便利でありますす宛名は東京神田區南神保町尚文堂書店と御記入を願ひます郵券代用は一割增

△古本取扱は弊店の生命也

古本御注文に對しては出來得る限りの薄利を以て差上げます、御照會は郵券三錢封入又は往復はがきにて願ます、品切絕版の書籍と雖も本店へ御注文になれば容易に手に入れる事が出來ます

薄利多賣と迅速發送は弊店の特色也

東京神保町市神田區南神田六十番地

尚文堂書店

（電話本局四二四五番）
振替口座東京一九三四四番

文明的の商法

大正三年一月一日
第五卷第壹號

論說

支那民國の大勢

根津一

一　大勢一段落を告ぐ

一昨年の秋突如として古今未曾有なる大革命亂は支那に起り、其結果として該國國家社會の上にも一大變化を來したるが、凡そ斯の如き大變の後に在りては自ら一得一失あるは亦數の免る能はざる處にして、支那に於ても得る處あると共に又失ふ所あり。而して革命に依り人心一新せるが爲めに、有形的のことにありては其施設をさへ誤らざれば樂觀的結果を得べきや勿論なるも、無形的の方面にありては事頗る危態に陷らんとするの虞あると共に一朝其進路を誤るあらんか容易ならざる悲觀の況に沈淪すべき情形にあり。曾て余は支那の大勢を論じ、之を悲觀、樂觀の兩方面より詳論せるが、今の民國に就て其施法宜しきを得ば其樂觀に到り得べきもの政務の振作、財政の擴張、幣制の統一、金融機關の整頓、度量衡の改善、交通機關の發達、農工商鑛の開展、智識體育の進達等にして。又其悲觀的の方面に就て數へんか、名教の壞亂、黨爭の禍害、女性の跳梁、書生の跋扈、軍人の橫暴、解兵の亂源、同盟罷業の勃發、賄賂の盛行等は其主なるものなり。而して之に處するの道如何と云ふに、先づ

速に有形的事業を達成し、其力を以て無形的事項の悲觀的に陷らんとするものを調補し、依て以て中華民國創業の經綸を完成すべく、實に今や上下一致、銳意以て事に此に從ふべき場合なりとは余の夙に唱導せる處なり。然るに其後不幸にして南北睥睨し、遂に昨夏に至りて第二次革命の擾亂となり、江南一帶妖雲に閉さるゝこと數月の久しきに渡りしが南風遂に競はず、事は敗れて其領袖等は相率ゐて海外に亡命するの止むを得ざるに至れり。

（之が敗因を詳にして彼國現未を推考するの資料となすべき必要あるも、若し深く探求する場合には勢現今支那の中央及地方の高位置にある某々等に言及することゝなるを以て、之を詳論するを憚るも要するに武力に訴へて天下の大事を成さんと欲せば。先づ人心の歸趨を觀得するを以て第一要義とす、卽ち第一次革命の場合の如く清朝三百年の間、滿人は敢て虐待せられたりと云ふには非れども、極めて不公平なる取扱を受け居り其極人心皆亂を思へり、倒滿興漢は四億の漢人に共鳴す、故に一度革命の烽火擧れば全土響應せり、然るに第二革命の際には人心漸く亂に飽き、內外人共に秩序の回復、政道の良善を思ふのみ、故に事を擧げし一部のものは夔龍に鞭し狻猊を逸するの慨あるも、一般人民は之に響應せず、從て第一次革命の際の如く、兵を募れば直ちに集り、軍餉を求むれば商界は悅て之を辨じ、學生は自ら隊を組織し、女子亦劍を握りて立つと云ふが如き擧國一致的の應援同情なし、卽ち人心之に從はざりしは敗因の第一なり、更に戰略上より云へば、已に決心定まるや最先に武昌を衝いて人心を風靡せしめざりしは敗因の第二なり、北方海軍の策應豫期に違へる敗因の第三なり。機器局に於ける要塞戰の原理を加味せず、單に野戰の攻擊法に依り、內外人環視の中に敗を取り全局の人心に不利の情勢を來せしは敗因の第四なり。未だ河南安徽及江蘇の江北等に於ても、土匪の頭目其他との連絡密ならざるに卒爾長江を涉つて北伐を企て敗を招きしは之れ敗因の第五なり、南京は優勢の兵を提げ王者此處に據つて天下に號令するは適當の地なるも、劣勢の兵を以て長く優勢の北方兵に對抗し得べきの地にあらず、黃興の速に去て廣東に赴き、最後の決戰に出でんと圖りたるは戰略上至當の進退なり、廣東は南方派の策源地にして、廣東の財政は紊亂せりと雖も尙ほ當時七百五十萬元の存銀あり、且つ武器及び彈藥豐かなり、陸路江西に至るには陸路急行軍を以てすれば十五日にして到着すべし、假りに廣東兵五千を送來するとせば之を一萬の廣東兵江西軍に接濟すと傳へられんか、江西軍の志氣は倍加し湖南軍亦之が爲に振ひ四川の熊克武も力を得て奮戰すべく、福建貴州亦響應すべきや疑なし、雲南に至りて或は之と與せざらんも、雲南の地や素と僻遠の貧省にして、其向背は大局に影響なし、而かも廣東方面の成行、事心と違ひたるは之れ其敗因の六なり、而して其窮極する所は人心の和を得ざりしに歸着するが如し、世人如上敗因の情形を審にし置くときは、日後支那に於て再び爭亂等のことある場合、其趨

勢推想の參考に資すべきなり）

南方亂事擧り支那は愈々其政體の基礎を確立すべき時期に莅みたると共に、北京に於ては憲法の制定及び正式總統選擧問題の爲めに、議會は全力を出し、政府に於ては熊希齡氏の所謂第一流人才内閣は孜々として施政の改善に力むるに至れるが、正式總統も選擧せられ、民國承認の吉事も濟み、憲法草案は全文作成せられたるに、十一月四日一道の命令突如として發布せられ。參衆兩院議員中國民黨に屬し、又は該黨と關係ありし議員四百餘名に對し、謀叛に與みしたるの罪を以て議員たるの資格を剝奪し、爲に兩院其議員の法定數を缺くに至り、國會は事實上停會同樣の運命に陷れり、而して失格議員の多くは穩健の考を爲し、皆鄉里に歸り、智德を練り苦節を甘め、世人の同情自ら集り、同志も次第に加はるに至り、數年の歲月を期し、立憲的動作を以て政權の恢復を圖らんとすと聞けり、是れ誠に堅固適當の考にして、前途必ず其目的を達すべき日あるべき眞理なりとす。

竊かに武昌起戰以來の大勢を通觀するに、第二革命と云ひ國會停止と云ひ、其是非は暫く措き、大勢上より之を觀察すれば、是れ第一革命の續きにして、實に必至の趨勢此に至りて政局は一大段落を見たるもの稱するを得べし、而して目下北京政界にありては先づ中央行政會議を組織し、之を以て我が樞密院に似たる諮問機關とし、人心慰撫、責任分歸の用に供すると共に、他方に於ては國民黨議員以外の國會議員候補者を補缺とし、急ぎ議會を成立せしめ以て之を協贊機關となし、政府は此二機關を提げて進で政治の實際施設に向はんとするの狀態にあり、其施政の根本方針は則ち熊内閣の去る十一月天下に宣布せる所謂大政方針に擧けて詳なるが、實に革命以後の一大經綸策と謂つ可し矣。

二　大政方針の三大眼目

民國の一大經綸策たる大政方針を實施するに付ての大眼目は、（一）幣制借款（二）八十三州案（三）九大軍區案なりとす。

イ、幣制借款

幣制借款に付ては五國借款團は先づ各個に支那の幣制を研究し、各自其研究の結果を合して以て財團側の幣制案なるものを作成し、支那政府の考査せる案と對照し、大體に於て相一致する場合には卽ち幣制借款を貸與すべしとのことなるが、大政方針に於ける幣制案は先づ銀本位制を以て支那の幣制を統一し、更に進で金本位制となさんとする計劃なり、一方財團側にありても最初は銀本位となすを適當と考ふる向き多きが如くなれば、結局相互に意見の一致するものあり、又借款の擔保に付き稍々困難なる問題起るならんも、之れとても世人の想像するが如き程困難なる事情あるに非ず、故に多少の日子は要す可きも終局に於て成立す可きことは疑なかる可しと信ぜらる。

ロ、八十三州案

借款已に成立し、財政整理の見込確立するに至らば、八十三州案、九大軍區案も亦多少の變化を加へて實行せらるるに至る可く、而して現今の省制を廢し、所謂八十三州となすの案は、漢及宋代の制度を參酌したる根本的統治策の一に屬し、之が實施の曉に於て初めて行政諸般の基礎を確立するを得可きことは、猶ほ我が明治維新の後に於て暫くは封建的地方分權主義の狀態にありしものが、明治二年の版籍奉還及び明治四年の廢藩置縣に依りて現今の支那の都督にも比す可き舊大名の政治的權力は回收せられ、數百年來の封建制度は打破せられて此に初めて明治聖代の基礎確立せると同じかる可く、之よりして初めて實際の施設行はるべし。

ハ。九大軍區案

所謂九大軍區とは五十師團を中央直轄の軍隊と各省民政長の管轄す可き警察隊とに分ち、地方の土匪草賊の如きは後者即ち警察隊を以て彈壓し、中央直轄の軍隊は警察隊の力足らざる叛亂等に對して又は外戰の場合に初めて用ふ可きものにして、即ち康熙帝の支那を統一せる八旗、綠旗の配兵法の主旨と相似たるものあるなり。而して廢省改州案と九大軍區の配兵案と調和實施其宜敷を得んが、支那全土統一の實は此に初めて擧る可く、實に民國經綸の最重要なりとす。

以上の三大眼目各緒に就くに至れば、施政方針の細項の如き悉く實施緒に就くこと毫も困難ならざる可く、茲に於て彼の大革命の有形的經綸の一段落をなすものと謂ふを得可し。而して其期間は近く一年內外の間にあらんと思惟せらるゝを以て、我國に在りても、支那保全の國策に照し、又我立國の立場に鑑みて此際最も深く注意を拂ふ可き重大なる場合と信ず。

三　民國財政の前途

世人の多は大政方針所揭の財政計劃に對して悲觀せんとするの傾向あり、殊に大政方針の財政上に於て二億九千萬元の公債を計上しあるも、是れ其前年の公債元利及賠償金等の國庫空之の爲め拂殘を持越し來りたるもの及本年に期限到來の長期及短期借款等を總計したるものにして、是は特別會計として別に仕拂の方立を爲しあるものなり、然るに世人之を每年概來すべき公債に關する支拂額の情勢なりと早合點して、支那前途の財政を甚しく悲觀するものあり。余を以て之を觀れば歲入の計上を初めとして軍事費、一般行政費等の支出項目、外債及賠償金の仕拂額及方法特別會計の組立並に新稅の種類と收入額等を仔細に研究するに、左程非難すべき事由を發見せず、顧ふに歲入額三億一千七百萬元、內一億四千萬元は鹽稅及關稅收入にして悉く外債の擔保たり、而して行政費は一億四千萬元に達し、軍事費約一億一千萬（世人此軍事費の多額なるを憂ふる者あるも是は中央直轄軍隊と地方管轄警察隊の全費額を計上せし

著にして、從前に比し寧ろ遙に減じ居れり、殊に師團の實員現在の如く減少し居る場合には軍事費は尙多額を減じ得るに至らん)。其他諸雜費を加ふるときは約七千萬元の歳入不足となるも、之れ決して憂ふべきに非じ、此不足額は一、內外債に據るか二、更に政費を減ずるか、三新稅に據るか又は三策を併せ行ふか、何れにしても不足額塡補は差して困難を感ずるものに非ず、思ふに民間の國費負擔額は之を前淸時代に比すれば、實際に於て平均二割位を減じ居り、阿片禁止の爲めに政府は三千萬元を失ひたりしと雖も、民間にありては却て間接に三千萬元の餘力を生せる譯にて、阿片栽培地には木棉、豆類、桑等を以て之に替へ。農作物の大なる增加をも來せる事情あり(阿片栽培は其最も盛なる地方にては全耕地の二割以上に達すと云ふ)外國貿易の如きは革命擾亂に拘らず。兩三年以來。著しく增進せり、之れ實に民間富力の餘裕を生じたるに起因するものにして、之等の事情は新稅の實施に便なること勿論にして、新稅徵收の見積一億元亦過大と稱するを得ず、新稅豫期の額に達するを得ば如上七千萬元の歳入不足を補塡し得て更に三千萬元の餘剩を生ずる計算なり、而して此阿片禁止は革命亂後と雖も弛廢するに至らず、今や全國を擧げて大體實施せられ、此一事は支那前途の富力及び人民の體力、國民の元氣等に非常なる好影響を來す可く、社會の方面より見て最も重大なる關係あるものとす。

四　袁總統と熊內閣

大政方針と其經綸策は上述の如し、而して之を實施するに其人に存す、今の熊內閣は所謂人才內閣と稱せらるゝ所なり、然るに熊內閣と袁總統との關係に關し、外間稍々もすれば不和を傳へ、內閣動搖の說あり、然れども實際に於ては兩者の政見は大體に於て相一致する所あり、且つ大政方針の前提に述るが如く、此施政の成否如何を以て中國の存亡盛衰其の運命の分るの處なりと感じつゝあり、兩者共に眞面目に其實施に力む可き決心牢固たるものあり、現下其の不和の破裂すべき事情を發見する能はず、故に今後假令閣員中二三の更迭變化ありとするも、大政方針は大體に於て實施せらるものと考ふるを妥當とすべし。

五　名教の攪亂

今や支那に於て有形的經綸は前途或は樂觀を許すべきものありと雖も、獨り大革命の結果として支那の爲に最大最重なる問題は名敎の攪亂之れなり。蓋し支那は古來儒敎を以て國家社會經綸の根本となす、伏羲之を創し、堯舜之を明かにし、周公孔子之を大成す。易に所謂元亨は仁、利貞は義なり、此仁義を以て人間觀とし、之を全くせんが爲めに君臣、父子、夫婦、兄弟、朋友の五倫を立て、之より經禮三百威儀三千を作成して以て天下を統治せり。而して仁は愛なり、親なり、義は敬なり。中庸に所謂仁者人也。親親爲大。義者宜也。尊賢爲大。親親之殺。尊親之等。禮所生也。而して君臣の義は君、臣を使ふに禮を以てすれば臣君に仕ふるに忠を以てす、卽ち互に相敬するの義にして、君は社會

上敬の淵源たり、今共和政體となりたる爲めに、君臣の義缺けて所謂五倫は四倫となりしが爲め、社會は敬の淵源を失したるものにして、而して家に在りては孝は百行の本にして、子の父に對する孝の義は敬と愛とを兼ね、敬薄らげば孝道全からず、社會は禮讓を以て維持せらる、禮は敬を以て精神とす、人心孝敬を失へば禮讓此に廢る。歐洲の法治國にありては權利義務を以て人間觀とし、而かも其餘り無味乾燥なるが故に、耶蘇博愛の說を加へて人間觀を調和したり、彼に在りては義務の觀念小兒家庭の時代より素養せられ、長ずるに及て其觀念愈々強く、權利義務は能く社會の實際に行はるるも、名敎の國にありては禮讓の觀念廢る時は人々義務の觀念薄くして唯だ權利を要求するの我見のみ增長す。故に人々義務を盡さずして唯だ權利をのみ要求するに至れば社會の各方面は恐く爭を以て滿たさるべく、其情形は日本の現狀に按ずるも亦鑑みるに足る。事此に至らば如何なる善美の法制あり、如何に多數の兵力警察力ありとも、到底其禍亂を防壓し得ざるのみならず、夫等の力は適々以て潰亂を助長するの基たるべく、國家社會は遂に亡滅の運命に歸すべきのみ。一家仁一國興仁、一家讓一國興讓一人貪戾一國作亂、其機實に此の如きなり。

一國の經綸に形而上あり、形而下あり、形而上は難く、形而下は易し、日淸戰前我邦の歲入僅かに八千萬圓にして日露戰爭後歲入忽ち六億圓、然るに我邦世道人心の有樣今果して如何に、以て其難易の如何を見るべく、形而上經綸は實に賢者の業にして、事務政治家の企て及ぶべきにあらず、今支那に於ても心ある政治家は一樣に之を以て最重要事となし、其補救法を講じつゝありと雖も、未だ的確なる良法あるを聞かず。余輩も亦此問題を以て支那の現在未來及び日本の立國上に關する重大問題なりと覺悟し、其救濟に付き三案を得、今次北京に遊ぶの時、之を以て彼國の政治家等に參考に供したるも、未だ最善完達の安心するに足るの法術を案出するを得ざるを慨みつゝあり。予は切に望むらくは憂國の志士仁人、願くは彼國の爲め又日本の爲め、更に進で東洋全局の爲めに、此名敎維持の妙術を講明して、中華民國有形の大經綸を達成せしめんことを念とせれんことを。

革命後の支那

◎革命後の政治

一、總說

武漢の革命勃發して以來、各省一時に響應し遂に宣統帝の讓位を見るに至り、四千年來の專制政體は、玆に一變して共和の新政を施すに至れり、支那の上下は所謂革命黨の有志家、並びに外國留學出身の一部を除くの外は、未だ十分に共和の眞諦を知悉するものに非ずと雖も、其突如として此結果を見るに至りし原因を推究するに、最近數十年間に於ける外勢の壓迫に刺激され、新智識の啓發に衝動を受けて、何等かの變化を希望せる一般の青年有志家の急進的行動が舊來の施政に人心の厭忌を生じ居れる時勢の潮流を巧みに利用せるにより、此未曾有の大革命も、豫想の外に大波動なくして比較的圓滿なる局を結ぶに至れるものなるが如し、而して南北統一の實際に於ては妥協的なる支那國民性の遺憾なく發揮せられたる者と見るを得べし、

然れ共此妥協的統一の當然の結果として爾來二年間に亘る支那政治界は、引續たる南北の暗鬪及び權勢爭奪時期にして、中央地方共に何等見るべきの施設をなすの暇なく而て其爭鬪たるや必しも南人北人を意味するに非ず、北方を代表せる袁世凱と、南方を代表せる孫黃一派との權勢爭奪之れなり、元より革命後に於ける政黨は別項に述べたる如く簇生したれども、其多くは此二者に分類さるべき性質の

ものにして、只其色彩に濃淡の別あるも決して全然異色を有するものに非ず、要するに此二者の傀儡として政界に活動せるのみ、

蓋し第一次の革命に於て、南方人士は體よく袁世凱をして清朝退位の大業を遂げしめ、之に與ふるに總統の榮位を以てしたるも、其實權は文治に於ても、武事に於ても窃かに南方人士之を掌握せんと所期し居たり、されば政治上には同盟會を中心とせる國民黨の大勢力を擁し、軍事上にも黄興一派を擁して其宿志を遂行せんことを企圖せるなり、然るに北方に於ける袁世凱一派の蟠踞せる基礎は案外に固く、第一國都問題に失敗せし以來、南方國民派の北京に於ける急激なる改革意見は、北方に於ける舊思想の官吏と衝突するのみならず、袁總統始め其幕僚の爲めに掣肘され爲めに同盟會本位内閣たりし第一次唐内閣は、暫時にして失敗し、爾來南方國民黨領袖は遂に政權より遠かるに至れり而して段祺瑞の率ゆる軍隊、趙秉鈞の所部警察力は、事毎に國民黨政治家を脅威し、議會に於ける絶大多數も毫も其力を用ゆるに由なく、他方にては黄興の南京留守撤廢と共に軍隊上に於ける權力も亦盡く摧却されたり、

されば孫黄の閑職に蟄居すると共に、國民黨一派は悶々の情に堪へざるものあり僅に鬼才一宋敎仁ありて、國會の開會と共に正に暗中の飛躍を試むべかりしに、不幸上海に於て暗殺せられたるを以て、政界に於ける國民黨は事實殆んど致命傷を受けたるやの觀ありたり、此に於て乎宋暗殺事件は借款問題と共に好個政府攻撃の口實として、國民黨が北方に對し最後の逆襲を加へんと欲するに至りしは是非なきことなり、之れ所謂第二次革命の根源にして、偶李烈鈞の革職によりて國民黨急激分子を起たしむるに至りし所以なり、而して革命後に於ける南北の政爭に於て南方派の不利なる狀況を見るに至りし主たる原因は、立憲的の論爭に於ては國會に於て多數を占めたるに拘はらず、軍隊警官等の脅迫を受けて抗爭する能はざると、武力に訴へんと欲せば民心の亂を厭ふて之に應應せざるによる、

蓋し第一革命以來一般の民心既に亂を厭ふて平和を翹望すると切なるを以て、干戈の再起を見んよりは寧ろ袁世凱の專制に服して一日の平和を欲するの傾あり、爲に第二次革命軍は遂に民心の歡迎する所とならず、第一次革命の首動者も一朝にして擧て亡命客たるの慘況を見るに至れるなり

而して今や袁は正式大總統の就任と共に、一面クーデターによりて國民黨一派の反袁分子を中央政界より一掃し、其領袖は海外に亡命せり、されば彼等が捲土重來するは猶多少の歲月ありと觀せざるべからず、此故に革命以來連續せる政權の爭奪戰は、一先づ袁の勝利に歸して、之より袁は自己の施政の方針を定めて、思ふ儘に其實行に着手せんとするの秋にありと云ふべし、

此の如く最初に於ける有邪無邪なる南北妥協の結果は內治上に於ては所謂革命黨の主唱せる共和の精神は、漸次袁世凱の爲めに侵蝕されたる結果、今日迄に於ては其施政方針は寧ろ共和の假面によりて專制の實を行ふと云ふを妨げず、從て省制問題都督問題等何れも袁一派の意中の儘に決

せられて怪まざるの勢を見る、

蓋し此の如き專制主義の怪まれざるは、其依る處共和に對する人心の厭忌にして、其主因は革命黨員の人心を失へるに基く、革命以來地方行政の局に當りしものは、多くは革命黨出身の年少氣鋭の士にして、此等は何れも從來の政治に經驗なく、一意舊制破壞に急にして、其施設頗る民心の傾向如何を顧みず、殊に官吏の任用に關しては、請托多きが爲めに往々不都合なる官吏を出し、此輩は官威を假りて私福を營み、或は權力に托して私怨に報ゆるが如きを敢てし、加ふるに財政膨脹して政費足らず、勢新稅を起して之に充つるに至り、猶加るに新敎育制度によりて鄕黨の舊慣を打破し、其勢流れて士君子の擯斥を買ふに至る、此等の弊害は地方民をして、共和の新制を非難せしむるの資料となり、殊に一部人士を除くの外、未だ共和革命の眞義を知るもの稀に、往々共和によりて德政を希望したる者ありしを以て、其所期の大なるに反して失望する事甚しく、爲めに事毎に寧ろ舊制を回顧するに至りしものなり、されば最近發表せし熊內閣の施政方針中にも、明かに二年來共和政治の失敗を擧げ、殊に吏治澄清方針に於ては、舊制に復して官吏の同省迴避の制を置き、連坐の刑を設け、官吏任用の資格を嚴にせんことを述べ、且つ地方自治に就ても舊制復興を言及するに至れり、

其他社會風敎の問題に就ても共和以來の變態は著しく一部の厭惡を招き、之れ亦政治と相俟つて共和政を呪はんと欲しつゝある處なり、されば昨年來帝制復活上奏が湖北省民の手に出で、孔敎維持の運動が江西廣東の各地に於て盛んなるが如きは、殊に著目すべき點なりと云ふべし、

之を要するに二年以來の政治界に於ては、革命の與へたる未曾有の大震動の余波未だ平らず、第一次に次ぐに第二次の革命戰亂あり、支那の上下を擧げて猶混亂の時代を脫せざるが如し、故に共和政治の功課を論評するは早計に失するが如きも、其政治の各方面に於て漸く復舊的兆候あるは殊に注意すべし、之れ蓋し袁の專制能く支那の天地を動かすに非ずして、支那四億の民心が袁の專制を迎合するの傾を有するの點あればなり、

二、清廷の退任と南北の統一

革命軍は一九一一年十月十日（宣統三年八月十九日）武昌に勃發せしより、次第に各省の響應を得て其勢を逞ふし、遂に根據を南京に置きて、各省の代表者を會し、臨時政府の組織を企てたるが、十二月三十一日十七省の代表は會合して、孫逸仙を擧て臨時大總統とし、改元して民國元年と稱し、以後凡て陽曆に改正する旨を布告す、かくて一九一二年一月一日、孫は南京に赴きて大總統に就任し、三日臨時政府を成立せり、之より先き北京政府は、內閣總理袁世凱に命じて革命軍代表者伍廷芳と媾和條約を訂結せしめたるが、南北妥協成立するや、大淸皇帝辭政優待條件八ヶ條並に淸皇族其他待遇に關する條件七項を規定し、二月十二日（宣統三年十二月二十五日）皇帝辭位の上諭發表さる、實に淸廷最後の勅文なり

上諭　第一

隆裕皇太后ノ懿旨ヲ奉ス曩ニ民軍事ヲ起シ各省響應シ國内沸騰生靈塗炭ニ苦ム特ニ袁世凱ニ命シ委員ヲ派シテ民軍代表ト大局ヲ討論シ國會ヲ開キ政體ヲ公決セン事ヲ議セシム兩月以來尚確タル辦法ナシ南北情角互ニ相持シ商家業ヲ止メ兵士ハ野ニ露營ス徒ラニ國體一日決セサレハ生民一日安カラス今全國人民ノ心理多ク共和ニ傾キ南部中部ノ各省既ニ義ヲ前ニ唱ヘ北方ノ諸省亦後ニ主張ス人心ノ嚮フ所天命知ルヘシ朕亦何ヲ忍ンテ一身ノ利害ヨリ億兆人民ノ希望ニ逆ハン竝ニ外大勢ヲ觀内輿論ヲ審ラカニシ特ニ皇帝統治權ヲ公衆ニ與ヘ全國ヲ定メ共和立憲政體トナシ近ク海内ノ亂ヲ治メ遠ク古政ニ協フハ天下ノ公議ト爲ス袁世凱ハ曩ニ資政院ノ選舉ヲ經テ總理大臣ト爲セリ方ニ新舊代謝ノ際宜シク南北統一ヲ計ルヘシ卽チ袁世凱全權ヲ以テ臨時共和政府ヲ組織シ民軍ト統一辦法ヲ協商シ凡テ人民ノ安堵海内ノ泰平ヲ期セヨ卽チ滿、漢、蒙、回、藏ノ五族ヲ合シ領土ヲ保全シ一大中華國トナセヨ朕ハ既ニ權退シテ寬々悠々歲月永ク國民ノ優禮ヲ受ケ親シク眞政ノ恢興ヲ見ル豈悅ハシカラスヤ

上諭　第二

隆裕皇太后ノ懿旨ヲ奉ス曩ニ大局危急兆民困苦スルヲ以テ特ニ内閣ト民軍トニ命シ皇室優待ノ各條件ヲ商議シ平和解決ヲ期セシム茲ニ伏奏ノ優待條件ニ依テ宗廟陵寢永遠ニ祀ヲ奉シ先皇ノ陵制舊ノ如ク修築シ皇帝政權ヲ離ル、モ尊號ヲ廢セス并ニ皇室優待八箇條皇族優待四箇條滿蒙回藏待遇七箇條ノ上奏ヲ得タリ之ヲ至當トナシ特ニ皇族及滿蒙回藏人等ニ宣示シ今後力メテ敵愾ヲ除キ共ニ治安ヲ保チ重ネテ世界ノ昌平ヲ見共ニ共和ノ幸福ヲ享ケン事亦朕ノ望ム所ナリ

皇室優待條件

第一條　大清皇帝辭位ノ後尊號猶存シテ廢セス中華民國ハ各國君主ヲ待ツノ禮ヲ以テ待遇ス

第二條　大清皇帝辭位ノ後歲費ヲ四百萬兩トシ清貸帝政體ノ後改メテ四百萬元トナシ中華民國ヨリ支辦ス

第三條　大清皇帝辭位ノ後姑ク宮禁ニ居リ後頤和園ニ移ル侍衛人等ハ條規ノ如ク留用ス

第四條　大清皇帝辭位ノ後其宗廟陵寢永遠ニ祭ヲ奉シ中華民國ヨリ適宜衛兵ヲ置キ愼重ニ保護ス

第五條　德宗皇帝ノ陵未タ工事終ラサルハ制ノ如ク修築シ其典禮ヲ來ス尚舊制ノ如クシ所要經費均シク中華民國ヨリ支出ス

第六條　前ノ宮中用フル所ノ人員常ニ照シテ留用ス唯以後更ニ宦官ヲ加フルヲ得ス

第七條　大清皇帝辭位ノ後其現有資產ハ中華民國ヨリ特別保護ス

第八條　現有ノ禁衛軍ハ中華民國陸軍部ノ節制ニ歸シ其數及俸與尚舊如クス

皇族待遇條件

第一　清國王公世爵概ネ舊ニ由ル

第二　清國皇族ノ中華民國家ノ公權及私權ハ國民ト同等トス

第三　清皇族資產ヲ一體ニ保護ス

第四　清國皇族ハ兵役ノ義務ヲ免ス

滿蒙回藏各族待遇條件

滿蒙回藏各族共和ニ贊同スルニ依リ中華民國ハ左ノ待遇ヲ爲ス

漢人ト平等ニ其現有ノ資產ヲ保護ス

滿蒙王公爵秩祿ヲ舊ニ依ラシメ王公中生計困難ノ者ハ法ヲ設ケテ生計ヲ助ク

八旗ノ生計ヲ調査シ未タ調査セサル前ハ俸與舊ニ依リテ支給ス從前ノ營業居住等ノ制限ハ一律ニ除去シ各州縣其自由入籍ヲ許ス滿蒙回藏現有ノ宗教ハ其自由信仰ヲ許ス

以上ノ條件ハ制規公文ヲ以テ雙方ノ代表ヨリ各國ノ北京駐在公使ニ照會シテ各外國政府ニ電達ス

清廷退位と共に、北方に於ける袁世凱の總理大臣は當然消滅し、南方に於ける南京政府は臨時政府の形態を有するも、基礎未だ定まらず、當時の支那は殆んど無主權の狀態となりしが故に、二月十三日孫逸仙先づ臨時大總統の職を

辭するの宣言を發し、併せて袁世凱を後任に推擧したるを以て、南京參議院は二月二十二日一致を以て袁世凱を臨時大總統に選擧し、而して袁の南下を要請せんが爲め歡迎特使として教育總長蔡元培を北京に特派せり、然るに當時偶國都問題起り、袁を始め北方に於ては袁の南下を喜ばざる者多く、偶然にも蔡特使一行入京の後二日に於て、北京に於て第三鎭の掠奪あり、次て天津保定に於ても、暴擧あらんとするや、袁は此を假りて南下を拒み、遂に三月十月北京に於て坐して大總統に就任せり、於是乎南北統一始めて成れり、初め南北妥協の際に於て、袁を大總統に推すの條件ありし事は疑ふ可らざる所にして、之れ人心已に亂を厭へると一は袁が政治上の經歷手腕あるに信賴するによりたるなり、

袁世凱の大總統に就任するや、國都問題は南京政府側より唱道され、南北の朝野各贊否を論じ言論界も亦論難する處ありたるが、袁は先づ北方に於て北京建都論を述べ、形勢上經濟上並に外交上遷都の不利を痛論せしめ、一面北方の暴動によりて北京に就任するに至りしを以て、遂に國都論も消滅するに至れり、

三、內閣の更動

一、唐內閣

袁世凱臨時大總統に就任するや、三月十二日中華民國臨時約法を宣布し、十三日唐紹儀を國務總理とし、十五日內閣員の人選を了りて參議院の同意を求め、三月三十日正式任命を了れり、於茲乎民國初次の內閣始めて成る

內閣員は

國務總理	唐紹儀	外交總督	陸徵祥
內務總長	趙秉鈞	財政同	熊希齡
陸軍同	段祺瑞	海軍同	劉冠雄
教育同	蔡元培	司法同	王寵惠
農林同	宋教仁	工商同	陳其美
交通同	施肇基		

にして此內趙、段、施、陸、熊を除けば、盡く同盟會の領袖たれば、舊同盟會中心の內閣と稱すべし、然れども內務陸軍、海軍、財政、交通の要職は、凡て袁世凱の直系並びに非同盟會派に屬する人物なれば、內閣は其成立の當時に於て既に一致を欠きたるが如し、果然內訌に加ふるに唐紹儀の白耳義借款問題は參議院の反感を買ひ、唐は六月十五日遂に病に托して天津に下り、十七日休暇を得て陸徵祥之に代りたるか、遂に二十七日を以て國務總理を免せられ、民國第一次の內閣は不幸短命にして夭折し了れり、

蓋し唐內閣沒落の半面には、袁が同盟會の專橫を見て快しとせず、且つ同盟會員の獵官運動に備ふる爲め、共和黨及び共和統一黨を操縱して之に對峙せしめんとしたるにより其結果共和黨に屬せし熊希齡と、唐との相排擠せること實に其主因なりと稱せらる、

二、陸內閣

唐總理の天津落と共に、外交總長陸徵祥臨時代理たりし

が、六月二十九日唐の辭職と共に之に代る、蓋し陸は久しく歐洲に外交官たりしを以て、內治に就ては全く無經驗なれども、袁は同盟會に屬せる唐の辭職を機として超然內閣の組織に意あり、故に從來何等政黨に關係なき陸徵祥を擧げて國務總理たらしめ、以て自己の手足たらしめんと計畫したるによる、而して唐內閣に閣員たりし蔡教育、王司法、宋農林、王工商次長（陳は任命されしも就任せず、次長王正廷同盟會員として總長代理たり）は七月十四日連袂辭任し熊財政は唐排斥の嫌疑を以て同盟會の深く怨む所となり、且つ借款問題に關連して職を退き、國務員としては僅に趙秉鈞、段祺瑞、劉冠雄の三名を剩すのみ、國務の進行すべくもあらず、加ふるに陸總理の推選せる財政、交通、司法、教育、農林各總長の候補は、何れも參議院にて否決さるゝに至りしを以て、陸總理は全く議會の侮蔑する所となり、第二次國務員の推選は陸相段祺瑞をして代らしめ、七月二十六日漸く財政總長周學熙、農林總長陳振先、交通總長朱啓鈐、教育總長范源廉、司法總長許世英の任命を見るに至れり此時に當り北京に張振武事件あり、湖北選出議員は國民黨議員と共に內閣の不信任を議決するあり、一面軍警の跋扈漸く甚しきに至り、陸は快々として樂まず、且つ難局に屈するの勇氣なく、九月二十一日遂に病に托して其職を退けり、

三、趙內閣

陸內閣の倒るや、袁世凱は自己の腹心の股肱趙秉鈞を總理に推選し、參議院に於て反對二票に對する六十九票の大多數の同意を得て總理に就任せり、趙は袁恩顧の郎黨にして、從來內務總長として北京の軍警を指揮し、頗る辣腕を振ひたるが、總理として果して適任なりやは內外の疑問とする所なりき、但し陸總理の辭任によりて內閣員の異動なく、教育總長范源廉が民國二年一月辭職して劉冠雄一時兼任たり、次で三月陳振先の兼任となりたると、外交總長梁如浩が露蒙條約に依りて辭任し十一月陸徵祥再ひ出てゝ之に代りたるのみ、かくて民國二年四月に至り借款違法調印問題によりて趙總理及周總長は國民黨員の爲めに猛烈に彈劾され、加ふるに宋教仁暗殺事件の起るにより趙總理は有力なる嫌疑者として南方人士より決廷に召喚を求むるに至りしを以て、趙は止むなく病と稱して請暇し次て其職を退くに至れり、

宋暗殺事件の曝露するや、袁の信用地を掃ひ、各省都督並に南方一帶の人心は漸く反袁の感情を生じたり、此時に當り正式國會の開會あり、袁に反對せる國民黨議員は兩院を通して絕對過半數の優勢を示せり、於此袁は四月二十四日密かに趙周陸三名を代表として咄嗟に五國大借款を訂結せしめたり、かくて此財力を擁して直ちに國民黨に對する進歩黨を組織し、議會の大勢を動かさんとしたり、

かくて政界は幾多の曲折を經たるも、此二大政黨の對立に對し、兎に角現內閣の改造を急とするに一致し、かくて借款違法調印問題を提げて、趙國務總理及び周財政總長を彈劾せんとし國民黨は一擧して政府を推倒せんとし國務院全體の彈劾案を提出せり、而して當時政界にありては借款關

係たる總理及財政總長一部彈劾案說と、彈劾案は結局內閣改造なれば內閣問題を決定すべしとの二說ありて、一致を見るに至らざりしが、結局角七月四日衆議院に於て、國民進步、共和政友四派の彈劾案は各別に提出され、國民黨主張の如く有効の決議となれり、

袁總統は彈劾案發生以前、早くも其消息を聞知したるも趙周二人の辭表提出に際し、末だ退職を許さざりしが遂に趙秉鈞の職を免ずるに至りしなり

四　段內閣

五月一日趙秉鈞請暇するや陸軍總長段祺瑞臨時總理たり七月十六日趙の免職と共に、十九日段國務總理となりたるも、幾もなくして三十一日熊希齡內閣に代れり段內閣の國務員は工商總長劉揆一辭任して次長代理し、內務總長、財政總長（休職）何れも欠員にて次長之を代理せり、

段內閣總理代理中は所謂第二次の革命あり、五月二十四日徐寶山暗殺され、同二十九日上海に於て南軍の機器局攻撃あり、六月九日李烈鈞免職され、七月武昌改進團の擾亂あり、遂に湖口の戰亂あり、九月三日南京の占領に終る迄時局紛亂の際なりしを以て段の武斷政治によりて局面を維持するを得たり、

但し政府は一面時局の壓迫を受けて到底此內閣を維持する能はざるにより、內閣の全部又は一部の改造を行ふの要起り、所謂短期內閣案なるものを生じたるも、代理總理段祺瑞は之に贊成せず、寧ろ國會を促して、速に正式政府を組織するに若かずとせり、而して內閣改造に付ては國民進步兩黨の協商により、國民黨進步黨をして內閣組織に當らしむべしなど、政界の情僞紛糾し、官僚內閣混合內閣說等を生じ內閣改造問題は一時政界の視聽を動かしたるが、結局短期內閣を以て正式內閣の基礎とし、任用其人を得れは將來更迭を行はざるに決したるが、一面兩政黨の情勢は第二次革命と共に國民黨の勢力今や多數を制する能はざるの勢となりしを以て、遂に七月二十三日議會に於て熊希齡を擧げて總理となすに決し、七月三十一日を以て熊希齡を內閣總理に任ずるの命令を下せり、

五　熊內閣

熊希齡は八月二十二日熱河より着京したるが、本內閣は所謂人材主義を標榜するが爲め、閣員の選定甚だ困難なりしも、遂に九月五日參議院の同意を求むるに至り、十二日新閣員の任命あり、卽ち段陸軍劉海軍を除く外、全部內閣員を更迭し、外交孫寶琦、內務朱啓鈐、敎育汪大燮、司法梁啓超、交通周自齊を擧げ、熊總理自ら財政總長を兼ね、張謇工商總長を以て農林總長を兼ねたり、之れ現時の內閣なり、

此內閣に於ては、從來幾度か就任の勸誘を却けし梁啓超張謇が、出でゝ內閣員に列するに至りしは非常の成功と云ふべく、熊自ら財政總長の要職を兼たるに至りしは心中自ら期する所ありしなるべし、されば熊希齡は新任以來直ちに施政方針要領を公表し、次に大政方針を發表して其政見

を公布する等、極力現今支那に於ける眞面目の改革をなさんと試めるが如し、

四、各地の內訌と第二革命

第一次革命は南北の妥協によりて統一せられ、支那は一時平和を見たるも、前述せるが如く中央政界に於ける暗鬪と共に、地方各省には到る處黨爭行はれ、各政權の爭奪を事とし、之れが爲め暗殺並に殺戮の行はるゝこと珍からず其尤も甚しきは湖北及廣東等なりとす、

殊に中央地方共尤も恐れたるは宗社黨再起にして、之れが爲め各地に於て陰謀計畫嫌疑者として殺戮されたるもの少なからず、其或者は多少の形跡なきに非ざりしも、多半は端を假りて反對黨又は私怨に報いたるに過ぎざるが如し此の如く各地方に於ける騷亂堪へざると共に、蒙古方面に於ては庫倫政府の獨立により、長城外に於ては革命以來不斷の戰鬪行はれ、其他河南に於ては白狼の匪徒横行して未だ勦平さるるに至らず、

然るに民國二年七月に至り、多年中央政界に反目し居たる國民黨派は、公然討袁軍の旗幟を擧げて、所謂第二革命を起すに至れり、其然る所以は近く宋敎仁の暗殺事件に端を發したるものなれども、其由來深きは上述せる所の如し、

始め安徽江西湖南廣東四都督が、中央政府借款違法調印問題に聯合反對するや、袁は如何にもして此四省都督を排斥せんとし、全力を傾注して先づ江西都督李烈鈞を免職し、廣東都督胡漢民安徽都督柏文蔚を轉任せしめ、上海九江に兵を派し南方を激發せしめさる範圍に於て武力的壓迫を加へんとしたるに、七月六日李純の率ゆる河南第六師の一部は、林虎の率ゆる江西軍と沙河鎭に於て衝突し、遂に南北開戰の端を開きしかば、各省も獨立を宣言するに至れり、之より先き武漢の黎元洪部下は、元來各種の分子より成る爲め、陰謀衝突絕ゆることなかりしが、遂に南方國民派と通謀して第二革命を起さんとしたるも、早くも黎の探知する所となり、六月二十四日初めて陰謀者數人の處刑を見、爾來連日陰謀者の檢擧を行ひたる爲め遂に大事に至らざりき、

かくて七月十二日黃興は南京に赴きて獨立を宣言し、自ら討袁軍總司令と稱し、李烈鈞と相應じ柏文蔚をして臨淮に陳其美をして上海に占據せしめ、公然討袁の旗幟を建てたり、

七月二十二日孫逸仙は左の宣言書を發せり

革命後講和締結せらるゝや南北統一せり依つて予は參議院に對し臨時大總統として袁世凱を推薦し彼に希望する坦懷眞摯にして共和政府に誠實ならんことを以てし且つ支那四億民衆が如何に彼に信賴を措き居るかを立證したり而して爾來予は務めて政事に關するを避け專ら彼を援助しその行動が國民の間に疑惑を生ぜしめたる時も又其後國民中にても有識の士等が予と共に彼を戒めたる時に於てすら予は依然として袁後援の計畫を變更せざりき然るに圖らずも宋敎仁事件勃生し袁の陰謀事件悉く發露するや此處に予は初めて彼に反對を爲すに至れり若し彼にして一片體面を重んずるの精神あらんには斯く輿論の己に反對なるに至らば須らく其職を退き以て人民の心を融和せざるべからざるものなるに不幸彼は平然其職に在り然も其爲す所悉くこれ利己的目的に出でざるはなき有樣にて遂に今回南方人民をして餘儀なく武器を把つて彼の排斥を爲すに至らしめたり國家の安危及び國民の生死如何はこれ偏に彼が

公職に止まるや或は去るやの採決に繋るものなり彼は國家の幸福を自己一の利害問題の前に置かざるのみならず國家を爭戰の渦中に投じ以て人民の生命を犧牲に供し只單に其地位を維持せんとしつゝあり我共和政府は今尚ほ幼稚にして斯る先例を作るは最も危險なりされば予は此際衷心國民に希望する所は宜く袁に引退を求むることにして然らば戰爭も終熄し國家又救はるべし云々

同日袁は政府公報を以て、滔々千余言革命以來治績の擧らざる所以は、其責革命黨にある旨を宣言し、黃興、陳其美、柏文蔚の叛跡顯著なるを以て、榮典及び軍職を剝奪し、張勳馮國璋に命じて之を討伐せしむるの令を發せり、

かくて七月二十三日以來、上海に於ては南軍の機器局攻擊ありたるも擊退されて兵威振はず七月二十七日岑春煊は上海より潜かに廣東に赴き、南京方面にありし黃興も又二十九日南京を去りしを以て、討袁軍旗を撤するに至り、南軍の勢威遂に擧がらず、一面徐州方面も北軍に占領され、爾來戰況不利、八月二十五日湖口砲臺は北軍に占領され、爾來戰況不利、八月九日李烈鈞歐陽武は吳城陷落の報と共に遂に逃走するに至りしを以て、北軍は十五日南昌に入り江西全く平定せり、上海にては機器局の襲擊、南軍の敗北に次て、八月十三日吳淞砲臺の陷落と共に、上海方面の戰局は一段落を告げたり、

但し南京にては、八月七日戴天仇、何海鳴等不意を襲ふて南京の再獨立を計り、其後何海鳴は獨力最後迄徐寶珍及張勳の攻擊に堪へしも、遂に八月三十一日及九月一日の激戰に破れ、二日遂に陷落するに至れり

江西に於ける南北決裂の戰報により福建湖南廣東も一時獨立を聲言したるも、廣東は八月三日湖南は十五日何れも獨立を取消し、福建も次で獨立を取消する至れり四川は八月五日重慶に於て、熊克武獨立を宣言したるも、九月二日遂に鎭定さるるに至れり、

之より先き八月二日岑春煊は廣東を去りて南洋に、八月五日孫逸仙は福州より臺灣を經て、遂に日本に亡命し、其他黃興以下南軍の領袖、多くは前後して日本に亡命するに至り、第二次革命も終りを告げたり、

北京に於ては、袁は國民黨を壓迫して八月四日孫黃を除名せしめ、次て第二次革命に干連せる疑ある國民黨議員の逮捕を行ひ、次て十一月四日に至り、突嗟「クーデター」を行ひて參衆議院に於ける國民黨三百九十余名を一網打盡して謀叛罪に問ひ、議員の資格を取消せり、於茲乎同盟會を中心とせる國民黨分子は政界に一掃せられ了れり、

五、正式大總統就任と民國憲法問題

南北統一と共に、政府は南京全議院に於て制定せし臨時約法に遵據する所なりしが、爾來民國憲法の制定に就て、朝野の間に議論多く、民國二年四月正式國會の成立と共に二年六月憲法起草委員會速成建議となり、議院は委員互選規則を議定し、七月十日來以委員會を開きて、草案の作成に力めたり、然るに袁世凱は憲法條項中特に大總統の權限に關し、多大の希望ありたる爲め、別に民國二年四月國務員及び各省都督より代表者を推選せしめて、討議したる憲法研究委員會にて、憲法草案を作りて、之を實行せしめんと

し、從て憲法に關し紛議を生ずるに至れり、而して當時之と共に起りしは憲法總統先後問題にして、正式大總統は憲法制定以前に選擧すべしとの說と、憲法制定後にすべしとの說あり、前者は民國目下の形勢に鑑み、一日も早く大總統を選任して、中外の信用を繫くを最大の急務なりとするにありしが、列國の民國承認は大總統就任と同時なるべしとの外交上の關係は、遂に本說の勝利を占むるに至り、九月十六日憲法起草委員會に於て、先づ大總統選擧法の起草を了り、同十月二日議會にて議了せらるゝや、十月六日袁世凱正式大總統に就任し、十日就任式を北京太和殿に擧行せり。

然るに憲法起草委員會は其後十月三十一日民國憲法案に關し修正可決したるが、袁總統は該委員會に國民黨員多數を占めたるを以て、當初より歎焉たるものありしにより、遂に憲法案の議會に提出さるゝに先ち、十一月四日クーデターを行ひたれば、議會は遂に不成立を告げ、憲法制定の前途も今や測る可らざるに至れり。

六、クドデターと中央行政會議

十一月四日のクーデターは、實に憲法起草委員會の決議草案が、袁總統の夢みつゝありし憲法と甚に霄壤の差あるのみならず、若し機を逸せば總統の實權空名に歸するの虞あるを以て、十萬の軍警と自己藥籠中の各省都督及び民政長とを手足とし、其地位權力を利用して。名を叛亂罪に藉りて國會を擊碎したるものなるが、袁も流石に國會維持說の論議紛出するを以て、國會廢止の暴擧を言明するに至らず、只之と共に曲りなりにも民國たる體面を維持せんが爲めに、一時を彌縫するの策として、中央行政會議を組織せんとし、翌五日國務院をして各省都督及民政長に打電せしめ、年齡三十五歲以上にして行政界に十年以上經驗あり、世界の大勢に明かに品學兼優なるもの二名を卽時選派上京せしむべしと令せり。

會議の組織は總統府八名、國務院四名、各部より一名、各省より二名、之に國務總理及各部總長を加ふるものなれば、合計七十五名の委員よりなるべく、會議の權限は法律の制定、歲出入の豫算、稅法及公債、人民の請願、政治の得失に關係あるもの、議定等にして、略國會に似たるものなるが如し。

七、地方行政問題

革命後政治上の問題としては、中央に於ける憲法問題と共に地方行政の問題に屬するもの多く、其重なるものは第一都督問題、第二省制問題なり。

一、都督問題

都督問題は所謂軍民分治の問題にして、元來各省の都督は武漢革命の際、一時權宜の辨法として設立したるものなるにより、夙に撤廢の議あり、嘗て武昌の黎元洪之を主張したりしも、廣東都督胡漢民の反對あり、其他各省は何れも絕對に反對するにあらずして、時期尙早との議論多く、民國元年中直に實行を贊成するもの二省、秩序整頓後贊成のもの五省、軍備完成後贊成もの六省、當分現狀維持希望の者五

省の色別なりしか爲め、着手するに至らざりしが、袁總統は正式大總統就任後、軍民分治の實行を期せんとし、先づ都督を廢して要衝地に鎭守使を置き、以て軍隊の節制を爲さしめ其他は民政長を以て保衞せしめんとの希望あり、熊希齡も其大政方針中に、都督を陞して軍政專門に當らしむる旨を述べたれば、何れにしても軍民分治問題は近く解決さるべきならん。

省制問題

省制問題は南北統一後廢止論稍りに行はれたるも、事實上困難多く、只全國軍區の劃分を以て、民區との混亂を免れしむるより他なきが故に結局省制をして其儘存置するを便とすとの方針なりしが、熊希齡は大政方針中に左の計畫を述べたり。

地方行政を改定して二級とし、道を以て第一級とし、縣を以て第二級とし、縣を三等に分ち、道縣署には各分司分課を設け、且つ事務繁劇地方僻遠の縣には丞尉を設けて縣の四方に分駐せしむ。

中央には常設官に非ざる巡按使を設け、諸道を按察して賢否を効擧せしめ、或は數道を合して之を管轄せしむ云々、其他近時全國八十三州に分つの案を提出するの說あり、何れにしても地方行政の統一は政府の專ら力を傾注せる處にて、三級制度は統一上困難なれば二級制度を採用するの方針にて、地方官制案を起草せるものなれば、恐らくは省制問題も亦此標準によりて實施を見るに至らん。

八、官制改革

中央官制

民國元年四月二十九日統一政府成立するや、政府は先づ中央官制の制定に着手し、六月二十六日國務院官制を公布し、次て中央各部の官制を發布せり。

國務院

國務院は國務員を以て組織す、國務員は總理の外左の各部總長なり、

財政總長
外交總長
內務總長
陸軍總長
海軍總長
司法總長
敎育總長
農林總長
工商總長
交通總長

但農林工商の二部は、合併問題生すれども、未だ實行するに至らず。

國務總理は國務員の首領として行政の統一を保持し、國務會議に於ては、法律敎令案、豫算案、軍隊、條約、宣戰講和簡任官の進退、各部の權限爭議其他の事項を決議す。

其他國務總理に直隸するものは、法制局、印鑄局、蒙藏

事務局、銓敘局、臨時稽勳局、法典編纂會等にして、各官制公布せられたり。

各部官制

各部官制通則は民國元年七月十八日發布されたり卽ち各部には總長の外左の定員を置く

次長	一人	（簡任）
秘書官	四人	（薦任）
參官	二人	（薦任）

特別の狀況により六人に增加するを得べし

各司長	一人	（薦任）
僉事	若干	（薦任）
主事	若干	（委任）

（官制は凡て之を省略す）

地方官制

革命の變亂によつて、多大の變革を見たるは寧ろ地方の政治なり、從來の總督巡撫制度は一變して都督民政長の制度に變して著しく其權限を異にし、而して從來地方督撫の管轄に歸せし外交財政の諸官吏が、中央政府に統一されたるが如き之れなり、而して今日に於ては、都督或は民政長を兼管して軍民の二政を兼ね、未だ軍民分治の實施を見るに至らず。

而して上述の如く地方官制未だ公布せられざるを以て、今日の暫行條例は何時廢止に至るやも知る可らず、現に熊內閣は其施政方針に於て、二級制を主張し且つ全國八十三州案を唱道しつゝあり、此の如くんば地方制度改發の日亦遠しとせざるが如し。

革命により地方行政官廳の改廢多しと雖も、未だ行政區域の變更を見るに至らず、熱河改省問題の如き、內蒙古行省の如き何れも實行されず、只暫行條例施行の結果、各縣の名稱變更ありしは注意すべき處なり。

今左に現行地方官制大略を擧ぐ。

一、都督府官制

都督は元來軍政の長官なるも、今日地方長官を兼ぬるものあるを以て茲に序に述ぶ。

民國內を若干師區に分ち、其情形により二區以上を合して、都督一人を設け各區內の軍隊を統轄せしむ、但し師區制定以前は、暫時各省に都督一人を設けて、該省の各軍隊を統轄す。

都督の設置廢止は凡て國務會議の決定によるものにして、都督は大總統に直隷し、凡そ軍令に關する事宜は參謀部の指揮を、軍政に關する事宜は陸軍部の區處を受く。

都督は地方治安の關係上、地方長官其他地方官の請求により情況によりて出兵をなすの權あり、而して職務執行上地方と關係あるものは、地方官と協議して之を行ふ。

都督の地方行政長官を兼任するものは、外省各官廳組織令によるも、通常都督府の組織左の如し、

都督	一人
參謀長	一人
參謀	五人乃至六人

副官長　一人
副官　四人乃至六人
書記　二人
課長　各課一人
課員　各課二人乃至四人

都督府に左の四課を置く、

軍務課
軍需課
軍醫課
軍法課

二、地方行政官廳

民國二年一月、現行各省地方行政官廳組織令を公布せり、之れ蓋し地方行政編制法、及び地方各項官制未公布前に於ける臨時規定にして、本條例によれば蒙古西藏青海地方を除き其他の各省は左の如くす。

一民政長を以て行政長官とす、

一都督を以て民政長を兼任せるものは行政長官とす、

各省には行政署を設け左の各分司を置く、

總務處　秘書　科長　科員
內務司　司長　科長　科員
財政司　同　同　同
教育司　同　同　同
實業司　同　同　同

順天府は府尹を以て行政長官とし、府尹公署には左の定員を置く、

內務科秘書　科長　科員
財政科　同　同
教育科　同　同
實業科　同　同

三、各道

從來の各道臺を改めて觀察使とし、各省行政長官より上申し、國務總理之を任命す、各觀察使の管轄區域は舊道臺の管轄區域に同じ。

觀察使公署には秘書一人を置き、其他左の各科を設く、

內務科　科長　科員
財政科　同　同
教育科　同　同
實業科　同　同

本令施行後各道所屬各府の直轄地方なきものは之を廢し、其他本令と牴觸するものは凡て之を改正す。

四、各縣

各縣地方行政長官は現行の例により凡て知事とす。

一現設直轄地方ある府及直轄州は凡て縣に改む、

一現設廳州は凡て縣に改む、

知事は現行法規の例により、各行政事務及び該省行政長官委任の事務を辨理す、而して現設道所屬の知事は該省行政長官の監督を受くる外、猶直接道長官の監督を受く。

直轄地方を有せる府、直隸廳、直隸州、或は廳州の縣に改めたるものは、各原管轄地方を管轄區域となす。

各縣知事公署は現行例により佐治員を置く、佐治員は事務の繁閑により二科乃至四科を設け、每科に科長一人科員二人乃至四人を設く其他雇員若干を置く。

本令施行後、各縣中審判廳未設の地方は別に幫審員一人

為　大管轄員一人を置く、此等の人員は知事の上申により省司法籌備處長より委任するものとす。

附地方自治

地方自治は前清末に於ける地方自治章程により、爾來變更なかりしが、最近熊希齡は其大政方針中に、自治團體を二級とし、上級を縣とし下級を城鎭とするの意向にして、又地方に團練保甲等を復活すべきことを論せり。

五、中央直轄特別行政官廳

イ、外交部特派交涉員

各省に於ける從來の外交、外務、交涉等の司使を、外交部特派交涉員と改め、通商巨埠に限り之を置く。

ロ、司法籌備處

各省の司法、提法等の司を改めて司法籌備處とし、其司長、司使等を處長と改む、處長の下に委員十人以內を置き、科長及科員とす。

處長は地方の情況により、司法總長より省行政長官に委任して監督せしむ。

本籌備處は司法總長に直隷し、省內未設の法院監獄に關する事宜を專辦す、而して既設未完備の法院にして改良すべきものは。司法總長情形を酌量し處長に委任し、高等審檢長と會同して辦理せしむ。

籌備處に二科を置く、

第一科　人事、庶務、會計、統計報告に關する事項

第二科　法院の設廢監獄の改良等に關する事項

ハ、各省國稅廳籌備處

財政部國稅廳總籌備處に直屬するものにして處長一人、坐辦一人を置き、國稅に關する事務の監督及執行を掌る。

籌備處に左の三科を置く、

第一科　文書、法規編別、會計、調查編纂、統計に關する事項

第二科　國稅の徵收監督、徵收局の設置廢止變更、違法及滯納處分に關する事項

第三科　國稅數檢查帳簿整理保存、徵收方法改良土地調查、新稅施行に關する事項

籌備處は軍事行政及び地方行政關係の事項は都督及び民政長と會同して之を行ふ、又處長は主管事務に關しては地方下級官吏に對し指揮監督の權を有す。

六、其他

各省現設の稅捐の局所を改めて集徵收局とし、局長を設く。

局長の下に科長及科員を置く、

各關監督

從前の通り

各省鹽運使

從前の通り

以上二者の附屬局所には各委員一人を置きて長とす。

九、官吏の任用

革命後官吏の任用は左の如く改まれり、

文官の任用は四種に分る

一特任　我が親任

二簡任　勅任

三薦任　奏任

四委任判任

文官考試は高等、普通の二に別ち、民國男子滿二十一歲以上のものにして、公權褫奪後未だ復權せざる者、禁治產及準禁治產の裁判確定後未取消のもの、破產宣告確定後未復權のもの、其他法律に特別規定ある者を除く。

文官高等考試は甄錄試、初試、大試の三に別れ、甄錄試は我が豫備試驗、初試は筆記試驗、大試は口述試驗に當る、但し中學校卒業以上のものは甄錄試を用ひず。

其他革命以來文官任免執行令、文官考試法案、典試委員會編制、文官任用、文官任用法施行法、秘書任用、文官保障法、文官懲戒法、文官懲戒委員會編制、文官甄別法等制定されたるも、地方に於ては未だ實施されず、革命有功者と稱するもの隨意任用されたるを以て其弊害甚しかりき。

而して從來本籍地に就官することは禁止せられたる處なりしに、革命以來却て本省の官吏は本省出身者に限り他鄉人の任官を排斥するの現象を來し、從て其弊害多きを以て、熊內閣は之れが廢止を切望したるが、遂に民國二年十二月十四日の命令を以て知事は出身地に任官するを禁ずることゝなれり。

革命後は革命有功者の就官するもの多く、之等の成績は不良なるを以て、政府は漸次淘汰の方針を執ると共に、現內閣は施政方針に於て官吏任用に關し、試驗制の改正並に額外候補官の設置、推選者の連坐法等を實施せんことを論じつゝあり。

司法及警察

革命前淸末に於て、稍司法制度の改良に意を用ひたるも、未だ其効果を見るに至らざりしが、革命後司法總長の職にありし王寵惠は、其新任と共に諸般の事務に亘り改良を試み、民國元年五月七日舊法部の事務を引續ぐや、南京司法部及北京法部人員に對し、五月十四日より十六日に至る迄試驗の上採用することを告示して以て舊官吏を驚かし、五月十四日文武擧貢生の犯人を平民一樣に待遇せしむるの法を令し、其他律師卽ち辯護士の制度を設け、監獄の改良に關しても大に盡す處あり。

王に次で許世英之に代り、近く新に梁啓超を迎ふるに至りしを以て、梁總長は更に部內の積弊を一掃し、其他司法官の任用を嚴にし、平政院及特別法組織其他法律の制定に盡力しつゝあり。

革命後諸事更始の際なるを以て、警察制度も極めて不備なりしが、爾來北京及び各省に於て新に左の如き警察制度の實施を見るに至れり。

一、北京警察廳

北京に警察廳を設け、內務總長に直隸し、北京城內外の警察行政事務を辨理す。

警察廳に左の四處を設く。

總務處
行政處
司法處

衛生處

北京城内外を二十八區に分ち、各區に警察署を設く。

北京警察廳は左の各員を置く。

總監　一人
勤務督察長　四人乃至六人
各處々長　每處一人
消防警察長　一人
警察隊長　四人乃至六人
以下秘書其他若干あり

二、省城及通商開港場警察廳

各省々城及び通商開港場に警察廳を設け、内務總長及び省、道行政長官の命を受けて、各警察行政事務を辨理せしむ、而して其管轄區域内の警察行政事務其他行政事務の地方行政官廳と關係あるものは相互に協助せしむ。

警察廳の管轄内を若干區に分ち、每區に警察署を設く。

警察廳に左の四科を設く

總務科
行政科
司法科
衛生科

廳長一人以下秘書、勤務督察長、科長、消防督察長等以下を置く。

三、各縣

各縣の巡警あるものは警察事務所を設く、知事之を指揮監督す。

四、水上警察

民國二年二月二十二日の内務部令を以て、長江其他水師の改組令を發して水上警察とし、水上警察廳を設けて之を管轄せしめ、其組織は凡て地方警察官廳組織令によることゝせり。

五、警察學校

民國元年十一月二十九日、部令を以て警察學校組織令を公布せり。

警察學校は内務總長に直隷して、專ら警察官吏の養成に任ず、學生の卒業年限を三年とし、各省より省費を以て學生を入學せしむ。

◎革命後の議會

一、議會の變遷及消長

光緒三十二年七月十三日（一九〇六年九月一日）立憲準備の詔勅發布され、宣統元年九月一日（一九〇九年十月十四日）各省諮議局第一回召集となり、翌宣統二年九月一日（一九一〇年十月三日）支那議會の濫觴たる第一資政院の開院式を行ふ、爾後今日の民國議會に至る迄の變遷左の如し。

	開會年月	閉會年月
第一次資政院（革命前）	一九一〇年十月三日	一九一一年一月十一日
第二次資政院	一九一一年十月二十二日	一九一二年一月二日
南京參議院	一九一二年一月二十八日	一九一二年四月四日
北京參議院	一九一二年四月二十九日	一九一二年十二月二十八日
民國第一議會	一九一三年四月八日	（一九一三年十一月四日以後は議員法定數を欠くを以て開會不能となれり）

備考、北京臨時參議院は一九一三年四月八日解散せるも議事は十二月二十八日以後之を開かず

第一資政院は初期の議會としては先づ平穩無事に終り豫算案の如きも成立せしめたり。蓋し日露協約、韓國併合等外交上の重大問題ありしと雖も、之等は凡て秘密會議なりしため議場は狂濤鯨波を免れたるなり、然るに第二次資政院は革命爆發間に開催せられしを以て風雲暗として燕京を蔽ひ、議場亦常に血腥き問題のみ、例へば十月廿五日の會議に四川叛亂問題に關し議員羅傑は趙爾豐を殺して以て四川人を滿足せしむべしと叫び、鐵國案に付て易宗夔は盛宣懷に對し典刑を正さゞれば資政院は虛設と同然なりと憤慨し、且つ時日の經過と共に時局愈々危迫となりしかば、黨禁卽開案、速定憲法案、愛國公債桑、滿漢融化桑、外債を起して軍費となし時危を救ふの案等盛に出で、漢口燒失し、袁世凱起用となるや、十一月四日黎尙雯曰く、袁は君上に對して跋扈し、人民に對しては專制なりと其惡辣手段を憎みしが十一月十六日袁內閣成立以來議會は全く無視されたり、議會は殆んど政府と交涉なく、自ら集りて空論を戰は

すと異らず、十二月に入りて出席者少くして流會のみ多く一九一二年一月二日に於て

一、革命軍の罪狀を宣布すること

二、國民議會を取消すこと

三、革軍征討を繼續すること（當時壬和問題發生中）

の陳情書を政府に呈出せんと協議せる折議場紊亂して散會の止むなきに至り、其後は數回の談話會ありしのみ、革命の烽火に對して四方響應せんとする時に際し、北京資政院が徹頭徹尾革命反對、清朝擁護を以て立ちたるは清朝末路の議會として永く支那議會史の一異例たるべし。

南京參議院は其期間僅に六旬に過ぎざりしも、其間に清廷三百年の社稷は滅び、袁世凱は臨時大統領に選擧せられ孫逸仙は野に下り、臨時約法は三月十一日發布せられ、唐紹儀内閣は同二十九日成立する等多事なると共に極めて華やかに其任務を了せり。

次で四月八日臨時參議院は北京に開かれ、正式國會の組織及び各部官制通則、露支協約、五國大借款、蒙古問題等の諸問題に幾度か内閣を改造せしめ、幾種かの政黨分合を見たるが、徒に議場に言論の花を開くのみにて地方秩序の回復、文物の刷新發展なきは勿論、財政に外交に何等貢献する處なく、寧ろ政府の統一事業を破壞する機關として立ち人をして共和の實何れにありやを疑はしめたり。

民國第一議會は最初は前參議院同樣借款問題、外交問題と云へば徒に沸騰し、内政に關しては形式的法規の細末にのみ心を留み、眞に治國大本たるべき立法としては僅に議院法あるのみ、然り而して袁世凱の縱橫政策は常に南京參議員時代の同盟會系、後の國民黨を壓迫せんとし、昨年三月遂に宋敎仁暗殺事件となり、七月江西第二革命となり爾來國民黨の氣焰毫も擧らず、議會に於ても昔日の如く政府攻擊甚しからず、專ら憲法問題殊に大總統選擧法に就て議論を上下したるが、大總統選擧期の切迫に連れて袁の反對黨壓迫愈々烈しく八月二十七日參議院議員五名衆議院議員三名逮捕事件あり、議員惴々たり、十月四日大總統選擧法通過し、六日大總統選擧の當日の如き國民黨に對する手段は高壓茲に極れり、其の遂に大總統となるや次は憲法の通過を欲せず、否議院政治を好まず、十月三十日憲法草案が起草委員會を通過すると見るや十一月四日長文の命令を發して國民黨解散を命じ、議員の資格を剝奪し、其數實に四百餘人、目下の民國議會は左の如き議員數にて素より法定數に不足なるを以て開會不能となれり

	法定議員數	資格剝奪者	殘存者
參議院	二七四人	一二九人	一四五人
衆議院	五九六人	二六二人	三三四人

而かも右の殘存者中には從前より欠員となれるものを含むものなるのみならず、或は歸省し、或は危險を恐れて北京を逃出したるものも少からず、北京に殘留するもの兩院を合して三百人に足らずとのことなり。

茲に於てか殘存議員等は國會維持策に腐心し初め、兩議長より袁總統に向て江西事件に關係なきこと明了なる議員の復活を請願し、或は憲法期成會を起し（十二月三日開會）

以て國會維持を主張し、袁總統は一旦は行政會議を開いて再び議會を開かざるべしと迄決心せるも餘りに輿論を無視するも不利益なりと思ひ、各省に通電を發して候補議員を召集しつゝあり。然れども民國議會の前途は未だ俄に判斷し難し。

二、議會の組織

民國議會は參議院及衆議院とを以て之を組織し、更に參議院は任期六年の左の議員を以て組織す

一、各省議會より選出するもの　二二〇人
二、蒙古選擧會より選出するもの　二七
三、西藏同上　一〇
四、青海同上　三
五、在外支那人同上　六
六、中央學會より選出するもの　八
合計　二七四

而して衆議院は任期三年の議員五百九十六人を以て組織し、各省割當左の如し

直隸	四六	奉天	一六	新疆	一〇
吉林	一〇	黑龍江	一〇	廣東	三〇
江蘇	四〇	安徽	二七	雲南	二二
江西	三五	浙江	三八	以上小計	
福建	二四	湖北	二六	內外蒙古	二七
湖南	二七	山東	三三	西藏	一〇
河南	三二	山西	二八	以上小計	四〇人
陝西	二一	甘肅	一四	合計	五九六人
四川	三五				
廣西	一九				
貴州	一三				
以上小計	五五六人				
青海	三				

衆議院議員たる被選權は滿三十歲以上の男子は皆之を有し、只蒙古、青海、西藏及在外支那人は漢語に通ずるを要す、選擧權は滿二十一歲以上の男子にして小學校を卒業し直接稅二元以上を納入し、又は不動產五百元以上を有し、當該選擧區內に二年以上居住すれば、公權を剝奪されしもの、破產せるもの、精神病者、阿片喫烟者、文字を識らざるものならざる限り之を有す、而して衆議院議員たる資格あるものは一般に參議院議員たる資格あり、たゞ同時に兩院議員を兼ぬるを得ず。

三、議員の權限及議員の特權

參衆兩院は平等の權限を有し、左の權限を有す。

一、法律案の議決
二、豫算決算の議決
三、稅法、度量衡法、幣制の議決
四、公債其他國庫の負擔となるべき契約の議決
五、大總統彈劾權
六、內閣及國務員彈劾權

七、大總統は左の事項に付て議會の同意を要す

イ、國務員及外交官の任命

ロ、宣戰媾和及條約の締結

ハ、大赦の宣布

其他政府の諮詢に答へ、人民の請願を受理し、意見を政府に建議し、質問書を出し、國務員の出席辨明を求め、官吏の違法事件の審査、院內法規の制定、議員逮捕の許可等の權を有す、又議員は院內の表決及言論に關して院外に對し無責任なり、又現行犯及內亂外患に關する犯罪を除き會期中院の許可なくして逮捕せられざるの特權を有す。

四、議會の成績

イ、南京參議院

南京參議院は一九一二年一月二十八日より四月四日迄會期日數六十五日にして其間に中華民國臨時政府組織法及び今尙ほ支那の憲法と目せらるゝ臨時約法を議決し、又各部官制通則を議決して袁總統に同意を求めたるが遂に公布を見ずして參議院は北京に移れり、其他國會組織法、議員選舉法、文官試驗規則、軍人補官令、漁業法、銀行條例、國史館建設案、商標法、商業登記法、司法官試驗規則等は何れも未了のまゝ北京參議院に交付されたり。

又南京政府は臨時政府に對して種々援助督勵する所ありしのみならず。

二月十五日　袁世凱を臨時大總統に選舉す

二月二十日　黎元洪を臨時副總統に選舉す

三月二十九日　唐紹儀內閣を成立せしむ

其他紀念すべき幾多の成績を示せり。

ロ、北京參議院

一九一二年四月二十九日より一九一二年十二月二十八日迄二百四十四日の長大會期なりしが、其正式に解散せられしは一九一三年四月八日なり、而して其議了せる案件凡そ二百三十有餘、其中主なるもの次の如し

內務に關するもの

一、暫行各部官制案

二、參衆兩院議員選舉法及其細則案

三、縣知事會案

四、東三省都督權限平等案

五、戶口調査及警察整頓案

六、國旗統一案

七、華僑代議權

八、西蒙古議員增加案

九、國史館官制案

十、蒙藏事務局官制案

十一、省議會選舉法案

十二、廣西省城移轉案

十三、中央行政官技術官官等官俸案

十四、服制案

十五、國務院秘書廳官制案

十六、法制局官制案

十七、法典編纂會官制

十八、印鑄局、銓叙局、臨時稽勳局官制

十九、法官官制案

二十、教育官官制案
二十一、警備國會事務局官制案
二十二、文官任用令案
二十三、秘書任用法案
二十四、文官保障法案
二十五、文官考試及典試委員會編制案
二十六、文官懲戒法及懲戒委員會編制案
二十七、行政執行法案
二十八、治安警察令案
二十九、戒嚴法案
三十、禁煙實行法案
三十一、國籍法案

外交部

一、墨國在留支那人損害賠償案
二、外交官官制案
三、日英露佛獨との交涉案件
四、在外華僑保護法案
五、威海衛收回案

陸軍部

一、軍旗式に關する件
二、軍隊解散案
三、都統制廢止案
四、軍區案
五、常備兵額案
六、陸軍官兵等級法案
七、徵兵制度實行法案
八、馬匹改良工程擴張案

參謀部

一、陸軍測量局辨法案
二、對峯古四藏配兵案
三、二鎭割防務案
四、陸軍戰時計劃案

海軍部

一、象山港船塢築造案
二、軍艦注文に關する件
三、海軍大學設立案

教育部

一、强制教育案
二、各學校課程改正案

財政部

一、南京臨時政府の支出承認案
二、八月分經費追加豫算案
三、收回鹽政獨立案
四、幣制統一案
五、印花稅施行法案
六、公債票法案
七、漢口再築借款案
八、五國大借款案
九、白國借款、クリスプ借款に關する件
十、所得稅案
十一、五厘公債案
十二、不換紙幣發行案(否決)
十三、中國銀行案
十四、家屋稅徵收法案
十五、中央行政官官俸案
十六、スコヅ公債案
十七、八分利公債案
十八、六分利公債案

司法部
一、刑法草案（未了）
二、司法籌備處設立案
三、監獄法案
四、審檢廳擴張案

工商部
一、工商會議議決案件
二、勸業場設立案
三、奬勵工商法案
四、海外貿易奬勵法案

農林部
一、漁業法試行案
二、農林聯合會議決案
三、農事試驗場設立案

交通部
一、國有鐵道案
二、國有鐵道開工後の成績に關する件
三、未成鐵道建築案
四、滬浦鐵道總公司條例說明案
五、鐵道院設立理由案

本期議會は露蒙問題、政黨內閣問題等の爲めに國務總理及閣員の變更甚しく、先に三月二十九日南京參議院にて承認せられたる唐內閣は六月二十七日唐紹儀依願免官となり、同二十九日陸徵祥新に總理となり、同時に閣員の更迭あり然るに八月二十七日參議院は陸總長を彈劾し、九月二十一日遂に辭職し二十五日趙秉均總理となり、其度毎に閣員の選擧參議院にて執行せられたり。

又張振武案及露蒙問題にて二回政府を彈劾せり。

八、民國第一議會

一九一三年四月八日より十一月四日のクーデターに至るまで會期日數二百十日、名は正式國會なるも遂に憲法さへ議決せず、却て憲法問題の爲め議會の開會を不能ならしめたり。然れども其末期には袁世凱を正式大統領に選擧し、次で列國をし民國を承認せしめたるは一異彩なり。又財政上に於ては五月に於て五國大借款の成立あり、內治には七月江西第二革命事件あり、外交には露支協約、關稅改正問題西藏會議、阿片禁止條約改正問題等あり、國事多端議會も亦之等の諸問題の爲めに常に動搖し、又活動せり、然れども議院法、憲法會議規則、大總統選擧法を除いては重要法規と稱すべきもの一も決せられず、今其成績を表示すれば次の如し

內務に關するもの
一、議院法
二、參衆兩院議事細則
三、同傍聽規則
四、民國憲法起草委員會編制法案
六、憲法起草委員互選規則案
七、民事訴訟法及商法總則（前淸時代ノ）適用案
八、勳亂議員懲罰案
九、總統府官制案
一〇、參衆兩院事務廳官制案
一一、參衆兩院委員會規則案
一二、陳其美謝持張繼議員資格取消案
一三、湖北民政長査辨案
一四、戡戒法案

一五、行政執行法第七條改正案
一六、治安警察法案
一七、議員旅費法案
一八、議員保障法案
一九、參議院警衛處組織規則案
二〇、來天湖南各縣官吏違法查辦案

外交に關するもの
一、露支協約問題
二、阿片禁止條約問題

陸海軍に關するもの
一、軍警執行法違法問題
二、陸海軍俸給案

財政に關するもの
一、大借款問題(彈劾問題)
二、浦信鐵道借款案
三、參議會豫算決算審査案
四、審計院組織通則案
五、國民銀行案
六、豫算請求案
七、契稅法案

工商に關するもの
一、パナマ博覽會に關する件

司法に關するもの
一、法官試驗規則案
二、辯護士法案
三、辯護士試驗法案
四、民事訴訟事件印紙貼用法案

教育に關するもの
一、孔教國教問題

之を要するに民國第一議會は公法上に於ては憲法も各部官制も刑法も之を制定せず、私法上に於ては民法商法を初めとして何等見るべきものなく、財政に關しては大借款問題に政府を彈劾せる以外には遂に豫算を討議せずして終り外交に關しても阿片條約は未了にして、露支協約に關しては政府の爲に飜弄せられ、西藏問題の如きは議會にては討論せられず、故張之洞言へるあり、「支那人か議會を作らんか、囂々擾々の人を一室に集むるなれば游談巵語何の効力あらんや云々」と然り支那の議會は國務大臣之を對岸の火災視し、議會と政府とは其間に何等連絡なく、箝制なく議員は辯難を好み、横議を喜び、毫も其實權實効あるを見ず、支那議會の存在は一部青年政治家の演說會たる外に敢て之を問ふの必要なきに似たり。

今期議會にては七月中に湖北議員韓玉宸なるもの江西問題其他に關して袁大總統を彈劾し、其他同月大借款等の問題の爲めに國務院全體及財政總長を彈劾し、又工商部借款問題の爲めに同しく七月中に工商總長は彈劾せられたり。

宋教仁事件の爲め趙總理は輿論の非難に耐えずして五月十五日賜暇を得て職を去り、段祺瑞代理總理となり、次で熊希齡內閣々員は九月八日衆議院にて選舉せられたり。

十月六日參衆兩院は總統選舉を開き袁世凱を大總統に選せり。

十月三十一日憲法起草委員會は約二ヶ月を費して憲法草案を起草し了れり。

◎革命後の政黨

一、總說

支那に初めて政黨の組織せられたるは、武漢起義以前にして、各省に諮議局成立せる宣統元年には既に帝國統一黨の出現あり、資政院召集せられたる同二年に至りては憲友會、辛亥俱樂部、憲政實進會、政學會、豫備立憲公會等簇出せしと雖も、皆憲政の研究等を目的とせるもの多く、嚴正なる意味の政黨たらざりしが如し、其の眞に政黨の俤を備ふるに至りたるは、南京臨時政府以後に在り、卽ち政黨は殆ど革命以後に於て發生し發達せしものにして、其の以前は其の形態は備はりしも實質無かりしものと見るべし、斯の如く政黨は革命の生みたる特産物たるものなれども、既に其の眞相及び分離併合の經過に關しては、其の概略を綜合記載するに止めんとす。

支那政黨の經過は、便宜上之を四期に分ちて觀察するを妥當なりと信ず、第一期は發生時代にして、南京參議院を中心とし三百有餘の政團が最初は上海を根據とし、後に至り北京を本部として發生せし期間を指し、軍資の缺乏に依り事實上革命を半途にて中止し、最後の勝利は奸雄袁世凱に占められし南方革命派は、最も熱心に活動し、政黨に依り議會に依りて、其志を行はんとするの計畫成りし時機なりとす、第二期は併合時代にして、官民皆多數政黨の弊害に鑑み、大同相併せ少異相合し、共和黨、國民黨、民主黨の順序を以て相次いで成立大會を開き、之に一時共和黨に併合後再び分離せる統一黨を加へ四大政黨となりしが、國民黨甚だ優勢にして他は連合するも之に當るを得ざる程にして、議會に勝利を占めんとする南方派の志望の實現難からざる形勢なりき、第三期は二大政黨時代にして、國會開會後國民黨の優勢なるは事實に於て證明せられ、兩院共に

同黨の意の如くならんとする傾向を見るや、袁總統は之に對抗せんが爲め巨費を投じ、必ずしも主義政見相一致せざる共和、民主、統一の三黨を合して、茲に進歩黨を組織したり、第四期は衰微時代にして、非立憲專制的なる袁總統の辣腕は、或は威壓に依り、又は買收に依り、反對黨なる國民黨を始めとして各黨に迫り、爲めに政界動搖して又復た數個の小黨分離するに至りたるが、第二革命に失敗せる以後、國民黨の領袖は概ね海外に亡命して、同黨は殆ど其の形骸を止むるのみに至り、從つて之に對抗せんが爲めのみに存在の意義を有する進歩黨又内訌甚だしくなり、元來政黨を眼中に置かざる袁總統は政界を攪亂せんが爲めに、公民大中兩黨の如き政黨を組織し、更にクーデターに依り國民黨を解散せしめたるの後は、進歩黨を始め大小の諸黨皆其聲を納め、政黨の衰微其極に達し、其の運命は一に袁總統の意思如何に左右せられ、實に悲觀すべき狀態となりて以て今日に至れり。要之第一第二期は孫黃等南方派を中心とする民權勃興の時代にして、第三第四期は袁總統の非立憲的怪手腕が、民權の發達を壓迫根絶せしめんとする時代なりと稱するを得べし。

二、政黨發生時代

武漢起義以後國民協會の成立するあり、一昨年一月三日盛なる創立大會を上海に開きし、章炳麟氏を中心とする中華民國聯合會は、政黨發生の先聲と稱すべく、之より所謂三百の政黨は出現せり、袁氏政權を左右するに至り、革命最終の美果を收むるを得ざりし南方革命黨員は、南京に同盟會武漢に民社を起し、袁氏亦五大民族共和聯合會を北京に結びて、支那政界を縱斷せし二大系統の根源を作り、單革命派なるも中性なる統一黨は上海に成立せり、今重なる政黨に就きて述ぶれば左の如し。

一、中國同盟會、

孫逸仙を首領とし、黃興、宋敎仁、汪兆銘、胡漢民の徒が、日露戰役の當時東京に於て組織せし秘密結社の後身にして、實に革命の主力たりし經歷を有す、南京臨時政府時代に在りては、黨員皆要職を占めしが、袁氏政權を握るに及び、南京に結黨式を擧げ會員二十萬と號し、其の政綱は多けれども要するに民種民權民生の三項を標榜し、絶對共和主義の遂行に在り、其の幹部は總理孫文、協理黃興及び黎元洪の二人幹事は平剛、劉揆一、宋敎仁、馬和、李肇甫胡漢民、張繼、居正、田桐、汪兆銘の十名なりとす。此會の系統に屬し之より分離せる過激派に、鐵血監督團、中華進歩黨、社會黨、自由黨等あり。

二、中華民國聯合會

革命黨員より成ると雖も、同盟會よりも温健の主義を有し、各地の官吏紳董讀書人等之に屬し、其の領袖としては章炳麟、程德全、張謇等あり、

三、統一共和會

一昨年二月二十八日上海に以て共和統一會を中心とし、國民共進會政治談話會等の合同せしものにして、同盟會及び聯合會兩系統錯雜せしが、後に至り兩分して兩會に走れ

り、」

四、國民公黨、客年三月上海に成立中心人物温宗堯等

五、國民共進會、伍廷芳を中心とす

六、民社、黎元洪を中心とし「ルーソー」の民約論を其の根本主義とす

七、國民協進會、嚴修等を中心とし北京に成立す

八、民國公會、邵章、黃摹等中心となり上海に成立す

九、國民黨、伍廷芳を中心とし親米派たり

十、共和建設討論會、湯化龍、孫洪伊を中心とす

十一、國民協會、革命速成を期し第一に成立せる政黨也

十二、共和促進會、袁氏の命に依り楊度等組織せり

其他一々之を列擧するの煩に耐へず。而て茲に注目すべきは、一人にして數黨に跨り、其の態度不明なるもの極めて多き事にして、後に至り四大政黨成立するに至るも、其の所屬曖昧なる者少からず、而して世人之を跨黨議員と稱して毫も怪む所なし、蓋し支那政黨の一特色と稱するを得べきか、

三、政黨合同時代

三百有餘の政社政黨十八省に滿つ、其の弊害の多きは何人も推知し得べき所にして、一事起れば皆爭ふて其の意見を發表し、政府當局者に打電して遲るゝを恐るゝ有樣なりしが、其の主義とする所一部のものゝ裡面は兎も角、表面皆共和實施に在る事とて、小異を捨て合同するの却て利益なるを說く者多く、茲に諸黨併合の機運は來り四大政黨成立するに至りぬ。

甲、國民黨

一昨年八月二十五日同盟會を中心とし、統一共和黨、國民公黨、共和實進會、國民共進會、全國聯合會の六政黨合同し、北京に於て成立大會を開きしものにして、同盟會の主義主張を踏襲せるもの、表面袁總統と妥協の態度を執れるも、其實南方革命派が之に依りて議會に雄飛し、袁總統を制肘せんとせしものたるは世の知る所なり、其の理事には孫文、黃興、宋敎仁、王人文、王芝祥、張鳳翽、吳景濂、王龍惠、貢桑諾爾布の九名を擧ぐ、南方殊に湖南、廣東方面を其の動かすべからざる地盤となし、其の黨員は天下に滿ち、當初は各省の都督を始め大官中にも多數の黨員を有し、四大政黨中最も勢力あり、他の三黨を合するも之に當る能はざる有樣にて袁氏の恐るべき强敵たり。民國第一國會開會に當り、兩院議員中に其の黨員中を出す多く、衆議院に於て二百六十九名卽ち總員五百九十六名中の四割强、參議院に於て百二十三名卽ち總員二百七十四名の四割五分を占めたり、而し兩院共態度不明なる跨黨議員多く、衆議院に於て百四十七名、參議院に於て三十八名を數へ、共に國民黨專屬と稱すべきもの少からざれば、實際は尙之より多く、參議院に於ては絕對多數を占め得たるものと云ふべし、地方の地盤に於ては本誌第四卷第三號を參照せば明なり、

乙、共和黨

一昨年五月九日上海に於て統一黨、民社、國民協進會、民國公會、國民黨の五黨合同して組織せるもの、比較的舊官吏及び地方紳士の分子多く、軍界統一會其他に關係を有し、袁氏擁護黨たり、湖北江蘇を根據とし、理事長には黎元洪を推し、理事には張謇、章炳麟、伍廷芳、那彥圖の五名を選擧せり、國民黨に次ぎ有勢にして、第一次國會には衆議院に百二十名、參議院に五十五名を議員の出せり。

丙、民主黨

一昨年十月共和建設討論會中心となり、國民協會、共和促進會、共和統一會及び民國新政社の五政黨合同して上海に於て成立大會を開きたるものに係り、國民黨の急進主義共和黨の漸進主義の中間に地位を保てども、寧ろ漸進主義に近く、舊諮議局聯合會員多く政治的閱歷に富み新學に通ずる者少なからざれば、其の所屬議員は少く僅に衆議院に於て十六名、參議院に於て八名を有するに過ぎざるも、其の潛勢力は認識せられたり、其の領袖としては湯化龍林長民等にして、當時日本に在りし梁啓超は其の隱れたる頭領たりき。

丁、統一黨

一度共和黨中に入りしもの、一昨々年九月二日連袂脫黨して再び本黨を組織し、章炳麟に代りて之に領袖たる者に王賡、王印川等あり、民主黨の如く急進漸進の中間主義を保持し、第一次國會に於ては衆議院に十八名參議院に六名の議員を出せり、

四、二黨對立時代

第一次國會に於ける國民黨の形勢は前述の如く有勢にして、袁氏にして之に對抗の策を怠らば南方派の爲めに大なる屈辱を蒙るに至るべきは明白なる事實なれば、元來政黨を眼中に置かざる袁氏も之に對抗すべき政黨の必要を感じ巨費を投じて共和、民主、統一の三黨を併合し、一昨年五月十一日遂に進歩黨を組織するに至れり、卽ち袁氏の機關たる御用黨にして其の理事長は黎元洪にして理事は張謇、伍廷芳、梁啓超、那彥圖、孫武、湯化龍、蒲殿俊、王印川、王賡等とす、斯くして二大政黨對立するに至り、議會に於ては事毎に相爭ふて下らず、常に紛擾を極めたるが、所謂第三黨と稱する小政黨亦其間に輩出するに至りたるが、皆極めて劣勢にして到底調和黨たるの價なかりき、今其の重なるものを擧ぐれば左の如し。

一、民憲黨、孫毓筠を首領とす
二、平民黨
三、集益會
四、政友俱樂部
五、超然社、首領は郭人漳にして兩院に議院四十人を有すと號し稍々勢力あり
六、癸丑同志會　陳家鼎を首領とす

七、相友會　劉揆一を首領とし第三黨中議員最も多し
八、保和會　陸徵祥を首領とす
九、政友會　景耀月を首領とす
十、議院政治促進會　于右任、平剛等之を組織す
十一、超然議員社
十二、共和黨、進步黨成立後舊民社派に屬する共和黨員は役員の選定に不平にして脫離せるもの之にして張伯烈を始め一時活潑に行動し內外に注目を惹けり、

五、政黨衰微時代

宋敎仁暗殺事件は再び南北の分離を來し、第二革命勃發するに至るや國民黨員は陸續として南下せしが、其の敗るるや重なる領袖は皆本邦に亡命するに至り、國民黨は茲に再び起つべからざる打擊を受けしが、議會に於ける其の黨員は尙健闘を續け憲法起草委員會を督勵して憲法制定に袁氏に報復する所あらんとせしが、袁總統は其の意外に頑强にして懷柔の無效なるを知るや、一方各省官吏の意見を電問せしに、皆總統に迎合するの返電のみなりしかば、茲に愈々其の決心を固ふし、十一月四日突如三道の命令を以て國民黨を解散し、其の議員の資格を取消せり、其の理由としては同黨が第二次革命に關係せりとの事なり。（本誌第四卷第二十三號參照）

斯くして國民黨は解散せられ、國會は衆議院に於て百九十四人參議院に於て百五人の議員を失ひたれば、其の定足數を缺きて開會不可能なるに至り、袁總統は補充議員の選定を急がずして却て政治會議を開會するに至りたれば、國會の前途は頗る悲觀せられ維持論解散說喧傳せらるゝに至り、政黨は全く其の權威を失ふに至れり、

國民黨の滅亡は直ちに進步黨の衰微を意味す、元來同黨は主義主張の一致に依り成立せしには非ずして、全く袁氏の金力權力に依り國民黨に對抗せんが爲めに結合せられたるものにて、袁總統は當初より其の內訌多く費用多きを喜ばざりしものなれば、國民黨の滅亡と共に其の結束力は一層薄弱となりたり、袁氏は之より先き自己腹心の梁士詒、趙秉鈞の徒をして公民黨大中黨の二御用黨を組織せしめたり、將來若し國會再開の止むなきに至らば、此の兩黨を中心とし其の機關黨を組織せん考なるべし。

◎革命後の外交

一　革命動亂と外交

一九一一年十月十三日革命軍政府の武昌に成立するや、長文の宣言書を發布すると共に、鄂軍都督黎元洪の名を以て左の意味の照會文を在漢口列國領事に送付し來れり。

一、從來清國と各國との間に締結せる條約は之を承繼す
二、各國人民の財産は軍政府占領地帶所在のものに限り之を保護す
三、各國の既得權は一律之を承認す
四、從來の賠償金及債務を承繼す
五、清國を援助して革命軍に敵對するものは之を仇視す
六、清政府に供給すべき軍用品は之を沒收す
七、本日以後に批準を交換すべき清朝との條約は之を承認せず

次で一九一二年一月一日孫逸仙南京に於て臨時大總統に選擧せらるゝや、五日大統領宣言書を發布し、特に外交關係に關して左の約言をなせり。

一、滿洲政府が革命以前に於て他と締結せる條約は其期限終了迄は有効たるべし、但し革命の開始後に締結せるものは無効とす
二、滿洲政府が外國若くは其市民に許與せる各種の讓與特權は之を尊重す但し革命開始後に付與せられたるものは此限りに非ず
三、中華國民の管轄内にある外國人及其財産は之を尊重保護すべし

革命軍は外人に對しては出來得る限り好意を示し、又國際法上の原則によりて各國に對する前清朝の義務は、之を承繼するの意思を發表せり、然るに革命軍に對する列國及列國人の態度は甚だ區々にして、或は北方に加擔せんとするあり、或は南方を援助せんとするあり、勿論公然此の如き擧に出でたるものなしと雖も、革命の成功如何を當て込みの列國の外交は、暗中の飛躍恐るべきものありたり。然れども其表面に現はれたる處を以てすれば、列國は終始嚴正中立を持したりと云ふを得べし。

十二月十一日清廷の媾和使唐紹儀漢口に至り、十二月十九日上海に於て伍廷芳と南北媾和談判の開かるゝ頃より、列國は支那動亂の爲めに自國商民の被るべき損害測り知るべからざるものあるを見て、利害關係最も深き日英兩國は媾和に對して居中斡旋せり、然れども媾和談判は十二月三十一日第五回目に一と通り成立せるも、唐紹儀が委任事項以外に渉りて議定せりとの理由を以て、北方の容るゝ處とならず、遂に袁と伍廷芳との電報談判となりしより日英兩

國も一先づ手を引きたり。

其後漢口は燒かれ、長江一帶を初めとして、各地に於て外人の家屋財產の被害瀕々たりしを以て、列國は一片の警告又は抗議をなすのみにて何等嚴たる態度に出でざりしは、往年山東省に一宣敎師の殺害せらしを爲めに獨逸が膠州灣を略し、西江海賊問題起るや英國が西江の警察權を奪ひ、又北淸事變には列國軍隊の北京占領を見たる例に考ふる時は一見不審の極みなるも、要するに今回の革命は列國の利害關係餘りに複雜なる爲め、頻に食指動くも暫く之を制して後圖を計るものの如くなりし、只だ此間に露國のみは獨り外蒙一帶の廣野に縱橫の策を廻らしたり。

二　露蒙問題

一九一一年十二月一日、外蒙古王公は庫倫の喇嘛宮殿に會議を開き遂に蒙古の獨立を宣言したるが、一九一二年一月十日の北京電報によれば、蒙古の獨立宣言後は秩序紊亂して無政府の狀態にあるより、邊隣の治安を保たん爲め外蒙古全土を一時露國の後見を下に置かんとし、露國は秘密に淸國政府に左の三條件を要求せりと傳へ來れり。

一、淸國政府は蒙古の自治を承認し、將來淸國の行政官を蒙古に設定せざること。

二、淸國政府は正式軍隊を蒙古に駐屯せしむることを得ず。

三、淸國政府は淸國人を蒙古に移住せしむることを得ず。

當時露の首相ココフツオフは新聞記者に對して公然其意見を發表して曰く、波斯出兵は是非中止せざるべからず、蒙古、西藏、滿洲は日本又は露國の援助に依り獨立國を組織せざる可らず云々と、又以て露國の眞意を知るを得べし。

一九一二年四月二十五日、露京なる全露國民倶樂部に於ては滿蒙問題に關して、一、蒙古の獨立を承認すること二、軍事上の見地より露蒙、蒙支の國境を修正すること三、露國と蒙古と直接に條約を締結すべきこと四、露國は蒙古の政治に關して幇助すること五露國若し北滿洲を併呑する能はずとせば之に代るべき重大なる權利を獲得すべきことを決議せるが、翌四月二十六日、外相サゾノフ氏は露國下院に於て露國の對外關係に付て大演說を行ひ、殊に蒙古問題に入りては先づ詳細に研究するの要ありと前提して露蒙の現勢及び關係を說くこと滔々數千言、第一に東部蒙古と日本との關係を指摘しては此地方は其地理上及行政上の關係よりして、列强は之を滿洲の一部なりと見做すべきや疑なしと論じ、外蒙の獨立に關して露國は敢て之を併呑するの野心なし、只其獨立自治の制を持續せんことを希望する蒙古人の利益を尊重し、地方に於て支那との友誼を損するなくして此目的を遂行せんと欲すと說き、露國の對蒙方針を總括して曰く、

一、支那政府と蒙古政府との交涉には、凡て露國の立會干與を要す。

二、露國は外蒙古に對して其財政及國內の秩序を維持するに足るべき兵力等を初め、其他自治的政治の端緒を

開くに要する一切の援助を與ふること。

更に露國は其對蒙策を達成せん爲め、日本と新協約を締結し、（七月）着々其歩を進め、十一月三日庫倫に於て露蒙條約は調印せらるゝに至れり、而かもコロストウエツフ氏の庫倫に赴かんとするや、露國政府は非常に秘密を嚴守したるを以て、內外の新聞通信は毫も探知するものなく、駐露公使劉式訓の如きも、ルーター電報の記事を讀む迄は露程も之を窺知せざりしとは支那外交の不敏活察するに餘りあり。コ氏は庫倫に於ても極めて秘密に談判を進行し、蒙古總理大臣萬敎護持主三音諾顏汗南難蘇倫其他外務、內務、陸軍、度支、司法等殆ど全內閣の大臣を網羅せる全權委員等を巧みに說明して左の如き露蒙條約を調印したり。

第一條　露國政府は蒙古の自治を維持せんが爲め極力贊助し、一面蒙古常備軍を編制し、一面蒙古の領域內に支那軍隊及移民の入境を禁止することに付き、均しく之を扶持す

第二條　蒙古政府は前條の報酬として、露國人の通商貿易に關して、宜敷密約內に列する所の一切の權利及特權を許與す、並に蒙古政府は他國人に對して露國人に對するより以上の優越權を與へざることを確實に露國政府と協定す

第三條　蒙古政府若し支那又は其他の國と特別條約を締結せんとする場合には、本條約及秘密條約內に規定せる條項と牴觸することを得ず、且つ蒙古政府は露國政府の承諾を得るに非れば、現に締結せる條約を變更することを得ず

而して此條約の前文には哲卜尊丹巴を擧げて蒙古王とし、又蒙古の秩序を保たん爲め支那の軍隊及官吏人民を一律蒙古の國境外に放逐し、蒙古と支那との舊來の關係は此に斷絕す云々とあり。又本條約の適用の地理的範圍は甚だ曖昧なるが傳ふる處によれば內外蒙古全部（長城以北）を含有すとのことなり。

本條約第二條により同日別に左の如き議定書を締結せり。

第一條　露西亞臣民は蒙古の何れの處に於ても自由に住居旅行營び商業を營み工場を設立し蒙古人支那人及び他の國民と個人又は會社として並に公私の資格を以て事業を經營するの權利を有す

第二條　露國臣民は以前に於けるが如く露西亞蒙古及び各國の產物及び商品を常に無稅を以て輸出入をなす權利を有す卽ち自由貿易を行ふが爲めに各種の賦稅より免除せらるゝものとす

第三條　露國銀行は蒙古各地に支店を設立し個人亦は會社と取引するの權利を有す

第四條　通商は現金取引亦は信用を以て行はるべし

但し信用貸借の場合は蒙古王並に蒙古政府の大藏省は個人の取引に向つて責を負はざるものとす

第五條　特許は商業並に製造業に對し許可せられざるものとす

蒙古政府は蒙古人及び支那人が露國臣民と事業をなすに當り妨害を加へ又は露國臣民の商工業に於て兩國人の使用を妨害するを得ず。

第六條　露國臣民は蒙古各都市に於て土地の購入及び租借の權利を有す並に商工業を營むが爲め家屋商店倉庫を設立するの權利を有し尙は農業牧畜の目的に對し空地を租借するを得

但し蒙古寺院設立の目的を以て放置せられたる土地は此の內に包括せられざるものとす

第七條　露國臣民は鐵山山澤林業並に他の事業を經營し利權を獲得せんとするに當り蒙古政府と自由に協定をなす事を得

第八條　露國政府は蒙古政府と協議の上必要と思惟する場合は蒙古內何れの處に於ても領事館設立の權利を有す從て蒙古政府は露蒙國境に沿ふて蒙古代表者を任命するの權利を有す

第九條　露國領事館設立せられ露國臣民の商業行はるゝ場所に露國の居留地

を設置する事を得右居留地は露國領事の管轄の下にあるものとす若し露國領事駐在せざる場合は同地方住居の古參露國商人の管理の下に置かるゝものとす

第十條　露國郵便局は露國政府の費用を以て露蒙領域に迄遞送するが爲め蒙古内地到る處に設立するを得

第十一條　露國領事は蒙古人に因て供給せらるゝ馬を以て金錢を支拂はずして蒙古の郵便局を使用するの權利を有す但し右に使用する馱馬の數は馬百頭駱駝三十頭を越えざる範圍を以てす

第十二條　露西亞の領土内に放流する蒙古の諸川流は露國船舶を以て露國臣民に由り航行して妨げなきものとす

露西亞政府は此等諸川の保存及び航路の發達竝に燈臺設置に就きては蒙古政府を補助すべし而して露國臣民は第六條の權利により露國船舶の碇繫場として河岸に於て地面の所有を許され併せて埠頭倉庫を設立するを得

第十三條　露國臣民は商品竝に牲畜を運搬するが爲め蒙古内地到る所河川道路使用の權利を有す竝露國人の費用を以て橋梁架設且つ渡船を置く事を得而して此等橋梁渡船を使用するものより賃錢を取るは勝手なり

第十四條　露國臣民旅行するに當り馬匹等の爲めに蒙古に於ける草地は保存すべし右の草地は三ヶ月間料金を支拂はずして使用するを得有期限後料金は取り受めらるゝものとす

第十五條　從來露蒙領域に沿ふて露國臣民の得たる狩獵漁業通草等の諸權利は確保せらるゝものとす

第十六條　露國臣民と蒙古支那人との間に行はるゝ事業其他につき契約の手續きは左の如し

（甲）　財産移轉は書面契約たらざるべからず而して後蒙古官憲竝び露國領事の承諾を要するものとす

（乙）　財産移轉に付き爭を生じたる場合は仲裁に附するものとす

（丙）　若し仲裁にて決定せざる場合は混合裁判に移さるゝものとす右混合裁判は露國領事住居の場合は永久混合裁判とし然らざる場合は露國領事蒙古王に由て一時編成せらるゝ臨時裁判とす双方の場合に於て法廷を進るが爲め露國臣民の爲めに露國領事蒙古人支那人の爲めに蒙古王の出廷を要す

第十七條　此の議定書は調印の日より効果を有するものとす

一九一二年十一月七日、支那政府は駐支露國公使に正式公文を送りて、蒙古は絶體に支那の屬地なる旨を聲明し、以て露國の不條理を抗議したるが、八日露國公使クルペンスキー氏は外務部に梁如浩を訪ひ條約文を呈すると共に本國政府の命を傳へて曰く

露蒙條約締結は實に事情の止むを得ざる所なり。元來露國は支那と蒙古間題を商議すること年月を經たるも、貴國は更に之れを不問に附し、爲めに露國の蒙古に於ける商業其他種々の利權に大影響を受けたれば、何とかして之を保護せざるべからざるに至れり。且つ庫倫の活佛哲布尊丹は獨立を提稱し、自ら政治を行ひ秩序大に回復したれば、露國政府は之と條約を締結し、速かに總ての利權を保護せんとするものなれば、貴國政府も亦此事情を洞察して迅速に承認せられんことを請ふ。

梁總長は之に答へて曰く

共和民國は前清の權利を繼承したるものなれば、外蒙古は仍ほ中國の一部分を形成し、外國と訂約を擅行し能はざるは明白なる理由とす。素と露華兩國の國交は頗る敦睦なりしに、今貴國に此擧あるは深く戚しむ所なり。貴國は中國に對し初め各種の交渉は萬事平和を旨とし、中國多事の秋に乘じて權利の讓與を迫ることをせずと聲明せるに、今蒙古の獨立を承認せるは其意を解するに苦しむ。蒙古の事は全く内政の問題に關す、中國自身にて相當の方法を執るべく、決して第三國の干渉を享くべきに非ず。本外務部は昨日聲明せる如く外蒙古と外國との締約は何種に限らず、絶對之を承認する能はざる者なり。正式の復答は詳議の後交付すべし」と。

而して數日後に露國公使に送れる照會も亦抗議の意味を含有するものにして其要點を擧ぐれば

一、露蒙條約は斷じて承認する能はず

二、今回獨立せるは外蒙古の一部分のみ、蒙古全部は未だ之に倣はず、且つ五族協同一致して民國を形成するものなれば蒙古と支那本部とを到底分離して考ふる能はず。

然れども露國は此等の抗議に對しては一切耳を傾けず、此に於て國内の輿論は沸騰し、征蒙論、露貨排斥參議院の政府彈劾等となりしが、外交總長梁如浩は十一月十二日責を引ひて辭職天津に走り、露國通陸徵祥之に代れり。

新任陸外交總長は、就任匆々駐露代表劉人鋭をして、露國政府に對して通牒せしめて曰く、

露國と民國とは素と親睦の國たり、現に兩國間に横はれる蒙古問題に關しては、之を友誼に鑑みて解決せんことを望んで止まず、第一に貴國が最に蒙古活佛に代りて提起せられし三條の要件は暫く措き、更に貴國と民國との間に於て、蒙古に對する新協約を議定することに同意ありたし云々。

之に對して露國よりは大要左の意味の回答あり

露國は蒙古の依賴により、既に三條件を要求し置きたり露國は又た蒙古と締結したる協約をも、既に貴國及其他の關係列國に通牒し置きたり以上の經過を離れて更に新たなる協約を締結するの必要を認めず、故に貴國の提議に應ずる能はざるを遺憾とす云々。

露國は決意は明了なり、而かも陸徵祥の熱心なる他列國の周旋を待たず、十一月十八日自ら直ちに露國公使を訪ひ、左の八ヶ條を提出して露本國政府に電達を乞へり。

一、支那は完全に蒙古を領有す

二、前清時代より駐派せる大官三名以外に民國は更に官吏を增派せざること

三、支那政府は右駐蒙官吏の保護を限度として若干の軍隊を駐屯せしむることを得

四、支那政府は現に地方に移住せる支那人保護の爲め若干の警察隊を設置することを得

五、蒙古に於ける官有牧場を蒙古王公に分與して以て優待の意を示すこと

六、支那人及各國人は蒙古に於て各種團體を駐屯せしむることを得ず

七、支那政府の許可をして自由に蒙古の開墾開鑛を行ひ又は鐵道を布設することを得ず

八、蒙古と他國と締結する條約は一切無効なり

而かも露國は之に對しては遂に何等の回答を與へず、支那も亦其後は露國提出の三條件を措きて顧みず、只だ露國は着々として其經營を進むるのみ。

一九一三年三月四日、外交次長劉式訓は露國公使館に至りて、露支兩國間に蒙古問題の解決を見ざるに、露國が一、武官を派して蒙古軍隊を教練すること、二、蒙古開戰の場合援助すべきことを約したること、三、增兵を行ひしこと、四、軍器等を賣却せること、五、電線を架設せること等の經營をなすは不道理と信ずるを以て、貴國政府に電達して停止あらんことを望む云々と述べたるに、露國公使は之に對へて曰く、

露國政府は既に獨立を宣言せし蒙古政府と協約を締結し其協約に基きて以上の事に出でし者にて、是れ已に蒙古の承認する所なれば何等支障あるなし、露蒙協約は疾く既に貴國政府にも提出しあり、之を一讀せば自ら明瞭すべし、貴國が蒙古問題未だ解決せざる以前に、露國が露蒙協約上の特權に基いて爲したることを不當なりと云ふも、該露蒙協約を承認すると否とは貴國の圖意にて貴國が露蒙協約を承認せざる爲めに、露蒙條約は効なき物ぜずと云ふをなし、然るに之を以て露國の行爲を停止せんことを電達を要求せらるゝも應ずる能はず云々。

此の如くして露國は飽く迄露蒙協約を承認せしめんとし、若し露蒙協約にして承認せられざる以上は、露國は強ひて露支條約を締結するの必要なし、唯だ露蒙協約を履行せ

んのみと豪語するに至れり、支那政府は南北相睥睨するの兆漸く甚しく、一旦南北決裂せんか蒙古邊境の駐兵を南下せしめざる可らず、故に露支協約案は正式國會の開會を待ちて、協贊を經て問題の解決を圖らんとし、其後露國が主要なる問題に關して回答を求むるあれば、常に不得要領の答辯を與へて其解決を遷延し、其間屑々の問題を提起しては往返日を送らしめたり。

然れども露國が支那政府の承認を經すして、單に露蒙協約を楯として蒙古を經營するは徒に其侵略的野心を標榜すると異らず、支那との交情亦甚だ面白からざるものあり、故に支那が南北論爭の爲めに著しく弱點を生じ、大に讓歩せんとする意思あるを見て、露國も亦多少讓歩せんとするの意嚮あり、遂に一九一三年五月十三日露國政府の默認せる六ヶ條の協約草案を衆議院に提出し、陸外交總長は。

民國目下の形勢より見れば本協約より有利なる協約を締結す可らず、露國の督促急にして往返日を亘るが如きことあらんには、之より不利なる條約を締結するやも保し難ければ曲げて議會の承諾を望む云々。

と述べ、議會は殊の外興奮したるが、議長は二十一名の審査委員を指定して、五月三十日五回審査會を開き、外交總長の條文曲解に繙弄せられ乍ら漸く修正案を作成し、六月五日本會議となりしが進歩黨は之を通過せしめんとし、國民黨は之に反對し議論沸騰三旬を經て猶決せず、機警なる露國政府は支那國内の形勢と支那政府及國會の意思とに鑑み七月十三日駐支公使クルペンスキー氏の手を經て、北京政府に通牒を發し、外蒙古問題に關し、自由行動を取るべきことを聲明せり。卽ち曰く

露國政府は支那政府の面目を保持せしめんが爲め條約の形式上多大の讓歩を爲したりと雖も、露蒙協約及議定書に基き、蒙古の完全なる自治を承認し其行政機關と軍隊とを有することを許容し、蒙古内地に支那人の移住を禁止することを以て談判の基礎と爲さんことを通告したるに拘らず、支那政府は或は言を條文の訂正に托し、蒙古中央官廳なる語を創り、活佛の統一權を破壞せんと試み、又條文を曲解し、蒙古内地に支那人を移住せしむることを得べく、蒙古軍隊を支那士官に隷屬せしむることを得べしと唱道しつゝあり、蒙古問題の如き其範圍の廣大なるものにありては「彼我の間に於て協約の精神を一樣に了解するに非れば其成立を期す可らず、文字の末節に拘泥し、協約の本義を沒却せんとするが如くんば、假令協約成立するも齟齬を後見に遺すものと謂つべし、從て露國政府は條文修正に關する支那政府の提義を斥け蒙古問題に關し自由行動を執らざる可らざるに至れるは、其最も遺憾とする所なり然れども露國政府は彼我の意見根本に於て合致するに於ては、談判の再開を躊躇するものに非ず、再開の場合は該問題に關し、先づ共通の意見を披瀝したる覺牒を交換することを以て利益なりと思惟す、該通牒の眼目は左の如くなるべし。

一、支那は内蒙古を除く蒙古の自治及之より生ずる蒙古の權利を認むること

二、露國は蒙古に對する支那の宗主權と、之に關する權利を認むること

三、支那は露蒙協約及議定書の趣旨に基き、蒙古政府と相互的關係を定めんが爲め露國の好意的周旋を受くべきこと

四、蒙古に於ける露支兩國の利害問題及新狀態の下に發生する諸問題は兩國政府に於て審議すべきこと

終りに臨み露國政府は、露支兩國に協約締結せらるゝ迄、露蒙協約の原則に據り、對蒙關係を單獨に處理することを聲明すべし

適々江西に第二次革命亂爆發し、支那政府は暫く注意を蒙古に拂ふ能はざることゝなりしが、其處に蒙古軍の南下は益々甚しく、且つ南方亂事も平定し、正式總統の選擧、民

國承認の問題等續出し、若し露國と紛事絶えざらんか、爲めに承認問題も遲延するに至るやをも保し難きのみならず、蒙匪の南下を如何にすべきかと頗る苦慮する處あり、遂に全然露國の要求を容るゝことゝし、十一月五日北京に於て露支新協約は調印せられたり但し其性質は宣言書五ヶ條覺書五ヶ條其全文左の如し。

甲、宣言書

第一條　露國は外蒙古に於ける中國の宗主權を承認す

第二條　中國は外蒙古の自治權を承認す

第三條　中國は外蒙自ら內政を治理するの權を有すること並外蒙區域內の實業問題自治の權あるを承認す故に中國は外蒙に在て文武官員を設置せず並に外蒙に向つて移民を爲さず只だ中國は大官一名と之に隨同する衞隊を庫倫に駐紮せしむるを得中國は又た外蒙と地點を商定して委員を分駐せしめ本國人民の利益を保護せしむ露國も亦た領事衞隊を除く外外蒙に在て軍隊を駐紮せしめず並に外蒙の內政に干涉せず又た移民事業を停止す

第四條　中國は上定の原則に按照して千九百十一年十一月三日の露蒙密約を承認す

第五條　凡そ新時局問題發生し露支の利益に關する外蒙各問題は均しく日後談判の問題と爲す

乙、覺書

第一條　露國は外蒙の土地は中國領土の一部分たるを承認す

第二條　露支兩國政府が領土及政治に關するの談判を爲す時は蒙員も參議の權あり

第三條　宣言書所列の五ヶ條は應に露支蒙三方より會合談判を開き並に會議の地點を訂定す

第四條　中國は前に庫倫に駐せしめたる辦事大臣烏里雅蘇台將軍及科布多辦事大臣管轄の地は均しく應に外蒙の自治區域と爲すべし只だ中蒙は詳細の地圖の無きに依り從來の界線も未た明かならず茲に外蒙境界地點及科布多と阿爾泰分界の線は均しく宣言書中第九條の規定に依り談判の事項となす

右の露支協約に於ては疆域問題、科布多の地位、外蒙古の外交權に關して明文を缺けり、之等は目下露支蒙三國委員の會議を開催する準備中にあり。

三　西藏問題

西藏問題は英支藏及び露の四國間に橫はれる極めて複雜なる外交關係にして、其所謂問題となる所以のものを約言せんか。

一、西藏對支那　西藏は從來支那の屬邦たりしも革命の結果對蒙古の獨立せるに鑒み、西藏も亦支那の羈絆を脫して完全に獨立せんと欲す

二、支那對西藏　支那は一九一二年四月十二日の大總統令に公布せる如く、西藏を完全なる自國の領土と看做し、之を二十二行省と同一に取扱はんと欲す

三、英國對支藏　英國はヤングハスバンド、倫敦タイムス等の主張せる通り、支那をして西藏の自治を承認せしめ、拉薩に英國代表者を駐屯せしめ、西藏に關する交涉は直接に西藏を對手とせんと欲す

四、露國對英藏　露國は外蒙古に於て自由に施設する處あるのみならず、一九〇七年の英露協約を盾とし、蒙古及青海等に關係ある西藏の解決に對しては露國の同意を要すと主張するのみならず、達賴喇嘛の參謀長たるドルヂエフ氏をして所謂蒙藏密約なるものを締結せしめ（一九一三年一月十三日）次で露藏條約說さへ傳へらるゝに至

れり

五、英國對露支　英國は一九〇七年の英露協約に於て西藏に代表者を派遣せず、又西藏の內政に干涉せざるべきことを締結せるを廢棄し、且つ西藏を自主の國たらしむることにより、露支兩國の西藏に於ける勢力を打破し、西藏を以て兩國に對する緩衝地帶とし印度北境の防備を完備せんと欲す

六、支藏國境問題　支那は江達附近を以て支藏の國境となさんとするに反し、西藏は打箭爐附近を以てせんとし其差實に五百餘哩に達す

更に其細目に至りては枚擧に遑あらざる程四國間の希望に相違あり、左に其革命後に於ける經過の大要を述べん。

一九一二年三月初旬、拉薩駐劄の支那軍隊は給與不足の爲め暴動を起し、掠奪を行ひ、支那官吏は保護を英國に求め、英國は直ちに其軍隊を派して之に應ぜり。

一九一二年四月　東部西藏の支那人西藏會議を開き共和に反對する西藏人を懲罰に處せんと議決す、然るに西藏人は革命の影響を受けて竊かに獨立の野心あり、遂に札什倫布、江達等に於て支那兵に對して反旗を飜へすに至れり。

一九一二年五月　東部西藏の支那兵驅逐せらる。

一九一二年六月末　西藏兵四川省に向て進軍し、裏塘、巴塘等の要地を占領し打箭爐に逢ず。

一九一二年六月　最に竊かに印度國境のカリンポンに來りて入藏の機を窺ひつゝありし達賴は時到れりと檄を西藏各地に飛ばして西藏の獨立を聲明し支那官吏を驅逐するに力めつゝありしが、六月末藏兵拉薩占領と共に一般西藏人の請を容れてカリンポンを出發して拉薩に向へり。

同六月十二日　英國公使は支那が四川雲南より遠征の軍を起して大擧西藏に入らんとするを見て、右は西藏の秩序を紊亂し、延いて印度の安寧を害すべきを以て其遠征を中止せんことを袁政府に勸告す。

同六月二十三日　英國公使は袁大總統に向て西藏を支那の一行省として併合するは條約違反なるを以て之を承認する能はずと警告す。

同六月二十九日　英國公使は支那の征藏軍が國境を越えて西藏に入るなからんこと再び忠告す、之に對して支那は西藏は支那の版圖なれば外國の干涉すべき限りに非ずと聲明せるも、借款其他國內多事の折柄外國と事を構ふるの不利なるを知り、只管達賴の懷柔に力め、西藏の離叛を防がんとせり

一九一二年七月十六日　征藏軍司令官四川都督尹昌衡約一ヶ師團の兵を率ゐて成都を出發し、月末打箭爐に到着して此處に滯留すること數十日、其間趙爾豐の老兵を招き附近の土民を懷柔す。

一九一二年八月十二日　尹昌衡の率ゐる征藏軍先鋒隊は瀘灘江を渡り、其後數日にして火竹林に至りしも西藏軍の爲めに退路を斷たれ、辛くも血路を開いて裏塘に到れり。

同八月十七日　英公使ジョルダン氏は左の條項を談判の基礎として英支西藏協商の締結を提出す。

一、英國は西藏に於ける支那の宗主權を認むるも其主權の行使を承認するを得ず

二、駐藏支那官吏の權限を縮少すること

三、支那は駐藏支那官吏の護衛以外に多數の軍隊を駐屯せしむることを得ず

四、今後支那の遠征軍を入藏せしめざること

五、支那西藏間の交通路として支那は無制限に印度を利用するを得ず

六、英支間に新協約を締結し以て支那承認の前提となす

右に對し支那參議院に於ては九月十六日より三日間秘密會議を開きしが其結果

一、達賴の尊號を復して全藏の人心を安ぜしむること

二、入藏軍隊の撤回

三、英支間の外交關係は前淸時代の條約に據るべきこと

等を議決したる由なるが、英國の照會に對しては支那政府は征藏軍司令官尹昌衡に打電して進軍を中止せしむること丈けは直ちに英公使に回答せるも、其他に對しては約四ヶ月の間何等の回答をなさず、十二月二十三日に至り、英の提議を拒絶する旨を以て答へたり。

一九一二年八月　達賴の軍隊は支那兵を降し、達賴は拉薩に入り、再び政教の兩權を回復して自立したるが、八月中旬西藏駐箚事長官鍾穎との間に左の休戰條約を締結せり。

一、支那軍隊所有の武器彈藥は凡て拉薩の倉庫に收め、支那、西藏及びネポールの三國代表者にて之を保管す

二、第一項の實行終りし後十五日以内に總ての支那軍は印度を經て歸還すべきこと、其際は支那軍は一律武裝を解除し、約百五十名宛五團に分ちて順次退藏す

達賴條約締結後總ては依然衙門にありて執務せるに藏人は彼の資格を認めず、剩さへ彼に退藏を迫れり、總は此要求を斥けたるに西藏人は武力を以て彼に迫れり、彼は卽ち部下數百の支那兵と共に奮戰し、交戰は十一月九日に及び、支那兵は拉薩の大半を燒き、一時暴戾を振るひしも糧食彈藥の欠乏に苦み、遂に再び和を媾じて全軍總と共に退藏せり。

達賴は拉薩に入ると共に獨立を宣言し、又支那に對して其獨立の承認を求めたるも素より支那は回答せず、達賴も亦之より支那を無視し、一面使節を英國に送ると共に露蒙と條約を締結せんとせり。

印度政府は又達賴の歸藏と相前後して其軍隊若干を亞東、江孜附近に派遣し、支那政府より抗議するや、答へて曰く在藏英人の保護の爲めなりと、而かも一方に於て英國は達賴の使節が倫敦に來れる時達賴入藏前後に取極めたる左の三條を調印せりとのことなり。

一、西藏は自主獨立なるも英國は西藏の行政を指導す

二、西藏の軍政及び財政は英人を備聘して之が顧問となすこと

三、英國は其軍隊を西藏に駐屯せしむることを得

一九一二年十月二十五日　尹昌衡打電總を出發す

一九一二年十一月　初旬尹昌衡亞壩に到着

一九一二年十二月二十三日　支那政府は英國の提議に係る西藏問題に關して協商を開くことを拒絶する公文を英公使に送り英國の感情を害せること甚し。

一九一三年一月八日　蒙藏の風雲險惡なるのみならず、國内の紛糾漸く多事ならんとせる支那は俄に其態度を改め、駐支英公使に書面を送りて西藏問題に關する支那政府の回答(十二月二十六日)に對する英國政府の意向を至急照會ありたく、支那政府は相當の條件を以て交涉を開始せんことを望む」と求めたるも英公使は回答せずして止みたり。

一九一三年一月十三日　達賴はドルゲエフ露國人を通じて庫倫政府と左の意味の條約を締結せりと傳へらる。

一、西藏は蒙古の獨立を承認すること

二、蒙古は西藏の獨立を承認すること

三、蒙藏兩國は和衷共同宗教の繁榮を計ること

四、蒙藏兩國は互に相援助すること

五、往來、居住、通商貿易の自由其他

右蒙藏協約に關して、英國外相グレー卿は下院に於て聲明して曰く、「ドルゲエフ氏が蒙藏に於て如何なることをなしたるやは詳ならざるも、英國政府は彼が達賴喇嘛より何等の使命を受けず、又蒙古と協約締結に付き何等の許可を受けたることなき明白なる通知を受けたり」

一九一三年二月一日　次で英露協約說は傳へられ、支那は狼狽措く處を知らず、英國に對して十分調和的に協商するの意思あるを示せるも尙ほ英國より嚴みられず。

一九一三年三月二十五日　支那は遂に屈して西藏の内政に關して積極的に干涉すべきの權利なきことを承認すると共に、前の駐藏辨大臣たりし温宗堯を全權大使として英國と交涉を開かんことを英國に許りたるが、英國も支那の讓歩を以て英國が最初に提議せる西藏の宗主權を認むると共に西藏を自主の國となすことを得るの見込十分なるに至りしを以て、支那側の申出を容るゝ、共に會議は英京倫敦に於てせず、英國の仲介により支藏兩國の委員が交涉するの形式により、印藏國境附近の大吉嶺に於て六月之を開くことに同意

せり。

一九一三年六月一日　鹽井附近にて西藏軍大敗す

一九一三年六月十日　尹昌衡は征藏の千戈を收めて打箭爐に退き、二十日打箭爐を出發し、暫く成都に留りしも十月北京に來り、目下尚ほ北京にありて西藏問題に關し大總統に種々意見具申しつゝあり、蓋し、李經羲、温宗堯、蔡鍔、尹昌衡の四人は民國有數の西藏通（蔡鍔は他に比して稍遜色あり）と云ふを得べし。

同六月二十日　デルゲ附近にて西藏軍は再び支那軍を驅逐し、目下東部西藏に於ては藏軍優勢にして、稍〻もすれば四川侵略の勢を示しつゝあり。

一九一三年七月二十八日　英國上院に於てモーレー卿はカーゾン卿の質問に對して答へて曰く。

一、西藏を支那の一行省たらしむることは英國政府の痛く反對する所なりしが幸にも支那は其意思を撤回すると共に西藏の内政に關し積極的に干渉するの權利を有せざることを承認せり

二、西藏に關する諸種の問題を協商せん爲め英國の斡旋によりて支那と西藏とをして協商せしめんとし、名義上英國は正直なる媒介人となり、事實上は英支藏三國の協商なり

三、西藏に對する英國の行動及企劃に就ては十分露國と商議して其贊成を得たり、而して英國の西藏に對する終局の目的は其内政に干渉するの權利を得ることにあり。

四、英支藏三國のシムラ會議は三週間に渉りて開催せらるべし

一九一三年十月十三日　大吉嶺に開催すべき西藏會議は其後種々なる事情の爲めに延引し又會議の地點を印度政廳夏季執務地たるシムラに移し、七月十三日第一回を開議せるが、三國委員氏名次の如し。

英國　サーヘンリーマクマホン（印度政廳官吏）ロージ（公使館員）

支那　陳貽範（正使）王澤平（副使）江資壽布（顧問）

西藏　Lonchen Shatra（全權委員）

Trung Ne（英語通譯）Phu-tsi-phil（支那語通譯）其他秘書一名、名士名僧六人。

會議の經過如何に付ては未だ詳細なる報告等を得るの機會なきも、北京外交團の如きは全然悲觀的觀察を下し其成行を憂慮しつゝあるのみならず、十月末會議はシムラより印度の首府デリーに移轉せるが、支那新聞の記事に據れば三國意見の懸絶甚しきものあり、本年中には談判に入るべきや否や疑はしとの事にて要するに結局は英國委員の強硬なる主張と英國の對支外交とにより、露の蒙古に於けると同一結果に終らざるかと觀測せらる。

參考の爲めに支那新聞に記載されたる三國の提出條件及び支那が三國の意見を融和せんが爲めに考案せりと云ふ西藏優待條件なるものを揭げ置くべし。

一、英國側の提出條件

一、西藏問題に關する一九〇六年の英支協約を廢棄すること

二、支那は西藏の獨立國たることを承認すること

三、支那は拉薩駐紮の辨事長官及護衛兵を撤退すること

四、以後支那は西藏の内政に干渉せざること

二、西藏の提出條件

一、支那は西藏の自主權を承認し且つ其軍隊を西藏に進入せしむることを得ず

二、支藏の境界は打箭爐以東にあるべし

三、西藏は一切の内治外交に關して以後支那の掣肘を受けざるべし

四、西藏は商業外交及礦山の開發等に關して自由に英國人と交渉することを得

三、支那側提出條件

一、シムラ會議に於て新訂すべき條約は從前の英支西藏協約を談判の基礎なし、其範圍を越ゆるを得ず

二、英國人は舊條約になり西藏各都市に於て學校を設立し商事を經營することを得

三、西藏の行政は支那の駐藏辨事長官に於て處理す

四、西藏に發生したる支那人、西藏人ハ印度人及び英國人の關係ある訴訟事件は支英兩國商務委員會審す

五、前記の會審制度は今後五年以内に西藏の民刑法を施行したる場合に之を撤す、其後は支那政府制定の右民刑法に依りて審判す
六、英國は領事館護衛以外に西藏に其軍隊を駐屯せしむることを得ず
七、債務及國際に關する問題は英支二國政府協議して之を決す
八、西藏駐在の英國委員は西藏樞要の地に公館を設立することを得
九、强盜及竊盜犯の逮捕は支那の責任とす、但し該犯人が境界外に逃れたる場合には此限りに非ず
十、英人は支那政府の許可なくして西藏の鑛山を開採するを得ず
十一、阿片を輸入するを得ず、違犯者は之を處罰す
十二、西藏に內亂發生せる場合に英人は武器彈藥を輸入するを得ず
十三、支那政府は之れ迄に締結せる英藏條約を承認するも今後西藏と他國と締結する條約は一切之を承認せず

四、支那の西藏優待案

一、支那は西藏人を優待し、特に爵位を與ふることあるべし
二、支那は西藏の行政、教育等の事に對して極力之を補助す
三、支那は西藏の寺院に對して補助額を增加す
四、西藏に內亂ある場合を除くの外支那は故なくして兵を用ゐず
五、支那は既設のもの以外に西藏內に官廳を增設せず

四　第二革命と列國

一九一二年七月李烈鈞兵を江西に擧げ、次で南京の獨立となり、上海の機器局戰となり、長江以南は所謂第二革命動亂となれり第一回革命の際には列國は最初より嚴正中立を持したるのみならず、各國民は朝野共に南方革命派に對して有形無形に同情せるが、第二革命戰に於て南方派を目するに亂徒となすもの多く殊に英國の如きは最も深く之を憎み、革命派の首領等が上海を策源地とするは上海の秩序を紊亂するものなりとて公使團と計りて遂に革命者放逐條例を發したるが、七月二十四日の北京公使團會議に於ては流石に上海地方二十四哩中立案は之を否決せり。然れども、列國殊に英國は日本を目して暗に南方革命派を援助するものなりとし、英國の機關新聞は日本を攻撃して止まず、我當局は止むなく八月に至り一篇長文の辨明書を發表し、我國が終始一貫支那保全及び嚴正中立の態度を持せること、並に楊子江方面に於て英國の利益圈を侵すが如き野心なきことを宣明するに至れり。

八月三十一日及九月一日の激戰にて南京遂に陷落し、張勳軍の南京に入るや前古來曾有の大虐殺起り、邦人又掠奪の難に遇へるのみならず、數名は虐殺せられ、所謂南京事件なるもの發生せり、之より先き山東兗州及び漢口にて帝國軍人凌辱事件あり、帝國政府は之等三事件を一括して交涉することゝし、九月九日山座公使に對して支那政府に向て要求條件を提出し、急速之を實行せしむ可きことを訓令し、公使は同月十日袁大總統に會見して右訓令を申入れ、翌十一日更に書面を以て正式に我要求條件を提出せり、該條件は帝國政府に於て東亞の大局日支兩國の親善なる關係とを顧念し、事態の性質に鑒み必要止む可らざる程度に止めたるが九月十三日支那政府は我要求條件の全部を承諾すべき旨山座公使に申出で次で同月十五日重て書面を以て之を確認し來れり、而して我要求條件は左の如し。

袁州事件

(一)直接責任者を嚴重處分し其監督官を免官すること

(二)當該軍隊最高指揮官親ら我支那駐屯軍司令部に來り司令官に陳謝の意を表すること
(三)別に支那政府より帝國公使に對し公文を以て陳謝の意を表すること

濱口事件

(一)傷害行爲を直接に指揮又は下手したる將校兵卒を總て嚴重刑罰に處すること竝に右刑罰(繼續的刑罰に付ては實告)には我陸軍將校をして立會はしむること
(二)傷害行爲ありたる將卒の直屬大隊長を免官し其監督上官卽ち聯隊長及旅團長を重戒飭すること
(三)右兩項の各處分實行と共に一面當該師團長又は司令官親しく總領事館に來て陳謝の意を表し一面裝都督より前記各處分實行の旨を總領事及我派遣隊司令官に通告して陳謝の意を表すること
(四)別に支那政府より公然帝國政府に對し遺憾の意を表すること

南京事件

(一)暴殺擅事を行ひたる兵卒及直接之を指揮したる將校を其情狀に從ひ死刑又は其他の嚴重なる處罰に附すること竝に右處刑(繼續的刑罰に付ては實告)には在南京帝國領事又は領事館員を立會はしむること
(二)騷動始め前記將卒の直系上官を嚴重戒飭すること
(三)騷動ら在南京帝國領事館に來り帝國領事に陳謝の意を表すること
(四)死傷者其他一般被害者に對し相當賠償金を支拂ふこと
(五)兇行を敢てしたる聯隊をして我領事館前に來り謝罪の意を表する爲め葬儀の體を行はしむること
(六)支那政府より更めて帝國政府に公然謝意を表すること

右條件中張勳處分は本稿〆切迄には未だ實行せられず、又第一次第二項革命に於ける損害賠償の問題は列國公同にて目下北京に於て交涉中なり。

五　民國承認問題

一九一三年四月八日正式國會開會と共に、米國其他二三の南米諸國は民國の成立を承認せるが、列國は十月六日正式大總統選擧せられたるの日を以て同文通牒を發して列國一致して承認し、所謂先驅の功名又は承認と利權の交換等は之を見ず、只だ露支協約のみは聊か交換的の意味をも含み居れるものの如し、而して列國をして此の如く一致共同して承認せしむるに至らしめしは一に我外交の賜にして、爾來支那の我に對する感情現だ良善なり、尙ほ參考の爲め列國承認の日時及順序を示せば左の如し。

十月六日午後
- 日本　十時十分
- 墨太利　十一時
- 葡萄牙　十一時二十分
- 和蘭　十二時

十月七日午前
- 西班牙　八時半
- 墨西哥　同
- 獨逸　九時半
- 露國　十時
- 伊太利　十一時

十月七日午後
- 佛蘭西　一時四十五分
- 瑞典　同
- 英吉利　二時半
- 丁抹　二時五十分
- 白耳義　三時十五分

六　對英阿片及片馬問題

一九一二年六月の頃、英國の片馬經營頗る進捗せりとて、一時問題になりしが其後公の交涉なく、一九一三年十月再び片馬問題喧傳せらるゝに至りたるが、支那政府は西藏會議終了次第、直ちに片馬及び雲南緬甸國境問題に關して、英國と交涉を開く筈なり。

阿片に關しては一九〇八年の條約により、印度の阿片產額を全體にて六萬七千箱と見積り、（一箱は一千五百留位）、其中一萬六千箱は支那以外の國に輸出せられ、五萬一千箱は支那に輸入せらるゝものとし、同年より起り毎年五千百箱宛其輸入を減じ、一九一七年に全く支那の阿片輸入を絕滅すべしと規定せるが、一九一一年更に新協約を締結し、阿片栽培禁止の實効擧れる地方に對しては、開港場より阿片を搬入するを得ざること、並に阿片禁止の實擧れば何時にても阿片輸入條約を改修して、印度阿片の輸入を絕滅し得べきことゝせるが、革命當時一時阿片の禁弛み、阿片の支那開港場（主として香港及上海）に堆積する總額二萬箱に達し。一箱の價格二千留に騰貴せるが、其後阿片禁止の運動は再燃すると共に、支那議會は阿片輸入禁止條約改修案を提出し、將に通過せんとするに及びてグーデターの爲めに議會は開會不能となれるが、英國議會に於ては夙に支那の希望に從はんとするの意思を發表せるが、英國政府も亦阿片の支那輸入に對しては之が禁止に贊成なるのみならず、印度政府の如きは既に其豫算案に阿片輸出（支那に對する）より生ずる收入を計上せず、たゞ茲に問題となるは現在香港及上海に堆積する二萬箱に近き阿片の處分如何にあり、支那政府は運賃を負擔するを以て印度に逆輸せんことを希望し、印度阿片商人及び英人一般の輿論としては支那政府をして相當の額にて買上げしめんとするにあり、然れども支那政府の財力を以てしては到底之を實行する能はず、從て目下阿片問題は之が輸入禁止に付ては双方意見合致せるも、現存の阿片の處分如何に付き行き惱みの中にあり。

七　關稅改正問題

現行の支那輸入稅率は、一九〇二年八月二十九日清國政府及び各國政府特派委員、上海に會合して協議決定したるものにして、其稅率は從價五分と定め、從來全部從價稅なりしも、評價價額に付き輸入者と稅關との間に爭議絕えざりしに鑑み、新稅率は適用し得る限りは從量稅とし、且つ其價格評價は一八九七―九九年の三ヶ年に於ける各商品の沖渡値段の平均價格を基礎となしたり、然るに一九一二年八月十四日に至り、支那政府は各國公使に對し、右評價に基く從量稅五分の議は實施既に十年を閱みし、各貨物の價格に著しき變動あるを以て、現實價格の五分と云ふ能はず、故に課稅の基礎たる價格を改め、原趣旨に適合せしめんことを提起したるが、當時支那は未だ承認せられざる時なりしを以て何國も之を顧みるものなかりしに、其後支那政府は昨年十月六日列國の承認を經たるを以て、十月十四日再び同文通牒を發して曰く、「關稅改正期は昨年十月三十一日

を以て滿期となり、爾來其儘となり居れども、民國政府も今や列國の承認を經て國際關係復舊せしを以て此際關稅改正に同意ありたし云々」と、而して其の詳細に付ては未だ發表せられざる爲め、支那政府が果して如何なる點を改訂せんと企劃せるか不明なるも、支那上下の希望は一九〇二年の英清マッケー條約に規定せる、「英國は支那政府が釐金其他外國貨物に障害ある一切の課稅を引上げて輸入稅は最高一割二分五厘、輸出稅は同七分五厘と爲すことに同意す」と云へる意味の條項を實現せんとするものにある如く、本問題は單に輸入稅課徵の基礎たる評價額に付て改正せんとするに非ず、勢內地舊關又厘金局の廢止問題をも起るべし、而かも支那の目的は右に從て關稅の增收を計らんとするにあるのみならず、實は輸入稅を一割二分五厘の高率となし、事實に於て保護政策を實行せんとするものなれば、之が爲めに列國の支那輸入業者の被るべき損害は甚大なるものあり、殊にマッケー條約第八條第九項には「輸入關稅引上後は支那に於て機械によりて製造せらるゝ綿絲及び綿布に對しては開港場に於て外國人により製造せらるゝと開港場以外に於て支那人によりて製造せらるゝとを問はず、一九〇一年の議定書に規定せる輸入稅（五分）の一倍額（卽ち一割）に相當する稅金を賦課す」とあり此規定は輸入稅引上後支那內地の紡績業勃興の爲め、印度綿絲等の輸入を阻害せらるゝを恐れて規定せるならんも、若し之が實行せらるとせば、我國の如きも日本より支那に輸入する綿絲綿布は、之によりて利益を受くる大なりと雖も、目下支那には日支合同、又は日本人の手にて紡績事業を經營するもの少からず、其趨勢より云ふも、此種の企業は今後益々發達すべき傾向あり、之等は一樣に一割の課稅を負擔せざる可からざることゝなり、之れ亦容易ならざる問題となるべく、要するに關稅改正問題の前途は遼遠と見て差支なかるべきと共に、我國は最も深く之を研究せざる可らざる地位にあるを忘る可らず。

八　露國の撤兵提議

露國公使は一九一三年十二月十二日午後、北京外交團會議に突如として各國駐屯軍の撤兵を提議して曰く、支那政府は既に列國の承認を經、袁世凱は正式總統に擧げらるゝと共に、二週間前既に戒嚴令を解きたる有樣にありて、支那は現に秩序恢復し、內外人の生命財產の保護を爲し得るの狀況にあるを以て、此際外國兵を北京、天津等に駐屯せしむる必要を認めず、唯公使館護衞の爲めに三十名を置けば十分なるべし云々と。思ふに露支間の交情は蒙古問題の爲めに甚しく險惡なれば、露國の何とかして支那の對露感情を良好ならしめざるべからず、夫に付ては撤兵の如き現時露國の軍事計劃は甚だ進捗し何時にても北支那方面に軍隊を派遣するの準備あるを以て特に北京等に少數の軍隊を駐屯せしむるの必要なければ、既に露支協約交涉中より支那側に撤兵に盡力すべき口約をなしたりとも傳へらるゝ位にして、要するに露國が支那に對する人氣取り一策のみ、而して之に對する列國の態度は未だ不明なるも、第一露國に機先を制せられ其功を獨り露國に歸するは列國の快とせざる處なるべく、第二支那の現狀に鑑み撤兵を當然となすは聊か時機尙早きの感あり、本問題の解決も亦前途遼遠と稱するを得べし。

◎革命後の財政

一、民國二年度總豫算

革命後の財政は混沌として端倪を知るべからず、中央地方共に内外債を起し、紙幣を發行し、勢力範圍内に存する官業と稅源とにより、僅かに一日を苟偸するに過ぎざりしものと想像せらるゝのみ、從つて所謂財政なるものありしにあらず、其財政の形式を示すに至りたるは、正式國會開設せられたる後、財政部が民國二年度の全國豫算を編製し、國務院に提出せしに始まる、今其豫算に據れば左の如し。

△歲入之部

▲(一)經常門

田賦	七五、六五八、三一七
地丁	五七、八二四、四八四
漕糈	一三、二〇一、八五七
租課	三、二四二、五〇八
雜款	一、三八九、四六八
鹽稅	七六、四四七、六三五
鹽課鹽釐	三九、七五八、七〇六
加價	二二、〇五二、三六六
雜捐	一、九一八、八二〇
官運收入	六五、二三三
復價	五七八、四五九
雜款	二、六八一、八一八
附加稅	八八八、八三五
餘利	七、四三六、九六九
商包各款	一、〇六七、一六四
關稅	六二、七二三、九四一
常關	九、四四八、六五二
海關	五二、二七五、二八九
釐金	三一、四五〇、七八〇
百貨釐金	二三、四三〇、三四一
統捐	三、九九四、五四八
雜項釐金	四、〇二五、八九一
正雜各稅	*三七、一九〇、八二五
契稅	一二、一七四、七五八
當稅	六五四、一一六
煙酒糖稅	一〇、二四八、三八九

礦稅	一、四二七、五七九	合計	三〇七、三九一、九一三
牙稅	六二一、〇〇三		
茶稅	六六六、二二九	▲(二)臨時門	三、〇六五、三七八
印花稅	九八〇、〇〇〇	田賦	一、七五二、六〇〇
所得稅	四、三五〇、〇〇〇	荒價	一三八、九七六
紙捐稅	三、八六六、九三三	墾務	一、一七三、八〇二
漁業稅	一四一、三二〇	雜款	一六四、二六九
雜稅	二、〇〇〇、四九八	鹽稅	二、一六二
正雜各捐	*五、〇四一、九九四	鹽課	八、〇六五
煙酒捐	一、七四六、五六一	罰款	一五四、〇四二
牙捐	五九、四一五	雜款	一、一六二、二六七
百貨捐	三〇五、〇八四	關稅	九四三、二三八
當捐	一四五、四七一	常關收入	二一九、〇二九
糖捐	九三、五一四	海關收入	六、〇五四
茶捐	三三八、六一五	釐金	三、二一四
雜捐	二、三五四、三三四	罰款	二、一一六
官業收入	七、九八〇、〇五二	百貨釐金	六七四
官辦局廠收入	六、九九二、六一五	雜項釐金	一、一七一、〇七七
官股利益	九八七、四三七	正雜各稅	九八一、〇〇〇
雜收入	一〇、八九八、三六九	契稅	四一七
司法收入	一、六二八、三九八	雜稅	一八九、六六〇
官款生息	七二七、二九八	契稅附加稅	一三二、四一二
徵收辦公費	八六三、五七一	正雜各捐	三三、四一二
驗契費	三、六三九、七三〇	牙捐	九九、〇〇〇
雜款收入	四、〇三九、三七二	當捐	六三四、〇九三
		官業收入	

官辨局廠收入　六三四、〇九三
雜收入　三、六〇〇、三三八
官物變價　二、三五三、七六九
官款繳還　二五四、六九二
罰款　二八九、七〇六
官欵生息　三五三、四八三
徵收辦公費　五一二
雜款收入　三四八、一七六
捐輸　二三〇、三〇八
報効　九七、四九四
津貼　一、二三八
國民捐　一三一、五七六
公債　三二八、八〇〇、〇〇〇
外債　一九九、〇〇〇、〇〇〇
內債　一二九、八〇〇、〇〇〇
合計　三三八、九六六、一九六
總計　六四六、三五八、一〇九

〇歲出之部

▲(一)經常門

外交部所管　三、七九一、九八三
本部經費　六二〇、九六八
出使經費　一、九八五、〇五二
譯語專修館　四三、一四〇
各省交涉費　一、一四二、八二三
內務部所管　三八、五一三、六五三
本部經費　五九八、〇五九
在京各機關經費　三、六二八、八五二
各省民政署經費　五、〇三八、五五二
各省觀察使署經費　二、三六五、六〇〇
各省縣知事署經費　一七、二九二、〇〇〇
各省省城商埠警察廳及警察補助費　二、九四八、三〇七
各省水上警察廳經費　四、〇三八、七七五
各省商埠及各項工程經費　二、一六八、七二四
各省典禮經費　三六、五二六
各省屯墾費　八二、一八二
各省清鄉善後及捕盜經費　一八四、五二四
各省慈善及雜費　一三一、五五二
財政部所管　二〇八、七〇六、四三四
本部及直轄各處費　八一五、一〇八
在京各機關經費　三、二七七、七二〇
鹽務經費　八、二八〇、一九一
稅務處及海關經費　八、五三一、四五四
常關經費　一、四四七、六二〇
前清皇室經費　六、〇〇〇、〇〇〇
八旗俸餉及陵餉費　六、六二六、九二五
各省財務費　一〇、五五六、五二六
公債　一五七、一七〇、八九〇
預備金　六、〇〇〇、〇〇〇
教育部所管　四、六九一、六六二

本部經費　八九五、六一七
本部直轄各校經費　一、七二一、二九四
本部分設各機關經費　二八九、八一八
本部派遣各國留學生經費　三三七、二九九
補助經費　四一〇、四〇〇
各省教育費　一、〇三七、二三四
陸軍部所管　一二〇、六七二、五三一
本部及直轄各處經費　一〇、〇〇〇、一四七
參謀本部及直轄各處經費　二、〇二七、三二四
各省陸軍轄費　一〇四、六二五、五八八
各邊防陸軍經費　四、〇一九、四七二
海軍部所管　七、九七七、九二一
本部及直轄各處經費　七、六六〇、〇九一
各省海軍經費　三一七、八三〇
司法部所管　一八、四一七、二二一
本部經費　四七一、七八七
在京各機關經費　一、〇〇二、七六八
各省司法費　一六、九四二、六六六
農林部所管　二、四三七、〇七三
本部及直轄各處經費　二、一〇一、二九七
各省農林經費　三三五、七七六
工商部所管　三、九一〇、六九〇
本部及直轄各處經費　三、三七五、一三六
各省工商費　五三五、五五四
交通部所管　九三五、六八一
本部及直轄各機關經費　九三一、四二〇
各省交通費　四、二六一
合計　四一〇、〇五四、八四九

▲(二)臨時門

外交部所管　一、〇三二、九三六
本部經費　一九六、八〇〇
出使經費　六〇二、四〇〇
譯語專修館經費　一、一一〇
各省交涉費　二三二、六二六
內務部所管　二、三〇三、四五八
本部經費　一四三、四〇四
在京各機關經費　五五〇、〇一〇
各省工程經費　一、一三七、六六八
各省調查費　二二九、三七六
各省清鄉費及雜費　二四三、〇〇〇
財政部所管　*一八六、二九〇、八一八
本部及直轄各機關經費　二四六、六五五
在京各機關經費　九二七、六五五
鹽務經費　二〇、八五七、二四三
海關經費　二、二五四、七四二
常關經費　六三、六二〇
中國銀行資本　一〇、〇〇〇、〇〇〇
北京印刷局資本　六六九、三七五
改造借款件特別費　九、〇八四、三九二
各省財務費　三〇六、九　七

公債　一四一、八八〇、二七七
教育部所管
本部經費　二、四五五、〇九五
本部直轄各校經費　四九、〇〇〇
本部分設各機關經費　二、一三二、一四五
本部派遣各國留學生經費　一七四、四五〇
各省教育費　四〇、五二〇
陸軍部所管　五八、九八〇
本部及直轄各處經費　*四一、〇二三、二六一
參謀本部及直轄各處經費　三五、五七六、九七四
各省陸軍費　九九四、五四四
熱河陸軍費　三、三七七、五三四
海軍部所管　一、〇七四、二八九
本部及直轄各處經費　一、〇〇五、〇一四
司法部所管　一、〇〇五、〇一四
本部經費　四七一、六六七
京師各機關經費　二四二、一八〇
各省司法費　一六三、五八七
農林部所管　六五、九〇〇
本部及直轄各處經費　六八七、九七六
各省農林費　五二九、六九〇
工商部所管　一五八、二八六
本部及直轄各處經費　九〇六、二三五
各省工商費　六四三、一四一
交通部所管　二六三、〇九四
本部及直轄各處經費　一二六、八〇〇
　　一二六、八〇〇
合計　二三六、三〇三、二六〇
總計　六四六、三五八、一〇九

備考　*印を附したるは內譯に差異あるを示したるものなり何れ訂正するの期あるべし。

今本豫算の編製せられたる方法を聞くに、大正元年十二月中央政府より各省に命じ、二ヶ月間に豫算の報告を命じ、其の報告に基きて調製したるものにして、四十七冊の大部より成り、七月一日より六月三十日に至る間を以て一會計年度と爲せり、百事匆々の際豫算基礎の據るべきものなかりしかば、前清宣統三年度の豫算を標準となし、之を斟酌して編製したるものなりと云ふ。

本豫算は表面上收支を適合せんが爲め、編製したるものにして、實行せらるべきものにあらざるは、何人たりとも之を看破すること難からず、其事情は當時の財政次長梁士詒の財政會議に於て演說したる一節を讀まば明亮なり、梁士詒の演說に曰く、

民國二年度豫算案歲入歲出總額は、六億四千六百三十五萬餘元なり、然して其實歲入不足は一億五千三百七十六萬餘に達せしかば、己むを得ず新稅と公債とを以て彌縫の策を爲せり、其總豫算內鹽稅第二款加價列記の一千五百萬元、所正雜各稅第七款列記の印紙稅九十八萬元、第八款列記の得稅四百三十五萬元、雜收入第四款列記の驗契稅二百六十三萬元、公債第二款列記の內債一億二千九百八十萬元等は、是れ歲入不足額なり、故に表面上收支適合するに似たり、但

但其他の歳入は將來數の如く收入し得るや否やは疑問なれども、中央地方と協力相一致して辦理せば或は効果あるに至らん、內債募集に至りては難事中の難事なり、故に政府は公債募集章程を發布し、廣く之を集募せんとす、北京內に於て募集する額は限りあれば、各省相一致して之を施行し、一億二千餘萬元の公債收入を不足とすることなき樣盡力せられんことを希望す、豫算歳入門內公債收入最も多し、其內內債一億二千九百八十萬元、外債一億九千九百萬元、合計三億二千八百八十八萬元にして、實に歳入總額百分の五十一を占む、歳出門內亦公債支出を以て最も多しとす、二年度に支出の內外債一億五千七百十八萬餘元、元年度に期限到來し未だ償還せずして二年度に轉入せし豫算の內外債三千八百五十五萬餘元、善後借款項目中にて支出の舊缺外債一億三百二十二萬餘元、合計二億九千九百五萬餘元にして、實に歳出總額額の百分の四十四强を占む、夫れ一國の財政にして歳入歳出の總額中公債は均しく其半にあり、危險以て何ぞ喩ふべけん、蓋し收入の中內債につきて論ずれば、目下民心政府を信賴せざるか故に、之を外債募集すること困難なり、外債に就きて論ずれば則ち條件嚴肅にして之を流用すること困難なり、支出の內債につきて之を論ずれば、則ち信用に關係するが故に、必ず之を支出せざるべからず、外債につきて論ずれば、國權に關係するが故に減せんとして減ずべきなく、遲延せんとして遲延すべからざるを以てなり、若し急起して力を追ひ補救圖らざれば、破產の禍は近く眉睫に在りと、豫算を編制したる財政次長の言斯の如し、民國二年度豫算の信賴すべからざるや勿論なり。

二　財政困乏の眞相

支那財政の困乏せるは世人の熟知する所なるも、眞相如何は數字の之を表示すべきものなし、今支那政府の報告する所を綜合し、大要を明にせんか、支那政府の收入は各省の貢賦に待つを例とし、清朝は各省の中央政府に對する送金を定め、之によりて諸般の政費を支辨し來りたるものなるも、革命後中央に對する送金絕へ、財政部より數々督促するも送金するものなく、偶々送金するものあるも其額僅小にして唯一時に止まり、民國元年より二年十一月に至るまで其送金せるものは、山東、河南、湖南、廣東、江西等にして、其額僅かに二百六十餘萬元に過ぎず、北京政府二週間の行政費を與ふるに足らず、然して地方政府の中央に對し送金を懇願するもの頗る多く、之が請願を容れざるときは如何なる珍事を惹起すやも計るべからざるに依り、中央政府は曲げて其請願を容るゝこと多く、民國成立より二年十一月に至るまで、其額一千四百餘萬元に及べり、加ふるに各省は其分擔せる外債賠償金を支拂はざるのみならず、其起債に係る地方債すら之を支拂ふことなく、悉く中央政府をして代はりて支拂はしめ、其額積んで九千萬元に達せり、中央政府の困窮知るべきなり、現時中央政府の收入としては、海關、鹽稅、京奉、京漢鐵道收入あるのみにして海關は每年四千八百萬元、鹽稅は每月三四百萬元、京奉京漢は

毎年二千萬元の收入あれども、海關と鹽稅とは外債の擔保と爲し、京漢京奉二鐵道は改良を加ふることなく、銷却資金すら積立てざる有樣にて、建設費に讓らざる修繕費を要すること目睫に迫りつゝあれば、中央政府の信賴すべきものは唯一の外債を餘すに過ぎざることゝなれり、豈に心細き至りにあらずや、然して彼の外債なるものも、從つて起せば從つて散じ、害あつて益なきは白耳義借款、クリスプ借款、大借款の例を見れば明白なり、支那再造借款てふ好名目にて起されたる二億五千萬の巨額は、空しく數月間に銷費せられ、支那治安に對し何等貢獻する所ある能はず、徒らに支那の負擔を重からしめ、外國人をして財政に干與せしめたるに過ぎず、財政總長熊希齡が、外債は鴆を飲んで渴を止むるが如しと痛嘆せるは理由あることなり、而して支那政府は鴆を飲んで渴を止めざるべからざる窮境にあるを奈何せん、民國二年十月より三年六月に至る間に、支拂を要する中央各省及南京等各種の短期借款五千三百五十萬元、前淸時代の短期借款二千九百二十萬元、關稅等を擔保せるものを除きたる長期外債三千四百十六萬元、合計一億一千七百三十六萬元は償還の焦眉に迫りたるものにして、中央政府の行政費は如何に之を節約するも、每月五百萬元を必要とす、此等の債務を償還し、行政費を支辨せんには、是非共外債を募集せざるべからず、最近新に第二次大借款の交涉開始せられたるは之が爲めなり、神經質なる日本人をして支那財政の局に當らしめば當さに狂して死すべき也。

三　財政救濟策

支那財政の窮乏せる斯の如し、之を救濟するの方法を講せざれば、如何なる運命に立ち至るべきや之を想像するに難からず、支那當局者は大に之を憂ひ、種々なる方法を案出したり、前財政次長梁士詒は財政會議に於て、應急策四つを提議したり、卽ち軍隊解散、行政整理、新稅增加、舊稅整頓、是なり、其後熊希齡も亦積極的辨法として、歲入を增加し、消極的方法として歲出を減少し、收支の適合を計らんことを唱道したり、幾何ならず支那政府は國務院に於て大會議を開き、施政方針を決定し、最も財政救濟策に重きを置き、其方策を公にせり、該方策は熊希齡梁士詒等前後唱道せしものを、具體的に數字を以て示せるものにして、大に奇とすべきものなし、今其大略を述べんか、先づ全力を擧げ行政整理を斷行し、軍事費に大削減を加へ、一億六千萬圓より五千萬圓を削除して一億一千萬圓と爲し、最高行政費內務司法敎育實業各方面に齊しく、大斧鉞を施して一億四千萬圓に殺減し、軍事行政兩費を合して二億五千萬元と爲し、全部にて七千八百萬元を削減せんとするにあり、之を表示すれば下の如し（民國二年度歲出豫算參照）。

一、軍事費　一一〇、〇〇〇、〇〇〇元
二、國會用費　二、〇〇〇、〇〇〇元
三、總統府、中央各官廳、在外公使、中央警察、財政徵收機關、學校、京師審檢各廳　三六、〇〇〇、〇〇〇元
四、淸皇室經費及旗兵俸給　一〇、〇〇〇、〇〇〇元

五、財務徴收費　二五、〇〇〇、〇〇〇元
六、臨時特別事件費　四、〇〇〇、〇〇〇元
七、民政、司法、敎育、實業等　六三、〇〇〇、〇〇〇元
合計　二五〇、〇〇〇、〇〇〇元

斯の如く大斧鉞を加ふるも、之を公債收入、及鹽稅關稅を控除し、普通會計に編入し得べき歲入一億七千七百萬元に比較するに、尙ほ七千餘萬元の不足あり、公債を募集せずして之を補塡せんには、收入を增加するより外方法なきが、支那政府の見込みに依れば、稅制の改正、金融の整頓、國庫の改良を爲さば、四億の人民を抱擁する支那は、優に收入を增加し該不足を補塡し得べしといふにあり、試みに案を示せば下の如し。

	原案（元）	修正案（元）	增加（元）
田賦	六、〇〇〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇
鹽稅	五、〇〇〇、〇〇〇	八四、〇〇〇、〇〇〇	八、〇〇〇、〇〇〇
關稅	四三、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	三七、〇〇〇、〇〇〇
契稅	一三、〇〇〇、〇〇〇	二三、〇〇〇、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇
宅地稅	…….	六、〇〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇
釐金	三一、〇〇〇、〇〇〇	……	×三一、〇〇〇、〇〇〇
生產稅 銷場稅	……	一五、〇〇〇、〇〇〇	一五、〇〇〇、〇〇〇
煙酒稅	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一五、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇
鑛稅	一、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
營業稅	一、五〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	八、五〇〇、〇〇〇
遺產稅	……	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇
通行稅	……	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
兌換發行稅	……	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
印紙登錄		五、〇〇〇、〇〇〇	
度量衡	……	二〇、〇〇〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇、〇〇〇
婚姻證書	……	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
補助貨鑄造	……	二〇、〇〇〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇、〇〇〇
手數料其他		二〇、〇〇〇、〇〇〇	
合計	三八、〇〇〇、〇〇〇	四六、〇〇〇、〇〇〇	八、〇〇〇、〇〇〇

此の案の如く八千七八百萬元を增收して、四億六百萬元と爲さんか、軍事及行政兩費の合計は行政整理により二億五千萬元に減少し、內外債元利も亦一億二千八百萬元なれば、歲出總額は三億九千八百萬元と爲り、內外債を起すを用いず、歲入剩餘八百萬元に達すべし、去れば支那政府は財政の現狀は悲觀すべきも、整理以後の財政は實に無窮の樂觀すべきものなりと誇稱しつゝあり、然り支那政府の計畫實現せらるれば樂觀し得べし、知らず熊希齡の力を以て該計畫を實行し得べきや、數百年來の弊政暴發し、內患外憂蝟集し、之を奈何ともする能はざる支那に於て、發々業々の如き財政を救濟すること、クランドストーン氏の大手腕を以てするも非常の困難なるは疑を容れず、奉天の鹽運使を以て纔かに財政通の名を得たるもの、能く之を辨じ得べしと爲す乎、折角整理し得たる軍事行政兩費二億五千萬元が、今回企てられたる第二次大借款二億五千萬元にて支辨せられ、收支適合することなくんば幸也。

◎革命後の教育

一　教育方針の變更

革命後の教育界に於て第一に著しきは教育方針の變更之れなり、之れは政體の變更に伴ふ當然の結果なるも、殊に南京政府の教育總長より引續き第一次唐內閣に教育總長たりし蔡元培は、純然たる革命主義の人物なれば、其施設は特に民主々義の色彩を含むこと著しきは止むを得ざる處なり。

民國元年二月南京教育部總長蔡元培は、普通教育暫行辦法十四條及び標準十一條を制定し、副總統及び各省都督に通牒して之が實施を命せり、而して本規定は南北統一政府に於ても、同じく蔡總長の就任によりて其實行を見るに至れり、規定の要領左の如し。

一　從前の各學堂は凡て學校と改稱し監督堂長は校長と改稱す

一　各州縣小學校は元年三月初五日（卽ち陰曆正月十六日）より都て開校し、中學校初級師範學校は地方の財力を見て成るべく速に開校す、

一　新制未だ發布せざる以前は、每年仍は二學期に分つ陽曆三日より暑中休暇に至るまでを第一學期と爲めし、暑中休暇後翌年二月末迄を第二學期と爲す、

一　初等小學は男女を同校ゝすべし、

一　特設の女學校章程は當分從前の通りとす、

一　凡ふ各種の教科書は務めて共和民國の趣旨に合すべく清時代學部頒行の教科書は一律に禁止す、

一　凡そ民國通用の教科書中、若し滿清朝廷及び舊時の官制軍制等を尊崇するもの、並に避諱し抬頭等の字樣あれば、各書局に於て自ら改修して、見本を本部及び本省の民政司教育總會に呈送し存査すべし、若し學校教員が教科書中に共和の趣旨に合はざるものを見出さば、隨時刪改すべく、又指出して民政司或は教育會に呈請し書局に通知して改正すべし、

一　小學の經科は一律に廢止す、

一　小學の手工科は應さに注意を加ふべし、

一　高等小學以上の體操は應さに重きを兵式に注ぐべし

一　初等小學算術科は第三學年より始めて珠算を兼課す

一　中學校は普通教育なるを以て必ずしも分科せず、

一　中學初級師範學校は均しく改めて四年を以て畢業することゝなす、但し現在の修業已に一年以上を逾へ驟に改め難きものは、舊に照して辨理することを得

一　舊時の奬勵出身を廢止し、初高等小學畢業者は初等小學畢業生と稱し、中學校師範學校畢業者は中學校及び師範學校畢業生と稱す、

此の如く第一支那從來男女不同席の舊慣を破りて、男女同學を許し、小學校に於て倫理教育の根本たりし經書の教課を廢止したるが如きは應に教育界の一大革命にして、此二點は保守派の特に不平の意を漏したる所なり、殊に經科廢止は後に於て惹起したる孔子尊崇説と共に、民間に於ける非難も亦少なからざりき、

既にして南北統一と共に北京に教育部を置くや、

五月十三日教育總長蔡元培は參議院に於て教育方針を演説して曰く、

甲、普通教育方針は務め時勢に應じて共和國民健全の人格を養成し、專門教育は學問神聖の夙習を養成す、

乙、教育施設

普通教育の施設

一　普通學校は中小學丙中等以下の職業學校を設置す

二　社會教育（普通性質に含むもの）

三　特殊教育（盲啞廢疾者の教育）

專門教育

一　專門學校（大學及高等專門學校）

二　外國留學

三　社會教育（專門性質あるもの）

丙、中央教育行政の權限

專門教育は教育部より直轄し、分區規定して施行す

普通教育は教育部之が實施方法を規定し、各地方の教育行政機關をして執行せしめ、部親學之を監督す、

私立學校は之を奬勵す、

丁、教育經費

專門教育費は國家稅により、或は國有財產を以て基金とす、

普通教育費は地方稅により、或は地方公有財產を基金とす、

戊、對北京教育界方針

一　京師學務局を普通教育行政機關とし、其經費及所轄學校經費は教育部より臨時支出す、

一　各種高等專門學校の合併をなす、

（舊學部の豫算によれば直轄高等專門學校の經費は歲出百二十五萬八千元臨時歲出約五十五萬三千餘元合計百八十一萬一千餘元なり）

一　大學校圖書館の未完のものは漸次完成を期す

癸、海外留學生の計畫

海外留學生は爾後中央政府の直轄とす

庚、蒙藏回に對する教育

特定教育方法を定めを以て統一を歸す

又蔡教育總長が國務院に提出したる教育行政辨法の大綱は左の如くにして其最要に列入すべきものは

一　民國教育の宗旨を頒布すること

二、教育の方針を規定すること

三、義務教育を實行すること
四、社會教育を提倡すること
又次に列入すべきものは
一、實業教育を推廣すること
二、蒙藏教育を提倡すること
三、全國學校の惡劣習慣を嚴汰すること
四、民國の學制を改定すること
かくて以上の方針に基き、漸次革命當時一時廢されたる教育事業の復舊を企圖しつゝありしが、地方に於ては中央部に於ける威令未だ十分に貫徹せられざるを以て、其地方の情況如何により或は措て顧みざる處あり或は更に進んで其主旨を擴張せんとするものあり、
廣東に於る教育司の施政の如きは後者の著しき一例にして新任司長鐘榮光氏が就任以來の方針は、
一、前清時代の扁額旗杆を銷燬すること
二、小說の取締
三、一夫一妻の制を行ふこと
四、經典を禁用すること
五、孔子の祭禮を廢すること
六、義務教育の强制
等にして此等は全部保守者より反對せらる處なりき、殊に第五項に至りては公然香港及び高要縣有志の反對する所となれり、蓋し此の如きは只政治上に於ける事變に止まらず、延ひて社會全般に亘るべき一大事變にして、教育司が前途を達觀し新方針を決定せんとするや、多少の反對の起る又止むを得ざる徑路なるも其結果新舊思想の衝突が政治上に利用せらるゝに至ることあるに至れり。
然れども蔡元培の辭職と共に爾來教育總長の更迭繁しく從て當初の方針も孰も十分に實行されず。
民國三年九月二日發布されたる教育主旨には、重を道德教育に注き、實利教育、軍國民教育を以て之を輔け、更に美感教育を以て其道德を完成すと論じ、次て二年六月に至り、各學校に自由平等說鼓吹の取締令を發布し、極端なる自由主義の教育を排斥するに至りしのみならず、遂に一旦禁止したる孔子尊崇を許すに至れり。

二　臨時教育會議

教育部は民國元年四月二十日大總統令により國務院成立と共に在京各部の事務引續きを行ふに在り、四月二十四日學部より事務引續きを了せり。
次で各省に打電して各省教育事情の調査を命じたるが、之より先き教育部は、全國教育家を徵集して意見を討論せんとし、教育會議を北京に起すの議あり、遂に七月十日より一個月間を以て會期とし、各省より師範教育を受けて三年以上教育に從事せるもの二名宛を撰拔上京せしむべく、五月上旬各省に命令したり。
五月二十五日臨時教育會議規則成る其大要左の如し、
本會議は教育部が教育改良進步を謀らん爲め、全國の意見を徵集するものにして、其議事項目は
學校系統、學校規程、學校の中央及び地方の管轄區分、

蒙回藏教育、小學教員優待及檢定法、國歌、高等教育會議組織法、其他教育總長及び議員の建議等にして教育會議々員は左の資格あるものを任せり

一　教育總長の招請せるもの
二　各省及蒙藏より推選各二人華僑一人
三　教育總長の撰拔せる直轄學校職員
四　內務、財政農林工商海軍陸軍各部の派遣員

かくて教育部臨時會議は、豫期の如く七月十日開會、議長に王劭廉を、副議長に張壽春を選擧し爾來教育部の諮詢案に對し討議する處ありしも結果の見るべき者なかりき。

三　視學制度

教育部は外省視學の範圍を左の八大區劃し、每年一回二名の視學を各區に特派して普通教育及び社會教化の情況を視察せしむべしと決し、二年一月視學規程を發布せり、

第一區　直隸、奉天、吉林、黑龍江、
第二區　山東、山西、河南、
第三區　江蘇、安徽、浙江、
第四區　湖北、湖南、江西、
第五區　陝西、四川、
第六區　甘肅、新疆、
第七區　福建、廣東、廣西、
第八區　雲南、貴州、
蒙古西藏は特別社會區域とす

各區に視學二人を派し該區域の普通教育社會教育を視察し且つ教員を派して共同視察す、

定期視察は每年八月下旬より翌年六月上旬に至る、臨時視察は教育總長の特別命令により行ふ。

四　教育系統

民國元年九月三日發布教育部令によるに、學校系統左の如し、

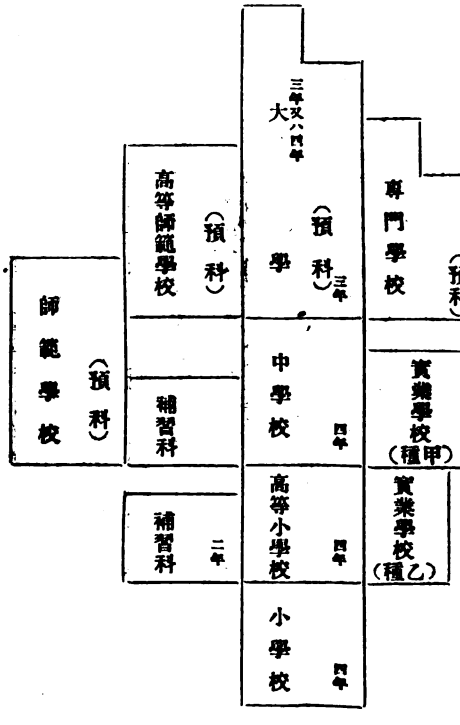

小學校は四年卒業とし、義務教育とす、卒業後高等小學校或は實業學校に入るを得、

高等小學校は三年卒業とし、卒業後中學校或は師範學校或は實業學校に入るを得

小學校及び高等小學校に補習科を設け、卒業生の他校に

入らんとする者の爲めに學課を補習し、兼て職業上の預備とす、共に二年を以て卒業とす、

一　中學校は四年卒業とし、卒業後大學校或は專門學校或は高等師範學校に入るを得、

一　大學は本科三年又は四年卒業、豫科三年なり

一　師範學校は本科四年卒業豫科一年、高等師範學校は本科三年卒業豫科一年、

一　實業學校は甲乙二種に分ち各三年卒業、

一　專門學校は本科三年或は四年卒業豫科一年、

一　前表に註する年齡は畢ば標準を示すものにて、其年齡其指定學校に入るを限定するに非ず、

各學校修業期限は隨宜增減するものあり、詳くは各學校令及規程に就て見るべし、

五　各學校

イ　大學

五月三日北京大學堂を北京大學校と改稱し、總監督を大學校々長分科大學監督を分科大學長と改稱せり、次て嚴復を以て文科大學長とし、北京大學校々長を署理せしむ、而して從來經科を文科と併合し、其他は大學令發布迄從來の儘とすることにせり、

大學令は元年十月二十四日の部令にて發布せらる、大學を分て文、理、法、商、醫、農、工の各科に分つ、而して文理二科を主とし左の各項を含むものを以て大學と稱するを得せしむ、

文理二科並設のもの

理科及び醫農工の內一科以上併設のもの

大學に豫科を設て三年とし、大學各科の修業年限は三年乃至四年とす、

ロ　專門學校

專門學校令は本年十月二十二日の部令にて公布されたり專門學校を法政、醫學、藥學、農業、工業、商業、美術音樂、商船、外國語の各種に分ち、國立專門學校は敎育部の管轄に歸し、其他公立私立のものは敎育總長の認可を經るものとせり、

六　中央學會及敎育界

中央學會

中央學會法は民國元年十一月二十九日公布せらる、敎育總長に直隸し、學術を研究し、文化を增進するを目的とす會員は定數なく左の有資格者より互選す、

一　內國又は外國大學及高等學校三年以上卒業者

二　專門の著述ありて中央學會の評定を經たるもの

外國人も民國學術の發達に特別功績あるものは、名譽會員に推選す、會員の任期は三年にして滿期後改選す、

敎育會

民國元年九月發布せし敎育規程十三條の要項左の如し。

敎育會を分て三種とす、

甲　省教育會
乙　縣教育會
丙　城鎮教育會
以上三種は各互に連絡すれども相統轄せず
教育會の研究事項は
甲　學校教育に干する事項
乙　社會教育に關する事項
丙　家庭教育に關する事項
にして教育官廳に研究決議を建議することを得
會員の資格は
甲　現に教育の職務に任ずる者
乙　教育上經驗あるもの
丙　專門學識あるもの
教育會の組織は夫々縣行政長官又は省行政長官の設立認可を經べく、省教育會に限り教育部に轉務すべきものとす

七　孔子崇拜問題

教育總長蔡元培は曩に經科廢止を企圖したるが元年七月更に學堂中に孔子禮拜廢止の提議をなせり、其理由は
一　前清學堂管理通則に孔子を拜するの儀式あるも、孔子は宗教家にあらざるに宗教儀式を以て學校中に拜禮するは不合理なり
二　教育と宗教とは各目的ありて合一す可らず、今似而非の宗教儀式を學校に行ふは教育の目的に違ふ、
三　憲法中信教の自由あり、今學校にて孔子を禮するが爲あに、他教の子弟をして入學を肯せざらしむるが如きは教育普及の障碍なり、

然るに蔡元培の此舉に就ては世論中之を非とするもの多く、上海の新聞紙中之が反對の論説を掲ぐるものあり、蔡元培の辭職後民國二年九月に至り更に孔子釋奠を學校内に行ふべきことゝなり更に孔子國教説を首唱するもの多きに至れり。

◎革命後の軍事

一、陸　軍

革命後の支那の陸軍は、革命事變の勃發當時各省に於て隨時に新募軍隊の簇生したるを以て、之れか淘汰整理をなしたるも、未た中央統一の權力確定せさるが爲め、各省の命令一途に出です、殊に南方各省に於ては、第二次革命の動亂により北方にては蒙古征討の爲め、軍隊の裁留凡て意の如くならざるが爲め、目下に於ける支那軍隊の實數の如きは、殆んと何等據る可きの數字なし、

イ　陸軍部の方針

現政府陸軍部南北統一後、總長以下參事秘書長、司長等の委任ありて、元年四月二十九日始めて各分科々長の任命同日より執務するに至れり、

五月十三日總長段祺瑞は參議院に於て陸軍部の方針を演說して曰く、

一軍隊の撤廢
二軍人を終身官とす
三陸軍將校の養成
現在軍人中外國留學者出身四五千人あり、將來更に留學者を奬勵し一方國內の陸軍學校を速成せしむ
四將來徵兵制度を編定す
五大製造廠を設立す
六被服廠を設立す
七馬政の改良

ロ　軍隊の撤廢

革命當時に簇生したる軍隊は、果して幾何ありしや不明なるが、元年四月財政總長の電報によれば、南北總計八十師團ありと、されば共和統一後軍隊の裁撤は當面の急務として講ぜられ、先づ南京留守黃興をして之を實施せしめたるに、五月二十日第二師長朱先志第五師長劉毅は進んて司令部の取消を稟申し、次て湖南南武軍十四營も五月內に自ら解散することを請へり、二十三日第二十六師長杜淮川第十旅長袁華選も亦所部の取消を行へり、

五月三十日南京留守黃興は、軍隊整理の緒に付けるを以て留守の取消を乞ふを以て、南京駐在の第一軍第二軍及び第

三軍の第八師を陸軍部の直轄とし、其他江蘇に分駐せる各營隊は、向後江蘇都督の管轄に歸せしむることゝ決せり、

五月三十一日第二十二師長林震取消を乞ひ六月十二日四川第五師第四團長鐘志鴻及漢口駐在江西軍第一團々長胡鵬等の自ら解散を乞ふあり其他各地相次て裁撤を行ふに至る斯て各省の軍隊は各自に於て解散するに決定したるが其總數果して幾何なりや詳ならず今支那新聞紙の所報に據る、に支那革命前後各省ノ兵數左の如しと云へど元より確實ならず

直隸省	二四、〇〇〇	二四、〇〇〇	江西防禦三六營新編入團	一八、〇〇〇
湖北省	三二、〇〇〇	二〇、〇〇〇		
福建省	一三、四〇〇	四三、五〇〇		
湖南省	二一、〇〇〇	六、三〇〇		
黑龍江省	七、〇〇〇	九、〇〇〇		
江西省	二一、七〇	一八、〇〇〇		
浙江省	一八、〇〇〇	四七、八〇〇		三一、〇〇〇
廣西省	四、〇〇〇	五五、七〇〇		三〇、〇〇〇
江蘇省	四四、〇〇	一二六、〇〇〇		五四、〇〇〇
廣東省	三八、〇〇〇	一五九、〇〇〇		三〇、〇〇〇
雲南省	三五、〇〇〇	四三、〇〇〇		四、〇〇〇
奉天省	三一、七〇〇	四二、三〇〇		
山西省	九、〇〇〇	二六、七〇〇		
山東安徽省	一〇、八〇〇	三二、〇五〇	安徽	四、〇〇〇
四川省	一八、〇〇〇	六七、七五〇		一、三〇〇
吉林省	三、〇〇〇	一七、〇〇〇		
陝西省	八、〇〇〇	五六、〇〇〇		
河南省	一七、〇〇〇	三一、〇〇〇	河南綠營全部	
甘肅省	一五、〇〇〇	二十五營		
伊犁	六、〇〇〇	二八、一九〇		一〇、〇〇〇
熱河	五、〇〇〇	六、〇〇〇		
北京拱衛軍	一〇、〇〇〇	一六五、三〇〇	北京拱衛軍	二、〇〇〇
總計	四三九、二五〇	拱衛軍 八、〇〇〇		
		第一軍三師（前柏文蔚軍）		一七、〇〇〇
		第一軍二師（徐寶山軍）		一〇、〇〇〇
		陸軍三十九旅（陳幹）	陸軍三十九旅 七一〇	
		陸軍第八師（廣西軍現駐寧）	陸軍八師輜重全營 四三 五一〇	
		總計	一〇八、〇三〇	

ハ　淘汰後の軍政方針

段陸軍總長は新募兵淘汰後、民國元年八月全國の陸軍に付、將校、兵器、操練、修養の四者統一の方針をとり、之が實施に力めたるが、次で民國二年更に左の諸項を實行せんと期し、部員をして研究せしめつゝあり

一、全國の戶口を調査す總て人民は皆兵役の義務を有す

二、陸軍四十鎭を速成せんとす殊に漢、滿、蒙、回藏の區別をなすことなく皆兵籍に編入す

三、武器彈藥を外國より購入するを禁ず之が爲遠に兵工廠を擴張し自ら製作に從事す

四、伊犂產馬は頗る良し然れども邊陲に位置して遠し故に牧場を創設して馬種を改良するを要す

五、中國は土地廣大從て詳細なる輿地圖なし宜しく速に測繪學生を各地に派し以て軍用に備ふべし

六、行軍は鐵路を以て命脈となす宜しく先つ軍用を顧慮して敷設し而して連絡すべし

七、屯田の制を設け以て疆域を固ふす

八、遽に徵兵法を施行し招募を禁止す

九、宜しく各省軍政府を撤消して軍事の統一を謀るべし

十、軍隊は之を常備、繼備、後備等に分ち兵器、彈藥は任意に變更するを准さず必ず章程によつて畫一すべし

二、兵備計畫及其配置

革命當時募集せし民軍は、各省ともに漸く解散を告げたるにつき、陸軍部は民國二年二月全國の兵備を左の如く定むることゝなれり、

直隸省	六師團	奉天省	四師團
吉林省	二師團	黑龍江省	二師團
山東省	二師團	山西省	二師團
河南省	二師團	湖北省	三師團
安徽省	一師一旅	江蘇省	三師團
浙江省	一師一旅	福建省	一師一旅
廣東省	二師一旅	廣西省	二師一旅
湖南省	二師團	四川省	三師一旅
江西省	一師一旅	雲南省	二師一旅
貴州省	二師團	陝西省	二師團
甘肅省	二師一旅	新疆省	三師一旅

即ち五十師團十旅團なり、然れども兵の實員は不明なるのみならず、日本の編成に倣ふと稱するも兵數の少なきは掩ふべからざるの事實なり、

然るに其後熊內閣に至り、更に全國四十八師となし、其配分は左の如くせり、

即ち全國を九軍區に分ち、每區に軍都督府を置き、區內一切の軍事を專管すべく、而して陸軍第四十八師は從て左の如く配置すべしと、

區管轄地		兵數	
第一區	奉天	四師	
	吉林	二師	
	黑龍江	二師	
	熱河		
	（歸化城、綏遠城）		
第二區	直隸	六師	
	河南	二師	
第三區	山東	二師	
	湖北	三師	
	湖南	一師一旅	
第四區	江蘇	三師	
	安徽	一師	
	江西	一師	

第五區　浙江　一師一旅
　　福建　一師一旅
第六區　廣東　三師一旅
　　廣西　二師一旅
第七區　雲南　二師一旅
　　四川　二　師
　　貴州　二　師
第八區　甘肅　二　師
　　陝西　二師一旅
第九區　新疆　一師一旅
　　青海
　　伊犂

ホ、現在の軍政方針

熊希齡は其大政方針中、軍備に就て說て曰く、前內閣の豫算案には陸軍部所管一億六千百餘萬元にして、全豫算の四分の一を占めたり、若し公債費を除かは、軍費は一般行政費中殆んど其半額を占めたり、故に裁兵の必要は朝野の均しく認むる所なり云々、又我國軍人最要の職務は乃ち國內の安寧秩序を維持するにあり、蓋し他國にありては此種の職務は全く警察に委任せるも、我國は今完全の警察を全國に普及することは其困難は養兵以上なり、今政府計畫する處は兵五十萬人を以て暴亂鎭壓の用に足るべしとす、而して此五十萬人の兵は其種類大別して二種とす、

甲種は陸軍編制法を用ひ、軍長、師長を以て之を統率し要塞、國境に分駐し全く中央より指揮派遣すべきものにして、乙種は警備隊の編制法を用ひて、各地方行政長官の節制に歸し、各州縣に分配派遣して捕盜其他は從事し、以て行政警察、司法警察の不備を補ふ、此兩種は皆國內の秩序維持を以て職とす、而して甲種の編制訓練は卽ち最強武の國防軍養成の豫備にして、乙種の編制訓練は卽ち最機敏の警察吏養成の豫備たるべきものなり、之れ軍政方針の大略なり云々

ヘ、現在支那軍隊平時編制表

一、各兵種皆連（我中隊に當る）を以て單位とす其連以下の編成敎練は連長より臨時酌定す

二、隨從兵（從卒）は各管屬二年兵より一二等兵を選みて之に充て三ケ月に一回更代す（其各軍官所用數は各表附記內に詳なり）

三、各機關には書記を酌設し一切の文牘事務を幇助せしむ師（我師團に當る）司令部には四員を設け旅（我旅團に當る）團（我聯隊に當る）營（我大隊に當る）には各々一員を設く其繕寫事務は軍士より擔任すべし

四、各部隊には當分伙夫（炊夫）を設け炊事を助理せしむ（員數は各附記內に詳なり）

五、機關槍（機關銃）編成は現時中國の銃式複雜なるが故に本制は「マクチン」式を用ひて一例を示す若し別に他式を採用するときは酌量變更すべし

六、機關槍連機關銃隊の經理衞生事宜は所屬團本部の管理

に歸すべし

七、憲兵は中央より直接に適宜設置す軍樂隊も亦部より情況に依り適宜其附設すべき師を定む

八、機關槍隊の兵士は所屬團内より順番に教練せしむ

九、山砲を教練せしむべき師及野砲を教練せしむべき師は皆部より情況を酌量して規定す

陸軍一師統計表

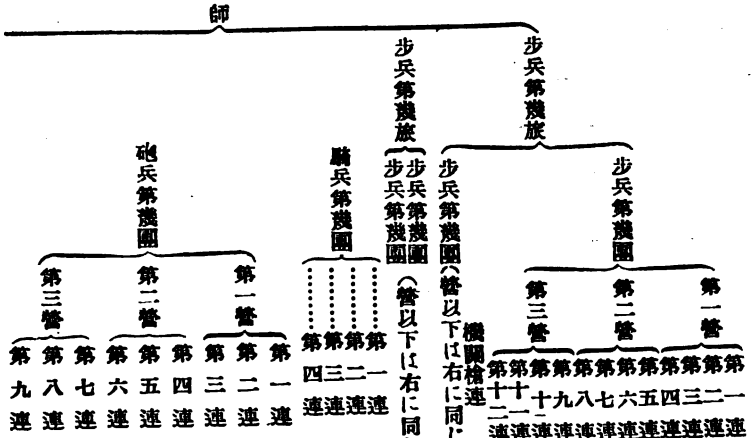

官佐及級士兵														馬匹	
師長	中將	一												三	
幕僚（參謀處）（副官處）	上校及中校	同級	一	二										九	一〇
軍法處	中校及少校	同級		一	二									六	一
軍需處	少校及上尉	同級			一	二								一三	二
軍醫處	中尉	同級				一	二	三						一一	二
獸醫處	少尉	同級					一	二						七	二
總計			一	一	一	二	二	三	二	二	二	二	一二	合計	乘馬
附記														一七	一五

一、隨從（從卒）は師長三名參謀長二名とし以下の軍官は各一名とす

二、師司令部に伙夫四名馬夫五名を置く

三、師司令部の傳騎は騎兵隊二年兵内より若干名を採用す其更代期間は師長より酌定す但し多くとも三ヶ月を逾ゆることを得ず

四、師司令部内の一二等兵は各隊二年兵より選み三ヶ月に一回更代せしむ

五、師司令部内の衛兵は歩兵團より派す

六、軍法處の人員は情形を酌量し初級法官を增加することを得

七、軍醫處內には三等司藥正一員一二等司藥一員を含み獸醫處には一二等司藥一員を含む

八、副官處軍士內には號長（喇叭長）一名を含み獸醫處軍士內には掌工（蹄鐵工）軍士一名を含む

九、軍需處職員は當分本表に依り若し將來事務繁劇なるときは部より情形を體察して酌量改訂すべし

陸軍步兵一團編制表

| | 團本部 | 營本部 | 一連 | 一團三營十二連合計 | | |

陸軍歩兵機關槍一連編制表

	人員	乘馬	駄馬	輓馬
連長上尉	一	一		一
中(少)尉	三	三		
司書長准尉	一	一		
上士	一			
中士	五	一	二四	六
下士	八			
上等兵	一二			
一等兵	二五			
二等兵	四七			
合計	一〇三	六	二四	六

附記

一、隨從兵は軍官各一名とす

二、伙夫四名馬夫四名を添置す

三、連内中士中に號長一名を含み上一二等兵内に號兵二名槍工掌工縫工各一名を含む

四、馬夫は兵卒を助け載草運糧等を司り其飼養洗擦の諸勤務は各兵卒之を專任すべし

五、本表は駄載に就きて規定したるものなり若し他式を用ゆるときは適宜變更すべし

ト、陸軍將校停年

陸軍軍官の退役年限左の如し

上將（終身官）
中將（六十歳）
少將（五十歳）
上校（四十五歳）
中校（四十歳）
少校（三十五歳）
尉官（三十歳）

チ、陸軍々費

陸軍部の各軍費に對せる計算左の如し

一師　百七十萬元
一旅　八十五萬元
一團　四十二萬五十元
一混成旅　九十萬元
一混成團　四十五萬七十元
一獨立旅　百十萬元
一獨立團　五十五萬元

リ、陸軍學校

イ軍官學校及豫備學校

民國三年六月六日　保定陸軍速成學堂の地址に軍官學校を置き、陸軍中學堂を陸軍豫備學校と改正開校す、次て七月二十六日第一豫備校を武昌に置く、

ロ憲兵學校

民國三年七月十日　陸軍警察學堂を憲兵學校と改稱し、陸

軍部に直隷し、各省憲兵營兵及び他科兵士中連長又は排長たるものより選拔入學せしめ、定員五十人とし一年半卒業とす、

ハ中央及各省陸軍測量學校

中央陸軍測量學校は參謀本部第六局に隷屬し、測量術の研究を掌る、學校内に高等尋常二科を設く、高等科三年尋常科一年半を以て卒業とす、

各省陸軍測量學校は各省陸軍測量局に隷屬し、測量師の養成をなす、學校は尋常科のみを設り一年半を以て卒業とす

ニ陸軍飛行練習學校

陸軍部にては民國二年五月佛國より飛行機十二隻を買入れ北京南苑に飛行練習學校を設け、佛國人を聘して練習中なり、

二、海　軍

イ、海軍一般方針

海軍部は南北統一後舊海軍部の事務引續の上、元年五月一日より執務することゝせり、

五月十三日海軍總長の參議院に於ける海軍方針の演說に曰く、教育は學校を擴張し留學生を派遣す、其他訓練製造補防は總司令をして、各艦隊其他に就て之を施行監督せり、

經費

一海軍經常費及び學校擴張留學費等　毎年三百二三十萬元

一新舊各艦操演費　毎年二百餘萬元

一既定内外各廠艦船製造費　一千萬元

一新造船艦廻航費　百二三十萬元

次で海軍教育方法五條を大總統に進言せり

甲、海軍輪機學校を設け西洋に留學し高等專門學校卒業證を有するものを教員に充つ

乙、艦砲專門學校を設け海軍初級程度を具ふるものを校生とし西洋留學卒業者を教員及び執事とす

丙、海軍鷄艦學校を設け西洋にありて實地修業せしものを教員及び各執事に充つ

丁、水雷槍砲專門學校を設け歐米學者にして經驗あるものを教員及び執事に充つ

戊、水兵養成所を設け水師學校にて普通學識を具ふるものを以て之れに充つ

然れども何れも實行に至らず

ロ、海軍鎭守府設置

海軍部は沿海警備の爲め、全海岸を左の三區に分ち、各區に鎭守使を置く計畫なり、

北段海軍區　勃海及び黄海を包含し鎭守使を秦皇島に置き其警備區域は鴨綠江域より芝罘に至り白河口を門戸とす

中段海軍區　鎭守使を崇明島に置き警備區域は芝罘より三都澳に至り楊子江口を門戸とす

南段海軍區　鎭守使を瓊州島に置き警備區域は三都澳より冠頭岬に至り珠江を以て門戸とす

而して海軍鎭守使の權限は大約左の如し

一、海軍鎮守使は沿海の砲臺管轄の特權を有す
二、各該省中の要塞及び艦隊の方略は凡て其節制に歸す
三、各省必要の區域に艦隊の差遣をなさんとするときは各該省都督に申告して許可を得べし
四、各該省及び隣接各省都督及他艦隊高級海軍々官の諮詢に干する件は卽時辨理の上同時に本省都督に報告すべし
五、外國人との交涉事件は本省交涉使及び外交司長に咨請して本省都督の意見を仰ぐべし
六、以上の各項は勿論平時戰時に於ける一切の計畫は必ず本部に報告を要す

八、現在海車力

支那現在の海軍力左の如し

北洋艦隊

巡洋艦、海圻、海容、海籌、海琛、通濟、
砲艦、泰安、鎭海、
水雷砲艦、飛鷹、飛雲小砲艦

南洋艦隊

巡洋艦、鏡清、南琛、保民、
砲船、登瀛州、楚材、測海、靖遠、策電、鈞和、飛虎、金甌、並徵、
水雷砲艦、練威、建安、
河用砲艦、江元、楚泰、楚謀、楚向、楚有、楚觀、
水雷艇、安放、航洋水雷艇、辰、宿、列、張、二等水雷艇、湖鵾、測軍、湖鵾、湖燕、

福建艦隊

運送兼報知艦　琛航、元凱、超武、
砲艦　靖海

廣東艦隊

運送兼報知艦伏波、砲艦蓬州、海廣、萬廣金、運送艦鼓中砲艦鏡清、鎭鷄、
廣庚、庚戌、庚己、廣澗、廣東雄、海長清、綏靖、廣元、廣亨、廣利、廣鏡、
水雷艇　十九、二十、二十一號、一等水雷艇雷元、雷坤、雷虎、雷龍、

而して民國二年七月海軍總長劉冠雄が太沽にて艦隊を檢閱したる報告の內容を見るに

一使用に堪ゆるもの五、

北洋所屬巡洋艦　海圻　海容　海籌　通濟
南洋同　鏡清

二使用し得可きや否未詳のもの六

南洋河用砲艦　楚泰、楚同　楚有　楚謀　楚觀
所屬不明同　楚豫

三朽腐して戰艦力なきもの十三

福建所屬　運送船兼報知艦　琛航、元凱、
砲艦　靖海
廣東所屬　運送船兼報知艦　伏波、
砲艦　蓬鏡清　廣元　廣東雄　綏靖
一等雷水艇九雷坎
砲艦　廣玉
水雷艇　一雷坤　雷虎

支那新造軍艦

支那が目下諸外國に建造方注文中の軍艦次の如し

名稱	艦種	噸數	建造國	建造費
永豐	砲艦	七八〇	日本	六〇、八〇
永翔	同	同	同	同
應瑞	巡洋艦	二、四六〇	英國	三四、〇〇〇鎊

飛鵬	同	同	同	三〇〇、〇〇〇	
肇和	同	同	同	三〇、〇〇〇	
江庫	淺水砲艦	一四〇	同	一八、九八〇	
長鯤	水雷驅逐	三九〇	同	四三、〇〇〇	
江鯤	淺水砲艦	一四〇	同	一八、九八〇	
騰驤	水雷驅逐	三九〇	同	四三、〇〇〇	
靈鷲	同	三九〇	同	四三、〇〇〇	
龍驤	同	四〇〇	同	六三、〇〇〇	
鎭波	同	五〇〇	同	公六、〇〇〇	

二、海軍學校

海軍軍官學校は南京海軍學堂の改設にして、十一月十九日海軍部令を以て章程を發布せり、

學業は校課、艦課の二に分ち、校課を航海、槍礮、魚水雷の三專科に分ち、機械造艦學を附し、艦課は航海、艦藝及び實地演習水雷操射演法に分つ

生徒は軍官及見習生とし、軍官は練艦に搭乘して補習し見習生は入校し、卒業の上は優等者は、海軍中尉、其他は海軍少尉に任す、

◉支那廢省置州案

支那政府は從來の省を廢し更に州を置きて全領土を八十三州に區劃すべしとの事なるが其新設州の區劃左の如し

▲直隸省（新設六州）　燕（大興）、滄（天津）、恒（清苑）、魏（永平）、營（承德）、武（張北又は多倫）

▲奉天省（新設四州）　瀋（瀋陽）、錦（錦世）、遼（安東）、洮（陽源）

▲吉林省（新設二州）　吉（吉林）、寧（寧安）

▲黑龍省（新設二州）　龍（黑龍江）、璦（璦琿）

▲江蘇省（新設三州）　昇（江寧卽ち南京）、吳（吳縣）、淮（清河）

▲安徽省（新設三州）　舒（鐘寧）、徐（鳳陽）、（宣蕪湖）

▲江西省（新設三州）　洪（南昌）、江（九江）、贛

▲浙西省（新設三州）　杭（杭州）、越（勤縣）、溫（永嘉）

▲福建省（新設三州）　福（閩侯）、延（南平）、泉（晉江）

▲山西省（新設五州）　並（陽西）、代（代州）、豐（歸綏）、晉（安邑）、路（長治）

▲山東省（新設三州）　齊（歷城）、魯（滋陽）、萊（蓬萊）

▲湖北省（新設三州）　鄂（江夏）、荊（江陵）、襄（襄陽）

▲湖南省（新設三州）　湘（長沙）、溪（武陸又は鳳凰）、衡（衡陽）

▲河南省（新設四州）　汴（開封）、相（安陽）、洛（洛陽）、中（信陽）

▲陝西省（新設三州）　雍（長安）、安（安康）、延（榆林）

▲甘肅省（新設五州）　蘭（皐蘭）、夏（密夏）、湟（西寧）、甘（酒泉）、秦（天水）

▲新疆省（新設五州）　庭（廸化）、伊（綏定）、西（阿克蘇）、崑（疎勒又は昆州）、金（承化）

▲四川省（新設八州）　蜀（成都）、敘（宜賓）、嶲（越嶲又は西昌）、渝（巴）、閬（閬中）、松（和蕃）、康（康定）、昌（都康）

▲廣西省（新設三州）　邕（南寧）、宜（宜山）、桂（桂林）

▲廣東省（新設五州）　廣（番陽）、潮（海陽）、瀧（南雄）、高（茂名）、瓊（瓊山）

▲雲南省（新設四州）　滇（昆明）、蒙（蒙自）、和（大理）、藤（騰越）

▲貴州省（新設三州）　鈴（貴陽）、思（充州）、盤（大定）

◎革命後の貿易

一、總說

革命事變は支那萬般の事物に一段階を劃せり、豈外國貿易亦獨り此數に漏れんや、從來支那の外國貿易其他經濟界の趨勢を觀るに一亂ある毎に、一戰ある毎に一飛躍をなし來れる迹を看取し得べし、而して今回の革命事變も亦然るなるべし。之れを外國貿易に見るに日清戰爭前の年々の增加率は、不整にして時に一割以上に上れる事あるも、又一分乃至三分に止れる事ありしが、戰後は每年健實に七分乃至八分の增加率を保ち、更に義和團事變後は一割六厘の增加率を示すに至り、其の格段の進程を事實に徵し得べし。

これ蓋し是等の事變が民心の開發、產業の發展等を招くが爲めにして、其事變の繼續中は一時打擊を蒙る事あるも其後に必ず好結果を見るを得べし、這回の革命事變は支那の國體を一變すると共に、支那の各方面に生氣を注入し、支那人民を覺醒せしめ、或は實業を興し或は商務を振はしむるに於て、大なる効果ありし事疑ふべからず。

從て吾人革命事變中支那の經濟界が一時打擊を蒙れる事を信ずると共に、事變後其大に盛況を呈すべきを併せ信ずるもの也、今此に革命事變中より事變後に涉る、支那の對外貿易の狀況を審かにせん。

二、革命事變と外國貿易

一九一一年は武漢に革命事變の勃發したる年也、然るに此年は支那貿易上に於ける厄年とも云ふべきか、貿易に關係を及ぼすべき大事變頻に各方面にり起りたり

先づ滿洲に於ては前年より引續けるペストの大流行あり其餘波は山東省濟南府一帶に迄及べり、次いで七八月の交中部支那則ち楊子江沿岸地方に大洪水あり、爲に飢饉の大慘狀を呈し遂にこれが爲に斃死せるもの二百五十萬人を算するに至れり。

更に九月に入つては鐵道國有反對の爲に四川省に動亂あ

飛鵬	同	同	同	二〇〇、〇〇〇	
肇和	同	同	同	二一〇、〇〇〇	
江庫	淺水砲艦	一四〇	同	一八、九八〇	
長鯤	水雷驅逐	三九〇	同	四三、〇〇〇	
江鯤	淺水砲艦	一四〇	同	一八、九八〇	
騰驤	水雷驅逐	三九〇	同	四三、〇〇〇	
靈鷲	同	三九〇	同	四三、〇〇〇	
龍驤	同	四〇〇	同	四三、〇〇〇	
鯨波	同	五〇〇	同	六六、〇〇〇	

二、海軍學校

海軍軍官學校は南京海軍學堂の改設にして、十一月十九日海軍部令を以て章程を發布せり、

學業は校課、艦課の二に分ち、校課を航海、槍礮、魚水雷の三專科に分ち、機械造艦學を附し、艦課は航海、艦藝及び實地演習水雷操射演法に分つ

生徒は軍官及見習生とし、軍官は練艦に搭乘して補習し見習生は入校し、卒業の上は優等者は、海軍中尉、其他は海軍少尉に任ず、

◉支那廢省置州案

支那政府は從來の省を廢し更に州を置きて全領土を八十三州に區劃すべしとの事なるが其新設州の區劃左の如し

▲直隸省（新設六州）　燕（大興）、滄（天津）、恒（清苑）、魏（永平）、營（承德）、武（張北又は多倫）

▲奉天省（新設四州）　瀋（瀋陽）、錦（錦世）、遼（安東）、洮（陽源）

▲吉林省（新設二州）　吉（吉林）、寧（寧安）

▲黑龍省（新設二州）　龍（黑龍江）、璦（瑷琿）

▲江蘇省（新設三州）　昇（江寧卽ち南京）、吳（吳縣）、淮（清河）

▲安徽省（新設三州）　舒（德寧）、徐（鳳陽）、（宣蕪湖）

▲江西省（新設三州）　洪（南昌）、江（九江）、贛

▲浙西省（新設三州）　杭（杭州）、越（勤縣）、溫（永嘉）

▲福建省（新設三州）　福（閩侯）、延（南平）、泉（晉江）

▲山西省（新設五州）　晉（陽西）、代（代州）、豐（歸綏）、晉（安邑）、路（長治）

▲山東省（新設三州）　齊（歷城）、魯（滋陽）、萊（蓬萊）

▲湖北省（新設三州）　鄂（江夏）、荊（江陵）、襄（襄陽）

▲湖南省（新設三州）　湘（長沙）、溪（武陸又は鳳凰）、衡（衡陽）

▲河南省（新設四州）　汴（開封）、相（安陽）、洛（洛陽）、中（信陽）

▲陝西省（新設三州）　雍（長安）、安（安康）、延（榆林）

▲甘肅省（新設五州）　蘭（皐蘭）、夏（密夏）、湟（西寧）、甘（酒泉）、秦（天水）

▲新疆省（新設五州）　庭（廸化）、伊（綏定）、西（阿克蘇）、崑（疎勒又は昆州）、金（承化）

▲四川省（新設八州）　蜀（成都）、敘（宜賓）、漢（越嶲又は西昌）、渝（巴）、閬（閬中）、松（和藩）、康（康定）、昌（都康）

▲廣西省（新設三州）　邕（南寧）、宣（宣山）、桂（桂林）

▲廣東省（新設五州）　廣（番陽）、潮（海陽）、瀧（南淮）、高（茂名）、瓊（瓊山）

▲雲南省（新設四州）　溪（昆明）、蒙（蒙自）、和（大理）、藤（騰越）

▲貴州省（新設三州）　鈴（貴陽）、思（充州）、盤（大定）

◎革命後の貿易

一、總說

革命事變は支那萬般の事物に一段階を劃せり、豈外國貿易亦獨り此數に漏れんや、從來支那の外國貿易其他經濟界の趨勢を觀るに一亂ある毎に、一戰ある毎に一飛躍をなし來れる迹を看取し得べし、而して今回の革命事變も亦然るなるべし。之れを外國貿易に見るに日清戰爭前の年々の增加率は、不整にして時に一割以上に上れる事あるも、又一分乃至三分に止れる事ありしが、戰後は每年健實に七分乃至八分の增加率を保ち、更に義和團事變後は一割六厘の增加率を示すに至り、其の格段の進程を事實に徵し得べし。

これ蓋し是等の事變が民心の開發、產業の發展等を招くが爲めにして、其事變の繼續中は一時打擊を蒙る事あるも其後に必ず好結果を見るを得べし、這回の革命事變は支那の國體を一變すると共に、支那の各方面に生氣を注入し、支那人民を覺醒せしめ、或は實業を興し或は商務を振はしむるに於て、大なる効果ありし事疑ふべからず。

從て吾人革命事變中支那の經濟界が一時打擊を蒙れる事を信ずると共に、事變後其大に盛況を呈すべきを併せ信ずるもの也、今此に革命事變中より事變後に涉る、支那の對外貿易の狀況を審かにせん。

二、革命事變と外國貿易

一九一一年は武漢に革命事變の勃發したる年也、然るに此年は支那貿易上に於ける厄年とも云ふべきか、貿易に關係を及ぼすべき大事變頻に各方面にり起りたり

先づ滿洲に於ては前年より引續けるペストの大流行あり其餘波は山東省濟南府一帶に迄及べり、次いで七八月の交中部支那則ち楊子江沿岸地方に大洪水あり、爲に飢饉の大慘狀を呈し遂にこれが爲に斃死せるもの二百五十萬人を算するに至れり。

更に九月に入つては鐵道國有反對の爲に四川省に動亂あ

り越えて十月には武漢の變起り、幾何ならずして各地響應し、年末には獨立を宣布して朝命を奉せざるもの十八省中十七省の多きに達せり、而して亂中、中清の大部武昌漢口は兵燹にかゝりて、全く焚掠せられて荒野の狀を爲し、生民は塗炭の苦に陷れり

且又動亂が長江流域上海漢口の間、商務最も興旺の區を中心として起れるが爲に楊子江一帶の貿易は全く停止せられ、眞に商旅行かざる事の實狀を呈せり、斯くの如くにして年末に至るも尙恢復の曙光を見る能はざりき。

而して革命事變の起るや、上海其他の開港場は忽ち金融界に、一大恐慌を來し、紙幣は下落し錢莊手形は不通となり從來の金融業者は續々として破產し、支那市場に於ける信用取引は殆ど全く破壞せられ、然かも硬貨の缺乏は甚だしく、且又交通機關は或は軍用に供せられ、或は杜絕し、壯丁は俸給を得んが爲に傭兵と化し、爲に國內產業は萎靡振はず、此に支那の輸出入貿易は非常なる悲境に陷るに至れり。

然れども支那の貿易總額は輸入四億七千百五十萬二千九百四十三兩輸出三億七千七百三十三萬八千百六十六兩合計八億四千八百八十四萬二千百九兩に達し、これを前年度貿易額に比較する時は、輸出に於ては三百四十九萬五千百六十二兩の減少を見たるも、輸入に於て、百五十三萬九千四十九兩を增加せる爲め總額に於ては五百四萬三千八百八十七兩の增加を見たり。

此輸入貿易のみ非常に增加し、輸出貿易の減退せるは、明に動亂の影響にして、國內產業振はず且交通機關の杜絕せる爲、內地の物資を輸出する能はざりしに。國民の需要は止むなく外國品に趨き遂にこれが增加を見たる次第なり。

斯くて革命動亂は未だ其終りを告ぐるに至らずして。一九一二年に入り。其年初は革命の戰亂尙酣に南京に假政府あり。北方には淸廷尙存立し。互に兵を派して勝敗を決せんとせしが。二月に入り遂に淸廷退位し。南北合一して袁世凱新に北京に於て假大總統の位置につき。漸く秩序回復に向はんとせり。

然れども其後と雖も國內未だ安康ならず、或は北京天津等にありて、軍隊掠奪を行ふあり、武漢地方に於て屢陰謀の策さるゝあり、解散せられたる軍隊の化して、匪賊となりて各地に橫行するあり、商務の阻害を蒙る事甚大なりき、殊に廣東地方の如きは匪賊の橫行最も甚だしく、其主要なる交通路たる水路には、海賊頻に出沒して、往復の船隻を襲ひ、一時は交通殆ど中絕する有樣なりき、更に又長江上游地方にも、賊徒の出沒あり、貨物の輸送甚だ困難を極めたり、然れども是等の患も、日を經ると共に漸く少く、年末に入りては殆ど秩序の回復を見たり。然し革命事變による經濟界の紛亂は容易に回復せず、全國の支那銀行は始ど破產せざるものなく、信用取引は全然行はれず、現銀は缺乏して爲替相場は非常に高漲し、且又財產困難の爲徒らに濫發せる各省の紙幣は市場に充塞し、金融界の混亂は其極に達し、爲に貿易に及ぼせる影響甚大なりき。

幸に一九一二年に於ては、農產物概ね豐饒なりしが爲め革命事變終を告げ、秩序回復し來ると共に、經濟界の不振も漸く回復し來り、遂に輸出入貿易とも豫想外の好結果を見るに至れり。

卽ち一九一二年度の貿易額を見るに、輸入總額四億七千三百九萬七千三十一兩、輸出總額三億七千五十二萬四百三兩計八億四千三百六十一萬七千四百三十四兩にして、これを前年度に比すれば、輸入に於て百五十九萬三千八十八兩を增加せるも、輸出に於ては更に六百八十一萬七千七百六十三兩を減じ、結局總額に於て五百二十二萬四千六百七十五兩の減少を見たり。

則ちこれを革命事變前の一九一〇年に比すれば輸入に於ては一千十三萬二千百三十七兩を增し、輸出に於ては一千三十萬二千九百二十五兩を減じ、輸入貿易は益加はり、輸出貿易は益減じつゝあるの現象を示せり、これ蓋し動亂による結果の適切に顯はれたるものか。

今次に最近數年間に於ける輸出入貿易額を示して比較對照に便せん。

外國貿易額十年對照表

年次	輸入	輸出	計
一九〇三年	三六、七五九、一三三兩	二四四、三五二、四六七兩	五四一、〇九一、六〇〇兩
一九〇四年	三四四、〇六〇、六〇八	三三九、四八六、六八三	六八三、五四七、二九一
一九〇五年	四四七、一〇〇、七九二	三三七、八八八、一九七	六七四、九八八、九八九
一九〇六年	四一〇、三七〇、〇八三	三三六、四五六、七三九	六四六、七二六、八二二
一九〇七年	四二六、四〇一、三五九	三六四、三六〇、六九七	六八〇、七九一、〇五六
一九〇八年	三六四、三五二、四七八	二七六、六六〇、四〇三	六七一、〇三二、八八一
一九〇九年	四一八、一九八、〇六七	三三八、九九二、八二四	七五七、一三〇、八八一
一九一〇年	四六二、九六四、八九四	三八〇、八三三、三二八	八四三、七八八、三二二
一九一一年	四七一、五〇三、九四三	三七七、三三八、一六六	八四八、八四二、一〇九
一九一二年	四七三、〇九七、〇三二	三五〇、三三〇、四〇三	八四三、六二七、四三四

備考　輸入額は再輸出額を控除せる純輸入額也

三、各國との貿易消長

一九一一年に於ける支那と各國との、直接貿易の狀況を見るに、英國との貿易は前年に比し、輸出に於ては百四十余萬兩を減せるも、輸入に於ては一千九百餘萬兩の大增加を示し、米國との貿易は輸出入共に增進し、殊に輸入に於ては前年に比し、一千六百餘萬兩の增加を示せり、我日本との貿易はも亦輸出入共に增進せりと雖も、其增加額は輸出に於て二百七十五萬兩輸出に於て四十四萬兩に過ぎず又英領印度との貿易は輸出に於ては、百二十七萬兩を增加せるも輸入に於ては六百九十萬兩を減じ、印度支那との貿易は輸入に於て二百五十九萬兩輸出に於て七十八萬兩の減少を見たり。

而して英米兩國よりの輸入が、特に顯著なる增進を見たるは、前者は綿布、後者は石油及綿布の輸入增加せるが故にして、又英領印度及印度支那よりの輸入が減退せしは、前者は綿糸、後者は米の輸入減せるが爲也。

本年香港との貿易額は前年に比し輸入に於て二千三百二

十一萬兩、輸出に於て五百五萬兩を減せりと雖も、其輸出入經濟は、尙二億五千百九十二萬兩の巨額に達せり、然かも此金額中には、同港を仲繼地として、支那と各國との間に行はれたる貿易額、其大部分を占むるを以て之が內容を調査するに非ざれば、支那の外國貿易の事情を知悉し難きも香港經由の貿易に關しては統計の徵すべきなし。

次に一九一二年に於ける、支那と各國との貿易の狀況を見るに、香港を除きて、貿易額に於て第一位を占むるものは、依然として我日本にして、英國これに亞ぎ露西亞、北米合衆國、英領印度、佛蘭西、獨逸、白耳義、海峽殖民地伊太利等これに次ぐ。

而して本年に於ける是等諸國との貿易を查するに、英國との貿易は前年に比し、輸出入共に減退し、殊に輸入に於ては、一千五百四十萬兩の減少を示し、露國（露領亞細亞を含む）との貿易は、輸入に於ては三百九十六萬兩を增加せるも、輸出に於ては五百五十二萬兩の減少を示し、米國との貿易は、輸出に於て百八萬兩を增加せるも、輸入に於ては四百六十二萬兩の減少を示し、英領印度との貿易は、輸出入共に增進し、就中輸入に於ては九百六十萬兩を增加せり、佛蘭西との貿易は輸出入とも稍減退し、獨逸との貿易は輸入に於ては百三十二萬兩の減少を示し、輸出に於ても僅かに二十四萬兩の增加を見たるのみ我日本との貿易は輸出に於ては六百七十八萬兩を減せるも、輸入に於ては一千百五十萬の大增加を示せり。

本年の輸入貿易に於ては日本及印度よりの輸入が、特に顯著なる增進を見たるは、前者は綿糸、銅、洋服、帽子、マッチ等、後者は主として綿糸及棉花の輸入增加せるが故にして、又英米兩國よりの輸入が、大に減退せるは、前者は主とする綿布、後者は石油の輸入減少せしによるなるべし。

今次に最近五年間に於ける輸出入額國別表を示さん。

輸出入額國別表

國別		一九一二年	一九一一年	一九一〇年	一九〇九年	一九〇八年
香港	輸入	一四七、八〇一、三六三 兩	一四七、八〇一、三六三 兩	一七二、四五五、九七四 兩	一五〇、四七二、一四〇 兩	一五〇、五二三、三〇〇 兩
	輸出	一〇三、三八四、一六五	一〇三、六六九、七四三	一〇八、七三二、九二五	九六、九一九、三八八	九二、一〇七、九六三
	計	二五一、一八五、五二八	二五一、九一〇、七〇七	二八〇、一八八、八九九	二四七、三九〇、六一七	二四二、六三〇、二六三
澳門	輸入	六、四〇八、一一三	六、三〇八、一七四	七四一、三八三	五、三二一、九〇八	五、八二三、九八
	輸出（本港）	四、五七三、〇九八	四、七四四、九六九	四、五七三、一七	四、六四〇、〇五八	四四一、八四〇、〇六
	計	一〇、九八一、二一〇	一一、〇五三、一四三	一三、〇六八、七〇〇	九、九六五、九六六	一〇、二四〇、八四四
佛領印度支那	輸入	三、三二、九二、九四三	三、二八二、九三五	五、九八一、〇一〇	六、〇四四、八七三	二、六八七、一九九
	輸出	一、四九七、三〇二	一、三三〇、六三八	二、一一一、九一二	一、九二〇、〇〇五	二、三三三、一五二
	計	四、八一六、四九六	四、七一三、四七三	八、〇九二、九二三	七、九六四、九五七	五、〇二〇、三五〇
暹羅	輸入	四九、八六五	六九、二三八	五六、九六八	八八、四〇五	四六、八〇二
	輸出	一、九三四、二七三	一、八二五、一〇〇	一、八一七、四六四	一、九二八、四八九	一、九二八、四八九
	計	一、九八四、一三八	一、八九四、三三八	二、四六七、〇二九	一、九〇四、八六九	一、九七五、二九一
新嘉坡及海峽植民地	輸入	八、六〇四、九〇四	七、七三五、八八〇	八、三〇五、三一	六、七七八、八二三	五、四一八、四一〇
	輸出	六、三三九、四八三	五、六五九、七三三	五、六一八、三〇九	四、七九九、五二二	三、七八六、一六〇
	計	一四、九四四、三八七	一三、三九五、六一三	一三、九二六、八三〇	一一、五七八、三四五	九、二〇四、五七〇

蘭領印度		英領印度		土耳其、波斯、埃及、雅典及其他		英吉利		諸威		瑞典		丁抹		獨逸	
輸入	六、〇四八、〇九六	輸入	四六、六四五、九七七	輸入	一、三七、二五四	輸入	一四、五八六、一九六	輸入	八三、八七一	輸入	七〇八、五六〇	輸入	八五、一二三	輸入	二、一二九、九四七
輸出	一、八二三、五六六	輸出	七五、七二、七〇三	輸出	三、九三八、三五四	輸出	九〇七五、八九九、六二一	輸出	一、一六五	輸出	一〇〇、一九四	輸出	四七七、八三	輸出	一四、三八六、八二四
計	七、六六〇、六八二	計	五四、二一八、六八〇	計	四、〇七五、六〇八	計	九〇七、八五一、八一七	計	八五、〇三六	計	八〇八、七五四	計	五三、三〇四	計	三五、四六八、七七二
輸入	六	輸入	二七、〇三四、〇三九	輸入	一八七、〇七〇	輸入	六三、七四一	輸入	二八四四八	輸入	八四五、二二二	輸入	八七、九二二	輸入	二二、二四五九、七〇
輸出	一、四三二、九六三	輸出	五八、八〇九、七三〇	輸出	四、一四八、一二五	輸出	一七、二九四、六二六	輸出	五六、九一二	輸出	四六、九一二	輸出	三六七、七一四	輸出	一四、〇五五、六〇九
計	四、三〇四、三七六、九	計	四二、八四三、七六九	計	四、三三五、一九五	計	九〇、七五五、八一七	計	六七、六一〇	計	八九、二一四	計	四五五、六三五	計	三六、五五二、三六〇
輸入	七、〇八八、一六九	輸入	四〇、四三三、八一八	輸入	一〇九、九三五	輸入	二八四四八	輸入	三二、五三五	輸入	一七七、五八八	輸入	三五、一一〇	輸入	一四、〇九九、八一七
輸出	一、三〇四、三二、九四七	輸出	四、八二三、四七一九	輸出	九八、四六四	輸出	五六、九	輸出	二六、八五八	輸出	九五七二	輸出	六二五	輸出	七、五二、九四四、八二四
計	四四、五二八、八四三	計	四四、五三四、六一九	計	八、六八五、八五九	計	二四、八四九、二四五	計	二九、〇二一	計	二九、〇一一	計	三五、七三五	計	三五、四六八、七七二
輸入	七、〇四四、〇九六	輸入	四〇、四三三、八一八	輸入	九八、四六四	輸入	二八四四八	輸入	三八、八一〇	輸入	一七七、五八八	輸入	三五、一一〇	輸入	五〇、五四三
輸出	一、八七、七九、九六	輸出	四、八二三、四七一	輸出	八、六八五、八五九	輸出	五六、九	輸出	五六	輸出	九五七二	輸出	六二五	輸出	六四五
計	六、八六八、一六九	計	四五、二四七、二七五	計	九五、七九四	計	二九、〇二一	計	三五、七三五	計	一八七、一六〇	計	三五、七三五	計	五五、一八八
輸入	六、三八〇、〇七八	輸入	三〇、四九八、八五五	輸入	七二、三五六、〇九〇	輸入	七〇、九四三、八七七	輸入	三八四四八	輸入	三二、三五五	輸入	一七七、五八八	輸入	一四、〇五九、八二七
輸出	六六、五五、四三三	輸出	四、〇九〇、一一一	輸出	六六、五六七、二三三	輸出	一八、七〇三、九二七	輸出	五六、九	輸出	二六、八五八	輸出	九五七二	輸出	七、五二、九四四、八二四
計	七、〇四〇、二九九	計	三四、五八八、九六八	計	六六、六五六、八七七	計	八九、六四七、二三三	計	六七、六一〇	計	二九、〇一一	計	三五、七三五	計	二二、七〇九、八七七
輸入	一、二七八、〇二三	輸入	一、一七四、一二一	輸入	一、一七四、一二一	輸入	一、一七四、一二一	輸入	一、一七四、一二一	輸入	一、一七四、一二一	輸入	一、一七四、一二一	輸入	一、一七四、一二一
輸出	二、〇八六、八一九	輸出	四六七二、九二八	輸出	一、一七四、一二一	輸出	一、一七四、一二一	輸出	一、一七四、一二一	輸出	一、一七四、一二一	輸出	一、一七四、一二一	輸出	一、一七四、一二一
計	三、三六四、八四二	計	六四四七、〇八五	計	一、一七四、一二一	計	一、一七四、一二一	計	一、一七四、一二一	計	一、一七四、一二一	計	一、一七四、一二一	計	一、一七四、一二一
輸入	九八二、一〇三	輸入	八、七五一、四九五	輸入	二、九三二、三七三	輸入	三、〇一八、三四三	輸入	二、七六〇、九三二	輸入	三〇、一四〇	輸入	三、二五七	輸入	三、二五、一四〇
輸出	七六一、五二八	輸出	六、五五四、九七五	輸出	三八、八〇九、一三八	輸出	九三、一〇三、三二五	輸出	二、八六一、一七七	輸出	三三、八〇八	輸出	三、六六八	輸出	一、八七三、三七四
計	八、五九七、四二一	計	一五、三〇六、四八〇	計	四一、七四一、五二一	計	四二、一二〇、六六八	計	四、六四八、九三七	計	三四、九四八	計	六、九一三	計	三五、四一四、八五四
輸入	一四一七、五六	輸入	一〇、八七六、四三七	輸入	三、〇一八、三四三	輸入	二、七六〇、九三二	輸入	二、八三一	輸入	七、三一九	輸入	一、一五、一六	輸入	一、一五、一六
輸出	六、五五、〇三一	輸出	六、七七一、五〇六	輸出	九三、一〇三、三二五	輸出	三八、八二九、五三三	輸出	五、五四六	輸出	一九、一一九	輸出	六〇	輸出	四、七一九
計	七、九二、九、六五七	計	一七、六五八、四三七	計	四一、七四一、五二一	計	四一、五九〇、四六六	計	八、三七七	計	二六、四三八	計	一二、五七六	計	六、〇八七
輸入	一四、〇八七、六四三七	輸入	六、八二、一一	輸入	八、四九二	輸入	四四、六八五	輸入	三、一四八	輸入	四四、六八五	輸入	一、二五、七五	輸入	一、一五、六八八
輸出	六、五五四、九七五	輸出	六、七七一、五〇六	輸出	九四、九八〇	輸出	三五、六三三	輸出	四、七八	輸出	九四、九八〇	輸出	一、七七五、七二九	輸出	一、〇八一、八五五
計	一五、三〇六、四八〇	計	一四、四七九、四三七	計	九三、一〇三、三二五	計	四四、六八五、一一五	計	三、一四八	計	四四、六八五	計	一、七七五、七二九	計	一、〇八一、八五五
輸入	三、二五七	輸入	三、二五七	輸入	三〇、一四〇	輸入	三五、六三三	輸入	四四、六八五	輸入	六七五、一一五	輸入	一、一五、一六	輸入	一、一五、一六
輸出	三、六六八	輸出	三、六六八	輸出	三三、八〇八	輸出	四九、二二五	輸出	九四、九八〇	輸出	四八四、二五九	輸出	四、七八	輸出	一〇九、八四七
計	六、九二五	計	六、九二五	計	五三、八二三	計	八四、八四八	計	一三九、六四五	計	一一、三三八、一四六	計	二七、二三	計	一一、三五六、七八
輸入	三、二五七	輸入	三、二五七	輸入	三〇、一四〇	輸入	三五、六三三	輸入	四四、六八五	輸入	四八四、六八五	輸入	六七五、一一五	輸入	一、一五、一六
輸出	三、六六八	輸出	三、六六八	輸出	三三、八〇八	輸出	四九、二二五	輸出	九四、九八〇	輸出	九三四、九八〇	輸出	四、七八	輸出	一〇九、八四七
計	六、九二五	計	六、九二五	計	五三、八二三	計	八四、八四八	計	一三九、六四五	計	一一、三三四、一四五	計	二七、二三	計	一一、三五六、七八
輸入	三、二五七	輸入	三、二五七	輸入	三〇、一四〇	輸入	三五、六三三	輸入	四四、六八五	輸入	四八四、六八五	輸入	六七五、一一五	輸入	一、一五、一六
輸出	三、六六八	輸出	三、六六八	輸出	三三、八〇八	輸出	四九、二二五	輸出	九四、九八〇	輸出	九三四、九八〇	輸出	四、七八	輸出	一〇九、八四七
計	六、九二五	計	六、九二五	計	五三、八二三	計	八四、八四八	計	一三九、六四五	計	一一、三三四、一四五	計	二七、二三	計	一一、三五六、七八
輸入	三、二五七	輸入	三、二五七	輸入	三〇、一四〇	輸入	三五、六三三	輸入	四四、六八五	輸入	四八四、六八五	輸入	六七五、一一五	輸入	一、一五、一六
輸出	三、六六八	輸出	三、六六八	輸出	三三、八〇八	輸出	四九、二二五	輸出	九四、九八〇	輸出	九三四、九八〇	輸出	四、七八	輸出	一〇九、八四七
計	六、九二五	計	六、九二五	計	五三、八二三	計	八四、八四八	計	一三九、六四五	計	一一、三三四、一四五	計	二七、二三	計	一一、三五六、七八

露西亞（歐洲諸港）		露西亞及西比利亞（國境貿易）		露西亞（黑龍江沿岸）		露亞西（太平洋沿岸）		日本（臺灣を含む）		朝鮮		比律賓諸島		加奈陀	
輸入	二五四、一〇五	輸入	一、七八七、三五五	輸入	四六九、九三三	輸入	八、七二〇、五九六	輸入	九、一〇一、六五三	輸入	三、一五五、三三四	輸入	六、八二二、二九	輸入	一、一〇七〇八
輸出	四、六五三、〇三五	輸出	三、六三九、八五七	輸出	一、二〇三、九九三	輸出	二五、六九九、八四四	輸出	五五、三六〇、一〇〇四	輸出	五、四四四、三七四	輸出	一、九一二、六三	輸出	八八五、一二九
計	四、九〇七、一四〇	計	一五、四二七、四二	計	一二、六七三、九二六	計	三四、四〇四、八〇	計	一四、二六六、一〇四	計	八、五九八、七〇八	計	八七三、四九二	計	一、九九五、八三七
輸入	一四四、九〇二	輸入	九、三四五、九八二	輸入	四五四、六一七	輸入	七、三一〇、一一〇	輸入	七九、五〇六、二七六	輸入	二、三五一〇、三三四	輸入	四一、六一三、二八	輸入	五五二、八七七
輸出	四、六五三、〇三五	輸出	三、一一四、一二四	輸出	九、八三〇、七一九	輸出	二九、五八五、八九三	輸出	六二、〇八四、八五四	輸出	三、四九〇、四二九	輸出	一、三二四、九六	輸出	一、二五三、二八八
計	四、七九七、一四〇	計	一二、四六〇、一〇六	計	一〇、二八五、三二六	計	三四、二八〇、〇一四	計	一四一、二五〇、一五八	計	六、〇〇〇、六五三	計	五四、七三四	計	一、八三六、一六五
輸入	九〇、一、五五三	輸入	八、一八七、五七七	輸入	三三二、七五三	輸入	九、〇二三、九八六	輸入	一七九、三二七	輸入	二、三八二、一二三	輸入	五九、九五五、五五九	輸入	一、一五七、七〇五
輸出	四、六五三、〇三五	輸出	九、〇九〇、七九七	輸出	九、八三〇、七一九	輸出	二四、六五二、三九〇	輸出	三、七〇、五一八	輸出	二、六二、九四三三	輸出	四一、七八六、三一	輸出	一、二五七、〇七九
計	四、七九七、一四〇	計	一二、四六〇、一〇六	計	一〇、二八五、三二六	計	三四、二八〇、〇一四	計	三、九〇九、七四五	計	五、〇一二、九三三	計	四、八三四、二三五	計	二、二五四、一八六
輸入	二五四、一〇五	輸入	一四四、九〇二	輸入	九〇、五五三	輸入	三五、八〇二	輸入	一三一、七五五	輸入	三、一五五、三三四	輸入	六、八二二、二九	輸入	一、一〇七〇八
輸出	四、六五三、〇三五	輸出	四、六五三、〇三五	輸出	八、一八七、五七七	輸出	六、五〇一、四八五	輸出	四、八五四、二三五	輸出	五、四四四、三七四	輸出	一、九一二、六三	輸出	八八五、一二九
計	四、九〇七、一四〇	計	四、七九七、一四〇	計	九〇八、九三〇	計	五、一一二、〇七七	計	四、九八六、〇三〇	計	八、五九八、七〇八	計	八七三、四九二	計	一、九九五、八三七
輸入	一、一四四、九〇二	輸入	九、三四五、九八二	輸入	四五四、六一七	輸入	八、八八八、五〇九	輸入	六、一二二、三一六	輸入	三、〇三三、四三四	輸入	四一、六一三、二八	輸入	五五二、八七七
輸出	四、六五三、〇三五	輸出	三、一一四、一二四	輸出	九、八三〇、七一九	輸出	五〇二、九七四、六四六	輸出	四、七八六、三一	輸出	三、一二四、九四	輸出	一、三二四、九六	輸出	一、二五三、二八八
計	四、七九七、一四〇	計	一二、四六〇、一〇六	計	一〇、二八五、三二六	計	一三、九〇八、八五五	計	一〇、九〇七、六七	計	六、二八八、四四八	計	五四、七三四	計	一、八三六、一六五
輸入	一、一四四、九〇二	輸入	三三二、七五三	輸入	一七九、三二七	輸入	七、六二〇、二八六	輸入	七六、七五五、五五九	輸入	二、三八二、一二三	輸入	五九、九七五、一八七	輸入	一、一五七、七〇五
輸出	四、六五三、〇三五	輸出	九、八三〇、七一九	輸出	三、七〇、五一八	輸出	二四、六三二、三九〇	輸出	六一、六〇五、八六四	輸出	二、六二、九四三三	輸出	五一、五五八、一五五	輸出	一、二五七、〇七九
計	四、七九七、一四〇	計	一二、四六〇、一〇六	計	三、九四九、七四五	計	三五、八七七、四一七	計	一三八、三六一、四三二	計	五、〇一二、九三三	計	一一一、五三三、四三二	計	二、二五四、一八六
輸入	一、一四四、九〇二	輸入	三三二、七五三	輸入	一七九、三二七	輸入	八、八五五、八七五	輸入	五九、九七五、一八七	輸入	二、〇九五、八三三	輸入	五二、五〇〇、九〇〇	輸入	一、三一〇、二六六
輸出	四、六五三、〇三五	輸出	九、八三〇、七一九	輸出	三、七〇、五一八	輸出	二七、〇二一、二四三	輸出	五一、五五八、一五五	輸出	二、九一七、〇四〇	輸出	三七、一一九、四八〇	輸出	二、五九四、四一八
計	四、七九七、一四〇	計	一二、四六〇、一〇六	計	三、九四九、七四五	計	三五、八七七、四一七	計	一一一、五三三、四三二	計	五、〇一二、九三三	計	八九、六一〇、九〇八	計	三、二五〇、七九九

北米合衆國（布哇を含む）		墨西哥及中央亞米利加（パナマを含む）		南亞米利加		濠洲及ニユージランド		南亞弗利加		輸入額計	
輸入	三六、一九七、六七二	輸入	—	輸入	—	輸入	九八八、二八八	輸入	一四六	輸入	四八五、七六、〇八〇
輸出	三五、〇四九、九〇三	輸出	三七、三七七	輸出	六四、五二三	輸出	五五四、一五五	輸出	一八、七七九	內再輸出額	一三、六二九、〇四九
計	七一、二四七、五七二	計	三七、三七七	計	六四、五二三	計	一、五四二、四四三	計	一八、九二五		
輸入	四〇、八二二、八五三	輸入	—	輸入	—	輸入	七八二、五一六	輸入	一四六	輸入	四七五、〇七三、一二七
輸出	三三、九六五、六七九	輸出	六一、〇四五	輸出	三六、八五五	輸出	七五六、五二六	輸出	一七、一二三	輸出	一一、〇七三、一八四
計	七四、七八八、五三二	計	六一、〇四五	計	三六、八五五	計	一、五三九、〇四二	計	一七、二三九	計	四八二、一八四
輸入	二四、七九九、四九四	輸入	—	輸入	五七、八三七	輸入	六五五、七五三	輸入	二四六	輸入	四七四、五五三、四〇三
輸出	三三、二八八、八三二	輸出	四一、〇九二	輸出	四三、六九七	輸出	六八、三七一	輸出	三六、三八	輸出	一三、五八八、〇五八
計	五七、〇八、三二五	計	四一、〇九三	計	一〇一、七三四	計	一、二七四、一二四	計	三六、六四四	計	四八七、九二、四六一
輸入	三三、六〇六、五四九	輸入	—	輸入	二一、八六三	輸入	六二五、八七〇	輸入	—	輸入	四七四、〇六〇、九五四、六五三
輸出	三一、四四六、二四五	輸出	二九	輸出	五一、一九八	輸出	二四〇、六二六	輸出	三七、六三一	輸出	一三、五〇四、一七五
計	七三、〇六二	計	二九	計	七三、〇六二	計	八六六、四九六	計	三七、六三一	計	四八七、五五四、八二八
輸入	四一、二四五、七〇四	輸入	—	輸入	二一、八六三	輸入	六二五、八七〇	輸入	四五八	輸入	四七四、〇六〇、九五四、六五三
輸出	二三、八二四、〇五九	輸出	二三、八七四	輸出	二七、二五六	輸出	二〇三、七九一	輸出	三七、六三一	輸出	一三、五〇四、一七五
計	六五、〇六九、七六三	計	二三、八七四	計	二七、二八七	計	九九九、二九七	計	三八、〇八九	計	四八七、五五四、八二八

四、重要商品輸入貿易

今革命事變の二年間に於ける重要商品の輸入貿易の狀態につき考察する處あらん、一九一一年の外國貿易に於て最

も輸入の增加せしは、綿布、石油、小麥粉等にして、減少の著しかりしは米、綿糸、機械類とす、而して翌一九一二年に於ては、棉糸、棉花、小麥粉、熟皮、銅及軍器類は著しく增加し、又革命後の風俗の變遷と共に、洋服、帽子、靴、メリヤス製品等の輸入も亦大に加はれり、更に是等の商品各箇について、略說せんか

綿製品　綿製品の輸入額は一一年度には、一億四千三百八十八萬兩の巨額に達せるが、一二年度には著しく減少せり次に支那に輸入する主なる、平織綿布類卽ち生金巾、晒金巾、シーチング、雲斎布、ヂーン及天笠布の原産地別輸入額を示せば次の如し

國別＼年次	一九一二年	一九一一年	一九一〇年	一九〇九年	一九〇八年
英國	九、六一八、三八六 足	二一、三一七、六三〇 足	六、五二一、二六 足	一〇、六九一、四四八 足	八、九九三、五三四 足
米國	一、九三〇、八三六	一、九八八、〇六一	二、三八六、八二九	四、八五六、二三二	一、五八六、九九九
日本	三、〇四三、七四七	二、八三二、六三五	二、三九六、六九三	一、三九六、二九七	九八六、九八二
印度	三六、八〇七	二一、九三五	一四七、九五三	一三三、八五五	一四一、三二三
計	一四、六二九、七六六	一六、一六〇、二五二	一〇、四三四、五九〇	一六、〇七七、八三二	一二、七〇八、八二七

綿糸　綿糸の輸入額は一一年に於ては前年度に比し、四十二萬二千三百四十六擔を減少せしが、一二年度には輸入總額二百二十九萬八千四百七十九擔、六千百四十萬兩に達し前年に比し四十三萬八千三百五十三擔、一千百七十萬兩の增加を見たり

石油　一九一一年に於ける石油の輸入額は二億三千五百八十九萬八千二百四十ガロンに上り、これを前年に比較すれば、七千四百五十萬八千六百五十七ガロンの增加を示せしが、一二年には、一億九千七百九十萬二千三百六十二ガロンに減少せり。

小麥粉　小麥粉の輸入額は一一年度にありては、前年度に比し百四十四萬擔、五百二十六萬兩を增加して、二百十八萬三千擔、八百七十萬兩に達したるが、一二年度にありては、更に一百萬擔を增加して三百二十萬擔千二百七十萬兩に達せり、これ十一年度に於て既に內地の小麥の不作なりしに、一二年には滿洲の麥作不良なりしに、加ふるに中部支那の一部に水害ありしに因る。

米、米の輸入額は年々激減し行く傾向あり、一一年度に於ては前年度より約四百萬擔を減じて、五百三十萬擔一千八百七十萬兩となりしが、一二年度には、更に半減して二百七十萬擔千百萬兩となれり。

革命後一般に洋裝の流行する爲、これに伴ふて一九一二年度にありては、洋服、帽子、靴、手袋等の輸入激增し、前年度の約二倍なる六百六十萬兩の多きに上れり。

左に一九一一、一二兩年度に於ける重要商品輸入額を示す

重要商品輸入額

品目＼年次	一九一二年		一九一一年	
	數量	價額	數量	價額
阿片	二一、九三〇 擔	四七、七〇六、七四四 圓	二七、八〇八	四八、二五六、三四四
綿製品				
米國	三、八四四 足	一〇、四六二	三四、三六〇	五四、三三一
英國	三、三〇、三三二	九、八〇四、三三二	六九七、八二七	一五、八四四、六四二

| | | |

| | 創度 | | |

| | | |

| | | |

鐵道機關車及炭水車					
鐵道客車及貨車（トラムカアヲ含ム）		八八九、八一七			二、三九八、三四
トラクション及ロードエンジン		二、三〇、九三三			一、一六八、九七〇
自動車		四、七六			一六、三五八
モーターサイクル		二五〇、六一〇			二八六、八六〇
自轉車		四、〇二七			五、一八七
其他		八六、七八七			九七、九二五
酒類其他飲料		四〇四、三二九			一三七、五七七
參酒及黑參酒		七六、六五七			七五、〇四九
燕溜油		一、二七三、〇八八			九八、三一七
葡萄酒		一、七二一、六三			一、四四九、四七二
其他飲料（サイダーラムネ）		七二、二〇三			九八、八四九
肥料類	噸 八二、二五五	七〇七、〇四八	七六一、三二九		五六二、二六一

備考　鐵及鋼製品中には薬鐵、琺瑯鐵器、針、金庫及「スレーア」レを含まず

五、重要商品輸出貿易

一九一一年度の輸出貿易に於て最も增進を示せるものは豆及豆粕にして、麥稈眞田、羊毛之れに次ぎ、又最も減退を見たるものは棉花及紡糸にして、皮革類、胡麻、薪炭、穀粉、柏油等也、次に一九一二年輸出貿易に於ては、生糸及錫は最も著しき增進を爲し、柏油、落花生油及菜子等これに亞げり

豆類　一九一一年度の豆類の輸出額は、一千百三萬八千三百四十擔、二千六百五十八萬五千五百四十三兩に上り、前年に比し十一萬二千八百八十九擔、五百十一萬二千七百二十二兩の增加を見しが、翌一二年度には遙に減少して一千九十三萬四千百八十擔、二千三百三十七萬四千百五十九兩となれり、これ蓋し滿洲大豆の收獲良好ならず、其價格騰貴せるに、歐洲市場に於ける市價更に減少せるが爲にして、滿洲に於ける大豆輸出總額を見るに、一一年度には九百四十一萬九百七十擔なりしもの、一二年度には七百十九萬八千八百二擔に減少せり

豆粕　豆粕の輸出先は主として日本に限らるゝものなるが一九一一年度の輸出額は一千四十萬擔、二千百四十萬兩に達し、前年に比し三百萬擔、六百四十萬兩の增加を見しが一二年度には八百十六萬擔、一千七百六十四萬兩に減少せり

生糸　生糸は元來支那の輸出品の大宗なるが一九一一年度には前年に比し、五百八十八萬兩の減少を見たり、而して一二年度にありては白糸黃糸の輸出總額十二萬一千八百七十七擔に上り、前年より二萬五千七百八十三擔を增加せり而して一二年は本品の輸出の最も盛なりし年にして、從來にありては、一九一〇年は生糸輸出の新記錄なりしが、本年はそれに比較して尙一萬一千六百九十三擔を增加す

茶　茶の一九一二年に於ける輸出總額は百四十八萬一千七百擔にして、前年に比し約一萬九千擔を增加せり、但紅茶の莢米及香港に輸出せられし額は、前年には三十四萬擔なりしもの一二年には二十三萬四千擔に減少せり、之に反し綠茶の米國に對する輸出額は前年には四萬一千八百七十二

擔に過ぎざりしもの、一二年には十萬七百四十七擔の多きに達せり、

一九一二年度に於ては雲南蒙自の錫鑛は顯著なる採堀增加を示し爲に錫の輸出は前年度より五百五十萬兩を增せり、又一二年度中は漢陽製鐵所は遂に開始の運に至らざりし爲鐵主として銑鐵の輸出は一百萬擔を減せり

左に重要輸出品の一九一一、一二兩年に於ける輸出額を示す

重要商品輸出額

品目	年次	一九一二年		一九一一年	
		數量	價格	數量	價格
家畜及家禽（生キタル）					
牛		七七、九四九 頭	二、九〇〇、〇三三 兩	六〇、五二四	三、〇二三、一二七
山羊		九、九四四	三八、一〇七	六、六四二	二四、五一五
馬騾		三、三五五	一五五、三六〇	一、四六八	五六、〇〇〇
豚		二六六、一二五 斤	三、二九、三五一	三九六、六四七	一、九一九、一〇三
家禽		二、四〇三、五八一 羽	五九二、一四四	二、〇四三、一四九	四五八、二一九
綿羊		四三、四八八	二三六、二〇九	三六、三五九	一九三、五一九
其他（鵝及豚ヲ含ム）		四六七	五、六七〇	一五七	九、五六九
獸類		九、三五、〇三	三四五、一九七五八	二三、〇四八、四八一	五三、一五七〇
竹及竹器		——	一、〇一九、七五八	——	一、一四一、〇三〇
豆糟		八、一六三、九八九 擔	一七、六四二、六四八	一〇、三九八、三五九	三二、四五、一二八
豆		一〇、九三四、一九〇	二三、三七四、一五九	一二、〇三八、三四〇	二六、五八五、五四三
骨		四九五、八四四	四九二、八〇七	四四六、八八三	四二四、七五六
獸骨		七四六、六三〇	八四八、二五六	五七一、二三〇	六〇四、八八
鼈					
豚		三五、一〇五	四七、八五九	三、七四一、一二三	一、八一九、一五六
桂皮		六九、八五九	一、一五二、六六	九五、二四五	一、八一九、一五六
穀類		二三五、九三三	四四〇、七六六	二二一、八二五	三九五、七四七
大麥		六六、六六一	一二六、三一九	四七、六六二	八七、八〇一
玉蜀黍		二三、六四	二七〇、八二	一七、九	三四六、五九四
燕麥		一九二	六七二	——	——
ライ麥		一、三七六、六八九	三、八三八、四五三	一、九六七、一三	三、八〇三、九七二
小麥		六四八、七五五	一、五八〇、六一〇	七四四、一四一	一、七五三、九五五
其他		四五三、七二三	一、九二一、七四三	四三五、五九八	一、九六六、八三〇
陶磁器		一三、六〇七	七九五、八一五	二一、四一九	一、一三、三六九
紙捲煙草		——	三六、六一〇 噸	三六、六一〇	一、九〇六、一八三
支那服、長靴、短靴		八〇五、七一二	一七、〇三一、〇九三	八七七、七四四	二一、〇三一、〇九三
石炭		三六、六一〇 噸	一、九〇六、一八三	三六、六一〇	一、九〇六、一八三
棉花		——	——	——	——
骨		一、五七 瓲	一、九八四、五七八	二九、〇五六	一、九八四、五七八
鳥卵（卵白及卵黃）		二九一、七〇五 個	二、三六九、九四六	二七、五六一、九四六	二、三六九、九四六
同（新鮮ナル者及貯藏シタルモノ）		五一、八六一、五七三	四九七、四一三	四九七、四一三	四九七、四一三
扇子（各種ノ）		九一、四〇八 個	一、二五九、一三〇	——	——
羽毛（鴨鵞等ノ）		——	三五、三六六	三五、三六六	三五、三六六
同（裝飾用）					
植物纖維		九二七 瓲	五、六二八	五、六二八	五、六二八
イチビ		七四、六四二	六四二、一八二	六四二、一八二	六四二、一八二
大麻		一四二、三四二	二七七、七九一	二七七、七九一	二七七、七九一
黃麻		一七八、四一五	二、二六四、四五六	一五三、一四〇	二、二六四、四五六
苧麻		一五八、四九三	三、一四五、六九〇	一四二、二四六	三、一四五、六九〇
爆竹及煙花		二、五〇〇、五一〇	九七四、七九一	九七四、七九一	九七四、七九一
薪		一五四、八九	一、六一七、八八三	一、六一七、八八三	一、六一七、八八三
海產物					

一　中學初級師範學校は均しく改めて四年を以て畢業することゝなす、但し現在の修業已に一年以上を逾へ
一　舊時の奬勵出身を廢止し、初高等小學畢業者は初等小學畢業生と稱し、中學校師範學校畢業者は中學校及び師範學校畢業生と稱す、

此の如く第一支那從來男女不同席の舊慣を破りて、男女同學を許し、小學校に於て倫理教育の根本たりし經書の教課を廢止したるが如きは應に教育界の一大革命にして、此二點は保守派の特に不平の意を漏したる所なり、殊に經科廢止は後に於て惹起したる孔子尊崇説と共に、民間に於ける非難も亦少なからざりき、

既にして南北統一と共に北京に教育部を置くや、五月十三日教育總長蔡元培は參議院に於て教育方針を演説して曰く、

甲、普通教育方針は務め時勢に應じて共和國民健全の人格を養成し、專門教育は學問神聖の夙習を養成す、

乙、教育施設

普通教育の施設

一　普通學校は中小學丙中等以下の職業學校を設置す
二　社會教育（普通性質に含むもの）
三　特殊教育（盲啞廢疾者の教育）

專門教育

一　專門學校（大學及高等專門學校）
二　外國留學
三　社會教育（專門性質あるもの）

丙、中央教育行政の權限

專門教育は教育部より直轄し、分區規定して施行す
普通教育は教育部之が實施方法を規定し、各地方の教育行政機關をして執行せしめ、部視學之を監督す、
私立學校は之を奬勵す、

丁、教育經費

專門教育費は國家稅により、或は國有財產を以て基金とす、
普通教育費は地方稅により、或は地方公有財產を基金とす、

戊、對北京教育界方針

一　京師學務局を普通教育行政機關とし、其經費及所轄學校經費は教育部より臨時支出す、
一　各種高等專門學校の合併をなす、
（舊學部の豫算によれば直轄高等專門學校の經費は歲出百二十五萬八千元臨時歲出約五十五萬三千餘元合計百八十一萬一千餘元なり）
一　大學校圖書館の未完のものは漸次完成を期す

癸、海外留學生の計畫

海外留學生は爾後中央政府の直轄とす

庚、蒙藏回に對する教育

特定教育方法を定めを以て統一を歸す
又蔡教育總長が國務院に提出したる教育行政辨法の大綱は左の如くにして其最要に列入すべきものは
一　民國教育の宗旨を頒布すること
二、教育の方針を規定すること

三、義務教育を實行すること
四、社會教育を提倡すること
又次に列入すべきものは
一、實業教育を推廣すること
二、蒙藏教育を提倡すること
三、全國學校の惡劣習慣を嚴汰すること
四、民國の學制を改定すること
かくて以上の方針に基き、漸次革命當時一時廢されたる教育事業の復舊を企圖しつゝありしが、地方に於ては中央部に於ける威令未だ十分に貫徹せられざるを以て、其地方の情況如何により或は措て顧みざる處あり或は更に進んで其主旨を擴張せんとするものあり、
廣東に於る教育司の施政の如きは後者の著しき一例にして新任司長鐘榮光氏が就任以來の方針は、
一、前清時代の扁額旗杆を銷燬すること
二、小說の取締
三、一夫一妻の制を行ふこと
四、經典を禁用すること
五、孔子の祭禮を廢すること
六、義務教育の强制
等にして此等は全部保守者より反對せらる處なりき、殊に第五項に至りては公然香港及び高要縣有志の反對する所となれり、蓋し此の如きは只政治上に於ける事變に止まらず、延ひて社會全般に亘るべき一大事變にして、教育司が前途を達觀し新方針を決定せんとするや、多少の反對の起る又止むを得ざる徑路なるも其結果新舊思想の衝突が政治上に利用せらるゝに至ることあるに至れり。
然れども蔡元培の辭職と共に爾來教育總長の更迭繁しく從て當初の方針も號も十分に實行されず。
民國三年九月二日發布されたる教育主旨には、重を道德教育に注き、實利教育、軍國民教育を以て之を輔け、更に美感教育を以て其道德を完成すと論じ、次て二年六月に至り、各學校に自由平等說鼓吹の取締令を發布し、極端なる自由主義の教育を排斥するに至りしのみならず、遂に一旦禁止したる孔子尊崇を許すに至れり。

二　臨時教育會議

教育部は民國元年四月二十日大總統令により國務院成立と共に在京各部の事務引續きを行ふに在り、四月二十四日學部より事務引續きを了せり。
次で各省に打電して各省教育事情の調查を命じたるが、之より先き教育部は、全國教育家を徵集して意見を討論せんとし、教育會議を北京に起すの議あり、遂に七月十日より一個月間を以て會期とし、各省より師範教育を受けて三年以上教育に從事せるもの二名宛を撰拔上京せしむべく、五月上旬各省に命令したり。
五月二十五日臨時教育會議規則成る其大要左の如し、
本會議は教育部が教育改良進步を謀らん爲め、全國の意見を徵集するものにして、其議事項目は
學校系統、學校規程、學校の中央及び地方の管轄區分、

蒙回藏教育、小學教員優待及檢定法、國歌、高等教育會議組織法、其他教育總長及び議員の建議等にして教育會議々員は左の資格あるものを任せり

一　教育總長の招請せるもの
二　各省及蒙藏より推選各二人華僑一人
三　教育總長の撰拔せる直轄學校職員
四　內務、財政農林工商海軍陸軍各部の派遣員

かくて教育部臨時會議は、豫期の如く七月十日開會、議長に王劭廉を、副議長に張壽春を選擧し爾來教育部の諮詢案に對し討議する處ありしも結果の見るべき者なかりき。

三　視學制度

教育部は外省視學の範圍を左の八大區劃し、毎年一回二名の視學を各區に特派して普通教育及び社會教化の情況を視察せしむべしと決し、二年一月視學規程を發布せり、

第一區　直隸、奉天、吉林、黑龍江、
第二區　山東、山西、河南、
第三區　江蘇、安徽、浙江、
第四區　湖北、湖南、江西、
第五區　陝西、四川、
第六區　甘肅、新疆、
第七區　福建、廣東、廣西、
第八區　雲南、貴州、

蒙古西藏は特別社會區域とす

各區に視學二人を派し該區域の普通教育社會教育を視察し且つ教員を派して共同視察す、

定期視察は毎年八月下旬より翌年六月上旬に至る、臨時視察は教育總長の特別命令により行ふ。

四　教育系統

民國元年九月三日發布教育部令によるに、學校系統左の如し、

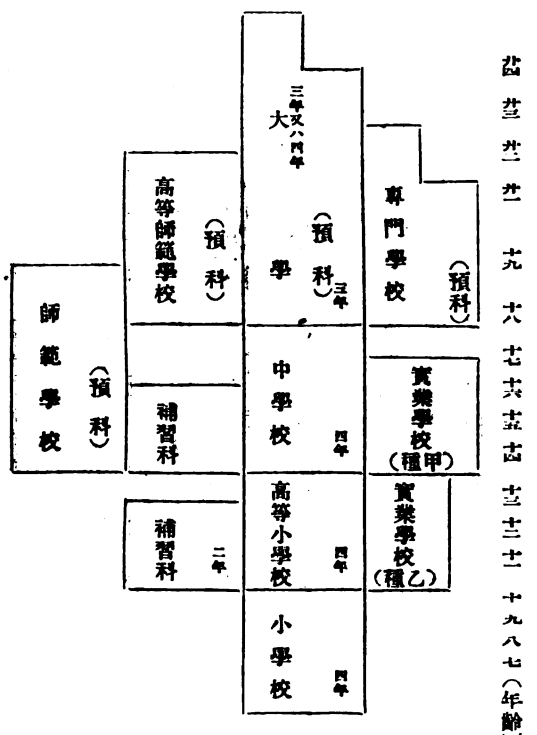

小學校は四年卒業とし、義務教育とす、卒業後高等小學校或は實業學校に入るを得、

高等小學校は三年卒業とし、卒業後中學校或は師範學校或は實業學校に入るを得

小學校及び高等小學校に補習科を設け、卒業生の他校に

入らんとする者の爲めに學課を補習し、兼て職業上の預備とす、共に二年を以て卒業とす、

一　中學校は四年卒業とし、卒業後大學校或は專門學校或は高等師範學校に入る事を得、

一　大學は本科三年又は四年卒業、豫科三年なり

一　師範學校は本科四年卒業豫科一年、高等師範學校は本科三年卒業豫科一年、

一　實業學校は甲乙二種に分ち各三年卒業、

一　專門學校は本科三年或は四年卒業豫科一年、

一　前表に註する年齡は畢ぼ標準を示すものにて、其年齡其指定學校に入るを限定するに非ず、

各學校修業期限は隨宜增減するものあり、詳くは各學校令及規程に就て見るべし、

五　各學校

イ　大學

五月三日北京大學堂を北京大學校と改稱し、總監督を大學校々長分科大學監督を分科大學長と改稱せり、次て嚴復を以て文科大學長とし、北京大學校々長を署理せしむ、而して從來經科を文科と併合し、其他は大學令發布迄從來の儘とすることにせり、

大學令は元年十月二十四日の部令にて發布せらる、大學を分て文、理、法、商、醫、農、工の各科に分つ、而して文理二科を主とし左の各項を含むものを以て大學と稱するを得せしむ。

文理二科並設のもの

理科及び醫農工の內一科以上併設のもの

大學に豫科を設て三年とし、大學各科の修業年限は三年乃至四年とす。

ロ　專門學校

專門學校令は本年十月二十二日の部令にて公布されたり專門學校を法政、醫學、藥學、農業、工業、商業、美術音樂、商船、外國語の各種に分ち、國立專門學校は教育部の管轄に歸し、其他公立私立のものは教育總長の認可を經るものとせり、

六　中央學會及教育界

中央學會

中央學會法は民國元年十一月二十九日公布せらる、教育總長に直隷し、學術を研究し、文化を增進するを目的とす會員は定數なく左の有資格者より互選す、

一　內國又は外國大學及高等學校三年以上卒業者

二　專門の著述ありて中央學會の評定を經たるもの

外國人も民國學術の發達に特別功績あるものは、名譽會員に推選す、會員の任期は三年にして滿期後改選す、

教育會

民國元年九月發布せし教育規程十三條の要項左の如し。

教育會を分て三種とす、

甲　省教育會
乙　縣教育會
丙　城鎮教育會
以上三種は各互に連絡すれども相統轄せず
教育會の研究事項は
甲　學校教育に干する事項
乙　社會教育に關する事項
丙　家庭教育に關する事項
にして教育官廳に研究決議を建議することを得
會員の資格は
甲　現に教育の職務に任ずる者
乙　教育上經驗あるもの
丙　專門學識あるもの
教育會の組織は夫々縣行政長官又は省行政長官の設立認可を經べく、省教育會に限り教育部に轉務すべきものとす

七　孔子崇拜問題

教育總長蔡元培は曩に經科廢止を企圖したるが元年七月更に學堂中に孔子禮拜廢止の提議をなせり、其理由は
一　前清學堂管理通則に孔子を拜するの儀式あるも、孔子は宗教家にあらざるに宗教儀式を以て學校中に拜禮するは不合理なり
二　教育と宗教とは各目的ありて合一す可らず、今似而非の宗教儀式を學校に行ふは教育の目的に違ふ、
三　憲法中信教の自由あり、今學校にて孔子を禮するが爲めに、他教の子弟をして入學を肯せざらしむるが如きは教育普及の障碍なり、

然るに蔡元培の此擧に就ては世論中之を非とするもの多く、上海の新聞紙中之が反對の論説を掲ぐるものあり、蔡元培の辭職後民國二年九月に至り更に孔子釋奠を學校内に行ふべきことゝなり更に孔子國教説を首唱するもの多きに至れり。

◎革命後の軍事

一、陸　軍

革命後の支那の陸軍は、革命事變の勃發當時各省に於て隨時に新募軍隊の簇生したるを以て、之れか淘汰整理をなしたるも、未た中央統一の權力確定せさるが爲め、各省の命令一途に出です、殊に南方各省に於ては、第二次革命の動亂により北方にては蒙古征討の爲め、軍隊の裁留凡て意の如くならざるが爲め、目下に於ける支那軍隊の實數の如きは、殆んと何等據る可きの數字なし、

イ　陸軍部の方針

現政府陸軍部南北統一後、總長以下參事秘書長、司長等の委任ありて、元年四月二十九日始めて各分科々長の任命同日より執務するに至れり、

五月十三日總長段祺瑞は參議院に於て陸軍部の方針を演說して曰く、

一軍隊の撤廢
二軍人を終身官とす
三陸軍將校の養成
現在軍人中外國留學者出身四五千人あり、將來更に留學者を奬勵し一方國內の陸軍學校を速成せしむ
四將來徵兵制度を編定す
五大製造廠を設立す
六被服廠を設立す
七馬政の改良

ロ　軍隊の撤廢

革命當時に簇生したる軍隊は、果して幾何ありしや不明なるが、元年四月財政總長の電報によれば、南北總計八十師團ありと、されば共和統一後軍隊の裁撤は當面の急務として講せられ、先づ南京留守黃興をして之を實施せしめたるに、五月二十日第二師長朱先志第五師長劉毅は進んて司令部の取消を稟申し、次て湖南南武軍十四營も五月內に自ら解散することを請へり、二十三日第二十六師長杜淮川第十旅長袁華選も亦所部の取消を行へり、

五月三十日南京留守黃興は、軍隊整理の緒に付けるを以て留守の取消を乞ふを以て、南京駐在の第一軍第二軍及び第

三軍の第八師を陸軍部の直轄とし、其他江蘇に分駐せる各營隊は、向後江蘇都督の管轄に歸せしむることゝ決せり、

五月三十一日第二十二師長林震取消を乞ひ六月十二日四川第五師第四團長鐘志鴻及漢口駐在江西軍第一團々長胡鵬等の自ら解散を乞ふあり其他各地相次て裁撤を行ふに至る斯て各省の軍隊は各自に於て解散するに決定したるが其總數果して幾何なりや詳ならず今支那新聞紙の所報に據る、に支那革命前後各省ノ兵數左の如しと云へと元より確實ならず

	支那革命前の兵數	支那革命後の兵數	近時淘汰數
直隸省	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇	
湖北省	三二、〇〇〇	二〇、〇〇〇	四、一〇〇
福建省	一三、四〇〇	四三、五〇〇	一〇、〇〇〇
湖南省	二、〇〇〇	六、一〇〇	五、〇〇〇
黑龍江省	七、〇〇〇	九、〇〇〇	
江西省	二、七〇	一八、〇〇〇	江西防營三六營新軍八團
浙江省	一八、〇〇〇	四七、八〇〇	三、〇〇〇
廣西省	四、〇〇〇	五五、七〇〇	二〇、〇〇〇
江蘇省	四四、〇〇	二六、〇〇〇	五四、〇〇〇
廣東省	五八、〇〇〇	一五九、〇〇〇	三〇、〇〇〇
雲南省	五五、〇〇〇	四五、〇〇〇	四、〇〇〇
奉天省	三、七〇〇	四二、三〇〇	
山西省	九、〇〇〇	二八、七〇〇	
山東安徽省	一〇、八〇〇	六二、九〇〇	安徽 四、〇〇〇
四川省	二八、〇〇〇	六七、七二〇	一、三〇〇
吉林省	三一、〇〇〇	一七、〇四〇	
陝西省	八、〇〇〇	五八、〇〇〇	
河南省	一七、〇四〇	三一、〇〇〇	河南綠營全部
甘肅省	一五、〇〇〇	二十五營	
伊犂	六、〇〇〇	二八、一〇〇	一〇、〇〇〇
熱河	五、〇〇〇	六、〇〇〇	
北京拱衛軍	一〇、〇〇〇	北京拱衛軍 一六五、三〇〇	北京拱衛軍 二、〇〇〇
總計	四五九、一〇〇	拱衛軍 八、〇〇〇	
		第一軍三師（前相文蔚軍）	第一軍三師 一七、〇〇〇
		第一軍二師（徐寶山軍）	第一軍二師 一〇、〇〇〇
		陸軍三十九旅（陳幹）	陸軍三十九旅 七一〇
		陸軍第八師（廣西軍現駐寧）	陸軍八師輜重全營 四二、五一〇
		總計 一〇八四、〇四〇	

八　淘汰後の軍政方針

段陸軍總長は新募兵淘汰後、民國元年八月全國の陸軍に付、將校、兵器、操練、修養の四者統一の方針をとり、之が實施に力めたるが、次で民國二年更に左の諸項を實行せんと期し、部員をして研究せしめつゝあり

一、全國の戸口を調査す總て人民は皆兵役の義務を有す

二、陸軍四十鎮を速成せんとす殊に漢、滿、蒙、回藏の區別をなすことなく皆兵籍に編入す

三、武器彈藥を外國より購入するを禁ず之が爲速に兵工廠を擴張し自ら製作に從事す

四、伊犂產馬は頗る良し然れども邊陲に位置して遠し故に牧場を創設して馬種を改良するを要す

五、中國は土地廣大從て詳細なる輿地圖なし宜しく速に測繪學生を各地に派し以て軍用に備ふべし

六、行軍は鐵路を以て命脈となす宜しく先つ軍用を顧慮して敷設し而して連絡すべし

七、屯田の制を設け以て疆域を固ふす

八、速に徵兵法を施行し招募を禁止す

九、宜しく各省軍政府を撤消して軍事の統一を謀るべし

十、軍隊は之を常備、續備、後備等に分ち兵器、彈藥は任意に變更するを准さず必ず章程によつて畫一すべし

二、兵備計畫及其配置

革命當時募集せし民軍は、各省ともに漸く解散を告げたるにつき、陸軍部は民國二年二月全國の兵備を左の如く定むることゝなれり、

直隸省	六師團	奉天省	四師團
吉林省	二師團	黑龍江省	二師團
山東省	二師團	山西省	二師團
河南省	二師團	湖北省	三師團
安徽省	一師一旅	江蘇省	三師團
浙江省	一師一旅	福建省	一師一旅
廣東省	二師一旅	廣西省	二師一旅
湖南省	二師團	四川省	三師一旅
江西省	一師一旅	雲南省	二師一旅
貴州省	二師團	陝西省	二師團
甘肅省	二師一旅	新疆省	三師一旅

即ち五十師團十旅團なり、然れども兵の實員は不明なるのみならず、日本の編成に倣ふと稱するも兵數の少なきは掩ふべからざるの事實なり、

然るに其後熊內閣に至り、更に全國四十八師となし、其配分は左の如くせり、

即ち全國を九軍區に分ち、每區に軍都督府を置き、區內一切の軍事を專管すべく、而して陸軍第四十八師は從て左の如く配置すべしと、

區管轄地	兵數
第一區 奉天 吉林 黑龍江 熱河 歸化城、綏遠城	四師 二師 二師
第二區 直隸 河南	六師 二師
第三區 山東	二師
第三區 湖北 湖南	三師 一師一旅
第四區 江蘇 安徽 江西	三師 一師 一師

第五區　浙江　一師一旅
　　福建　一師一旅
第六區　廣東　三師一旅
　　廣西　二師一旅
第七區　雲南　二師一旅
　　四川　二　師
　　貴州　二　師
第八區　甘肅　二　師
　　陝西　二師一旅
　　新疆　一師一旅
第九區　青海
　　伊犂

ホ、現在の軍政方針

熊希齡は其大政方針中、軍備に就て說て曰く、前內閣の豫算案には陸軍部所管一億六千百餘萬元にして、全豫算の四分の一を占めたり、若し公債費を除かは、軍費は一般行政費中殆んど其半額を占めたり、故に裁兵の必要は朝野の均しく認むる所なり云々、又我國軍人最要の職務は乃ち國內の安寧秩序を維持するにあり、蓋し他國にありては此種の職務は全く警察に委任せるも、我國は今完全の警察を全國に普及することは其困難は養兵以上なり、今政府計畫する處は兵五十萬人を以て暴亂鎭壓の用に足るべしとす、而して此五十萬人の兵は其種類大別して二種とす、

甲種は陸軍編制法を用ひ、軍長、師長を以て之を統率し要塞、國境に分駐し全く中央より指揮派遣すべきものにして、乙種は警備隊の編制法を用ひて、各地方行政長官の節制に歸し、各州縣に分配派遣して捕盜其他は從事し、以て行政警察、司法警察の不備を補ふ、此兩種は皆國內の秩序維持を以て職とす、而して甲種の編制訓練は卽ち最強武の國防軍養成の豫備にして、乙種の編制訓練は卽ち最機敏の警察吏養成の豫備たるべきものなり、之れ軍政方針の大略なり云々

ヘ、現在支那軍隊平時編制表

一、各兵種皆連（我中隊に當る）を以て單位とす其連以下の編成敎練は連長より臨時酌定す

二、隨從兵（從卒）は各管屬二年兵より一二等兵を選みて之に充て三ヶ月に一回更代す（其各軍官所用數は各表附記內に詳なり）

三、各機關には書記を酌設し一切の文牘事務を幇助せしむ

師（我師團に當る）司令部には四員を設け旅（我旅團に當る）團（我聯隊に當る）營（我大隊に當る）には各々一員を設く其繕寫事務は軍士より擔任すべし

四、各部隊には當分伙夫（炊夫）を設け炊事を助理せしむ（員數は各附記內に詳なり）

五、機關槍（機關銃）編成は現時中國の銃式複雜なるが故に本制は「マクチン」式を用ひて一例を示す若し別に他式を採用するときは酌量變更すべし

六、機關槍連機關銃隊の經理衛生事宜は所屬團本部の管理

に歸すべし

七、憲兵は中央より直接に適宜設置す軍樂隊も亦部より情況に依り適宜其附設すべき師を定む

八、機關槍隊の兵士は所屬團内より順番に教練せしむ

九、山砲を教練せしむべき師及野砲を教練せしむべき師は皆部より情況を酌量して規定す

陸軍一師統計表

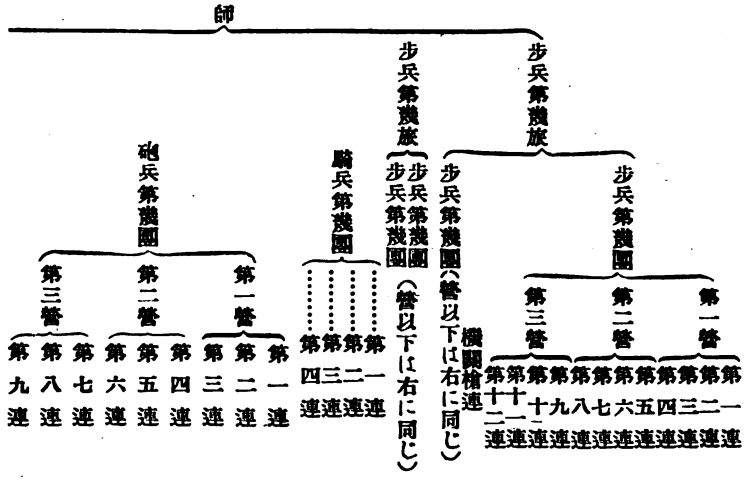

官佐及級士兵	師長	幕僚（參謀處）	幕僚（副官處）	軍法處	軍需處	軍醫處	獸醫處	總計	附記
中將	一							一	
上校及中校同級		長一						一	
中校及少校同級			長一	長一	長一		長一		
少校及上尉同級			一		一	二	二	二	
中尉同級			一			三	二		
少尉同級			一						
軍士（一二等）同級		二	六	二	三	二	二	一七	
等兵		三	四	二	二	二	二	一五	
合計	一	九	一三	六	二	一一	七	五六	
乘馬	三	一〇		一	二	二	二	二〇	
駄馬									

一、隨從（從卒）は師長三名參謀長二名とし以下の軍官は各一名とす

二、師司令部に伙夫四名馬夫五名を置く

三、師司令部の傳騎は騎兵隊二年兵内より若干名を採用す其更代期間は師長より酌定す但し多くとも三ヶ月を逾ゆることを得ず

四、師司令部内の一二等兵は各隊二年兵より選み三ヶ月に一回更代せしむ

五、師司令部内の衛兵は歩兵團より派す

六、軍法處の人員は情形を酌量し初級法官を增加することを得

七、軍醫處內には三等司藥正一員一二等司藥一員を含み獸醫處には一二等司藥一員を含む

八、副官處軍士內には號長（喇叭長）一名を含み獸醫處軍士內には掌工（蹄鐵工）軍士一名を含む

九、軍需處職員は當分本表に依り若し將來事務繁劇なるときは部より情形を體察して酌量改訂すべし

陸軍步兵一團編制表

	團本部	營本部	一連	一團三營十二連合計	
	人員 乘馬	人員 乘馬	人員 乘馬	人員	乘馬
團長上(中校)	一 一			一	一
團附 上(中校) 少校	一 一			二	二
團副官上尉	一 一			一	一
旗官中尉	一			一	
營長少校		一 一		三	三
營副長上(中)尉		一 一		三	
連長上尉			一	一二	
(中)少尉			三	三六	
司務長准尉			一	一二	
上士	二		一	一七	
中士	一		四	五二	
下士	五		八	一〇二	
上等兵			一三	一五六	
一等兵			四三	五〇四	
二等兵				一八四	一、〇〇八
合計				一一	一、九一〇
三等軍需正				一	一
一二三等軍需				三	三
三等軍醫正				一	一
一二三等軍醫				三	三
看護軍士				四	四
一二三等司藥				一	一
二三等獸醫				一	一
砲兵槍工軍士				三	三
騎兵掌工軍士				一	一
鐵工軍士				三	三
鞍工軍士				三	三
合計				二四	二四
總計				三五	一、九三四
				七	一六
				五	一四
				三	一
				一五七	

附記

一、隨從兵は團長二名とし以下軍官各一名とす

二、團本部に伙夫二名馬夫二名、營本部に馬夫一名各連に伙夫四名を置く營本部の食事は營長より適宜の連を指命して辨理せしむ

三、團本部の上士二名內に號長一名を含む各營軍士に號長一名を含む各連上一二等兵內に槍工（統工）一名縫工靴工各二名看護兵一名號兵四名を含む

陸軍歩兵機關槍一連編制表

	人員	乘馬	駄馬	擔鎗馬
連長上尉	一	一		
中(少)尉	三	三		四
司書長准尉	一	一		
上士	一			
中士	五	一		
下士	八		二四	六
上等兵	一二			
一等兵	二五			
二等兵	四七			
合計	一〇三	六	二四	六

附記

一、隨從兵は軍官各一名とす

二、伙夫四名馬夫四名を添置す

三、連内中士中に號長一名を含み上一二等兵内に號兵二名槍工掌工縫工各一名を含む

四、馬夫は兵卒を助け藁草運糧等を司り其飼養洗擦の諸勤務は各兵卒之を專任すべし

五、本表は駐箚に就きて規定したるものなり若し他式を用ゆるときは適宜變更すべし

ト、陸軍將校停年

陸軍軍官の退役年限左の如し

上將（修身官）

中將（六十歳）

少將（五十歳）

上校（四十五歳）

中校（四十歳）

少校（三十五歳）

尉官（三十歳）

チ、陸軍々費

陸軍部の各軍費に對せる計算左の如し

一師	百七十萬元
一旅	八十五萬元
一團	四十二萬五十元
一混成旅	九十萬元
一混成團	四十五萬七十元
一獨立旅	百十萬元
一獨立團	五十五萬元

リ、陸軍學校

イ軍官學校及豫備學校

民國三年六月六日　保定陸軍速成學堂の地址に軍官學校を置き、陸軍中學堂を陸軍豫備學校と改正開校す、次て七月二十六日第一豫備校を武昌に置く、

ロ憲兵學校

民國三年七月十日　陸軍警察學堂を憲兵學校と改稱し、陸

軍部に直隷し、各省憲兵營兵及び他科兵士中連長又は排長たるものより選拔入學せしめ、定員五十人とし一年半卒業とす、

ハ中央及各省陸軍測量學校

中央陸軍測量學校は參謀本部第六局に隷屬し、測量術の研究を掌る、學校內に高等尋常二科を設く、高等科三年尋常科一年半を以て卒業とす、各省陸軍測量學校は各省陸軍測量局に隷屬し、測量師の養成をなす、學校は尋常科のみを設り一年半を以て卒業とす

ニ陸軍飛行練習學校

陸軍部にては民國二年五月佛國より飛行機十二隻を買入れ北京南苑に飛行練習學校を設け、佛國人を聘して練習中なり、

二、海　軍

イ、海軍一般方針

海軍部は南北統一後舊海軍部の事務引續の上、元年五月一日より執務することゝせり、

五月十三日海軍總長の參議院に於ける海軍方針の演說に曰く、教育は學校を擴張し留學生を派遣す、其他訓練製造積防は總司令をして、各艦隊其他に就て之を施行監督せり、

經費

一海軍經常費及び學校擴張留學費等　毎年三百二三十萬元

一新舊各艦操演費　毎年二百餘萬元

一既定內外各廠艦船製造費　一千萬元

一新造船艦廻航費　百二三十萬元

次で海軍教育方法五條を大總統に進言せり

甲、海軍輪機學校を設け西洋に留學し高等專門學校卒業證を有するものを教員に充つ

乙、艦藝專門學校を設け海軍初級程度を具ふるものを校生とし西洋留學卒業者を教員及び執事とす

丙、海軍鷹觜學校を設け西洋にありて實地修業せしものを教員及び各執事に充つ

丁、水雷槍砲專門學校を設け歐米學者にして經驗あるものを教員及び執事に充つ

戊、水兵養成所を設け水師學校にて普通學識を具ふるものを以て之れに充つ

然れども何れも實行に至らず

ロ、海軍鎭守府設置

海軍部は沿海警備の爲め、全海岸を左の三區に分ち、各區に鎭守使を置く計畫なり、

北段海軍區　勃海及び黃海を包含し鎭守使を秦皇島に置き其警備區域は鴨綠江域より芝罘に至り白河口を門戶とす

中段海軍區　鎭守使を崇明島に置き警備區域は芝罘より三都澳に至り楊子江口を門戶とす

南段海軍區　鎭守使を瓊州島に置き警備區域は三都澳より冠頭岬に至り珠江を以て門戶とす

而して海軍鎭守使の權限は大約左の如し

一、海軍鎮守使は沿海の砲臺管轄の特權を有す
二、各該省中の要塞及び艦隊の方略は凡て其節制に歸す
三、各省必要の區域に艦隊の差遣をなさんとするときは各該省都督に申告して許可を得べし
四、各該省及び隣接各省都督及他艦隊高級海軍々官の諮詢に干する件は卽時辨理の上同時に本省都督に報告すべし
五、外國人との交涉事件は本省交涉使及び外交司長に咨請して本省都督の意見を仰ぐべし
六、以上の各項は勿論平時戰時に於ける一切の計畫は必ず本部に報告を要す

八、現在海車力

支那現在の海軍力左の如し

北洋艦隊

巡洋艦、海圻、海容、海籌、海琛、通濟、
砲艦、泰安、鎭海、
水雷砲艦、飛鷹、飛雲小砲艦

南洋艦隊

巡洋艦、鏡清、南琛、保民、
砲船、登瀛州、楚材、測海、靖遠、策電、鈞和、飛虎、金甌、並徵、
水雷砲艦、練威、聶安、
河用砲艦、江元、楚泰、楚謀、楚向、楚有、楚觀、
水雷艇、安放、航洋水雷艇、長、宿、列、張、二等水雷艇、湖鵬、測軍、湖鷗、湖燕、

福建艦隊

運送兼報知艦　琛航、元凱、超武、
砲艦　靖海

廣東艦隊

運送兼報知艦伏波、砲艦蓬州、海廣、萬廣金、運送艦就中砲艦鏡清、鎭濤、廣庚、庚戌、庚己、廣澗、廣東雄、海長清、綏靖、廣元、廣亨、廣利、廣鏡、水雷艇　十九、二十、二十一號、一等水雷艇雷元、雷坤、雷虎、雷龍、

而して民國二年七月海軍總長劉冠雄が太沽にて艦隊を檢閱したる報告の內容を見るに

一使用に堪ゆるもの五、

北洋所屬巡洋艦　海圻　海容　海籌　通濟
南洋同　鏡清

二使用し得可きや否未詳のもの六

南洋河用砲艦　楚泰、楚同　楚有　楚謀　楚觀
所屬不明同　楚謀

三朽腐して戰艦力なきもの十三

福建所屬　運送船兼報知艦　琛航、元凱、
砲艦　靖海
廣東所屬　運送船兼報知艦　伏波、
砲艦　海鏡清　廣元　廣東雄　綏靖
一等雷水艇　雷坎
砲艦　廣玉
水雷艇　雷坤　雷虎

支那新造軍艦

支那が目下諸外國に建造方注文中の軍艦次の如し

名稱	艦種	噸數	建造國	建造費
永豐	砲艦	七八〇	日本	六〇、八〇
永翔	同	同	同	同
應瑞	巡洋艦	二、四六〇	英國	二〇四、〇〇〇

飛鵬	同	同	同	二〇〇、〇〇〇	
肇和	同	同	同	二〇、〇〇〇	
江庫	淺水砲艦	一四〇	同	一八、九八〇	
長鯤	水雷驅逐	三九〇	同	四三、〇〇〇	
江鯤	淺水砲艦	一四〇	同	一八、九八〇	
騰驤	水雷驅逐	三九〇	同	四三、〇〇〇	
靈蛟	同	三九〇	同	四三、〇〇〇	
龍瑞	同	四〇〇	同	六三、〇〇〇	
鎮波	同	三〇〇	同	八六、〇〇〇	

二、海軍學校

海軍軍官學校は南京海軍學堂の改設にして、十一月十九日海軍部令を以て章程を發布せり、

學業は校課、艦課の二に分ち、校課を航海、槍礮、魚水雷の三專科に分ち、機械造艦學を附し、艦課は航海、艦藝及び實地演習水雷操射演法に分つ

生徒は軍官及見習生とし、軍官は練艦に搭乘して補習し見習生は入校し、卒業の上は優等者は、海軍中尉、其他は海軍少尉に任ず、

◉支那廢省置州案

支那政府は從來の省を廢し更に州を置きて全領土を八十三州に區劃すべしとの事なるが其新設州の區劃左の如し

▲直隸省（新設六州）　燕（大興）、滄（天津）、恒（清苑）、魏（永平）、營（承德）、武（張北又は多倫）

▲奉天省（新設四州）　瀋（瀋陽）、錦（錦世）、滦（安東）、洮（洮陽源）

▲吉林省（新設二州）　吉（吉林）、寧（寧安）

▲黑龍省（新設二州）　龍（黑龍江）、璦（璦琿）

▲江蘇省（新設三州）　昇（江寧卽ち南京）、吳（吳縣）、淮（清河）

▲安徽省（新設三州）　舒（德寧）、徐（鳳陽）、（宣蕪湖）

▲江西省（新設三州）　洪（南昌）、江（九江）、贛

▲浙西省（新設三州）　杭（杭州）、越（勤縣）、溫（永嘉）

▲福建省（新設三州）　福（閩侯）、廷（南平）、泉（晉江）

▲山西省（新設五州）　晉（陽西）、代（代州）、豐（歸綏）、晉（安邑）、路（長治）

▲山東省（新設三州）　齊（歷城）、魯（滋陽）、萊（蓬萊）

▲湖北省（新設三州）　鄂（江夏）、荊（江陵）、襄（襄陽）

▲湖南省（新設三州）　湘（長沙）、溪（武陸又は鳳凰）、衡（衡陽）

▲河南省（新設四州）　汴（開封）、相（安陽）、洛（洛陽）、中（信陽）

▲陝西省（新設三州）　雍（長安）、安（安康）、廷（榆林）

▲甘肅省（新設五州）　蘭（皐蘭）、夏（密夏）、湟（西寧）、甘（酒泉）、秦（天水）

▲新疆省（新設五州）　庭（廸化）、伊（綏定）、西（阿克蘇）、崑（疎勤又は昆州）、金（承化）

▲四川省（新設八州）　蜀（成都）、敘（宜賓）、嶲（越嶲又は西昌）、渝（巴）、閬（閬中）、松（和藩）、康（康定）、昌（都康）

▲廣西省（新設三州）　邕（南寧）、宣（宣山）、桂（桂林）

▲廣東省（新設五州）　廣（番陽）、潮（海陽）、潯（南淮）、高（茂名）、瓊（瓊山）

▲雲南省（新設四州）　溪（昆明）、蒙（蒙自）、和（大理）、藤（騰越）

▲貴州省（新設三州）　鈐（貴陽）、思（充州）、盤（大定）

◎革命後の貿易

一、總說

革命事變は支那萬般の事物に一段階を劃せり、豈外國貿易亦獨り此數に漏れんや、從來支那の外國貿易其他經濟界の趨勢を觀るに一亂ある毎に、一戰ある毎に一飛躍をなし來れる迹を看取し得べし、而して今回の革命事變も亦然るなるべし。之れを外國貿易に見るに日清戰爭前の年々の增加率は、不整にして時に一割以上に上れる事あるも、又一分乃至三分に止れる事ありしが、戰後は每年健實に七分乃至八分の增加率を保ち、更に義和團事變後は一割六厘の增加率を示すに至り、其の格段の進程を事實に徵し得べし。

これ蓋し是等の事變が民心の開發、產業の發展等を招くが爲めにして、其事變の繼續中は一時打擊を蒙る事あるも其後に必ず好結果を見るを得べし、這回の革命事變は支那の國體を一變すると共に、支那の各方面に生氣を注入し、支那人民を覺醒せしめ、或は實業を興し或は商務を振はしむるに於て、大なる効果ありし事疑ふべからず。

從て吾人革命事變中支那の經濟界が一時打擊を蒙れる事を信ずると共に、事變後其大に盛況を呈すべきを併せ信ずるもの也、今此に革命事變中より事變後に涉る、支那の對外貿易の狀況を審かにせん。

二、革命事變と外國貿易

一九一一年は武漢に革命事變の勃發したる年也、然るに此年は支那貿易上に於ける厄年とも云ふべきか、貿易に關係を及ぼすべき大事變頻に各方面にり起りたり

先づ滿洲に於ては前年より引續けるペストの大流行あり其餘波は山東省濟南府一帶に迄及べり、次いで七八月の交中部支那則ち揚子江沿岸地方に大洪水あり、爲に飢饉の大慘狀を呈し遂にこれが爲に斃死せるもの二百五十萬人を算するに至れり。

更に九月に入つては鐵道國有反對の爲に四川省に動亂あ

り越えて十月には武漢の變起り、幾何ならずして各地響應し、年末には獨立を宣布して朝命を奉せざるもの十八省中十七省の多きに達せり、而して亂中、中清の大部武昌漢口は兵燹にかゝりて、全く焚掠せられて荒野の狀を爲し、生民は塗炭の苦に陷れり

且又動亂が長江流域上海漢口の間、商務最も興旺の區を中心として起れるが爲に楊子江一帶の貿易は全く停止せられ、眞に商旅行かざる事の實狀を呈せり、斯くの如くにして年末に至るも尙恢復の曙光を見る能はざりき。

而して革命事變の起るや、上海其他の開港場は忽ち金融界に、一大恐慌を來し、紙幣は下落し錢莊手形は不通となり從來の金融業者は續々として破產し、支那市場に於ける信用取引は殆ど全く破壞せられ、然かも硬貨の缺乏は甚だしく、且又交通機關は或は軍用に供せられ、或は杜絕し、壯丁は俸給を得んが爲に傭兵と化し、爲に國內產業は萎靡振はず、此に支那の輸出入貿易は非常なる悲境に陷るに至れり。

然れども支那の貿易總額は輸入四億七千百五十萬二千九百四十三兩輸出三億七千七百三十三萬八千百六十六兩合計八億四千八百八十四萬二千百九兩に達し、これを前年度貿易額に比較する時は、輸出に於ては三百四十九萬五千百六十二兩の減少を見たるも、輸入に於て、百五十三萬九千四十九兩を增加せる爲め總額に於ては五百四萬三千八百八十七兩の增加を見たり。

此輸入貿易のみ非常に增加し、輸出貿易の減退せるは、明に動亂の影響にして、國內產業振はず且交通機關の杜絕せる爲、內地の物資を輸出する能はざりしに。國民の需要は止むなく外國品に趨き遂にこれが增加を見たる次第なり。

斯くて革命動亂は未だ其終りを告ぐるに至らずして。一九一二年に入り。其年初は革命の戰亂尙酣に南京に假政府あり。北方には淸廷尙存立し。互に兵を派して勝敗を決せんとせしが。二月に入り遂に淸廷退位し。南北合一して袁世凱新に北京に於て假大總統の位置につき。漸く秩序回復に向はんとせり。

然れども其後と雖も國內未だ安康ならず、或は北京天津等にありて、軍隊掠奪を行ふあり、武漢地方に於て屢陰謀の策さるゝあり、解散せられたる軍隊の化して、匪賊となりて各地に橫行するあり、商務の阻害を蒙る事甚大なりき、殊に廣東地方の如きは匪賊の橫行最も甚だしく、其主要なる交通路たる水路には、海賊頻に出沒して、往復の船隻を襲ひ、一時は交通殆ど中絕する有樣なりき、更に又長江上游地方にも、賊徒の出沒あり、貨物の輸送甚だ困難を極めたり、然れども是等の患も、日を經ると共に漸く少く、年末に入りては殆ど秩序の回復を見たり。然し革命事變による經濟界の紛亂は容易に回復せず、全國の支那銀行は始ど破產せざるものなく、信用取引は全然行はれず、現銀は缺乏して爲替相場は非常に高漲し、且又財產困難の爲徒らに濫發せる各省の紙幣は市場に充塞し、金融界の混亂は其極に達し、爲に貿易に及ぼせる影響甚大なりき。

幸に一九一二年に於ては、農產物概ね豐饒なりしが爲め革命事變終を告げ、秩序回復し來ると共に、經濟界の不振も漸く回復し來り、遂に輸出入貿易とも豫想外の好結果を見るに至れり。

即ち一九一二年度の貿易額を見るに、輸入總額四億七千三百九萬七千三十一兩、輸出總額三億七千五十二萬四百三兩計八億四千三百六十一萬七千四百三十四兩にして、これを前年度に比すれば、輸入に於て百五十九萬三千八十八兩を增加せるも、輸出に於ては更に六百八十一萬七千七百六十三兩を減じ、結局總額に於て五百二十二萬四千六百七十五兩の減少を見たり。

則ちこれを革命事變前の一九一〇年に比すれば輸入に於ては一千十三萬二千百三十七兩を增し、輸出に於ては一千三十萬二千九百二十五兩を減じ、輸入貿易は益加はり、輸出貿易は益減じつゝあるの現象を示せり、これ蓋し動亂による結果の適切に顯はれたるものか。

今次に最近數年間に於ける輸出入貿易額を示して比較對照に便せん。

外國貿易額十年對照表

年次	輸入	輸出	計
一九〇三年	三六、七二九、一三三兩	三四、三三二、四三七兩	五四一、〇九一、六〇〇兩
一九〇四年	三四四、〇六〇、六〇八	三二九、四八六、六八三	五八三、五四七、二九一
一九〇五年	四四七、一〇〇、七九二	三三七、八八八、一九七	六七四、九八八、九八九
一九〇六年	四二〇、七三〇、〇八三	三五六、四五六、七三九	六四六、七八六、八二二
一九〇七年	四一六、四〇一、三六九	三九四、三五〇、四七八	八一一、七五一、八四七
一九〇八年	四一八、一五八、〇六七	三三八、九九二、八一四	七五七、一五〇、八八一
一九〇九年	四六二、九六四、八九四	三六〇、八三三、三八	八四三、七九八、二三三
一九一〇年	四七一、三〇三、八四三	三七七、三九八、一六六	八四八、八四二、一〇九
一九一一年	四七二、〇九七、〇三二	三七〇、五二〇、四〇三	八四三、六一七、四三四

備考　輸入額は再輸出額を控除せる純輸入額也

三、各國との貿易消長

一九一一年に於ける支那と各國との、直接貿易の狀況を見るに、英國との貿易は前年に比し、輸出に於ては百四十余萬兩を減せるも、輸入に於ては一千九百餘萬兩の大增加を示し、米國との貿易は輸出入共に增進し、殊に輸入に於ては前年に比し、一千六百餘萬兩の增加を示せり、我日本との貿易はも亦輸出入共に增進せりと雖も、其增加額は輸出に於て二百七十五萬兩輸出に於て四十四萬兩に過ぎず又英領印度との貿易は輸出に於ては、百二十七萬兩を增加せるも輸入に於ては六百九十萬兩を減じ、印度支那との貿易は輸入に於て二百五十九萬兩輸出に於て七十八萬兩の減少を見たり。

而して英米兩國よりの輸入が、特に顯著なる增進を見たるは、前者は綿布、後者は石油及綿布の輸入增加せるが故にして、又英領印度及印度支那よりの輸入が減退せしは、前者は綿糸、後者は米の輸入減せるが爲也。

本年香港との貿易額は前年に比し輸入に於て二千三百二

十一萬兩、輸出に於て五百五萬兩を減せりと雖も、其輸出入經濟は、尙二億五千百九十二萬兩の巨額に達せり、然かも此金額中には、同港を仲繼地として、支那と各國との間に行はれたる貿易額、其大部分を占むるを以て之が內容を調査するに非ざれば、支那の外國貿易の事情を知悉し難きも香港經由の貿易に關しては統計の徵すべきなし。

次に一九一二年に於ける、支那と各國との貿易の狀況を見るに、香港を除きて、貿易額に於て第一位を占むるものは、依然として我日本にして、英國これに亞ぎ露西亞、北米合衆國、英領印度、佛蘭西、獨逸、白耳義、海峽殖民地伊太利等これに次ぐ。

而して本年に於ける是等諸國との貿易を査するに、英國との貿易は前年に比し、輸出入共に減退し、殊に輸入に於ては、一千五百四十萬兩の減少を示し、露國（露領亞細亞を含む）との貿易は、輸入に於ては三百九十六萬兩を增加せるも、輸出に於ては五百五十二萬兩の減少を示し、米國との貿易は、輸出に於て百八萬兩を增加せるも、輸入に於ては四百六十二萬兩の減少を示し、英領印度との貿易は、輸出入共に增進し、就中輸入に於ては九百六十萬兩を增加せり、佛蘭西との貿易は輸出入とも稍減退し、獨逸との貿易は輸入に於ては百三十二萬兩の減少を示し、輸出に於ても僅かに二十四萬兩の增加を見たるのみ我日本との貿易は輸出に於ては六百七十八萬兩を減せるも、輸入に於ては一千百五十萬の大增加を示せり。

本年の輸入貿易に於ては日本及印度よりの輸入が、特に顯著なる增進を見たるは、前者は綿糸、銅、洋服、帽子、マッチ等、後者は主として綿糸及棉花の輸入增加せるが故にして、又英米兩國よりの輸入が、大に減退せるは、前者は主とする綿布、後者は石油の輸入減少せしによるなるべし。

今次に最近五年間に於ける輸出入額國別表を示さん。

輸出入額國別表

國別		一九一二年	一九一一年	一九一〇年	一九〇九年	一九〇八年
香港	輸入	一億七千八百一萬三千兩	一億九千二百七十八萬兩	一億七千八百一萬三千兩	一億七千一百六萬九千兩	一億三千三百萬兩
	輸出	一億三千八百四萬一千兩	一億三千六百九萬七千兩	一億三千三百七萬三千兩	一億二千四百七萬一千兩	一億二千三百萬兩
	計	三億二千八百五萬八千兩	三億三千二百九十八萬兩	三億一千九百七萬二千兩	二億九千五百七十六萬兩	二億六千三百萬兩
澳門	輸入	六千四百八萬三千兩	七千四百二萬三千兩	七千四百二萬三千兩	五千三百二萬八千兩	五千八百三萬八千兩
	輸出（本邦品）	四千五百七萬〇九百兩	四千七百四萬九千兩	四千五百七萬三千兩	四千六百四萬〇五百兩	四千四百八萬五千兩
	計	一千〇九百八萬一千兩	一千二百五萬二千兩	一千二百六萬七百兩	九千九百六萬九千兩	一千〇百四萬八千兩
佛領印度支那	輸入	三千三百九萬一千兩	三千八百三萬八千兩	三千八百一萬〇千兩	二千六百八萬八千兩	二千六百八萬八千兩
	輸出	一千四百九萬三千兩	一千三百〇萬六千兩	一千二百五萬〇千兩	一千二百五萬〇千兩	一千二百五萬〇千兩
	計	四千八百六萬四千兩	五千一百三萬四千兩	五千〇百六萬千兩	三千八百九萬八千兩	三千八百九萬八千兩
遲羅	輸入	四千九百八萬兩	六千九百三萬兩	七千七百五萬八千兩	八千四百〇萬兩	八千四百〇萬兩
	輸出	一千九百四萬二千兩	一千八百五萬一千兩	一千八百七萬三千兩	一千八百七萬四千兩	一千八百七萬四千兩
	計	一千八百四萬二千兩	一千八百九萬三千兩	一千八百四萬七千兩	一千八百四萬八千兩	一千八百四萬八千兩
新嘉坡及海峽植民地	輸入	八千六百四萬九千兩	七千七百五萬八千兩	八千三百八萬三千兩	六千七百八萬八千兩	五千四百八萬二千兩
	輸出	六千三百九萬四千兩	五千六百九萬七千兩	五千六百八萬三千兩	四千七百九萬三千兩	三千九百六萬二千兩
	計	一千四百九萬六千兩	一千三百九萬六千兩	一千三百九萬六千兩	一千二百七萬三千兩	九千〇百四萬兩

蘭領印度		英領印度		土耳其、波斯、埃及、雅典及其他		英吉利		瑞典		諧威		丁抹		獨逸	
輸入	六、〇四四、八〇九、六六	輸入	四六、六四五、九七七	輸入	一二七、三五四	輸入	七四、五八六、一九六	輸入	七〇八、五六〇	輸入	八三、八七一	輸入	八五、一二三	輸入	二一、一二九、九四七
輸出	一、八一二、三五六、六六	輸出	七、五七二、七〇三	輸出	三、九三八、三五四	輸出	一、一八九、八九九、六二一	輸出	一〇〇、一九四	輸出	一、一六五	輸出	四三七、一八二	輸出	一四、三三八、八二四
計	七、六六〇、六六二	計	五四、二一八、六八〇	計	四、〇五三、六〇八	計	九〇、七五五、五五四	計	八〇八、七五四	計	八五、〇三六	計	五三、三〇四	計	三五、四六八、七七二
六	六〇〇	六	一八七、〇四〇	六	四、一四八、一二五	六	八九、九九七、〇三一	六	一〇〇、一九四	六	三、八六九	六	四三七、一八二	六	一四、三三八、八二四
輸出	一、四三〇、九六五	輸出	五、八〇九、七二〇	輸出	四、三三五、一九五	輸出	一七、二九四、六二六	輸出	八九三、一一四	輸出	六七、六一〇	輸出	四五五、六三五	輸出	三六、五五二、三六〇
計	八、二七五、五六五	計	四八、四五二、八六九	計	四、三三五、一九五	計	一〇七、二九一、六七七	計	八九三、一一四	計	六七、六一〇	計	四五五、六三五	計	三六、五五二、三六〇
五、七五六、〇五〇		四三、九五八、八三六		一〇九、九三五		八、六八五、八五九		九五、七四四		二、九四四、八		六三、八四一		一三、三四一、九一七	
輸入	一四三、三四三	輸入	四八、四四九、八二五	輸入	四、六五六、六五五	輸入	九四、六四九、九七	輸入	二六、八五八	輸入	二、九二、八四四	輸入	三、八六九	輸入	一、一六、九四七
輸出	七、五七二、七〇三	輸出	五、八〇九、七二〇	輸出	四、三三五、一九五	輸出	一七、二九四、六二六	輸出	四、〇五三、一一四	輸出	六七、六一〇	輸出	四五五、六三五	輸出	一四、三三八、八二四
計	四八、四五二、八六九	計	四八、四五二、八六九	計	四、三三五、一九五	計	九〇、七五五、五五四	計	四、〇五三、一一四	計	六七、六一〇	計	四五五、六三五	計	三五、四六八、七七二
六、八二八、一六九		三〇、四九八、八五五		四〇四、三三三、八八五		七〇、九四九、一二七		六八、三九、七八八		九八、八四四		二五、一二八		一、一二、四四八	
輸入	四〇、四三三、八八六	輸入	四、八三、四四七	輸入	六、五五六、六五、六八七	輸入	一八、七〇三、三五〇	輸入	六、三一五、八五八	輸入	五五、五一一	輸入	六、三一五	輸入	二、九七七、八二〇
輸出	一、二〇四、三三、八二六	輸出	四、〇二、一一二	輸出	三、〇九〇、二六八	輸出	八九、八〇八、八五〇	輸出	二六、八五八	輸出	二九、〇一二	輸出	五、一一八	輸出	四、〇九三、八七〇
計	四五、二四七、二七五	計	四五、二四七、二七五	計	九五、七四四	計	八九、八〇八、八五〇	計	二九、〇一二	計	五、一一八	計	五、一一八	計	六、九七七、八二〇
六、三八五、〇七八		一一、二四四、八		一一、二四四、八		一一、二四四、八		一一、二四四、八		一一、二四四、八		一一、二四四、八		一一、二四四、八	
輸入	六四、三五、四四二	輸入	六、六四五、七二三	輸入	六、六四五、六八七	輸入	一八、七〇三、三五〇	輸入	九八、八四四	輸入	二、九七七、八二〇	輸入	五、一一八	輸入	四、〇九三、八七〇
輸出	六、二八四、四三五	輸出	四、八三、四四七	輸出	六、六四五、六八七	輸出	一九、五七九、〇九〇	輸出	四、〇五三、一一四	輸出	二九、〇一二	輸出	六四五	輸出	一四、三三八、八二四
計	四五、二四七、二七五	計	四五、二四七、二七五	計	六、六四五、六八七	計	八九、八〇八、八五〇	計	四、〇五三、一一四	計	三五、七五六	計	六四五	計	一四、三三八、八二四
七〇、九四九、一二七		三〇、四九八、八八五		一一、二四四、八		二七、三五六、〇九〇		一一、二四四、八		一一、二四四、八		一一、二四四、八		一一、二四四、八	
輸入	一八、七〇三、三五〇	輸入	四、〇四三、八二八	輸入	九八、八四四	輸入	二、九七七、八二〇	輸入	五、一一八	輸入	六四五	輸入	六四五	輸入	一四、三三八、八二四
輸出	一九、五七九、〇九〇	輸出	四、〇二、一一二	輸出	二、九七七、八二〇	輸出	二、三五四、七九七	輸出	六四五	輸出	五、一一八	輸出	五、一一八	輸出	六、九七七、八二〇
計	八六、六二三、一八九	計	四五、二四七、二七五	計	三、〇九〇、二六八	計	二七、三五六、〇九〇	計	六四五	計	五、一一八	計	五、一一八	計	六、九七七、八二〇

和蘭		白耳義		佛蘭西		西班牙（ジブラルタルを含む）		葡萄牙		瑞西		伊太利		塊匈國	
輸入	九八二、一〇三	輸入	八、七五一、四九五	輸入	二、九三二、三七三	輸入	三、八六二	輸入	三、二五七	輸入	三〇、一〇五	輸入	四八五、五四七	輸入	二、二七五、三八〇
輸出	七六一、五二八	輸出	六、五五四、九七五	輸出	三、八、八〇九、一三八	輸出	四六五、二九九	輸出	三、六六八	輸出	三三、八〇八	輸出	一〇、八四二、五九九	輸出	一、八七三、三七〇
計	八五九、七四二	計	一五、三〇六、四七〇	計	四一、七四一、一五二	計	四六九、一六二	計	六九二五	計	五三、一一三	計	一一、三二八、一四六	計	四一、四八五、四七五
一、四一七、一五六		一〇、八七六、四三七		一〇、八七六、四三七		一、一六二		一、三五〇		一、三五三、七九〇		一、三五三、七九〇		一、三五三、七九〇	
輸入	六五二、〇五一	輸入	一七、三三、三五七	輸入	九、三四、一五七	輸入	八四九二	輸入	二、八三一	輸入	三五、六三三	輸入	六、七五、一一五	輸入	二、三二、〇六、七一八
輸出	七、九一九、八五七	輸出	一〇、八七六、四三七	輸出	三〇、三〇八、六	輸出	三五、六四六	輸出	五、五四六	輸出	四四九、二二五	輸出	九、三四五、九三四	輸出	一、六四七、二二六
計	八、五七一、九〇八	計	二八、六一〇、一七四	計	三九、四四二、七六三	計	四四、四八八	計	八、三七七	計	四八四、三五八	計	一六、〇五二、九九七	計	三、五六〇、〇〇八
一、一七四、一二二		一、一七四、一二二		一、一七四、一二二		一、一七四、一二二		一、一七四、一二二		一、一七四、一二二		一、一七四、一二二		一、一七四、一二二	
輸入	二、〇八六、八二九	輸入	八四四九、八八三	輸入	二、四〇三、四五八	輸入	一、一六二	輸入	一、三五〇	輸入	四七、八六	輸入	四、三八七、八〇五	輸入	一、一六、八二八
輸出	三、三六四、八四二	輸出	四、三八七、八〇五	輸出	二七、三五四、六五一	輸出	二七、三〇一	輸出	四、七六	輸出	六、七六	輸出	一、八四二、一二四	輸出	一〇、八一、六六五
計	五、四五一、〇二一	計	一二、七九三、一一〇	計	二九、七五八、七〇九	計	二八、四六三	計	六、〇五〇	計	五四、六六	計	六、二三〇、九二九	計	一一、八二八、八九三
一、二七八、〇二二		一、二七八、〇二二		一、二七八、〇二二		一、二七八、〇二二		一、二七八、〇二二		一、二七八、〇二二		一、二七八、〇二二		一、二七八、〇二二	
輸入	二、〇八六、八二九	輸入	八四四九、八八三	輸入	二、四〇三、四五八	輸入	一、一六二	輸入	一、三五〇	輸入	四七、八六	輸入	四、三八七、八〇五	輸入	一、一六、八二八
輸出	三、三六四、八四二	輸出	四、三八七、八〇五	輸出	二七、三五四、六五一	輸出	二七、三〇一	輸出	四、七六	輸出	六、七六	輸出	一、八四二、一二四	輸出	一〇、八一、六六五
計	五、四五一、〇二一	計	一二、七九三、一一〇	計	二九、七五八、七〇九	計	二八、四六三	計	六、〇五〇	計	五四、六六	計	六、二三〇、九二九	計	一一、八二八、八九三
三、二七八、〇二二		三、二七八、〇二二		三、二七八、〇二二		三、二七八、〇二二		三、二七八、〇二二		三、二七八、〇二二		三、二七八、〇二二		三、二七八、〇二二	
輸入	二、〇八六、八二九	輸入	八四四九、八八三	輸入	二、四〇三、四五八	輸入	一、一六二	輸入	一、三五〇	輸入	四七、八六	輸入	四、三八七、八〇五	輸入	一、一六、八二八
輸出	三、三六四、八四二	輸出	四、三八七、八〇五	輸出	二七、三五四、六五一	輸出	二七、三〇一	輸出	四、七六	輸出	六、七六	輸出	一、八四二、一二四	輸出	一〇、八一、六六五
計	五、四五一、〇二一	計	一二、七九三、一一〇	計	二九、七五八、七〇九	計	二八、四六三	計	六、〇五〇	計	五四、六六	計	六、二三〇、九二九	計	一一、八二八、八九三

		一九一一年	一九一二年	一九一三年	一九一四年	一九一五年	一九一六年	一九一七年	一九一八年	一九一九年	一九二〇年
露西亞（歐洲諸港）	輸入	一四四、九六二	二五四、一〇五	二五八、六〇二	一三一、七九五						
	輸出	四、六五五、〇三五	四、八五三、〇三五	四、八五四、二三五	四、九八六、〇三〇						
	計	四、九〇七、一四〇	四、七九七、九九七	四、九〇九、〇三〇							
露西亞及西北利亞（國境貿易）	輸入	二一、七八七、三五五	九、三四五、九八二	六、三〇三、四五四							
	輸出	三、六三九、八七七	三、一一四、一二四	三、二四四、九四九							
	計	二五、四二七、四二一	一二、四六〇、一〇六	九、三四七、四九三							
露西亞（黑龍江沿岸）	輸入	四六九、九三三	四五四、六一七	—	—						
	輸出	一一、二〇三、九九三	九、八三〇、七一九	九、八〇八、一一六							
	計	一二、六七三、九二六	一〇、二八五、三二六	一〇、〇四〇、八六九	—						
露亞西亞（太平洋沿岸）	輸入	八、七二〇、五九六	七、三二〇、一一〇	二、四、六三二、五九〇	一七九、三二七						
	輸出	二五、六九九、八八四	二九、五八五、三九二	三、六三一、四一七	九、八〇八、一一六						
	計	三四、四二〇、四八〇	三六、九〇五、五〇二	三五、八七七、四一七	一〇、〇四〇、八六九						
日本（臺灣を含む）	輸入	九一〇、一六、六五二	七九、五〇六、二七六	七六、七五五、五五九	五九、九七五、一八七	五一、五八八、一五五	五二、五〇〇、九〇〇	五四八、二五六			
	輸出	五五、二六二、〇〇四	六二、〇八四、八五八	六一、六〇五、八六四	五一、五八八、一五五	五七、一一九、九四八	五七、一一九、九四八	五四七、二五六			
	計	一四六、二七八、六五六	一四一、五五四、八五七	一三八、三六一、四三三	一一一、五三三、三四三	一〇九、七〇〇、八六〇	一〇九、七〇〇、八六〇	一〇九二、五一三			
朝鮮	輸入	三一五、三四	二五、一〇三、二四	二三八、二一三	二〇九、八五三	二〇、三一三、二四	二〇、三一三、二四	二〇、三一三、二四			
	輸出	五、四四三、三七四	三、四九〇、二九	二、六二九、四三三	二、九一七、〇八〇	二、九一七、〇八〇	二、九一七、〇八〇	二、九一七、〇八〇			
	計	八、五九八、七〇八	六、〇〇〇、六三三	五、〇一二、五四六	五、〇一三、九三三	五、〇一三、九三三	五、〇一三、九三三	五、〇一三、九三三			
比律賓諸島	輸入	六八二、二九	四一六、二三八	五三二、一四	一六〇、〇三三	一三九、〇九四七	一三九、〇九四七	一三九、〇九四七			
	輸出	一九一、二六三	一四六、一九五	一七七、三六六	一六五、五八七	一六五、五八七	一六五、五八七	一六五、五八七			
	計	八七三、四九二	五六二、四三八	六八九、四八〇	一八二、五八〇	一八二、五八〇	一八二、五八〇	一八二、五八〇			
加奈陀	輸入	一、一一〇、七〇八	五五五、二八七七	一一五七、七〇五	一三九〇、九四七	一三九〇、九四七	一三九〇、九四七	一三九〇、九四七			
	輸出	八八五、一二九	一、二八三、二八八	一五七、一〇七九	一六五、五八七	一六五、五八七	一六五、五八七	一六五、五八七			
	計	一、九九五、八三七	一、八三六、一六五	二、七八八、七八四	二、八二五、三五八	二、八二五、三五八	二、八二五、三五八	二、八二五、三五八			

		一九一一年	一九一二年	一九一三年	一九一四年	一九一五年	一九一六年	一九一七年	一九一八年	一九一九年	一九二〇年
北米合衆國（布哇を含む）	輸入	三六、一九七、六七一	四〇、八三、八五三	四一、二四五、七〇四							
	輸出	三五、〇四九、九〇三	三三、九六五、六七九	三三、八四四、〇五九							
	計	七二、二四七、五七二	七四、七八八、五三二	七七、〇八九、七六三							
墨西哥及中央亞米利加（パナマを含む）	輸入	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	輸出	三七、三七七	六一、〇四五	四一、〇九二							
	計	三七、三七七	六一、〇四五	四一、〇九三							
南亞米利加	輸入	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	輸出	六四、五二三	三六、八五五	五七、八三七	二一、八六三						
	計	六四、五二三	三六、八五五	一〇一、七三四	七三、〇六一						
濠洲及ニユージランド	輸入	九八八、二八八	七八、二五一六	六五五、七五三	二四〇、六二六	二〇三、九二一	二〇三、九二一	二〇三、九二一	二〇三、九二一	二〇三、九二一	二〇三、九二一
	輸出	五五四、一五五	七五六、五二六	六一八、三七一	二四〇、六二六	九九九、二九七	九九九、二九七	九九九、二九七	九九九、二九七	九九九、二九七	九九九、二九七
	計	一五四、二四四三	一五三、九〇四三	一二、七四四、一二四	八六、六四九六						
南亞弗利加	輸入	一四六	—	三六	—	四五八	四五八	四五八	四五八	四五八	四五八
	輸出	一八、七七九	一七、一三	三六、六三八	一五、九七四	三七、六三一	三七、六三一	三七、六三一	三七、六三一	三七、六三一	三七、六三一
	計	一八、九二五	一七、一二三	三六、六六四	一五、九七四	三八、〇八九	三八、〇八九	三八、〇八九	三八、〇八九	三八、〇八九	三八、〇八九
輸入額計		四八五、七二六、〇八〇	四八二、五七六、一二七	四八二、九六四、八九四	四八二、九六四、八九四	四八二、九六四、八九四	四八二、九六四、八九四	四八二、九六四、八九四	四八二、九六四、八九四	四八二、九六四、八九四	四八二、九六四、八九四
內再輸出額		一二、六二九、〇四九	一一、〇七三、一八四	一一、五八八、五〇八	一一、八九〇、五三九	一一、八九〇、五三九	一一、八九〇、五三九	一一、八九〇、五三九	一一、八九〇、五三九	一一、八九〇、五三九	一一、八九〇、五三九
總計	純輸入	四七三、〇九七、〇三一	四七一、五〇三、九四三	四六二、九六四、八九四	四八一、八五八、〇六七	三九四、五〇五、四七八	三九四、五〇五、四七八	三九四、五〇五、四七八	三九四、五〇五、四七八	三九四、五〇五、四七八	三九四、五〇五、四七八
	輸出	三七、〇五二、〇〇三	三七、三八一、六六	三八、〇九、八三一	二七六、六六〇、四〇三	二七六、六六〇、四〇三	二七六、六六〇、四〇三	二七六、六六〇、四〇三	二七六、六六〇、四〇三	二七六、六六〇、四〇三	二七六、六六〇、四〇三
	計	八四三、六一七、四三四	八四八、八四二、一〇九	八四三、七九八、三二七	七五七、一五〇、八八一	六七一、一六五、八八一	六七一、一六五、八八一	六七一、一六五、八八一	六七一、一六五、八八一	六七一、一六五、八八一	六七一、一六五、八八一

四、重要商品輸入貿易

今革命事變の二年間に於ける重要商品の輸入貿易の狀態につき考察する處あらん、一九一一年の外國貿易に於て最

も輸入の增加せしは、綿布、石油、小麥粉等にして、減少の著しかりしは米、綿糸、機械類とす、而して翌一九一二年に於ては、棉糸、棉花、小麥粉、熟皮、銅及軍器類は著しく增加し、又革命後の風俗の變遷と共に、洋服、帽子、靴、メリヤス製品等の輸入も亦大に加はれり、更に是等の商品各箇について、略說せんか

綿製品　綿製品の輸入額は一一年度には、一億四千三百八十八萬兩の巨額に達せるが、一二年度には著しく減少せり次に支那に輸入する主なる、平織綿布類卽ち生金巾、晒金巾、シーチング、雲齋布、ヂーン及天笠布の原產地別輸入額を示せば次の如し

國別＼年次	一九一二年	一九一一年	一九一〇年	一九〇九年	一九〇八年
英國	九、六二八、三八六 足	二、三二七、六三〇 足	六、五二一、二六 足	一〇、六九二、四四八 足	八、九九三、五四四 足
米國	一、九三〇、八三六	一、九八八、〇六二	二、三九六、八二九	四、八五六、三三一	一、五八六、九八九
日本	三、〇四三、七四七	二、八三二、六二五	二、三八九、六九三	一、三九六、二九七	九八六、九八二
印度	二六、八〇七	二、九三五	一四七、九五三	二三三、八五五	一四一、三二五
計	一四、六二九、七五六	一六、一六〇、二五二	一〇、四三四、五九〇	一六、〇七七、八三二	一二、七八、八七七

綿糸　綿糸の輸入額は一一年に於ては前年度に比し、四十二萬二千三百四十六擔を減少せしが、一二年度には輸入總額二百二十九萬八千四百七十九擔、六千百四十萬兩に達し前年に比し四十三萬八千三百五十三擔、一千百七十萬兩の增加を見たり

石油　一九一一年に於ける石油の輸入額は二億三千五百八十九萬八千二百四十ガロンに上り、これを前年に比較すれば、七千四百五十萬八千六百五十七ガロンの增加を示せしが、一二年には、一億九千七百九十萬二千三百六十二ガロンに減少せり。

小麥粉　小麥粉の輸入額は一一年度にありては、前年度に比し百四十四萬擔、五百二十六萬兩を增加して、二百十八萬三千擔、八百七十萬兩に達したるが、一二年度にありては、更に一百萬擔を增加して三百二十萬擔千二百七十萬兩に達せり、これ十一年度に於て既に內地の小麥の不作なりしに、一二年には滿洲の麥作不良なりしに、加ふるに中部支那の一部に水害ありしに因る。

米、米の輸入額は年々激減し行く傾向あり、一一年度に於ては前年度より約四百萬擔を減じて、五百三十萬擔一千八百七十萬兩となりしが、一二年度には、更に半減して二百七十萬擔千百萬兩となれり。

革命後一般に洋裝の流行する爲、これに伴ふて一九一二年度にありては、洋服、帽子、靴、手袋等の輸入激增し、前年度の約二倍なる六百六十萬兩の多きに上れり。

左に一九一一、一二兩年度に於ける重要商品輸入額を示す

重要商品輸入額

品目＼年次	一九一二年		一九一一年	
	數量	價額	數量	價額
阿片	二、九三〇 擔	四七、七〇六、七四四 番	二七、八〇八	四八、二六六、七四四 番
綿製品				
（米國）	三、八二四 足	一〇、四六二	三四、二〇一	三三、二〇一
（英國）	三、三〇、三三一	九、八四四、七三三	六九、八二七	一三、八四四、六六三

| | | |

| | | |

| | | |

| | | |

鐵道機關車及炭水車						
鐵道客車及貨車（トラムカアヲ含ム）			八八九、八一七		二、三九八、三二四	
トラクション及ロードエンジン			二、三〇八、九三三		一、一六八、九七〇	
自動車			四、七九六		一六、三五八	
モーターサイクル			三五〇、六二〇		二六八、八六〇	
自轉車			四、〇三七		五、一八七	
其他			八六、七七七		九七、九二五	
酒類其他飲料			四〇四、三三九		二三七、五七七	
參酒及黑參酒			七三八、六五七		七三五、〇四九	
蒸溜油			一、二五三、〇八八		九八八、三一七	
葡萄酒			一、七二一、一六三		一、四四九、四七二	
其他飲料（サイダーラムネ）			七一、二〇三		九九、八四九	
肥料類	噸	八二、二五五	七〇七、〇四八	七六一、三二九	五九二、一六一	

備考　鐵及鋼製品中には葉鐵、珠瑯鐵器、針、金庫及「スレート」レを含まず

五、重要商品輸出貿易

一九一一年度の輸出貿易に於て最も增進を示せるものは豆及豆粕にして、麥稈眞田、羊毛之れに次ぎ、又最も減退を見たるものは棉花及絲糸にして、皮革類、胡麻、薪炭、穀粉、柏油等也、次に一九一二年輸出貿易に於ては、生糸及錫は最も著しき增進を爲し、柏油、落花生油及菜子等これに亞げり

豆類　一九一一年度の豆類の輸出額は、一千百三萬八千三百四十擔、二千六百五十八萬五千五百四十三兩に上り、前年に比し十一萬二千八百八十九擔、五百十一萬二千七百二十二兩の增加を見しが、翌一二年度には遙に減少して一千九十三萬四千百八十擔、二千三百三十七萬四千百五十九兩となれり、これ蓋し滿洲大豆の收獲良好ならず、其價格騰貴せるに、歐洲市場に於ける市價更に減少せるが爲にして、滿洲に於ける大豆輸出總額を見るに、一一年度には九百四十一萬九百七十擔なりしもの、一二年度には七百十九萬八千八百二擔に減少せり

豆粕　豆粕の輸出先は主として日本に限らるゝものなるが一九一一年度の輸出額は一千四十萬擔、二千百四十萬兩に達し、前年に比し三百萬擔、六百四十萬兩の增加を見しが一二年度には八百十六萬擔、一千七百六十四萬兩に減少せり

生糸　生糸は元來支那の輸出品の大宗なるが一九一一年度には前年に比し、五百八十八萬兩の減少を見たり、而して一二年度にありては白糸黃糸の輸出總額十二萬一千八百七十七擔に上り、前年より二萬五千七百八十三擔を增加せり而して一二年は本品の輸出の最も盛なりし年にして、從來にありては、一九一〇年は生糸輸出の新記錄なりしが、本年はそれに比較して尙一萬一千六百九十三擔を增加す

茶　茶の一九一二年に於ける輸出總額は百四十八萬一千七百擔にして、前年に比し約一萬九千擔を增加せり、但紅茶の英米及香港に輸出せられし額は、前年には三十四萬擔なりしもの一二年には二十三萬四千擔に減少せり、之に反し綠茶の米國に對する輸出額は前年には四萬一千八百七十二

擔に過ぎざりしもの、一二年には十萬七百四十七擔の多きに達せり、

一九一二年度に於ては雲南蒙自の錫鑛は顯著なる採堀增加を示し爲に錫の輸出は前年度より五百五十萬兩を增せり、又一二年度中は漢陽製鐵所は遂に開始の運に至らざりし爲鐵主として銑鐵の輸出は一百萬擔を減せり

左に重要輸出品の一九一一、一二兩年に於ける輸出額を示す

重要商品輸出額

品目	年次	一九一二年		一九一一年	
		數量	價格	數量	價格
家畜及家禽（生キタル）					
牛		七一、九四九 噸	二、九〇〇、〇三三 兩	六〇、五三四	二、〇二三、一七
山羊		九、九九四	三八、一〇七	六、六四二	二四、五一五
馬		三、三三五	一五九、三六〇	一、四六八	五六、〇〇〇
豚		三六、一二九 籾	二、二一九、三六一	三九、六四七	一、九一九、一〇三
家禽		二、四〇三、五八一 羽	五九二、四四四	二、〇四三、五九九	四五八、二一九
綿羊		四二、四八八	二三六、二〇九	三六、五九〇	一九三、五一九
其他（騾及驢ヲ含ム）		四六七	五、六七〇	一五七	九、五六九
袋類		九、三五七、〇二一	三四五、一九七五八	二、〇四八、四八一	五三、七二〇
竹及竹器		八、一六二、九八九 擔	一、〇一九、七五八	一、四一〇、〇三〇	一、一三四、五九八
豆精		一七、六四二、六四八	二三、三四四、一五九	三二、四五七、一二八	四二、三七五、五四三
豆		一〇、九二四、一九〇	四九一、八〇七	四四六、八六四	一八、四五六、五四三
獸骨		四九五、八六四	八四八、二五六	四二四、八六〇	一五、四五六、五四三
鹹魚		七四六、六五〇	一四、八九九	五七一、二七〇	一〇四、八八
豚毛		四七、一〇五	三、七四一、一二三	四、三九一、一二三	
桂皮		六九八、八五九	一、一五二、六六	一、八一九、一五六	
穀類		二三五、九三三	四四〇、七六六	二九五、四四七	
大麥		六六八、六六一	二六、三一九	八七、二八〇	
玉蜀黍		二三、六三四	一五七、一九九	三四六、五九四	
蔘		一九三	六七三		
燕麥		三、八二八、四五三	一、九六六、一三	三、八〇三、九七一	
ラ イ麥		一、三七六、六八九	三、八〇、六一〇	一、三五八、六一〇	
小麥		六四八、七七五	一、三五〇、六一〇	一、七三四、一四二	
其他		四五三、七二六	一、九二一、七四二	一、七三三、九三五	
陶磁器		一三、六〇七	七九五、八一五	一、九六六、八三〇	
紙捲煙草		一、二三、三五九	一、二三、三五九	四四七、四一五	
支那服、長靴、短靴		三六、六一〇 噸	一、九〇六、一八二	三六、六一〇	
石炭		八〇五、七二一	一七、〇二二、〇九三	八七七、七四四	
棉花		六三、八〇二	一、九八四、五七八	二九、〇六	
骨		一、二七、一六七 噸	二九、〇六	三、七四一、一二三	
鳥卵（卵白及卵黃）		二九二、七〇五、二三六 個	五二、八六一、五七三 噸	九一、四〇八	
同（新鮮ナル者及貯藏シタルモノ）		五二、八六一、五七三 噸	九一、四〇八		
扇子（各種ノ）		九一、四〇八			
羽毛（鴨鷄等ノ）					
同（裝飾用）					
植物纖維		九二七 個	五、六三八	四、六六四	
イ チ ビ		七四、六四二	六四三、一八二	二七、九二	
大麻		五二、三四二	二七、七九二	四三、九二四	
黃麻		一七八、四二五	二、二六四、四五六	一五三、一四〇	
苧麻		一五八、四九三	三、二九五、六八〇	一四二、二四六	
爆竹及煙花		二、五〇〇、五一〇	九九四、七九一	三、七三四、三〇五	
薪		一五四、八九	一、六一七、六八三	二三一、九二六	
海產物					

| | | |

| | | |

◎革命後の金融

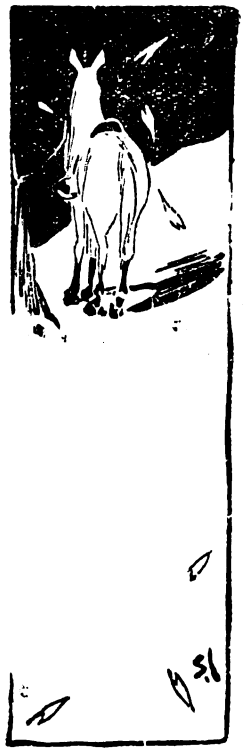

一、革命前後支那金融界の趨勢

支那を以て眠れる獅子に擬せる歐米人は、日清の一戰によりて漸く支那の實力を解するに至りしと共に、猛然として利權獲得に狂奔せるが、日露の戰は却て支那人の長夜の夢を打破し、支那は初めて列國の趨勢を感得し、遂に政治及經濟上に於て目覺しき革新運動を起し、其結果利權回收熱となり、企業熱の勃興となり、新式事業は驀然として起れり。然れども其の所謂新思想、新事業は政治上經濟上其他百般のことに四千年來舊有の智識制度組織と衝突混亂を惹起し、殊に金融界に於ては恐慌瀕々として發生せり。即ち明治四十年に於ては冬十一月營口に東盛和事件あり、恐慌の餘波は南滿洲一帶を初めとして上海、天津、芝罘等に及び、其回復を見さる四十一年初春には天津に掛買同盟不拂事件あり、爲に北清一帶の地は一大恐慌の巷と化し、人心惴々として速に其落着を待ちしに、善後策の將に講せられんとする十月上海に人和永事件あり、其恐慌は米國及び滿洲の恐慌の餘波には相違なきも外國銀行の支那錢莊に對する政策は此頃より一變せり、上海恐慌に次で十一月漢口に三怡錢莊事件あり、四十二年六月同じく漢口に信義銀行破產事件あり、九月福州に錢票回收恐慌あり、四十三年に入りては一月宿遷に福隆店事件あり、三月重慶に恐慌あり、四月鎭江に乾和糖棧事件あり、漢口に源成流事件あり、五月杭州及營口に恐慌あり、七月揚州の益大、乾隆の二錢莊破產事件あり、七月には上海に陳逸卿の謹謨株恐慌あり、十月源豐潤事件あり、上海は支那金融の總匯たるを以て此二大恐慌は北京、天津、漢口、鎭江、杭州、寧波、廣東、汕頭厦門等全支那に波及し、四十四年二月北京錢莊の錢票濫發の爲めの恐慌あり、三月二十三日上海に義善源とて李鴻章一門の經營する大錢莊は一千四百萬兩の負債を以て倒產

し上海の第一流錢莊の大半は戸を閉するに至れり、次で五月初旬には天津にて直接經濟界を支配すと稱せられし長蘆鹽處の破綻あり、實に支那金融界は恐慌に次ぐに恐慌を以てし、瘡痍深くして癒ゆるに由なく、危機は到處に潜伏し一變動あれば乍ち大恐慌を惹起せん運命を有したるは實に革命前後の支那金融界の趨勢なり。

上述の如く支那金融界は其歷史上より見るも一髪千鈞の危きにありしと共に實際に於て金融市場は甚だ不健全の狀態にありしなり、卽ち

一、中央銀行とも稱すべき大清銀行は各地恐慌の餘波を受け各支店の缺損額莫大にして、上海三百萬兩、營口二百萬兩、濟南七八十萬兩、廣東其他の支店も之に劣らざるが如き有樣なり

二、支那錢莊の唯一の賴みとする外國銀行は幾回かの恐慌を經驗し、殿重に貸出を警戒すると共に錢莊の信用は漸く地に落ちたり。

三、各省官錢局は財政困難の爲め或は外債累積し、或は帳簿紊亂し、或は紙幣を濫發し、現に廣東官錢局の如きは國有鐵道反對の示威運動も加味せられしとは云へ六月十五日市民は官錢局に向て兌換請求の爲め取付を行へるが如き有樣にして、上海天津等の大市場に於ける錢莊の地位危態に顧せると共に各省金融の中心たる官錢局の信用微弱となりし爲め地方金融界も亦不安の狀態にありしなり

十月六日は仲秋の佳節に當り支那三大決算期の一たり、然れども支那金融界の馬背を歩むが如き危險に瀕せることは內外人とも熟知せるを以て、前述の如く外國銀行は貸出を警戒し、錢莊も亦其營業方針を改めて頗る堅實となり、商人も亦警戒怠らざりしを以て、四十四年度下半期の金融界は至極順潮にして現に上海の如き資金は頗る潤澤に、金利も低落し、中秋前後に至れも何等の警報を耳にせず、金融界は寧ろ緩慢をかこつの有樣にして、只だ仲秋決算の爲め外國銀行は平素のチョップローン七八百萬兩を一千萬兩內外に增加し、利率は對錢莊貸出の分最高一錢三分、錢莊の貸付利子最高二錢三分位を唱へしのみ。而して仲秋決算は無事に經過したるを以て人心頓に安する所あり、更に此順潮に棹して年來の大決算を無難に過さんものと何れも喜色滿足たる有樣なりしが、十月十一日青天の霹靂と等しく武昌に革命起り、茲に支那金融界は拾集すべからざる大恐慌を惹起するに至れり。

二、革命動亂と恐慌

(一) 取付及び紙幣、手形等の不通

1、漢口

三日にして武昌、漢口、漢陽の三市を其手に歸したる革命軍の成功は支那に非ずんば見る能はざる處ならんが、革命軍が清朝の制度を憎むの餘り武漢各地に通用する湖北官錢局發行の銀錢鈔票を廢棄せんとするの擧に出でたるは其經濟的施設に關する第一の失敗と稱せざる可らず、之が爲め湖北紙幣は一日の間に一元のもの五角となり、更に下りて三角となり、二角となり、遂には何人も之が受授を背せざるに至れり、而かも湖北官錢局が發行せる紙幣の高は千二三百萬弗に達せしを以て一朝其不通となるや、金融上に影響する所は甚大なるものあり、漢口商務總會は革命軍に謀りて極力流通維持策を講じたるも旣に秩序亂れたる時な

るを以て如何ともする能はず、十一日以後官錢局を初めとし支那銀行及錢莊等は一齊に取付に遇ひ、初めは小額の兌換に應じたるも資力續かず、十三月錢莊先づ閉業し、次で交通銀行、浙江興業銀行、大清銀行等の支那銀行も閉店せり

四、上　海

漢口と上海とは姉妹港たる關係あり、從つて漢口の恐慌は直ちに上海に影響す。十一日以來革命動亂の報傳へられ最初は左程にも考へざりしが、十四日には既に錢莊に恐慌を生じ、支那銀行に向て取付開始され、十五日の如きは內外銀行共に取付に遇ひ、交通、四明、興業、信成の四大支那銀行は遂に支拂を停止するの止むなきに行り、十六日江蘇巡撫は二百萬兩の現金の送來せるも市面を維持する能はず十八日大清銀行以下の支那銀行は向ふ一週間閉業を議決し二十日より二十三日に渡りて十有六の大錢莊倒閉し、上海の錢莊は四十三年に七十四軒ありしも革命當時は淘汰せられて三十三を數ふるのみなりしが、今や遂に十有餘軒となれり、而して其殘留せる錢莊と雖も名のみにして閉業せりと同樣の有樣に陷り氣息淹々たり。

因に十月十六、七、八の三日間に上海各銀行にて取付に遇ひ紙幣を引換たる高を擧ぐれば下の如し

銀行名	引替高	當時の紙幣發行總額
滙豐銀行(英)	九〇〇、〇〇〇弗	一、五〇〇、〇〇〇
橫濱正金銀行(日)	二八〇、〇〇〇	八三〇、〇〇〇
麥加利銀行(英)	二〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇
德亞銀行(露)	一五〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇
花旗銀行(米)	一五〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇
獨亞銀行(獨)	一〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇
和蘭銀行	一〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇
華比銀行	一〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇
小計	一、九八〇、〇〇〇	四、三三〇、〇〇〇
中國通商銀行	一、〇〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇
大清銀行	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇
交通銀行	二五〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇
小計	二、二五〇、〇〇〇	二、九〇〇、〇〇〇
合計	四、二三〇、〇〇〇	七、二三〇、〇〇〇

其他裕甯、四明、信成、浙江興業に至りては紙幣發行額も取付額も不明なり

八、廣　東

十一月九日廣東獨立と同時に軍政府は左の布告を發せり

廣東省にて從來使用する所の紙幣は圓銀と均しく常用すべし、凡そ賣買交易に疑念を懷く勿れ、

然れども市場は騷擾を極め人心恟々たり、茲に於て十二日に至り再び左の告示を見たり。

廣東軍政府已に成立し、廣東官錢局は本軍政府の下に轉屬し、從前發行せる銀票は本軍政府其兌換の責に任ず、商民等舊に仍り通用して疑ふこと勿れ

由來廣東は商賈の勢力大なる地なり、されば商務總會及び廣東銀業研究所等は率先して市面の維持に務め、兌換準備の法を講じたるを以て一時豪商富戶の香港に避難するものありしも十五日頃には時局大定し、市民は漸次安堵し、商業を開始し、十六日各銀莊は軍政府の命令に從ひ銀紙並用を決議し、同日官銀錢局は業務を開始し、一口十元以下の兌

換に應ずることゝせり。

如斯廣東軍政府は商務總會、七十二行、銀業者組合等の援助を得て紙幣の信用維持に努力せると、人民も亦共和政體に熱心なりし爲め、他地方の如く恐慌を惹起するに至らざりしも、官錢局は僅に十元を限り兌換に應ずるのみにて時日の經過と共に人民は漸く之れが受授を嫌惡し、正貨の需要大となり、遂に銀紙の間に差を生じ、十二月中旬頃には紙幣は正貨に比し、千元に付き七元の開きを見るに至り、二十一日商務總會の名を以て銀紙同等の通用を告諭したるも何等の効なし、而して十二月三十日現在廣東の軍隊は

民軍として登錄せるもの　五萬餘人

香軍、桂軍、舊防營等　三萬人

合計八萬餘の數に達し、給料一ヶ月十元、其他の諸費用共一人の月額十五元、合計百二十餘萬元を要するのみならず諸般の政費冗費巨額に達したるより、遂に一千萬元の紙幣發行案となり、十二月二十八日省議會は現今發行の五百萬元の紙幣すら流通澁滯するに此上千萬元を發行せば信用地を拂ひ金融界の大恐慌を起すべしとて之を否決したるが、政府の財政は困難の極に達し、一月三日遂に駐香港督造紙幣局なるものを設置し、約千五百萬元の不換紙幣を發行せんとし、一月四日の省議會は滿場一致を以て本案を通過せり是れ卽ち後に廣東紙幣問題の發生せる端緒なり、幸に廣東は恐慌を免れたるも其財政及金融の前途は混沌として危機刻々に迫るが如き有樣なりき。

因に革命前に於ける廣東流通紙幣總額左の如し（臺灣銀行の調査）

官銀錢局	一〇、〇五〇、〇〇〇元
大清銀行	三〇〇、〇〇〇
交通銀行	二〇〇、〇〇〇
大信銀行	三〇、〇〇〇
合計	一〇、五八〇、〇〇〇元

右紙幣は武漢革命以來續々銀貨に引替へられ、十一月九日廣東革命前後に於ては

官錢局紙幣	二百餘萬元
大清、交通の兩銀行	三四十萬元

合計二百三四十萬元に過ぎず、其中官錢局發行の二百萬元は軍政府に於て兌換義務を承繼せるも其他のものは之が兌換に任せず、爲めに三四十萬元は廢紙となれり。

二、其他各地

北京　にては革命爆發の報傳はると共に人心動搖し、十四五日の頃より金融界は恐慌を生じ、支那銀行及錢莊等に對して現金の引出しを行ひ、基礎薄弱の錢莊相續で倒產せるも動亂地と相隔つる遠く、且つ商業地に非るを以て人心漸次に鎭靜に歸したり、

天津　十月中旬に諸言盛なりしも無事に經過し、上海恐慌の影響は同月下旬遂に大慶元銀號の倒產に現はれ、次で信成銀行の營業中止となり、春興、德源厚以丁錢鋪及び銀號の閉業するもの續出し、內外銀行は各現銀を取り寄せて取付に籌備する所ありしが、遂に大恐慌を現出せずして止みたり。

營口　十月十五日硬貨俄かに騰貴し、過爐銀の賣買杜絕し一時は暗雲に閉されしも十七日には市場早くも鎭靜の兆あ

り、二十一日以後は恐慌全く終りを告げたり、但し十六、十七の兩日大清、交通、東三省官銀號等支那銀行に對する取付は可なり盛にして、其兌換の高左の如し

銀行名	十六日	十七日	十八日	十九日	合計
大清銀行	三〇、〇〇〇元	八〇、〇〇〇元	三〇、〇〇〇元	三〇、〇〇〇元	二七〇、〇〇〇元
交通銀行	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇	五五、〇〇〇
東三省官銀行	三〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	五、〇〇〇	一六五、〇〇〇
合計	一二〇、〇〇〇	一九〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇

右の如く四日に亘りて約五十萬元の限付ありしも大商店及油房、爐房等の大口の取付なかりしも能く兌換に應ずるを得たるを以て紙幣の流通力は速に回復せり、然れども過爐銀は依然暴落し、十月二十七日には百圓に付百兩に下落し、二十九日百十兩となれり、實に東和盛事件以來の事たり。

奉天　營口と上海とは取引關係密接なるを以て恐慌は迅速に起り、營口と奉天、吉林、黑龍江等とは關係密接なる故營口に小恐慌の餘波は十六日奉天及び、大清、交通、官銀號、黑龍江官銀分號等何れも取付に遇ひ狼狽を來し、十七日に至るも止まず、銀元廠にては徹宵鑄銀し、十九日迄に紙幣の引替高二百四十萬元に達し、其内邦人の引替百七十一萬元なり、時恰かも大豆買付時期なりし故其損害は計り知るべからず、二十日人心幾分沈靜し、趙爾巽は取付緩和策として日本人の預金取付及所有紙幣兌換請求を一時見合はされ度き旨總領事に照會し來れり、二十一日各銀莊の準備金漸く薄し、茲に於て一般人民の紙幣交換を請求せんとするものは商務總會の認可を經べしと高壓手段を用ひて市場を維持し、二十五日市面稍靜まり、十一月二日趙督は紙幣通用を強制するの嚴命を下したるが、六日革命黨入城の報傳はり、九日市場は大動亂を來し、交渉使は奉天總領事に照會して曰く

在奉天清國各銀行にて兌換したる銀貨七八百萬元に達し造銀廠にては日夜小銀貨鑄造を急ぎつゝあるも到底其需用を充す能はず、故に本日より向ふ一ヶ月間每日兌換額大清交通の兩銀行及黑龍江官銀號は各六千元、東三省官銀號は一萬元を限りとす

十一月十日東三省官銀號は愈窮境に達し、一日の兌換額一萬元と稱するも實際は十元紙幣に對して一元位を支拂ふに過ぎざるに至れり、十二日獨立を宣言したるが、官銀號の門前は馬隊十數名をして警備せしめ、十四日日本人商業會議所は日本人所有紙幣二十七萬元交換の件に付きて官銀號總辨と交涉の結果三井銀行より二十六萬餘元を借欵して交換することゝなれり、十一月十六日三井洋行は更に現銀六十萬兩を擔保として銀貨百萬元を貸與し、日本人所有の紙幣を兌換せしめたるが、二十五日一と先づ交換を中止せり

自十月十六日至十一月二十八日取付高

東三省官銀號	七二八、二五七元	一三二、四四五附
大清銀行支店	一六五、六〇二	一九五、五五三、三
交通銀行	三七、一四二	
黑龍江官銀分號	四九、三八五	
合計	九八〇、二八六	三二八、〇〇〇、三

一兩一元五角替　合計　百四十七萬二千二百八十六元五角

蕪湖　十餘年前には蕪湖には二十二戸の大錢莊ありしも漸次閉店し、事變前は十一戸の大錢莊を有したるが、革命の爲相次閉店せるもの八戸、他の三戸も倒產同樣の地位に陷りたり、元來蕪湖を中心とする安徽省江北、江南の地は四十三年夏季の洪水の爲め經濟界は頗る不振の狀を呈し、人心恟々たるものあり、富者は多くは上海に避難したるが、革命と共に上海の恐慌は直ちに波及し、怡大錢莊最先に支拂を停止し、十一月十九日獨立と共に大清銀行並に裕皖、裕寧の官銀號は民軍に歸し、其發行せる紙幣は一切市場に流通を見ざるに至れり。

南昌　九十餘軒の錢莊は信用の破壞と紙幣の取付に遇ひ、且つ爲替の取組なく、手形は不渡となり、一齊に戸を閉したるが暫くにして開店し、幸に一軒も破產するに至らず、又金融の中心機關たりし官銀號、大清銀行、裕寧銀行は之を軍政府に沒收し、新に國民銀行を組織し、官銀號の債權債務を繼承し、左の如く新紙幣を發行せり

一吊紙幣（一圓紙幣）	百萬枚	百萬吊文
百文紙幣（十　錢）	四十萬枚	四萬吊文

其他前官銀號紙幣二百萬吊文あり、流通紙幣の總額三百餘萬吊に上り、之に對して圓銀及墨銀取混せ二百萬元、一錢銅貨三萬吊文、一文錢四萬吊文の正貨準備を有すと號するも信用し難し、現に兵士は一日一吊文の兌換を許し、普通人民は一週一回兌換を許すのみ、而かも其手續煩雜にして到底兌換の目的を達する能はず、全く不換紙幣と同樣なり。

（二）外國銀行對錢莊チョップローン

革命動亂と共に錢莊は非常なる窮境に陷れり、其の主なる理由は

一、預金の取付に遇ひしこと
二、各地との爲替取引中絶せること
三、受取手形は不渡となれること
四、當座貸越及各種貸付金が回收不可能となりしこと
五、錢莊發行外國銀行宛の手形は期日通り償還せざるべからざること
六、錢莊に取りて親銀行の地位にある外國銀行はチョップローンに應せざるのみならず、從來の貸付金を容赦なく回收せること

さなきだに資金に乏しき錢莊は稍もすれば信用を濫用して過分の約手等を發行し、營業狀態常に危地に瀕せるのみならず、今外國銀行の援助救濟を得ざることゝなりしを以て遂に頻々として倒產閉店するの止むなきに至れり、今革命前後上海外國銀行のチョップローンを見るに凡そ左の如し。

月　日	貸出高
九月三日	九、六六〇、〇〇〇
十月三日	一〇、二一〇、〇〇〇
十月六日（仲秋）	九、七〇〇、〇〇〇
十月十日	一〇、七一〇、〇〇〇
十月十一日（革命）	一〇、一六〇、〇〇〇
十月十四日（恐慌起る）	八、七六〇、〇〇〇
十月二十一日（錢莊倒產）	七、七一七、〇〇〇
十月二十五日	六、六九〇、〇〇〇
十一月一日	五、五二二、〇〇〇
十一月十一日	四、九五二、〇〇〇

十一月二十二日	三、九七二、二〇〇
十二月一日	三、四七三、七〇〇
十二月十五日	三、一八七、〇〇〇
十二月三十一日	三、〇五六、〇〇〇

卽ち仲秋決算期前後には約一千萬圓內外の貸出ありしも十月十六日迄に約二百萬元を回收し、十六日各銀行のチヨツプローンは、

銀行名	貸出高
印度支那銀行	一、七九〇、〇〇〇
横濱正金銀行	一、三九〇、〇〇〇
獨亞銀行	九八七、〇〇〇
華比銀行	八九〇、〇〇〇
和蘭銀行	八六〇、〇〇〇
花旗銀行	八一五、〇〇〇
通商銀行(支那)	七八〇、〇〇〇
露亞銀行	六八〇、〇〇〇
香上銀行	三七〇、〇〇〇
大清銀行(支那)	二七〇、〇〇〇
參加利銀行	一四〇、〇〇〇
合計	八、九七二、〇〇〇

十月十六日銀行組合にて會議を開き、右の短期貸付を一時に回收するは不可能にして且つ非常なる危險を伴ふべきを以て向ふ十日間回收を手控へ、又回收金は共同計算とし各銀行の貸付金額に比例して分配することゝし、錢莊は此十日間に東西を奔走して二百萬兩の償還をなしたるが殘額は一時に入金の見込なきを以て、廿六日更に會議を開き尙も十日間回收を延期して錢莊に償還資金調達の猶豫を與へたるに頗る好結果にして前表の如く十一月一日には五百五十餘萬兩(約半額)となり、十一月末には三百萬臺に下れりチヨップローンに對する金利は十月初旬仲秋決算期を控へ一錢三分なりしが、十四日以後は二錢に突走り、十一月、十二月と時日の經過と共に漸次に下降して十二月末には七分に下れり、但し實際貸出少く利率の相場は不確定なるのみならず、金利の如きは表面のみにては眞相を談ずるに足らず、茲に之を省く。

漢口にに於ては外國銀行は其貸出資本及未拂勘定に對し事變勃發と共に急遽回收に勉めし爲め三日ならずして錢莊の殆ど全部倒產し、遂に回收不可能となりしもの

チヨップローン　約二百五十萬圓
爲替手形　約百八十萬圓

合計四百三十萬兩にして其銀行別左の如し

正金銀行	一、四〇〇、〇〇〇
露亞銀行	一、一〇〇、〇〇〇
獨亞銀行	七〇〇、〇〇〇
參加利銀行	三二〇、〇〇〇
花旗銀行	六〇、〇〇〇
香港上海銀行	なし

香港上海銀行は事變發生當時偶然にも買辨を更任せしめし爲め幸に貸付なかりしなり、而して倒產せる錢莊の放款は實に三千萬兩の巨額に達せりとの事なれども、錢莊が之を回收するは到底不可能にして外國銀行は殆ど全損の不幸を見たり。

(二) 市面維持問題

1 上海

革命動亂の爲め破産若くは支拂を停止せる錢莊の主なるものは凡そ十三戸あり、其狀況は

一、資本總額　一、〇〇六、〇〇〇兩

二、負債（莊票發行高　一、六〇〇、〇〇〇兩／チョップローン　三、五八〇、〇〇〇兩）

卽ち負債額は資本の五倍に達せり。而かも其倒産せるものは葉氏一派のもの丶經營に係るもの多く、基礎は比較的鞏固なるものなり。右錢莊の外信成、四明、興業、浙江の四支那銀行も支拂を停止したるなれば、之等の救濟及市面維持は實に容易ならざる問題なり。當時上海に於て講ぜられたる市面維持の法左の如し。

一、自治公所の論示　十月十七日取付を防ぐ爲め支那銀行等の信用大なる旨を論示す

二、上海道臺の論示　同日道臺は「各銀行には香港に於て現銀を購入し不日大に上海に運來して支拂に充つるのみならず本道臺も亦責任を負ひて極力市面の維持に力むべければ各銀行の紙幣は從前通り通用すべし云々」と論示す

三、十月十八日外國銀行はチョップローン同收猶豫を承諾す

四、錢莊に對して資金を融通する爲め擔保貸付を開始す

五、十月末清國政府の外國に對して支拂ふべき賠償金二百萬兩は道臺の保管に係り支那銀行及錢莊に預入中なりしが清國政府は列國政府に之が償還延期を哀願して錢莊より回收せず

（十月末の調査によるに右二百萬兩の賠償金は約百四十萬兩は大清銀行に保管し、其他交通、通商二銀行の保管分を控除すれば錢莊保管の分は僅に二十五萬兩に過ぎず、故に賠償金は期日通り拂ふとしても錢莊は爲めに格別の影響を受けざりしと云ふ）

六、商務總會　領事團、道臺等協議して蘇州巡撫に向て南京新鑄貨幣四百萬元中二百五十萬弗を左の通り支那銀行に分配し、自由使用を許可せり

大清銀行　一、〇〇〇、〇〇〇
交通銀行　六五〇、〇〇〇
通商銀行　九〇〇、〇〇〇

右の中一百萬弗は市場に出現せり

七、十一月四日上海の獨立と共に革命軍は商務總會に向て市面維持を依賴せるを以て同日午後二時商務總會は上海を中立地帶とすること、從て軍隊を上海に增遣せしめざること、市面維持委員として周金箴、呉協理、周舜卿、王一亭、陳一齋、張知笙の六人を推選することを決議せり

右の外外國銀行より四百萬兩の借款を起して市面救濟の資に充てんとしたるも劉道台は上海全市の錢莊の連帶責任を條件としたる故錢莊側にて承諾せず遂に沙汰止みとなれり

2 漢口

武昌及び漢口の兩商務總會は市面救濟の中心として活動したるが、別に新任官錢局長舒氏は外債案を持して八方奔走せるも全市燒失の慘狀を呈する折柄到底之に應ずるものなく外債を以て市場を救濟せんとするの策は先づ敗れ、官錢局にては止むを得ず商務總會と協議の上軍界兌換所及び商民兌換所（武昌商務總會內に置く）を設けて銅貨を以て一元に對し一串二百文を以て兌換を開始し、更に寧蘇贛湘皖鈔票交換所なるものを設けて各省紙幣の流通を計りたるが既に城市烏有に歸したるを以て之等の機關は單に日常小

貿取引の幇助機關たるに止り漢口の支那商取引は全然中止し漢口は果して復活し得や否を疑ふ者さへ生ずるに至り金融業者の如き何れへか逃走して一人の殘留者無に至れり

（四）銀塊相場

倫敦の銀業者は常に印度及び支那に於ける銀需要の趨勢を見越して銀を賣買す、而して銀塊相場の變動は平素は印度及支那の農作如何、鑄貨の高等は最も大なる原因として數へらるゝ處なるが、支那の動亂は此二者に劣らざる影響を及すものなり、蓋し支那の紙幣は兌換準備少く且つ甚しく不統一なれば一朝變亂に際しては直ちに其流通力を失ひ、零碎の買物と雖も尙ほ且つ硬貨を以てせざれば不可能なり、而して其硬貨の多くは銀貨なるを以て、動亂と共に銀の需要は著しく大となるべし。支那革命前は銀塊相場は一九〇九年も、一九一〇年も共に强含みにして、一九一一年は英國に大同盟罷業起り、爲に稍下向きなりしも先づ〳〵平調なり、卽ち十月初旬は前月末日の二十四片$\frac{5}{16}$に始まり、二十四片$\frac{3}{16}$を最低とし、其開き僅に八分の一に過ぎさりしが形勢は支那方面に於ける賣物と印度に於ける買筋と相對して市況沈靜の中に幾分强含みなりしが、革命動亂は此形勢を一變せしめたり、卽ち左の如く相場は騰貴一方にて

十月一日	二四$\frac{5}{16}$	
十月十一日	二四$\frac{1}{4}$	十六分ノ一下落
十月二十日	二四$\frac{7}{8}$	十六分ノ十三騰貴
十月二十一日	二五$\frac{1}{16}$	十六分ノ二騰貴

二十七日には二十五片$\frac{3}{16}$と云ふ本年度の初春以來の高値を示したり、其理由は

一、支那時局愈々重大となり、支那商人の投機的買入起りしこと
二、動亂に對して銀需要の起らんことを預想せること
三、印度筋買方の買埋めありしこと
四、恐慌の爲め俄に銀の需要起りしこと

等なり、此形勢は十一月に入りて益々强固となり、月初に十五片$\frac{1}{16}$より始まり漸次騰貴して二十六片に上り、其後は二十五$\frac{15}{16}$片臺を以て一低一高し亂調至極に達し、印度正金銀行の如きは盛に買占を行ひたり。十二月に入り市況漸く沈靜保合の姿となり。上半月に二十五片$\frac{7}{8}$乃至二十五片$\frac{11}{16}$を往來し、下半月は市況軟弱に變し、二十五片$\frac{9}{16}$より漸落して二十五片に下り以て革命の年を送れり。

三、民國元年中（一九一二）支那金融界

（一）上海錢莊の開業と金融界

舊正月迄に名實相副はずとは云ひ乍ら支那錢莊の開業せるもの北市十六軒、南市十一軒に及べり、正月末チョップローン現在高二百四十四萬九千兩にして、其內約二百萬兩は恐慌當時破產せる錢莊の分にして其資本主は全財產を提供して回收猶豫を請ひつゝあるが整理の見込殆どなし、一方開業せるものは同業者間に口約を設け、資力四十萬兩以上のものに非れば錢莊業に從事することを得ずとしたれば開業せる錢莊の資本主は多きは一百萬兩、少きも六七十萬

兩の産業を有するものに限られ、其錢莊への投資額は六萬兩乃至八萬兩位にして、從來の一、二萬兩を以て開業せるものゝ比に非ずとのことにて、其營業狀態も手控勝にて至極堅實なるのみならず、其後豐作物の好況なりし爲め其收穫物の入市と共に之を擔保として貸出を行ひ、且つ貸し且つ警戒せる爲め一年を通じて比較的平穩に過すを得たり。然れども錢莊と外國銀行との取引は極めて微弱に、錢莊の貸出も前記の如く手控へ勝ちに、其預金は一朝事あるに際して取付に遇ふを以て錢莊は之を歡迎せざる等の事情にて上海金融界は沈靜を極め、一月以降上海内外銀行の現銀の在高は增加一方にて五月頃には兩銀及銀塊二千七八百萬兩墨銀八百萬弗を算せり。錢莊は又チョップローンに對する優占權問題に關し極めて强硬なる態度を持し、遂にチョップローンの優占的效力否認の決議を敢てすると共に本年度は一年を通じて新チョップローン皆無の姿を持續せり。

(二) 香上銀行及露清銀行取付

一月二十九日より三十一日に至る三日間に上海香上銀行及び露清銀行に對し紙幣の取付をなすもの續々たり、其取付總額

香上銀行　三十萬弗
露清銀行　十萬弗

に達し、同時に他の外國銀行に對しても極めて少額宛の取付あり、其原因は勿論謠言なり、例へば北京、天津等に於ける右二銀行が淸國大官の預金引出の爲め支拂を停止せりなど云へるが如し、又一部のものは支那人の兩銀行に對するボイコットなりと云ふものありしも眞因遂に判明せず、只其結果墨銀の相場約一兩方奔騰せり。

(三) 大淸銀行と中國銀行

大淸銀行は革命當時恐慌の渦中に投ぜられ多大の打擊を被りたるのみならず、民國設立と共に大淸の二字は通用せず、又各地支店は革命黨の請求の爲めに殆ど全滅せり、茲に於て上海南北株式聯合會及び大淸銀行理事監事等は會議の結果其名稱を中國銀行と改稱し、民國中央銀行たらしめんことを南京政府に請願し、一月二十四日其許可を得、同二十八日株主總會に於て之を議決し、二月十一日限り營業を停止し、南京政府は大淸銀行の官株五百萬兩を沒收せり、同時に債權債務は一切中國銀行にて之を引受け、中國銀行は二月五日より開業し、大淸銀行の後始末は中國銀行にて之を整理し、若し欠損あるときは沒收せる官股五百萬兩を以て塡補することゝせり。然れども內は人才を欠き外は資金に乏しく、到底中央銀行たるの權能を完ふする能はず。

因に大正二年四月十五日中國銀行則例發布せられ、同行は資本金六千萬元の有限株式會社となり、全國の中央銀行として兌換券發行の權を得たり。

(四) 外國銀行及外國式支那銀行紙幣發行高の增加

1 上海

紙幣發行銀行	紙幣の種類	一九一一年革命當時	一九一二年九月中
香港上海銀行	一、五、十、五十、百弗	一、五〇〇、〇〇〇弗	一、八〇〇、〇〇〇弗
橫濱正金銀行	同	八三〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇
參加利銀行	同	五〇〇、〇〇〇	七〇〇、〇〇〇
露西亞銀行	同	四〇〇、〇〇〇	七〇〇、〇〇〇
花旗銀行	同	三〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇
獨亞銀行	同	三〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇
和蘭銀行	同	一〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇
華比銀行	同	一〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇
中國通商銀行	五、十、五十弗	一、五〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
大清銀行（現今は中國銀行）		一、一〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇
交通銀行		二五〇、〇〇〇	二、〇〇〇
浙江興業銀行	一、五、十弗	不明	二〇〇、〇〇〇
信成銀行	同	不明	五〇、〇〇〇
四明銀行	同	不明	五〇、〇〇〇

上表に依れば支那銀行は革命の爲めに全く信用を失ひ其紙幣は中國銀行及び通商銀行の分を除けば一般に殆ど流通せずと云ふも可なり、反之外國銀行は支那銀行の發行の紙幣に代りて市場を獨占し、其發行額は革命當時に比し著しく增加せり。

因に弗紙幣の外に兩紙幣を發行するもの三あり、一九一二年九月中の兩紙幣發行高は左の如し

香上銀行	二〇〇、〇〇〇
參加利銀行	一〇〇、〇〇〇
獨亞銀行	五〇、〇〇〇

□ 漢口

漢口にては革命前は湖北官錢局の紙幣のみ流通し、外國銀行紙幣は多く上海のものを使用し、獨亞銀行其他二三のものが極めて少額の紙幣を發行せるが、事變後支那紙幣の不通となりし爲め外國銀行の紙幣は俄かに需要を增し、露亞銀行の如きは新に紙幣を發行せり。

(五) 銀塊相場

月次	最高	最低	最高最低の差
一月	二六 7/16	二五 1/8	一 3/16
二月	二七 1/8	二六 1/4	一 1/8
三月	二七 1/8	二六 3/4	一 3/16
四月	二八 3/8	二六 7/8	一 1/2
五月	二八 1/16	二七 3/4	一 5/16
六月	二八 9/16	二七 5/8	一 7/16
七月	二八 5/8	二七 3/4	一 3/4
八月	二九 1/16	二七 7/8	一 3/16
九月	二九 1/8	二九 1/16	一 1/16
十月	二九 3/8	二九	一 3/8
十一月	二九 3/8	二八 3/4	一 5/8
十二月	二九 1/2	二八 3/4	一 3/4

卽ち正月を除き他の十一ヶ月は最低と雖も二十六片臺にして、實に一九〇七年以來の高値なり、而して本年度は支那の借款（白耳義借款、クリスプ借款、五國大借款等）と共に變動し、且つ印度及支那の豐作、及び兩國の銀需要大なりし爲めなり。

四、民國二年度（一九一三）支那金融界

（一）上海錢莊の開業

革命爆發當時倒產せる葉一家の錢莊は一九一二年中に於ては遂に其整理を了せず、外國銀行に對するチョップローンの繰越高一九一二年現在二百四十七萬兩なりしが元金の入金なく、利子のみは滯りなく之を支拂へり、右債務に對しては確實なる擔保を供し外國銀行側は差して困惑を感せざるも該錢莊が他の同業者に對して負へる不渡手形の債務は六十萬兩を越え、之に對して何等擔保を提供せざるのみならず、破產後の利子は全然未拂の儘舊年末に至り、僅に十萬弗の資金を提供したるのみなりしを以て、錢莊組合は協議の上葉許一派の舊債整理を終る迄は同盟休業する旨を公示せり、然るに此同盟休業は一般支那人の營業に尠からざる打擊を與ふべきを以て商務總會は之が整理の責任を負ふと共に舊一月五日（新曆二月十日）より開業せんことを勸告し、同日より錢莊は開業せり。

次に開業せる錢莊は北市四十二戶（內本年新開業四戶）其中同業組合に加入し信用確實なるもの二十戶あり、南市は十九戶、內同業組合に加入せるもの十三戶（內新業開三戶）なり。

（二）滿洲金融界の二大問題

1 營口過爐銀問題

革命爆發と共に營口過爐銀は十一月下旬百十二三兩迄暴落せるが、十二月に入りては商民も亂に馴れて稍安するの色あり、一日百十兩一錢より百八兩に上り、二日は百六兩十六日百兩丁度となり、其後百兩內外を往來して保合ひたるが、十二月一日に於ける定例の爐銀貸借決算は行はれず爲めに過爐銀の信用を失墜せしめたるが尙は一九一二年三月頃迄は百兩乃至百二三兩の間に踏み止れり、然るに三月に入り北京天津の暴動、陝西山東方面の叛亂、革軍來襲說等の爲めに月の十五六日には大暴落を來して百十五兩となり四月に入りても依然百十五六兩を往來し、四月十七日定例決算日に於て債務者は十二月同樣無決算に過さんとせるより爐銀に對する不安を經て再三交涉し、支那側債權者山西幇等よりも決算勵行を運動したるが有耶無耶に終り、舊六月一日（七月十四日）の決算に對しても問屋側は決算延期を請願し、商務總會、道臺、奉天都督、外國領事等の間に幾回か交涉あり、然かも問屋側は衆を恃みて決算延期を主張し、六月の分は九月に延期せんと運動し、道臺は各代表者を召集し（七月十日）最後の會議を開きて七月十四日の決算は爐銀每錠（一錠は五十三兩五錢）五十九元と定め、九月一日（舊曆）には六十一元、十二月一日には六十五元として決算すべきことを嚴達せり、而かも舊六月一日の決算は官銀號と銀爐との間に十錠計り五十九元にて取引ありたるのみにて其外には何等の決算も取引もなく、結局道臺の告示は一片の空紙に終れり、斯くて十月の決算期（舊九月一日）には

道臺は再び六十一元決算を勵行せんとしたるも遂に行はれず、道臺は煩悶倶惱の局遂に營口を去り、過爐銀は滔々暴落して十一月十五日六百二十六兩九錢となれり。

營口の外商と支那人との取引は過爐銀を避けて小洋銀にて取引をなすも、問屋側は過爐銀によるもの多し、從て營業の商業界にては過爐銀なくしては全く活動する能はず、然るに前述の如く過爐銀は暴落其底止する所を知らざる有樣にて、遂に一九一三年となり、大亂大定すると共に幾分引き返したるが、三月一日の決算は殆ど效果なくして終り六月一日の決算期となりしも市況窮迫し六十三元の公定相場にて決算を勵行するや元茂生、興隆順の二油房先づ破綻し、商務總會及び銀爐會社にては極力市面の維持に力めたるが、相次て義聚豐聚隆元なる問屋仲立業倒閉し、過爐銀は鈔票一元に付一、〇一兩—一、〇三兩を往來せり、然るに七月十三日江西事變爆發し、銀爐は非常に恐慌し初め、十六日夜九時頃一〇五兩に暴落せり、二十日吉林兵變の報傳はるや鈔票は一躍して一、一三五兩なる相場を示せり、其後南方亂事の風聞も何時となく、沈靜となり過爐銀は鈔票一元に付き一兩〇五、六を最高として漸次一兩以下に向へり。

□　官帖の下落

吉林及黑龍江兩省最大支那通貨たる官帖は共に下落して其長所を知らざるの有樣なり、黑龍江官帖の如きは齊々哈爾に於て

一九一二年一月十二日　露貨一個に付　五吊二百六十文
一九一二年十二月三十一日　同上　六吊九百十文
一九一三年一月十二日　同上　七吊四十五文
一九一三年一月二十七日　同上　八吊三百十文
一九一三年二月十三日　同上　九吊六百文
一九一三年三月中　同上　八吊二百文
一九一三年四月二十三日　同上　九吊八百五十文

其後殆ど相場を建つる能はず

黑龍江官帖下落の根本的原因は無論財政困難の爲めの濫發にあるも其他の原因を擧ぐれば

一、官帖の濫發を見越して一部商人の露貨買占と官帖の賣出
二、官帖の受授を好まざるもの多く而かも一方露貨は拂底勝なること
三、北滿馬賊の絕えざること
四、露蒙問題による各種の風評

吉林官帖の下落問題は黑龍江省に比して一層甚大なる影響あり、今其濫發の程度を檢せんに

一九一一年未發行高　約　六千七百萬吊
一九一三年　同上　約　一億二千萬吊

即ち二年間に五六千萬吊の增發にして、之が準備金としては一九一一年末迄は少くとも三四百萬兩を藏せる筈なるが今日にては殆ど文錢の準備金さへ疑はるゝ程なり、其の相場の變動は一九一二年八月吉林省は征蒙費其他の政費を名として一千萬吊を增發（之の前後にも無論濫發あり）の要求が省議會を通過せる以來殊に甚し、卽ち

一九一〇年末　郎貨一圓に付き　二吊五六百文
一九一一年末　同　四吊五六百文
一九一二年末　同　六吊文
一九一三年末　同　九吊乃至十吊文

右の如く下落せる原因は一、濫發　二、外國銀行の紙幣の信用大なること　三、哈爾賓露亞銀行の貸出手控と露貨四百萬留の回收　四、右回收の爲め長春市面の恐慌救濟の爲め一九一二年十一月十八日官帖約一千萬吊を增發して支那商に貸付けたること、五、內外商人が官帖の相場の變動による差額を利せんとして種々なる手を廻らすこと　六、長春頭道溝に於ける貨幣空相場の影響　七、滿蒙問題の影響等なり、而して之が救濟策としては官帖の回收を以て第一とすべきや勿論なるも、之は目下の情勢上殆ど不可能なり、又一九一三年八月には中央政府より六百萬元の支給を請ひて幣制大改革を行はんとしたるも中央は遂に之に應せず、次で露亞銀行に向て四百萬元の借款談を持ち込みしも刎ね付けられ、近來は又一千萬元借款の問題日、獨、米間の銀行家、資本家等に好餌として持ち廻りつゝあれども、其果して成功すべきや否や甚だ疑はしと云はざる可らず。

(三)　廣東銀紙問題

一九一二年一月四日省議會は一千五百萬元の新紙幣發行案を通過せるが、右の內五百萬元を以て舊紙幣と交換し、殘額一千萬元は追て發行法を定むべきことゝなれり。然るに革軍政府は財政困難の折柄五百萬元を以て舊紙幣を回收せば、前清時代より市中に殘留して現に流通せる二百十九萬九千四百五元の紙幣は前記五百萬元中に加入せずとし、廣東の流通紙幣は正月に於て七百二十萬元を算せり

廣東に於ては嚴命を下して銀紙の間に差を設けざることゝしたるが、一九一一年末に於て既に銀貨に對し紙幣は千分の七下落し、一月に入るや一躍其差千分の二十二となれり當局者は之を以て市民が現銀を香港其他へ現送するに由るとなし、一月八日附を以て向ふ五十日間銀貨輸出を禁止せり。次で十日及十一日に貨幣は元を以て計算し、銀紙の間に差を設けさるやう嚴達せり。然るに政府は千五百萬元の新紙幣は上海に注文せるも容易に出來せざるを名とし、二月九日新に成元票なる紙幣を發行せり、さらぬたに紙幣の價値下落の傾きありし時とて忽ち各方面に苦情起り、諸物價は騰貴し、政府の經費は膨大し、政府は竊かに不換紙幣を濫發すると共に南京政府に向て粵漢鐵道を擔保として二千萬圓（初めは一千萬圓なりしも財政救濟の爲め二千萬圓に增加を請へり）借款の承認方を請願したるが、三月九日王和順の叛亂あり、同二十三日紙幣下落の爲め豚商の罷市事件あり（豚商は屠殺業より支拂はるゝ紙幣に百分の四の打歩を請求し屠殺業者は法令を盾にして之を肯せず、遂に豚商は同盟解決迄取引中止を宣告せり）豚肉の取引は頗る巨額に達するものあるより忽ち市場動搖し、同日又上海より新紙幣一千五百萬元到着し舊紙幣と交換を開始せるが、此時財政司長李煜堂の告示によれば成元票發行高約千二百萬元とあり、省議會は直ちに之を詰問し、李煜堂は辭表を提出せるも民論喧囂たり、銀紙の差は日に何回となく變動あり、三月二十九日には、千分の十三强なりしが、三十一日午前には千分の十五・八四となり、午後には千分の十七・六五と云ふか如く、四月三日各商團體之が善後策を講じたるが當時官錢局の門前に兌換を請求するもの雲集し、その中一人遂に踏み殺されたり、

茲に於て前記商業團體は官錢局の兌換を中止して商會にて兌換のことを司ることゝし、四月十日限り兌換を中止し、官錢局鑄造の銀貨（百九萬元）は商務總會に送らるゝことゝなりしが、其後遂に現銀を送ることなし、五月に入り六國借款反對國民捐募集の問題は暫く紙幣問題を論議せしめさりしが、政府は愈々紙幣を濫發し、六月末に於ては前清時代の官錢局紙幣及び成元票共合計一千三百萬元、軍政府にて印刷したる紙幣千五百萬元の中四五百萬元、總計一千七八百萬元にして、官錢局の兌換中止以來は全然不換紙幣となりしを以て錢莊錢舖其他當舖等にては之か受授を拒むに至れり。爾來廣東の紙幣は最近に至る迄常に三割乃至五割の打歩を附せれば通用せず、殊に第二革命（一九一三年七月）以來は甚しく、七月二十九日一元紙幣は二十七仙に下落せり、其後と雖も四、五割の下落にして、殊に政變に際し異常の支出濫費乃至官金の持逃等の爲め國庫空乏し地方亦秩序紊亂し、人心惶々たるものあり、一九一三年八月九日金庫長余澄清の報告によれば廣東省金庫には約五百七十萬元の現金を藏したりとのことなるが、之より先き胡漢民の罷免せられて陳烱明の都督となりし時は金庫に九百萬元を藏したるが、胡漢民は五十萬元、陳烱明は百二十萬元、張我權は三十萬元、財政司長廖仲凱は四十萬元を私したるなりと云ふ、一方紙幣濫發の高如何と云ふに、廣東政府は總額二千五百萬元の紙幣を發行し得ることゝなれるが其實制限外の發行同しく二千萬元以上に達し、之が準備金としては銅貨銀貨取混ぜ百餘萬元を有するのみ、而かも準備金として貯藏するには非ず、何時にても政府に濫用せらるゝ金なり、故に其財政狀態は吉林黑龍江省と何等の選ぶ處なし、危い哉廣東の前途。

（四）四川の金融事情

大清銀行以下四川省の金融機關は革命當時悉く掠奪の難に遇ひ、今に至るも貸借の決濟行はれず、善後の策又立たず、現時成都及重慶には政府の機關たる四川銀行あり、成都には鐵道資金を以て營業する鐵道銀行及び商辦の裔通銀行あり、又重慶には濬川源銀行あり、四川銀行は革命以來盛に軍票を發行し、第一回三百萬元、第二回三百萬元、第三回以下は秘密に約四百萬元、合計一千萬元以上の不換紙幣を發行し、軍票は回收期を一年と定めたるも實行せられず、一九一二年末より甚しく不信用となれり、而かも官吏及び兵士の給料は依然軍票を濫發して之を支拂ひ、兵士に對して反抗運動を恐るゝ爲め一人三元を限り軍票一元を正しく一吊文に換算せしめ、重慶の如きは特別換錢と稱して一元を一吊八十文に換算せしめつゝあり（相場は一元何れも八九百文）、されば之が爲成都及重慶の錢莊なる損失を被り、四川の五師團の兵を合する時は年四五十萬元の損失に及ぶと云ふ（縣城其他にては、軍票は通用せず、適に通用すれば一元の値銅六七百文なり）市中の金利は一ヶ月一分位にして、爲替は成都在留外國宣敎師の發する上海各銀行宛の小切手は百弗に付き五弗を徵し、普通は上海收銀一萬兩に對し成都振込一萬二三百兩なり、重慶にては上海千兩

は重慶千五十兩より千九十兩内外なるが確實なる送金手形を求むることは甚だ困難なり、成都及重慶に造幣廠あるも銀貨は(一元及五角)成都にて極めて少額を鑄造し、銅貨は(十文、二十文、五十文)成都及重慶にて毎局一日に七八千個を鑄造する力あり。

軍票は一九一二年四、五月以後は一般人民は多くは、之を受授するを拒むの有樣となりしを以て、重慶商務總會の如きは取引は七三即ち現銀七分軍票三分の割にて支拂ふことを得べき旨決議せり、然るに當局は軍票の處分即ち之が回收に付きて何等の策を立てずして放任し、却て軍票濫發を敢てし、七票三銀の暴令を發するに至りたるより、物價は騰貴し、財界は益々擾亂せられ、軍政府は現銀輸出を禁止するも尙ほ一九一三年春季に五百萬元の硬貨の輸出あり(上海にて貨物仕入れ爲め)四月十五日四川各地の商務總會の代表者重慶に會して、市面維持、軍票兌換、現持輸出制限(每人二百元以上の輸出を禁ず)を協議せるが當時官憲は西藏の征費として誅求到らざるなく、軍票の回收の如きは思ひもよらざりしが、商務總督の懇願により重慶にては銅元局より每日二千吊を鑄出せしめ、以て兌換の用に供することなり、五月五日より實行せるが、其結果は益々軍票の市價を減じ、遂に又兌換を中止し、軍票處分問題は毫も解せられずして止みたり。又成都にては商務總會は軍票の價格維持策として富籤公債六十萬元を發行することゝし、八月第一回を發行したるが其後の成績何等見るべきものなし。

(五) 第二次革命と財界

イ 倫敦銀塊相場

七月初二十六片臺なりしが中旬に入り二十七片臺に昇り十七日には遂に二十七片十六分の七に達せり、之れ全く湖口開戰の影響なり、其後幾分下落して十六分の四、五、六の間を往來し、八月に至り十六分の八に昇り、之より九月中旬迄漸騰の趨勢にありしが、九月十六日より俄然躍進して二十八片十六分の十一に達し、多少下押して九月を終れり

ロ 事變と上海金融

上海金融界は七月十五日南京獨立の報傳はると共に第一に支那錢莊及銀行は一切貸出しを停止し、取付準備の爲め弗買入に着し、中國銀行の如きは百五十萬弗の準備金を有するにも拘らず尙五十萬弗を買入れんと奔走せり、從て弗相場は十五日七十三兩半、十六日七十四兩二、同日午後江南機器局襲撃の報傳はり忽ち八十兩に突飛、十七日は稍下落して七十六兩となれり、一般に支那側は宋敎仁案以來警戒する處あり、チョップブローンの如きは二百萬兩未滿に過ぎず(第一次革命の時は約一千萬兩)たゝ支那人が錢莊等より預金を引出して外國銀行に預け入れんとせる爲め多少影響を被り、外國銀行側は金融は數月以來頗る緩慢なる上に時局の前途を氣構へたる支那人よりの警戒的預金增加せるを以て大波瀾起るべしと想像するものなし、但十五日以來錢莊が貸出を停止せる爲め茲に取引皆杜絶し、綿絲を初め日本輸入品の商貨皆無となれり。

二十三日より二十九日迄は機器局爭奪戰の爲め市場稍狼狽氣味なりしが、三十日以後は人心稍々安靜となり、湖北に於ける錢莊は二十五日より開業せり、而して各自警戒する所ありし爲め前年の如く錢莊若くは大商人の破綻を見ることなかりしと雖も、支那商は久しき間商業不振の結果疲弊其極に達し、加ふるに錢莊が自衞の爲め貸出を停止せる爲め資金の融通杜絶し、市場の恢復は前年事變の際より困難なるものあり、然れども金融界に至りては内外銀行共に多額の存銀あるを以て何等危險の憂なくして止めり。

因に動亂の結果衆生、元春、乾元、源康、衡九、源昇、元昌、致昌、益順、義昌、豐裕の十一支那錢莊は北市より南市に永久的に移轉せり。

八　香港及廣東

香港及廣東は例年の如く夏季の閑散期に際し、金融は緩慢なりしが、江西事件の爆發と共に香港支那銀行は上海向爲替の買入を拒絶し、外國銀行も亦警戒を加へ、貸出を手控へ、資金の回收に努めたる結果支那商は直ちに資金の融通に窮し、金融は忽ち逼迫し、金利は六分見當のもの七分乃至七分五厘に上騰し、廣東方面の如きは流言蜚語續出し廣東商人にして店舗を閉ぢ、香港澳門に避難するもの少からず、廣東紙幣の如きは忽ち七割引に暴落し、金融界の紊亂一方ならず、然れども之が爲め影響を被りたるものは支那銀行及び廣東貿易に從事する支那商人のみ、而して香港にては事變の爲め支那錢莊（多くは小規模のもの）二十餘軒米商數軒倒産し、取引は二週間杜絶せり。

九　南京

七月十五日獨立宣言後南京の支那銀行の現銀は全部都督に差押へられ、市中の錢莊業者は夫々現銀を上海外國銀行に預入して又餘裕なく、從來市中に流通したる中國銀行交通銀行、通商銀行安徽中華銀行の兌換券は全然不通となり日本郵便局も亦之を受授せず、然れども江蘇省にて發行せるものは請求次第兌換することゝし、其準備銀として造幣廠の現金を流用することゝなりし爲め日常小取引には甚だしき恐慌を來さゞりき。

十　福州

七月二十日福建獨立宣言とともに金融界の動搖を慮り錢莊保護の告示を出し、極力取付を防止し、又錢莊側にても革命以來數度の恐慌に遭遇せるに鑑みて大に警戒を加へ一時貸出を中止したれば幸に倒産者なく、金利の如きも差して暴騰せず龍銀相場は平時千弗に付き七百四十五兩位のもの七月二十三日、四日には七百五十兩迄上騰せり、然れども後漸次下向して八月中旬には七百四十七兩となれり。

十一　漢口

南方風雲險なると共に四、五月の頃より北軍の南下するもの多く、人心恟々として支那側取引兎角澁滯の氣味にして舊三月末（新五月上旬）の決算期には宏大、春茂及び復源盛なる三錢莊破綻したる程なるが、外國銀行側は金融の緩慢なるに苦めり、六月末季雨霖等の陰謀暴露して市場は金融逼迫著しく、七月十二日江西事件發生となるや舊六月十五日（新七月十八日）の決算期に於て九江と關係ある七八軒

錢莊先づ倒產し、遂に他の錢莊も決算に支障を生じ、全錢莊は一齊に支拂を停止し、第一次革命當時の如き混亂狀態に陷れり、其後湖口陷落するに及商務總會は官錢局紙幣を擔保として外國銀行より三十萬兩を借款して市場を救濟せんとしたるも纔らず、たゞ中國銀行は十數萬兩を市場に放下せる爲め初めて生氣あり八月には殆ど平常に回復せり。然れども漢口錢莊の多くは極めて小資本のものたり、其基礎薄弱なれば之が回復を見たりとて悦ぶに足らず、漢口の支那金融界が革命前の盛況に達するは前途尙ほ遼遠と云ふべきなり。

（六）借款と金融との關係

△借款問題と銀塊相場　最近數年間の銀塊相場は殊に亂調子を極めたり、試みに毎年の最高最低を比較せんに

年次	最高	最低
一九〇七	三二 1/2	二四 1/16
一九〇八	二七	二二
一九〇九	二四 9/16	二二
一九一〇	二六 1/4	二三 1/16
一九一一	二五 3/8	二三 3/16
一九一二	二九 7/16	二五 1/8
一九一三	二九 3/8	二六 3/16

此の如く亂調子なる所以のものは他なし、普通銀塊相場の高低を左右する金產額、銀の產額、支那及印度の需要等の外に銀に對する思惑買盛となりたればなり、而して其思惑買ひ支那借款に對して最も甚し、例へば一九一二年四月下旬の如き四國借款成立は今日か明日かと云はれし時の如き其成立を見越して强氣筋の買煽りの爲め、二十七日二十八片臺に上り、二十九、三十日には其反動として小緩を呈せしが、五月に入ては再び二十八片十六分の三迄暴騰せり、然るに借款行惱說傳はるや五月十日には二十七片十六分の十三に下落し、十七日四國借款成立の報傳はるや忽ち二十八片四分の一に達せり、一九一三年に入りて六國借款行惱の姿となるや正月の二十九片臺より三月二十六片臺に下り五月中旬五國借款成立と共に借款に要する銀の需要を當込み相場は忽ち二十八片臺となれり。

△借款問題と爲替相場　借款は銀塊相場に關係すること上述の如し、銀塊相場の變動は直ちに爲替相場に影響するや勿論なり。例へば一九一二年四月十六日迄には十六片臺なりし銀塊相場が借款成立を當込の投機買の爲めに四月三十日には二十七片八の三に達し猶頗る强氣なりしが、上海の倫敦電送爲替銀塊相場に伴れて二十七日十六分の十一より二十八片十六分の一に達し、日本向爲替も七七兩八分の三より七六兩八分の三に下れり、其他借款を見込みて支那商が爲替の投機賣買を盛に行ふ爲め借款の悲觀樂觀は直接爲替相場に甚大なる影響を及ぼし屢々市場の混亂を來せり。

△借款と外國銀行の銀買入　借款を見的として外國銀行が極端なる現銀吸收政策を取る爲め銀塊相場、墨銀相場等に甚大なる影響を來すなり、一九一二年三月以來各銀行が大借款を當込みに現銀吸收策を取りたる一例を示さんに、各銀行は大借款の談判開始と共に左の如く現銀を吸收せり。

		兩銀	墨銀	銀塊
		兩	弗	條
香上銀行	三月末	八、六〇〇、〇〇〇	一、六四〇、〇〇〇	二、二四三
同	四月二十日	一二、四〇〇、〇〇〇	一、九一〇、〇〇〇	一、五八二
同	五月四日	一四、一〇〇、〇〇〇	二、〇四〇、〇〇〇	一、五八二
獨亞銀行		二、五一〇、〇〇〇	五五〇、〇〇〇	五五五
同		二、五八〇、〇〇〇	六一〇、〇〇〇	
同		二、四八〇、〇〇〇	四五〇、〇〇〇	
墨哈銀行		二、〇三〇、〇〇〇	七四〇、〇〇〇	四一
同		二、二六〇、〇〇〇	七一〇、〇〇〇	
同		二、四九〇、〇〇〇	六七〇、〇〇〇	
正金銀行		一、一〇〇、〇〇〇	四二〇、〇〇〇	七三三
同		一、四五〇、〇〇〇	五九〇、〇〇〇	二九
露亞銀行		一、三二〇、〇〇〇	三二〇、〇〇〇	一三九
同		一、一〇〇、〇〇〇	一七〇、〇〇〇	
同		一、三七〇、〇〇〇	一四〇、〇〇〇	
花旗銀行		一、三二〇、〇〇〇	二七〇、〇〇〇	公六
同		七三〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	
同		一、〇〇〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	
東方銀行		四三〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	
同		一五〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	
同		四八〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	
和蘭銀行		四〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	
同		三〇〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇	
華比銀行		五九〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	二六
同		三四〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	
同		三八〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	
臺灣銀行		四三〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	
同		三七〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	
同		四三〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	

右の在高は貸出の如何によりて增減あるや勿論なれども英の香上、日の正金、獨の獨亞、露の露亞、米の花旗、等が現銀吸收策を持したるは明白なり。佛の東方銀行が吸收策に出でざりしは唯一の除外例にして、大銀行が吸收策を取れるに反し、小銀行（借款團以外の國の銀行）は皆吸收策に出でざりしは其間の事情を一層明かなりしものなり、更に一九一三年五國大借款成立前後の外國銀行現在高を比較せんに

	兩銀	墨銀	銀塊
	兩	弗	兩
一月末	一八、九七〇、〇〇〇	六、〇五〇、〇〇〇	二、九四四、〇〇〇
二月末	二四、八四〇、〇〇〇	七、六三〇、〇〇〇	三、〇三〇、〇〇〇
三月末	三〇、八一〇、〇〇〇	九、六四〇、〇〇〇	三、八六一、〇〇〇
四月末	三三、三一〇、〇〇〇	一〇、四五〇、〇〇〇	三、六四六、〇〇〇
五月末	三〇、三四〇、〇〇〇	一〇、〇四四、〇〇〇	三、一五六、〇〇〇
六月末	三四、六九〇、〇〇〇	九、七五〇、〇〇〇	三、二四九、〇〇〇
七月末	三三、三九〇、〇〇〇	七、八一〇、〇〇〇	六、三五五、〇〇〇
八月末	三三、四三〇、〇〇〇	七、〇五〇、〇〇〇	七、二五五、〇〇〇

外國銀行の在高が每月增加せるは一は金融緩慢の爲なりとは云へ、一は大借款に對する銀塊銀貨輸入の增加の爲めなり、四月より五月に入り兩銀二百十一萬兩、黑銀四十萬弗の減少ありしは借款前渡金其他の爲めにして、上海外國銀行の北京に現送せる銀兩は百五十萬兩なりしも、一方に於て銀塊の輸入一千五百八十二條ありしと云ふ、又、七、八月

の交墨銀を除いて兩銀の減少せざるは動亂の影響を受けてなり。右の如く銀行は借欵當込に銀の買入を行ひしと雖も之が爲めに上海の金融は益々緩慢となり、又彼の滙豐銀行の如きは銀價二十九片臺の時に三千萬兩の銀塊を買入れたるに借欵行惱みの爲めに銀價は忽ち二十六七片に下り、乍ら數百萬圓を損失せることさへあり、されば銀行團は極力借欵成立を運動し、遂に之をして成立せしめたりとは金融界上より見たる借欵の裏面觀察なり。

（七）香港の外國紙幣流通禁止令

一九一三年八月一日より香港に於ては、香上銀行及チャーター銀行、有利銀行等英國銀行以外の紙幣は總て流通を禁止せり、專ら財政上の見地によりかゝる規定を設けたるならんも香港は廣東と一葦帶水の間にあり、而して其住民は廣東等支那人多く、取引も亦支那を第一とする故支那商人の被る損害は蓋し少からざるべし、又我臺灣銀行等南支那に發展を企圖するものには容易ならざる問題たるべし。

（八）支那紙幣流通高

財政部の調査せるものなりとて一九一三年十月下旬支那新聞に揭載せられし各省の紙幣流通高凡そ左の如し。

奉天	四、九九五、二七〇弗	山西	二、〇七七、三六六弗
浙江	二、四三九、〇〇〇	江蘇	一、一三五、五七八
四川	二、五九三、三五九	安徽	三〇〇、〇〇〇
湖南	一〇、五七一、〇七五	黑龍江	二、五二八、四七七
陝西	一、五〇〇、〇〇〇	直隸	六、四〇〇
福建	三〇〇、〇〇〇	貴州	一、七六九、五二〇
吉林	一四、四五六、四一〇	山東	四八〇、〇〇〇
廣西	二、一八七、八八三	新疆	二、七七七、七七七
湖北	三〇、〇〇〇、〇〇〇	甘肅	二八三、八六〇
河南	一、四八三、三〇〇	廣東	三、〇〇〇、〇〇〇
雲南	二、〇〇〇、〇〇〇	江西	一四、六九五、三三〇
合計	一二九、五五九、三六五		

右は申報によりたるものなるが、神州日報の記事によれば合計二億零九百五十六萬元餘となり、又北京日報は一億四千萬元と稱せり。思ふに何れも當らず、不換紙幣とも稱すべき支那紙幣は恐くは三億以上の發行高を示さんも、實價は其半ばと見て可なるべし。

◎革命後の交通

一　鐵　道

一、總　說

清朝は其末路に於て、鋭意庶政の革新發達につとめ、光緒帝の末年卽ち光緒三十四年を第一年とし、以下九年間に渉る大規模の年度割計畫を立て、これに從つて庶政の革新につとめたり、而して郵傳部亦此年度割事業計畫を定め、其中には鐵道に關する計畫をも含まれたり、斯くして前清朝は不十分ながらも此計畫に準據して鐵道の建設改良をも計りつゝありき。

然るに宣統二年の初秋武漢革命の擧あり、是等の計畫はこれを完成するに暇あらすして、清朝早く退位の慘を見るに至れり、此革命の變の未だ發せざるの前清朝は早くも四川に於ける動亂に苦しめられつゝありき、蓋し清朝は是れより先全國鐵道の國有を企畫し、これが實行に着手して四川鐵道の國有を決せんとするや、四川省民は大にこれに反對し、一大風潮を惹起し端方はこれが征討に赴けるの際、偶武漢の起事を見るに至りし也、元より四川の動亂と武漢の起事と何等の連絡はなかりしものゝ如きも、彼の革命を彼が如く早く成功せしめしに於て、四川の亂は多大の力ありしは、否むべからざる處にして、吾人は鐵道問題と支那革命との間に偶然なる因緣の結ばれつゝあるを感得せずんばあらず。

武漢の天に沖れる革命の火は、忽ちにして燎原の勢を呈し、清朝は爲に斃れ共和政府新に成り、支那の各方面に新しき氣分を漲らしめたるも、これが爲に支那は一時兵亂の巷となり、財政は窮乏し庶政悉く一時弛廢せざるを得ざるに至れり。

鐵道事業も亦此數に漏るゝ能はずして、前清時代に決定せられたる年度割の建設改良が實施せられざるは勿論、既に着手せられたる川漢粵漢鐵道等の工事も遂にこれを中止する事となら、此に鐵道事業は一時頓挫を見るに至れり。

然りと雖も鐵道の如きは、苟くも一國を文化に導き富強に致すに於て、先づ其必要を覺ゆるものなり、從て兵亂の際に於ては、餘力到底これに注ぐに足らざるも一度百政稍緒に就かんとするに於ては最先着手せらるべき處のもの也則ち支那に於て民國元年二月清朝退位し、南北相合し此に統一政府の出現を見るに至りし後、幾何もなくして鐵道の擴張の急務は絶叫せられたり此結果元より多少の政略的意味も含まれたるべしと雖も、南京政府の假大統領たりし孫逸仙を總理とせる中國鐵路公司なるもの〻成立を見るに至れり。

是れより先き北京に南北統一の政府成り百事漸く其緒に就かんとするや、時の各部總長各政見及政策を發表して、其主管事務に對する大體の方針を示したるが、交通總長亦五月十五日參議院に於てこれを述べ更に翌十六日の政府公報を以て鐵道、電信、郵便、航海等に關する意見を發表せり、此發表せられたる政見によれば、革命により是等交通機關が蒙りたる阻害の著しきを說き併せて將來これに處すべきの途を述べたり、故に今此全文を譯出して以て、革命と交通機關との關係及時の施政者のこれに對する政策を知るに便せん。

交通部は前清の舊を承け、軍事の餘に當り、組織多く未だ完全ならず、損失極て重大となす、現に民國初めて建つ、故に革め新を鼎ふるに當り、凡そ路電郵航(鐵道、電信、郵便、航海)の四政は、宜く急に全部御覽し、以て進行を策すべし、現に次序を分列し、三大綱を定めんと欲す、一は秩序の恢復なり、二は弊政の改革なり、三は進行の統一なり、均く切實に能く擧るを以て主となす、敢て高遠を侈語して、徒らに快心の論を作さゞるなり、秩序恢復の理由は何れに在るか、軍興以來路政、電政、郵政は迭りに蹂躙に遭ひ、路政は車輛の失修、路綫の損壞、商貨の停運及各方面の鐵道規則の破壞、收入金の損夫の如き、枚舉に勝へず、電政は乃ち各自二政をなし、彼此相聞ぜず、綫路は割裁し價目は紛岐せり、郵政は卽ち道途梗塞し、檜坊積りに仍り、中外貴賓し機關日に滯る、均く宜く力を竭し法を設け、先づ已損の重要なる大端を完善に修復し、以て進行の基礎を鞏固にすべし、否らずんば則ち依據する所なく、固有の基業を以て尙ほ保護し難し、何ぞ促進の計畫を論ぜんや、弊端改革の理由は何れに在るか、前清專制の時代は、命令を以て法制となし、請託を以て任用をなし、政令は則ち朝夕迭りに更へ、局員は則ち品流複雜し、中央監督の機關は之に因て破壞せり、又況んや官民利を爭ひ迭りに風潮を起し、國利民福は均く計らざる所なり、宜く急速に改革し、法律を修訂し任用を審愼すべし、路政の弊實の如きは、管理の善ならず、且つ借款契約多方に抑制し、彼此互に觝〻に由れり、宜く財力較や充足する鐵道に就て、切實に改良し以て推行して利を盡さんことを期すべし、則ち電政は當に官報を制限し、價目を規定し、以て劃一を昭かにし、再び綫路を修勘し、以て通達を期し更に局制を定め、以て整齊を示すべし、郵政は則ち郵路を擴廣して、萬國郵會に併入し、以て各國の我國の內地に分設せる各郵局の撤去を要求するに備へ、航路は則ち會社を保護し民營を提倡し、以て商本を重んず、以上種々の施設は必ず法律を以て之を規定するを要す、尤も專門の人才或は經驗に富み才識優長なるものを以て分別して事に從ふを要す、庶くは百廢具り擧り而して交通促進の機關方に能く成立せん、進行統一の理由は何れに在るか、我國の交通各政は尙ほ幼稚の時代に在り、之を歐米に方ぶれば、誠に並び論じ難し、必ず須らく全國の進行統一の辦法を謀り、路綫電綫郵綫航綫の如きは、次を以て具を派し、測勘し圖册を編列し、會同討論して次第に施設するの序を定め、年限を配定して異日完備の功を竣るべし。凡そ全國交通の血脈は務て靈活を求め、其國家の力及ばざる所のものは、商家より之を協助し、商家の力給せざる所のものは、國家より之を補助し、通力合作し以て美を列強に競ふことを冀ふ、一面には人才を造就し、以て任使に備へ、力に漸

次永久にすべきの計なり、以上の三端は今日交通整飭の次序となす、惟だ仍ほ財力の窘絀に覩、進行の遲速をなすべし、現在鐵道收入金は不足額の補充、及他處の補助を除くの外幾んど盈余なく、電政は又將に不足せんとし、郵政は從來缺乏すと稱せり、此後の進步如何は尙ほ逆料し難し、根本の圖をなさんと欲すれば、尤も財政各方面に對して、共に補救の法を講らざる能はず、四政の詳細情形に至りては、異日出席し再び詳かに諸君の爲めに之を言はん。

中國鐵路公司

南北統一政府の組織せられし後幾何もなく鐵道布設の議は起りしが、民國元年九月孫逸仙が北上し、袁と會談する處あり、民國開發の爲に鐵道布設の急務なるを說けるより此に孫逸仙を以て中國鐵路總理に任命し、孫をして更に中國鐵路總公司を組織せしめて、支那に於ける鐵道の興築を計らしむる事となれり、此大總統令は民國元年九月九日附を以て發表せられたるが、其全文に曰く

> 富强の策は全く鐵政の交通に藉る、丞に宜しく從速興築すべし、茲に孫文に授るに籌畫全國鐵政の全權を以てし、凡築の路を以て、先づ各國商人と借款招股の事宜を商議し、將來參議院の議決する條例を按照し、合同を訂定し、政府に報明批准し、一面鐵政總公司を組織し以て進行に利す。

是れに依て孫逸仙は支那鐵道に關する全權を委ねられしより、大に其抱負なるものを行はんとし、上海に鐵路公司を置き、着々其計畫を進めんとせり、然かも其計畫なるものは、甚だ大に失し人をして其實行如何を疑はしめたり、而して其計畫は正式にこれを發表せられたる事なきを以て、これを適確に知る事能はざるも、次に揭ぐる彼が滯京中、鐵路協會の歡迎會に莅みてなしたる演說は、其抱負の大體を語るものと稱するを得べく、依て以て其計畫を察知し難しとせず。

> 諸君今日の歡迎は小生實に抱歉をなす、只今偉論を承はるを得、何れも素より經驗ありて規畫宏遠に、極て欽佩をなす、現在中華民國成立し、共和の目的を達するを得て、人々皆志願足れりとせり、然るに愚は卽ち以爲へらく未だし、必す中華民國をして、地球上に立て莫大の强國たらしめ、然る後快とす、特に今日の中國は既に貧にして、且つ弱なり、爲ざ克く此に臻らんや、故に能く地球上に自立せんと欲せば、富强に如くなし、富强の道は交通政策を擴張實行するに如くなし、世人は皆農工商礦を富國の要圖となすを知り、交通機關の以て之を運輸するなければ、則ち悉く皆失敗することを知らず、譬へば廣邑香山縣の如きは、縣城より廣鄉に至る、五十里に過ぎず、舟車通ぜず、人は肩を以て物を負ひ、每百斤の運費約一元なり、一噸を以て之を計れば、七元を下らず、米國より數萬里を經て貨物を運送して中國に至るには、每噸二元半に過ぎず、中國と西洋と同一の貨物にして價値五元とし運費を加へて之を計れば、米より來るものは七元半に過ぎず、而るに中國の自ら運送するものは則ち十二元なるが如し、人情は廉價を喜ぶ、斷じて廉を舍て貴を買ふ能はず、則ち交通便ならざれば、實業必ず發達すること能はざることは、以て斷言すべし、前年安南廣西に於て、曾て農家の古穀を燒燬するを見て、其理由を詢ひしに、運輸通ぜず藏蓄すべき所なきに因り、之を棄すと答へたり、之が證となすべし、故に今日富國の策を謀らんと欲せば鐵道を擴充するに非されば不可なり、愚見は十年間に二十萬里の鐵道を建築せんと擬せり、傍人に於て突然此を聞かば、詫異するならんも、若し最も淺近最も簡單の法を以て之を言へば、則ち人々共に曉らん、譬へば十人の一年の工作を以て一里の鐵道を築造するものとし、此を以て之を推せば、則ち二十萬人は一年に二萬里を築造すべきが如し、中國四億の人民を以て之を計れば、能く鐵道工事に當るもの、豈二百萬人に止まらんや、只だ一人にて二百萬人を驅役することは、或は易からず、或は

各小團體を以て分ち辦ぜば、則ち規畫目ら易し、期するに二十年を以てせば、卽ち範圍は更に寬にして、其成功は勞を操るべきなり、惟だ是れ此種算を量るに、心ず六十億元を要すべし、米國鐵道毎年の收入七億を以て計ることせば、中國貨幣に換算して、十五億元を下らず、收入を以て支出を差引けば、大約純益金六七億元にあり、十年を以て之を計れば充分に本金を還へすべく、將來は毎年十數億を增加せん、則ち現在中國毎年の收入を三億とすれば、其多きこと四倍以上なり、則ち民間の負擔力は銳減して、各事を興辦すべく、必ずしも貸を患へず、而して鄙人は尤も時間の短縮を以て最要とす今日草創の始めは、鐵道の速成と否とは、得失に關せざるが如しとなすも、其後の鐵道利益滾〻の日より、首を當初に同らさば、其時間は豈一刻千金に止まらんや、極めて寶貴となす、假令へば米國の收入十五億元は、平均して日割を以て之を計れば、毎日四百萬元なり、若し十日間建築、遲延すれば四千萬元なり、光陰を延誤し、坐から巨款を棄つ、豈惜むべからざらんや、故に鄙人は尤も迅速を以て要となす、此鐵道に藉れる農工商業の運輸に至ては、直接間接に官民の益を受ること、豈倍蓰に止らんや、故に今日富國を言はんと欲すれば、必ず此を以て始とす、亦た此を捨てて別に良策なきなり、强國の一節に至ては、譬へば中國二百萬の兵を有し、二十余省に分布すとせば、毎省平均十萬に過ざるのみ、他國は三十萬の兵を以て勝を制して餘まるが如し、蓋し他國は三十萬の兵を以て、十萬に敵し二百萬に敵するに非るなり、其勝を制することは斷言すべし、其理由は皆な交通不便にして、運兵運餉は數ヶ月に非れば達する能はず、其達する時に及べば、則ち大事已に去るを以てなり、則ち二百萬の兵と名くるも、兵なきに同じ、今若し鐵道交通せば、百萬の兵にすぎずして、已に充分なり、蓋し運輸便利なれば、數日に過ずして達すべく、此を分てば少しと雖も、之を合すれば則ち多し、百萬の兵を以て、三十萬の兵に敵し、加ふるに主客勢を異にするを以てせば、勝たざるなきなり、故に鄙人以爲へらく、國を强くすることを謀らんと欲せば、亦た必ず鐵道の擴充より始むべきなりと、以上の各節は僅かに愚見の及ぶ所に就て諸君に布說するなり、尙ほ諸君の敎を乞ふ、如し果して諸君にして斯言を淺々とせず、各其經驗及專長を出だし、以て之を經營せば、鄙人は中華民國の最富强の國となることを斷言すべし、亦た中華國民は地球上最も有名なる、最も富强なる國民となることを斷言すべし。

更に彼は又北京より上海に歸りて後、九月十六日を以て特に上海新聞記者を招待して、其席上彼の鐵道計畫なるものゝ一端を發表せり、其要に曰く、

鐵道敷設に關する協定は支那政府之を爲さずして、孫文一切之に任じ、必要なる借款も亦政府とは獨立に、孫文自ら其の任に當る、而も現在の第一回計畫は、十年以內に完成の見込なり、鐵道の敷設權は外國資本家に一任するやも測られず、然れども四十年を經たる後には、政府は總て之を回收するを得べし、要するに鐵道敷設に必要なる資金は、之を外國に仰ぐことゝなるべきも、支那政府は投資銀行とは、何等直接の關係を有せず、卽ち吾等は此の目的の爲めに、先つ中外合資會社數個を創設し、鐵道に關する總ての約定は、總て此の會社の名を以て締結し、鐵道會社と政府との間に、差別を設けんと欲するなり。

又予の所謂第一回計畫は次の諸線を含む、卽ち一、廣東——成都線、二、廣東——雲南線、三、蘭州——重慶線、四、黃河に沿ふて伊犁に至る線五、太沽(湖口附近)——廣東線、六、天津——綏州思線之なりと。

卽ち彼の鐵道計畫なるものは頗る大規模のものにして、十年間に六十億の資金を募り、二十萬支那里の鐵道を布設せんとせしにあり、而して日を約ると共に彼は漸く其計畫を進め、十月に入りては袁總統に對し、鐵道籌備事務分所を、天津、太沽、奉天、長沙、伊犁、大連、蘭州、重慶、廣州、香港、成都、武昌、太原、張家口等に置き、上海總公所の指令を奉じて鐵道事務の敏速を計るべき事を建議し、又支那從來の鐵道の建設費等に就いて調査を進むる處ありたり。

六十億の資を募り、二十萬里の鐵道を布設すべしと爲す

が如きは、甚だ實際に迂る暴論の如くなるが是れに對する孫逸仙の計畫は次の如くなりき。

六十億の資金を二十億宛の三部に分ち、更に之を十區に小分して、一區の割當を二億宛となす、而して三部とは國內、海外居留民及外國の三等にして、更にこれを次の如く小區分す。

國內　一、山西　二、廣東　三、河南、江蘇　四、直隸、山東　五、福建、浙江　六、湖北、湖南　七、安徽、江西　八、東三省　九、雲南、貴州、陝西　十、甘肅、四川、新疆

海外居留民（只十區とし區分は明記せず）

外國　一、日本　二、歐西亞　三、英國　四、佛國　五、米國　六、白耳義　七、獨逸　八、塊太利　九、和蘭　十、伊太利

斯くして孫逸仙の計畫は着々其歩を進むると共に、二年四月に至り中國鐵路總公司條例なるもの愈正式に發表せられ、其權限等も明かとなれり、今次に該條例の要點を譯出せん。

一、鐵路總公司は政府所辨の已成未成、及草案成立の交通部直接辨理の鐵道其他他公司に許可したる鐵道を除くの外、全國の各幹線全部の布設權を有す

二、鐵路公司に法律によりて享有する普通公司の權利の外次の特權あり

イ、前記線路を測定するの權

ヒ、前記各路華洋借款募集の權

ハ、前記各路管理の權

ニ、前記各路に附屬する必要事業を兼營するの權利

ホ、前記各路に必要の官地及民地を買收するの權

三、鐵路總公司所辨の鐵道に對しては、政府は保護及補助の責に任す

四、鐵路公司所辨の鐵道は將來全部國有に歸せしむべし

而して六月に入りては、愈其工程司陸耀廷を派して、八ヶ月の豫定を以て之れより梧州、柳州、貴陽を經て重慶に至る間二千四百餘里、重慶より思南、銅仁、沅州、桂林を經て梧州に達する一千八百餘里の二線を實地踏査せしめんとして、出發せしめ漸く其實績擧らんとするに際し、偶南北の揆離漸く甚だしく、遂に干戈相交はるに至り孫逸仙亦南方に加擔したるの故を以て、袁世凱は二年七月限を以て、鐵路公所經費の送金を中止し、更に七月二十三日を以て孫逸仙の鐵路總理を免じたるを以て、此に事の爲すなくして中國鐵路公司なるものは廢滅に歸せり、中國鐵路公司は斯くして、支那鐵路史上の一エピソードたるに過ぎざりき。

鐵道國有の實施

清朝は其末年に於て鐵道國有の計畫を樹て、夫れが爲に四川省民の反抗を招き、次いで武漢の起事あり、遂に退位の止むなきに至れるが、民國成立後に至りても、新政府は鐵道に對しては前清時代の方針を踏襲し、これが國有を策するに至れり。

元來支那にある鐵道は民有に係るもの多く、爲に統一を缺くは勿論、各自資金に窮し爲に屢外資を仰ぎ、爲に政權徒らに外人の手に歸し、又經營宜しきを得ざる爲に、頻に損失を重ぬるもの多きが爲、これを國有として統一するは

支那の鐵道政策として、當然なるもの也。

斯くて新政府は此方針により各私有鐵道に對して交渉を開始し、或は官憲或は地方有志をして、彼等株主に說かしめしに、折柄革命戰亂の後を承けて、財界窮迫し到底民力を以て鐵道の建設改良をなす能はざる事を、適切に自覺せる際なりしを以て、此交涉は意外に早く成功せり。

而して鐵道國有契約の先づ第一に決定せしは、往年最も行惱を極めし川漢鐵道なりき、川漢鐵道會社株主は政府よりの內交涉を受け、元年九月中株主會議を開き、遂に全部を國有に歸する事を承認し、四川都督胡景伊を經て、官吏を派しこれが引繼をなさん事を電請するに至れり、其結果遂に十一月二日を以て會社側の代表者劉聲元と交通部の間に、國有契約の調印を見るに至れり該國有契約は總て七ケ條より成る、今其主要點を示せば次の如し。

一、川渙鐵道會社の宜慶一般全線の有する工事地段、機材、廠房等は、株主會議の議決せる方法に照らし、國有に讓歸し、此外川渙全線は當一然これに照して處理す

二、會社現存金は株主會議の議決せる方法に照らし、會社にて收回して實業を自辦す

三、宜昌路工より發行したる工事受負金の公債及借入材料代等九十餘萬兩は國家より代償す

四、凡て公司の直接間接路工に用ひたる金額は、均しく部より定期の約束手形を給與し、接收の日より年六分の利子を附し、每月一日利子を支拂ふ

次に國有を實行せられしは洛潼鐵道也、蓋し支那は海州蘭州間の海蘭鐵道を、支那の東西幹線として、布設するの計畫あり、これに對して大借款を起さんとす、而して洛潼鐵道は其中間の一區分に當るを以て、先づこれが國有を行ふの要ありとし、交通部より交涉の結果同鐵路公司は二年四月九日より三日間株主會議を開き種々討議の上、遂に國有に贊成し、又河南省議會も四月四日これが爲めの特別會議に於て、國有案に贊成し、茲に遂に國有に決せり、然れども該株主中には、尙國有に反對の運動を爲し、又は舊株主として種々の要求を爲すものもあり、未だ悉皆落着するに至らず。

粵漢鐵道亦南北幹線の一部に當り、支那鐵道中重要なる一線なり、依つて交通部は久しくこれを國有と爲すに意あり、先づ湖南線より回收せんと欲し、前淸時代より此交涉を開始せしが、未だ成らざるに民國政府の成立を見たり、而して革命後更に此交涉を再起せしめ、譚人鳳、黃興に依託して親しく此交涉に當らしめ、湖南都督譚延闓亦熱心協力これに盡せしも、株主側は回收には應ずべきも、公私の資本金八百餘萬圓の全部を、一時に現金にて拂戾さん事を、强硬に主張し爲に交涉成立せず、一時中止の止むなきに至れり、然るに其後交通部秘書張緝光の長沙關監督として赴任するに至りしより、張に湘路公司との交涉を托し、爾來着々交涉を進めたる結果、漸く二年度內に二百萬元を授與し、他は回收後第三年より起り十二ケ年內に分割償還する事に大體の協商成り、同公司よりは總理陳文瑋、理事傅定祥を代表として、北京に派遣し更に交通部と直接交涉せしめし結果、遂に二年六月下旬、愈國有契約の調印を見たり、

其契約の要項次の如し。

一、湖南省内の原定粵漢鐵道の幹線及三佛支線中、湖南の占むる七分の三の線路に於ける、已成未成線内の財產及一切の權利は、全部國有に收歸し、交通部にて直轄す

二、公司の協議は元年十二月末日に締切る

三、公司の收入したる商股、房股、租股、薪股、賑糶米股、鹽斤配銷捐等の一切は、全部公司の資本と認む

四、公司の資本は全部現金にて甲乙の二種に分ち償還す、其甲種は商、房、租、薪の四股の株金を指し、二年度に於て一百萬元を償還し、殘額を三、四の二年割賦償還し、其乙種は米鹽捐の株金を指し、引繼後第三年目より十二年間に每年二回宛償還すべし

湘路に次いで國有とせられたるものは蘇路なり、蘇路とは蓋し滬杭甬鐵道の一部なる上海、嘉興間の四十三哩なり、該公司にては交通部の交涉に應じ、二年四月二日を以て、株主會議を開き國有案を可決したる上、四月十日交通部に正式にこれを願出でたり、それより公司よりは楊廷棟を代表者として、北京に赴かしめ、親しく交通部と磋商の上遂に二年六月下旬。次の如き要項を以て、國有契約十三ヶ條の調印を了せり。

一、公司は滬嘉線及附屬一切の財產及權利を國有に讓歸し交通部の直轄となす

二、公司の資本正股三百四十七萬六千五百二十三元及息股百七萬三千八百九十五元は部より有期證券を交付し、接收の日より五年內每年三回宛に現金に引換ふべし

三、公司取消後清算機關を設け財產等を調査す

四、二年七月一日引繼を實行す

次いで江西省の南潯鐵道亦國有に歸する事となれり、卽ち江西省議會は既に二年七月初に於て、國有案を可決したるが、政府に於て資本金の六割のみを償還すべしと稱せる爲めに株主中に異議を稱ふる者多く容易に決せざりしが九月二十八日に至り株主會議も亦國有に贊成し此に南潯鐵道も亦國有に決せり

斯くの如くして今や支那鐵道中、民有に屬するものは漸次に減少し、殘れる若干線も亦遠からず、京奉、京漢、津浦等の大鐵道と共に國有に歸し、此に支那鐵道統一の機運を見るに至るべし、支那は元來制度文物省每に其制を異にする事多く爲に不便多かりしが、殊に交通機關の如きは、相互聯絡の必要ある爲これが統一は最も急務なるべし。

四、革命後の鐵道工事

革命後に至つて開通せる鐵道及工事を開始せる鐵道少しとせず、今是等の鐵道につきて大要を略述せん。

革命後先づ第一に開通せるは津浦鐵道なり津浦鐵道の開通は民國元年六月二十一日なり、元來南北兩段に別れ、黃河以北の北路は獨逸、黃河以南の南段は英國投資權を有す、五千萬磅の借款契約は一九〇八年一月に成立し、爾來北段は一九〇八年六月三十日天津に、南段は一九〇九年一月南京に各開通式を擧げて工事に着手せり、南段の延長二百二十哩六十六鎖此工費三百五十萬磅にして、明治四十四年中に開通を見たり、北段は延長三百八十九哩七十三鎖にして明治四十五年六月に入りて始めて開通し、此に全線の工事成り、遂に同年十二月四日より南北直通列車の運轉を開始

するに至れり。

次いで開通を見たる滿洲の吉長鐵道也、吉長鐵道は元清國自ら布設せんとせるものなりしが、明治三十八年十二月の日清兩國の滿洲に關する協約四十年四月及四十一年一月の吉長鐵道布設契約により、日支共同して布設する事となれり、斯くて四十三年一月十五日日本技師監督の下に、吉林及長春の兩端より工を起し中途資金の不足其他幾多の故障ありしも、遂に民國元年十月二十二日を以て全通するに至れり、其全線延長八十二哩工費三百六十萬兩を要せり。

更に又最近に至り張同鐵道の全通を見たり、張同鐵道とは張家口より歸化城に達する計畫線の第一期線にして、張家口より天鎭を經て、山西省大同府に達する六十七哩の鐵道也、支那は嘗て獨力を以て京張鐵道を布設したるが、其後更に張家口より歸化城に達する鐵道工事を進めつゝありしが、民國二年十二月に至り、張同間の工事成り其十三日より列車の運轉を見たり以上は革命後に至りて開通せる鐵道の主なるものなるが、革命戰亂中、一時中絕せし鐵道工事も、其後漸く秩序の回復すると共に、再興せられ、目下工事進行中の鐵道多し、是等は遠からず、開通を見て、大に支那の交通を便益ならしむる事なるべく、其主要なものは次の如し。

一、開海鐵道　其第一期線路に清江浦南通州間の工事開始せらる
一、洛潼鐵道　前清時代の工を追ふて工事中
一、川漢鐵道　宜昌より工を起せしが革命中一時中絕し、其後更に工を起せり
一、粵漢鐵道　粵漢鐵道の湖北線及湖南線共に盛に工事をなしつゝあり
一、開徐鐵道　開徐鐵道の第一段開封府封禪間百二十清里は更にこれを三小段に別ち工事に着手せり
一、浙江鐵道　杭州寧波間の鐵道は元年十二月末迄に寧波附近九哩の間竣工せり
一、新寧鐵道　工事大に進み江門迄開通し更に江門の河岸と新埠頭を接續すべき筈

五、革命後の鐵道計畫

革命戰爭中は鐵道の計畫の如きものは、一切提唱せられざりしが、一度治平に赴き殊に孫逸仙が鐵道速成の必要を說きしより、各地に鐵道布設の計畫せらるゝもの頻々たりき、其多くは畢竟計畫のみに止り、眞に布設を見るは前途遼遠なるべきが、今其等の計畫線路の主なるものを揭げて參考に供せん。

線路名	區間	計畫者
瓜徐鐵道	瓜州—徐州	鐵路公司
吉琿鐵道	吉林—琿春	施肇基、宋教仁等
山東河南鐵道	兗州—河南州	山東省議會、
閩馬鐵道	福州—馬江	福建交通司長黃乃裳の女婿林某
安徽鐵道(甲)	蕪湖—南京	安徽都督
安徽鐵道(乙)	蕪湖—寧國	安徽都督
浜邕鐵道	雲南見明鮮—廣西南寧	
南萍鐵道	南昌—萍鄉	
錦朝鐵道	錦州—朝陽	
浦信鐵道	浦口—信陽州	交通部
新法輕便鐵道	新民屯—法庫門	奉天都督

丹寧鐵道	丹　陽—寧　國	商辦丹寧鐵路公司
安正鐵道	蕪　湖—正陽間	安徽都督
西荊鐵道	西安府—荊紫關	交通部
常玉鐵道	常山縣—玉山縣	浙江省鐵路總局
海關鐵道	海　州—關　州	交通部
浦信鐵道	浦　口—信陽州	同鐵路局
歸成鐵道	歸化城—成　都	交通部
廣重鐵道	廣　東—重　慶	鐵路總公司
雲南鐵道	雲南府—百色廳	雲南都督
開海鐵道	開　原—海龍城	
四洮鐵道	四平街—洮南府	
洮熱鐵道	洮南府—熱　河	
海吉鐵道	海龍城—吉　林	
長洮鐵道	長　春—洮　南	

六、鐵道と借款

武漢起事後は北京政府も革命軍政府も財政窮乏し、これを救ふに途なく屢外債を仰ぎしが、南北統一成りて、後も、財政の窮乏は益甚だしく、苟くも擔保の供すべきものあらんか依て以て借款をなし以て一時の急を凌がんとせり、而して從來既に布設せられたる鐵道、及有利なる鐵道の布設權の如きは、最も外國の垂涎置かざる處のものなるを以て、これによりて借款を行へるもの甚だ多し、今其主要なるものを擧ぐるも實に次の十數者に達す。

一、滬杭甬鐵道借款

南方革命軍政府の財政窮迫せる爲に、我大倉組より貸付けたるものにして、滬杭甬鐵道中上海嘉興間の所謂蘇省鐵路を擔保とせるものなり。

金　額　三百萬圓
利　子　年八朱
据置期間　五箇年
償還期限　据置後五箇年
成立時期　民國元年一月

二、京張鐵道借款

北京政府は大借款未だ成立せずして、財政甚だ困難せし際、京張鐵道が何國よりも借款せし事なきを幸とし、これを擔保として、白耳義シンジゲートより借款をなすに至れり、然れども時恰かも、四國團と大借款の交涉中なりしを以て、此借款約は四國團を蔑如せるものなりとて、大に支那と四國團との間に、難問題を惹起せり。

金　額　一百萬磅
利　子　五厘
借款期限　一年
成立時日　元年三月十四日

三、南潯鐵道借款

江西省の九江南昌間の鐵道工費及舊債償還の爲に、日本の東亞興業會社の間に契約せられたるもの也。

金　額　五百萬圓
利　子　六厘半
借款期限　十五年
成立時日　元年五月二十三日

四、滬杭甬鐵道（浙路）借款

最初大倉組が南京軍政府の借款に應せんとするや、滬杭甬鐵道全體を擔保として、七百萬圓を貸付けんとせしが、中途或事情の爲に蘇路のみに止めたり、而して其一半たる浙路卽ち杭洲嘉興間の一段に對し、米國ダラー商會は三百萬弗を貸付けたり。

金　額　三百萬弗
利　子　年六分
其借款期限　十五ヶ年
成立時日　元年五月

五、海蘭鐵道借款

海蘭鐵道とは東は江蘇省の海州に起り、途中洛潼鐵道を其一部分とし、西安を經て西は甘肅省蘭州に達する、全長約一千一百哩の大鐵道なり、支那は財政窮乏の爲本鐵道の布設權を與ふるの名目の下に、白耳義より一億圓を借款せんと、元年十月の頃より交涉を開始しつゝありしが、遂に二年八月に至りて成立せり。

金　額　一億圓(二億五千萬法)
利子其他不明
成立時日　二年八月十四日

六、浦信鐵道借款

江蘇省浦口より河南省信陽州に至る間の、鐵道布設費及改良費として、英國銀公司より借入れたるものにして、支那側の契約者は同鐵道總辨沈雲沛にして、交通、財政兩部これを批准し、議會亦協贊を與へたり。

金　額　三百萬磅
利　子　六分
償還期限　三十年
据置期間　十年
成立時日　二年六月

七、歸成鐵道借款

交通總長朱啓鈐と白耳義シンジゲートとの間に締結せられしものにして、歸成鐵道の布設鐵通に供すと稱せらるゝ、歸成鐵道とは、端を歸化城に發し、大同、大原、西安等を經て、四川省の成都に達する全長約千六百キロメートルの也。

全　額　一千萬磅
利　子　五分
敷設期限　測量完成後五年
成立時日　二年八月十四日

八、廣重鐵道借款

廣重鐵道とは廣東省城廣東より、桂林を經て湖南貴州に入り重慶に達する鐵道にして、此借款契約は次の要領を以て、英國ポーリング商會代表者フレンチ卿と、中國鐵路總公司總辨孫逸仙との間に締結せられたり。

金　額　四千萬圓(不足なる時は更に必要額)
利　子　五分
成立時日　二年八月

九、雲南鐵道借款

雲南省には元來雲南府より、曲靖、羅平を經て貴州に入り、更に廣西省の百色廳に達する鐵道布設の計畫あり、雲南

は元來佛蘭西の勢力範圍なる關係より、佛國は頻に此布設權を得んとせしが、久しく雲南に垂涎しつゝありし、獨逸禮和洋行は遂に是れが投資權を獲得せんとせり。

金　額　三千萬圓
利　子　五朱八分の一
其完全に成立せしや否やは疑問也

十、廣澳鐵道

廣東、須門間百四十九哩の鐵道を布設せんとするの議は、前清時代よりあり、爲に廣東に於ては廣澳鐵路公司を組織し、資金募集中なりしが、應募意の如くならざる爲遂に香港上海銀行より借款するに至れり。

金　額　百五十萬磅
利　子　七厘
償還期限　十五年
成立時日　二年十月

十一、安正鐵道借款

安徽省城安慶より正陽關に達する鐵道にして、資金募集意の如くならざる爲、我日本の東亞興業に對し借款を申込み來り、其結果二年二月一千萬圓の借款契約成立し、內二十萬圓を前渡として交付せり、然るに後該鐵道は北京政府より布設權を取消されたるが、目下更に其復活の計畫中也。

此外未だ細目の協定を終らざるも、我日本は十月五日を以て支那より滿州に於ける、開原海龍城間、四平街洮南府間、洮南府熱河間、長春洮南間、海龍城吉林間の五鐵道の布に就いての利權を獲得せり。

更に又露國は哈爾賓の西なる對青山より墨爾根、愛琿、を經てブラゴヴエチエンスクの對岸大黑河に達する鐵道、及齊々哈爾より洮南府に達する間の鐵道布設權を要求しつゝありと云ふ。

而して獨逸亦濟南府より順德府に達する鐵道、及膠州灣より沂州に至る鐵道の布設權を要求しつゝあるが是等の鐵道布設權は、支那民國承認の代償的の意味を以て近く各許可せらるゝに至るべし。

革命後列國は頻に支那に於て利權を獲得せんとし、支那又列國の支那に寄せたる好意に對する報酬として、或程度迄これを與ふるに、吝かならざるものゝ如くなるを以て、鐵道布設權の要求等頻々として起りつゝあり、是れより支那は暫く又利權爭奪の區となるべし。

七、鐵道の收入及經費

支那鐵道の收入は革命後概して增加し、今後又益增加せんとするの趨勢を示しつゝあり、今交通部が發表せる民國元年全國の官有鐵道の收入を見るに、大略次の如くにして、これを前年に比するに收益の減少せるは、只僅に昨萍鐵道のみにして、其他は悉く百數十萬元乃至數十萬元を增加せりと云ふ。

一、京奉鐵道　一千三百餘萬元
二、京漢同　一千二百四十萬元
三、京張同　二百八十餘萬元
四、滬浦同　四百餘萬元

五、粵漢同　二百六十餘萬元
六、滬寧同　七十餘萬元
七、九廣同　六十萬元
八、正太同　二百四十餘萬元
九、道清同　五十餘萬元
十、吉長同　二十餘萬元
十一、株萍同　二十七萬餘元
計　三千九百餘萬元

尙次に參考の爲、交通部が二年度各鐵道の經費豫算として調査せる處のものを掲ぐれば次の如し

線路	所要經費
京奉鐵道	一、九五九、二八〇元
京漢鐵道	九、六八二、二五一
正太鐵道	一、二九三、二一〇
道清鐵道	一八六、〇〇〇
九廣鐵道	六二、〇四一
吉長鐵道	一、一九〇、九〇〇
株萍鐵道	二一六、六〇〇
京張鐵道	六六二、〇六八
張綏鐵道	一、七〇二、七二八
滬浦鐵道	二、四九四、四三〇
計	二〇、四四九、三〇二元

二一　水運

一、革命と長江水運

革命事變は長江下游を中心として起り、約半載の久しき兵亂の巷となりし爲に、楊子江に於ける水運業者が蒙りたる打撃少なからず、卽ち革命事變後は、招商局の汽船は殆ど全部、これを軍用船として徵發せられ、太古、怡和、美最時の三洋行、東方、鴻安の二公司は、其上海漢口線、漢口宜昌線、漢口湘潭線等の長江航路全部を中止せざるべからざるに至れり、これ蓋し長江流域が戰亂の巷となりし爲、時に砲火の慘を蒙り、時に掠奪の不幸に遭遇するが爲也。

而して革命中獨り非常の危險を犯して、其定期航路を持續し、長江沿岸に於ける交通に支障なからしめたるものは、我日清汽船會社のみなり、我日清汽船會社は革命動亂中と雖も、其定期の航路を休止する事なく、平常の如く往復せしかば、爲に內外人の蒙れる利益は甚大なるものあり。

事情斯くの如くなるを以て此間に於ける招商局其他の義和、怡和洋行等の損失は莫大の額に達し、招商局の如きは之れが爲に、他日遂に會社資渡の交涉をさへ起さゝるべからざるに至れり。

二、招商局の營業狀態

招商局は資本金四百萬兩の純然たる支那人の株式會社にして、本店を上海に置き、楊子江沿岸、及南北支那沿海諸線の航路を營み、其所有汽船は三十二隻、約五萬噸に達す、而して其創立甚だ古く、支那政府よりは、常に厚き保護を蒙り、各港に置ける設備は最も整備し居れり。

然かも同社の營業成績は年々缺損に缺損を重ね、萎靡振はず、常に多大の繫船を擁して、辛うじて業務を繼續しつゝあるが如き有樣なり。

是れ畢竟內部の不整理、受負制度の弊害配船の拙劣等の

支那人の新式企業に對する能力の缺乏と、使用汽船の老朽、高等海員の缺乏、不法なる政府の監習等の爲による、今革命事變中に於ける損益勘定を見るに、革命事變の起りし一九一一年には約六十八萬三十兩、其翌十二年には約八十二萬九千兩の缺損を見たり今次に是等の損益勘定の詳細なる表を掲げん。

資產負債表

借金の部

資本金	四〇〇〇〇〇〇・〇〇〇兩
保險金資本部	四五〇〇〇〇・〇〇〇
通商銀行借入金	五〇〇〇〇・〇〇〇
匯豐銀行借入金	一〇六一〇七四・二〇〇
他店勘定	六〇五二九〇・二四五
預り金勘定	一二〇八一九・五四〇
仕拂未濟配當金	四〇六〇七三・二五〇
仕拂濟餘剩	一〇四七・六四三
船價償却	二六六三・〇四一
船舶保險積立金	三三六九六六二・三二三
倉船解成船保險積立金	一三六三八四・五〇〇
積立金	二九二一五三・〇七〇
合計	九四九五一六七・七四九

貸方之部

船舶代價	二二五五〇〇〇・〇〇〇兩
解成船倉船代價	三二〇〇〇〇・〇〇〇
地所建物代價	四二六五〇〇〇・〇〇〇
支店勘定	六〇四九三・九九二
未決算勘定	三一二八八四・四三七
運軍部管附貸付金	四〇二三四六・三〇〇
荷爲替立替金勘定	二八六九・〇五〇
貯蓄石炭有高	七五四八〇・一九七
渓冶洋廠鐵公司株券	一〇一九〇八〇〇・〇〇〇
招商局内河小蒸汽株券	五〇〇〇〇・〇〇〇
大德擔油公司株券	五〇〇〇・〇〇〇
各倉鐵道株	四五二一・八〇〇
新船構造代價	一一二六五〇・〇〇〇
聯益聯和兩船に對する持株	六八〇五二・〇〇〇
配當支拂準備の爲め所持する通商銀行株	四〇〇〇〇〇・〇〇〇
現金在高	一一〇〇〇〇・〇〇〇
各店什器	一〇〇〇〇・〇〇〇
清米廠袋	二〇〇〇〇・〇〇〇
合計	九四九五一六七・七四九

損益勘定表

收入之部

北棧收益	五四二五二・五〇九
華棧收益	九四一六・六二〇
倉敷料	九二五四七・四七八
各地建物賃借料	一四六三二三・九二四
利息	四四九一五・八二五
不用品拂下	八七二・三五八
天津太沽解賃	一一一四六・四一四
雜收入	七四八五三・三二四
合計	四三四三二八・四五二

支出之部

運賃勘定缺損	二二九二一一・九七六
運漕局支拂	四四四七八・五九五
各地借地料及地稅	八四六五六・七六一
諸修繕費	五一三六三・一六六

其地の諸費用　三〇七五七一・一四九

合　計　七一七二八一・六四七

差引缺損　二八二九五三・一九五

外に今季配當金　四〇〇〇〇〇・〇〇〇

合　計　六八二九五三・一九五

招商局最近の決算表

借方計算

科目	
資本金	四・〇〇〇・〇〇〇
保險部資本金	四五〇・〇〇〇
通商銀行借款	五〇〇・〇〇〇
滙豐銀行借款	一、六〇一・〇七二
上年滯款	六〇五・二九〇
缺	一二〇・八一九
紅　利	四〇六・〇七三
未付紅利	一・〇四七
船舶棧房修理費積存款	二・六六三
保險積存款	二、三六九・六六二
暨船拖船保險在款	一三六・三八四
普通積存款	二九二・一五二
共　計	九、四九五、一六七兩

貸方計算

支店計算	六一・四九三
花客計算	三一二・八八四
運軍部督貸款	四〇二・三四八
貨物滙兌手形	二・八六九
貯藏石炭價額	七五・四八〇
漢冶萍公司股票	一、〇一九・〇八〇
招商內河小輪公司股票	五〇・〇〇〇
大德揸油公司股票	五・〇〇〇
各倉鐵路公司股票	四・五二一
建造新船存款	一一二・四〇六
聯益及聯和船價	六六・〇五二
紅利準備金	四〇〇・〇〇〇
現在規銀	一一一・七八九

計　二百六十二萬五千六十七兩

除暨順號外二十八艘船價

計　二百二十五萬五千兩

拖船小艇雜種船等三十二艘

計　三十三萬兩

建築物棧橋土地

計　四百二十六萬兩

各支店生財及漕米麻袋三〇〇〇〇兩

共計九四九五一六七兩

損益表

收入之部

北棧純利	五四・二五〇
華棧純利	九・四一六
棧　費	九二・五四七
各地地基房屋收入	一四六・三二三
各種子息收入	四四・九一五
廢物售賣收入	八七二
天津太沽拖船收入	一一・一四六
各種輪收入	七四・八正二
共　計	四三〇・三二八

支出之部

各船經費	二三九・一一二元
漕運費	四七・四七八

名地租稅費	八四・六五六
各地修理費	五一・三六三
各項經費	三〇七・五一七
共計	二八二・九五三
支出盈餘收入	四〇〇・〇〇〇
本期紅利一成	八二八・九五三

船名	請負高	買辦
新銘	二千一百五十元	唐瑞其
新濟	一千三百元	沈山
新豐	一千三百元	鄒少甫
新康	五百元	鮑租壽
廣濟	二百元	唐伯川
愛仁	三百元	吳廷階
廣大	二千一百五十元	鄒仲瀚
廣利	一千九百六十元	鄒次韶
飛鯨	五百元	陳光敏
海晏	一千二百元	趙培元
安平	一千七百五十元	葉潔甫
新裕	一千四百元	張永福鄒某
泰順	一千三百元	沈山
致遠	一千五百元	鄒次韶
普濟	八百二十元	江積佑
圖南	三百五十元	吳廷階
江新	三千〇一元	倪培安
江磐	二千三百五十元	黃廉廷
江寬	二千元	林曉泉
江永	一千九百元	陳松梅
江厚	一千六百五十元	陳德琳
江天	三百八十兩	盛星橋

快利	一千元
固陵	三百三十元

朱紹嘗
唐少吳

三、招商局改組問題

招商局は近年來經營甚だ困難となれる際偶革命事變あり、更に甚大なる打擊を蒙れる結果、如何にかしてこれが救濟を計らざるべからずとし、遂に同局改組問題を生するに至りしは明治四十五年七月中の事なりき、當時同局の將來に關し立てられたる案三箇あり、七月十四日特にこれが爲に開かれたる臨時株主總會は遂に大多數を以て、此第三案を可決するに至れり。

第一案　外國人を雇入れ代辦せしむべし

本局の船務は總船主以下皆外國人を雇用する事殆ど習慣となり居れり、今太古、怡和局等の社に倣ひ、外國人を雇入れ局務を主辦せしめ、舉凡は只會社の出資高となるのみにて、大權は全然外國人に付與するものとせんか、恐らくは主客顚倒弊害限なからんとし出席株數二萬四千中四十七の少數にて否決。

第二案　政府の專辦を請ふべし

外國の實業會社には多く國家の補助奬勵あり、招商局は支那航運業の一大會社にて、其當初各省の官金によりて扶持せられ、其後官金は既に全部償還したりと雖も、運漕及土地家屋買入等、官憲の助力を仰がざるものなし、民國成立したる今日は、前清時代と同じからず、航運を振興し海權を鞏固にするは、政府の當然なすべき事也、其方法或は官督商辦によるか、或は官商合辦に由るか、或は官營となし株主には、年一割の利子給與を保障し、營業上の損益に關しては、株主は一切干渉せず只財產全部は株主全體の公產となさんか唯恐る中國官商情意未た融和し易からず、且政府營業を專辦する以上は、株主は無權利にてこれに干渉し難く、若し

これが信用を保たんとせば疑議を增すのみとて六千六百五十五の少數にて否決。

第三案　新會社を組織し全權をこれに與へて會社の業務を辨理せしむ

招商局株金は四百萬兩なるも、財產の評價は一千萬兩に上れり、今折半して一定の金額とし、大資本を募集し一の新會社を起し、業務を辨理するの全權を付與し、此資本金は舊株主に優先募入を許すも、其希望するものは、株券に若干の割增を加へて買收したる後は、舊會社に關する一切の事件は、悉く新會社の全權に歸し、新會社に加入を希望する株主の株金は、從前の通り利害を共にし、脫退したる株主は一切新會社に關係なきものとす但し外國人は募入を許さず、專ら中國人より株金を募集す、是れ別に業務經營の人を集むるの目的にして、決して會社を資物とするにあらざれば、弊害なかるべしと信ず、依てこれに贊成し詳細明晰に此事由を一般株主に布告し其贊成を乞ふべしと。

本案は遂に一萬七千四百八十二の大多數を以て可決せり。

斯くして新に新會社を起して招商局の全營業をこれをして承繼せしむる事に決したるが、後に至りて一部株主中にこれ重役が招商局を外國に賣渡せんとするものなりとの說あり、遂に四十五年九月中には伍廷芳以下、同社董事の總辭職を見次いで某國より一千萬兩の借款を起さんとするの事ありとも成らず、紛擾は重ねて紛擾を招けり。

然れども民國二年一月に入りてより、新公司設立の計畫は漸く進捗し、曹錫珪、于佑任、沈愛蒼、陳可楊、溫宗堯等三十餘名これが中心としてこれに奔走し、一月十日前後兩者の代表者間に屢商議せらる處あり、結局買收の條件なるものは大凡次の如く決定せり。

一、買收金額　八百萬兩

二、買收代金は代金は現銀なるを要す

三、買收代金は支那資本家の出資せしものに限り、如何なる形式を以てするも、外資を混入するを許さず

四、若し外資の混入したる事を發見せる時は、舊公司は八百萬兩の買收金全部を沒收し且會社讓渡の契約を無效とす

五、新公司は彼此商妥の後四週間內に現銀を中國銀行及交通銀行に預入し、舊公司は或は政府に請ふて相當なる人を派し、或は公司常事自ら同銀行に至りて、右代金中に外資の混入せるや否やを檢査し、果して外資の混入するなきを確かめたる後正式に調印す

斯くして此交涉漸く進捗し來りたるも、偶漢口革變の際燒失せる、其倉庫內の商品に對する漢口商人の賠償要求事件、及革命亂に際し其資產の安固を計らんが爲に、香上銀行より百五十萬兩を借入れ、其陸產全部を其擔保となしたる事件ありし爲に行惱を生せるに、一方新公司側にては未だ資金の調達意の如くならず、此に招商局買收計畫は一時頓挫の止むなきに至れり、斯くして新公司の計畫は其儘となり居りしが、二年六月に至り招商局は自ら其組織に變更を加へ同月二十二日の株主總會にて重役を選擧し更に三十日の重役會議に於て、楊士琦を社長に盛宣懷を副會長に選擧し、更に三名の專務取締役を選擧し、これに各主船課長、營業課長、及會計課長を兼ねしむる事とし、此に招商局改組問題も一先づ落着を見たり。

四、長江運賃の協定

元來長江航路に於ける招商局、怡和洋行、義和洋行は、早くより運賃の協定を行ひ、更に又共同運賃とし其收入運

賃はこれを各自に比例して平均分配するの制度を採り、依て以て一致團結し、我日清汽船會社と競爭しつゝある有樣なりき。

然るに革命中是等の會社の負へる打撃は甚大にして、再び非常なる競爭を續くるに於ては、遂に破綻をも見るに至るべき有樣なるより、民國元年秋頃より、兩者の間に運賃協定の交渉あり、其結果遂に是等同社の間に運賃の協定成り、下航貨物運賃に對しては、元年より協定を實行して平均二割餘の運賃引上を行へり、而して次いで上航運賃の引上についても協議し、遂に支那内地貨物に對しては二年三月二十八日より、又外洋船により輸入せらるゝ通し貨物に對しては五月一日より、平均二割五分餘の引上を行ふ事となれり。

然るに此引上に對しては支那人及其他の荷主よりの反對あり、支那人の如きは遂に日清汽船に對しボイコットをさへ行はんとせし程なりしより、遂に綿糸綿布昆布砂糖燐寸の五品は、地方貨物も亦外洋聯絡貨物と同じく五月一日以後、値上を行ふ事に變更せり、今日清汽船會社の新舊運賃を二三重要商品について比較すれば次の如し。

品名		上航 舊	上航 新	下航 舊	下航 新
綿糸	大	一俵	一・〇〇	一噸	七五
	小	一〇〇	五〇	四八	二〇
胡麻				一噸	一三
雜貨		一屯二・七〇	三・〇〇	三・九〇	五・〇〇
綿布包		五〇	一・二〇		

支那

大正二年十二月廿八日印刷
大正三年一月一日發行

發行兼編輯者　東京市本鄉區駒込富士前町四十三番地　山内嵓
印刷者　東京市本所區番場町四番地　平井登
印刷所　東京市本所區番場町四番地　凸版印刷株式會社本所分工場
發行所　東京市赤坂區溜池町二番地　東亞同文會調査編纂部
電話新橋二二一七番　振替口座東京九七三〇番
大賣捌所　東京市神田區表神保町　東京堂書店
同　東京市京橋區尾張町二ノ二　東海堂
同　東京京橋區元數寄屋町三ノ七　北隆館
廣告取次所　東京市赤坂區青山南町二ノ六五　同文社

毎月二回發行	定價	冊數	定價	郵稅無料
	一冊	一冊	十錢	
	十二冊（半年分）	二冊	二十錢	
	二十四冊（一年分）	四冊	五十錢	

廣告料			
特等半頁	一頁	三十圓	
一等半頁	一頁	二十圓	
二等半頁	一頁	十五圓	

明治四十五年一月十七日第三種郵便物認可
大正三年一月十五日發行（毎月一日十五日發行）

支那

第五卷第二號

要目

論說　再び支那民國の現勢に就て……根津一
資料　上海株式取引所……一二—一八
　　太古洋行……一九—二四
　　廣九鐵道の情況……二五—三〇
　　大借款使途明細表……三一—三二
新事業界　通州廣生油廠……三三—三五
雜錄　中央政治會議……三六—四五
　　支那各地經濟情況……四五—五一
　　東清鐵道の現狀……五一—五三
通信及紀行　湖南通信……五四—五五
　　蒙古旅行記……五六—六〇
時報　支那最近時事數項……六一—七四

東亞同文會調查編纂部

寶丹爲東亞名藥銷路最廣久已海外馳名凡居家旅行舟車宴會一日不可少之良藥也近有賣藥之人或假冒寶丹或用類似丸藥實屬關係非淺賜顧諸君認明東京市池之端仲町二十七號所有地守田治兵衛字樣方不致悞

寶丹功効如下

中暑　霍亂　痧症　痢疾　疝氣
吐瀉　傷食　傷水　食積　癪氣
眩暈　頭痛　傷酒　心痛　腹痛
蟲咬　暈船　暈車　一切等症立効如神

日本東京下谷區池之端仲町二十七號所有地　**守田治兵衛**

南洋群島
中國各省　**各藥房皆有寄售**
朝鮮各埠

丸善新刊書

上海東亞同文書院教授 文學士 大村欣一氏著

支那政治地理誌

上卷

菊判布裝壹冊
紙數九百六十餘頁
附圖十五種
正價金貳圓八拾錢
郵稅內地金貳拾四錢
支那、滿洲、朝鮮、臺灣金四拾五錢

今や支那共和國は其變亂第一期を經過し、まさに第二期に入る、第一期は内亂時代にして列國も稍干涉を躊躇せしと雖も、來るべき其國際外交紛雜の時代に至らば、列強耽々逐々の慾之を禦かんと欲するも遂に能はざるを奈何せん、嗚呼天に倚るの一劍人に逼つて寒し、此時に當り支那の政治經濟を論し財政外交を言ふ者一に支那の現狀に基きて實際的論說を立てざるべからず、支那を我邦と同視し、支那人を邦人と混同する主觀的空想的の論難は、唇焦舌爛に至るとも大局に寸効なき也、其實質より觀れば今も猶古の如し、前淸と共和時代と其間何等の差なし本書は淸代を基として現代を說き、參するに歷世の眞狀を以てし、殊に力を政治財政、賦稅、山河形勢に致し、聊政治上社會上に於ける支那人の能力を觀察せんとする也。

丸善株式會社

東京日本橋通
（振替東京第五番）
大阪東區博勞町
（振替大阪七四番）

京都三條通麩屋町
（振替大阪一七三）
福岡市博多上西町
（振替福岡五千番）

目

大正三年一月十五日發行「支那」第五卷第二號

論說

再び支那民國の現勢に就て……一——一一

資料

上海株式取引所(一)……一二——一八
太古洋行(一)……一九——二四
廣九鐵道の情況(三、完)……二五——三〇
大借欵使途明細表(其四)……三一——三三

新事業界

通州廣生油廠(下)……三三——三五

雜錄

中央政治會議……三六——四五
支那各地經濟情況……四五——五一

次

東清鐵道の現狀……五一—五三

通信及紀行

湖南通信……五四—五五

蒙古旅行記(五)……イー、エム、モロゾフ……五六—六〇

時報

（政治）憲法期成職員會—又々偽痛に懸賞—鴉片犯禁者の嚴罰—湖北と段祺瑞—各都督の上京—鐵道改會準備—副總統の起居—廢省問題解決定—總統府新顧問—文官任用試驗　六一—七四

（軍事）各省分期裁兵—軍隊の外人招聘制限—軍港豫定地調査—軍費調査—總統と海軍裁併—支那艦隊編成—上海製造局の改稱

（外交）外商取締—張家口洋務局裁

（財政及金融）來年度各省豫算修正—案の增減規定—民國の三大收入—鹽稅總額—幣制豫定先聲—東三省幣制整理辦法—新稅法施行期—宅地稅施行—運鹽公司設立辦法

（交通）支那國有鐵道—張綏鐵道速成—浦信鐵道の其後—南津鐵道損害額

（蒙古西藏）中露交涉の近狀—露支蒙境界劃定會議—外蒙借款の內容—英政府の對西藏要求

（法律命令）（支那時事日誌）

（辭任敍令）

會報

東亞同文會秋季大會……七五—七九

東亞同文會編纂

有賀法學博士校閲

再增補第四版

東亞關係特種條約彙纂

四六二倍判全壹册
紙數一千六百餘頁
正價金五圓
郵稅金四拾貳錢

大勢の變移は東亞をして世界治亂の機本とならしめ、列强の精力爰に集中せり、賴むところは日本帝國人士が、奮つて政治上實業上に勢力を養成扶植して、東亞を泰山の安きに置くに在るのみ、本書は曩きに東亞同文會が、日本朝鮮支那を中心として列國との協約及び三國相互の條約を蒐め、之に由來及び効力の說明を附せるもの、約文は舊しと雖も其効力は日々に尙新たなり、況んや今再增補を行ひて、明治四十四年末に至るまで四十一種(百五十餘項)の新條約を加へたるに於てをや、之を讀み之を研究するに非ずんば、政治的方面に於ても實業的方面に於ても、東亞の舞臺に馳騁すること恐らく不可能に屬すべし。

東京日本橋通
大阪心齋橋筋
京都三條通

丸善株式會社

大正三年一月十五日
第五卷第貳號

論說

再び支那民國の現勢に就て

根津一

（本篇は本會根津幹事長が、昨年十二月十八日本會秋季大會に於ける演說中の一節に係る、茲に第一號所載の支那民國の大勢と相俟つて支那の現勢を詳知するを得べきに因り、特に揭げて以て論說に代ふ）

支那に於きましては一昨年の革命の亂がありました後で、人心は確かに一新致しました、其人心の一新の機を捉へて、立派なる新立國を建成し以て日本と支那と手を携へて東洋の大局を維持するやうに至らしめたいと云ふ希望を有つて居りましたが、不幸にして其後南北互に睥睨するやうなとに立ち至りまして、遂に本年の夏に至つて所謂第二次革命となりました、是は幸ひ長からずして局を結び、其後北京では御承知の如く國會の「クーデター」とも云ふやうな一變事がありました、其事は日本でありましたら容易ならぬ大騷ぎになるだらう。就ては北京の狀況はどうであるかと思ひまして、其政界視察の爲に北京の方に參つて段々彼地に居て仔細に觀察して見ます

と云ふと、第二次革命とか、國會の「クーデター」とか、一つ〳〵あゝ云ふものが特に生じたにあらずして、大勢から見ますと第一次革命の續きで、是非は姑く措きまして、勢ひあすこまで立ち至るので、あすこに至つて一段落と認めました、其一段落を告げたに付て、是から支那も總ての事が實行の場合に進むであらう、回顧すると其以前に於て二年間ばかりは、唯議論をして居つただけで、實際の事は何もせずに濟んだので、是から愈々實際にかゝると云ふ場合になりましたが、國會の資格を奪はれた連中はどうであるかと、其了簡を段々窺つて見ましたが、彼等は總て穩健の考を執りまして、吾々が日本流に考へるやうなものではありませぬで、此に至つては仕方がないから是から鄉里へ歸つて十分に智德を磨いて苦節を甞める間には、眞面目なる同志も殖えて來るだらうし、世間の同情も集つて來るだらうから、其時まで長き歲月を待つて政權の恢復にかゝる、斯う云ふ覺悟を執つたと云ふことであります、それであると如何にも尤もな考へで、前途は必ず何時か恢復の時があるに相違ない、どう云ふ時機に恢復するかと申しますと、各地方に就て研究した結果の報告を綜合致しますと、學校に居つて學んで居る若い連中は各地ともに革命黨の方に同情を有つて居る、唯愼んで口外せぬと云ふ場合でありますから、それ等の者が學校を出て、前途世間に立つて行くと云ふ場合になつたら、さう云ふ者を全部同志の方へ入れると云ふ場合になりはせぬかと思ひます、相當の歲月を經過したならば、穩健の手段に依て一度は是等が恢復して政權を握る時に達しはせぬかと思つて彼等も該國の志士であり、どうか前途を過たず國家社會の爲めに盡させたいと思ふ老婆心から彼等の爲に安心したやうな次第でございます。

それから支那政府側に於きましては是からどうするだらうかと調べて見ますと、先づ御承知の中央行政會議と云ふものを開きまして、是は諮問機關の爲め政務の練達者を取つて組織すると云ふ趣意でございます、大總統府からも代表者が出る、國務院からも代表者が出る各省からも二名づつの代表者を出して、それを集めて全體を組織しますので既に三日ばかり前から開會したやうでございます、一時は是が、停止された國會の代りをするのだらうと云ふやうな話が傳はつて居りましたが、さうではないやうで、是は全く諮問機關で、然し一步進んで權力のある諮問機關であります、それから一方には國會が事實上停止の姿になりましたが、國會を停止すると云ふことが希望で打擊を加へたかと思つて段々調べて見ましたがさうではないやうです、矢張り國會は、國民黨側が餘計入らぬ樣な手立をして、成り立たせて、矢張り國會と云ふ體面を以て國務の機關にして行く、斯う云ふ考へであります、併し考へて見ますと事實上立法機關と云ふことにはどうも參りますまい、協贊機關位のもので實を擧げて行くだらうと思ひます、斯の如く中央行政會議と云ふ諮問機關が出來たに依り先づ差當り此機關を政府が提げて、進んで施政の實行にかゝつて行くと云ふ場合になります、其施政はどう行ふかと考へて見ますと卽ちつい此間發表しました中華民國施政の大方針、あれに

依てやると云ふことになります、（第四卷第廿四號所載大政方針宣言書案文參照）それは本會で、先刻漸く譯し上げて、特別に刷りましたのを差上げやうと思ひまして製本屋へやつてございます、唯今の間には合ひませぬが、程なく參りますから後日差上げます是は從前濫發して居ります所の文書とは違ひます、愈々革命が一段落を告げた爲にこれから實行にかゝらうと云ふ實行案を書いたものでありまして、是は平常出す如き普通の文書と同じやうに輕く見ると云ふことは宜しくあるまいと思ひます、此案の實行が出來るか出來ぬか、支那の運命の決する所でありまして、吾々日本人としましても支那の運命の決する場合でありますから、此案の實行如何を手に汗を握つて見て居らんければならぬ場合であらうと感じます、それで特に印刷して御參考に御配付申上げる次第であります、時間が長くなりますから詳しい事は印刷物で御覽を願ひますが、此印刷物中で主要なる點は、第一財政の整理、幣制の改革、第二に十八省を廢して八十三州に分けると云ふこと、第三に全國を九軍區に分けると云ふ兵の配布、此三つであります、それで財政の整理は幣制借款が成立たんければいかぬ、幣制借款はどうであるかと北京で調べて、見ましたが、是は成立ちます、併し日子はかゝります、卽今の所各國銀行團は、本國から貸しても宜いと云ふ訓令が來て居ります、然し貸すにしては幣制借款のことでありますから、支那の幣制が確立せんければ貸す譯にいかぬ、依て借款團員各個に支那の幣制を今研究しつゝありまして、其研究が濟んで銘々の案を持寄りまして借款側の幣制の案を作つて、支那側の幣制案と相照らして見て、それが一致すれば貸すと云ふことになつて居ります、所が支那側の施政方針として發表した幣制案に依りますと、先づ銀貨本位に致して置きまして、幣制を統一した所で準備を爲し金貨本位に移すと云ふことになつて居る、借款團側に就て其意見を聞いて見ますと、概ねそれが宜からう、先づ銀貨本位にして置いて、それから金貨本位に移すと云ふのが穩當なことであらうと多くの者が言つて居りました、是は早晩一致いたします、一致すれば貸すと云ふので金の支度が出來て居り擔保は鹽稅の餘か其他にて左程困難でないと云ふことでありますから乃ち成立つと見て宜からうと思ふ、既に是が成立ちますれば財政の整理にかゝります、財政の整理は人々の見方に依て色々議論もありませうが、私の見る所では困難は困難なるも眞面目に奮勵すれば出來得ると思つて居ります、既に此財政の整理が出來得るものと見ますと、其次に來るのは十八省を廢して八十三州にすると云ふことでありますが、此十八省を廢して八十三州に分けて其州を中央直轄にすると云ふのは何に據つたと云ふことも、案を立つた當局者に聞いて見ると、秦か天下を一統し封建を廢して三十六郡に分つ、あれに淵源して漢唐宋の制度とを交へて其案を立つたので、之を是非實行したいと思つて居ると云ふことでありました、全然其通りには行きますまい幾分か變化して行はれるか知れませぬが、大體行ふ積りになつて居ります、それと相對して最も重大なる問題は兵の配布でございます、是は先づ全國の兵を五十萬人と定めま

して、それを二つに分けて、一つは中央直轄の軍隊で、それを九軍區に分けて全國主要の地點に配布する、他の半分は地方の軍隊、卽ち警察隊であります、警察隊は其地方で募つて配布して、民政長卽ち州長の直轄にして、地方の土匪とか盜賊とか云ふやうな小さい亂に向つては其力を以て討滅して、成るべく中央直轄の軍隊には援助を依頼せぬと云ふことにして、軍務と民政との分治を確立する考へであります、さうして中央直轄の軍隊は重もに北の方に於て募つて之を配布して、地方警察隊の力足らざる場合に援助を與へ、大なる叛亂等のあつた場合には之を鎭壓する、又外戰等の場合に之を用ゐると云ふことにして、此兵は容易に動かさぬやうにすると云ふ方針でありまして、兵の配布から見ると恰も康熙帝が支那を征服した時の配兵の趣意と同じてある、卽ち中央直轄の軍隊は八旗に當り、地方の警察隊は綠旗に當る、是が完全に施行が出來れば八十三州の設置と相俟つて始めて全國を中央で統一の實が出來る道理でありまして、大體出來るだらうと思ふのであります、此三つの事を八分通りの所まで濟付けましたらば、施政方針に書いてある他の總ての案は、先つあの位の事は出來るだらうと私は認めて居ります、唯茲に見方に依て疑問の起りますの財政でございますが、頗る悲觀した說を立てる人が多いのであります、所が悲觀をして說を爲す人の見る所は多くは、施政方針の案に少し讀にくい所があるので、それを讀損つて居る人が段々あるやうです、讀損つた見地から見ると悲觀になります、それで會では其點を十分に吟味して間違のないやうに譯して皆さんに御目に懸ける爲に印刷に付したのでありますからそれを御覽下さいますと、實行は別問題として案としては悲觀には及びませぬ、それは御覽になれば分りますが、豫算の上に公債が二億九千萬圓計上してある項がありますので、それを多くの人がざつと讀んで、毎年の豫算に概ね斯の如き公債があるものと見るのでありますが、然るに是は、印刷物を御覽になれば區分がしてありますが今年だけ特に多いのでありまして、それは外債竝に匪事件の賠償金の滯りと云ふやうなもの又短期若くは長期の債務の返濟期限が今年に廻つて來て仕拂ふべき高が多い、それを集めたから多くなるので、其の事は施政案にも詳しく說明が附いて居ります、それは特別の處置を以て返濟するとになつて居り私共がそれを見た所では別に悲觀する事柄ではあるまいと感じて居ります、乃ち歲入が三億一千七百萬元にしてこれから借款擔保の鹽稅及關稅の一億四千萬元を引去り殘りの一億七千七百萬元から軍事費が一億一千萬元行政費が一億四千萬元になつて居りますが、其一億一千萬元の軍事費が、支那の今の狀況として餘り多う過ると云ふ議論もあります、併し此軍事費中には如上示す地方の警察隊の費用も全部含んで居るのでありまして、純粹の支那の軍事費としては從前に比し餘ほど減つて居ります、前內閣の軍事費豫算に比すれば二千萬元も減つて計上してあります、私共の見る所ではまだ減らせるだらうと思ひますが大分減つて居る、それで歲入出の收支を比べて見ると約七千萬元の不足があります、其七千萬元はど

うなるかと云ふと之に對しては施政方針にも三方法を用ひてそれ〳〵それを補つて行く途が講じてありまして其一方には新說を課する、其新稅の稅額の定め方なども無理には出來て居りませぬ、新稅を一億元計上してありますが、其通り集り得るものとすれば三千萬元の餘裕を生ずると云ふ計算がつくのであります、略ほ是等の事が行ひ得るとしますれば左ほど悲觀して見る場合でもあるまいと私共は考へます、殊に當局者にも會つて聽きましたが、其の言ふ所では粉飾して計算すればもつと立派に出來るが、今度はさう云ふことをする場合ではあるまいと思うて、出來得られると云ふことを方針にして計上致しました、それで甚だ困難のことも揭げてありまして私共は十分實行する積りで案を立つたのであると言うて居りましたが、其積りで讀んで見ますと成るほどさう無理はないやうに感じます、(但革命後收稅機關が破壞せられてあるが爲め其整頓が難問題であると思ふ)殊に新稅に向つて財源はどうであらう、民力の程度はどうであらうかと云ふことを調べて見ましたが、民力は實際充分であります、と申すのは清朝時代に比べると革命後は阿片稅三千萬元の外一般國費の負擔が二割以上に減つて居ります、人民に表面から聞いて見ると困難して居ると云うて居りますが、心安い者から段々聞いて見ると餘裕があると言つて居る、又ある道理でございます、殊に一次の革命亂後、從前地方から中央に送る金を中央が地方に代り立替て仕拂つたのが一億元もあるので、從つて地方は餘裕はある譯でございます、殊にもう一つ考ふべきことは彼阿片の禁止は支那としては實に重大問題でございますが、是たけは案外の好結果を得たと感心して居ります、それで阿片の禁止の爲に土地が大層餘つて參りました、阿片を栽培して居つた土地に全部他の農作物を植ゑました、多くは木棉、桑豆、胡麻、麥の五種類であります、綿などは中々に莫大の增收が起つて參りました、現に天津市場には從前更に綿などは出なかつたのが、昨年の綿の出方は一千萬圓以上に上ぼつて居ります、それは皆な元の阿片の栽培地に植ゑた綿でありますが、北の方の一地方でも斯の如き狀況でございます、支那に於て阿片を植ゑて置いた全面積は、統計しますと中々大きなものでございます、多分植ゑて居つた地方杯は殆ど全耕地の二割以上になつて居る所もあります、而して此阿片禁止が革命亂の騷ぎで弛みはせぬかと氣を付けて居りまして昨年も今年も、支那內地各旅行班の一問題として實際調べさせて見ましたが、此禁止は絕對と云ふ譯にはいきませぬが大體に於て殆ど行はれました、眞に案外の好成績でございましたか、それに付て英吉利に於ても阿片の輸入を禁ずると云ふ爲に此間英吉利の宣敎師の各地に在る者に賴んで調査をした報告を受取つたのを見ましたが、それで見ましても私共の調査と同じで、殆ど全部禁止が實行されて居ると云ふことになつて居ります、まだ何でも內證で少し喫んで居る者があるらしいですが、それも以前喫んで居つた分量の一小部分を隱して喫んで居ると云ふ狀況らしい、さう言ふ次第で民間には阿片の栽培地が農作物に變つて大變富力が增して居りまして彼第一次革命、第二次

革命の場合に於きまして、あゝ云ふ亂があつたに拘はらず貿易高は年々著しく增額して參りました、卽ちそれは民間に國費負擔の餘裕があるのと、耕作地が殖えて農作物が增した、是等も一原因になつて居るやうに認めます、さう云ふやうな次第でございますから、施政方針に書いてある如く新稅を課した所で民間の力として十分堪へるだらうと思ひます、收稅機關さへ整頓すれば卽ち新稅は收入が出來得るものと見なければなるまいと思つて居ります、さうすると財政の上から見て甚しく悲觀を有つと云ふ場合でもあるまいと思ひます。

就ては、施政方針は斯の如く立派に出來て居るが、其實行と云ふ場合には人と云ふことになりますが、實行する人はどうであらうかと觀察して見ましたが、新聞で見ますと總統府と內閣との間に不和が起つて居るとか、內閣員同志の間に不和があるとか云ふことでありましたが、行つて裏面から調べて見ますとそれは事實と違つて居ります、施政方針と云ふものは大總統及び總統府に於て最も有力なる梁士詒と內閣側と十分相談を遂げて、練つて、政見を一致して發表したのでありますから、其政見の上に付て今更議論の起る譯はないと云ふことでありました、所がマア個人々々の系統から云ひますと根柢から睦しくなる譯には容易に參りますまいが公務上に於ては卽今一致して居ります。殊に內閣側あたりでは今度の施政方針の行はるゝか行はれぬかは、一年ばかりの間に支那の生死の運命が決するのである自分は其覺悟をしてやつて居る、忍べるだけは忍んでやる、大事の前の小事の爲に不和を起すと云ふやうなことはせぬ覺悟であると確く言つて居りました、それから滯在中色々氣を付けて見ましたが、實際さう云ふことはない內閣側と梁士詒あたりとの不和のやうなことが折々外形に見えるは一つの巧妙なる手段らしい、梁士詒は中々學問もあり智慧もあり、見識膽力もあり謀略も深い、そこで不和のやうに折々示すのは一つの微妙の作略と觀察致しまして、それで能く分りました、そんなやうな次第で先づ現在の內閣は暫く續くだらうと思ふ、暫く續いて施政の方針が實行されると云ふ場合になれば、假令ひ內閣員の若干員に變更があつてもあの案は大體に於て行はれるものと考へなければならぬ、而して其經綸の進むに從つてどう行くかと云ふことを考へて、それに相應するやうに、日本の政府の施政なり、民間の事業なりをやつて行かぬと不利に陷りはせんかと云ふ感じを持つて參りました。

唯玆に一番困難なる名敎の問題でございます、之に付ては支那側にも未だ良案がありませぬ、私共も革命以後の問題として名敎の壞亂して來ると云ふことは、あの國の問題として最重最大なる問題と感じて密に二三の案を研究して有つて居りまして、彼地へ參つて段々當局の者に會つて意見を鬪はして見ましたが適當なる案がありませぬ、或は敎科書に氣を著けてやるとか、或は禮を統一してそれを以て補ふとか云ふやうなことでありますが、其位の程度では之を救濟して行くことは出來まいと思つたのでありますが、段々觀察して見ますと、元來、御承知の通り儒敎は易が根

本でありまして、所謂易の元亨が仁で利貞が義で之を人間性觀となし此仁義觀念を存養するが爲め五倫、乃ち君臣、父子、夫婦、兄弟、朋友の道生じ、五倫から百般の禮法を割出して國家社會を治めて居つたのであります、御承知の如く仁義と云ふのは分り易く申せば中庸に云うてある如く仁者人也、親レ親爲レ大、義者宜也、尊レ賢爲レ大、親レ親之殺、尊レ賢之等、禮所レ生也、あれが根源であります、分り易く申せば仁は親むなり、愛なり、義は卽ち敬ふなりで、所が今民國となりて君臣の義が無くなります爲に敬ふと云ふ敬の淵源を失つた譯であります、敬の淵源を失ふとどう響くかと考へて見ますと、家に在つては孝は百行の本として居る支那の國でありますが、親に對する孝道は敬と愛とを兼ねるもので敬が薄らげば孝道も潰れて來る道理であります、社會は禮讓を以て治める、敬を以て禮の精神とするが故敬が薄らぐと禮讓が廢つて來るに相違ない、名敎國が俄に法治國となり未だ義務の觀念の練れぬ時期に於ては禮讓が廢ると人々は義務を盡さず權利ばかり要求すると云ふ點に立ち至るだらうと思ひます、是は日本の現狀に鑑みましたならば能く分ります、數年來から人心が、自分さへ好ければ人はどうでも宜い、義務を盡す觀念が足らず權利ばかり要求すると云ふ傾きになるやに感じられる、支那に於ては其風がもつと甚しくなるだらうと考へる、其事を私は詳しく話して、斯う云ふ譯に成り行きはせぬかと申しました所がさうなるでありませうと云ふことでありまして、就ては敬と云ふ觀念を失墜せぬ樣、何とか方法を設けて調和して行かぬと前途危いぢやないかと云ふやうな譯で話をしましたが之に付ては良案がありませぬ、それで私の研究した三つの案を話しましたが或は實行して參るかも知れませぬ、是名敎のことが支那としまして、中華民國となつた結果として最大なる問題であらうと思ひます、是が私共の見る所ではまだどう云ふ方法を以てするか安心が出來ませぬので、隣國のことでもございますし、どうか吾々に於きましても出來るだけ研究して、研究した結果として之を助けて名敎を全ふし、有形の經論と相俟つて、民國の前途を全ふするやうにしたいものと感じます。

それから經濟のことに付て簡單に申上げますが、支那は農產國のことでありますから、經濟のことを考へるには先づ農作物の豐凶を考へなければならぬ、本年の秋作に付ては、全國を通じて米は、大層豐饒な所もあり不作の所もありますが、平均して八分作でございます、綿も良い所もあり惡い所もありますが平均して先づ七分作、それから豆とか、麻は六分位胡麻とか云ふやうな農作に付ては秋作は先づ七分でありまして、あの國で八分と申せば良い歲でございまして、今年の年柄では左ほど惡い歲ではありませぬ、去年の大豐作の後でもありさう云ふ程度に於て購買力を有して居ると見て宜からうと思ひます、先づ貿易の方に於て上海あたりの狀況を見ますと、第二次革命以來非常な打擊を受けたらうと思つて參りました、がさう甚しい打擊を受けて居りませぬ、と申すのは騷ぎになりかゝつて破裂するまでの間の時期が長かつた爲に、皆用心して居りましたか

ら破裂した後も不時の損害を被らない、時恰も夏である、夏はいつも商買の閑の時でありますから、從つて影響も少なく、例年に比して大差はなかつた、それから金融機關に於ても、第一次革命亂に於て倒れるものは倒れて、自然淘汰か行はれた結果として、又用心して居つた結果、今度の亂に於ては倒產の害を受けたものはありませぬ、斯う云ふやうな次第で革命亂が濟むと忽ち貿易が恢復して參りました、併し恢復の程度が思つたより微弱であります、もつと盛んに恢復して居るだらうと思つたのがさうは參りませぬ、どう云ふものであらうかと調べて見ますと聊か原因がありまして、それは革命亂の騷ぎの爲に農作物の出廻りが止つて居りまして、殊に河南地方は雨水が少うございまして水路交通不便の爲に農作物の出廻りが遲い、もう一つは各省紙幣を濫發致しまして、革命前にて紙幣が全國を通じて約九千萬圓でありましたが、夫が俄に增して一億五千萬圓ばかりになつて居ります、從つて紙幣の價格がひどく下落して居る、それが爲に爲替を組む上に於て不利を招くと云ふ所から商貿の方に不利益を來した、又一つは銀貨の下落の爲に輸入貿易に影響を受けたと云ふやうな事情から致しまして、冬は貿易の盛んな季節でありますが、いつもより勢ひが盛んでございませぬ、去りながら購買力は有つて居りますから今のやうな事情から考へて來年、舊曆の春になつたら例年に比し却つて良い方に傾いて來はせぬかと感じて居ります、尤も先月からは餘程景況が好くなつて居ります工業の方に於ては人心が一新した爲に、革命亂後盛んになりかゝつて參りましたが、殊に近來は海關稅を增加すると云ふ問題の爲に一層勢ひを得て參りましたから、今後工業は益々盛んになるであらうと思ひます、貿易に付て日本人の注意すべきとは、革命亂後新しい服裝やら風俗が流行つた爲に帽子、洋服、靴、其他洋服の附屬のものの輸入が俄に盛んに入つて參りましたが、然るに經濟の關係が主でありますけれども段々舊に返つて折衷的狀態となり、支那の帽子の形を變へてそれを被り、斷髮をして支那服を著て支那靴を穿くと云ふやうなことになつて參りました、其結果さう云ふ種類の貿易品は著しく減りまして非常に打擊を受けましたが、將來と雖も俄に殖えると云ふ場合には至るまいと思つて居ります。

こゝでちよつと注意すべき事柄は、上海は革命亂の影響として人口が三十萬以上も殖えました、從つて家の殖えることも盛んでありまして、市街の膨脹は非常な勢を以て進みつゝあります、之に對して日本人の雜貨店が夥しく殖えました、卽ち三十萬の連中に對して供給するのでありますこの勢ひはまだ暫く持續するだらうと思ひます、此人口の殖えることに付てちよつと御參考に申上げますが、此間北京の歸りに天津へ寄りました所が、天津の日本居留地が見違へるやうに立派になつて居ります、半ば空いて居つた地所が全部立派な家屋で塞がつた、各國の居留地中で一番立派になつて居ります、どう云ふ譯かと調べて見ますと、革命の騷ぎで最寄々々の支那の金持は日本の居留地へ逃げて來て彼等が皆家を建つた爲に日本の天津居留地は大に繁昌し

て、昨年の居留民會の收入などは約一萬五千圓も餘つた、其金を當とし八萬圓ばかりの居留地公債を居留民會が起して、大きな公會堂などを建てかゝつて居ると云ふ樣な勢、是は支那人の難を避けて集つて來た者の出す金でございます、此事情を將來に對し大に考へなければならぬと思ひます、私共常に考へて居りますのは卽ち其案でありまして、日本は成るべく支那の內地に向つて居留地を澤山有つが宜い、開港場を澤山殖して、現在支那の開港場は五十幾つありますが、あの倍にして假りに百あるとする、それで騷亂でもある場合には一小隊なり二小隊なり出來るだけ澤山の兵を配つて置いて保護してやる、保護に付ては支那人は勿論悅びませう、歐米人も異論を言ふ譯はない、さう致しますと其最寄々々の金持が入つて來て家を建てると云ふやうになつて、日本の權威下に立派な市場が出來る是は支那の經濟の發展社會の進步等に益する次第にてさう云ふ政策を立つて進めば出來得ることであらうと感じて居ります、天津の有樣を見て益々其感を深からしめた譯であります。

それから貿易と關聯して海關稅の增加のことでありますが、是は日本の新聞でも色々議論があつたやうでございますけれども、支那側で言ふと左ほど無理でもないやうに考へられます、十數年前に定めた所の從價に基き從量稅に直してやつて居る、今日になつて見ると其當時より品物の價格が高くなつて居る、それで價格を現在の價に直して、それに基いて從量稅となす、斯う云ふのであります、之に對して各國ではどうであらうかと云ふと、上海に居る多くの外國人は、それは仕方がない、正當の要求である、然し增してもそれは直ぐ物品の價格に嫁して支那人が負擔するのであるから差支ない、斯う云ふことを言うて居ります、支那人側はどうだと云ふと、海關稅を增して外國人がひどいと云ふならば、製造稅を起して、それを以て增加した海關稅と權衡を取つて增稅はあとで支那の工業奬勵に使つたら宜からう、さうしたら工業が益々發達するだらうと云ふやうな都合の好い說を爲して居ります、そんな樣な有樣でありまして、是が實行されることになれば一二の商品は打擊を免れないが、又日本の支那に對する貿易の全體から見たら大問題に相違ないが、一方纏つて見ると、支那にあつては交換問題として取るべき有利のものが幾らもあります、それを今まで捨て置いたのでありますから有利な交換問題を取り來つて、それを條件として之を成立たせることになれば、さう悲觀する程のものでもあるまいと思つて居ります、殊に日本に於て論じて居る所は前年のマッケイ條約に基て彼是云うて居る是は七分五厘の增加になつて居りますが所が熊希齡の施政案に依て見ますと唯今の相場に基きたる從量稅となす迄にて其換りとして釐金稅を撤廢して海關稅を增して貰ひたいと云ふので、其計數も僅か約三千六百萬元增加になつて居るだけでございます、海關稅で三千六百萬元殖えれば釐金稅を三千六百萬元減らす、若し海關稅が成立たぬければ釐金稅は其儘にして置くと云ふので、日本の新聞で論議して居るのとは程度が違つて居ります、さう甚だしく悲觀すべき程のものでもあるまいと感じまし

た。

尙貿易上、將來に於て最も著眼しなければならぬのは農作物の增加でございます、唯今申す通り阿片栽培の耕地の植物が變つた爲に農作物の增加は莫大なものであります、又一方には知識の進歩に依て農業が改善される殊に近年棉作地方に於て多分棉を植えた爲に綿のある地方は皆富んで居ります、富んだ餘力を以て、從前肥料を用ゐなかつた所が肥料を買つて用ゐて增收を圖る、其爲に農作物の收獲が殖える原因となつて參りました、現に好い肥料を使ふやうになつたと云ふ例は、從來日本に於ては上海地方から小滿を買つて肥料にして居つたのでありますが、今ではそれが買惡くいやうになつた、それは詰り支那人が自分で農作物に用ゐて農作の改良を圖らうと云ふことになつた爲めであります、それは一例でありましてそんな樣な譯で農作物は段々發達して參りました、殊に農作物の中棉豆は多く日本にも參りますが、他の麻とか胡麻とか落花生とかは歐米諸國に盛んな輸出がありますから、それを賣つて其金で日本から入る物品の仕拂をすると云ふ狀況であります、それで私共の觀察では日本の支那に對する貿易關係は、或時期までは益々盛んに增額して行くだらうと云ふ研究の結果を得ました。

終りに臨みましてもう一つ申上げて置くことがございます、それは矢張り貿易に關係することでありますが面白き一大事業が起つて參りました、世人は餘り氣が付かぬで居りするかそれは水利事業であります、南の方の事業と致しましては既に王安石が新法に農田水利と云ふ箇條を設けてありまして、如何にも卓見だと思つて居りまずが、今申しますは淮河を切開くと云ふ事業であります、此の近傍は其水害の度に官の損害も莫大なものでありますがそれはまだ輕いのでありまして、民間に於て田地を擾沒し、家屋人畜其他財產を失ふ其損害は何億に達すると云ふ非常な災害であります、それでは困ると云ふので揚方が南京の總督をして居つた時に此水利事業を三百萬の資本を以てやらうとした、所が夫を亞米利加人が聞込みまして、良い事業であると云ふので其測量設計をした、亞米利加人の設計では最初二千萬圓を要する、さうすると水害を免れた上に澤山の水田が出來ると云ふことでありましたが、それから段々研究を進めて一の成案を得て、今日では三千萬圓ならば完全に出來ると云ふとに決定致しまして、實業總長が水利局長となり水利局と云ふものを起して此事業にかゝることになつたのであります、淮河を切開いて此事業が完成しますと洪澤湖が全部乾いて仕舞う、洪澤湖の水は極淺いものださうでございます、其水が乾くやうに深く川を掘つてやると、洪澤湖が全部乾いて約二十億萬坪の水田が出來る、其上に水害を免れ、交通が便利になると云ふので非常に有利な事業であります、南の方では斯う云ふ水利事業は始めれは幾らでも出來ます、若し此水利事業が完成して洪澤湖が全部耕地になると、貧民が百萬二百萬集つても先づ勞銀を與へ、工事終れば耕夫となりそれを養ふことが出來るので貧民救助にもなり、是に倣つて南の方に澤山さう云ふ事が起つて

來れば貧民の救助が行渡ると云ふことになりまして、社會問題の上から言うても、支那に於ても目下社會政策と云ふことを頻りに言うて居りますが、其方の問題から言うても良案だらうと思ひます、日本の側から言つても、支那は米穀の輸出を禁じて居りますが、早晩あの禁を解かしたいと思うて居ります、此間北京に參つて時も當局に、支那の爲にも日本の爲にもなるから、條件を附けても宜いから早く米穀輸出の禁を解かぬかと云つて勸めましたが、皆遠からぬ中に解きたいと思つて居ると申して居ります、或は洪澤湖が全部乾いて二十億坪の水田が出來た、それ等を機として米輸出の禁を解くと云ふことに至るだらうかと考へて居つたやうな次第でありまして、是等は日本の政治家竝に經濟家としても大に注目して考へて置かなければならぬことだらうと存じます。

○蒙古に於ける露人の漁業（其一）

（一九一三年十月二十八日哈爾賓日報）

海拉爾及滿洲里地方を視察して此頃哈爾賓に歸還したる商務當局者の談に依れば海拉爾管内に貝爾諾爾及捻賴諾爾の二大湖あり露國企業團は此二大湖と「アルシユン」及哈爾哈河との漁利に着目し湖水全部河川全長に亙り、之を貸借して使用權を收めたるが貸借料は頗る多額に達し一年に付き貝爾諾爾は二萬五千留捻賴諾爾は五萬留を拂ふ此企業團中には滿洲に在留する有名なる商人の外歐露の中央諸縣より來れる者あり遠く西部歐露の「ロヂ」地方より參加したる者亦一人あり而して貝爾諾爾湖及哈爾哈河に關する契約は庫倫に於て結び捻賴諾爾湖及「アルシユン」河に關する契約は地方官憲の助力に依り海拉爾に於て成立せり然るに哈爾哈河と貝爾諾爾湖は「メルガ」と哈爾哈人の間に於て所有權を爭ひ目下之が爲めに複雜なる紛議を釀し兩者の軋轢漸次激烈なるを見るも該河湖の貸借契約は當該露國領事と蒙古外務大臣とに於て證署したる正式のものなるか故に露國企業團の貸借權は決して前記紛議の爲めに犯さるゝが如きことなかるべし（以下三十五頁へ）

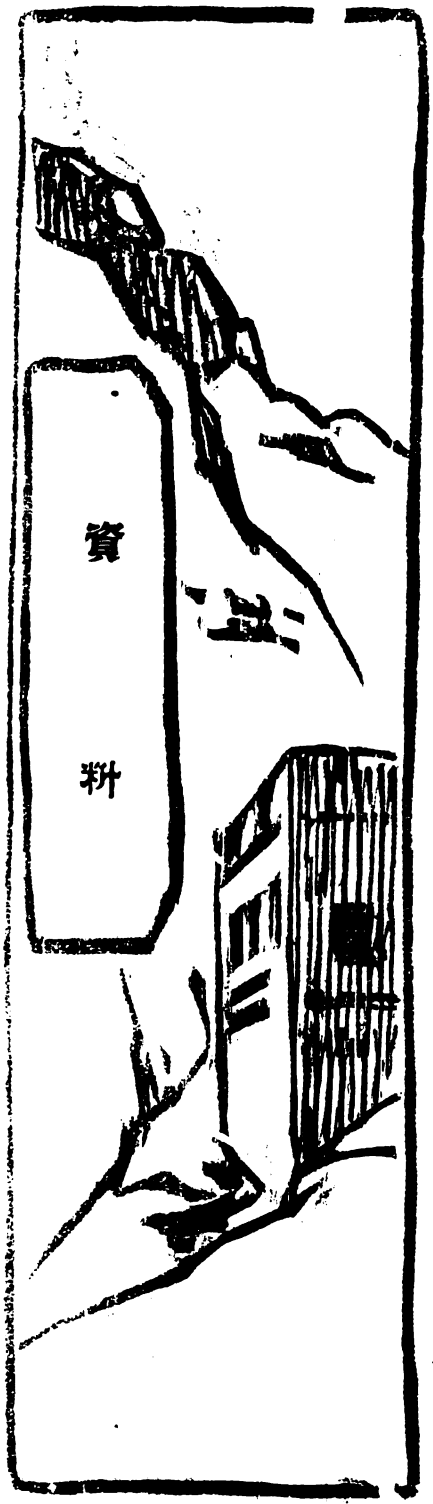

上海株式取引所（一）

第一章　總說

支那は光緒以來其自身に百般事業の進歩發達無きにしもあらずと雖も、此國自然の文明發達に放任する時は尚今日其の事業の見るべきもの大ならざるにあらざるか、然りと雖日進月歩の今日各列強は之が自然的の遲々たる開發に任かすに忍びずして、近く南京條約に或は天津條約に或は團匪事件に又は日清戰役に、事に託し時に應じて外部より種々なる方法種々なる形によりて壓迫を加へて、次第に二十世紀文明の進歩に從はしめたり、而して今尚世界各文明國と各事業に於て歩調を共にする能はず、近く三十年前の支那と現今の支那とを比較せば、其の文明の差異大なるものありと雖も、今尚今後百般事業の進興は之を支那自身に任す時は、到底支那其自身をも維持する能はざるが如き運命にあるが故に、自然各文明國の補助を要すべきや明かなり。

以上は支那に對し各般を總括せる論なりと雖、吾人は今此處に取引所及其狀況に就いて見るに、往昔にありては開市場等の語あるよりして推測すれば、昔は何等かの形式に於ける集會所卽ち取引場なるものの存在せしを知る。今日に在りても各市場及集會の如きものありて、商品の賣買取引を行ふことありと雖之等は個人間に於て便宜上各商人の

一定時に一所に會し賣買を爲すに止り廣く政府の特許を得て設立せる現今の各國に於ける取引所の如き確實なるものは、今日尚之を見ること能はずして、現今普通に行はれ而して之に代はるべきものは、茶館に集合し來りて相互に各種の賣買取引をなすあるのみ、又茶館とは異りて上海等の大市開港場にありては、集會所と稱する商立のものあり、此所に同業者集りて取引をなす、而して之等の所に於てせる取引は、支那人の間には最も確實なるものとせり、然れども、此の茶館及集會所に於て爲す取引には、政府の認る法例規則等のあるにあらずして、只從來の慣習によりて取引をなすのみ、故に我が大阪堂島取引所の如く、大規模の商人集會所又一定の法則の下に取引の行はるゝとは、其の趣を異にす、然れども稍商業機關として見るに足ると共に必要缺くべからざるものなり、然るに今株式の取引卽ち有價證券の流通を圓滑ならしむるに機關之れありやと云ふに、未だ支那自身に設立したる此等の形式を具ふるものすら見ることを得ず、然れども商業の發達に伴ひ、各開港場等にありては支那人が自ら株式組織の企業を起すこと甚だ稀なりとするも、近年各國は支那に大に注目するに至りし結果、製造業に金融機關に交通運輸等に保護等に各其の勢力を得んとして、株式組織の機關を設立するあり、又近來支那政府も種々の公債を募集すること多く、加之支那に於ては本來は銀貨本位國にして金貨の流通することなし、現今世界文明各國は大抵金な本位國なるが故に、金銀の比價は常に變動して其の相場一定することなし、之により地金銀の賣買の行はるゝこと勿論なり加ふるに支那の現在に在りては銀貨本位と稱するも、何等一定の法貨なく、各地各貨幣を異にし、而して其純分重量價格相共に同じからず、故に其の相場を決定し圓滑に流通せしめんが爲め、又は之によりて利を得んとするに至り、益銀の賣買盛になれり、之等有價證券又は地銀の流通は價格の平準を保持するの機關を要するや切なるに至れり、此に於てか又支那に商業上の勢力を有する各國商人は、之に手を下さゞるべからざるの狀態に立ち到れり、卽ち一千八百七十七年英國商人主唱者となり、米獨等支那に商業上勢力を有する各國は、漸く株式取引所なるものを香港に設置するに至れり、而して次第に必要に迫はれて遂に近年上海及び天津漢口に於て之等類似のものを設置するに至れり、上海に於て此が設立ある以前にありては各外國仲買人ありて在上海の外人の爲に株式賣買の仲次をなし居たり、然れども此の時代に在りては何等口錢手數料等に於て一定する所なく、勿論仲買人相互の集會所の如きものも無かりしなり、而して仲買人が合同し此所に一定の集合所を定むるに至りて、初めて今日の形ある取引所は設立せられたるなり。

歐米の大部都市に在りては必ず取引所の設置あり、而して其の取引は世界的にして規模も從つて大にして取引の旺盛なること素より支那に於ける之等のものと同日の談にあらずと雖、之全く彼此の發達起原の相同じからざると、其の周圍の經濟狀態の大差あるにより同一視し能はざるべ

之を要するに其原因及び沿革已に以上の如きものなるが故に、之を我國の株式取引所に比すれば其の異る所なるを知るべし、勿論我國の取引所なるものも亦一種特別なる組織をなすものにして、我國古來の特別の習慣と、近く三四十年來の開發に係るとにより、自然歐米の取引所と其の趣きを異にす、而して又支那の株式賣買なるものは前述の如く外人の手によりて實行せらるゝに至りしものなるを以て、歐米取引殊に英國に於けるものと吾國の其とに於て大差ある所は、以て支那と我國との取引買賣の差異に近かるべし、現今の支那は實に過渡時代なるを以て、將來大に商工業の發達と共に信用確實なる會社の續々設立せられ、之等の株券が市場に盛に提供せらるゝに至らば、以て此業の發達と共に經濟界に利益する所多かるべし。

第三章　組織

第一節　所在地及呼稱

上海英租界洋徑路卽ち英租界と佛租界とを境する小溝に沿ひ、其北邊にある一棟三層樓の家屋は卽ち取引所にして支那人は之を衆業公所と呼稱し、又上海一般支那人は之を衆商とも云ふ、英語にては The Shanghai Stock Exchange Association と云ふ。

第二節　性質

上海株式取引所なるものは、其の組織略英國倫敦株式取引所を模倣して設立したるものなれども、之とも稍異りたる所ありて、他に類例少き一種特別なる組織に依るものなり、元來本取引所は吾日本に於ける取引所等と大に其の趣を異にするものなり、今次に吾國取引所と本上海取引所の性質を比較すれば左の如し

我國の取引所なるものは、第一政府が主唱者となり、特許を與へて設立せしめたるものにして、我國の法律に據れば取引の組織に二種あり、株式組織及組合組織卽ち之なり株式組織の取引所とは市場を設置し、之を監督整理し一定の方式に從ひて賣買取引を行はしめ、其の賣買擔保の責に任ずるを云ふ、此の種の取引所は勿論株式組織なる故に此の賣買擔保の責に任ずるとは、違約より生ずる損害に對し取引所が賠償の責を負ふの意なり、故に其の性質上市場を設置し、賣買當事者より手數料を徴收し、以て利を營まんことを目的とするものに外ならざるが故に、其會社の株主は唯其の組織をなすに止り、賣買取引を爲すことを得ざれは唯取引所仲買人に限るものとす、勿論株主にして同時に仲買人たることは之を爲し得るなり、

又組合組織の取引所とは、其の設置したる取引所に於て賣買取引を爲さんと欲する者が自ら組織する團體なり、故に此種の取引所に於ては其の仲買人のみならず、又其の組織したる會員も亦賣買取引を爲すことを得るものなり、而して組合組織の取引所にありては、其の賣買の擔保を提供せずして可なり、斯の如く我國の株式取引所には二種の組織あれども、現今多く行はるゝものを見れば前二者の內殆

んど大部分は株式組織に依るものなり。

然るに今上海株式取引所を見るに、株式組織に依るものにあらずして、各仲買人が卒先して組織せるものにして、共同の利益增進及び各自及び社會の危險保護を目的として成立する一種の協會とも見るべきものにして、取引所は單に仲買人の集會所たるに止る趣あるものなり。

卽ち仲買人ありて初めて成立したるものにして、此點に於て我邦に於ける組合組織の取引所に類似する所あるも、吾邦の其とも亦異る所あるなり、卽ち本取引所に於ては日本に於けるが如く仲買人外に賣買取引を爲すことを許さず、卽ち仲買人以外に會員あることなし、又日本に於ける組合組織取引所に於ては、賣買擔保の責に任ずることなきも、當取引所は信用を重んじて決して擔保の責に任せざるが如きことなく充分責を負ふなり、之等の點に於て日本に於ける組合組織のものとも其の性質を異にするを知るべし。

第三節　設立

當取引所は西曆一千八百七十七年、香港政廳第一號第二十二條により、特許を得、香港に本所を設け、其の支所を一千九百十年一月一日を以て上海に設けられしものなり、卽ち上海株式取引所は、仲買人先づ主唱し合同して組合を組織し其の上に於て政廳の許可を得しものにして、吾國の政府卒先して主唱者となり、許可を與へて設立せしめたるものと稍異る所ありと云ふべし、卽ち上海取引所は眞の組合組織の形式にして、一の自由合同の組合なり、故に普通一般に關する法令の外、別に特定法の何等之を檢束することなくして、專ら組合規則によりて行動するものなり。

上海株式取引所は世界各地に於る取引所及び同樣の目的の集會所とは互に連絡を有し營利の增進を計るものなり。

第四節　組合員

本取引所の組合員は之を分ちて二種となす、一は本取引所設立の當時入會金及び選擧を要せずして許可せられたるものにして、他は前記組合員の外に選擧の方法によりて組合員となりしもの之なり。

本取引所の組合員は定款により定員五十人以上たることを許さず、而して會員たるの權利は之を他人に讓渡するを許さざるなり、而して會員は前述の如く原來本取引所が仲買人の發起にて成立せる組合なるを以て、自然仲買人のみを以て組合員となす。

而して會員は上海在住の各國人にして、成年者（組合規定には二十一歲の男子と定む）たることを要す、而して會社名義にては組合員たることを許さゝるものとす。

今新に組合員たらんことを欲するものは、會員の紹介を得て其の推薦人及び保證人を定め、其氏名履歷書及財產目錄を組合に提出し、會員は其の財產及び經歷書を詳細に調査し、而も尙全部の組合員の承諾を得るにあらざれば會員たることを得ざるべく、其の上に尙入會金として一千兩以上の金子を納付することを要するものなり、此の外選擧の

方法によりて入會を許すことあるも、斯る例は見ること甚だ稀なり、而して此の選擧によりて入會せんとするものも、倘等しく一千兩以上を納付するを要するなり。

又組合に入らんとする時に於ける前記の推薦人は三名なることを要す、而して推薦者たる組合員は其時迄總べての契約を完全に履行したるものならざる可らず、又申込人が入所の後三ヶ年以内に於て契約不履行等の宣告を受くることある時は、其の債權者に對して推薦者各自に於て二千兩を支拂ふことを要す。

今左に入所申込の形式を示すべし卽ち次の如し

拙者儀過ぐる二ヶ年間持續せる當取引所組合員に有之候に付ては茲に某氏を當取引所組合員として推薦仕候然る上は同人儀入所後二ヶ年以内に於て當取引所取引に付き委員より不履行の宣告を受くる場合にありては拙者に於て請求ある場合には同人の債權者に對し各自二千兩を支拂可申以て前記不履行者の負債消却に充當可爲致候

第一推薦者　　氏名捺印
第二同　　同
第三同　　同

申込當事者より差出す誓約書左の如し、

小生儀（下名の通り）上海株式取引所員たる可き希望有之候に就ては茲に若し當選致し候節は誓つて現在若くは將來に於て執行せらるべき貴取引所規則條例を誠實公明に遵守可仕此段相誓申候也

右依て如件

國籍
結婚者（若くは未婚者）
現住所
事務所々在地
取引銀行

署名　　印

選擧法に依る時に於ては、候補者は取引所組合員により選擧せらるゝものとす、各組合員は各一個の選擧權を有し投票簿に各自の署名をなすことを要す、故に記錄せられたる票數は投票簿の署名數と一致せざるべからず、一致せざる時は其の投票は不法たるべし。

而して二個の不法票ある時は、其の候補者は拒絶せらるなり、此の拒絶せられたる候補者は、此の申告後滿一ヶ年を經過するにあらざれば再び入所申込をなすことを得ざるなり、而して票數十五以上ならざれば一投票箱を形成し得ざるべく、五票に對し一票の反對票ある時は除名せられ組合員となることを得ず、

投票箱は之を一週間開き置くものとし、委員は時に之を吟味するを要するものとす。

候補者が選擧其他の方法によりて入所を許可せらるゝ時は、入所金の外に別項入金として五千兩を下らざる金子又は確實なる有價證券を差入れざる可らず、之該組合員が取引中の擔保に供するものとす、

如此組合員當選の通知は、規則書と共に該組合員に交付すべきものとす、而して前記入所金及び預入金並に該組合

員のため出席權讓渡しより生ずる所得稅等支拂の後に於て該組合員は規則書の原本に署名し而して之に依りて責任を負ふもの也。

以上各種手續を終る時は、該組合員は完全に本取引所組合員となり、同時に一切の特權を有するに至るものとす。若し落選したる時は、各推薦人に其由を通知すべきものとす。

今參考の爲め次に現今に於ける本取引所組合員の姓名を列記すべし、此の會員は時々其の數を增減することあるも、目下其の數三十七名なり卽ち次の如し。

組合員の氏名	國籍別
C. P. Allan.	英國人
A. L. Andderson.	同
S. S. Benjamin.	同
S. D. Brady.	同
C. L. Borff.	同
F. J. Burrett	同
H. J. Clark.	同
C. Comins.	同
P. Crightons.	同
F. H. Crossleg.	同
W. S. Dovidson.	同
C. E. Ellis.	同
R. J. Hadson.	同
R. We. Hamuel.	同
R. E. Kadoaric.	英國人
E. Kadoaric.	同
E. L. Hunter.	同
A. M. Maclean.	同
W. A. Reed.	米國人
R. R. Endicott.	同
F. L. Marshall.	英國人
G. J. W. Morgan.	同
G. V. T. Marshall.	同
O. Maller.	丁抹人
G. Neilsen.	同
H. Ollerdessen.	米國人
W. G. Piric.	英國人
G. H. C. platt.	同
A. C. H. Potts.	同
H. H. Read.	同
W. F. Widgrove.	同
C. W. Ure.	同
C. R. Shaw.	同
C. B. Tata.	同
R. E. Toeg.	同
T. K. Tweed.	同

以上列記の組合員は卽ち仲買人にして、仲買人にあらずして自己の賣買のみを爲す者は入會を許さゝることは前述の如し、斯の如く組合員間に規約を以て人員を五十人と制

限せる所以のものは、若し無制限に會員を增加することある時は、信用の確實を保し難きを以てなり、然れば會員の責任は本より無限責任なることは勿論のこととす。

以上の如く本所組合員たらんには、又現に組合員たる者に嚴重なる規定を設けたるは、本取引所が只仲買人相互の信用組合にして責任が無限なるに依るものと云ふべし。

以上の外會員は自己の營業事務所を作り公告することを要す、而して此所には取引所指定の帳簿を備付くるを要す詳細は後取引帳簿の所にて述ぶる所あるべし。

組合員の月納金

本所組合員となれるものは、入會金及び擔保金を納付する外月納金の納付を要す。

此の月納金は毎月之を決定するものにして、其の金額は四季に於て前納するものなり、然れども現今に於ては毎月金額を定むることを略し、一年一回の定期總會の際に一ヶ年分の納金額を定むるを通例とす、而して如何なる場合にありても一旦納付せる月納金は之を拂戻すことを得ざるものとす。

組合が其の申込費及び月納金等を滿期後一ヶ月以内に支拂ふこと能はざる時は、取引所書記は書信を以て拂込ある可きことを督促し、此の催促後十四日以内に辨濟をなさゝる時は、委員は有効に其の組合員の氏名を除くものとす、此の除名を行はれたる時は、組合員は出席權を失ふこと勿論なり、右の缺席組合員の月納金に關しては詳細の規定あれども、要は最後に揭ぐる所の規定規則に就て見るべし。

右の入會金及び月納金等が本所の運轉資本となるなり。

（未完）

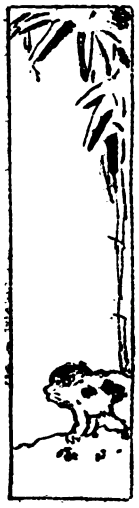

太古洋行（一）

第一章　設立の由來

支那と歐洲との直輸入貿易は、一千五百十六年葡萄牙人によりて開始せられたるが、其年迄の支那貿易は新嘉坡麻剌加諸港を仲次の中心として、亞剌比亞人の帆船を以て印度波斯等の諸方面に及したり、然り而して英國對支那貿易は一千六百三十七年に開始せられ、今日の香港が貿易港として世人の注意を惹くに至りしは、其後一百九十七年の星霜を經て、一千八百三十四年英國のネピール卿が時の政府に向つて、香港は商業上軍事上必ず獲得すべき地なりとの具申に始まれり、然れども之の具申は其當時支那の貿易事務官たりし海軍大佐「エリオット」氏不贊成の爲め遂に採用を見るに至らざりしが、一千八百四十年に至り英國艦隊の東來と共に香港占領となり、越えて三年卽一千八百四十三年に至り、同港は全く英國殖民地として正式の屬土たる資格を有するに至りたり。

一千八百四十四年卽同港が英領となりし第一年、當時に於ける出入船舶の記錄を見るに、船隻の合計五百三十八隻其の噸數十八萬九千三百五十七噸なるも、其の多くは帆船に係れり、而して翌年に至り英國人の經營に係る彼阿汽船會社の設立となり、香港英國間一ヶ月一回の定期航海を開始せり、然るに當時はスエズ運河開鑿以前なりしかば、同運河とアレキサンドリアとの間は乘り換えを要し、陸路旅行をなすの不便を免れざりき、降りて一千八百六十五年に至り、支那に於ける汽船會社の開祖として英國人の經營にかゝる「ホンコンマカオエンドカントンスティームシップコムパニイ」卽ち香港廣東澳門汽船會社の創立となれり、此れ以來該會社は繼續して今日と雖も前記の諸港と西江に於ける航海に從事し居れり、これに次で創立せられたるものは均しく英國の會社にして支那航業會社なり、本會社は合資會社にして「パッターフールトスクイヤー」は其組合員にして、其東洋に於ける業務を代表するものにて卽ち太古洋行の設立を見るに至れり、同洋行は一千八百六十七年上海に設けられ、爾後其代理業務の範圍を擴張し、今の上海

の太古洋行は其後一千九百〇七年に增築せられたるものなり、會社は今や大小の船舶六十餘隻其總噸數八十二萬四千噸を越ゆるの汽船を有し、北は天津より南は安南の海防に至る沿岸航路及長江航路の航業を營むのみならず、更に麻尼剌濠州に延長せる大航路の航業を營むに至れり。

第二章　業務の概界及其使用せる人員

太古洋行は合名會社にして其本店を倫敦に有し、東洋に於ける執務上の本店は香港にあれども、上海に於ける同洋行は事實上の本店たるの觀あり、同洋行は資本其他決算期に於て其決算の結果を公表せざるが故に、其資本及營業狀態如何は之れを知るに由なきも、兎に角怡和と相對立し東洋に於て偉大なる勢力を有する英人の代表的商事會社なりと云ふことを得べし。

同洋行は單に代理店にして、其關聯せる諸會社の東洋に於ける業務を代理するものにして、自家獨特の業務として營む所なきなり。

上海佛租界「バンド」即ち十六舖に位し、黃浦江に面して赤煉瓦四層の大建築菱形をなして立てるは即太古洋行事務所にして、其前面兩側の街上數百の苦力（勞働者）喧騷の聲をなして貨物の運搬に從事する其樣は又壯なりと云ふべきか、構內の中央には昇降器（エレベーター）ありて絕えず客人使用人等を搭載して上下す、下層は支那航業會社事務室大洋汽船會社及支那協同航海會社即ち歐洲航路の事務室及買辨事務室に分れ、第二層は太古精糖公司保險事扱事務室及支配人副支配人の事務室にして、第三層は會計室一般事務室倉庫事務室等に分つ。

今同洋行の使用せる社員及其代理せる會社を列記すれば左の如し。

在倫敦の社員四名

Scott. J. H.　Swire Jhon　Swire e. Warren　Scott ColenC.

總代理人　Nuttall. G. K.

Mackey E. F.	Shaw J. H. R.
Brown W. G.	Cochrane J.
Cornaby H. A.	Con J.
Edgcumbe C.	Edwards G. H.
Falconer P. J.	Forrest C. M.
Fullerton A. R.	Gillingham A. H.
Greenhill L. S.	Greig H.
Hill E. E.	Hodges F. E.
Jolly T. K.	Kent H. W.
Lawson R. A.	Leckie J. Mch.
Menzies A. R. W.	Miller W. D. B.
Margan C.	Nairu H. J.
Neale H.	Newnan E. G.
Noronha A. J.	Parkhill A. J. S.
Parsons F. S.	Ralph D. L.

Pawlins E. G.　Rechardson F.
Roberts S. S.　Robinson G. A.
Shadgett H, E.　Spens R. N.
Urguhart J. H,　Willkie A. M.
Willis W. A,　Offor G. A.

船舶部主任　Nelson R.
同　副主任　Dewor J.
機械部主任　Megavin J. S.
同　副主任　Finlayson D. G.
倉庫部主任　Fortyth W. G. E.
會計部主任　Hones A. O.

代理せる會社の名稱次の如し

China Navigation Co. L'd.
Ocean Steamship Co. L'd.
China Mutual Steam Navigation Co. L'd.
Taikoo Sugar Refinning Co. L'd.
Taikoo Dockyard and Engineering Co. of Hongkong L'd.
Londen and Lancashire Fire Insurance Co. L'd.
Loyal Exchange Assurance Corporation.
Palatine Insurance Co. L'd.
Orient Insurance Co. L'd.
Gurdian Assurance Co. L'd.
British and Foreign Marine Insurance Co. L'd.
Sea. Insurance Co.
Standard Marine Insurance Co.
The Leeds forge Co. L'd.

以上に就て之れを見れば、太古洋行の代理業務は歐洲航路汽船航海業長江及支那沿岸の汽船業造船業精糖業海上保險業火災保險業に關連せるものなることを知るべし、今章を逐て之等を詳述すべし。

第三章　歐洲航路汽船會社の代理業

太古洋行は歐洲航路の航海を營む、太洋汽船會社及支那共同航海會社の東洋に於ける業務を代理するものとす。

第一節　太洋汽船會社

太洋汽船會社は本店を倫敦に有し、彼の藍色烟筒を以て有名なるものにして、倫敦を起點とし毎週一回東洋に向つて發航し、「グラスゴー」、「リバープール」を經て日本横濱に至り、歸航には上海に寄港し「ゼノア」、「マルセイユ」、「ロッテルダム」を經て倫敦に回航するの遠洋航海業を營むものとす、其寄港地は各汽船によりて必しも一定せず、多少の變更あるものとす、尙同汽船會社は「ウエストオーストリアンスティームナビゲーションコンパニイ」と合同して新嘉坡「フレマントル」間の航海を營む、約二週間に一回兩地の間を航行し、新嘉坡より出帆して「スーラヴィヤブローク」に寄港し、歸航の際は「ブロームバダビア」に寄港す、新嘉坡「フレマントル」には各船約二週間停船す、汽船は「ゴル

東亞同文會編纂

有賀法學博士校閱

再增補第四版

東亞關係特種條約彙纂

四六二倍判全壹册
紙數一千六百餘頁
正價金五圓
郵稅金四拾貳錢

大勢の變移は東亞をして世界治亂の機本とならしめ、列强の精力爰に集中せり、賴むところは日本帝國人士が、奮つて政治上實業上に勢力を養成扶植して、東亞を泰山の安きに置くに在るのみ、本書は曩きに東亞同文會が、日本朝鮮支那を中心として列國との協約及び三國相互の條約を蒐め、之に由來及び効力の說明を附せるもの、約文は舊しと雖も其効力は日々に尙新たなり、況んや今再增補を行ひて、明治四十四年末に至るまで四十一種(百五十餘項)の新條約を加へたるに於てをや、之を讀み之を研究するに非ずんば、政治的方面に於ても實業的方面に於ても、東亞の舞臺に馳騁すること恐らく不可能に屬すべし。

東京日本橋通
大阪心齋橋筋
京都三條通

丸善株式會社

大正三年一月十五日
第五卷第貳號

論說

再び支那民國の現勢に就て

根津一

（本篇は本會根津幹事長が、昨年十二月十八日本會秋季大會に於ける演說中の一節に係る、曩に第一號所載の支那民國の大勢と相俟つて支那の現勢を詳知するを得べきに因り、特に掲けて以て論說に代ふ。）

支那に於きましては一昨年の革命の亂がありました後で、人心は確かに一新致しました、其人心の一新の機を捉へて、立派なる新立國を建成し以て日本と支那と手を携へて東洋の大局を維持するやうに至らしめたいと云ふ希望を有つて居りましたが、不幸にして其後南北互に睥睨するやうなことに立ち至りまして、遂に本年の夏に至つて所謂第二次革命となりました、是は幸ひ長からずして局を結び、其後北京では御承知の如く國會の「クーデター」とも云ふやうな一變事がありました、其事は日本でありましたら容易ならぬ大騒ぎになるだらう。就ては北京の狀況はどうであるかと思ひまして、其政界視察の爲に北京の方に參つて段々彼地に居て仔細に觀察して見ます

と云ふと、第二次革命とか、國會の「クーデター」とか、一つ〳〵あゝ云ふものが特に生じたにあらずして、大勢から見ますと第一次革命の續きで、是非は姑く措きまして、勢ひあすこまで立ち至るので、あすこに至つて一段落と認めました、其一段落を告げたに付て、是から支那も總ての事が實行の場合に進むであらう、回顧すると其以前に於て二年間ばかりは、唯議論をして居つただけで、實際の事は何もせずに濟んだので、是から愈々實際にかゝると云ふ場合になりましたが、國會の資格を奪はれた連中はどうであるかと、其了簡を段々窺つて見ましたが、彼等は總て穩健の考を執りまして、吾々が日本流に考へるやうなものではありませぬで、此に至つては仕方がないから是から鄉里へ歸つて十分に智德を磨いて苦節を甞める間には、眞面目なる同志も殖えて來るだらうし、世間の同情も集つて來るだらうから、其時まで長き歲月を待つて政權の恢復にかゝる、斯う云ふ覺悟を執つたと云ふことであります、それであると如何にも尤もな考へで、前途は必ず何時か恢復の時があるに相違ない、どう云ふ時機に恢復するかと申しますと、各地方に就て研究した結果の報告を綜合致しますと、學校に居つて學んで居る若い連中は各地ともに革命黨の方に同情を有つて居る、唯愼んで口外せぬと云ふ場合でありますから、それ等の者が學校を出て、前途世間に立つて行くと云ふ場合になつたら、さう云ふ者を全部同志の方へ入れると云ふ場合になりはせぬかと思ひます、相當の歲月を經過したならば、穩健の手段に依て一度は是等が恢復して政權を握る時に達しはせぬかと思つて彼等も該國の志士であり、どうか前途を過たず國家社會の爲めに盡させたいと思ふ老婆心から彼等の爲に安心したやうな次第でございます。

それから支那政府側に於きましては是からどうするだらうかと調べて見ますと、先づ御承知の中央行政會議と云ふものを開きまして、是は諮問機關の爲め政務の練達者を取つて組織すると云ふ趣意でございます、大總統府からも代表者が出る、國務院からも代表者が出る各省からも二名づつの代表者を出して、それを集めて全體を組織しますので既に三日ばかり前から開會したやうでございます、一時は是が、停止された國會の代りをするのだらうと云ふやうな話が傳はつて居りましたが、さうではないやうで、是は全く諮問機關で、然し一步進んで權力のある諮問機關であります、それから一方には國會が事實上停止の姿になりましたが、國會を停止すると云ふことが希望で打擊を加へたかと思つて段々調べて見ましたがさうではないやうです、矢張り國會は、國民黨側が餘計入らぬ樣な手立をして、成り立たせて、矢張り國會と云ふ體面を以て國務の機關にして行く、斯う云ふ考へであります、併し考へて見ますと事實上立法機關と云ふことにはどうも參りますまい、協贊機關位のもので實を擧げて行くだらうと思ひます、斯の如く中央行政會議と云ふ諮問機關が出來たに依り先づ差當り此機關を政府が提げて、進んで施政の實行にかゝつて行くと云ふ場合になります、其施政はどう行ふかと考へて見ますと卽ちつい此間發表しました中華民國施政の大方針、あれに

依てやると云ふことになります、（第四卷第廿四號所載大政方針宣言書案文參照）それは本會で、先刻漸く譯し上げて、特別に刷りましたのを差上げやうと思ひまして製本屋へやつてございます、唯今の間には合ひませぬが、程なく參りますから後日差上げます是は從前濫發して居ります所の文書とは違ひます、愈々革命が一段落を告げた爲にこれから實行にかゝらうと云ふ實行案を書いたものでありまして、是は平常出す如き普通の文書と同じやうに輕く見ると云ふことは宜しくあるまいと思ひます、此案の實行が出來るか出來ぬかゝ支那の運命の決する所でありまして、吾々日本人としましても支那の運命の決する場合でありますから、此案の實行如何を手に汗を握つて見て居らんければならぬ場合であらうと感じます、それで特に印刷して御參考に御配付申上げる次第であります、時間が長くなりますから詳しい事は印刷物で御覽を願ひますが、此印刷物中で主要なる點は、第一財政の整理、幣制の改革、第二に十八省を廢して八十三州に分けると云ふこと、第三に全國を九軍區に分けると云ふ兵の配布、此三つであります、それで財政の整理は幣制借款が成立たんければいかぬ、幣制借款はどうであるかと北京で調べて見ましたが、是は成立ちます、併し日子はかゝります、即今の所各國銀行團は、本國から貸しても宜いと云ふ訓令が來て居ります、然し貸すにしては幣制借款のことでありますから、支那の幣制が確立せんければ貸す譯にいかぬ、依て借款團員各個に支那の幣制を今研究しつゝありまして、其研究が濟んで銘々の案を持寄りまして借款側の幣制の案を作つて、支那側の幣制案と相照らして見て、それが一致すれば貸すと云ふことになつて居ります、所が支那側の施政方針として發表した幣制案に依りますと、先づ銀貨本位に致して置きまして、幣制を統一した所で準備を爲し金貨本位に移すと云ふことになつて居る、借款團側に就て其意見を聞いて見ますと、概ねそれが宜からう、先づ銀貨本位にして置いて、それから金貨本位に移すと云ふのが穩當なことであらうと多くの者が言つて居りました、是は早晩一致いたします、一致すれば貸すと云ふので金の支度が出來て居り擔保は鹽稅の餘か其他にて左程困難でないと云ふことでありますから乃ち成立つと見て宜からうと思ふ、既に是が成立ちますれば財政の整理にかゝります、財政の整理は人々の見方に依て色々議論もありませうが、私の見る所では困難は困難なるも眞面目に奮勵すれば出來得ると思つて居ります、既に此財政の整理が出來得るものと見ますと、其次に來るのは十八省を廢して八十三州にすると云ふことでありますが、此十八省を廢して八十三州に分けて其州を中央直轄にすると云ふのは何に據つたと云ふことも、案を立つた當局者に聞いて見ると、秦か天下を一統し封建を廢して三十六郡に分つ、あれに淵源して漢唐宋の制度とを交へて其案を立つたので、之を是非實行したいと思つて居ると云ふことでありました、全然其通りには行きますまい幾分か變化して行はれるか知れませぬが、大體行ふ積りになつて居ります、それと相對して最も重大なる問題は兵の配布でございます、是は先づ全國の兵を五十萬人と定めま

して、それを二つに分けて、一つは中央直轄の軍隊で、それを九軍區に分けて全國主要の地點に配布する、他の半分は地方の軍隊、卽ち警察隊であります、警察隊は其地方で募つて配布して、民政長卽ち州長の直轄にして、地方の土匪とか盜賊とか云ふやうな小さい亂に向つては其力を以て討滅して、成るべく中央直轄の軍隊には援助を依賴せぬと云ふことにして、軍務と民政との分治を確立する考へであります、さうして中央直轄の軍隊は重もに北の方に於て募つて之を配布して、地方警察隊の力足らざる場合に援助を與へ、大なる叛亂等のあつた場合には之を鎭壓する、又外戰等の場合に之を用ゐると云ふことにして、此兵は容易に動かさぬやうにすると云ふ方針でありまして、兵の配布から見ると恰も康熙帝が支那を征服した時の配兵の趣意と同じてある、卽ち中央直轄の軍隊は八旗に當り、地方の警察隊は綠旗に當る、是が完全に施行が出來れば八十三州の設置と相俟つて始めて全國を中央で統一の實が出來る道理でありまして、大體出來るだらうと思ふのであります、此三つの事を八分通りの所まで漕付けましたらば、施政方針に書いてある他の總ての案は、先つあの位の事は出來るだらうと私は認めて居ります、唯玆に見方に依て疑問の起りますの財政でございますが、頗る悲觀した說を立てる人が多いのであります、所が悲觀をして說を爲す人の見る所は多くは、施政方針の案に少し讀にくい所があるので、それを讀損つて居る人が段々あるやうです、讀損つた見地から見ると悲觀になります、それで會では其點を十分に吟味して間違のないやうに譯して皆さんに御目に懸ける爲に印刷に付したのでありますからそれを御覽下さいますと、實行は別問題として案としては悲觀には及びませぬ、それは御覽になれば分りますが、豫算の上に公債が二億九千萬圓計上してある項がありますので、それを多くの人がざつと讀んで、毎年の豫算に概ね斯の如き公債があるものと見るのでありますが、然るに是は、印刷物を御覽になれば區分がしてありますが今年だけ特に多いのでありまして、それは外債竝に匪事件の賠償金の滯りと云ふやうなもの又短期若くは長期の債務の返濟期限が今年に廻つて來て仕拂ふべき高が多い、それを集めたから多くなるので、其の事は施政案にも詳しく說明が附いて居ります、それは特別の處置を以て返濟するとになつて居り私共がそれを見た所では別に悲觀する事柄ではあるまいと感じて居ります、乃ち歲入が三億一千七百萬元にしてこれから借款擔保の鹽稅及關稅の一億四千萬元を引去り殘りの一億七千七百萬元から軍事費が一億一千萬元行政費が一億四千萬元になつて居りますが、其一億一千萬元の軍事費が、支那の今の狀況として餘り多う過ると云ふ議論もあります、併し此軍事費中には如上示す地方の警察隊の費用も全部含んで居るのでありまして、純粹の支那の軍事費としては從前に比し餘ほど減つて居ります、前內閣の軍事費豫算に比すれば二千萬元も減つて計上してあります、私共の見る所ではまだ減らせるだらうと思ひますが大分減つて居る、それで歲入出の收支を比べて見ると約七千萬元の不足があります、其七千萬元はど

うなるかと云ふと之に對しては施政方針にも三方法を用ひてそれ〳〵それを補つて行く途が講じてありまして其一方には新説を課する、其新稅の稅額の定め方なども無理には出來て居りませぬ、新稅を一億元計上してありますが、其通り集り得るものとすれば三千萬元の餘裕を生ずると云ふ計算がつくのであります、略ほ是等の事が行ひ得るとしますれば左ほど悲觀して見る場合でもあるまいと私共は考へます、殊に當局者にも會つて聽きましたが、其の言ふ所では粉飾して計算すればもつと立派に出來るが、今度はさう云ふことをする場合ではあるまいと思うて、出來得られるとふことを方針にして計上致しました、それで甚だ困難の云ふことも揭げてありまして私共は十分實行する積りで案を立つたのであると言うて居りましたが、其積りで讀んで見ますと成るほどさう無理はないやうに感じます、(但革命後收稅機關が破壞せられてあるが爲め其整頓が難問題であると思ふ)殊に新稅に向つて財源はどうであらう、民力の程度はどうであらうかと云ふことを調べて見ましたが、民力は實際充分であります、と申すのは清朝時代に比べると革命後は阿片稅三千萬元の外一般國費の負擔が二割以上に減つて居ります、人民に表面から聞いて見ると困難して居ると云うて居りますが、心安い者から段々聞いて見ると餘裕があると言つて居る、又ある道理でございます、殊に一次の革命亂後、從前地方から中央に送る金を中央が地方に代り立替て仕拂つたのが一億元もあるので、從つて地方は餘裕はある譯でございます、殊にもう一つ考ふべきことは彼阿片の禁止は支那としては實に重大問題でございますが、是だけは案外の好結果を得たと感心して居ります、それで阿片の禁止の爲に土地が大層餘つて參りました、阿片を栽培して居つた土地に全部他の農作物を植ゑました、多くは木棉、桑豆、胡麻、麥の五種類であります、綿などは中々に莫大の增收が起つて參りました、現に天津市場には從前更に綿などは出なかつたのが、昨年の綿の出方は一千萬圓以上に上ぼつて居ります、それは皆な元の阿片の栽培地に植ゑた綿でありますが、北の方の一地方でも斯の如き狀況でございます、支那に於て阿片を植ゑて置いた全面積は、統計しますと中々大きなものでございます、多分植ゑて居つた地方の二割以上になつて居る所もあります、而して此阿片禁止が革命亂の騷ぎで弛みはせぬかと氣を付けて居りまして昨年も今年も、支那內地各旅行班の一問題として實際調べさせて見ましたが、此禁止は絕對と云ふ譯にはいきませぬが大體に於て殆ど行はれました、眞に案外の好成績でございましたか、それに付て英吉利に於ても阿片の輸入を禁ずると云ふ爲に此間英吉利の宣敎師の各地に在る者に賴んで調査をした報告を受取つたのを見ましたが、それで見ましても私共の調査と同じで、殆ど全部禁止が實行されて居ると云ふことになつて居ります、まだ何でも內證で少し喫んで居る者があるらしいですが、それも以前喫んで居つた分量の一小部分を隱して喫んで居ると云ふ狀況らしい、さう言ふ次第で民間には阿片の栽培地が農作物に變つて大發富力が增して居りまして彼第一次革命、第二次

革命の場合に於きまして、あゝ云ふ亂があつたに拘はらず貿易高は年々著しく增額して參りました、卽ちそれは民間に國費負擔の餘裕があるのと、耕作地が殖えて農作物が增した、是等も一原因になつて居るやうに認めます、さう云ふやうな次第でございますから、施政方針に書いてある如く新稅を課した所で民間の力として十分堪へるだらうと思ひます、收稅機關さへ整頓すれば卽ち新稅は收入が出來得るものと見なければなるまいと思つて居ります、さうすると財政の上から見て甚しく悲觀を有つと云ふ場合でもあるまいと思ひます。

就ては、施政方針は斯の如く立派に出來て居るが、其實行と云ふ場合には人と云ふことになりますが、實行する人はどうであらうかと觀察して見ましたが、新聞で見ますと總統府と內閣との間に不和が起つて居るとか、內閣員同志の間に不和があるとか云ふことでありましたが、行つて裏面から調べて見ますとそれは事實と違つて居ります、施政方針と云ふものは大總統及び總統府に於て最も有力なる梁士詒と內閣側と十分相談を遂げて、練つて、政見を一致して發表したのでありますから、其政見の上に付て今更議論の起る譯はないと云ふことでありました、所がマア個人々々の系統から云ひますと根柢から睦しくなる譯には容易に參りますまいが公務上に於ては卽今一致して居ります。殊に內閣側あたりでは今度の施政方針の行はるゝか行はれぬかは、一年ばかりの間に支那の生死の運命が決するのである自分は其覺悟をしてやつて居る、忍べるだけは忍んでやる、大事の前の小事の爲に不和を起すと云ふやうなことはせぬ覺悟であると確く言つて居りました、それから滯在中色々氣を付けて見ましたが、實際さう云ふことはない內閣側と梁士詒あたりとの不和のやうなことが折々外形に見えるは一つの巧妙なる手段らしい、梁士詒は中々學問もあり智慧もあり、見識膽力もあり謀略も深い、そこで不和のやうに折々示すのは一つの微妙の作略と觀察致しまして、それで能く分りました、そんなやうな次第で先づ現在の內閣は暫く續くだらうと思ふ、暫く續いて施政の方針が實行されると云ふ場合になれば、假令ひ內閣員の若干員に變更があつてもあの案は大體に於て行はれるものと考へなければならぬ、而して其經綸の進むに從つてどう行くかと云ふことを考へて、それに相應するやうに、日本の政府の施政なり、民間の事業なりをやつて行かぬと不利に陷りはせんかと云ふ感じを持つて參りました。

唯茲に一番困難なる名敎の問題でございます、之に付ては支那側にも未だ良案がありませぬ、私共も革命以後の問題として名敎の壞亂して來ると云ふことは、あの國の問題として最重最大なる問題と感じて密に二三の案を研究して有つて居りまして、彼地へ參つて段々當局の者に會つて意見を鬪はして見ましたが適當なる案がありませぬ、或は敎科書に氣を著けてやるとか、或は禮を統一してそれを以て補ふとか云ふやうなことでありますが、其位の程度では之を救濟して行くことは出來まいと思つたのでありますが、段々觀察して見ますと、元來、御承知の通り儒敎は易が根

本でありまして、所謂易の元亨が仁で利貞が義で之を人間性觀となし此仁義觀念を存養するが爲め五倫、乃ち君臣、父子、夫婦、兄弟、朋友の道生じ、五倫から百般の禮法を割出して國家社會を治めて居つたのであります、御承知の如く仁義と云ふのは分り易く申せば中庸に云うてある如く仁者人也、親レ親爲レ大、義者宜也、尊レ賢爲レ大、親レ親之殺、尊レ賢之等、禮所レ生也、あれが根源であります、分り易く申せば仁は親むなり、愛なり、義は卽ち敬ふなりで、所が今民國となりて君臣の義が無くなります爲に敬ふと云ふ敬の淵源を失つた譯であります、敬の淵源を失ふとどう響くかと考へて見ますと、家に在つては孝は百行の本として居る支那の國でありますが、親に對する孝道は敬と愛とを兼ねるもので敬が薄らげば孝道も潰れて來る道理であります、社會は禮讓を以て治める、敬を以て禮の精神とするが故敬が薄らぐと禮讓が廢つて來るに相違ない、名敎國が俄に法治國となり未だ義務の觀念の練れぬ時期に於ては禮讓が廢ると人々は義務を盡さず權利ばかり要求すると云ふことに立ち至るだらうと思ひます、是は日本の現狀に鑑みましたならば能く分ります、數年來から人心が、自分さへ好ければ人はどうでも宜い、義務を盡す觀念が足らず權利ばかり要求すると云ふ傾きになるやに感じられる、支那に於ては其風がもつと甚しくなるだらうと考へる、其事を私は詳しく話して、斯う云ふ譯に成り行きはせぬかと申しました所がさうなるでありませうと云ふことでありまして、就ては敬と云ふ觀念を失墜せぬ樣、何とか方法を設けて調和して行かぬと前途危いぢやないかと云ふやうな譯で話をしましたが之に付ては良案がありませぬ、それで私の研究した三つの案を話しましたが或は實行して參るかも知れませぬ、是名敎のことが支那としまして、中華民國となつた結果として最大なる問題であらうと思ひます、是が私共の見る所ではまだどう云ふ方法を以てするか安心が出來ませぬので、隣國のことでもございますし、どうか吾々に於きましても出來るだけ研究して、研究した結果として之を助けて名敎を全ふし、有形の經論と相俟つて、民國の前途を全ふするやうにしたいものと感じます。

それから經濟のことに付て簡單に申上げますが、支那は農產國のことでありますから、經濟のことを考へるには先づ農作物の豐凶を考へなければならぬ、本年の秋作に付ては、全國を通じて米は、大層豐饒な所もあり不作の所もありますが、平均して八分作でございます、綿も良い所もあり惡い所もありますが平均して先づ七分作、それから豆とか、麻は六分位胡麻とか云ふやうな農作に付ては秋作は先づ七分でありまして、あの國で八分と申せば良い歲でございまして、今年の年柄では左ほど惡い歲ではありませぬ、去年の大豐作の後でもありさう云ふ程度に於て購買力を有して居ると見て宜からうと思ひます、先づ貿易の方に於て上海あたりの狀況を見ますと、第二次革命以來非常な打擊を受けたらうと思つて參りました、がさう甚しい打擊を受けて居りませぬ、と申すのは騷ぎになりかゝつて破裂するまでの間の時期が長かつた爲に、皆用心して居りましたか

ら破裂した後も不時の損害を被らない、時恰も夏である、夏はいつも商買の閑の時でありますから、從つて影響も少なく、例年に比して大差はなかつた、それから金融機關に於ても、第一次革命亂に於て倒れるものは倒れて、自然淘汰か行はれた結果として、又用心して居つた結果、今度の亂に於ては倒產の害を受けたものはありませぬ、斯う云ふやうな次第で革命亂が濟むと忽ち貿易が恢復して參りました、併し恢復の程度が思つたより微弱であります、もつと盛んに恢復して居るだらうと思つたのがさうは參りませぬ、どう云ふものであらうかと調べて見ますと聊か原因があります、それは革命亂の騷ぎの爲に農作物の出廻りが止つて居りまして、殊に河南地方は雨水が少うございまして水路交通不便の爲に農作物の出廻りが遲い、もう一つは各省紙幣を濫發致しまして、革命前にて紙幣が全國を通じて約九千萬圓でありましたが、夫が俄に增して一億五千萬圓ばかりになつて居ります、從つて紙幣の價格がひどく下落して居る、それが爲に爲替を組む上に於て不利を招くと云ふ所から商貿の方に不利益を來した、又一つは銀貨の下落の爲に輸入貿易に影響を受けたと云ふやうな事情から致しまして、冬は貿易の盛んな季節でありますが、いつもより勢ひが盛んでございませぬ、去りながら購買力は有つて居りますから今のやうな事情から考へて來年、舊曆の春になつたら例年に比し却つて良い方に傾いて來はせぬかと感じて居ります、尤も先月からは餘程景況が好くなつて居ります工業の方に於ては人心が一新した爲に、革命亂後盛んになりかゝつて參りましたが、殊に近來は海關稅を增加すると云ふ問題の爲に一層勢ひを得て參りましたから、今後工業は益々盛んになるであらうと思ひます、貿易に付て日本人の注意すべきとは、革命亂後新しい服裝やら風俗が流行つた爲に帽子、洋服、靴、其他洋服の附屬のものの輸入が俄に盛んに入つて參りましたが、然るに經濟の關係が主でありますけれども段々舊に返つて折衷的狀態となり、支那の帽子の形を變へてそれを被り、斷髮をして支那服を著て支那靴を穿くと云ふやうなことになつて參りました、其結果さう云ふ種類の貿易品は著しく減りまして非常に打擊を受けましたが、將來と雖も俄に殖えると云ふ場合には至るまいと思つて居ります。

こゝでちよつと注意すべき事柄は、上海は革命亂の影響として人口が三十萬以上も殖えました、從つて家の殖えることも盛んでありまして、市街の膨脹は非常な勢を以て進みつゝあります、之に對して日本人の雜貨店が夥しく殖えました、卽ち三十萬の連中に對して供給するのであります此勢ひはまだ暫く持續するだらうと思ひます、此人口の殖えることに付てちよつと御參考に申上げますが、此間北京の歸りに天津へ寄りました所が、天津の日本居留地が見違へるやうに立派になつて居ります、半ば空いて居つた地所が全部立派な家屋で塞がつた、各國の居留地中で一番立派になつて居ります、どう云ふ譯かと調べて見ますと、革命の騷ぎで最寄々々の支那の金持は日本の居留地へ逃げて來て彼等が皆家を建つた爲に日本の天津居留地は大に繁昌し

て、昨年の居留民會の收入などは約一萬五千圓も餘つた、其金を當とし八萬圓ばかりの居留地公債を居留民會が起して、大きな公會堂などを建てかゝつて居ると云ふ樣な勢、是は支那人の難を避けて集つて來た者の出す金でございます、此事情を將來に對し大に考へなければならぬと思ひます、私共常に考へて居りますのは卽ち其案でありまして、日本は成るくべ支那の內地に向つて居留地を澤山有つが宜い、開港場を澤山殖して、現在支那の開港場は五十幾つありますが、あの倍にして假りに百あるとする、それで騷亂でもある場合には一小隊なり二小隊なり出來るだけ澤山の兵を配つて置いて保護してやる、保護に付ては支那人は勿論悅びませう、歐米人も異論を言ふ譯はない、さう致しますと其最寄々々の金持が入つて來て家を建てると云ふやうになつて、日本の權威下に立派な市場が出來る是は支那の經濟の發展社會の進步等に益する次第にてさう云ふ政策を立つて進めば出來得ることであらうと感じて居ります、天津の有樣を見て益々其感を深からしめた譯であります。

それから貿易と關聯して海關稅の增加のことでありますが、是は日本の新聞でも色々議論があつたやうでございますけれども、支那側で言ふと左ほど無理でもないやうに考へられます、十數年前に定めた所の從價に基き從量稅に直してやつて居る、今日になつて見ると其當時より品物の價格が高くなつて居る、それで價格を現在の價に直して、それに基いて從量稅となす、斯う云ふのであります、之に對して各國ではどうであらうかと云ふと、上海に居る多くの外國人は、それは仕方がない、正當の要求である、然し增してもそれは直ぐ物品の價格に嫁して支那人が負擔するのであるから差支ない、斯う云ふことを言うて居ります、支那人側はどうだと云ふと、海關稅を增して外國人がひどいと云ふならば、製造稅を起して、それを以て增加した海關稅と權衡を取つて增稅はあとで支那の工業奬勵に使つたら宜からう、さうしたら工業が益々發達するだらうと云ふやうな都合の好い說を爲して居ります、そんな樣な有樣でありまして、是が實行されることになれば一二の商品は打擊を免れないが、又日本の支那に對する貿易の全體から見たら大問題に相違ないが、一方飜つて見ると、支那にあつては交換問題として取るべき有利のものが幾らもあります、それを今まで捨て置いたのでありますから有利な交換問題を取り來つて、それを條件として之を成立たせることになれば、さう悲觀する程のものでもあるまいと思つて居ります、殊に日本に於て論じて居る所は前年のマッケイ條約に基て彼是云うて居る是は七分五厘の增加になつて居りますが所が熊希齡の施政案に依て見ますと唯今の相場に基きたる從量稅となす迄にて其換りとして釐金稅を撤廢して海關稅を增して貰ひたいと云ふので、其計數も僅か約三千六百萬元增加になつて居るだけでございます、海關稅で三千六百萬元殖えれば釐金稅を三千六百萬元減らす、若し海關稅が成立たぬければ釐金稅は其儘にして置くと云ふので、日本の新聞で論議して居るのとは程度が違つて居ります、さう甚だしく悲觀すべき程のものでもあるまいと感じまし

た。

尙貿易上、將來に於て最も著眼しなければならぬのは農作物の增加でございます、唯今申す通り阿片栽培の耕地の植物が變つた爲に農作物の增加は莫大なものであります、又一方には知識の進歩に依て農業が改善される殊に近年棉作地方に於て多分棉を植えた爲に綿のある地方は皆富んで居ります、富んだ餘力を以て、從前肥料を用ゐなかつた所が肥料を買つて用ゐて增收を圖る、其爲に農作物の收獲が殖える原因となつて參りました、現に好い肥料を使ふやうになつたと云ふ例は、從來日本に於ては上海地方から小糠を買つて肥料にして居つたのでありますが、今ではそれが買惡くいやうになつた、それは詰り支那人が自分で農作物に用ゐて農作の改良を圖らうと云ふことになつた爲めであります、それは一例でありましてそんな樣な譯で農作物は段々發達して參りました、殊に農作物の中棉豆は多く日本にも參りますが、他の麻とか胡麻とか落花生とかは歐米諸國に盛んな輸出がありますから、それを賣つて其金で日本から入る物品の仕拂をすると云ふ狀況であります、それで私共の觀察では日本の支那に對する貿易關係は、或時期までは益々盛んに增額して行くだらうと云ふ研究の結果を得ました。

終りに臨みましてもう一つ申上げて置くことがございます、それは矢張り貿易に關係することでありますが面白き一大事業が起つて參りました、世人は餘り氣が付かぬで居りするかそれは水利事業であります、南の方の事業と致しましては既に王安石が新法に農田水利と云ふ箇條を設けてありまして、如何にも卓見だと思つて居りますが、今申しますは淮河を切開くと云ふ事業であります、此の近傍は其水害の度に官の損害も莫大なものでありますがそれはまだ輕いのでありまして、民間に於て田地を覆沒し、家屋人畜其他財產を失ふ其損害は何億に達すると云ふ非常な災害であります、それでは困ると云ふので端方が南京の總督をして居つた時に此水利事業を三百萬の資本を以てやらうとした、所が夫を亞米利加人が聞込みまして、良い事業であると云ふので其測量設計をした、亞米利加人の設計では最初二千萬圓を要する、さうすると水害を免れた上に澤山の水田が出來ると云ふことでありましたが、それから段々研究を進めて一の成案を得て、今日では三千萬圓ならば完全に出來ると云ふとに決定致しまして、實業總長が水利局長となり水利局と云ふものを起して此事業にかゝることになつたのであります、淮河を切開いて此事業が完成しますと洪澤湖が全部乾いて仕舞う、洪澤湖の水は極淺いものださうでございます、其水が乾くやうに深く川を掘つてやると、洪澤湖が全部乾いて約二十億萬坪の水田が出來る、其上に水害を免れ、交通が便利になると云ふので非常に有利な事業であります、南の方では斯う云ふ水利事業は始めれは幾らでも出來ます、若し此水利事業が完成して洪澤湖が全部耕地になると、貧民が百萬二百萬集つても先づ勞銀を與へ、工事終れば耕夫となりそれを養ふことが出來るので貧民救助にもなり、是に做つて南の方に澤山さう云ふ事が起つて

來れば貧民の救助が行渡ると云ふことになりまして、社會問題の上から言うても、支那に於ても目下社會政策と云ふことを頻りに言うて居りますが、其方の問題から言うても良案だらうと思ひます、日本の側から言つても、支那は米穀の輸出を禁じて居りますが、早晩あの禁を解かしたいと思うて居ります、此間北京に參つて時も當局に、支那の爲にも日本の爲にもなるから、條件を附けても宜いから早く米穀輸出の禁を解かぬかと云つて勸めましたが、皆遠からぬ中に解きたいと思つて居ると申して居ります、或は洪澤湖が全部乾いて二十億坪の水田が出來た、それ等を機として米輸出の禁を解くと云ふことに至るだらうかと考へて居つたやうな次第でありまして、是等は日本の政治家竝に經濟家としても大に注目して考へて置かなければならぬことだらうと存じます。

○蒙古に於ける露人の漁業　（其二）

（一九一三年十月二十八日哈爾賓日報）

海拉爾及滿洲里地方を視察して　此頃哈爾賓に歸還したる商務當局者の談に依れば海拉爾管内に貝爾諾爾及達賴諾爾の二大湖あり露國企業團は此二大湖と「アルシュン」及哈爾哈爾河との漁利に着目し湖水全部河川全長に亙り、之を貸借して使用權を收めたるが貸借料は頗る多額に達し一年に付き貝爾諾爾は二萬五千留達賴諾爾は五萬留を拂ふ此企業團中には滿洲に在留する有名なる商人の外歐露の中央諸縣より來れる者あり遠く西部歐露の「ロヂ」地方より參加したる者亦一人あり而して貝爾諾爾湖及哈爾哈河に關する契約は　庫倫に於て結び達賴諾爾湖及「アルシュン」河に關する契約は地方官憲の助力に依り海拉爾に於て成立せり　然るに哈爾哈河と貝爾諾爾湖は「メルゲ」と哈爾哈人の間に於て所有權を爭ひ目下之が爲めに複雜なる紛議を釀し兩者の軋轢漸次激烈なるを見るも該河湖の貸借契約は當該露國領事と蒙古外務大臣とに於て證署したる正式のものなるか故に露國企業團の貸借權は決して前記紛議の爲めに犯さるゝが如きことなかるべし　（以下三十五頁へ）

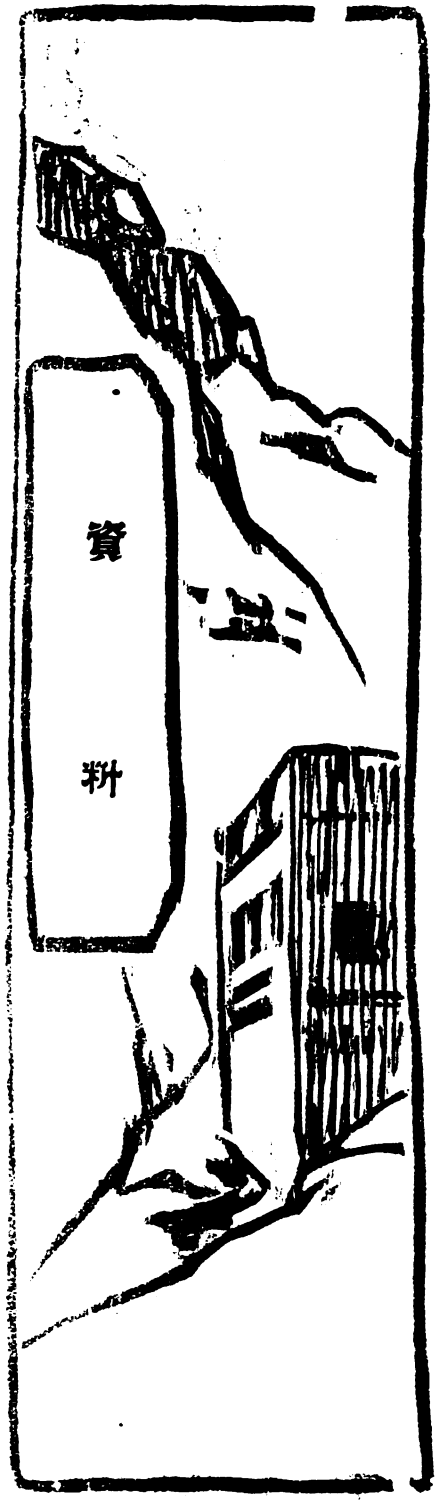

上海株式取引所（一）

第一章　總說

支那は光緒以來其自身に百般事業の進歩發達無きにしもあらずと雖も、此國自然の文明發達に放任する時は尙今日其の事業の見るべきもの大ならざるにあらざるか、然りと雖日進月歩の今日各列強は之が自然的の遲々たる開發に任かすに忍びずして、近く南京條約に或は天津條約に或は團匪事件に又は日清戰役に、事に託し時に應じて外部より種々なる方法種々なる形によりて壓迫を加へて、次第に二十世紀文明の進歩に從はしめたり、而して今尙世界各文明國と各事業に於て歩調を共にする能はず、近く三十年前の支那と現今の支那とを比較せば、其の文明の差異大なるものありと雖も、今尙今後百般事業の進興は之を支那自身に任す時は、到底支那其自身をも維持する能はざるが如き運命にあるが故に、自然各文明國の補助を要すべきや明かなり。

以上は支那に對し各般を總括せる論なりと雖、吾人は今此處に取引所及其狀況に就いて見るに、往昔にありては開市場等の語あるよりして推測すれば、昔は何等かの形式に於ける集會所即ち取引場なるものの存在せしを知る。今日に在りても各市場及集會の如きものありて、商品の賣買取引を行ふことありと雖之等は個人間に於て便宜上各商人の

一定時に一所に會し賣買を爲すに止り廣く政府の特許を得て設立せる現今の各國に於ける取引所の如き確實なるものは、今日尚之を見ること能はずして、現今普通に行はれ而して之に代はるべきものは、茶館に集合し來りて相互に各種の賣買取引をなすあるのみ、又茶館とは異りて上海等の大市開港場にありては、集會所と稱する商立のものあり、此所に同業者集りて取引をなす、而して之等の所に於てせる取引は、支那人の間には最も確實なるものとせり、然れども、此の茶館及集會所に於て爲す取引には、政府の認る法例規則等のあるにあらずして、只從來の慣習によりて取引をなすのみ、故に我が大阪堂島取引所の如く、大規模の商人集會所又一定の法則の下に取引の行はるゝとは、其の趣を異にす、然れども稍商業機關として見るに足ると共に必要缺くべからざるものなり、然るに今株式の取引即ち有價證券の流通を圓滑ならしむるに機關之れありやと云ふに、未だ支那自身に設立したる此等の形式を具ふるものすら見ることを得ず、然れども商業の發達に伴ひ、各開港場等にありては支那人が自ら株式組織の企業を起すこと甚だ稀なりとするも、近年各國は支那に大に注目するに至りし結果、製造業に金融機關に交通運輸等に保護等に各其の勢力を得んとして、株式組織の機關を設立するあり、又近來支那政府も種々の公債を募集すること多く、加之支那に於ては本來は銀貨本位國にして金貨の流通することなし、現今世界文明各國は大抵金本位國なるが故に、金銀の比價は常に變動して其の相場一定することなし、之により地金銀の賣買の行はるゝこと勿論なり加ふるに支那の現在に在りては銀貨本位と稱するも、何等一定の法貨なく、各地各貨幣を異にし、而して其純分重量價格相共に同じからず、故に其の相場を決定し圓滑に流通せしめんが爲め、又は之によりて利を得んとするに至り、益銀の賣買盛になれり、之等有價證券又は地銀の流通は價格の平準を保持するの機關を要するや切なるに至れり、此に於てか又支那に商業上の勢力を有する各國商人は、之に手を下さゞるべからざるの狀態に立ち到れり、卽ち一千八百七十七年英國商人主唱者となり、米獨等支那に商業上勢力を有する各國は、漸く株式取引所なるものを香港に設置するに至れり、而して次第に必要に迫はれて遂に近年上海及び天津漢口に於て之等類似のものを設置するに至れり、上海に於て此が設立ある以前にありては各外國仲買人ありて在上海の外人の爲に株式賣買の仲次をなし居たり、然れども此の時代に在りては何等口錢手數料等に於て一定する所なく、勿論仲買人相互の集會所の如きものも無かりしなり、而して仲買人が合同し此所に一定の集合所を定むるに至りて、初めて今日の形ある取引所は設立せられたるなり。

歐米の大部都市に在りては必ず取引所の設置あり、而して其の取引は世界的にして規模も從つて大にして取引の旺盛なること素より支那に於ける之等のものと同日の談にあらずと雖、之全く彼此の發達起原の相同じからざると、其の周圍の經濟狀態の大差あるにより同一視し能はざるべし。

之を要するに其原因及び沿革已に以上の如きものなるが故に、之を我國の株式取引所に比すれば其の異る所なるを知るべし、勿論我國の取引所なるものも亦一種特別なる組織をなすものにして、我國古來の特別の習慣と、近く三四十年來の開發に係るとにより、自然歐米の取引所と其の趣きを異にす、而して又支那の株式賣買なるものは前述の如く外人の手によりて實行せらるゝに至りしものなるを以て、歐米取引殊に英國に於けるものと吾國の其とに於て大差ある所は、以て支那と我國との取引買賣の差異に近かるべし、現今の支那は實に過渡時代なるを以て、將來大に商工業の發達と共に信用確實なる會社の續々設立せられ、之等の株券が市場に盛に提供せらるゝに至らば、以て此業の發達と共に經濟界に利益する所多かるべし。

第三章　組織

第一節　所在地及呼稱

上海英租界洋徑路即ち英租界と佛租界とを境する小溝に沿ひ、其北邊にある一棟三層樓の家屋は即ち取引所にして支那人は之を衆業公所と呼稱し、又上海一般支那人は之を衆商とも云ふ、英語にては The Shanghai Stock Exchange Association と云ふ。

第二節　性質

上海株式取引所なるものは、其の組織略英國倫敦株式取引所を模倣して設立したるものなれども、之とも稍異りたる所ありて、他に類例少き一種特別なる組織に依るものなり、元來本取引所は吾日本に於ける取引所等と大に其の趣を異にするものなり、今次に吾國取引所と本上海取引所の性質を比較すれば左の如し

我國の取引所なるものは、第一政府が主唱者となり、特許を與へて設立せしめたるものにして、我國の法律に據れば取引の組織に二種あり、株式組織及組合組織即ち之なり株式組織の取引所とは市場を設置し、之を監督整理し一定の方式に從ひて賣買取引を行はしめ、其の賣買擔保の責に任ずるを云ふ、此の種の取引所は勿論株式組織なる故に此の賣買擔保の責に任ずるとは、違約より生ずる損害に對し取引所が賠償の責を負ふの意なり、故に其の性質上市場を設置し、賣買當事者より手數料を徴收し、以て利を營まんことを目的とするものに外ならざるが故に、其會社の株主は唯其の組織をなすに止り、賣買取引を爲すことを得ざるは唯取引所仲買人に限るものとす、勿論株主にして同時に仲買人たることは之を爲し得るなり、

又組合組織の取引所とは、其の設置したる取引所に於て賣買取引を爲さんと欲する者が自ら組織する團體なり、故に此種の取引所に於ては其の仲買人のみならず、又其の組織したる會員も亦賣買取引を爲すことを得るものなり、而して組合組織の取引所にありては、其の賣買の擔保を提供せずして可なり、斯の如く我國の株式取引所には二種の組織あれども、現今多く行はるゝものを見れば前二者の内殆

んど大部分は株式組織に依るものなり。

然るに今上海株式取引所を見るに、株式組織に依るものにあらずして、各仲買人が卒先して組織せるものにして、共同の利益増進及び各自及び社會の危險保護を目的として成立する一種の協會とも見るべきものにして、取引所は單に仲買人の集會所たるに止る趣あるものなり。

即ち仲買人ありて初めて成立したるものにして、此點に於て我邦に於ける組合組織の取引所に類似する所あるも、吾邦の其とも亦異る所あるなり、即ち本取引所に於ては日本に於けるが如く仲買人外に賣買取引を爲すことを許さず、即ち仲買人以外に會員あることなし、又日本に於ける組合組織取引所に於ては、賣買擔保の責に任ずることなきも、當取引所は信用を重んじて決して擔保の責に任せざるが如きことなく充分責を負ふなり、之等の點に於て日本に於ける組合組織のものとも其の性質を異にするを知るべし。

第三節　設立

當取引所は西暦一千八百七十七年、香港政廳第一號第二十二條により、特許を得、香港に本所を設け、其の支所を一千九百十年一月一日を以て上海に設けられしものなり、即ち上海株式取引所は、仲買人先づ主唱し合同して組合を組織し其の上に於て政廳の許可を得しものにして、吾國の政府卒先して主唱者となり、許可を與へて設立せしめたるものと稍異る所ありと云ふべし、即ち上海取引所は眞の組合組織の形式にして、一の自由合同の組合なり、故に普通一般に關する法令の外、別に特定法の何等之を檢束することなくして、專ら組合規則によりて行動するものなり。

上海株式取引所は世界各地に於る取引所及び同樣の目的の集會所とは互に連絡を有し營利の增進を計るものなり。

第四節　組合員

本取引所の組合員は之を分ちて二種となす、一は本取引所設立の當時入會金及び選擧を要せずして許可せられたるものにして、他は前記組合員の外に選擧の方法によりて組合員となりしもの之なり。

本取引所の組合員は定數により定員五十人以上たることを許さず、而して會員たるの權利は之を他人に讓渡するを許さざるなり、而して會員は前述の如く原來本取引所が仲買人の發起にて成立せる組合なるを以て、自然仲買人のみを以て組合員となす。

而して會員は上海在住の各國人にして、成年者（組合規定には二十一歲の男子と定む）たることを要す、而して會社名義にては組合員たることを許さゞるものとす。

今新に組合員たらんことを欲するものは、會員の紹介を得て其の推薦人及び保證人を定め、其氏名履歷書及財產目錄を組合に提出し、會員は其の財產及び經歷書を詳細に調査し、而も尙全部の組合員の承諾を得るにあらざれば會員たることを得ざるべく、其の上に尙入會金として一千兩以上の金子を納付することを要するものなり、此の外選擧の

方法によりて入會を許すことあるも、斯る例は見ること甚だ稀なり、而して此の選擧によりて入會せんとするものも、倘等しく一千兩以上を納付するを要するなり。

又組合に入らんとする時に於ける前記の推薦人は三名なることを要す、而して推薦者たる組合員は其時迄總べての契約を完全に履行したるものならざる可らず、又申込人が入所の後三ヶ年以内に於て契約不履行等の宣告を受くることある時は、其の債權者に對して推薦者各自に於て二千兩を支拂ふことを要す。

今左に入所申込の形式を示すべし卽ち次の如し

拙者儀過ぐる二ヶ年間持續せる當取引所組合員に有之候に付ては茲に某氏を當取引所組合員として推薦仕候然る上は同人儀入所後二ヶ年以内に於て當取引所取引に付き委員より不履行の宣告を受くる場合にありては拙者に於て請求ある場合には同人の債權者に對し各自二千兩を支拂可申以て前記不履行者の負債消却に充當可爲致候

第一推薦者　　氏名捺印
第二同　　同
第三同　　同

申込當事者より差出す誓約書左の如し、

小生儀（下名の通り）上海株式取引所員たる可き希望有之候に就ては茲に若し當選致し候節は誓つて現在若くは將來に於て執行せらるべき貴取引所規則條例を誠實公明に遵守可仕此段相誓申候也

右依て如件

國籍
結婚者（若くは未婚者）
現住所
事務所々在地
取引銀行

署名　　印

選擧法に依る時に於ては、候補者は取引所組合員により選擧せらるゝものとす、各組合員は各一個の選擧權を有し投票簿に各自の署名をなすことを要す、故に記錄せられたる票數は投票簿の署名數と一致せざるべからず、一致せざる時は其の投票は不法たるべし。

而して二個の不法票ある時は、其の候補者は拒絕せらるなり、此の拒絕せられたる候補者は、此の申告後滿一ヶ年を經過するにあらざれば再び入所申込をなすことを得ざるなり、而して票數十五以上ならざれば一投票箱を形成し得ざるべく、五票に對し一票の反對票ある時は除名せられ組合員となることを得ず、

投票箱は之を一週間開き置くものとし、委員は時に之を吟味するを要するものとす。

候補者が選擧其他の方法によりて入所を許可せらるゝ時は、入所金の外に別項入金として五千兩を下らざる金子又は確實なる有價證券を差入れざる可らず、之該組合員が取引中の擔保に供するものとす、

如此組合員當選の通知は、規則書と共に該組合員に交付すべきものとす、而して前記入所金及び預入金並に該組合

員のため出席權讓渡しより生する所得稅等支拂の後に於て該組合員は規則書の原本に署名し而して之に依りて責任を負ふもの也。

以上各種手續を終る時は、該組合員は完全に本取引所組合員となり、同時に一切の特權を有するに至るものとす。若し落選したる時は、各推薦人に其由を通知すべきものとす。

今參考の爲め次に現今に於ける本取引所組合員の姓名を列記すべし、此の會員は時々其の數を增減することあるも、目下其の數三十七名なり卽ち次の如し。

組合員の氏名	國籍別
C. P. Allan.	英國人
A. L. Andderson.	同
S. S. Benjamin.	同
S. D. Brady.	同
C. L. Borff.	同
F. J. Burrett	同
H. J. Clark.	同
C. Comins.	同
P. Crightons.	同
F. H. Crossleg.	同
W. S. Dovidson.	同
C. E. Ellis.	同
R. J. Hadson.	同
R. We. Hamuel.	同
R. E. Kadoaric.	英國人
E. Kadoaric.	同
E. L. Hunter.	同
A. M. Maclean.	同
W. A. Reed.	米國人
R. R. Endicott.	同
F. L. Marshall.	英國人
G. J. W. Morgan.	同
G. V. T. Marshall.	同
O. Maller.	丁抹人
G. Neilsen.	同
H. Ollerdessen.	米國人
W. G. Piric.	英國人
G. H. C. platt.	同
A. C. H. Potts.	同
H. H. Read.	同
W. F. Widgrove.	同
C. W. Urc.	同
C. R. Shaw.	同
C. B. Tata.	同
R. E. Toeg.	同
T. K. Tweed.	同

以上列記の組合員は卽ち仲買人にして、仲買人にあらずして自己の賣買のみを爲す者は入會を許さゝることは前述の如し、斯の如く組合員間に規約を以て人員を五十人と制

限せる所以のものは、若し無制限に會員を增加することある時は、信用の確實を保し難きを以てなり、然れば會員の責任は本より無限責任なることは勿論のこととす。

以上の如く本所組合員たらんには、又現に組合員たる者に嚴重なる規定を設けたるは、本取引所が只仲買人相互の信用組合にして責任が無限なるに依るものと云ふべし。

以上の外會員は自己の營業事務所を作り公告することを要す、而して此所には取引所指定の帳簿を備付くるを要す詳細は後取引帳簿の所にて述ぶる所あるべし。

組合員の月納金

本所組合員となれるものは、入會金及び擔保金を納付する外月納金の納付を要す。

此の月納金は毎月之を決定するものにして、其の金額は四季に於て前納するものなり、然れども現今に於ては毎月金額を定むることを略し、一年一回の定期總會の際に一ヶ年分の納金額を定むるを通例とす、而して如何なる場合にありても一旦納付せる月納金は之を拂戻すことを得ざるものとす。

組合が其の申込費及び月納金等を滿期後一ヶ月以內に支拂ふこと能はざる時は、取引所書記は書信を以て拂込ある可きことを督促し、此の催促後十四日以內に辨濟をなさゝる時は、委員は有效に其の組合員の氏名を除くものとす、其の除名を行はれたる時は、組合員は出席權を失ふこと勿論なり、右の缺席組合員の月納金に關しては詳細の規定あれども、要は最後に揭ぐる所の規定規則に就て見るべし。

右の入會金及び月納金等が本所の運轉資本となるなり。

（未完）

太古洋行（一）

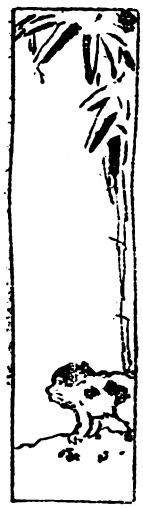

第一章　設立の由來

支那と歐洲との直輸入貿易は、一千五百十六年葡萄牙人によりて開始せられたるが、其年迄の支那貿易は新嘉坡麻剌加諸港を仲次の中心として、亞剌比亞人の帆船を以て印度波斯等の諸方面に及したり、然り而して英國對支那貿易は一千六百三十七年に開始せられ、今日の香港が貿易港として世人の注意を惹くに至りしは、其後一百九十七年の星霜を經て、一千八百三十四年英國のネピール卿が時の政府に向つて、香港は商業上軍事上必ず獲得すべき地なりとの具申に始まれり、然れども之の具申は其當時支那の貿易事務官たりし海軍大佐「エリオット」氏不贊成の爲め遂に採用を見るに至らざりしが、一千八百四十年に至り英國艦隊の東來と共に香港占領となり、越えて三年即一千八百四十三年に至り、同港は全く英國殖民地として正式の屬土たる資格を有するに至りたり。

一千八百四十四年即同港が英領となりし第一年、當時に於ける出入船舶の記錄を見るに、船隻の合計五百三十八隻其の噸數十八萬九千三百五十七噸なるも、其の多くは帆船に係れり、而して翌年に至り英國人の經營に係る彼阿汽船會社の設立となり、香港英國間一ヶ月一回の定期航海を開始せり、然るに當時はスエズ運河開鑿以前なりしかば、同運河とアレキサンドリアとの間は乘り換えを要し、陸路旅行をなすの不便を免れざりき、降りて一千八百六十五年に至り、支那に於ける汽船會社の開祖として英國人の經營にかゝる「ホンコンマカオエンドカントンスティームシップコムパニイ」即ち香港廣東澳門汽船會社の創立となれり、此れ以來該會社は繼續して今日と雖も前記の諸港と西江に於ける航海に從事し居れり、これに次で創立せられたるものは均しく英國の會社にして支那航業會社なり、本會社は合資會社にして「パッターフールトスクイヤー」は其組合員にして、其東洋に於ける業務を代表するものにて即ち太古洋行の設立を見るに至れり、同洋行は一千八百六十七年上海に設けられ、爾後其代理業務の範圍を擴張し、今の上海

の太古洋行は其後一千九百〇七年に增築せられたるものなり、會社は今や大小の船舶六十餘隻其總噸數八十二萬四千噸を越ゆるの汽船を有し、北は天津より南は安南の海防に至る沿岸航路及長江航路の航業を營むのみならず、更に麻尼剌濠州に延長せる大航路の航業を營むに至れり。

第二章　業務の概界及其使用せる人員

太古洋行は合名會社にして其本店を倫敦に有し、東洋に於ける執務上の本店は香港にあれども、上海に於ける同洋行は事實上の本店たるの觀あり、同洋行は資本其他決算期に於て其決算の結果を公表せざるが故に、其資本及營業狀態如何は之れを知るに由なきも、兎に角怡和と相對立し東洋に於て偉大なる勢力を有する英人の代表的商事會社なりと云ふことを得べし。

同洋行は單に代理店にして、其關聯せる諸會社の東洋に於ける業務を代理するものにして、自家獨特の業務として營む所なきなり。

上海佛租界「バンド」卽ち十六舖に位し、黃浦江に面して赤煉瓦四層の大建築菱形をなして立てるは卽太古洋行事務所にして、其前面兩側の街上數百の苦力（勞働者）喧騷の聲をなして貨物の運搬に從事する其樣は又壯なりと云ふべきか、構內の中央には昇降器（エレベーター）ありて絕えず客人使用人等を搭載して上下す、下層は支那航業會社事務室大洋汽船會社及支那協同航海會社卽ち歐洲航路の事務室及買辨事務室に分れ、第二層は太古精糖公司保險事扱事務室及支配人副支配人の事務室にして、第三層は會計室一般事務室倉庫事務室等に分つ。

今同洋行の使用せる社員及其代理せる會社を列記すれば左の如し。

在倫敦の社員四名

Scott. J. H.　Swire Jhon　Swire e. Warren　Scott ColenC.

總代理人　Nuttall. G. K.

Mackey E. F.　Shaw J. H. R.
Brown W. G.　Cochrane J.
Cornaby H. A.　Con J.
Edgcumbe C.　Edwards G. H.
Falconer P. J.　Forrest C. M.
Fullerton A. R.　Gillingham A. H.
Greenhill L. S,　Greig H.
Hill E. E.　Hodges F. E.
Jolly T. K.　Kent H. W.
Lawson R. A.　Leckie J. Mch.
Menzies A. R. W.　Miller W. D. B.
Margan C.　Nairn H. J.
Neale H.　Newnan E. G.
Noronha A. J.　Parkhill A. J. S.
Parsons F. S.　Ralph D. L.

Pawlins E. G.　Rechardson F.
Roberts S. S.　Robinson G. A.
Shadgett H, E.　Spens R. N.
Urguhart J. H,　Willkie A. M.
Willis W. A,　Offor G. A.
船舶部主任　Nelson R.
同　副主任　Dowor J.
機械部主任　Megavin J. S.
同　副主任　Finlayson D. G.
倉庫部主任　Fortyth W. G. E.
會計部主任　Hones A. O.

代理せる會社の名稱次の如し

China Navigation Co. L'd.
Ocean Steamship Co. L'd.
China Mutual Steam Navigation Co. L'd.
Taikoo Sugar Refinning Co. L'd.
Taikoo Dockyard and Engineering Co. of Hongkong L'd.
Londen and Lancashire Fire Insurance Co. L'd.
Loyal Exchange Assurance Corporation.
Palatine Insurance Co. L'd.
Orient Insurance Co. L'd.
Gurdian Assurance Co. L'd.
British and Foreign Marine Insurance Co. L'd.
Sea. Insurance Co.
Standard Marine Insurance Co.
The Leeds forge Co. L'd.

以上に就て之れを見れば、太古洋行の代理業務は歐洲航路汽船航海業長江及支那沿岸の汽船業造船業精糖業海上保險業火災保險業に關連せるものなることを知るべし、今章を逐て之等を詳述すべし。

第三章　歐洲航路汽船會社の代理業

太古洋行は歐洲航路の航海を營む、太洋汽船會社及支那共同航海會社の東洋に於ける業務を代理するものとす。

第一節　太洋汽船會社

太洋汽船會社は本店を倫敦に有し、彼の藍色烟筒を以て有名なるものにして、倫敦を起點とし毎週一回東洋に向つて發航し、「グラスゴー」、「リバープール」を經て日本横濱に至り、歸航には上海に寄港し「ゼノア」、「マルセイユ」、「ロッテルダム」を經て倫敦に回航するの遠洋航海業を營むものとす、其寄港地は各汽船によりて必しも一定せず、多少の變更あるものとす、尚同汽船會社は「ウエストオーストリアンスティームナビゲーションコンパニイ」と合同して新嘉坡「フレマントル」間の航海を營む、約二週間に一回兩地の間を航行し、新嘉坡より出帆して「スーラヴィヤブローク」に寄港し、歸航の際は「ブロームバダビア」に寄港す、新嘉坡「フレマントル」には各船約二週間停船す、汽船は「ゴル

ゴン」「チャトロン」「ミンデロー」「バロー」の四隻を用ず本航路は太古洋行との關係なきものなるも其旅客運賃を示せば次の如し。

新嘉坡よりスーラバヤ銀六十弗　往復銀百弗

同　ダーピトブルームボートベッドラント及カスサック迄銀百三十弗往復銀百七十弗

同同　オンスロー迄銀百十二弗往復百九十弗

同同　カーナーボン及シャックスベイ迄銀百二十九弗往復二百十九弗

同　ゼラルドトン迄銀百四十二弗往復二百二十八弗

同　フレマントル迄銀百五十弗往復二百三十六弗

兒童運賃は後章に於て述ぶべき支那航業會社の香港「シドニイ」間の兒童に關する運賃規程に準ず家族同伴の家畜及下人の運賃は一等船客の運賃に準ず。

往復切符には割引なし其有效期限は六ケ月とす。

特別割引善意の商業用旅行者役者印刷工に對しては運賃の二割引を許す僧侶救世軍其他團體旅行者に對しては一割若しくは一割以上の割引を許す。

太洋汽船會社船舶表

Ocean Steamship Co.

船名	總噸數	建造年
Achilles	7043	1900
Aeneus	10049	1910
Agumemnon	7011	1900
Ajan	7040	1900
Alcinous	6743	1900
Anchises	10046	1911
Antenor	5531	1896
Anchilochus	9039	1906
Ascanius	10040	1910
Atalanta	107	1899
Talthylins	10224	1912
Telamon	4909	1904
Telamachus	7540	1902
Tencer	9046	1906
Thesens	6424	1908
Tetan	8980	1906
Tydens	7441	1901
Ulysses	3621	1891
總計	256968	

第二節　支那協同汽船會社代理業

支那協同汽船會社は「チャイナミューチュアルスティームナビゲーションコムパニイ」と稱し本店を「リバプール」に有し毎月二回發香港を起點として「グラスゴー」「マルタン」「ベッド」新嘉坡港を經て上港に至り更に長崎神戸橫濱に寄港し加奈陀の「ビクトリア」及米國の「タコマ」「シ

ヤートル」に至る定期航路を營むものとす、本會社の東洋に於ける事務は太古洋行之れを代理す。

本會社は俗に白色烟筒と稱せられ以て有名なりしと雖も、今は彼の太洋汽船會社と合同して同一の旗幟の許に航海業を營むものにして、其二箇會社の名稱を聯ねする所以は兩者其計算を聯ねするを以てなりといふ。

支那協同汽船會社船舶表

China Mutual Steam Navigation Co. の船舶表

船名	噸數	建造年
Aslyanan	4872	1906
Antrens	6699	1911
Demodocus	6689	1912
Hyson	6608	1899
Kecunum	9074	1902
Kintuck	4616	1895
Laomedon	6685	1912
Memnon	4870	1906
moyune	4935	1895
Myrmidon	4965	1905
Nelens	6685	1911
Ninchow	9021	1602
Oanfa	9016	1903
Oopack	3889	1894
Pakling	4614	1895
Pingsuey	6458	1899
Pnolesilans	9547	1910
Phesus	6704	1911
Teenkai	4930	1895
Yang Tsyn	6457	1899
總計	127328	

第三節　藍烟筒碼頭

藍烟筒碼頭は「ボルクウォーフ」と稱し、太平洋汽船會社及支那協同汽船會社の汽船發着する所にして（勿論吃水の深き大汽船にして吳淞より黃浦口に入る能はざるものは吳淞に停泊し、上海に上陸若しくは陸揚せらるべき旅客及貨物は同碼頭の小蒸汽にて運送し同碼頭に至るものとす）浦東にあり、其すべての業務は太古洋行これを代理するものにして、構内は稅關支出張所驗出入部會計部及電氣部等に分れて各其事務を處理すべき事務室あり。

「ニー、タッソー、ダグソン氏は同碼頭の總理人にして、碼頭の總事務を代理監督す、構内には保稅倉庫及普通倉庫を有し、同地面は上海に於て曾て蒙りし大洪水の水準よりも高く、其間に相當の餘地を存するが故に毫も洪水等によりて損害を蒙るの憂なし。

碼頭は固定棧橋の數二個各一千二百六十二呎にして、その水深は最高潮の時二十九呎六吋、最低潮の時二十二呎六吋なり其兩端には「ポントーン」の設けありて、貨物船其他民船に對する貨物の積卸に便にし、又木板を以て斜板を設け苦力の貨物積卸運搬及旅客の昇降に容易ならしむ。

又浮船卸「フェーリィボート」を常置して、上海租界側と同碼頭間の貨物及旅客の運搬に供す但し晝間に限る、旅客及其携帶せる手荷物に對しては運賃を請求せざるも、大量の貨物は一俵若しくは一箱につき銀一錢を徵す、其他荷造をせざる貨物に對しては、同樣の割合を以て運賃を徵するもとす、又同碼頭より再輸出の爲め積込むべき汽船に至る間及同碼頭より上海側に於ける碼頭に至る間の貨物運搬の爲め拖船の準備ありて、貨物の積込みを委託せる荷主、もしくは貨物受取人は別に運賃を支拂ふを要せず。

同碼頭及稅關碼頭間には特に藍烟筒の渡小蒸汽船を準備し、兩地間運搬に供し同碼頭に要あるものは別に運賃を支拂ふことなくして、自由に之れにより往來することを得るものとす、今渡船の發着時間を示せば左の如し。

海關碼頭發	藍烟筒碼頭着
午前六時卅分	午前七時
同　七時卅分	午前八時
同　八時卅分	同　九時
午前九時卅分	午前十時
同　十時卅分	同　十一時
同　十一時卅分	同　十二時
午後一時卅分	午後二時
同　二時卅分	同　三時
同　三時卅分	同　四時
同　四時卅分	同　五時十五分
同　五時卅分	同　六時十五分

兩碼頭の航行二十分を要す

尙一般荷主の注意を惹く爲めに次の如き揭示あり

一、各客由碼頭或存棧出貨概免扛力

一、各客下售大貨物所用之汽鉸免收費用

一、小火輪所拖一切小船免收拖費

一、本碼頭所收各項費用俱有洋人簽字及賬房蓋印收單爲據如有人間各客要收一切費用或因出貨轇轕等情可卽訴知本碼頭總理人或各洋人或買辦均可代爲妥此佈

藍烟筒頭總理人謹白

以上は要するに一般支那商人に對して碼頭より注意を與へたるものに過ぎざるも、之れを略記すれば碼頭には貨物を碼頭より汽船に積込又は陸揚する爲めに扛重機の設けありて、貨物運送委託者は何人を問はず貨物積卸の爲めに同機を無賃にて使用することを得るものにして、又前にも述べたるが如く同會社の運送に係る貨物を租界に運搬するに際し、時に本碼頭備付けの小蒸氣船にて無賃にて拖船をなすことを得。

第四項は貨客に對し狡猾なる支那人若しくは其他の使用人が、不當の費用を請求して貨客に損害を蒙らしめんことを防止せんがため、特に注意を與へたるものにして卽各般の費用を支拂ひたる時は、必ず同碼頭の英人の署名ある受領證若しくは同會計部の捺印ある領收證を受取り、以て證據となすべく、又もし貨物に對して不穩當と認めらるべき費用の要求をなすものあり、又は貨物受取りの際等に當りて紛爭を生ずる等の事あらば、直ちに本碼頭の總理人又は同碼頭内に執務せる英人若しくは買辨に通知して裁斷を仰くべし。（未完）

廣九鐵道の情況（三、完）

第四節　貨客運賃及び運送貨物の主要品

第一款　旅客運賃（附手荷物）

香港深圳間卽ち英租界内の鐵道旅客運賃の總ては、香港貨幣を以て標準とす、支那側は廣東小銀貨を以て運賃計算標準となす。

往復切符は一等二等に限り發行す、賃錢は片道の一倍半とし、通用期限は發行の日より二日間とす、十二才以下の小兒は半額とし五才以下の小兒は無賃とす。

大捕より九龍に至る間の旅客運賃は、香港貨幣と支那廣東小銀貨にて計算すると差あることを示せば次ぎのごとし。

	一等		二等		三等	
	香港銀	廣東小銀貨	香銀	廣小銀	香銀	廣小銀
大捕	二〇	一〇	一〇	五	五	二五
大浦墟	六〇	三〇	三〇	一五	一五	七五

粉嶺	八〇			四〇			二〇					
深圳	一〇〇	一〇〇		五〇	五〇		二五	二五				
布吉	一〇〇	一〇〇		五〇	五〇		二五	二五				
李朗	一二〇	一二〇		六〇	六〇		三〇	三〇				
平湖	一六〇	一六〇		八〇	八〇		四〇	四〇				
天堂圍	一六〇	一八〇		八〇	九〇		四〇	四〇				
石鼓	一六〇	一八〇		八〇	九〇		四〇	四五				
塘頭厦	一八〇	二〇〇		九〇	一〇〇		四五	五〇				
林村	二〇〇	二二〇		一〇〇	一一〇		五〇	五五				
樟木頭石馬	二二〇	二四〇		一一〇	一二〇		五五	六〇				
土塘	二六〇	二八〇		一三〇	一四〇		六五	七〇				
常平木倫	二八〇	三〇〇		一四〇	一五〇		七〇	七五				
横瀝	三〇〇	三二〇		一五〇	一六〇		七五	八〇				
南社	三〇〇	三二〇		一五〇	一六〇		七五	八〇				
四湖	三〇〇	三二〇		一五〇	一六〇		七五	八〇				
石龍	三〇〇	三二〇		一五〇	一六〇		七五	八〇				

大捕停車場より石龍及び九龍に至る往復の旅客運賃をあぐれば

大捕より石龍に至る

	1st single	1st return	2nd single	2nd retun	3nd single
大埔墟	20 cents	30 cents	10 cents	15 cents	0,5 cents
粉嶺	60 „	90 „	30 „	45 „	15 „
深圳	80 „	120 „	40 „	60 „	20 „
本吉	100 „	150 „	50 „	75 „	25 „
李朗	120 „	180 „	60 „	90 „	30 „
平湖	160 „	240 „	80 „	120 „	40 „
天堂圍	160 „	240 „	80 „	120 „	40 „
石龍	160 „	240 „	80 „	120 „	40 „
唐美	180 „	270 „	90 „	135 „	45 „
林村	200 „	300 „	100 „	150 „	50 „
樟木頭石馬	220 „	330 „	110 „	165 „	55 „
土塘	260 „	390 „	130 „	195 „	65 „
常平木倫	280 „	420 „	140 „	210 „	70 „
橫瀝	300 „	450 „	150 „	225 „	75 „
南社	305 „	450 „	150 „	225 „	75 „
四湖	300 „	450 „	150 „	225 „	75 „
石龍	300 „	450 „	150 „	225 „	75 „

大埔より九龍に至る

	1st single	1st retuns	2nd single	2nd retuns	3nd
沙田	60 cents	90 cents	30 cents	45 cents	15 cents
油麻地	80 „	120 „	40 „	60 „	20 „
紅磡	100 „	150 „	50 „	75 „	25 „
九龍	100 „	150 „	50 „	95 „	25 „
香港	100 „	150 „	50 „	75 „	25 „

備考

（大埔墟滬菜區は大埔墟より滬菜區にも直通切符發賣所ありて切符を賣する
ものに限り、滬菜大埔區の荷物は保險せらる、その切符發賣所は香港の
The "Ston" Herry Co. Lit. の事務所にあり）

廣九鐵道運賃表

驛名	一等	二等	三等
大埔區			
石岩	·二	·一	·〇
車盤	·四	·二	·一
鳥溪	·八	·四	·二
南圍	一·〇	·五	·二
新墟	一·二	·六	·三
廣業	一·四	·七	·三
龍躍頭	一·四	·七	·三
信村	一·六	·八	·四
石湖圍	一·六	·八	·四
石龍	一·六	·八	·四
石龍墟	一·六	·八	·四
石龍	一·六	·八	·四
四湖	一·八	·九	·四
南社	二·〇	一·〇	·五
橫瀝	二·二	一·一	·五
常平木倫	二·四	一·二	·六
土塘	二·六	一·三	·六
樟木頭石馬	二·八	一·四	·七
林村	三·〇	一·五	·七
漱園	三·二	一·六	·八
石龍	三·四	一·七	·八
天堂圍	三·六	一·八	·九
平湖	三·八	一·九	·九
李朗	四·〇	二·〇	一·〇
本吉	四·〇	二·〇	一·〇
深圳	四·〇	二·〇	一·〇

| | | |

正金又は金銀等にあらざる小荷物は、次の割合により料金を徴收す、

英國側の距離の如何を問はず次の如く徴收す

一封度より十封度迄　十　仙
十一封度より二十五封度迄　二十仙
二十六封度より五十封度迄　四十仙
五十一封度より八十四封度迄　八十仙

八十四封度以上は一封度增毎に一仙を徴收す、支那側貨物運賃は章程に示せる故此所にて之れは省略す、

第三款　主要運送貨物

廣九鐵道は九龍廣東間に布設せられたるものにして、沿線は多く山岳にて成り、世に知られたる產物として擧ぐるものなし、但し深圳石龍の近傍は少しく平野ありて、米及び果物を產す、此の鐵道にて運送する貨物も之等數種に外ならず香港廣東間を連絡する鐵道なれども、貨物は運賃低廉なる水運によりて運送せられ鐵道によるものなし。

その主要運送貨物として擧ぐべきは

一、石龍深圳近傍に產する米
二、石龍近傍一帶に產する果物卽ち荔枝龍眼、蔗皮及び砂糖

以上の數種にして未だ貨物運送は重要視せられず

第四款　廣鐵道載運擔客行李貨物包裏物件銀兩價目章程

第一條　凡ソ乘客ノ貨物ニシテ洪水、暴風、颶風、大雨等一切意外ノ事ニ遇ヒ損害損失ヲ受クルコトアルモ本路ハ一概ニ責ニ任セズ

第二條　凡ソ乘客切符ヲ購買シタルモノ異常ニ因ル事故ヲ除クノ外列車ニ乘車セサレバ本路ハ概ネ切符ノ代價ヲ返戻セズモシ切符期ヲ逾ヘテ用ヒラレズ或ハ遺失シタル時ト雖モ概ネ切符代金ヲ返戻セズ

第三條　凡ソ本路ノ列車ノ發車ハ倶ニ規定ノ時刻表ニヨリテ發車ス若シ列車事ニヨリテ停車シ或ハ遲誤アリテ乘客ニ損害ヲ與フルコトアルモ本路ハ概ネ責ニ任スルコトナシ

第四條　凡ソ乘客列車ニ乘車スルモノノ三歲以下ノ小兒ハ運賃ヲ免ズ四歲以上十二歲以下ノモノハ半額ヲ徴收ス

十二歲以上ハ概ネ全運賃ヲ徴收ス其ノ半額ヲ徴收スルモノモ少キモ半毫以上タルベシ譬ヘハ如シ切符ノ代金二毫五仙ナル者ハ減半シテ一毫五仙ヲ徴收ス半毫仍ヲ半毫ヲ徴收ス

第五條　凡ソ乘客ハ乘車切符ヲ購買スル時必ズ須ク直ニ檢查スベシ若シ錯誤有ラバソノ購買ノ當時直チニ返換ヲ請求スベシ如シ釣錢有リテ錢銀ヲ受ケントスル時ハ亦須ラク面前ニテ點檢シテ受取ルベシ受取リテ去リタル後再ビソノ誤リアルヲ發見スルモソノ不足ノ金錢ヲ請求スルヲ得ズ

第六條　凡乘客ニシテ一等車ニ乘車シ客車一間ヲ借リ切ラントスルモノハ一間毎ニ少クトモ一等乘客六人アル時ニ限ル如シ一人ニシテ一間ヲ借リ切ラント欲スル時ハ又一等乘客六人ノ運賃ヲ徴收スモシ一間ヲ借切リ六人以上座スルコトヲ得ル時ハ則應ニ實際人數ヲ見テソノ運賃ヲ徴收ス

第七條　凡ソ乘客ノ列車ニ乘坐スルモノ一等客ハ每一人ニ付キ手荷物百五十斤マデハ無賃ニテ携帶スルコトヲ許ス二等客ハ每一人手荷物一百斤マデハ無賃ニテ携帶スルコトヲ許ス三等客ハ每一人手荷物七十五斤マデハ之レヲ携帶スルコトヲ許ス

其ノ限度ヲ逾ル數量ニ對シテハ應ニ章程ニ照シ別ニ運賃ヲ計算シ徴收スベシ

第八條　凡ソ乘客ニシテ切符無クシテ乘車シ或ハ通用期限ノ過ギタル切符ヲ所持シ或ハ切符損壞模糊シ或ハ切符日付番號等辨識シ能ハズ或ハ鐵路ノ役

員取リ檢ベニ來リテ乘客切符ヲ持タザル等ノ事アレバ應ニ列車ノ發車シタル驛ヨリ計算シ規定運賃ニ照シ倍額ヲ徵收ス倘シ切符等ニ途中ニテ檢査セラレタル時ハ卽應ニソノ次ニ切符ヲアラタメタル驛ヨリ計算シテ規定運賃ノ倍額ヲ徵收ス

若シ乘客先ゾ車掌ニ向ヒ原由ヲ說明シ實際其驛ヨリ上車シ卽チ車掌ニ向ヒテ證明ヲ得タル時ハソノ所到停車場ニ至リ交出シ方ニ能ク來ル所ノ驛ヨリ章程ニ照シ運賃ヲ徵收ス

第九條　凡ソ乘客現在買ヒ求メタル等級ヨリモ高等ノ車ニ乘リ移リテソノ所持スル切符ト車ノ等次ト符合セズ或ハ其切符面上指明ノ停車場ヨリ乘リ越シタル場合ハ卽チ應ニ章程ニ照シ運賃ヲ補收スベシ

第十條　凡ソ乘客モシ途中ニテ其モト購買セシ切符ヲ以テ高等ノ客車ニ換ヘント欲セバ車上ノ車掌ハ列車ノ何驛ニ至ルニ論ナク卽刻驛ニアリテ交換シテ交附シ或ハ切符ヲ檢査セシ停車場ニ到リテ運賃ヲ補收ス並ビニ卽チソノ不足額ヲ徵シテソノ受取證ヲ交附ス

第十一條　凡ソ乘客ハ運賃ヲ補付シタル時ハ務メテ本線印就ノ補費受取證一紙ヲ索メ受取ランコトヲ望ム並ニ皆補スル處ノ數目ト付スル所ノ數目ト相符合スルヤ否ヤヲ檢査セラレンコトヲ請フ

第十二條　凡ソ染廐瘋、瘟疫、霍亂、疽瘍、痘瘡、喉症、發熱、疾病ノモノハ他人ニ傳染シ易キモノナルヲ以テ本路ハ概ネカヽルモノヲ增載セス

第十三條　列車進行中ハ乘客ハ切ニ車門（Door）ニ倚リ掛ケ並ニ此車ヨリ他車ニ跨越スル勿レ或ハ列車ヲ乘降スルニ因テ意外ノ虞ヲ免レヨ

第十四條　凡ソ乘客ノ携帶スル所ノ行李（手荷物）ニ就テハ本路ハ行李車ヲ備フルヲ以テソレニ裝載スベシ如シ斯ル手荷物アルトキハ必ズ身ニ隨エテ携帶シ宜シク客ノ坐スベキ所ノ下或ハ網棚上ニ置クベシ但シ客ノ坐スベキ處ヲ侵害シテ占領シ他客ヲ阻障スルコトヲ得ズ

第十五條　凡ソ乘客ノ行李（手荷物）ハ務メテ須ラク各自ニ默料スベシ倘遺失アルモ本路ハ概ネソノ責ニ任セズ

第十六條　凡ソ小荷物ヲ寄託シソノ內ニ鮮魚生果菜蔬及ビ其他靈爛シ易キ貨物ヲ包含スル時ハ荷受人ニ於テ隨時受取ルベシ如シ送附シテモ到着セズ或損害毀損ヲ有スルモ本路ハ其ノ責ニ任セズ

第十七條　凡ソ乘客小荷物ノ運送ヲ寄託シタル時ハ每增每英里ニ付キ洋半仙ヲ徵收ス少クトモ受取ル金額ハ銀五仙以上ニシテ件ヲ遂フテ計算ス如シ兩件或ハ多件ノモノモ綑リテ一件トナスモノハ卽チ一件トナシテ計算ス中途ニテ若シ意外ノ損失ヲ蒙リタル時ト雖モ本路ハソノ責ニ任セズ

第十八條　凡ソ鮮魚生果菜蔬及ビ機械氷等ヲ運送セントスルモノハ務メテ須ラク箱籠、袋等ノ類ヲ用ヒテ荷造スベシ每件ノ重量一百斤ヲ逾ユルヲ得ズ但シ運賃ハ少クモ五十斤以上ヲ以テス

第十九條　凡ソ乘客ニシテ各等ノ客車ヲ借切リ專用セント欲スレバ請フ四十八時間以前ニ於テ廣東、大沙頭本局車務總管ニ知照シテ以テ用意スルニ便セヨ

第二十條　凡ソ鐵道ニテ運送セントスル手荷物貨物等ハ一哩以上ヲ以テ運賃ヲ計算ス如シ一哩ニ及バザレバ其ノ奇零ノ數ハ亦一英里トナシテ計算ス所有運賃ノ少キモ銀半毫以上ヲ以テ計算シ徵收ス

第二十一條　凡ソ乘客ノ運賃ヲ寄托シタル貨物ハ須ラク本路規定時刻ノ列車發車ノ二十分前ニ停車場ニ送リ來リ貨票ヲ購買シテ臨時ニ誤リヲ致スヲ免レヨ

第二十二條　本路ノ運送スル各種物件ノ運賃ハ次ギノ如シ

兩輪自轉車（自行車）每架每英里銀二仙
三輪自轉車每架每英里銀二仙
人力車ハ每架每英里銀四仙
轎子ハ每架每英里銀六仙
空棺每副每英里銀六仙
靈棺每副每英里銀一角五仙
單輪手推車（小車）每架每英里銀二仙
電汽車（自動車）ハ每架每英里銀二角五仙
兩輪馬車ハ每架每英里銀一角五仙
四輪馬車ハ每架每英里銀二角
犬每頭每英里銀一仙

第二十三條　金銀元寶或ハ金銀條塊ハソノ價値銀十萬元以內ナルモノノ運賃ハ每千元每英里銀三仙ヲ徵收ス如シ十萬元以上ニ至ルモノハソノ途ユル所ノ數量ニ對シテ運賃ヲ前價ニ照シ七五折シテ計算ス

銀錠銀條ハ每兩ヲ一元四毫トナシテ計算ス

第二十四條　凡ソ客商ニシテ貨車ヲ僱ヒ貨物六噸ヲ積ミ込マントスルモノハ請フ廣洲七沙頭本局事務總管ニ向ツテ面談セラレタシ

第十一節　廣九鐵路收支に關する報告

英國側の千九百十一年十一月及十二月兩月に於ける收支及開通以來の累計を示せば次の如し

	乘客數	乘客運賃	貨物運賃	雜收入	合　計
十一月中地方輸送	一五五、七八	九、一四四、八九	三一九、九七	三五〇、七四	一、六一五、六〇
同直通輸送	二八三九	三、六三一、一三	一三、九七	一八〇、五七	三、八一六、六六
小　計	一八四一七	一三、七七七、〇一	三三三、九四	二、三三一、三一	一五、四三三、二六
開通以來累計	三六四、八七四	一三五、五七二、九九	一九、三七、〇一	一〇、八〇七、七一	一六五、六〇七、七七
十二月中地方輸送	二七、八六六	九、六五四、一四四	四八五、八六	一四〇〇、六五	一一、四五〇、九五
十二月直通輸送	四六四	四、一四六、一三	四三、九四	七、〇〇〇、〇〇	二一、八〇、〇六
小　計	三、二五三〇	一三、八〇〇、五六	五二九、八〇	八、四〇〇、六五	三三、七三一、〇一
開通以來の累計	三九、七四〇四	一四九、三七三、五五	一九、七五六、八一	一九、三〇八、四三	一八八、三六八、七八

支那側は千九百十一年十月より開通し、未だ收支に關する報告書の如きものなし、今廣九鐵道の役員の語れる所を揭げて參考とせん。

支那側の一日の收入は平均一千七百弗なりと、而して此收入にては營業費を償ふに足らず、此の勢にては到底立ち行かずと。

近頃の報告によれば一昨年卽ち千九百十二年（大正元年）の總收入は六十萬元にして、一日平均千六百四十三元八四となる、支那側八十八哩七二に割り當つる時は一日一哩の收入十八元となるべし。

第十二節　廣九鐵道の將來

廣九鐵道は將來粵漢鐵道の全通し連絡線の完成せる曉に於ては、相當の利潤を收め得べきも、今日の處にては到底資本回收の見込なし、最も英國技師長の說によれば千九百十年英國側開通以來千九百十一年八月末に至る十一ヶ月間の經驗に依れば、裕に營業經費を支辨するに足る由、今前述の十一ヶ月間の該鐵道英國側の收入を見るに左の如し、

乘客運賃	九九、四四〇弗五五
貨物運賃	一七、二六〇弗二七
雜收入	五、八〇四弗〇九
合　計	一二二、五〇四弗九一

卽ち一ヶ月の收入約一萬一千一百三十七弗にして、平均一日の收入三百七十一弗、之れを一哩に割り當つる時は約十七弗弱となり、之れを廣東三水間の粵漢鐵道の支線九十九淸里卽ち三十三哩の該鐵道一日の收入約二千弗一日一哩の收入約六十弗に比すれば其の差亦甚だしと云ふべし。

支那側の一日一哩の收入十八元五四は英國側に比すればその成績良好なるも、三水支線に比してはその遠く及ばざるを知るべし。

由此之れを觀るに九廣鐵道の將來は有望なりと云ふべし。

（完）

大借款使途明細表（其四）

十月分大借款項下支出明細表

十月分の支出使途は審計處を經て十一月二十日の政府公報に發表されたり

使途	項目	金額
陸軍部	領各師團寒服裝經費	六七五、〇〇〇・〇〇元
財政部	九月分參議院經費	一〇五、五一六・〇〇
同	九月分印刷局經費	一六、四〇五・〇〇
陸軍部	十月分藥衛軍經費	一六二、一九六・〇〇
同	十月分拱衛軍經費	二四九、八〇〇・〇〇
農林部	九月分吉林林務局經費	三、〇〇〇・〇〇
同	九月分哈爾賓林務局經費	五〇〇・〇〇
	江蘇省擬裁軍隊缺餉	九二八、〇〇〇・〇〇
	江蘇省擬裁軍隊裁遣費	一、二〇九、四〇八・〇〇
財政部	十月分八旗各營餉	三七九、三五二・四八
同	印刷局領墊付瀚旗昌公司大樓機器價	六、二八七・二二
同	室經費	四六二、七七九・六六
教育部	十月分本部經費	三〇、〇〇〇・〇〇
同	十月分北京大學經費	二二、〇〇〇・〇〇
同	十月分法政專門學校經費	一〇、〇〇〇・〇〇
同	十月分醫學專門學校經費	二、〇〇〇・〇〇
同	十月分工業學校經費	三、〇〇〇・〇〇
同	十月分高等師範學校經費	二、〇〇〇・〇〇元
同	十月分高等師範學校經費	一〇、〇〇〇・〇〇
同	十月分師範學校經費	二、五〇〇・〇〇
同	十月分女子師範學校	一、五〇〇・〇〇
同	十月分特設機關經費	一、〇〇〇・〇〇
同	十月分附設機關經費	一、〇〇〇・〇〇
同	十月分留學經費	一〇、〇〇〇・〇〇
	江西已裁軍隊裁遣費	三七二、二六四・〇〇
交通部	九月分本部經費	五〇、四六七・〇〇
同	九月分育才費	二四、九三七・五七
財政部	十月分國務院及秘書廳經費	四〇、〇〇〇・〇〇
同	十月分銓叙局經費	四、五〇〇・〇〇
同	十月分稽勳局經費	八、〇〇〇・〇〇
同	十月分蒙藏局經費	一〇、〇〇〇・〇〇
同	十月分蒙藏局領喇嘛錢糧	六、四八三・一〇
同	十月分蒙藏局領王公廩餼	八、七七五・二六
同	十月分總統府經費	五〇、〇〇〇・〇〇
	福建擬裁軍隊裁遣費	三八一、六〇〇・〇〇
	福建擬裁軍隊欠餉	二〇八、八〇〇・〇〇
海軍部	十月分各軍經學堂礮臺經費	二〇〇、〇〇〇・〇〇
農林部	十月分本部經費	三〇、〇〇〇・〇〇

同	十月分農事試驗場經費	三、〇〇〇・〇〇元
同	十月分模範墾牧場經費	五、〇〇〇・〇〇
同	補九月分農政專門學校經費	一、〇〇〇・〇〇
同	十月分同	一、〇〇〇・〇〇
同	十月分吉林林務局經費	一、〇〇〇・〇〇
同	十月分林藝試驗場經費	二、〇〇〇・〇〇
同	十月分哈爾賓林務局經費	五〇〇・〇〇
	江西省擬裁軍隊裁遣費	二八三、四一六・〇〇
陸軍部	十月分本部經費	六九、六四五・二二
外交部	十月分清華學校經費	六、八〇三・七〇
司法部	十月分本部經費	三〇、〇〇〇・〇〇
同	十月分大理院經費	一三、〇〇〇・〇〇
同	十月分總檢察廳經費	五、〇〇〇・〇〇
同	十月分高等審檢廳經費	七、〇〇〇・〇〇
同	十月分地方審檢廳經費	一五、〇〇〇・〇〇
同	十月分四初級廳經費	七、〇〇〇・〇〇
同	十月分北京監獄經費	四、〇〇〇・〇〇
同	十月分第一看守所經費	一、〇〇〇・〇〇
同	十月分第二看守所經費	一、〇〇〇・〇〇
財政部	十月分八旗各營馬乾	九、八八七・五七
陸軍部	十月分武衛左軍經費	一八〇、一四八・六〇
財政部	十月分印刷局經費（新旗昌洋行支拂分）	七、五六五・三七
同	十月分本部經費	四一、〇〇〇・〇〇
同	十月分審計處經費	一五、〇〇〇・〇〇
同	十月分印鑄局經費	七、〇〇〇・〇〇
同	十月分衆議院經費	二五九、〇五〇・〇〇
同	十月分參議院經費	一〇六、一五二・〇〇
內務部	十月分警廳經費	一五〇、〇〇〇・〇〇
同	十月分本部經費	四四、〇〇〇・〇〇
同	十月分清道隊經費	三、〇〇〇・〇〇
同	十月分內城城院經費	二、〇〇〇・〇〇元
同	十月分外城醫院經費	二、〇〇〇・〇〇
同	十月分游民習藝所經費	一、〇〇〇・〇〇
同	十月分工巡捐局經費	二、〇〇〇・〇〇
同	十月分警察學校經費	三、六六八・〇〇
同	十月分步軍統領衙門經費	九三、二九四・〇〇
工商部	十月分本部經費	三〇、〇〇〇・〇〇
同	十月分商品陳列所經費	一、〇〇〇・〇〇
同	十月分工藝傳習所經費	二、〇〇〇・〇〇
同	十月分度量衡製造所經費	三、〇〇〇・〇〇
外交部	十月分出使經費	二〇〇、〇〇〇・〇〇
財政部	十月分法制局及法典編纂會經費	一一、〇〇〇・〇〇
同	密雲副統領古北口陸軍隊兵二年下半年薪餉	一〇、一七五・四二
同	熱河都統領二年團庭俸餉折租	九、三〇一・一七
參謀部	十月分本部經費	四三、七二四・〇〇
同	十月分軍事郵遞所經費	一、〇〇〇・〇〇
同	十月分交通所通經費	三、〇〇〇・〇〇
同	十月分航空學校經費	一〇、〇〇〇・〇〇
同	十月分製圖局經費	四、四九一・〇〇
同	十月分測量學校經費	五、四三〇・〇〇
同	十月分測量局經費	七、八一五・〇〇
同	十月分陸軍大學經費	七、四五六・〇〇
陸軍部	十月分軍政執法處經費	一〇、〇〇〇・〇〇
合計		五六、五三九、二四五・三八

通州廣生油廠（下）

四　棉實油製造法（續）

三　磨碎法

次に棉實を粉狀に變化して以て、含有せる油分を壓出するに便せんが爲に、磨碎機を用ひて之れを粉碎す

四　加溫法

以上の工程を經たる棉實は直ちに之を壓搾するときは、生產率を減少せしむる恐れあるを以て、一度これを蒸熱せざるべからず、蓋し棉實にある種々なる不純物、殊に蛋白質が其の壓搾を行ふに當り、其壓搾を妨害し、又より壓搾せらるゝも、油分に蛋白質の混入する事ある時は、油類に變化を起し易きを以て、これを豫防せんが爲めに一旦ある溫度まで加溫するときは、蛋白質は先づ凝固し、唯油分は之と分離して絞り出され變化の虞を少うする事を得、故に加溫法は製油上極めて肝要なるものとす、而して本廠にては新式の加溫器を用ひ、器內に水蒸氣を導入して棉實を蒸熱す。

五　壓搾

壓搾袋は蘇布製にして、此に用ふる袋は强靱なる織物にして、充分壓搾力に抵抗して破壞することなきと同時に、多少疎鬆多孔質にして、其壓出せらるべき液分を通過せしむるの餘裕を存する事を要し、蘇布の如きは其の適當なるものとす。

壓搾は全工程中最も大切なるものにのして、小時間と小勞力を以て最大量の油類を製出せざるべからず、此目的のためには水壓法によるを以て最良策なりとす、棉實油の如き植物性油に於て殊に然り、而して壓搾器は次の諸部より成る。

一、壓搾板、壓搾板の最下端には活塞子あり、活塞子は其の動圓筒中に上下し得るものなり

二、項部

三支柱　支柱は通常四本にして項部と基礎板とを連絡すべき活嘴の設けあり

卿筒は所謂壕筒卿子式にして液體則水又はズリセリン或は其他の混合物の壓力を利用し、壓搾器の壓搾板を押し上

ぐるものとす、前記蒸熱したる棉實を帶袋に包むに先ち、尙後來の作業をして最も有効ならしむるがために、之を成形機にかけ、輕く壓して型を作る、此の型は卽ち水壓器に裝入するに適當なるものとす、而して此の型に作れる油種を、一枚づつ水壓器の壓搾板の間に裝入し、互に押付て之を滿積し、水壓を加ふる時は、横槌は其衝程を辿りて、下方より上方に壓進し、油分は流出して其の流域なる凹溝を通じて、遂に下方の貯蓄機に入る、而して之を裝入せる原料の型の、比較的平板なるが故に許多の鐵板を用ふるの要あり稍煩雜なる作業なりと雖も、可成其薄層なるを要す、是れ其の型の厚きときは、加壓するも壓力を其中心に達せしむるを得ず、從ひて絞粕に殘留する油分を多からしむるの恐れあればなり、而して其絞粕を販賣するには、或は圓形或は方形に作り、其表面には許多の條溝を作り、商標を印するものとす、尙其壓搾機より取り出したるものは不規則なる緣を有するを以て、利刀を以て一々其緣を削除するものとす

六　精製法

壓搾法によりて製造したる油類は、其中に蛋白質含有物ゴム質物可溶性粘質物其他色素及酸類等種々を混入しありて、使用上有害なるのみならず、之を貯藏するときは、早晩渾濁を來し、遂に變化を起し、油類は自ら分解し益々其の品質を損ずるに至ることあり、故を以て本廠に於ても、精製法を施すものとす、其方法次の如し。

圓形の鐵鍋數個を据ゑ付け、粗製の油類を此の鍋中に入れ、頗る注意して徐々に煮沸するときは、其上下左右ともに孰も同溫度に保持せらるゝを以て、更に油の動搖することなく、唯其含有する固形物の降下するのみなり、茲に於て上部より次第に吸み出して、清油房に備へたる油池に貯藏し、需要あるに應じて、油簍に入れ以て賣り出すものとす。

七　製品

目下製品は一日平均油類七八十擔を製出し、一擔の價格十三弗六十仙內外にして、油餅は一擔二弗六十仙內外なりとす、批發所零銷所は通州に設立せられ、發賣に從事せり、鑑定法としては、油類一般の方法として、外觀、比重溶解度、煉固等によりて鑑定す、外觀は肉眼を以てして、無色透明にして油類獨特の香を有するを可とし、比重は比重計によりて計り、比重〇・九二乃至〇・九三なるを可とし溶解度に關しては、此の油類は酒精に溶解せず、イーサー及石油に溶解するを以て純良なるものとす、凝固は攝氏零度以下なりとす。

本廠製品は上海通州附近にて、消費され未だ輸出せらるるに至らず、唯油類は多少之を輸出するものとす。

五　役員及職工

甲、役員　役員は凡て之を司事人と稱し、現今十六名あり、經理一名全廠を代表し廠務を總理し、總賬房、銀錢

賬房、進貨賬房、機房物料所油房に各執事一人を置き、各部分を監督せしむ、機房は進貨賬房の執事、管機人司秤人等此を監督す、各執事は其受持區分の名をとりて、銀錢執事清油房執事と稱するが如し。

乙、職工　職工は附近の勞働者にして、男工のみなり、現今總數六十名あり、職工は之を二大別し、機匠及工人となす、機匠は機器の監督及修繕を司り、工人は直接棉實油製造に關係あるものなり機匠は、其職によりて木機匠鐵機匠の二種に分ち、夫等の頭目と見做すべきものに、機匠正人機匠副人あり、工人は技術の生熟によりて長工短工の二種に分ち、職分の如何によりて搾壓工人（壓搾に從事するもの）生火工人（火夫を指す）、加油工人（清油製造をなすもの）箱工人等の別あり、職工の賃銀は一定せず、最低一日二角より最高四角に至る、平均二角位なりとす、仕拂は機匠及工人は各月末に給與す。（完）

蒙古に於ける露人の漁業　（其二）

（一九一三年十月二十八日哈爾賓日報）

右借區の魚族は品質良好にして、特に貝爾諾爾湖の「シク」と稱する一種の鮭は、西伯利に於ける「セレンガ」河の湖鮭（スムリ）に劣ることなく、歐露の市場に莫大なる需要を喚起し、目下冷藏して盛に彼得堡莫斯科「キエフ」「ワルシャワ」及「ロヅ」に輸出せらる而して本年漁獲の分も既に魚池に收容中にして、賣買契約濟となり、嚴寒の候を待ち輸出する筈なり、其內逢賴諾爾產は東淸鐵道逢賴諾爾驛に於て積載し、貝爾諾爾產は海拉爾に送り同鐵道の海拉爾驛より輸送す、兩湖に於ける漁業の設備は頗る完備したるものにて、漁撈作業の爲には、貝加爾湖の漁場より專門的漁夫を雇ひて使用しつつあり

因に內外蒙古の境界に於ける、多倫諾爾市は、蒙古在留支那人の減少したる結果として、商貨の輸送杜絕したるも「パルガ」に於ける蒙古人は、前記多額の借地料を得て、大に喜び將來を樂觀しつゝあり、尙蒙古人中には、蒙古軍既に多倫諾爾を占領し、北京方面に行進を繼續すとの風說ありて、民心狂喜す、此風說の眞僞は、容易に判知し難きも、蒙古人が如何に武事を好むの民族なるかを證明する一現象なりと云ふへし

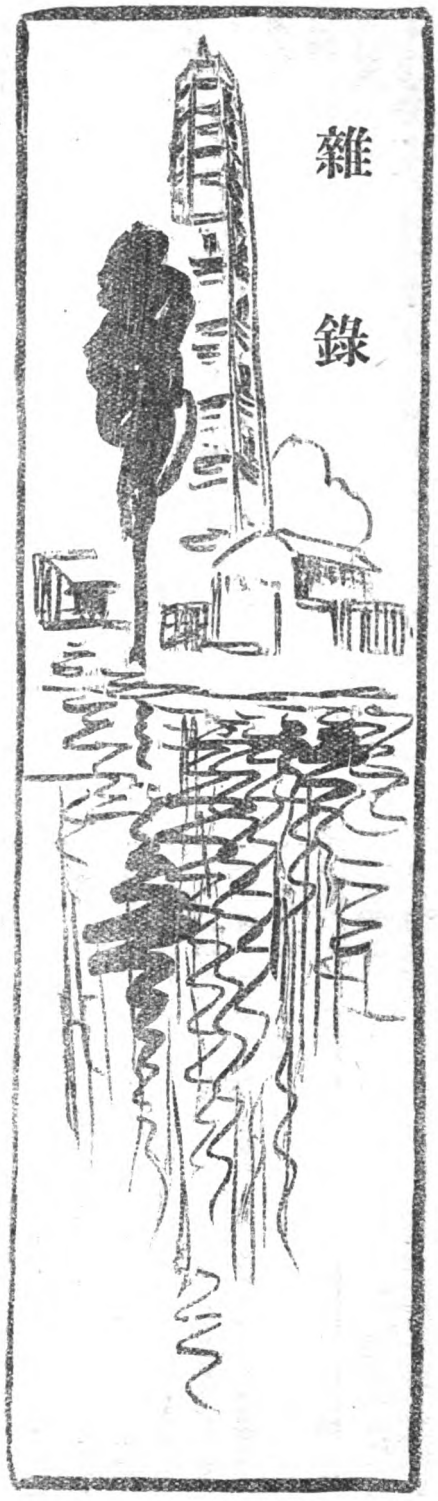

中央政治會議（一）

一　開會式

十一月二十六日發布の大總統令を以て中央行政會議を召集することとなり、十二月一日に於て其開會式を擧行すべしとの事なりしが、各省代表委員の未着其他準備全からざる爲め遂に延引して十二月十五日初めて開會式を行へり。

同日午前九時政治會議々員六十九名は熊總理以下國務員及高位高官者と共に總統府に集り袁總統は黎元洪を從へて居仁堂に於て之を引見し一場の訓示を與へて曰く

民國の建設茲に二年なり、而して政治の進行率ね隔閡の處多し、此故に政治會議を召集して以て內外聯洽共商の辨法を期し以て政治の進行を輔助せんとす、顧るに政治の事は多言にあらずして力行にあり、二年以來理論多くして實行少なし、故に共和肇造人々皆樂觀主義を持すと雖も、余內容を默察するに現象の危きに屬するを覺えたり、內政に就て言へば改革以後紀綱法度蕩然として存せず、甚きは禮義廉恥も亦放棄するに至り、人倫道德廢して講せず、此の如き現象にして如何ぞ立國と云はんや、今人動もすれば平等を曰ふ、抑も外人の所謂平等は人格の平等法律上の平等なり、決して部長書記と平等たり、師長兵士と平等たり校長學生と平等たりと云ふに非ず、破壞の徒平等の名を假りて以て擾亂を圖る、知らざる者は往々其旨を誤解して平等たらざるものなしとす、是に於て種々上を犯し亂を作すの事遂に發生するに至る。

今人動すれば自由を云ふ、抑も外人の所謂自由とは乃ち法律中の自由にして、決して法律範圍以外一切自由なりと云ふに非ず、此の如くんば支離滅裂必ず變じて土匪國となり禽獸國たるに至らん、夫れ土匪禽獸に沈淪するに至れば外人何の瓜分せざるの理あらん、瓜分の後土匪禽獸に對し何の愛惜

する所あらん、必ず滅種に至らんのみ之れ誠に懼る可きなり。

外交方面の事に付ては列強勢力の及ぶ所衆人之を知らざるなし、固より余の縷述を待たず、譬へば破舟の巨濤の間にあるが如し、少しく疏懈なれば轉に沈覆せんとす其危險如何ぞや。

財政に付ては前清朝未拂の外債其數巨なり、加ふるに民國成立以來數次の借款あり、債務益多く負擔日に增し、既に推宕引避の術なし、萬一支拂に窮せば少は財政監督の舉あらん、國を體とせば財は血の如し、血制を受くれば何ぞ生を全ふせんや、大は瓜分の慘を招き人の料理に任ずるに至らん財政困難の原因は固より前清政府民國政府の外債未拂額の巨なるによるも、一は改革以來財政機關破壞され國家の收入俄然として減少し、一般亂徒は巨金を擁へて外國に逃避し、又或は人民を敲詐して絲毫をも極む此の如くんば安いで財政あらん。

此等種々の實況あるにより樂觀主義は余の未だ贊成せざる所なり、大低近時の時弊は多く誤解による往々新政の美名を以て暴徒の假借する所たり、卽ち民主の二字の如きは諸を古籍に考ふるに、天視は我民より視、天聽は我民より聽くと、又曰く民は邦の本なり又曰く民を貴とすと、是れ吾國往代民主の形式なしと雖も、已に民主の精神を具ふ、改革の後民主政體已に成ると雖も試に人民の疾苦利害を問へば誰れか復注意せるものぞ、甚しきは民主を倡言するの人にして生民を殘害するの舉に出づ、廣東湖南各省前轍具に在り天下此の如き民主あるや。

又民意の二字の如きは多數民の意と解釋すべきなり、今日多數民の意は大概安居樂業にあり、然るに民意を主持するの人は人民の心理と反對せり。

又輿論の二字は學問道德名望あるものの言論を指すなり、今は則ち少數の新聞社の意を以て民意とし、輿論全く眞相を失し黑白顚倒し、是非棄亂し殆んど美名を利用し以て其私に便せんとするに非ざるなし。

共和の二字は如何共和國體とは大衆共有の國にして、大衆人民共治する能はざるにより大總統を選擧して之を治めしむるなり、共和政體とは大衆の公意を採用して法律を制定し、大衆をして共同遵守せしむるなり、共和精神とは大衆の國體を結び、大衆の幸福を謀るにあり、現在共和國體已に成りて易はらざるは疑義なき所なれども、共和政體を主張するの人にして往々法律を守らず、共和精神を侈談する人にして往々陰に分裂を謀る、而して事理に不明なるもの之に盲從し、名を共和政治に託して實は暴民專制となす、誤解の點此より大なるはなし。

愛國の名に至りては今人倘ぶ所なり、既に愛國と云へば必ず當に國を保つ所以を思ふ可きなり、苟も國に利あれば身家名譽を犧牲にするも惜まざる所なり、然るに今は日に愛國を云ふもの日に身を保ち名譽を竊む所を圖る、之れ愈々去りて愈々遠きなり、往者暴亂の徒外人を引導して以て國家を危害せしことは並に必しも具論せず、中流以下皆愛國を云ふも果して何を以て其愛を用ひん政治腐敗の如きは蔓染を除去し新基を構造す可きなり是れ固より余の志なり但し此中自ら手續あり一擧して成る可きに非ず、新立の國は嬰兒の如し、飲食調護以て其長成を冀ひ、詩書敎誨以て其明達を謀るべし、若し嬰兒の長大を欲し數日の食を併せて之に與へ、嬰兒の成人を望みて心理體力を按ぜずして日夜之を督責せば寧ろ良果あらんや愛國も亦然り必ず順序あり手續あり、空言の効果ある可きに非ざるなり、彼外人の各其國を愛するは亦皆實在の辨法あり余從前常に人に謂て曰く、苟も國なければ安んぞ家あらん、苟も家なくんば安んぞ身あらん、萬一國家傾覆し瓜分實行されんか、則ち一身のみならず子孫も亦奴隸牛馬たらんとす、印度朝鮮の亡國現象殷鑒遠からず、余老たり前清時代政界に從事すること三十年ならんとす、然も今猶微名を以て此職にある所以は、誠に己身子孫の奴隸牛馬たるを欲せず、眼我四億同胞の奴隸牛馬に陷るの慘劫を見るを欲せざればなり、

願くば諸君咸此宗旨を抱き共に辨法を籌し、此國事多艱の秋に當り亟に匡救を圖らざる可らず、君主時代も亦當に人民を救濟す況ん乎民主立國をや古より今に至る迄斷じて人民不安にして立國す可きなし、若し疾苦を坐視して袖手旁觀せば良心に對し何を以て自ら安んぜんや。

現在救國救民を本位とす精力を犧牲にすること言を待たず、名譽も亦犧牲にす可きなり、若し一切を犧牲せざれば救國救民の目的を達する能はざるなり、余の主張此の如し、何程の事に論なく皆犧牲する所あり（此時大總統卓上の茶を指す）之を通俗にして言へば我今此茶を飲まんとす、此茶、

代價を犧牲にせざる能はず、願くは大衆此に同意して、專ら救國救民を前提とすべし、毀譽是非は千百年後自ら定論あらん今日悠々の口何ぞ輕重に關せん。

今の政治進行再び緩なる能はず、前清末積弊已に極れり、維新に就ては余新政に於て尤も力を致せり、而して家居數年にして思はず政治の不良により改革の近局を促成し、甚しきは公產公妻の謬說一時に傳播せり、此說たるや我國を土匪禽獸の域に陷らしむる也、人民の程度習慣各同からず英印度を得て百年なるも印度人の紅布包頭は自若たり、日本變法四十年なるも木履を用ゆること自若たり、只形式上より論せば外國人のみならず吾國人も亦美とせざれども、彼其變更を強ざるは人民の習慣尊重せざる能はざれば也、余思ふに政治の事は人民の慣習程度に戻る勿らんことを、苟も習慣程度に合せざれば、法度を更定し條理秩然たるも斷じて實行の望なし、甚しきは良法美意も却て民を擾すに至る、故に必ず習慣程度を按照して徐ろに之を文明の域に導くべし、循序漸く進めば庶くは實効あらん。

大凡辨事には人才、財力なければ決して著手し難し、前清末人才財力均しく消耗せり、此を以て百廢擧く擧り轉じて一事成果なきに至れり、辨事せんとせば儲才の方、理財の道共に擇め計畫をなさざる可らず、司法獨立の如きは美政なり、然れども司法人材は多く理想を尙ひ、加ふるに財力不足にして耗費なく、遂に百弊叢生鄕閭騷然たるに至れり各省人民が司法獨立の擧に對し痛心疾首せざるはなきは、司法獨立の原則の獨り我國に行はれざるに非ざる也、故に人材財力人民の習慣程度は共に宜しく愼んで研究すべき也、若人の長ずる所を師とし胃味之を行へは必ず事機敗壞すべく、一度敗壞を經れば當局者漸く怯氣を生じ、行政の信用も亦損失するに至るなり。

此後行政事項は諸君務めて斟酌の上、一適當不易の方法を擧すべき也。假令與地形勢は地圖なければ不明なるも、其中の方向險要は地圖の盡す所に非ず、治を爲すも亦然り經驗と學問と偏廢すべからざる也、前清末科擧廢止の擧は余實に之を主たり、其後學生を分派して海外に留學せしめたり、然も十數年來にして人材の用を致すべしとは余の信ぜざる所なり、蓋し外國の博士は皆力を致す數十年にして專業を成せり、要は宜しく通類討論して一得を以て自ら甘んず可らざる也、中國の積弊腐敗せることは明かなるも、若し其中善も採る可き所なしと云はゞ蓋し然らず、從前の典章法度は僅に一朝の計畫に非ず、每に大聖大賢の敎澤と、歷代政治家の累次考究損益により、其中自ら精意存するあるなり、故に目下の目的は維新にありと雖も數十年來固有の法意も亦一筆に抹殺する能はざる也、若し專ら新法律新學理を恃むとも決して能く行はれざる也、前清訂律館設置の初余は法律修定に就ては本國人民の程度習慣を衡量し、順次編訂し分期修正し、三十年內に修正を完了するも遲しとせずとせり。

又政治の進行せざる大原因あり、蓋し民權の意義は人民皆參政の權ありて、其尤も大なるものは大統領選擧の權なり、然れども行政上事々皆干涉す可きに非ざるなり、譬は一會社にて株主が權利を經理人に付するが如し、若し事々干涉せば經理人は責任心なく會社は破產するに至らん、現在各省自治機關は多く法律以外に溢出し、正紳は公事に與らず、徒らに少數不良の徒の其權利思想を逞ふし、以て地方官の權を剝削するに任せり、抑も地方官權なくんば何を以て人民を保障せん、勢必ず紛亂の局を構成せん夫れ自治機關は惡政に非ざるなり、而して其効此の如し、之れ亦辨理の道を得ざるによるのみ、地方官既に議會の種々束縛を受く、假び良敏あるも發展によしなし、卽ち從前參議院の如きは立法機關にして議成の法少なく、政府偶施設あれば卽ち違法を以て相譏る、國會成立後賢達の士多きも黨爭劇烈にして他種の意味を含有し、善者ありと雖も如何ともするなく、亦人數多き爲め重大の案に遇ふも完全に通過し難し。夫れ立法機關は國工の如く、行政機關は工人の如し工人自ら建築を行ふに際し國工責むるに違法を以てす、而して國工の圖案を待たんとせば遙々として期なし、此建設時代にありて坐して年月を空過し破屋を風雨の中に漂搖せしめんとす豈立足の地あらんや。

夫れ約法は南京臨時參議院の所定にして、一切の根本は皆約法にあり、而して約法之によりて成立し多方の束縛を以て年余以來常に無政府の地に陷り、臨時政府をして展布する能はざらしめ以て野心の陰謀を遂げしめ、國家の安危存亡を置て顧みず人民をして重て苦痛を受けしめたり、諸君亦宜しく此に注意せらるべし。

諸君は多く各省より來り、亦政府及各部より派せられたるものなるも、均しく名望能力あるの人なり、救國救民の目的に對し須らく責任を負擔すべし、既に救國救民に重を置く、己見を爭執す可らず、成見を墨守す可らず苟も他の主張にして確なる理由あれば協力和衷して辨法を講ずべし、現在救國の計は須らく强力の政府を要す、若し全國散沙に等しければ法令も亦効力なし。

法律問題に付ては曾て米國大法律家の言によるに開國の初本法律なるものなし、先づ善良の政府根本の規定を以て人民を引導して軌道に入らしめ、以て、共和の域に入らしめたりと、米は共和の先進國にして而して其人の言此の如し、願くば此次の政治會議も亦人民を引導して共和の軌道に進め、以て救國救民の目的を達せしめんことを、余曾ふ所一時未だ詳かに盡す能はず、略ぼ其概略に過ぎざるのみ。

茲に於て衆起立して大總統の希望に背かざらんことを誓ひ、大總統は副總統と共に退席せり。

右終りて議員等は國務員主催の茶話會に赴き、次で午後一時半議員は會場なる圖城に到りしが會場は廣さ十間計りにして、椅子卓子九十二個を備へ、議長席、演壇等の設備は殆ど小規模の議會と等し、午後三時振鈴にて議長副議長以下各議員及び國務員等一同着席、秘書長顧鼇登壇して

此次政治會議は大總統の命令により召集せられ、政府及各地方長官は各政治會議々員を推薦し、今や其全員略ぼ到着せるを以て本日開會式を擧行し本日を以て本會は成立せるものなり、又本會議長は既に大總統より特補せられしを以て、爾後本會一切の事は議長の命に依りて辨理し、第一次議事日期は議長の決定を俟て議員に通告すべし云々

と報告し更に之より開會すべければ議長の着席を望むと述べ、李經羲は議長席に就き、衆起立、議長は之より開會すべしと宣告し、全議員を代表して左の祝辭を朗讀す。

政治會議は一種特別の組織に係り大總統之を召集し、全國に就て學識經驗に富む人材を一堂に集め共に國利民福を謀らんとするものなり、本席譯りて議長の選に膺り、本會會員を代表し、深く本會が遠くは世界の趨勢に鑑み、近くは我國情を察し、懋前懋後、補救の策を圖謀せられ、政治會議をして日に程進に趨り、復た漂搖震撼の虞なからしめん事を冀む、殊に本日大總統の訓詞は懇々として共同救國を切言せられ、救國の道は强力の政府を扶植するにありとせられたり、茲に本會開會の日に當り特に本會が此の國是を謬誤圖謀せられ以て大總統本會を召集するの盛意に負く無からんことを望む爲

右終りて秘書長は梁士詒を紹介し、梁士詒は大總統の代理として左の頌詞を朗讀せり。

大總統頌詞

今全國統一し、政治は特に進行を要す、本大總統深く集思廣益の議を惟ひ特に政治會議を開いて、人を待ち新を圖らんとす、則ち博く京外の事情に通じ、政治に經驗あるものを進めて茲に率め、全國の利病損益の宜を咨度せんと欲す、凡そ舊制の更新を待つものは當に之を擧げて以て元々企墓の懷を慰め、列邦期許の盛に副はんことは皆當に茲に是を望む、尚其擴發誤誤、壅塞喊悃、政治上應に興し、應に革むべきものは時勢を熟察し、國情を詳擇し、議論を有効に措置せしめ、以て邦治邦基を完成確立せん。

右終りて秘書長は更に國務總理及國務員の祝詞あることを紹介し、熊希齡登壇す。

國務總理祝詞

民國肇めて建設せられてより茲に二年、萬端の待理未た制作に遑あらず、此次新政府成立して數月を經ると雖も凡百の政治尚ほ未だ進行せず、誠に損益を革むるには其根源に溯らざる可らず、則ち中國の歷史に照し、社會の實情に徵するも現今の時代は徒に理想に馳り、徒法を藉取して實行する能はざるが如きことある可らず、此次國務會議に於て大政方針を定め國利民福を謀らんと欲せり、而かも事頗る重大にして宜しく集思廣益の義を採

るべし、而して大總統の召集せる本政治會議は海內の人望家又は學理經驗に富めるものを集めたるものなれば、將來國家及地方行政上の大事件は自ら當に貴會に諮詢して定計決疑すべし、深く望む、諸君各讜言を讜して協助せられんことを、是れ實に民國の福にして又本總理等の幸也。

右終れば秘書長は「行禮」を宣し、諸員一同起立して民國々旗に向ひ三鞠躬禮を行を、議長より「禮成」の宣告あり、午後五時解散す。

二、議長、議員、秘書及政府委員

議　長　李經羲

副議長　張國淦

議　長　左の如し（目下七十八名なるも副總統、熱河等より數名推薦さるべしとの事なり）

總統府特派（八名）　李經羲　梁敦彥　樊增祥　蔡鍔
　　寶熙　馬良　趙惟熙　楊度

國務總理派遣（二名）　方樞　吳貫因

外交部派遣（一名）　陳懋鼎

內務部同（同）　顧鰲

財政部同（同）　吳乃琛

陸軍部同（同）　徐樹錚

海軍部　（同）　王崇文

司法部同（同）　余紹宋

教育部同（同）　許壽裳

工商部同（同）　貢敬觀

農林部同（同）　劉馥

交通部同（同）　陸夢熊

司法官代表（二名）　汪羲芝　姚震

蒙藏事務局派遣（七名）

內蒙　貢桑諾爾布　阿穆爾靈圭

外蒙　那彥圖　塔旺布魯克

前藏　江贊桑布

後藏　廈仲阿旺益善

青海　扎勒根噸丹增諾爾布

綏遠城將軍（二名）　吳　劉朝望

烏里雅蘇臺將軍（一名）　徐蔚

阿爾泰辦事長官（同）　恩華

直隸省派遣（二名）　梁建章　劉彭壽

湖北省派遣（二名）　劉邦驥　夏壽康

奉天省派遣（二名）　陳瀛海　張國淦

吉林省派遣（二名）　徐鼎康　齊忠甲

山東省派遣（二名）　王丕煦　艾慶鏞

山西省派遣（二名）　邢殿元　李慶芳

陝西省派遣（二名）　王恒晉　白常潔

甘肅省派遣（二名）　秦望瀾　范振緒

江蘇省派遣（二名）　張一麐　許鼎霖

浙江省派遣（二名）　孫世偉　朱文劭

黑龍江省派遣（二名）　張志潭　蔡運升

江西省派遣（二名）　梅光遠　夏孫桐

福建省派遣（二名）　方兆熬　李景銘

湖南省派遣（二名）　貝允昕　任福黎

河南省派遣(二名)　沈銘昌　王印川
廣東省派遣(二名)　周　易　蘇乃鍇
廣西省派遣(二名)　朱爲潮　汪德溥
四川省派遣(二名)　胡忠亮　鄧　溶
安徽省派遣(二名)　孫毓筠　江紹杰
雲南省派遣(二名)　朱家寶　周傳性
貴州省派遣(二名)　王　樸　黎　淵
新疆省派遣(二名)　王學曾　楊增炳
川　邊派遣(二名)　嚴崇經　駱成驤
秘書長　顧　鼇
秘書　鄧　鎔　邵從恩　汪　涵
羅　綸　胡璧城　劉文煜
政府委員　司法總長　梁啓超
總統府秘書長　梁士詒
法制局々長　施　愚

三、政治會議規則

（十二月二十四日公布）

第一條　政治會議は民國建設に關する政治問題を議決するを以て範圍となす
凡そ行政上振興改革すべき事項は政府より諮詢して之を議決するを得

第二條　前條の事項を提議するには左の順序に依る
一、大總統より特に交付するもの
二、國務院より咨送するもの
三、議員より建議するもの
前項の建議事項は議員五人以上の贊成あり且つ議長の許可を經るを要す

第三條　政治會議に議長一人、副議長一人を設け議員中より大總統之を任命す

第四條　議長は議場の秩序を維持し本規則に定めたる職務を執行す
議長事故ある時は副議長之を代理す、議長副議長共に事故ある時は大總統より臨時員を派して之を代理せしむ

第五條　會議は毎週二回之を開く但し緊要事件ある場合には此限りに非ず
會議の日期は議長の決定を經たる後秘書廳より議員に通知す

會議時間は午後一時より六時に至る間とす但し議長は日期を決定する時之を酌量變更することを得

第六條　議事日程の順序は議長より決定し開會通知書と共に議員に配布す

第七條　過半數の議員出席するに非れば會議を開くことを得ず
開會時間を過ぐること一時間以上に及ぶも猶ほ前項所定の人數に不足なる時は議長は延會を宣告することを得

第八條　議事事項は出席議員過半數の同意を以て之を可決す

第九條　議題を討論せんとする議員は起立して席次號數を報告して議長の許可を請求し登壇し又は席に就て發言することを得

第十條　同時に二人以上起立して發言を求めたる場合には議長は先後を指定し其先後に依り順次發言すべし

第十一條　同一問題に對して三回以上發言せる議員に對しては議長は便宜に依り其發言を停止することを得

第十二條　發言を請求せんとするものは先づ其反對又は贊成の旨を表示し議長贊否兩者をして交互に發言せしむ

第十三條　一議題に付き贊成者及反對者が交互に討論せる後議長は討論終決を宣告することを得

第十四條　討論終決を宣告したる後贊成者たると反對者たるとを問はず議員は發言することを得ず但し議長の特別の提議あるか又は議員五人以上の請求ありて議長の特別許可を經たる場合には此限りに非ず

第十五條　議長は討論終決を宣告したる後贊否兩者を表決す
前項の表決は起立又は擧手の過半數を以て之を決し可否同數なる時は決を議長に取る

第十六條　表決の後五人以上の議員より疑義を提起したる場合には若し議長

の特別許可ある時は反正表決を爲すことを得

第十七條　審査に付すべき議題は議長より議員三人以上を指定して審査及報告を擔任せしむ

第十八條　本規則第二條及審査に付すべき事項に付ては政府は隨時員を派して會議に出席せしめ其理由を說明し并に意見を陳述することを得

第十九條　政治會議に於て議決せる事項は大總統より特に交付せるもの及び議員より建議せるものは議長より大總統に呈候して核奪施行し國務院より咨送せるものは國務院に咨覆すべし

第二十條　議員事故ありて請暇し又は開議中事故の爲め退席せんとする場合には凡て議長の許可を經るを要す

第二十一條　政治會議秘書廳の組織は別に之を定む

第二十二條　本規則は大總統批准の日（十二月二十四日）より之を施行す

第二十三條　本規則施行後議員十人以上の請求あり且つ議長の許可を經たる場合には之か修正を提議し議長より大總統の批准を呈請することを得

四、政治會議秘書廳規則

第一條　政治會議秘書廳は左の事務を司る

一、政治會議開會の準備

二、政治會議議事の準備及議案の

三、政治會議に關する文書記錄及其他庶務事項

第二條　政治會議秘書廳に秘書長一人を設け議長の指揮を受けて本廳事務を綜理す

秘書六人、書記四人乃至六人、庶務四人は秘書長の指揮を受けて本廳事務を分掌す

第三條　政治會議秘書廳は速記及雇若干人を酌用し本廳速記、記錄其他庶務の事を辦理す

第四條　秘書長は大總統より選任す

秘書は秘書長より議長に呈し、議長より大總統に呈請して任命す

書記及庶務員は秘書長より任命す

第五條　本規則は大總統批准の日より之を施行す

五、第一回政治會議

十二月二十九日第一回政治會議を開く。議長李經義以下出席者七十餘人午後一時開議、議長は秘書長に命じて議員の席次を抽籤決定せしめ、次に又秘書長は本會議の收支を報告し、終りて議長は演壇に起ち左の如き開會の辭を述べて休憩を宣す

今日本開議の始め經義此席を叅し一言なかる可らず、經義從前久しく遠疆に役し、能力薄弱時局に對し匡救の能なく民生に對し廉潛の實なし、此故に從前政府屢次の招請の命あるも之に應ぜざりしなり、然るに此次大總統の强請により自ら老朽無用を知ると雖も此國家危機に際し深慮する所なきに非ず、殊に議長の席は衰朽の能くする所にあらざるも、一人の觀望により同志諸君の相率いて辭讓以て此過渡期に誤を貽さんことを恐れて擔任するに至りしなり、今日諸君子と一堂に會して政治を討論するに際し、幸に經義の鄙意を述べて以て諸君の敎を請はんとす、

經義服官多年なるも、政治に付て本得る所なし、只鄙見によれば目下擾亂後固陋の沿襲既に未だ安んぜず、草昧の經營又未だ具らず百物停滯風紀蕩然として承平の時代と異なれり、現在法律完備せず諸政萬端凡て清理を待つの狀にあり、思ふに此時政治の方針は只簡單適用を主とす若し苛細多事に亘れば只に束縛のみならず修正の說起り易く紛擾の勢滋し易く、事實上困難を增し人民は苦痛を感ずべし、說者曰く行政範圍活動の餘地多ければ弊害將に專橫に流ると、經義以爲らく善良の政府を得されば良法ありと雖も何をかなさん、苟も政府良善に行政の人皆能く精白なれば、運用敏活にして活動の餘地あれば以て强固の基を立つべし、之れ豈國民の求むる所にあらずや、現在の時勢に付て曰へば須らく人を求めて法を行ふべし、尙未だ純然法治の時代に至らざるなり、何となれば根本の法未だ成らず手續の法未だ具らず、俄かに精深の學理を以て粹美の習慣を考へ以て社會に

應用せんとす、其勢必ず杆格する所ありて行はれず、而して弊害一度生ぜば補救易からず、以後此等立法の障碍必ず續々として生ぜば何によりて法治の目的を達せん、比年以來人心誇張して常規の外に出で、吏に守職の意なく民に恐怖の心あり、萬事廢弛し藩籬蕩決せり、此等の現象は最も政治の進歩を阻害するものにて、大半の病根は擾の一字にあり擾なる故に靜なる能はず、一切の施設も亦從容從事する能はず、夫れ天下未だ擾にして亂れざるなきなり、故に今日は簡單適用を以て治を圖るの要領とすべきなり。凡そ國家の根本重要問題は民をして休養せしめ浮動の人心を引て軌道に入るにあり、民志一定すれば共に樂利を圖る、之れ亂後着手すべき根本の辨法なり、急進派の主張は往々系統を欠く、名は百廢此に擧ぐると雖も實は一事成るなし、社會上の風俗習慣に至ては改革を謀らんとするも亦漸進順序あるに非ざれば不可なり、且つ空言理想家のなす所にあらず、要するに靜より定、定より安に至りて國家の威德、官廳の信用、官吏の責任、人民の感情總て効力を發すべし、各方面の効力一齊發生すれば乃ち漸く治て進むべし、此種踏實辨法は平凡なれども其實極めて穩健なり。

外間又政治範圍は法律に侵入する能はずとの說あるも、政治學は其現象原因復雜なり、政治は法律によりて生ずるは固よりなるも、法律は何により始まるが、世界極有名の法學家と雖も必ず政治より始まるとなすなり、民約論者は共和政體の母なり、試に問ふ政治なきの民安んぞ能く約あらん、歐米の先例は引用に暇なし、吾人の奉する約法の如き、南京政府各部督代表を召して作れるに非ずや、且つ行政の事は日に變じて窮りなし、政治繁多になれば法律も又必ず增益す、是れ政治法律循環して無端なる所以にして必ず區別せんとするは事實上正當に非ざるなり、法律は國利民福を求め政治は國利民福の目的なりて之を達するなり、元より二致なきなり、法律不良なれば乃ち政治に申る、法にして行はれざるは法なきと等し、今立法機關未だ良法を議定せずして故障を以て中止せり、政治は一日も進行せざる能はず故に停滯して法律の完善を待つ能はず、且つ法律は事實に根據す、行政を迎合するも行政を製肘するも共に行政立法をして相牽制せしむるものにて其理あり、分憲の意を誤解して水火の爭を致さしめば國利民福は安ぞ得んや。

本會は時勢に應じて發生したる者にして成規なく、其性質は實は一種の諮詢機關として政府の建設を輔助し可否同意の採決あるも實行の權之なく政府に待たざる可らず、大總統は成見を存せず只救國を前提とすべしと宣布せり、吾等命令を受けて派遣され、言論を以て國家に貢獻せんとす、國民の代表に非ずと雖も亦自ら天職を盡すべし、立法機關と不同の點は卽ち立法機關は凡そ議決を經たる事件は必ず實行を期すべきも、本會は政府の諮詢に備ふるものなる故議決事件も選擇の權は之を政府に聽せり之れ決して責任放棄に非ず、既に政治を以て名とす卽ち行動は行政範圍の界限を越えざるべし、諸君平日學識經驗社會の信ずる所となる、此次公義に迫られ選擧さる將來其所志所學政見を發揮し、事理の討論をなすも意氣の論爭をなさず、自ら能く鴻業を贊襄して國家政治の前途に異彩を發揚すべきなり。

只一要義の諸君と共に勉むるものなり、庶政施行は必ず輿論を採る、之れ自ら共和憲政の精神なり思うに民國改革の初め到る處人心詭譎にして是非明かならず、私慾の障蔽する所となり一事を論ずる每に往々東西黑白を顚倒し、是非混淆し輿論の眞安くにかある、我等の立言行事若し喧囂の言に惑り或は背憎の私意を挾けば行政の前途望む所なし、願くは諸君其心上の責任を負ひ、吾心實に利ありとせば千萬人害とすれども願みず、吾心其害を見れば千萬人利とするも願みず、吾心の安んぜざる所をなさざるを期せよ。現在國會暫く開會し難く、大總統獨裁する能はざるにより、經費諸君と特に召集されて集思廣益の助となす其職は論にありて官吏職務執行と別あり、然れども今日建設初まるの際凡そ交議の事件は一言の智不智は直接天下の安危民生の休戚に關係すること淺少にあらず、諸君此負擔の重きを思ひ勉めて細故を略げず、浮詞を述べず、高尙の理論を持せず、隨聲附和せざるべし、大抵輿論に二三有力者の口に出でて漸く風氣を成すものにして、今日輿論の不正確は其筆舌鼓吹に由るなり、苟も其道に反りて各本其心上の主張を發して言論とせば、我輩の建議も傳播すること風の如く、能く正當にして最有價値の輿論を作り得べし、輿論の標準立ち之に基いて辨事せば與革宜しからざるなし、而して吾人の責任に負くなきを得ん、方今大總統虛懷博訪す、諸君或は久しく政界にあり、或は鄕黨に重望あり望らくは精神を聚めて匡助を謀れば、上は大總統孜々求善の意に答へ、下は以

て我同胞喁々望治の懷を慰せん、經義不敏と雖も願くは諸君と共に講論して相共に大成を期せん。

二十分間休憩の後午後二時半議事を開く

第一案　救國大計諮詢案

右は大總統より特に交付せるものにして、議長は秘書長に命じて之を朗讀せしむ。

（參照）十二月十八日大總統令

各省都督民政長等の電稱に據るに民國建設伊れ始まり、法制紛繁、立法機關成績甚少なり、請ふ政治會議各員に救國大計を諮せよ云々と、查するに民國成立以來日既に二載を經たるも建設するは頗る困難なる素より言の竢む可き無し、各省都督民政長等の灑陳せる各節は洵に救國の爲めに起見せるもの應に政治會議に交して迅速に辦法を討論詳細具覆せしむ云々

某議員より右は事頗る重大なれば愼重なる審查を行ふ可しと發議し、第二案と共に審查附託となり、議長より審查委員十五名指定す。

救國大計及約法修正案審查委員氏名

蔡鍔　饒漢祥　許崇智　孫毓筠　王印川

朱文劭　顧鰲　姚震　沈昌銘　陳瀛洲

貝允昕　郭椿　方樞　那彥圖　梁建章

第二案　約法修正順序諮詢案

本案も大總統より特に交付せるものにして秘書長之を朗讀す。

（參照）十二月二十二日大總統令

民國成立以來棘を斬り荊を除き將に二年ならんとす、而かも建設の業は日に困難に、憒悖の民は尙ほ水火の中に陷りつゝあり抑々其の釁根何れにありやと云ふに、約法實に之れが厲階を爲すにあり。查するに臨時約法は本と臨時政府の爲に制定せるものにして、之れを公布施行せるは本總統の臨時大總統たりし時に當れり。右臨時約法は束縛馳驟、支那の民情國勢より見て明に不適應の點多きを知りしと雖も本總統にして若し尋を忍び重を負ふに非ずんば煽動者念々構鬪して國內の平和を紊り、大局を危くせしむるの恐あり、故に本總統は所有困難不便を忍び一身を捧げて其の間に竭蹶擔荏するを惜まず、唯だ國民の幸福をのみ之れを求めたり。本年四月國會成立するや、本總統は最切憲法の制定近きにあらんと觀測し、約法施行の期も幾くも無からんことを冀へり、然るに屆幀五月有餘にして乃ち先づ總統を舉げ、後憲法を定むるの議あり、本總統卽ち國民の推重を承け、第一項正式總統に選舉せられ民國の公僕たることを繼續することゝなれり。之を救國の素志に揆るに固より亦未だ敢て勞を告げず、惟だ正式政府が臨時約法を適用するは政治の刷新に大妨礙あるのみ、是を以て約法第五十五條に照して約法增修案を民國議會に提出し（十月下旬）並に原諮文に於て臨時約法の眞否は政治の眞否の關する所にして、本總統二十閱月の經驗を以てするに、凡そ約法上より生ずる障害は事凡て實際の運用に關するものなれば之が修正は極めて緊急のことたり願くは速に議決せられんことを云々と聲明せるが今に至る迄二月有旬なるに議會は遂に一回も議事日程に列入せず、約法は大總統に修正發議權を與へたるに議會は之を蹂躪せり、之れ實に我國民の聞いて心惻する所なるべし。目下兩院は約法修正に關して勢ひ開議し難し、日昨湖北都督黎元洪等の電稱せる所に據れば、中外各國改革の初期に於ては時勢を見て法律を作り、法律を以て時勢を強ひず、米國は共和の模範なるが開國の初めフキラデルフキヤ會議に憲法を修正したるの擧あり、而かも論者一人も之を違法となせものなし、以て先例として明に徵するに足らん、現に已に政治會議の召集されたるは米國が往時各州より推舉したる例と同一なり故に各員に諮詢するに救國の大計を以てせんことを請ふ云々とあり、該都督民政長等の請ふ處は實に民國の根本計畫たり、卽ち之を輿情に考ふるに民意亦約法修正を以て當面の急と爲さゞるなし。查するに民國憲法の未だ制定せられざる以前にありては約法の效力は憲法と同一なり、而して總統が約法の修正發議權あることは已に明文を以て規定せらる、但國會の現狀は一時開議し難き事情あり、而かも建設事業は一刻も遲行を緩ふする能はざるものに屬し、徃葺坐ながらにし、

て誤ることなきは殊に本總統の救國利民の素志に反す、されど權宜急に應ずるが如きは本總統の約法尊重の初意と相容れず、躊躇再四、實に窮を濟ふべきの術なし、約法修正の順序方法に至ては擧覧如何にすべきか、特に之を政治會議に諮詢す、案を併せて之を討論し、分別具覆せよ云々

右は第一案と共に兎に角審査に附託することとなれり。審査委員氏名第一案と同じ。

支那各地經濟情況

一、上海

秋作

一、米、及綿は平年作

一、麻は凶作なり、降雨量少なき爲め發育遲れ甚しく不良也一番は左程でもなかりしも二番三番共に不良也。

一、秋蠶は元來飼育額少なく云ふに足らざるものとす、本年は平年なり。

一、交通發達に伴ふ農作物出廻の激增は顯著なる實例にして、京漢線の開通により雜穀類の出廻り激增して漢口今日の盛大を見るが如く、浦口に雜穀の推積するの狀や、果た又青島方面の落花生、サナダ等の世界市場に名ある或は京張鐵道の開通によりて亞麻仁の輸出を見るに至りしか如き、皆交通機關と至大の關係を有す。

一、支那農產物の將來は、嘗て英國が米國農產品の輸入によりて國內農業の衰微を來せるが如く、本邦も近き將來に於て之か爲め產業の一大革命を見ざれは已まざる可し（此時機の到來は列國の獲得せる諸鐵道完成の日なる可し）

貿易

一、第二次革命亂の上海貿易に對する影響の少なかりし理由

イ、時恰も夏にして商業閑散時季なりし事

ロ、革命の爆發に至る迄相當の日數を費したる爲の商人は皆手控勝なりし事

ハ、支那銀行の洗練せられたる結果倒產者を生ぜし事

從て夏季需要のある夏帽子其他が著しき打擊を蒙りたるを除き特筆すべき影響を與ふるに至らざりき。

二、革命後の貿易狀態は

イ、農作物出廻りの遲延

ロ、各省發行紙幣の充塞による內地爲替の不利

ハ、印度の恐慌により銀塊の下落

農作物は大體に於て平年作と云ふ可きも場所により豐凶ならず降雨量の少かりし爲め內河航運の便を失ひ景氣引立たず

一、關稅改正問題に對する支那人側の意見としては自己に都合よき空理のみを說き居る狀態にして、眞面目にして研究されし議論を聞かざれども關稅引上の交換條件として支那內地の工業に輸入稅同樣の生產稅を課する事とし、外國に關稅引上げを應諾せしめ、一方支那政府は其生產稅に相當する補助金を支那人經營の工業に下附すべしの論頗る有力也。歐米人は案外平氣なり、蓋し彼等の

商家は關稅の負擔を見るも直に支那人に轉嫁し得可きを以て也、曾て英國商務官の如きは之に應諾すべき內意を漏せりといふ。

金融

一、金融界の狀況は其貸出緊縮の方針を改めず、錢舖は外國銀行より資金を得る能はず、支那新式銀行の如きは其信用多くは錢莊の大なるものに如かず、共に未だ金融機關として完全なる職能を發揮するに至らず。

一、通貨の狀態として顯著なる事實は其紙弊の盛發に在り、最近支那政府の報告に據れば其額一億四千五百五十萬元なり、革命後の發行紙幣九千萬元を差引けば其二ヶ年間に發行せられたるもの五千萬元也。

又各銅元局にては最近に至り財政の急を救はむが爲め各地共に銅元の鑄造に着手したり、再び盛鑄の歷史を繰返さゝらむ事を希望す。

風俗の變遷

一、服裝及風俗の變化は第二次革命以來漸次其度を弱め來るものの如く、餘りに突飛なる風俗は今や廢れて漸次支那式に復歸せむとする傾向あり、從て我雜貨貿易は第二次革命後の如く旺盛ならず。

雜

一、上海に於ける諸工業は第二次革命後何等の變化なし、第一次革命前後よりして勃興せる紡績熱の爲めと關稅問題の喧しきとは將來益々紡績等の勃興を見る可し。

一、第二革命後支那人の移住者の增加したるは顯著なる事にして、其數少なくとも三四十萬人を下らざる可し、爲に家屋の缺乏著しきものあり。

一、上海の發達顯著なるに伴ひ、上海其者の物資消費力は非常の勢を以て增加しつゝあり、故に支那人專門の小賣業を經營するは時宜に適せる事業なる可し、上海に三越式のデパートメントストアを設立して本邦雜貨粗製濫造の汚名を一掃するの必要あり。

二、漢口

秋作

一、胡麻　胡麻は茶に亞いての重要輸出品にして、年々の集散高平年作に於て價格一千二百萬兩以上數量十二萬噸內外にして、內十一萬噸は河南省の產にして二萬噸は湖北省漢水流域の產出に係る、今年兩省の作柄は春季播種の期に際し雨天多かりしと七八月の交降雨皆無なりし爲め成熟頗る惡しく、收獲非常に減少し、河南は七分弱約七萬噸、漢水上流地方は五分強約一萬噸合計八萬噸上下の見込にして平年作に比し三割方の減收なり。

二、棉　湖北棉は植付時期に於ては氣溫濕度共に適順なりしも、六月初旬以後雨天多く、棉花耕作地にして水害を被りたるもの少からず、七月中旬に至りて天氣快晴、照付け適度、各地の作柄大に見直し、一般に豐作を豫想せしも其後炎天引續き八月に入りても降雨なく、爲めに棉樹は立枯の厄に遭ひ、結局收獲は平年の六分以內となれり陝西省は植付當時溫濕適順、加ふるに植付反別昨年に倍

加せるを以て、本年の產額は非常の多量に上るべしと豫想せられしも收獲時期に至りて月餘の降雨あり、爲めに白花は泥濘に塗れて腐敗し、同省亦結局昨年と同額の收獲に過ぎざる見込なり、而して河南省の作柄に至りて湖北省と略同樣なるものの如し、今左に前記三者の豫想歩合及數量を示めすへし。

湖北省	330,000 擔	60%强
河南省	230,000 擔	40%
湖南省	100,000 擔	65%

三、大豆　漢水流域より出產する大豆にして漢口に出廻はるもの平常八分作に於て約百五十萬石卽百八十七萬五千擔河南產にして漢口に出廻はるもの百萬石卽百二十五萬擔合計三百十二萬五千擔內外なるに、今年は地方によりては半作間々平年作の者なきに非らざるも總じて作柄六分五厘と見るべく出廻豫想高兩省を合して約百四十五萬石卽百八十一萬二千擔を過ぎざるべし。

四、麥　麥作亦前記諸農作物同樣晴雨不順の爲め約六分作にして殊に其實入不十分の結果斤量非常に少なり、通常一包百卅二三斤のもの今年は百二十斤內外に過ぎずと云ふ。

五、蠶豆　亦近年稀なる不作にして品質從つて劣等收獲平年の四分と見るべし。

六、米　舊六月刈取の早稻は九分作にして、豐收と見るべきも、八月刈取の晩稻は發育期に於て降雨なかりし爲め不作結局平均平年作と稱して不可なかるべし。

貿易

大體本年初方より政局の暗澹たる那邊にか革命的低氣壓の伏在を思はしめ、一般に頗る不振、買賣双方、手控の裏に上半期を無事終り候處、七月に入り第二革命の爆發を見市場は何品を問はず一時取引中止の狀態に陷り、先物契約品の如き積出中止方を打電するの止なきに至り申候も、幸にして徐々に恢復し來り、動亂の終熄と共に約定品の受渡しも完全に行はれ、一時は輸入盛況を呈し申候。然し農產品の不作と、河南白狼匪其他陝甘方面の土匪橫行のために輸出萎張り出回らず、輸出入貿易の權衡を失し、結果金融(支那町)の大逼迫となり、一方更に他省軍票の亂發に銀紙の開き增大、結局、當地と地方との爲替相場大逆勢を來たしたるより、此所に荷動の不振停滯となり、目今市況は不味と申す方に御座候。

さりながら大勢に於て漢口貿易は逐年上伸の趨勢にあり、殊に最近に至り嘗ては上海を通じて外國より輸入したるものを直接在漢口の外國商館と取引する傾向に變化し來り、其結果外國商館の增加となり、從て漢口貿易額は增大し來れるは論なし、單に統計に現はるゝ貿易總額の比較のみを以てすれば、本年は盛況なりしが此れには如上の理由あるを想はざる可からず候。

金融界

漢口の金融を司れるものは、外國銀行と支那新式銀行並に錢莊なり、第一革命當時の錢莊は今日に至るも尙當時の債權債務の決濟出來ざるを以て、其名に於て開業する事能

はず、爲めに第一革命後當地錢莊は全部新顏のみとなり舊來のものは黒幕にありて資金の融通を與ふると曰ふにすぎず。

錢莊の顏ぶれすでに如此し、外國銀行は支那町への貸出しを極端に引締めために雙互の連絡は殆ど絶え、當地金融界は、錢莊の金融、外國銀行方面と區別して稱せざる可からざる變態を呈するに至れり。

政局の不安並に變遷に伴ひ、支那人の外國銀行に預金するもの多きを加へ來り、多少餘裕ある現銀は外國銀行の吸收する處となり、支那町錢莊は單に取引に必要なる融通資金の機關と曰ふに過ぎず。

本年度輸出入の大勢上述の通りにて、輸入多く輸出少し、外國よりの輸入は商館の手を通じ、商館の機關銀行は外國銀行なるを以て、即ち賣上代金は全部外國銀行に預金として吸收さるゝ事となる、商館の手にて支那人に拂渡すべき輸出品の出回り少きため、此の現銀は再び支那町に返り來らず、茲に於て支那町金融は逼迫に次ぐに逼迫を以てし、金利は日歩五錢に達したる事あり。一方外國銀行方面は預金過剩、手許に多額の現銀を抱いて苦しむが如き奇觀を呈するに至れり。

此の狀態は支那錢莊が根本的に恢復し來り、從前の通り外國銀行の信用を受くるに至らざる限り繼續すべきものかと存候。莊票は期日最長一週間位のものまで發行致居り候へども、外國銀行は即票に非れは受入れず、從て商館との取引は多く即票と曰ふ事に相成り居り。紙幣は吊文札のみ（外國銀行札は別）硬貨は一時北軍の携來したるもの即ち北洋弗餘程多かりしも目今湖北弗最も多し、硬貨は潤澤に御座候、北軍の携へ來れるもののみにても多額に達し可申候。

風俗の變遷

第一革命當時急激に洋化せんとしたる風潮は近く又復古の趨向と變じ申候、帽子、靴等然り、衣類亦然り、原料として輸入せし日本綾子の如き一時甚敷不況に陷りたるも此節又々持ち直し來り申候。此の高襟なる支那人の新洋化に應せんとして濫造したる日本品は失敗に終り可申やの形勢に御座候。

三、南京

秋作

管內秋作の豐凶に付ては多く材料を得ざるも、津浦鐵道沿線及安徽北部地方は今次兵亂の影響を蒙り、鐵道沿線田畑は兵士の爲め踏倒され、農產物の成長を妨げたると又避難者多かりし爲め、又今夏以來降雨殆どなく、到る處旱燥を告げたる等天災地變は農作物に影響を及し、之が爲め目下津浦鐵道により地方より浦口に來着する貨物は昨年同期に比し頗る寂寥を呈し居れりとのことなり。

貿易

兵亂以來當地主なる本邦留人は或は歸國し、或は他に營業の途を求め、目下當地に殘留從前通り開業せるものは僅に二軒なるを以て、當地日本留人と母國との貿易は目下殆

ど杜絶と云ふ可く、日本商品を取扱へる支那商人も此頃漸く上海方面より弗々新荷を引寄せつゝあるも、前述の通り將來見込確かならざるを以て、大抵一時間に合せ物のみにして纏りたり大梱を取寄するものは甚だ少き樣子なる事平時とは到底比較するを得ず、殊に先頃の掠奪は洋貨店に多かりしことゝて、今期支那洋貨店の日本品輸入は大影響を受く可く、歸國中の本邦商人も損害賠償金の交付を得て、來春に至りて歸滬活動すべしと考へ居る筋合多き樣子なれば、今期内は恢復六ヶ敷かるべしと察す。

金融

動亂勃發後當地金融機關は全部停止し、現銀に非ざれば全く授受行はれず、日常の買物にも頗不便を感じたりしが、昨今漸く外國銀行兌換券丈けは通用するに至りしも、江蘇銀行、交通銀行、江蘇財政司兌換處等當地唯一の金融機關は閉門の儘今尙ほ開業せず、是等銀行の發行紙幣は市中に流通せざるを以て金融大に緊縮し、又動亂前流行したる安き中華銀行兌換券も亦流通せず、金融界は益々紊亂に陷りたり。

風俗の變遷

第一次革命後南京にては斷髮令を勵行せるを以て、革命後辮髮を爲すものは皆無となりしも、中には再び辮髮の時期來るべしと先見したるか否か知らざるも、下流社會の車夫苦力の徒は全部斬り切らず、四五寸位の長さに切り頗る奇態の頭髮を貯へしが、今次張勳部下の辮髮兵か入城すると共に市内は再び辮髮支那人增加し、張勳の兵は勿論

當通の支那人も辮髮を有するもの大に增加し（解散兵か）兵亂前多かりし洋裝支那人は官吏の外殆ど其影を沒するに至り、市内再び辮髮漢の橫行する處となれり、之か爲め洋服商人は其職を失ひたるのみならず、理髮屋も亦其必要なく、靴屋も若干其影響を受く可く、其他洋裝に伴ふ裝飾品も、今後需用を見ざるに至るべく、之と反對に從來の支那反物屋、帽子屋、綢緞舖、が繁昌すること自然の勢なるべしと察せらる、併し張勳去り、新式の人物が其局に當るに至らば、再び舊狀に復するやも計られず、此等和服裝の急變も支那人にとつては隨分厄介のことならんと察せらる。

雜

今次兵亂の爲め商家民家共に掠奪に逢ひ、加ふるに農產物の出廻り少きことゝて、當地方經濟界は頗る不振を極め、昨今主なる商家は漸次開店するに至りたるも、市内の秩序未だ全く恢復の機運に至らず、稍もすれば騷亂再發の風說さへ流布さるゝを以て、只一時の需用に應ずる程度に於て營業せるものにして永久的設備に付ては何れも躊躇しつつあり、特に今次最も悲慘の被害に逢ひ根本的破壞されたる小資本の洋貨店は今尙ほ開業せざるもの少からず、目下例年ならば最も賑ふ可き季節なるにも拘らず、市中頗る寂寥にて各商店共閑散を告げ居れり。

四、重慶

十一月十一日東亞同文書院着電

秋作は平年作、金融は内地土匪危險の爲め逼迫せり。

五、厦門

十一月十三日東亞同文書院着電

米は平年作、糸は豐作、紙幣發　高約三千萬、銀紙の差約三割、商況不振。

六、青島

秋作

本年秋作は支那人の所謂六分作と稱するものに有之、卽ち中作位の收獲に御座候。

貿易

當地は例年多額の麥稈眞田を輸出致し居り候處、本年は編形ちの干係にて歐洲方面の氣受け面白からず、例年ならば今頃は八百萬兩位の輸出あるに、本年は僅かに二百萬兩の輸出ありたる而已にて、市價も甚しく低落仕り、例年百兩位の品が四十兩に落ち込み候爲、此商賣を爲し居る支那人が思惑買せるに此下落にて非常の打擊を蒙り、爲めに本年舊年末には從來相應に經營せし店舖が倒產の運命に到らずやと極めて危惧の間に取引を繼續せり。

當地日支貿易就中日本よりの輸入は逐年次第に增加し來り、獨逸人は常に嫉妬の眼を以て之を見居り候て極めて良好に漸時發達致し居り候、特に最近正金銀行出張所の開設は從來德華銀行等にて日本向け爲替の率を專ら建て居り候爲め、勝手に率を定め、商人は不少苦痛を受け居りしが、正金の開設は自然兩銀行の競爭となり、爲替率も略一般率と一致するに至り候。

金融

前記麥稈眞田商賣の不況は直ちに金融に影響し目下銀根極めて緊縮に候。

風俗の變遷

當地は山東省內地に送り込む荷物の入口とて、其山東人なるもの極めて頑固なれば、なか〳〵時の流行と共に趣向を代ゆることをなさず、從て到底急に變化する模樣もなし。

七、芝罘

秋作

刈入の結果は五六分作と減じ申候。減作の原因は雨量短少に有之候。

貿易

日支間の貿易は年と共に密接の度を加へ、今や英國貿易と伯仲の間に有之候。

一般經濟界は新事業盛に勃興し、寧ろ好況と可申候之は革命亂後風氣開發せられたる爲かと奉存候。

金融

例年秋季より舊正月前迄は山繭仕入れのため金融逼迫を來たすを例とし、本年も其例に洩れ不申候へども、一時的現象に有之憂ふべき事に無之寧ろ順調に進み居候。

八、奉天

秋作

大豆、高粱、粟七分作、水稻六分作

貿易

日支間の貿易狀況は別に異常なく、一般經濟界は官邊の財政困難の影響及び特產物不作にて出廻り頃に遲れ一般商況近年になく沈滯せり。

風俗の變遷

斷髮の結果官界中洋裝をなすものあり、農商界にありては斷髮者少く、從來の支那服裝しにて、風俗變遷に基く貿易品に對する影響少し。

東淸鐵道の現狀（下）

（八）營業成績

次に營業成績に關し一言を費さんに、最近三箇年半に於ける貨客運送の狀況を觀察すれば、千九百十二年までは以前の年々に比し何れも增加を示し、一般運賃率竝特典賃率に依り輸送したる乘客、移住民、軍人賃率に依る乘客、囚徒及護送兵の數を年別に示すときは左の如くなる。

千九百十年	百三十五萬四千二百人
千九百十一年	百二十萬六千八百人
千九百十二年	百六十五萬七千七百人
千九百十三年前半期（六ケ月）	七十八萬七百人

勿論地方の開拓尙普及せずして、住民の數尠少なるを以て、東淸鐵道の乘客數は概して僅少なりと云ふべく、之を露國の他の鐵道の例に見れば、「西北」鐵道は延長二千五百四十六萬里にして、千九百十二年に於ける乘客數二千四百六十四萬人ありき、是れは歐露の官有鐵道の例なれども、亞細亞に於ける他の鐵道に於ても、乘客數は尙東淸鐵道を凌駕す、其例を示さんが中央亞細亞鐵道の乘客人員は、千九百十二年に於て四百二十四萬四千人、後貝加爾鐵道乘客人員は同年二百七十四萬五千人を算す、而して東淸鐵道の成績は最も近似するものを求むれば、「タシュケント」鐵道なれども、是も同年に於て猶二百十三萬三千人の旅客を運送したるにより、東淸鐵道に比すれば猶遙に好況を示すものと云はざるを得ず。

然れども財政上の結果は、東淸鐵道を他の露國官設鐵道に比するときは、前者は運賃率高きが故、故に後者よりも良好にして、千九百十二年に於ける東淸鐵道の乘車賃及手荷物竝郵便送達賃は四百九十八萬八千五百留に達し、其金額は後貝加爾鐵道、中央亞細亞鐵道、及「タシュケント」鐵道を凌駕し、同年に於て五百萬留の所得ありたる「ペルム」鐵道及同年に於て五百四萬九千六百九十二留を得たる「サマロズラトウスト」鐵道の成績に近似せり。

尙烏蘇里鐵道は東淸鐵道に比すれば、其延長約半分に過ぎざるも、乘客數は常に東淸鐵道よりも多く、一例を擧ぐれば千九百十二年に於て百六十九萬四千三百人を算し、本年に於ても亦大に多きを示す、而して特に多率なるが如きは三等客にして、三等客は千九百十二年に於ても東淸鐵道に於ては烏蘇里鐵道に於けるよりも多かりき、但是は兩者の

客筋の異るを考ふれば、毫も怪むに足らず、其代りに二等客は烏蘇里鐵道に於て東清鐵道に於けるよりも殆んど倍加數を示せり。

普通の私人貨物及小速力、私人貨物軍需品、竝軍用貨率に依る貨物賃金は、千九百十二年の分、合計千二百一萬五千九百留にして、小速度に於ける私人の貨物は千九百十年と比すれば增加したるも、千九百十一年と比すれば減少せり、之を年別に示せば左の如し。

千九百十年　千三十八萬九千四百留
千九百十一年　千二百二十三萬六千八百留
千九百十二年　千九十九萬六千二百留

尙本年の初半期六ケ月間の小速力送達私人貨物の量は既往諸年に比し少しく減じたるが如し。

露國官設鐵道中貨物運賃の所得に於て、東清鐵道に近似するものを擧ぐれば、「アレクサンドル」鐵道の千三十露里に對する、千二百五十一萬二千五百六留、「ボレスカヤ」鐵道の千八百九十五露里に對する千二百十六萬六千留、「スイズラン、ウャゼムスカヤ」鐵道の千三百八露里に對する千百十九萬五千留にして、「タシュケント」鐵道は二千百留、後貝加爾鐵道は之よりも遙かに少く、千九百十二年に於て七百十五萬留を超えざりき。

東淸鐵道の小速力貨物は、多くは輸出の爲烏蘇里鐵道に移さるゝ貨物にして、其數量を年別に示せば左の如くなる。

千九百十年　二千五百三十三萬二千布度
千九百十一年　三千六百二十九萬五千布度
千九百十二年　二千七百八十六萬六千布度

右同期及同關係に於て、後貝加爾鐵道に移りたる貨物は、千九百十年に於て百五十五萬四千布度、千九百十一年に於て二百五十四萬五千布度、千九百十二年に於て百八十一萬八千布度とす、但南枝線は從來貨物の輸送上獨り寂寞を感じたりしが、千九百十二年日本の南滿洲鐵道と貨物聯絡の協約を結ぶに及び、同鐵道に移るべく運送する貨物の量は漸次增加するに至り、其輸送額は千九百十二年に於て三百八萬三千布度、千九百十三年前半期六ケ月間に於て百五十一萬四千六百布度に達したり。

又烏蘇鐵道より東淸鐵道に移る貨物は、年別に示し左の數量を算したり。

千九百十年　三百八十一萬一千五百布度
千九百十一年　四百十二萬二千百布度
千九百十二年　三百六十萬四千三百布度

右の內主要品は沿海州地方の魚類及支那の官賣鹽とす。

次に後貝加爾鐵道より東淸鐵道に移る貨物は左の如く算せらる。

千九百十年　五十五萬七千八百布度
千九百十一年　五十一萬八千八百布度
千九百十二年　百七十萬六千布度
千九百十三年（初六ケ月）　百三萬四千九百布度

此內主要品は織物類にして、織物類は年と共に滿洲住民間に販路を廣めつゝあり。

又南滿洲鐵道より收受する貨物は、千九百十二年に於て

百四十二萬九千八百布度、千九百十三年の初六ヶ月に於て百二十八萬五千九百布度を算したり。

烏蘇里鐵道より後貝加爾鐵道に至る通過貨物は、千九百十二年に於て三百五十七萬二千二百布度、反對に至る通過貨物は百九十三萬五百布度なりき。

前記千九百十二年に於て取扱ひたる貨物中の主要なるものは穀類にして千九百十二年に於て三千六百四十九萬二千百布度、其内外國輸出大豆二千二百五十二萬二千九百布度とし、次は鹽の百三十八萬九千百布度、茶の三百二十五萬九百布度、木材の二百六十七萬二千九百布度、薪材の百八十四萬四百布度、織物の百十二萬二千七百布度、石炭の六百五十四萬二千四百布度、袋の七十二萬四千八百布度とす。

前記の如く、穀類は運送品中の主要部分を占めたるものにして、輸送全量に對し千九百十年に於ては五割七分六厘五毛、千九百十一年に於ては六割九厘三毛、千九百十二年に於ては五割三分四厘九毛、千九百十三年初六ヶ月間に於ては五割一分五厘三毛に當れり。

千九百十二年に於て右穀類を發達したる主要驛並其發送量は大概左の如し。

哈爾賓驛	八百一萬六千六百布度
對青山驛	七百二十三萬二千八百布度
双堡塹驛	四百九萬三千七百布度
滿洲驛	二百九十七萬三千布度
陶賴昭驛	二百十萬八千七百布度
三岔河驛	百九十八萬三千四百布度
窯門驛	百三十四萬八千六百布度
海林驛	百二十一萬千二百布度
烏吉密驛	百十五萬三千四百布度
牡丹江驛	百五萬七千三百布度

爾餘停車場にも穀類を取扱ひたるものあるも、其發送額は何れも百萬布度に達せず、而して千九百十二年に於て東清鐵道の運送したる三千六百四十九萬千百布度の穀類の内二千六百八十萬二千四百布度は「ポグラニチナヤ」驛に移され、其内二千二百五十二萬三千九百布度は、同驛より浦鹽斯德及「エグリシリッド」埠頭に至り、四百二十七萬八千五百布度は烏蘇里鐵道中爾餘の諸驛に分配せられたり、終りに千九百十二年哈爾賓驛に着荷せる穀類の量は三百六十九萬二千三百布度に達したりと云ふ。（完）

通信及紀行

湖南通信

○紙幣の下落　は日を追うて低落し底止する所を知らず、加之小銀行或は錢莊の起滅は走馬燈の如く甲現乙消し豫測すべからず、又挽救する能はざる有樣にて、日々現銀は減少し市場の通用は覺束なき紙幣を使用し隨つて硬貨の珍重せらること甚しく左の如き差額を生せり。

湖北銀貨一元に對し　紙幣　一兩二錢四分
同　紙幣　一串七百五十文
同　銅貨　一串三百七十文
一兩紙幣に對し　紙幣　一串四百〇一文
同　銅　一串〇七十六文

如上の差額を生じたるは兩銀の缺乏に基因し、之に反して一元紙幣は稍々價格を維持せるは、尙市場に多少の銀貨流通し居るを以てなり、此の如く元、兩、串文、及銅貨の差を有する市場の複雜煩瑣なるは從前に見ざる所にして、日用の賣買より商品の仕入に至るまで一方ならぬ面倒を見ざるべからず、到底此儘にて現狀を維持する能はざるは明々白々にして民間の有志及官憲も均しく憂慮し居れり。

○防穀令の解除　經濟狀態に逼られ、湖南都督は十二月十九日に告示をなし、來る二十五日より防穀令を解除し、或る一定の期間丈米穀の省外輸出を許可せり、是れにて幾分現銀の輸入を見るべく、紙幣の價格も多少支持するを得べし、要するに一定の期間と云ふは長日月に非ざるべく、此期間に於ける長江の船運澁滯の今日果して幾萬石を輸出し得るや、孰も十分の觀側をなす能はざるも兎に角多少の人氣を加ふるに相違なし。

○爲換の停止　新都督は先日來一般に省外に送る爲換金取扱を停止せるは、硬貨流出を豫防する盲斷ならんも、一般商民は一方ならぬ迷惑を感じ徐々に解禁の運動を試みつゝあり。

○政界の現象　は前都督譚延闓が更迭せる後は一變して新都督湯薌銘は佛蘭西仕込の自稱政治家にして、果斷敢爲を以て自負し、強壓手段を進行し萬般の政務は一人

にて執掌せるを以て日々忙殺され、接客の時間もなく外來の訪問等は大抵謝絶し居れり、又湖北に段祺瑞が乘り込みし以來は一層雄勢を取り、一般人民は荒膽を拔かれ徒らに沙上に偶語するのみ、果して何日まで現況を持續するや疑問に屬せり。

○老紳士の境遇　第一次革命に於て無慙なる悲境に陷りし老紳士舊大官等は、此際新都督が慊心を求めんため着々優待の途を講じ、彼等が革命派に荒らされたる財產の償還等を口にせるため、好しや實行に至らざるも此上被害の虞もなかるべしとて、久しく地方に避在せるものは城內に立ち戻らんとするものあり、之に反して革命派に緣故あるものは其產業を剝奪されて邊地に逃竄せり。

○北兵の驕傲　は日々增長し、湖南兵は從來の四分の一以下を留め是も近々解散すべく、續々北兵と交迭し居れり、北兵の驕傲は內外人の別なくドシドシ威壓して容赦なく城門の開閉は嚴重にして、從來外國人に對しては時限後も開門せしが北兵が代りし以來は頑として應せず、某日本人敎員等は門兵と衝突を起して痛打されしこと數度なりしも、領事よりの談判によりて暴兵は處罰されたるよし是迄になきことなり。

各市門には衞兵ありて一々旅客の荷物を檢查し苟くも武器らしきものあれは押收し、外國人のものは後にて返還するも甚しく面倒を加へ居れり。

○宣敎師の活動　革命の度に進行し、最近の傳道は頗る好成績を有し、從來下層人民のみに手をつけ居りしが、此頃は中流以上に進入して信徒の數を倍加し、敎堂の新築學校の擴張醫學校の增設靑年會館の設立等二三年前の狀態に比して驚くばかりに面目を一新せり、畢竟偶然に膨脹したるに非ず、彼等の努力は從前に倍加し機會の至る每に之を逸せず猛進せる結果なるを見るべし、夫と同時に英國領事は極力居留民の權利擴張に力め姑息偸安事なかれ主義に非るは感心の外なし。

○西本願寺出張所　は今年閉鎖して日本人會に保管を托せし以來は、日本人敎員等の分借に委ね香烟梵唄尋ぬるに由なし噫。

○日本居留民　は增加して今日は百四十人の員數となり居れるも、多くは傭敎員にして一年契約の者なり高等師範或は軍醫學堂等に高級の敎習あるも多は下級の器械科實地に任ずるものにして、俸給も二百五十元以下百二十元迄位にして中には休暇中は半額を給するものもあるよし、從前に比すれば隨分低落せりと云ふべし、之に反して日本商店は一時盛況を極め目下不景氣なりと稱するも、數年前に比較すれば大に擴張し店員も增加し居れり。

蒙古旅行記（五）

イー、エム、モロゾフ

庫倫の露國商人　庫倫滯在中一行は蒙古に營業し、庫倫區域に在留する露國商人を招きて、談話會を開きたるに、庫倫在留露國商人の內には、曾て科布多及烏里雅蘇臺地方に營業し、現今も是等地方と商關係を繼續する者あり、是等の人々は哈爾哈に於ける商業の狀況に通じたるを以て特に有益なる意見ありたり、此の如くにして此談話會に依り、我一行は蒙古に於ける露國商業の特種狀況を聞知し、露國及支那の商習慣を知得し、商業者相互の連絡を通ずることをも得たり、尙意見の交換に依り、蒙古殊に庫倫に於ける露國商業の根據は甚だ堅牢なるものたるを信じたり。

哈克圖は曾て露蒙間物々交換の最も繁昌したる中心にして、當時は蒙古人自ら露國商品を求むる爲め哈克圖に來りたるが故に、露國商人は深く蒙古內地に進むの必要なかりしか、十九世紀の半に於て支那が外國貿易の爲め諸港を開放するに及び、支那茶の一部分は海路を經て露國に到り、蒙古を經て哈克圖に到るものは著く減少し、露國の蒙古に對する商關係は基礎に於て大に動搖し、露國商人は自己の陣地を固むる爲め哈爾哈に進み、將に繼續せんとする商業上の連絡を維持すべく努力するを要するに至れり、此時露國人は全蒙古の政教の中心ボグドゲゲンの居住地として、支那商店も多く存在する關係よりして庫倫を選び、之を根據として土着するに至れるなり。

此時に於ける蒙古の物產は其廉價なること驚くばかりにして、商業は尙物品交換の精神に依り露國商品を蒙古に販賣するを以て基礎となしたり、此時は實に露國製造品を蒙古に輸入し、露國製品の販路として拔くべからざる地步を占むべき好機會たりしなり、然れども遺憾ながら露國商工業者は之に注意すること深からず、市場の需要狀況を研究することを怠り、漠然として只物品を供給したる結果は、遂に蒙古人の意を失ひ、夫れより蒙古物產の價格漸く騰貴するに從ひ、支那商人は機を見ること敏にして此地に根抵を立つること深く、露商は益々市場を失ふの不幸を見るに至れり、其後西伯利鐵道の開通を見るに至り、蒙古物產は全世界に販路を得て價格驚くべく暴騰し、該物產の取引は最も有利ある事業となりたるを以て、蒙古に於ける各國商人間の競爭益激烈を加ふるに至れり。

此の如くにして露國商店は蒙古物產を手中に收めんとしながら、自國の商品は支那商店を經て蒙古に入りたる英米日の廉價なる商品に驅逐せられて之れと競爭すること能はず、故に有利なる物品交換的の事業は挫折して、露國商人は現金を以て蒙古物品を購買するの止むなきに至れり。

斯の如き現象は、「スッケン」會社等の如き露國商店が蒙

古の獸毛を歐米に輸送したる時より起りたるものにて、是等の手數料取り商人は蒙古に入り現金拂ひを以て廣く物産を買占めたり。

然るに蒙古住民は物品交換に倦みたる時なりしを以て、現金拂ひを喜ぶの意向一時に發生し、露國商人は爾來物品交換を行はんとするも之を行ふ時は物産を集むる能はざるが故に、總て現金取引を爲すの已むなきに至れり。

是れ露國製品の蒙古に對する輸出を減少したる基因にして、同時に蒙古物産の露國に對する輸入量增加の端を啓き、是より露蒙貿易は露國に於て終始受身となりたるが、現今に於ては此傾向特に著しきを見る、而して斯の如く商業關係の不良なる結果として、經濟上政治上共に大打擊を受けたること素より言を俟たざるなり。

尙露國人の蒙古に對する位置斯の如くなりたる結果は、支那人の爲めに利用せらるるの傾きを生じ、露國人は單に蒙古の日用品たる打連布及茶の外殆んど販賣すべきものなく、而かも支那人より買受けて之を販賣するもの漸く多く、加ふるに庫倫には銀行なきが故に露國人は商品を支那人に借り、之に依て支那人の爲巨額の利益を占められ、蒙古物産の買占めも到底支那人と競爭するの餘地なく、殊に支那人は資金豐富にして蒙古人に手附を渡し置くが故に、露國人よりも遙に低廉なる買入を爲すを得るなり。

斯の如くにして支那商人は買占めを於て露國商人を壓倒し、之を露國人に轉賣する時には仕入と販賣とに於て二重の利益を得るの計算となり、露國商人が茶と打連布を得るの必要なること、及金融上特種の機關を有せざることとは、遂に之をして支那人の束縛を受けざるを得ざるに至らしめたり。

前記の如く現今庫倫の露國商人並其他蒙古諸地に於ける露商は、蒙古に露國銀行あらざるに依り、取引擴張の爲め有利なる金融を求むるの方法なし。

且夫蒙古に露亞銀行の支店を置きし當時に於ても、該支店は主として蒙古諸旗に融通を與へ、露國人に對しては短期にして且利率高く、表面は一割二分の定なるも銀は高き相場に依りて算定貸與せるものなるが故に、實は殆んど二割四分の割合となりたりき、銀行閉鎖後に於ては露商は支那商店に融通を求めざるべからず、支那商店は現金を與ふることなく高價なる計算を以て商品を與へ、以て商品の販路を廣むるに資す、是れ露人の爲め甚不利益なり然れども之を爲さいれば自國の高利貸に走らざるべからず是も均しく不利益なり。

現今蒙古に於ける物産の買入れは、主として現金拂なること前述の如くなるを以て、豐富の資本を有するにあらざれば有利なる條件を以て買入ること能はず、故に資金は非常に逼迫し金主は確實なる擔保ありて、且高率の利子を拂ふにあらざれば貸與することなし。

以上述ぶる所に依り庫倫烏里雅斯臺科布多シラスメの如き蒙古の商業地には成るべく速に露國銀行を設立し蒙古に於ける各階級の露國商人の爲め特種の貸出を爲すを刻下の急務にして、銀行の業務は蒙古商業の需要と物貨に應じた

るものたるべし、露國の條件を以て營業する銀行は、蒙古に通用するも全然効を奏すること難し、露國銀行に於て現に行ふ手形の短期計算は、尚古商業の爲めには餘りに短期にして煩雜に堪へず、如何となれば蒙古の取引は露國に於けるより、も長期なればなり、當銀行は必ずや畜産品を擔保に取り、穀國人のみならず蒙古人にも貸付けを爲し、其擔保品を債務の回收に充當することをも辭すべからず、此の如くにして銀行の畜産を其手に收むるときは、常に蒙古市場の主人を以て居り幾多の中繼を省きて相當の利益を收むることを得べし。

斯の如くにして銀行の業務を露蒙貿易の實情及蒙古の經濟事情と一致せしむる時は、銀行は蒙古人の生産全部を左右し露品の勢力を蒙古に扶殖する一大動力たるに至べし。

露清條約に對する希望　尚談話會に於て露清條約の問題に及びたるが、露國人に耕作及牧畜の爲め土地の所有權又は使用權を獲得せしむべしとの希望多し、蒙古の農業は現今多大の利益を與ふ故に、此權利を得ば商業に失敗したる者は、農牧を以て之を償ふの方法を取ることを得べし。

農業　蒙古に於ては粉の價格甚だ高ければ農業は既に久しく多大の利益を與へつゝあり哈克圖庫倫間に於けるゼレンガ河並其支流の附近に蒙古人並支那人の農業年々盛なるを以て證とすべきなり。

畜産　蒙古に於ける家畜の需要は殆んど無制限にして、價格良好なれば現今の劣等品にても、尚多大の利益を與へつつあり、若し之に改良を加へば其利益の更に增加するは疑ひなく、露國人にして一旦農牧の改善に着手せば、蒙古人も亦之に倣ひ一般の收入力を增加するに至るは亦疑ふべからず。

露人の農業及牧畜經營　此事は現に莫斯科商人「プロキン」氏の「トーラ」河畔に於ける施設に於て實際有利なるを見るべし、氏は庫倫の買賣城外に於て農業を營みつゝあるが元來條約上に於ては露國人は農業を營むことを得ずと雖も「プロキン」氏の如きは活佛と親善の關係を有し或は蒙古諸王の同情を得以て蒙古に農區を設けたるものにして露國商人中には牧畜を營むのみならず良種の畜類を移して畜産の改善を計りつゝあり、「プロキン」氏は實に先驅者たるの名譽を有すべきものにして、莫斯科より良種の牛を蒙古に移し着々好果を收めつゝあり。

本來蒙古人は牧畜に關しては多大の趣味を有するが故に、前記「プロキン」氏の施設には忽ち甚大の注意を拂ひ蒙古王も亦大なる經濟を運轉する首領たるが故に、第一着「プロキン」氏の有利なる事業を探知し、自己の畜産改善の爲め同氏より良種の家畜を得て試みつゝあり。

支那人の蔬菜畑　余等一行は「プロキン」氏の牧畜業を見たる後、買賣城に於ける支那人の蔬菜畑を實見したるに、畑は「トーラ」河の支流より溝渠を通じて灌漑を行ひ、作物は眞に見事に出來たるを見たり、其灌漑法の巧妙なるは實に驚くに堪へたり。

蒙古の森林　前記支那の野菜畑より南方に當り、「トーラ」河を越えて「ボグトウラ」と稱する森林在り、老樹鬱々

として幾世紀間斧鋸を加へざるの光景を呈す、賣買城の露國領事館及庫倫市街は南方の山岳下に在り、此山岳は赤裸々にして何等風致なきも「ボグドウラ」山は全く之と趣を異にし、鬱蒼たる樹木に富み其頂上には活佛の別莊あり。

此別莊の周圍は禁獵地なるが故に、靈山の森林には熊、狼、狐其他の深毛獸、靈藥鹿等棲息す、而して森林は別莊地の番僧嚴に之を監視するも、時々禁を破りて靈藥鹿を獵獲する者あり、此鹿の角を附けたる頭は支那人三百留の價を附す。

蒙古王の金融　尙我一行は諸王を訪問したるに、彼等は庫倫に於ては活佛邸宅に近き故に生活費非常に嵩み、毫も餘裕なしと洩らしたり、但彼等は奇稅を課して民を苦しむることを好まず、故に庫倫及「ウリヤスタイ」に於ける露亞銀行支店の廢止を遺憾なりとし曰く、庫倫に於て露國銀行を設置し、蒙古人に金錢を融通せば、蒙古人の便利は甚大にして、銀行自身も損失を招くことなかるべし、如何となれば旗の保證さへあれは殆んど絕對に安全なればなりと。

今や蒙古に於ては斯の如く金融逼迫なるに、露國金融機關あらざるが故に、支那商店に債務を負ふ者多し、然れども支那人は現金を供給することなく、商品を貸與し、而かも其商品價格を高く見積るが故に、支那人に債務を負ひたる旗は非常なる苦境に限り、殆んど破產同樣の狀態に瀕するものあり、殊に必要は現金にあらざれば充たし能はざる場合あり、故に支那人にして商品を貸す者あるも、蒙古人は尙金錢の需要を免かるゝこと能はず。

斯の如き場合には支那人も金錢を貸さざるにあらず、然れども彼等は弱點に乘じて高利を貪るのみならず、期限に至り債務を盡さゞる時は財產を差押ふの權利を保留す、而して其財產には隨意に都合能き評價を下すが故に、之が爲め債務者の破產するもの頻々たり。

蒙古王には北京政府又は蒙古議會に約する課金を拂ふ爲め、王又は旗の名を以て支那人に債務を負ふものあり、而して王及旗も亦個人と同じく期限に至り、現金を返還せざる時は、債權者の隨意なる評價を以て家畜を奪はれ、之が爲め管內の住民は全部破產することあり、如何となれば斯かる場合には住民は財產に比例して納金を課せらるゝが故なり。

以上述ぶる處に依り蒙古に露國銀行を設立することは眞に蒙古人の渴望する所にして露國にして之を實行せんか之に依て露蒙間の連路を永久堅固ならしむことを得べし。

蒙古の獸毛　次に獸毛に就て一言せんに露國商人が參集する蒙古の獸毛は、庫倫に於て洗滌す、庫倫には時々に設立せられたる露國の極めて簡單なる洗毛場あり、其內千九百十年に作業したるものは「ズッケン」洗毛場、及「ココウキン」洗毛場の二個にして殘餘は閉鎖せられたり。

「ズッケン」の洗毛場は普通の商的のものにあらざるにや、一行は參觀を求めたるも理由を示さずして謝絕せられたり、是れ蒙古に於ては一行の初めて出會したる事實にして、支那人すら諸事快諾するに此商店が獨り一行を拒絕したる

は其意を得るに苦しむ。

「ココウキン」の洗毛場は極めて合理的にして「トーラ」河の支流に在り、千九百九年より開業し一布より精製毛二十七封を得と云ふ、此洗毛場は洗毛期前の準備として修繕中なりき、作業期には毎日百人の蒙古人を雇傭し、毎人の賃錢は日給三十錢乃至六十五錢にして、支拂は露國貨幣及庫倫弗を以て行ふ、獸毛は洗ひたる後乾して袋に詰む洗淨の爲めには廣さ一「アルシン」四分の三長さ二「サージェン」深さ四分の三「アルシン」の鐵箱を用ひ、壓搾機は莫斯科より取寄すなり、運賃は同地より庫倫迄百五十留を要すと云ふ、然れども壓搾機の鎖は時々切斷することあり、然る時は蒙古に工場なきが故に困難言はん方なし。

庫倫の露國學校　其他記すべきは庫倫領事館に附屬して蒙古語及支那語學校あり之は歷史上露國と商業經濟上の連路を有する隣國の言語又國情を研究する所にして注目すべき施設たること既に記述したる所の如し。

終りに七月十九日は庫倫に於て宗教上の「ツアム」と稱する祭典を見たり、之は蒙古人の生活を寫したる年中行事の主要なるものにして、是等の事項も能く之を研究せば民族の習慣に就て發明する所少からざるべし。

寄贈圖書

通商公報	毎號	外務省通商局
東洋時報	同	東洋協會
貿易通報	同	大阪商業會議所
戰商務省商品陳列館報告	同	農商務省商務局
國家學會雜誌	同	國家學會
地學雜誌	同	地學教會
水產	同	大日本水產會
水交社記事	同	水交社
民國經濟雜誌	同	武昌其社
中國實業雜誌	同	東京其社
東邦協會々	同	其會
岐阜縣教育會々報	同	其會
國民經濟雜誌	同	其社
東洋經濟新報	同	其社
學燈	同	其社
朝鮮總督府月報	同	丸善
國際法外交雜誌	同	朝鮮總督府
上野教育雜誌	同	國際法學會
支那時報	同	其外務省
大連實業雜誌	同	大連實業會
商工彙報	同	農商務省
外交時報	同	其社
帝國鐵道協會雜誌	同	其會
山林公報	同	農商務省
學報	同	慶應義塾
京都法學協會雜誌	同	京都法學協會
新支那	同	北京其社
小樽商業會議所月報	同	同會議所
德島商業會議所月報	同	同會議所
天津商工彙報	同	天津商業會議所

政治

○憲法期成職員會　憲法期成會に於ては五日午後其職員會を開き憲法問題に對し討論し左の如き要領を以て表決したりと云ふ。

一、國會の一院制兩院制に就いては兩院制を取ること。

二、行政の總統政內閣政に就ては內閣政を取ること。

三、衆議院の閣員に對する不信任投票は出席人員の三分の二の周意を得べく又大總統の衆議院解散は參議院に於ける過半數の同意を得べきこと。

四、國會の大總統國務員任免に對する同意權は規定せざること。

五、國會委員會は設置せざること。

六、審計院の組織に就ては審計院長を大總統より衆議院に提交して其同意を得て任命する事。

七、平政院は設置すること。

八、大總統副總統及國務院の彈劾案に關しては參議院及び大理院より同數の人を選出して審判せしむること。

以上の各項は表決後四人を推選して理由書を起草せしめ三日以內に各會員に配布し豫め研究したる所を以て十日大會を開き審議すべしと云ふ。（國權報）

○又々亂黨に懸賞　今年夏間江西湖北南京上海等に於て亂を構へたる首領連は各地に戰敗後日本或は內地の各國租界內に逃竄して今尙ほ逮捕を免れ居れるが近日政府は又々懸賞搜拿を發表し亂首七十餘名を列擧して各省都督省

長等に通知したり今其重なるものを掲ぐれば左の如し。

黃　興十萬元　沈浸雲五千元　王金發二萬元
柏文蔚二萬元　陸惠生二千元　張堯卿二萬元
陳炯明二萬元　韓　恢一萬元　戴天仇五千元
何海鳴二萬元　陳其美五萬元　陸其蔚五千元
襲振鵬二萬元　李烈鈞二萬元　李文輝二千元
黃膺白五千元　鈕永建二萬元

（時事新報）

○鴉片犯禁者の嚴罰　各省の鴉片禁止情況は何れも成績良好ならず政府は此際特に禁止を嚴行するの要を認め內務部朱總長は今回左の如く暫行條例を設け一月より之を實行する由。

（一）四十歲以下の者は男女を論せず鴉片の吸食をなす可らず若し違ふ者は死刑に處す。
（二）鴉片を密輸或は密賣する者は死刑すべし。
（三）四十歲以上の者と雖も鴉片を吸食する男女は一律に永遠監禁に處す。
（四）モルヒネ注射をなす者は十ケ年の禁錮に處す。

（神州日報）

○湖北と段祺瑞　湖北都督代理段祺瑞が就任以來湖北の舊弊を一洗するが爲め官場の大改革を行はんとしつゝあるが尙ほ聞く所によれば段都督は其大改革と共に人員の更迭を斷行し續々自己の携帶し來れる人員を要路に任命しつつある由而して其主なるものを擧ぐれば左の如し。

一、湖北民政長代理饒漢祥は已に黎副總統と共に上京せるを以て段都督は其後任として呂調元を推薦し之れが代理たらしめつゝあり。

二、都督府軍事課長唐仲寅は勝手に黎副總統に隨行し去りしを以て段都督は之れを免職し其後任には陸軍少將衞齊霖を擧げて之れに充てしめつゝあり。

三、都督府參議は黎副總統時代には經費節減の爲め之を廢止し居たりしも段都督は陸軍少將傅良佐を擧げて參議に任命せり。

四、都督府副官長陳振藩は其儘使用し居るも其以下は悉く更迭せしめ已に趙理太、王永泉、王方中、胡午橋、陳棻芳、楊耀廷、羅錦珊、姜善臣、段和清、襲定一の十名を副官に登用し別に余省三何文祥二名を監印官に任命せり。

五、都督府護衞官夏舜琴等已に黎副總統に隨行して北行せるを以て段都督は北軍の將校中より白子建、白樂亭、玉捷三、李寶臣、張貴寶、徐忠嶺、蕭子才の七名を擧げて護衞官に任命したり。

六、民政府內の內務、財政、實業、敎育四司長は今回民政長の更迭と共に辭表を提出したるより段都督には目下代理者の詮衡中なるよし但し內務司長は已に上京を命せられしを以て其後任は周孚をして代理せしめたり。

七、鄂東觀察使夏炎甲已に黎副總統に隨行して北上せるを以て段都督は其後任として林殿香を推薦しつゝあり。

八、造幣廠長陶德琨及審計處長朱樹烈も亦相次で上京せるを以て段都督は鄙品三を造幣廠長代理に任じ審計處長の後任は張科長をして代理せしめたりと。

九、都督府護軍は黎元洪の編成せしものなるより段都督は

之れを外勤となし其隨帶し來れる北軍を以て都督府の守衛に充てたり。

十、秘書廳の法律課長易國幹秘書陳邦藩及び鍾宜僧の三名は黎元洪の上京と共に辭表を提出したるも段都督等は同人等の用ゆべきを知り特に同三名を留任せしめたりと。

（神州日報）

○各都督の上京　總統府は黎副總統の北上を好機とし各省都督の上京を命じ種々の打合せを爲す計畫なるが一時に全部の上京は至難なる事情あるを以て三回に分ち第一回に直隸、山東、山西、河南、陝西、甘肅、奉天、吉林、黑龍江の各都督第二回に江蘇、浙江、湖北、湖南、江西、福建、安徽の各都督第三回に新疆、四川、雲南、貴州、廣西、廣東の各都督にて其他各邊境に派出しある都督連中も繰合せ上京すべしとの事なるが安徽都督倪嗣冲江西都督李純は已に上京し重要案件に關し總統と協議する所ありしも他の都督の上京を待ち黎副總統とも種々打合すべしと云ふ而して廣東都督龍濟光、陝西都督張鳳翔の兩都督は目下北上し能はざる事情ありとの返電ありしも是非北上すべく電命したりとの事なり。

（北京日報）

○綏遠改省準備　綏遠城將軍張紹曾は已に歸任の途に就けるが張將軍の北京滯在中政府と協議せる事項は大約三種ありて其一は移民を送りて荒地を開墾する事其二は武備を添設して防禦を重ぬる事其三は區域を調査し以て行省建設の準備となす事にして政府は已に財政部に命じ現銀二十萬元を支出せしめ以上三要務に着手する事とし若し經費不足せば其不足額は重ねて支出すべしと。（時事新報）

○副總統の起居　副總統黎元洪は終に總統の藥籠中の人となり北京に常住するに同意し執務處を暫く小蓬萊に定むる事となれり而して黎副總統の日常に於ける公務及面會時間は左記の如しと。

一、每日午前九時より十二時まで大總統と國政を會商。

二、月水金の三曜日午後二時より同五時迄景星殿に在りて支那官吏に接見。

三、火木土の三曜日午後二時より五時迄、慶雲殿に於て外國官紳に面會。

四、宴會を催す時は每日午後六時以後之を行ふ。

五、日曜日は面會せず。

以上の時間內に緊急會議有らば此限りに在らず尙海豐澤門中を建造して副總統に充つべし。（時事新報）

○廢省略決定　廢省問題は國務會議を經州縣を行政區にするに決せるものの如く州牧縣知事は人民親裁官とし巡按使は官吏監察とし軍區も亦同時に政府を經て議定され全國を十軍區に分ち今回晉京せる朱瑞尹昌衡閻錫山倪嗣冲、張鎭芳李純及び張紹曾等軍區使に物色され居れり而して軍區使の外に軍區長一名を設け隨時各軍區に赴き軍狀一切を親しく視察する事とし陸軍總長兼任となるべし以上實行法は已に法制局に命じ草案を編纂しつゝありて更に特別會議を召集し之を決定すべしと之を要するに本問題も遂に袁總統の主張の通り進行しつゝあるなり。（順天時報）

○總統府新顧問　前參議院議長吳景濂は今次總統府

政治顧問として聘せられ吳も之に對して承諾の旨を回答したりと尙ほ前憲法起草委員會長湯漪も同樣招聘せられたりと云ふが未だ承認せざる由なれと多分承認するならんと云ふ。（順天時報）

○文官任用試驗　支那高等文官懲戒委員會委員高仲等十余名去る六日午前十一時國務院内該會辨事處に會し文官任用試驗手續を協議せる結果左の如く決議せり。

一、試驗執行地點　敎育部

一、成績發表所　國務院

一、應試資格　委任官に限り其在任者以上無試驗

一、試驗方法　四十名を以て一班となし每週一班の試驗を行ひ年內を期し各該部長官より同署委任官の姓名、年齡、履歷、族籍等を報告し本會より試驗班を分つ。（北京日報）

軍事

○各省分期裁兵　各省の軍隊裁撤の計畫は政府に於て已に規定し其裁撤の全數も亦た略ぼ決定し着々進行中なるが今其の要領を聞くに左の如し。

△第一期（一月末迄）

江蘇、浙江、福建、湖南、安徽、江處の諸省軍隊裁撤。

第二期（三月末迄）

四川、廣東、湖北、雲南、貴州、廣西の諸省軍隊裁撤。

期（六月末迄）

河南、山東、陝西、山西、甘肅、新疆、奉天、吉林、黑龍江の諸軍隊裁撤（時事新報）

○軍隊の外人招聘制限　政府は近時各省の軍隊が往々外人敎官を招聘し而して之等の外人中或は軍隊の內情を調査し或は要塞區域內の測量を爲す者あり、然るに之等は國際上極めて重大の關係あるを以て之等を充分に取締るの必要ありとて左の如き辨法を議決したり。

（一）各省の軍隊は顧問或は敎習として外人を招聘するの外其他の軍職としては一切招聘するを得ず。

（二）各外人の支那軍隊を參觀せんとする者は陸軍部より指定せる護照を有する者に非ずんば隨意に參觀せしむる得ず。

（三）支那各處の要塞區域內に於て外人は測量製圖するを禁ず。（順天時報）

○軍港豫定地調查　陸軍部參謀處長陳錦濤氏は過般中央の命を受け浙江省の廈門、定海、象山、寧波等の各處に軍港建築の豫定にて同地方視察の爲め南下の途にありたるが同氏は已に上海に着し居り尙ほ鄭鎭守使も中央より別に海軍部委員を派して協同調查せしむべしとの電命を受け居れば不日委員を任命して陳氏と同道同地方に赴かしむべしと。（順天時報）

○軍費調查　軍費は三年度豫算案內に於て一億一千萬元の多額を占め居り之が大節減に就ては政府も大に苦心し裁兵の爲め大總統は馮都督劉總長及び段軍統段總長等各地に派遣せる有樣なるが裁兵は一面軍政上重要なる關係を有

する事とて更に又王璟芳李景銘の二人を河南、山西、湖北、湖南、安徽、江蘇、福建、浙江、廣東、山東の各地に派して軍費の調査を爲さしめりと云ふ而して右二名の派出を見たる所以は東三省に於ける財政幣制の調査が頗る詳細なりしが爲めにて拔擢せられたるものなりと云へり。（時報）

○總統と海軍裁併　頃者陸軍部と海軍部を合併すべしとの說頻りに行はれつゝあるが今聞く所によれば過日國務會議に本問題提出されたる際袁總統は寧ろ反對にて左の如き理由を以てせりと云ふ。

一、海軍部を設置して已に一年有餘を經現在尙ほ一切の事を計劃し規模未だ宏大ならざれども而も基礎は旣に立ち將來尙ほ進行を圖る今日若し撤去せんか實際上障害を免る能はず且つ表面上外人の輕視を招く恐れあり。

二、經費節減の目的なれど該部を別に設置するとも全部の政費の百分の一を以て足る。

三、他の機關にて裁撤して可なるもの多く該部を先にする必要を認めず。（時報）

○支那艦隊編成　駐滬海軍總司令李鼎新氏は未だ純然たる艦隊の編制なかりしを以て此度之を編成することとし左の如く擬定したり。

△第一艦隊　海圻、海籌、飛鯨、南琛、永翔、長鳳、流波飛電、聯鯨、舞鳳。

第二艦隊　海容、海璟、永豐、江元、江亭、江利、江貞、楚豫、湖鶚。

第三艦隊　建安、建威、楚泰、楚觀、楚司、楚謙、工犀、湖鵬

第四艦隊（練習艦隊）肇和、瑞鷹、飛鴻、通濟、（神州日報）

○上海製造局の改造　上海鎭守使兼南市製造局都督鄭汝成は頃者製造局內に新工事を起しつゝあるが陸軍部と交涉して該局の經常費を每年二百萬元宛陸軍部より支給するに定め且つ局名を南洋製造局に改め局內を槍砲廠子彈廠造船廠（卽ち江南製造所の改名）の三廠に分つべしと云ふ。（國權報）

外交

○外商取締　外交部は革命動亂の爲め外商の災害を被むる者多く之れが賠償にも多大の經費を要するより外商の開港以外に於て店舖を有することを嚴重に取締るべく各省の外交司及特派員等をして左の如く取調べしめ居れりと云ふ。

一、外商の國籍
二、屋號
三、資本額
四、營業の種類
五、店舖所在地
六、開店年月日（順天日報）

○張家口洋務局裁撤　從來張家口には洋務局なるもの設置しありて外人との種々なる交涉を取扱はせたるが今次行政整理の結果該洋務局は裁撤せられたりと而して其等

の交涉事務は察哈爾都統署内に於て處理せしむと云へり。（時報）

財政金融

○來年度各省豫算　民國二年度各省豫算は財政部より數回電催の結果將に編成を終らんとせしも尙一二省の呈報し來らざるものあり爲めに延遲今日に至りしが財政部は之が爲め態々特使を派して之が呈報を急がしめ漸やく全國各省歲出入額を一表と爲すを得たり其大概を拔萃すれば左の如し

順天府　歲入十三萬七千〇九十元、歲出二十五萬三千一百七十六元

直隸　歲入二千〇三十六萬七千一百九十二元、歲出一千六百二十四萬九千八百五十一元

山東　歲入一千一百二十四萬七千九百〇二元、歲出八百三十四萬〇九百八十五元

山西　歲入六百二十二萬七千九百二十八元、歲出六百〇一萬二千五百三十九元

陝西　歲入五百〇八萬四千五百七十一元、歲出五百二十八萬〇三十三元

甘肅　歲入二百四十七萬九千一百四十五元、歲出五百八十七萬〇五百三十八元

河南　歲入一千〇九萬三千九百〇二元、歲出六百八十九萬一千一百九十七元

新疆　歲入一百六十四萬五千九百〇二元、歲出七百〇三萬〇三百九十元

湖南　歲入七百四十四萬五千四百六十五元、歲出六百九十三萬二千三百〇八元

湖北　歲入七百八十一萬七千五百八十五元、歲出一千二百五十一萬〇七百三十元

安徽　歲入六百〇六萬七千一百五十八元、歲出四百九十五萬七千一百二十九元

江西　歲入七百九十六萬七百七十四元、歲出四百九十五萬九千五百十五元

江蘇　歲入一千四百三十二萬七千四百七十七元、歲出一千一百二十六萬三千四百八十七元

浙江　歲入一千三百七十六萬七千三百〇一元、歲出七百〇四萬三千八百十八元

福建　歲入五百五十九萬三千七百十五元、歲出五百八十三萬三千二百三十九元

廣東　歲入一千五百四十七萬一千八百五十二元、歲出一千〇六十五萬五千九百二十六元

雲南　歲入二百九十五萬一千九百九十二元、歲出八百六十四萬八千六百二十六元

廣西　歲入三百萬〇二千二百五十三元、歲出六百九十三萬二千五百八十元

貴州　歲入一百五十五萬〇七十六元、歲出八百三十二萬〇七百七十二元

四川　歲入一千四百三十八萬千二百四十八元、歲出一千〇九十八萬六千二百四十八元
奉天　歲入一千三百七十四萬七千八百〇六元、歲出一千〇四十一萬四千五百〇五元
熱河　歲入二百二十八萬四千二百五十五元、歲出三百四十六萬九千五百二十五元
吉林　歲入六千〇九萬八千七百九十七元、歲出六百五十六萬六千四百七十三元
黑龍江、歲入三百四十四萬二千五百二十九元、歲出六百萬五千二百四十元（時報）

○修正案の增減規定　三年度豫算案をして大政方針に一致せしむべく其收支の適合を計らしめん爲め過般修正を命じたるが各部にては支出を增加して各省にては收入を減少し以て舊來の經費を維持せん計りつゝある模樣ありて弊害甚しきより態總理は二辨法を定めて公布したりと云ふ。

各部に對する規定

一、三年度豫算の修正は以前の豫算より數目を增加する能はざる事、

二、各部の經費は務めて減少せしむべき事。

三、其減額後如何にして支配するかを速かに決定し財政部に通告する事。

各省に對する規定

一、三年度豫算の各省の已に定めたる收入額は以後酌減するを得ざること。

二、歲入の不足額は卽ち補充法を決定すべき事。

三、歲出款項の細數は認定の總數內に就て支配し總額より超過するを得ざる事。（時事新報）

○民國の三大收入　民國の三大收入は關稅鹽金稅釐稅の三種にして借款の擔保に提供せらるゝ最も多きも亦以上の三稅源にあるなり今發表せられたる三稅の統計を揭げば左の如し。

關稅の收入

一月	四、四二五、七三九、弗五一五
二月	三、九〇八、九四六、一二五
三月	五、八一七、八一五、〇八二
四月	五、七一一、五七八、一四五
五月	五、三一九、七九八、一三五
六月	五、三二四、二四六、二一三
七月	四、七五二、三四〇、〇九四
八月	三、八一七、六七一、三七三
九月	一、八四八、五九五、五〇三
計	四〇、九二六、七三〇、〇〇〇

鹽金の收入

一月	三〇三、六一〇、弗七八五
二月	三〇九、七七八、一九八
三月	五二五、七一六、二二三
四月	二五三、九五〇、七九三
五月	三七五、七四一、八五〇
六月	二四二、二八四、五二六

七月　三五、六一〇、五一三（弗）
八月　二三四、三四五、二七七
九月　二〇六、九八八、二六六
計　三、八九〇、〇二〇、〇〇〇

鹽稅の收入

長蘆　約二、〇四七、五六五（弗）
奉天　約　一九四、八六四
山東　約　四三〇、三六二
兩淮　約　三九三、七〇〇
江東　約三、二四四、八七〇
計　六、三一一、三六一

以上の通りにして九月以後は未だ發表せられず。（國權報）

○鹽稅總額　民國收入の宗主たる鹽稅は前後數回の外債抵當と爲りたるが其宣統三年に於ける中央政府收入總高は約六千二百萬元なりと今各部の數額を擧ぐれば左の如し

直隸　七百〇二萬六千三百三十九元
熱河　八百萬六千七百九十九元
察哈爾八百萬五千四百四十六元
山東　二百十一萬九千一百九十二元
山西　一百九十八萬五千四百二十八元
江南　一百五十二萬七千一百三十二元
江蘇　一千六百三十四萬一千九百五十四元
安徽　一百〇三萬二千七百六十九元
江西　七十萬一千二百五十二元
浙江　三百三十五萬六千三百七十六元
福建　四百六十三萬六千二百四十六元
陝西　二百七十一萬六千六百〇五元
甘肅　一萬六千九百六十一元
新疆　一萬七千四百十一元
廣西　九十八萬四千二百七十二元
廣東　二百六十八萬五千九百四十八元
湖南　三百〇六萬七千四百元
湖北　四百四十三萬八千七百十七元
四川　七百〇一萬五千三百四十八元
川滇邊八千六百四十元
雲南　二百五十一萬〇一百二十七元
貴州　九十萬三千六百三十七元
奉天　二百五十二萬九千五百六十三元
吉林　二百十九萬七千五百七十三元
合計　六千一百九十六萬〇七百八十七元（北京日報）

○幣制釐定先聲　財政部にては幣制を釐定する計畫にて各省民政長に電報を發し各省鑄造の銅元總額を五日以內に回答すべしと命じ尙各省商務總會にも打電し現在各省に流通しつゝある中外銀元銀錠及小洋總額を三日以內に回答すべしと合せり。（北京日報）

○東三省幣制整理辦法　東三省幣制の紊亂は政府をして中央の力を以て之が整理を爲さんと決意せしめたりと云ふが聞く所に依れば財政部泉幣司長姚傳駒は東三省紙幣整理辦法なるものを撰定し國務會議の表決を經たれば近く施行すべしと云ふ其大綱は左の如し。

一、長春に幣制整理局を設置す。
二、奉天、吉林、齊々哈爾に各分局を設け其他各要地には狀況に依り支局を設立す。
三、總局に督辨一人副督辨一人を置き各分局に總辨一人を置く。
四、天津、上海に各兌換所を設置す。
五、三省の官銀錢號は全部幣制整理局の管轄に歸す。
六、三省の官銀錢號の所有る現銀は均しく幣制整理局に移し奉天造幣廠をして補助貨を鑄造せしむ。
七、三省の官銀錢號より發行せる紙幣は均しく幣制整理局に回收す。
八、三省の官銀錢號の債務は均しく幣制整理局にて繼承す。
九、奉天造幣廠は整理期間幣制整理局の管轄に歸す。
十、政府は一元紙幣三千萬元紙幣二千萬を印刷して整理の運用に供す。
十一、政府は三百萬兩を準備し專ら兌換の用に供す。
十二、督辨は隨時三省都督と軍隊を派遣して地方を鎭壓すべく協商し得。
十三、三省の私立銀行錢舖發行の紙幣は幣制整理局取締の權を有す。
十四、三省の租稅收入は幣制整理局に保管し其行政費は均しく該局より出支す。
十五、三省は別に一種の稅源を求め其年收總額を少くも紙幣總額の百分の十五たらしむべし。(神州日報)

○新稅法脫稿期

先月財政總長熊希齡は同部內に一の稅法委員會を組織し大政方針內に定められたる稅則整理の方法を該委員會の討議に付したるが已に結了し其一部分の草案は已に脫稿せりと云ふ、(時事新報)

○宅地稅施行

支那政府は財政困難を救濟する目的にて北京、天津、上海、漢口、南京、杭州、福州、廣東、梧州、武昌及び長沙等に於て地價百分の六に當る宅地稅徵收を試に施行すべく條例は遠からず發布の筈。(時事新報)

○運鹽公司設立辨法

財政部次長張弧氏は鹽政改革案が着々實行さるゝも運鹽に關しては更に確乎たる方針定らざるを以て全國の區域決定後運鹽公司設立辨法を前提すとすべしと爲し熊總理と協議し近く國務會議に提出すべしと云ふが左の如し。

一、公司の組織法は中央行政會議の通過を待つべき事。
二、本公司を起すものは三分以內の擔保を納むべき事。
三、本公司の地點は必ず國家の劃分運區內に鹽政署より之を指定す。
四、指定せる地點外には鹽店を設立する事を得ず而して該公司は製鹽業を兼ぬるを得ず。
五、區內には二つの公司を設くるを得ず十年後再び國家が擴張する事あるべし。
六、公司が遠路にて不便なれば鐵道航路等を國家より補助する事あるべし。
七、公司は銀行に向け運本を承借し得
八、公司の資本は有價證券たるを認む、(國權報)

交通

○支那國有鐵道　支那國有鐵道の全長は二千百四九十三哩なるが各線の延長と其完成年左の如し。

京奉線　二五二哩、一九〇三年
道口慶懷線　九六哩、一九〇四年
京漢線　八四哩　一九〇九年一月白耳義資本團より買收
太原史家街線　一五一哩、一九〇七年
滬寧線　二一〇哩、一九〇八年
開封河南線　一四〇哩、一九〇八年
京張線　一二四哩、一九〇九年
津浦線　六二六哩、一九一一年
吉長線　八〇哩、一九一一年
合計二四九三哩

右の外外國人所有に係る線計二千三百八十九哩又各省所有のもの計三百九十一哩にして以上を合算する時は現時に於ける支那全國鐵道は合計五千二百三十三哩の延長を有するものなりと。（北京日報）

○張綏鐵道速成　張家口と綏遠城間に敷設しつゝある張綏鐵道は蒙古の時局に大關係ある爲め交通部にては頻りに其竣工を急ぎつゝありて已に大同豐鎭に至る一區は竣成せんとする有樣なるが本區の工費三百餘萬元を二年度の會計年度內に加へて以て工事の繼續を計らんとすと云ふ。（北京日沼）

○浦信鐵道の其後　浦信鐵道借款の成立は過日已に報道したるが其後の有樣を聞くに沈雲沛を以て督辦とし目下進行中なりと云ふ。而して英人バーン氏を總技師に聘用し尙ほ其他一、二等技師數名を聘する筈にて總局は安徽烏衣鎭に設け榮錦開を局長と爲すべく今該線路の通過地點を言へば浦口を起點として灘縣烏衣鎭金椒合肥六安を經て河南に入り更に固始光山羅山を通過して信陽に至るべしとの事なり。（北京日報）

○南潯鐵道損害額　南潯鐵道は李烈鈞謀亂の際林虎は討袁軍を提げて德安停車場に據り北軍は亦た九江停車場を根據にして軍を進めたるため兩停車場及び中間停軍場は建築物其他機械器具枕木等に多大の損害を蒙り其損失價格は約四十一萬元なりと而して該鐵道總理吳鈁氏は損害項目の詳細を條陳し政府に之が賠償を要求せりと、（時報）

蒙古　西藏

○中露交涉の近狀　中露交涉は條約の發展及各種の方面に於ける協約を着々交涉しつゝありと云ふが最近協定せるものは左の如し。

一、中露兩國政府より中露條約發表後は呼圖克圖は全部其獨立を取消すべきこと。
二、活佛は數日內に中露條約に對する意見を明白に宣示す

ること。

三、活佛は獨立取消後中央政府より中露條約に按照して自治の權を承交すべき事。

四、外蒙地方は五色の國旗を懸揚すべきこと。

五、宗教の服制を別に定むる外は全部中央政府規定の服制を蒙人全體に遵守すべきこと。（時事新報）

○露支蒙境界劃定會議　露支蒙境界劃定會議は前に恰克圖に於て三方面の代表會同議定すべく略ぼ決定し居たるが其開會の期は已に三月中旬に決定したりと傳らる而して支那政府の代表者としては畢桂芳氏の外尚ほ內蒙喀喇沁王棍桑諾爾布氏をも任命すべく會議決了後同氏は庫倫駐在辦事官になり畢桂芳、宋小濂の兩氏之が副官たるべしに傳ふる者あり。（時事新報）

○外蒙借款の內容　露國政府は庫倫政府に續借款を許したるが其總額は一千萬ルーブルにて年利七厘庫倫の自治區域內に在る十六ケ處の金鑛を擔保とし償還は本利共滿三十年を以て期限とせりと而して本借款の用途は三百萬ルーブル百五十萬ルーブルを自治行政費其餘の四百五十萬ルーブルは兵器購入の用に供すと爲せり。（時事新報）

○英政府の對西藏要求　西藏問題會議の進行如何は今尚ほ杳として知る能はざるが英國提出の要求條件七ケ條とは左の如きものなりと、

一、西藏は完全なる自治權を有し民國政府は之を改めて行省と爲すを得ず。

二、民國政府は駐藏辦事大臣の衞兵を除く外軍隊を派遣し西藏に入らしむるを得ず。

三、民國西藏間に爭執ある時は印度政府は出て之を判決し得。

四、印度及英國政府は西藏に對し自由なる商權を有し民國政府は制限を加ふる事を得ず。

五、西藏の內政は暫く印度政府之を監督し英國政府は代表を特派し拉薩に駐せしめて遙制す。

六、英政府の代表は民國政府の西藏に對する行動を監察し得。

七、西藏吐魯蕃境界問題は西藏兩代表を以て之を解決せしむ。

而して英國兵の西藏に入れる數は拉薩に二千人ある外全部にて六千人內外ありと云ふ。（北京日報）

法律　命令

十一月二十四日　海軍軍港司令處條例公布
海軍々港務局條例公布

十一月二十六日　海軍々港監獄條令公布
孔子尊崇ニ干スル令
政治會議開設令並ニ各部派遣員任命

十一月二十七日　升允ノ檄文反駁並ニ拿捕令

十一月二十八日　賭博禁止令

十一月二十九日　蒙古討伐ノ功ニヨリ吳俊陞以下功賞

十一月三十日　知事採用ニ關スル訓令

十二月一日　江陰暴動ノ將校處分令
退伍兵士ノ地方公安ヲ妨害スルモノヲ嚴査セシム
十二月二日　湖南都督參謀長江傷ノ叛跡ヲ査辨セシム
知事任用暫行條例（七條）知事試驗暫行條例（二十六條）公布
十二月四日　徽稅官吏取締令
十二月五日　十二月十三日　總宗景皇帝孝定景皇后奉安ノ禮ニ付キ嵐瀛ヲ派遣セシム
十二月八日　清皇族私產保護令
十二月十日　邊境各將軍都統等ニ命シテ漢蒙人ノ融合聯絡ニ勉メシム
十二月十二日　各軍隊長官ノ職權濫用戒飭令
前湖南都督ノ特赦令
十二月十三日　軍人警察官吏ノ政黨ニ加入禁止
十二月十六日　福建陸軍第十四師取消

叙任辭令

臨時代理海軍次長（十一月二十六日）　李和
吉林國稅廳籌備處長　文錦
署蘇尼特扎薩克　那遜爾吉呼
廣西審計分處々長　陳師禮
大總統府禮官（十一月二十七日）　施肇基
陸軍中將　常德盛
皖岸權運局々長　文和
蘆昌權運局々長　徐士瀛
都統街（十一月二十八日）　舉桂芳
免本官　京師高等檢察廳檢察長　劉蕃
署京師高等檢察廳檢察長兼臨時京師地方檢察廳檢察長　朱深
署京師地方審判廳長　沈家彝
高等文官甄別委員（十一月二十九日）　熊希齡、汪大燮
報　書、　劉垣
臨時兼署農林次長　陳之麟
免本官　福建南路觀察使　孫江東
福建南路觀察使　盧弼
署黑龍江高等檢察廳檢察長　張文輪
署理黑龍江高等檢察廳檢察長　黃培松
厦門要塞總司令官　李厚基
福建鎮守使　杜持
福建鎮守副使　張聯陞
陸軍中將衜　丁士源
陸軍少將　鍾光琳、張海霖、黃金城、陳廷謨、宋芳寶
陸軍少將衜　江南陸軍第四師長　徐寶珍
上京待命
陸軍第七十五混成旅々長　方声生
陸軍第七十六混成旅々長　張仁奎
陸軍第四師步兵第七旅々長　何豐林
同　同　第八同　臧致平
免本官　廣東交涉員　薩鎮冰
奉祕　陸軍少將　黃申薌
覲奉　河南陸軍第一師參謀長　聶慶洽
陸軍第二十七混成旅々長（十一月三十日）　王麒
會辨福建戰兵事宜　玖擊玲、李厚基
陸軍中將　張殿如
陸軍中將衜　石得山、廉永勝
趙清衢、歐希曾
徐鎮淮
陸軍少將　諾們巴圖、干金武、劉正芳

尹風山、龔青雲、沈　鵬
陳光豐、蕭保林、吳峻山
關駿聲、蘇錫麟、王元德
吳大鈞、張肇恩、田玉坤
周繼宗、顧廷藩、周柏年
朱殿揚、方　礎、何　棨

東邊權運局々長
雲南陸軍測量局々長
中央高等文官懲戒委員會委員長兼任（十二月一日）
署湖南內務司長
高等文官懲戒委員會委員兼任

汪鳳瀛、汪犧芝
高　种、余榮昌、陳懋鼎
孫　培、周宏業、余紹宋

馮家廕
章宗祥
胡瑞霖

廣東陸軍會計審查分處長
第一艦隊司令處秘書（十二月二日）
魏司令處軍械長
江西贛南鎮守使（十二月四日）
陸軍中將
陸軍少將
免職
兼任特派廣西交涉員
署交通部參事
廣東陸軍測量局長
江西陸軍會計審查分處長
安徽陸軍會計審查分處長
免職辦官
上京ヲ命ス（十二月五日）
福建都督臨時兼任
交通部秘書

倉家駒
王仲文
程耀垣
李廷玉
姜占元
寧雙安

廣西交涉員
唐　繼堯
梧州關監督
王　懋
孟　廷
章汝聰
朱　增
黃元祺

廣東陸軍測量局長
福建都督
羅翼群
孫道仁
劉冠雄
黃　濬

海軍總司令處一等參謀
臨時兼任黑龍江官銀號兼廣信公司監理官（甘鵬雲病氣ノタメ）
黑龍江國稅廳籌備處長
署河東鹽運使（十二月六日）
署河東觀察使
陸軍少將（十二月七日）
署國務院僉事
免職
河南陸軍第一師參謀長
陸軍中將銜（十二月八日）
經棚一帶守備司令官
陸軍少將銜
陸軍第二師步兵第五團長
免職待命
山東審計分處長
兼任山西官錢局兼普勝銀行監理官
同河南官銀錢號監理官
同奏豐銀行兼宮泰銀行監理官
同甘肅官銀錢號監理官
同江蘇銀行監理官
同福建銀鄉監理官
同浙江銀行監理官
同富滇銀行監理官
同貴州官錢局監理官
同直隸官銀鄉監理官
駐英國特任全權公使（十二月九日）
駐日本國特命全權公使
駐和蘭國特命公權全使

黃　懷治
陳　問紀
高　景
楊　藻昂
李　德厚、鄭士琦
鳳　岐
劉　棣蔚
熊　廷襄
魏　春元
伍　廷楨
吳　俊陞
周　鴻寶
丁　博霄
孫　松齡
李　啓琛
袁　永廉
俞　泰初
劉　膽渙
欒　守綱
宋　寶望
劉　次源
胡　文瀾
沈　致堅
張　協陸
陸　安清
劉　玉麟、陸　宗輿、唐　在復、

駐伊太利國特命公使、駐墺太利國特命全權公使、湖北都督臨時兼任（十二月十日）
歸國特命、免職待命
陸軍中將
陸軍少將
河南陸軍第一旅長
江南留鄂第二師第二旅第四團長
河南陸軍第一師第四團長
政治會議議長（十二月十二日）
政治會議議員
陸軍上將銜
依願免職
署湖北民政長
正藍旗滿洲都統
豫南觀察使
兼湖北財政司長
免職
署河南南陽鎮總兵
陸軍少將
依願免職
湖北國稅廳籌備處長
陸軍上將銜ヲ褫奪ス
政治會議副議長（十二月十四日）
政治會議秘書長
依願免職
臨時兼署湖南財政司長
審計處審計員
免本職
吉林權運局長
陸軍總司令秘書
免本職（十二月十五日）
安徽陸軍測量局長

駐和蘭國全權公使
駐伊太利國全權公使

楊士琦、饒漢祥

高而謙、沈瑞麟、段祺瑞、魏宸組、吳宗濂、馬良、成德、徐世昌、袁克定、李經羲、張鎮芳、王士珍、呂調元、王芝祥、田文烈、李烱時、王芝祥、譚延闓、張國淦、龍建章、胡瑞霖、王家襄、林紹琦、張瑞麟、吳炳湘

署湖北民政長
署湖南財政司長
前湖南都督
湖北國稅廳籌備處長
前湖南都督
署江蘇都督
署直隸都督
長江巡閱使
署步軍統領
免本官（十二月十六日）
江蘇都督

張勳、張國淦、趙秉鈞、張勳、江朝宗

支那時事日誌

十二月一日　▲知事條例宣布▲進歩黨の對國會決議▲墺支借款成立說
二日　▲征蒙軍張家口の北に於て敗る▲兩院談話會▲軍隊取締命令
三日　▲西藏會議の英藏支代表者着印▲陳錦濤英國駐在財務官となる
四日　▲承認答禮專使中止▲揚州軍隊裁撤
五日　▲西藏暴徒再起▲升允回教徒と聯合起事の說
六日　▲憲法大綱決議▲哥老會解散命令▲幣制會議組織▲福建都督更迭▲船神南京領事入京
七日　▲袁克定歸國▲滿洲に山林局設置
八日　▲西藏境界の蠻族國境を侵す
九日　▲白狼匪魯山にし敗北▲黎北上の途に着く▲張馮の軍隊衝突
十日　▲駐英、日、墺伊、墺公使任命▲進歩黨代議士會
十一日　黎元洪着京▲段祺瑞湖北都督代理となる
十二日　▲暫行條例布告▲露國の撤兵提議
十三日　▲李經羲を政治會議議長に任命
十五日　▲政治會議開會
十七日　▲張勳長巡閱使に任命▲馮國璋江蘇都督に任命▲袁黎兩家婚約の說
十九日　▲英國ポーリング會社と沙市宜鐵道布設契約成る▲趙秉鈞陸軍上將銜となる▲黎の各國公使訪問
二十日　▲黎の湖北都督を辭任▲雲南軍隊の暴動
二十二日　▲中佛銀行借款成立說▲中央各部官制改革案公布
二十三日　▲約法修正案を政治會議に附議すべしとの命令
二十四日　▲憲法草案取消命令▲獨支鐵道契約納印
二十五日　▲黎元洪進歩黨脫黨▲盛京省防殺告
二十七日　▲大總統の年俸決定▲日本公使館員に贈勳▲治水及理財命令
二十九日　▲司法權權護命令▲新疆借款成立

會報

東亞同文會秋季大會

東亞同文會は十二月十八日午後三時より、華族會館に於て秋季大會を開けり、先づ會長鍋島侯爵開會の辭を述べ、次いで根津幹事長は本年春季大會以後日支兩方面に於ける各部事業報告、及現在支那民國の大勢に付きて演說する所あり、了りて議事に入り、鍋島會長は特命全權公使伊集院彥吉、外務省政務局長小池張造兩氏の評議員推薦承諾の報告を爲し閉會し、更に同五時三十分より支那代理公使馬廷亮氏並に同館員一同を招待して懇親の晚餐會を開き、主客一同歡談の裡に同八時過散會したり、

當日出席者は

來賓

代理公使　馬　廷　亮
秘書官　賈　文　燕
秘書官　何　六　吉
隨員　郭　左　淇
隨員　林　鵬　翔
主事　馬　永　寬

會員（順序不同敬語略之）

侯爵鍋島　直大　　侯爵細川　護成　　子爵清浦　奎吾
子爵曾我　祐準　　伊集院彥吉　　南　新吾
瀨川淺之進　　井上角五郎　　伴　直之助
橋本　邦藏　　五百木良三　　西村虎太郎
白岩　龍平　　野間　五造　　山口正一郎
小川　平吉　　山田　烈盛　　伊東　知也
足立忠八郎　　中西　正樹　　西川　文夫
上野岩太郎　　岡部伊三郎　　黑田　恒馬
小澤　德平　　川島　浪速　　松井　廣吉
鎌田勝太郎　　吉田　七藏　　日吉　又男
根津　一　　田鍋安之助　　山內　嵓
田代　亮介　　松本　忠雄　　鈴木梅四郎
井上　清秀　　森　謹一　　野村傳四郎
平井千太郎　　水野　梅曉　　藤田　豁一
井上　雅二　　清藤幸七郎　　盛田　曉
山本市太郎　　松岡　千壽　　山本　熊一
玉生武四郎

東亞同文會秋季大會議事速記錄

大正二年十二月十八日午後三時開會

○會長（侯爵鍋島直大君）　ソレデハ皆サン、是ヨリ開會ヲ致シマス、幹事長ヨリ事業ノ報告ヲ致シマス、

（根津幹事長事業報告ヲ爲ス）

（別　項）

○會長（侯爵鍋島直大君）　次ニ伊集院彦吉君、小池張造君ヲ評議員ニ推薦致シマシタ、別段御異存ガナケレバ御承認ヲ得タイト思ヒマス

（拍手起ル）

○會長（侯爵鍋島直大君）　ソレデハ左樣ニ決シマス、是デ閉會ヲ致シマス

午後五時三十分閉會

事業報告

幹事長　根津一

諸君、春季大會以後に於ける本會事業の概要を御報告申上げます、例に依りまして內國と支那とに分けて申上げます。

先づ東京に於ける調査編纂部の事業に就きましては、會の機關たる雜誌の支那でございます、是は會員並に世人の參考に供したいと云ふ考へから致しまして絕えず改良を圖り、材料の蒐集、事業の正確等に付ては十分に骨を折つて努めて居ります、此雜誌が支那の方に澤山參りまして、支那の相當な位地のある人達の參考になつて居ります、此間北京に參りまして段々支那側の人に聞きましたが、中々有力な人々が讀んで參考にして居ると云ふやうなことを實見致しました、依て益々改良を加へて充分其向に裨益ある有力なるものとせんければなるまいと云ふ感を持ちました、卽今發行部數が一千六百部に達して居ります。

其次に其處に出しあります支那政治地理の出版でございよす、是は上海同文書院の教授の大村文學士に託しまして七年前から著手して居つたのでありまして、二年ばかり前に完成致しまして出版せむとしかゝつた時に支那革命の亂が起つた爲に、制度やら、中に含んで居る數字、種々變化來した爲にやり替へて、漸く此春完成した爲に遲れまして出版になりまして、つい先頃印刷を終つたやうな次第でございます、御覽の通り內容は支那の一般の地理を政治的の考を以て述べまして、それから歷代の中央、地方の制度、中央と地方との關係、清朝に至りましては、中央、地方の制度關係殊に財政に關はる諸制度を最も詳かに述べてあります、それから共和制になりましてからの諸般の制度、自治制、諮議會、等に付ても詳しく述べてあります、此書物は日本に於きましても殆と其類がございませぬ、歐米人等の著はした支那政治地理のざつとしたものが一二部ありますが是も殆と參考になる程のものはございませぬ、會の出版と致しましては是と昨年出版致しました支那年鑑とは、暫くは世人が珍らしく見るだらうと考へて居ります、尙出版に付きましては支那通商史、是も日本には餘り類の無い本でございますが、來年の三月頃になりますと編輯が終りますので、卽今上海同文書院でやりつゝあります、出來次第出版にかゝる積りであります、尙編纂並に出版のことに付ては前途大きい計畫を有つて居ります、それは尙研究を遂けまして來年の春の大會の時に御報告する場合になるだらうと思ひます。

調査編纂部のことは此位に止めまして、次に東京同文書院の事業でございますが、本事業は院長並に教職員の盡瘁に依りまして段々盛大を加へて參りました、唯今の所教授が二十四人もかゝつてやつて居るやうな場合にて、其中專門の學士も九人も居ると云ふやうな譯になりました、支那學生の數は卽今三百九十二名に達して居り、其中九十二名は將來武官になるべき陸軍學生に普通教育を施して居る者でございます、革命後の留學生は革命前と違ひまして、其心得方が皆眞面目になつて來まして、學業の進歩も以前より優つて著しく成績も良い譯でございます、尙第二次革命勇後は、第一次革命後よりも一層良くなつて來て居るやうでございます、尙此書院へは學生が續々參りまして追つつけ五百人以上に達しはせぬかと云ふ考を以て、夫々設備の攻究中でございます、是は革命以後普通學を教授します所は大概閉ぢまして、東京同文書院が一つ殘つて居るだけでございまして、總て彼處に集ると云ふやうな事情から斯の如く盛大に赴くのも一原因でございます、留學生に於きましては、初め參りましたものは普通學を教へる時分が最も大切でありますので、同文會にては當初支那留學生の學校を起しました時から、普通學だけは

全部統一してやりたいと云ふ考を有つて居りましたが、色々の事情でそこに至らずに其後東京に於て諸所に分れて、支那留學生の教育が完全に至らず遺憾を見て居つたやうな次第でございますが、今日の場合で見ますと、普通學だけはどうやら初期の考への如く本會の學校にて統一が出來るかと思つて居る次第でございます、此卒業生が今日まで既に六百人以上になつて居りますが、一期の卒業生になりますと、もう支那に於きまして官に居る者でも餘ほど高き位地に上つて居る者がございます、此間北京に參りまして段々それ等の人に會ひましたが、中々有力の位地に參つて支那の爲に色々盡力して居りますが、現に今度日本の公使に參ります陸宗輿氏の如きは卽ち東京同文書院の第一期の生徒でございます、そんなやうな次第で、段々歲と共に出世して支那の爲め又間接に日本の爲に、盡すやうな場合に至るだらうと考へて居ります、次に東京同文書院の附屬として出來て居ります日本學生の中學校の方は、學生が卽今三百一人、是も豫期の如く好都合に參つて居りまして院務も諸事好都合に進みまして來年の三月下旬になりますと第一期の卒業生が出る譯になります。

それから本會會員の一般の狀況を申上げますが、卽今會員の總數が二千百十一人、春季大會以後增加致しましたことが七十四人でございます、之を內譯け致しますと、外國客員が八十四人、外國名譽會員が七人、終身會員が十人、內國名譽會員が三十八人、內國會員が千百二十六人、計千二百六十五人內國支部會員が、京都が二百二十一人、弘前が五十七人、廣島が十八人、計二百九十六人、支那支部會員は、上海が三百三十一人、漢口が四十九人、計三百八十人、朝鮮の支部會員は、京城が二十八人、仁川が三十八人、元山が十七人、釜山が六十三人、木浦が二十四人、計百七十人、會員の狀況は是だけでございます。

それから支那に於ける本會の事業に付て申しますが、支那に於ける本會事業の主要なるものは上海東亞同文書院でございますが、此書院に於きましては春季大會以後、院務は總て豫定の通り進行して參つて居ります、六月末になりまして政治科が五人商務科が七十一人の卒業生を出して、其就職に付きましては、最早其總數八百人以上の卒業生を出しましたやうな次第からして世人に其力が大概行渡つて分つて參りました爲に、就職の世話が大に氣樂になりまして、三年ばかり前から何時も申込の人員が卒業生の數より超過して居るやうな次第で、今年も同樣に卒業生の數よりも申込か十一名も超過して、卒業式を擧げるまでに全部約束が濟んだやうな次第でございまして、何れも相當の所へ參つて居ります、それから七月初めから例の如く古參學生約九十人を以ちまして、支那內地に研究旅行を致しました、本年も色々苦心の結果特別の財源を得て其事を實行致しました、それを十班に別つて十八省竝に滿洲の一部、蒙古の一部に派遣致しまして、それ〴〵皆豫定の如く從事致しました、然るに本年は御承知の通り支那の變亂の際でありまして、一昨年の革命亂の時にも三四班は危難に出遭ひまして、或は漢水の中流に於て澤賊團に出會つて携帶品を掠奪され、色々交涉の結果それを取戻して歸つて來たやうなこともございます、或は四川方面に行つた班になりますと、支那語が出來る爲に支那人と疑はれまして捕縛され、牢へ打込まれて居つた班もございましたが、まあどうなり辛うじて歸つて參りました、そんな實驗もありましたので、今年も兵亂地域の班は危難に出遭はなければ宜いかと心配して居りましたが、江蘇方面に參りました二班ほどは矢張り戰場を通過して色々危難を經て幸に無事に歸りました、北の方に行つた班などは、河南方面で頗る危い場合に出遭ひまして、北の方に於ては第二次革命の亂の時には日本が南を助けて居ると云ふやうな感を有つて、日本全體に對して惡感を有つて居つた爲に日本學生が來たと云ふので、戰場ではございますし。どう云ふ危害に出遭ふか知れぬと云ふ場合に出會つたのでありましたが支那語と其國情に通じ居る爲めに臨機應變の處置を取り却つて大層向ふの陸軍も悅んで迎へて、遂に護衞を附して戰線の外まで送つて呉れると云ふやうなことをして、危難を脫して來た班もあります、そんなやうなことを彼地此方で危く場合に出會ひましたが幸ひ殘らず無事に歸つて參りました。

七月下旬に於きましては御承知の如く東亞同文書院が兵燹の爲に全部燒けました、其際に於ての戰に就ては、丁度同文書院の位置が南北兩軍の間に挾まつて居つて、戰場になつて居りました爲に兩方から、殊に北軍の彈丸が多いやうでございまして大砲彈を無數に撃込まれました、それでも二日の間は

火災に至らず濟んで居りましたが、三日目になりまして海軍彈を頭りに撃込んで來て、一發倉庫へ撃込まれたのが破裂して、倉庫にあつた品物が全部燒けそれから段々火災になつて、折しも風が強うございまして全部へ延燒致しました、其前から支那人のボーイやら賄などが四十人ばかり居りましたが皆な逃げて仕舞ひまして、荷物を運ぶ者も一人もない、殊に兩軍の戰線の間にあるので他へ持出すと云ふことは不可能のことでございましたから、家屋も物品も全部燒失致しました、殘つて居つた留守番は職員が三人、學生が八人ボーイが二人居つただけで、終ひまで守つて居りました、到頭火災になつて居られぬと云ふ場合に至つて初めて引揚げましたが、其殘留の者は眞に能く任務を盡しまして、最後まで苦辛慘憺して爲に書院に對し世間からも厚く同情を得た次第でありましたが、是も全く殘留者の力與つて多きにあると感じました、後で殘つて居る建物に彈丸の來た痕を調べて見ますと、恰も蜂の巢の如く突拔いて居ります、幸ひ暑中休中でございましたから人が多く居りませぬで、怪我は唯支那ボーイが一人榴散彈の丸子で貫通症を負ふたのと、病室看護人が輕い擦過症を負ふただけに止まりまして、何れも皆一番奥數重の壁の重りたる方で、寄宿舍から蒲團を持出して、それを澤山積重れて胸壁にして其中に潜んで居つたと云ふやうなことで、危難を免れました

偖又東京本部に於きましては學校は全部燒失した次第でございます、就きましては此燒失の場合に當つて如何に處置したら宜からうかと、會でも頗る協議を凝しましたが、願ふに此場合に當つて、あの學校の持前として、退いた考を執ると潰れて仕舞ふかも知れない、就ては如何に困難を嘗めても、進んで經營を果すと云ふ方針で行かうと云ふことに決めまして、就きましては書院は元より教育機關のことであるを以て暑中休の期限も一日も延ばさぬ、又新學生を東京へ召集するのも一日も延ばさずに、議定の通りきちんとやらうと云ふことを考へまして、それに付て肥前の大村が氣候も好し、風俗も眞し物價も割合に廉い、旅團司令部もあつて、色々便利を圖つて呉れると云ふやうなことから、上海の學校を肥前の大村へ移しまして、彼處の中學校の校堂を借りたり、二三の寺を借りたりして、教場やら住居やらに充てまして、議定の如く課業を開きまして、尚進んで斯う云ふ大變に出遭つた場合に於ては人心に異變を生じて居るから、其變を利用して之を精神教育の方に善用しやうと考へて、大村に於ては頗る困苦缺乏を嘗めさせて、困苦缺乏の場合に於て所謂書院の精神教育の方針たる知行合一と云ふ精神教育の補ひにしたいと考へて、其方針に照し考へつゝ授業を始めました、それと同時に上海の方では借校舍を捜しましたが、丁度上海の市街の方に元製造所の大きな建物が空いて居りましたのでそれを借入れました、製造所であつたので周圍に窓も出來て居る爲は明うございまして恰も學校の爲に建つたやうな家でございます、それに手を入れまして設備を施しましたが、各教室、自習室、寢室、食堂、其他總ての附屬室に全部を充てまして、病室は其附近の家を借りて別に設け、職員の住宅だけは、其處に入り切りませぬので、附近に二三の家を借りて住居し、運動場の如きも大きなものが附いて居りまして、諸事學校に誂向きの家を得られましたのでそれに手を入れつゝあつた所が十月の二十日頃に完成致しました、そこで大村の假講習所を引拂つて上海に移りまして、天長節の日を以て開業の式を行ひまして、爾來續いて授業を行つて居ります授業其物に於ては以前の校舍に居りました時と少しも變りなくやつて居る次第でございます。且大村に於て二ヶ月間鍛へました修養の結果を以て彼地へ移りました、一方は三年生が長い間の內地旅行で困苦缺乏に堪へて來り又特に責任を重んずる風が生じて來て、其等を混一鍛練して今日の學生の狀態と致しましては全然理想の通りに參つて居ります、是ですつかり固めて、之を新同文書院の基礎と致しましたならば、書院の前途は眞に安心、堅固の場合に至るだらうと期待して居ります

それから書院の燒失に付ては支那政府へ賠償金を要求する次第でございまして、此賠償金のことに付ては同文會の立場と致し又教育機關のこともあり、將た又支那と日本との國際間の關係もあります、それで特に評議員會を開きまし其案を愼重に議しまして、其結果を以て外務省から支那政府の方に同はしまして、卽今談判中でございます、是が結了致しましたらば之を以て新校舍の建築費に充てる積りで卽今其設計も研究しつゝあります、尚其賠償金を以て足らざる場合は寄附金を以て充てると云ふやうな案も立つて居ります。

それから例に依りまして私が此間北京其他一二の地方を廻はりまして見聞したこと竝に學生が各省を歩いて研究して歸つての報告、其他色々研究した結果を綜合致しまして、それを引抜いて簡單に支那の政治竝に經濟等に付ての概要を御報告致さうと思ひます。（以下本誌論說中にあり）

東亞同文會重要日誌（大正二年度）

一月　六　日　評議員野田豁通男逝去
一月　八　日　幹事會を開く
一月　十一日　執務開始す
午後一時より精養軒に於て評議員會を開き民國承認及滿蒙問題に關し宣言書を發表す
三十日　幹事會を開く
二月　十　日　幹事會を開く
十五日　午後五時より華族會館に於て孫逸仙氏歡迎會を開く
十六日　孫逸仙氏故近衞公の展墓の祭典を擧ぐ
三月　廿七日　幹事會を開く
四月　十　日　幹事會を開く
二十四日　幹事會を開く
五月　九　日　幹事會を開く
十四日　幹事會を開く
十九日　幹事會を開く
二十一日　午後三時より華族會館に於て春季大會を開く（詳細は雜誌支那參照）
二十三日　幹事會を開く
二十八日　根津幹事長上海東亞同文書院へ向つて出發
六月二十九日　上海東亞同文書院に於て第十期留學生卒業の式典を擧ぐ（詳細は雜誌支那參照）
七月　十一日　根津幹事長上海より歸京
二十九日　上海東亞同文書院は江南機器局戰兵爨に罹り全燒す
八月　十五日　幹事會を開く
二十一日　三綠亭に於て評議員會を開く
二十四日　午前九時より華族會館に於て上海東亞同文書院第十三期生九十四名の入學式を擧行す（詳細は雜誌支那參照）
二十五日　午前八時より大原幹事引率のもとに同上第十三期生宮城拜觀をなす
二十九日　根津院長引率のもとに同上第十三期生東京出發途中見學の上肥前大村町東亞同文書院假講習所に向ふ
九月　一　日　大原幹事東北地方に出張
五　日　肥前大村東亞同文書院假講習所にて第一二年生の授業を開始す
同　日　評議員阿部守太郎氏逝去
十五日　根津幹事長大村より歸京
十六日　幹事會を開く
二十日　根津幹事長大村に向ふ
二十二日　山內幹事京阪地方に出張
十月　二　日　根津幹事長大村より歸京
十六日　幹事會を開く
十七日　根津幹事長大村東亞同文書院假講習所に向ふ
十九日　故桂公葬儀に付大原幹事本會を代表して會葬す
二十七日　肥前大村東亞同文書院假講習所職員學生一同根津院長統率のもとに上海に向ふ
三十一日　上海ハスケル路東亞同文書院假校舍に於て開校式を擧行す（詳細は雜誌支那參照）
十一月十三日　午後三時より伊集院公使及小池政務局長の歡迎會を開く
十二月十　日　根津幹事長上海より歸京
十一日　幹事會を開く
十八日　午後三時より華族會館に於て秋季大會を開く（詳細は別項會報參照）
二十日　幹事會を開く
二十八日　年末執務を閉止す

以　上

○滿洲戰蹟保存會

滿洲の戰蹟の保存は國民として等閑にす可らざる問題なるに係らず久しく其企てなかりしも在滿の有志に於ては兼て計畫を進むる所あり客冬滿洲戰蹟保存會なるものを設立し左の趣意書を發して廣く寄附金を募集するの運びに至れるは喜ぶべし之によりて曩古の大戰を紀念し併せて國民の精神教育に資すること鮮少ならざるべきなり

趣意書

曩古ノ大戰タル明治三十七八年ノ戰役ヲ保存シ内ハ永遠ニ忠烈ヲ表彰シ外ハ世界ノ史乘ニ貢獻スルハ洵ニ急務ナリ今ニシテ之カ保護ノ道ヲ講セサレハ千古ノ偉迹ヲシテ風雨ノ荒殘ニ委ネ復タ當年ノ跡ヲ尋ヌルニ處ナカラシメントス

是ニ於テカ不肖等胥謀リ滿洲戰蹟保存會ヲ組織シ偏ク天下ノ同情ニ訴ヘ以テ此ノ目的ヲ貫徹セント欲ス希クハ本會ノ趣旨ヲ諒トシ斯擧ニ贊助アランコトヲ

大正二年十一月十日

滿洲戰蹟保存會長　男爵　福島安正
同　副會長　坂本一
同　副會長　中村是公

實施要項

一寄附金ハ拾錢以上トス但シ學校生徒及團體員ノ寄附ハ此ノ限ニアラス

一寄附金ハ振替貯金口座大連一〇三二滿洲戰蹟保存會宛拂込マレタシ

一寄附金ノ締切ハ大正三年六月三十日トス

一本事業ハ大正七年十二月末日迄ニ完成スルモノトス

第一條　本會ハ滿洲戰蹟保存會ト稱シ事務所ヲ關東都督府民政部内ニ置ク

第二條　本會ハ滿洲戰蹟ノ保存ニ必要ナル事業ヲ完成シ財團法人ヲ設立スルヲ以テ目的トス

第三業　本會ニ左ノ役員ヲ置ク

一　會長二名、二　副會長若干名、三　評議員若干名、四　幹事若干名、五　書記若干名

第四條　會長ハ會務ヲ綜理シ本會ヲ代表ス

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ニ代ル

評議員ハ會長之ヲ囑托シ會長ノ諮問ニ應ス

幹事ハ評議員中ヨリ囑託シ會長ノ意圖ヲ承ケ本會ノ事務ヲ掌理ス

書記ハ會長之ヲ任命シ庶務及會計ノ事務ニ從事ス

第五條　本會ノ事業ハ別ニ定ムル計畫書ニ基キ之ヲ施行ス但シ經費ノ狀況ニ由リ之ヲ變更スルコトアルヘシ

第六條　本會ノ經費ハ有志ノ寄付金ヲ以テ之ニ充ツ

第七條　本會規則ヲ施行スル爲必要ナル細則ハ會長之ヲ定ム

第八條　本會ハ目的タル事業ヲ完成シ之ヲ財團法人ニ引繼キタル時ヲ以テ解散スルモノトス

○事業計畫ハ(一)旅順、金州、得利寺、遼陽、沙河、奉天、鴨綠江ノ各戰地並ニ休戰條約締結地點ニ紀念石標ヲ建設シ(二)會見所其他ノ標彰(三)旅順戰蹟監視家屋建設(四)旅順戰蹟道路ノ開修(五)旅順戰蹟維持工事(六)各種戰爭模型等ノ製作(七)海軍方面事歷表彰(八)戰蹟紀念館建設(九)白玉神社殿宇建設(十)戰闘地圖及戰蹟案内記發行等ナリ

○經費ハ總額五十萬圓ノ豫算ニシテ内十五萬圓ヲ維持資金ニ三十五萬圓ヲ事業費ニ充ツ筈ナリ

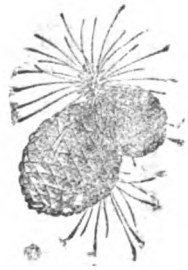

支那

第五卷第三號

大正三年二月一日發行（每月一日十五日發行）

要目

論說 列強と支那鐵道……一——七

資料
- 支那關稅問題……八——一二
- 上海株式取引所……一三——一六
- 太古洋行……一七——二二
- 大借款使途明細表……二三——二四
- 中央政治會議……二五——二〇
- 支那總豫算修正案……三一——三五

雜錄
- 支那の鹽稅統一……三六——三九
- 新開放市場……三九——四一

通信 漢口、湖南、甘肅通信……四二——四八

時報 支那最近時事數項……四九——六二

附錄
- 新定中央官制……一——六
- 支那大事記……一——九

東亞同文會調查編纂部

本店 臺北

支店及出張所
臺灣 基隆 臺中 嘉義 臺南 打狗 宜蘭 淡水 新竹 阿緱 花蓮港 澎湖島
支那南洋及內地 上海 九江 福州 廈門 汕頭 香港 廣東 新嘉坡
神戸 大阪 東京

株式會社 臺灣銀行

支那南洋並臺灣各地向爲替、荷爲替、代金取立
其他銀行一般ノ業務御便利ニ御取扱申候

東京支店
東京市日本橋區吳服町一番地
支配人 山成喬六

日本郵便株式會社

船客切符發賣所

電信略號「センキヤク」
東京市京橋區出雲町三番地
電話新橋三一四七番

一弊所ハ日本郵船株式會社本店直營ノ切符發賣所ニ有之候
一弊所ニ於テ横濱、神戸、門司、長崎等御望ノ地ヨリ内外各港行ノ各等乘船切符ヲ發賣致候
一臺灣、上海、天津、大連ノ各地行汽車汽船連帶ノ各等切符ヲモ發賣致候
一御手荷物ノ送達及保險ノ御依賴ニ應ジ可申候
一弊社汽船發着日時御乘船ノ手續等ノ御照會ニ對シ敏速ニ御回報可申候

大正三年二月一日發行「支那」第五卷第三號

目

口繪　新開市場（洮南府衙門、張家口）

論說

列強と支那鐵道……一——七

資料

支那關稅問題（上）……三　塚　生八——一二

上海株式取引所（二）……一三——一六

太古洋行（二）……一七——二二

大借欵使途明細表（其五）……二三——二四

雜錄

中央政治會議（二）……二五——二九

國會議員退京建言、約法變更の諮詢……二九——三〇

支那總豫算修正案……三一——三五

支那鹽稅の統一……三六——三九

新開放市場……三九——四一

目次

通信

漢口通信……四二——四四
湖南通信……四四——四五
甘肅通信……四五——四八

時報

四九—六二

（政治）
總統府の四要案——國會愈々解散——大總統の改省計畫——憲法制定進行辨法——蒙古王入京——政府組織問題——進歩黨議員の現狀——姜桂題の辭意——滿族同進會——官職制度の等級——議員遣散費——宣統帝の訂婚

（軍事學事）
軍區問題の綱要——列强の駐支那軍隊數——徵兵制研究會——砲臺增設計畫——長江巡閱使の權限——巡閱使の軍器購入——巡閱使と軍艦——第三師團解散——湖北兵解散——藍天蔚の將來——海軍學校開校——國民大學の合併

（外交）
各國の賠款要求額——特別外交會議議案——中露蒙境界問題

（財政）（金融）
中國銀行組織改革說——皇室經費の負擔——江西借款の允許——上海商人代表の北上——廣東紙幣救濟借款——昨年兩銀行の純益金

（農工商鑛）
東三省の荒地調查——鑛產辨法——樊城開港說——渓陽鐵廠擴張

（交通）
海關鐵道の反對

（蒙古西藏）
蒙古防禦軍の聯合法——英國の印藏增兵

（法律命令）（敍任辭令）

附錄

新定中央官制……一——六
支那大事記……一——九
第四卷重要記事總索引……一——

芝

製作品目

發電機
電動機
變壓器
配電盤

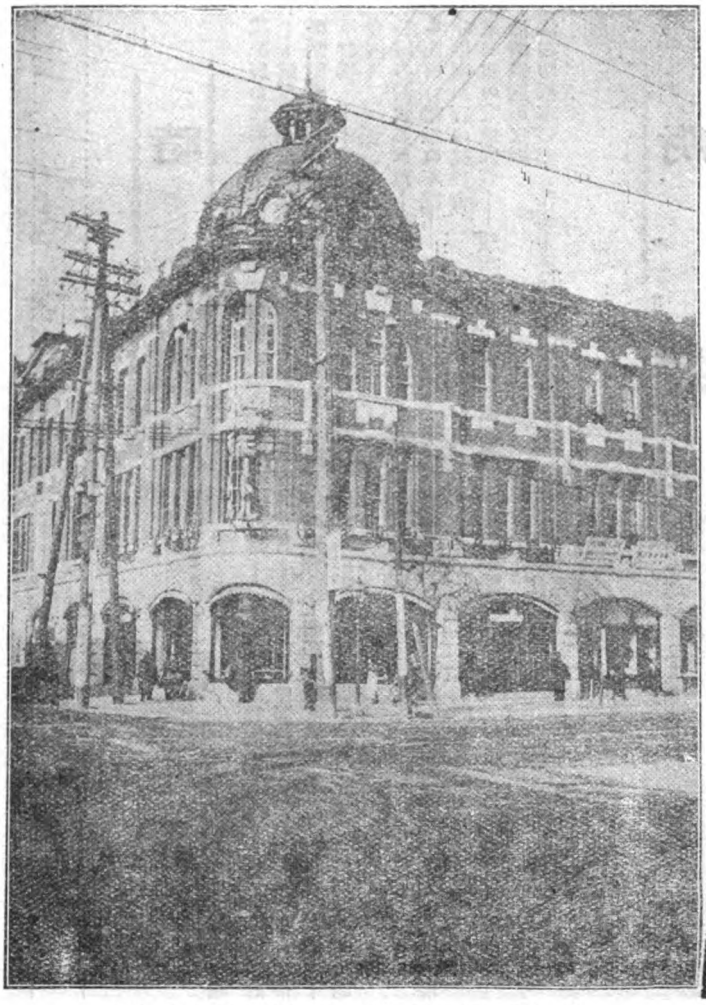

東京市芝區金杉新濱町一番地
株式會社 芝浦製作所

東京市京橋區尾張町一丁目一番地
芝浦製作所 銀座販賣店

芝浦製作所銀座販賣店

瀋陽府衙門（新開市場）

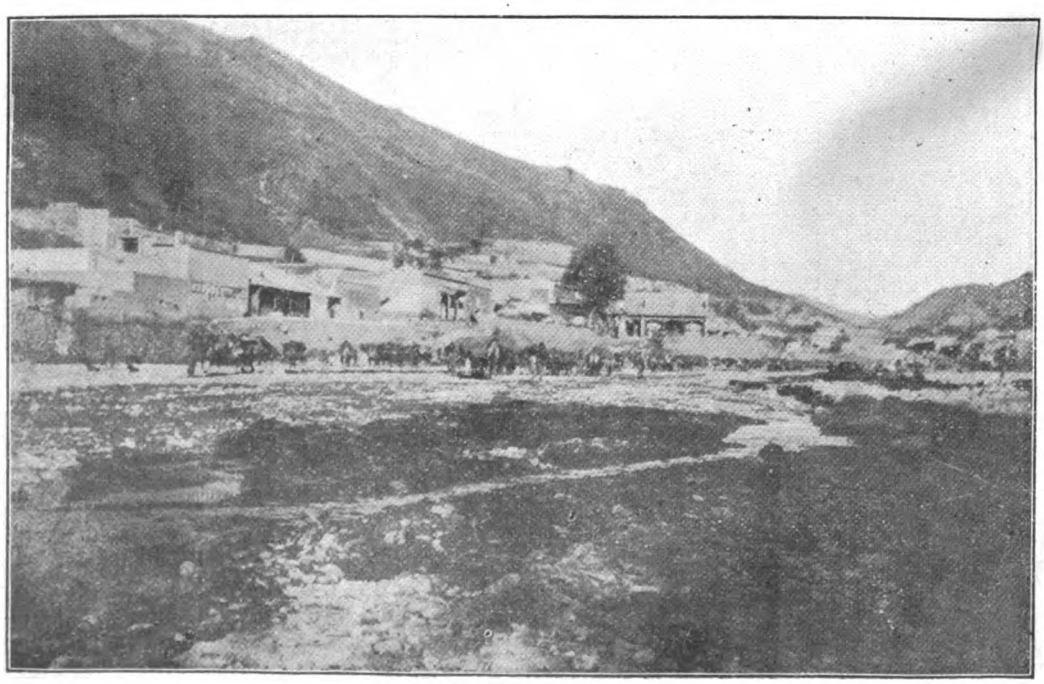

張家口（新開市場）

大正三年二月一日
第五卷第參號

論說

列强と支那鐵道

一

日露戰後帝國の勢威大に伸張したると、支那の國力漸く恢復したるとに依り、列强の支那に對する禍心を防遏することを得たるのみならず、列强管理の鐵道漸を追ふて回收せられ、日本の南滿、露西亞の東淸、佛蘭西の滇越、獨逸の山東、英吉利の廣九の五線を除き復た外國租辨の鐵道なく、諸外國は唯鐵道布設の資金を支那に貸付け利息を收むるを以て滿足することゝ爲りたり、然るに武漢革命亂起りてより支那の積弱天下に暴露し、列强の覬覦を招くこと日淸戰後の比にあらず、露は外蒙古を援け英は西藏を扶け、各々獨立を宣言せしめ、列强競ふて所謂勢力範圍なるものを擴張し、玆に鐵道を布設し互に後れんことを恐るゝの勢を馴致せり、不幸にして支那の財政窮乏すること甚だしく、債主を選ぶの暇なく、苟くも借款に應ずるものあらば之より借入を爲すのみならず、直ちに債權國の要求に從ひ鐵道布設を承認するの傾きあり、五國財團が列强の形勢に顧み經濟借款の除外を聲明せるに及び、愈々利權の爭奪を劇甚ならしめ、偶々民國承認問題發生し支那政府は多大の犧牲を提供し承認を得ざるべ

からざること丶爲りてより、列強の鐵道布設を得るもの前後相尋ぎ、復た亦勢力範圍なるもの丶復活を見るに至れり、

二

民國成立以後列強の鐵道布設權を獲たるものを査するに、露佛は白耳義シンヂゲートの名に藉り海蘭、同成の二線二千五十五哩、英は浦口信陽、沙市興義の二線一千一百五十哩、獨逸は濟南順德、高密韓莊の二線四百四十五哩、日本は滿蒙五線一千一百十哩を獲たり、今後露國は北滿に於て、英國は雲南及揚子江に於て、佛は南支那に於て、獨逸は江蘇河南に於て、夫れ〳〵重要なる線路を獲べければ、革命亂後列強の獲得すべき鐵道哩數は日清戰後十餘年間に獲得せるものに凌駕し、日清戰後より現時に至るまで彼等の獲得し資金を放下せる鐵道は哩數一萬一千二百十八哩、放資額十五億二千七百萬圓に達し、支那全土の重要なる鐵道は殆んど彼等の手に歸し、支那國勢の振起するにあらざる限り、此等鐵道の通過する地方を擧げ列國の勢力範圍たらしむべき憂あるを致せり。

三

英國は揚子江流域を以て其勢力範圍と號するものなり、最近各國の揚子江流域に於ける施設漸く進み、英國をして漫然勢力範圍を主張せしむる能はずとの輿論沸騰し、遂に英國政府をして、五國財團より經濟借款を除外すべきことを首唱せしめ、浦口信陽、沙市興義の二大鐵道を獲得せしめたり、而も英國が揚子江方面に於て獲得せる鐵道は該二鐵道に止まるものにあらずして、揚子江方面に於ける鐵道の大部分は英國人の手に歸するのみならず、其他の方面に於ても英國人の有する鐵道鮮少にあらず、試みに之を列擧すれば左の如し、

名稱	線路（哩）			放資額（磅）	備考
	既設	未設	小計		
廣九	三三		三三	無	九龍英國租借地内の鐵道にして英國租辦鐵道也
廣九	八九		八九	一、四五〇、〇〇〇	
浦信		三五〇	三五〇	五、〇〇〇、〇〇〇	
沙市興義		八〇〇	八〇〇		放資額未詳
京奉	五九二		五九二	二、三〇〇、〇〇〇	
道清	九四		九四	七〇〇、〇〇〇	
滬寧	一九三		一九三	二、九〇〇、〇〇〇	
滬杭甬	二三	八六	二〇八	一、五〇〇、〇〇〇	
京漢	七五四		七五四	五、〇〇〇、〇〇〇	借款金は鐵道布設に使用せられず江浙人自資にて布設せり
浦津	六二七		六二七	九、八〇〇、〇〇〇	英佛協同出資英は二百五十萬磅と見るべきか
川漢粵漢		一、〇〇〇	一、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	英獨協同出資英の布設せる部分は二百三十六哩なり
					英佛獨米四國借款團出資の持部一百五十萬磅なり

此表に據れば英國の揚子江方面に於て、單獨に獲得したる鐵道は一千五百五十一哩にして、協同にて獲得したるもの二千五百八十一哩、合計四千一百三十二哩に達し、揚子江流域を以て勢力範圍と自任しつ丶ある英國人の抱負空しからざるを觀るべし、彼等の勢力範圍を固守するに熱心なる、同盟國にして而も揚子江方面に於て多大の利害を有する帝國を排斥することを辭せず、安正鐵道借款の成立するを首唱せしめ、浦口信陽、沙市興義の二大鐵道を獲得せし

や、信浦鐵道の利益を害すべしとの口實を設け、之を廢棄せしむるのみならず、自ら南昌萍鄉鐵道を布設し、帝國の江西に於ける利益を妨碍せんとす、英國の權利を主張するの極端なる當に是に止まるにあらず、京奉鐵道に對し僅かに二百三十萬磅の貸付けあるを楯にとり、帝國が特殊の利害を有するものなりと公認せらるゝ滿蒙に於ける發展を妨碍して已まざる也、是れ豈に自己の有は固より自己の有たり、他人の有も亦自己の有たりとの筆法にあらざるなき歟、英國たるもの少しく自ら顧みる所なかるべからざる也。

四

獨逸は山東を以て根據とし中原を席捲せんと企て、其政策の端緒として青島に大築港を起し、青島より濟南府に達する山東縱斷鐵道を布設したるは、遠識を有するものと謂はざるべからず、而も山東鐵道の延長は二百五十二哩にして、鐵道の勢力範圍區と稱すべきものは僅かに北は卽墨平度昌邑禹城の線を限り、南は膠州安邱青州泰安の線を限り、西は濟南府を越へて東昌府に至るに過ぎずして、山東全省の經濟的生命を司ること能はず、到底獨逸の雄圖を資くるに足らざるより、獨逸は別に大鐵道を布設せざるべからざるの必要生じ、遂に濟南順德高密韓莊の二鐵道借款權を獲得したり、此の外獨逸は津浦川漢粵漢の諸鐵道に出資すれば、其支那に於ける勢力は山東の一省に跼蹐せずして廣く他省に及べり、試みに獨逸の獲得し放資せる鐵道名稱放資割を列記すれば左の如し、

名稱	線路 既設	線路 未設	線路 小計	放資額	備考
膠濟	二五三	—	二五三	四、〇〇〇、〇〇〇 磅	借款にあらずして租借なり
順濟	—	一九五	一九五	—	借款額は未詳
高密韓莊	—	二五〇	二五〇	—	借款額は未詳
津浦	六二七	—	六二七	九、八〇〇、〇〇〇 磅	英獨合同出資獨逸の布設せしもの三百九十一哩
川漢粵漢	一、二〇〇	一、二〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇 磅		英獨米佛四國團出資獨逸の持分一百五十萬磅

此表に據れば獨逸の單獨にて獲得せる線路は四百四十五哩にして、租辨せるもの二百五十二哩あり、諸外國と協同獲得せるものを加ふれば二千五百二十四哩に達し、獨逸勢力の鐵道網は山東、直隸、河南一帶を蓋ひ、山東、津浦、京漢、海蘭諸鐵道と互に呼應し、黃河流域に出入する貨物を青島に於て呑吐し、山東、直隸、河南のみならず、江蘇、山西、陝西、甘肅諸省に其勢力を扶植するに至るべし、山東は北支那の中軸にして南北支那交通の要路に當れば、古來支那人は最も之を重じ、『能く京師の重きを爲すものは山東に如くものなし、何となれば天下の大命を積儲すればなり、渠（きょ）、江淮を中貫し四百萬の粟皆道を取る』と稱せられたり、若し此言を爲せるものにして獨逸が山東に蟠居し、津浦鐵道の北段を壟斷し、順濟鐵道に依り京漢鐵道を控制し、高密韓莊鐵道に依り海蘭鐵道と連絡し、山東鐵道に依り此等の諸線を其策源地たる青島に導く形勢を看取せしむれば、果して何の言を爲すべき乎、

五

白耳義シンヂゲートは海蘭同成の二大鐵道借款を獲得したり、該シンヂゲートは露國の傀儡たるは公然の秘密にして、該シンヂゲートの獲得する所は卽ち露國の獲得せるものと看做して何等差支あるべからず、露國が從來自己の名又は白耳義シンヂゲートの名に藉り、獲得したる鐵道少なからざるが、之に今回の獲得したるものを加ふれば三千二百八十七哩に達す、卽ち左の如し、

名稱	線路 既設	線路 未設	線路 小計	借款額	備考
東清	一、〇七七	—	一、〇七七	六六、〇〇〇、〇〇〇留	租辨にして借款にあらず
正太	一三五	—	一三五	一、六〇〇、〇〇〇哩	
汴洛	一三六	—	一三六	一、六〇〇、〇〇〇哩	白耳義シンヂゲート獲得
海蘭	—	一、〇九〇	一、〇九〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇哩	白耳義シンヂゲート獲得汴洛一百三十六哩を含む
同成	九六五		九六五	一〇、〇〇〇、〇〇〇哩	白耳義シンヂゲート獲得

露國は中央亞細亞と西比利亞の二方面より、支那に殺到し、北支那を掩有せんと謀りしも、日露戰爭に於て大敗せるが爲め其雄圖に一大頓挫を來たし、東清、正太、汴洛の三鐵道のみを所有し、纔かに北滿に蟠居し山西、河南の一隅に餘喘を保つに過ぎざりしが、最近國力恢復したると武漢革命亂起りたるとに依り、俄かに支那方面に活動し始め、海蘭同成の二大鐵道を獲得し、一世を聳動せしめたり、海蘭鐵道は蘭州に起り甘肅、陝西、河南、江蘇を橫ぎり、揚子江頭海門に出で、同成鐵道は大同府に起り山西、陝西、四川を貫き、揚子江の上遊成都に達し、將來海蘭鐵道は西に延長し露領中央亞細亞鐵道に連絡し同成鐵道は北に延長し歸化城庫倫を經て西比利亞鐵道に接續すると疑ひなく、恐らくは大同より東に走り渤海不凍港に出づる線路も、亦遂に露國の有に歸するとなるべし、從つて露國は此等の鐵道網に依り中央亞細亞西比利亞の二方面より支那に浸入し、揚子江以北を甕括し從來の鴻謨を實現し得べき勢を得たりと謂ふべし、謂ふ勿れ露國が海蘭同成の二鐵道をして中央亞細亞西比利亞二鐵道に接續せしむるの年月久遠なりと、西比利亞黑龍江の二大鐵道を建設したる露國が、國庫剩餘金鉅億に達する今日、海蘭同成をして中央亞細亞西比利亞二鐵道に接續すべき鐵道を布敷するに數十年を要すべけんや、滿蒙鐵道借款獲得の空名に隨喜し、數百哩の鐵道布敷資金に苦心措く能はざるもの、露國の鵬志を忖度せんと亦難しと謂ふべし。

六

佛國は世界の資本國なれば、支那鐵道に放資せる額も亦決して鮮少にあらず、試みに之を列記すれば左の如し、

名稱	線路 既設	線路 未設	線路 小計	借款額	備考
滇越	二九六	—	二九六	一六五、四五〇、〇〇〇法	辨辨にして借款にあらず
桂越	—	三五〇	三五〇	二、七五〇、〇〇〇圓	租辨にして借款にあらず
京漢	七五四	—	七五四	五、〇〇〇、〇〇〇磅	英佛協同出資
川漢粵漢	—	一、二〇〇	一、二〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇磅	英米獨佛協同の出資一百五十萬磅
汴洛	一三六	—	一三六	一、六〇〇、〇〇〇磅	白耳義シンヂゲート獲得露佛之に關係あること明白也
海蘭	—	一、〇九〇	一、〇九〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇磅	白耳義シンヂゲート獲得露佛之に關係あること明白也
同成	九六五		九六五	一〇、〇〇〇、〇〇〇磅	同

此表に據れば佛國の關係せる鐵道は四千三百四十五哩に達し、列強中佛國に匹敵するものなけれども、ヅーメー總督印度支那より去て以來、佛蘭西の支那に對する鴻謨消へて跡なく、海蘭同成の二大鐵道は露國の指嗾に從ひ、露國の爲め白耳シンヂゲートをして獲得せしめたるに過ぎず、京漢粵漢川漢の諸鐵道は單に佛國の資本を放下せしに止まり、之により他國の勢力を楊子江に扶殖する能はず、滇越、桂越の二鐵道は舊と雲南、四川、廣西、廣東を經略せんが爲め布設したるものなるも、今や東京と雲南廣西間の缺點少なからざる交通機關たるのみ、根本的大經綸なくんば三億二千五百萬圓の鉅資を放下し、列強を凌駕する各種の大鐵道を領有するも、何等得る所なき此の如し、殷鑑遠からず帝國政府の三省を煩はさゝるを得ざる也、

七

帝國は資本非常に乏しと雖も、支那に對し特殊の利害を有するを以て、支那に於て獲得せる鐵道上の利權鮮少にあらず、試みに之を列記すれば左の如し、

名稱	線路 既設	線路 未設	線路 小計	借款額	備考
南滿	七三		七三	二〇、〇〇〇、〇〇〇圓	租辨なり借款にあらず
吉長	七九		七九	二、五〇、〇〇〇圓	日清合辨
江蘇	三六		三六	三、〇〇〇、〇〇〇圓	上海楓徑間鐵道借款
新奉				三〇、〇〇〇圓	
京漢				二、一〇〇、〇〇〇圓	
郵傳部					
南		三			
安		四六		一〇、〇〇〇、〇〇〇圓	袁總統より廢棄の命令あり
正		七八		五、〇〇〇、〇〇〇圓	安徽人之を肯はず
滿蒙五鐵道			一、二一〇	二〇〇、〇〇〇圓	
			一、二一〇	五〇、〇〇〇、〇〇〇圓	

京漢、新奉、安正、郵傳部等帝國の勢力を扶殖するに足らざる諸鐵道を除き、帝國の租辨し放資せる鐵道の延長一千九百九十七哩に達し、哩數のみを以て論ずれば聊か氣焰を吐くに足るべきも、一步を進めて其內容を吟味するに及べば、長嘆せざるを得ざるなり、或は今回獲得せる滿蒙五個の鐵道を以て大成功なるものゝ如く誇稱するものあるも、長春洮南線は有害無効にして、洮南熱河線は有名無實に止まり、開原海龍、海龍吉林の二線は地方鐵道に屬し、其滿蒙經營に必要なるは唯一の四平街洮南線二百三十哩に過ぎず、而も地點を奉天に選ばずして四平街に選びしは一大失策なりと謂はざるべからず、從つて帝國は列強と齊しく支那鐵道を獲得したりとの名あるも、之を露佛が白耳義シンヂゲートの名に藉り獲得したる海蘭、同成二鐵道に比すれば天淵の相違あるのみならず、英獨の獲得せるものに比するも非常に下れるを免れず、江蘇鐵道は英國に妨げられて之を寧波に延長する能はず、南潯鐵道も亦英國に制せられ之を萍鄉に接續すること能はず、俱に共に捨石たるに止まり、帝國の有用なる鐵道は日露戰役の結果露國より讓與せられたる南滿鐵道あるに過ぎず、吾人は列強の支那に於て獲得せる鐵道を記したる筆を以て、帝國の獲得せる鐵道を記すべき勇氣なき也、

八

上記せる所に基き、列強の支那より租辨し單獨又は協同にて放資せる各種の鐵道を綜合し、一表を調製すれば左の如し、

國名	單獨 哩數	單獨 金額（磅）	協同 哩數	協同 金額（磅）	租辨 哩數	租辨 金額（磅）	備考
英	二、三六一	四、〇〇〇、〇〇〇	—	八、九〇〇、〇〇〇	三五	五〇〇、〇〇〇	
獨	四五	一、六〇〇、〇〇〇	—	六、四〇〇、〇〇〇	三二三	二、七〇〇、〇〇〇	
白	一五五	一、六〇〇、〇〇〇	—	—	—	—	
露	—	—	—	四、〇〇〇、〇〇〇	三四六	七、〇〇〇、〇〇〇	露佛の傀儡なり
佛	—	—	—	—	七〇三	三、〇〇〇、〇〇〇	
日	一、二九五	六、二九七、〇〇〇	—	—	—	—	
合計	六、二六四五	二三、七、〇〇〇	—	二五、八〇〇、〇〇〇	一、三九八	九、〇〇〇、〇〇〇	

備考	借款	金額（磅）	哩數
	租辨	六四、三二七、〇〇〇	八、八五七
	合計	八八、四〇〇、〇〇〇	二、三九九
		一五二、七二七、〇〇〇	一一、二五六（江蘇鐵道三十八哩日本部分重複）
		（一一、二一八）	

此表に據れば列強の租辨せる鐵道は二千三百九十九哩（金額八千八百四十萬磅）にして、單獨又は協同にて放資せるもの八千八百五十七哩（金額六千四百三十二萬七千磅）、合計一萬一千二百十八哩（金額一億五千二百七十二萬七千磅）、二十一行省に於ける重要なる鐵道線は悉く列強の手に歸し、列強の所謂勢力範圍なるものをして復活するを得せしめ、而も之を日清戰後に比較すれば其地域を非常に擴大せしめたるのみならず、該地域内に於て益々列強の勢力を扶植するを得せしめたり、今後對青山愛琿、雲南南寧、八莫雲南、雲南成都、兗州道口鎭等數千哩の鐵道が、列強の手に依り夫れ〳〵其勢力範圍内に布設せられ、支那經濟分割の說必ずしも架空にあらざることを立證するやも亦知るべからず、吾人は友邦の爲め大に其前途を危まざるを得ず、而も支那當局者は其地位を保持するに汲々とし、苟くも其地位を保持するに便ならば列強に鐵道布設を允許し、邦家の前途を顧みざるもの〵如し、或は支那の列強に允許せるものは租辨にあらずして借款なるを以て、支那の財政餘裕生ずるに至れば之を淸還し得るものなるに依り、深く憂ふるに足らずと爲すものあり、鐵道布設の爲め支那の國富增進すべきは明白にして、試みに鐵道布設と貿易發展の關係を說かんか、支那鐵道創建時代十年間に於ける外國貿易を閱するに、一八八四年の貿易額は一億四千二百萬兩にして、一八九三年の貿易額は二億六千七百九十萬兩、卽ち一ヶ年平均一千二百五十九萬兩を增加せるに過ぎず、然るに日淸戰後列強が鐵道布設する時代に入りては、貿易額俄かに增加し、一八九四年の貿易額二億九千萬兩に對し、一九〇三年の貿易額五億四千一百萬兩を示し、每年平均三千五百十萬兩增加せり、利權回收運動支那に勃發し、支那官民の鐵道布設流行するに及び、貿易の進步殊に顯著にして、一九〇四年の貿易額五億八千三百萬兩に對し、一九一〇年の貿易額八億四千三百萬兩を示し、每年平均增加實に三千七百二十萬兩なり、斯の如く鐵道布設に伴ひ貿易發展し、支那國富を增進せしむるものなれば、列強に鐵道借款を允許す

るも、增進せる國富を以て之を清還し得るに依り、何等の憂なく、現に日清戰後支那の喪失せる鐵道は、日露戰後に及び其大半を回收するを得たれば、今日喪失するものも亦後日に至り回收し得るもの丶如し、然れども是は全く支那の國運順風に乘じ、靜海を走れる場合に於てのみ期待し得べきことにして、吾人は東洋平和の爲め其是に至らんことを希望して止まずと雖ども、支那前途を臆念すれば誰か其逆風怒濤の必無を保證し得るものぞ、彼の支那當局が容易に行ふべからざる大政方針なるものを發表し、支那の前途洋々春海の望みあるを說き得々たるは、反て利權回收の困難なるを表示するものにあらざる乎、吾人は列强の切りに鐵道布設を要求し、其所謂勢力範圍なるものを確定せんとするの勢を顧み、憂慮措く能はず、而も支那當局者と此憂慮を俱にする能はざるを見、更に憂慮を加へざるを得ざる也、（吟風）

支那國稅改正理由（一）

支那國稅改正理由に付きて在外交總長が北京外交團に回送せる理由書要領左の如しと

●●日本　日支原約（一）輸入日貨は一切免査とす、（二）日貨の支那內地に輸入するものは先づ子口稅を納め若し課稅貨なる時は輸入稅則に照し一半を納め若し免稅貨なる時は百分の二、五を納め此外內地各稅は悉皆免除す（三）支那に在る日本人にして支那貨物を購買し海外に輸出する時は禁止品に非ざる限り輸出正稅を課するに止る（四）此次所定の稅則及び本約は十年を以て修改期と爲す修正の理由は全部を修改改訂して百分の五とするにあり

●●露國　露支原約（一）國境百里を無稅貿易地とす、（二）鐵道輸入貨物は三分の二を課稅す（三）滿洲內地への輸入貨物は三分の一、支那本部への輸入貨物は二分の一の通過稅を課す（四）哈爾賓を中心として半經十里の區域內は減稅區とし三分の二の輸入稅を免除す其他十六ケ所の東淸鐵道驛は各驛を中心とし半經十里の內減稅區とし輸入稅を免除す修正の理由は東淸鐵道に關する稅則を除去し各項稅則を改訂するにあり　（一二二頁ニツヾク）

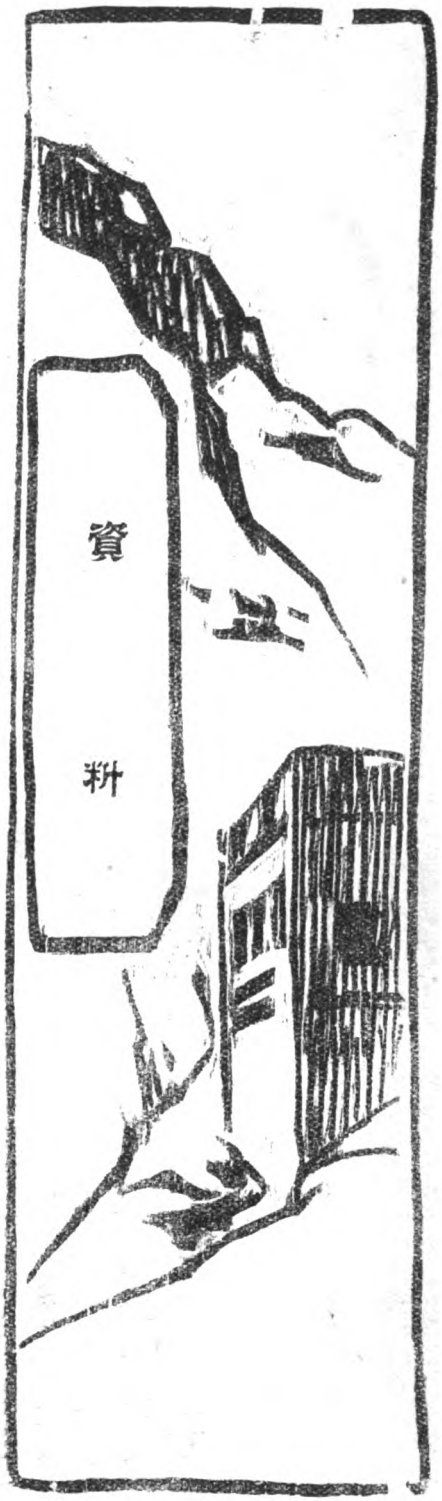

支那關稅問題（上）

三塚生

一　支那關稅の沿革

現行の支那關稅率上の主義は、專ら協定稅率單一稅率主義を採り、而かも均一稅率制に甘んずるものなり、卽ち輸入及輸出の兩稅共に悉く協定率にして、從價五分稅並に之を標準として換算せる從量稅を併用し、成る可く從量稅に換算せるものなり。

其沿革を尋ぬるに今を去ること七十餘年前に締結せられたる英淸江寧條約を以て發端となす、此條約は一に南京條約とも稱し、千八百四十二年八月南京に於て締結せられたるものにして、鴉片貿易禁止に關し英淸兩國間多年交戰の結果、淸國は香港を英國に割讓し同時に上海、廣東、福州、厦門、寧波の五港を外國の互市場となす事を決定し、所謂新海關は茲に創めて設けらるることとなれり、同條約第十條に曰く

淸國皇帝陛下は此條約第二條により英國商人の往來のために開かるべき各港に於て、公平正格なる輸出入關稅其の他の稅率を議定し、一般に告知せしむるため弘く公布することを約す、尙上記の港の一に於て今後定めらるべき稅率に準して、一度正格なる關稅を支拂ひたる英國

商品は清國商人によりて清國内何れの市府何れの省にも運搬せらるることを得、唯内地通過稅を拂ふことを要す、通過稅は估價に準して互に課し重きに過ぐるを得ざることを約す、

となり、之に據り千八百四十三年十月江甯條約追加條款にて輸出入稅に關する從價五分の均一率協定せられしが、其後英船内清人捕獲事件の善後策として締結せられたる千八百五十八年六月英清天津條約に於て、物價の變動を理由として稅則改正のことを定めたり、卽ち同條約第二十六條に曰く、

江甯條約第十條の規定により、輸出品には其價格に從ひ百分の五の稅金を課する見積なりしが、爾來其の條約書中に列擧せる物品の價格は下落したるが故に、尙ほ上記の稅金を課するは以前に思惟せしが如く公平なるものにあらざるに至れり、されば上述の稅則は修正せざるべからず、而して本條約の調印後直ちに清國皇帝に奏聞の上戶部大臣を上海に派し英國政府の代表者と共に其修正を協議すべきに同意す、但し修正の稅則は本條約批准交換後直ちに適用すべきものとす、

となり、此條約は調印の日より一箇年内に批准交換する筈なりしも、英國全權公使が批准交換の爲めに北京に赴かんと欲して大沽に進みしに、同地の堡壘より公使の一行に對して暴行を加へ、兩國遂に復砲火相見るに至り、隨つて此條約の批准交換を爲す能はずして止む、已にして兩國の葛藤鎭靜に歸し、更らに江甯條約補遺條約(一名北京條約)を訂結するに至りて、新條約に於て特に改正を加へざる部分は有效なるものと認められたり、卽ち其第七條に曰く、

千八百五十八年の條約の條項は本條約によりて更定せる條項を除き、上述條約の批准交換せらるゝや否や猶豫なく實行せらるべし、本條約の特別批准は毫も必要にあらず本條約は其の調印の日より有效にして、且兩締盟國に對し上述の條約と共に同等の責任を負はしむるものなりとす。

而して本條約は千八百六十年十月二十四日北京に於て調印せられ、同年十一月玆に新定稅則成り直ちに實施せられたり、其實施期間に就きて第二十七條に曰く、

締盟國の一方は十個年の終末に於て新定稅則並に本條約の通商條項の修正を要求することを得べし、然れども最初の十年の終末後六個月以内に双方共に其の要求をなさざるときは、稅則は十個年の終末より計算して尙十個年間効力を有すべし、其の後の十個年の終末に於ても凡て之に準す、

とあり、此規定に據り新定稅則は最初千八百七十年十月二十三日迄に效力を有し、而かも其終末に於て修正の申出でなかりしを以て、更に十個年間卽ち千八百八十年十月二十三日迄效力を有し其後の終末たる千八百九十年十月二十三日及千九百年十月二十三日に際しても修正の申出なかりしため、千九百十年十月二十三日迄當然效力を有したり、然るに千九百二年十月三十一日を以て義和團事件最終議定書に基く續修進口稅則實施となりたるため、從つて無效とな

りたり、

此英清天津條約の新定稅則は、南京條約附則と同樣從量稅に關しても從價五分を標準として協定せられたるものなれども、無稅品の範圍猶は頗る廣く、且つ有稅品にありても其後銀價騰貴のため其稅率は實價五分に達せず、事實上稅金輕減の姿となりたり、茲に於て明治三十四年（千九百一年）十一月義和團事件最終議定書調印の際、清國及關係諸國は償金擔保問題に關聯して從量稅に係る輸入稅率を實際五分に引上ぐると同時に米穀類、穀粉、金銀貨及地金銀を除くの外、從前の無稅品に對し悉く五分稅を拂ふべきこととなしたり、卽ち明治三十四年八月十日列國使臣會議に於て、

一、海關稅內地海關及鹽の三稅を以て償金の財源に充つること

一、海關稅は實價五分に引上げ議定書調印後二ヶ月目より實施すること

一、海關稅中從來の從價稅は一切從量稅に改正すること

の二項決議せられ、之を談判の基礎として千九百一年九月七日所謂義和團事件最終議定書調印せられたり、而して其第六條に曰く、

戊、債券の擔保に供せる財源を列擧すること左の如し

第一、新稅關へ收入を抵當としたる舊外國債の利子及元金を拂ひたる上存する該收入の剩餘金に海路輸入品に對し現行稅率を現實五分稅に引上ぐるにより生すべき收入を加へたる者但し外國より輸入の米穀類穀粉、金銀貨及金銀地金を除くの外從來無稅にて輸入せらるゝ各物品には總て五分稅を拂ふべし

次に現實五分稅に引上ぐる條件として

第一、從價にて徵收し來れる輸入稅は爲し得る限り且成るべく速かに從量稅に改定すべきものとす此改定は左の如くすべし

卽ち千八百九十七年千八百九十八年及千八百九十九年の三箇年間に於ける各商品陸上當時の平均價格換言すれば輸入稅及雜費を控除したる市價を以て評價の基礎とす但し右改定の結了を見るに至る迄の間は從價にて徵稅すること

此約定に基き、明治三十五年（千九百二年）日、英、獨、白、西、墺、蘭の七箇國委員は清國委員と上海に會同して續修進口稅則なるものを協定し、同年卽ち明治三十五年十月三十一日（千九百二年十月三十一日）より實施せられ、其後露佛、伊の三箇國との特別交涉に依りて、之に多少の變更を加ふると同時に、此三國の本稅則に對する發言を認めたるもの現行の輸入稅則にして、其大部分は從量稅法に依り又稅率表に揭げざる貨物と雖も無稅品にあらざる限りは、凡そ從價五分の輸入稅を課せらるゝものとす、卽ち其附則（清國輸入稅改正稅率附則規程と稱す）第一條に曰く、

本稅目に揭げざる輸入品は從價五分の割合を以て納稅すべきものとす

而して此稅則の實施期限に就きては何等の規定なかりき次に輸出稅に就きては今日仍は千八百六十年の英清天津條約

附屬稅則に準據すべきものなれども、輸出貨物にして該稅目中に揭げざるものは同種貨物の輸入稅率に依りて課稅せらるべきものなり、

我が日本は明治二十九年(千八百九十六年)七月二十一日清國と通商航海條約を締結するや、稅率に關して特別の協定を爲すことなく、清國と泰西諸國との間に實施する稅目及稅則が日清間にも適用せらるべきことと定めたるを以て、本邦臣民及貨物も亦前記新定稅則の適用を受くることとなれり、卽ち同條約第九條に曰く、

清國と泰西諸國との間に實施する稅目及稅則は、日本國臣民が清國へ輸入し若は日本國より清國へ輸入し、又は日本國臣民が清國より輸出し若は清國より日本國へ輸出する際一切の物品に適用すべし、清國と泰西諸國との間に存在する稅目及稅則に於て特に輸入若は輸出を制限し若は禁止せざる物品は規定の輸入稅若は輸出稅を拂ふのみにて、自由に清國へ輸入し若は清國より輸出することを得べし、但日本國臣民は何等の場合に於ても最惠國臣民若は人民が清國に於て現に納め若は將來納むべき輸出入稅に異なるか、或は之より多額の納稅を要せらるることなかるべし、又日本國より清國へ輸入し或は清國より日本國へ輸出する一切の物品は、其輸出入に際し最惠國より輸入し或は之へ輸出する同樣の物品に對し、清國に於て現に課せられ若は將來課せらるべきものと異なるか或は之より多額の稅を課せらることとなるべし、

とあり、之に依るときは千八百六十年の英清天津條約附則の稅則は日清間に適用せらるることとなり、而して此通商航海條約の有效期間に就きては、第二十六條に曰く、

締盟國の一方は本條約批准交換の日より十個年の終に於て、稅目及本條約の通商に關する條項の改正を要求することを得、然れども若最初十個年の終より起算し六個月以內に兩締盟國の何れよりも右要求を爲さず改正を行はざるときは、本條約並に稅目は前十個年の終より起算し更らに十個年間其效力を有すべし而して其の後十個年の終に於けるも亦同樣たるべし、

とあり、其批准交換日は明治二十九年十月二十日なれば、同日より起算し向ふ十箇年間卽ち明治三十九年十月十九日迄效力を有し、而かも其終末に於て修正の申出なかりしを以て、更に十箇年間卽ち大正九年十月十九日迄當然效力を有す、此間明治三十六年締結の追加日清通商航海條約の締結ありと雖も、其有效期限に就きては何等の規定なければ此點に於ては前條約は何等の影響なきものたり、而してこの稅則に關しては條約上特別の規定なければ、

一、明治二十七年十月二十日日清通商航海條約有效の日より明治三十五年十月三十一日(千九百二年)義和團事件最終議定書に基く新稅則實施の日迄は千八百六十年英清天津條約に基く稅則適用せらる、

一、明治三十五年十月三十一日(千九百二年)以降今日迄は義和團事件最終議定書に基く稅則適用せらる、

而して此稅則に就きては議定書並に稅則附則共に有效期限に關する何等の規定なし

然るに我國の二三新聞雜誌中には日清通商航海條約上の期限を楯に取りて、今次の支那側關稅改革提議を條約上より拒絕するを得べしと論ずる者あり、頗る俚耳に入り易き言辭なりと雖も、之蓋し條約の精神を滅却せる皮相の見解なり、何とならば日清通商航海條約には稅則に關しては單に最惠國條款に依ると規定しあるのみにして、稅則自體に關する特別の規定なきと前述の如くなれば、論者の所謂有效期限の如きも條約其者卽ち最惠國條款を適用し得る期限にして適用せらるべき根原の稅則には何等の關係なき者なり、自體最惠國條款(Clause de la nation la plus favorisee)とは締盟國の一方が他の一方をして第三國に現に與へ、若くは將來與ふべき權利利益の全部又は一部に均霑せしむべき旨を約したる條款にして、積極的效果なく唯消極的效果あるのみ、故に千八百六十年の英淸天津條約附則の稅則更新せられて、現行の千九百二年の義和團事件最終議定書に基く稅則となり、將た又此先之れが如何に更新せらるゝとも、日淸通商航海條約上の所謂期限項を以て、此が改正に對抗するは、恰も海上航行に用ふべき艦を以て田畑を耕耘するが如きものにして、法理上實際上其當を得ざるや知るべきのみ、尤も現行の稅則卽ち千九百二年の義和團事件最終議定書に基く稅則の協定に就きては我が日本も參與し居れば、此が更改に就きては大小何事に依らず發言權を有するや勿論なるが、屢々反復せし如く此稅則規定中には其有效期限に就きて何等の規定なければ、必らずしも是認するに及ばず、而かも必らずしも拒絕するの權利なし、若し夫れ拒否如何の態度に就きては法理上の問題を脫却し政治經濟上の問題に移り、國際禮讓の慣例に基き處置すべき筋にして、此處には論議する限にあらず

（未完）

上海株式取引所（二）

第五節　機關及役員

上海株式取引所は其の組織及び基礎に於て稍英國の其に類似する所多しと雖、其の規模に於て彼此全く比較すること能はざるを以て、其の取引所の機關又は役員と云ふべきものに付ても特筆すべき事項少し、我國の取引所は大抵株式會社の組織なるを以て、役員は株主總會の決議に依りて選擧し、理事長、理事、監査役等に以て組織せられ、而して理事又は監査役等となるべきものは、勿論我國に於て各取引所の規則に依りて異る所あれども、大抵取引所株幾株以上を所有せざるべからずとか、乃至は取引所々在地の市又は縣に居住せざる可らず等の制限あり、然るに上海の取引所を見るに其の組織は株式にあらず、又其の規模狹少なり、又既述の如く其の現在の性質が全々他に比類なきを以て、上記日本の如く複雜なる機關を備ふることなきも又獨特の機關あり　卽取引所の役員は之を分ちて總會議長、委員、幹事、書記等とす、卽ち次の如し。

一、總會議長

總會後の第一次委員會に於て委員中より選擧法によりて之を任命するものとす、其の任期は一ヶ年間にして、名譽職なるを以て無報酬なり、而して議長は任期充るに及んで再選することを得るものとす。

議長は其の任期間上海株式取引所組合を代表し、事務を統括するものなり、卽ち吾國に於ける理事長及び取締役の職掌を合併したるものなり。

二、委員

組合規則に本所の事務は組合に於て選擧せられたる五人の委員を以て行ふと規定せり、委員の數は五人と定め之以上たることを許さず、又組合規則には入會後一ヶ年以上取引所組合員たるものに限ると定め、而して定期總會に於て全會員の中より公選し、總會議長之を任命するなり、任期は一ヶ年にして名譽職なりとす、而して委員中より一名の委員長を互選するものとなす。

委員は取引所覺書及び細則並びに定期、臨時、特別總會の決議を遵守して本取引所に於ける一切の事務を協議し、整理決行するものにして、我邦の組織に於ける理事の職掌

を帶ぶ。

委員及び委員長は仲買人の不正行爲をなせる時或は不當の取引賣買をなせるを知りたる時、其行爲が一般仲買人の營業に防害ありと認めたる場合には委員會を開き總會議長の手を經て其の不正仲買人の營業を停止する事を得、又前項の不正行爲が實證を得ざる疑はしき個所あれば一時營業を停止して其の調査をなすの權を付與せり、而して此の場合其の不正行爲が取引所の信用秩序を亂す等の事項に亘る時は、其の輕重に應じ或は相當の過怠金を徵し、又は除名の願を總會議長に提出し得るものとす、總會議長は此の除名願を委員より受くる時は臨時總會を開き會員の贊成を得て除名し得るものとす。

取引所に於ける紛議は委員中に於て可成仲裁々判の法に依りて解決し、猥りに事變を釀すことなからしめんとする主義を採り極めて本所の信用を重んずる風なり、而して賣買當事者の間の平和と保護とを主眼とするや勿論なり。

日本に於ては理事の下に書記長書記等多數の使用人あれども、此所にては規程左程大ならざるを以て、委員は自ら之等の書記の爲す仕事をなすに充分なる餘裕あり、故に書記は唯一人とし、組合員中より推薦し、其他に支那人のボーイを用ひて種々の雜務をなさしむ、故に各事務分掌等の如き繁雜に亘ることをなすの要なし。

右述ぶる如くなるが故に上海株式取引所の委員會並に委員なるものゝ權限は大なるものなり、之一に政府の干渉ある我邦取引所の如きは斯る大權限を與ふる必要なきも、當取引所の如き政府の干渉全く無きものにありては斯る機關に大權限を與ふるにあらざれば秩序を維持すること能はざるに基づくものにして、其の形に於て少なるも英國の總務委員會及び總務委員と類似する所あり。

尙委員の權限其の他事務上に關する詳細は組合規則を參照ありたし

三、幹事

幹事一人とす、定期總會に於て會員中より公選し、總會議長の任命を俟ちて幹事となる、其の任期は一ヶ年を以て限りとなす、但し再選は差支なし。

幹事の職掌としては本取引所の百般事務及び本所の會計の事項を監督辨理するの役なり、吾國に於て類似するものは大阪堂島取引所に於ける監査役とすべし、之れ亦名譽職なり。

選擧せられたる幹事は委員の命に從ひて取引所の事務を取るものにして、幹事若し不在なる時に於ては一名の委員之に代りて其の事務を代理するものとす。

役員機關としては先づ以上の三種類の外に何等之なし、されば其の規模が簡單に過ぐる如き感ありと雖も、原來取引所が唯其の形のみを存する狀態なれば事務上に於ては之れを充分なりと云ふべし。

議決機關

本所の議決機關としては定期總會、臨時總會、特別總會、委員會の四機關あり。

（一）定期總會

定期總會は毎年一回之を開くものにして、其の開會時期

は三月二十日と定む、然れども此日が日曜日或は祭日等一般休業の日に該當したる時は便宜順延するものとす、而して開會の當日に於ては組合員は全部出席すべき義務あり、若し出席が全組合員數の三分の二に充たざる時は開會することを得ず。

本會に於て決すべき一般事項は下の如し。

一、委員の選擧　委員は全員中より公選の方法によりて本總會に於て選擧し、總會議長より任命す。

二、幹事選擧　事務及び金錢の納付を整理せしむる爲め本會に於て幹事の公選を行ふ。

三、組合規則の變更に關する決議　時勢の變遷により組合規則が其の時の社會及び組合員一般の保護利益增進に關し害あるを認る事あれば、定期總會に於て改善すべきや否やを議決し、當然改更を要すと認むる時は總會議長の認可の下に之を變更、廢止又は補足することを得、右の變更廢止增補を主張するものは前以て各員に通知し置くを要す。

四、新入會員及び再入會員に對する許否の議決　本件は臨時總會及び特別總會に於ても之をなす事あるも原則としては本總會に於て一般組合員の承諾するや否やにより入會再入會の許否を定む。

五、前期間の營業報告　委員及び幹事は本會に於て前期間の營業報告をなし、一般組合員に之を知らしむるを要す、會員は其の報告中不審の個所あれば之に付き質問するの權あり。

六、前年度の組合決算報告　前年度の組合の收入支出を報告し、會員は又之に付ても質問を得し得るものとす。

本總會は組合の唯一議決機關たる以上其の權限の大なることは言ふも更なり、苟くも本會に於て決議したる以上如何なる事あるも其の議決事項を遵守決行せざるべからず。

總會の決議方法　總會に附せられたる決議案及び問題は、第一に之を左の方法に依りて決するものとす、而して總組合員の議決權は各組合員一人に對し各々一個を以て限られ、代理は之を許さず。

議決は多數決に依るものとす、可否同數なる時は議長之が議決權を有す、總會議長は以上の方法に依りて爲されたる決議案を報告す、之に對し直ちに再決を請求せられざる場合には其の結果を本組合記錄に記入し之を以て決議の證據とすべし。

再決を請求せられたる時は記名投票を行ふか、指名點呼を行ふか、或は起立を行ふかは其の場合により總會議長之を定む、其の結果は其の會議に於ける最終の決議たるべし。

二、臨時總會　總組合員の議決を要すべき事件起り、而して之を定期總會迄待つ能はざる時は臨時總會を開きて之が決議を經るを要す、而して臨時總會の開會は委員の通知ありて初めて之を爲し得るものにして、開會十日以前に委員より告知することを要す、尙又十人以上の委員の請求によりても之を開

會することあり、然し之には一定の條件あり、卽ち請求する會員數が全會員の半數以上たることを要す、而して其の議決の効力は定期總會に於けると同しく一般組合員を拘束するものなり。

三、特別總會

以上の外當取引所は特別總會を召集することあり、卽ち特別總會を行ふは主として組合員が組合規則に違反して取引をなしたる時、其の組合規則によりて組合員の除名又は營業停止を爲さんとする時に開くものにして、其の召集は委員の權限に屬し、委員が必要と認めたる時本總會を召集して、其の事件を攻究するなり、而して此の決議によりて營業停止又は除名處分を行ふものとす、此の會議に於ては出席せる組合員の過半數を以て決す。

四、委員會

委員會は時に應じ會議を必要とする時は委員間に於て何時にても開會するを得るものとす、委員の數は比較的少數にして僅か五人を越えざる故に大都市の大規模の組織のものゝ如く開會の時期を定むるを要せず、必要の時便宜之を開くものなり。

而して本會に於て決すべき事項は

第一に總會議長の選任となす、總會議長の選任は定期總會後の第一次委員會に於て委員中より選任すべきものとす、而して之に既述の權能義務を付與するものとす。

又會員中に違約者等の出づる場合には臨時委員會を開催して議決の上便宜の方法により特別總會を開き又は之を開かずして處分をなすものとす。

或は仲買人間に於ける各種の事よりして裁判に提出すべき等の事件起る時に當りては、當委員會は決議の上之が仲裁々判をなして事を組合內部にて決了し、外面に之を現はして法律上の問題とする樣の如きことあらず、之等も亦本委員會の議決事項の一となす、之れ一に組合の信用を維持せんが爲めの便法なり。

取引所機關及び役員等の組織に關して述ぶる所大凡以上の如し。（未完）

太古洋行（二）

第四節　藍烟筒碼頭倉庫

藍烟筒碼頭倉庫は同會社が其所有せる遊金の使用方法に苦しみ、四百萬兩を投して建設せるものなりと云ふ、上海に於ける各倉庫會社の倉庫若しくは各汽船會社の倉庫中其構造及設備の點に於て最も完全せるのみならず、彼等自ら稱して東洋第一の倉庫なりと云ひ、世人も亦これを許して疑はざる所にして、實に模範的の倉庫なりと謂ふべし。

倉庫は凡て第一第二第三及びABCDEに分れ、其の中第一第二第三は赤煉瓦造り四層建物にして、第一第二の兩者相並んで設立せられ、其間には相當の間隔を有し、其間に階級の設けあり、之は全く第二層の倉庫に貨物を出入するに際し、使用せらるゝものなり、又兩者は各々二個の電氣力を應用せる昇降器の裝置ありて三層四層に入出庫する貨物は之れによりて運搬せらる。

第一及第二倉庫の面積は各々三萬平方呎にして兩者は凡て四層なるが故に其總面積は廿四萬平方呎なり。

ABCDEの各倉庫はテンポラリー、シエッドと稱し、平家作りにして材料はリーンフォースド、コンクリートを用ゐ導火の憂少し。

各倉庫には失火の際不時の損害を防止せんために倉庫の外壁及其内部に水管を導き、何時失火するも給水に自由ならしめ、且つ他の一棟の倉庫に失火したる時に其火焔の傳播を防止せんがために新式の機械等を應用して下層より直接上層の窓戸を閉鎖することを得るの裝置なりと云ふ、其他あらゆる點に於て倉庫としての設備完全せるが故に、此倉庫内に保管せられたる貨物に對する保險料の率も他の一般倉庫に比して低率なり、今各保險會社と契約し得べき特別保險料率を示せば左の如し。

安全性貨物
　確定保險契約ノ場合　千兩ニ付　一兩七匁五分
　擔定保險契約ノ場合　同　二、六五
危險性貨物
　確定保險契約ノ場合　同　三、五〇
　擔定保險契約ノ場合　同　五、三〇

爰に云ふ安全性貨物とは全く燃燒せざるもの又は比較的導火し易からざるものの謂にして、危險性貨物とは導火し易きものを云ふ、石油棉花燐寸等の如きは之れに屬す、之等危險性貨物については同倉庫の倉敷料表に揭載せらるゝが故にこれ等貨物保管の依頼に應すべきは勿論なるも、此外爆發し易きもの例へば「ダイナマイト」火藥の如き貨物に就ては何等揭載せざるのみならず、これが保管を拒絶するものなり。

尙注意すべきは若し汽船到着後十日以內に其搭載し來れる貨物を同碼頭の倉庫に入庫すべき旨を碼頭總理人に通知する時は、保險會社の請求により輸入倉庫（保稅倉庫）より普通倉庫に移す事を得るが故に、常に比較的低率なる確定保險契約を締結する事なり、尙貨客は貨物の保管を倉庫に依頼するに當りては必ず其貨物の價格を言明する事を忘る可らず、若し荷主にして之をなさざる時は會社は其貨物に對して一包に付二百五十兩以上の責を負はざるものとす。

第一、保稅倉庫

爰にいふ保稅倉庫とは我國にて云ふ保稅倉庫と稍其趣を異にするものにして、上海にては一般に之れを輸入倉庫と稱し、輸入貨物を輸入手續未濟のまゝ保管すべき倉庫を云ふ、ボルヽウォーフに於て其倉庫の一部を劃して輸入倉庫となし、其面積凡て六萬余平方呎なるも、必要ある場合にはこれ以上に擴張することを得るものとす。

貨物は屋外に保管せられたると、又倉庫の上層に保管せられたるものなるとを問はず、凡て海關の檢査を要する貨物は第三倉庫たる檢査所に運び來りて檢査を受くべく、之れが爲めに要する貨物運搬費用は荷主より左表に照して支拂ふべし。

小箱每件銀五分

中箱は每件銀一角（容量十立方呎以內重量二擔以內ノモノ）

洋布箱每件銀二角（護包及大箱亦同シ）

尙各船よりの輸入貨物は或特種のものを除くの外一旦これを輸入倉庫に收容し、輸入稅金の納付を待つて普通倉庫に移すものにして、右輸入倉庫に收容せし貨物にして輸入手續完了の日より二日以內に荷主に於て引取らざる時は之れを普通倉庫に移轉し、其移轉費用として倉庫制規の倉入料の半額を支拂ふべきものとす。

尙本碼頭の倉庫は他の倉庫會社の倉庫と異り、自家汽船會社の專用に供せらるゝものなるが故に本會社汽船にて運搬せられたる貨物のみを保管するものとす。

第二、倉庫證券の發行

同碼頭に於て倉庫業を營む以上倉庫證券の發行をなすは言を俟たず。

荷主が其保管を依頼せる貨物の全部を數口に分つて賣却をなす場合には、陸上計算書の交付を受くるを以て便利とすれども、全部の貨物を一口にして轉々賣買せんとし、又は質入れして資金の融通を受けんと欲する荷主に對しては陸揚計算書は多少不便なるを以て、此の不便を免れんが

爲めに Dock Warrant 卽倉庫預證の發行を受くるを至當とす、此の預證は貨物全部の代表をなすものにして、該證書の所持人は卽貨物の所持人たるの權利を有し、此證書の轉轉賣買によりて貨物の所有權は移轉するものとす。

而して本碼頭の發行する預り證書は頗る信用ありて、各銀行其の信用を置くこと厚く、金融上至大の便宜を與ふるものなりと云ふ。倉庫倉數料は初月の倉數料總額銀七錢五分以內に非る限りは無料にて倉庫證券の發行を受くることを得、再び請求をなす時は其都度一兩を請求せらるゝものとす、第二ヶ月目以後にありては倉數料銀二匁五分を以て最小限度となし、之以上の貨物に對しては同しく無手數料にて倉庫證券の發行を受くることを得るなり。

倉庫の設備完全なるに從ひ其倉敷料は他の一般倉庫に比し多少高率なるを免れず、今其主要なる物品に付き倉敷料を示せば左の如し（單位は百分の一兩）

品名	單位	第一月分	第二月以後
酸類	每箱	一五分	一五分
明礬	每袋	三	二
茴香(大)	每包	一五	一二
同（小）	同	七	五
アンチモニー(袋入)	每噸	二、五	二
同(箱入)	同	同	二
堅果	每袋	五	三
荳類	每袋	二	二
荳餅	每個	一、五	一、五
麻臺	每立方呎	三	二
ビトル箱入	每立方呎	三	二
同 蠟詰	每箱	一三	一〇
同 樽入	每立方呎	三	二
ビスケット箱入	同	一、五	一
晒粉	每樽	一五	一二
バケツ一打	每束	七	五
水牛一角	每包	二〇	二〇
眞鍮ノ竿	每噸	九	四、五
樟腦	每樽	一五	一二
杖藤竹類	每噸	三	三
蠟燭	每箱	一、五	一、一/四
同	同	二	一、三/四
同	同	七	五
苛性曹達	每樽	一五	一二
安全ナル彈藥	每件	二五	二五
セメント	每箱	一〇	七
鍛類	每噸	六	六
木炭	每袋	二	一、五
箱物	每立方呎	二	一、五
煙草箱入	每箱	二五	二〇
卷烟草	每噸	七	七
石炭總量	同	一〇	一〇
同屋內	每袋	一	一
同袋入	同	二五	二〇
繭屑	每噸	七	七
該炭	每袋	一、五	一、五
銅錫地金塊	每噸	六	一、五
銅板銅棒	每噸	六	四、一/二
銅塊	每大俵	八	八
支那棉花	每大俵	八	六

| | | |

| | | |

尙倉敷料表中に附記せられたる事項を擧くれば次の如し。

古鐵は荷主の便宜に從ひ同碼頭の構內に於て切斷包裝し、若しくは單に包裝することを得、然れども同碼頭は其貨物の陸揚の際に於て計りし重量に對しては責を負はず、目減り等の事あるも其の責に任せざるなり、但し鐵は一擔につき三分の費用にて再度計量することを得。

石炭に於ては同碼頭構內に於て雨覆をなし、又包裝をすることを得、而して其費用は一噸に就き五分とす。

燐寸は必ず安全性のものか危險性のものなるかを表明することを要す、同碼頭は入庫品として受取りたる商品のそれ自身の性質より生ずる損害に對しては責を負ふことなし。

右碼頭は火災、暴風、洪水、氣候の變化其他不可抗力に起因する損害又は損失に對して責を負ふこと無し。（未完）

支那關稅改正理由（二）

▲英國　英支原約（一）輸入品に百分五の從價稅を課せるも卽今價格に變更あるを以て改めて兩國委員を會商せしめて別に新稅則を定め今後十年毎に通商條約を改正す（二）凡そ商船滿百五十噸以上は毎噸砂銀四錢百五十噸以下は砂銀一錢を課す改正の理由は纏じて厘金稅を廢し關稅率を百分の五とするにあり

▲佛國　佛支原約（一）佛商は此次の新定稅則によれば從價稅を納附すべし但し價格の高低により率を變更すべし（二）凡そ商船滿百五十噸以上は砂銀五錢百五十噸以下は砂銀一錢を課す（三）以後支那にして若し他國に對し特惠條約を締結する場合に於ては佛國も亦最惠國の例を享受し得べし改正の理由は第三條の最惠國條例を廢し將來の紛葛を免るゝにあり

▲米國　千八百九十八年米國の稅則に對するの例（一）各國範圍內の各港は何國入港の商品に對するを論ぜず皆支那現行海關稅率に遵ひ賦課し並に支那政府の徵收に歸す（二）各國範圍內の各港は他國の入港船舶に對し本國船舶以上の入港稅を課せず本國貨物以上の運賃を課せず修正の理由は各國に請ひ此項の辦法に仍照して實力施行するにあり

▲各國　其他の通商國墺太利、葡萄牙、西班牙、墨西哥、和蘭、伊太利に對して提出の修正は（一）願くは原議に遵照し委員を派して修改せん（二）條約國の辦法を以て標準と爲すの二手段に任せて今回は別に交涉せず（完）

大借款使途明細表

十一月分大借款項下支出明細表（其五）

十一月分の支出使途は審計處を經て十二月二十五日政府公報に發表されたり

使途	項目	金額
内務部	十一月分警察廳經費	一五〇、〇〇〇、〇〇
財政部	十月分幣制委員會經費	四、〇〇〇、〇〇
同	十一月分大總統府經費	八〇、〇〇〇、〇〇
同	十一月分印刷局費（新旗昌洋行支拂ノ分）	二一、二六八、七〇
同	甘肅省擬裁軍隊裁遣費	九一二、〇〇〇、〇〇
	甘肅省擬裁軍隊欠餉	五一二、七〇〇、〇〇
	貴州省擬裁軍隊裁遣費	三五五、一〇〇、〇〇
	貴州省擬裁軍隊欠餉	五一八、八〇〇、〇〇
海軍部	十月分本部經費	三〇、〇〇〇、〇〇
教育部	八月分補助經費	一五、〇〇〇、〇〇
司法部	十一月分本部經費	三〇、七一〇、八〇
同	十一月分大理院經費	一〇、〇〇〇、〇〇
同	十一月分地方審檢廳經費	一〇、〇〇〇、〇〇
同	十一月分四初級廳經費	七、〇〇〇、〇〇
同	十一月分北京監獄經費	四、〇〇〇、〇〇
同	十一月分第一看守所經費	一、〇〇〇、〇〇
同	十一月分第二看守所經費	一、〇〇〇、〇〇
同	十一月分高等審檢廳經費	二、六二九、〇〇
同	十一月分總檢察廳經費	九〇〇、〇〇
財政部	十一月分國務院經費	三〇、〇〇〇、〇〇
同	十一月分國務院秘書廳經費	一〇、〇〇〇、〇〇
同	十一月分印鑄局經費	七、〇〇〇、〇〇
同	陝西省擬裁軍隊裁遣費	一、七二二、一五六、〇〇（元）
財政部	印刷局領華勝公司承修大樓工程費	八六、九九三、六六
同	內務府東陵春季米折	二〇、〇〇〇、〇〇
同	內務府西陵春季米折	一〇、〇〇〇、〇〇
同	密雲副都統領二年各季官兵俸餉折乾	三五、八八一、二八
同	密雲副都統領二年冬季官兵東漕米折	七、二三〇、八七
同	鑲黃旗領保定等五處防二年秋冬米折	五、七三九、〇六
同	正白旗領寶坻等四處駐防二年秋冬米折	五、一一二、三二
同	山海關副都統領冷口駐防官兵二年下半年米折	七八四、七二
同	十月分內務府三旗包衣餉	三二、三五七、六七
同	九月分內務府三旗包衣餉	三三、三五三、七四
同	十一月分八旗各營及三旗包衣餉	四〇〇、一六八、七三
同	掌蔵局領南部牧羣二年上半年俸餉	一四、七四四、二〇
同	十一月分海軍部各艦及附屬機干經費	二〇〇、〇〇〇、〇〇
內務部	十一月分步軍統領衙門經費	九三、二九四、〇〇
外交部	十一月分出使經費	二〇〇、〇〇〇、〇〇
財政部	十一月分皇室經費	四六二、九六二、九六

同	十一月分印刷局及法典編纂會經費	一一、〇〇〇、〇〇	同	十一月分蒙藏局喇嘛錢糧
同	十一月分銓叙局經費	四、五〇〇、〇〇	工商部	十一月分度量衡製造所經費
同	十一月分稽勳局經費	八、〇〇〇、〇〇	同	十一分商品陳列所經費
同	十一月分審計處經費	三、二〇〇、〇〇	財政部	十一月分衆議院經費
同	十一月分本部經費	四一、〇〇〇、〇〇	同	十一月分同
同	十月分印刷局經費	一五、九四八、〇〇	同	十一月分參議院經費
同	十一月分蒙藏局經費	一〇、〇〇〇、〇〇	合計	六二、九九六、六八一、〇五
同	十一月分蒙藏局王公廩餼	一〇、五〇三、〇〇		

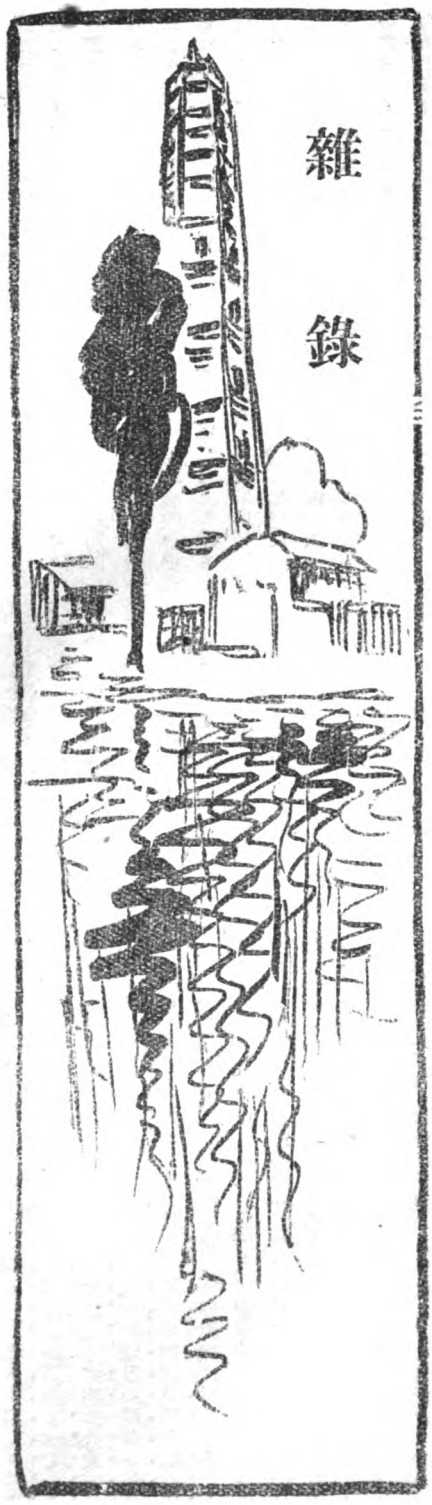

中央政治會議（二）

第一回審查會

一月二日午後一時開會、新聞記者其他の傍聽人出入を禁ず、探聞する處に據れば此日は新年を祝賀する意味にて先づ茶話會を開き、出席者四十五人あり、（內審查委員十五人）一同は國旗に向て行禮し、終りて審查會に移りたるが、第一案たる救國大計諮詢案に付ては僅々一二人を除き他は擧りて舊國會議員を解職し、資を與へて歸鄉せしめ、新に國會組織法を議定して新國會を召集すべしとするの說に一致せりとの事なり、又第二案臨時約法修正案は多少の議論を生じ、臨時約法を修改するよりは寧ろ正式憲法の制定を急ぐべく、此案は撤回すべしとの議論優勢なりしが如し、審查委員長蔡鍔氏は某々二名を審查報告書起草員に指定し、六日第二次審查會を開くことゝして散會せり。

第二回審查會

一月六日午後一時開會左の通り審查報告書を作成せり

一、救國大計諮詢案審查報告

查するに本案は前に湖北都督黎元洪等の電請により、大總統より本會議に諮詢せるものにして、湖北都督等の原電に曰く、民國建設伊れ始まり、法制紛繁、立法機關成績蕪少、是を以て特に救國大計を陳ぶ、其綱要を綜ぶれば約兩端あり、第一は則ち憲法を修正して以て拘文泥義を戒と爲すを請ふこと

なり、第二は則ち議員に資を給して歸國せしめ、以て國本を扶持するを宗となすを請ふこと是れなり。

凡そ此に陳ぶる所は遠識を具設す、惟だ原電の憲法修正一節は本審査會に於て詳細討論せる結果、僉するに民國憲法は未だ制定公布せられず、自ら修正の言ふ可き無し。若し又憲法未だ施行せられざる以前に於ては臨時約法と、憲法とは効力同一なるを以て該原電に所謂憲法修正は卽ち約法の修正を指すものなりとせば、是れ別に大總統の臨時約法修改順序詢諮案あり、該案に付て議覆すべし、其の國會現有議員に對して資を給して其本籍地に歸鄉せしめ別に國會を召集すべしとの一節は審査會の意見として之を採用すべきものと認む。蓋し國會の本體に付て論ずれば、其組織法は約法より發生し、選舉法は又組織法に發す、種々なる缺點は既に一度實驗して此に證言すべきなし、知者は國會不良の故を以て咎を組織に歸し、不知者は之を以て失を議員に集む、情理各其平を失ふと雖も、影響する所甚大なり、方今國勢岌々として國會の組織を改良すべしとは幾と異口同聲に叫ぶ處にして、本期國會分子は既に亂黨の嫌疑を以て多數議員一律に取り銷され、人數は半に達せず、遞補亦時を需む前に大總統命令を奉じ、曾て內務總長に飭して本期合法候補當選人を額の如く遞補し、以て電れて國會を開くべしとのことにて、內務總長は亦籌備國會事務局を經て遞辦せりと雖も、河南等の省の選舉監督より電陳ずるに依れば、遞補補選各項は困難なる情形なるが如し、故に本審査會にては詳細査核の上原電は自ら實情に係り、現有議員既に法定數に足らず、候補議員亦遞補を期し難く、是を以て我國民待んで以て共和政治を運用すべき國會は目前決して其職權を行ふ能はず、少數議員既に列院の必要なし、況んや國會は四ケ月を定期とし延長の期限は明白の規定なしと雖も各國々會通行の辨法に據れば遇々延期するが如きことありとも其會期に倍するが如きことは絕てなし、或國の國會は民國二年四月より今に到る迄已に九月を逾え延期せること正期に倍し、立法機關は終歲常設の感あり、卽ち人數過半數なるも亦政治の軌に非ず、何ぞ況んや議員の實數不足なるに於てをや、焉ぞ再び延會の虛名を擁するに暇らん。查するに兩院議長業に昨年十一月十三日に於て兩院を代表して議事日程を停發する旨通告を行ひ、議事既に停止せらる、則ち該都督等の原電に所謂成立希望なし云々と云へるは實に切中の事實となす、大總統の亂黨議員を取消す命令に於ても已に聲明せるが如く、國家の危亡を挽救し、國民の痛苦を輕減する爲めには、誠に止むを得ざる處にして、實に苦心の存する處なり。各都督民政等が救國大計に關心し、憲法修正に注意するは亦對人關係の言ふべきなし、現在國會組織不良にして止むを得ず之が改良を求む、此心共に信ず可く、此希望必ず速達を期すべし、此組織不良の國會に對して、又事實上職權已に停止せらるゝものなる以上、何ぞ必ずしも現有議員のみを以て議會の存續を論ずるを得んや。又以て重れて我國民の國會改良を渴望する公心に違ふを要せん、之を要するに我民國は決して國會無き能はず、國會組織を改定し、大總統は必ず召集を行はざる可らず、約法具に在り、又疑を懷くべきなし、則ち今日各省長官の請に從ひ、明白に宣布して濟々たる賢能議員をして暫く殘局を結んで朝氣を養はしめ、以て將來の結合を待つ可し。實に救國の精神に戻る無く、且つ國會の再造を促すに足る可し此れ原電の採る可き理由の一なり。

議員個人に就て論ずれば、國民黨議員悉く解散せられてよりは、其餘の議員は穆健明達の士のみ、留まれば則ち職を盡すべきなく、去れば則ち職を棄てざる可らず、進退兩つ乍ら難く身心俱に苦む、國家の爲めに人材を愛重せば豈に宜しく此の如くすべけんや。此れ原電の採るべき理由の二なり。本審査會の審査の結果、全體決議して原電請ふ處の別に國會を召集すべしとの一節を認む、之れ卽ち勢を度り、時を審にする正當辦法なり、應に大總統に請ひて各都督民政長の議を俯納し、宣布して暫く兩院現有議員の職務を停止し、并に兩院現有議員は現行國會組織第五十五條に規定せる總議員過半數の規定と符せざること及び現行國會組織法第二條及第三條の組織に庸らざることを聲明すべし、而して議員職務は一時停止すと雖も、國會機關は須らく民國に存せしむべし。所有組織各法及選舉程序は一たび厘訂を經れば國會召集の日無きを憂へず、而して現有議員已に其職務を停止せられ、如何なる處より資を給すべきかと云ふに、或は院法定むる處に據り、或は財政情形を審査し、應に政府より迅速籌劃して施行すべし、現有議員職務停止後は歸國せしむべきや否やは各人の便に任すべく、政府は干與する要なし、本審査會は右の如へ

意見一致せるを以て此に報告して公決を待つ。

二、約法增修程序諮詢案審查報告

查するに本案は前に大總統令により審議を命ぜられたるものにして、元來臨時約法は南京臨時參議院に於て制定せるものにして、南京臨時參議院は十四省派する所の代表を以て組織せるものにして、彼の時兵事甫めて息み、民意未だ伸びず、且つ起草各員倉卒に事を竣り、中國國情國勢を細を逐ふて考求するの暇無かりし故、國家機關權限の分割に就ても紛爭多く、實行以來障碍續り生じ、擧國詬病す、大總統本と兩年の經驗により得る所は增修約法の請求となす、而して兩院は遲々として議せず、以て凡百の政務均しく遲滯せり。今政治會議開會の劈頭に於て增修程序を擧げて之を諮詢せらる、國家久安長治の計を謀るに非るなし。臨時約法第五十五條の規定に據れば、大總統は臨時約法增修を發議するの權あり、現に國事日に岌々乎たるを以て、政治を刷新するに非れば以て國家の危急を救ふに由なく、約法を增修するに非ずんば政治を刷新するの本立たず、本審查會は約法の改正を要すること及び大總統より改正案を提出せらるとは何れも法理毫も疑義無きを認む、本會議に於て討論する所は卽ち何種の機關にありて之を議決すべきかにあり、約法增修案の問題は臨時約法の規定に依れば參議院の權限に係る、今參議院は消滅せり、當然國會に於て此權限を承繼すと雖も、國會も亦目下開議し難し、而して將來之を召集するとも尙ほ時日を要す。茲に百廢待擧の時に際し、斷じて因循坐誤の理無し、前に都督擊元洪等の原電に於て米國ヒラデルフイヤ會議の往事を引て證と爲し、謂へらく此次政治會議は米國の往時と相同じ、故に約法增修の責を之に歸すべしと、本會查するに政治會議は中央政府及各省各地方の委員を以て之を組織し、南京參議院に比すれば人員の數亦多しとなし、組織亦彼に比して完備せり、然れども既に政府の諮詢機關たるを以て根本法律の增修に參預すべき責任なし、本審查會は法理に依り之れに反對し、本問題は宜しく現在の諮詢機關及び普通の立法機關以外に特に造法機關を設け、以て民國々家の根本法を改造せしむべく、以て約法を尊重するの意を天下に示すべし。且つ該都督等が時勢に從て法律を造るべしとの主意と相符す前に臨時參議院約法を制定せるも其組織粗疏なりし爲め之を行ふに及んで流弊滋多、此千鈞一發の時に當り、一び誤りたる後は再び誤るを許さず、且つ此一完全機關有り、將來約法の修定及び約法に附屬すべき各種重要法案は卽ち其制定に由るべく、庶くば國家の要政をして此が爲めに久しく懸案をなす無からん、有利無害を反覆思惟し、本審查會に於て以上の如く意見一致せり特に此に報告し以て公決を待つ。

茶話會

一月八日李議長は政治會議各議員を招待して午後二時半より茶話會を開き、李議長開會の主意に就て述べて曰く

今日茶話會を開きたる理由は、一は新年となりて本會議同人は尙ほ未だ一同面晤するの機會無かりし故此に自由集會を催さんと企圖せる爲めにして、二は昨年第一回大會に於て討議せる二案に關し、現に已に審查完了せる故明日大會を開いて之を討論せんと欲するも、何分明日一日丈けにては時間の都合もあり、討論終決に至らざる恐あり、故に今日の茶話會に於て審查報告の內容を諸君に報告し、諸君の細心研究を待つて明日之を議決せんとする考なり云々。

之に次で審查長蔡鍔は審查の結果を報告して曰く

審查報告書は既に印刷に附して諸君に配布したれば已に諸君の了知せらるゝ通りなるが、明日又數人を經て少しく修正を加へたる所あるを以て、更に印刷に附したるも未だ出來せず、但し第一案に對しては國會は當然其職權を停止し、別に組織することゝし、約法に至りては必ず修改を要す。立憲國は必ず憲法を要す、而して憲法の制定は旦夕の能くすべき處に非ずそれ迄は約法に依る次第なるも、約法は實行上窒礙甚だ多し、故に之を修改せざる能はず、之は過渡的辦法として止むを得ざる次第なり、たゞ茲に注意すべきは約法の修正と云へるが如き立法的事項は本會議の權限外なり約法の修正は別に機關を設けて之をして完成せしむべし、本會議は其性質は飽く迄政府の諮詢機關たらざる可らず、故に若し政府にして本會に約法の修正を委任するが如きことありとせんか、本會議は之に對しては政治會

議なる名稱を變更して初めて之に應ずることを得べし云々。

此審査報告に對して李議長は幾人たりとも縱容論議せられたしと述べたるも一人の異議を唱ふるものなかりき。

次に秘書長顧鼇氏は政治會議を組織するに至りたる理由に就て政府筋の意思を傳へて曰く

今日中國の大勢は頗る危險に瀕し、若し救亡の計を廻らすなからんか實に其結果は言ふに忍びざるものあり、政府は之を救濟するの方無きにしも非ず、然れども共和國の政府として其意思を發表すべき一種の機關を要す此機關は卽ち國會なり、然るに我國の國會は但に政府の意思を發表する能はざるのみならず、政府の行動に對しても徒に之れを阻碍するあるのみ、故に一日國會を改良せざれば一事と雖も政府は爲す能はず、外間或は國會無用論を唱ふるものあれども、共和國たる以上國會無き能はざるは勿論國會無ければ大總統も無し、大總統の意は國會の存續を願ふと同時に約法の修正を欲するものなり、此問題に就ては蔡審査長より詳細に報告せられし通りなり、兎に角國會を開き雖き今日政府は本會議を以て政府の意見を發表すべき一機關となすべければ、諸君に於ては充分に審議討論せられんことを望む云々。

顧氏の演說終るや、李議長は再び起立して

今日諸君は遠路を厭はず御出席あり、且つ議案に對して熱心討論せられ從前の國會の如き鳴雷の智を矯正せられしは政府に於ても必ずや滿足する處なるべし、之等は徒に個人の爲に計るに非ず、實に國家危急に瀕せる故吾人は國家の一分子として挽救の策を講ぜざる能はざる處なり、故に艱苦辭せず、物議亦恤せず、而して救國の目的は何邊にありやと云ふに、强有力にして且つ有利益の政府と、組織完備せる國會とを建設するにあり、此次兩案は大體に於て已に定れりと雖も、將來討議すべき事項は尙ほ多し、而かも吾人は前途の二大目的を抱いて進行せんと願ふて止まず云々。

斯くて午後四時五十五分散會せり。

第二回政治會議

一月九日午後政治會議第二次大會を開く、出席議員七十七人、請假議員は阿穆爾靈圭一人、缺席者は齊忠甲一人、先づ秘書長より左の新任議員の坐席簽定あり。

林萬里　徐　霨　許世英　許銘彝　周傳性

第一案　救國大計諮詢案

次に秘書長は秘書をして第一案を朗讀せしめんとしたるに、孫毓筠は朗讀を廢して直ちに審査の報告を請ふと提議し、審査長蔡鍔は登壇して第一案救國大計案に就ては顧鼇より代理說明すべしと述べ、顧鼇より一應說明する處あり、畢りて議長は討論開始を宣告す。茲に於て劉彭壽、梅光遠李慶芳、劉朝望、孫毓筠、鄧鎔、顧鼇等代る代るに約二十分間計り討論し、終りに吳乃琛は議員職務已に停止せられし以上議員公費も亦當然同時に停止すべし、國家財政今日の如く困難なる際に何ぞ餘分の公費の給するを得んと、之に對して顧鼇、鄧鎔は議員公費は當然支給すべき額に照して支給するものにして、決して他項より流用するものに非ずと辯明し孫世偉も發言する所あり、次で議長は討論畢りしを見て討論終結を宣し、第一案に對して審査報告に贊成なる者は起立せられたしと述ぶるや、全員擧りて起立し之を可決せり。

議長は此時三十分間の休憩を宣し、午後三時三十五分再開

第二案　約法增修程序諮詢案

顧龍は審査報告を說明し、說明畢りて直ちに討論に移りたるが、二三字句に就て十餘人計り討論したる後議長は審査報告に贊成者は起立を請ふと述べたるに、之れ亦第一案と同じく全員一致にて可決、午後五時四十五分散會。又兩案は直ちに秘書廳より大總統に呈上せり。

國會議員退京建言

各省都督民政長の連署建言及之に對する十二月十八日大總統令

各省都督民政長の建言

大總統鈞鑒共和國は法政を以て歸宿となす、破壞の後に當りては速に建設の謀を爲すべし、有らゆる應行の法治は千端萬緒急に起ち直ちに追ふと雖ども猶及ばざらんことを恐る、民國初創參議院を以て立法の機關となす、而も成立年餘にして制定せる法案寥々數條にも無く惟だ黨爭を以て天下に聞え、適々建設の障碍を爲し決して進行の計畫なし、中外の士庶乃ち其渴望の心を移易して諸を國會に屬し、以爲へらく國會既に成らば必ず各項の法制を順次に制定せんと、意はざりき開會七閱月幣を糜する事數百萬、而も立法の一事に於て寂然として聞くところ無し、僅に前參議院の尙能く東鱗西爪の法を立てしが如くならんと欲するさえも亦得べからず、民國の前途豈久しく待つに堪えんや、並し各議員は舉げらるゝ初め別に來由ありて多くは人民公意の推定するところに非ず、代表なりと謂ふも夫れ將た誰か欺かれん、其中愛國の思想ある者固より人に乏しからず、しかも權利を爭ひ黨見に徇ひて國家の存亡人民の死活を置いて顧みざるもの反て優勢を占め、且つ人數過多なれば賢者は自ら寒蟬と同しく不肖者は狂水を飮むが如く、餘は皆盲從附和す、煙霧天を障ぎれば善者ありと雖ども或は徒に喚ひて寧ろ與に墮くるを奈何せん、上下兩院性質相同じくして調劑するに術なく、之に因て立法の成績毫も進歩なく中外擾て頑病と爲し、國家日に益々危險に、上に道揆なく下に法守無し、賴に我大總統救國を以て己の任と無し毅然として剛斷し、亂黨議員の資格を將つて一律に取消し、候補當選人をして次を以て挨補せしむ、願ふに候補の人員は前次の人員と資格相同じき事論無く、一時斷じて額の如くなり雖し、即ち額の如くならしむるも八百餘人築室道謀せば仍ほ恐らくは議論多くして成功少ならん、現在國本初めて定まり重要の法案何ぞ數百件に止まらんや、今の道に由れば七閱月を以てして未だ一法を立てず遲ちすに百年を以てすと雖ども亦復何をか濟さん、而して强隣環視し破產卽に在り、豈從容高論の秋ならんや、我自らせざれば必ず起ちて我に代るものあり、人の牛馬奴隸と爲らざらんと欲するも何ぞ得べけんや。

元洪等行政の人員も亦國民の一分子也、國祚も存せざれば身何くにかあらん、苟も國を利すれば其他の用を論ずるに遑あらんや、敢て聯合して切に大總統に懇す、始終救國を以て前提と爲し、決して文に拘はり義に牽かれ、各國長治久安の成式を以て諸を水深火熱の中華に施す可からず、中外改革の初期を歷考し、時務を以て法律を作り、法律を以て時勢に强ひざれ、米國は共和の模範たり而も開國の始第一次の憲法は卽ち政府を束縛して爲すある能はざるに因り遂にフイラデルフイア會議修正の擧あり、この役や全體の會員政治の經驗を有せざるなく、其會議の議決するところは多く原有憲法の範圍以外に軼出して、自ら憲法制定の全權を操りしも、論者は詆りて違法と爲さず、先例具さに有りて明徵と爲すべし、現在政治會議既に召集を經、米國の往事各州より推擧せるの例と正に同じ、請ふ大總統より國務院に飭下し各員に諮詢するに救國の大計を以てせしめよ、若衆意成同じければ則ち共和政體の精神卽ち因て並に變動せん、卽ち南京政府が十四省行政官の代表を以てせし參議院に例するに其完缺大に相懸殊し正に華盛頓の憲法を修正せしと一轍を合するが若し、元洪等乏を地方に承け深く民人の心理の暴亂議員を痛惡せるを知る、各國の論調も亦極めて公允也、我大總統何の顧忌する所ありてか之れが所を爲さゞる、文明國の議員は何れの黨に論なく皆本國を扶持するを以て宗旨となし、斷じて破壞阻撓を以て能事と爲もの無し、現在國民黨議員悉く解散を經其餘の穩健なる議員は素より自愛を知れり、聞く已に嘖と伍

するな蓋ち憤りて辭職せんと欲す、固結を欲すと雖ども己に留むるに由し無きに屬すと、此少數の人既に成立の希望なし應に諮ふ大總統の資を給して藉に囘り另に召集を候たしめん事を、各議員は皆明達廉潔決して五千元の錢俸に戀々とし、不生不滅の間に浮沈して以て國家の大計を誤らざらん、狂夫の言聖人取を擇ふ伏して乞ふ鑒核施行せられなば民國の幸

之に對する總統令

兼領湖北都督事黎元洪（以下連名は略す）等の電に據るに民國の建設伊れ始まり、法制紛繁にして立法機關の成績甚だ少なし、政治會議各員に諮詢するに救國の大計を以てせん事を請ふ等の語を稱す、查するに民國成立して業に兩稔を經、建設の困難なる事諠言すべきなし、該兼領都督等の灑陳する各節は洵に救國の爲に見を起せる者なり應に政治會議各員に交して迅速に辦法を討論し、詳細に具覆せしめん原電を抄發し此に令す。

約法變更の諮詢（十二月二十二日大總統令）

民國成立し以來棘を斬り荊を披き瞬として二載ならんとす、而して建設の業日に困難に處り憔悴の民尙水火に陷る、瞞の初を追原するに約法實に厲階を爲せり查するに臨時約法はもと臨時政府の爲に設けらる公布施行の日に當り本大總統は甞めて臨時の任内にあり、明に約法の束縛晉國の民情國務に龍鑠し或は未だ宜からざるところあるを知れり、然も約法を主持するもの、用心既に國を以て孤注と爲さんと欲するを默察し、本大總統若し爭を忍び重きを負はざれば則ち煽動者倉々詞を鍛る所あり、而して國内の和平は勢多く牽掣せられ大局の危險何ぞ言ふに忍びん、是種々の故に因り如何の難たるに論なく、均しく一身の竭蹶を以て其間に擔荷するを惜まず、但國に民に補あらん事を求めたり。

本年四月國會成立し方に憲法制定成功を告げ約法の施行は期たる幾ばくもなかるべきを冀へり、詎ぞ意はん展轉五月有餘にして乃ち先づ總統を擧げ後憲法を定むるの議あり、本大總統旋て國民の推重を承け擧けられて第一正式大總統となり繼續して公僕となれり、諸を救國の素志に撰るに固より亦未だ敢て勞を告げず、惟正式政府の臨時約法を適用するは究むるに政治の刷新に於て大に妨礙あり、こゝを以て就任日を越え卽ち約法第五十五條に依照して約法增修案を民國議會に提出し、並に原吝に於て臨時約法の眞否は政治眞否の關する所、本大總統二十閱月の經驗を以てするに凡そ約法上より生ずる所の障礙均しく種々の事實ありて憑とすべし、並に特に案を案して增修す事緊要に關す並に速議せん事を希ふの旨を聲明せり今に至るまで又二月有旬日なり、民國議會は本大總統が聲明せる「事緊急に關し速議を要求するの件」に於て始終未だ議事日程の一次にも列入せず、以て約法上特に本大總統に予ふる所の增修の權も亦無形の蹂躪を被むるを致せり、當に我國民の之を聞いて心惘む所なるべし。

現在兩院は約法を增修するの事件に對し勢ひ開議し難し、昨前兼領湖北都督黎元洪等の電に據るに「中外改革の初期を歷考し時務を以て法律を造り法律を以て時務を强ひず、來は共和の模範たり而も開國の始フィラデルフィヤ會議憲法修正の舉あり、論者祇りて遵法とせず先例具に在りて明徵となすべし、現在政治會議已に召集を經、米國の往事各州より推舉せるの例と正に同じ、大總統各員に諮詢するに救國の大計を以てせんことを請ふ」等の語を稱す、該都督民政長等の請ふところは實に民國の根本計畫の爲に起見し、卽ち諸を輿情民意に考ふるも亦約法の增修を以て當務の急と爲さゞるなし、

查するに民國の憲法未だ制定せられざる以前は約法の効力原と憲法と相等し、且大總統が約法の增修を提案する事業に明文の規定あり、但國會の現狀一時斷じて集議し難し、而して建設の進行は早く刻も緩うすべからざる事に屬す、往往坐らに誤るか如きは殊に本大總統救國福民の素志にあらず、然も權宜急に應ずるが若きは尤も本大總統が約法を尊重するの初意にあらず、躋躋再四實に術の以て其窮を濟ふに乏し、約法增修の程序に至りては究むるに應に如何かすべき、用つて特に政治會議に諮詢し案を併せて辦法を討論し分別具覆せよこゝに令す。

支那總豫算修正案

一、財政部より國務院に呈出せる民國二年度（自民國二年七月一日至民國三年六月末日）總豫算案前文

民國三年一月八日附財政部公文

查するに民國二年度全國豫算案は、既に本部に於て昨年七月末之を編制して、貴國務院に函送し大總統に呈請して衆議院に交付したる所なり、竊かに維ふに一旦呈出せる豫算を修正するは豫算制度の上より見て一の變例なり、東西各國の例に就て見るに、法律上は之を許さゞるに非るも極めて嚴重なる制限の下に行はるゝ處にして、苟くも萬已むを得ざるに非る限り決して此に出でざる所なり、蓋し豫算の破壞を防壓せん爲め爾かせざる能はざる所なり。民國は新造の國に係り、凡百の機宜悉く整理を待つ、事實上に於ても種々に變遷し行くを以て豫算の修正も亦緩慢を許さず、惟だ其修正に對しては其着手の先に當りて種々困難なる情形あるのみならず、其經過の後を顧みるもその解決を待つもの多々なり、今當さに貴院に呈出するに當り、須らく貴院に對して陳述せざる可らざる所のものあり。

各省は革命以來瘡痍深くして元氣未だ蘇らず、而かも重ねて兵燹に罹り、民力益々竭き、商務愈々渕み、各項收入從て減退せり、然るに他面に於て兵亂漸く平ぎ、百廢具に振興を待ち、支出各款は激增せり。凡そ是等のことは皆實際の形にして如何ともすべきなし、故に各省に於ては本部に於て豫算修正の擧あるを聞くや競ふて本部に函電を寄せ、一として收入の見積を少くし、支出の增加を請はさるなく、收支の差愈々出でて愈々大なり、故に政府の豫算を修正せんとする目的と各省の豫算修正の目的とは全く反比例を呈せり、之れ本豫算修正の困難なりし第一の理由なり。

次に各省內治の方面を見るに亂事鎭定せる計りなれば伏莽所在に地方の安寧を案ずの虞あり、速に保衞の法を講せざる可らず、乃ち水陸巡警を增加して嚴に防範を司り、更に又亂事の爲めに災害を被りし地方に對しては大總統より特に令して賑恤の欵を發することゝなり是等の費用は相驟增して內務經費は自然膨脹せり、又各省陸軍は前內閣の方針にては五十師を編制するを以て度となし、軍事費一億三千餘萬元を計上し、軍隊解散費二千七百餘萬元とせるが、次で第二次革命動亂あり、各省軍隊の解散は未だ能く實行せられず、却て補充軍隊添設せられたり、故に陸軍部の豫算は第一回第二回と兩度の修正を經て愈々其額を增加せり。夫れ軍事擾攘の時に當り軍費巨を加ふとも何ぞ怪しむに足らんや、而かも此の如く支出增加するのみなれば收支適合の原則は愈々期す可からざる次第にして之れ本豫算案修正上困難の第二なり。

此外歲出入の均衡問題に付ても前內閣は內債一億二千餘萬元を計上して豫算の不足を彌縫せり、當時政府は此金額に相當する內國債を發行する計劃なりしも亂事荐りに起り民力已に枯れ、期する所は畫餅に終れり、之が爲め歲出入

の平均は愈々期し難きことゝなれり、是れ本豫算案修正上困難の第三なり。

財政部は右の如き三大困難を擁して豫算の修正を企て日夕彷徨せるも遂に能く之を解決すべきの計なし、然れども試みに之が解決の法として本部の籌劃せる所のものを分述せんか凡そ下の如し。

一、査するに各省の函電せる所は任意に收入を減じ支出を增加せるものあり、又實際上萬止むを得ざる事情の爲めに其收入減じ、支出增加せるものあり、修正の任に當るものは先づ其事情の性質及緩急を考へ、其費目の多寡を査定して分別准駁し、務めて一省の修正豫算をして之を前回の豫算の較べて甚しく懸絶なきやう心懸くべし、此の如きは財政困難の折柄誠に止むを得ざるの辨法なり。

二、陸軍及內務經費の支出增加せるは多くは事實に屬し免る能はざる所なり、故に內務及陸軍兩部所管の經費は極力刪減せりと雖も其査定數は尙ほ增ありて減なし、其他各部間に於ても減少せるものあり、故に各部の刪減高の合計を以て內務陸軍兩部の增加額に引き當てたり。

三、現時公債は之を發行する能はず、故に歲入の不足は八千四百九十餘萬元なり、元來實際上に於て收支適合せざるを强ひて軌範に就かんとするものなれば最初より乖違あり、且つ國民の國家財政の實況に對する態度は極めて略視するの風あり、故に事實の相違を顧みずして徒らに理想の適合を示して國民として有待無恐の心を啓かしめんとするものあるも、民國の現狀なりせば寧ろ豫算面に其不足額を明示し、以て國家財政の已に危險の境に瀕せるを知らしめ、之に警告を與へて時艱を共恤し、力めて豫算を重ずるの風を養成せしめざる可らず、

査する各國の財政は何れも十年以上苦心慘憺して經營して初めて收入適合を得たるものなり、而して其收支既に均衡を得るを以て、內閣の變更に依り其政策は多少變更を免れずと雖も、豫算の收支は累を被らず、又豫算の實行も比較的困難ならず、然るに支那の財政狀態は之に反す。蓋し其收入が支出に伴はざるは既成の事實なり、收支適合は今後の理想なり、故に現內閣の方針としては嚴格なる節約主義を採り、以て豫算制度の基礎を確立せざる可らず、而かも現に理想と事實とは相距る甚だ遠し、近く數年間に於て其收支を眞正に適合せしむることは實に至難の事たるを免れざるべし。

今後の豫算進行方針に就ては凡そ三段の順序にありて漸進すべし。

第一、一面に於て各收入機關をして積弊を剔除し、極力整頓せしむること、他面に於ては支出各機關をして支出を樽節し、今回の修正豫算に照して厲行せしむること。

第二、暫く時日を與へて入るを計り出づるを制せしめ、剩餘餘力を生じたる曉に於て現內閣の定むる所の三年度豫算案を勵行し、以て收支の漸次接近を力むべきこと。

第三、公債に依らずして眞正なる收支の適合を計ると。

以上は凡て今後政府に於て實行を期せる目的なり、然れども此目的を達せんとせば內は政府、外は各省に於て堅忍

毅力、德を一にし、心を一にせざれば斷じて効を收め難し、但し今鋪張の事實より縮商の豫算に入らんとす、其窒碍困難自ら言を待たず、然れども既に豫算を定めたる以上內外の各機關は均しく遵守の義務あり、以て撙節す可きものは當に撙節し、撙節を難しとする者も亦當に黽勉之に赴くべし。其の豫算以外に在るものと雖も固く支用の思想を萌すなく、豫算以內のものは常に確實の觀念を存し、事實をして可成豫算に從はしめ、豫算をして事實に因り膨脹せしめざらんか、假令豫算は事實に照して編制するとも事實ありとて妄りに豫算に依らざることを許さず、若し今年の豫算は今年の事實を根據として作成せるものなれば事實に隨つて支出するとせんか、他日事實繁多に藉口して紛々追加を請ふものあるべく、明年の豫算亦同じく、豫算は遂に轉々動搖し、朝三暮四の憂を免れざるべく、曾に財政日に危迫を形はすのみならず、一切の政治亦將に款絀に因り半に廢さるべく、法治國に於て許す可らざる現象なり、故に望む內外各機關は此旨を體し、上は國家財政の困難を顧み、下は豫算制度の破壞を防がれんことを、庶幾くは財政の前途以て整理するを得べし。

此次細を査檢せんとするも時間なし、夜を日に繼で豫算を編制せり、其間數日は極力對檢して精確を求めたるも或は事實に因りて窒碍を生じ、或は時促に因りて疏忽を致し、誤錯重疊せる亦た免れざる所なり、惟だ隨時之を發見すれば隨時更正し、以て完善を期すべし。

以上豫算修正の緣由を詳述し、並に修正豫算表一部を添えて貴院に函送す、卽ち大總統に呈して鑒檢を請ひ議會に咨交して公決施行せられんことを。中華民國三年一月八日

二、總豫算表（自民國二年七月一日至同三年六月卅日）

總歲入	經常歲入	三一八、一六五、五五三元
	臨時歲入	二三九、一三〇、五九二元
	合計	五五七、二九六、一四五元
總歲出	經常歲出	四二三、六八四、一二二元
	臨時歲出	二一八、五五二、七五四元
	合計	六四二、二三六、八七六元
歲入不足		八四、九四〇、七三一元

甲、歲入之部

（一）經常歲入

項目	民國二年七月編成の分 元	民國三年一月修正の分 元	比較增減 元
田賦	七五、六五八、三一七	七九、一八〇、七二二	增 三、五二二、四〇五
鹽稅	七六、四四七、六三五	七七、四〇一、二六五	同 九五三、六三〇
關稅	六二、七二三、九四一	六六、九七〇、〇〇三	同 四、二四六、〇六二
釐金收入	三一、四五〇、七八〇	三二、七〇四、八〇六	同 一、二五四、〇二六
正雜各稅	三七、一九〇、八二五	三七、八六二、一六〇	同 六七一、三三五
正雜各捐	五、〇四一、九九四	三、八二一、一七二	減 一、二三〇、八二二
官業收入	七、九八〇、〇五二	七、八四九、六二二	同 一三〇、四四〇
雜收入	一〇、八九八、三六九	一二、三八五、八一三	增 一、四八七、四四四
合計	三〇七、三九一、九一三	三一八、一六五、五五三	同 一〇、七七三、六四〇

項目	民國二年七月編成	民國三年一月修正	比較增減
田賦	元 三、〇六五、三七八	元 三、一二二、八八八	增 一五七、五一〇 元
鹽稅	一六四、二六九	一六四、二六九	〇
關稅	一、二六二、二六七	一、二五四、二八〇	增 九二、〇一三
釐金	六、〇五四	六、〇五四	〇
正雜各稅	一、一七一、〇七七	四一七	減 一、一七〇、〇六〇
正雜各捐	一三二、四一二	一三二、四一二	〇
官業收入	六三四、〇九三	六三四、〇九三	〇
雜收入	三、六〇〇、三三八	一〇、一五、八七一	增 六、五一五、五三三
捐輸	一三〇、三〇八	一三〇、三〇八	〇
公債	三二八、八〇〇、〇〇〇	二二三、三七〇、〇〇〇	減 一〇五、四三〇、〇〇〇
合計	三三八、九六六、一九六	二三九、一三〇、五九二	同 九九、八三五、六〇四

乙、歲出之部

（一）經常歲出

所管部名	民國二年七月編成原案	民國三年一月修正之分	比較增減
外交部	元 三、七九一、九八三	元 三、二九三、一二五	減 四九八、八六八 元
內務部	三八、五一三、六五三	三九、六一八、一四九	增 一、一〇四、四九六
財政部	二〇八、七〇六、四三四	二一〇、三四五、一八〇	同 一、六三八、七四六
教育部	四、六九一、六六二	五、二〇七、二一五	同 五一五、五五三
陸軍部	一二〇、六七二、五三一	一三六、八六四、四九四	同 一六、一九一、九六三
海軍部	七、九七七、九二一	七、六六五、八八一	減 三一二、〇四〇
司法部	一八、四一七、二二一	一四、六七一、八二五	同 三、七四五、三九六
農林部	一二、四三七、〇七三）		
工商部	（三、九一〇、六九〇）		
農林合計	六、三四七、七六三	（實數）五、〇八三、三八六	同 一、二六四、三七七
工商合計	九三五、六八一	九三四、八七七	同 八〇四
交通部	四二〇、〇五四、八四九	四二三、六八四、一二二	增 一三、六二九、二七三

（二）臨時歲出

所管部名	民國二年七月編制原案	民國三年一月修正之分	比較增減
外交部	元 一、〇三二、九三六	一、〇一三、二二三	減 一九、七一三 元
內務部	二、三〇三、四五八	四、二六三、八六〇	增 一、九六〇、四〇二
財政部	一八六、二九〇、八一八	一八、一五六、八六一四	減 四、七二二、二〇四
教育部	二、四五五、〇九五	一、七〇一、六三五	同 七五三、四六〇
陸軍部	四一、〇二三、二六一	二六、九一〇、五一八	同 一四、一二、七四三
海軍部	一、〇〇五、〇一四	一、三〇七、〇一五	增 三〇二、〇〇一
司法部	四七一、六六七	三七〇、三一二	減 一〇一、三五五
農林部	（六八七、九七六）		
工商部	（九〇六、一三五）		
農林合計	（實數）九五九、七三五		減 六三四、四七六
工商合計	一、五九四、一一一	四五七、八四三	增 三三一、〇四三
交通部	一二六、八〇〇		
合計	二三六、三〇三、二六〇	二一八、五五二、七五四	減 一七、七五〇、五〇六

經常歲入增加額　一〇、七七三、六四〇 元

臨時歲入刪減額　九九、八三五、六〇四

差引歲入の減少　八九、〇六一、九六四

經常歲出增加額　一三、六二九、二七三元
臨時歲出刪減額　一七、七五〇、五〇六
差引歲出の刪減　四、一二一、二三三
歲入不足額　八四、九四〇、七三一

丙、各省歲出入

省名	歲入	歲出	過不足
直隸	一〇、三九一、七八一元	九、八八七、〇二四元	剩餘 五〇四、七五七
順天	一三八、一七三	三〇七、六七三	不足 一六九、五〇〇
奉天	一四、一六〇、九八四	七、四九三、九〇一	剩餘 六、六六七、〇八三
吉林	六、一〇五、二八五	四、八一〇、四三六	同 一、二九四、八四九
黑龍江	三、八六七、六一一	三、九九一、四九四	不足 一二三、八八三
山東	一一、二四七、九〇二	八、八〇六、三〇四	剩餘 二、四四一、五九八
浙江	一三、三一五、八一九	七、五五二、三八二	同 五、七六三、四三七
廣東	一五、五九二、三〇一	一八、〇七五、四二五	不足 二、四八三、一二四
廣西	三、二一五、〇七七	六、五一五、一〇一	同 三、三〇〇、〇二四
山西	六、四三七、九六〇	六、七二一、三六九	同 二九三、四四一
陝西	五、〇八四、六〇七	四、九二七、〇三二	剩餘 一五七、五七五
四川	一四、三八六、二四八	一一、八二三、九六九	同 二、五六三、一七九
雲南	三、八五一、九九二	八、二一〇、七九六	不足 五、三五八、八〇四
河南	一〇、〇九三、九〇二	七、三三九、五四〇	剩餘 二、七五四、三六二
江蘇	一五、二七九、一一二	一三、三四〇、八四二	同 一、九三八、二七〇
安徽	六、〇六九、〇七八	四、六二二、一八二	同 一、四六六、八九〇
江西	七、九七七、三七一	五、五四九、五四六	同 二、四三七、二二五
湖南	七、四四五、四〇六	五、三六四、三〇二	同 二、〇八一、一〇四

湖北	七、八一七、五八五	一一、一七〇、四九八	不足 三、三五二、九一三
福建	五、五九三、七一五	四、三五一、五五九	剩餘 一、二四二、一五六
貴州	一、五五〇、七六〇	三、〇三五、六五六	不足 一、四八四、八九六
甘肅	四、三二四、六六六	二、九四二、一四九	剩餘 一、三八二、五一七
新疆	一、六四五、九二〇	六、八一五、七〇四	不足 五、一六九、七八四
熱河	二、三四〇、八一八	三、五七九、三八四	同 一、二三八、五六六
察哈爾	六一、二三〇	五八三、六八五	同 五二二、四五五
伊犁	三一、四六七	——	剩餘 三一、四六七
烏里雅蘇臺	——	二〇五	不足 二〇五
塔爾巴哈臺	——	四〇、五四二	同 四〇、五四二
西藏	——	三九六、七五〇	同 三九六、七五〇
阿爾泰	——	五〇七、九二六	同 五〇七、九二六
川邊	——	三、六六一、一五六	同 三、六六一、一五六
綏遠城	——	一、一三一、八四六	同 一、一三一、八四六
青海	——	二三、五四八	同 二三、五四八
合計	一七七、〇一六、七三八	一七三、五五八、九二六	剩餘 三、八五七、七一二

支那鹽稅の統一

支那に於ける稅制中鹽稅は紊亂尤も甚しく、徵收手續も亦繁多にして、各省に於ける名目課率等甚だ煩雜なる爲め、百斤の稅率輕きは一元弱より最重五元に至るものあり、之を以て財政總長熊希齡は之が統一を謀り、全國の鹽稅を百斤二元五角と定め、區域を分ち時期を定めて漸次之を實行せんとの意見を提議したる結果、遂に民國二年十二月二十四日大總統敎令第四十三號を以て鹽稅條例十三條を發布せり。

第一條　中華民國鹽產地及ビ消費地ニハ凡テ本條例ヲ適用ス但シ蒙古、青海、新疆、西藏ノ特別情形ニアル地方ハ之ヲ除ク。

第二條　地方ハ二區ニ分ツ

第一區　奉天、直隸、山東、山西、甘肅、陝西、江蘇、淮北ノ各產鹽地方

吉林、黑龍江、河南、安徽、北部ノ各銷鹽地方

第二區　江蘇ノ淮南、浙江、福建、廣東、四川、雲南ノ各產鹽地方

安徽南部、江西、湖北、湖南、廣西、貴州ノ各銷鹽地方

第三條　鹽稅率ハ百斤ニ付二元五角トス但シ民國四年一月一日迄ハ第二區ハ舊率ニヨリ徵收シ第一區地方ハ二元ヲ徵收ス

第四條　特別情形ノ地方ヨリ移入ノ鹽ニ付テモ其稅率ハ第三條ノ規定ヲ適用ス

第五條　民國四年一月一日迄ハ第一區各地方ニテ第二區各地方ノ鹽ヲ供運スルトキハ其稅率ハ第一區ノ課稅ニヨリ第二區各地方ニテ第一區ノモノヲ供運スルトキハ其稅率ハ第一區課額ヲ產鹽地ニテ納稅セシメタル外不足數ヲ第二區鹽務機關ヨリ追徵ス

第六條　鹽稅ニシテ舊地丁銀ニ合併サレアルモノハ命令ヲ以テ之ヲ免除ス

第七條　從來土鹽ヲ產スル地方ハ禁止セル外ハ本條例ノ規定ヲ適用ス

第八條　鹽稅ハ各產鹽地方ヨリ徵收ス但シ第四條移入ノ鹽ハ移入ノ際徵收ス

本條例ニヨリ徵收スル外他ノ名目ヲ以テ徵稅スルコトナシ

第九條　法定衡量公布迄ハ課稅ノ標準ハ司碼秤十六兩ヲ一斤、百斤ヲ一擔、十六擔ヲ一英噸トス

第十條　鹽ノ包裝ハ定式制定迄ハ各地ノ實際重量ニヨリ計算ス

第十一條　鹽ノ耗減ヲハ鹽質、氣候及ビ運搬路ノ遠近ニヨリ部令ヲ以テ定ム

第十二條　本條例ハ民國三年一月一日ヨリ第一區ニ四年一月一日ヨリ全國ニ施行シ鹽法施行ノ日ニ至リテ廢止ス

本規定ノ施行期日ハ各該鹽區內ノ一部又ハ數部分ニテ止ムヲ得サル事故アルトキハ鹽運司ヨリ延期ヲ上申シ十分ノ理由アレハ財政總長ノ許可ニヨリ決定ス但シ一地方ニテ延期二度ニ及フ可ラス

第三條　本條例施行細則ハ部令ヲ以テ定ム

而して熊希齡の統一意見附表は、現行鹽稅及び將來新稅施行後の說明計畫を知るに足るものなるを以て、茲に擧げて參考とす。

第一　現在銷費數並ニ現行稅率一覽表

產地	銷費地	銷費數	（稅率百斤ニ付キ）
直隸	河南	三五九、六〇〇、〇〇〇斤	一、元三八〇〇
奉天	吉林	三六〇、〇〇〇、〇〇〇	〇、元六五〇〇
黑龍江	東三省	五三、四四〇、〇〇〇	一、元〇九〇〇
廣東	福建	一六二、九〇〇、〇〇〇	三、五六四〇
山東	江蘇	二一一、二四〇、〇〇〇	一、三二五〇
山西	河南	三六、四七四、五〇〇 六〇、三〇〇、〇〇〇 五二、五二七、五〇〇	二、一六〇〇 二、一七三〇〇 二、五四〇〇
安徽	淮北	一四七、〇〇〇、〇〇〇斤	二、四四一〇
江蘇	淮南	八六、二二〇、〇〇〇	五、〇九二三
河南	鄂岸	八三、七八〇、〇〇〇	四、四六五三
陝西	湘岸	六六、〇〇〇、〇〇〇	四、八八〇〇
山西	皖岸	五四、〇〇〇、〇〇〇	四、八五二六
四川	四岸	四一、七八八、八〇〇	一、五四四二
湖北	其他各岸		
安徽	浙江	一四八、八二〇、〇〇〇	二、〇〇〇〇
貴州	浙江	五五〇、八七〇、〇〇〇	一、五一〇〇
雲南	雲南	五一七、二三〇、〇〇〇	三、九六〇〇

備考　本表の銷費數量は最近報告によりたるも報告なきものは所定額によれり。

兩淮行銷各岸稅則は一ならざれども報告中區別なきを以て平均率を揭げたり。

第二　第一期稅率比較表

產地	銷費地	現行稅率	改正稅率	比較 增	比較 減
直隸	河南	一、元三八〇〇	二、元〇〇〇〇	〇、元六二〇〇	
奉天	吉林	〇、六五〇〇	二、〇〇〇〇	一、三五〇〇	
黑龍江	東三省				
山東	江蘇	一、三二五〇	二、〇〇〇〇	〇、六七五〇	
山西	河南	二、一六〇〇 二、一七三〇〇 二、三四〇〇	二、〇〇〇〇		〇、元一六〇〇 〇、一七三〇〇 〇、三四〇〇
河東	河南				
山東	江蘇	二、四四一〇	二、〇〇〇〇		〇、四四一〇
淮北	安徽				

備考　甘肅省の北部は第一期の實行區域なるも同地の現行稅率報告なきを以て本表に揭げず。

第三　第一期徵稅豫定數表

產地	銷費地	銷費數	原收額	增加豫定數	減少豫定數
直隸	河南	三五九、六〇〇、〇〇〇斤	六、四二五、〇元六	七八、九四四元	
奉天	吉林	三六〇、〇〇〇、〇〇〇	二、七六九、四六八	四、四三〇、五三三	
黑龍江	東三省				
山東	江蘇	二一、二四〇、〇〇〇	二、〇三一、三四〇	二、三〇三、四六六	
山西	河南	三六、四七四、五〇〇 六〇、三〇〇、〇〇〇 五二、五二七、〇〇〇	一、九八五、〇四三	九八〇、九七四	
河東	河南				

| | | |

湖北	五五〇、八〇〇、〇〇〇	九六九、六八四九	四、〇七四、九〇二
四川			
貴州	三一、二三〇、〇〇〇	二三〇、三九四三	六六、八〇八
雲南			
雲南	二、三二五、一八六、三〇〇	五七四五、六一八五	一九、三〇五、二三五
合計			五、六三二、七二一
差引增加數			一三、六三一、七二一

新開放市場

支那政府は一月八日を以て直隸奉天、山東山西の各省中歸化城、張家口、多倫諾爾、赤峰、洮南、連山灣、龍口の七都市を開放する旨發表したり。

此七市場中連山灣、龍口の二は沿海市場なるも、多倫諾爾、赤峰、張家口、洮南、歸化城の五市は東部蒙古内地の市場にして、蒙支境界に僻在せるものなり、而して此等市場中洮南、赤峰、張家口及び龍口の市場は現今に於ても商業頗る殷盛にして且つ外國と多少の貿易干係あるも多倫諾爾、歸化城は交通不便の爲め未だ見るに足るものなく、連山灣は目下猶築港經營中に屬すれば元より言を俟たざる所也、其將來日本の密接の干係を有し、日支貿易上に大影響あるべきは、連山灣、龍口、洮南の三地にして、張家口、赤峰之に次き、多倫諾爾、歸化城更に之に次くの形勢にありと云ふべし、今左に新開市場に付き西方より順次略述せんに

歸化城は又庫々和屯と稱し、又俗に西口と云ふ山西省北部の要地にして外蒙古新疆に赴く要路に當り、張家口と共に對蒙貿易の二大市場たり、附近一帶は蒙古西二盟烏剌特鄂爾多斯の旗地にして、地味肥沃に物產多く、此地に集る物資は家畜、羊毛、羊皮、毛氈、油、大理石細工等あり、貿易季節に於ては天津北京との交通頻繁に、此地通過の駱駝商隊は其數夥しく甚だ壯觀を極む、市街は旗人、喇嘛、商賈の三區に分ち人口約三萬余あり、去る明治四十三年起工の張綏鐵道完成の曉に至らば、其發達期して待つ可く、西方蒙古市場として將來尤も有望なるべし。

張家口は直隸省萬全縣に屬し、京津地方より蒙古に通ずる第一關門にして俗に東口と云ふ、東北多倫諾爾に、西北庫倫に、西南山西大同鎭、歸化城等に通ずる街道の集合點に當り、北支那にては天津に次く大市場なり、貿易品の主なるものは各種毛皮、羊毛、家畜、岩鹽、曹達等にして、此等を北支那各地に、茶、綿糸、綿布、雜貨を蒙古各地に輸出す、而して此等貿易時期は、白河開放後三月より五月迄秋季白河結氷前九、十、十一の三月にして商況尤も盛とす、明治四十二年九月京張鐵道開通以來、貿易額次第に增進し、輸出入年額二千四百七八十萬兩に上れり。

市街は上堡、下堡及び口外の三に分れ、戸數一萬五千人口八萬餘あり、張家口在留外人は露國人多く日本商店は三井洋行出張所及び義成號あり、此次開放と共に益々隆盛に赴くなるべし。

多倫諾爾は俗に喇嘛廟と稱す、直隸省多倫廳の所在地にして、張家口と共に蒙古貿易上優要の地位を占め、北は海拉

爾、庫倫に、南は熱河、古北口等に通じ、東部蒙古所産物資の過半は必ず一度此地に集中輻輳し、更に北京天津等に輸出さる、物資は穀類、家畜、毛皮類、木材等にして、殊に當地製作の佛像佛具等は特產品として遠く外蒙古地方に需用さる、北支那殊に天津より綿布、綿糸其他日常の雜貨類を輸入す。

市街戶數千五百、人口一萬五千余なるも、毎年蒙古行商人の來集時期及蒙古人の喇嘛廟參拜期には俄かに人口を增加し、市況も又頗る繁盛を加ふ、昨年來蒙古兵亂の爲め市街は掠奪を蒙り、商業不振の狀にあるも、遠からず平和と共に恢復するに至るべし。

赤峰は俗に哈達と稱す、直隸省赤峰縣の所在地にして西喇木倫の上流英金河平原にあり、巴林、烏珠穆沁及び阿爾科市沁等の遊牧地を控へ、家畜の集散甚だ夥多にして、毎年陰暦七八月の頃に附近蒙古人の來りて交易するもの盛なり、物資に家畜、毛皮、及び烏珠穆沁旗產の鹽等を主とす、北支那より輸入さるゝものは麥粉、砂糖、綿糸綿布其他の雜貨類なり。

市街戶數千五百人口二萬余、現在交通不便の爲め僻隅の一市場なるも、東蒙古の將來尤も有望な市場なりとす。

洮南は蒙古名「サチカイモト」と云ひ、奉天洮南縣の所在地にして、又双柳鎭とも呼ぶ、洮兒河畔の平野に住せる東蒙古新開地として又滿洲より蒙古に入る門戶なり、近數年四邊の開墾非常に發達せる結果、此地に集まる農產物少なからず、蜀黍粟等の雜穀年額數十萬石に及び、中にも西瓜種を特產とし、鄭家屯及び齊々哈爾方面に輸出さる、當地に集散する家畜類は赤峰其他に比し多からざれども、市上及附近の需用に供せらるの外、哈爾賓地方に輸出せらる、其他皮類、曹達、雜魚等なり、輸入品は麥粉、豆油、材木、麻、煙草は伯都納より、露國雜貨は齊々哈爾、哈爾賓より、其他綿布、綿糸、砂糖、燐寸、石油等は營口、鄭家屯より輸入す。

市街は開放當時大規模に經營せしを以て、目下猶城內に空地多きも、戶數千余人口七千余を算す、此地は東蒙開拓の策源地なれば、將來四平街洮南線、其他洮南經過各線の敷設せらるゝに至らば、將來大に發達の望あるべし。

連山灣は奉天省の南端に位し、京奉線の連山驛より東方十哩にあり、所謂葫蘆島は寧遠の東方海岸に走れる西大山より、狹き砂州を隔てゝ海中に凸出せる一小山島にして、西大山の麓一帶の丘陵を段岡と云ひ、段岡と葫蘆島の西北端とを以て區劃したる錦州灣の一部を北海と云ひ、其東南葫蘆島中に灣入せる所を南海と云ひ、兩者を併稱して連山灣と云ふ、先年東三省總督が英人「ヒユース」氏の意見により築港せんとせるは南海にして、北西東の三面山丘に圍繞され灣形廣濶ならず、而して南方は全く遼東灣に開き對岸の被覆なきを以て、防波堤を築かんとするの計畫にして、北海の全部を埋立て三十萬坪の市街地を作り、連山灣より京奉線の連山に連絡せとするものにして、既に此間に輕便鐵道の敷設を了れり。

連山灣の價値は更に錦州洮南線の敷設と相俟て、遼西中樞の市府に集散する貨物を集注せしむ得可きにより、將來發達の望あれども、只葫蘆島の地形上土地狹小交通不便な

ると、防波堤築造により結氷の憂あること、海陸連絡設備をなすべき背面地に乏しく、給水に不便なる等の缺點あること又知らざる可らず、然れども支那政府が斷然此等築港の大事業を完成せるの曉には、只に地方的小商港に終らずして大連港の膨脹に影響すること少なからざるやも知る可らず。

龍口は山東省黃縣の西北六里余を距て、渤海に面せる小港にして、從來山東苦力の此港を經て浦鹽、營口に赴くもの多きにより有名なり、龍口港は淺瀨多きも左方に二哩余の半島あるを以て、風波を受くること少なく、從て沿岸航路の滊船四五隻は常に輻輳せり、其尤も交通の頻繁なるは大連にして、大正二年中の大連龍口貿易額は七萬圓に及べり、輸入品は石炭、麥粉、雜穀、雜貨等にして、輸出品は果物、支那素麵、生牛、鳥等なり、龍口は近年尤も發達し、目下戶數七百人口三千余あり、日本人は滿鐵出張所員田中商會支店其他十戶に過ぎず、本港は其背後に山東の商業地黃縣及瀧縣を有せるを以て、開港と共に將來山東北沿岸の貿易港として、芝罘を凌駕すること遠からざるべし。

○最近三年支那石炭產額

	一九一〇年	一九一一年	一九一二年
滿洲	八五〇、三六	一、三〇〇、〇〇〇	一、六五五、〇〇〇
直隸	一、三三四、五二三	二、一六四、五二三	二、八八七、一三〇
山西	二、三七六、〇〇〇	二、五五〇、〇〇〇	二、七二二、〇〇〇
陝西	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	六二、〇〇〇
甘肅	三〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇
山東	五九五、四二三	一、九三三、四五六	一、五九七、四八五
河南	三五七、三〇七	九〇〇、三〇五	一、一八二、〇〇〇
四川	三四〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	三六八、八五〇
貴州	三五、〇〇〇	五〇、〇〇〇	四七、〇〇〇
雲南	一八、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三七、〇〇〇
江西	六一〇、二〇〇	八〇〇、〇〇〇	一、〇三七、六四〇
湖南	四三〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	四八〇、〇〇〇
湖北	一五〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	—
安徽	四〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇
廣東	三七、〇〇〇	五〇、〇〇〇	四七、〇〇〇
廣西	七五、〇〇〇	七〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇
江蘇	—	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇
蒙古及其他	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	七、〇〇〇
合計	七、二八八、一七〇	九、九四七、七八八	一三、一三一、一三五

通信

漢口通信

○黎元洪の北上と段祺瑞の南下　段が忽然湖北に現はれ黎が倉卒北京に去れる一事は、甚しく内外人の耳目を聳動せり、黎は段到着の翌九日段歡迎を名として文武各官及民間有力者を都督府内に招き、宴終るや直に段の歸京を送ると稱して僅に數人の從者及一隊の護衛兵を伴ひ段と共に軍艦に乘じて江岸停車場に到り、段は同處より引返して都督府に入り、黎は其儘北京に向へり、されば一般市民は勿論都督府幕僚すら多くは段の歸來を見て始めて黎の北上を知りし有樣にして、翌十日段が都督代理を宣し五日以内に事務引繼を了すべく布達するや、官民上下の驚愕一方ならず、各官衙は鼎の沸くが如き混雜を來せり、都督府は切りに黎の北上の一時的なるを辯疏せるも、事の眞想發表せられざるを以て一般官民は疑心暗鬼臆測は臆測を生み、巷說紛々適從する所を知らざるものゝ如し、然れども翻つて袁黎二人今日の立場に就いて仔細に觀察せば、此間の消息亦略推測し得られざるに非らざるべし、由來湖北は難治の地、加ふるに革命以來首義の區として大小無數の功勞者充滿し、而かも彼等の殆ど全部は閱歷才能共に未熟の青年のみにして、動もすれば不穩の擧に出で過去二年間殆ど寧日なく、黎はホト〳〵之が制御に苦しみ時に退志萠さざるに非らざるも、元々平々凡々の彼一朝唯一立脚地たる湖北を去らんか、革命に由つて僥倖せる名聲は忽にして喪失せんことを恐れ、久しく去留兩難の間に彷徨せり、然るに前に熊總理の減稅方針發表せられ、黎亦大に之に贊同し、切りに機關裁併冗員淘汰の實行を焦慮せるも、奈せん四圍の關係上果斷の擧を許さゞるものあるを、於是彼は官制を楯として之を强行せんと企て、地方官吏は本省回避せる前淸の舊制を復活せんことを主唱し中央をして之を採用せしめたり、蓋し革命以來地方官衙公所は悉く本省人を以て占領せられつゝあるを以てなり、然かも本制實施の結果は現在の官吏全部を更迭せざるべからざるに至り、實行愈困難に陷り懊惱煩悶退志漸盛なるの時、恰も好し袁の甘言優禮以て上京を促すあり、此に斷然北上を決し、密に饒民政長をして之が打合をなさしめつゝありしものゝ如し、然るに袁は第二次革命に由つて强敵國民黨を倒し、內外の要部は殆ど彼れが腹心の徒を配置するを得、地盤益鞏固となり是よりして天下の事總て彼れが意の儘たらんとするに

際し、獨り憚る所のものは黎の湖北に在るのみ、蓋し黎は元是れ好々爺にして何等野望を懷抱せるものに非らず、南北統一以來自ら進んで袁の傀儡に甘んずるもの、殊に近來全然實力を失ひ本省内に於ける民望亦昔日の比に非らず、袁に取り甚しく恐るゝに足らざるが如しと雖、然かも革命首義の一事に由つて内外に博せる名聲は今尚侮るべからざるものあると、且つ袁の專制手段漸く惡辣なるに從ひ、民心或は黎に向はんとするの傾向なきに非らざるを以て、袁は之を中央に呼び一方地方との關係を疎隔すると、同時に他方巧に之を操縱して以て自己野心遂行の一具となすの猾策を廻らし、國會處分地方官制改革軍區設置等諸種重要問題の商議を名として、强いて之を中央に招致せるものに非らざるが、されば吾人は黎今回の北上が餘りに突然なると又其行動が餘りに小刀細工的なるに一驚せしも、彼が再び湖北に歸らざるの一事は當時既に斷言せる所なりし、果然彼上京後の態度段其後の遣口は漸く吾人の斷言に裏書しつゝあるを知るべし。

○黎の北上と民心　黎の北上に對し巷説紛々たるは前述の如し、然かも之に由つて民心動搖等の兆候を認めず蓋し黎は革命成功に依つて一時驚くべき民望を收攬せしも、其後の施政全然宜を得ず、官紀は弛廢し財政は紊亂し、加ふるに昨夏以來屢大虐殺を反覆し、其都度多數の良民を誤殺せる結果、民心漸く離散し、前に黎菩薩と呼びしもの後には黎屠戶と綽名するに至れり、幸に第二次革命に於て彼の態度終始一貫武漢三地を旦夕の危機より救ふを得たるよりして、多少人民の惡感を緩和するを得たりと雖、然かも過去二年の劣績に由つて失墜せる信望は容易に恢復すべくもあらず、湖北が黎の治下に在る間は到底平和の確保生命財產の安固は得て期すべからずとは一般人民の均しく覺知せる所たり、而かも敢て之を口にするものなかりしは之が更迭の困難なると、適當なる後任を得難きが故のみ、されば彼今回の北上は軍政各界の有象無象をして一方ならず狼狽せしめたると、紛々たる揣摩説を流布せしめたるの外何等の反應あるを聞かず、反つて一般社會は無能の黎を逐ふて名聲嘖々たる段を迎へたるを喜べるの傾向あり、彼の一部官民間に黎の爲に紀念亭を建設し銅像を鑄造せんとの議ある如きは、義理一遍の申譯に過ぎず之を以て直に黎の德望を云々せんとするは誤れり。

○段の就任と長江の兵權　軍政兩界の大立物として、又袁股肱の隨一として次期大總統を以て擬せらるゝ段が、現に軍區設定軍隊整理等の重大問題を控へたる陸軍總長の要職を遺棄して、特に一地方都督として湖北に臨めるに就いては必や何等かの理由を存せざるべからず、彼が日人某氏との對話の口吻と、湖北及長江一帶の現勢に依り彼南下の使命を推測するに先づ黎によりて遂行し能はざりし軍隊官衙の裁併を斷行して、中央政府の方針たる減稅を實

行し、精鋭なる新軍を組織して自己の羽翼を養ひ、革命に因緣して政界に跋扈せる泛々たる輕薄者流を一掃して自己の腹心或は前淸官吏を起して、要路に配し、以て湖北の禍源を根絕すると同時に、湖北を全然北方の勢力範圍に化し、更に進んで將來設定せらるべき軍區長或は更に大なる軍職を特設して自ら之を兼任し、長江一帶の兵權を總攬し以て匪徒の蠢動を杜塞し、並せて袁の野望實現の日必然起るべき南方の動亂を未然に防壓せんとするものなるべし、現に劉冠雄が長江巡閱使を辭して段を後任に推薦せるが如きは、或は此間消息の端を漏せるものに非らざるか。（十二月二十日發）

湖南通信

湯都督の地位

湖南都督湯薌銘は施政方針狹隘にして其手段の峻刻なると、地方紳士を利用するの明なくして少壯客氣に驅られ自己の不明を衒ひしと、一つは外國に久留して自國の事情に暗く、且つ海軍出身にして政務に習はざるため、今日は部下の屬僚にも嫌氣を生じ、一般省民及紳士商紳等も惡評を放ち、商務總會の一二員より北京政府內の同鄉人に通じて湯都督の排斥を試たるは十二月の初めなるよし、故に北京政府よりは內訓を與へ、施政方針を寬にすべく命じたる由、又湯都督は財政司長の人選等にして北京政府の小言を受けたる等にて得意なるにも非す、多少の不平を抱きて辭表を提出し自己も折々久住を好まざる口吻を漏らし居れり、而して時節柄とて自己の周圍の防衞を嚴にし居れりと。

國民黨分子の散在

長沙城內は一人の殘黨を留むる餘地なく、且つ目星を付けられしものは日本に逃竄せるが、頭角を顯さざる多數の同臭味は城內の商工界に、或は地方僻陬には決して其種を滅せず、其中無賴に化し土匪中に混入せるもの少からず、北京より派遣の探偵等中に一二人の面識を得たるものに探ぐるに彼等も之を知れるも第二革命に重要地位に居らずして內助を與へたるものを擧れば、到底枚擧すべからざるを以て放任するの外なしと云へり、益陽縣、瀏陽縣、及寶慶府附近には尙多數の分子土着し居れるを以て、必しも革命分子の全滅せりと云ふは皮相なり。

軍隊の近況

北京兵二千七百名を有し、湖北兵八百二十名、湖南兵の少數（四百十名と云ふも不確なり）を殘せる軍界は、北京兵の跋扈甚しく、次に湖北兵も威張り居りて最も無勢力なるは湖南兵なり、湖南兵は訓練も不完全なるを以て威壓の下に不平を包み居り、時々湖南兵の怨言を耳にすることあり、若し湖南兵にして多數なりせば必ず一騷動を免れざるし、都督は湖南兵の解散を急ぎ居れるも、湖南兵は湖南

の財政範圍に屬せるを以て解散手當の準備中なり。

礦山熱の勃興

財界の必迫より投機の念を增長し、一攫千金を狙ふは殆近來の流風を成し、既開の礦山にして江華縣の錫坑華阜公司の如きは、獨逸商禮和洋行より投資し、礦物專買を契約せしに拘らず、（礦物は長沙礦務局より管理して債主に交付せるを以て）礦價に損失を生ずることあり、故に一面には日本人に投資を乞ひ來るもの多し、一つは上流（湘水）より民船にて運漕して長沙に來り、歸途は積荷なくして空船を引き去るため、運賃の不廉となるを以て永州より廣東に拔けて英商に密賣し居るものあり。

寶慶府境域より長沙府境に至る間の武岡縣、安化縣、新化縣、益陽縣方面は、錫、鉛、鐵、黑鉛等の未開礦山多く、未だ西洋人の指を染めざるものあるを以て、小資本にて採掘せるもの又採掘をなさんとするものは、長沙に見本を持込み五萬圓より十萬、十五萬或は五十萬圓位の小借欵を求め來り、重もに先づ日本に關係を求むる者多し。

寶慶府境の新寧縣には、天福公司と稱する「アンチモニー」を開坑せしが、資本缺乏して露國商隆記洋行より先づ十萬兩を借欵したり、礦物の產額を加ふると品質の良好なるときは尙更に增資する筈なり、以上は該公司總長蕭次順なる者より聞けり。

米穀輸出の現狀と「ボイコツト」

目下米穀の輸出額は甚僅少にして、怡和汽船會社より一回日淸汽船會社より一回漢口に運漕せしのみ、其數僅に千四五百石に過ぎず、是れ未だ舊曆年末に迫らざると、當地の米價上米八串文に超ふるを以て、漢口相場とは運賃及關稅釐金等を加ふれば損失を加ふるを以て、地方米の城內に入るもの少きが原因なり。

近數日間に荷主は各汽船會社卽ち日淸、大沽怡和等の外國會社に對し「ボイコット」を起せり、上述の會社は强硬の態度を取り一切讓歩せず、荷主の困到するを待てり、必竟荷主は運賃引下げの示威にして、前月來上海漢口に於ける同一擧動の波及にして、上海方面は多少會社側にて緩和したるも、漢口長沙間は各社聯合して强硬に出で居れり、舊節季に向はば荷主側にても多少の軟化を見るべく、汽船會社中にも融和の傾向せんやも知れず、（大正三年一月二日發）

甘肅通信

（十二月二十三日西寧府發）

一、Golok Tribes

中部支那に於て過去二年間に亘りて吹き荒みたる政界の暴風も、甘肅の邊境にては轉た靜穩と云ふの外なかりき。强ひて言へば西藏兵甘肅軍と小紛擾を致し、遂に衝突して西藏兵は十五名、甘肅軍は二名を失へる事位が大事記たるべきのみ、然れども彼等が西藏人を遇する方法は、余の見

る處を以てすれば確かに將來に於て發生すべき問題を播きつゝあるものなり、兩者の間には必ずや紛議を生ずべく、其の結果は不公平なる取扱は自ら其に相當する報酬を得べしと謂へば足れり。

コロク族は數月前其代表者を當地に派して青海及ひ北部西藏の代表者と會見せり、其目的は中華民國に投降すべきを以て邊境に來りて交易を許可せられたしと云ふに在り。

ゴロク族は北緯三十三度乃至三十五度、東經九十九度乃至百零一度に亘る黃河沿岸に住する種族にして、性强悍、ゴロク人と云へば附近の各種族は戰慄する程なり。彼等は凡て山賊にして土匪なり、彼等は野獸の如く林間や溪谷を驅け廻り、物あれば掠奪し、人居れば虐殺す、清朝は之れを征服すると共に罰として彼等の土產を邊境市場に持ち來ることを嚴禁せり。されば彼等は止むなく仲買人の手を經て交易し、仲買人は主として回敎徒なりしが、仲買人の爲めに利益を壟斷せられ、彼等は常に不平怨恨止る瀨なかりしなり。

彼等は再三再四滿洲政府に對して本問題に付き請願する所ありしも毫も成功する處なかりし。

今回は Namtsong Gomba の Agurning Fah はゴロクの代表に對して居中調停せる所ありしも尙ほ未解決に終れり。

斯の如くにして彼等は西藏高原を橫行しては不相變其本能を發揮して山賊的行動を敢てしつゝあり。

尙ほ一八九八年 Dr Holderer 及び Prof. Futterer 及一九〇四年 Lieut. Filchener が西藏旅行の時、何れも此のゴロク界にて其所持品の全部を奪はれたるは今尙ほ世人の記憶に新なる所なり。

二、Kumbum 禮拜堂燒失

甘肅西寧は有名なる喇嘛僧宗喀巴の生れたる所なり宗喀巴は紅敎の墮落を憤慨して自ら西藏に赴き、新に黃敎を開きたる一大喇嘛にして、漸次紅敎を壓倒して今日の盛を致せるものなり。故に西寧には有名なる喇嘛少からず、然るに其大伽藍たるカムバムの大喇嘛寺は今回燒失せり。一物を留めずして烏有に歸せり。

此の大寺院は世界的に其不幸を悲しむに足る、一九〇〇年北京に於ける翰林院の慘事と相俟つて古物學者をして最も悲嘆に陷らしむべし。カムバムの石造大伽藍には三千六百人の僧侶を容るゝに足る殿堂を有し、禮拜讀經の折には僧侶は各自の住居より山を下り、黃なる衣、紅なる靴、近世の一偉觀たり、而かも今や亦此堂なし、火災の原因は不明なるも、數百の提灯中其一つより發火したりとの事にて幸に風向は南風なりし爲め、金瓦の一殿堂丈けは殘存せり。

カムバム大殿堂失火の後幾何もなく當地大喇嘛の家に又々火災起り、其馬三頭を燒き殺せり。大喇嘛は前世は貧しき支那人の家に生れ、煉瓦燒を業とせるが、其の當時現に燒失せる大殿堂の建立に掌はりたる由、而かも彼は極めて

忠實なりしかば後世必ず大喇嘛に轉生すべしと託宣あり、即ち今世は活佛として生れたる所以なりと。

そは兎に角大殿堂の燒失、大喇嘛の火災、而して大喇嘛の前世と大殿堂の建築、此の如く因緣複雜なる故喇嘛界にては種々なる流言蜚語を放ちつゝあり。

三、大總統當選祝賀會

袁世凱の大總統に當選するや、當地の支那青年は二日に渡りて大祝賀會を設し、小丘に會場を設けて青年等は代る〳〵に祝辭演說を行ひ、湖南人某の如きは「之れ實に支那が强國となる第一步にして、將來中華民國は蒙古を回復し、露國の勢力を驅逐して亞細亞の主人たらざるべからず」と意氣健康たるものなり。

四、電　信

多年宿題たりし電信は今回初めて當地に通じ、既に電信局も開設せられたり。

五、阿片其他の收穫

阿片は實に近來稀なる收穫なり、然るに雜穀の如きは殆ど饑饉同樣にして、麥粉は一八九五—六年回敎爭亂當時と同一高價なり、此冬季貧民の生活は實に慘狀見るに忍びざるものあり。されば農民等は夢中となりて阿片の生長を樂しみつゝあり、富豪は又此の阿片を買占めんと企てつゝあり。阿片禁止法は宣布せられ、之を犯すものは銃殺せらるべしとのことなれども、蘭州以西にては當分行はれ難かるべし。

六、軍　隊

回敎亂事以來今日の如く軍隊の數多きことは未だ曾て無し。市內の隅々迄兵隊を以て埋められ、バラックスは常に滿員、城壁は兵士橫行し、練兵場は賑ひ、宿屋迄兵士の爲めに占領せられたり。將軍は回敎徒にして極めてアクチーヴなり、彼は城壁上の望樓等を凡て修覆し、白堊を以て塗り換へ、西寧は一大鎭守府たるやの觀を呈せり。市街の小屯所も凡て白色ペンキにて塗り立てられ、近來城壁の大修繕をなしつゝあり。

七、郵　便

蘭州郵便長局として Lieut. Commenciari の着任以來吾人は新聞等を正確に受領しつゝあり、是れ以前は手紙などは隊商よりも遲きことあり。元來此地方の郵便局長は鳥と異らず、暫く此枝に止ると思へば　數月にして直ちに彼の枝に移り、一年と止るものなし。

コムメンシヤリ氏は遙か天津より來り、着任以來已に三ケ月を經たるが、今や彼は再び浙江に轉任すべしとの事なり。

八、Labrang 活佛

本日(十二月二十三日)蘭州より有名なる富僧ラブラン活

佛當地に到着せり、凡ての官吏は出迎に行き、商戶は五色旗を戶毎に翻へしつゝあり、彼は此地に自己の別莊を有し此處に宿泊するを常とするも今回は警察署に投せり、今回彼の來訪せるは將軍（彼と親友）訪問の爲めにして、將軍は西藏語に堪能なり。

九、升允

前の甘肅總督升允は其後如何なりしや全く不明なるも、當地にては彼が蒙古軍を從へて西安に猛進中なりと噂とり〳〵なり。彼の妻子眷族は今も尙ほ當地より五淸里なる田舍にあり。（ノースチャイナデーリーニュース）

▲宣統三年支那鹽稅額▲（單位元）

直隸	七、〇二六、三二九	熱河	八六、七九
哈爾賓	八五、四四六	山東	二、一二九、一九二
山西	一、九八五、四二八	河南	一、三二七、一三三
江西	一六、三四一、九五四	安徽	一、〇三三、七九九
江西	七〇一、二五二	浙江	三、三五六、三五六
福建	四、〇五六、二四六	陝西	一六、六〇二
甘肅	一六、六二一	新疆	一七、四二一
廣西	九四四、二七三	廣東	二、六八二、九四八
湖南	三、〇六七、四〇〇	湖北	四、四三八、七一七
四川	七、〇一五、三一八	川漢邊	八、六四〇
雲南	二、三二〇、一二七	貴州	九〇三、六二七
奉天	二、三二九、三六三	吉林	二、一九七、三七三
合計	六二、九六〇、七八		

寄贈圖書

通商公報	七八號
同	七九號
同	八〇號
奉公	大正三年　一號
東洋經濟新報	六五七號
朝鮮總督府月報	第四卷一號
Mecheroutieette	No 49
極東	五九
山林公報	大正參年　一號
特許公報	七一號
實用新案公報	一一七號
日華公論	二〇號
上海	四九號
大實報	二一九號
商工月報	五六號
商標公報	一二五號
名古屋濟雜誌	二卷　一號
會報（南洲敎育會）	七號
時事彙存	二卷　四號
國家學會雜誌	二八卷　一號
水產	三六七號
地學雜誌	三〇一號

政治

○總統府の四要案　前日袁總統は特に秘書廳に命じ數件の要案を國務院に密送せしめ一週間内に其回答を求めたるが其内容は左の如しと。

外交に關する要件

一、西班牙及墨西哥に專使を派遣する使署の地點

二、關稅改修に就て各國に照會したる後の進行方法

三、全國交涉清理方針

財政に關する要件

一、財政困難の現狀

二、以後の財政維持策

三、借款の融通方法

陸軍に關する要件

一、各省軍隊の裁撤及改編方法

二、蒙邊添設の鎭守使及司令部

三、各省裁兵後の整頓方法

四、現在各省の匪徒防禦方法

内務に關する要件

一、文官試驗後の吏治整頓方法

二、全國禁煙禁賭の嚴勵進行法

三、全國の戶口（順天時報）

○國會愈々解散　一月十日附を以て袁大總統は左の如き命令を出せり。

本日政治會議は救國大計諮詢の一案に對し呈覆す其稱す

る處に據れば前に兼領湖北都督黎元の電呈せる憲法修正の一節は約法を指して云へるものならんが這は約法增修程序諮詢案に於て別に議覆を行ふべく其の國會現有の議員は資を給して回籍せしめ別に招集を俟たしむるの一節に對しては應に兩院現有議員の職務停止を宣布せんとを請ふと言ひ並に兩院現有の議員は既に現行國會組織法第十五條所載の總議員過半數の規定と符せる故に再び現行國會組織法第二條及第三條の組織と爲すを庸ひざると並に給費如何の處置は政府より迅速に籌畫施行し回籍と否とは各議員の隨意に任じて政府より問及するの必要無しと云へり本大總統詳かに之を披閱するに該會議議覆の各節は該前兼領湖北都督黎元洪等救國の苦心と深く相ひ契合す卽ち其陳ぶる所の大要は速に國會の組織を改良するにあらずんば國會を尊重するの公心と符せずと爲す洵に時勢に適合する正當の辦法に屬す查するに兩院現有の議員は既に現行國會組織法第十五條所載の總議員過半數の規定と符せず應に政治會議の議決に依照して議員の職務を停止し再び現行國會の組織法第二條及第三條の組織と爲すを庸ひざるを宣布す所有民國議會は正に本大總統の約法に依照して別に召集を行ふを俟つべし此理財政總長より迅速給資如何の處置を籌畫施行し余は該會議所陳の如く辦理すべし兩院現有の議員に至つては職務停止宣布の日より起りて既に均しく再び國會組織を庸ふる勿れ一に應に兩院の事務は內務總長より籌備國會事務局を督飭して分別妥籌辦理せしめ誤を貽すを免れ以て本大總統の國會を尊重するの初意に副ふべしと令す。（國權報）

○大總統の改省計畫

大總統は熊希齡以下各國務員を總統府に召集し黎副總統以下各都督等も列席の上改省政策に關し協議する所ありしが、總統は改省政策を以て地方整理の要圖となし夫れがためには種々の研究を待つ可き者多きも最大の前提と爲すは財力と用人にて何れも其れ相當の方法を講ぜざる可らずと爲し辦法三ヶ條を議決したり左の如し。

一、政治會議の前提案として決議する事

二、國務院に於て緩急何れにすべきかを覆議し參考に供する事

三、各省現在の形勢を調查し進行の方針を定むる事（國權報）

○憲法制定進行辦法

憲法制定に關しては總統府に於ても焦慮しつゝありと云ふが目下其進行辦法として左の如く決議せりと云ふ。

一、先づ約法の各修項を修正して現時の適用に適せしめ且つ將來憲法の準備と爲す。

二、以前擬定せる憲法草案は之を破棄し別に憲法起草會を組織すべく法制局をして憲法起草會組織法案を起草せしむ

三、新憲法起草後全國に宣布して該草案に對する反對意見の有無を徵求す。

四、若し反對意見を呈出する者なき時は卽ち該草案の成立せるものと爲し新國會を召集し議決後公布して施行す。（國權報）

○蒙古王入京

內蒙古各盟旗の王公等は從僕を從へ絡繹として入京し皆東安門內外に寓し居れるが其入京の要務

は舊慣に從ひ淸帝に朝覲する外又內蒙古の治政に關し大總統に謁見して意見を開陳する爲めなりと故に蒙藏局は此等王公を招待する筈なりと。（國權報）

○政府組織問題　目下內閣問題に關し總統制を採るか內閣制を採るか中國の現狀に照して研究中なるが今之に對する各方面の種々なる議論を總括するに三種あり、第一總統制を主張する者は法制局長施愚總統府顧問米國人グードノウを初め政友會の大部進步黨の一部亦之に贊成せりと、第二內閣制を主張するは現政府閣員の一半及進步黨公民黨の各一部之に和し第三折衷制を主張するは有賀博士總統府方面の一部並に進步黨公民黨の一部なりと云ふが此の三派の中最も優勢なるは折衷制派にして該問題は將來約法改修に密接なる關係あれば修正機關開幕の劈頭に於て本問題の得失に論戰を唉かすべしと云へり。（北京日報）

○進步黨議員の現狀　最近の消息に據るに進步黨議員は已に出京歸鄉せる者約三分の一を占め其余三分の二は依然北京に殘留し居れり而して其歸鄉者は多く北方近京地方より選出されし議員なりと尙各議員の十一月分手當は公債現銀半額宛已に支給しありと。（北京日報）

○姜桂題の辭意　熱河都統姜桂題は昨年赴任せる後軍隊を率いて蒙匪征伐に從事せるが齡既に古稀を迎へ崎嶇の山路を奔走するに乘馬又以て便ならず爲めに健卒一名に命じて轎を擔がしめて之を乘用とすと云ふ模樣なりしが現在に於ては蒙匪も既に退却し該都督も亦熱河に回駐し居れるが常に其左右に云へらく精力衰微し重責に勝へず故に大總統に向ひて辭職を乞ひ殘年を休養せんと。（北京日報）

○滿族同進會　滿族同進會々員は固と四百餘名ありて一人毎に四季銀一元宛を支出し居たる爲今に至る迄存在せるものが該會の主張は一として見るべきものなく何等の結果を擧げざるより會員は紛々として脫會し會費を納めざるにより消滅に歸せんとしつゝありて若し此會にして消滅せんか將來滿人の善後策を講ずるものなく旗人の生計は益々困難に瀕せるを以て八旗都統は同心協力して各百元宛を出し滿族同進會の經費に充て且つ最初の主義を堅持し發展を期すべしと云ふ。（北京日報）

○官職制度の等級　民國官制は目下起草中なるが其草案中官と職とあり官は終身の資格にて職は隨時變更するべく職制は現行制度と格別變りなきも官は三等に分れ一等を卿二等を大夫三等を士と稱し卿は特任太夫は簡任及薦任士は委任たるべしと云ふ。（時事新報）

○議員遣散費　議員遣散費に關し政治會議の結果多數は之を以て審査する限りに非ずと其提案を否認し且つ給資辨法は已に兩院を通過し只公布せるのみとなせるが其の旅費章程を標準すれば十一十二兩月を加へ其額千元以上なりと云ふ。（時報）

○宣統帝の訂婚　宣統皇帝は年齡未だ幼けれど從來の帝王禮により佳配は早く選定すべきを以て故孝定皇太后在世の時曾て物色せる妃多數に上れるが今聞く所によれば瑾大妃及世太保等主に媒介の勞を取り喀拉沁親王貢桑諾爾布の女王を將來宣統皇后に爲すに決せりと。（順天時報）

軍事學事

○軍區問題の綱要　改省問題と共に重要視されつゝある軍區問題については夙に陸軍部内に研究され段總長在京當時已に國務會議に提出されたるが其實行は兎に角改省後に於て爲すべく左の四大要綱より成れるものなりと云ふ。

一、各區區に軍區長一名を置き現在の都督を之に充つ
二、重要なる地點には鎭守使を置く
三、以上の各職は皆陸軍部の直屬とす

軍區の權限

一、中央政府より軍政民政の範圍を劃清す
二、軍區防務の章程
三、軍區一律の辨法

軍區の審計

一、各區に審計總長一人を置く
二、各師に審計官二人を置く
三、各旅に審計官一人を置く、而して審計總長之を指揮す

劃區の手續

一、進行籌備の方法
二、司令の地點詳定
三、省軍の章程支配（順天時報）

○列強の駐支軍隊數　過般露國公使の提議せる支那北省駐紮各國軍隊撤去の儀は目下北京公使團の一大問題となり居れるが今左に支那全體に亙りて各國軍隊兵員數を見るに我が國を除く外合計一萬〇五百四十余名にして之を詳細に區別せば左の如し

英國　北京　一、〇九五人
　　天津　一、四〇〇人
　　廣東　一〇人
　　其他　五六五人
合計　三千〇七十名內印度兵八百名

佛國　北京　三〇〇人
　　天津　九〇〇人
　　廣州灣　四〇〇人
　　其他　六三〇人
合計　二千三百名

獨國　北京　一五〇人
　　天津　二七〇人
　　漢口　五〇人
　　青島　二、三〇〇人
　　其他　三〇人
合計　二千八百名

米國　北京　三二〇人
　　天津　九七〇人
　　唐山　二八〇人
合計　千五百七十名

露國	北京	二七七人
	天津	七四二人
	楊村	二七人
	芝罘	一〇人
	漢口	二七〇人
合計		千三百二十六名
伊太利	北京	二〇〇人
	天津	一一人
	漢口	一〇人
	其他	一一三人
合計		三百三十四名
墺國	北京	八〇人
	天津	三四人
	其他	六人
合計		百十一名
和蘭	北京	三五人
合計		三十五名
白義耳	北京	二三人
	天津	八人
合計		三十五名（北京日報）

○徵兵制研究會　支那現在の兵制は概ね兵丁を募集するに依り陸軍の經費比較的多額に上り現政府は國內の整頓するを待ち徵兵制度を實行すべく徵兵に關する一切の研究を來週より武學會に於て開き以後續いて徵兵研究會なるものを設置すべしと云ふ戶籍制度の不完全なる支那に於て徵兵制度を云爲するは本末を誤れるものと云ふべく先づ戶籍制度より制度するを急務とす。（北京日報）

○砲臺增設計畫　武昌の都督府にては長江及び漢水の防禦に充つるが爲めに現在の砲臺を修理するの外更に各地に砲臺を增設すべく計畫しつゝありて其增設地は長江筋に於ては武穴黃州金口寶塔洲の四ヶ處漢水沿岸に於て沙洋鎭老河口の兩處に新築する筈なりと出ふ。（國權報）

○長江巡閱使の權限　張勳は已に長江巡閱使に就任したるが其權限は左の如きものなりと。

一、長江巡閱使は湖南湖北、江西安徽江蘇五省の海軍を管轄し陸地軍隊に對して統轄權無し。

二、職權內の事宜に關しては直接總統及參謀部海軍部に責成するを准す。

三、各省地方の公事及軍隊の交涉事宜ある時は宜しく各該省都督民政長に會商し各々中央政府に電達して辦理すべし。

四、各該省地方の公事及軍隊が長江海軍に交涉ある時も各該省長官は又長江巡閱使に會商し各々中央政府へ電達して辦理すべし。

五、長江巡閱使は都督の節制を受けず。（時報）

○巡閱使の軍器購入　長江巡閱使張勳は所屬各軍隊の軍器缺乏せるを以て軍械科員姜朱二科員を當地に派したるが右二科員は再昨日已に南京より來滬し禮和洋行と商議して機關銃六挺小銃二千五百挺彈丸二十餘萬粒を購入すべく訂約し四週間內に調達すべき運びとなれりと尙ほ右二

科員は一昨日製造局内鄭鎭守使に面會して此旨呈明したりと云ふ。（順天時報）

○巡閱使と軍艦　張勳が長江巡閱使に任ぜられてより長江艦隊の幾部分も亦同人の指揮に歸することゝなりしを以て武昌に碇泊中なりし楚材楚有楚同の三砲艦及び湖隼楚富江鯤の三驅逐艦は何れも巡閱使の檢閱を經る爲め南京に赴けり但し其何艦が長江巡閱使に隷屬することゝなるべきかは未だ明かならずと。（時報）

○第二師團解散　武昌代理都督段祺瑞は今回湖北第三師團長王安瀾が襄陽鎭守使に陞任せると共に第三師團の全部に向つて解散の命令を發せりとの事なるが第三師團は殆んど王安瀾の爲めに其名義を存留せられありしものにして其實一個師團としての價値なきのみならず其訓練も亦行屆かず例の革命役に於て雇入れたる烏合の衆に過ぎざりしを以て之を解散することゝなし王安瀾も亦之を希望したるが爲めなりと尙ほ王安瀾は現に襄陽に駐在するを好まず自から蒙古征伐に參加せんことを希望しつゝありとの說なり。（時報）

○湖北兵解散　段祺瑞は湖北の軍隊を三ヶ月內に悉く解散せんとの計畫を立てたるが之れ北方軍隊を以て代らしめんためなりとの事にて而して第三師團兵は已に解散に着手し居れりと。（時報）

○藍天蔚の將來　藍天蔚の位置は目下軍界に於て注目されつゝあるが大總統も其用ふべきを知り全國憲兵司令部設置の計畫あり不日該條例の發表を見るべく其司令官に藍を据ゆべしといふ。（順天時報）

○海軍學校開校　海軍總長劉冠雄は前きに海軍總司令李鼎新と海軍學校を吳淞に設立せんことを議し英國海軍大佐を聘定して同校の校長となし且同國士官六名を教師に依囑して教練を請ふに決せるが大佐以下一行は不日上海に到着すべきを以て李司令は一行と帶同して吳淞に赴き一切の視察を遂げ本年二月を期して總べての設備を畢へ翌三月の候に學生の入學試驗を行ふべしと云ふ。（時事新報）

○國民大學の合併　北京西城の國民大學は上海中國公學と合併され兩大學の經費及學生共に打つて一丸となし職員も全部打消し新に組織すべしと云ふ而して其名稱は中國大學或は中國公學大學部と爲さるるが未定にて總長には熊希齡校長には黃雲鵬任命さるべく黃雲鵬は已に本月一日より事務をとりつゝありと云へり。（時事新報）

外交

○各國の賠款要求額　北京駐紮公使は已に外交部に向て第一次革命の際各國の受けたる損害賠償を要求したりとのことなるが其要求額は下の如しと。

獨逸	九、九二〇、〇〇〇
佛國	六、六二七、〇〇〇
露國	二、一八〇、〇〇〇
英國	一、四二八、〇〇

米國　一、一七七、〇〇〇
白耳義　五八〇、〇〇〇
丁抹　四六〇、〇〇〇
墺國　四四六、〇〇〇
日本(京津のみ)　四三九、〇〇〇
伊太利　二〇〇、〇〇〇
和蘭　六八、〇〇〇
西班牙　一〇、〇〇〇
合計　二三、五四七〇〇〇

右の要求額に對しては支那政府は已に公使團に減額の交涉中なるが由なるが右の內佛獨兩國の要求額は實に突飛極まるものにして而して我國の要求は京津のみにて右の額なれば他地方のものを加ふれば亦た巨額に達すべし、聞く處によれば五國借款中二百萬磅は已に之に充當することゝなれる由。(時事新報)

○特別外交會議議案

北京外交部は早くより中央と各省との間に特別外交會議を開かんとし其準備として曾て關稅改修及び從來各國と訂結せる國際條約を修改するの議案を擬定し居たるが同部の諸項を表列し討議の準備として之が調査を爲し居たるが近日聞く所に依れば本案も已に夫夫調査を了へたりとされば其開會の期も遠きに非らざるべし。

(甲)領事裁判權收回の議案
一、外人と支那人間の訴訟法研究
二、各處裁判所の章程
三、各國法の精要討論
四、裁判官の資格評定
(乙)租界境界線劃定の議案
一、地點區域廣案の註冊
二、界石の注重
三、租界內外に於ける權限を妥訂す
四、車馬通行章程確商
(丙)外人の內地游歷を限制するの議案
一、護照を驗查す
二、游歷地點を注明す
三、游歷の目的
四、游歷の期限
(丁)教會堂查明保護の議案
一、各省所在の教會堂を詳查す
二、某國某教を注明す
三、牧士の姓名
四、會堂在籍の人數
(戊)在留外人に關する議案
一、在支那外人は均しく應に國際私法を遵守せしむ
二、在留外人の戶口を詳查す
三、職業及び渡來年月の注明
(己)外人の內地に於ける土地賣買並に營業を取締るの議案
一、山河祠廟等の公產を外人に賣却するを得ず
二、個人所有の土地家屋を外人に賣却する時は契約書を地方官に差出し許可を受くべし

三、若し以上二項に違背する者は外人は當該領事館に於て所罰し支那人は支那官憲に於て契約價格の三分の二の罰金に處す。（國權新）

○中露蒙境界問題　中露蒙の境界問題の發現以來哈爾賓を以て會議地點と爲すべしとの說ありしが這は露國側の提說にして中國側は孫外交總長恰克圖を以て會議地に充てんと主張し双方下らざりしも結局露國側の讓步により恰克圖いよ〳〵該會議地となりしが時は本年三月頃なりと云ふ而して露公使は之に對し代表者には中露蒙何れも其全權を付與し提出條件の解決と同時に署名を爲し本國に一々電商する如き繁鎖なる手續を免るべしと爲し孫總長は普通なるは卽時決定するも重要の點だけは中央の同意を得て然る後有效と認むべしと主張し未だ折合ひを見ずと云ふ。（國權報）

財政金融

○中國銀行組織改革說　中國銀行總裁湯叡氏は中央各省の減政改革に倣ひ同行の組織を縮少して經費を節減せんことを計畫せり卽はち同行は從來國庫局出納局營業局發行局證券局計算局總查局文書局の八部に分れゐたるを今後四局兩處卽ち計算局及檢查局を合併して會計處となし處長は副總裁をして兼任せしめ又た文書局庶務處を合併して總務處となし證券局の事務は國庫出納兩局より分任せんとするものなり、而して之が爲め淘汰せらるべき人員は其優良なる者は各省に分派して分行の事宜を辨理せしめんの意にて既に先日熊總理に呈請せり尙同行總裁湯叡氏は熊總理より推薦して財政部次長たらんことを袁總統に具呈したれば不日發表せらるべく其後任としては同日熊氏より天津造幣局長吳乃昌氏及中國銀行監理官梁啓勳氏前財政部公債司長陳威氏の數名を開列して袁總統に呈請せるが右の中吳氏最も望を囑せられ居れりと。（北京日報）

○皇室經費の負擔　淸帝優待經費は每年四百萬兩にして民國元年及二年分は已に全部交付せるも財政部は他項の費用より融通せるものにて皇室經費に充つる專款なきより袁總統は熊總長に命じ前請各省關より徵收しつゝありたる例に照し內務府に酌量して交付する事とし熊總理は左の如き草案を作りて總統に呈出せりと。

山東省	十六萬
山西省	十六萬
河南省	十六萬
江蘇省	十六萬
廣東省	十六萬
四川省	十六萬
江西省	十六萬
陝西省	八萬
浙江省	八萬
福建省	八萬
湖北省	八萬
湖南省	八萬

安徽省　八　萬
蕪湖關　四十八萬
奥海關　十六萬
江海關　十六萬
津海關　十六萬
九江關　十六萬
宜昌關　十六萬
山海關　十六萬
浙海關　十六萬
閩海關　十六萬
鎭江關　十六萬
長蘆鹽課　八　萬
山東鹽課　八　萬
兩淮鹽課　十六萬
河南山東新加鹽斤三十二萬（順天時報）

○江西借欵の允許　江西民政長汪瑞闓は曩に同省財政の窮乏を救はんがため中央政府へ向け四百萬元の外債募集方を要求したりとの事なりしが其條件の內容は審ならざれども政府に於て調査の結果二百萬元を允許する事になり已に該民政長に打電したりと云ふ。（時事新報）

○上海商人代表の北上　第一次革命の際上海に設置されたる都督府は紳商間より三百萬兩を借り入れたる事あり其後北京政府成立したるも償還する能はず爲めに一時國庫證券を發給し置き昨年末までに全部償還を終る筈なりしも政府は何等の處置を施さゞるを以て該地商人等は大に焦慮し遂ひに今次奚治鄉なる者代表として熊總長と商議すべく上京し來れりと云ふ。（時報）

○廣東の紙幣救濟借欵　廣東に於ける紙幣暴落は其極に達せるが同省都督府は之が救濟策として曾て財政部に向つて準備金の發給を要請したるが近日に至り財政部は右金額の出途なきより特に同省に於て外國銀行より借欵するを許可し金額を一千萬元と限定して尙ほ其契約は一應財政部に報告して許可を經たる上調印すべきを返電せりと李省長は卽ち接電後直に某銀行と商議し已に成立に近づきたりと。（時報）

○昨年兩銀行の純益金　聞く所に據れば千九百十三年度に於ける中華銀行の純益金は洋十八萬元又交通銀行の純益金は洋一百萬元なりと。（時報）

農工商鑛

○東三省の荒地調査　中國政府は邊境の地には移民を奬勵し以て外國との事端を防がんとするものゝ如く既に國務會議の議決を經て一切の事を計畫したるが張總長は先づ東三省が廣大肥沃の土地にて移民に最も適せる故該地三省の民政長に向け荒地及田地の面積調査を命じたる所今其報告に依れば荒地總面積は一億四千四百萬晌にて開墾地は九百五十五萬四千晌に過ぎず今若し全部を開墾するに於ては優に六千萬の移民をなすに足ると云ふ其細別左の

如し。

荒地奉天　三六、〇〇〇、〇〇〇晌
吉　林　四〇、五〇〇、〇〇〇同
黑龍江　六七、五〇〇、〇〇〇同
計　一四四、〇〇〇、〇〇〇同
開墾地奉天　四、〇八四、〇〇〇同
吉　林　三、二五〇、〇〇〇同
黑龍江　二、二〇〇、〇〇〇同
計　九、五五四、〇〇〇同（國權報）

○礦産辦法　工商總長張謇は礦產を以て國家最大の財源と爲し該方面に對し種々なる計畫を立て居るが今又全國の礦區を八大區に別ち各區監督一人を置くことゝし東三省は長春京畿地方は工商部にて管轄し其他雲南貴州は昆明に湖南湖北江西は長沙に江蘇浙江安徽は南京に設く等にて其余の三區は尙未定なりと云へり而して今又各區に向け左の六辨法を規定せりと云ふ。

一、各區の礦區及面積の圖面を取る事
二、各區內の已開未開及採掘に着手せる各礦の調查を爲す事。
三、官辨か民辨或は官民合辨かを調查し且つ其資本が株式なるか個人の出資なるかを調查する事。
四、各礦に外人經營の有無を調查する事。
五、其經營の資本額及營業の現狀を調查する事。
六、劃區後各礦は何に限らず再び私に賣買及抵當と爲すを得ず。（國權報）

○樊城開港說　襄陽府の對岸なる樊城は恰も武昌に於ける漢口の如く漢水沿岸に於ける唯一の繁盛地區なるが前きに前工商總長劉揆一が湖北民政長夏壽康の報告を得て之れを開港地となさんとの意見を抱き當時の鄂北觀察使陶鳳集をして之を調查せしめつゝありしも其後工商總長更迭し其儘となり居たりしが同地は元と陝西河南甘肅の通路に當り百貨の集散地として見逃すべからざる地帶にして將來は必ず開港の必要の起り來るべきより新任湖北民政長呂調元も亦大いに此事に注意する所あり今回新任の鄂北觀察使朱佐保が赴任と共に之を調查せしめ果して有益の地帶たるが如くんば直ちを之を開港せんとの意あり、尙は樊城の上流に在る老河口も樊城に讓らざる繁盛の區なれば同地も調查せしめ樊城と共に之れを開港せんとの計畫もあるよしにて現に朱觀察使をして至急取調ぶべく命じ居る由。（北京日報）

○漢陽鐵廠擴張　漢冶萍公司の所有たる漢陽の鐵廠は革命以來久しく武昌官場の占領する所となり次で孫武等によりて之れを占領せられんとしつゝありしが北京政府の命令によりて其事も殆んど不成功に終りしものゝ如く現に同廠の廠長李慶安は其內部の整頓と共に之れが大發展を圖らんとし溶礦爐の如きも又更らに之を擴張せんとしつゝありと、但し資金の支途困難のため未だ遽かに實行するに至らずと。（北京日報）

交通

○海蘭鐵道の反對　江蘇省海州より甘肅省蘭州に至る所謂海蘭鐵道は去月十九日愈々白耳義財團と支那當局者との間に調印を見たるが其條件は已報の通りにして表面白耳義財團の契約當事者たるも其內部は佛國及び露國の資本たる事は明かにして就中其實權は露國に在ることは爭はれざる事實なり而して該條件中契約調後六ケ月內に起工すべき筈なるを以て該財團は目下技師を派遣し其敷設線路の調査中なるが其線路に當るべき河南省地方の人民は同鐵道の土地測量を以て外國人に土地沒收せらるゝやの感を起し之が施設に對し抗議を申込むと同時に所在に一揆を起すが如き形勢にありて強ひて之を決行せんと欲せば一大騷擾を見ずとも限らざるの風あり旁々同財團にても頗る手古摺り居るやの報あり且つ契約當初は海州に築港するの豫定の下に起點を海州に置きたるも其後同海面側量の結果遠淺なりとの理由の下に昨今同起點を南方へ變更せんとて極秘の中に支那當局と交涉中に在る由なるが起點は南方へ延びるに從つて露國の勢力範圍が其れに比例して增大することは明かなりとて漸く大方の注視を受け居れり。（北京日報）

蒙古　西藏

○蒙古防禦軍の聯合法　黎副總統は入京後大總統と種々要務の打ち合せを爲したる中蒙軍の南下に對する防禦軍に關しても協議の末參謀部に命じ邊蒙防軍聯絡辦法なるものを擬定せしめ近く國務會議に提行すると云ふが其內容は

一、多倫熱河、赤峯歸化綏遠の偵隊を聯合せしめ相互に通報を行ひて不時の變に備ふる事。

二、警備及警察隊組織の辦法

三、各處に於ける軍隊相互の完全なる聯絡辦法

四、內蒙各旗其他の鄉團と軍隊との聯絡辦法（北京日報）

○英國の西藏增兵　某方面よりの消息によれば西藏拉薩駐屯の英兵は日々增加し且つ西藏に於ける各要害の地には大部の英兵駐紮して警戒頗る嚴重に力め居れりと云ふが中國外交部は之に對し英國公使に向け此事を詰問し一面英本國政府へも交涉を試みつゝありと云ふ。（時報）

法律命令

十二月十八日　各省都督民政長裏申ノ救國大計案ヲ政治會議ニ附議セシム
重慶ニ於ケル四川貴州兩軍衝突事件關係者處分令
四川官吏ノ亂罵搜求ヲ名トシ良民誅求ノ訴アルニヨリ査辨セシム

十二月十九日　黎元洪辭職慰許

十二月二十日　吳祿貞、張世膺周維禎殉難地ニ專祠設置許可

十二月廿一日　江寧江西蒙古各地ニ於ケル軍人ノ論功行賞

十二月二十二日　修正各部官制通則案發布
約法增修ニ付キ政治會議ニ諮詢令
十二月二十三日　各省財務官吏ト行政官吏ノ和衷協同訓誡
蒙古王公ノ新封爵世襲制限令
知事試驗暫行條例公布（內務部令）
十二月二十四日　鹽稅條例公布
各省官銀錢行監理官及章程公布（財政部令）
十二月二十七日　全國水利局設置令
各省民政長國稅廳長ニ命ジ一ケ月內ニ各省ノ徵稅ニ關スル意見ヲ具申セシム
雲南省大理府暴動鎭壓ノ行賞並ニ各省ニ命ジ孫黃ノ煽動ニ乘セサル樣戒飭ス
十二月二十八日　司法制度改良ニ關スル訓令
行政官任用ニ關スル訓令
十二月二十九日　蒙古戰亂地方避難蒙民慰撫訓令
十二月三十一日　湖南都督上申ニ依ル匪徒捕拿令
知事懲戒條例公布
三年一月四日　知事獎勵條例公布
雲南匪徒討伐行賞
一月五日　廣東省天命黨匪討伐功賞並ニ金黨捕拿令
一月八日　全國水利局官制公布
歸化城、張家口、多倫諾爾、赤峰、洮南、山東省龍口、奉天省連山灣（葫蘆島）開市場設定令
一月九日　東三省官銀錢號及廣信公司紙幣整理令
一月十日　哥老會禁止令
政治會議ノ覆申ニヨリ國會議員ノ職務ヲ停止シ資ヲ給シテ遣散セシム國會改組ニ關スル布告
陝西省ノ匪徒彈壓令

敘任辭令

代理中國銀行監理官（十二月十七日）　梁啓勛
海軍總司令官參謀　吳光宗
免官待命　署湖北財政司長　李欽
陸軍上將銜（十二月十八日）　趙秉鈞
依願免兼職（十二月十九日）　參謀總長兼湖北都督　黎元洪
臨時陸軍總長代理　周自齊
林西鎭守使　經棚林西鎭守使　米振標
貴州內務司長　何麟書
吉林東北路觀察使　魁福
陸軍混成第三旅々長　榮道一
陸軍第四步兵第七旅々長　臧致平
同　第八旅々長　何豐林
陸軍少將　姜登選
親王雙俸を給す　阿拉善親王　塔旺布魯克札勒
鎭國公兼貝子銜に封す　署理科爾沁右翼後旗扎薩克烏思虎布彥
同上　翁牛特左旗輔國公　達爾瑪巴勒
貝子銜に封す　喀剌沁右旗鎭國公　達爾達那木
輔國公銜に封す　科爾沁右翼前旗協理台吉　巴圖鳳爾噶勒
全國水利局總裁（十二月二十一日）　張謇
全國水利局副總裁　丁寶銓
會辦江蘇揚屬一帶清鄉事宜　丁立棠
漳泉總司令官　黃培松
陸軍少將　郭世綸、王茂元
劉啓城、楊桂堂
署編遣財政司長　陳之麟
護理新疆內內務司長　徐謙

臨時署理國海關監督（段永彬着任迄）　劉鴻壽
政治會議秘書　鄧鏗、鄒從恩、汪　滴、羅　綸、胡璧城、劉文煜、
依願免職　廣西審計分處長　陳師禮
廣西審計分處長　俞玉書
留日陸軍學生監　吳宗煊
浙江都督府參謀　李煒章
浙江陸軍第六師參謀長　潘國綱
免職　浙江都督參謀　盛開第
雲南陸軍第一師步兵第一旅々長（十二月二十二日）　張子貞
同　第二旅々長　韓鳳樓
外交部參事（十一月二十三日）　貢克暄
署江南留鄂陸軍第一師參謀長　李寅賓
農商總長（十二月二十四日）　張　謇
山東民政長　田文烈
督辦漢口建築商場事宜　楊　度
陸軍中將　賈賓廟、李福林、舒和鈞
陸軍少將　呂諾森、莫擎宇、李舉秋、陳錫武
署國務秘書　陶金光
陸軍少將銜　徐儒珍、納順洪、李嘉品、
蘇汝森、苗吉慶、
農商次長（十二月二十五日）　劉垣
同成鐵路督辦　黃開文
兼會辦同成鐵路事宜　施肇曾
江西民國銀行監理官　胡慶塔
駐米國特任全權公使兼玖巴國特任全權公使（十二月二十六日）　夏偕復
依願免職　雲南都督　蔡　鍔
陸軍少將　熊文炳
依願免職　湖北鄂東觀察使　夏炎申
免職　郭北觀察使　陶鳳集
湖北鄂東觀察使　范守佑
同　鄂北觀察使　朱佑保
免職（十二月二十七日）　甘肅朔方觀察使　陳必惟
署甘肅朔方觀察使　羅經植
依願免職　鈴叙局會事　彭　掌文
鈴叙局會事　陶　曦
贛北鎮守使署參謀長　宋芳賓
陸軍中將（十二月二十八日）　陳希義
陸軍第二預備學校々長　解朝東
交通部路政局長　（十二月二十九日）　葉恭綽
交通部郵傳局長代理交通次官長故　龍建章
長岳鎮守使　伍祥祐
多倫鎮守副使　喬建才
海軍少將　曹嘉祥
依願免職　司法部刑事司長　駱　通
署司法部刑事司長　湯餘機
交通部參事　植　量、雷光宇
交通部經理司長　陳福頤
署湖北高等檢察廳檢察長　陳福民
署江蘇高等檢察廳長　徐聲金
交通部技正　顏德慶、陳同壽、甘廣勳、徐中哲
周家義、
免官覆察使記名とす　內務民治司長　舒鴻貽
陸軍少將銜　羅壽恒
依願免職　內務禮俗司長　杜　關
都督戴徽により事務引繼の上歸京を命ず（十二月三十日）　福建都督　劉　冠雄
在京待命　孫　道仁
奉天兩湖官銀錢局事宜　高經如
陸軍中將銜　戴仁臺

陸軍少將　吳皓
陸軍少將銜　劉玉琦、梁國璋
衛生司長免職改任技正　伍晨
內務司長　于寶軒
內務技正　周秉濟
內務部僉事　許德芬、王文豹、王秉遠
財政部僉事　沈慶輝
署湖北荊州鎮守使參謀長　丁焜年
駐西班牙國兼葡萄牙國特任全權公使（十二月三十一日）　戴陳霖
駐墨西哥國特任全權公使　陳籙
駐伯西國兼秘智國特任全權公使　劉式訓
陸軍中將　王汝勤、梁葆森、袁乃寬、范熙綏
陸軍少將兼陸軍中將銜　宋明善
陸軍中將銜　劉金標、洪自成、高文貴、蕭廣傳
陸軍少將　潘煒章
陸軍少將銜　陳寬沆、龔維寰、沈尙樸、田友望
梁國棟
大理院推事兼庭長　余棨昌
陸軍第三師團步兵第十二團長　團相文
政治會議委員（三年一月四日）　許世英
兼署奉天民政長　張錫鑾
署理四川內務司長　裴鋼
教育部秘書　許士熊
署北京大學校長（一月五日）　胡仁源
陸軍騎兵第一旅第二團長　鄒俊彥
福建鎮守使參謀長　賈文祥
陸軍上將銜（一月七日）　朱慶瀾
臨時代理財政次長　趙從蕃
依願免職　廣東民政長　陳昭常
江蘇上海觀察使　楊晟
雲江鎮守使　王廷楨

蘇州鎮守使　殷鴻壽
陸軍中將　林顯啓
鎮紅旗漢軍副都統　江朝宗
鎮紅旗蒙古副都統　勝慶
陸軍第二混成第二旅長　恩澤
同　步兵第三旅長　王金鏡
同　混成第五旅第十團長　石振聲
署交通部技正（一月八日）　朱聲廣
免本官　曾毓化
湖北審計分處長　湖北審計分署長　呂耀鄉
署財政部制用局長（一月九日）　朱樹烈
署奉天國稅廳籌備處長　徐恩元
督辦東三省官銀錢局及廣信公司事宜兼東三省　伍元芝
中國總分銀行會辦　巢鳳岡
督辦東三省中國總分銀行事宜兼會辦東三省官　潘鴻賓
銀錢號及廣信公司事宜　丁士源
江漢關監督　施紹常
外交部參事　王繼曾
外交部政務司長　劉符誠、王廷璋
外交部秘書　李士熙、姚傳駒
署財政部參事　張蔭棠
同商部農林司長　陶昌善
同　工商司長　陳介
同　漁牧司長　田步瞻
病氣休暇三ヶ月　阿爾泰辦事長官帕勒塔　劉長炳
臨時署理阿爾泰辦事長官
內務部考績司長（一月十日）　許寶蘅
贛西鎮守使參謀長　龔聞鈞
口北宣慰使署參謀官　張蔭棠
交通部秘書　閻澤

附錄

新定中央官制

（十二月二十二日敕令四二號）

一、修正各部官制通則案

第一條　本通則は外交、內務、財政、陸軍、海軍、司法、敎育、農商、交通の各部に適用す

第二條　各部總長は主管事務に關し其責任を負ふ事務の主管明ならず二部以上に關涉するものは國務會議に提出して其主管を定む

第三條　各部總長は主管事務に關し其職權或は特別委任に依り部令を發するを得

第四條　各部總長は主管事務に關し地方長官に對して訓令及指令を發するを得

第五條　各部總長は主管事務に關し地方長官の命令或は處分は對し法令に違背し或は權限を逾越せりと認めたる者は之を停止或は撤銷せしむるを得

第六條　各部總長は所屬職員を總轄し簡任官薦任官の進退は國務總理より大總統に呈請して之を行ふ委任官の進退は總長之を專行す

第七條　各部總長事故ある時は副署及部令を發する外次長をして其職務を代理せしむるを得

第八條　各部に總務廳を設く其職務左の如し

一、印信の典守

二、統計及報告の編製

三、職員進退の記錄

四、各項公文函件の收發編輯保存竝に收發

五、本部經費の管理竝に各項收入の豫算決算及會計

六、直轄各官署會計の稽核

七、本部所管官產官物の管理

八、本部庶務の管理

九、其他各司局に屬せざる事項

前項第三款第五款第六款第七款の事項は陸軍部海軍部に在りては司を以て之を處理するを得第五款より第七款に至る事項は交通部に在りては局或は司を以て之を處理するを得

第九條　各部に局司を設けて部務を分掌す其事務の分掌は各部官制に於て之を定む

第十條　各部總務廳及各局司の分科は各部總長部令を以て之を定む

第十一條　各部に左の職員を置く

次長　參事　局長　司長　秘書　僉事　主事

各部の前項職員外に置くべき專門技術官及其他特別職員は各部官制に於て之を定む

各部は文件を繕寫し及其他の特別事務の爲に雇員を酌用するを得

第十二條　次長は一人とす總長を輔助して部務を整理し各職員を監督す但內務部財政部は二人を置くを得

第十三條　參事は二人乃至四人とす長官の命を承け本部各局司の法律命令案を擬訂審議する事を分掌す

第十四條　各局局長は一人とす長官の命を承け一局の事務を總理す

第十五條　各司司長は一人とす長官の命を承け一司の事務を總理す

第十六條　秘書は二人乃至四人とす總長の命を承け機要の事務を掌管す

第十七條　僉事は長官の命を受け總務廳及各局司の事務を分掌す

第十八條　主事は長官の命を承け總務廳及各局司の事務を助理す

第十九條　各部僉事の員額は五十人を逾ゆるを得ず

第二十條　各部主事の員額は八十人を逾ゆるを得ず

第二十一條　各部參事主事の定額は各部官制に之を定む

第二十二條　本通則は公布の日より施行す

二、修正外交部官制案

第一條　外交總長は國際交涉及居留外人並に在外僑民に關する事務を管理し在外商業を保護し外交官及領事官を監督す

第二條　外交部總務廳は各部官制通則を定むる所の外左の事務を掌る

一、條約及國際互換文件の收藏
二、交涉案件の調查編纂
三、公布文件

第三條　外交部に左の各司を置く

政務司　通商司　交際司

第四條　政務司は左の事務を掌る

一、政治交涉に關する事項
二、土地國境の交涉に關する事項
三、公約及保和會紅十字會に關する事項
四、禁令裁判訴訟交犯に關する事項
五、在外本國人の民刑法律に關係する事項
六、外人の傳教游歷及保護賞卹に關する事項
七、出籍入籍調查に關する事項

第五條　通商司は左の事務を掌る

一、開埠、領事の設置、通商行船に關する事項
二、在外僑民工商の保護に關する事項
三、路鑛郵電の交涉に關する事項
四、關稅外債の交涉に關する事項
五、外人の延聘及游學游歷に關する事項
六、各國公會博覽會に關する事項
七、其他商務の交涉に關する事項

第六條　交際司は左の事務を掌る

一、國書赴任文憑及國際禮儀に關する事項
二、外國官員の覲見及外賓接待に關する事項
三、本國官民の外國勳章收受許可及本國駐在の各國外交官領事官僑民等の運動に關する事項

第七條　外交部參事の定額は四人とし食事の定額は三十二人とし主事の定額に五十六人とす

第八條　本官制は公布の日より施行す

三、修正內部官制案

第一條　內務總長は地方行政、選舉、賑恤、救濟、慈善、感化、人戶、土地警察、著作出版、土木工程、禮俗、宗教、及衛生事務を管理し所轄各官署及地方長官を監督す

第二條　內務部は各部官制通則所定以外左の職員を置く

技正　技士

第三條　技正技士は長官の命を承けて技術事務を掌る

第四條　內務部に左の各司を置く

民治司　警政司　職方司　考績司

第五條　民治司は左の事務を掌る

一、地方行政及經費に關する事項
二、地方自治團體及其他公共團體の行政及經費に關する事項
三、選舉に關する事項
四、救濟及慈善に關する事項
五、國籍及人口戶籍に關する事項
六、徵兵及徵發に關する事項
七、禮制宗教及節義の褒揚風化の整飭に關する事項
八、古物保存に關する事項

第六條　警政司は左の事務を掌る

一、警察に關する事項
二、著作出版に關する事項
三、衛生行政に關する事項

第七條　職方司は左の事務を掌る

一、行政區劃に關する事項
二、土地の調查測繪に關する事項

三、土地の收用及官地の收放に關する事項
四、河防水利に關する事項
五、道路橋梁に關する事項

第八條　考績司は左の事務を掌る
一、地方行政官の任用に關する事項
二、地方行政官の敍等進級に關する事項
三、地方行政官の褒奬賜賞に關する事項
四、地方行政官の懲戒に關する事項
五、土司の承襲に關する事項

第九條　內務部參事の定額は四人とし食事の定額は四十四人とし主事の定額は七十人とし技正の定額は四人とし技士の定額は十人とす

第十條　本官制は公布の日より施行す

四、修正財政部官制案

第一條　財政總長は會計、出納、租稅、泉幣、政府專賣、儲金銀行及其他一切の國家財政を管理し所轄各官署地方公共團體の財政を監督す

第二條　財政部は各部官制通則所定の外左の職員を置く
駐外財政員　技正　技士

第三條　駐外財政員は總長の命を承け外國に駐紮し各國の財政を調查し爲替公債の各事務を辦理する事を掌る

第四條　技正、技士は長官の命を承け技術事務を掌る

第五條　財政部に左の各局司を置く
制用局　賦稅司　會計司

第六條　制用局は左の事務を掌る
一、幣制整理及泉幣の生金銀の調查統計に關する事項
二、造幣廠、造紙廠監督に關する事項
三、紙幣の發行、準備金の稽核に關する事項
四、銀行監督に關する事項
五、公債の整理及募集發行元利償還登記管理に關する事項
六、國庫證券の發行及元利償還に關する事項
七、國庫の登記帳册及國實運用金庫監督に關する事項

第七條　賦稅司は左の事務を掌る
一、國稅の賦課及徵收に關する事項
二、國稅の管理及監督に關する事項
三、土地清册に關する事項
四、賦稅の調查稽核計算に關する事項
五、財政部所管の稅外一切の收入に關する事項
六、地方公共團體の收入に關する事項
七、其他賦稅に關する一切の事項

第八條　會計司は左の事務を掌る
一、總預算決算に關する事項
二、特別會計の豫算決算に關する事項
三、主計簿の登記及各種計算書の檢查事項
四、歲入歲出現計書編纂に關する事項
五、豫算交付に關する事項
六、準備金の支出に關する事項
七、金錢及物品會計に關する事項
八、公共團體の歲計に關する事項
九、其他會計に關する一切の事項

第九條　財政部駐外財政員は定額一人參事は定額四人食事は定額四十人主事は定額七十人技正は定額一人技士は定額二人とす

第十條　本官制は公布の日より施行す

五、修正司法部官制案

第一條　司法總長は民事、刑事、非訟事件人戶籍、登記、監獄及出獄人保護事務並に其他一切の司法行政を管理す

第二條　司法部は各部官制通則所定の外左の職員を置く
技正　技士

第三條　技正技士は長官の命を承け技術事務を掌る

第四條　司法部總務廳は各部官制通則所定の外左の事務を掌る

一、諸院の設置廢止及其管轄區域の分劃變更に關する事項
二、司法官及其他職員の考試任免に關する事項
三、律師に關する事項
四、罰金贓物の稽核に關する事項
五、司法經費に關する事項

第五條　司法部に左の各司を置く
民事司　刑事司　監獄司

第六條　民事司は左の事務を掌る
一、民事に關する事項
二、非訟事件に關する事項
三、民事訴訟の審判に關する行政事項
四、公證に關する事項
五、人戸登記に關する事項

第七條　刑事司は左の事務を司る
一、刑事に關する事項
二、刑事訴訟の審判及檢察に關する行政事項
三、赦免減刑復權及刑罰執行に關する事項
四、國際交付の罪犯に關する事項

第八條　監獄司は左の事務を掌る
一、監獄の設置廢止及管理に關する事項
二、監獄官を監督する事項
三、假釋證劑及出獄人保護に關する事項
四、犯罪人の異同識別にする事項

第九條　司法部參事は定額三人會事は定額十九人主事は定額六十人技正は定額一人技士は定額二人とす

第十條　本官制は公布の日より施行す

六、修正教育部官制案

第一條　教育總長は教育學藝及曆象の事務を管理し所轄各官署を監督す

第二條　教育部は各部官制通則所定の外左の職員を置く
視學　技正　技士

第三條　視學は長官の命を承け學務の視察を掌る

第四條　技正技士は長官の命を承け技術事務を掌る

第五條　教育部總務廳は各部官制通則所定の外左の事務を掌る
一、直轄學校及公立學校職員に關する事項
二、教育會議に關する事項
三、學校衛生に關する事項
四、學校圖書館博物館等の修建に關する事項
五、教育博覽會に關する事項

第六條　教育部に左の各司を置く
普通教育司　專門教育司　社會教育司

第七條　普通教育司の掌る事務左の如し
一、師範學校に關する事項
二、中學校に關する事項
三、小學校及蒙養園に關する事項
五、育啞學校及其他殘廢等の特種學校に關する事項
六、第一款より第五款に至る各學校相等の各種學校に關する事項
七、學齡兒童就學に關する事項
八、教員檢定に關する事項

第八條　專門教育司は左の事務を掌る
一、大學校に關する事項
二、高等專門學校に關する事項
三、第一款第二款各學校相等の各種學校に關する事項
四、外國留學生に關する事項
五、曆象に關する事項
六、博士會に關する事項
七、國語統一に關する事項
八、醫士藥劑士考試委員會に關する事項

九、各種學術會に關する事項
十、學位授與に關する事項
第九條　社會教育司は左の事務を掌る
一、通俗教育及通俗演會に關する事項
二、感化に關する事項
三、通俗禮儀に關する事項
四、文藝音樂演劇に關する事項
五、美術館及美術展覽會に關する事項
六、動植物園等の學術に關する事項
七、古物の調査搜集及古建築の保存に關する事項
八、博物館圖書館に關する事項
九、通俗各種博物館通俗圖書館に關する事項
十、公衆體育及遊戲に關する事項
第十條　教育部參事は定額二人食事は定額十八人主事は定額四十二人視學は定額十六人技正は定額一人技士は定額二人とす
第十一條　本官制は公布の日より施行す

七、修正農商部官制案

第一條　農商總長は農林水產牧畜工商鑛の事務を管理し所轄各官署を監督す
第二條　農商部は各部官制通則所定の外左の職員を置く
技監　技正　技士
第三條　技監は總長の命を受け技術事務を掌る
第四條　技正技士は長官の命を承け技術事務を分掌す
第五條　農商務に左の各局司を置く
鑛政局　農林司　工商司　漁牧司
第六條　鑛政局は左の事務を掌る
一、鑛業の提倡奬勵に關する事項
二、鑛權の特許及撤消に關する事項
三、鑛業稅に關する事項
四、鑛業訴願に關する事項
五、鑛業監督に關する事項
六、鑛業警察に關する事項
七、官營鑛業に關する事項
八、鑛區勘定に關する事項
九、鑛業調査に關する事項
十、地質調査に關する事項
十一、官營鍊廠に關する事項
十二、鑛業用地に關する事項
十三、冶業監督に關する事項
十四、鑛質分析に關する事項
十五、其他鑛業に關する一切の事項
第七條　農林司は左の事務を掌る
一、農業林業の保護監督奬勵及改良に關する事項
二、農產物及蠶絲に關する事項
三、耕地整理及水利に關する事項
四、氣候の測驗及天災益害の預防善後に關する事項
五、官有荒地の處分に關する事項
六、官有林及保安林に關する事項
七、狩獵に關する事項
八、農會及農業林業等各團體に關する事項
九、萬國農會及外國農業考察に關する事項
十、其他農林に關する一切の事項
第八條　工商司は左の事務を掌る
一、工商業の保護監督奬勵及改良に關する事項
二、官辦工商業に關する事項
三、工商業團體に關する事項
四、工廠の監督及檢査に關する事項
五、工人の保護及教育に關する事項
六、工商業の調査及商品陳列檢査試驗に關する事項

七、度量衡の製造檢查及推行に關する事項
八、交易場及各種公司設立の認可及監督に關する事項
九、商標特許及專賣に關する事項
十、保險運送外國貿易に關する事項
十一、其他工商業に關する一切の事項

第九條　漁牧司は左の事務を掌る
一、水產監督保護に關する事項
二、漁業の監督保護に關する事項
三、公海漁業奬勵に關する事項
四、漁業團體に關する事項
五、牧畜改良に關する事項
六、種畜檢查及獸疫に關する事項
七、其他水產牧畜に關する一切の事項

第十條　農商務は參事定額四人食事定額三十二人主事定額五十人技監定額二人技正定額十六人技士定額三十二人とす

第十一條　本官制は公布の日より施行す

八、修正交通部官制案

第一條　交通部總長は路政郵政電政航政を管理し所轄各官署及電氣に關する事業を監督す

第二條　交通部は各部官制通則所定の外左の職員を置く
技監　技正　技士

第三條　技監は總長の命を承け技術事務を掌る

第四條　技正及技士は長官の命を承け技術事務を分掌す

第五條　交通部に左の各局司を置く
路政局　郵傳局　經理局

第六條　路政局は左の事務を掌る
一、全國の鐵路規畫に關する事項
二、全國の已成未成國有鐵路及附屬業務管理に關する事項
三、地方公共團體及民業鐵路管理に關する事項
四、陸上運輸業監督に關する事項

第七條　郵傳局は左の事務を掌る
一、郵件及郵政爲替郵政儲金に關する事項
二、電報電信及其他電氣業に關する事項
三、地方公共團體及民業電氣監督に關する事項
四、航業及航路標識に關する事項
五、造船船舶船員及水上運輸業監督に關する事項

第八條　經理司は左の事務を掌る
一、本部及所轄各機關の普通並に特別會計に關する事項
二、所轄各機關の會計監督稽核に關する事項
三、各種豫算決算の編製に關する事項
四、本部買增の內外國債經理に關する事項
五、本部所管の官產官物に關する事項

第九條　交通部は參事定額四人食事定額三十二人主事定額七十人技監定額二人技正定額十二人技士定額二十二人とす

第十條　本官制は公布の日より施行す

九、修正國務院秘書廳官制案

第一條　國務院秘書廳に左の職員を置く
秘書長　秘書　食事　主事

第二條　秘書長は一人とし國務總理の命を承け秘書廳の事務を總理す
秘書長事故ある時は秘書をして其事務を代理せしむるを得

第三條　秘書は長官の命を承け左の事務を掌る
一、法令の宣達
二、印信の典守
三、機要文書の起草及保管
四、記錄の編纂
五、統計の編纂
六、圖書の保管
七、會計の稽核
八、庶務の整理

第四條　食事は長官の命を受け前條の事務を分掌す

第五條　主事は長官の命を受け食事を助けて事務を分理す

第六條　秘書は定額六人食事は定額十二人主事は定額二十四人とす

第七條　秘書廳は文件を繕寫し及其他庶務の爲に雇員を酌用するを得

第八條　本官制は發布の日より施行す

一九二三年 民國二年度 支那大事記

政治

一月一日　總統府にて中外文武官二千餘名を招いて新年を祝す
一月八日　各省官制、順天府官制、道官制、縣官制、中央直轄特別行政官廳制度、北京警察官制、地方警察官制、都督府官制、文官任用令、發布
同　九日　官吏服務令發布
同　十日　國會召集令發布
同　十一日　在北京東蒙王公四十餘人總統府に參賀す
同　十二日　杜錫鈞漢口鎭守使となる
同　十四日　國務院蒙古問題會議
同　十五日　蒙藏局にて回教徒懷柔策を議決す
同　十七日　活佛大總統に書を奉る
同　十八日　上海に國會歡迎團成立し議員の北上を阻止す
同二十八日　范源濂教育總長辭職、劉冠雄代理となる、赤天に四路觀察使射設く
同三十一日　各部委員執務規則及討論會細則發布
同　日　各省に通令して省議會は暫く前清諮議局規則に照して辨理せしむ
二月二日　孫逸仙より袁總統に「民國の事一に其變理に歸し文、異存なし」と打電す
同　七日　阿拉善地方にて內外蒙古王公會議を開く
同　九日　雲南四川廣西貴州四省の都督より江南諸省謀叛劃策を企てたるにより四省は攻守同盟を結べることを政府に電達す
同　十一日　護惜史悠明西藏逮捕の支那人放逐を報す
同　十二日　土司優待の命令
同　十三日　參議院議員李國珍、郭同等江西李烈鈞の五大罪狀を列擧して質問書を提出す
同　十六日　陸建章、王芝祥、孫毓筠等國事維持會を組織す
同　二十日　梁士詒北京出發廣東に向ふ
三月六日　有賀博士北京着
同　日　米國アドノー氏同上
同　中旬　憲法討論會なるもの各政黨有志により組織せらる
同　二十日　宋敎仁上海停車場にて狙撃さる
同二十二日　宋敎仁死去す
四月　二日　梁啓超北京に來る
同　日　省議會暫行法發布
同　六日　國務院及び總統府を三海に移す、實は中海に移る。
同　八日　前參議院に於て參衆兩院正式國會開會式を擧行す
同　日　臨時參議院閉會
同二十三日　參衆兩院第一次開會
同二十五日　張繩及王正廷參議院正副議長に當選
同二十六日　天津にて省議會聯合會議備會を開く
同　卅　日　湯化龍衆議院議長となる
同　日　宋案審査の爲め大理院分院を上海に設置
五月　一日　國務總理趙秉鈞請暇十五日
同　日　段祺瑞臨時國務總理代理となる
同　日　董鴻禕敎育總長代理となり陳振先の敎育總長代理を解く
同　日　陳國祥衆議院副議長となる
同　二日　上海の國民黨系統に屬する新聞記者城內に國民大會を開き中央政府に反對し大總統に辭職勸告を議決す
同　三日　上海工部局の言論取締令出づ、支那新聞の反對猛烈なり
同　九日　袁元洪黃遠庸に開かんとせる國民黨大會の解散を命ず
同　十五日　趙國務總理再賜暇十五日
同　日　黃興の上將を取消す
同　十六日　財政總長周學熙一ヶ月賜暇、梁士詒(財政次長)代理となる。

同　十七日　四川省選出參議員劉持補縛さる
同二十七日　岑春煊漢口を去る
同二十九日　北京にて進歩黨成立大會を開く、統一、共和、民主の三黨合同より成るも三黨々名は依然存續と決定
六月　六日　政友會發會大會
同　十日　衆議院に於て李烈鈞の免職を質問す
同　十三日　胡景伊四川都督となる
同　　日　吉林都督陳昭常辭職張奉天都督代理となる
同　十四日　陳貽範及胡漢民西藏宣慰使となる
同　十五日　陳炯明廣東都督となる
同　十七日　外交總長陸徵祥十日間賜暇
同　　日　孫逸仙廣東に赴く
同　　日　參議院議長張繼北京より上海に向ふ
同二十五日　廣東の對日本ボイコットに關し香港を通ぼれたる徐勤及姚梓芳を南洋在留支那人慰撫に派遣す
同二十八日　安徽都督柏文蔚免官
同二十九日　孫寶琦李盛鐸馬關着
同　三十日　參衆兩院に於て憲法起草委員三十名を選擧す
七月　五日　憲法起草委員會參議院にて開會
同　八日　衆議院にて秘密會を開き露蒙問題を討議す
同　十六日　國務總理趙秉鈞辭職
同　十九日　工商總長劉揆一辭職許可
同　　日　交通總長朱啓鈐國務總理代理となる
同　　日　孫、李歸京
同　二十日　朱啓鈐固辭せる爲め段祺瑞國務總理代理となる
同　　日　熊希齡を總理に推薦
同二十三日　熊希齡總理案參議院通過
同三十一日　熊國務總理に任命さる
同　　日　參衆兩院議員に命じて三日以内に南方亂事に對する態度を宣明せしむ
八月　二日　龍濟光廣東都督となる
同　四日　袁の壓迫に依り國民黨にては孫黃を除名す
同　七日　國會會期延期決
同　八日　黑龍江都督宋小濂辭職
同　　日　江西省議會解散を命ぜらる
同　九日　廣東省議會解散同上
同　十日　外交次長劉式訓辭職、曹汝霖之に代る
同　十二日　憲法起草委員會にて總統選擧法を通過す
同　十六日　湖南省議會解散を命ぜらる
同　十八日　岑春煊新嘉坡着
同二十四日　參議院議長張繼辭職
同二十六日　熊希齡總理の事務を引繼ぐ
同二十八日　熊希齡兩院議員を招待して施政方針を發表す
九月　三日　王家襄參議院議長に當選
同　　日　程德全江蘇都督を辭す
同　四日　張勳勳一位となり江蘇都督に任命
同　　日　馮國璋南京に入城
同　　日　議員逮捕法案通過
同　五日　熊希齡新内閣員決定所謂第一流人材内閣なり
同　六日　南京綏撫令出づ
同　七日　公民黨成立
同　八日　新内閣員衆議院を通過し十一日參議院通過
同　十一日　内閣員任命孫琦寶(外)朱啓鈐(内)梁啓超(司)汪大燮(教)張謇(工商)周自齊(交)財政部は熊希齡、農林部は張謇共に兼任
同　十四日　姚錫光蒙藏事務局副總裁を辭し榮勳之に代る
同二十六日　憲法會議規則公布
同二十七日　議院法公布
同二十八日　雲南都督蔡鍔賜暇三ケ月唐繼堯雲南都督となる
同　　日　國民黨大會(出席議員四十人)を開き大總統の選擧に對して候補者を立てず選擧は各人の自由意思に任すと決議す

同　三十日　李純江西都督となる
十月　五日　大總統選擧法公布
同　六日　袁世凱大總統に選擧せらる
同　七日　黎元洪副總統に當選
同　十日　大總統就任式
同　十一日　大總統漸進主義を宣明す
同　十三日　江西省議員叛逆罪に問はる
同　　日　長春にて蒙古王公會議を開く
同　十四日　民憲黨成る
同　　日　徐世昌河南に歸る
同　十六日　殘存議員袁の約法違反に對し質問書を出す
同　十七日　特赦令出づ
同　二十日　大政方針決定
同二十一日　官紀振肅命令
同二十四日　湯薌銘湖南都督となる
同二十七日　憲法草案成る
十一月五日　北京大クーデター、吳景濂逮捕
同　二十日　大政方針宣布
同二十六日　政治會議召集命令出づ
同　三十日　知事任用令及試驗規則發布
十二月一日　兩院議員質問書提出
十二月四日　章宗祥中央高等文官懲戒委員長となる
同　十一日　黎元洪北上す
同　　日　段祺瑞湖北部督代理となる
同　十三日　李經羲政治會議々長となる
同　十五日　政治會議開會
同　十六日　張勳長江巡閱使となり、馮國璋江蘇都督となる
同　　日　趙秉鈞直隸都督となる
同　十八日　救國大計を政治會議に諮詢する命令出づ
同　十九日　周自齊臨時陸軍總長代理となる
同　　日　黎副總統湖北都督辭職
同二十二日　約法改正案政治會議に諮詢する命令出づ
同　　日　議會の質問に對する回答發表さる
同二十三日　各部官制案發表
同二十四日　政治會議規則發布
同二十五日　進歩黨留別會、出席者同百餘人、進歩黨遠に分散す
同二十九日　政治會議第一回開會

外交

一月　五日　陸外交總長露國公使を訪ひ蒙古問題を正使に交涉す
同　八日　英國公使に對して西藏問題の交涉を開始す
同　十日　西藏達賴喇嘛皇帝の名義を以て庫倫哲布尊丹巴と蒙藏條約を締結す
同　十六日　露國蒙古境界地方露領の自由貿易權を取消す
同二十五日　顏惠慶獨逸公使に任ぜられ劉式訓外交次長となる
三月　二日　蒙古專使モスコーより露京に入る
同　六日　ピースター大帝三百年紀念祭に蒙古專使參列
四月　八日　ブラジル國第一に支那を承認す
五月　二日　米國支那を承認す
同　八日　英國に向て阿片條約改止を申込む
同二十六日　顏惠慶海牙阿片會議參列を命ぜらる
同二十九日　滿鮮國境關稅低減取極公文調印
六月十八日　衆議院修正の露支協約露國に拒絕さる
同二十二日　山座氏駐支公使に新任
七月十三日　露國蒙古に於て自由行動を取るべきことを宣言す
同　十八日在北京全國商務總會聯合會伊集院公使に日本の南援說に付き抗議
七月十六日　參議院露支協約を否決
九月　一日　西藏會議參列の爲陳貽範北京出發

同　七日　暴動兵南京にて日本國旗凌辱
同　十一日　昌黎にて日支兵衝突
同　十二日　山座公使正式に支那と交渉開始
同　十四日　支那政府日本の要求全部承認
同　　日　昌黎事件につき支那政府日本に抗議す
同　十七日　支那側日本の要求事件に付正式に回答す
同　十八日　米公使米人の凌辱事件に付き抗議
同　十九日　李盛鐸南京損害調査任命
同二十三日　暴動の謝罪決定
同二十四日　支那米國の要求を承認す
同二十七日　兗州漢口兩事件決了
同二十八日　暴動正式謝罪
十月　一日　列國一致して支那政府承認に決す
同　六日　日英獨佛露墺伊等支那を承認す
同　七日　食の親日訓令出づ
同　八日　列國公使に一等嘉禾章を贈る
同　十三日　シムラ會議第一回開會
同　十四日　關稅を現實五分稅に改正を列國に提議す
十一月五日　露支協約調印
同　十二日　各國公使信認狀捧呈協議
同　十三日　瑞典及獨逸國書捧呈
同　十四日　露、丁抹同上
同　十五日　米佛同上
同　十六日　日、白、米、關等　同上
十二月九日　英（劉玉麟）日（陸宗輿）和（唐在復）伊（高而謙）墺（沈瑞麟）各公使に任命さる
同　十二日　露國撤兵提議

軍事及動亂

一月　五日　芝罘派遣軍二百餘人暴動を起す
同　十二日　杜錫鈞漢口鎭守府使となる
同二十六日　河東謀叛事件に關し張士秀、李鳳鳴を北京に護送して審判せしむ
同　　日　軍紀振肅命令出つ
二月　二日　舊歷年末に近きし故內務部より特に軍警を戒飭す
同　　日　南苑に陸軍飛艇學校を設立す
同　十五日　熱河土匪常備軍と勾結して掠奪を行ひ都統鳳源討征に向ふ
同　十六日　王芝祥江西に赴く
同二十五日　江卞の支那軍四藏軍の爲めに包圍さるとの報
三月　四日　蒙古軍伊塔林を占領す
同　六日　熊頴より逸賴兵力を以て離藏を逼るとの報
同二十八日　四藏軍四川に侵入し四藏辨事長官鍾穎出藏
四月　上旬　雞井の支那征藏軍敗る
同　上　河南の白狼匪南陽鎭の軍隊と衝突して大勝す爾來今日に至る迄勢猖獗を極む
同　十四日　湖北改進團（第八師長季雨霖主謀）謀叛す
五月十一日　蘇州第七十九團第一營兵士反亂
同　十六日　步兵操典發布
同　　日　北軍漢口より九江に向ふ
同　十八日　河南第三師團叛亂
同二十四日　第二軍長陸寶山暗殺さる
同二十五日　蒙匪七八百人哲里木盟科爾沁旗に侵入す
同二十九日　暴徒二百七十餘名上海機器局を襲ふ、爾來江南の風雲暗澹たり
同　卅一日　陸軍々隊編制條例公布
六月　五日　軍人の政治に干與するを禁ず

同　八日　陸軍部に於て征蒙軍組織に決定す
六月　九日　政府は李烈鈞の叛狀明白なりとて其江西都督の任を免じ袁元洪代理都督となる
同　日　歐陽武江西護軍使となり陳廷訓江西要塞司令官となる
同　日　上海公民會取締命令出づ
同　十二日　尹昌衡川邊經略使となる
同　二十日　升允蒙古各族に電檄して叛を謀る
同二十四日　湖北にて第二革命黨員捕縛せらる
同　日　陸軍部にて六萬元を投じ航空研究所を設立す
七月　一日　柏文蔚を陝甘蒼邊使に任命す
同　二日　重慶地方匪徒横行の報
同　九日　李純九江鎮守使となる
同　十二日　林虎部下の軍隊北軍と九江附近に戰ひ、李烈鈞湖口を占領し、討袁軍を組織して宣言を發表す
同　十四日　黃興南京に向ふ
同　十五日　南京獨立を宣し、黃興北伐軍を徐州に向はしむ
同　十六日　李烈鈞討伐命令
同　日　段芝貴、南征軍第一軍軍統として南下
同　日　熱河に暴動起る
同　十七日　湖南第二革命軍に響應す
同　日　張勳兵と南軍と津浦鐵道沿線にて衝突
同　十八日　陳其美鎭永建上海の獨立を宣布し吳淞砲臺を占領す
同　日　柏文蔚北伐總司令となる
同　二十日　張勳江北宣撫使となる
同二十一日　段芝貴九江着
同　日　廣東福建南方に應ず
同　日　北京上海に戒嚴令を布く、趙秉鈞戒嚴司令官たり
同　日　上海商務總會獨立反對決議
同　日　倪嗣沖皖北鎭守使となる
同二十五日　孫逸仙袁に辭職を勸告する宣言書發表
同　日　袁總統政治改革の命令出づ
同　日　黃興等討伐命令出づ
同二十三日　機器局攻撃開始
同　日　黃興以下殺害
同　日　南方軍岑春煊を大元帥に擧ぐ
同　日　馮國璋南下
同二十四日　上海監獄の宋案重犯の逃亡
同　日　海軍總長劉冠雄軍艦四隻を率ゐて上海に向ふ
同　日　孫逸仙辭官
同二十五日　湖口陷落
同　日　岑春煊廣東に向ふ
同　日　袁黃興等の罪狀を數ふ
同二十六日　日英陸戰隊上海に上陸す
同　日　森州北方に加擔することに決定
同二十七日　機器局戰一時中止
同　日　陳炯明辭官
同　日　龍濟光廣東鎭撫使となる
同二十八日　倪嗣沖安徽都督となる
同　日　機器局戰再開
同　日　鄭汝成上海鎭守使となる
同二十九日　鎭江獨立取消
同　日　九江方面南軍勝つとの報
同　三十日　同文書院兵燹に罹る
同三十一日　黃興南京を去る
同　日　孫黃香港に向ふ
同　日　南京獨立を取消す
同　日　江西軍大勝
同　日　歐陽武及劉世均辭官
八月　一日　廣西に戒嚴令を布く
同　二日　岑春煊廣東を去る

同　日　姜桂題熱河都統となる
同　三日　鎭江に小衝突あり
同　四日　李純江西護軍使となる
同　　日　廣東獨立取消陳炯明逃亡
同　五日　重慶獨立宣言
同　七日　張繼捕縛令出づ
同　八日　孫逸仙門司に來る
同　　日　上海寧波に戒嚴令を布く
同　日　南京再獨立
同　日　吳淞陷落
同　日　李烈鈞歐陽武等逃亡
同　九日　南京獨立再取消
同　日　黃興門司着
同　日　福建獨立取消
同　十一日　南京三度獨立
同　十二日　殷芝貴安徽宣撫使となる
同　十三日　吳淞陷落
同　日　湖南獨立取消
同　十四日　南京攻撃開始
同　　日　鎭鎭氷松滬水陸警察事宜督辦となる
同　十五日　南昌陷落
同　十九日　廣東議員伍漢持天津にて銃殺の刑に處せらる
同　廿一日　半奉煊の罷狀宣布並其捕縛令出づ
同　　日　北京天津の政府反對記者十餘名捕縛
同二十七日　參衆兩院議員八名捕縛さる
同　日　南京總攻撃開始
同　日　總乘鈞警備總司令辭職
同二十九日　拍文蔚逃亡
九月　一日　南京陷落
同　日　南京在留邦人殺さる
同　二日　重慶鎭定
同　五日　段芝貴北京に凱旋
同　日　鎭守使條例公布
同　十日　馮國璋北歸
同　十二日　重慶獨立取消
同　日　雷震春江北皖北勸匪事宜督辦となる
同　十三日　南京事件に關する戒飭令出づ
同　十六日　歐陽武捕縛さる
同　日　廣東警察長陳景華銃殺さる
十月　二日　河南白狼匪外國宣教師を人質とす
同　二十日　土匪討伐命令出づ
同二十二日　重慶の謀叛暴露
同　日　馮國璋江淮宣撫使となる
同　日　江蘇護軍使設置
同　日　英人クリスチャン海軍顧問となる
同二十九日　米振標張殷如經棚を克復す
十一月二日　歐陽武紋死
同　十日　信陽州に亂あり
同　十三日　九大軍區案決定
同　十六日　江陰兵變
同　十九日　吳後陸等大王廟を回復す
同二十三日　北京戒嚴令を解く
十二月一日　解散兵取締令出づ
同　七日　陸軍總長段琪瑞武昌に赴く

借款財政

一月　十日　六國銀行團倫敦にて資本團規約及方針を決定
同　十一日　善後借款團第一回會議となる

同　十四日　財政部に鹽務處を組織す
同二十四日　財政部に於て保商銀行より百萬弗借入
同二十五日　白耳義の湖北龍角山銀鑛借款(二百萬兩)成立
二月　四日　六國大借款調印せられんとしたるも佛國公使の異議により行惱となる
同　十七日　財政部及陸軍部合同にて交通銀行より百萬兩借入
同　十九日　六厘公債條例發布
同　二十日　楊子江造船所に支拂ふべき爲め十二萬兩餘の國庫證券を發行す
同二十八日　駐外財務員章宗元出發
同二十九日　駐京六國公使大借款問題に付き會議
二月廿二日及二十五日　クリスプ借款二十五萬磅宛拂込
同二十二日　財政部に幣制委員會を設け陶德琨、王鴻猷、徐恩元の三人委員となる
三月　一日　北京に於て印花稅實施
同　三日　六國團は英人を鹽稅稽核處に、獨乙人を國債局に、佛露兩國人を審計顧問となすべきことを申込む
同　四日　陸總理より英公使に對し四月八日正式國會開會迄大借款の交涉を延期されたしと申込む
同　六日　高凌霨に命じて各省銀行を改組し紙幣整理の爲め金庫事務を開辦せしむ
同　六日　北京日報に大借款契約草案發表さる
同　十四日　中國銀行開業
同　十九日　米國六國團脫退
同二十四日　南京政府の三井借款の支拂延期決定
四月　十日　墺國スコダ軍艦公債三百二十萬磅成立
同　十二日　米國四國幣制借款團を脫す
同　十五日　中國銀行條例發布
同二十六日　五國大借款(二千五百萬磅)成立
同　　日　孫多森を中國銀行總裁に、聶其禘を同副總裁に任ず
五月　四日　金庫條例發布
同　　日　全國聯合會議會天津に於て大會を開き大借款に反對す
同　　日　孫逸仙歐洲諸國に大借款前渡の中止を電請す
同　七日　審計處公債室執務細則公布
同　十四日　財政部に借款稽核處設置
六月十六日　本年度上半期豫算衆議院に提出さる
同二十一日　經費節減命令出づ
同二十二日　獨人ファイフェル公債局顧問となる、鹽務局顧問デーン氏北京着
同二十四日　蒙古露國より二百萬留借款すとの報
七月廿一日　張弧鹽務處長となる(齊耀珊は先に吉林民政長に轉任)
八月十四日　白耳義と大同成路鐵道借款成る
同　十九日　國庫證券發行規則公布
同　　日　八厘公債復活す
同二十一日　周自齊中國銀行總裁となる
同　三十日　財政部財政會議規則發布
九月　一日　奉天朝鮮銀行借款百萬圓成立の報
同　三日　墺國にて支那大藏證券百二十萬磅引受
同　十二日　南京被害救濟として財政部より銀二十萬元支給
同　十四日　張弧財政次長となる
同二十三日　中國銀行總裁に湯叡、副總裁に項藻馨任命
同二十七日　五國團經濟借款除外
同　　日　熊總理民國二年度豫算案は欠點多しとて議會より撤回す
同　三十日　鹽務署備處を鹽政處に改む
十月　二日　各省自由借款許可
同　五日　洮南鐵道借款契約成る
同　十日　四川興業借款調印
同　十五日　陳錦濤駐外財務員となり章宗元審計處總辦となる
同　十九日　墺國支那國庫證券二百萬磅引受の報
同二十三日　幣制借款協議
同　三十日　熊總理財政の窮狀を訴ふ

十一月三日　中佛借款成立
同　日　幣制改革計劃出づ
同　八日　漢口再築借款成る
十三日　鹽政取締令出づ
同　十七日　浦信鐵道借款調印
十一月中　財政部より明一九一四年六月迄に支拂を要する短期借款（七六三六五、二〇八弗餘）の報告發表さる
同　十八日　沙市與義鐵道借款成立
同二十二日　國家稅地方稅法草案公布
十二月一日　新設北京公估局開局
同二十四日　鹽稅條例發布
同　日　蒙支山東鐵道借款の報

交通

一月十三日　沈雲沛をして浦信鐵道を督辦せしむ
同二十五日　興黃粵川漢鐵道督辦辭職
同三十一日　電政管理局職掌暫行章程發布
二月　三日　岑春煊粵川漢鐵道督辦となる
同二十九日　中國鐵路公司條例發布
四月十九日　唐元樞川蔵電政管理局監督となる
六月　八日　湖南鐵道國有となる
同　十一日　平井晴次郎交通顧問として北京着
同　十二日　江蘇鐵道國有となり鐘文耀を總辦となす
同　十七日　粵川漢鐵道督辦岑春煊辭職し同鐵道は交通部直轄となり交通次長湯元鼎漢口に於て督辦の職權を執行することゝなれり
十二月一日　京奉天上海間鐵道聯絡の協定成る
同二十五日　黃開文同成鐵道督辦となる

實業

一月廿七日　商事公斷處章程發布
二月　一日　農林部に於て全國農會聯合會を開く
三月廿六日　獎會を導淮事宜督辦に任ず
六月　六日　工商部登記法施行規則發布
九月廿一日　滿洲防穀令を布く
十二月廿一日　獎會を全國水利局總辦に任ず
同二十七日　水利局事宜に關する命令出づ

雜事

一月　一日　內務部農壇を開放して共和紀念會を開く
一月　四日　北京に米支同盟會成立す
同　七日　重慶發電に據れば加拿太宣敎師ヂョリフ氏巫山附近にて土匪に襲はれ子息銃殺さる
同　十九日　向ふ三日間東三省記者大會を吉林に開く
二月　八日　北京に阿片禁止會議開催
同　十二日　南北統一共和紀念會
同　十三日　孫逸仙一行長崎着同十四日新橋着
同　二十日　內務部より各省民政長に通告して神社佛閣の保護を命ず
同二十二日　清隆裕皇太后乾清宮に於て崩ず
三月　四日　全國阿片禁止會議を北京に開く
同　六日　漢口大智門大火燒失家屋一千餘戶
同　七日　河南省に大暴風あり
同　九日　北京中日協會第一回委員會を開き會則を議定す
同二十八日　日華國民會發起大會開かる
同二十九日　揚州十二圩に大火あり、水陸延燒二里餘燒死溺死者二百餘人焚

四月　三日　毀鹽船商船二百餘隻燒失商家等四百餘
同　十三日　江蘇に地震あり
同　十三日　奉天にて中日懇親會を開く
五月廿四日　陳璞をパナマ博覽會事務監督に任ず
同二十五日　日本貴族院議員德川慶久公以下十四名北京
六月十九日　寺院管理暫行規則發有
同二十二日　孔子釋奠復舊命令出づ
同　日　勤儉の命令出づ
九月廿一日　寧古塔大火
十一月廿六日　チヤイナレパブリカン發行停止
同　七日　神社建設令出づ
同　十四日　康有爲香港着
同二十八日　賭博嚴禁令出づ
十二月十三日　前清皇帝及皇后葬儀

前號要目

（第五卷第二號）

論說
再び支那民國の現勢に就て……根津一

資料
上海株式取引所……一二—一八
太古洋行……一九—二四
廣九鐵道の情況……二五—三〇
大借款使途明細表……三一—三二

新事業界
通州廣生油廠……三三—三五

雜錄
中央政治會議……三六—四五
支那各地經濟情況……四五—五一
東清鐵道の現狀……五一—五三

通信及紀行
湖南通信……五四—五五
蒙古旅行記……五六—六〇

時報
支那最近時事數項……六一—七四

支那　大正三年一月三十日印刷　大正三年二月一日發行

發行兼編輯者　東京市本鄉區駒込富士前町四十三番地　山内嵩

印刷者　東京市本所區番場町四番地　平井登

印刷所　東京市本所區番場町四番地　凸版印刷株式會社本所分工場

發行所　東京市赤坂區溜池町二番地　東亞同文會調查編纂部　電話新橋二二一七番　振替口座東京九七三〇番

大賣捌所　東京市神田區表神保町　東京堂書店

同　東京市京橋區尾張町二ノ二　東海堂

同　東京京橋區元數寄屋町三ノ七　北隆館

同　東京市赤坂區青山南町二ノ六五　文社

廣告取次所　同

每月二回發行	定價	冊數	價
	一冊	二十錢	
	十二冊（半年分）	二圓二十五錢	
	二十四冊（一年分）	四圓五十錢	
	郵稅無料		

廣告料			
特等	一頁半	三十圓	
一等	一頁半	二十圓	
二等	一頁半	十五圓	
	一頁	十圓	
	一頁半	二十圓	
	一頁	十圓	
	一頁半	十五圓	
	一頁	八圓	

社員總代　森村市左衛門

東京市日本橋區通壹丁目

㊋ 合名會社 **森村銀行**

電話本局 三千九百十八番 四百九十八番 六百七十三番

頭取　廣瀨實榮

支配人　諸葛小彌太

一定期預金　六ヶ月以上年　六　分

一當座預金　百圓ニ付日歩　九　厘

一特別當座預金　百圓ニ付日歩　壹錢貳厘

東京市日本橋區坂本町七番地

合資會社 **田中銀行**

電話一九九九番

浪花二四〇番

雜誌支那合本出來廣告

支那調査報告書

自明治四十三年七月至十二月　一冊

自明治四十四年一月至六月　一冊

自明治四十四年七月至十二月　一冊

（支那調査報告書改題）

支那

自明治四十五年一月至六月　一冊

自明治四十五年七月至大正元年十二月　一冊

自大正二年一月至六月　一冊

自大正二年七月至十二月　一冊

總「クロース」金文字入　各一冊　金貳圓五拾錢　郵稅不要

東亞同文會調查編纂部

二月號

大正之日本

（第貳卷）　（第貳號）

○壹部十二錢……郵稅一錢　□每月一回……一日發行□
◁壹ヶ年分……壹圓廿錢　△半ヶ年分……六十五錢◁

見將來政治家たらんと者は須見
!!! らくる本誌を繙いて見よ !!!

論壇

○東亞問題と青年……衆議院議員　長谷場純孝
○加州在留邦人と排日思想の根本源因……法學博士　末廣重雄
○米國の海軍擴張論……ルーズヴエルト
○日墨の關係……大日本國防義會
○政治敎育の必要……英國法學博士　植原悅次郎
○我國に於ける敎育の一大缺陷……長瀨鳳輔
○ナポレオンノ三大悔悟……衆議院議員　松田源治
○露國の海軍(二)……海軍大佐　鈴木乙兎
○岡本東光翁と東洋策(三)……葛生東介
○帝國將來の發展策……堀田肇一

海軍擴張論……社說

縱橫錄

○噫可悲社會の狀態……東亞女學校長　田中舍身
○無題……田中鐵軒
○近來日本人發展……上甲不怒士
○壺中我觀……久留天豪
○自治と政黨……水口正一
○浪人の妻の日記……某女

史談

○シーザー小傳……生田目旭東
○來島恒喜小傳……來民生
○明治大學辯論部員月旦……芙蓉子
○鹿兒島より……天籟生
○寒窓所感……翠山生

申込所　大日本青年黨本部
東京市四谷區
坂町八十番地

振替貯金口座
東京貳五九〇貳番

第四卷重要記事總索引

口繪

	號數
支那新聞廣告一班	一
倫敦略圖	二
亞細亞の人種	三—九
その一　安南の進夫	三
その二　安南婦人	三
その三　ジョホールのソルタン	四
その四　孫逸仙氏の故近衛公爵展墓	五
その五　カムボヂヤ人	六
その六　緬甸の象と土人	六
その七　馬來美人	七
その八　馬來半島サカイの鼻笛	七
その九　緬甸土人	八
その十　白夷酋長	八
その十一　支那婦人の纏足	九
日華國民會有志紀念撮影	一〇
支那參衆兩院議長	一二
海州鹽と鹽田	一三
海州の鹽汲み	一三
東部蒙古の平野	一四
東部蒙古土人の住家	一四
南昌府城內東湖	一五
江西湖口鎭	一五
兵火に罹れる東亞同文書院	一六
上海斜橋附近の狀	一六
岳陽樓	一七
福州元冠古蹟	一七
西藏附近の景	一八
雲南大理湖畔及蒼山	一八
騰越城外の瀑布	一九
雲南思茅の市日	一九
南京城內	二〇
南京富貴山砲臺の一部	二〇
中華民國大總統袁世凱氏	二一
同上副總統黎元洪氏	二一
香港大學全景	二二
雲南省西山の景	二二
支那國境河口	二三
威海衛燈臺	二四
山東龍口港	二四
山西省の風俗	四
江西省謀反事件	四
活佛上大總統書	五
東亞に於ける日支兩國の關係を論ず	五
獨逸人の見たる蒙古問題	六
東亞に於ける新時代の現出と其要因	六
阿片問題	六
孫逸仙氏來遊の効果	七
支那の向上	八
蒙古の政治	八—九
獨逸と支那	八
獨逸人の見たる支那の將來	八
東亞と米國との關係を論ず	九—一一
民國第一議會	九、一一、一三、一五、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二三、二五、二四
支那の危機	一〇
北米合衆國に於ける支那人の地位	一〇
支那對下の風雲	一〇
支那時局觀	一一
蒙古問題の一段落	一三
東部蒙古問題	一〇—一三
支那の宗社黨	一二—一三
英議會に於ける阿片問題	一三
進歩黨々則	一三
西藏問題會議	一三
支那の言論界	一二—一三
露國の極東政策	一四
西部支那の近狀	一四
英人の支那觀	一四

政治外交

	號數
對支那政策要綱	二
故亡二策	二
北京政況及支那政黨の分野	二
中華民國第一年大事記	二
上海に於ける米國公使	二
蒙古の形勢と露國保守派の對蒙觀	二
西藏に關する英支の交涉	二
支那問題の研究	二
大種族團體的競爭與中日同盟	三
中華民國承認に就て	三
支那地方官制大改革	三
滿蒙藏	三—四

支那時局概觀　一五
潮北の政界　一五
第二次革命亂終熄　一六
外蒙古烏梁海問題　一六
印度に於ける阿片問題　一六
庫倫事情　一六
露國の自由行動　一七
所謂浜人と外族　一七
大借款と動亂軍費との關係　一七
熊希齡の日本機關電文　一七
西藏問題　一八
支那現勢論　一八
西部支那に於ける英獨佛の角逐　一八
南滿未開放地に於ける居住日本人退去問題　一八
對支交涉と今後の提携　一九
革命後に於ける宗教的團體の勃興　一九、二〇、二一
熊內閣の成立　一九
公民黨の出現と梁士詒　一九
南京事件と支那紙　一九
英人の見たる西藏問題　二〇
關稅改正問題　二一
袁大總統宣言書　二一
露支協約成立　二二
義勇加課　二三
憲法起草委員の黨派別　二三
袁總統のクーデター理由布告　二三
大政方針宣言書案文　二四

法律、命令、條約其他公文

戒嚴令　二五
衆議院議員選擧に關する規則及布告　二五
露蒙協約議定書　二五
各省官制　二六
順天府官制　二六
道官制　二七
縣官制　二七
中央直轄特別官廳　二七
地方警察制度　二八
北京警察制度　二八
都督府官制　二八
文官任用法及試驗規則　二九
秘書官令　二九
文官保證及懲戒法　二九
官吏服務令　三〇
勳位授與條令　三〇
蒙古西藏王公等爵條令　三一
各部委員執務規則　三一
陸軍著作奬勵條令　三一
中國銀行則例　三二
支那政府改造五國借款契約　三二
各省特派交涉員職務通則　三三
滿鮮國境關稅低減取極公文　三三
憲法會議規則　三三
大總統選擧法　三四
議院法　三四
其他命令摘要及叙任辭令　三五

財政經濟

	號數
民國二年度總豫算	二
ヴイサリング博士の支那幣制改革意見	二
上海に小銀行設置の急務	二
模範紡織工場設立の計畫	二
日支銀行設立案	二
滿洲に於ける企業の現狀及南滿將來の企業	三
招商局の紛擾	四
クリスプ借款用途一覽	四
中華民國公債一覽	四
支那に於ける獨逸の經營	五
滿洲に出稼の支那苦力	五
香港上海銀行第二十五回總會	六
大借款逆轉の結果	七
獨逸の山東經營	七
幣制改革問題	八
廣西省經濟事情	八
上海市電氣業概況	八
廣東省鹽政事略	九
蒙古附近關內外の鑛業	九
江西省林業調查	九
五國借款成立	一〇
津浦鐵道南段北段の比較	一〇
支那防穀制度	一一
廣東省の貨幣に就て	一一—一三
龍州に於ける米領事の演說	一一
江蘇省の財政に就て	一二—一三
民國第二年各省豫算	一三—一四

每號

膠濟隴海鐵道　一三
青島に於ける商工業　一三
支那に於ける蠶絲業　一四
福建省の經濟狀況　一四、一六、一七
民國二年度上半期豫算表　一五
支那春作狀況　一五
鹽稅擔保と各省財政との關係　一六
京奉鐵道營業成績　一六
滬寧鐵道營業成績　一六
楊子江岸に於ける勞働問題　一七
黑龍江省に於ける開墾事情　一七—一八
民國二年度總預算　一七
大借款と財政の將來　一七
一九一三年上半期香上銀行營業成績　一七
大借款支出明細表　一八、二三、二三、二四
動亂後の財界　一八
粵漢鐵道湖南線の國有　一八
中法實業銀行　一八
支那に於ける生命保險　一九—二〇
鹽政の前途　一九—二一
新內閣の財政方針　一九
經濟借款除外　二〇
五國借款團の經濟借款除外に付て　二〇
白耳義シンヂケートの活動　二〇
開平礦務局炭坑事情　二一
支那に於ける英獨の角逐　二一
山東及河南の炭坑近況　二一
福建省の移民に就て　二二—二四
熊財政總長の財政告白　二三
廣九鐵道の情況　二三—二四
支那の企業失敗と救濟策　二四
附、五國借款契約文(前揭)　七—一三

貿易

對支貿易上に於ける日本雜貨の地位　一
支那に於ける英獨雜貨と日本雜貨の將來　一
日本に於ける支那商人　一
中部支那の商業に就て　一
滿洲に於ける日本雜貨の地位　一
南支那に於ける日本雜貨の地位　一
福建市場と雜貨　一
長江方面に於ける日本雜貨の地位　一
東部蒙古重要輸出入品及其貿易　二
北支那の貿庫山西北部の亞麻仁　二
山東省と日本品　二
對支貿易の部分的觀察　二、四、六、七、一〇
對支貿易上に於ける神戶港の地位　三
一九一二年香港海運界の趨勢　三
蒙古の貿遷　四
滿洲大豆取引に就て矯正せざる可らざる弊　五
倉庫に對する上海稅關の新制　五
北支那に於ける獨逸の商業　六
一九一二年香港貿易概況　六
對支那貿易金融機關の一軌範　六
大阪中華商務總會假規則　六
橫濱華僑公會簡章　八
日支貿易に就て　一〇
銀塊直場の騰落と支那貿易との關係　一〇
借款と貿易との關係　一一
本邦重要商港對支那貿易觀察　一二、一三、一四
廣東の生糸貿易　一二
蒙古人の收支計算と露蒙貿易との關係　一二
露國に於ける蒙古畜產の利用　一三
蒙古の畜產品貿易　一四
昨年度支那貿易概況　一九—二六
銀塊相場の大勢　一九—二六
香港に於ける支那羽毛　一六
蒙古に輸出する露國重要商品　一七—一八
蒙古に於ける露國商業事情　一九—二〇
滿洲大豆論　二一—二三
上海に集散する支那綿花　二二、二三、二四
濟南府貿易事情　二三—二五

新事業界

上海龍章紙廠　一九
通州大生紗廠　二一
通州復新麵廠　二三—二五
通州廣生油廠(上)　二四

紀行

四江ところ〴〵　六
雲南紀行　一七、一八、一九、二〇、二一、二四、二五
蒙古旅行日記　二二、二三、二四、二五

會報

東亞同文會大會記事　號數　二、一二
東亞同文書院第十三期學生入學式　一七
東亞同文書院假校舍開校式　三三

表類

支那太官表　號數　五、六
支那職員表　二、三
中華民國內外債一覽表　六

雜

號數
在支那本邦領事　一
東亞同文會と歐米各國支那協會等の活動　二
革命後激增せる日本人　三
新年の北京　三
北京華法聯進會章程　四
孫逸仙氏　四
孫氏來朝と邦紙の歡迎　五
孫氏來遊と英紙の言　五
孫中山先生の鄉土　五
ホーマー、リー將軍　五
日華學生の提攜　六
支那語統一の問題　七、八
日華國民會　八
日華貿易會　八
廣東の醫事及衛生　九
宋教仁暗殺　一〇
英獨二協會記事　一五
米國亞細亞學會　一八
香港大學　三三

明治四十五年一月十七日第三種郵便物認可
大正三年二月十五日發行（每月一日十五日發行）

支那

第五卷第四號

要目

論說
米國と中部支那……一——四

資料
支那關稅問題……五——一二
上海株式取引所……一三——一八
太古洋行……一九——二四
中央政治會議……二五——二八
導淮水利事業……二八——三六
緬甸雲南鐵道……三六——四一
海拉爾事情……四一——四三
支那鐵道會計……四三——四八
外債賠償各省負擔表……四八——五四

通信
湖南通信、奉天通信……五五——五九

時報
支那最近時事要項……六〇——七二

東亞同文會調查編纂部

古河合名會社

商標

營業品目

ベセメル銅丸形銅電氣精銅荒引線
電銅線電車線平角線硅銅線
裸撚線各種被覆線軍用電線電話線
各種コード　パラフィン線　各種紙ケーブル線
金銀、塊鉛、亞鉛、硫化鐵鑛、石炭

販賣店

本店　東京市丸之内（電話本局（自四五〇〇至四五〇六）
大阪支店　大阪市西區江戸堀南通三ノ二六（電話西（二二五七二六三四二九）
門司支店　福岡縣門司市濱町七（電話三七〇、九三〇）
上海支店　上海英租界北京路第三號（電話二一六九）
出張所　若松、博多、漢口、大連

新式 支那語講義錄

大正三年二月開始
滿一ヶ年卒業
會費一月金參拾錢
此際入會金を要せず

▲講師は東京外語、高商、帝大、陸軍大學、士官、經理諸學校の教授講師其他著名の士拾有餘名にして講義の方法極めて新式平易、何人も就て容易に獨習し得らるべし

▲講義の課目は發音、語法、會話、應用法より、書簡文、日用書札、新聞、歷史、事情、地名人名の讀み方等に及びて內容の豐富なること言ふ迄もなし

▲見本付規則書郵券二錢送付次第送致す

申込所

東京小石川區茗荷谷町

正則支那語學會

振替東京二六五六〇番

大正三年二月十五日發行「支那」第五卷第四號

口繪　山東省曲阜孔子廟　山東省鄒縣孟母三遷故址

目

論說

米國と中部支那……一——一四

資料

支那關稅問題(中)……三　塚　生五——一二

上海株式取引所(三)……一三——一八

太古洋行(三)……一九——二四

雜錄

中央政治會議(三)……二五——二八

導淮水利事業(上)……二八——三六

英國の要求せる緬甸雲南鐵道(上)……三六——四一

目次

海拉爾事情……四一——四三
支那鐵道會計……四三——四八
各省の外債及賠償金負擔表……四八——五四

通信

湖南通信……五五——五八
奉天通信……五九

時報

六〇—七二

（政治）
都督裁撤難——劉冠雄の赴學——約法增修第二次審查公表——內閣制廢除の密議——造法機關と會議——支那閣制と各黨——大政方針の消滅——亂黨印度に入る——省制改革延期——留京進步黨議員——朱總長と禁烟——袁總統と國民黨——國史館總裁確定——總統府顧問裁減
（軍事）
支那海軍實狀——北軍分駐地帶——各省要塞狀勢調查——張督の出征——總統府の軍事會議——自費日本留學生取締
（外交）
渓口租界擴張拒絕——會と白耳義公使——葡國々書遞送——張家口の租界
（財政）
各省の中央接濟——各省の納銀額——中央の財政狀態——國務院財政會議——熊の暫行補救法——紐孟借款と政府——陳錦濤不日出發
（金融）
統一紙幣の形式——國幣法公布期
（實業）
列國の支那放資額——鐵務監督區劃——滿洲移民の辦法——山西の製糖熱——荒地開墾の辦法——日支合辦事業章程
（交通）
川漢鐵道起工——鐵道外債額——支那の無線電信設置——皖督と浦信支線
（西藏蒙古）
西藏に關する英の要求——中露交涉の準備會——孫總長の對露要求條件——升允の建議
（法律命令）
（敍任辭令）

家庭の好讀物

英國 クレイク婦人著 文學士 山崎直三譯

理想の青年 ジョン・ハリファックス

（新刊）

四六版七百五十頁全大插畫數葉入 總クロース美裝 函入 定價壹圓五拾錢 送料十二錢

ジョンは意思の確固なる青年なり、その友ファイネスは高尚なる思想に富める青年なり、その兩者の麗はしき友情は、讀むものをして覺えず涙を催さしむ。此の二つの好青年を中心として、英國紳士の面影を遺憾なく語れり。

最も健全なる修養小說！！

あゝ、輕薄なる現代に飽ける人々は、此の書を讀みて至誠なる感情を味ひ給へ

發行所 東京市神田區南神保町六十 尚文堂書店 電話本局四一九二 振替東京二四三五

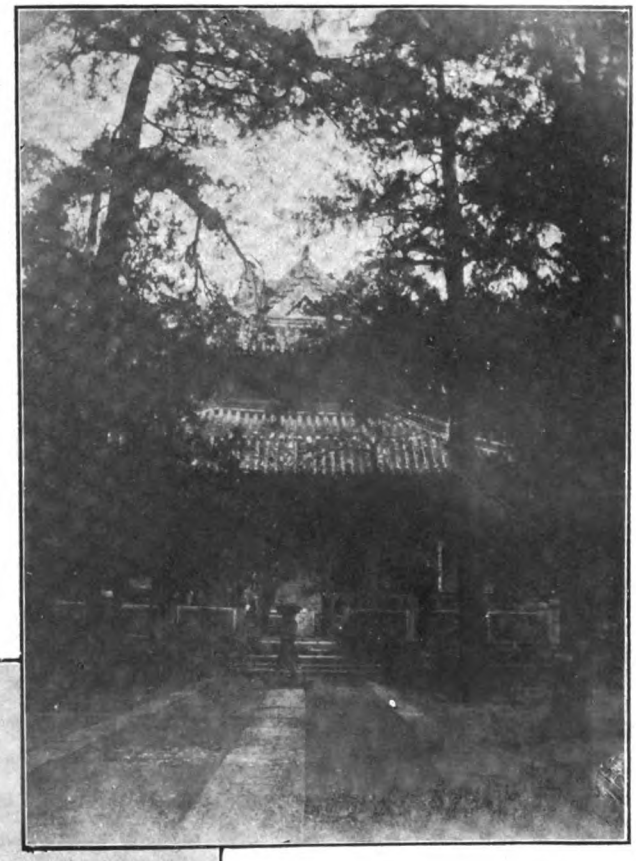

山東省曲阜孔子廟

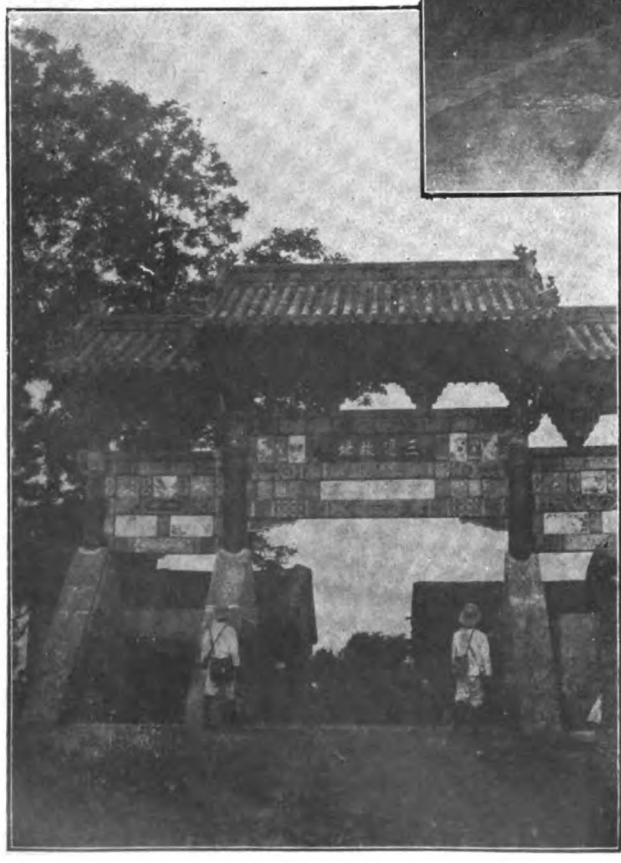

山東省鄒縣孟母三遷故趾

大正三年二月十五日
第五卷第四號

論說

米國と中部支那

一

一月三十一日支那政府の機關新聞たる北京日報の公表する所に據れば、農工商部總長張謇と、米國赤十字社代表たる駐支米國公使ラインシユとの間に、淮河の流域たる江北及北部安徽の洪水地方に於ける治水事業の爲め、米貨二千萬弗（四千萬圓）を、五分の低利にて米國より借入れ、技師長として米人詹美生（ジエムソン）を採用すべき、借款假契約成立したりとあり。其後各種の情報を綜合するに、多分事實なるものゝ如し。從前支那大陸に何等の策源地を有せざる米國は今後中部支那を根據とし、其勢力を支那に扶植するに至るべし。

二

米國赤十字社が、淮河治水に關する四千萬圓の大借款に調印するに至りたるは、聊か怪しむべき次第なるも、其茲に至れるには、頗る複雜なる關係存在せり。先年米國が支那より粵漢鐵道を回收せられ、支那大陸經略の策源地を失ひてより、米國の支那に於ける經濟

商標

古河合名會社

營業品目

ベセメル銅丸形銅電氣精銅荒引線
電銅線電車線平角線硅銅線
裸撚線各種被覆線軍用電線電話線
各種コード　パラフィン線　各種紙ケーブル線
金銀、塊鉛、亞鉛、硫化鐵鑛、石炭

販賣店

本店　東京市丸之内（電話本局（自四五〇〇至四五〇六））
大阪支店　大阪市西區江戸堀南通三ノ二六（電話西（二二五七六三四二九））
門司支店　福岡縣門司市濱町七（電話三七〇、九三〇）
上海支店　上海英租界北京路第三號（電話二一六九）
出張所　若松、博多、漢口、大連

新式 支那語講義錄

大正三年二月開始
滿一ヶ年卒業
會費一月金參拾錢
此際入會金を要せず

▲講師は東京外語、高商、帝大、陸軍大學、士官、經理諸學校の教授講師其他著名の士拾有餘名にして講義の方法極めて新式平易、何人も就て容易に獨習し得らるべし

▲講義の課目は發音、語法、會話、應用法より、書簡文、日用書札、新聞、歷史、事情、地名人名の讀み方等に及びて内容の豐富なること言ふ迄もなし

▲見本付規則書郵券二錢送付次第送致す

申込所

東京小石川區茗荷谷町

正則支那語學會

振替東京二六五六〇番

大正三年二月十五日發行　「支那」第五卷第四號

口繪　山東省曲阜孔子廟　山東省鄒縣孟母三遷故址

目

論說

米國と中部支那……一——一四

資料

支那關稅問題(中)……三　塚　生五——一二

上海株式取引所(三)……一三——一八

太古洋行(三)……一九——二四

雜錄

中央政治會議(三)……二五——二八

導淮水利事業(上)……二八——三六

英國の要求せる緬甸雲南鐵道(上)……三六——四一

次

海拉爾事情……四一——四三
支那鐵道會計……四三——四八
各省の外債及賠償金負擔表……四八——五四

通信

湖南通信……五五——五八
奉天通信……五九

時報

六〇—七二

（政治）
都督裁撤難——劉冠雄の赴粵——約法增修第二次審查公表——內閣制廢除の密議——違法機關と會議——支那閣制と各黨——大政方針の消滅——亂藏印度に入る——省制改革延期——留京進步黨議員——朱總長と藥烟——袁總統と國民黨——國史館總裁確定——總統府顧問裁減
支那海軍實狀——北軍分駐地帶——各省要塞狀勢調查——張督の出征——總統府の軍事會議——自費日本留學生取締
（軍事）（學事）
渓口租界擴張拒絕——曾と白耳義公使——葡國々會選舉——張家口の租界
（外交）
各省の中央接濟——各省の納銀額——中央の財政狀態——國務院財政會議——熊の暫行補救法——紐孟借款と政府——陳錦濤不日出發
（財政）
統一紙幣の形式——圖幣法公布期
（金融）
列國の支那放資額——鑛務監督區劃——殖洲移民の辨法——山西の製糖熱——荒地開墾の辨法——日支合辨事業
（實業）
章程
川漢鐵道起工——鐵道外債額——支那の無線電信設置——皖督と浦信支線
（交通）
西藏蒙古）西藏に關する英の要求——中露交涉の準備會——孫總長の對露要求條件——升允の建議
（法律命令）
（敍任辭令）

家庭の好讀物

英國 クレイク婦人著 文學士 山崎直三譯

年青の想理 ジョン・ハリファックス

ジョンは意思の確固なる青年なり、その友フアイネスは高尚なる思想に富める青年なり、その兩者の麗はしき友情は、讀むものをして覺えず涙を催さしむ。此の二つの好青年を中心として、英國紳士の面影を遺憾なく語れり。

（新刊）
四六版七百五十頁全頁大挿畫數葉入
總クロース美裝
函入
定價壹圓五拾錢
送料十二錢

最も健全なる修養小說！！

あゝ、輕薄なる現代に飽ける人々は、此の書を讀みて至誠なる感情を味ひ給へ

發行所 東京市神田區神保町六十 尚文堂書店 電話本局四一二九 振替東京四五三四四

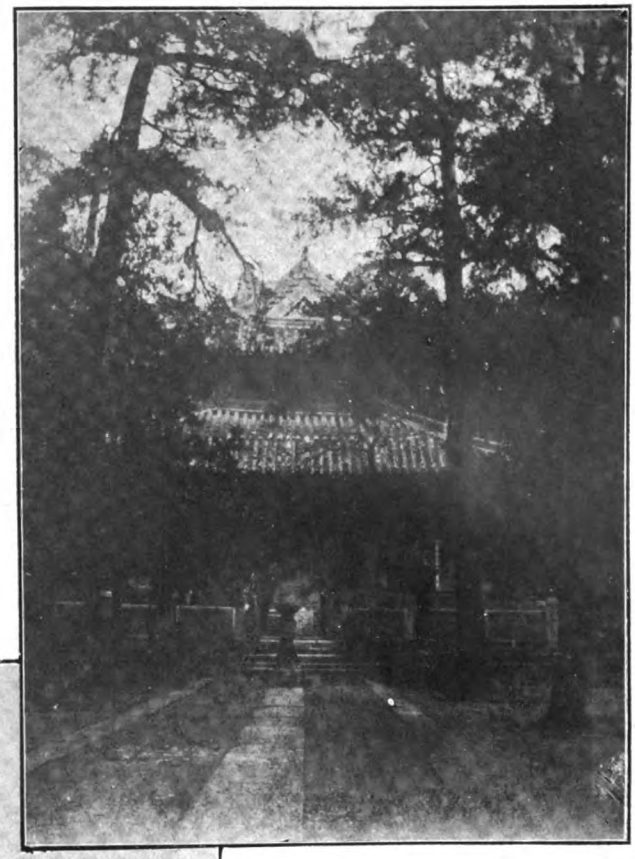

山東省曲阜孔子廟

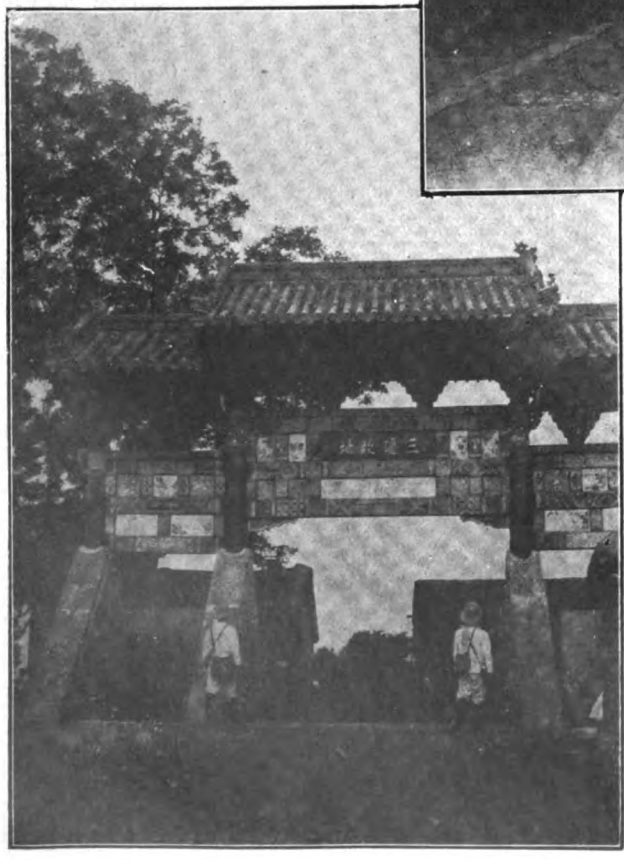

山東省鄒縣孟母三遷故趾

大正三年二月十五日
第五卷第四號

米國と中部支那

一

一月三十一日支那政府の機關新聞たる北京日報の公表する所に據れば、農工商部總長張謇と、米國赤十字社代表たる駐支米國公使ラインシユとの間に、淮河の流域たる江北及北部安徽の洪水地方に於ける治水事業の爲め、米貨二千萬弗（四千萬圓）を、五分の低利にて米國より借入れ、技師長として米人詹美生（ジエムソン）を採用すべき、借款假契約成立したりとあり。其後各種の情報を綜合するに、多分事實なるものゝ如し。從前支那大陸に何等の策源地を有せざる米國は今後中部支那を根據とし、其勢力を支那に扶植するに至るべし。

二

米國赤十字社が、淮河治水に關する四千萬圓の大借款に調印するに至りたるは、聊か怪しむべき次第なるも、其茲に至れるには、頗る複雜なる關係存在せり。先年米國が支那より粵漢鐵道を回收せられ、支那大陸經略の策源地を失ひてより、米國の支那に於ける經濟

的政治的諸般の施設に一大頓挫を來たし、英獨其他の列強が、各々其策源地に蟠居し、支那大陸に大發展を爲しつゝあるに拘らず、米國のみは單純なる貿易を營み、何等の活動を爲すこと無く、鑛山鐵道航業等所謂利權なるものに對し、一指を染むること能はず、楊子江流域に於て、一工場だも有する能はざるに至れり。幸に前大統領タフトの盡力に依り、英佛獨の三國團に割込み、粵漢川漢二鐵道借款を分擔したりと雖ども、宜昌夔州間二百哩の鐵道布設權を得たるに過ぎず、米人の支那に於ける活動の觀るべきものは唯敎會の傳道事業あるのみ。米國各種の敎會は、支那傳道の爲め、楊子江流域に一百六十六個の會堂を設立し、一千三十三人の宣敎師と牧師とを分派し、每年四百六十餘萬圓を支出し、布敎に從はしめ、別に敎會の附屬病院六十一個を建設し、貧民の施療を試ましめ、漸次支那の民心を收攬し得たり、偶々中部支那に大饑饉發生するや、此等敎會の力に依り、始めて茲に米國の勢力を扶植すべき端緖を發見したり。江蘇の北部及安徽の東北部淮河流域に屬する一帶は、河水汎濫すること數々にして、紀元一千二百九十七年より、一九〇七年に至るまで、洪水の患害六十二回に達し最近の如きは每五年二回の洪水あり、洪水每に大饑饉を惹起したり。機警なる米國宣敎師は、中部支那饑饉救濟會（華洋義賑會）なるものを組織し、米國赤十字社より資金を仰ぎ其救濟に從事したりしが、一九一〇年の大饑饉に臨み、俄かに一大運動を開始し、此等地方の民心收攬に勗め、根本的に饑饉を救濟せんと欲せば、淮河に治水工事を施さゞるべからずと唱へ、米國赤十字社土木技師詹美生（ジエムソン）なるものを招聘し、五十萬圓の資金を與へ、治水計畫を立てしめ、支那は米國の資本と技師とを用い、淮河の治水を爲すべしと說き、之に依り、中央支那に米國の勢力を扶植し、支那大陸經略の策源地を得んと企てたり。

三

ジエムソンは、駐支米國宣敎師の招聘に依り、宣統三年閏六月清江浦に着し、數ヶ月間江蘇、安徽の二省を踏査し一九一二年其報告を發表せり、今其報告を見るに、『安徽江蘇の洪水地方は、東海岸線より西東經百十三度に至り、北緯三十一度より同三十六度に亘る、一大地域にして、面積大約十萬方哩に達し、其內阜丘なきにあらざるも、概して一望遼濶なる沖積平原に屬す、域內沂河、泗河、淮河の三河あり、共に洪水の原因を爲すも、其最も重要なるものは淮河なり。淮河は源を河南の連山（桐柏山？）に發し、支流の數八十餘に及び、約七萬方哩の灌域を有す。此等の支流は、何れも皆東に至るに從ひ、整然たる水路を有し、通常の洪水を調節するの能力あり、其洪水の患害あるは、此等河川の汎濫暴溢するが爲めにあらずして、反て淮河本流及其貯水池たる暴澤湖の逆流するが爲めに依り、淮河の本流及洪澤湖の逆流するは、其灌域より流入し來る多大の水量を吐出すべき排水口なきに依る。從つて淮河治水の方法は其排水道を穿つより良きはなし。試みに其方法を擧げんか

一、洪澤湖より黃河の故道を開鑿す。

二、洪澤湖より寶應湖に水を送り寶應湖より楊子江に排水す。

三、沂河を運河より分離し海州に導き海に注がしむ。

四、淮河の水道を改善し疏水自由ならしむ。

五、清江浦以北運河水道を改變す。

此等の工事は、技術何等の困難なく、唯經費と時日の問題を餘すのみ。而も三千五百萬圓の資本と、六七年の日子を費せば足る。目下の情況に據れば、約三萬方哩の地域に於て、約五分の三は全く收穫なく、數百萬の饑民飢餓に迫り其死せざるものは賊と爲る有樣なり。而も治水工事にして完成せんか。此等地域は、地味非常に膏腴なるを以て、一年二作することを得べく、昔日の饑民は一變して富翁たるべし。當局者たるもの、一日も速かに、治水事業に着手せざるべからざるなり』と。ジエムソンの該治水計畫は不幸にして反對者を招くを免れざりしも、淮河治水問題は、支那官民の熱心留意する所にして、張謇が江蘇諮議局議長たりし際、大に斡旋し、導淮計畫案を通過せしめ、導淮總局なるもの設置せらるゝや、自ら其總辦と爲り、會辨栢文蔚と導淮事業に奔走し、栢文蔚の名を以て導淮計畫案なるものを發表せり。其案に據れば、黃河の故道を浚渫し、淮河を海に導くを以て、到底行はるべからざるものとし、北潮向を利用して淮河を導き、東北海に入らしめ、更に淮河を導き、高郵車邏より北澄河を經て海に通せしめ、別に清江浦下流の大運河を浚渫し、淮河を楊子江に排水せしめんとするにあり。張謇が農工商部總長に就任するや、全國水利局なるものを設け、導淮計畫を建て、外資六千萬圓を募集し、治水の爲め得る所の新地一千五百萬畝（江蘇一千二百萬畝安徽三百萬畝合計我九十萬町歩）及其收穫物を擔保に供し、必ず宿志を達せんとしたり。

四

張謇は淮河治水に對し、全力を盡しつゝあるも、米國の資本殊にジエムソンを用ふることを好まず。是は單にジエムソンと治水計畫上の意見を異にするのみならず、ジエムソンが、動もすれば米國の富强を挾み、張謇等を侮蔑することを惡むと、特殊の事情に基き白耳義シンヂゲートの資本を利用せんことを欲するに依る。白耳義シンヂゲートは既に海蘭鐵道布設權を有するとを以て、新に淮河治水事業を有するに至れば、中部支那に於て勢力を確立し得べきに依り非常の運動を試みたるも、淮河治水事業が、白耳義シンヂゲートに歸することあらんには、米國は當分支那大陸經營の策源地を發見すること能はざるを以て、米國公使ラインシユ等は、ジエムソンを技師長とし、米國資本を用いしめんとて、必死の運動を開始したり。米國人は、中部支那饑饉救濟に從事すること久しく、五十萬圓の大金を投じ淮河治水に盡力すること三年に達し、曩に支那政府の借款契約を便にせんが爲め、多大の犧牲を供して六國財團を脫退し、尋で列强間の取極に背き、南北亞米利加諸國を說伏し、率先支那共和政府を承認したる大功あり、又支那政府は六國財團に加入せる列强に對し、共和政府承認の報酬として

夫れ〳〵利權を付與したれば、已むを得ず、米國の要求を容れ、遂に淮河治水借款に假調印するに至りたり。

五

ジエムソンの說に據れば、淮河治水は技術上何等の困難なしと。果して信ならんには、米國は該事業に成功すべきものと看做さゝるべからず。若し米國が該事業に成功せんか。淮河の流域たる江蘇安徽十萬方哩の豐饒なる大地域が數百年の大患たりし洪水を絕ち、五年に二回饑饉の大害を被むりし住民は、單に死亡を免るゝのみならず、每年二作の豐稔を受けて富裕に赴くべければ、饑饉救濟に依り人心を收攬し得たる米國は、更らに天吏の如く景仰欽慕せらるべく、借款の抵當として收めたる淮河沿岸の最も豐饒なる地方九十萬町步を利用し、中部支那に絕大の勢力を扶植すること容易なるべし。今後支那全國の洪水に苦しむもの、相率ひて米國の資本と勞力とに依賴し、治水工事を起すこと〳〵なるべく、米國の勢力は、單に中部支那に止まらずして、各省に普及し、最も巧妙なる利權扶植者たるやも亦知るべからず。彼の支那人民に何等の恩惠を賦與すること無く、利權を攫得することに熱中し、徒らに支那人民の怨恨を買ふもの、宜しく三省すべき也。（吟風）

寄贈圖書目錄

學報	慶應義塾	大正三年三號	一九八號
特許發明細書	特許局	七五號	
天津商工彙報			
新支那	外務省	八一、八二、八三、八四、八五、八六	
通商公報		九〇、九一、九二	
實用新案公報		一一九、一二〇、一二一	
支那時報	特許局	二二號	
上海		五〇、五一號	
東邦協會々報		二二五號	
特許公報		七二號	
東洋經濟新報		六五八、六五九號	
遠東時報		七號	
大實報		二一七、二一八號	
學鑑		十八年一號	
問島時報		二八〇號	
日本及日本人		六二一、六二二	
實業時報	東京勸業協會		
支那幣制改革論（ジーヴキッサリング著山本唯三郎譯）			
東洋時報	東洋協會寄贈		
農商務省商品陳列館報告		一二〇、一二一、一二二、一二三、一二七、一二八、一二九	
商標公報			
實用新案公報			
特許發明々細書		四、五號	
上野教育		三一五號	
大正之日本		二月號	
移民調查報告		第十二	
中國實業雜誌		五年二期	
日華公論		廿二號	
國民經濟雜誌		十六卷二號	
支那と日本		二月號	
岐阜縣教育會雜誌		二三四號	
東洋協會旅順語學校一覽			
南滿洲教育概況	其會		
同	關東都督府民政部庶務課		
關東都督府學事一覽			
貿易通報			
國家學會雜誌			
圖書月報			
貿易時報	商品陳列館編纂		
月報（奉天商業會議所）			
支那語講義錄（正則支那語學會）		十二卷四號	三二四號
最新支那大地理	大倉書店寄贈	一卷一號	八〇號
國際法外交雜誌	其會	二八號	
月報（宇部宮商業會議所）	西山榮久著	一同一號	
		十二卷五號	
		一二六號	

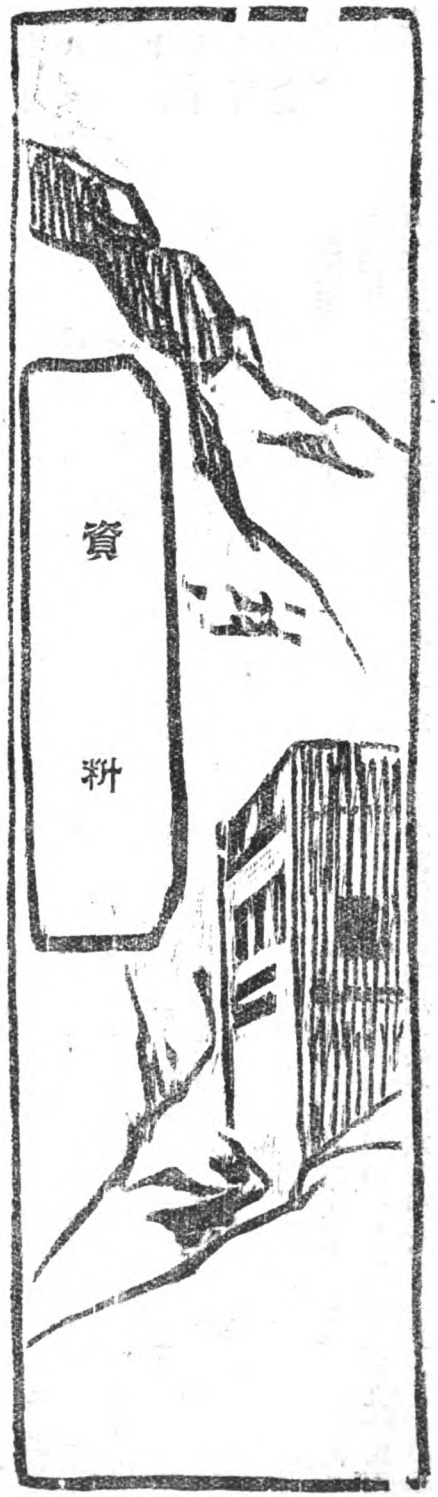

支那關稅問題（中）

三塚生

二　支那關稅改正と本邦紡績業

イ、本邦紡績業の現狀

本邦紡績業は外國の同業と選を異にし、其始めより內地の需要を主とせるものにして、今日と雖も依然內外需給の關係に異動なし、卽ち最近二個年間の狀況を示せば左の如し、

	總出來高	輸移出高	內地消費額
大正元年	一、三五二、二〇八圓	三七四、九二三圓	九七七、二七五圓
大正二年	一、五一六、三七五	四七二、四三四	一、〇四三、九四一

此の數字は單に綿絲に就て、其計數を揭げたるものにして、綿絲の外に綿製品として輸出せらるるもの少なからざれば、此數字のみを以て本邦紡績業の內外需供關係を速了するを得ざるも、要するに大正元年中に於ては、總出來高に對し內地消費高は約七割五分、輸移出高は約二割五分に當り、二年に於ても總出來高に對し、內地消費高は約七割輸移出高は約三割に當り、結局今日尙本邦紡績業の重もなる部分は、外國の競爭に對し其の安全を確保され居る狀態にあり、乍併大正元年來擴張並新計畫に依る增錘にして、本年四月迄に完成せらるべき五十三萬七千六百九十二錘にして、愈々運轉せらるるに至りても、猶且此關係を保持し

得べきや否やは疑問なり、今最近に於ける斯業の業績を仔細に考査するに、大正元年中に於て米價騰貴の爲め內地農民の購買力を增進したると、支那市場が動亂平定して人氣一新したるとにより、綿絲及綿製品の需要激增し、而かも米棉空前の豐作に依りて原棉相場低落せしを以て、各紡績會社とも何れも其出來高を增加したり、今同年中の需供狀況を示せば左の如し、

大正元年中綿絲需供高

	出來高	輸移出高	內地消費高
一月	九五、九七五	一二、九〇三	八三、〇七二
二月	一〇二、三一一	二〇、二七〇	八二、〇四一
三月	一〇四、五二四	三二、九八二	七一、五四二
四月	一一一、一九一	二七、五八六	八三、六〇五
五月	一一三、七〇九	三一、一四六	八二、五六三
六月	一一四、六一九	三二、二五〇	八二、三六九
七月	一〇七、八三三	三一、九四三	七五、八九〇
八月	一一〇、〇八五	三一、五九八	七八、四八七
九月	一一二、三一六	二九、〇二一	八三、二九五
十月	一一二、五七二	三五、〇七二	八七、五〇〇
十一月	一二八、四九七	四二、四八一	八六、〇一六
十二月	一二八、五七六	四七、六八一	八〇、八九五
合計	一、三五二、二〇八	三七四、九三三	九七九、一六〇

卽大正元年中の總出來高は、百三十五萬二千二百八梱にして、其內三十七萬四千九百三十三梱を輸移出し、殘余の九十七萬七千二百七十五梱は內地の消費高なり、而して之を月割にすれば、出來高十一萬二千六百八十四梱、輸移出高は三萬千二百四十四梱にして、內地消費額は八萬千四百四十梱なり、更に大正二年に入りても引續きこの好況にて其狀況は左の如し、

大正二年中綿絲需供高

	出來高	輸移出高	內地消費高
一月	一一八、〇六八	四三、四三一	七四、八一五
二月	一一二、四〇二	三八、三九六	八四、一三九
三月	一一三、一〇三	四一、八三五	八一、四五七
四月	一一六、四二九	四一、二四八	八五、四二一
五月	一一六、六四七	三八、六九三	八八、一四四
六月	一一六、七九二	三二、七六八	九四、〇二四
七月	一二〇、六八一	四四、四三四	七六、二四七
八月	一一九、三一〇	二六、四五三	九二、八五七
九月	一二八、〇一二	三六、二〇〇	九二、八一二
十月	一三〇、三八三	三五、八八〇	九四、五〇三
十一月	一三六、二〇三	四六、〇九六	九〇、一〇七
十二月（豫想）	一三八、三四五	四八、〇〇〇	九〇、三四五
合計	一、五一六、三七五	四七二、四三四	一、〇四三、九四一

卽大正二年中の總出來高は百五十一萬六千三百七十五梱にして、其內四十七萬二千四百三十四梱を輸移出し、殘余の百四萬三千九百四十一梱は內地消費高なり、之を月割にすれば出來高十二萬六千三百六十四梱、輸移出高三萬九千三百七十梱にして、內地消費高は八萬六千九百九十四梱なり今兩個年の對比を示せば左の如し、

		大正元年	大正二年	二年に於て増加額
出來高	年額	一、三五三、二〇八圓	一、五一六、三七五圓	一六四、一六七
	月額	一一二、六八四	一二六、三六四	一三、六八〇
輸出	年額	三七四、九三三	四七二、四三四	九七、五〇一
移出高	月額	三一、二四四	三九、三七〇	八、一二六
内地消費高	年額	九七七、二七五	一、〇四三、九四一	六六、六六六
	月額	八一、四四〇	八六、九九四	五、五五四

之に依るときは、大正二年に於ては前年度に比し、出來高に於て一割二分、輸移出に於て二割六分、内地消費高に於て六分の増進を示めし、内地需要の増進遲々たるに反し輸移出の増進著しく、出來高の増進率より遙かに大なるは特筆せざるべからず、更らに右輸移出の内移出を除きたる純輸出綿絲の銘柄は左の如し、

	二十手以下	二十手以上	計
大正元年	三一九、〇四五圓	三四、八五三圓	三五三、八九八圓
其他	一二	五六	六八
合計	三一九、〇四五	三四、八五三	三五三、八九八

之に依るときは、本邦輸出綿絲は二十手以下即太絲物が其大部分を占むるを知るべく、而して其仕向先は左の如し

大正元年中輸出綿絲仕向國別

	二十手以下	二十手以上	計
支那	二七五、三九二圓	二八、八〇七圓	三〇四、一九九圓
關東州	一五、五二四	四〇二	一五、九二六
香港	二、六七〇〇	二、三九一	二九、〇九一
比律賓	一、三六〇	二、二六五	三、六二五
露領亞細亞	一	一	一
英領印度	五六	九三二	九八八

即ち本邦輸出綿絲の第一の顧客は支那にして、同國は實に總輸出高三十五萬三千八百九十八梱の八割強、即三十萬四千百九十九梱を需要し、其内九割強二十七萬五千三百九十二梱は太絲物なり、（此外香港及關東州中繼輸出あれば實際は更らに多額ならん）、而して其輸出高を前年に比較するに、支那、關東州及香港仕向に於て増進し、他は反つて減退を示し居れば、前述二割六分の輸出増進は即ち支那向に於て増進したるものと見るを得べく、約言すれば本邦綿絲の外國貿易は、支那販路の發展に伴ひ逐年輸出額を増加し而して其殆んど全部は大糸なりと云ふを得べきの狀態なり。

然らば大正元年來計畫せられし増錘五十三萬七千本の据付完成の曉は、内外需供の現勢に如何なる影響を及ぼすやと云ふに、其内本年本月より運轉すべき錘數は三十六萬四千七百十二錘にして、之を會社別とし番手及錘數を示せば左の如し、

	番手	錘數
和歌山紡績	中糸	七、一二八
大阪紡績	同	一五、二〇〇
大阪織物	同	一、五五二
東京キャラコ	同	三、八八四
堺紡績	太糸	七、〇〇〇
大和田紡績	同	四、四八四

三島紡績	中糸	六、〇〇〇
寺田紡績	太糸	一五、〇〇〇
讃岐紡績	同	七、〇〇〇
大阪莫大小	中太糸	一〇、〇四八
東京紡績	中糸	八、八〇〇
三重紡績	太糸	三〇、〇〇〇
岸和田紡績	同	五〇、〇〇〇
合同紡績	太中糸	四〇、〇〇〇
和泉紡績	太糸	二〇、〇〇〇
浪速紡績	同	二〇、〇〇〇
日出紡績	同	二〇、〇〇〇
尼崎紡績	中糸	一一、〇〇〇
尼崎紡績	太糸	二〇、〇〇〇
明治紡績	中糸	一四、四〇〇
大分紡績	太糸	三〇、〇〇〇
攝津紡	同	二三、〇〇〇
合計		三六四、七一二

而して本年五月より運轉すべき錘數は、十七萬二千九百八十萬錘にして、會社別、番手及錘數は左の如し、

倉敷紡績	太糸	三〇、〇〇〇
福島紡績	同	二〇、〇〇〇
攝津紡績	同	二七、〇〇〇
富士紡績	同	四二、七四八
日清紡績	中糸	一〇、〇〇〇
山陽紡績	太糸	一三、〇〇〇
鐘淵紡績	太糸	三〇、〇〇〇
合計		一七二、九八〇

卽ち第一期計畫に屬し、本年本月より運轉すべき三十六萬四千七百十二錘の內、太糸に屬するもの二十七八萬錘の多きを占め、又第二期計畫に屬し本年五月より運轉すべき十七萬二千九百八十錘の內、太糸に屬するもの十六萬二千錘卽ち殆んど全部を占め、所謂五十六萬本の增錘は大部分太糸錘紡と見做すも差支なかるべく、而して此等新機械の生產力如何と云ふに、假りに前揭大正元年十二月の出來高十二萬八千五百七十六梱の二割半に相當するものとせば、本年五月以降に於ては每月十六萬錘以上の生產あるべき筈なるが、而かも大正元年及二年を通じて內地需要は平均八萬梱より九萬梱の間にあり、又海外輸移出は平均五萬梱內外にあれば、差引二萬梱は內外市場に於て新たに販路の擴張を要し、支那市場は最も有望なりとせらる、事實大正元年十月の操業短縮撤廢も、畢竟する所支那動亂平定して全國市場恢復したる爲めにして、五十三萬本增錘の動機も概して支那輸出を見越したるものと言はざるべからずして、本邦紡績業の現狀は外國輸出就中支那輸出を主とするの時期漸く到來しつつあるなり。

ロ、支那に於ける競爭力

本邦綿糸の支那市場に於ける競爭力如何を顧みるに、支那に輸入せらる本邦綿糸は千九百九年十年十一年の三個年

間、平均七十萬七千百六十六擔、千九百九十五萬六千二百四海關兩にして、支那に輸入せらるる綿糸總額の約三分の一を占む、今右三個年間に於て支那に輸入せられし各國綿糸は左の如し、

	一九〇九年	一九一〇年	一九一一年
本邦綿糸	六七九、九四七擔 一六、七九四、四七〇海關兩	九四八、八三〇擔 三、八〇三、三五五海關兩	七六二、七二二擔 一九、二七〇、七八八海關兩
印度綿糸	九四五、六〇〇 二三、九三八、三七六	六八〇、八四〇 一八、六六六、六五一	五三二、八八一 一五、二〇二、〇一四
英國綿糸	二〇、〇二一 七八〇、六一七	二、七三二 一五二、九〇八	七七六八 四〇三、〇四六
支那純輸入額	二、四〇六、一一〇 六一、一五七、七六五	二、二八二、四七二 六一、四五四、八三四	一、八六〇、一二六 九、七三五、一三〇

備考　一擔は三百斤即三擔に當る

從來支那に於ける本邦綿糸の勁敵は印度綿糸なりしが、本邦綿糸が年々輸入額を增進するに反し、印度綿糸は年々輸入額を減少しつつあり、更らに兩綿糸の市場分野を見るに、本邦綿糸は北方及揚子江沿岸各市場に於て、印度綿糸を驅逐して獨り優勢を占むるも、上海以南の各港に至りては、本邦綿糸の輸入は遠く印度綿糸に及ばざる姿なれば、卽ち南支地方に於ける綿糸需要は、依然印度紡績の勢力範圍に屬するを知るべし、從つて本邦綿糸の新販路は所詮之を南支に於て求めざるべからざるの數にあり、茲に幸なるは昨年南北革命戰に際し、本邦綿糸の打擊の甚だ尠少なりしに反し、印度綿糸は香港其他南支地方に於て多大の打擊を受け、同國紡績業は一時非常なる苦境に立到りたる事にして、此が近因となりてか印度紡績業は遂に其主義を改めて、印度內地の販路擴張に全力を注ぎ、輸出方面は之を第二位に置かんとするに至れり、卽ち印度內地の綿糸需要は熱帶國なるたる細糸物に限らるるに、印度紡績會社の製出せる綿糸は印度棉を原料とするため、太糸物のみに限られ同國內地の需要を充たす能はず、之が供給は大部分細糸物專門の英國マンチエスター紡績會社の製品に獨占せられ、印度紡績は專ら支那に於ける綿糸需要に應じ居たるが、近年支那動亂の爲めに屢々大なる打擊を受たるより、自國產業保護の必要上、俄然其主義を變更して印度內地よりマンチエスター製品を驅逐せんとし、銳意細糸紡出に力を注ぐに至れり、此蓋し反面に於て印度紡績の支那市場拋棄を意味するものにして、多年本邦紡績の勁敵たりし印度綿糸も今や江河日に下るの勢にあり。

飜つて本邦紡績業の支那紡績業に對する競爭力如何を考査するに、第一動亂後の上海紡績業は一時頗る慘憺たるものありしが、千九百十一年秋季より內地の騷亂漸次鎭靜し國內の秩序を恢復すると共に、一年有餘に亘りて一般人民が不自由を耐え居りし反動として、俄かに市場を賑かし綿糸の如き生活の必需品は他品に比し一層其現象著しかりしに、加ふるに農產物の農作就中米穀及棉花の增收穫と、銀塊の騰貴せるあり、支那內地紡績業は原料の豐富と棉花の低落とに依り、茲に近年になき活況を呈し、一般市場に於ても銀行業者は動亂後の財界恢復全からざると、前年末

に於ける恐慌の苦き經驗に鑑み、豫じめ警戒する所ありしため節季計算は大なる困亂なく頗る平穩に經過せしを以て、支那紡績熱を誘起し外人の支那紡績業の有利を說くもの頻りに出で、支那人中にも利權回收論を說き、斯る有利有望なる大工業を徒らに外人の蹂躙するが儘に放任するは、內國產業を危するものなれば、早く支那人の手に收めざるべからずと說くものありて、工場設立の計畫をなすもの相次で起りたり、嘗て上海模範綿工廠設立趣旨書なるものに曰く、

支那全體の紡績錘數は僅かに八十萬錘にして、上海に於ける紡績工場は十五箇所其錘數は四十萬に過ぎず、而かも其內支那人の所有は僅かに三分の一に過まれり、而して洋人の工場は盡く新法を取れるに、支那人の工場は多く陳腐にして日々窳朽に赴き、到底比肩すべからず、急に起ち直ちに追はざれば、數年の後支那人の工場跡を上海に絕つに至らん、每年支那に輸入の綿糸布類は一億數千萬兩に上り、尙優に三百萬錘の紡績を包容すべく、每年輸出の棉花は百二十七萬擔にして、能く五十萬錘の紡績を運轉するに足る云々。

以つて支那人の紡績業に對する意氣込の盛んなるを見るに足るべく、此外日本人を始めとして各外國人も支那紡績業の有利なるを認めて、上海其他に於て新計畫をなすもの續出し、最近に於ける支那紡績會社の錘數は左の如し、

所在地	社名	錘數	織機數
上海	怡和(英)	七二、二六四	五〇〇
同	瑞記(獨)	四〇、一六〇	
同	老公茂(英)	三三、三三六	
同	上海(日)	四五、八七二	五一〇
同	鴻源(英)	四三、〇五六	三〇〇
同	公益(英支)	二五、五七六	三〇〇
同	振華(支)	一一、六四八	
同	日信(日)	九、三九二	
同	又新(支)	六五、五二〇	六〇六
同	恒豐(支)	一五、五七六	三五〇
同	內外(日)	二〇、〇〇〇	
同	同昌(支)	一一、二〇〇	
同	裕通(支)	一八、二〇〇	三〇〇
同	裕源(支)	二六、九三六	
同	楊子浦(英)	九、九二六	
太倉	濟泰(支)	一二、二〇〇	
無錫	振新(支)	一〇、一九二	
同	業勤(支)	一二、五〇〇	
蘇州	蘇綸(支)	二五、〇〇〇	
江陰	利用(支)	一五、〇四〇	
通州	大生(支)	四〇、二五〇	
崇明	大生(支)	二六、〇〇〇	
寧波	通久源(支)	一八、八〇〇	二一六
同	和豐(支)	一六、八〇〇	
蕭山	通惠公(支)	一二、〇〇〇	
杭州	通益公(支)	二〇、一六〇	

彰德	廣益(支)	二五、〇〇〇
武昌	紡紗局(支)	五〇、〇〇〇
同	織布局(支)	四〇、七〇〇　六五六
照文	裕新(支)	一〇、一九二
寶抵	慶新(支)	一、一〇〇
香港	香港(英)	五〇、七〇五
	合計	八三五、三一一　三、七三八

香港紡績會社は原棉と職工を得易き點及輸入稅の點に於て、上海に工場を移轉するの有利なるを認め、豫てより重役間に於て愼重に講究されつつあるも、何分地所及建物に投じたる資金多額にして、容易に決行に至らざりしが今次支那政府が正稅の勵行方を列國に交涉し、主義に於て列國は之を拒否し難ければ、早晩支那輸入稅則の改訂は免がるべからず、其上は假令マッケー條約第八條第九項の規定を適用せらるも有利なりとなし、愈々宿望たる工場を上海に移轉することに決したりと云ふ、

卽支那紡績の總錘數は八十三萬九千本にして、正に本邦紡績總錘數の約四割に當り、其綿糸產額は千九百十二年二月二十一日ノオルスチャイナヘラルドの記事に依れば、日本及印度兩國よりの輸入綿糸の半に匹敵すべしと云へば、六七十萬擔の生產を有するものと見て差支なかるべく、容易に悔り難きものあるを知るべし、然らば支那綿糸の需供は如何なる狀態にありやと云ふに、上海綿糸は漸次其勢力範圍を擴張し印度綿糸の占めたる地步を蠶食し、上海を通じての散布高に至りては日本綿糸に比し一萬千九百五十八梱多く、印度綿糸に比し四萬七千七百七十七梱少なく、日印兩綿糸の中間に位すと雖も、年々の增加率に至りては兩綿糸に比し遙かに大なり、卽ち左の如し、

千九百十二年

印度綿糸	二十萬七千二百八十三梱
上海綿糸	十五萬九千五百六梱
本邦綿糸	十四萬七千五百四十八梱
總計	五十一萬四千三百三十七梱

之を前年に比較すれば、本邦綿糸の上海輸入額は其三分の一に過ぎざるに、上海紡績工場の製品にして各港に分輸せられし額は、三萬五千梱卽二割八分强の增加を示せり、而して其分輸額と千九百八年より千九百十一年に至る、四個年間の平均と比較すれば左の如し、

鎭江行	印度綿糸	一九一二年	四割四分
	日本綿糸		四割三分七厘
	上海綿糸		一割一分八厘
蕪湖行	印度綿糸		四割一分八厘
	日本綿糸		四割九分七厘
	上海綿糸		三割六分九厘
九江行	印度綿糸		六割二分
	日本綿糸		六分三厘
	上海綿糸		三割一分八厘
漢口行	印度綿糸		二割二分九厘

	印度綿糸	一九〇八—一一年平均	七割六分一厘
	日本綿糸		三分二厘
	上海綿糸		一割九分八厘
	印度綿糸		二割一分一厘
	日本綿糸		二割一分三厘
	上海綿糸		二割八分
	印度綿糸		七割一分九厘
	日本綿糸		五分一厘
	上海綿糸		二割一分七厘
	印度綿糸		四割三分三厘

日本綿糸	四割五分七厘	三割七分九厘
上海綿糸	三割一分四厘	一割八分四厘
溫州行		
印度綿糸	二割一分一厘	一割三分八厘
日本綿糸	一割七分三厘	四割三分八厘
上海綿糸	六割一分	四割
福州行		
印度綿糸	九分五厘	四割七分四厘
日本綿糸	一分二厘	五分九厘
上海綿糸	八割九分一厘	四割六分四厘
寧波行		
印度綿糸	五割八分二厘	二割四分七厘
日本綿糸	一割三分	四割九分四厘
上海綿糸	二割七分七厘	二割二分四厘
膠州灣		
印度綿糸	四割三分	三割五分四厘
日本綿糸	二割四分七厘	三割五分六厘
上海綿糸	三割二分五厘	二割八分八厘

之に依るときは各港に於ける印度日本兩綿糸は年々減少の現象を呈するに、獨り上海綿糸は年々增加の一方にして日印兩綿糸の地歩を漸次侵食しつゝあるを知るべく、且綿糸の出來栄も日本綿糸に比し格別遜色あるものに非らざるは、我が當業者の既に認識せる所なり。

然らば日支紡績業の優劣如何と云ふに、凡そ左の如きものあり、

氣候　紡績業に最も大切なるものは氣候の關係なり、溫度と濕度との比較が四五、六%を示す土地を以て最も適當とす、此點に於て本邦も梅雨期に於て著しく此制限を脫し操業困難を感ずるも、之を上海及其附近が年中七〇乃至八〇%を示し、恰も本邦の梅雨期の如く、又北淸地方が氣候寒冷空氣乾燥し操業上多大の不便あるに比すれば雲泥の相違にして、此點に於ては本邦紡績業は優勢なり、然れども支那は邦土廣大なれば一概に紡績業に適當なる氣候の場所なしと斷言し難きのみならず、天津に於ては空氣の乾燥を人工を以て濕氣を帶ばしむるの裝置を以て、紡績會社設立の計畫をなすものありと云ふ。

職工　職工の熟練に就きては一概に支那の職工を輕んずること能はざるも、其規律を保つ力に於ては本邦職工に比し著しく下位にあり、賃銀に於ては我れに比し低廉なりと雖其効力我れの比にあらず。

原料　支那は自國產棉花を使用し得るが故に非常に便利なるが如きも、支那棉は其品質に於て毛足太く十六手以下の太糸に使用し得ると雖も、色澤を除く外其品質印度棉に劣れる上に、棉花に水氣を加ふる支那農民及商人の惡習慣の爲め、紡績用としては頗る不利なり、然れども此惡習慣は支那當業者間に於て匡正せられつゝあれば、假りに支那棉花を以て印度棉同樣と見做すも、遠洋航路の運賃低廉なれば棉花が自國產なるとの如何は紡績業成敗の上に實大なる關係を有するものにあらず、

依之觀之本邦紡績業の對支競爭力は、概して優勢の地位にありと認むるを得べきも、然しながら支那關稅の如何に依りては、本邦紡績の諸長所も根底より無意義となるべし。

（未完）

上海株式取引所（三）

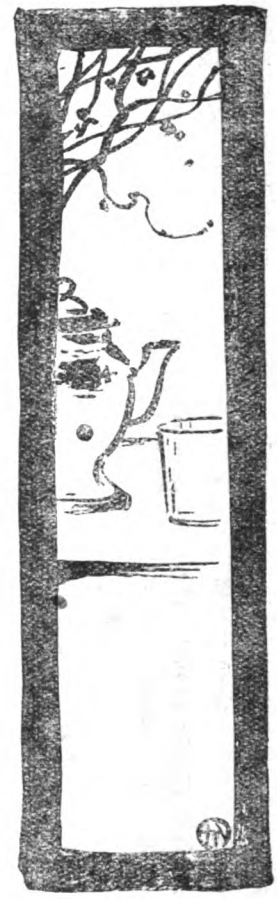

第三章　經　費

上海株式取引所の經費は總て本株式取引所組合の支出する所のものにして、本組合の收入としては組合員の入會金並に月納金と爲す、其の入會金は最初入會に際して一回之を定むるものにして、其の納付は四季に於て各期分を組合に前納するものなり、而して此の月納金の金額は組合員間に於て協議の上定むる所なり。

今入會金並に月納金に關して本取引所組合の現今規則を見るに次の如し。

一、本所組合員は組合設立の際入會金及び選擧に要せずして許可せられたる組合員以外のものは總べて選擧によりて所員たるの資格を得、而して同時に千兩を下らざる入會金を納付すべきものとす。

二、月納金は毎月組合員間に於て之を協定し、四期に於て其の協定額を組合に前納すべきものとす。

尙缺席所員の月納金に關して規定する所を見れば

六ケ月以上上海に不在なる爲め取引所に出席する能はざる組合仲買人は毎半年毎に又は其の半年の端數毎に八兩を寄金として取引所に納付することを要す

組合員は前記の收入を以て各種組合經費を支辨するものとす、而して其の殘餘は之を組合純利となす、然し其の決算は組合員の外之を公表せざれば詳細を知ること能はず。

而して以上の金錢出納の事務を整理するものは定期總會に於て選擧せられたる一名の幹事にして、幹事若し不在なれば之等の事務は一名の委員之に代りて擔當す。

委員は取引所の受取金及び資產負債等に關する正確なる勘定帳簿を作り、之を保管せざるべからず。右帳簿は毎年十二月三十一日に至りて決算す、而して幹事は取引所の資產負債に關して概略試算表を作製し、二人の組合員之を檢查し、委員及び幹事は之に署名するものなり。

之等組合の經費に就いての此の決算報告は一般公衆に之を公示することなし。

第四章　取引株券及證券

第一節　取引株券及證券の種類

上海株式取引所に於て賣買を爲すべき株券及證券類は、支那が近來の開發國なるにより其の種類及び數量に於て比較的少きと、該取引所組合が最近の設立に係るとにより極めて小數なれども、又之を一方より見れば上海が支那唯一の大貿易市場にして、內外各種の株式會社の如きは總べて此所に集り居り、而して支那の大陸中其取引所僅少なるにより、其の取引所の小規模なるに比しては其の取引株券及證券の範圍廣しとすべからず。

本株式取引所の取引株券及證券は之を分ちて內外公債、社債、株券の三種となす。而して此等の內最も廣く賣買せらるゝは株券なりとす。而して之等株券中には拂込領收證をも亦株券として取引せらる。內外公債中には國庫證券の類をも含むものなり、而して公債は市場に提出せらるゝもの比較的少く、其の取引所に於て取扱ふものは內國公債よりも外國公債を主とす、之卽ち支那の內國公債は多く失敗せるに依る。

債券の利札、新株券の分配狀の如き又は會社の利益配當見込の如きは絕對に取扱はず。

本取引所の取扱ふ所の賣買證券を示せば左の如し。

第一、株券

一、內外銀行及びトラストの株

滙豐銀行　道勝銀行　參加利銀行
東方滙利銀行　德華銀行　花旗銀行
和蘭銀行　日本正金銀行　臺灣銀行

二、紡績並に織布株

老公茂紡織有限公司、公益紡織有限公司、怡和同、香港紡糸織布染業有限公司、內外棉花會社、瑞記紡糸會社、上海紡績會社

三、ホテル會社

The Aster House Hotel Co. L'd.
The Grand Hotel des wagons-lits, L'd.
The Imperial Hotel L'd.
Hotel De Colonies Co, L'd.
The Hongkong Hotel Co., L'd.

四、船渠及埠頭株

上海船渠會社、楊子江棧橋會社、上海虹口共同棧橋會社、香港黃浦船渠會社、香港九龍棧橋會社
Hongkong Steel Fowndry, L'd.
Vulcan Iron work
New ship building yard } Amalgamating.
天津鐵器工事有限公司、公和祥棧橋會社
Whangpoo wharf and godown Co.
漢陽棧橋會社、耶松船渠會社

五、保險會社株

中國火災保險會社、中國生命同、廣東水險會社、揚子水險會社、保家水險會社、保富同、保安同、香港火災保險會社、北支那保險會社、協和保險會社

上記の保險會社中保寧保家保安の三水上保險會社は現今殆んど株式市場

に提出せられたるものなり

六、倉庫會社株

Dunning & Co., L'd.
Bells Asbestos Eastern Agency L'd.
The United Asbestos Oriental Agency L'd.
The Central stores L'd.
A. S. Watson & Co., L'd.
Weeks & Co. L'd.
William powell, L'd.
Voelkel & Schroeder L'd.
S. moutrel & Co., L'd.
Lane, Crawford & Co., L'd.
Hall and Holtz, L'd.
J. Dewellyn & Co., L'd.

七、土木建築

The Anglo-French Land investmentCo., L'd.
The Shanghai Land Investment Co. L'd.
Wei-Sai-wei Land & Building Co. L'd.
The West point Building Co., L'd.
The Kawloon Land & Building Co., L'd.
The Honkong Land Resiawation Co. L'd.
The HongKong Land Investment Agency Co., L'd.
The HongKong Estate & Finance Co., L'd.
Tientsin Investment Co., L'd.

以上の外尚中國地産會社威海衛地産會社等有れども之等は現今上海株式市場に上らず

八、信托類似會社

The China Provident Loan & Mortogage Co., L'd.
The Cuthy Trust, L'd.

九、礦山會社

The Peking Syndicate, L'd.
The Chinese Engineering & Mining Co.
Vulcan Iron Work, L'd.
The Phillippine Exphoration Company.
Ranb Australian Mines, L'd.

十、汽船會社

ドックス汽船會社、香港威武汽船會社、印度支那航運會社、上海駁船會社、大沽駁船會社、支那廣能輪汽船會社、（揚子洋行代理）
The Kochien Transportation & Tow boat Co. L'd.
The Shell Transport and Trading Co., L'd.
The "Star" Felly Co., L'd.

十一、電氣鐵道及鐵道株

西班牙鐵道會社、澳國鐵道會社、支那政府鐵道、上海共同租界電氣軌道會社、上海佛租界電氣軌道會社、香港電氣軌道會社
Reak Tramways Cc. L'd.
The Singapore Electric Tramways L'd.

十二、ゴム會社株

Alma Estates, L'd.
Awherst Rubber Estates, L'd.
Anglo-Dautch (Java) plantation, L'd.
Anglo-Java Estates, L'd
Ayer Tawah Rubber Co., L'd.
Botu Aran (Johore) Rubber Estates, L'd.
Bukit Joh Alang Rubber Estates L'd
Bute plantations, L'd.
Chemor United Rubber Estates, L'd.
Chempe dape Rubber & Gambier Estates, L'd,

Cheng Rubber Estates, L'd.
Dominion Rubbet Co. L'd.
Java Kalumporg Rubber Estates, L'd.
Java Consolidated Rubber and Coffee Estates, L'd.
Copala Irland Estates, L'd.
Komunting Rubber Co. Ld
Karen Rubber Estates, Co., L'd.
Kata Bahroe Rubber Estates, L'd.
Kroe Waek Java plantations, L'd.
Padang Rubber Estates, L'd.
Pengkalan Durian Estates, L'd.
Parmata Rubber Estates, L'd.
Samagaga Rubber Co. L'd.
See Kee Rubber Estates, L'd.
Semambu Rubber Estates, L'd.
Senawang Rubber Estats, L'd.
Shanghai Malay Rubber Esttates, L'd.
Shanghai Klebang Rubber Estates.
Shanghai Sumatra Tabbacco Co., L'd.
Sna Menggis Rubber Co., L'd.
Sungala Rubber Estates, L'd.
Sungei Duri Rubber Estates, L'd.
Taipling Rubber Estates.
Janah Mearah Estates, L'd.
Tebang Rubber & Tapioca Estates, L'd.
Tiran Rubber Estates,L'd.
Ulobri Rubber Co., L'd.
Qiangbe Rubber Co., L'd.

十(川)　各種製造工業會社

上海製紘會社　木木輸出入會社　英國書通會社
The A. Butter Cement Jile work, L'd·
The China Bolneo Co., L'd. (Hongkong)
The China Light & Power Co., L'd. (Hongkong)
支那製油會社　支那製鉛會社　天津製革廠　製紐專賣廠　上海製酯會社
香港同　第一支那化學藥品製造會社　有成セメント會社　香港電氣會社
香港製氷同　同華製同
The Hongkong Steam Landing Co., L'd.
The Lit Jeh Oil Mill Co., L'd. (Shanghai)
The Lungon Sugar Refining Co., L'd. (Hongkong)
The Meachappiji ete in Langht. L'd. (Smatola)
Major Bros, L'd (Shanghai)
英洋製氷會社
E. E. Porter & Co., L'd. Shanghai.
上海電氣會社　上海瓦斯會社　同馬車同　同製氷同　同マーメリイス新聞
社　同電話會社　同製油會社　同製鉛同　同水道同　天津瓦斯管理會社
同水道會社　同天然水道會社　天津製酯會社
The Shanghai Fisherils, L'd.
The Tientsin Press, L'd.

第(川)　內外公債及社債

公債は殆んど外債なり、支那が種來外債の多きは一般人士の知る所にして敢て詳述するの要なし、而してそ等の公債が市場に提出せらるゝは少しと云よりも寧ろ稀なりと云ふべし。

今以下其の市場にて取扱はる可き公債を示せば如次

a、外債之部

E公債、南京公債
克蘭金貨公債、日清戰爭外債券(1895年)

支那東部鐵道外債券、日清戰爭外債券(1898年)
正太鐵道外債券、滬寧鐵道同
北京牛莊鐵道同、
損害賠償國債　A
同　B
同　C
同　D
同　E
開封河南鐵道外債券、新廣吉林鐵道債券
九廣鐵道外債券、奥漢同
英佛公債、津浦鐵道外債券、京漢同

B、社債券之部

大清帝國鐵道債券
上海市債券、一八九二年より一九一一年に至る間十五回
同佛租界債券
同土地投資會社債券、一八九二年より一九一二年に至る間十二回
上海給水工場會社債券
同瓦斯會社債券
同虹口共同棧橋會社債券
アストルハウス社債券
上海倶樂部社債券
同競馬倶樂部社債券
Country倶樂部社債券
Lave, Crawford Co.同
英佛土地建築會社債券
Central Stores會社同
上海電話會社債券
Weeks同
英丁抹(デンマーク)ガス會社債券
Chemar United Rubber Estates會社債券
漢口市債券、一九〇八年、一九〇九年、一九一一年の三回
漢口競馬倶樂部債券、一九〇六年、一九〇八年、一九一一年の三回
香港ホテル會社債券
International Cotton Manufacturing Co. 債券
Culty Daily Co. 債券
Tebong Rubber Co. 同
天津 B. M. E. 債券 D. 同 G. 同 K. 同
同 B. M. C. E. 同
Municipal Francaise 同
天津土地投資會社債券
Hai-ho Conservanay Bonds 債券の B. C.
支那機械會社債券
天津競馬倶樂部同
天津倶樂部同
アストルホテル會社債券
天津瓦斯電燈會社同
同城内水道會社同
Grand Hotel Co. 同
Imperial Hotel 同
Tientsin Bargesellschaft 同
Club Concarchia 同
Ching Ching Mires 同
Hotwrg Borgeseellschaft. 同
天津水道會社債券
新嘉坡電鐵會社同
フイリツピン鐵道第一抵當債券
マニラ水道會社同
シンガポール市債券

横濱オリエンタルホテル會社債券
同合衆國倶樂部同

上海株式取引所が賣買を取扱ふものは以上のものにして、尙此の外銀株の賣買も行はる、之支那が銀貨國なるを以て金銀の比價の變動の起ること多きが故に其の相場の騰落を見込みて之に投機をなすものなり。

此の銀貨の取引は半開國に於て多く行はるゝ所にして、我國に於ても銀貨の賣買は明治初年に於て盛に行はれたる處なり、而して兌換紙幣の發行と共に銀貨の騰貴を來し、其賣買益盛となり、明治十九年其の廢止を行ふ迄投機を試むるもの多かりき、支那の現今は恰も日本の此の時代と同樣なる有樣にあり、而して銀貨が貿易市場の通貨にして而かも取引殊に輸入品の引渡に關しては通例賣買契約の後一二ヶ月乃至三四ヶ月を費し、其の期間に於ける銀貨變動より起る各種の危險を豫防し、損失を免れんとせんには、定期取引を利用して銀貨の賣買をなすの外に何等の手段なきより、銀貨の取引は貿易業者間に必要なる機關となるに至りしなり、此を以て取引所が其必要を充すに至れるなり。

而して其の取引方法は歐米の市場に於て行はるゝ有價證券の取引方法に類似したるものなり、卽ち直、延、定期の三取引を折衷したるが如きものにして、其方法至極簡易輕便なれとも、之が爲め反て所謂薄敷薄張の取引を誘致して動もすれば空賣買に流るゝの恐なき能はず。

銀貨の賣買方法

賣買約定は競賣買法によるものにして、其の約定をなしたる者は卽時銀貨の受渡を結了したる如く裝ひ、取引所に對して其賣買取引の結了せる旨を届出で其當事者間に於て互に銀貨紙幣の預け合ひをなし、毎日斯くして其預金の日歩の受渡をなして取引の履行を引延し置き、他日必要に應じて銀貨の受渡をなすものなり、又轉賣買戻の方法により取引を結了す。

近來弗相場の騰落非常に甚しきを以て、其の間に於て其の騰落を利用して其差額を得んとする投機者流も少からず。（未完）

太古洋行（三）

第五節　船積貨物引取手續

汽船同碼頭に到着すれば太古洋行に於て直ちに汽船到着の旨を新聞紙に廣告し、以て荷主に通知するが故に其汽船積迄貨物の荷主は貨物到着の時より十日以内に其貨物の稅關手續を終り、檢査の上これを引取らざるべからず、而して雨露を避くるを要する貨物は倉庫管理人と商談の上所謂テンポラリイシャッドに倉入すべし、普通の貨物は十四時間屋外に置く事を許さるゝも、若し貨物に損傷ありて檢査に長時日を要し、若しくは稅關手續終了せず、又は荷主の都合によりて引取らざる時は荷主の危險負擔及其計算にてこれを保稅倉庫に倉入れするものとす、この場合に於て倉庫係は貨物に損傷あるや否やを檢査し、若し損傷ある時は倉庫係に於て覺書卽「メモ」を作成して之れを荷主に交附す、荷主は之を證據として右の始末を保險會社に通知して賠償を請求するものなり、而して其損傷貨物は之れを上海の時價に照して貨物の完全なりし時賣買せらるべき價格より控除したる差額を請求するものとす。

倉敷料は一ケ月二ケ月若しくは三ケ月に計算するを普通とし、常に同碼頭との關係密接なる商人に對しては制規の倉敷料より三分乃至五分の割引ありと云ふ、以上は大商人卽信用大なる商人に對する計算方法にして一般には貨物引渡しの際に倉敷料を支拂ふを原則とす。

入庫せずして貨物を碼頭に積卸し、直ちに引取る時は荷主は船荷證券と引換にこれを受取り、自己の艀船を以て運搬す、もし自己に艀船を有せざる時は碼頭總理と商談し、一定の賃銀を支拂ひて同碼頭の小蒸汽にて運搬することを得、又入庫せられたる貨物を引取るには貨物預入れと同時に碼頭より「ランディングアカウント」（陸揚計算書）を交附するが故にこれを倉庫係りに交附し、これと引換に貨物を引取るなり、若し荷主に於て一部の貨物の倉出しを必要とする時は陸揚計算書によりて引渡指圖書を發行し、これを倉庫に持參し、これと引換に貨物の引渡しを受くるものとす。

同碼頭にて發行する陸揚計算書に記載せらるゝ條項を示せば次の如し。（便宜譯文のみ掲載せり）

上記の貨物は其保管中倉庫にありて貨物か河水海水貨物自身の破壞自滅り米粟、悪蟲、錆、黴、漏洩、荒廢、蒸發、濕潤、黴斑、腐敗、爆發、暑熱、火災、落雷、大風、暴風、偶然の出來事、鼠、白蟻、乾苔及隱れたる內部の瑕疵等に起因する損害及損失、洪水、天候其他不可抗力により蒙りたる損害損失等に關しては會社は責を負ふ事無し、又會社監視の及ぶ範圍內に非る事情の爲め及ぼしたる損失損害等も亦同じく其責に任ぜず。

同會社は保管の爲めに受取りたる貨物自身の性質に起因する損失損害についても亦同じく責を負ふ事無し。

同社は原所持人より正當に讓り渡しを受けたる該陸揚計算書の所持人に對し、該計算書と引換に貨物を引渡すものとす。原所持人が貨物を他人に讓渡す場合には其都度貨物上の權利移轉の旨を會社の帳簿に登錄し、又引渡指圖書に原所持人の捺印をなすべし。會社によりて作成せられたる陸揚計算書引渡指圖書は常に貨物が正當の讓渡されたる證跡となるものとす。

會社の帳簿に登錄するに非れば貨物を他人に讓渡すもこれを承認せず。

會社は上記貨物に對して火災保險を附せず、故に貨物の所持人は其火災に對する危險を負擔すべし。

以上の外貨物を船積運送したる船名、倉敷料、倉敷料の起算日、保管倉庫の番號其他貨物の種質、數量、荷作りの種類、個數並に記號及該計算書作成の年月日等を記載する事他の會社の陸揚計算書と異なることなし、又該計算書所持人が倉出指圖書卽(デリバリオーダー出貨單)を發行したる時は所要の條項を計算書裏面の相當欄內に記入するを要す。

引渡指圖書、引渡指圖書を交附せられたる場合は該指圖書を呈出したるものを該貨物受取りの權利を與へられたるものと認め、同碼頭にては支那文若しくは支那人の印により、裏書については其正當なるものなりや否やに就て責を負ふ事無し。

尙ランデイングアカウントを陸揚計算書と譯出したるも、この語は同證券の性質と相照し不穩當なるの感なき能はず、該證券について詳細研究せられたる清水安治氏の說によれば、該證券を庫預り證と稱し、以て詳細に渡りて論せらるゝ所あり今參考の爲め同氏の說を引述すること左の如し。

第一、倉庫預り證の發行

貨物輸入者が市況或は其他の事情により、輸入貨物陸揚の後直ちにこれが處分をなさず、時機の至る迄これを陸揚倉庫に滅證せんと欲する時は、輸入手續を終了したる船荷證券又は引渡指圖書に白地裏書の上陸揚倉庫に提供し、倉預り證の發行を請求す、倉庫は當該貨物を一應檢査し、故障の有無を確め、以下說明せんとする倉預り證を作製し、貨物出庫證綴(デリバリーオーダーブック)と共に輸入者に交附す、輸入者は貨物出庫證を以て倉庫の營業期間內は何時にても貨物の全部又は一部の引渡しを受くることを得。

第二、倉預證の形式

倉預り證の形式は各倉庫により多少の差異あれども大要左の事項及び番號を記載し、倉庫支配人及倉庫所屬の買辨之れに署名す。

一、輸入貨物の種類品質數量及荷造の種類個數並に記號

二、輸入者の氏名又は商號

三、保管の場所
四、保管料の割合
但し船舶到着後或期日は保管料を免除するを常例となすが故に保管料取立開始期を記載す
五、證書作製地及年月日
六、輸入船舶の名稱
七、輸出地
八、寄託ありたることを示すべき單純なる文字
九、其倉預り證たる事を示す文字

預り證は以下說述するが如く要式證券に非るが故に此等の形式を具備すると否とは効力上問ふ所に非ず、只單純なる貨物の說明及寄託ありたることを示すべき文字あらば以て預り證たり得べきは勿論なり。

以上列記事項の外預り證には左の摘要を附せり

一、當倉庫は火災暴風波水氣候の變遷其他不可抗力に起因する貨物の損害及損失に對して責任を有せず
二、當倉庫は貨物の中味及狀體に關し一切責任無し、貨物倉入當時の狀體に於て引渡すべき責任あるのみ
三、當倉庫は價格を明記するに非れば二百五十兩(金額は一定せず)以上の價格に對し賠償の責任無し
四、本證は倉庫證券に非ず、上記某(寄託者の氏名又は商號)の出庫證を以て貨物の引渡をなすを得るか故に本證券の讓渡は其の讓渡しが本倉庫備付の帳簿に記錄せらるゝに非れば其效無し。

第三、出庫證

寄託者は倉庫の交附する出庫證により、寄託貨物の一部又は全部の出庫をなすことを得、出庫證は預證番號、出庫貨物の數量、記號其他の詳細を記し、寄託者之れに署名し倉庫に對し貨物の出庫を請求する文書にして、多く無記名式なり、然れども出庫證は其性質上記名式又は指圖式なるを寧ろ安全なりと信ず、上海の倉庫は支那の文字及捺印が其判別に困難なるにより、出庫證を無記名式となし、記名式又は指圖式を好まざるが如き觀あり、又特に出庫證上摘要を付し、讓渡しを禁せるものあり、然れども反對の規定なき以上は記名式又は指圖式に發行しうべきものと信ず、或る倉庫は庫預り證の摘要に左の條項を加ふるものあり。

本倉庫は支那人に宛てたる出庫證に對し責任なし、且支那文字又は捺印の眞僞に關し責任を負はず、出庫證の呈示者を以て貨物の引渡しを受くる權限あるもの又は其代理人と認む。

この摘要を附する倉庫は支那以外の商人に宛てたる記名及指圖式の出庫證を認めたるものといふべし、要するに支那文字及捺印の判讀に困難なる外人が勝手に設けし制度にして、出庫證を以て簡單且迅速に取引をなすの目的より視れば倫敦に行はるゝデリバリィオーダーの如く當然の指圖證券たるべきを正當とす。

貨物の出庫は必す出庫證券に依るべきものなりや、換言すれば預り證を呈出して一部又は全部の出庫をなすを得ざるや、此亦その取扱區々たり、或倉庫は摘要中に貨物の引渡は出庫證のみによりてこれをなすを得と規定するものあり、此の摘要ある場合には勿論預り證を以て其引渡を受くる能はざれども、特約なき限り貨物と預り證又は出庫證を以て爲すことを得と認む、但し同時に此に證により貨物を

出庫せば困難を釀すべきを以て何れか其の一方に據らざるべからざるは勿論なり。

第四、預り證の讓渡

證書面記載の摘要により、預り證の裏書讓渡は第三者に對し其効力なきは自ら明かなり、故に貨物の一部又は全部の讓渡は出庫證を用ふ、卽讓受人は出庫證を倉庫に呈供し新たに自己を寄託者として預り證の發行を請求せざるべからず、又全部の讓渡の場合には讓渡人は預り證面に讓渡の旨を記載し、證書を倉庫に送り、更に讓受人を寄託者として證書の書換を請求するも可なり、預り證に代ふるに一片の通知書を以てするも同樣なり。

第五、預り證を以てする金融

預り證が金融の目的に使用せらるゝ場合二つあり、卽ち

一　銀行が預り證を提供せしめ荷爲替の辨濟延期を承諾する場合

二　預り證を擔保として銀行が貸付をなす場合

一、荷爲替の辨濟を延期して銀行が金融を與ふる場合には必ずしも預り證の作成を必要とせず、船荷證券を以て之をなすことをも得べけれども、英國の慣習に從ひ、多く倉預り證に書換ふるを常とす、其取扱は左の如し、銀行は荷爲替債務者より左の意味の保證狀を呈出せし船荷證券を貸與す

左記の引受手形に對する船荷證券を御交附被成下候に付ては證券面記載の貨物を貴行の御指圖の倉庫に陸揚倉入の上預り證券を無相違御引渡可申候但し常該貨物はオープンポリシイにより保險致置候

銀行が左の保證狀に對し船荷券を交附する際に通常左の裏書をなす

表面記載の貨物を某會社倉庫に陸揚し本行の名義の下に保管すべきこと

倉庫は輸入者卽荷爲替債務者の口頭又は文書による請求により預り證を作製す、其形式に二あり。

一　銀行を寄託名義として發行するもの、但し此際債務者の姓名を證券面に表はさず、單に倉庫備付の帳簿に記入するか或は稀に證書面に保管料又は其他の費用の支拂者として記載することあり。

二　債務者を寄託者名義となし、銀行の指圖を俟ちて始めて引渡すべき摘要を附す。

以上の二形式は銀行及各倉庫により其の取る所を異にせり。

斯くの如き形式を有する預り證に對し發行せらるゝ出庫證は債權銀行の發行したるものなるか又は其引渡指圖の裏書を有せざるべからず、卽ち債務者は銀行に對し一部又は全部の貨物に相當する辨濟をなし、銀行より出庫證を受け取るか、又は自己の發行せる出庫證に銀行の引渡指圖を得ざるべからず。

若し債權全部が辨濟せられ貨物が其儘藏置せらるゝ場合には、銀行は自己の名義にて發行せられたる預り證に引渡指圖を記載するか、又は倉庫に爾後某（債務者）の指圖に引渡すべき旨を通知す、是に於て倉庫は預り證の書換をなすを常とす。

二、預り證を擔保として銀行が貸付をなす場合は今日稀に見る所にして、債務者たる商人の信用大なる時にのみ之れが實行を見るなり、若し其商人の信用大にして銀行が擔保貸付を肯するも、預り證の單純なる占有に對し貸付をなすとなし、必ず證券の提供の外に銀行に對し振出したる約束手形及擔保品差入證券及火災保險證券を提供せしむるを常とす、擔保品差入證書は內地使用のものと大差なく、擔保品の賣却辨濟代金不足の場合には追償すべきこと、手形期限中擔保物に變更故障の生じたるときは債務者の危險と勘定たるべきこと、又價格低落したるときは代擔保增擔保品を差入るべきことを約せり、但し荷物が預定保險に依り保險せらるゝ場合には銀行は保險證券の一覽又は保險證明書の提出を請求すべし。

預り證が擔保として銀行に提出せらるゝ場合には前項說明せし荷爲替辨濟猶豫の場合と同じく銀行を寄託者名義として新たに預り證を發行するか、又は預り證に銀行の指圖を待ち引渡すべき摘要を附するものとす、債務辨濟後の取扱亦同樣なり。

預り證券發行に際し、其寄託者名義を寄託者自身となす場合と、銀行を直接に寄託者名義となすの二法あるは已述の如し。

此二法は現今上海に於て各銀行により其の採る所を異にせり、されど一般に銀行自身を以て寄託者名義となすを以て銀行のために安全なりと信せらるゝが如し、蓋し寄託者本人名義の預り證にありては、債權者は債務者に對し事實上の留置權あるに過ぎず、債務者が萬一支拂をなさざる場合には貨物の處分に關し法律上種々の面倒を生すべきを慮り、銀行自身を貨物の所有者となす形式の安全をとりたるが如し。

第五、庫預り證の性質

上海に於ける各種の商慣習が英國の制度習慣を模倣せるもの多きが如く、庫預り證も亦其名の示すが如く英國のランデイングアカウントを其儘襲用せしものなるは庫預り證の內容によりて疑なかるべし、英國のランデイングアカウントが倉庫證券に非ると同樣に、上海にて使用せらるゝ倉預り證も法律上の特點を有する倉庫證券に非るは證書面摘要に明記あるにても自明なるべし、卽倉預證は寄託行爲より生ずる寄託物返還の義務を規定せし債權的證券にして、倉庫證券の如く物權的裏書讓渡證券たる特質を有せず、從つて其性質上當然生ずべき證券の不確不便は大略左の如し。

一、倉庫證券の多くは當然の指圖債權にして其讓渡は裏書の方法を以て簡易にしてこれをなすことを得れども、預り證は記名債權にして其讓渡は讓渡人が一々債務者たる受寄者に通知するか、又は債務者の承諾を必要とす、是れ果して迅速を貴ぶ商人の喜ぶ所ならんや、倉預證は裏書讓渡を許さざる點に於て不完全なり。

二、預り證に據れる寄託者は出庫證を以て貨物の引渡を求むることを得るが故に、預り證の存在は必しも記載貨物の

實在を意味せず、故に預り證の讓渡を受けんとするもの又は擔保として質權を設定せんと欲する者は先當該倉庫につき寄託貨物の實在を確め、始めて貨物讓受け又は質權設定の手段をとらざるべからず、是れ蓋し頻繁なる商取引に於て耐ふる能はざる煩勞なりとす、卽ち預り證は貨物を代表せざる點に於て不完全なり。

三、法律による倉庫證券より生する寄託物返還の義務は其の基本行爲と分離し、一二證券の內容に俟つべきものなり故に苟も證券上に表はれざる抗辯は全く對抗する能はざれども、預り證はこの特性を有せず、倉庫營業者は原始寄託者の一身に基く事故を以て預り證の讓受人に對抗するを得、從て讓受人をして書面上絕體の權利を主張する事を許さず、故に讓受人は證券の流通性を害する事甚だ大なり、倉庫證券は之に反して寄託に關する事項は倉庫營業者と所持人との間に於ては其證券の定むる所によるが故に證券に記載なき抗辯は之れを以て第三者に對抗するを得ず。

四、倉庫證券は直ちに貨物を代表し、證券を以てするに非れば貨物の處分をなすこと能はず、此性質は各法律が特に倉庫證券に附與する特質にして、法律規定を俟ち始めて此特質を生ずるものなり、卽ち證券の存在及記載事項を見て第三者は寄託物の現在及正當の權利を識るを得べし、貨物出庫證を以て其處分をなすことを得べき預り證に此特質を與ふべからざるは勿論なりとす。

之れを要するに倉庫證券は裏書讓渡債權なるが故に又書面證券なるが故に貨物の賣買を敏活にし、且著しく事實に伴ふ費用を節約するを得、又處分證券なるが故に安全なる擔保物として金融に資するを得、然るに此等の特質を具備せざる預り證はこの機能を有せず、今後益々頻繁ならんとする商取引の要求に應ずる能はざるは茲に予輩の喋々を要せざる所なり。

（未完）

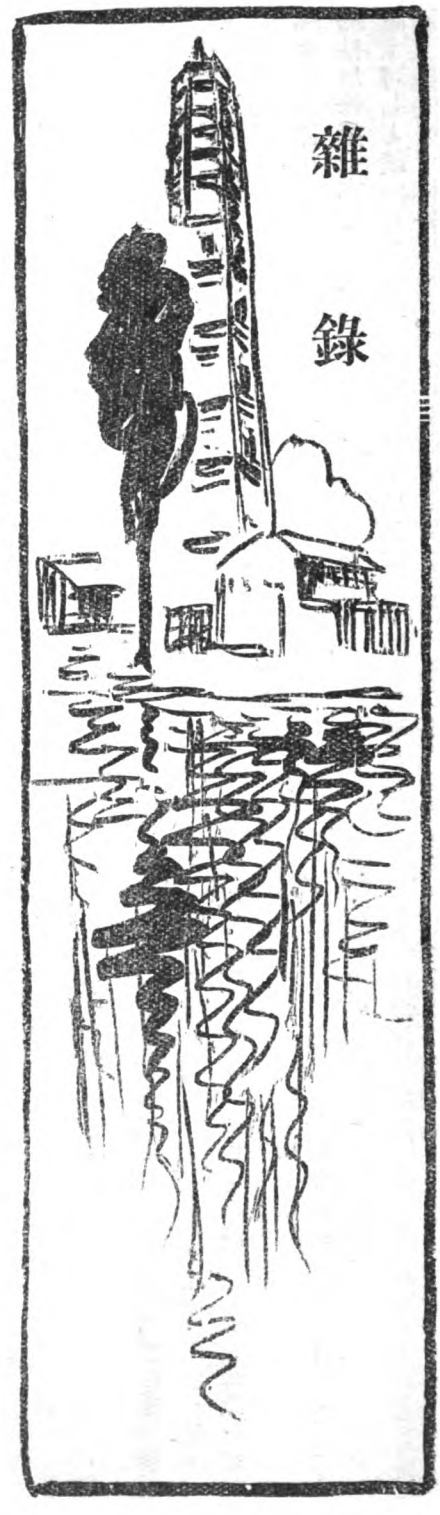

中央政治會議

（三）

第三回政治會議

一月十四日午後一時開會、李議長以下七十二人出席。

第一案　祭天案（大總統特交）

原文朗讀を廢し直ちに討議に入り、大體に於て本案の成立に贊成せるも、愼重に審議すべしとて左の七名の審査委員を選んで審査委員附托となる。

趙惟熙　饒漢祥　沈銘昌　寶熙
夏孫桐　駱成驤　江紹杰

第二案　祀孔案（大總統特交）

三十分間休息の後引續き開會。

之亦原文朗讀を廢し、直ちに討議に入り、二三議論の末左の七名の審査に附することゝなれり。

許鼎霖　梁建章　蔡鍔　張志譚
張一麐　吳貫因　恩華

參照

大總統提出　祭天諮詢案

查するに王式通先きに祭天を呈せるが、已に內務部より各省に通電して意見を徵せるに、大總統は天を祭るべしとなすもの頗る多し。民國成立以來祀典闕けて舉らず、之を各國各教に擇ふに皆拜天の禮あり、中國之れ無きは殊に不合となす、惟だ漢唐郊天の禮皆帝制に係るを以て論者或は疑ふものありと雖も、其多くは舊制に通せざるの致す處、各省各府州縣には皆神祇壇あり、禮を按するに天曰く神、地曰く祇、是れ地方官皆天を祭るを得

民間各戶多くは天地牌位あり、例として習慣を禁せず、新婚の例又天を拜して之を行ふ、凡そ此の如く民皆天を祭るを得るに當り、一國元首のみ之を祭る可らずとなす理あらんや。祭天は通祭なり、大總統より國民に至る迄皆之を行ふべし。只だ祭る所は天壇に於てすべきや、又祭りは冬至に於てすべきや、祭服は冕を用ふべきか否か、祭禮は跪拜を以てすべきか、牲牢を用ふ可きか否か等のことは凡て古今を參酌し、博く中外に稽へて釐定して萬世に傳ふべき制度を以て可とす、胡玉縉等前に呈する處均しく根據あり、幡だ陳煥章等擬する所の孔子を以て祭天に配するの一事は宗教上礙あり、緩議を行ふべし云々。

大總統提出　祀孔案

前に孔子の孫を褒奬し、祀孔を議せり。誠に孔子は百家の精を賅し、人倫の極を立て、國家、家族、一身を有するものは其道に從て治むれば則ち治りて存し、其道に違へば則ち亂れて且つ亡ぶ、故に斷じて廢祀の理なしと雖も、惟だ舊制春秋兩祭皆丁日に於てし、新歷と合せず、宜しく每年開學の首日又は孔子誕生の日に擧行すべし、前代の典禮に至りては祭孔を以て中祀となすあり、又大祀となすあり、伏して維ふに孔子の道は天地に參し、萬世に師表たるもの、此次禮節服制を議するに當りては祭天と一律方昭すべしと信ず云々

第四回政治會議

十六日午後一時開會、缺席者僅に四人。（出席七十四人）

第一案　造法機關諮詢案

李議長起て本案を說明す、曰く、時局日に危きに趨り、種々の關係は均しく約法に束縛せられて馳驟す、故に前に約法增修案を本會に提出し、本會は別に機關を設けて之を議す可しと議決したるが、大總統は今又造法機關組織を諮詢し來れり、本案の關係する處は頗る重大にして、且つ國家が此種機關に對して其成立を望むや甚緊急なり、時に本案は速に議決せられたし云々と。之より討論に移り、許世英は造法機關は國民會議と命名し、各省民政長に命じて各省より三人、蒙古及西藏より各六人を選出せしめ、其資格は國會、省會議員及び各大學畢業生、又は政治經濟の經驗に富むものに限るべしと意見を呈出し、孫毓筠は國法會議と名くべしと主張し、李慶芳は許世英の命名に贊成し、劉馥は修政約法會議と命名すべしと主張し、梅光遠は共和議院と名くべしと主張し、最後に顧鼇の動議によりて審查に附することゝなり、議長は左の十五人を審查委員に指定し十八日審查會を開くことゝして散會せり。

蔡鍔　許鼎霖　孫毓筠　朱文劭
李慶芳　王印川　鄧鏞　顧鼇
陳灝洲　方樞　貢桑諾爾布　劉邦驥
林萬里　黎淵　劉馥

右の中蔡鍔を審議長とす

第三次審查會

一月十七日　政治會議に於ては祭天祀孔兩案の審查會を開きたるが、祭天案に付ては大體に於て大禮の法に依り、仲春、仲秋の上丁に於て行ふことに決し、張一麐氏を起草委員に推せり。

祀孔案に付ては祭服は一種特別の服裝を用ゐることゝし、寶熙氏を起草委員に推して散會せり。

第四回審查會

一月十九日　開會審查員十五人共出席、造法機關に付て審議し、朱文劭氏を起草委員に推して散會せり。

第五回審查會

一月二十一日　午後二時開會、祭天祀孔案第二次審查會なり。先づ張一麐氏の起草せる祭天案に付て逐條表決し、次に祀孔案も同樣に審議し終りて散會せり。

第五回政治會議

一月二十四日開會、出席者六十四人、廣東省龍建章到着

第一案　造法機關諮詢案

審查長蔡鍔登壇說明し、逐條討議の結果左の約法會議條例二十二條を議了し、直ちに大總統に復答す。

約法會議組織條例（一月二十六日發布）

第一條　約法會議は約法增修案及び約法に附屬する重要法案を議決するを以て其職權とす

第二條　約法會議は左列各選舉會選出の議員を以て之を組織す

一、京師選舉會選出四人
二、各省選舉會每省選出二人
三、蒙藏青海聯合會選出八人
四、全國商會聯合會選舉會選出四人

第三條　選舉會の選舉監督は左列規定により大總統より之を任命す

一、京師選舉會、選舉監督內務總長
二、各省選舉會、選舉監督各省民政長
三、蒙藏青海聯合選舉會、選舉監督蒙藏事務局總裁
四、全國商會聯合會選舉會、選舉監督農商總長

第四條　選舉監督は中華民國々籍を有する滿三十歲以上の男子を調查し其の左列資格の一を有する者を認定し選舉人名册に列入し約法會議員選舉會を組織す

一、曾任或は現在官吏にして治術に通達せる者
二、曾て舉人より出身して夙に聲望の著はるゝ者
三、曾て高等專門以上の學校に在る三年以上業を畢へて科學に研精せる者
四、萬元以上の財產を有して公益に熱心なる者

前項選舉人の調查選舉監督は便宜に因り該選舉監督駐在地方に現任する者を以て限とす

第五條　蒙藏青海は在京の王公世爵世職及び其他相當人員を以てし全國商會聯合會は在京の職員及び其他股實會員を以てし其治術に通達し或は公益の熱心者は選舉監督之を認定し選舉人名册に列入するを得前條第一款より第四款の規定を適用せず

第六條　選舉監督は中華民國々籍を有する滿三十五歲以上の男子にして其の左列の資格の一を有する者を認定し被選舉人名册に列入す

一、曾任或は現在高等官吏として五年以上在職確に成績ある者
二、曾て內外國專門以上の學校にあり法律政治の學を習ふ三年以上なる者或は擧て舉人以上より出身し法律政治の學に習ひて確に心得有る者
三、碩學通儒專門の著述に富て確に實用ある者

前項被選舉人各省選舉會は本省人を以て限りとせず其他選舉會は地方を以て限りとせず

第七條　選舉日期は教令を以て之を定む

第八條　選舉人名册被選舉人名册は遲くも選舉日期前三日に調製すべし

第九條　選舉會は選舉人被選舉人定額の十倍以上に滿つるに非ざる時は開會するを得ず但し蒙藏青海或は全國商會聯合會選舉會は便宜に因り五倍以上を以て限りとす

第十條　被選舉人名册は少くも被選舉人定額の三倍に滿つるを以て限りとす

第十一條　當選人は被選舉人名册に列名せる者を以て限りとす

第十二條　選舉會の選舉は記名單記投票法を用ゐ得票の多數なる者を以て當

選とす當選票數相同じければ抽籤を以て之を定む

第十三條　當選擧人資格は約法會議々員資格審定會の審定を經て合格せる後に非されば確定せず前項の約法會議々員資格審定會組織は別に敎令を以て之を定む

第十四條　約法會議々員資格審定會の審定に於て當選人の合格せる後審定會は議員證書を給與し不合格と審定せば該選擧監督に通知して開會別に選擧す

第十五條　約法會議は總議員三分の二以上の出席あるに非されば開議するを得ず出席議員三分の二以上の同意有るに非されば議決するを得ず

第十六條　約法會議は議長一、副議長一人とし議員之を互選す

前項の互選は得票半數なる者を以て當選とす投票二次に至つて當選者無き時は第二次得票の多數なる者二人を以て之を決議す

第十七條　約法會議の議決事件は大總統の裁可を請ひて之を公布す

第十八條　約法會議會議の時は政府は派員出席して意見を發表するを得但し議決に加入するを得ず

第十九條　約法會議議事規則は約法會議により自ら之を定む

第二十條　約法會議秘書廳の組織は敎令を以て之を定む

第廿一條　選擧程序の施行細則に關しては敎令を以て之を定む

第廿二條　本條例は公布の日より施行す

導淮水利事業（上）

米國赤十字社派遣技師長(Charles Davis Jameson 氏一九一二年導淮地方視察報告書

ジエムソン氏は一九一一年四月十八日より、一九一二年六月十四日に至る間淮河流域を初めとして、江蘇の江北及び安徽皖北一帶の水利其他に付て詳細に視察せる結果導淮水利事業とは

一、總面積　約一萬七千平方哩

二、總人口　約六百萬人

三、治水總計費　約三千五百萬圓

四、工事期限　約六年又は七年

五、農作物は普通ならば一年二回の收獲あるべきも目下は五年に二回なり

と報告せり、其後親米派の張謇が農商總長となりたる爲め、遂に去る一月三十日導淮水利借款四千萬圓は成立せり。今參考の爲め左にジエームソン氏の報告の全文を記載すべし。

緒論

淮河、洪澤湖の北、現今の黃河の南、卽ち舊黃河の流域たる安徽東北部及江蘇北部一帶の地は、連年旱魃又は洪水あり、二千五百年以來常に饑饉又饑饉の慘狀を繰り返し來れり。此地方は西部陝甘地方の山岳地帶より、東は海岸に至る迄、又北は山海關より南杭州地方に到る迄所沖積層の平原にして、今尙ほ常に沖積作用あり爲めに地形は絕えず變化しつゝあり、就中前記の導淮地方は變化甚しく、自然の作用に依る大陸建設事業は此地方に於て最も興味を惹くものなるべし。歷史は此地方幾千年間の地形、河道人類の變遷を語り、黃河及び其の左右を流るゝ水道は、上海天津間の海岸に向て移動の跡限りなく、凡そ二千年前に於て、楊子江の如きは多量の河水を抗州地方に流出せると共に、一部は淮河に入り、それより黃河舊河道を經て黃河に注入せることさへあり。其後凡そ千年を經たる頃より、黃河の河口は北に向ふことゝなりしなり。

歷史は更に各地歷年の饑饉を語り、幾多の救卹の行はれしと共に、善後方法として、莫大の錢財を投じて堰、溝、堤防を築きたるを知るを得べし。然れども茲に吾人の注意を喚起する一事あり、卽ち堰堤の建設に對しては費を惜まざりしと雖も、或は運河を深くし、或は又水流を迅速無難に海に注がしむる方法は一も講せられざりしこと之なり。河水の低處に向て流るゝものあるも之が流出口に對しては殆ど注意を拂ふことなし、されば河流の泥土は漸次に堆積して、如何に高き堤防を築くも洪水は必ず氾濫し、意外の損害を招き、洪水に次ぐに洪水、饑饉に次ぐに饑饉を以てし、土民は如何にして此の虎に等しき害を防がんかと常に腐心せり。然れども近世の理法に於ては、支那人の如く此虎を圍み、一定處に捕へ置かんとするものに非ず、寧ろ此虎をして速に其欲する處に走り去らしむる工夫こそ肝要とするなり。卽ち虎の走るべき道を出來得る限り平坦良好ならしむべきなり。

最近十年乃至二十年間に於て、此地方の饑饉は外國宣敎師に依りて歐米人に報告せられ、毎年毎年幾千幾百萬の救濟資金は送られたり。該救卹金の四分の三は合衆國人なり殘り四分の一の大部分は加拿陀方面より施與せられ、支那人の手よりも義捐金は常に送られたるが、支那政府は斯く毎年の如くに氾濫し、毎年の如くに饑饉の慘害あるに拘らず、未だ曾て一回も洪水の原因を研究して洪水及饑饉を豫防するの方法を講じたることなし。

近來は洪水は年中行事の一となり、饑饉を常事とし、農家は普通ならば毎年二回の大收穫あるべきを今は五年に二回の收穫に滿足せざる可らず、而して洪水、饑饉は將來に於て一層頻繁なるべしと想像せらるゝに於ては、誰か寒心に耐えざらんや。實に此地方の人民は殖産の希望無し。年々歲々爭て播種するも、年々歲々其收穫なし。されば今は播くべき種もなく、耕さんにも家畜なし。更に甚しきに至りては耕作用農具を初めとして、家具家財は擧げて糊口の代として之を賣り拂ふの悲況を呈せり。斯く二家族は一軒の小屋に合宿することゝなり、荒廢せる家は薪となり、薪は雜草や木皮を炊ぐ爲めに燒かれ、やがて一物を有せざる饑民は盜賊となり、土匪となり、乞食となり、往々にして世にも恐ろしき人肉嗜食（カニバリズム）をさへ出現することあり、支那有數の沃野も斯の如くにして日に荒廢し、今は盜賊さへも手持無沙汰に苦む有樣なり。

豐沃の地も茫々たる草野となれり。苟くも河水の通ずる處、そこに泥土堆積し、蘆荻生じ、雜草繁茂し、河水は汎濫常なく爲めに無數の沼澤は或は生じ、或は消えつゝあるも、未だ一人の治水の策を講ずるものなし。

饑饉救濟會は、本年（一九一二）に至る迄絶えず無制限に救濟せり、爲めに當然救恤せらるべき饑民以外に無數の浮浪人及び乞食の群集中に混入してその恩惠に浴しつゝあり中には骨格逞しく、充分勞働に耐ゆるもの多きも、彼等は既に働かんとする意志なく、慈善の前には何等恥づる色なく、爭ふて手引を求めては饑民券を得つゝあり。然れども斯くては限り無きなり、一九一二年よりは老、幼、病者を

除き、苟くも勞働力あるものを勞働せしむる方針を取り、一人の勞働者は能く五人の家族を養ふと得べしとのことなるが、其成績は頗る良好なる由にて、今日にては救恤を受くべき程度の饑民の數約半減したりと云ふ、而して勞働し得らるゝものに對しては、堤防工事を初めとして、運河、溝、用水等の河川工事に使用しつゝあり。

一九一一年夏、米國政府は同國の赤十字社と諮りて、一人の米國技師を此の饑饉地方に派遣し、實地に就て洪水の原因を研究し、根本的計劃を立てゝ河水を通じ、沼湖を開拓し洪水を豫防すると共に能ふ限り農耕地を擴張せんとし在北京の米國公使館を經て支那政府に照會したるに、支那政府も夙心より之を歡迎し、米國技師の測量に對しては出來得る限りの便宜を與ふべきこと、及び米國技師の支那に到着以後は、其宿泊費旅費等は一切支那政府にて之を負擔すべきことを承諾し、米國赤十字社は一定の俸給を支給して技師を派遣せるが、余は米國政府と赤十字社との協議に依り、此任に當るべき光榮を擔ふことゝなり、一九一一年七月十六日北京に到着せり。

第一章　風土及河道に就て

第一節　被害地方

治水を講究する必要ある地方は、東西は海岸より、經度百十三度に到る迄、南北は北緯三十一度乃至三十六度なる約十萬平方哩の面積にして、山東、河南、安徽、江蘇の四省に亘り、黃河の南、楊子江の北に位し、各省の省境は殆ど天然省境なく、全く人爲的境界なるが、本問題の研究に對しては無論境界の如きは眼中に置かざる可く、たゞ全河道に就て其性質及び如何にせば洪水の憂を減少し得べきか、又最も自然なる河道の發見に力を盡すべし。勿論此事業を實施するに當りては、國家的見地より財政其他の事情に鑑みて其方策及び結果に付て考慮すべきなり。

第二節　地形

所謂導淮地方の西部及西南部は河南の山脈にして、遂にヒマラヤ山脈に達する高原の起點なり。該山脈は河南の東北部に起り、略〻楊子江の方向に從て西南に走り、淮河と楊子江との分水界となり、又單獨山脈として東北に走るものは山東山脈に達し、此兩山脈を除けば、全地は沖積作用を終らざる沖積層にして、河水は西方に向ふものを除き、凡て同一列に流るゝを見るべし。

第三節　氣候及地味

氣候は温和なり。最低華氏二十度、最高百度、冬は短く地面は二吋乃至三吋位氷結し、河川は全部氷結するが如きことなし。地質は輕き沖積層にして、海岸より十五哩位の間は別とし、一般に地味豐沃なり。海岸は鹽風の爲めに他地方の如くならず。

第四節　雨量

雨季は六、七、八の三ケ月なり。時に四月頃に降雨あることあり、農作に最もよし。雨量は充分なり。然れども河川沼湖にして適當に工事を施し、自然に從て流出せしむることゝすれば、洪水の憂は無かるべしと信ず。

一年の雨量平均何吋なりやは記錄の徵すべきものなき故不明なるも、土誌に依れば旱魃の記錄なし、時に非常の降雨あることあり。一九一一年六月には、宿州、靈璧、泗州等に於て約四十二時間に渡りて大降雨あり、當時津浦鐵道技師の測量せる處に依れば、約二十四吋の降雨量ありしと。假令河川の整理完全するとも、此の如き大降雨に對しては其水害を防ぐに由なかるべし、降雨力のみにても農作物を地上に押し倒すべし。之は不可抗力なるも、現時の河川の狀態にては、普通の降雨にても流れ去る能はず、一週間も二週間も溜り水となり、遂には沼澤地となすか、又は乾燥する有樣なり。若し河川にして充分に整理されんか、大概の降雨にても數時間にて流出すべし、暴風雨も時々農作物を害すれども、之も人力を以て如何ともす可らず、要は河流及び運河を治めて水流を出來得る限り自由且つ迅速ならしむるにあり。

第五節　農工業

全土農業地にして、地方的手工業を除いては工業と稱すべきものなし、是れ一は交通機關不完全なるに起因す。皖北及び江北の農產物は凡そ左の如し。

作物	播種期	收穫期	備考
小麥	秋季	五月中	最重要の農產物にして、春季に洪水なく、雨期に變動なければ大收穫あり
大麥	十一月	五月末	耕作反別少く餘り重要ならず
豌豆	春季	五月以後	小麥畑に植え付け時としては小麥と同時期に收穫するも大抵は小麥の收穫後に取入す
玉蜀黍	四月植付	八月下半月	
稷		八月上半月	
粟		七月中旬	
甘藷	五月植付	八月	
大豆		小麥收穫後	
麻			左程重要ならず
棉			同上

此外胡麻、芥子、阿片、落花生、煙草、キャベッ、人參、みつば等あり、右の中小麥、大豆、玉蜀黍は最重要の產物なり一九〇八年迄は皖北の七割五分迄は阿片を栽培せるも、何等の豫告なくして其採培を禁示せられ、人民は阿片を栽培する能はざることゝなりしも、さて之に代るべき作物なく最初は蕎麥を耕作せるも成績面白からず、且つ一九〇九年以後每年饑饉あり、小農は小耕作地に價貴く、運搬に便なる阿片を採培して辛くも糊口を過したるに、今は絶體絶命となれり。

前記農作物の外に見る可きものとしては果物あり、櫻實、杏、桃、梨、術葡萄、西瓜等之なり。

石炭の產出なく、又水力電氣を起すに足るべきものなし故に將來河川工事成り、耕地は普通の狀態に回復することありとも、此地方に製粉場紡績場等を起すは考へ物なるべ

し、寧ろ棉花、雜穀、豆類を中央市場に搬出するの利益なるべしと雖も、此問題は種々經濟上の見解に依りて之を解決すべきのみ。

第六節　河流

主なる河流は淋河、宜河及び淮河の三なり。

一、淋河

淋河は山東省の南部山中に其源を發し、南に向て江蘇に流れ、約百八十度の角を以て一轉して東に向ひ、海州附近にて海に注ぐ。

二、宜河

同じく山東南部の山中に發し、淋河より稍西に當れり。西南の方向に流れ、約五箇のチャンネルを形成して（最南部は姚灣附近）大運河に入り、淋河及宜河の流域は一萬八千平方哩なり。

三、淮河

淮河は河南の奥より發し、東北に向て流れて洪澤湖に入り、支流の大なるもの凡そ八十あり、流域約七萬平方哩あり。但し淮河水道中には單に淮河に流入するものゝみならず、洪澤湖に注ぐものは凡て此の中に含めたるものなり、蓋し洪澤湖は淮河と頗る密接なる關係あればなり。

第七節　沼湖

洪澤湖は淮河の貯水池たるに達ぎざれども、適當なる流出口なき爲め、湖面凡そ四百五十平方哩あり。大部分は平素は平均四呎(?)の深さにして、最深の處は南岸附近にあり、此最深地は一、三〇〇年頃に淮河の舊水道たりし處なり。

第八節　三大河流に就て

淋河及び宜河は明に急流的性質を帶び、其初めは山東の樹木なき山地に發し、此地方は大雨多く、一落千丈の勢を以て下り、後に沖積層の平原に入るに及んで一哩に付き海拔數吋の差を以て流れ、淋河は斯く沖積層の平原を蛇の如く廻ること凡そ八十五哩、海州附近下流二十哩の間は殆ど泥土を以て埋められ、水源地方に降雨ある毎に洪水の氾濫あるを免れず、氾濫せる河水は大なるも淺き沼澤を形造り無數の新水道を造りては海に注ぐ。

大運河の東、舊黃河の北に橫はる江蘇省は、右の理由に依りて無數の水道網の如く、其水深は沿岸の耕地と殆んど差を見ざる程淺く、一旦降雨あれば直ちに氾濫するを免れず。

宜河は淋河と共に乾燥季には極めて小量の水流を有するのみにて、到底船行不能なるも、降雨ある場合には忽ち奔灘急流と化し、西部の堤防を到る處に破壞しつゝ大運河に注ぎ、雨季中は十二時間以內に十呎乃至十五呎位增水することは稀なりとせず、此增水には勿論泥土を含有し、大運河に向て濁流滔々として突進し、泥土は大部分大運河內に堆積し、大運河の河底は年々淺きものとなり、姚灣宿遷間の如きは今日にては之が爲めに航運を著しく害されたり。宜河は此附近の大運河に對して主要なる給水者の位置にあ

れども、乾燥期には此供給不能なり。

淮河及び其支流（渦河を含む）は比較的に治水の道講ぜられ居るを以て、一八六八年の大洪水、更に一九一一年の一層大なる洪水の際にも渦河以西は被害甚だ少かりき。

淮河及洪澤湖の北方に於ける河水は殆んど黃河の堤防とも謂つ可き山脈より發すれども、南方の河水は其發源地甚だ近し。楊子江と淮河との分水界は極めて險峻にして、此方面より北方淮河及び洪澤湖に向て流るゝものに對しては治水の法を講ずべき餘地少し。

第九節　淮河の研究

淮河中最も研究を要するは渦河の會流する點より以東の水道及び洪澤湖なり。淮河は洪澤湖に注入するも、洪澤湖は適當なる流出口を有せず、從て東又は南に向て勝手に流出する有樣なり。流出口は一般に東南に向ひ、湖の南岸は比較的高き堤防及び小丘に依りて限られ、東部及東南部の湖岸約四十五哩は明朝時代に建設せる立派なる堤防あり、此の堤防より北及び西北に舊黃河の大堤防あり。

明の堤防は堤上にて巾百五十呎、堤基にて三百呎あり、高さ約二十五呎、紀元一四六八年頃の建設に係り、大洪水の爲めに屢々破壞せられたるも、尙ほ明末清初の頃迄は比較的完全に維持せられたり。而して康熙帝（一六六二—一七二三）は曾に之を再建せるのみならず、水に面する側に高さ約十二呎厚さ平均十六吋の自然セメントにも等しき石灰石の石垣を作り、今日尙ほ嚴然として舊態を存し、曾ては皇帝も人民の爲めに如何に意を用ゐしかを語るもの、如し。

此堤防は黃河と淮河との洪水に對し、清江浦より楊子江に達する迄の大運河を保護せんが爲めに建設せられたるものにして、之が爲めに大運河の東部、舊黃河の南部に於ける人口最も稠密なる沃野は大に洪水の害を免れ得たり。

第十節　大運河

地形學上及び水路學上より見て此地方に於ける最重要なる水道の一は大運河なり。鎭江の對岸に於て楊子江を離れ清江浦に至る百三十三哩を走り、更に清江浦の北端に於て舊黃河の河底を横り、西北に向て山東に入り、遂に北京に達す。此運河を開設したる主要なる目的は、南方豐沃の地より、米穀及び金銀を北京政府に輸送せんが爲めなり。現時の大運河は元朝時代に完成し、それより六百年の後蒸汽船が紹介せられ、又後日鐵道の布設を見る迄は、此運河の價値は非常なるものありたり。今日と雖も全く無價値のものには非ず、若し相當に修築せんか、運河は必ずや重要なる水路となり、其修繕費及び維持費の如きは能く之を補償することを得べし。

余の研究せんとするは大運河の中山東境より楊子江に至る迄五百哩にして、此間の運河は巾二百呎乃至四百呎、深さ二呎乃至十呎なり。地方により、又シーズンに依り、深さ及び河巾に變化あるべし。運河の水は人爲の堤防に依りてコンファインせられ、水面は附近の地面より高きのみな

らず、運河の河底それ自身も兩岸の土地より高き奇現象を呈しつゝあり。運河と兩岸の土地との高低の差は零呎乃至二十呎に達し、支那人は運河の河底を低くして水流に便にすることをなさず、從來全力を擧げて兩岸の堤防を高くせんとのみ務めたり、從て徒らに勞多くして効少きのみならず、年々歲々洪水の憂を大ならしめつゝあり。又運河の堤防が高さのみ高きは、運河以西凡ての河流の自然の流出口を杜絶せしむる結果を來し、其最も著しき例は淮河に於て之を見るべし。

故を以て此地方の水利事業は、大運河を考量中に置くものとせば、大運河航路を維持する爲めに水深、給水、淮河の洪水を自由に通過せしむることは最も重要なる問題なるべし。

大運河は此地方の水道の自然的流出口を杜絶するを以て屢々洪水あり、洪水は遂に外より大運河の堤防を破壞し、毎年六、七、八月の雨季に際しては、運河は常に自己の運水力以上の水を湛え、時に氾濫し、又氾濫することなき場合にも莫大の泥土を運河内に堆積し、河底の浚渫を要するに至り（支那人は浚渫することなし）又は堤防を高くする必要あるに至る。而して支那人は餘程大なる破壞なき限り修築をなさず、修築と云ふと雖も一時的、間に合せ的のものにして、而かも其費用は莫大の額に達すること多し。

大運河の東部地方は一般に頗る低地なるが（大運河及其西部に比して）是れ實に大運河が西部の河水の流出を杜絶し、毎年毎年多大の泥土は運河の西部にのみ堆積し、漸次に此地方の土地を建設し、東部は非常なる大洪水の場合に小量の泥土を捨て去るのみなるに因れり。

第十一節　津浦鐵道の築堤

最近津浦鐵道の布設と共に安徽北部に於ては治水事業に一大障害を加ふることゝなれり。蚌埠より徐州に至る迄は河水を六十度位の角度にて横斷し、鐵道線路の堤防は高さ十呎より四十呎に達し、洪水の場合には殊に河水の排泄を防害し、鐵道技師は此點に關して充分なる調査をなし、出來る限り鐵道の損害を小ならしむる爲め、幾多の水道を通じたるが、一九一〇年及一九一一年の大洪水には何等の損害なかりしとの事なり。

第十二節　淮河洪水の原因

淮河は洪澤湖に注ぎ、洪澤湖の湖底は比較的高く、又毎年幾分泥土を堆積する爲め年々淺くなりつゝあり、然れども之を天津の白河、黃河又は楊子江に比すれば、淮河の押し流す泥土は素より小量なるも、洪澤湖は水の出口なき爲め、黃河楊子江等とは趣きを異にせり。而して安徽北部の洪水は淮河の氾濫と云はんよりは洪澤湖及び淮河が適當の流出口を缺くの爲め水勢餘りて淮河は氾濫するものなり。

第十三節　黃河及び淮河の洪水

支那の歷史に依れば紀元前二千年の昔より紀元千三百二十四年迄淮河は洪澤湖を通過する立派なる運河を有し、自

由に其水を海に流出せるが、此の水道こそは今の所謂黄河舊水道にして、當時洪澤湖は現時の四分の一の面積なりき黄河は紀元千三百二十四年頃迄は一時的の例外は別とし、常に山東角の以北に於て山東境より天津の間に於て其河口を有したり。只一面の例外は紀元千百年の時大運河附近に於て其南岸の堤防を破壊し、暫時の間現今の大運河を南に向て溢れ出で、人畜を害し、又大運河によりて楊子江に其水を排泄したることあり、時には清江浦の南に於て大運河を破り、淮水流域に氾濫したることあり。適〻淮河も洪水あり、爲めに此年は空前の大洪水を見たるが、黄河の氾濫は極めて一時の現象に過ぎずして終り、堤防の復舊と共に其後は山東角以北に限られたり。

然るに千三百二十四年に至り、黄河は北岸に於げる「大陸建設」を終り、再び河南の開封附近に於て其南岸の堤防を破り、南部の地に氾濫せり。此時には西北より海に向て新水道を求め、其後一二年の間は幾度か新河口を發見せんとし、或時は沙河に依りて淮河に通じ、又或時は渦河によりて、又或時は直通的に洪澤湖に向ひしことありしが、最後に清江浦の北部に於て淮河と會し、淮河の水道を通じて海に入れり。之れ卽ち舊黄河なり。

時に黄河は莫大なる泥土を大運河に流入し、大運河の河底をして洪澤湖と同樣又は夫れ以上に淺くせしめ、其結果黄河は洪水の場合には大運河に入らずして洪澤湖及び淮河に逆流し、之が爲めに洪澤湖は屢々氾濫し、北部及び南部の市町村は多大の損害を受け或は荒廢し、或は泥土堆積して其高さを增したり。

黄河及び洪澤湖の水底は斯くの如く年々泥土堆積して淺くなり、黄河の洪水には必ず水を逆流して湖の西部に災害を與へたり。黄河の洪水に比すれば淮河の洪水は被害甚だ少かりき。然れども若し淮河の水にして清江浦以南の地に向て氾濫することありとせんか、大運河は爲めに破壊せられ、又清江浦以南の豐沃なる地は又荒廢に歸したるなるべし、故を以て黄河の堤防はいやが上にも高く且つ厚く建設せられ、數百哩の間は石垣を以てするなどして有名なる明の堤防は造られ、依て以て洪澤湖に流入する淮河の水は海に注ぐ道を杜絶せられ、其結果大雨の場合に淮河は洪澤湖に濁流を送にも出づるに道なき故再び逆流し、常に湖の西北部に氾濫せり。而して淮河の水は或る場合には洪澤湖及東南の沼澤地にて蒸發し、又或る部分は附近の無數なる小流中に混入し、南方の沼澤地を經て楊子江に出で一部分は清河によりて大運河に入りたり。

此時代には之等氾濫せる洪水は其量頗る大に、翌年の洪水の場合に至るも尙ほ其水去らざることあり。故に安徽省の水害地は五年の中三年間は常に浸水しつゝあり。

一八五四年、黄河は五百三十年間南方を荒らしたる後再び山東省の北部に向ひたるが、其大なる堤防及び泥土を以て高まれる黄河舊河底は現今と雖も淮河の流出に對して拔く可らざる障害にして、洪水は今尙ほ絶えず。一八五四年黄河が水道を變したる頃彼の長髮賊は楊子江以南は勿論以北の地に於ても大に其威を逞ふし、北方官軍は急據南下せ

んとしたるも、當時鐵道なく官軍は陸路に依るか又は大運河の水運に依らさる可らす、然るに黃河は開封府の西方に於て氾濫し、大運河は使用する能はさることゝなり、軍隊も武器も約二年の間輸送する能はざりき。記錄に依れば長髮賊又は官軍が此堤防を破壞したりとあるも、事實は自然に破壞して氾濫せるものなり。（未完）

英國の要求せる緬甸雲南鐵道（上）

左に掲ぐるは昨年十二月十七日マンチエスター商業會議所に於て F. M. Ainscough 氏が演說の要旨なり

一、緒言

世界に於て人口最も稠密なる二大帝國を鐵道に依りて連接せんとする壯圖は、我が印度が漸次其領土を膨脹して遂に支那帝國と其境界を接するに至りし當初より、開拓者及政治家の間に論難せられ、且つ最も熱心に研究せられたる所なり。然れども其北に當りては嶺峨たるヒマラヤの大山脈横はり、アッサム境より東北に亘りては暗黑も啻ならざる未開の土族國あり、此大鐵道の計劃に對しては殆ど絕望を叫ばしむるの自然的障害たりき。茲に於てか之が豫定線は北緯二十八度より北に向て走れる此大山脈を避くる爲め次第に南に向て一道の通路を發見せんとするに至り、遂き第十七世紀に於て既に印度と支那とを連絡する鐵道は緬甸よりせざる可らずと考ふるに至れり。

此頃緬甸はアラ（Ara）と稱せられしが、英國の東印度會社がアラ政府に向て直接關係を生ずるに至りしは一六九五年にして、東印度會社は此年代表者をアラの首府に送り通商の權利を要求せり。次で一七九四年には再び Captain Symes を派遣したるが、一八二六年には第一回緬甸戰爭の結果としてアラカン（Arakan）及テナッシアム（Tenasseium）は會社に讓渡され、英國國旗は初めて下緬甸に翻へれり。

二、邊境探見

英國が下緬甸を領有するに至ると共に、緬甸と支那との間に少からざる額の邊境貿易が行はるゝを發見せり。該邊境貿易は緬甸と支那との境界地方に横たはれる所謂白夷國（Shan States）を經て行はれ、此大通商路に對して最初に世人の注意を喚起せしめたるは Captain Sprye の功なり。彼は一八三一年に於て早くも南白夷國の江東（Kengtung）及び江洪（Kenghung）地方と貿易交通すべしと力說せるが、當時の印度政府は未だ熱心に此說に耳を傾けず、彼の雄大なる計畫も暫くは實現せざりき。

一八六七年、イラワヂー河の上流は支那國境より僅に四十二哩なる八幕迄汽船を通じ得べきこと發見せられ、翌一八六八年には Major Sladen の統率の下に英國官吏及學者を以て組織せる一隊はイラワヂー河を溯りて八幕に到り、更に邊境を越えて當時回敎徒（清軍と交戰中）の手にありし騰越（白夷語にて Momien と云ふ）に達し、回敎軍の首領より盛なる歡迎を受け、且つ英國の宗主權を有することさへ

之を認め、サルタンは其愛孫 Hassan を英國に送れり。

該探見記事は本會「支那調査報告書」第一卷第十三號(四十三年十二月)「支那邊境上の半獨立國」なる題下の第四節「英國の邊境探見」に詳記したり。

越えて一八七三年回教軍は潰滅し、サルタンは自殺せるが、支那軍は大理其他にて幾度か大虐殺を決行し、之が爲めに雲南各地の繁榮なる都會は殆と全部荒廢し、創痍今に至るも尙ほ癒えず。

三、マーギヤリー其他の視察

一八七四年より同五年の冬季に於て Col. Brown は冬季八暮に旅行し、此地方を廣く社會に紹介せるが、次で印度政府と英本國の外務省と意見一致し、當時最も有望なる支那領事館員たりし Raymond Margary をして上海より雲南を經て緬甸の八暮迄視察旅行を行はしむる事となり、氏は此大旅行を無難に濟ましたるが、再び八暮より雲南に向て旅行を開始したる時國境附近なる蠻允にて土人の爲めに殺戮せられ、氏の墓は騰越海關附近の山腹にあり。又氏の殺戮せられたるに付ては一八七五年の芝罘條約により充分の賠償等を得たるが、惜しむべし此事ありてより暫くの間英國は本國人の邊境旅行を見合せたり。二年の後(一八七七年) Colbourne Baker (Grosvenor Mission)は四川雲南を經て緬甸に旅行せるが、マーギヤリー及びベーカーの二氏は緬甸雲南鐵道の布設難を極言せり。

ベーカーの大理騰越間旅行記の一節に曰く、

若し英國にして將來此貿易路を盛ならしむることありとせんか、吾人の非常なる悅びと驚きとは殆と同一なるべし云々と、又曰く

幾多のモントセニス大隧道を貫き、メナイの大鐵橋を架するに非ずんば雲南大理間の鐵道は布設し難かる可し云々と、然れどもベーカーは

一、技師に非ず

二、ベーカーの旅行せるは普通の通商路にして一歩も他を測量せず

等の大缺點を吟味せざる可らず、此の如く一八七五年頃にありては絕望を以て目されし緬甸雲南鐵道も、最近一九〇七年夏季に於ける Lilley の測定に依り、吾人はベーカー等と全然反對なる論據を發見せんとするものなり。

四、コフーン等の計畫

一八八一年 A. R. Colquhoun 及び Holt. S. Hallett 等は緬甸のムルメンより怒江(Salween)の河口に達し、それより南雲南の中心市場たる思茅に至る鐵道計劃を發表せり。此計劃は北緯二十七度五十分以北の地には鐵道布設は全然不可能なりとの前提の下に邏羅のラヒン(Rahing)路に由り、ラヒンよりメーナム河に沿ひて之を溯り、江東(コンタン)及び江洪(ホン)等の白夷國(シャンステート)を經て雲南に入らんとするものにして、當時英國の領土は下緬甸に限られ、鐵道は蘭貢(ラングン)よりプロームに至る間のみ完成したる時なりし故、當時に於ては此の如き計劃も頗る有力たりしなり。然れども此計劃は第一に支那の國境に達する迄に邏羅及南白夷國の領土を通じて六百哩

以上の鐵道を布設せざる可らず、且つ又此鐵道は印度と雲南とを連絡するよりは却て暹羅と雲南とを連絡し、暹羅の經濟的發達に對して利益を與ふること大に、印度に對しては大なる効力なしと非難せらるゝに至れり。加之思茅より大理に至る三百哩の間は連山層巒險峻を極め、此間に鐵道を布設するは恰も緬甸より直ちに雲南に入ると大差なし。故に本計劃は英國の權力が長く下緬甸に限られしにも拘らず、一般に熱心なる贊成者を出さゞりき。

五、白夷（シャン・スタート）國と英國

一八八五年英國は上緬甸を併合し、次で又た白夷國の宗主權者となれるが、之よりして印度は直接に支那帝國と境を接するに至り、國境の延長九百哩に達せんとし、緬甸雲南鐵道は再び問題として喧傳せらるゝに至れり。

一八八九年蘭貢、曼達賴（マンダレー）（緬甸の舊首都）間の鐵道完成し同年春印度政府は視察員を北白夷國に派して邊境貿易事情を調査せしめたるが、此任に當りしは蘭貢の有力なる商人故 William Sheriff 氏にして、同氏はスチュワート・トムソン商會に於て實際的知識を養ひたる人、新に商務官として旅行せるが、熱心調査の結果莫大なる支那貿易が怒江を渡りサイニー（Theinnee）に入り、それより曼達賴に到るの順序にて行はるゝを發見し、又道路は從來最重要なるものなりしも、邊境土司國の絕え間無き不穩の爲めに今は北方なる騰越八幕路が却て優勢なることをも發見せり。

六、ラシオ線

シェリフ氏は歸來直ちに緬甸及マンチェスター兩地に於て曼達賴より龍川（サルウィン）江岸の崙崑渡迄鐵道を延長し、機會を見て雲南に延長すべしと熱心に主張したる結果、遂に一八九五年十二月工事を起し、イラワヂー平原より山嶽地帶に向ふ間及びゴライクの鐵橋等幾多の困難ありしに拘らず、一九〇三年三月ラシオ迄開通せり。ラシオは曼達賴より百七十七哩にして、北白夷（シャン・スタート）國の首都なり。

該鐵道は現今に於ても尙はラシオを以て終點とするも、雲南省境の崑崙渡よりは僅に八十八哩にして、此間は遺憾なく測量を終り、何時にても起工し得べき準備整へり。

一九〇一年ロード・カーゾンは蘭貢に於て演說して曰く、「崑崙渡迄鐵道を延長する爲めには約五十萬磅の工費を要し、此巨費を投ずる崑崙渡の價値如何と云へば、緬甸支那間に一年僅に百噸內外の貨物の取引あるのみなり、吾人は此の如き地に向て馬鹿氣たる工費を投じて迄も鐵道を延長するの理由を知るに苦しむ」云々と。然れども彼は八幕（バーモ）騰越の鐵道に付ては何等言及することなかりき。而してコルボーン、ベーカー等の結論たる「大理騰越間には到底征服し難き自然の障害あり」との一事は、技師も實測せずして之を認めたるが、一九〇七年八幕騰越間の實測及び八幕大理間鐵道布設の決して困難ならざること發見せられてより世人も亦此方面の鐵道に注意を喚起することゝなれり。其詳細を論ずるに先立ち、先づデーヴィス少佐の崑崙渡大理

鐵道に付て一言すべし。

七、Colonel Davies の主張

一八九八年雲南鐵道會社はデーヴイス少佐(今は大佐)を隊長として最も有力なる探檢隊を派遣し、崑崙渡と楊子江終航點とを連接する鐵道線路を豫測せしめたるが、少佐は二ヶ年間所有苦心を費して精査の結果左の如き結論を與へたり。

一、崑崙渡より四川の敘州府又は那溪縣に達する鐵道線路を研究せり

二、崑崙渡より楊子江迄の總距離は約一千哩にして、大部分は難工事なり、二十五分の一の勾配數ヶ處あり、又二三の釣橋を架するを要すべし

メートルゲージとして建設費總額約一千五百萬磅乃至二千萬磅を要す、而して工事期限は少くとも十年以上なり

三、雲南の經濟的發達は囑望するに足ると雖も、從來交通不便なりし爲め甚だしく不振の狀態にあり、此狀態は鐵道布設後直ちに改善せらるべしとは想像せられず故に當分の間は鐵道の收支計算は差引不足を免れざるべし

四、故に崑崙渡より楊子江に達する鐵道の布設は其計劃餘りに大に過ぐるの感あり

五、然れども吾人にして雲南鐵道に對して何等の施設をも爲さゝらんか、近き將來に於て佛國は印度と西部印度とを連絡すべき鐵道の大部分を獲得すべし、其結果は印度及支那間の貿易に重大なる影響を與ふることゝなるべし

六、佛國に對抗する爲めには、第一にラシオより崑崙渡迄鐵道を布設しそれより雲州迄延長し、雲州以北の線路に付ては漸進主義を取るべきなり

七、若し八暮騰越間の鐵道にして布設せらるとせば、之れ崑崙渡大理間の鐵道に對して最大の打擊を與ふるものなり、然れども八暮騰越鐵道にして騰越を終點とする限り、同鐵道は西部雲南の貿易さへも之を左右する能はざるべし

デーヴイス大佐の鐵道報告は本會支那經濟報告書第五十一號(四十三年六月)に「雲南省に對する列國の地位及び勢力」と題して詳述せり。

八、八暮大理間新線路の發見

一九〇七年初め頃印度政府は Lilley 氏を派遣して緬甸雲南鐵道預定線を測量せしめたるが、氏は遂に騰越下關(大理附近)間に布設し得べき一線を發見せり、而かも氏の報告書は印度政府の官吏の嫉妬の爲めに其文庫に埋沒せられ氏の意見は極めて秘密に附せられたり、然れども何時とはなして其主要點は世上に傳播せらるゝに到れり。

氏の意見に依れば八暮より大理に到る鐵道は、曾てコフーン氏が「非常識家の頭腦に於てのみ虛構せらるべし」と稱せられしものが今や事實上可能なること明となりしなり。

今騰越を經由する八暮大理間の貿易に付て研究せんに、

騰越は一八九七年英清條約によりて開放せられ、一九〇二年海關を設置せるが、此地を開放せるは此處に支那の道台が駐在し且つ印度國境に最も近距離の市街たりし故なり。騰越は海拔五十呎、豐沃なる平原の中央に位し、八暮より百二十哩、國境より八十二哩、交通機關として馬背あるのみにして略ぼ八日路（八暮より）なり。而して騰越より大理に至る間は龍川江、怒江瀾滄江等峻險無比の絕谷あり、而して大理迄は騰越より十二日を要すべし。

（本誌第四卷、雲南紀行參照）

龍川江、怒江、瀾滄江等は殆ど北より南に直流する大河にして、旅行者は此等三大河江の間には一日に六千乃至八千呎に達する山又山を越えさる可らざる難路あるを發見すべく、例へば怒江の如きは海拔二千二百呎の比較的低地を流るゝに、怒江と龍川江との間には八千呎の分水嶺を通過せざる可らず、而かも英國貨物は此の峻山絕谷を馬背によりて下關迄運搬せられ、下關は實に西部雲南の貿易上の中心地たり。邊境より貨物は少くとも三週間、長きは一ケ月にして此地に達し、百六十封度積一匹騾馬駄賃平均八兩なり。

此地方の交通は全くドライシーズンにのみ行はれ、正月二月三月は運貨比較的に安價にして、夏時雨季に際しては マラリヤ熱流行し、交通は殆と杜絕し、去年八月余の旅行せる際には騰越より八暮迄駄賃十八弗を要したり。それより Mijitkyuan 迄は山路崎嶇、一日一夜と雖も降雨を見ざることなく、駝運通せず、全く肩運に依れり。八暮騰越間の駝賃は一百五十封度積一頭に付平均八弗にして、馬一頭に付き支那へ輸入の場合には五錢、輸出の場合には二錢五分を課稅し、之等支那稅關の一年の收入（牲口稅）一萬兩に達し、之を以て通路の土木費に充てつゝあり、一九一二年支那稅關にレジスターせられし騾馬の數七萬二千五百六十一匹なりき。

九、騰越の貿易

騰越開港以來最初の十年は其貿易額は大なる變化を示さず、一年平均百五十萬兩を上下し、その中百萬兩は輸入にして、殘り五十萬兩は輸出なり。然れども最近革命以後は非常なる發達を示し、一九一二年の統計に依れば其貿易額は二百五十萬兩に達し、殊に雜貨の輸入に於て增加し、一九一三年度には一層增加すべしと想像されつゝあり。昨年度（一九一二）の輸入貿易は百八十萬兩にして、主なる輸入品は孟買棉絲にして全輸入額の約六割一分を占め、殘りは主としてマンチエスター布匹類及雜貨なりき。

數年前迄はランカシャイヤーの木綿物はグレーシャーチング及び丁クロースに限られしが、支那革命以後にありては西部雲南にてはマンチエスター織の種々なる布匹及安價なる雜貨に對して著しく需要を喚起したるを見るなり。

現在の貿易額は甚だ僅少なりと雖も、交通機關さへ完備せば必ずや市場の開拓、外國品の需要を喚起すべく、現に余は大理府下關の雜貨店にて外國品の陳列せらるゝもの極めて多種多樣なるを發見し、就て主人の語る處を聞くに、

革命後外國雜貨に對する需要は勃然として起り、青年者の如きは華美なる洋服を着し、外國品を有せざれば共に新思想を語る能はずと思ひ居れりとの事なり。

十、變則の課稅

緬甸路より支那に輸入せらるゝ貨物は、支那十八省中無數の低廉なる輸入稅を課せられつゝあり、一八五八年此變則の稅率起り、一八九四年の緬甸協約により輸入は七志十片、輸出は六志十片を課するのみ、而して現今は他の支那各港と變りなく五分の輸出入稅を課せらるゝも、實際は現實價格の見積りに相違ある爲め漸く三分位の割合のみ。而して此の如く低廉なると三志十片、四志十片に割引せらるゝ、故現今の輸入稅は從價二分五厘と云ふべきのみ。雲南向の貨物は第一に蘭貢にて緬甸輸入稅(七志八片)を仕拂はざる可らざるも、戻稅の法によりて騰越にて支那輸入稅を拂込むと同時に之は荷主に返還せらるべく、之れ佛國が方外なる通過稅を課するとは全然反對なり、佛領印度支那を經過するものは例へば棉絲の如きは支那輸入稅に倍する通過稅を仕拂はざる可らざるなり。加之ならず、佛國の滇緬鐵道は運賃も頗る高價なるを以て、一ヶ月間も馬背に依りて緬甸の邊境より大理を經て雲南に達せる孟買棉絲は雲南鐵道に依るものよりも馬一頭(百六十封度計り)積の棉絲に付き約五分即ち四弗廉價なり、故に彼の雨季中滇緬鐵道が屢々破壞せらるゝ際の如き雲南府に於ける棉絲は自然騰貴し來り、孟買棉絲は此機に乘じて緬甸方面より雲南府に輸入せらるゝもの少からず。

十一、八暮騰越の實測

印度 Public Works Department は一九〇四年前記リレー氏を技師長とせる一隊を派して八暮騰越間を實測せしめたるが、其報告は一九〇五年七月十四日の印度政府公報にあり、該報告に依れば八暮騰越鐵道は現今の貿易路たる太平河の左岸に沿ふものにして、八暮は海拔三百七十呎、イラワヂー河の左岸にあり、騰越は太平河平原の最高部にありて海拔五千三百呎なる故約五千呎の差あるも、勾配は極めて緩慢にして懸崖絶壁なく、總哩數百二十四哩、其内四十二哩丈け英領なり、而してゲージは二呎六吋を適當と決定せり。(未完)

海拉爾の事情

東淸鐵道海拉爾驛市街は千九百一年の創立に係る、是れより半露里を隔てゝ蒙古領内に支那の舊市街あり、此舊市街は往昔より露國人と商關係を有し、牛羊馬獸毛及獸皮を露商に販賣し、種々の織物類、精製革、金屬品其他の工藝品を露商より買ひ取り來りしが、其關係は東淸鐵道の敷設と共に頻繁と爲りたるを以て、前記露國市街も之に伴ひて膨脹し、現今に於ては人口五千人に達し、商工業者百五十戸を算するに至れり、商工業者の内には輸出業六戸、製革業、麥酒製造業、其他工業合せて八戸、蒙古原料品商十四

戶等を主とし、各種商店あり、市の不動產の價格は二百萬留を算し、商取引高年額五百萬留に達す。

東清鐵道は市の此の如き迅速なる發達に注意し、住民の需要を充たさんがため、千九百八年を以て之に簡易市制を實施したるが、市は現に設備良好なる無月謝二年學校を設立して子弟の敎育を便にし、現今百二十人の生徒を收容し醫療機關消防組織をも完備し、街燈を普及せしめ、市の商業上主要機關たる屋畜場をも開設せり、而して市の商業は附近の蒙古人に對する交易を以て主とし、每年市に於て賣買せらるゝ蒙古の物產は、獸毛三萬布、羊皮約二十萬枚、牛皮四萬枚等にして買入高百萬留に達し、市より輸出する肉及家畜の數量は每年十萬布度を算す。

支那政府の嚴存せる時代に於ては、露蒙商人は支那人の手を經商取引を爲し、「ツーバン」稅を課せられて商賣上甚不便なりしが、該稅は清朝の終を告ぐると同時に廢せられたり、此制度は購買者たる支那人及販賣者たる蒙古人より各價格の千分の三十六を徵し、更に商品が露國商人の手に移る際に於て、販賣者たる支那人及購買者たる露國人より各賣買價格の千分の三十六を徵するの制にして、之がため商品の價は千分の三十六の四倍、卽一割四分四厘を高からしむることゝなり居たり。

故に此稅制撤廢せられ、且蒙古と支那との關係不良となり、支那人の退去するもの漸く多く、露蒙貿易は多くは仲介者を置かずして直接に營まるゝに至りたる今日に於ては市の商況は大に活氣を呈せざるべからざるに、實際は之に反し最近二年に於ける市況は甚不良にして、市は一般に疲弊するの狀を呈しつゝあり、頗る奇異なる現象と云ふべし。

是れ果して何の原因ありて然るが、海拉爾は東淸鐵道中の主要地たり、之が繁榮に關しては同鐵道に於ても大に顧慮せざるべからず、惟ふに海拉爾市をして今日の悲境に陷らしめたる原因は、一は鐵道政策の誤謬にして、運賃の關係上從來海拉爾に集散せし蒙古の家畜は、海拉爾に來らずして後貝加爾鐵道の「マツエフスカヤ」驛に行くもの多くなりたるが、該驛は海拉爾驛に比すれば浦鹽斯德及「ババロフスク」の市場を距ること百七十五露里遠きに拘らず海拉爾驛より右兩地に輸送する蒙古主要產物の鐵道運賃は、一貨車に付「マツエフスカヤ」驛よりするものに比し、浦鹽斯德に對し百二十留、「ババロフスク」に對し百七十五留高し、故に家畜は殆んど悉く「マツエフスカヤ」驛に至りて屠殺せられ、同驛より海拉爾に引返し、之を通過して兩地に運送せらる、是れ眞に不合理不經濟の處置にして、今や露國の蒙古に對する位置は一變したるを以て、此運賃は實際の狀況に鑑み適當に引き下ぐるの要あること勿論なるべし。

然れども海拉爾市の衰微する原因としては、之よりも更に重大なる原因あるを忘るべからず、是れは市の根本問題とも稱すべき事項にして、數人乃至數千人に達する小商人の資本の融通の便利なきこと是れなり、是等商人は市住民の大々的部分を占め、何れも蒙古に對して瑣細なる商賣を營むものなれば、市の死活は一に是等商民に係ると云ふも過言にあらず。

故に此問題は須く國家的問題として講究せざるべからず特に現今に於ては露國政府は退去せる支那人に代り、露國小商人をして蒙古市場を占領せしめんとするが故に、本問題は益々國家的見地より解決するの必要なるを知るべし、市の取引高は前記の如く莫大なるを以て、之に何等かの金融機關を要するは素より明々白々の理にして、曩に政府も亦其必要を認め、適當の時機に於て此地に露亞銀行支店を設置せり、然れども同支店の市民に對する態度は年々冷淡を加へ、細小なる商人の便利は毫も之を顧慮することなく只富商を援助して却て小商人の害を爲したり、當時大商店に算へられたるものは「アンドウエロフ」商店（千九百十二年秋百萬留の負債を以て破產せり）、「アクチユーリン」商會（千九百十二年十二月約三十萬留の負債を以て破產）、「ポリス、メエロウイチ」商會（千九百十三年三月二十萬留の負債を以て破產）、「メエロウイチ」畜產會社（千九百十三年五月破產）、及「アロン、メエロウイチ」商店（破產）等にして、露亞銀行支店は之が爲に少からざる損害を受けたり、故に彼得堡に於ける同銀行本店が之を閉鎖するに決したるは當然なりと雖、若同本店にして方針を一變し細小なる商人を保護するの途に出でしめたらば、必ずや異る結果を得たりしなるべし。

既に該支店は之に反し、海爾拉市に商業獨占者數人を造り、爾餘の小商人を犧牲に供したり、是等小商人は何れも少數獨占者に賴りて衣食せり、故に少數獨占者の破產と共に、市の商運轉は停止の狀態となりたり、或商人の如きは曾て蒙古に常住し蒙古の事情に精通し、蒙古人の信用をも博したる人なるが、現金一、二千留を所持し、大商人より借り加へて二三倍の資本を作り營業したりしも、金主の破產に伴ひて失敗し、店舖には五六千留の商品を有するも、二百留の融通すら附かず、信用組合の組織を發起したるも贊成者なくして成立せず、蒙古に入りて活動するに由なしと歎したり。

事情は右の如し、而して市は哈爾濱及「チタ」の如き大市街を距ること數百露里の遠きに在り、金融の必要を感ずること更に切なり、特に市の將來の繁榮は實に市住民の爲のみならず、東清鐵道にも關係を及ぼすこと亦甚多大なるを思へば、政府は速に應急策を講ずること極めて必要なりと信ず。（哈爾賓日報）

支那鐵道會計

自一九一三年七月至一九一四年六月、支那官有鐵道豫算左の如し。

第一、鐵道收支一覽

鐵道名	收入	支出	差引（△印は不足）
京奉	二二、一〇〇、〇〇〇元	七、八五九、九六一元	四、三四〇、〇三九元
京漢	一五、六七二、二〇〇	一八、〇五四、〇三〇	△二、三八一、八三〇
津浦	七、三四九、六六〇	一一、七八一、三五九	△四、四三一、六九九

正太	二、四三四、〇〇〇	三、一二四、九六〇	△九八〇、四六〇
道清	五六三、一〇〇	九九七、八三〇	△四三四、七三〇
滬寧	四、四二五、〇〇〇	四、六三九、四〇〇	△二一四、四〇〇
廣九	一、三一四、〇〇〇	二、一九四、六七二	△九七〇、六三二
吉長	五〇六、三三九	二、二九三、七三三	△一、七八七、三九四
洙萍	五六六、六三〇	六二五、三五二	△三八、七二三
京張	一、八五八、一二一	一、八二二、九〇八	四五、二一三
張綏	三八八、四二一	三、一〇二、四七八	△二、七一四、〇六七
合計	四七、一九七、四六一	五六、四七六、六七四	△九、二七九、二一三

第二、損益表一覽

鐵道名	利益	損失	差引（△印は損失）
京奉	六、二九九、三一九元	一、九五九、二八〇元	利益四、三四〇、〇三九元
京漢	七、三〇〇、四三一	九、六八二、二五一	△二、三八一、八二〇
津浦	—	四、四三一、六九九	△四、四三一、六九九
正太	六二二、二五〇	一、二九三、二一〇	△六八〇、九六〇
道清	—	四三四、七三〇	△四三四、七三〇
滬寧	二、六八一、六〇〇	四六一、〇〇〇	△二、三四、四〇〇
廣九	—	九七〇、六七二	△九七〇、六七二
吉張	—	一、八七七、三九四	△一、八七七、三九四
洙萍	一七七、八七七	二八六、六〇〇	△三八、七二三
京張	七〇七、二八一	六六二、〇六八	四五、二一三
張綏	—	二、七一四、〇六七	△二、七一四、〇六七
合計	一五、三三三、七五九	二四、六二二、九七二	△九、二七九、二一三

各鐵道豫算

一、京奉鐵道

收入之部

一、旅客運賃	五、四〇〇、〇〇〇元
二、貨物運賃	六、六〇〇、〇〇〇
三、雜收入	一八〇、〇〇〇
四、不用材料等支拂代	二〇、〇〇〇
計	一二、二〇〇、〇〇〇

支出之部

一、俸給及工賃	一、四六一、九一〇元
二、營業費	八五七、〇五〇
三、交通部へ	六七、二〇〇
四、維持費	一、七三〇、三〇六
五、雜費	五二八、六一五
六、外國留學生費（歐米）	四二、〇〇〇
七、唐山鐵道礦山學校	七五、六〇〇
八、英清組合借款利子（第二十四回、第二十五回）	一、一〇〇、〇〇〇
九、南滿鐵道借款利子（第六、七回）	一八、〇〇〇
十、英清組合借款元金償還（第九回）	六五〇、〇〇〇
十一、南滿鐵道借款元金（六、七回）	二〇、〇〇〇
十二、機關車製造費	一八一、二一〇
十三、客車　同	一四三、〇〇〇
十四、貨車　同	三四五、八〇〇
十五、諸機械購入及製置費	八一、三〇〇
十六、關內工事費	一五六、四八〇
十七、關外工事費	五二、八五〇

十八、奉天東部線工事費　九八、六四〇
十九、正陽門城壁取壞シ費　二五〇、〇〇〇
合計　七、八五九、九六一

二、京漢鐵道

收入之部

一、旅客運賃　三、六三六、七五〇元
二、貨物運賃　一一、六九六、〇〇〇
三、雜收入　三一八、四五〇
四、不用材料支拂代　二一、〇〇〇
合計　一五、六七二、二〇〇

支出之部

一、俸給及工賃　一、六二五、九八〇
二、營業費　八六一、二九六
三、維持費　一、六六六、九二〇
四、雜費　五九九、五七二
五、香上銀行及佛國銀行借款利子　二、五六三、〇〇〇
六、收贖京漢鐵道公債利子　四一一、〇〇〇
七、川漢鐵道公債利子　一〇二、九〇〇
八、內債利子　四〇一、五〇〇
九、交通部へ　六七、二〇〇
十、歐米留學生費　四二、八〇〇
十一、其他各國留學生費　八、六〇〇
十二、京漢鐵道同收公債元金　二、三七〇、〇〇〇
十三、川漢鐵道公債　一、五〇〇、〇〇〇
十四、機關車購入費　一〇八、三〇〇
十五、客車　同　三七八、九五〇
十六、貨車　同　一、〇二三、〇五三
十七、諸機械購入費　九二八、二三三
十八、工事費　一、一六四、六九九
十九、黃河堤防費　一、〇〇〇、〇〇〇
二十、周家口郾城支線建設費　一、七五〇、〇〇〇
二十一、長辛店豐臺支線建設費　三五〇、〇〇〇
二十二、湖北土地購入費　一二二、〇一七
二十三、鐵道材料輸入稅　八、〇〇〇
合計　一八、〇五四、〇二〇

三、津浦鐵道

收入之部

一、旅客運賃　三、一八六、六二〇元
二、貨物運賃　三、九九一、二六〇
三、雜收入　一七一、二六〇
四、不用品賣拂代　五二〇
合計　七、三四九、六六〇

支出之部

一、俸給及工賃　一、九一六、三七二
二、營業費　九〇〇、六〇四
三、維持費　一、二四二、五四三
四、雜費　四一五、五二〇
五、交通部へ　六〇、〇〇〇
六、獨亞銀行へ利子　三、二二五、〇〇〇
七、中國銀行へ利子　一、四七四、四七〇
八、機關車購入費　三〇〇、〇〇〇
九、客車　同　三一二、〇〇〇
十、貨車　同　二六二、五〇〇
十一、南段諸材料　八三、六〇〇
十二、濟南工場機械購入費　五、〇〇〇
十三、南段車輛用機械　一一、〇〇〇

十五、濟南、浦口、其他全線土木建築費　一、五二〇、八五〇
合　計　一一、七八一、三五九

四、正太鐵道

收入之部

一、旅客運賃　五〇〇、〇〇〇元
二、貨物運賃　一、九〇〇、〇〇〇
三、雜收入　三四、〇〇〇
合　計　二、四三四、〇〇〇

支出之部

一、俸給及工賃　五四七、九〇〇
二、營業費　一八七、一五〇
三、維持費　二二九、七〇〇
四、雜　費　七一、七〇〇
五、交通部へ　二〇、一六〇
六、借款利子　八〇〇、〇〇〇
七、留學生費獻上　三、一四〇
八、鐵道學生學資獻上　二、〇〇〇
九、借款元金仕拂　四八三、〇〇〇
十、機關車購入費　二五〇、〇〇〇
十一、貨車同（客車ナシ）　三五〇、〇〇〇
十二、施盤水碇　一三、四〇〇
十三、レール購入費　一八、七一〇
十四、諸機械　七三、七〇〇
十五、預備費　二〇、〇〇〇
十六、土木建設費　四四、四〇〇
十七、臨時費　四〇、〇〇〇
合　計　三、一一四、九六〇

五、道清鐵道

收入之部

一、旅客運賃　一〇〇、〇〇〇元
二、貨物運賃　四五五、〇〇〇
三、雜收入　八、一〇〇
合　計　五六三、一〇〇

支出之部

一、俸給及工賃　一一八、九六〇
二、營業費　六一、八六〇
三、維持費　一九四、七〇〇
四、雜　費　一八、六〇〇
五、交通部へ　九、六〇〇
六、福公司へ利子　四〇一、〇〇〇
七、交通部へ利子　七、一一〇
八、貨車購入費（機關車客車ハ購入セズ）　一六八、〇〇〇
九、土木建築費　一八、〇〇〇
合　計　九九七、八三〇

六、滬寧鐵道

收入之部

一、旅客運賃　二、三〇〇、〇〇〇元
二、貨物運賃　六七五、〇〇〇
三、雜收入　五〇、〇〇〇
四、土地收入　一、三九〇、〇〇〇
合　計　四、四一五、〇〇〇

支出之部

一、俸給及工賃　六三六、三〇〇

二、營業費　四九〇、六〇〇
三、維持費　三九六、七〇〇
四、雜　費　三〇一、四〇〇
五、借款利子　一、五九五、〇〇〇
六、交通部へ献納　六六、〇〇〇
七、機關車購入費　二六四、三〇〇
八、客車　同　一六一、〇〇〇
九、貨車　同　五五三、五〇〇
十、諸機械同　一七、六〇〇
十一、土木建築費　一五七、〇〇〇
合　計　四、六三九、四〇〇

七、廣九鐵道

收入之部

一、旅客運賃　六五〇、〇〇〇元
二、貨物運賃　七〇、〇〇〇
三、雜收入　四、〇〇〇
四、英清組合ヨリ短期借款　五〇、〇〇〇
合　計　一、二二四、〇〇〇

支出之部

一、俸給及工賃　三八六、七六八
二、營業費　一六〇、〇一六
三、維持費　七六、七八〇
四、雜　費　五七、七一七
五、英清組合借款利子　九〇二、二五〇
六、ボーナス利子　一二、〇〇〇
七、交通部へ　三三、六〇〇
八、辯護士費用　二、五〇〇
九、賠償金　一、〇〇〇
十、機關車購入費　一二五、〇〇〇
十一、客車同　七二、〇〇〇
十二、貨車同　一三八、〇〇〇
十三、京奉鐵路公司製車輛代　一七三、二四一
十四、土木建築費　四七、八〇〇
合　計　二、一九四、六七二

八、吉長鐵道

收入之部

一、旅客運賃　二六五、二八九元
二、貨物運賃　二三四、八一〇
三、雜收入　六、二四〇
合　計　五〇六、三三九

支出之部

一、俸給及工賃　五六一、三七〇
二、營業費　二〇四、一七三
三、維持費　二五〇、〇〇〇
四、雜　費　五九、二四〇
五、借款利子　一一八、二五〇
六、機關車購入費　二一六、八八〇
七、客車　同　七七、一二〇
八、貨車　同　一七一、四〇〇
九、諸機械同　三二、〇〇〇
十、土木建築費　六九三、三〇〇
合　計　二、二九三、七三三

九、洙萍鐵道

收入之部

一、旅客運賃　七七、一〇〇

二、貨物運賃　四九八、六八〇
三、雜收入　三、四五〇
四、不用品賣拂代　七、四〇〇
合　計　五八六、六三〇

支出之部

一、俸給及工賃　一四四、八九三
二、營業費　六三、六二〇
三、雜　費　一二、〇二〇
四、維持費　一八〇、八二〇
五、貨車購入費　四二、〇〇〇
六、諸機械同上　二三、〇〇〇
七、土木建築費　八六、〇〇〇
八、湖南財政使へ借款仕拂　四五、〇〇〇
九、京奉鐵路公司製車輛代　二八、〇〇〇
合　計　六二五、三五三

十、京張鐵道

收入之部

一、旅客運賃　三九四、二〇〇元
二、貨物運賃　一、三六八、九〇〇
三、雜收入　九五、〇二一
合　計　一、八五八、一二一

支出之部

一、俸給及工賃　三四九、二八〇
二、營業費　二四〇、五二〇
三、維持費　三四一、〇〇〇
四、雜　費　一五八、〇四〇
五、整備費　六二、〇〇〇
六、貨車購入費　五四〇、〇〇〇
七、諸機械購入費　一三、五〇〇
八、土木建築費　一〇八、五六八
合　計　一、八一二、九〇八

十一、張綏鐵道

收入之部

一、旅客運賃　八六、四〇〇元
二、貨物運賃　二九一、六〇〇
三、雜收入　一〇、四一一
合　計　三八八、四一一

支出之部

一、俸給及工賃　一四五、〇八〇
二、營業費　五四、三九〇
三、維持費　九九、二三七
四、雜　費　五一、〇五〇
五、工事費　五〇、〇〇〇
六、機關車購入費　二八〇、〇〇〇
七、貨車　同　二七〇、〇〇〇
八、土木建築費　九、八六四
九、陽高大同間建設費　二、一四二、八五七
合　計　三、一〇二、四七八

各省の外債及び賠償金負擔額表

財政部は頃日政治會議に關稅主權回收案を提出したるが

其要旨は先づ準備として各省をして外債及び賠償金の負擔額を、遲滯なく中央政府に送付せしむることを督勵するにあり、蓋し革命以後山東河南湖南廣東浙江の各省は各其負擔額を送付し來りたるも、總計二百余萬元に過ぎず、此の如く若し各省にして外債及び賠償金の負擔を完濟するの能力なくんば、到底關稅主權の回收を所期し得ざる也、此故に一は外人に對する信を示し、一は關稅回收の準備として、前清政府所定に從ひ各省の負擔額を一定の期日に納付せしめ、違背する者は相當の所罰を課了すべしとす、而して同部の發表せる各省の外債及び賠償金の負擔表あれば參考として茲に之を掲ぐ。（時事新報による）

借款名目	各省分擔數	各關分擔數
匯豐銀款		
河南	三萬五千兩	
甘肅	五千兩	
浙江	二十萬兩	
廣東	十三萬五千兩	
四川	四十四萬兩	
雲南	二萬七千兩	
合計	一百三十四萬二千兩	
內譯	各省 八十四萬兩	
	各關 五十萬兩	
匯豐磅款		
河南	五萬兩	
甘肅	三萬五千兩	
安徽	十二萬兩	
江寧	五萬兩	
江蘇	五萬兩	
江西	二十六萬三千兩	
浙江	二十一萬五千兩	
福建	十萬兩	
廣東	一百六十萬兩	
廣西	四萬兩	
粵海關		五十萬兩
閩海關		十萬兩

合計　二百六十二萬三千兩　內譯（各省　二百五十二萬三千兩　十萬兩（閩海關）

克薩洋款
- 山東　三萬兩
- 山西　三萬三千兩
- 甘肅　一萬兩
- 安徽　五萬兩
- 江蘇　十四萬兩
- 兩淮　二十二萬兩
- 福建　五萬兩
- 湖北　十萬兩
- 湖南　十萬兩
- 廣東　五萬兩
- 四川　五萬兩
- 雲南　四萬兩
- 直隸　三千兩

各關　五萬兩

合計　八十二萬三千兩　內譯（各省　七十七萬六千兩　各關　五萬兩）

俄法洋款
- 山東　十六萬兩
- 山西　十八萬兩
- 河南　二十萬五千兩
- 廣東　四十萬兩
- 浙江　三十一萬兩
- 湖北　三十一萬兩
- 湖南　十二萬五千兩
- 安　十五萬兩

蕪湖　十八萬五千兩
東海　三萬七千五百兩
重慶　五萬兩
山海　五萬兩
蒙自　五萬兩
甌海　五萬兩
鎮江　十一萬五千兩
宜昌　十萬兩

江蘇	二十五萬兩	津海	十五萬兩
江西	十二萬五千兩	江西	二十萬兩
四川	四十萬兩	閩海	二十萬兩
福建	十七萬五千兩	浙海	二十萬兩
直隸	十九萬兩	九江	二十二萬五千兩
廣西	八萬七千五百兩	粵海	四十五萬兩
陝西	十二萬五千兩	江海	五十萬兩
淮南四岸	十三萬兩	廣東關稅長征	二十四萬兩

合計　六百十二萬五千兩　內譯　各省　三百三十二萬二千五百萬兩　各關　二百八十萬二千五百兩

英德洋款

山東	二十二萬二千五百兩	東海	六萬二千五百兩
山西	二十四萬二千五百兩	山海	七萬五千兩
直隸	二十五萬二千五百兩	重慶	十萬兩
廣東	五十七萬五千兩	鎮江	十六萬兩
浙江	三十八萬五千兩	宜昌	十五萬兩
湖北	三十八萬五千兩	津海	二十二萬五千兩
廣西	十萬兩	閩海	三十萬兩
陝西	十五萬兩	浙海	三十萬兩
江西	十七萬五千兩	江漢	三十萬兩
湖南	十七萬五千兩	九江	三十二萬五千兩
福建	二十二萬五千兩	蕪湖	二十九萬兩
四川	五十五萬兩	粵海	六十五萬兩
安徽	二十二萬二千五百兩	江海	七十五萬兩
河南	二十六萬七千五百兩	廣東關稅長征	二十四萬兩
江蘇	四十萬兩		

淮南四岸　十三萬兩

合計　八百三十七萬五千兩

各省　四百四十四萬七千五百兩

各關　三百九十二萬七千五百兩

續借英德洋款

蘇州貨厘　八十萬兩

松滬貨厘　一百二十萬兩

九江貨厘　二十萬兩

浙東貨厘　一百萬兩

宜昌鹽厘（並萬口沱加價）　一百萬兩

鄂岸鹽厘　五十萬兩

皖岸鹽厘　三十萬兩

江南　十萬七兩

合計　七十萬兩

直隸　七十六萬九千九百五十一兩七錢三分

江蘇　八十九萬六千四百九十一兩二錢六分

江寧　二百二十五萬八千五百五十一兩一錢五分四厘

安徽　一百二十三萬三千四百三十兩

山東　一百十一萬三千五百四十六兩三錢一分六厘

山西　一百十九萬九千三百八十八兩四錢七分二厘

河南　一百三十萬二千四百六十八兩七分二厘

陝西　七十萬四千兩

甘肅　三十五萬兩

新疆　四十萬六千五百七十二兩

福建　九十二萬二千八百八十兩

浙江　一百三十六萬九千二百五十五兩

江西　二百十八萬八千四百六十三兩二錢三分六厘

粵海　四十七萬五千五百二十八兩一錢二分

梧州　六萬七千八百七十四兩四錢八厘

南寧　三千一百四十九兩三錢七分六厘

鎮南　四十三兩六錢一分

蒙自　一千五百八十八兩八錢

騰越　四百八十兩

閩海　六萬五千二百二十三兩二錢五分二厘

杭州　二千八萬六千七百四十九兩

浙海　三萬一千一百四十五兩

甌海　四百八十兩

江海　一百六十九萬五千五百七十一兩六錢六厘

蘇州　一萬六千二百九十八兩七錢六厘

金陵　十萬七千二百三十六兩五錢四厘

庚子賠款

湖北　二百五十六萬七千七百三十九兩八錢八分五厘
湖南　一百四十三萬六百五十一兩一錢四分八厘
四川　二百二十七萬六千四百九十六兩四錢一分五厘
廣東　二百二十八萬八千三百六十八兩九厘
廣西　三十五萬八千八百六十二兩六錢三分八厘
貴州　二十萬兩

各省　三千三百八十三萬七千一百十五兩三錢三分五厘
各洋關洋稅　三百五十七萬一千五百二十三兩八錢九分九厘
各關常稅　一百四萬九千五百九十五兩八錢三分九厘

鎭江　九萬一千七百一十三兩三錢八分四厘
九江　一萬一千兩
岳州　一萬六千一百六十八兩四錢六分四厘
江漢　十九萬四千五百六十六兩七錢九分一厘
沙市　九千兩三錢六分
宜昌　五千一百五十七兩八錢八分六厘
重慶　五千兩
東海　三萬三千八百兩
津海　三十五萬七百九十七兩二錢三分八厘
山海　十一萬一千八百六十一兩三錢四厘

以上洋關

粵海　七萬六千六百三十八兩四錢
閩海　六萬六千八百二十兩
浙海　一萬四千二百四十六兩
甌海　三千四百三兩
江海　三萬二百二十三兩三錢一分八厘
九江　六千九十八兩五錢八分
荊州鈔關　七千四百七十二兩四錢五分三厘
東海　三萬二百四十六兩四錢五分
山海　四萬六千六百七十二兩三錢九分
津海　七十六萬七千七百七十五兩二錢四分八厘

以上常關

各省關各擔借款賠償金總數表

項目	各省負擔總數	各關負擔總數
匯豐銀款	八十四萬二千兩	五十萬兩
匯豐磅款	二百五十二萬三千兩	十萬兩
克薩洋款	七十七萬六千兩	五萬兩
俄法洋款	三百三十二萬二千五百兩	二百八十萬二千五百兩
英德洋款	四百四十四萬七千五百兩	三百九十二萬七千五百兩
續借英德洋款	五百萬兩	
瑞記洋款	七十萬兩	
庚子賠款	二千三百八十三萬七千一百十五兩三錢三分五厘	各洋關　三百五十七萬一千五百二十三兩八錢九分九厘
		各常關　一百四萬九千五百九十五兩八錢三分九厘
總計	四千一百四十四萬八千一百一十五兩三錢三分五厘	一千二百萬一千一百一十九兩七錢三分八厘

湖南通信

長沙の近狀　（十二月廿七日）

一、新曆年末に際して、唯官衙兵營其他公會的場所に迎歲の準備をなし居れるも、一般人民は依然冬期の事業を經營し臘末の挹注に汲々たり。

一、米穀輸出も既に開禁後二日を經過せるも、湖南米の價格は却て省外及漢口方面より、一石につき四十錢乃至五十錢の高價を保ち居るを以て、容易に輸出を勵行し得ず、且つ輸出の虛聲にて長沙城內の米價は多少直上げしたれば、益輸出に不便となり、隨つて地方米の出荷不活動なるを以て、此儘にて他省の米價に異動を生ぜざれば、輸出開始の効も速斷し難し、縱令輸出增加せるも一般人民の意向は（漢口より爲替にて送金し湖南に於ては依然紙幣を以て支拂ふとこなれば）輸出を期待し居らざる傾向あり。

個人の私運送は續々行はれ居を見るに、個人が民船に積み込みて、勝手に現銀と引換へ來る向き多く、隨つて輸出規定の玄米一石に對して、二百文の厘釐稅と十文の農會補助費、並に籾米に對して每一石百文の釐金、及五文の農會補助費を課する目算も、急速に收入の方法なく、且つ私運送は是等の課稅を逃るゝものあるを以て、都督は之を嚴禁せんと腐心せり。

一、地方の狀況　は依然沈停せるも、茲に注目すべきは辰州及沅江流域にして、黔陽方面洪江地方は省城內に似ず、人氣寬和し、開港場ならざるにも拘らず、獨逸商禮和、瑞記及亞細亞洋行等は支店を設け、支那人を店員に使用し盛に輸出に着手し、地方縣官及公吏も寧ろ十分の保護と便宜を與へ居れり、洪江の一小市場より每年桐油の輸出せらるゝもの約二千萬元の巨額に達し、此外晃州方面よりは吾梧子（タンニンの原料）の輸出も、盛に獨逸商の手を經て行はれ居れるに未だ日本人は指を染むるものなし。

一、米人の病院計畫　米國エール大學派の敎會にて、多年湖南に一大勢力を扶植せるエール病院は、曾て其大々的擴張を企圖し、米國側にてはカーネギー氏の補助金を得て、支那官憲より七十萬兩を出資せしめて、米支合辦の病院設立計畫は、官紳兩面の反抗によりて否決され、其後第二革命の動亂となりて沙汰止みしも、今般秩序恢復しつゝあるを以て前議を提出せんとエール派にては企て居れりと。

一、學校生徒の所持品搜索は昨日勵行され都督の命により

警察隊は學校寄宿舍に押掛け、一々生徒の所持品を捜索したるに、中には舊工黨の黨券を有せるものありとて糾問しつゝあり。

一、探偵百五十人餘北京より長沙に分派し、目下內外人の行動を探察し、就中旅館料理屋寺院學校等に嚴探を行ひ、民船小蒸汽の航江に向つて注意を怠らず、地方は諸所に土匪出沒し益陽縣附近に多きを以て一層戒嚴し居れり。

一、對日感情は何となく險惡の象を呈し、一般に對外思想の強猛なる中にも、對日の度強く一種の怨毒と蔑侮を寓するやに直覺せらる、尤も屢兵革を閱せし省民は、一概に兇猛の風を養ひ、舊年に比して土人同士の喧嘩毆打等の事件は日を追うて增加せり。

一、老紳士及上流人士の對新都督感情は、日來歷訪して彼等の內心を叩き見しに、孰れも湯都督が年少にして海軍出身なるを以て、民政に習はず民情に通せず、專斷に過ぎて輿論を採らざるため、市場の恐慌も人心の不統一も、一つに都督の無謀なるに在りと批評し居れり、要するに湖南省は曾國藩が長髮賊を征服せし以來、其部下の雄物が竄居せし歷史的勢力を有する地方紳士の現存せる地域なるを以て、從來清朝の牧民官として當地に就任せし人が、紳士を利用せずして其任を全ふせしものなかりしを觀ても、現都督が統治し得る氣遣なし。

同　上（一月十二日發）

匪徒の出沒

舊年に向ひ經濟狀態の逼促に乘し、湖南省內の各地方には時々不穩を兆せるは、湖南土着の會匪と稱する一種の迷信を有し、勞働者間に根蒂を有する匪徒にして、平生は荷物の運搬及各種の勞役に從事し、或は新募兵或は巡查間に混入し全く其形迹を顯はさず、其首魁の命令に接すれば雲集響應して暴擧を爲すを以て、第一革命の際は之が使嗾と綏願に力めて之を利用したり。

昨今に至りて麻陽縣に優勢を示し、其首魁と目されしは李奠川、李樹棠の父子にして、四千人餘の黨類を有し、仙國會と號し居れるを以て湖南都督は之が勦除に力め居れり。

益陽縣にも瀏陽縣にも白蓮匪と、廣西方面より潛入せる白狼匪の乾兒等ありて相應援し、是亦日に徒黨を加へ長沙城內にも續々潛入し來れる形迹あり。

防備手配

以上の匪勢漸次增長し、又一方には在日亡命者と上海方面の擧動が楊子江上流に波及せんとする傾向あるを以て、官憲は極力探偵及防備を怠らず、一時解散せし團練と稱する土人の自衞を目的とする防備團を再興し、又は消防隊を擴張し、巡警を增募し探偵部員六七十人を增置し、一昨夜來探偵、巡警、團練、及軍隊を督勵し、夜間は交々城內城外を巡視せしめ、些細の疑はしきものは引致嚴糾しつゝあり、然れとも上述の匪徒らしきものは未た法網に罹りしものを聞かず。

舊年末に向ひ人氣動搖し易き際に、種々の諸言を放ち中には革命分子の再燃を風說するものあるが、是れ全く根據

なきに非す多少彼等の熱を注入するの形迹あり。

秘密結社に就て　革命殘黨は決して消滅し盡さず、地方邊僻の地に逃竄して在外同志と氣脈を通するあり、種々の秘密會合が平穩なる名稱の下に存在せるは事實にして、長沙城内にも同縣親睦會、同鄉會、何々研究會、宗教會の名目の下に、暗々同志を會するものあり、地方は尚更ら之に類するもの多し、故に都督は是等の解散に努力し、現に從來自治研究會等の平穩なるものより解散を實行しつゝあり。

秘密結社と稱するもの〻中には、匪徒を連結せるもの多く、大部分は無賴の群なるが、之を統率する親分株には重望あり俠氣あるもの多く、親分の號令には違背するものなし、彼等は現政府には反抗の態度と口吻を泄らし居れり、平生衣食を計るために暴行を敢てせるが、中には（廣西方面より來りしもの）多少の資力を有せるものあり官憲を惱ませ居れるは事實なるを知るべし。

都督の老紳士網羅策　爾來抑壓果斷を以て一般人氣を害し、省内の懽心を失ひしが、北京方面よりの注意もありしにて、俄かに老紳士を網羅せんとの手段を取れり、第一に曾國藩の孫なる曾廣鈞と云ふ詩人あり、第一次革命以來祖廟は破毀され、殆ど生命を危ふして上海方面に逃遁せしが、今は都督府官報書局長兼秘書として任用し、又は王闓運（衡州船山書院に在り）、詩人の易順豫、程頌萬、何維樸等の名望ある老紳士に、夫々打電して歸城を求め、官書局の總編輯に充てんとせるが、王闓運の如きは去年袁世凱より萬金を奉じて北京に迎へんとせしに一顧をも與へざりしを以て、一都督の請ひに應せんことなかるべく、其他の人々は或は來任するやも知れず。

又寺産の償還に着手し、岳麓山の佛寺の如きも、革命後多大の損害を蒙りて沒入されし、所屬の田地寺産等も償還し、其他被害の佛堂僧侶等は辨償の惠に浴し居れり。

紙幣と錢業　長沙城内には湖南銀行が稍々信用を維持し居れる外、錢寸會社及一二の商會發行の紙幣の外、殆ど危險なるもの多く、都督府は紙幣調查所、錢業監視公所を設け、危險なる發行所を調查し、通用を停止し、又年末に際し自から破產閉店せる店舖日々二三軒の續出せるを見ると同時に、其發行せる紙幣は不通となり、實に危險の狀態に瀕し居れり、盡く是等の通用を一時に禁止するは甚困難にして、必しも無害なるを保し難し、湖南銀行は之が救濟を計るため、目下新紙幣一串文及以下の小紙幣六百萬枚額面約三百萬串文を城内印刷舖にて調製中なり。

兩湖官銀錢局督辨の任命を受けし高松如は、目下北京に在りて湖北湖南の金融整理をなさんとせるが、湖南都督に打電し、近日中湖南に向ひ一切整理の方法を協議すべしとの消息あり、要するに一面には省借款の事由打合せの要務を帶ぶるやに傳ふるものあり。

ボイコツト實現に至らず　一時米穀輸出解禁後、船貨の荷主側には各外國汽船會社に對し、運賃引下げの示威として猛烈なるボイコットを兆し來り、各社は度胸を定めて對抗の態度を暗示せしが、米價の割合は漢口輸出に利

なきを以て、出荷なく其他の輸出物は寥々たるを以て、ボイコットも實行の價値なく、現今は殆ど泣き寢入りの姿となれり、年末に逼りて出荷を增加するに至りて再燃せんやも知れず。

同　上（一月二十四日發）

舊年末の市況　舊曆新年迄纔二日を餘し、依然硬貨拂底の現狀にして、殆大破綻を演せん有樣なりしが、昨今銅元局新鑄造の銅貨續々市場に現はれ、之に對し湖南銀行は六百萬串文の新紙幣を印刷中なりしが、稍く五百萬串を印刷し了り、鑄造中の銅貨を其準備金と號して市場の救濟を試みると同時に、是迄市場の私票（市票と稱す）停止の手を緩るべつゝ、目前の破綻を防ぎ一面には外國人に支拂ふべき小額のものは支拂ひ、巨額のものは一時繰延べ、中央借款の分配を口實として此節季を糊塗し了れるの觀あり。

官界と民間　湯都督が湖北人なるを以て、官場の要位は湖北人に占領され、就中都督の親類緣者を以て充滿し、其他因緣附隨せるもの官界民間を合せ、今日迄六百四十餘名の湖北人を長沙城內に加へ、一旅館に六十名七十名の湖北人を止泊せしめ居れり、負惜みの湖南人は滿腔の不平を忍び、湖北人の蹂躙に耐へ居れるが、早晚軋轢を生じ何かの導火線とならざれば幸ひなり。

都督の去就　湯都督は前月來辭表を提出し居れるが、昨日（廿三日）其筋の人より聞く所に據れば、北京政府より特に留任を勸告し奬勵を加へしため、當分湖南に留任すべく施政の方針も多少永久的に一變しつゝあり。

太平公司と省借款の內情　湖南省借款として、太平公司に二百萬兩を起債せんとせしも、湖南商界の意向も和熟せず、且北京の內示により省借款を中止し、中央政府の借款手取りの上、湖南行政費及起業費として分配せる內訓により、省借款を止めて中央政府に委ねたる由。

礦山勃興の兆　依然礦山事業に奔狂せる湖南人は、諸處に礦區を見出し、最近一ヶ月間に其筋に開坑を屆け出でゝ或は試掘を請願せるもの机上に堆を成し、稍見込あるものを擧ぐれば左の如し。

錫坑　新化縣、臨武縣、零陵縣、永興縣、耒陽縣。
金坑（と稱するもの）　平江縣、會同縣、靖州、麻陽縣、沅陵縣。
鉛坑　寧鄉縣、常寧縣、武岡州。
銀坑　衡山縣
石炭坑　常寧縣、零陵縣、永興縣、湘鄉縣、祁陽縣、醴陵縣、衡山縣、會同縣、寧鄉縣。
黑鉛坑　辰州。
銅坑　桃源縣。
銻坑　江華縣、新化縣。
鐵坑　耒陽縣。

以上は新に出願せるものにして、在來のものと出願の手續を經すして私掘するもの夥多なるも、正式に開坑せるもの甚稀なり、近來礦山に着眼せるもの多を見るべきなり。

奉天通信

（一月二十四日）

過般來舊曆年末も金融界の恐慌を除き、先以て平穏に打過候、當地舊曆歲末金融界の恐慌はかなり甚しきもの有之其遠因は奉天支那銀行の紙幣濫發に在り、近因は北京政府の東三省幣制整理、張作霖が張都督と凌轢の結果、興業銀行拂込株金額を引出し、該銀行と全然關係を斷ちたるため該銀行の信用失墜したる事等にて、各支那銀行は兌換及取付準備のため、小銀貨紙幣を散布し、之を以て日本金銀票を買付け、轉じて上海、營口、大連等より現銀或は小銀貨硬貨を購入せんとしたる爲め、支那紙幣の日本金銀票に對する相場旦日末曾有の暴落を告げ、年末遂に金票に對し百三十六元銀票に對し百二十五元を示すに至りたる次第に候。

而して此種紙幣（準備金なく濫發したる）の日支人間に流通するは、日本が支那に無擔保借款をなし居るも同然、矛盾も矛盾、危險も危險なる事に候、此際日本が對支借款等にて本金融を調節し、且東三省幣制整理に資し、日本金銀票を露國のルーブルの如く、滿蒙僻陬までも流布するの甚急務なるを信じ候。

奉天政界に在つては許民政長主任上京し、張翼廷、王財政司長に後任し、榮鳳圖東三省幣制整理委員長になり候。

昨冬達爾罕旗荒地拂下に關し、放荒局の事より端なく許張兩雄の角逐となり、軍扇遂に張師長に歸したる話有之候卽ち許民政長は先づ該荒地丈放委員を派遣致候、然るに張は之に反抗し、自分の女を該親王の王兒に許嫁し、該荒地百方（一方は四十五晌）を割取し、加之許派遣の委員を追はしめ、新に都督の委員派遣を請はしむるに至り候、之れ許の上京の大なる原因の由に候。

第二十七八兩師の野山砲四十八門昨冬着奉したるも、未だ一門も兩師何へも渡されず候。

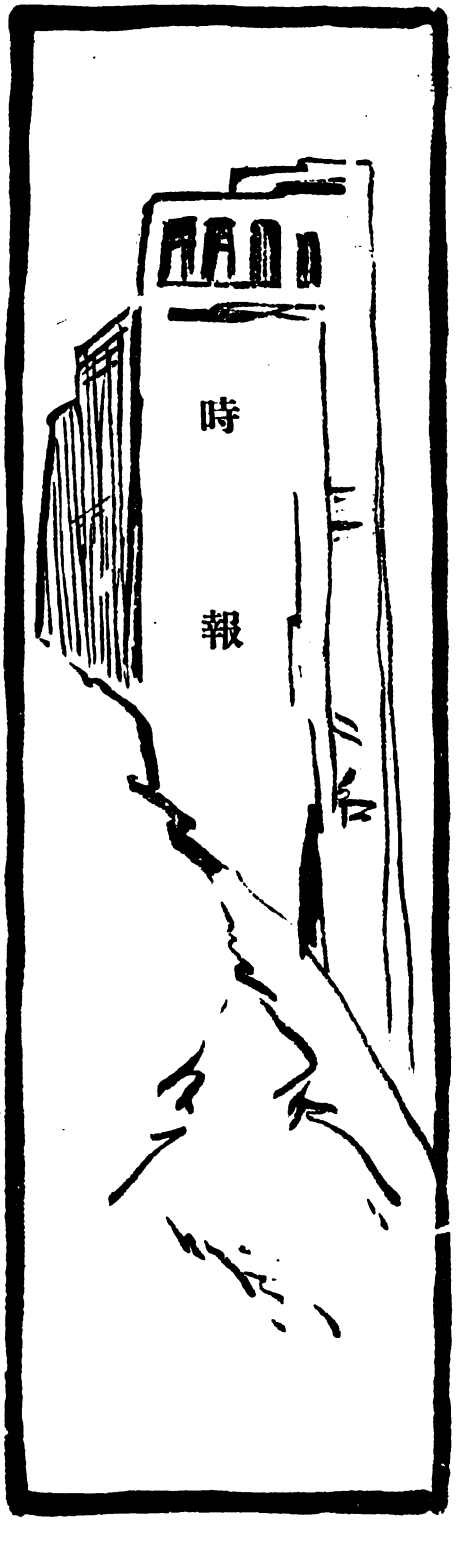

政治

○都督裁撤難　都督裁撤、軍區分劃、軍機統一、軍民分治實行の政府の動議は各省都督の意見を徵せるに其多くは之に贊同せるが袁總統は此議を秘書廳に廻付し各理由及各省都督の意見書を取纏め政治會議に詢問し決定の上宣布施行する筈にて袁總統は改省の擧に對し極めて愼重を持し實行に先んじて左の二大事項を務め研究するべしと云ふ、

一、邊患日に繁く隣强環視しつゝあるに至り苟も外を輕んじ內を重んずるは貽害窮り無き事、

二、支那の土地は遼濶にして處々均しく緊要に關し軍區を劃分するも鞭長からずして勢力の及ばざれば遺實甚大なる恐有り、

故に此兩問題を愼重に研究し以て更に實行に着手すべしと

（順天時報）

○劉冠雄の赴粵　大總統は目下福建に在る海軍總長劉冠雄に打電し廣東に赴くべく命じたりとのなるが其要務は左の如きものなりと、

一、該地方の現狀及軍隊配置の模樣を視察し以て該省裁兵の標準を定むること、

二、廣東省の沿岸及珠江の形勢を測量し以て粵海艦隊編制の準備をなす事、

三、大總統の意志を都督龍濟光に傳へ其上京を速かならしめ以て各要務を會商する事、

而して一說に依れば劉は龍を同行するやも知れずと云へり、（順天時報）

○約法增修第二次審查會　約法增修案第二次審查會は二十三日午前九時開會せられたるが其審查の報告は固く秘密に附せらるゝ所なるが今其內容を探聞すれば基願許諸氏の提案折衷されたるが如く其名稱は國法會議と稱し選派方法は半官半民主義を採り卽ち各省民政長一定の選擧人を選定し其選擧人を百名とし各省の議員定數を二名に定め蒙藏は各五名とするに決し而して其被選擧者の資格は政治上の學識あるものに限られ其權限は約法增修法議定及び附屬法案等の立法事件と制限せられたりと、因に近日再び政治會議大會を開きて審查を報告し表決に付する筈なりと、（北京日報）

○內閣制廢除の密議　近日總統府中の政客は內閣制を廢除し米國の總統負責制度を採用せんと主張し贊成者多數あり總統も亦以て然りと爲せるが國務員等は本問題に對し先日密議を開き自處の策を討論せるが中には卽時辭職引退し以て內閣制廢除後資格を取消さるゝの不體裁を免るべしと主張する者あり又或は暫く辭職せず各方面に折衷制（總統の下に總理を設けず各部總長は在置す）を鼓吹すべしと主張する者もあり後說に據れば約法改修の時之に加入するは大凡國務員にして內閣制廢除問題に對しては居ながらにして地位を受くべき事とならん、（時事新報）

○造法機關と會議　造法機關組織に關しては大總統より已に政治會議へ提出されしが大體に於て左の事項は決定し居れりと云ふ、

一、本機關は立法のみにて行政問題に干涉するを得ざる事
二、本機關の組織法は最も簡單にする事、
三、本機關は成立せしむる事、
四、各省より推擧する者法律に通曉せる者を以てする事、
五、本會議員の職權は國會議員と同等なる事、（時事新報）

○支那閣制と各黨　近日支那の內閣制に關しては北京政界に於て種々の議論あり、今政黨各派の主張を聞くに總統府及び政友會公民黨は皆總統內閣制を主張し進步黨の大半は舊に依つて責任內閣の議を主持し國務院に在ては周朱二總長は責任內閣の說に贊成し居れり而して熊總理は從來責任內閣の說を主張し來りたるが近日に至り其議論の態度稍變動し來れりと云ふ、（時事新報）

○大政方針の消滅　熊內閣初頭に於て大政方針を決定し之を國會に提出して贊同を得たる上實行せんとしたるも國會解散の爲め遂ひに其意を果さず、且つ今日之を實行せんとするも大總統の同意を得る能はざるのみならず政治會議に提出せんか大修正を加へらるゝは必然にて內閣の權利を侵害せらるゝ恐あり、就中該方針中省制改革案は主要問題なれども各方面の障害あるを以て內閣自身が之に修正を加ふるとも所詮實行し難かるべく結局消滅するなられと云ふ、（時報）

○亂黨印度に入る　在印度の支那商人汪祐賢と稱する者は同地方支那人を代表して中央政府に打電して曰く、革命の餘類印度に潛入し來り秘密機關を設立し畫策を廻ら

しつゝある模様なれば外交總長は速に印度政府に向け其解散方を交渉する必要ありとせる由なり、（順天時報）

○省制改革延期　省制の改革に就ては中央政府部内は何れも其實行を贊成し居れど地方省に於ては人民の之に對する智識淺き爲め或る野心家は此機を利用して愚民煽動の資となさんとする傾向あるより或は延期さるゝならんと云ふ、（神州日報）

○留京進歩黨議員　進歩黨の兩院議員は國會問題解決後近京地方議員は旅裝を整へ歸鄉する者漸く多けれども現今北京に留れる者尙百餘名ありと、（神州日報）

○朱總長と禁煙　阿片の取締は近時益々嚴重になりたるも更に屏息せず北京に於ては官吏にして尙ほ之を犯す者少からざる有様にて當局者は大に苦心せるが朱總長は禁煙機關を設立し專ら官吏の吸煙者を取締るべく且つ違犯者は免職の上公權をも褫奪すべしとの事なり、（時報）

○袁總統と國民黨　袁大總統は前國民黨議員の人物優劣に就き注意を拂へるが其穩健派の人才に對しては特に優待の名義を用ひて自己の麾下に招致し月俸四五百元を給して厚意を表せんと云ふ、（時報）

○國史館總裁確定　國史館總裁の人選に就ては種々喧傳され康有爲の如きも其一人なりしが今般愈々惲毓鼎を任命する事に決定せり、（順天時報）

○總統府顧問裁減　袁大總統の顧問は目下百名以上の多きに達せるが袁大總統は其中多數を解職することに決定せりと傳へらる、（時報）

軍事學事

○支那海軍實狀　海軍總司令李鼎新は舊臘軍艦修理に關し海軍部に意見を條陳したる由なるが海軍部に於ても李の條陳に贊成し福建馬尾製造廠と上海製造局にて軍艦の建造修理も爲さしむることゝ爲し別に船艦入渠方法も規定したり之に依れば、

奏安、鎭海、靖遠、釣和、飛虎、金甌、並徵、安放、琛航元凱、超武、靖海、伏波、蓬洲、海廣、玉廣、金雷、震雷巽龍、驤海、

の二十艘は朽腐して戰鬪力無きもの測海、楚材の二艘は二十年來まだ修繕せざるものなり。

海圻、海容、通濟、飛鷹、南琛、保民、建安、策電、列字湖字の四艘と江字の四艘楚字の六艘との合計三十三艘は戰鬪せしを以て艦體に震蕩を來せり、

此等の諸艦は總て上海の製造局にて修理す、

海籌、海琛、飛雲、鏡清、登瀛洲、建威、辰字と宿字と張字の九艘は（字の付けるものは水雷艘）遨航後年月久しく自然に損傷を生せしものなり、

鎭濤、康戊、庚己、廣東雄、綏靜、廣元、廣利、廣亨、廣干、廣金、廣淵、海長清等の二十三艘は福建製造廠にて修理す、（北京日報）

○北軍分駐地帶　昨年來直隸軍の湖北に派遣せらるゝもの少からざるが其派遣軍は卽ち第一師團第二師團及び

禁衞軍等にして尙は多數の兵は各方面に分駐し居りつゝあり今其各地に於ける實數を擧ぐれば左の如し、

武昌兩湖書院三營、同前右旗二營、同都督府內一營、同蛇山鳳凰山兩砲臺各一中隊、同武勝門外彭楊公祠內一營、同舊愷字營內一聯隊、同平湖門外舊砲兵隊營內一聯隊と一營同南湖舊馬隊營內一聯隊、漢口劉家廟二營、同橋口一營、漢陽黑山一營、同兵工廠二營、黃石港一營、黃州一營と二中隊、壽昌縣二中隊、新堤二營、宜昌三營、荊州二營と一中隊、沙洋一營、襄陽二營、老河口二營と二中隊、隨州、黃坡、孝感計三營と二中隊、（順天時報）

○各省要塞狀勢調査　支那南方各省の要塞砲臺は第一次第二次革命に際し多大の損害を蒙りたるもの少からず故に政府は此度各砲臺の狀勢調査の爲め特に李祖植氏を江蘇省に陳晉氏を安徽省に朱次璋氏を江西省に朱銘瑤氏を湖北省に江紹源氏を浙江省に程經邦氏を廣東省に夫々派遣し左の諸項につき精密の調査を爲さしむと、

一、兩次の戰事にて各砲臺の損害有無如何
二、各砲臺の砲位砲數及設備の完否
三、各砲臺の戰事及平時に於ける防守の辨法
四、各砲臺駐兵の整否、（時事新報）

○張督の出征　河南の白狼が今尙ほ光州光山方面に猖獗を極めつゝ居れるが其討伐の餘りに成功せざるが爲めに河南の都督張鎭芳は自から出でゝ之を討伐せんとし己に河南軍一隊を引率して信陽州に來り同地に駐紮し居る由、而して彼れは羅山光山光州の各方面に出沒しつゝある白狼の一隊を一擊の下に之を打盡せんとしつゝあり其討伐の方略として四面挾擊の策を取り必ず之を他の方面に逃走せしめざるべく計畫しつゝある由、但し白狼の出沒常なきには何人も討伐に苦しみつゝあるものゝ如く彼の張鎭芳が親征能く其功を奏するや否やは不明なりと、（北京日報）

○總統府の軍事會議　大總統は過日參謀陸軍兩部及軍事處の重立てる連中を召集し軍事上に關する會議を開きしが大總統交議の案件は八條にて一週間內に再び協議すべく目下各自研究中なりと云ふが其八條は左の如きもの也、

一、巡閱使張勳の職權及今後支給の軍費に關する件、
二、段芝貴が寧事辨理及他處軍隊の檢閱に關する件、
三、各省防務辨法案、
四、各省裁兵後の全國軍政統一辨法案、
五、河南土匪勦滅事項に關する件、
六、大理府軍務の善後策に關する件、
其他藏蒙地方の防務に關する件二ヶ條ありたりと云ふ、（時事新報）

○自費日本留學生取締　教育部に於ては今回自費を以て日本に留學する者に對する取締り規則を制定したりといふ、（時事報新）

外交

○漢口租界擴張拒絕　日英獨露佛の五國公使は外交部に向け漢口の租界擴張を要求したるが孫總長は事主權に

係る問題にて領事裁判權の回收をも見ざる今日租界の增加は主權一分を損ずるに等しと爲し大總統へ向け其拒絕辨法を呈請したりと云へり、（北京日報）

○曹と白耳義公使　外交次長曹汝霖は外交上頗る困難なる地位に立ち昨今面白からざるものあり辭職せんとの意志を有し且暫次外國に在らん事を希望せるより目下人選に苦しみつゝある白耳義公使說行はれ孫總長は已に同意を表したるらしきも大總統は曹の駐外を喜ばず尙現位置に据えんとし白耳義公使には汪榮寶を擬し居れりと云ふ、（時報）

○葡國々書遞送　北京駐劄葡萄牙公使は十九日午前十時大總統に民國承認の國書を遞呈せり、（順天時報）

○張家口の租界　支那政府は今回國內に七ヶ處の通商地を開放せるが張家口にありては大鏡門外元寶山下一帶の地を各國租界地に充つるに決定せりと、（神州日報）

財政

○各省の中央接濟　熊國務總理は曾て各省に通電して中央財政困難の接濟方を依賴したるが山東省は已に四十萬元を送附したるを除くの外各省は各々左の如く電復を爲せり、

△河南國稅廳　本省の剩余金は僅かに十萬元を出せるに過ぎず依つて各銀行より二十萬元を出し合計三十萬元を年內に送附すべし、

△江西國稅廳　初次の電復に於て江西省は收支相償はず月約七萬元余の不足を來しつゝありされど汪民政長と切實籌商して電に進ひ法を設けて以て涓滴の助を盡すべしと云ひ次で又政府の電催に對し然らば四十萬元を出して中央に代り江西駐紮第六師の每日の軍需費を支拂ふべしと返電せり

△浙江國稅廳　初次の電復に於て浙江省の收入は只だ能く省費を償ふに過ぎずされば尙よく省長と會商して再び電復すべしと云ひ再度の電促に對して再三商議の結果省長は二十萬元を送付することを許可せり云々と電復したり、

△山西國稅廳　本省の政費は屢々不足を生ずるも力めて中央の財政困難を接濟すべく民政長財政司と籌議し居れば現金集り次第發送すべしと返電したるが中央の電促に遇ひて卽ち同省の軍隊解散費を同省より負擔することゝなりたり

△湖南國稅廳　目下到底省費剩余の見込なし、民國三年二月末迄に數目を認定して發送すべし云々、

△熱河國稅廳　熱河は瘠區にして中央を接濟するの力なし且つ未だ喀匪平定せず朝にして夕を慮るの形勢にあり諒察を乞ふ云々、

△四川國稅廳　中央に解欵せんと欲するも先づ兵を裁して餉を節せずんば不可なり故に現に正に都督省長等と辨法商量中なれば此項辨了後再び解欵の數を定むべし、

△陝西國稅廳　本省は本年四月都督民政長等商議の上十五萬元を送附したるが尙ほ續いて竭力分期解送すべし

△廣東國稅廳　本省の國稅收入は悉く軍需に供給し尙ほ十分の四五の欠額を見るされば先づ裁兵節餉の後切實籌辨すべし云々、

△雲南國稅廳　本省は前に革命の禍を蒙りて以來收入著しく減じ目下の處中央の電に從ひ難し云々、

△貴州國稅廳　本省は前年禍亂後全省の歲入は悉く軍需に供し却つて不足あるを慮る解力覺束なし云々、（時報）

○各省の納銀額　現內閣成立後各省に於て中央政府へ納銀を承認せる額及已に北京財政部に送銀せる其實數は左の如しと、

浙江	二十萬元	全部送附濟
甘肅	十萬元	未送
陝西	十五萬元	未送
江西	八十萬元	內四十萬元送濟
山東	四十萬元	內二十萬元送濟
河南	三十萬元	未送
山西	四十萬元	內二十萬元送濟
江蘇	百萬元	未送

以上各省の負擔を承認せる額合計三百三十五萬元にして內百余萬元納付濟なり、（時報）

○中央の財政狀態　中央の財政は非常なる困難の狀を呈し各部の經費も完全に支給する能はず陸軍部の如きも從來の支給を支拂ひ得ず而して各部中の各官及び顧問諮議差遣委員等の前月分の俸給は今に發給し能はず司法部々員の俸給は司法省の名義を以て交通銀行より借出して給するが如き模樣なり而して將來全國の司法官の俸給は一切中央より支辨するの說あり若し果して實行さるゝに於ては財政部と司法部との交涉在べく是一大困難なるべしと、（北京日報）

○國務院財政會議　支那政府は幣制改革紙幣收回銀行制度整理賦課稅國庫の管理公債發行及び其他財政上の重要問題に關し曾て當路の識者を召集して討論せしめんとの目的にて特に國務院財政會議を組織したるが同會は去る十七日國務院內に於て第一次會議を開けり出席者は二十余名に及び先づ財政部より國幣制定法十三條施行法十一條理由七條を起草して該會議に附したるに其討論の結果僅かに字句を修正したるのみにして全部草案通り通過せしめたりとのことなるが今此の國幣法を聞くに銀貨は純銀六錢四分八厘(量)銅質七分二厘を以て一元銀貨とし之を貨幣の單位として副貨としては半元二角一角三種の銀貨及五分の白銀貨二分一分半分の銅貨並に二厘一厘の靑銅貨と爲すと、（神日）

○熊の暫行補救法　五國借款の一頓挫を來せる今日小借款の成立難しとせざるも抵當品に於て頗る嚴酷を極むる有樣なるが今や財政愈々逼迫せるを以て熊總理は大に焦慮しつゝあるもの、如く過日の總統府會議に其救濟方法を提議せる事あり、已に左の辨法を決定せりと云ふ、

一、各機關の公費及俸給を全部減少する事、

二、支出の各款は其緩急に從ひ制限を加ふる事、

三、各省より中央に送附すべき各款を詳細に調查し電報にて實行を命ずる事、

四、總て償還期に達せる外債は其延期方を各國公使に交涉する事、（時事新報）

○紐孟借款と政府　江蘇省にては頃者英商紐孟公司に向け一年の短期借款二百萬兩を契約せん事を中央政府に

電請したる所政府は舊年末内に交付せば其契約を許可せんも然らざれば許可せずと爲したりと、而して又四川省よりも其後に於て該公司と借款契約をなし度旨を中央政府に至せしも許されざりしと云ふ今聞く所によれば該紐孟公司は前年財政部と一百萬磅の借款を訂結し乍ら遂行する能はず終ひに契約の取消を爲したる事ありて近來四川湖北江蘇等の各地に於て借款契約を爲さんとする有樣なれば政府は大警戒しつゝありと云ふ、（時事新報）

○陳錦濤不日出發　駐英財政委員陳錦濤は未だ赴任せざる其原因は財政部より旅費を給せざりしにありしが陳は二十四日天津より上京し其旅費を受領せりと而して熊總理も亦一日も早く陳の赴任を望み居れるが要は陳の赴英して債券の銷路を調査して大借款進行に便ならしめんとするにあり因に陳は英國に赴く一切の用費三萬元を領したれば二月廿七日出發の途に就く筈、（北京日報）

金融

○統一紙幣の形式　北京政府が紙幣統一の爲め將に發行せんとする紙幣は曾て米國に註文印刷中なりしが此程既に米國等より送達し來れりとのことなるが今其形式を聞くに先づ百元紙幣は縱五寸橫六寸朱色にて上部に兩國々旗を交叉し中央に大總統の肖像を置き其兩側には一圓圈中に百員の二字を書し四隅にはアラビヤ數字には百字を記しあり尚ほ裏面には大總統の佈告を印刷しあり以下半元紙幣に至るまで此裏面は悉く同樣にて表面も其形式花紋配置は悉く同樣に券面の數字及大小色合等を異にせるのみなり卽はち五十元紙幣は縱四寸五分橫五寸五分黃色十元紙幣は縱四寸橫五寸藍色、五元紙幣は縱三寸五分橫四寸五分赤色二元紙幣は縱三寸橫四寸紅色一元紙幣は縱二寸八分橫三寸八分黑色半元紙幣は縱二寸五分橫三寸五分白色等なり（順天時報）

○國幣法公布期　國幣の改良は財政統一の効を收むる上に於て急務なるが前に梁司法總長主して國幣法草案を國務會議に提交し國務員全體の贊同を經たるが熊總理は本案に對し頗る愼重なる態度を執るものゝ如く更に總統府會議に付して決議を經たる後公布すべし爲せり。（順天時報）

實業

○列國支那放資額　近來世界の列國は競ふて中華民國に放資しつゝあるが最近の調査に據れば其金額概ね左の如し。

債權國	中央公債	地方公債
英國	三七四、五四三、二五〇圓	二三、三八〇、〇〇〇圓
獨國	二四〇、七六三、二五〇	一六、〇〇〇、〇〇〇
佛國	一四七、八三七、三六一	四、六二〇、〇〇〇
露國	一〇八、八三七、三六一	……

白國	二九、〇六六、六六六
米國	一六、〇〇〇、〇〇〇
日本	六九、六七〇、〇〇〇
其他	六四三、一五三、八四〇

	二一〇、〇〇〇
	三七、一八〇、〇〇〇
	二、四一〇、〇〇〇
	一二、八七〇、〇〇〇

（北京日報）

○鑛務監督區劃　支那鑛務監督署官制は已に草案を經たり內容は凡そ三十四ヶ條に分れ而して支那全國を左の八區に分てり

△第一區（官署を北京に設く）直隸、山東、山西、河南、△第二區（官署を長春に設く）奉天、吉林、黑龍江、△第三區（官署を江甯に設く）安徽、江蘇、浙江、△第四區（官署を長沙に設く）湖北、湖南、△第五區（官署を長安に設く）陝西、甘肅、新疆、△第六區（官署を萬禹に設く）廣東、廣西、福建、△第七區（官署を昆明に設く）四川（時報）

○滿洲移民の辨法　黎副總統は直隸、山東、河南、安徽、湖北五省に於ける滿洲移民規則十ヶ條を擬定し大總統に向け提出したりと云ふが大要左の如し

一、滿洲移住者にして單獨移住者は汽車汽船共に半額、一家族移住者は無賃とする事

二、開墾の器具及牛馬の購入費を貸與し五年後償還せしむ。

三、移住民の開墾の土地は三年間其稅稅を免ずる事

四、該移民に對しては政府は完全に保護すること（時報）

○山西の製糖熱　山西省農會は前きに各縣に甜茶の試種を提倡し且簡易製糖法を頒布して各縣農會に其奬勵を與へたるに昨年に至り確かに成効の見込ありとの情報着々到れるが省農會にては更に製法を刷新し詳細なる說明書を印刷に附して各縣頒布し製糖業の發展を促し居れり。（神州日報）

○荒地開墾の辨法　農商總長張謇は各省の國有荒地を開墾し以て歲入の增加を計らんとしつゝあるが何分にも之に因する一定の辨法なきを以て部下に命じ承墾國有邊荒條例三十ヶ條を編制せしめたりと云ふ而して近く政治會議に提交し通過の上は大總統をして公布せしむべしと云へり。（時報）

○日支合辨事業章程　北京政府は張奉天都督に日支合辨事業章程を送りたるが之に依れば滿洲及び支那各地に於ける農業製造業鑛山山林其他の實業は日支兩國人合辨にて經營し得る事となり其方法に付規定しありと是れ中國與業會社經營事業を目的とし定めたるものなるが如しと云ふ。（時事新報）

交通

○川漢鐵道起工　川漢鐵道の米國技師長が同鐵道總局に報告せし所に依れば同技師長より已に宜昌より萬縣に至る間の實測を行ひたるに已に前淸時代に於て四川の鐵道有限公司より之を開鑿せし所のもの少からず宜昌より約六

哩の間は已の完成し居るのみならず土工も亦大部分進行せし所あるを以て更に今日に於て之を繼續着手せば其工頗る容易なるべきにより來る陰暦の正月と共に愈々起工すべき見込みなり云々、又川漢鐵道の宜昌廣水線の獨逸技師により着手せらるゝことゝなり居るも前に宜昌附近の溜裕山を測量中鄉民の襲撃する所となり支那の測量技師一名が卽死し數名の負傷者を出したる爲め測量も一時中止の姿となり居れるも遠からず更に着手せらるべしと。（時事新報）

○鐵道外債額　交通總長が今次全國鐵道所借の外債を調査しめたる所に依れば大略左の如し。

京漢五百萬磅、京奉二百卅萬磅、粵漢六百萬磅、滬甯二百九十萬磅、滬杭百五十萬磅、安奉三十二萬磅、九廣百五十萬磅、吉長二百五十萬元、正太四千萬法、汴洛四千百萬法道清七十九萬五千六百磅、津浦八百萬磅（順天時報）

○支那の無線電信設置　北京政府は今回南北各地方に無線電信局設置を計畫し已に其地點は北方に在りては芝罘及天津に南方にありては南京及吳淞に決定せる由にて過日大總統は滬江蘇都督を經て吳淞砲臺駐紮陸軍第十五團々長吳昌植氏に吳淞に於ける設置地點の測量を命じ來りたれば吳團長は吳淞南石塘砲臺西南商船學校附近空地を候補地として已に測量設計を終へたりと。（北京日報）

○皖督と浦信支線　安徽都督倪嗣冲は中央政府に打電して合肥より正陽に至る淮河の流域は連年水災を受けつゝあるが正陽は本省に於ける貨物の集散地にて有望の土地なれば合肥を經出する浦信鐵道の完成と共に合肥より一支線を正陽に修築せば該地方の利益のみならず附近は之に依つて景氣を回復し一擧兩得ならんと爲せり。（神州日報）

西藏　蒙古

○西藏に關する英の要求　中英藏の代表者等はラサに於て會議を開くこと既に數月なるが今英國の主張する所として報せらるゝは左の七ヶ條なり。

一、西藏は完全なる自治權を得る事、而して支那は之に省制を布く能はず

二、中藏の諸問題は須らく印度政府の審判を待つべし

三、中國政府は駐藏大臣所領の軍隊を除く外西藏に軍隊を派遣駐在せしむるを得ず

四、英人及び印度人は西藏にては隨意に商業を營むの權ありて中國政府の干涉を受けず

五、英國專使の使臣は拉薩に常駐し又西藏の內政は印度政府之を監視す

六、英國使臣は中藏使臣の擧動を監督するを得

七、西藏と吐魯蒙の交界劃分に關しては若し不明の點あらば印度委員之を決定す（時報）

○中露交涉の準備會　露蒙協約の承認後に於ける中露の交涉案は今尙ほ終了せざるが大總統は近く國務院に於て之に關する正式會議を開催する豫定にて以て其方針を確定すべしと、而して已に大體の提案は國務院に提交せり

と云ふが左の如し。

一、劃界委員會を組織する事
二、蒙古の自治事項を協定する事
三、撤兵駐兵の各區域を妥協する事
四、駐蒙專使分派の辨法
五、護衞兵の編配辨法（神州日報）

○孫總長の對露要求條件　孫外交總長は中露協約に關し北京の露國公使を訪ひ左の如き條件を提出したるが

一、活佛の名稱を改むること
二、獨立の名目を取消す事
三、蒙古帝國の名義を廢止する事
四、庫倫活佛の中露協約に對する意見を發表する事
五、外蒙は民國の旗幟に改用する事
六、北京政府制定の宗教禮服を着用する事

之に對し露國公使は二三四の三ケ條は承認したるも其他は活佛の同意を得る必要あればとて後日回答すべしと爲せり。（神州日報）

○升允の建議　升允は此次庫倫政府の命を奉じ滿蒙各王公遊說の爲め南下し來れるが一面には東三省各處の馬賊を煽動し內應せしめんとの計畫をも立て居れりと云ふ而して今又聞く所によれば彼は活佛に向け左の件を建議したりと云ふ。

一、蒙古王公中共和を翊贊する者は皆重罪に處する事
二、何國の人民を問はず庫倫に在りて軍情を洩らす者は均しく死刑に處する事
三、庫倫に旅行する支那人に對しては均しく重稅を課する事
四、庫倫在留の露國商人を保護する事（時事新報）

法律命令

三年一月十一日　驗契條例（十七條）公布
　　契稅條例（十二條）公布
　　販賣烟酒特許牌照條例（十五條）公布
　　所得稅條例（二十七條）公布
　　造法機關設置ニ關スル命令
同　一月十三日　高等文官甄別委員會執行細則
　　公司保息條例（十八條）公布
　　公司條例（二百五十一條）公布
　　前淸時代舊商律廢止令
同　一月十四日　修正陸海軍勳章令第十條公布
同　一月十六日　財政官吏奬勵ニ關スル命令
　　督徵經徵分徵官解款足額奬勵條例（十條）公布
　　督徵經徵分徵官額外增加奬勵條例（十一條）公布
　　陸軍測量標條例（十二條）公布
同　一月十七日　文官甄別程序條例（十五條）公布
同　一月十九日　造幣廠官制（五條）公布
　　石家莊人禁禁止令
同　一月二十日　文官懲戒委員會編制令（十九條）公布
同　一月二十七日　造法機關ニ關スル訓令
　　約法組織條例（二十二條）公布
同　一月二十七日　地方官ニ飭シテ盜匪ヲ勦滅セシム
同　一月二十九日　約法會議議員選舉程序施行細則（十三條）公布
同　一月三十一日　考試各員受試官吏問門生夫子等習俗禁止令

敘任辭令

依願免職（一月十一日）
奉天財政司長　王毓煒
奉天財政司長　張翼廷
福建國稅廳籌備處長　朱照
內務會事　張譜、王守恂、曾維藩
署甘肅高等檢察廳檢察官　萬宗周、趙廷鈞
機事本職　察哈爾右翼總管　幹珠爾札普
待命（一月十二日）　甘肅教育司長　馬鄰翼
陝西民政長（高增爵病氣賜暇中）　臨時代理　宋聯奎
北京商稅徵收局々長　何棨
熱河國稅廳籌備分處長　陸鍾岱
贛南鎮守使署參謀長　李眞
待命（川邊經略使兼都督廢止ニ付キ一月十三日）　尹昌衡
川邊鎮守使　張毅
會辦福建事務　汪聲玲
熱河民政廳長　威朝瘐
兼任熱河軍政廳長　舒和鈞
上京待命　甘肅國稅廳籌備處長　樂守綱
兼署甘肅國稅廳籌備處長　王舍棠
正黃旗滿州都統（一月十五日）　江朝宗
鑲紅旗漢軍都統　奎芳
陸軍中將　殷鴻壽
內務部會事　王毓煒
福建審計分處長　龍人麟
兼任安徽審計分處長　胡思義
陸軍少將（一月十六日）　梁粵聯
國務院會事　劉棟麟
免職待命　廣東高等審判廳長　伍籍蓉
管理鑲紅旗事務（一月十七日）　那彥圖、江朝宗、鶴春
巴哈布、寶熙、治格
志錡、占鳳
陸軍少將　段芝茂
郭邦柱
全國水利局會事　諸宗元、嚴善坊
全國水利局技正　楊豹靈
海軍軍港司令（一月十八日）　林頌殷
農商部礦政局長　楊廷棟
依願免職（一月十九日）　山東交涉員　蔡序東
外交部特派山東交涉員　羅昌
陸軍少將　姜梅齡
淮安關監督　汪嘉棠
依願免職（一月二十日）　署直隸內務司長　史履晉
直隸內務司長　周紹昌
吉林國稅廳籌備處長　濮良至
陸軍第三師步隊第五旅々長　汪學髦
免職待命　左右翼牲稅徵收局長　王善荃
左右翼牲稅徵收局長　文錦
財政部會事　趙廷獻
東三省官銀號監理官　談國桓
山東都督府參謀長　王學彥
陸軍第三師步隊第五旅第九旅長　蕭耀南
陸軍第三師步隊第五旅第十團長　張學顏
察哈爾鑲紅旗總管　們都巴雅爾
中央高等文官懲戒委員會議ニ附シテ査辦セシム（一月二十一日）　江西民政長　汪瑞闓
代理江西民政長　戚揚

蕭　萐　何、龔光明
鄧承拔、吳德振
陸軍少將
傅人傑
陸軍少將銜
本官傳奪（一月二十二日）
高文貴
河南南陽鎮守使
吳慶桐
依願免職
署四川邊東觀察使
鮑　毅　傅
四川邊東觀察使、鮑　毅　張
王佐良
陸軍少將
陸榮榮
陸軍少將銜
阮忠桓
陸軍審監
王　燮
湖南陸軍會計審查分處長
唐　鎧
廣西陸軍會計審查分處長
許星璧
江蘇陸軍會計審查分處長
周金城
免本職
徐州鎮守使
高等文官甄別委員會委員（一月二十三日）
朱家寶、楊士琦
李盛鐸、汪鳳瀛
高等文官甄別委員會委員
周肇祥
陳渙弟、錢能訓
施　愚、夏壽康
袁思亮、榮　勳
余榮昌、陳　毅
陳慰鼎、項驤
吳乃璟、余紹宋
劉　蘭、龍建章
夏曾佑、陳　介
山東教育司長
雷光宇
依願免職
葉景莘
財政部技正
雲南鹽運使
沈致堅
上京待命（一月二十四日）

雲南鹽運使
蕭　堃
免兼職
津海關監督兼直隸交涉員
徐　沈
外交部特派直隸交涉員
王麟閣
兼任熱河權運局々長
陸鍾岱
四川都督府參謀長（一月二十五日）
林爌輝
督辦豫南勘匪事宜（一月二十六日）
趙　倜
全國水利局副總裁
依願免官
丁寶銓
陸軍中將
趙會鵬
陸軍少將銜
趙福源、劉躍龍
河南都督府參謀長
王汝勤
交通部僉事（一月二十七日）
葉瑞棻、任祖棻
內外火器警事務協全管理
查　芳
造幣總廠監督（一月二十八日）
吳鼎昌
陸軍少將
王得時、劉溫玉
陸軍少將二復職
申正邦
天津鎮守使署參謀長
李寬容
農商部參事（一月二十九日）
周家彥、孟昭常
劉　蘭、雷　奮
陸軍中將（一月三十日）
苑尚品
陸軍少將陸軍中將銜
鄭後彥
陸軍少將
閻慶璜
陸軍少將銜
顏得時、李庭瓦
署甘肅邊關觀察使
周務學
陸軍中將（一月三十一日）
劉　詢、關忠和
陸軍少將
陳正仁、明羽林
齊寶善、傅崇恩

前號要目

論說 列強と支那鐵道……一——七

資料 支那關稅問題……八——一二
上海株式取引所……一三——一六
太古洋行……一七——二二
大借款使途明細表……二三——二四

雜錄 中央政治會議……二五——三〇
支那總豫算修正案……三一——三五
支那の鹽稅統一……三六——三九
新開放市場……三九——四一

通信 漢口、湖南、甘肅通信……四二——四八

時報 支那最近時事數項……四九——六三

附錄 新定中央官制……一——六
支那大事記……一——九

支那 第四卷第二號

大正三年二月十三日印刷
大正三年二月十五日發行

東京市本鄉區駒込富士前町四十三番地
印刷者 山内嵩

東京市本所區番場町四番地
印刷所 平井登印刷所

東京市本所區番場町四番地
凸版印刷株式會社本所分工場

東京市赤坂區溜池町二番地
發行所 東亞同文會調查編纂部
電話新橋二二一七番 振替口座東京九七三〇番

東京市神田區表神保町
大賣捌所 東京堂書店

東京市京橋區尾張町二ノ二
同 東海堂

東京京橋區元數寄屋町三ノ七
同 北隆館

東京市赤坂區青山南町二ノ六五
廣告取次所 同文社

每月二回發行	定價	冊數	價
	一冊	二十錢	
	十二冊（半年分）	二圓二十五錢	
	二十四冊（一年分）	四圓五十錢	
	郵稅無料		

廣告料	特等 半頁	一等 半頁	一等 一頁	二等 半頁	二等 一頁
	三十圓	二十圓	十五圓	十圓	八圓

明治四五年七月十七日第三種郵便物認可
大正三年三月一日（毎月一日十五日發行）

支那

第五卷第五號

要目

論說
英佛の支那に於ける大活動……一——四

資料
支那關稅問題……五一——一六
上海株式取引所……一七——二〇
太古洋行……二一——七七
汴洛鐵道……二八——三〇

雜錄
中央政治會議……三一——三四
導淮水利事業……三五——三九
緬甸雲南鐵道……三九——四二
滿洲に於ける露國の事業……四三——四六
最近露支貿易……四六——四七
湖南通信……四八——五〇

時報
支那最近時事要項……五一——六〇

東亞同文會調查編纂部

本店 臺北

支店及出張所

臺灣内地 基隆 淡水 新竹 臺中 嘉義 臺南 打狗 宜蘭 阿緱 花蓮港 澎湖島

南洋支那及内地 上海 廣東 九江 福州 厦門 汕頭 香港 新嘉坡 神戸 大阪 東京

株式會社

臺灣銀行

支那南洋並臺灣各地向爲替、荷爲替、代金取立

其他銀行一般ノ業務御便利ニ御取扱申候

東京市日本橋區吳服町一番地

東京支店

支配人 山成喬六

正價金三圓三拾錢
郵稅 內地金二拾錢 臺、樺金四拾錢 朝、支金五拾錢

最新 支那大地理

西山榮久著

洋裝菊判全一冊
壹千四百五十有餘頁

最新刊

支那は世界の寶庫なり內は沃野無邊、天產滿地、外は港灣整整、河川縱橫よく之を利用する者にして始めて此富を獲得するを得べし、然も支那は世界の迷宮なり言語多樣。風俗不同、交通亦至難の地多くして其眞相を窺知するに難く之を開くべき鍵鑰なければ終に何事をも爲すべからず、而して本書は實に此要求を充すべき唯一の指導者なり、著者西山先生は數年前安慶高等師範學堂に職を奉じ傍ら支那地理の研鑽に腐心し彼地に留る十有餘年親しく全土を踏査し、及東西の諸書亦悉く涉獵して新に此書を完成す、豈机上編纂の書と同日に談ずべけんや、見よ支那本部、滿、蒙、新疆、西藏、青海各地に於ける政治、財政、軍制、外交、交通、產業、言語、宗教、教育は勿論、面積、地質、地勢、氣候、動植鑛物、港灣、朔沙の狀態まで一切の事項の如何に明瞭に且つ適確に解說せられたるかを殊に

寫眞插畫 一百有餘、別に 各省府州縣表（歐米發音付）
支那地名索引 三百餘頁 其外 雜項索引 二拾餘頁

等の索引を付したれば支那に關する諸般の問題は一として本書に依りて解せられざるなき也されど地圖の助なくして地理を究めんとするは倘磁石なくして航路を案するが如し之妹姉篇として現世の

支那分省圖

四六倍判全一冊
正價金壹圓五拾錢
郵稅內地金八錢

のある所以なり、兩々相對峙して迷宮支那の眞相を明かにするを得べきのみならず之を單獨に地圖のみ使用するも明瞭詳細恐くは掌上を指すの思あらん、今や東洋の天多事なるの秋、希くば官署、學校、は勿論此の寶庫なる支那に向て發展せんとする政事家、實業家、教育家幷に地理歷史家諸賢に於ても是非一本を備へられんことを

發行所 東日本橋 大倉書店 振二替三東八京

大正三年三月一日發行「支那」第五卷第五號

目

口繪　導淮水利事業豫定計劃圖

論說

英佛の支那に於ける大活動……一——四

資料

支那關稅問題(下)……三　塚　生　五——一六

上海株式取引所(四)……一七——二〇

太古洋行(四)……二一——二七

滇洛鐵道(一)……二八——三〇

雜錄

目次

中央政治會議(四)……三一——三四
導淮水利事業(中)……三五——三九
英國の要求せる緬甸雲南鐵道(下)……三九——四二
一九一三年中滿洲に於ける露國の事業……四三——四六
最近露支貿易……四六——四七
湖南通信……四八——五〇

時報

五一——六〇
(政治)大總統の權限——約法會議開會期——籌備約法會議事務處官制——公民黨の現狀——進步黨と內閣問題——大總統と三院——海關洋員の服則——八旗生計案——常關の整頓——法律編查會設立——巡西鎭守使裁撤
(軍事)軍事統一案——武漢守備現狀——軍事會議と白狼
(外交)革命損害賠償問題——漢口居留地擴張案——露國撤兵實行
(金融財政)新發貨幣交換法——各省發行の紙幣——幣制借款頓挫原因——通行稅草案の內容
(借款)幣制借款の昨今——八篏公債の交涉——內外債整理方法——英國と庚子賠償金
(實業)招商局擴張計畫——上海織物商の收益——蒙古石綿の開採
(交通)周總長の陳情——郵便會議に加入——五路聯合會
(蒙古西藏)籌邊計畫の大綱——滿蒙移民實行——藏兵の侵入
(法律命令)
敍任辭令)

寶丹爲東亞名藥銷路最廣久已海外馳名凡居家旅行舟車宴會一日不可少之良藥也近有賣藥之人或假冒寶丹或用類似丸藥實屬關係非淺賜顧諸君認明東京市池之端仲町二十七號所有地守田治兵衛字樣方不致悞

寶丹功効如下

中暑　霍亂　痧症　痢疾　疝氣
吐瀉　傷食　傷水　食癪　癖氣
眩暈　頭痛　傷酒　心痛　腹痛
蟲咬　暈船　暈車　一切等症立効如神

日本東京下谷區池之端仲町二十七號所有地　**守田治兵衛**

南洋群島
中國各省　**各藥房皆有寄售**
朝鮮各埠

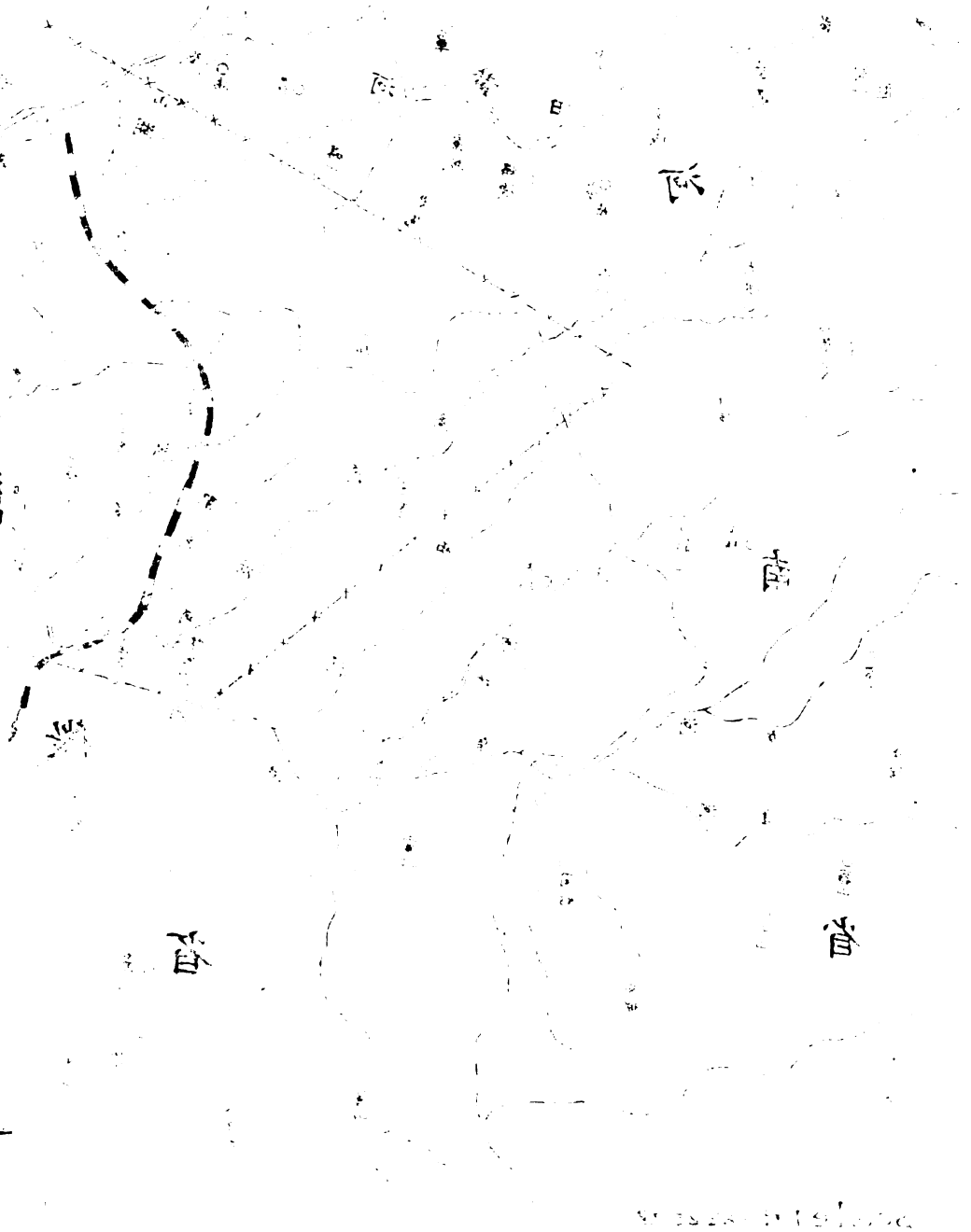

大正三年三月一日

第五卷第五號

論說

英佛の支那に於ける大活動

一

昨年九月二十六日英國の提議に基き、五國財團より經濟借款を除外せしより、資本の豐富なる英佛二國は支那政府の財政窮乏なるに乘じ、目醒しき活動を爲すならんと豫期せられたりしが、爾後數月啻として聲なかりしも、本年二月中旬に及び豫期の如き大活動開始せられたり、英國は先づ「ポーリング」會社の名に依り、沙市より興義に至る本支線七百六十哩の鐵道借款に成功し、尋て佛國は四國財團の名に依り、襄州より成都に達する七百二十四哩の鐵道を攫得し未だ旬日ならず佛國は北海より南寧雲南を經て重慶に及ぶ一千一百餘哩の大鐵道布設の承認を受け、英國も亦南京より南昌を經て長沙に至り、遂に緬甸延長鐵道に連絡すべき大鐵道を要求したり、今後英佛二國の要求し成功すべき鐵道鮮少ならざるべく、若し彼等が既往に於て獲得したる鐵道を加算すれば、支那全國の樞要なる交通路を壟斷するに足るべし。

二

英佛二國が支那利權攫得に關し眞に單獨にて活動しつゝあるか、將た協同して活動しつゝあるかは疑問にして、其間大秘密の伏在するあり、容易に門外漢の窺知を許さゞるも、英佛從來の行懸りと、其獲得せる鐵道線路より判斷するに陽に單獨行動を裝ひ、陰に協同行動を採りつゝあるものと觀測せらる、英佛二國が四川雲南廣西方面に於ける利權の競爭に疲れ、トラストに倣ひ英佛シンヂゲート即ち中央支那鐵道組合なるものを組織し、『支那に於ける鑛山、森林、鐵道、運河、電信、電話、電燈、水道等有ゆる利權に關し、其既に得たると未だ得ざるとを問はず、總て合同出資經營し、組合內の一團の得たる利權は之を組合全體に均分すべく、組合內に於ては利權の競爭を禁止すると同時に、組合外のものゝ利權獲得に對しては協同して之を防遏すべしとの秘密規約を締結し、支那利權の獲得に從事したりしが、種々なる事情に基き獨米を加入せしめ、四國財團と爲り日露を加入せしめ六國財團と爲り、英佛二國のみにて利權を壟斷すべしとの趣旨に變更を來たしたるも、尙ほ當初の規約を遵守したりしが、五國財團より經濟借欵を除外するに及び、五國財團は單純なる政治借欵財團と爲り、英佛シンヂゲートは茲に復活するの機會を得たり、英佛シンヂゲートが復活したりとせば、英佛人が如何なる名義を以て支那利權を獲得したりとするも、英佛シンヂゲートの關係せるものと看做して可なるべし、英佛シンヂゲートは英佛の有力なる資本家を網羅し、該資本家以外に巨額の借欵を引受くるものあらざればなり、又二月中旬以降英佛二國人の獲得したる鐵道線路を觀るに、英の沙市興義鐵道は佛の北海雲南鐵道と連絡せざれば其用を爲さず、佛の雲南重慶鐵道は英の數年間大金を投じ測量したるものにして、英の承認なければ到底肆に之を布設する能はず、雲南南寧鐵道は曩に獨逸人の獲得したるものにして、之を破棄し改めて佛國人の所有と爲さんこと容易ならざるものと謂ふべく、英佛二國協同運動の結果能く其功を奏したるものたらざるを得ず、去れば五國財團より經濟借欵を除外して以來英佛二國が協同し支那利權の獲得に從事しつゝありと看做し大過なかるべし。

三

英佛二國が如何に資本豐富なるも、支那利權の攫得に關し競爭せんか、龍攘虎搏一大壯觀を呈するに相違なきも、損傷を被むること多く成功すること鮮なかるべし、然るに彼等は他國の支那放資の爲め彼等市場に於て募債することを妨げ、豐富なる資本を利用し協同して支那利權の攫得に從事することなれば、彼等の攫得し得べき利權の莫大なることは想像するに難からず、試みに彼等の攫得せる鐵道借欵を表示すれば左の如し。

	哩數	備考
京奉	五七二	英
道清	九四	英
滬寧	一九三	英
廣九	一一一	英
滬杭甬	二二二	英
津浦（浦口山東境界）	二三六	英

粵漢	八四八	英		
浦信	三五〇	英		
沙市興義	七六〇	英		
八萬雲南	四九一	英		
南京長沙	七七四	英		
計	四、五五一			
海蘭	一、〇九〇	佛		
同成	九六五	佛		
正太	一五五	佛		
滇越	二九三	佛		
越桂	五〇	佛		
漢川（襄州成都間）	七二四	佛（四國銀行團中佛國の受持分）		
北海雲南重慶	一、一九〇	佛		
計	四、四六七	佛		
京漢	八二四	英佛協同名義		
計	九、八四二			

此表に據れば英國の名義にて獲得せるもの四千五百五十一哩、佛國の名義にて獲得せるもの四千四百六十七哩、英佛二國の名義にて獲得せるもの八百二十四哩、合計九千八百四十二哩に達し、其鐵道網は福建と山東を除き、十六省羅布し支那全國の樞要なる鐵道幹支線は悉く二國の手に落ちたり、其內最も重要なるは左の五大線なりとす、

一、緬甸上海線（英）

八萬雲南	四九一	
雲南常德	八七〇	
常德長沙南京	八七九	
南京上海	一九三	
計	二、四三三	

二、香港奉天線（英）

九龍廣東	一一	
廣東漢口	七四〇	
漢口北京	八二四	
北京奉天	五二二	
計	二、一九七	

三、海防成都大同線（佛）

海防老開	三九〇米突	
老開雲南	四六五米突（五三五）	
雲南重慶	七七〇哩	
重慶成都	三九四	
成都大同	九六五	
計	二、六六四	

四、北海成都大同線（佛）

五、蘭州海門（佛）	二、五四九	
	一、〇九〇	

右表の如く英國は緬甸より雲南、貴州、湖南、江西、安徽、江蘇、六省を過ぎ、楊子江の咽喉たる上海に達する支那東西橫貫線と、香港より廣東、湖南、湖北、河南、直隸、盛京の六省を經て、滿洲の中心たる奉天に至る支那南北縱斷線を有することゝ爲りたるを以て、英國人が支那の中心より緬甸印度を經て歐洲に連絡する世界交通鐵道を、布設せんとの宿望を成就すべき端緒を得たるのみならず、彼等の支那經營の策源地たる上海香港に據り支那經濟を左右せんとの雄圖を實現するに便なるを得たり、又佛蘭西は東京の名港海防又は東京灣の良津北海より、廣東、廣西、雲南、貴州、四川、陝西、山西の七省を貫き大同府に達する線と西部支那の重鎭蘭州より、甘肅、陝西、河南、江蘇の四省を橫ぎり、楊子江の關門たる海門に至る線を有することゝなりたるを以て、前の外務大臣アノトー氏が代議院に於て、『佛國は終始二個の目的を有す、一は東京の鞏固と平和を維持すること、二は東京と相接する支那境上より、漸次該帝國の中央に向ひ我商業及勢力の平和的進行を爲すこと是なり』と演說せる趣旨を貫徹し得るのみならず、新に楊子江の關門に支那經營の策源地を發見し、之に據り支那中原に雄飛する機會を得たり、是は全く英佛二國が互に競爭を避け、協同一致の行動に出でたるの結果に過ぎざるに依り、今後彼等は益々團結を鞏固にし、利權の獲得に從事することゝ爲るべく、而も何人も之を抑制することを能はざる

べければ、彼等は縱橫自在に濶歩することなるべし、

四

英佛二國が協同して支那利權攫得に從事するの結果如何は重大なる問題にして、吾人の到底忽諸に付する能はざる者たらずんばあらず、其解釋如何に依りては支那の亡國を馴致すべしと論斷し得らるゝならんと思はるゝも、勉めて淡懷に之を解釋せんが、英佛二國は支那を分割するの意思なく、反つて其保全を欲するものにして鐵道借款に奔走するは其所謂勢力範圍なるものを維持擴張せんとの希望より出づるならんも、主として鐵道放資より生ずる利益を獲得し鐵道布設に依り沿道に商工業の勢力を扶植せんとするものなるに過ぎず、彼等の獲得せりと稱せらるゝ、鐵道は山東、東淸、二鐵道の如くフルコンセッションにあらずして借款なれば、支那の財政餘裕を生ずるに至れば漸次之を償還し得るものとす、利權回收熱に罹れる支那政府が、英佛二國と鐵道借款契約を締結して怪しまざるものは、鐵道借款てふ名義により若干の金額を收得し、窮乏せる財政を承繼せんすること一原因なるに相違なきも、亦歲入を增加せんとするには外資により鐵道を布設し、產業を發達せしむるに如くなしと悟りたるに依る、鐵道布設の爲め支那の產業非常に發達し、一八九四年の貿易額は一億四千二百萬兩なりしに、一八九三年には二億六千七百九十萬兩に進み、一九〇三年には更に五億四千一百萬兩に上り、一九一〇年には遂に八億四千三百萬兩に達し、支那貿易年毎に非常に進歩し、國富增進しつゝあれば、歲入を增加し借款を償還すること必ずしも難からず、加ふるに貿易產業の發展と共に鐵道收入增加し、光緒三十三年に於ける鐵道總收入一千四百六十七萬八千兩に對し、總支出（營業費鐵道公債元利償還等）一千九百六十八萬兩、差引缺損五百十餘萬兩なりしが、一昨年度は總收入四千五百二十五萬八千元に對し總支出三千四百三十二萬五千元、差引剩餘一千九十三萬三千元と爲り、今後益々剩餘多かるべきこと寸毫の疑ひなければ鐵道剩餘金丈にても裕に借款を淸還するに足るべし、殊に我邦人は外國人に比し支那內地に出入して經營すること巧妙自在にして、外國鐵道の支那內地に延長せらるゝ毎に邦人の事業益々發展し、現に東淸鐵道の沿線日本人を見ざる所なく、山東鐵道に依り運搬せらる日本商品は獨逸商品よりも多し、一朝英佛二國が其獲得せる鐵道布設工事に從事せんか、借款の三分の一乃至二分の一は土地の買入職工賃銀として支拂はれ數億の銀資支那內地に放下せらるゝの結果、其購買力增進し本邦商品の需要俄かに增加すべし、從つて英佛二國の支那鐵道獲得は支那に害あらざるのみならず、日支兩國を稗益すること鮮少にあらざるべし、然れども支那の前途を臆念するに、風雲暗憺にして斯の如き樂觀を許すべきや否や動もすれば鐵道布設線路は勢力範圍に一變し、他國の鼾睡を容さざるに至らんとする憂あり、吾人は飽でも友邦と協力し支那の分割を防ぐは勿論、支那の主權を傷ふべき外國鐵道の布設を許すべからず、又勗めて門戶開放機會均當主義に遵ひて外國鐵道布設範圍內に於て自由事業に從事することを得べき按排を爲さざるべからず、從つて英佛二國も亦吾人と一致し、必ず吾人の希望を空ふせざること信じて疑ひなかるべし、若し然らずんば目下支那利權の獲得に汲々たる英佛二國は支那分割の端を啓く罪首たるの責を免れざる也。（吟風）

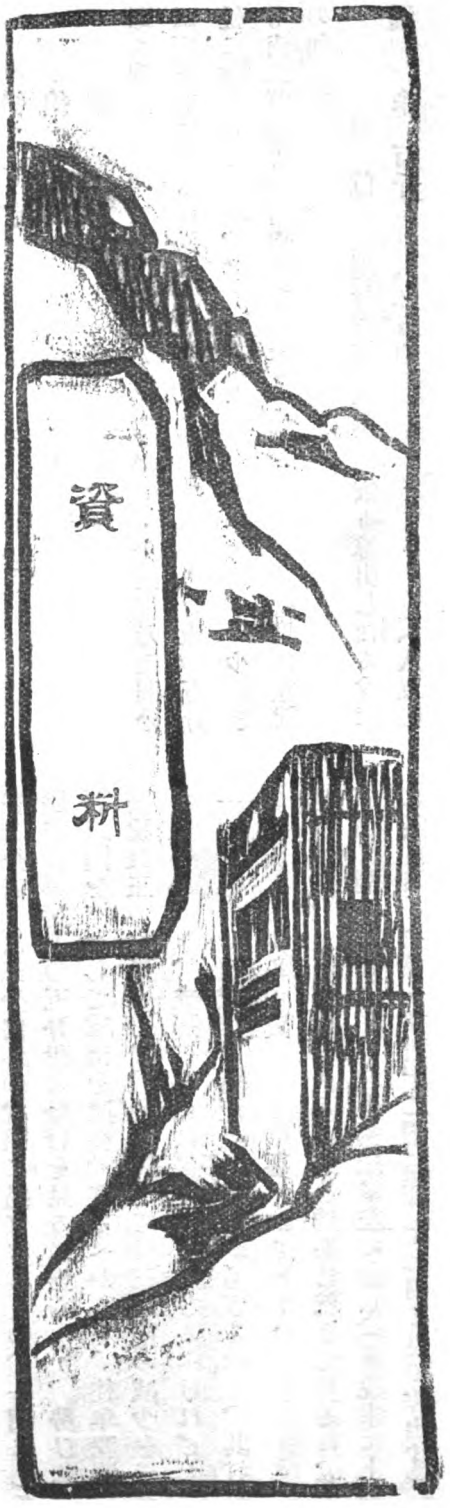

支那關稅問題（下）

三塚生

ハ、本邦紡績の打撃

支那政府の列國に對する關稅改正の提議は、現在の貨物價格は現行稅則制定當時に比し騰貴したれば、當時の從量稅換算の基礎價格は有名無實となり、所謂事實上の五分稅に當らざるを以て、此換算價格を改正し原約の趣旨に適合せしめむとするにあるは前述の如し、蓋し現行の價格標準は千八百九十七年乃至三箇年間に於ける積卸貨物の平均價格を取り、之を基礎として五分稅額を算出し、以て從量稅の單位に定めたるものなれば、今日の實際に適合せざるは勿論なり、今現行稅率を五分にて還元し、其原價（即ち從量稅換算の基礎價格）を求め、而して之に對する時價と相照するに左の如し。

單位	現行稅率に依る還元原價	時價
綿糸 百斤	、九五〇（海關兩） 一九、〇〇〇（海關兩）	三七、〇〇〇（海關兩）
綿布類		
ドリル 一反	、一二五 二、五〇〇	三、四七八
シーチング 一反	、一二〇 二、四〇〇	三、五二八
天竺布 一反	、〇七〇 一、四〇〇	一、五三〇
綿縮 一碼	從價五分	、九九〇
被面布 一枚	同 海關評價、三五〇	、三三二

綿帆布　一碼　、〇一〇　、二〇〇　、三〇六
綿糸布　同　一反從價五分　、一、二〇〇
絲布糸光師　同　一、一五〇
綿風通類似品　一、三〇〇
玉糸、糸光師　二、三六〇
タヲル　一打　從價五分　海關評價、四六三　、九一三
綿ネル　一反　、一三〇　二、六〇〇　三、九五〇
綿毛布　、〇三〇　、六〇〇　、八七三

備考　時價は上海に於けるものなり

之に依るときは、實際相場に對する現行稅率は左の如し。

綿糸　從價　二分六厘

綿布類

ドリル　同　三分三厘
シーチング　同　三分四厘
天笠布　同　四分四厘三毛
綿帆布　同　三分二厘七毛
綿ネル　同　三分三厘
綿毛布　同　三分五厘

即ち綿糸は從價二分六厘、綿布類は從價三分三厘乃至四分四厘三毛に當るに過ぎず、從つて此等を悉く事實上の五分稅に改むるときは、多くは三倍以上の增率となり、少なきも尙二割內外の增率となるべき道理にして、其結果は左記の如くなるべし、

單位　現行稅率　時價に依り算出したる稅率（海關兩）

疋　綿糸　百斤　、九五〇　一、八五〇

綿布類

ドリル一反　、一二五　、一七三九
シーチング一反　、一二〇　、一七六四
天笠布一反　、〇七〇　、〇七六五
綿帆布一碼　、〇一〇　、〇一五三
綿ネル一反　、一三〇　、一九七五
綿毛布一枝　、〇三〇　、〇四三六五

之に依るときは、現實從價五分の改正と雖も、其結果に於ては莫大なる增稅となる勘定にして、稅率の引上と何等異なる所なかるべし、今本邦綿糸及綿布類の對支輸出額を見るに、大正二年七月迄の累計は左の如し。

綿糸　二二、九九四、三八〇圓
綿布類　六、〇九〇、六七二圓

之に對し前述の如き稅金の增徵は、如何なる程度の影響を及ぼすや豫測するの限りにあらずと雖も、綿糸布の如き現在二分若くは三分內外の稅額に過ぎざるもの、一朝にして嚴密に事實上の五分稅の勵行を見るに至らんか、勢ひ其需要範圍を縮少して輸出を減少せざるべからず、往年我國が關稅改正の結果として、品に依りては三四割の減少を示せるものありき、支那の場合は自ら之と異なるべけれども、一割內外の輸出減退は所詮免かるべからざるべく、其打擊の甚大なる更めて贅言するの要なかるべし。

更に右の內最も打擊の大なるべき綿糸に就きて見るに、其一坦に對する課稅率の新舊對照は左の如し、（新稅率は上海に於ける綿糸價一梱百十二兩一坦三十七兩と見て算出す）

他港へ輸送の場合(上海經由)

	現行關稅	關稅改正後
輸入稅	海関両、九五〇	海関両、八五〇
黃浦口保修稅及碼頭稅	、〇四七五	、〇九二五
(兩稅にて本稅九匁五分の五分)		
子口半稅	、四七五	、九二五
(追加日清通商航海條約の抵代稅にして本稅九匁五分の半額即原價十九兩の二分五厘)		
計	一、四七二五	二、八六七五

內地へ輸送の場合(上海經由)

	現行關稅	關稅改正後
輸入稅	海関両、九五〇	海関両、一、八五〇
黃浦口保修稅及碼頭稅	、〇四七五	、〇九二五
(兩稅にて本稅九匁五分の五分)		
釐金稅	、三一八六	、三一八六
計	一、三一六一	二、二六一一

之に依るときは本邦綿糸に對する課稅額は、上海經由他港へ輸送の場合に於て、每百斤一兩三分九厘五毛、上海經由內地へ輸送の場合にて每百斤九匁四厘五毛の增加を來す事となるべし、然しながら本邦綿糸即外國綿糸輸入稅の引上は、決して無條件なるものにあらず、即ちマッケー條約(英清改訂條約)第八條第九項第一目に曰く、

> 清國に於て機械により製造せらるゝ綿糸及綿布に對しては、開港地に於て外國人によりて製造せらるゝと、開港地以外に於て清國人によりて製造せらるゝとを問はず、千九百一年の議定書に規定せる輸入稅の倍額に相當する稅金を賦課す、

即ち輸入稅を五分とすれば、支那內地製造品は一割の課稅をなすべき事となり居れり。

茲に疑問とすべきは「千九百一年の議定書に規定せる輸入稅」にして、此輸入稅は根本原則たる從價五分なるや、將又之に依り算定せし從量稅なるや如何にあり前者にありとすれば今次の關稅改正實行せらるゝも、日本綿糸負擔額の倍加するに反し、支那綿糸の負擔は依然舊に依り一も增加するものなかるべし、若し後者にありとすれば、日本綿糸の增稅は即ち支那綿糸の增稅となるべし。

此規定の存する以上、外國綿糸は常に支那綿糸に對して、優秀の地位を占め得べき筈なるが、恁は一の理論に過ぎず、實際に於て支那綿糸に對し此規定の實行頗る不充分にして往々脫稅を免かれざる狀態にあるのみならず、一方に於ては左の如き特典を與へ居るなり、即マッケー條約第八

九項第三回に曰く、

清國にて機械製造の綿糸又は綿布に對する製造稅は、海關に於て之を徵收し、右稅金を納入したる上は、輸出稅附加稅沿海貿易稅並に鎖場稅を賦課せらるゝことなし、

即製造稅を納入したる支那綿糸は、此規定に依り輸出稅輸出附加稅沿海貿易稅、並に鎖場稅の賦課を免かるゝ筈にして、此規定は實行遺憾なしと云へば、旁々前第一目の効力頗る疑はしきものあるを感知せざるべからず、今日支兩綿糸負擔の輕重を比較すれは左の如し、

上海輸入の場合

	日本綿糸	支那綿糸
輸入稅一梱	二、九四五（海關兩）	二、一〇〇（海關兩）
（綿糸の輸入稅は毎斤海關兩九分五分にして百斤の評價十九兩に對する從量稅なるも本邦綿糸は重量特に重しとして一梱三百十斤此評價海關兩五十八兩九分として算出せらる）		
黃浦口保修稅及碼頭稅	、一四七二五	、一〇五
（本邦綿糸支那綿糸共に本稅の五分）		
計	三、〇九二二五	二、二〇五

即ち支那綿糸は本邦綿糸に比し八分八分七厘二毛五糸の差益あり、更に內地輸送の場合は、本邦綿糸は右の輸入稅黃浦口保修稅並に碼頭稅合計三兩九分二厘二毛五糸に加ふるに、釐金稅九分八分七厘六毛六糸を以てし、總計四兩七分九厘九毛一糸を負擔するに比し、支那綿糸は右の製造稅黃浦口保修稅並に碼頭稅合計二兩二分五厘の稅金を負擔するのみにして、釐金稅を免除せられ、結局支那綿糸は一兩八分七分四厘九毛一糸の差益あり、若し支那綿糸にして海關を經由せずして內地へ輸送の場合は、釐金稅一兩四分七分八厘一毛を負擔するのみにして、製造稅を免除せらる、二兩六分一厘九毛一糸の差益あり、（因に云ふ本邦綿糸にして上海輸入後內地輸送の場合二省以上を通過するものは、子口半稅即抵代稅として輸入稅の半額一梱一兩四分七分二厘五毛を海關に支拂ひ釐金稅を免除せらる）、要するに綿糸に關する彼我負擔の公平を期するマッケー條約の規定は、實効疑しきものなり、

加之支那綿糸は斯の如き稅金の點に於ける差益ある外、官營の紡績業に對しては稅金免除の特典あり、即ちマッケー條約第八條第九項の末目に曰く、

湖北省漢陽及大冶鐵工場其の他現存の官辦にして、從來其の製產品の無稅たりしもの、又は今後建設せらるべき機器局官設船渠其の他の官業より製出するものに對して、前記の規定を適用せず、

現時此特典に浴し居る工場は、光緒十九年湖廣總督張之洞の設立に係る武昌の繰布紡紗二局に過ぎざるが、支那政府の保護政策實施と共に此種工場の增加を見るに至るべし依之觀之今次の關稅改正が假令事實上の五分稅を勵行する

にありと雖も、本邦紡績業に取り大なる打撃にして、唯殘る問題は彼我紡績業の優劣及生產費の多少如何にあり、彼我紡績業の優劣に就きては前章略述したれば、茲には支那紡績業の缺點のみを掲ぐべし、

支那紡績業の缺點

一混棉の不得法　混棉は紡績業者の最要の事なり、各棉花の長を取れば紡績質甚だ良好となり、資本亦た之れに依り節約するを得べく、世界各國の紡績業者は此事に關し極力研究せざるは無きに、支那當業者は之に注意するもの甚だ少なく、其種類を問はずして皆一樣なるが故に精紡機の速度毎分僅に六千餘回にして、節斷するもの甚だ多し、且つ精紡機の管を換ふるとき、機械を動止する時間過大にして、毎日一定の出貨尙歐洲の十分の六、日本の十分の七に及ばず、且撚度過强にして强力甚だ少し、

一原棉の不自由　原料外國棉花は輸入稅を賦課せらる、又支那棉も毎年九月上市翌年二三月頃に至れば、在荷拂底するを以て、原棉の買付に際しては約半箇年に涉る原棉を買入貯藏し置かざるべからず、

一技術の拙劣　世界各國紡績業者は其機械の全力を働かさずと雖も、尙約十分の九を運轉せるに、支那は僅かに十分の六七過ぎず、然かも常に機械にのみ依頼して人力を盡くさず、其地質氣溫に注意することなく、從つて製品の成績不良なり、

一外國技師の無責任　支那の各紡績業者は、多くは專任技師を聘せず、而して技師の事は專ら外國を恃む、此等兼任技師毎日工場に至る僅かに一二回に過ぎずして、其業の發達隆盛を期するの誠意なく、無責任なること甚だしく、毎月高給の俸給を貪るに過ぎず、

一經營法の暗黑　外國紡績工場は之を經理工務の二部に分つ、經理部長は概して皆實業の經驗に富む人にして、棉花を購入し製作品を販賣することに就き遺憾なきも、支那紡績業者は之に反して其責任を負ふものなく、且つ毫も豫算なく棉花の購入製作品の販賣に就き、之が調査を先にせず、外國紡績業者は市價變動の情形を案じて巧に處置するも、支那紡績業は此等の能力を欠く、

一職工　教育あるもの甚だ少し、自己の姓名すら辨ずる能はず、況んや機械の操縱法に於てをや、惰怠性をなせり、女工は足小さくして運動遲鈍紡錘の操縱を怠り、機械の功用を損失すること大なり、又綿糸を偸むものあり、女工は一時間に就き二十分の久しき間休憩す、

斯の如く支那紡績は本邦紡績に比し、概して舊式不完全なるを免かれざるも、一昨年來の好況は各社共に機械の修繕管理法の改善に留意するに至らしめ、今や上海紡績會社中裕源裕通を除き他は面目を一新せり、職工の缺點容易に改善するを得ざるも、其員數豐富にして、本邦に於ては職工の募集費に十餘萬圓を投せざる可からざるも、支那にては其必要なしと云ふ、要之太系の紡出に對しては、支那紡績業は本邦紡績業に優るものありと見ざるべからず、且つ日支兩國紡績生產費の比較計算は左記の如く、十四手紡出に當り、支那棉五割以上を使用するとすれば、支那紡績は常

に本邦紡績よりも有利なり、

日信洋行上海支店調査

米棉ミッドリング	百斤	十六圓	
印度棉	同	十二圓	
支那棉	同	十圓	

と假定して、日支兩國紡績の生産費を比較すれば左の如し、

（一）本邦紡績　三百五十斤の原棉を以て三百斤の棉糸を紡出す、

Mid	10%	@¥ 36 =		¥ 3,60
印度及支那棉	90%	@¥ 32 =		¥ 28,80
			¥	32,40
¥ 32,40 × 3,50 =			¥	113,40
一梱の工賃			¥	14,00
引渡迄の倉敷金利保險料及波止場の汽車賃			¥	0,80
上海迄の運賃及保險料其他積込費			¥	1,30
口錢			¥	1,00
			¥	130,50
¥ 130,50 @E × 72 =			S.Tls	93,99 (c.i.f. S'hai)
輸入稅倉敷料及金利				4,00
上海倉庫渡原價			S.Tls	97,96

（二）支那紡績

一印米棉の運賃は日本支那も同一として

二外國棉の輸入稅は百斤に付、六分附加稅其他を加へて七分五厘を要す、

三支那棉花は本邦相場より上海相場は平均二圓方安きものとす、

混棉の割合	米國棉	10% @ Tls 26,67 =	Tls 2,667
	印度棉	10% @ Tls 23,79 =	Tls 2,379
	支那棉	80% @ Tls 21,60 =	Tls 17,280
			Tls 32,326
Tls 22,326 × 350斤 =			Tls 78,141
一梱の工賃		Tls 10,800	
荷造及輸出稅		Tls 3,000	
		Tls 91,941	
本邦綿糸との相場差		Tls 3,000	
		94,941	
		Tls 97,960	
	—	Tls 94,941	
		Tls 3,019	有利なり

即現今需要最も多き太糸の生産は本邦紡績業は支那紡績に及び難し況んや關稅增加の曉に於てをや

上海株式取引所（四）

第二節　賣買證券の市場提供

第一株式會社に於て其の株券を市場に提供して賣買に付せんと欲せば、先づ其の手續として發行者又は引受人より取引所規則により相當書類を取引所に提出するものとす、然る時は取引所に於て、其の會社及び株券に付て審査し、而して其會社が詐欺の會社たるの事實及び傾向なければ、大体に於て之を許可するものとす、而して其の募集狀況をも鑑査して、之が總資本金額の半額以上に相當するを要すべく、又少くも其の三分の二を一般公衆に無條件にて分配するものたるべし、之即ち一定期間讓渡を禁ずる等の條件を附するを防ぐの意に出でたるものなり、且又募集總金額の一割以上を既に拂込み終らしめたるものなることを要す、而して又定款に於て役員が會社の財産を以て、其の同會社の株券を買入るゝことを禁ずるの規定ある會社たることを要す、

株券發行者の約束規定等を破ることある株券は、絶對に賣買市場に提出するを許可せざるものとす、例へば利子を其期間に支拂はざるものゝ如き之れなり、株式會社にして、其の會社負債償却の目的を以て發行したる株券の如きも亦一定期間市場賣買を許さず、

以上の各項に該當せるものは、市場に於て一週間掲示して一般委員間に相當の顧慮の余地を與へ、而して後委員會に提出して之に對する決議を俟ちて許否を決定す、

第二申込料、會社は新に其株券の賣買を申込むときは、之に對し其申込料として、最初に七十五兩を取引所に納付するを要す、

第三、其の許可を與へたる株式に付ては、取引所帳簿に登錄する事を要す、若し詐僞の陳述を以て登錄を受けたるものは、其會社役員をして賣買より起る各種の責に任せし

むるなり、

目下取引所備付の帳簿に登錄せる會社株式は前號記載せる本取扱賣買證券の種類の下に列擧せるもの之なり、

新設會社の賣買市場への提出及登錄規定

上海株式取引所は、其の組織が仲買相互の組合によりてなれるを以て、最も信用に重きを置き、以て市場提出會社の位置に關し、並に其新設會社の相場掲載に、又其假株券・假證券に對し、一般確實に賣買客に對し保證を與へ、以て一般賣買客に對しては、其の利益に付出來得る限りの保護を與ふるを以て、新會社の市場提出に對し嚴則を置けり、今其の組合規則に載せらるゝ所を見れば次の如し、

規則第九十九條、

新設會社にして上海株式取引所に對し、其の會社株券の賣買及び株式取引所全般に其の相場を記載せられしことを申込まんとするときは、下記の各項を遵守すべきことを要す、

1 申込まんとする會社は、取引所委員をして充分其の會社の地位信用を確信せしむるに足るものたらざるべからず、

2 株式取引所委員又は幹事の手を經て、次の各種證券を取引所に提出するを要す、

A、會社設立目論見書(The Prospectus.)

B、定欵並に各種規約(The Articles of Association.)

C、證券又は公債證書の謄本一通

3 一般支配人又は書記を以て、次の諸項を取引所に對し布告するを要す、

A、募集株券の總數

適要擔保物及び信用證券の數量

無約定にて割當てられたる擔保物

拂込株金高

特種拂込株金數

B、株數並に現金以外に一定の報酬に對し、其全体又は一部を割當てたる擔保ある時は、其の擔保並に信用證券の數、但し尚同性質の特別のものある時は其數

C、會社資本總額の三分の二に相當する金額に對して株式を發行し得べき會社なること、及び其の株式の拂込ありたる全部又は一部、一般公衆より割當てられ、或は拂込まるべき事確實なること、但し斯る割宛の全部に對し、其の實現を想像するに難き株に付ては、酌酌する所あるべし、

4 申込に際し報酬のみにて、株式取引所へ七十五兩を拂込むを要す、

新設株式會社の株券又は公債に對する取引市場に於て、適用さるべきを規則は次の如し、

規則第百條

株券及び公債は外國政府が或特權を附與したる處の承諾を有する商事會社に又は財産所有者其他の實主に對し現金支拂の代表として之を讓渡し、又は保存し得、但し一般公衆に對しては、現金の代用として配布の全部に該當せしむること能はず、

又公衆に對し假證券の第一回發行をなせる日より起算して、十二ヶ月より

少なからざる期間の經過を滿了する迄に、決算及び取引處相場として呼ぶこと能はざるべし、

規則第百一條

前條規則第百條に於て規定せる期間内は、賣主の株券特に一定時に於て株式取引所が定めたる賣買規則に該當するにあらざれば買き入札として承認せられざるべし、

會社の株券にして本取引所の登錄を經るものは、取引所規定による正當なる賣買なるは勿論なれども、以上の規定の行使は只嚴格に云ふ時の規定たるものにして、實際上に於ては株券公債等に於て一般に信用確實を認めたる時は、登錄を經ざるものと雖、取引所に於て默許を以て賣買せらるること多し、從つて之等無登錄の證券と雖、時として市場に出づることあるなり、即ち株式其他公債に於ても、來る何月何日迄に募集すると定まれば、直に其の株券に對し取引所内に於て賣買を始ることあり、之登錄を終了する迄に何日を要する故、其の間に賣買成立するに至るものなれば取引として何等不都合あるとなし、若し取引所に於て其の株式の登錄を拒絶するとあれば、其迄になされたる之等總ての賣買を無効に歸するのみ、而して既に登錄せる後は一切取引所規則に從はしむるものとす、而れども其の手續を終らざる間は、取引處係員にて何等關係すると無かるべし、

市場賣買に付せらるゝ證券の利落利附は、登錄を經たるものは取引處相場表に掲載して之を指示するものとす、又無記名證券は利子支拂より利落と記載し、記名證券の利落利附は決算日を境界として區制せらる、蓋し記者證券は受授に印紙を要する故に、各自に受授をなすは不利なるも、之に反して無記名證券は之を要せざるを以て、決算日前に於ても代金と引替に各自受授をなすことあり、

世人は往々登錄を以て其の會社又は株券の確實なることを取引所に於て證明したるものなりとの誤解をなすものあり、然れども取引所委員と雖も決して其等の登錄をなせる會社の將來の盛衰如何を豫知するものにあらず、唯取引所の規定に照して之に適合すれば、之に許諾を與ふるに過ぎず、故に往々にして登錄をなせるも、賣買取組に危險を生じて、賣買客に損失を惹起せしむること無きにしもあらず即ち發起者に於て申合せ、株式を發起人の味方に握り、而して賣注文をなし、他の一方買方となり、賣委托者逃走して利を占むるが如き詐僞の行はるゝあるを以て、登錄なるものも一概に會社の確實を保證するものにはあらざることを知るべし、

第五章　取引所賣買

第一節　賣買取引の時間

上海株式取引所に於て、賣買取引の時間は午前十一時より三時迄を普通毎日の取引時間とし、而して之を分ちて The First Call 及 The Second Call となし、午前中の取引は即ち前場にして The First Call と云ひ、午後の取引は後場 The Second Call と云ふ、而して日曜日及び支那大祭日に於ては、市場の賣買を開くことなく、又毎月一回の決算日即ち五日に於ては賣買取引を行ふことなし、尚其上決算

日の前後に於て、一日或は三日の休業をなすことあり、
毎日規定時間の前後に於て、約各一時間位の間は比較的多額の賣買取引を行ふ、而して時によりて午後四時半頃迄市場を閉じざることも稀ならず、然れども此の時間外の取引は相場表に掲載せられざるものとす、故に信用を重んずる仲買人は、大体に於て可成的定時間内に取引を行ふを常となせり、
土曜日に於ては午後の賣買は一時を以て限りとす、
而して賣買時間中は仲買人委員幹事等即ち會員のみの入場を許し、其他の普通人賣買官等一切他人の入場を拒絶せり、

第二節　賣買法の種類

第一賣買の種類

上海株式取引所の賣買を行ふ方法、及び其種類は分ちて次の數種となす、

一 Deeling for Money 即ち日本にて所謂直取引と稱するもの、

二 Time Transaction 同　定期取引と稱するもの、

大体に於て此の二種の方法によりて賣買せらる、

Deeling for Money の期間に付ては、各自随意にして確定することなきも、普通一般に行はるゝ處は、其取引の翌日正午頃迄に受授を終了するものなり、而して此の取引の行はるゝものは、主として政府の公債のみなるを普通とす、之政府公債が主として一ヶ月決算を旨とせるを以てなり、

Time Transaction の期間に付いては、毎日委員會に於て翌月の決算日を指定し、而して一般の取引所決算日は故障なき限り、毎月二十五日を以て決算期となす、然れども二十五日が日曜日其他の休日に相當する時は、之を協議し其前とし又は後とす、普通は廿六日に繰延ぶ、新入會社の株券に付ても、亦特別決算日を指定するなり、而して又賣買者の合意によりて二決算期即ち一ヶ月決算のものを二ヶ月決算として行ふことを得るも、實際には反つて之を見るのこと稀なりとす、二期決算以上は之を許さゞるなり、

尚以上の取引に關聯して、定期取引に在りては次の二法手段を許可せられ居れり、

Re-Sale　日本に於ては之を轉賣と云ふ、

Re-Perchase 日本にて買戻と稱す、

此等は共に定期賣買の取引に於て行はるゝ所のものにして、Re-Sale とは Time Transaction に於て、或る株券又は公債の買主たりしものが、其契約履行前に於て其株券又は公債を前に定めると同樣の方法を以て他人に賣渡すものなり之によりて賣買の關係全く解除するなり、而して賣買者に於ては其賣渡より起れる差額を出納すれば可なり、今此の轉賣し關し取引處規則を見れば、（取引處規則）、賣買者及仲買人は、轉賣を行ふことを許す、其差額を出納すれば良しと故に當然之を行ふことを得るなり、然し直取引に於ては之を許さず、即ち之によりて投機的の機會を少くせり、

Re-Purchase とは全く Re-Sale の反對にして、賣手が賣捌きたる株券を引渡前に於て、同期間にて之を買ひ、以て賣買關係を解除するの方法なり、此の取引を直取引に採用せ

しめず、

取引の種類としては大体以上の如きものとす、規模小なるを以て斯く大様に書を立つる所あるも實際上は只形式のみ、

第二賣買方法、

取引所に於て賣買せらるゝ順序實況を説明せんに、先づ仲買人は午前十時前迄に顧客の間を廻りて注文を受け來り十時（之より前後一時間位の時よりなすこともあり）より市場に出頭して賣買を開始す、即ち仲買商人より賣買仲買人に附價を求め賣買仲買人に於て取引の希望あれば之に對して之を例へて云はゝ五十五両と答へ其金高呼高中一は買値にして一は賣値なり而して仲買人八十七両賣と呼べば其賣買契約は爰に成立し即ち其の價格を以て賣買仲買人は、取引商規則に定ある制限丈の數を契約するの義務あり、

仲買人にして多額の賣買取組を希望する時は、豫て其數を通じ商談するを要す、然れども之等證券中には融通證券と不融通證券とありて、融通證券は賣買するものにして、不融通證券は稀に賣買せらる、其の間明確なる區制なきも、時に隨ひ自然に融通證券なるか不融通證券なるかは定まれり、此の不融通證券なるものは賣買は直ちに附價することを稀にして、其の賣らんとするか買はんとするかを確めたる上、取引先を捜索し來り、協議によりて賣買取引を行ふを以て普通とす、

第三仲買人間の賣買取引

前述の如く仲買人は顧客と賣買仲買人との間に於ける一の媒介者たるの地位に立つものにして、即ち仲買人は顧客の委托を受け市場に至りて賣買仲買人との間に賣買を取組むを以て、株式賣買法の本則とするなり、然りと雖其の實際を見れば、仲買人の性質は之れに止るものにあらずして仲買人は此の一般原則に拘束せらるゝことなく、仲買人間に於て隨意隨時に賣買取組を行ふことあり、又仲買人の手を經ずして賣買者は賣買商同士にて隨意賣買を行ふの方法行はるゝことあれども、元來上海は各國人の共同居住地なるを以て、其賣買自身に一々行ふは不便なること少なからず、又株式取引所も單に仲買人間の組合集會所に外ならざるを以て、斯の如き賣買商各自勝手の取組を見ること稀に賣買商及び顧客は皆仲買人の手を經て賣買を行ふが一般なるが如し、

而して仲買人間の取引、及び仲買人及び顧客間の取引は上述の如くなる故、規則に於ては何等之を禁ずるの要なけれども、只賣買商は常に仲買人間及び其の他に於ける一般需用供給の關係に注意を注ぎ、且は又仲買人が自己の賣買を代りて爲すものなるを以て、其の性体種類等により、或は時により之に協議するを利便とするが爲め、自然其の賣買の本則即ち顧客と賣買商との間に、仲買人が立ちて媒介をなすの賣買法が履行せらるゝこと多きを見るなり、

第四、Optional Bargain（掛金取引に相當すべきか）

上海株式取引所に於ては、一般に行はるゝ定期取引及び直取引の以外、尚此掛金の取引行はる、此の取引中には三様の賣買法ありて、其一は賣掛、二は買掛、三は兩掛之

り賣買約定をなも賣方よりして若干の掛金を引渡すか、或は又其掛金を賣方に支拂ふて結了するかを定むるなり、之を賣掛と稱するものなり、買掛の方法は只此賣掛の方法の逆なりと知る可し、兩掛とは賣買の兩價を定め、二倍の掛金を爲し期限に到り掛金者にて何れの一方にても隨意に受渡を履行し、而して他の一方に對しては掛金を支拂ふのみなり、其の約定價格は當日の定期相場を標準として、相當の割增及び割引を爲したるものにして、即ち之を例述せば百兩の相場の際百十兩買九十兩賣と定むるが如き類なり、此の兩者の差額即ち十兩なるものが掛金となる、故に期間に到りて其の掛金に對する履行を爲す際に於ては、買掛は百十兩を支拂ひて物件を受け、賣掛は九十兩を受取りて物件を引渡すべく、然らざれば掛金を相手方に支拂ふを以て終了するなり、畢竟するに如何に相場の高低を生ずるも、損失に制限を有する代りに賣掛ならば幾分かの安價を以て約定せざるべからず、斯く損失に制限あるが故に、普通の定期取引にて買約をなし、掛金取引にて賣買をなすか、又は普通定期取引にて賣り、掛金にて買ふ時は一方の損失に制限あり、一方の利益の方法には制限なきを以て、頗る興味多き所なり、且つ大に商業上の利益を得ることありと云ふ、掛金取引は期間に制限なく、双方の合意を以て隨意に定む、然りと雖も餘り長期なるものは相手に乏しく、通例四ヶ月以內にて普通の決算日に結了せり、

第三節　賣買の實況

上海株式取引所が賣買の實況を示さんに、先づ仲買人は午前十時頃より各證券部に集合し來り、證券の種類を追ふて着實に賣買を進行することは稀にして、普通順序なく仲買人勝手に取組を行ふものにして、價を呼ばんとする者は先づ手を擧げて、其意志を示し、然る後自己の値を呼び、他のもの之に應じ以て此に賣買成立せば、仲買人各自携帶する處の記入帳に此成立相場を記入し、幹事は備付の相場記入用紙なるものに記入し、書記をして相場掲示板に一々記載せしむ、相場の掲示は午前十一時より午後三時迄の間に成立したる相場は、同價ならざるもの丶外は皆悉く之を掲載し、其の間に於て小數の取引多額の取引等は特に人目を曳くべき符號を付するものとす、而して上海外字新聞は之によりて毎日の相場を翌日の新聞紙上に公表し、又仲買人は此の相場を以て各自顧客を廻りて之を示し、毎週一度各種の株相場即ち其の一週間に取組まれたる相場を表記せるものを、顧客に示すものとす、

右の毎日の賣買に對する實況に對しては、一々取引所の記錄に殘す等のことなし、只相場掲示板に掲示したる毎日の出來値段は、之を取引所の記錄に殘し之を保存し置くこととせり、之顧客及び賣買客より、仲買人に對し又は取引所に對し、相場故障を生ずる事なきにしもあらざる故に、かゝる時は仲買人より右の記錄を以て證明に充つるものとす、而して若し其記錄に存せざらん時に於ては取扱仲買人が其責に任ずるものとす、

賣買の照合

賣買契約成立なるものに付ては、其賣買成立の翌日取引所に於て、會員間に其の照合を行ふものにして、特別に約定書の如きものゝ交換をなすことなし、若し照會に對し決算時に於て紛議を生ずる等の事あれば、委員會に付して委員の決定に任するものとす、

第四節　賣買通知書及仕切書

賣買の完全に成立する時は、仲買人より賣買者間の賣買契約書交換の外に賣買成立の通知書を發するを要す、其形式如次、

印紙　賣買契約書

何某氏の御依托により其の計算の下に左の通り買付（又は賣付）申候に付御通知申上候

一何株　幾株　一株に付何兩替
代金　若干
代錢　同
印紙代　同
決算期　何年何月何日
上海年月日　仲買人住所
署名

注意、株式取引所規則に從ふべし

仲買人が委托せられたる賣買を結了する時は、下記の仕切書を注文者に對して發するを要す、其の形式下の如し

仕切書

年月日　仲買人住所氏名

何會社の勘定に於て何某氏に對し下の如く仕切書作製す

委托者よりの借方諸口を掲ぐ		委托者に對する貸方諸口を掲ぐ	
合計	幾何	合計	幾何

上海取引所の賣買高日々幾何に上るべきかは、統計の示せるものなきが故に、其の平均等を見出すには甚だ難事にして、仲買人に於ても之を知る者なし、又之等の事に關しては、會員間に於て堅く秘密に附し、取引所營業の狀況を知るに由なし、只每日新聞により其の相場を見るに止るなり、但し近來新外國會社の設立と共に、其賣買の取組も次第に多額に上りつゝあるは疑なき處なりとす、

第五節　組合員以外の者の賣買に關する異議の申立

會員中に於ては、賣買取等に付て異議の存するあれば、直ちに委員會に提出して之に就き討議し得るも、會員外の者にありては賣買に關し異議ある時も、其申立の方法に苦しむべきなり、故に取引所は右に關し取引所規則を設けて其の各自の異議の申立に對し便利を計り、以て益々組合の信用に就て充分顧みる所あるが如し、

取引所規則

取引所以外の人にして、取引所員との取引に關し、異議を述ぶる時は、委員は先づ其の委員に於て決し得べきものなるや否やに付て充分査覈し、然る後若し委員に於て確かに

裁決し得る事件なりと認る時は、取引所員外の人よりして左の樣式による書面を差出さしむべし（樣式畧す）

第六章　仲買營業、仲買口錢

第一節　仲買營業

上海株式取引所の仲買人は、即ち取引所會員なることは之取引所が原來仲買人間の組合によりて設立せられたるものなれば勿論當然なり、而して現今仲買人は取引所組織の所に於て說明せる三十七名にすぎず、即ち其の仲買人の國別により其人數を示せば次の如し、

英　國　人　C. P. Allan　以下三十二人、
北米合衆國人　R. R. Endicott　以下三人、
丁　抹　人　O. Moller　以下二人、

而して仲買人たるに必要なる各種制度は、取引所組合員たるに必要なる規定にして、之等に關しては取引所會員の項に於て說明したれば又茲に贅せず、

仲買人は其依托者に信用と滿足とを與ふるに足るものたらざるべからず、而して其信用なる點に於て顧客及賣買客に對し充分なるは、此仲買人が一方に取引所會員たるに存す、然れども一方の依托者に充分の滿足を與へしむる點に於ては、仲買人たるものは記憶力強く又計畫及計算の巧妙なるを要す、其の計畫及び計算の巧妙は主として熟練の功に依るの外なかるべし、而して其業務は頗る繁劇のものにして、市場は十時に開始せらるゝを以て、約一時間前には市場に出席せざるべからず、而して客筋よりの注文を撿閱し、其注文を携へて市場に來る、而して十時に於ける開場の際は賣買最も活潑なり、相場の高低は定ること勿論なるも、大抵千分の一二三四五乃至七八位の間を高低するを普通とするが故に、巨額の注文を有する仲買人は最も其の經驗と判斷力とに富むをすべし、殊に沈着の態度を旨とし、以て客筋又は注文高等に付て他人に之を看破せらるゝ如き擧動を一切愼むを要す、

而して時期一度來るや市場に於て高聲に賣買の品位を呼ぶ、然る時は衆人之に對して注文す、而して之を相手とし前後左右に對し頻々と賣買を約するものにして、此の間直ちに之を手帳に記入するの遑なし、故に委しく之を記憶に存し、而して後に至り賣買時間中に隙を得て之を其の手帳に記入す、

又賣買の間に於ては、相手方の信用を察し、又は誰々を代表するものなるかも熟知せざるべからず、多數を賣らんとする時は、少しく低價なりとも大口に賣るを貴ぶ、口數の多きは低落を速め易し、大に賣らん爲に買を呼び、大に買を爲さん爲に賣を呼び、而して其間に於て窃に懇意なる仲買人に囑し、機を見て高きに賣り安きに買はんとする等の手段もあり、

上海に於ける仲買人は各自其の得意先を有し、而して毎日午前十時前の市場出張の前に於て、各其の得意客筋の間を廻り、其の注文を受け、而して其の注文を手帳に記入しをき、之れを以て規定の時期に於て市場に到り賣買取組を

なし、而して又其の取引後に於て其得意先を廻りて其の賣買狀況を其の注文せられたるものに付て之を報ず、而して其の得意先に於ては何株又は何公債、何兩、又は弗以上賣り、又は何兩又は弗以下買と云ふが如く、仲買人に注文するなり、其の午后の取引狀態の通知に際しては、普通 Contract note に其の賣買の價格及び賣渡期日利子等の總べての記入をなして、持ち來るものにして、勿論賣りの場合には其の Sale contract note を持ち來り、買の時には Purchase contract note を持ち來りて之を其の得意先に交付す、而して其客筋への報告には此書式に依りて市場狀況を僞はる如きとは能はざるも、實際上は注文通り賣買の出來ざる時に於ても、反りて商機上之を以て得意先の利益とするが如き說を通じ置くの如き策略なきにしもあらず、之等は全く取引仲買に付き長く熟達せるの結果によるものと云ふべし、

上述の如く取引所仲買人は其の一日の業務は繁劇なるものにして殆んど名狀し難し然れば其の各自宅には之を補助するに足る雇人を必要とす、

仲買人の多くは取引所近傍に住居するものなり、而して取引近傍に居住せざるものは、取引所近傍に其の營業事務所を置く、

仲買人は其の營業事務所又は自己居住の所を以て、事務所とせば其處に種々の帳簿の備付を要す、而して今仲買人の普通備付の帳簿は大凡左の如し、

賣買日記帳　此の帳簿の上には其の仲買人が賣買したる證券數値段相手方及び賣買の注文主を記入するものとす、

賣買原簿帳　前項賣買日記帳記載事項の外、賣買口錢をも計算に入れたるものを記載す、

依托者別帳　賣買依托者を一人毎に座を設け記入す、即ち得意先の口座を夫々作り置くなり、

證券貸借帳　株券別にして貸及び借に分ち券名委托者相手方等を記入するもの、

金銀貸借帳　現金の貸借に付て記入す、即ち委托者別となし當座貸借、定期貸借に分ち、金額貸又は借の相手擔保證券、及び利率等を記載し、而して其の擔保品に付ては其の交換の品目をも併記すべし、又定期貸借に付ては其の各期間をも同時に記入すべきものとす、

注文帳　依托者の注文に就て記入す、

右の諸種を以て其の主要帳簿となす、而して尙此の外に口錢記入覺帳及び日計帳の如きものあれども之等の補助帳簿となす、

第二節　仲買口錢及手數料

第一、口錢

仲買口錢に付ては歐米諸國に於ては之を仲買人の隨意に任し、敢て取引所に於て之を關係せざるが如し、之取引所の取扱ふ株券公債社債等の數が非常に多くして、大組織の取引所に於ては到底一々之に干涉するの煩に堪へざるが故なり、然れども大体に於て仲買人間に於て何株は幾何、何公債は其の何分の何程と協約の上に定むるが如し、

然るに此の取引所に於ては、口錢に付て他の諸國取引所

に通例見ざる方法の下に口錢を一定せり、即ち此の口錢を取引所規約にて一定せしむ、屢々述べたるが如く取引所が仲買人の組合によりて成立せられたるに基くものなれば、其の額に付ては賣買成立價格の五分に相當する口錢を徵するものとし、株及び公債の異なるに從ひて別々に定むることなし、之其の取扱ふ株券類の少數なるに依るものなればなり、

取引所規則に於て仲買口錢諸掛に付て規定する處を見るに左の如し、

（取引所規則）賣買客の爲に賣買の仲買をなすものに付きては、其の賣買證券及び額面相塲の五分に相當する諸掛を賣買客に向つて請求し、而して一取引に於て最少限度二兩を下るべからず、

又仲買人間の取引に就き規定する處を見るに

（取引所規則）仲買間に於ける賣買に付きては諸掛を要せざるものとす、

第二、手數料

會員たる仲買人よりして取引所に對し、手數料なるものを一切納むることなきが如し、即ち取引所が仲買人の組合なるにより敢て賣買に就き手數料を取らず、別に收入の道あるは曾て取引所の經費の處にて述べたるが如し、

第三、稅金

納稅に付ては本取引所の賣買として特別なる規則なし、只普通一般に行はるゝ印紙稅を課せらるゝのみ、即ち賣買證券の讓渡の時に於てのみ之をなすものなり、然れば記名證券の讓渡に其後の賣買値段を以て標準として、印紙を貼用す、而して其の負擔は買方に於て之をなすものとす、而して其の額に付ては賣買價格の千分の五となす、記名證券に對しては納付の義務なし由て印紙貼用の要なし、

太古洋行（四）

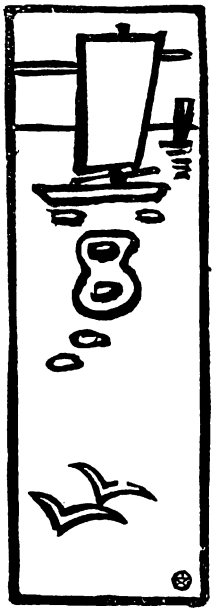

第六　結論

預り證が一片の債權的保管證書に過ぎず、倉庫證券として甚だ不完全なることは前節に於て概說せるが如し、然れども吾人は上海經濟界の現狀に鑑み、この不完全なる預り證を以て最も時代の要求に適するものなりと結論せんと欲す、蓋し上海に於ける一般倉庫が、保管倉庫幼稚時代を脫却し信用倉庫時代に進化するには、尙幾多の年月を要し、各般經濟組織の完成を俟ち始めて實現せらるべきを以てなり、今其理由を述べんとす。

一、上海に於ける倉庫は特種の原因相待ち、汽船會社の直營する所となりたる結果、其目的は主として輸入貨物の保管にあり、其變行證券により商人の金融に資するが如きは、之れが本來の目的に非ず、其後倉庫事業の有利なるを見て汽船會社に直屬せざる專門の倉庫會社を生じたれども、徒らに汽船會社倉庫の營業を踏襲したるものにして、寄託貨物に對する取扱振りは全く前者と撰ぶ所なし、即廣大なる棧橋倉庫の設備を有し、棧橋料人足賃及保管料を以て收入の源泉となせり、故に保管料のみを以て收入の目的となす所の專門の倉庫營業者として之を觀る能はざるなり、即ち彼等の華客は船舶にして個々の賃金に非ず、從て汽船會社所屬倉庫に法律による倉庫證券の發行を强ふることの不能なると同樣に、此種の倉庫營業者に對し倉庫證券より生ずる倉庫營業者の當然なる責務を負擔するの愚は、三尺の童子を俟たずして猶明なるべし、これ證券改良の不能なる一因なりとす。

二、倉庫證券が其權能を全ふするは、對物信用のある程度迄行はるゝ社會なるを要す、對物信用が倉庫證券の制定により挽回せられたる佛國の如き例なきに非れともこは畢竟當時佛國の取りたる倉庫政策、及び法律による債權の確保ありて、初めて其の効果を收め得たるなり、而して上海を中心とせる支那經濟界に於て、對物信用の存在を認むべきものありやといふに、吾人は遺憾ながら其皆無を斷言して憚らざるものなり、由來倉庫證券に對し金融を與ふるもの

は、銀行家仲立人或は稀に倉庫營業者自身なりとす、而して上海に於て英國の如く發達したる仲立人あるを知らず、佛國の如く倉庫營業者自ら證券に對し、擔保貸付の業を營むを聞かず、故に唯一の金融者は唯一の銀行家なりとす、而して支那にある銀行家が、對物信用に一顧をも與へざるは茲に吾人の贅言を俟たず、是に於てか倉庫證券活動の範圍は著しく縮少せらるゝの嘆なくんばあらず、何故に對物信用は如斯危險なりや、蓋し商品の擔保貸付の危險なるは爲替相場の昇降極まりなきこの土地に於て特に甚だしきを覺ゆ、既に商品評價の困難あり、更に價格變動の危險あらば、擔保貸付は最も銀行家にとり不安此上も無きものたらん、之れ對物信用の價格が特に此土地に於て薄弱視せらるゝ一因なりとす、更に支那にて業を營む各國銀行の成立より考ふるに、之等銀行が一般の商業銀行を以て律する能はざるを發見すべし、彼等は夫れ夫れ特種の使命を有し、本來商業銀行として設立せられたるものにありても、猶ほ他國の政治的經濟的發展を主たる職責となすかの如き觀あり、況んや各國が自國勢力扶殖の爲め設立したる特種銀行にありては、個人に金融の途を開き擔保貸付に應ずるが如きは、殆んど視るべからざる現象なりとす、就中其營業章程上この金融を許さざるものの如きは、特に至難の事に屬す、かゝる性質を有する銀行に對し、對人信用全からざる一商人が擔保貸付を請願するも、其一顧にだも値せざるは寧ろ奇とするに足らず、而して第三に說きたる預り證に據る金融の如きは、對物信用を或程度迄認めたるが如き觀きにあらねど、寄易くこれを以て對物信用の存在を認識する能はざるべし、其の故は原來荷爲替を引受けし銀行は、已に振出人及支拂人に對し、對物信用以上に對物信用の據るべきものあるを認識せりと云はざるべからず、故に荷爲替付船荷證券が變形して引受手形となり、預り證となるとも、預り證の價値は其證券を獨立して考ふる能はず、從て此際對物信用の存在を即斷するは早計の誹りを免れざるべし、之れを事實に徵するに、銀行が手形引受者の信用に關し一點の疑念を挿まば、立ろに辨濟延期を拒み、又は預り證の占有を願みざるなり、尙此際預り證の銀行をして滿足せしむるに足らざるは、手形期限の割合に短きにても識るを得べく、更に一方には預り證に據らざる換言すれば預り證の提供を必要とせざる信用貸付の行はるゝを見れば、如何に對人信用の重視せらるゝと同時に、對物信用の顧みられざるかを窺知するに足るべし。

上海にある數多の支那銀行か、金融機關として外國銀行の缺を補ひつゝあることは、又注意すべき事實なりとす、而して支那銀行は對物信用に對し如何なる見解を懷きつゝありやと云ふに、支那商人の對人信用を重んずる事厚き、擔保による金融を忌む事甚だしく、金錢の貸借は徹頭徹尾對人信用を根據とし、一片の證書の提出に際し多額の貸借をなし、債務の面貌（フエース）を以て最も安全なる擔保と思へり、故に銀行に對人信用全からざる支那人は、殆んど資金融通の途なきを常とす、而して稀に擔保貸付の支那人間に行はるゝ事例なきに非れども、其利率は無擔保貸付に

對し概して高率なりと聞けり、此等は偶々對物信用が支那人間に行はれざるを示す好例なるべし。

對物信用の存在が如斯薄弱なる此土地に於て、倉庫が依然として保管倉庫の幼稚時代にあるは又怪むに足らざるなり。

三、倉庫證券の特質は法律の規定を俟つて始めて其權能を全ふするものなるは、第五の末尾に述べたるが如し、故に各國の倉庫政策が異る以上は、劃一したる倉庫制度及一定したる倉庫證券の發行を望むべからざるは理の當然なり、從て上海の如き國籍を異にする外人により經營せらるゝ倉庫に、一定の倉庫證券の發行は不能事に屬す、若し佛法系を惹ける各國人に據り營まるゝ倉庫が、二枚證券を發行し、英米人により營まるゝ倉庫が一枚證券を發行し、これ等の證券が夫れ夫れ市場に流通し、貨物の讓渡質入に使用せらるゝと假定せば、果して如何なる結果を生ずるや、必ずや一般商業取引所を紛亂せしむる外何等の效果を收むる能はざるべし、更に支那人の經營に屬する倉庫は、此の際如何なる證券を發行すべきや、かつて吾人は招商局に屬する各倉庫の「ワーラント」は、船渠會社の營業規約「ヴイクトリヤ」女王及「ジョージ」四世時代の法令に加ふるに、東印度會社以降確立せる商慣習の存するありて、初めて這般の機能を生ずるものなり、然るに支那には未だ據るべき法令無し、從て招商局發行の「ワーラント」は、抑も何等の「オーソリテイ」に據りて效力を生ずべきものなりや、蓋し此等の矛盾せる摸倣的採用は、此土地に數々目擊する現象なりとす、斯くの如く各國人經營になれる倉庫が、夫れ夫れ異りたる形式効力を有する倉庫證券又は保管證書を發行するは、徒らに紛亂せる商慣習をして益混亂せしむるの外何等得る所なかるべし、且所謂佛國主義と稱せらるゝ國家干渉主義を採りたる各國の法規によれば、倉庫の設立は官廳の特許を要し、特種倉庫に非れば法律による倉庫證券發行の權限を有せず、故に此主義を採りたる各國の汽船會社は、證券發行の能力に缺くる所あるは勿論なるべし、本邦商法の規定によるも、預り證券及質入證券の發行者は倉庫營業者ならざるべからず、而して倉庫營業は副業たるを妨げざるも、尚汽船會社倉庫は直ちに證券發行の能力あるものと即斷するを得ざるべし。

之れを要するに上海倉庫が國籍を異にせる各國人によりて經營せらるゝ以上は、統一したる倉庫證券の發行を望む能はざるは明なり。

上海に於ける倉庫が信用機關として活動するは、支那全般の經濟組織が完成せらるゝ曉に初めて之れが實施を見るべきものなり、而して經濟組織完成の要素は其種類甚だ多く、一々茲に列擧すること能はざれども、幣制の統一交通の發達は其の最なるものならん、既に倉庫が將來信用機關として活動するの前途甚だ遼遠なるを視ば、今日使用せらるゝ預り證印「ランデイングアカウント」は多少其形式に改良を加へらるゝ事あらんも、尚今後廣く一般商人及銀行家によりて使用せらるべし、是れ吾人が預り證を以て支那今日經濟社會の要求に適應する證書なりと結論する所以なり

とす。

由來保管證書による金融は、往々發達したる社會に於て尙之れを見るを得、彼の獨逸に於ける普通證據證券と稱せらるゝものゝ如き、普通倉庫即特許を有せざる倉庫の發行する證券にして、元一片の保管證書にすぎざるに拘らず、其の流通の盛なる寧ろ法律による倉庫證券を凌駕すと、又本邦新商法が佛國に倣ひ二枚證券制度を採りしに關せず、法律上種々なる質疑不便あるが爲め、世人は往々にして一枚證券の簡を好み、法律によらざる保管證書即ち澁澤倉庫の別段貨物預り書、商業倉庫の禁流通物品預り證書、三井箱崎倉庫の禁流通預り證券、東京倉庫の禁流通貨物預り證券、横濱中央倉庫の禁流通貨物預り證券、及大阪住友倉庫の禁流通保管證書等の如き、皆預り證券の流通を捨て、法律の附與せる物權的効力を沒却せる保管證の質入の目的にも使用せらるゝを思はゞ、上海に「ランデイングアカウント」あるは亦怪しむに足らざるべし、更に吾人は一步を進め現行「ランデイングアカウント」の形式免責文句等、及貨物出庫證「デリバリイオーダー」流通等に議論の餘地あるを認むるも、他日更に稿を改めて論ずるの機あるべきを信じ茲に此論を終る。

「ランデイングアカウント」とは倉庫證券發行の題下に之を論ずるを至當とすれども、本節に於て陸揚計算書として論述したるが故に、茲に清水氏の論述をかりて、預り證に關する觀念を明かにせんとするに過ぎざるなり。

第四章　長江及支那沿岸航路汽船會社の代理業

第一節　總說

長江及び支那沿岸航路の航業を營む支那航業會社は、「チヤイナナヴイゲーションコムパニイ」と稱し、合資會社にして本店を倫敦に有し、太古洋行は其大株主にしてこの東洋に於ける業務を代理す、本會社の營む航路中長江の航業はこの競爭最も激烈なるものにして、今明治四十五年（大正元年）六月より八月に至る三ケ月間に於ける同航路の航業を營む會社及會社の航海數並に其運せる貨物噸數を擧ぐれば次の如し。

社名	航海數	貨物噸數
日清	五三	四九六三八
太古	四五	四〇二二
怡和	四四	五四六二
招商	四一	五〇四八
美最時	一一	三五三六
鴻安	一六	一三三五

以上の統計によりて之れを觀れば、日清を第一とし太古怡和招商之れに次ぎ、鴻安美最時は其勢力最も振はざるものとす、斯くの如く同一航路を六會社相互に競爭して停止する所を知らず、從前は各會社其多大の損失を忍んでこれが營業を繼續するの有樣なりしが、斯く徒らに競爭することは各會社の到底堪へ得る所に非ずして、現今にありては

日清怡和太古招商は協同して其運賃を協定し、以て其弊害を防止する事となりたり。

第二節　支那航業會社の營む航路

同會社の營む航路は之れを大別して上海線、漢口線、香港線及廣東線の四となすことを得べし、各線の航路は次の如し。

第一上海線

一、上海より鎭江南京蕪湖九江湖口に至る
二、上海より天津に至る
三、上海より威海衛芝罘を經て天津に至る
四、上海より芝罘牛莊を經て大連に至る
五、上海より安東縣に至る
六、上海より厦門を經て汕頭に至る
七、上海より香港廣東に至る
八、上海より寧波に至る

第二漢口線

一、漢口より岳州に至る
二、漢口より岳州沙市宜昌に至る

第三香港線

一、香港より麻尼剌ケープイロイロに至る
二、香港より海口北海を經て海防に至る
三、香港よりシドニーメルボルンを經てアデレイドに至る
四、香港より威海衛芝罘を經て天津に至る
五、香港より廣東に至る

第四廣東線

一、廣東より梧州に至る

上海漢口間は途中鎭江、南京、蕪湖、九江に寄港し、出發の日より五日にして漢口に達し、漢口よりは四日にして上海に達す、本航路に從事する船舶は大通、聯益、金陵、安慶、鄱陽の五隻にして、其の總噸數は合計一萬四千〇九十六噸なり、以上の船舶は上海にありて佛租界上海太古棧の碼頭に停泊するものとす、航海數は一ケ月十五回とす、

上海天津間は威海衛、芝罘に寄港し、上海より四日にして天津に達す、一週二回往復すれども、十一月の初旬より三月迄は結氷期なるが故に不定期となるを免れず、此航路に使用する汽船は、盛京、順天、奉天の三隻にして、其噸數は五千一百七十三噸なり。

上海牛莊大連間は航海中芝罘に歸航す、牛莊には四日にして達し、大連には牛莊より一日にして達す、航海期間は毎週一回木曜日、上海より出航するも、十一月中旬より三月の中旬に至る間は航海を中止す、汽船は韓州、涼州の二隻にして、其の總噸數合計三千九百八十三噸なり。

上海厦門汕頭間は、一週一回土曜日上海より出帆す、汽船は主として海口なれども、時として他船を代用することあり。

厦門麻尼剌間は毎月三回、三日、十三日、二十三日、厦門を出帆、三日にして麻尼剌に達す、汽船は應州を使用す、

上海香港廣東間は、一週二回、各港間を航行す、上海より香港迄は四日にして達し、廣東には香港着の翌日到着す、佛租界なる上海太古碼頭に碇泊す、汽船は安徽、濟南、金華、嶺南の四隻を使用し、總噸數合計八千八百〇二噸なり。

上海寧波間は一週三回、月曜、水曜、金曜に上海を解纜

し、火曜、木曜、土曜に寧波を出帆す、汽船は新北京を使用す。

楊子江上流航路

漢口湘潭間、漢口より岳州を經て長沙湘潭に航す、本航路は夏期增水期にありては三日乃至四日にして、兩港の航行をなせども、冬期減水の期に於て水深航行に適せざる時は航行を中止す、汽船は沙市湘江湘潭の三隻を使用し、總噸數合計三千六百五十七噸なり

漢口宜昌間、岳州、沙市に寄港す、十日に一回、冬期減水期には航行不可能の事あり、汽船は洞庭を用ゐ、時に他船を代用することあり、

支那近海航路

香港より麻尼剌「ケブーイロイロ」に至る間は一週一回、航行し、汽船は大明、德安、海防の三隻を用ふ、總噸數合計六千〇三十五噸なり、

香港海防間、海口北海に寄港し、一ヶ月一回、兩港の間を航行す、汽船は松江新安の二隻を用ゐ、其總額數合計三千二百七十六噸なり、

香港、シドニー、メルボルン、アデレイド間、麻尼剌、サンボアンザ、ダルビン港、木曜島、クックタウン、カーンスタウン、スヴイルブリスベン、に寄港し、一ヶ月三回乃至四回航行し、オーストリアンオリエンタル線の汽船、大元、長沙、カソリック、の三隻、この航路に從事す、其總噸數合計約七千噸なりとす、

香港天津線、威海衛、芝罘に寄港し、結氷期に至らざる外十日に三回定期に航行し、且直航とす、汽船は貴州、徽州の二隻を使用す、其總噸數合計三千九百八十五噸なり、

香港廣東間は、支那航業會社及香港廣東澳門汽船會社と合同契約を以て營むものにして、一日二回、香港を午前八時及午後十時に出帆、香港廣東澳門小蒸汽船會社の汽船、佛山、金山、河南、香山の四隻を使用す、

又支那航業會社、香港廣東澳門汽船會社、印度支那汽船會社の三社合同契約にて營まるゝ所にして、次の二航路あり、

一、香港西河各港間、サヌイ、リンタンの二隻の汽船を用ゐ、一週二回航行す、

二、廣東梧州間、サイナム（五百八十八噸）南寧（五百六十九噸）の二隻を用ゐ、每週月水金曜の午前八時梧州に向つて廣東を發し、又梧州よりも同じく八時半に廣東に向つて發航す、

第三節　旅客運賃

前述せる如く日清太古怡和招商の四會社は、其無益の競爭を防止せんがために四社共通の運賃を協定せり、太古洋行の旅客運賃率は日清汽船會社の運賃率と同等なるも、汽船の設備の優劣に從ひて多少其運賃率を異にすることありと云ふ、今各地に至る特等運賃率のみを示せば次の如し、

上海より鎭江	銀十三弗	往復切符	二十弗
同　南京	十五弗	同	二十三弗
同　蕪湖	二十弗	同	三十弗
同　九江	三十五弗	同	五十弗

同　漢口　四十弗　同　六十弗
同　威海衛　三十五弗　同　五十五弗
同　芝罘　三十五弗　同　五十五弗
同　天津　六十弗　同　九十五弗
上海より北京　六十六弗　往復切符　百六弗

尚天津を經て京北に至り、漢口より上海に歸航せんとする旅客に對しては、特に週回旅行切符を發賣して旅客の便に供するあり、其價格百五十五弗なり

上海より牛莊　銀五十五弗　往復銀　八十五弗
牛莊より大連　同二十弗
上海より廈門　四十弗　同　六十弗　同　八十五弗
同　汕頭　四十弗　同　六十弗
同　香港　四十五弗　同　七十五弗
同　廣東　五十弗　同　八十弗
同　寧波　十弗　同　十五弗
漢口より岳州　十七弗　同　二十八弗
漢口より長沙　銀二十七弗　往復　四十三弗
同　沙市　三十二弗　同　五十一弗
同　宜昌　四十弗　同　六十四弗

上海廣東間及漢口宜昌間の諸港に至る往復切符は、印度支那航業會社及招商局切符と交換し得べく、上海甯波間は招商局と、漢口湘潭間の各港に至る間は怡和（印度支那航業會社）と、各其の往復切符を交換することを得べし、

香港より麻尼剌　銀四十弗　往復　銀　六十五弗
同　ケプー　六十弗　百弗
同　イロイロ　八十弗　百三十弗
同　海口　二十五弗　四十弗
同　北海　三十五弗　五十六弗
同　香港より海防　銀四十弗　往復　銀　七十五弗

香港シドニーメルボルンアデレイド旅客運賃

香港より　一等　往復　二等　往復
馬尼剌　四十弗　六十五弗　廿五弗　五十五弗
サンボアンサク六十弗　百弗　四十弗　七十弗
ダルヒン港　一六一〇、廿九一〇、一〇、一〇、一九、

木曜島　一九、一〇　廿五、　一一、一〇　二〇、一〇
クックタウン　二三、五　四二、　一四、五　二五、一〇
タウンスヴィル　二四、一五　四四、一〇　一五、一五　二七、一〇
ブリスベン　二八、一〇　五一、　一八、一五　三三、一〇
シドニイ　三〇、　五四、　一九、一〇　三五、
メルボルン　三一、　五五、一〇、　二〇、　三六、
アデレイド　三三、　五九、一〇、　二二、五　四〇

一家族に對する割引

一家族同船に搭乘する時は、其家族にして四人に充つるときは一割、六人以上の時は一割五分を、一等もしくは二等の運賃より割引す、往復切符にはなし、家族に同伴する下人又は乳母は、一等運賃の半額にて、船長の任意にて一等若しくは二等室に居ることを許す、但しこれに對しては家族に對する割引無し、往復切符は汽船出帆の日より、歸航して出帆港に到着するの日迄、十二月ヶ間之れを有効とす、十二歳以下五歳以上の兒童は運賃の半額、五歳以下三歳以上は運賃の四分の一、三歳以下は無賃、三歳以下の小兒を二人以上行ふ時は其の四分の一の運賃を要す、

宣教師は一等若しくは二等の片航路運賃より二割引、往復切符には無し、

香港より威海衛　銀六十弗　往復切符銀　百弗
同　芝罘　六十弗　同　百弗
同　天津　九十弗　同　百六十弗
同　廣東　六弗　三十弗
同　三水　九弗
同　シュイヒン　十一弗
同　タツヒン　十四弗半　同
同　梧州　十七弗半　同
同　廣東を經て梧州に至る　銀三十四弗
但し香港四河各港の運賃は食料は別とす

（未完）

北洛鐵道（一）

第一節　總說

本鐵道布設條約は一九〇四年上海に於て鐵路督辦大臣盛宣懷と在清鐵路電車總公司(The General de chemino de Firetde Tramuys en chine) の代表者ァル　モンドロファ (Armand Roufiurt) 氏との間に於て調印されたり其第一條に曰く

清國鐵路督辦大臣盛宣懷は清國政府に向て蘆漢鐵道の榮澤を發し東方開封に至る百七十清里並に四方河南に至る二百五十里にわたる鐵道建設の件を請願せり。

該蘆漢兩支線は「ベルジウム、シンヂケート」の公債を成立せしめて布設するものとす。

この提議は光緒二十五年十月三日付を以て法令にて認許せらるゝものなり、鐵道電車總公司代表者ピファ氏は書を寄せて本鐵道布設につき乞ふ處ありければ清國鐵路公司は地面全測量に關し一官吏を派してロ氏に從はしめたり。この豫測終了後ロ氏は前記兩支線の豫定經費を百萬磅即二千五百萬法と計上したり。而して其條件につきては京漢線條約に準ずるものとす。

光緒二十八年十二月廿九日を以て外務部は予に通牒するにロ氏と協議し可成迅速に本件を終了せんことを以てしたり。ロ氏は本件協商に關し在清鐵電總公司の全權を有するを以て吾人鐵路督辦大臣及び該總公司代表者ロ氏はこゝに公債に關する條約を締結し此れにより得る處のものは河南開封間の鐵道布設に充當すべし

清國鐵路督辦大臣は條約調印前批準を得んがために提出し右の日附を以て認許せられたり。其法令は本條約追加となす。上記の効力により督辦大臣は清政府のために金五分利付公債二千五百萬法即百萬磅を成立せしむ。而して本公債を稱して「清政府五分利金貨一九〇三年外債」となす

斯くして本鐵道の布設は非常なる努力を以て初められたり。而して線路は開封洛陽間の支那大道に沿ひ東より西に走るもの也。洛陽は內國商業上最も重要なる地にして多くの大道の交差點に當れり。而して本鐵道はこの取引及び商業を更に一層有効ならしむべき新道を作るもの也。かつて「ベルジウム」政府は洛陽に於ける布設の特許を乞ひ、河南の巡撫はこれにより洛陽の白家寺の西方より線路布設の許可につきひそかに運動せしことあり。

而して本路の第一區は開封及京漢線の一驛にして商業の大中心地たる鄭州との間なり。此の邊の布設は容易にして工事の困難も少かりき。

乘客及貨物は京漢線と同一にして一キロ米につき左の如し

乘客（一人ニ付）　貨物（一噸ニツキ）

一等 $ 0.018　　$ 0.083

二等 $ 0.013　　$ 0.026

三等 $ 0.006　　$ 0.017

第二區は黃河に近き大市場汜水黑石關の間にして、線路は山脈中を通ずる故多少の困難を見たり。黑石關は重要なる鞏縣に近き處にあり。而して此の區間に於ては十一の隧道及び六大鐵橋を作らざる可からず。其の中の一隧道は實に二千呎の長さに達するものあり。橋梁の工事は初め外國請負人に架せしむる考へなりしも後支那人によることに決定せり。而して長さ千五百呎に達する鐵橋を黃河の支流なる洛河に架したり。鄭州河南間の工事は清國に於て製する能はざる十二米の「レール」が白耳義の工場に於て其の發送頗る延引したるがため屢々延期の已むなきに至れり。「ローリングストック」は白耳義より送られ落札して鄭州の商店に設けられたり洛河の河底は石多かりしため基礎工事は豫期せし如く困難ならざりき。

第三區即黑石關より終點までは已に完成され、目下日々車輛工作中なり洛洛鐵道の擴張線たる西方陝州及黃河の曲所に當る潼關より陝西の省城西安に至る間は海蘭鐵道として白耳義シンジケート之を引受けたり。洛洛鐵道は西安府に通ぜる陝西省街道を連絡する最も重要なる部分なり。

洛洛線各驛間里程表

凡て一基米突を單位とす

	開封	中牟	白河	鄭州	鐵紗	滎陽	汜水	鞏縣	關黑石	偃師	義井	河南
開封	0											
中牟	30	0										
白沙	45	15	0									
鄭州	66	36	21	0								
鐵紗	79	49	34	13	0							
滎陽	92	62	48	27	14	0						
汜水	107	78	63	43	31	16	0					
鞏縣	123	96	81	61	48	35	19	0				
關黑石	141	113	97	77	65	51	35	16	0			
偃師	156	127	112	91	79	65	49	31	15	0		
義井	168	139	124	103	91	77	61	43	27	13	0	
河南	185	155	140	120	108	93	78	59	44	29	77	0

旅客運賃

運賃章程にあるが如く。一基米に就き一等は三仙、二等は二仙四厘、三等一仙二厘とす

	開封	至	開封
	一等	二等	三等
開封	6.7元	4.5	3.2
中牟	5.6	3.7	1.9
白河	5.1	3.4	1.7
鄭州	4.3	2.9	1.5
鐵紗	3.9	2.6	1.3
滎陽	3.4	2.3	1.1
汜水	2.8	1.9	1.0
鞏縣	2.1	1.4	.7
關黑石	1.6	1.1	.5
偃師	1.1	.7	.4
義井	.6	.4	.2

自開封至河南府			
中牟	1.1元	.7	.4
白沙	1.6	1.1	.6
鄭州	2.4	1.6	.8
鐵紗	2.8	1.9	.9
榮陽	3.3	2.2	1.1
汜水	3.9	2.6	1.3
鞏縣		3.	1.5
關黑石		3.7	1.7
偃師		3.8	1.9
鋪義井	6.	4.	2.
河南	6.7	4.5	2.2

一千百文を以て一元とす

渋洛鐵道貨物引換證

三聯より成り、一は原驛に止め、一つは行先驛に、一つは送貨人に渡す、此に注意す可きは送貨人に渡すものを除いては凡て佛文なる事にて、同會社技師長以下主腦は凡て佛人又は白耳義人を用ひ、公用文は凡て佛文を用ふ。總辦は只虛位を擁するに過ぎず。

送貨人に渡す貨物引換證（但し支佛兩文を以て記す）

| | | |

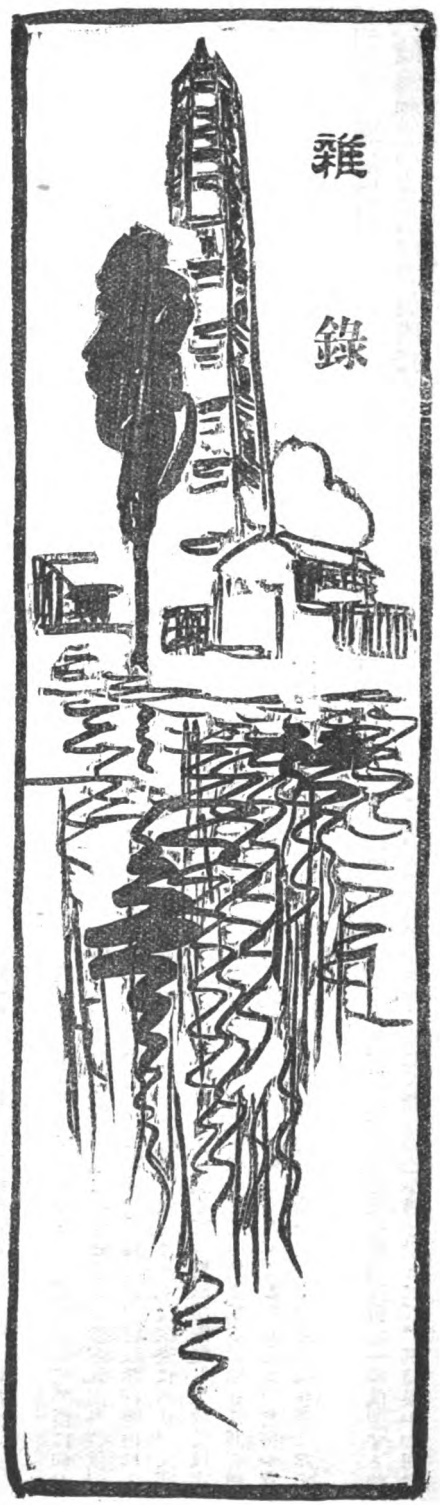

中央政治會議（四）

第六回本會議

一月二十九日午後二時開會、李議長以下五十餘人出席。

第一案　祭天諮詢案（審査報告）

委員長　趙惟熙より審査報告書の説明ありし後逐條討議して左の通り可決す。

一、祭所　天壇

二、祭期　某氏は元旦説を主張したるも少數にて否決、冬至と多數決。

三、祭服　鄧容は極力冕を用ゆべきを主張し、陳懋鼎、陸夢熊之に賛し、劉彭壽は之に反對し、恩華、夏孫桐、趙惟熙等は交々起て鄧説を主張し、議長は冕を用ゆるも旒を加へず、大總統以下各官吏は一律之に從ふべしとの説を表決に附せしも少數にて否決、次に冕を用ゐざるも別に祭服を規定すとの説も少數にて否決、議場は爭論烈しく秩序稍紊れたるも、結局古制を斟酌して禮官より擬定せる冕を用ゆることに決す。

四、祭禮　拜跪の式に從ふことに多數決

五、祭品　牲牢を用ふることに可決

六、配天　暫く議せざることに可決

以上の通りにて審査報告は全部通過し、其中祭服に關する部分のみ修正せられたり。

第二案　祀孔諮詢案（審查報告）

委員長許鼎霖より審查報告書に付て說明ありし後別に討論も無くして春秋二回に孔子を祭ることゝし、北京に於ては大總統主祭たること、各省に於ては地方長官主祭たるべきことゝ等全部通過。

第三案　借欵籌辦八旗生計案（國務院咨送）

國務院新派委員より說明せる後王印川の發議により、左の委員に審查附託となる

朱家寶　許鼎霖　寶熙　徐鼎康　恩華
汪德濤　沈銘昌　龍建章　林萬里　王丕煦
王印川

第六回審查會

二月二日午後三時開會審查委員十一人出席、國務院よりは廣延派遣せられ、八旗生計現狀及び京內外八旗費等を詳細に說明し、次回に更に審查會を開くことゝして散會す。

第七回本會議

二月七日午後二時四十五分開會、副議長張國淦主席となり、出席者六十三人。

第一案　短期外債整理案

第二案　長短期內債整理案

熊總理出席せざる爲め議長は二十分間の休憩を宣し、休憩後熊總理出席民國財政事情及び內外債に付て說明する所あり、饒漢祥等十三人の委員附托となる

財政部提出公債整理案

一、短期外債整理案

竊かに查するに長期外債は條件の束縛、擔保の干涉あり上下皆其危險なるを知るを以て之を未然に防ぐことも難からず、されど短期外債に至りては之に反し、小額を一時的に借り入れ、契約を結ぶも抵當品の如きを設けず故に最初は之を蔑視する傾きあるを免れず、而かも知らず知らず積んで巨額に逢し、小因大害、若し通盤籌劃せず、或は借換の法に出でず、或は確實の財源を尋ねて迅速償還せざらんか、大は以て外交上の干涉を被るべく小は以て國家の信用を損すべし。前淸の末葉に於て海軍復興を企て、漫然計劃なくして外國に船艦を注文し、紐育、三菱、川崎、ヴキーカース等の會社に船價を仕拂ふ能はず、民國成立の當初に於ても三井大倉等の外商に短期借欵を申込み、以て軍器を購入し、今や之等の短期外債は陸續紛々として、仕拂を要し、其額積んで二千五百零一萬元に達す。而かも是等外債の期限は目前に迫るにも拘はらず、之を仕拂ふ可き資源なし。故に已むを得ず、彼等と商議しては利息を附して延期を乞ひ、一再延期して又延期する能はさるものに對しては或は定期國庫證券を給し、或は月賦償還を約し當局者の苦心實に言語に絕するものあり。

最近の二年間は租稅は額の如く納付するものなく、國庫は凡て外債に仰ぎ軍費政費は益々膨大し、善後借欵の用途は限定せらる、爲め此間外債償還の餘力あらんや。是に於てか債主門に群り、隆興公司、禮和洋行等何れも外交團を通じて償還を迫り、是等外商の資本主は多くは歐米にあり、支那が期限到來にも外債を償還せざるを見て漸く支那財政を懸觀して敢て投資せんと欲せず、此の如くにして支那現在の信用を失墜するが如きは其害尙ほ淺し、之が爲めに支那將來の借欵拒絕せらるゝことあらんか、其害や實に恐るべきものあるべし。是れ實に愛國の憂士宜しく注意すべき者に非ずして何ぞ。

夫れ我國政の現狀斯の如し、其二千五百餘萬の短期外債を一時償還する能はず、之を自然の成行に任じて整理の法を講ぜずとせば、其結果や如何な

ろべき、實に預言するに忍びざらん、果して然らば之が整理の法奈何、曰く、新借款を起して舊借款を償還すべきのみ。

●●●

中前清皇室の內帑大部分を占むるを以て外間の購入者は僅に其十分の一のみ、此財政困難の場合なれば、內帑項下の公債は改めて年四分の永息公債とすべく、之れ國家目前の計、皇室永久の計なり。其餘各機關の購入せる愛國公債は數に於て限りあり、均しく中國銀行をして償還せしむべし。前大清銀行商股及預金は民國三年度に於て本息二百七十八萬餘兩（銀四百萬餘）を償還せざる可らず、三年度內に仕拂ふべき長期內債中右のものは其大綜なり。

查するに前大清銀行清理處より財政部に送來せる債權表には天津、營口、漢口等に於ける抵當品の價格三百五十餘萬兩（約五百萬圓）とあり、此事は嚴に該行清理人に令して速に賣却して中國銀行に預入せしめ、三年度內に仕拂を要する商股及び預金の償還資源に當つべし。

以上の外長期內債としては軍需公債最も多く、發行額三千五百六十五萬九千七百十五元に達す、現今承認を與へたるものゝみにても一千八百三十萬三千〇十元あり、然るに今年二月已に期限到來すべし。即ち抽籤償還として本息亦賞さず、且つ此項債券は利息八分期限五年にして、南京政府成立時代軍務未だ平かならず、優國なる條件を以てするに非れば公債を募集する能はざりしと云へ、此の如きは正軌に非ず、速に之が借換を行ふの要あるなり。之を要するに長期短期內債合計七千五百廿餘萬元、實は巨多額と云ふべきに非れども、國家財政困難の折柄往々期限來るも泯濟する能はず、遂に政府の信用を害する所以なるを以て、法を設けて之を整理し、將來內債募集を容易ならしめざる可からず、短期外債は六厘公債を以て借換を行ふとせるが、內債も亦六厘公債に依りて解決すべきなり。

查するに前清の時四川、湖南は鐵路を開辦するに當り、全省の田賦項下より、租捐として米一兩に付附租若干と云へるが如く 戶に照して租捐を納めしめたることあり。兩省人民は當て之に應じたるが、聞くが如くんば其額千數百萬元に達せる由、今若し右兩省の例に倣ひ、各省に令して六厘公債五千萬元を分擔せしめ、人民をして購入せしめんか、人民は愛國の誠を盡すと其に利息を收むるの利益を得べく、國家亦藉て以て內債を各地に推行するを得べし。之れ一擧にして三善の法なり、每年の元利償還は前述の短期外債辦法により之を處理すべく、印花稅契稅を各省より每年合計五百萬就中國銀行の分行に納入し、以て六厘公債元利償還の用に供すべし。云々。

第八回本會議

二月八日午後二時十五分開會、李議長以下五十餘人出席。

第一案　各省々議會議員資格取消諮詢案（大總統特交）

李議長は大總統の本案を提出せる理由及び速に討議せられたき希望を述べ、陳懋鼎は現時各自治機關ある故省議會を設くる必要なしと主張し、劉彭壽は現在各省議會は勢已に再び成立し難きものなれば本會の議定を待たずして各議員の職務辦法を停止するを得べしと主張し、外に發言者もなかりしを以て李議長は蔡鍚等十五人の委員に審查を附任す

第二案　各紀念日停止案（同上）

本案も亦別に討論無く、十月十日は武昌起義の日たるのみならず、正式大總統就式の日なれば之を以て民國の紀念日とし、二月十二日南京政府成立の紀念日としてよりは寧ろ前清隆裕皇太后禪讓の美德を以て共和を宣布したる點を紀念する爲め、二月十二日をも紀念日とすべしとの說あり孫毓筠等十一人を審查委員となし、三時二十分散會。

導淮水利事業（中）

ジェムソン氏報告

第一章（續）

第十四節　壩

大運河中山東省境以南、清江浦以北の部分に對する主要なる供水者は前述の如く宣河にして、其洪水は最も不規則なり。十一月より五月に至る乾燥季に際しては、宣河より大運河に流入する水量少き爲め、大運河の水深は航行に不便を來し、大貨物船は勿論、小貨物船と雖も細心の注意を以て淺瀨を避けつつ狹きチャンネルを徐行せざる可らず。尤も大運河が乾燥期に水量不足なるは宣河の洪水少きも一因なるも、他に水道の不整備なることも主要なる原因なり。之に反して宣河の洪水の場合には水量過多にして、到る處に堤防を破損せしめ、東岸の埧を開くも水勢猛烈なる場合には水門は幾つとなく破壞せらるゝを見るべし。水門は埧と稱し、堤防の各セクションの分界點にして、セメントの如きものを以て完全に塡塞せるとは異り、蒿束を大運河と直角に積み上げて築造せるものなり。是等の埧は其初めは長さ五十呎乃至百呎位にして、東部の低地にては少くとも理論上適當なる水道ありて洪水と受けたり。されど一旦洪水起り、增水又增水の場合には、凡ての無益なる水門（埧）は中央部より數束の蒿束を取り去りて之を開くも水勢の爲め埧の附近數百呎の堤防は忽ち破壞せられ、水は沼々として低地に向て流れ、曾て低地には水を引く適當なる水道、運河ありしも、今は泥土堆積せる故一面の海と化するの慘狀を呈するなり。而して洪水するに及んでは再び土木工事を起し、蒿束にて埧を修繕し、現今にては埧の長さ數千呎に達するものさへあり。

運河は此地方に於て大体三段に分つを得べく、北段はヤンサン？に終り、南段は清江浦の水閘より起るべし。北段と南段との間の中段は北段より南段に入る水をレギュレートすべき地位にあり。ヤンサンの南北には無用なる水閘ありて鹽河に入る筈なるも、時として鹽河の水が大運河に逆流することあり。鹽河は其名の如く鹽を運搬すべき河なるが、河と云はんより寧ろ人造の運河と謂ふべく、海岸の鹽は之を通じて運河に入り、洪澤湖を過ぎて淮河を遡り、淮河一帶に消費され、又一部は運河により北方に輸送せらるゝなり。

馬頭附近に清河あり、洪澤湖に入り、又は洪澤湖より大運河に逆流す。清河に一の閘あり、此閘は平時は運河及清河の水が自由に通ずる程低く、乾燥季に非れば用をなさず。又清江浦に近き處に一哩位の間隔にて三ケの埧あり。清江浦には別に一大埧あり。三ケの埧は巾二十三呎の戸を有し、石にて垂直の溝を堀り、材木にて下方の水準を凡そ七呎位高からしめ、以て貨物船を通航せしむると共に一方に於ては洪澤湖の洪水が清河に溢れんとするを防ぐの用をなしつゝあり。是等の埧を通じて洪澤湖及び淮河の水は大運河に

入るなり。江浦以南には此種無用の長物たる壩は其東岸に無數にあり。

第十五節　蔣壩

大運河は洪澤湖及び淮河の流出口に非ず。而して其實際の流出口は洪澤湖の東南にある蔣壩より五ケの水道を經て楊子江に入るもの之なり。之等の運河は洪澤湖より六哩計りは廣さ五百呎、深さ八呎なるも、六哩の處より沼澤となり、狹隘なる出口を扼するものは即ち蔣壩にして、他の四ケの水道は土堰にて塞がれ、洪水の場合以外には凡て淮河及洪澤湖の水は此蔣壩を通じて流出せざる可らず。

第十六節　運河の東部及び舊黃河の北部に於ける洪水

海岸より大運河の東岸に到り、舊黃河の北岸より山東南境に達する地方は、西部より來る河流は凡て大運河によりて遮斷せられ、沐河は凡て此地方の平原に流れ込み、宣河は灌漑用を除いては大部分大運河に入り、此外鹽河は大運河が舊黃河と會する地點の北方より流れ來りて海州にて海に注ぎ、長さ約百哩あり。此地方は水道の網を成し、或は人工の運河あり、或は自然の河流あり、其何れが運河にして何れか河流なるやは判然せず、縱橫に相通せり。海潮は是等の水道により十五哩及十八哩位干滿あり。是等無數の水道も亦其外形に就て見るも又記錄に就て考ふるも曾て浚渫其他治水工事を施されたることなし。勿論一帶の地は沖積層なれば、下流地方は泥土堆積し、下流の河底は中流地方より高きもの稀ならず。鹽河の河口附近は五十哩を溯りたる地點の河底よりも六呎高きが如きは其著しき例證なり。但し此堆積土は海浪の爲めに幾分海に洗ひ去らるべし。

河の水面は沿岸の地より僅に二三呎の近くにあり、一度沐河氾濫し、又は降雨ある場合には此地方は直ちに海と化するを常とし、宣河の洪水は羅碼湖に注ぎ、同湖より溢れて大運河以東に氾濫し、降雨の之に加はるが如き場合には舊黃河に達することあり。是等洪水の最大原因は適當の流口なき爲めなり。

第二章　治水事業の要項

第一節　黃河

此地方に於ては殆ど毎年の如く洪水起り、初の洪水の爲めに破壞せられし堤防等が未だ修理を終らざるに次の洪水は早くも之を襲ふの有樣なり。然れども若し適當の治水策を施さんか、之等の洪水は人工を以て之を防ぐことを得べし。勿論何十年目かに起る大洪水の如きは人工の能く之を防ぎ得べきに非れども、是とても尙ほも慘害を減ずべき工夫無きにしも非る可し。彼の黃河の恐る可き洪水が其南岸を破り、再び山東の南に黃河本流を通ずるが如きことありとせんか、勿論吾人の治水計劃は大變革を來さゝるを得ず此の如き場合には更に研究を要すべきや勿論なり。

第二節　黄河河口より海州に至る海岸

舊黄河以北、大運河以東に於ける多數の水道及び淮河の水の大部分は、舊黄河々口海州に達する海岸に於て其流出口を發見せんとするものなれば、治水事業の第一着手として此海岸の地質其他を完全に測量するを要す。現今に於ては完全なる地圖さへ無く、海圖に記入せられし淺瀬、洲等は多くは模寫せるものにして、何十年かの昔に存したるものにして、殆ど一として正鵠を得たるものなし。斯の如く海圖不完全なる所以は、此海岸には海洋船の碇泊寄港に便なる海港一も無く、汽船は遙かに沖の方をのみ通過すればなり。

事情此の如くなるを以て先づ第一に正確なる海圖を作成するを要す。此海圖には海の深さ、潮流の方向及速度、風力及風向、沙の流出、潮の干滿其他の事項を明確詳細に記入すべし。此事業は支那海關の測量部に於て當然實施すべきことなるべし、支那政府より總稅務司に注意せんか、總稅務司は必ず之を實行すべし。此測量の目的は云ふ迄も無く各水道に對して最適當なる河口を發見せんとするにあり。

此地方は全部冲積層なる故新河口を浚渫するも、舊河口を擴張するも其工事の難易、費用の大小は大差なし。たゞ最も重要なる一點は地質、海潮、風力、其他所有點を考量して、最小の費用を以て最大の水を排出するに足るべき地點を發見するにあり。而して此問題は海岸一帶の土地及び海水を精密に實測せる後に非ずんば何等の斷定を下す能はざる可し。

第三節　沐河

此河は平時乾燥期には極めて小量の水を吐くのみなるが雨期には忽ち洪水となり、附近一帶は年々沼澤地を增すのみにして、之を防壓する爲めには第一に最良の水道を撰定し、之を浚渫し、自由に且つ充分に排水せしむべし。現時五水道あるも一ケを除き他は皆殆ど杜絶せると同樣なり。此新に改良すべき水道は陸地面より餘程低き處を水面となし、之に堤防を築くべきや否やは第二の問題として別に研究すべし。又水道の十字路に當る處には凡ての水道に閘を設け、之によりて水をレギレートし、平時は灌漑用洪水の際には四方に排水せしむる作用をなさしむべし。而して沐河は平時は水量甚だ少き故所々に開閉自在の堰を設けて灌漑の便に供すべく、又此河は航行の便とては小舟を浮ぶるのみなる故之が通運の便の如きは左程心配するの要なかる可し。

若し洪水に對して堤防を築くの要ありとならば、之を築くと共に排水の爲めの水道は左程深くする要なく、堤防と陸地面との中間位とすれば可なり。

第四節　宜河

宜河は沐河とは全然異れり。宜河は山東の山地に發源し、江北の冲積層に入るや約五流となり、凡て大運河に注ぐも

のにして、其常に洪水の氾濫を免れざるは沐河と同樣なり。然れども宜河は運河の主要なる供水者の地位にあるを以て問題は運河の水量維持より見るも頗る重要なり。

現時は宜河の洪水に對しても何等の策を施さず、洪水は年々流域一帶を荒廢に歸せしむるのみならず、運河の堤防を破壞し、運河をして年々淺くし、爲めに運河の舟運を害すること甚大なり。運河の河底は陸地面より低きも、堤防にして修築せられんが、其水面は恐く西部の沼澤地より數呎高かるべし。又宜河の普通の洪水に際し、其唯一の排水者は大運河にして、其度毎に運河の西岸を破壞しつゝあり。一九一一年十月の洪水の如き、河水は數時間內に十二呎も增水して姚灣一帶の地に犯濫せることあり。此時にも西岸破壞し、運河の兩岸は水に浸り、人畜の死傷少からざりき。

洪水の場合には一定量の水は姚灣の西北なる羅廟湖（平時は水なし）に注ぎ、羅廟湖は東西十哩、南北十五哩計りあり。曾ては之も宜河の排水者たる任務を盡したることあれども、漸次に泥土堆積し、今日にては洪水の場合を除き常は水更に無し。

宜河を治むるには略ぼ次の如き施設を要す

羅廟湖を通じて善良なる水道を堀り、海に達せしむべし。此水道は恐くは現今の水道の一を利用し得べく、現今の五水道を全部保存すべきか否かは尙ほ詳細なる測量をなしたる後に非れば斷定するを得ず。而して之を研究する目的は洪水を防ぐ爲めよりも寧ろ灌漑の便及び運河に洪水の關係上必要とせらるゝなり。而して何れの水道にも其本流より分岐する處には閘を作り、洪水の爲めの水道にも亦同樣に之を作り、且つ本流にも此後者の水道の始まる少しく下方に一の閘を造るを要す。是等の閘は平時は洪水の爲めの水道の分は之を閉塞し、灌漑用の供水を必要とする場合以外には之を開かず、他の水道の閘は之を開いて運河に水を供給し、洪水の場合は之と反對に羅廟湖を通ずる水道によりて排水し、大運河に至る水は閘になりて之を制限すべきのみ。斯く考ふれば實際の大運河に通ずる水道は一あれば可なり、他は灌漑用として用水を堀れば澤山なれど、此點は尙ほ少しく研究せざれば明言する能はず。

以上の如き水道は凡て平時に於て完全に維持するを要し堤防の修理、水底に草木の繁茂せざるやう注意を怠らざるを要す。

第五節　淮河及洪澤湖

淮河は河南の山地に起り洪澤湖に注入す。其支流中の沙河及び渦河は最も重要にして、共に黃河附近に發源し、開封府附近三十哩の近く迄約二呎位の水深を有して航行の便あり。此終航點附近より下流に向ひ、土地は一大沼澤地にして、無數の不規則なる水道あり。然れども此兩河は大洪水の場合にも差して泥土を押し流すことなく、大陸建設は盛ならず。之に反して淮河の本流は水源遠き爲め右兩河に比して泥土を流すこと稍々大なれども、尙ほ揚子江及び黃河に比すれば鮮少なり。

懷遠の西南に一山脈あり、淮河は其峽谷を通過し、峽谷

の西部には一大平原あり、其南方は山丘に富み、北方に向ては漸次に上り、淮河は此平原を約六哩流るゝ時は非常に迂曲せる水道に入り（直流すれば其長さ半はにも達せざるべし）此地方は連年洪水の厄に遇ひつゝあるも、之は直通の水道とせば一朝にして其憂を絶つことを得べし。現時は此地方は小農の住居さへ見當らず、故に洪水の爲めに地主は其作物に害を被るも家屋、人命等には損傷なし。

懷遠以東は淮河は一大治水工事を施さゝる可らず、何となれば洪澤湖は西北各地より會流する諸水に對して適當なる排泄口なき故なり。故に先づ淮河及洪澤湖の水を流出せしむべき水道を造るは第一の急務なり。此種の水道は凡そ二個を假想するを得べし。一は東に向つて海に注ぎ、他は南に向て楊子江に入るもの之なり。思ふに淮河の水量より見て此二者を併せ用ゆるを可とすべし。其內東方に向ふものは清河河口又は其附近に於て流出し、海に注ぐべき河口には今の處にては第二節に述べたる如く之を決定する能はざるも、如何なる場合に於ても舊黃河口以南に其口を求むるは不可なるべし、何となれば以南の地は人口稠密にして農業も發達し、支那に於ても有數の沃野なるも、其土地は西部及北部に比して甚だ低し、故に淮河の流出口を此地方に求むる時は却て屢々洪水を起し、豐沃なる此地方を荒廢に歸せしむる恐れあり。然り而して舊河々口以北と雖も同じく低地なるのみならず、縱橫に水道通じ、宜河、沐河の氾濫絕えざる地方なれば、此地方に向ても多量の水を送る能はざるや勿論なり。故に東方の流出には舊黃河の河底を利用するを以て最も策の得たるものとなすを得べし。況んや黃河の兩岸には嚴然として大堤防今も尙ほ完全に存立するに於てをや。又其河底は官有地なる故之を買收する費用を要せずして濟むべし。而して堤防間の巾は非常に廣く大洪水の場合と雖も氾濫するが如きことなかるべし。

（未完）

英國の要求せる

緬甸雲南鐵道（下）

十二、工事の難易

延長百二十四哩の八暮騰越鐵道は、八暮より起り

一、十　哩　勾配四十分の一　山谷　工事難
二、十二哩　同上　平野　工事易
三、二十哩　狹き山谷、　工事　難
四、八十二哩　工事易き平地

にして、大体に於て難工事と稱す可らず、工費は車輛費等を合算するも一千一百四十四萬二千一百留比（ルーピー）（七六二、八〇七磅）なり。

十三、鐵道の價値

本鐵道は第一に地方鐵道として、第二に印度と支那とを連絡すべき鐵道として、其價値を研究する必要あり。

曾て騰越に英國領事として駐劄せる有名なるリットン氏は、此地方に於ける支那領土には旅程一日位の處に約三十萬の人口を有すと計算せるが、此內二十萬人は本鐵道の通

過すべき平原地に住し（鐵道線路の兩側各二三哩以內）緬甸地方の住民に比ぶれば生活程度及び富の程度も著しく高し。故に此地方の住民が下緬甸人（ロウワーバーマス）と同じく鐵道を利用すべきや必せり。

下緬甸地方に於て、此地方と略ぼ同樣の程度の處にては旅程一日位の處に人口二十二萬五千を有し、一年に鐵道乘客數八十八萬を算す。而して支那領の三十萬の人口は下緬甸に比して一層鐵道附近に密集するを以て、乘客數のレコードは下緬甸を越ゆべきや疑なし。假りに割引して見積るも旅客百十七萬位はあるべし。一日の旅程を二十哩、一哩の旅客數六人とはれば、一年七十二萬五千留比の旅客運賃を得べし。此數は支那領に於ける鐵道沿線の住民を標準として計算せるものなるが、騰越の東及北二三十哩の永昌龍川江其他の平原には約五十萬の人口あり。少くとも數十萬留比の旅客運賃を得べし。此外緬甸領の四十八哩は八暮及太平河平原を走り、人口少きもなほ八暮附近のみにて七萬五千留比の收入あるべし。此の如くにして全線の旅客運賃は一年少くとも九十萬留比に達すべし。

貨物の輸送如何と云ふに、現今八暮騰越間の駄馬賃八留比、一匹二マウンド（印度の斤量）を運ぶも、鐵道によれば一マウンド三パイ位なるべく、一哩一マウンド一パイとして外國輸入品のみに付き約七萬留比を得べし。

十四、收支の計算

此地方の貿易は干崖地方の產米の輸出（干崖より其東部及西部に輸出す）をも加ふる時は、鐵道の貨物運賃は最少十五萬留比あるべく、全線の旅客及貨物收入は大約百二十萬留比に達すと見て可なる可し。

鐵道工事費は車輛費等を合して一千一百四十四萬二千一百留比なれば、之が金利を三分とすれば三十四萬三千留比なり。線路等の維持費を一週間一哩に付百留比とすれば六十四萬四千八百留比にして收益の五割四分なり。即ち利子と之等維持費及營業費として一年約百萬留比を要すとして收益百二十萬留比より差引く時は二十萬留比の純益を得べく、二分の配當率に當るべし。

十五、大理府延長線

騰越以東大理迄は曾ては鐵道の布設不可能と稱せられしも、一九〇七年の測量の結果布設可能と斷定せられ、該報告は秘密に屬すと雖も、信憑すべき說に依れば、大理騰越間は

線路延長	二六二哩
勾配	二十五分の一
最大屈曲	二分五厘
（曲率半經二百二十九呎）	
工事費	三、七一〇、〇〇〇磅

即ち八暮大理間の鐵道哩數は三百八十六哩にして、勾配二十五分の一、工事費總額四百五十萬磅なり。

八暮騰越間は商業上より見て鐵道布設の價值充分なるも騰越大理間は稍劣れり、然れども政治上の方面より見る時は非常なる重要線たるを失はず、現時雲南省には英佛の勢力錯綜し、英國の勢力は大理府を中心として省の東部緬甸

境附近にあり。佛國の勢力は省の南及東にあり、佛領印度支那との境界の如きは數百哩に達す。而して佛國はドゥーマー總督時代（一九〇七）に滇越鐵道布設權を得て一九一〇年遂に全通せるが、此鐵道は世界稀に見る難工事にして其維持費のみにても莫大の額に上るのみならず、佛國は高率の運貨を課し、通過稅をを徵するなど、鐵道は商業的に全然失敗せり、爲めに支那人は佛人を嫌惡し、雲南府より廣西百色廳を經て廣東に達する鐵道を布設せんと計劃中なり、此の如き際なれば英國は大理より更に雲南に、雲南より廣東に到る鐵道の布設權を獲得するの必要あるや勿論なり。

一九一〇年支那政府は技師を派して西江終航點たる百色廳より貴州興義府を經て雲南に達する一線を測量せしめたるが、此線は興義府よりボーリング會社の沙市興義鐵道に連接するものにして、佛國及び白耳義シンジケートは全力を盡して雲南百色鐵道の布設を引き受けんとしつゝあり。然れども現時の支那は恰も米國のみが支那の一友邦なるが如く考へ、又現に米國技師が雲南省に顧問たる以上本鐵道は多分米國の有たるべし。

佛國の滇越鐵道は商業的に失敗なりと雖も、近時佛國は又々雲南方面に於て活動を開始し、雲南鐵道が雲南府に達せる場合には之を延長するを得べしとの原約を實行せんと試みつゝあり。佛國が延長せんとする鐵道は一は楊子江岸に向ひ一は大理府に至る此二線以外に無し。此內楊子江岸に達するものは極めて難工事なるも、大理府へ向ふものは然らず、而して一朝佛國が雲南より大理迄鐵道を延長せんか、佛國は雲南に於て確固不拔の勢力を扶殖し、英の緬甸邊境に達する迄其勢力を振ふに至るべし。我が英國の大理鐵道は實に佛國の此の計劃を防壓せんとするものに外ならず、是れ即ち政治上より是非共大理鐵道を布設せさる可らざる所以なり。

十六、英國の勢力

片馬問題の爲めに一時西部雲南にては排英思想充滿せるも、近來稍々良好となり、余の旅行せる際には膠越に八暮より來れる英國委員及警備司令官ありて感情融和策を講せん爲め支那語を學習しつゝありたり。又現時邊境の支那官憲は外國人との交涉にも多大の經驗ある人なれば、雲南都督の命のまゝとは云へ必ずや英國の進路を妨くるが如きこと無かる可し。

單に政治上の見地よりするも以上の如く大理鐵道を布設するの必要あり、尙ほ經濟上より見るも大に研究を要すべし。雲南の人口は僅か一千萬人に足らずと雖も、雲南が今日の如く衰微せる狀態にあるは、一は交通機關の不備なると、一は今より五十年前の回敎徒の騷亂ありし爲めなり。全省中最も富める地方は西部の平原地にあり、而して是等平原地は下關より貨物の供給を受くる次第なるが、下關は人口三万許りなるも省中最重要の商工業地たり。現時下關は輸入貨物の大部分は緬甸よりするも、若し佛國にして雲南より此地に鐵道を延長し、其運貨も經濟的となさんか下關貿易は忽ちにして佛領東京に奪はるべし。

雲南の住民は四川人と同じく皆木綿の衣服を着するも棉花は生長せず、故に四川雲南地方の木綿は全部棉絲、綿布綿等を輸入するものにして、綿絲最も多く、一九一二年には約十八萬五千磅の綿絲は騰越に輸入せられ、其内十四万磅は内地に送られ、十四萬磅中十萬磅に値する綿絲は實に大理附近にて消費せり。

十七、四川への延長

或は曰く英國の雲南鐵道にして四川省迄延長せらるゝことありとせんか、四川輸出入の貨物は上海方面よりするもの大部分は蘭貢其他緬甸を通じて行はるゝに至るべしと。然れども此說は聊か首肯し難し。何となれば長江下流地方と四川との交通は從前の面目を一新し、第一に蜀通、蜀亨等の汽船は三峽の險を溯り、又川漢鐵道も近く開通せんとすればなり。緬甸邊境より四川迄は鐵道の延長約一千哩、勾配十七分の一、工事費は彼の加拿陀太平洋鐵道のロッキー山脈横斷部以上を要すべし。一九〇七年カーゾン卿は說いて曰く、緬甸より楊子江岸に鐵道を達せんとするは技術上に於ては不能の事も無かるべけれども、其工事費餘りに大なる爲め、政府も民間の事業家も之を完成せしむることは到底不可能なるべし云々と。

十八、鐵道の布設及經營

緬甸雲南鐵道は如何なる資本を以て何人が之を布設すべきか。印度政府は緬甸と支那との國境迄は之を布設すべきも夫れ以上支那領土内に於ける鐵道は如何にすべきか、利權回收及び利權統一熱の盛なる今日にありては佛國の滇越鐵道の如く之を自國所有鐵道となすは到底不可能たり。否雲南省民は此の鐵道が外國人の手に依りて布設せらるゝことを絶体に反對なり。余の考にては第一策としては支那が鐵道借款を起し、其布設をポーリング、ウキートマン、ピーヤソン等の大會社に委ぬるか、又第二の策としては英清組合の如きシンジケートが英國政府の援助の下に之を布設するの外なかるべしと信ず云々（完）

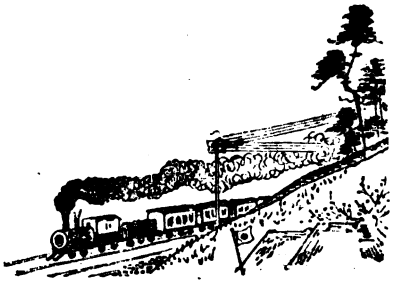

一九一三年中滿洲における露國の事業

千八百八十一年の露清通商條約は、近來兩國貿易の狀況根本より變化したるため、實際上に於て其意義を失ひたるを以て、露國政府は之か改正を企圖したるも、支那に於ては清朝の廢滅後大統領の確定に至るまで、適法の政府存在せざりしにより、談判を進行するに由なかりき、然れども露國の立場よりすれは、一日も早く後貝加爾地方及沿黑龍江地方をして、滿洲の經濟的羈絆を脫せしむる必要あるを以て、露國政府は遂に從來の條約中露支國境五十露里無稅貿易に關する條項を除くの外、更に千九百十三年一月一日より向十箇年間、該條約の有效延期を通告せり、而して該條約の繼續は滿洲に於ける露國の事業に何等影響を與ふることなかりしも、五十露里無稅貿易の廢止は商工業に著大なる變化を起し、千九百十三年の工業界は之か爲大々的打擊を受けて沈衰せり、往年哈爾賓及其他東淸鐵道沿線に於ては、滿洲產の豐富なる原料を以てする露人の製造業勃興し、是等製造業者は其製造品を滿洲接壤露領諸州に輸出せり、然るに前記五十露里無稅貿易の廢止と共に、是等製造品の販路は殆んど全く消滅に歸したるを以て、其事業を繼續經營せんとせば勢、他方面に向つて更に販路を開拓せざるべからず、然れども極東の經濟的位地は其業をして容易に成功せしむへき狀況にあらず、故に在滿製造家は勢の窮する所已むなく其業務を縮少して、僅に形骸を保つものあり、或は全然其營業を廢止するものあるに至れり、是の如くにして千九百十三年の滿州商工業界は、大体に於て不況を示せり。

然れども滿州に對する露國商品の輸入は續いて膨脹し、千九百十三年中の輸入額は織物を主とし、概算四百五十萬留に達し之を前年に比すれば八十萬留の增加を示せり。

本來滿洲に於ける主要商業は、住民經濟組織の然らしむる所穀類の取引を以て第一とし、露國商人中大規模を以て之に從事するもの亦少しとせす、然れとも此事業も千九百十三年に於ては種々の原因ありて、露國人の爲不利を來したること多く、先つ日本人の大連に於ける製油業は逐年繁榮し、原料たる豆の需要益多額に上り、日本人は其價を騰貴せしめ以て之を南に吸收せんと務むるが故に、千九百十三年に於ける長春の豆價は哈爾賓相場に比し、時としては一布度に付十五哥の差を示すことありて、常に少くとも十哥を下ることなかりき、之が爲當然浦鹽斯德を經由すへき輸出豆の一部分は長春に吸收せられ、哈爾賓に於ける穀類商の取引は多少の減少を見るに至れり、但麻實は輸出品にあらずして殆んと市場に出現することなし、又千九百十一年には小麥の凶作あり、同年より翌年に渉り支那に起りたる革命騷動の爲に穀類市場の動搖を招きたるあり、千九百十三年の前半期に於ても尙此影響を承けて、穀類市場の變調を免るることなく、小麥は漸次其價を上けて一布度に付九十五哥より一留十二哥に達したり、然れども哈爾賓製粉

場は五十露里無稅貿易の廢止に基き、穀類の需要額を減縮し、之に反して黑龍江州に於ては小麥作漸次發展するが故に、製紛業の中心たる「ブラゴウエシチエンスク」に於ても、以前の如く滿洲穀類を要求すること多しとせず、「ハバロフスク」の製粉場は五十露里貿易廢止後俄に其業務を擴張し、滿洲產の穀類を要すると雖も、以前における滿洲穀類竝製粉の沿黑龍江地方に輸出せられたる量と比すれば素より同日の論にあらず、此の如くにして小麥の取引も亦結局減少せり、南方に於ては日本人は滿洲粉を以て米國粉を驅逐せんと欲するが故に、露商は滿洲製粉を南滿洲及朝鮮に輸出せんと試みたるも、哈爾賓に於ける穀價既に不廉なれば到底米國粉と競爭すること能ずして、此經驗も遺憾なく失敗に了れり。

支那の金錢市場の狀況は哈爾賓の一般商業に少らざる不良の影響を與へたるものにして、支那貨幣は連りに下落して底止する所なく、千九百十二年に於ける吉林官帖の相場は、露貨一留に付四吊二二乃至六吊三〇、平均五吊四五なりしか、千九百十三年には六吊四〇乃至十吊八〇、平均八吊一五に暴落し、齊々哈爾紙幣は其下落の程度前者よりも大なりき、但年末に至り吉林官帖は八吊三〇に持直したるも、齊々哈爾紙幣は十一吊三〇を以て年を越え、其差は露貨一留に付三吊に達したり、前年末に於ては此差は僅々一吊內外に過ぎざりしなり、地方金錢市場の狀況此の如くなるにより、商業家には破產者を出すこと多く、商取引は大に警戒を加ふるに至れること當然にして、加ふるに滿洲に於ける露國銀行は極端に貸出を澁るが故に、露國商人は之がためにも少らざる不便を見たるが哈爾賓に於ける銀行の取引高は約四百萬留に減じたりと云ふ、斯る僅少の資金を以て北滿の商業を辨ずること能はざるは勿論にして、之に反して外國人は豐富なる資源を有するを以て、露商は之と競爭すること極めて困難なりしなり。

千九百十三年日本人は哈留賓其他北滿に於て著しく商的活動を擴張し、特に工業の爲放資し、又不動產に對しても資本を投じ、哈爾賓に於ける最舊の露國製粉所中、一個は日本人の手に歸し、「プリスタニ」に於ける數棟の家屋も日本人に賣却せられ、尙日本人は地區及之に建てられたる家屋を抵當として、露國人に資金を貸與する方法を設けたり而して同地に於ける露國銀行中定款に依り此の如き金融法を許したるものは一も之れあるごとなし。

此年東淸鐵道の西部線區に所ては經濟上未曾有の發展を註し、穀類取引は對靑山驛より西方の區域に及び漸次齊々哈爾まで涉り、又西部線區の湖水に於て漁業の經營に着手し、嫩江流域は經濟的關係に於て概して東淸鐵道に向ふに至れり、尙「バルガ」の支那より分離したることは未だ公然認められたるにあらざるも、實際に於て自治の體裁を具ふること既に二箇年にして露國人の富源開發に依り大に地方の發展を示せり、

以上述ぶる所の如き、滿洲に於ける露國及露國人の事業は、此年立法部の注意を引きたること多く、下院議員「ヂ

クラソフ」並「ロヂチェフ」兩氏及上院議員「デニソフ」氏は親しく滿洲に遊びて植民政策及對極東一般政策の上より、詳細なる研究を遂げ、特に「デニソフ」氏は觀察の結果、「極東に於ける露西亞」と題する著書を成したるが、本書は氏の自序に依れば概要に過ぎずして、尙詳細なる記述を爲し、極東に關して大に露國の輿論を喚起せんと云ふ、本書は(一)沿黑龍江地方(二)浦鹽斯德(三)黑龍江鐵道(四)日本及支那(五)滿洲(六)蒙古の六章に分たれ、是等問題に關する事實を示すの外意見をも加へ、大藏省其他當局の施設及本國人の極東に對する態度等を論評せり。

又東淸鐵道會社副總裁「カー、ウェー、ウェンッエリ」技師は、滿洲を巡視し鐵道の狀況の外、沿線商工業の狀況をも精細に調査する所ありたり。

北滿洲に於ける露國の主要なる代表者の異動を示せば、哈爾賓總領事「エヌ、エム、ポッペ」氏死去し、大連駐在領事「ウェー、ウェトラウトショリッド」氏後任と爲り、後黑龍江護境軍副長「エー、イー、マルトキノフ」中將轉じて「アー、ウェー、スイチェフスキー」中將之に代りたり。

齊々哈爾官憲の露國臣民に對する不法事件は、端なく紛糾して國際問題と爲り、露國政府は極端の手段に訴ふるの已むなきに至り、支那政府に最後通牒を與へ其要求を容れざるときは、兵力を用ふべきことを通告し、通告の實施に關する準備あることを事實に示すため、軍隊を齊々哈爾に送りたるも、支那政府は幸にして要求の全部を充たすことを承諾せり、又齊々哈爾官憲は「クリスマス」の大祭日に當り、巴彥蘇々は外國貿易の爲開放したる地にあらずとの口實を以て、同地に於て露國臣民の穀類取引を爲すを禁じたるも、談判の後直に其禁を解かしむることを得たり。革命暴動の爲露國商工業者は損害を受けたるが、該損害は在北京露國公使の證明あるものに限り、支那政府に於て賠償することとなりたる旨、同公使より露國商業者に通知したるを以て、被害者は調査材料を同公使館に提出せり。

東淸鐵道東部區に於ける森林中の馬賊は、此年特に勢を逞ふし、耶蘇復活祭の時馬賊は露國租借森林に入りて暴行を爲し、製材を燒棄し火災を起さんと企圖せり。

列國の支那共和國承認及大總統の選任は、滿洲に關して何等著しき影響を及ぼすことなく、從て露國の利益には毫も關する所なく、其他露國の利益に關係ある改革は之れなかりき。

露國租借地の中心たる哈爾賓市に於ても、此年の變動は既往年々よりも少く、人口の增加は主として、自然增加にして、生徒の增加に從ひ新學校を設け、在來の學校に於ても入學人員を增加するに至りたるは、市民向學心の意厚きを證するものとす。

市の經濟は膨脹すと雖も市は財源に乏しきにより、其膨脹の速度も依然として慢々たるを免れず。

然れども市の外觀は夏季に於て商業區(プリスタニ)のみならず、官廳區(新市街)に至るまで家屋の建築盛なりしため、改良せられたる所少しとせず、尙市は市の生活上必要なる事業を實現するため、巨額の市債を起すの必要なるこ

とを認めたり、市會議員は補缺選擧に依り充員せりと雖、會議の出席者は依然として寂寞たり、在住外國人の數は增加せり、然れども外國人の市稅負擔問題は今尙解決に至らざるを以て、在留外國人の增加は遺憾ながら毫も市の收入に益する所なし、

哈爾賓市氏の主要なる娛樂場は、劇場を有する鐵道俱樂部にして、年々其業務を擴張し來訪人員も亦年々增加しつゝあり。（完）　（哈爾賓日報）

新刊紹介

最新支那大地理　四山榮久氏著　大倉書店發行

本書は著者が在支那十余年間研究の結果に成れりと稱するものにて、著書自ら云へるが如く其体裁を佛人「リシャール」氏の中國坤輿誌に倣ひ、序論、本論を第一卷（上）、支那本部各省誌（下）人文地理、第二卷屬地に分ちて叙述せり、內本部各省誌、及び屬地の部は、何れも地文地理、人文地理、地方誌に分ちて記事詳細、最も本書の特色たる所なるべし、人文地理は叙事簡略に過ぎたる傾あるも、目下支那の諸制度は朝令暮改の有樣なれば止むを得ざるが爲めならむ、現に角本書は邦文支那地理書としては從來の者に比し優に一頭地を抽けるものとして推奬するに憚らず、附錄に各省府州縣表及び屬地區分表、地名索引、雜項索引を附せるは、最も讀者の便利とする所なり、（定價三圓三十錢）

最近露支貿易

支那の輸入は年々增加し、最近四年に於て千九百九年の四億三千四萬八千六百六兩より千九百十二年の四億八千五百七十二萬六千八十兩に膨脹したり、而して露國は支那と接近し商品の品質竝價格に於て外國と競爭し、且迅速に貨物を送達し得べき位置を占むるを以て、支那の輸入の上に於ては著大なる數字を示すべき筈なるに、實際は然らずして、支那に要する外國品は露國の容易に辨し得べき製造品原料品及半製品なるにも拘らず、露國よりの輸入量は甚僅少なり、今支那稅關の調査に依れば支那の總輸入量は左記の如し。

一九〇九年	四三〇、〇四八、六〇六兩
一九一〇年	四七六、五五三、四〇二
一九一一年	四八二、五七六、一二七
一九一二年	四八五、七二六、〇八〇

右の內露國よりの輸入量は左の如し、

一九〇九年	一五、四一五、〇二〇兩
一九一〇年	一六、〇一六、七四三
一九一一年	一七、二六五、六七一
一九一二年	二一、二三二、二三二

此の如くにして千九百十二年の支那の輸入量に於ては、露國は北米合衆國の次に位し獨逸の右に出て、列國中の第六位を占む、（第一は香港の一四七、八〇一、三六三兩）即其金額は前顯二千百二十三萬二千百六十九兩にして、總額の千

分の四十三に過ぎず、之を輸出地別に示せば左の如し。

歐露諸港より入るもの

一九〇九年	二五八、六〇二兩
一九一〇年	九〇一、五五三
一九一一年	一四四、九六二
一九一二年	二五四、一〇五

西伯利より陸境を經て入るもの

一九〇九年	六、一二一、三一六兩
一九一〇年	八、八八八、五〇九
一九一一年	九、三四五、九八二
一九一二年	一一、七八七、五三五

黑龍江流域諸港より入るもの

一九〇九年	一七九、二二七兩
一九一〇年	二三二、七五三
一九一一年	四五四、六一七
一九一二年	四六九、九三三

太平洋諸港を經て入るもの

一九〇九年	八、八五八、八七五兩
一九一〇年	六、〇二三、九二八
一九一一年	七、三二〇、一一〇
一九一二年	八、七二〇、五九六

同年露國商品にして列國中第一位を占めたるものは左の如し。

名稱	價格總額に對する割合
農具	五三、〇四〇兩　八割七分
筋子	二五、九七〇　八割五分
護謨製品及套靴	一一八、二八六　五割五分
靴	三六二、二一〇　五割一分
牛油	三一四、七二八　五割
酒精	五四〇、八二一　四割五分

同第二位を占めたるもの

麻製品	二二、二八二　三割五分
毛布	一三七、四九一　二割五分
香油類	八四、六三三　二割五分
卷煙草	九七三、七九八　一割
木製品	二七、三二四　一分

同第三位を占めたるもの

更紗	六七七、六〇三　三割
蠟燭	五四、七七五　一割七分
煙草	五〇八、五三五　一割六分
衣服、帽手套	一、一八七、八九〇　一割五分
木材	一二九、六八一　一割五分
毛製品	一七四、八七〇　一割一分

同第四位を占めたるもの

綿布品	三八九、〇八一　七分
麥粉	二三三、四五四　二分
魚類	二〇五、五八二　二分

同第五位を占めたるもの

石油	八二四、〇一八　二分

露國品にして賣行良好なるものは織物、護謨製品、化粧品石油、衣服及煙草とす、木材、魚類及麥粉は狀況良好なれば、露國より多量に輸出すべきものなれども、現今は甚微少にして、魚類及小麥粉は僅に總輸入額の二分を占むるに過ぎず、以上の數字に見れば支那に對する露國の輸出量は眞に微々たるものなるを知る。（一九一四、一、露國新聞）

湖南通信

（二月六日發）

長沙舊年來の眞相

秋收以來米穀の輸出を禁止し、漸く冬期十二月に至りて輸出を開始したるも、米價は依然として一方には湘江の船運杜塞せるを以て、民船の運送に比すれば運賃も嵩み、諸種の費用を加へて到底漢口相場に釣合を取る能はず、隨て輸出の狀態は依然として振はず、金融界は殆んど逼迫の極に達せしは、舊十二月廿日より廿五日頃の市場にして、到底支持すべからず、各錢號及巨商の取引は愈〻破滅に瀕せるを以て、長沙商務會は屢〻秘密會を開きし結果、都督府に建議し、財政司長兼任の內務司長胡瑞霖と、商務總會長周國鈞、及副長童光恩等は日々協議の上、各錢號及商店發行の紙幣通用停止を寬假せると同時に、湖南銀行（國庫を取扱ふ）より五十萬兩を商務總會に貸出し、同會より各錢號及商店の重もなるものに分貸して、當座の破綻を彌縫し一面に各錢號商店より該銀行に拂入るべき節季の計算を繰延べたるを以て、約八百萬兩餘の額に達せる銀行に支拂ふべき金員が市場に止まるを得、又一面には各巨商は取引先より取立つべきものを繰延べて、稍々一段落を告げしは陰曆十二月廿八日（一月廿三日）の暮にして、廿八日の夜より商店の賣れ行きも活潑となり、廿九、三十日の兩日に於て可なりの收入を得たる商店多し、

以上の隋力を以て舊曆正月も無事に通過したるが、一般に縮少を示し例年に比して總ての儀式的行事と消費力を減少したり。

以上の五十萬兩貸出しと銀行支拂を繰り延べたる二件が、年末救濟に著しき効果を奏したるなり。

銅貨鑄造の現狀

銅元局に於て舊臘極日まで晝夜鑄造せし銅貨は、約百卅五萬七千三百串文に達し、之に對する串文の紙幣六百萬串文

の額面の内、實際市場に出でしは四百七十萬〇八百九十串文にして、年末年初の流通を補ひたり、銅元局は舊曆正月四日間は職工を休業せしめ、五日より鑄造を始め正月中は夜業を休止せり、原料は依然古河、三菱より輸入し居れり。

漢口長沙間の開航

旬餘の降雨にて湖水三四尺を增加したれば、日清汽船會社は各社に率先して開航し、二月五日湘江丸入口したり、例年に比して二週間餘早やく、他の各會社は遽てゝ之に倣はんとす、舊年來輸出不振の狀態も頓みに一變して米穀も動き初めんとす、初航にて意外に船貨多きを見る、今後降雨の都合により間斷なく通航すべき見込なり。

政界の現狀

葉德輝が都督に逮捕されんとして漢口に向つて逃走せし後ち四五日間、今日に至るまで都督は尙葉の搜索をなしつゝ各所に兵を配置し居れるが、一般の民間にも此事露布し、湯都督の行爲を譏笑し、又は不滿を抱き居れる處に、北京政府は湖南民政長に直隷人王瑚なる者を任命し、不日出發赴任の由電訓北京より都督に達せりと、都督府の審計處員より泄聞するを得たり、葉の一派の湖南官界に居るものは、葉の書信が熊內閣を動かし、現任湯都督の民政長兼任解除に至れりと云ふも、必しも葉の書信の力のみにも非るべく、元來熊內閣も袁總統も湯都督を信任せるに非すして、國民黨退治に此武人を用ひて成効したれば、其以外の民政には別人を用ふる意向なるも、湯都督は就任當初に於て民政長を兼任せざれば都督の任に就かずと主張せるより其意に任せしよし。

王瑚は舊翰林出身にして、清朝時代に知府道台の經歷ある人物にして、第二革命後に湖南民政長に內命ありしが、王は自衛のため、六百名の警察隊を率ひて赴任せんと要求せるを以て袁總統は之を喜ばず、王も赴任を拒みたる由、今回再たび任命せる以上は赴任するべきが、湖南政界の人は王が果して赴任を承認したるやを疑ふもの多し且つ舊官吏と年少都督との折合を危ぶむ者あり、果して來任せば都督は或は辭職するに至るも知れず、又此に熊總理と對湯都督の暗鬪を生するやも測り難しとは湖南紳士間の豫測なり。

湖北人の增加

長沙都督府內の官吏は既に充滿して空位を餘まさず、湖北人の獵官者日々增加し、近日は省內の縣官に湖北人を配置し、全省六十餘名の知縣中三十七名の湖北人知縣を出すに至り、知縣以下の小吏も湖北人を容れ湖南舊吏の失職者續々歸鄉し、或は職を求めて彷徨するもの多きを加へたり、清朝時代は同省の人は知縣以上の官に居るを禁せしが、革命後は同省內と雖も其鄉里より支那里數五百里以外なれば就官するを得るを以て、一層湖南人の失職者は湖北人の勢權を疾視せり。

土匪蔓延

陰曆正月と六七日を過ぐるや、各地方は土匪出沒し哥老會は最雄勢にして數万兩の資金を有し、目下長沙城に在るものは一定の職業を有せるを以て不穩の行動なし。洪江會匪は辰州沅州溆鄉醴陵方面に雄勢にして兇行を逞ふし居れり、目下湖南省に散在する匪勢の概數左の如し。

哥老會徒	約	十二万二千人
仙國會徒	同	二千六百人
紅家會徒	同	五千人
洪江會徒	同	三万五千七百人
諸種混成匪徒	同	五百七十人
長江水富貴堂徒	同	二千人
神拳匪徒	同	三千八百人
皇漢會徒	同	千二百餘人
新匪稱未た定（哥老會別派）同		七千人

以上は現在湖南省内各地に出沒せるものにして、河南地方の白狼匪とも氣脈通し居れりと云ふ。

寄贈書目

日本及日本人	政教社	六二二號
實用新案公報	特許局	一二四號一二五號一二六號
大日本水產公報	其會	三七七號
商標公報	特許局	一三一號一三二號一三三號
上海日本人實業協會週報	其會	九一號
水交社記事	其社	一三三號
奉公	其會	八八號八九號九〇號
通商公報		二一九號
大資		二三號
日華公論	其社	八號
大陸	其社	七五號
特許公報	其局	六號七號
特許發明々細書	特許局	六六〇號
東洋經濟新報	其社	五三號五四號
上海	春申社	二號
山林公報	農商務省	一一九號
學報	慶應義塾	三〇二號
地學雜誌	其協會	二月號
貿易	其協會	二三號
支那時報	外務省	一月號
支那實業時報		九三號
新支那	其社	七六號
天津商工要報	天津日本人商業會議所	
現下之海軍問題	盛田曉氏	

政治

○大總統の權限　聞く所によれば約法會議開會後袁總統は臨時約法增修案を提出するの計畫あるが同案は前年十月國會に提出せるものに比し大總統の權限に於て更に擴大せる處多く其增修の部分も極めて多しと今其緊要なる條號を左に揭載せんに、

（一）大總統は宣戰媾和官制々定並に駐外大使公使任免の諸權あり、而して右は國家の承認を經るの必要なし、

（二）大總統は人民の公權に對し隨意褫奪回復の權あり、

（三）大總統は國會停止期間內に在りて公安を維持し危險を豫防せんが爲め暫行法律を公布するを得、但し次期國會開會後十日以內に之を提出し討論すべし、

（四）大總統は緊要の際に方つて財政處分權の命令を公布するを得、但し次期議會に於て開會後十日以內に之を提出し事故承認を求むるを要す、

（五）內閣制度を廢除し國務總理を取り消し各國務員は總統に直屬せしむ、

（六）憲法制定に關しては國會以外に特別機關を設置し憲法完成後大總統より之を發布す、（神州日報）

○約法會議開會期　北京政府側の消息によるに約法會議は迅速に開會するの必要あるを以て政府は遠からず教令を以て其選擧期日を發表すべく其召集期日は大凡そ三月下旬又は四月一日迄にて遲くも玆二ヶ月以內には必ず該會議の開幕を見るべしと、（時事新報）

○籌備約法會議事務處官制　籌備約法會議事務處は籌備國會事務局に於て兼務する事となれるが同處の官制は已に制訂せるを以て近日公布すべく其原文は左の如きものなり

第一條　籌備約法會議事務處は國務總理に直屬し其政務は左の如し

一、約法會議開會に關する準備事務
二、議員選舉順序に關する事項
三、議員選舉監督に關する事項

第二條　籌備約法事務處は委員若干名を設け左に列記の各員の選派されたるものを以て之に兼充す、

一、大總統秘書
二、國務院秘書
三、內務參事
四、大理院參事、
五、法制局參事、
六、蒙藏事務局參事、

第四條　籌備約法會議事務處は事務員十名を設け文書、會計及庶務を掌り委員長より委任す、

第五條　文件を筆記する爲め及其他庶務を處理する爲め雇員を聘用す、

第六條　本制は公布の日より施行す、（神州日報）

○公民黨の現狀　公民黨首領李慶芳は談じて曰く近來該黨の狀勢は從前に比し顯著なる變化無し惟ふに本黨の方針は中央に於ては現狀維持を抱定し以て動搖の主義を防ぐべく地方に至りては則ち極力支部を設立して黨勢の擴張を運動し以て將來活動の基礎に備ふる事とし現在北省の各地にて已に多數の支部を設け南省廣東に在りても亦有力なる支部を組織し互に相聯絡して本黨宗旨の發展を企畫しつゝあり云々、（時事新報）

○進步黨と內閣問題　進步黨の內閣問題に對する議論は紛々としてまだ一致せざるが前日特に大會を開き討論する所ありしが內閣制を主張するもの固より多數を占め總統制を主張する者も亦少からず然れ共まだ何等の確議なし其後該黨の消息によるに內閣制を主張する者は前民主黨派の全部及前共和黨派の大半に屬し總統制を主張する者は多く前統一黨派にして湯化龍林長民の如きも乃ち內閣制說を抱けり王揖唐及其他の數氏は總統制說を唱道し居れり尙進步黨は近々再び大會を特に開きて此種問題を討論し以て黨議を決すべしと、（時報）

○大總統と三院　袁大總統は中央機關の未だ完備せざるを以て平政院顧問院考文院の三機關を設立し政治の補助機關たらしめんとし國務會議に提案の上議決を經已に法制局に交付し官制を起草せしめ居れりと云ふが未だ完成せざる故總統は至急起草すべく施局長に對し督促したりと云ふ（順天時報）

○海關洋員の服則　孫外交總長は海關洋員が現に徵稅に關與せるを以て之に對する新規則四ヶ條を制定し國務會議に提出して通過を待て直に實施すべしと即ち

一、各海關に使用しつゝある外國人は過剩たるを免れず故

に將來其の數を三分の一に減ずべし

二、前清政府に於て海關洋員と訂結せる契約は全部之を取消し外交部より別に委任狀を支給す、

但し年限は定めず

三、海關に服務せる洋員は稅金に干預するを得ず

四、洋員にして若し民國約法に違背する時は外交部は隨時辭退及交迭するの權を有す、（神州日報）

○八旗生計案　八旗生計案は已に政治會議の討論に附せるが本件に對する政治會議及政府の意見は甚だ複雜にしてまだ決定を見ざるがその大要を左に報せん、

一、墾工查辦局を設けて京旗の生計を助くる事、

一、各省長官は八旗の生計を辨理する事、

一、財政部は每年八旗の生計に對し補助を與ふる事、

一、女子織布傳習所を設立し專ら八旗の女子を收容し以て將來自立の力を備へしむる事、（順天時報）

○常關の整頓　支那海關稅は昨年以來增收を見るに至りたるが近頃又各常關の整頓方法規定され先づ臨淸楊由鳳陽淮安太平漢陽武昌荊州及夔關贛關の十處を以て改めて財政部派員の管理に歸し此の十處の中鎭江海關の兼管に歸する者二處皖北稅務局と改稱する者一處宜昌の兼管に歸する者四處此中の夔關太平淮安の三處は滬關浩關に並入されたり、此の整頓の結果前淸時代に於ては此數處を合し稅收僅かに百萬兩に過ぎざるものが現今に於ては數倍の增收を見るに至れり今友のうち三處より財政部に報告し來りたるものを見るに下の如し（甲）荊州關の報告一、從來七萬兩內外のものを現に二十萬元を越ゆ、（乙）漢陽關の報告一、鴉片稅二十五萬兩の減稅收を見るも他項の稅收にて十五萬兩の增加あり、尙差引減收十萬兩（丙）臨淸關の報告一、原收每年十二萬兩のもの本年は二十萬元を得べしと、（順天時報）

○法律編查會設立　支那政府は民事刑事等の法律を編纂するの起見を以て一法律編查會を特設せんとし已に司法總長梁啓超を會長に任せり、而して其の組織法は已に擬定され居れりと

會長一名（特任）副會長一名（簡任）編查二十名（荐任）顧問若干名（聘用事務員長一名荐任）事務員六名（同上）編纂、文牘、圖書の三科を設け科長一名科員若干名を設け雇員若干名酌用す、（北京時報）

○迤西鎭守使裁撤　大理府駐紮の迤西鎭守使謝汝翼は同地方の騷亂も已に平定したるを以て今後は一旅長の力にてするも優に鎭守し居ればこれば經費の點よりも鎭守使を裁撤する方可なるべしと總統府に建言せりと云ふ。（順天時報）

軍事

○軍事統一案　軍事統一案は袁總統の最も注意せる所にして殊に從來の經驗上下記の四項に就て大に意を加へつゝあり、

一、軍紀統一案

二、軍制統一案
三、軍法統一案
四、軍令統一案
而して以上四案を軍事處の應總長に提出せるが應は不日參謀海陸軍の三部と詳細協議の上其案を總統に送り公布に便すべし、（神州日報）

○武漢守備現況　武昌の都督府にては河南白狼の猖獗新革命黨の潛入によりて武漢の人心亦動搖せんとするの恐あるにより今回軍隊を各方面に分置して以て守備を嚴にすることゝなしたり、
而して其現在の配置は左の如し
武昌楚望臺は北軍第三師、同白沙州は江南軍第二聯隊、同武勝門勝塲は北軍第二師團の第八聯隊、漢陽黑山は北軍第二師團第七聯隊の第二營、漢口碼口は徵兵第十三聯隊、武昌文昌門は北軍第二師團の第三營及徵兵第十六聯隊、同平湖門は湖北軍第二聯隊の徵兵第八聯隊同保安門は憲兵隊、漢陽兵工廠は湖北第一師團　同晴川閣は北軍第二師團の騎兵一營及湖北軍第一旅の第二聯隊尙ほ武昌の江岸防備として軍艦楚材は黃鶴磯を江元は鮎魚套を分擔し楚安楚强の二艦は常に江上巡察の任に當ることゝなせりと、（時報）

○軍事會議と白狼　十一日夜總統府に於て軍事會議を開き左の如く白狼討伐の計畫を決定せり、
一、白狼は陸路の進退に熟達し居るを以て馬步兵隊にては遠に其効を收め難きに依り更に大軍を派遣し討伐を助けしむる案
二、浙江、江蘇、山西、直隸、山東、安徽、河南、の七省軍隊に命じ聯合して包圍攻擊する計畫（順天時報）

外交

○革命損害賠償問題　各國が支那政府に要求せる第一次革命亂當時の損害賠償額は合計三千三百二十萬元にして內獨逸九百七十八萬九千元日本九百七十七萬四千元佛國七百十八萬元露國二百十七萬九千元、英國百六十六萬四千元米國百二十萬九千元白耳義五十八萬九千元丁抹四十六萬一千元伊太利二十一萬元和蘭六萬九千元墺太利三萬八千元瑞典二萬元西班牙九千元なるが支那政府は間接の損害は賠償せざらんとするの意見を表示し居れるも公使團にては果して之に同意するや否や又直接間接の區別容易ならざるを以て茲に一難關を生じて今尙交涉捗々しからざるの模樣なるが之に就き支那側の意見を聞くに元來公使團中にも頗る强硬なる主張を爲す者と幾分友誼的厚意を有する者とあり最初彼の各國の要求せる者あるも某國の如きは甚だ强硬の要求を爲し居れるを以て英米諸國の如き支那にして若し間接損害をも賠償することゝせば英は一百萬磅を米は五十萬磅を要求するに至るべしと甚だ焦慮し居れり尙在支各銀行の損害要求額は左の如くなるが滙豐銀行は直接損害なるも他は皆革命亂に依つて閉店せし商店の負債に依つて受けし損失にして悉く間接に歸する者なりと、

東方銀行　百九十萬六千兩

正金銀行	一百八十四萬二千兩
道勝銀行	八十七萬九千兩
德華銀行	八十萬兩
花旗銀行	二十五萬兩
臺灣銀行	二十三萬兩
謙信銀行	二十二萬九千兩
華比銀行	十七萬八千兩
涵養銀行	二萬兩

（順天時報）

○漢口居留地擴張案　漢口各國居留地自京漢鐵道線まで擴張せんとの一案はさきに同地領事團より之れを提議されたるも北京の外交部は一意之れが擴張の必要あるがため領事團よりは折返し之れを再提議に及びたる爲武昌の都督府にては中央政府の命令を受け再たび之れを調査することゝなり委員を派して實地を檢分せしめたりといふ、（北京日報）

○露國撤兵實行　撤兵問題に關し露國は敢て他外國の意向如何を問はずして已に撤兵を首唱せるも今日迄まだ實行せざりしが探聞する所によれば現に本國の許可を得いよ〳〵來る三月十日全部の撤兵を行ふに決定せりと、（時事新報）

金融財政

○新舊貨幣交換法　國務院の消息によれば幣制改革委員會は已に新國幣法十三條及國幣施行規則十一條を議定し大總統に其核准を呈請したるが現に又た舊貨幣改鑄規則數條を議定し以て全國貨幣の統一を實行せんとす其の內容左の如し、

(一)政府は新貨幣發行後舊一元貨幣は一律に收回して悉く之を改鑄す、但し交換に際して手數料を徵せず、

(二)舊一元貨幣は一定期限內は新貨幣と同一の價格と爲すも一定の期限後は部令を以て之を定む、

(三)舊補助貨幣も亦期を定めて一律に回收改鑄す、其價格は市價に依つて之を定む、

(四)生銀を新貨幣に鑄造するに際しては每元の成銀は規定の分量に按量すべきも別は鑄造費六分を要す、（北京日報）

○各省發行の紙幣　財政部は各省にて發行せる紙幣調査の爲め調査員を派遣せるか已に調査を了せるもの丶概數を擧ぐれば左の如し

湖北	鈔票三千萬元
浙江	軍用鈔票三百六十余萬元
安徽	五百萬元
甘肅	蘭平票十余萬余兩九二、錢票十余萬吊
吉林	官帖七百萬吊
廣東	紙幣二千五百萬元
江西	紙幣一千萬元
四川	軍用票九百萬元

（順天時報）

○幣制借欵頓挫原因　幣制借欵の交涉は年關を越えたるも未だ成議無きが其原因は固より複雜にして一言に盡

し能はざれ共其主因は次の二大難點にあり、

一、內閣制變更問題に連れ態內閣の地盤漸く不穩となり本件に對しても處理するの意志なく更に手取其他等の枝葉問題も滿足する能はざるに因り徒萬遲延しつつあること、

二、英佛兩國は本國政府に於て資金を要し曾て公債五億磅を募集しつゝあるに因り歐洲の金融漸く逼迫を告ぐるに至りし爲め幣制借款も急速の成立を希望せざること（時報）

○通行稅草案の內容　財政部は各種稅項によりて俄に鉅資を得る能はず徵收長期に亘るものにて急を救ふに間に合はざるを以て目下大政方針內に列擧せる通行稅を採り草案を整へ實行せんとしつゝあるが其內容は汽船汽車乘客に對し乘車乘船賃の等級に比例して稅金を課すべく

一等　百分の十五
二等　百分の十
三等　百分の五
四等　百分の二

にして一ヶ年二千萬元前後の收得ありと云ふ、但し汽車汽船の乘客中大半は外人を以て成れるにより其實行に際し困難なる交涉を要すべければ本案は云ふべくして行はれざるべし、（北京日報）

借款

○幣制借款の昨今　幣制借款の其後は如何と云ふに現に角現在の所にては希望あるものゝ如し而して鹽務顧問デーン氏の鹽政改革案は今尙ほ採用されず、其主張する所は卽ち就場抽稅及自由販賣の兩政策なるが絕對に主張する所に非ずして張騫張弧の兩草案に幾分之を酌量すれば可とし惟だデーン氏は自己が鹽政に對して重要の地位を占め權柄を掌握すれば足るものらしき故政府にてデーン氏に鹽政上の地位を確實にすれば必ずしも政府に反對せざるべく兩者の間に頗る變通の余地ありと云へり然れども玆に困難なるは五國銀行團が國幣條例に信用を置かざるに有りて該團は其修正を政府に申込みたりとの事なり、（時事新報）

○八釐公債の交涉　八厘公債は南京政府の發行に係れるが駐英公使劉玉麟は某外人と八厘公債の契約を訂立し支那各項の債券クリスプ借款及其の他の各種債券の如く利息を五厘と定めたるを以て更に實行無く目下政府に向つて交涉中なりと、（時報）

○內外債整理方法　財政部は近日內外債の整理を行ひつゝありて前南京參議院に於て議決の六厘公債を以て償還の下手方法と爲せり其所刊の債款は短期外債約二千五百余萬元長期內債約三千五百余萬元なりと云ふ、（時報）

○英國と庚子賠償金　米國は曾て庚子賠償金を其儘支那政府に給與したるが近日聞く所によれば英國も亦之に倣ひて此項の賠款を以て北京或は漢口地方に一大學を設立し支那靑年子弟を敎育し其卒業生を英國に留學せしむとの條件にて支那政府に給與せんとすと今支那政府が英國に支拂ふべかりし賠款額は尙ほ七百九十五万元を存し居れりと、（時事新報）

實業

○招商局擴張計畫　招商局汽船會社は去歲新公司に改組せんとしたるも遂に不成立に終りたるが其後株主連は株主會を開き沈仲禮施子英氏等十四名を推擧して同局全財產を調査せしめ居たるが審査の結果は營業に直屬するもの千三百七十六萬餘兩にして宅地房屋三百八十三萬餘兩合計千七百六十餘萬兩となり右のうち十分の九は合肥李氏盛宣懷氏及廣東商人之れを占め居れりと而して同局にては此度舊株券を悉く收回して新株と交換し尙ほ株主を增加して營業の擴張を計畫し十五日午後張園に於て株主會を開きこれを議すべしと、（順天時報）

○上海織物商の收益　上海の輸入織物業は各業の冠たる者なるが前年動亂を受けて販路稍減退したりと雖も尙ほ勢力は他業に劣らず今前年に於ける同業の純益金を調べたるに左の如し、

△邵琴記　十萬元　△同盛　六萬元　△敦裕六萬元　△啓新五萬元、△義豐四萬元、△成德豐　四萬元△源祥三萬元　△陳星記三萬元、△大豐二萬元、△通裕二萬元、△時和二萬元、△恒太二萬元、△寶太二萬元、△鴻盛二萬元　△李柏記一萬五千兩　△恒興一萬元　△渭記　一萬兩　△恒慎一萬兩　△大昌祥一萬元　△福興承一萬兩　△成豐七千五百兩　△晉豐五千兩　△豐太五千兩　△益盛五千兩　公愼五千兩　△同康五千兩（時報）

○蒙古石棉の開採　喀喇沁東旗に屬せる青石嶺瓦房溝六家子一帶の山地には石棉の產出夥しきも資金缺乏の爲め未だ開採する能はざるが近日該旗の札薩克多羅郡王熙凌阿は北京德勝洋行の獨逸商人ハンツバルコと會商し合同辦法數ヶ條を起草し其草案を蒙藏事務局に呈請し該局の驗查を經て工商部及熱河都統に上請許可を得次第採掘に着手すべしと、（時報）

交通

○周總長の陳情　周交通總長は大總統に向け路政郵政の整頓に關し左の如く陳情せりと云ふ

一、鐵路專門學校を設立する事、
二、各路人員を試驗する事、
三、鐵路に對する普通智識を有する者の入學を命ずる事、
四、各路の債票及進款の確情を調查する事、

郵政に關する件

一、全國の郵區を別に劃する事、
二、郵政學校を設立する事、
三、郵政權を回收する事、
四、歐洲人を派して郵電及貯金辦法を調查する事、（北京日報）

○郵便會議に加入　支那政府は近來琉球郵政會議に加入せんとする意志を有し業に之を聲明せるが聞く所に據

れば各國政府は來る九月西班牙に委員を派遣し環球郵政會議を開き協議する事となり居れるが從來支那政府は此種の會議に未だ曾て代表を特派して會議に列りし事く今回始めて特派するものにて其議決事項に對しては各國と共に規定を遵守すべく已に通告せりと、（時報）

○五路聯合會　京奉、京漢、京張、津浦、滬寧の五大鐵道は其成立前後し從つて相互間に規則の聯絡なきより昨年十一月天津に五路聯絡會なるものを開きたるが今次路政局々長は其必要を認め之を永久機關たらしめ以て聯絡を計るべしとなせりと云ふ。（時事新報）

蒙古 西藏

○籌邊計畫の大綱　露支協約訂結後支那政府は其履行に就て北京駐劄露國公使と數次協議を重ねたる結果漸く其緒に就けるもの丶如く更に將來に於ける外蒙對待策及內蒙維持策に關し方針を確定すべく前日來國務會議を開き各國務員と討論の上其大綱を左の如く擬定せり

△外蒙對待策　（一）協約に據るに支那は外蒙に宗主權を有し外蒙は支那領土の一部なるを以て外蒙に對する以後の重要事項は務めて輕視すべからず以て實權の符合を計る事、（二）協約を按ずるに支那は外蒙に利益を有せり、（三）兩方面會議協訂後須く已得の權利を極力維持し少しにても損失あらしむるを得ず、（四）協約に據り外蒙自治區域確定後法を設けて守護し以て侵入を防ぐべし

△內蒙保護策　（一）內蒙を省制に改むるは固より積極的に進行すべく一時に之を實行するは財力及ぼす且目的を達する能はざるに因り情形を斟酌し暫らく鎭撫使數名を設けて鎭定に資す、（二）內蒙各地に鬍匪の出沒常無く滋擾殊に甚だしきを以て法を設けて討伐し治安を維持する事、（三）內蒙各地の郵便電信は尙多く設けられず須らく法を設けて之を設置し交通の便を計る事、（四）內蒙には森林鑛產甚だ豐富なるも多く成行に放棄しつ丶あるを以て法を設けて經營し富源を開發する事、（五）內蒙の敎育は已に久しく振はず法を設け汎く學校を設立して智識の開發を計る事、（六）內蒙の田畑荒廢の儘なるに據り法を設け移民政策を講じて開墾し積極的進行して地の利を增進する事、（神州日報）

○滿蒙移民實行　滿蒙移民政策に就て支那政府は東三省都督等と協議を重ね實行するに決し政府より張奉天都督に電命して吉林及黑龍兩省移民進行手續きを協商せしめ調査を終へ直に政府より移民籌備事務所を設立して續々移民を滿蒙の地に送るべしと、（北京日報）

○藏兵の侵入　四川邊境地方は近來藏兵の侵入夥しく嘉玉橋恩達等の地方に於て支那兵と衝突し其勢洶々たるものあり輕視すべからざるより川邊地方にては數次北京政府に電報を寄せ外交部より英國公使に請ひ印度總督に電令し西藏當局者に向つて中藏英交涉の會議中は兵を派遣して侵略の行動せざる旨を傳へ尙外交部も直接印度總督に向つて通告を發し藏兵の騷擾せざる樣請求せり、（順天時報）

命令法律

三年二月一日　修正法制局官制（九條）公布
修正印鑄局官制（十條）公布
礦務監督署官制（十四條）公布
法律調查會規則（十四條）公布
同　二月三日　各省自治機關廢止令
多倫縣下免租令
法典編纂會廢止令
同　二月四日　約法會議々員選舉會選舉日期令
各省省議會の停止並に組織改正を政治會議の會議に付せしむ
新同盟會其他革命黨結社嚴禁令
同　二月六日　北京地方自治會取消令
伊犂鎮邊使を廢止し伊犂鎮守使を設け舊伊犂將軍の職權は
新疆都督の兼管となす
同　二月七日　國幣條例（十三條）國幣條例施行細則（十一條）公布
祭天案及び祀孔案に關する命令
祀孔案は國教問題にあらざる旨命令
同　二月八日　安徽宣教師殺害當時保護周到ならざりし官吏を處分し各處
の教會堂宣教師保護令
伊犂鎮邊使廣福死亡に付陸軍上將の例に照して優卹し並に
銀一萬兩を下付
楊飛霞をして伊犂全軍隊を統轄せしめ且つ各旗營並に蒙哈
事宜を辨理せしむ

叙任辭令

陸軍總長兼湖北都督　段祺瑞
兼職を解き入京を命ず（二月一日）
署理湖北都督　段芝貴
兼任代理農商次長（二月二日）
署四川下川南觀察使　周宗彥
廣東鎮守使兼廣東陸軍第一師々長（二月三日）　曾昭祺
廣東陸軍第一混成旅々長　龍覲光
同　同　第二同　同　馬存發
同　同　第一師步兵第一旅々長　陳宏泰
同　同　第一師步兵第二旅々長　王舒瓦
財政部僉事　黃元蔚
江蘇都督府參謀長　師景雲
廣東陸軍第一混成旅步兵第一團長　陳德春
同　同　步兵第二同　納順洪
同　同　第二混成旅步兵第一團長　李朝興
同　同　步兵第二同　李文進
同　同　第一師步兵第一旅第一團長　莫擎宇
同　同　同　第二同　蘇汝森
同　同　步兵第二旅第三團長　林嘉品
同　同　同　第四同　曹文富
護鎮關監督兼雲南滇西觀察使（二月四日）　楊晉
思茅關監督雲南滇南觀察使　劉鈞
依願免職　四川陸軍會計審查分處長　周輸可
四川陸軍會計審查分處長　汪權禮
廣東陸軍會計審查分處長　李陸
第一區礦務監督署々長（二月五日）　張軼歐
本官兼署　陸軍少將　李鳴鳳
署伊犂鎮守使副都統銜（二月六日）　楊飛霞
鎮江鎮守使　施從滸
陸軍中將銜　雷震春
司法僉事（二月七日）　李燊三
交通僉事　張競立
兼任甘肅官銀錢局監理官　梁玉書
財政次長（二月八日）　張壽齡

前號要目

論說
米國と中部支那……一——四

資料
支那關稅問題……五——一二
上海株式取引所……一三——一八
太古洋行……一九——二四
中央政治會議……二五——二八
導淮水利事業……二八——三六
緬甸雲南鐵道……三六——四一

雜錄
海拉爾事情……四一——四三
支那鐵道會計……四三——四八
外債賠償各省負擔表……四八——五四

通信
湖南通信、奉天通信……五五——五九

時報
支那最近時事要項……六〇——七二

支那　大正三年二月廿七日印刷　大正三年三月一日發行

發行兼編輯者　東京市本鄉區駒込富士前町四十三番地　山内嵓
印刷者　東京市京橋區銀座四丁目一番地　村岡平吉
印刷所　東京市京橋區銀座四丁目一番地　福音印刷合資會社　東京支店

發行所　東京市赤坂區溜池町二番地　東亞同文會調查編纂部　電話新橋二二一七番　振替口座東京九七三〇番

大賣捌所　東京市神田區表神保町　東京堂書店
同　東京市京橋區尾張町二ノ二　東海堂
同　東京市京橋區元數寄屋町三ノ七　北隆館
同　東京市赤坂區青山南町二ノ六五　文社

廣告取次所　同

每月二回發行	定價	冊數	定價	郵稅無料
定價	一冊（半年分）十二錢	二冊	十五錢	圓
	二十四冊（一年分）四圓五十錢	四圓	二十五錢	圓

廣告料			
特等	一頁半	三十圓	
一等	一頁半	二十圓	
二等	一頁半	十五圓	
	一頁	十圓	
	二頁	八圓	

大正三年三月十五日發行（每月一日十五日發行）

支那

第五卷第六號

要目

論說
- 民國二年度豫算……一一一五

資料
- 支那關稅問題……六一一〇
- 上海株式取引所……一一一七
- 香港に於ける造船業……一八一二二
- 汴洛鐵道……二三一二七
- 大借款使途明細表……二八

雜錄
- 中央政治會議……二九一三〇
- 約法會議……三一一三二
- 短期內外債一覽表……三三一三六
- 導淮水利事業……三七一三九
- 支那に於ける列國の鐵道戰……四〇一四五
- 最近の庫倫事情……四六一四八

時報
- 支那最近時事要項……四九一五九

東亞同文會調查編纂部

雜誌支那合本出來廣告

支那調査告書

自明治四十三年七月至十二月　壹冊
自明治四十四年一月至六月　壹冊
自明治四十四年七月至十二月　壹冊

（支那調査報告書改題）

支那

自明治四十五年一月至六月　壹冊
自明治十四五年七月至大正十元年十二月　壹冊
自大正二年一月至六月　壹冊
自大五二年七月至十二月　壹冊

總「クロース」
金文字入
各壹冊
金貳圓五十錢
郵稅不要

東亞同文會調査編纂部

週刊 **新支那**

定價 一部金十五錢▲一個月四部金五十錢▲半個年(廿四部)金三圓▲一個年(四十八部)金五錢▲(郵稅不要)但支那及日本以外は實費を要す
前金

創刊以來歲月未だ淺しと雖も▲支那問題に對し多大の注意を拂ひ▲恒に支那事情の調査資料となり▲以て愛讀者の伴侶たらん事に努力せり▲記事の系統的なるは是れ本誌の最も長ずる所▲是に因つて東方問題の解決に多少の貢獻する所あれば幸也。

日刊 **新支那**

定價 ▲一部金五錢▲一個月金一圓
前金 ▲日本及支那各地は郵稅不要

△本誌は九月一日を以て北京に呱々の聲を擧ぐ

△既に中外に聲價を有する週刊新支那の姉妹號にして

△公平の見地に起ち不偏不黨を本領とし

△日支兩國の親善に對しては言はずもがな

△進んで亞細亞の警鐘たらん事を期す

△正確なる支那の時事問題は本紙によつて速に知るを得可し

△思を禹域に及ぼし意を世局に注ぐ人士

△請ふ淸鑒を吝む勿れ

支那北京 **新支那社** 電話南局一百十二番 振替東京二一八一六番

同 天津日租界 **天津支那店** 電話三百三十番

大正三年三月十五日發行「支那」第五卷第六號

目

口繪　山東鄒縣孟子の墓、孔子後裔の邸宅

論說

民國二年度豫算……一——五

資料

支那關稅問題(下續)……三　塚　生　六——一〇
上海株式取引所(五)……一一——一七
香港に於ける造船業……一八——二二
汴洛鐵道(二)……二三——二七
大借款使途明細表(其六)……二八

雜錄

次

中央政治會議(五)……二九——三〇
約法會議(一)……三一——三二
短期內外債一覽表……三三——三六
導淮水利事業(下)……三七——三九
支那に於ける列國の鐵道戰(一)……四〇——四五
最近の庫倫事情……四六——四八

時報

(政治) 大總統の權限——大政方針の修正——國務院會議と總統府——約法會議事務官制——各省選出約法會議々員——總統制の二派——政治會議の存廢——梁の部院合併理由——地方官制の審查——共和顧問院官制——熊希齡と新位——自治制度の研究五綱領——安徽の匪況——廣東の不穩說 四九——五九
(外交) 支那外交統一——露國撤兵愈實行——上海の租界問題——漢口租界擴張問題——米國の築港要求——駐外公使更迭說
(軍事教育) 武漢の守備——近衛軍編成——各省の裁兵狀況——湖北砲兵配置——文官試驗應募
(財政金融) 清皇室優待費の分擔——英國の對支好意——水電公司借款——賠款支拂方法——幣制借款近聞——新舊幣交換法
(實業) 招商局の增株——鑛山條例の內容——五省の阿片調查——芝罘商の龍口開埠反對
(交通) 浙路公司臨時株主會——福建鐵道と日米——雲貴鐵道の延長——無線電信設置計畫進行——開徐鐵道工事進步
(法律命令)
(叙任辭令)

活支那實業講習會員募集

●顧　問

中華民國前山東都督　胡氏　瑛
中華民國前青海屯墾使

●重ナル賛助員（イロハ順）

特命全權公使　伊集院彦吉氏
鐵道院總裁　床次竹二郎氏
大阪府知事　大久保利武氏
東亞同文書院長　根津一氏
中國興業株式會社副總裁　倉知鐵吉氏
中華民國前山東都督　胡　瑛氏
中華民國前青海屯墾使
森村銀行頭取　森村市左衛門氏

各種の支那問題に對し、正確なる判斷を下し支那實業界に雄飛するに必要なる、支那の活事情を廣く天下に紹介せんが爲め、來る四月より活支那實業講習錄を發刊す、有志諸君は速に申込あれ。

卒業期　一ケ年

會費　（一ケ月　金五十錢
　　半ケ年　金二圓七十錢
　　一ケ年　金五　圓

●講習科目

一、支那制度律令
二、支那商業慣習
三、支那商業地理
四、支那商業算術
五、支那通商史
六、支那商品
七、支那商業簿記
八、支那社會組織
九、支那語
十、支那時文

雜誌支那其他を讀んで、意味の徹底を得ざる者は活支那講習錄を讀め、記事の善惡論說の當否を明知し得可し。

此際申込者に限り入會金五十錢を全免するのみならず同文會出版圖書割引等の特點種々有委細は紹介あれ

申込所

東京赤坂區溜池町二番地
東亞同文會內
支那通信部
振替東京二五二四九

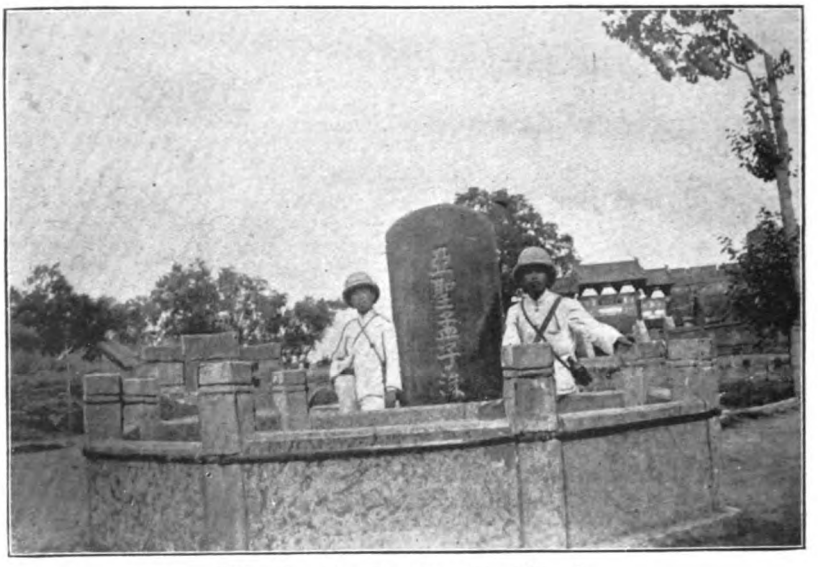

山東鄒縣孟子の墓

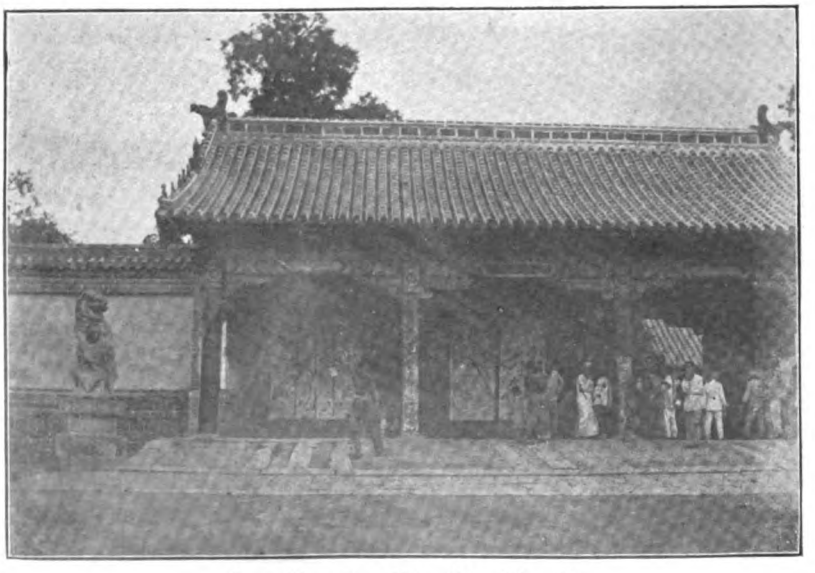

孔子後裔の邸宅

大正三年三月十五日

第五卷第六號

○民國二年度豫算

一

昨年八月二十七日、財政次長梁士詒は、袁總統及熊總理と商議の結果、民國二年七月より三年六月に至る民國二年度の總豫算を發表したりしが、幾何ならず、熊總理は該豫算を以て、財政計畫宜しきを得ざるものと爲し、梁司法總長等と協議し、有名なる大政方針なるものを發表し、特に財政計畫に關し堂々萬言を費し、必成を誓ひたり。而も墨痕未だ乾かざるに、該計畫を取消し、本年一月八日新に二年度の豫算案なるものを公布せり。

謂ふに、彼等表面上收支を適合せんが爲め、豫算を編製するに止まり其實何等の成算なく必須額丈け外債を募集し、二年度を經過するにあらざる乎。

二

本年一月八日發表せられたる民國二年度の豫算表を觀るに、總歲入五億五千七百二十九萬元に對し、總歲出六億四千二百二十三萬元にして、歲入不足八千四百九十四萬元なり。公債收入二億二千三百三十七萬元中、一億九千九百萬元は、五國借款及墺國借款に屬し、之を收入に算することを得べきも二千四百三十七萬元は、內國公債に係り、財政次長梁士詒が、『國庫證券の如き、各國が一時財政を救濟するの通法たり。然れども吾國政府の人民に於ける、經濟上の關係、素と堅固なる信用なし。又前清及最近一二年間に於ける種々破壞を經たる際、例によりて倣ひ行ふも、誰か之を信せん』と公言せる如く、到底應募者を發見すること能はざるべければ、當然歲入額より削去すべきものたり、從ふて二年度の歲入不足額は、八千四百九十四萬元にあらずして、一億九百三十一萬元なりと謂はざるべからず。尙ほ一步を進め歲入科目の內容を閱みするに、支那政府の公表する如く、公債收入を除き三億三千三百九十二萬元てふ鉅額の歲入を擧げ得べからざること明白なれば、二年度の歲入不足が、一億九百三十一萬元に止まらずして、鉅億に達すべきこと疑を入れず。

三

民國二年度の歲入は公債を除き前清宣統四年度の豫算に準據して編製したるものなりと稱せらる。試みに兩豫算を對照するに、歷々徵すべきものあり。即ち左表の如し。

	宣統四年度（元）	民國二年度（元）
田賦	七八、九五四、四六二、	八二、四〇三、六一〇
鹽課	六一、三六三、二二九	七八、〇六五、五三四
關稅	六七、一二一、二九四	六八、二二四、二八三
釐金	三六、五八四、〇〇五	三二、七一〇、八六〇
正雜各稅	三二、六三二、一三三	三七、八六二、五七七
正雜各捐	一〇、五七〇、三六七	三、九四三、五八四
官業收入	二〇、八一六、〇四六	八、四八三、七〇五
雜收入	三一、七四九、四六八	二二、五〇一、六八四
捐輸	八三二、九七四	二三〇、三〇八
計	三五〇、七七八、七七八	三三三、九二六、一四五
		△一六、八五二、六三三

本表に據れば、民國二年度の歲入は、三億三千三百九十二萬元にして、宣統四年度に比し、一千六百八十八萬元約四分八厘少きに過ぎず。最近三年間國內爭擾止むときなきに拘らず、數十年間太平を承けたる宣統四年度と畧ぼ同一の歲入を擧げんこと困難なるや勿論なり。田賦は清朝三百年間、歲入額略ほ一定し、增減頗る少きものなるに、宣統四年度の七千八百九十五萬元に對し、八千二百四十萬元を得んとするは誤にして、鹽課は、鹽政改革の後、相當の增收あるべきも、一九一二年度の實收額二千萬兩（豫算

四千七百五十七萬兩）に止まりしことを看過し、民國二年度の歳入を七千八百萬と計上するは、異なりと謂はざるべからず。殊に實收の見込少き所得稅印花稅鹽契稅等二千一百萬元を計上せるは、表面上收支を適合せしめんとするに過ぎずと公言する如きは、無責任の甚だしきものとす。熊內閣の大政方針に於て宣言する所に據るに、『民國元年より今日に至るまで、山東、河南、湖南、廣東、江西等より中央に送付せるもの二百六十餘萬元に過ぎず。地方は既に中央の政費を負擔せざるものなるに、然も自給すること能はず、中央が兩年以來各省賠償返濟負擔額七千七百餘萬元を代償せるの外、各省の補助せるもの一千四百餘萬元、又各省自身に代はり、地方負擔を償還せるもの一千三百餘萬元に及ぶも、尙ほ各省より補給を求むる者陸續たり』と。其後袁總統が所在革命黨の根據を傾覆し、湖北に段芝貴、湖南に湯薌銘、廣東に龍濟光、廣西に、陸榮廷、福建に劉冠雄、江蘇に馮國璋、江西に李純、河南に張鎭芳、山東に靳雲鵬を配置し、肱股の良將猛師を以て支那を鎭壓し得たるに拘らず、各省は依然として貢賦を中央に輸さず、昨年末總統府及國務院より嚴重なる督促を爲すに及び、始めて山東は四十萬、浙江は三十萬、陝西は十五萬、江西は四十萬を送付すべきことを承認せしに過ぎず。民國二年度の餘す所今や僅かに三ケ月に過ぎず、此短期間內に、擧ぐるを得べきの歳入額、蓋し知るべきのみ。知らず、支那政府は何を以て鉅額の經費を支辨せんとするや。總歳入の四割（二億二千三百三十七萬）を占むるに依り、外國人をして喫驚せしめたる公債は、更らに數億を增加し、外國人をして驚倒せしむるにあらざるなき乎。

四

歳入に於て重きを爲したる公債は、歳出に於ても亦重きを爲せり。即ち（一）民國元年度より二年度に繰越せる外債賠償金一億七百七十餘萬元、（二）各種短期小借款の三年六月以前に返還すべきもの七千五百萬元、（三）二年度內の長期外債五千餘萬元、（四）賠償金三千萬元、（五）五國借款の一千三百九十五萬元、（六）前渡金二千一百四十萬元、計二億九千餘萬元にして、總歳出の四割四分を占む。歳出入共に公債が全額の四割以上を占めんこと、非常に危險なるを以て、流石の支那政府も亦大に驚き、梁士詒は其應救策として裁兵節餉と減政の必要を唱へ、熊希齡は益々其必要を鳴らし、陸軍兵を裁撤して五十萬と爲し內四十萬は陸軍編制法を用ひ、軍長師長之を統べ、要地に分駐し、專ら中央より節制調遣し殘餘の十萬は警備編制法を用い、各地方長官の節制に歸し、各州縣に分配し、捕盜詰奸に從事し、行政司法の兩警察の及ばざる所を補はしめ、原豫算二億五千萬元に、大削減を加へ、一億一千萬元と爲し、又各行政費は秩序維持を以て度とし、一切の擴張を避け、勗めて冗濫の官吏を淘汰し、浮糜の俸給を節減し、（一）國會用費二百萬元、（二）總統府中央各官廳及在外公使中央警察財政徵收

機關學校京師審檢各廳經費合計三千六百萬元、（三）清皇室經費及旗兵俸給一千萬元、（四）財務徵收費二千五百萬元、（五）臨時特別事件費四百萬元、（六）各省的軍府及民政長所轄警備隊的軍備より支辨するものを除き各省的民政司法教育及實業的各費全國合計六千三百萬元、總計行政費を一億四千萬元に削減し、公債費を除き、二億五千萬元を以て一切的政費を支辨せんと企てたり。減稅政策に關しては、朝野孰れも異議なかりしも、減兵政策に關しては、段祺瑞趙秉鈞等軍警的反對劇烈なるのみならず、袁總統も亦之を憚ばざりしかば、熊希齡は已むを得ず其職を辭し、遂に軍警的主張に基き、陸軍及警察費を削減せざる確定豫算發表せられたり。試みに該豫算を示せば左的如し。

	經常（元）	臨時（元）
外交部	三、二九三、一一五	一、〇一三、二二三
內務部	三九、六一八、一四九	四、二六三、八六〇
財政部	二一〇、三四五、一八〇	一八一、五六八、六一四
教育部	五、二〇七、二一五	一、七〇一、六三五
陸軍部	一三六、八六四、四九四	二六、九一〇、五一八
海軍部	七、六六五、八八一	一、三〇七、〇一五
司法部	一四、六七一、八二五	三七〇、三一二
實業部	五、〇八三、三八六	九五九、七三五
交通部	九三四、八七七	四五七、八四三
合計	四二三、六八四、一二二	二一八、五五二、七五四
總計		六四二、二三六、八七六

本表に據れば、二年度的歲出は六億四千二百萬元にして、宣統四年度的歲出に比すれば約二倍に當り、支那空前的大歲出たり。豫算面的如き歲入を得ること能はざるべければ亦豫算面的如き大歲出ある能はざるべきも、外債費二億九千萬、陸軍費一億六千萬、警察費四千萬元は、必須的經費なるべきを以て如何に少く見積るとも、歲出五億以上に達すること疑を容るべからず、此鉅額的經費を支辨せんとするには外債に賴る外途なきは殆んど言を待たざる也。

五

民國二年度的豫算面より觀れば、歲入不足額八千四百九十四萬、內國債二千四百三十七萬、合計一億九百三十一萬丈け、外債を募集して可なるべき筈なるも、上節に詳記せる如く、到底豫算面的如き大歲入を得る能はざれば、更らに多くの公債を募集せざるべからず。二年度豫算歲入中、確實なるものは、關稅と鹽稅なるも、熊希齡的報告する所に據れば、共に外債費を償ふに足らざるもの、如し。『二年度的外債費二億九千萬中、五國借款中より支拂はれたるもの一億二千八百餘萬に達し、二年度に於て、償還すべき長期外債賠償金等に就きては、海關收入より五千萬を支拂ひ得るの外、餘は支拂的目算なき金額にして、外債賠償金約四千萬元內外、及短期公債八千餘萬元に達す』。從つて鹽稅全部を之が償還し充つるも、尙ほ數千萬元的不足を生ずる

こと疑を容れず、田賦釐金正雜各稅より相當の收入を得ること明白なるも財政、司法、實業、敎育、外交等諸般の經費を補足するに過ぎざるべく、到底軍政費警察費を支辨するの餘裕なかるべし、去れば二年度の歲入不足額は遙かに豫算面を超過し、二億數千萬の鉅額に達することを免れざらん、梁士詒熊希齡の徒が、歲入不足額を數千萬元に見積り、甚だしきは外債を募集することなく、收支適合の豫算を編制するに拘らず、二億五千萬の政治借款を五國財團に哀願して止まざるもの、大に故ありと謂ふべし。

（吟　風）

北滿家畜輸出難

（大正三年二月露國新聞所載）

近頃青島の商況視察を終へて歸還したる哈爾賓商人の言に依れば、青島には露國商人にして、家畜の輸出を營むものあり、然るに其狀況は北滿に比すれば適に反好にして、北滿の家畜輸出商が蒙古の大富源を擁しながら、猶到底之と競爭する能はざる所以は甚明瞭なり、一例として青島に於ける露國商人「プルラコフ」氏の取引方法を擧げむに、氏は支那人より家畜を買入れ之を浦鹽斯德に送るに際し、外國汽船々員を伴ひ尙市外に置かれたる儘の牡牛群に就き頭數等を示せば、該船員は立に荷積證書を調製して之を輸出主に交附し、輸出主は之を外國銀行に提示して通常輸出品價格の六七割に該當する金額を借入れ、保險會社に保險料を拂ひ賣渡主たる支那人に代金を拂ふ、但代金は支那の商習慣に依り一部分を交附し、殘餘は仕向地到着後輸出主と荷受主との計算完了したる上にて拂ふ約束にして、右一部分の計算を濟まし保險料を拂ふ等の手續を了へたる後、初めて家畜を埠頭に運搬し以て汽船に積込むの順序なり。

之を哈爾賓に於て蒙古牛を買入れ浦港に輸出するに比すれば、取引の簡單敏速にして秩序整然たること到底同日の論たることなく、哈爾賓に於ては蒙古人又は支那人の家畜を牽ひ來るもの眞に僅少なるを以て、商人は之に赴きて集めざるべからず、之が爲には約二個月內外を要し加ふるに財產のみならず生命の上にも危險なきを保せず且北滿には前記青島に於けるが如く、輸出品を擔保として貸出を行ふ金融機關存在せざるを以て、當業者は常に巨額にして且回收遲延する資金を所持せざるべからず、青島に於ては約言すれば商人は信用すらあれば前金を拂ふことなくして支那人より商品の供給を受け、外國銀行の貸附を利用し殆んど一金を有せずして營業することを得るなり、假りに北滿に於て蒙古よりの輸入と沿黑龍江地方への輸出とに際し、防疫檢查の極めて嚴密繁瑣なるものあるが如き姑く忍ぶべしとするも、根本に於て商事組織の缺乏せること前記の如きものあるを以て、哈爾賓市場が豊富なる蒙古牛輸出の爲最好の位置を占めながら、又沿黑龍江地方に於ける家畜の需要は官私事業の勃興人口の增殖に伴ひ益增加するにも拘らず、其輸入系路は漸次他地方に移り哈爾賓市の輸出額は啻に增加せざるのみならず、寧ろ年々減退に傾きつつあるは當然の現象にして之が挽回策如何は亦甚明瞭なる問題たるべし。

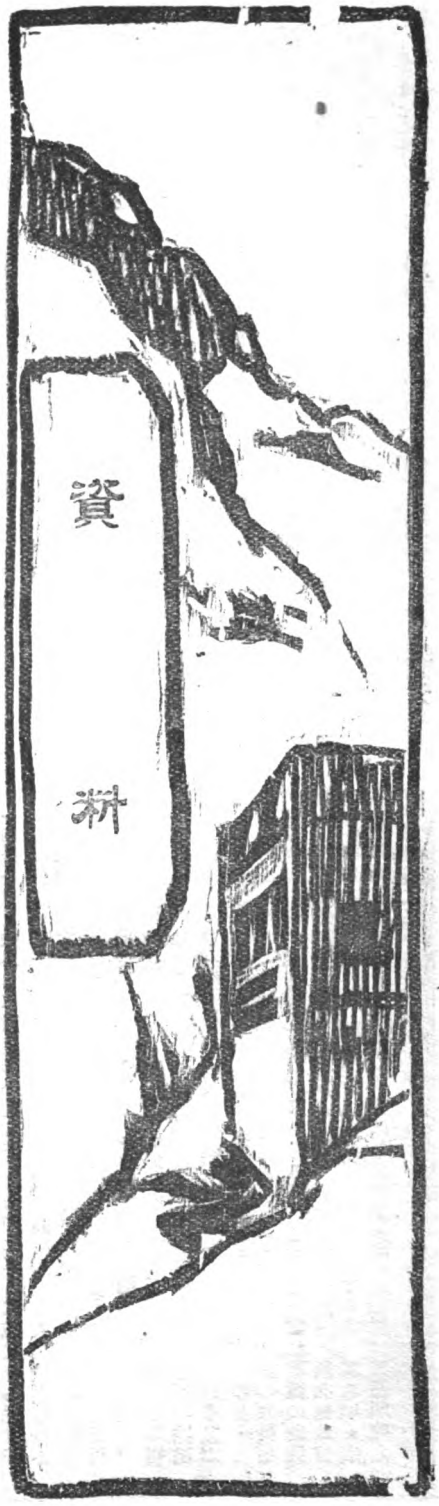

支那關稅問題（下の續）

三塚生

三、重要輸出品に及ぼす影響

イ、燐寸

本邦燐寸の內外需供關係を示せば左の如し、

年次	製造戶數	職工數	全生產高（グロス）	外國輸出（グロス）	內地消費（グロス）
明治三五	二四四	二〇、〇四一	二七、四〇〇、三五八	二七、二九〇、八三一	一〇九、六七七
三六	二五一	二〇、八八六	三二、三九二、七二九	二八、六二八、八六九	三、七二三、八四〇
三七	二一九	二一、四〇五	三五、三〇一、四三四	三三、二九〇、六三一	二、〇一〇、八〇三
三八	二四四	二四、三五九	三八、八四二、〇〇〇	三七、七〇六、〇二五	一、三六、九三三
三九	二四〇	二四、一八九	三四、八〇二、二九三	三八、六二八、三五二	一六、八三、七八一
四〇	二五七	二三、七三五	五七、二五二、七六一	三三、五三二、一〇〇	三三、五三二、六六一
四一	二三三	一六、七〇六	三九、三七〇、六八〇	三九、二九〇、八三一	一〇九、六七七
四二	二三四	一七、九五一	四九、四九二、〇三九	四一、四〇七、〇八三	八、五六四、九五六
四三	二〇三	一七、九八五	四四、四九七、二三五	三八、八八八、七九五	二、七五八、四二〇
四四	一九五	一六、三七七	四三、九四八、三三七	三七、四四五、三三三	六、三〇三、〇〇四

本邦燐寸の內外需供關係を示せば左の如し、

年次	製造戶數	職工數	全生產高（グロス）	外國輸出（グロス）	內地消費（グロス）
明治三五	二四四	二〇、〇四一	二七、四〇〇、三五八	二七、二九〇、八三一	一〇九、六七七
三六	二五一	二〇、八八六	三二、三九二、七二九	二八、六二八、八六九	三、七二三、八四〇
三七	二一九	二一、四〇五	三五、三〇一、四三四	三三、二九〇、六三一	二、〇一〇、八〇三
三八	二五四	二四、三五九	三八、八四二、〇〇〇	三七、七〇六、〇二五	一、三六、九三三
三九	二四〇	二四、一八九	三四、八〇二、二九三	三八、六二八、三五二	一六、八三、七八一
四〇	二五七	二三、七三五	五七、二五二、七六一	三三、五三二、一〇〇	三三、五三二、六六一

即最近十箇年間の平均に於て、全生產商の二十%を內地に於て消費し、殘余の八%を海外に輸出せり、

次に本邦燐寸の海外仕向地を示せば左の如し、

仕向地	大正元年 數量（グロス）	大正元年 價額（円）	明治四十四年 數量（グロス）	明治四十四年 價額（円）
支那	三三、六一四、八五七	五、五九六、五九一	四、二九八、九四五	三一一、八五五
關東州	八七〇、〇八五	一九二、八八七	九六七、三九四	

仕出地	單位	一九〇八年	一九〇九年	一九一〇年	一九一一年	一九一二年
英領印度	グロス海關兩	三六、八七九、三一三	三五、〇四三、一四三	二七、一五三、一四三	一八、九五八、一四六	—
露西亞	グロス海關兩	一九、〇〇五、三七五	一六、三八九、九八四	一三、〇四四、八三三	九、〇八九、四四四	—
日本	グロス海關兩	一三、三七九、二〇五	九八、三八四、七三三	一五六、一三九、一八七	一〇、四三二、一四六	—
支那純輸入額	グロス海關兩	一八、四四八、七九三、二〇、七三七、二四九、一八五、七五五、〇一九	一四、一五〇、九九七、三、〇三九、一〇五、三、六九四、七四三	三、六九四、七四三、三〇、〇九〇、〇三〇	三〇、〇九〇、〇三〇、六、九五五、一四六	—

備考千九百十二年分內譯は未詳

支那市場に於ける本邦燐寸の競爭品は支那製品にして、現今楊子江一帶に十四個所、北京に一個所、天津に二個所、奉天長春に數個所、廣東に十一個所の燐寸工場あり、楊子江一帶の工場を示せば左の如し、

所在地	會社名	一個年製造高	經營者	備考
重慶	有隣	二、八〇〇箱	日支	
同	東華	二、一〇〇	支	
同	森昌泰	三、一五〇	支	
同	森昌正	三、一五〇	支	
同	惠利	二、四五〇	獨	
江北	豐裕	二、八〇〇	支	
瀘州	浦利	一、四〇〇	支	
廣安	信成	一、七五〇	支	
成都	惠昌	三、一五〇	官營	英債三〇、〇〇〇 安全六、〇〇〇
漢口	燮昌	三、六〇〇	支	

香港	九、五〇七、一三三	二、九五九、九七三	八、三五五、七〇五	二、六〇七、一〇六
英領印度	六、〇四五、二九九	一、七八三、八七三	四、五七三、二五九	一、三六一、八九五
海峽殖民地	二、五六六、一三〇	八三七、九一七	三、〇七一、八三三	九七〇、四一四
關領印度	二、〇三五、七三三	五九一、九二〇	一、九六一、五九七	五四二、五七一
比律賓	一二九、三一九	四三、五七三	九四、一〇三	三三、九四〇
露領亞細亞	一九、三一九	四、九三〇	三三、八七三	八、九六五
北米合衆國	三四、二九八	一二、〇四八	一四、二一三	五、八四〇
英領亞米利加	七、四九三	二、七七五	四、四五一	一、六〇八
濠洲	一四、九五〇	五、七〇四	一七、七二一	六、九〇〇
布哇	九、八三三	九、八三三	八、五五〇	二、八六九
其他	二六、九〇四	八、二五	六七、五四四	三〇、九七六
計	四、八七一、九二二、〇四三、七四三七、四四五、三三一〇、〇七三、八八七			

即大正元年の輸出は四千四百八十七萬千九百二十一哥、千二百四萬三千七百八十四圓にして、前年に比し七百四十二萬六千五百九十八哥、百九十七万八百九十八圓を增加せり、而して對支輸出は二千三百六十一萬四千八百五十七哥、五百五十九萬六千五百六十九圓にして、全輸出高の過半數を占め、方に本邦燐寸業の死命を制し居れり、

更に支邦に於ける外國燐寸の需要狀況を見るに、最近五個年間平均は約六百十萬兩にして、其七割五分は本邦よりの直輸出に係り、支那市場に拔くべからざる大勢力を形成す、今外國燐寸の支那輸入高を示せは左の如し、

上海	同	一〇、八〇〇	支	全部黃燐
上海	榮昌			
杭州	光華	六、〇〇〇	支	黃燐安全 二、六〇〇 三、四〇〇
合計		七五、五五〇		

即楊子江一帶の工場に於てさへ七萬五千五百五十函の多きに達す、而して其製品は主として黃燐なるが、原料膠は上等品を用ふるを以て其品質本邦品よりも却つて良好なり、安全燐寸は其精巧なること本邦品に及ばざるが、漸次本邦燐寸の販路を奪ふの傾あり、

元來本邦燐寸業は原料の豊富、賃金の低廉、手工の巧緻、地理の優越等自然的に進歩を促すの要素を具備し居れども、箇々分業に過ぎ多くは個人的の小規模經營に依るものにして、明治四十四年末の調査によれば、燐寸製造に從事する會社は僅かに三十七所にして、此拂込資本金三百七萬七千圓、即ち一會社の資本金は平均十萬圓に過ぎざれば、製品の不整一生產費の比較的高價となり、對外競爭上頗る不利なる地位にあり、因に云ふ昔て外商セールフレザー商會の手を經て、米國ダイヤモンド燐寸會社が我が大藏省當局者に、本邦燐寸業を合同して獨立事業となし、以て同會社と連絡を保持するに於ては、六千萬圓の資金を融通すべしとの提議をなしたることなり、當時官邊にては本邦燐寸業の發展を期するには最善の方法なりとし、直ちに民內當業を勸誘し、一時は合同談進歩し同業者全國大會を東京に開催し、合同の假決議をなすに至りしが、商標、工場、機械器具等の評價に就きて協議容易に纏らず、終に不成立となれり、其後生產組合成立し、生產の協定市場の懸引に同一步調を取りつゝありと雖も、動もすれば同志打の競爭をなし、此虛に乘じて支那燐寸は巧に販路の擴張に力め、其製造工場附近の市場に於ては本邦燐寸は到底之と競爭し難し、尤も工場地以外に於ては、距離遠きに從ひ沿岸貿易稅の支拂を要すれば、本邦品有利なりと云ふ、今後若し沿岸貿易稅の廢止を見んか、本邦燐寸の販路は著しく縮少せらるべし、

次に支那市場に於ける日支兩燐寸の元價を比較するに、支那燐寸は荷造費の點のみに於てさへ、本邦品より一函に付一圓七十錢方低廉なるを得べきのみならず、原料運賃と製品運賃との差額も亦支那燐寸業者の有利となる所なるが、軸木箱材等の原料は大部分本邦より供給を受つゝあれば此點に於て頗る不利なり、

支那燐寸業者は燐寸原料に自國產を用ひむとし、久しき以前より之が講究を怠らず、現今四川省に於ける燐寸工場は全部自國產原料を以てし、本邦品を使用するものなしと雖も、楊子江下流方面に於ては良材乏しき爲め、全部本邦より供給を受つゝありと云ふ、

支那現行關稅率は五種に分類せられ、本邦品は左の項目に依り課程せらる、

(一)木軸安全製及其他の種類　五〇斤入一箱　〇、六三〇

大形即箱の寸法長二吋半幅一吋半厚四分の三吋を超ざるもの、

本項は本邦より輸出せらるゝ安全燐寸の寸法に相當す。

(二)木軸安全製及其他の種類　百哥入一箱　〇、九二〇

小形即箱の寸法長二吋幅一吋八分の三厚八分の三吋を超ゑざるもの、

本項は本邦より輸出せらるる黄燐々寸の寸法に相當す。

今現行稅率が上海着値段の幾分に當るかを採算するに左の如し。

(一)安全燐寸

大軸一九、円五〇―一五、円五〇　平均一七、円五〇

細軸二〇、五〇―一七、〇〇　平均一八、七五

(二)黄燐々寸

二三、円〇〇―二一、〇〇　平均二二、円〇〇

此平均相場を本邦對上海爲替相場七二替にて換算し、更らに一一一、〇四にて海關兩に引直せば左の如し、

圓	上海兩	海關兩
一七、五〇七二替	一二、六〇	即一一、三四七
一八、七五七二替	一三、五〇	即一二、一五六
二二、〇〇七二替	一五、八四	即一四、二六五

之を現行稅率五分にて還元したる元價と對照すれば左の如し。

	現行稅率海關兩	還元々價	時價
安全太軸	、六三〇	一二、六〇	一一、三四七
同　細軸	、六三〇	一二、六〇	一二、一五六
黄燐々寸	、九二〇	一八、四〇	一四、二六五

之に依つて見るときは今次關稅の改正は、本邦燐寸業に對し反つて有利なるものあるを知るべし、然れども支邦燐寸業の趨勢は漸次旺盛となり居れば、本邦燐寸業は進んで發展の方法を講究するを怠るを得ざるなり。

ロ、燐寸軸木

支那に於ける燐寸軸木は本邦品の獨占にして、浦鹽產軸木の輸入ありと雖も極めて僅少なり、最近本邦よりの輸入額左の如し、

支那	大正元年 千束	明治四十四年 圓
香港	二一、五一一	一八四、七二二 円
其他	四、二一〇	四〇、五七七
計	四二	三六六
	二五、七六三	二二五、六六五

	五、六一八、二七二	一二三、一八九 円
	九八〇、四四九	三二、〇〇八
	一八、六二七	七三三
	六、六一七、三四八	一五三、九三〇

大正元年は十八萬四千七百二十二圓にして、前年に比し六萬千五百三十三圓を增加し、本邦總輸出高の八割强を占む、而して此增加は前年の革命以來休業したる支那燐寸工場が、復業と共に需要を增加せしものにて、其仕向地は天津漢口上海を重なるものとす、天津附近の燐寸工場は明治四十三年の頃には一の試作工場なるに過ぎざりしが、爾後增加して今や天津北京間のみにても四五個所の開業を見るに至れり。

次に支那海關報告に依り、千九百十一年(明治四十四年)揚子江沿岸へ輸入せられたる本邦產軸木を示せば左の如し、

	箱數	價額
漢口	二二、四九〇	四四、九八〇
上海	一七、二七二	三〇、三四四

計　三九、七六二　七五、三二四

楊子江一帶に輸入せらるゝものは黃燐々寸用の物多數を占め、長一寸三分五厘太五厘角榲木製にして短軸と稱せらる、次に神戸市場に於ける大正元年の相場を示せば左の如し。

安全燐寸用太軸　八圓內外（二、三月）　九圓內外（七、八月）　九圓五十錢（十一、二月）
（白楊製三寸四分徑千束に付）
安全燐寸用細軸　八圓內外　十圓內外　十圓內外
（白楊製三寸四分徑千束に付）
黃燐々寸用短軸　四圓內外　五圓內外　五圓內外
（榲木製三寸六分徑千束に付）

之に依り平均千束八圓とし更らに、

上海冲着諸掛り（千束一俵に付）

荷造費　二十錢
運賃　八十錢
積込　十六錢
海上保險其他　十二錢
計　一圓二十八錢

を加算し、海關兩に換算すれば左の如し、

神戸相場　八圓
上海冲着諸掛　一圓二十八錢
計　九圓二十八錢

爲替相場七二替に引直せば

上海兩六兩六十八錢一分六厘

一一一、〇四の割合を以て海關兩に換算せば

海關兩六兩一錢七分三厘

而して千束一俵の重量を三擔とし、一擔の時價を算出すれば海關兩二兩五分八厘となり、之を現行稅率に依る還元原價と對照せば左の如くなるべし

單位	現行稅率	同上に依る還元原價	時價
燐寸軸木一擔	海關兩 〇、〇八八	海關兩 一、七六〇	二、〇〇五、八

即現行稅率八錢八分は四分四厘弱に當り居れば、現實五分稅の適用は影響少なからざるべし、然しながら支那燐寸工業現在の狀況は、本邦より軸木其他の材料を仰ぎ始めて成立せるものなれば、關稅の增加は全部支那の負擔に歸すべく、之が爲め反つて本邦燐寸の販路を擴張するやも知るべからず、（完）

上海株式取引所（五）

第七章　擔　保

第一節　仲買人の擔保

仲買人の賣買に對する擔保としては仲買人が入會の際に於て保證人三名より各々二千兩宛即ち合計六千兩を限りとし、入會者が入會後二ヶ年内に於て取引所の取引に付て委員より不履行の宣告を受けたる場合に同仲買人に對し、其の債權者よりして債務の辨濟を請求する時、之を以て支拂をなして負債償却に充當せしむ（取引所組合規則第十二條）

又選擧せられたる仲買人は其の選擧後二週間内に取引所書記に現金又は確實なる有價證券を以て五千兩を納付せざるべからず、而して此の金額は取引所よりして特別信托勘定によりて預入し、受托者に於て之を維持し、先づ該組合員が組合員たる期間内に於て不履行者たり若くは破產者たり又は破產の宣告を受くるが如き場合には、其の債權者に對する債務辨法に之を充當せしむるものとす、尤も此の預金に對する預金利息は該組合員に定期に支拂ふものとす、（取引所組合規則第十六條）

第二節　賣買客の賣買に對する擔保

轉賣せられたる賣買の擔保

轉賣せられたる場合假へば甲者より乙者に賣り、乙者より更に丙者に、丙者より丁者に轉賣したる如き場合に於て期間に至り甲者と丁者との間に受渡しをなすも丁者に於て違約をなすことある時は其の約定物を再び市場にて賣買し其の依りて生じたる差額を自己の相手たる乙者に請求す、而して乙者は又之を丙者に請求するを以て、結局違約者の直接の相手方たる丙者に於て之を辨償し丙者よりして、更に丁者に請求して償還せしむ、故に畢竟他に擔保者なき故此の如き場合には其の中間にあるもの皆其の辨償の責任を有するの方法たるなり。

違約者に對する處分

違約者に對する財產處分の範圍は違約者に屬する賣買益金、保證人の辨償金又債主と內約して支拂へるものあれば之を取戻し、以て分配するに止り、其の他の財產に及ぶことなし、尙詳細は後段違約處分の章下に詳述すべし。

賣買者間に於ては證據金を掛合とする方法なきも、仲買人に於て依托者より隨時賣買時價の一割內外に相當する證據金を預ることあり、然れども之も亦預らざるを通例とす、預る方は反つて特別とす、而し勿論相場の騰落により必要と認むる時は、仲買人は本證據金にても隨時請求し、交付を得ざる時は轉賣或は買戻をなすも依托者に於ては之に對し何等の申立をなす事能はざるの習慣なり。

日本の株式取引所に於ては必ず一定額の證據金及び相場變動に際し追證據金を徵收するを以て通例とし此の納付なき時に於ては仲買人は賣買に從事せざるなり、然るに當取引所に於ては此の證據金を受取らざるを通例とするが如きは吾人の奇とする所なり、然し當取引所仲買人「リード」氏の言ふ處を見れば、取引前に於て證據金を預けしめざれば不安心なるが如き不信用なる客筋に對しては其の取引を初めに於て謝絕す、而して證據金を預くる時は其の金額丈の責任に終る事ありて反つて完全なる取引を完了すること能はざれば、證據金を預らざる方反つて賣買の取扱に便利なりと、之により其所以を知り得べし。

第八章　違約處分

本取引所組合員にして期日に於て契約を履行せざる時又は債權者との間に滿足なる調訂をなす能はざる時に於ては該組合員は廿四時間以內に其の履行不能を委員に通知せざる時及び斯の如き履行不能が差迫りたる決議に關係ある場合には、其の通知を最も切迫せる決裁前少くとも四十八時間以內に之を爲さゞる時は、該組合員は其の事項の調査中取引所より營業の中止を命ぜられ、而して其の調査の結果につき委員に向つて滿足なる說明をなすこと能はざる場合に於ては履行不能者又は契約不履行者として取引所委員長又は取引所員の命を以て市場に揭示公表するものとせり。

從來違約者は世人に公表することなかりしも之にては不都合なりとて現今にては之を公表するなり。

凡そ違約の場合に於ては上記の如く本人よりして委員長又は委員に對し相當時間內に通知し、同時に相手方に內報するを通例とす、然れども一旦違約者として揭示公表せられたるものは組合員たるの資格即ち仲買人たるべき資格を缺く、然れば此時には取引所の出席權は空位となるなり又破產或は負債を返濟し能はざるものなることが確實に證明せられたるときは、假令取引所に於ては違約せざるも會員たるの資格を失ふものとす。

違約せる時の手續

此の外違約及び其處分に關する詳細に就ては取引所規則第五十七條以下第七十一條に至る規定を參照すべし。

違約者の相手方は自ら處分するを得ず之を取引所に申出づべきなり、取引所委員は取引所附仲買人に託す、取引所仲買

人は委員に於て之を定むるものとす、此の任に當る仲買人は取引所に長年經驗を有することを要す。

再賣買

違約の翌日以降に於て市場に何々株を違約したる買主又は違約者たる賣主何某の爲めに再賣又は再買するの主旨を約一時間掲示し然る後再賣買を執行す。

即ちポーイは其の旨を組合員に約し、然る後取引所附仲買人は何某の株券賣買部の前に立ちて組合員何某（買主又は賣主）何某の爲めに賣却する（又は買求する）旨を叫ぶ、組合員たる買人は之に對して附價するなり、即ち賣却の時は最も高き値段を採り、賣却を約す、買求むる時は最も低き値段にて買求むるなり、買手若しくは賣手無き時は掲示は其の儘存し置きて後復之を行ふ、而して結局相手方なきに終ることは少きも、買手なき時に於ては賣手自ら買手たるを得るなり。

上記の賣買終れる時は取引所附仲買人は其の價格及び其の相手を取引所書記に報告し、同時に其の代價口錢等を彼の違約者に報ず、若し中間賣買等のある場合には順次轉送して責任者に達するものとす。

以上の再賣買は其の翌日代金引替に證券を交附す、若し買主轉賣（賣主買戻し）をなしたる時は最終の買手より十二時前に買付切符を發し、三時迄に賣主に達せざるべからず若し賣主切符の送達を得ざれば直接の買主又は賣主名義にて讓渡證を認め其の者より代金を受取るものとす、此の買方（又は賣方）は更に十二時前に通知書を發し、猶豫なくサーキュラーするを要す、而して三時迄に買付切符を得ざれば翌日三時第三度賣出し（又は買求）を執行し其の損失金あれば第二の違約者の負擔とす、若し十二時前に買主切符を發付せざる時は其は其の者の責任たるなり、之を發しサーキュラーして三時に賣主に達せざれば二時に所持したる者の責に歸す。

第三度賣買は即日に於て之を決行すべきものなれども通例は翌日に廻はさる、翌日所分する時は前日の三時に所持したるもの丶責に歸す、但し自己に何等怠慢なきことを證明するを得ば之を免る丶ものとす。

切符廻章の際は各自其の時刻を記入し置かざる可からず然らざる時は其者の責に歸するものとす。

記名證券の契約にして賣方切符三時より二日間再賣を行はざる時、又買方切符日より十三日間再賣を爲さざる時及び無記名證券の契約にして切符日三時より二日間再賣買を行はざる時は彼の違約者は損害の請求權を失ふものとす。

債務者履行の場合

違約者が債務を果すこと能はざる場合に於ては取引所委員よりして其の本人並に其債權者に對して通知を發して取引所規則によるか將た又香港政廳破產法の規定に從ふべきやを問ふ、但し違約者は取引所規則第五十七條により掲示公表を行はれたる時は之と同時に其の組合員たるの資格を失ふものとす、故に其の意思に悖り取引所規則を以て處分すること能はざることゝなるなり、然し實際上違約者の債

權者も取引所の處分に任ずる方便利なるを以て普通は皆此の取引所規則によるものとす。

取引所幹事は違約者の財産を管理し、賣買貸借關係を詳査し、債主の集合に列するの權あり、之即ち取引所に於ける破産管財人たるの地位によるなり。

前記違約の整理處分が取引所の處分に歸することゝ定まる時は幹事其事に任ずるものとす、而して之が爲に要したる費用は之を徴するものとす。

違約處分各件

違約者は幹事の請求に應じ賣買委托本人の氏名及十四日內に諸勘定元帳並に違約當日現在の賣買取引より生じたる貸借表を差出すを委す、之に應せざる者は再入會を許さず。

違約人は自己の財産より損害金の三分の一を支拂はざるときは再入會を許さず、若し損害金にして保證金額より少き時は保證人の辨濟したる金額の三分の一に相當する額を支拂ふにあらざれば之又再入會を許さゝるものとす。違約を揭示したる場合に於ては其の者に對する金銀の出納は一切之を禁ずるものとす、負債にして若し直接に違約者に支拂をなしたる時は取引所の計算に屬する分は再び其の者より支拂はしむ。又取引所に於て認めざる賣買例へば權利株の賣買の如きものより生ずる利益に對しては違約者の財産を分配することなし。

違約者より擔保品を預りて金銀を借入れ、債主は三日以內に幹事又は委員に申込み整理せしむることを得、其擔保品は幹事にて賣却の上處分することを得るなり。

組合員が約定を履行する能はざる旨を私に通知したる違約組合員ある時は內談をなすことを得ず、直ちに總務委員長又は委員會に通知するを要す、委員會は違約者の氏名を揭示するものとす。

債權者違約者と內談を遂げ、私に貸金の內を受取りたる場合に在りて之が二ヶ年以內に發見すれば其金員又は證券を悉皆沒收し他の債權者の要求に充つ。

組合員にして決算日に先立ち差金又は見込利益配當或は種々の規則外の賣買方法に依る決算金等を決算日前に違約者より請取りたる場合には、本人に對し返却せしめ一般債權者に分配するものとす。

債權者如何なる事由あるも他の債權者に先立ち違約者より受取りたる金銀にして他の債權者に分配したる金額より多きに上る時は均一額迄減せらるべきものとす、賣買差金の貸與者は違約者の財産に屬する收入差額金に對し、先取得權を有す、違約當日證券を引渡したる時は決算値段にて其代金を違約者より受取り、尙不足あれば他の債權者同樣に分配を受くることを得、之に反して違約當日若くは前日に引渡し、請取りたる代金にして若し決算値段に超過する時は其金額丈は返却せしむるなり。

差額金勘定後二日間經過して未だ受取らざる會員は違約者に對し要求するを得ず、又期日を經過したる差額金を違約の當日又は其の以前に受取りたるものは沒收す、會員は違約者の爲め委員會並に債權者の許諾を得ずして賣買をなすを得ず、又違約者再入會を許されざる間は之と賣買取引

をなすことを得ず、組合員の違約に對する要求權を委員會の許諾を得ずして會員外に讓渡することを得ざるなり。

組合員にあらざるものと雖其の權利主張が他の債權者により て認容せられたる場合若しくは爭の生せる場合には委員により て許可せられたる場合には不履行者の財產上に權利を有することを得、又斯の如き場合には其のものは會議の場合に於て任意に組合員をして自己を代表せしむることを得。

如何なる組合員も不履行者の財產上に債權を有する場合には其の權利を委員に主張し、其の合意なくして組合員によらざる者に讓渡し、又は他の債權の目的となし得ず、而して讓渡認許せられたる時は委員は其の者を讓受人に通知するを要す。

不履行者又は破產者は組合規定第五十七條に依り取引停止せられたるものは二十四時間內に委員に對し滿足なる讓受人の指名をなすを要す、之を爲すこと能はざる時は委員は該組合の爲に讓受人を任命することを得。

第九章　決算及繰越

第一　決　算

上海株式取引所にて取引せられたる各株式及び債權の賣買の決算は直接取引に就ては各自に於ても取引所と何等關係あることなし、定期取引に至りては取引所內に於て毎月一定期に於て行はるゝものとす。

決算日

定期取引の決算日は毎年十二月の委員會にて次期一ヶ年度間に於ける決算日を議定するものとす、而して取引所書記此の決せられたる日を廣告するなり。

而して決算日は毎月一回にして通例二十五日決算となす上海に於ては取引所小規模なると賣買高少きとを以て通例大取引所に於て見るが如く決算日を數日に亘らしめ、繰越日勘定日等に分つことなく、只之等の時機の繰越契約證券の受授差金の受授等の各事項を皆此內に於て行ふものにして、此の決算が二日に亘ることさへ甚だ稀なりとす。

決算方法

決算日の當日迄に各組合仲買人は各自の賣買に對する決算表を作製せしめて之を取引所書記の處に提出せしむ、此の表は決算局より交付したる用紙を用ひて爲すものとす、即ち其の用紙の欄外上部に年月日、株券名及び各自の姓名番號等を記し、其の欄內右方は買付をなしたる相手方の氏名、代價、株券數等を詳細に記入し、其の總計及び差引殘額を記入すべきものとす。

而して其用紙の欄外下部には次の如き注意書を記入しあるを見る。

決算表には各總計を明白に記入す可し

決算表には順次相手方の氏名を記す可し

約定の不履行者ありたるときは其の者と勘定を開き居る者は取引所書記に申出で爾後の責任如何を確む可し

特別の金額により決算受渡を要するものに就ては其旨を表中に記載すべし

取引所決算部は賣買の符合せざる分は最少額のものを取り之を變更し其の符合する分を相殺するなり、決算部に於て之を變更したる時は決算部より其の計算の正確なる者に切符を通過すべし、但し其の受取人は誤謬をなせし組合員即ち株を引渡す人に再び支給す

本表は可成早く送付せられたきものにして夕刻六時迄に送付せらるべし。

取引所の決算部に前記の決算表集り來る時は其の決算表を綜合して其の差引殘の受渡高及び受渡値段に對し仲買人各自の支出す可き差額金を精算し、其の通知書を所内各組合員席の卓上に備へたる函中に投入す、又組合員に於て最終の買方即ち證券受取人は十二時前に買付切符を發し、決算部に送り、此處より其の直接の賣方に交付し、順次裏面に何某に交付する等の旨を記入したる上轉じて證券を引渡すべき賣方に達し、此の兩者の間に受渡を執行す。

即ち受渡は賣買の系統により行はるゝものなり、決算日に至れば午前十時に始り差額金の決算部に對して受渡し、受渡は賣方より證券買付切符讓渡證書を買方に渡し、其の代金を受取りて決了するものとす。

決算値段は取引所幹事之を定むるものとす、其の定め方は各證券の種類によりて其の依る所を異にするものとす。

決算に當り最終の相手方知れざる時は直接の相手方に對して受渡を爲すことを得べし、最終の買主にて代金を支拂はざるか又は不渡切手なる時は直接の相手方に直に支拂を請求することを得、又賣方に於て證券を渡さざる時も亦同樣なりとす。

賣買本人が死亡せる時に於て其仲買人は次の決濟前に於て總べて契約中の各取引は之を閉ぢて且其の爲に生ずる勘定の殘高は其の決算期に於て支拂ふことを得、但し之を支拂らはざる可らずと云ふにはあらず。

特別に他の方法を用ふることを明示せざる場合即ち取引所の普通の取引方法に依りて取引を行ふ場合にありては總ての取引は現金支拂とし次期勘定に於て決濟すべきものとす。

賣買契約決濟の場合にありては配當は組合員の手取高を標準として計算せらるべきものとす。

持參人拂の有價證券は利札と共に持參するにあらざれば決算日に於て引渡すことを得ず、又決算日に支拂ふべき利札を有する持參人拂有價證券は利札落にして引渡すものとす。

公債の賣買決濟

上海取引所にて賣買せられたる總べての公債は其の滿期日の午後二時半迄に決算せざるべからず、又或る特定日を限り賣買せられたるものが其の當日決濟なかりし時は次の日午前十一時迄に賣買する事を得、此の場合不履行者たる組合員はよりて生ずる損失を賠償せざるべからず。

別々になす株式書換行爲は假證券の發行によりてなし書換人之に署名し且つ適當に之を證明せざるべからず。

第二　繰越

取引所に於て行はれたる各種取引は決算日に於て全部決濟讓渡せるものにあらずして其の内に於て一旦損益を決算するのみにて受渡決濟を爲さずして長く賣買を繼續する方

法を採ること屢々あり之を繰越と云ひ仲買人間の取引に於ては最も多く見る所とす。

仲買人は契約中のものは此の繰越を爲す可きか、及受渡決濟すべきかを依託者に決算期前に問合はす、而して其の何れかに決するものとす。

繰越方法

決算の時に於て轉賣又は買戻をなして次期に於ける賣買を約するなり、而して其の轉賣及び買戻は當初に相手方に限らず何人に對しても行ふことを得るものなれども、轉賣又は買戻の相手方は次期新賣買の相手方とは必ず同一たり即ち貸借關係の實あるものにして繰越に屬する轉賣及び買戻並に次期賣買とも決算値段を以てし、賣買高の多からざるものは決算値段を定めざるが故に當日の相場を以て約するなり、斯の如く決算値段は繰越に關係大なるを以て繰越を爲す時に於て之を定むるものとす。

而して次期の約定に對しては決算値段にて約する外別に相當の歩合を買方より支拂ふ、之即ち一期間の利子を前拂ひして受渡を延期するものなり、此の歩合は賣方により支拂ふこともあり、此の歩合を Rate と云ふ。

然れ共繰越の結果は賣方にありては一期間代金の收入を遲ふし買方は其の支拂を一期間緩ふするものなり、以て此の歩合の支拂ひは買方よりするが至當にして又通例なりとす。然れども特別の場合例へば其の引渡すべき證券の市場に缺乏して容易に得べからざる如き時に於ては賣主より支拂ふことあるも斯ることは頗る稀なり。

繰越の依託を受けたる仲買人は右兩者中何れが委託者の爲めに利益なるかを見、其の利益なる一方により適宜に取計ひたる上報告す。

而して仲買人の委託者に付き之に對する勘定は繰越の場合は通常帳簿に記入し報告するのみにて精算をなさず、次期迄延べ置き仕切濟みの後に於て爲すものとす。

第三　決算日と銀行

上海取引所の決算に付ては在上海各銀行は大なる關係あり、即ち株式取引所の決算日に於ては取引所より寧ろ在上海各銀行は繁忙なり、何となれば取引所の各取引株券社債等の受渡をなすに際し金錢の受渡の之に伴ふものにして、此金錢の支拂は大部分上海に於て著名なる外國銀行の小切手に依りて受渡せらるゝものなるを以て、決算期に於ては賣買客及び仲買人は其の各銀行振出の小切手を銀行に呈示して現金の引換を受くるを以て、銀行に於ては上海に於ける各銀行との間に此の交換を行ひ、或は現金の交附をなす是實に一見取引所の決算は各銀行に於ける決算の如き感なき能はず。

之即ち取引所決算日と銀行業務との上に離るべからざる關係ありと云ふ所以なり。（未完）

香港に於ける造船業

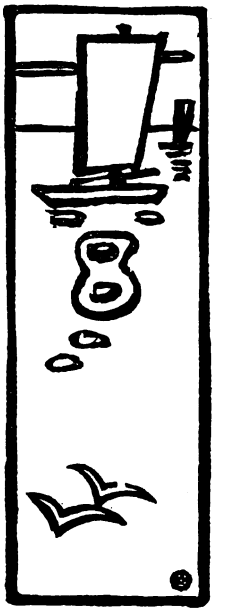

一、大勢

香港に於ける造船事業は年々進歩しつゝあるも、本邦に於ける造船業の發達により不斷侵害せられたり、今當局の發達したる報告に據れば、一九一〇年度及一九一一年に於ける造船數及噸數左の如し、

名稱	一九一一年		一九一〇年	
	隻數	噸數	隻數	噸數
太古ドック	九	二、二八一	八	二、二三一
黃浦ドック	一三	五五二	一四	七一五
卑利公司	八	二〇六	四	一二一
麥端那公司	五	五〇	三	一六九
飛輪公司	三〇	四〇八	二	三一七
同興隆	一	五五	—	—
廣德興	一	二一〇	—	—
積公司	三	四五	—	—

名稱	一九一一年		一九一〇年	
	隻數	噸數	隻數	噸數
廣協隆公司	三	七六	—	—
	七三	三、八八三	三一	三、五五三

就中太古及黃埔の二造船所は其規模頗る大なり、

此外英國海軍の用に供する海軍ドック（His Majesty's Naval Dockyard）あり、此外無數の『ボートビルデング工場』あり、今過去三ケ年中に於ける其の所在地及工場數左の如し

地名	一九一〇年	一九一一年	一九一二年
ビクトリア		九	七
尖沙嘴		二	一
油蘇地		四	八
アバーデン		一七	一七
宵萁灣		一三	一三
紅磡		四	四

深水埔					四〇	三八			
小計					八九	八八			
			一一一						
長洲					六	六			
大・澳					七	一〇			
西貢					四	四			
大埔					二	二			
沙頭角					二	二			
小計			二二		二一	二四			
總計			一三三		一一〇	一一二			

二、太古船渠公司

英名を（Taiku Dockyard and Eng. Co, Ltd）と言ふ、太古洋行の經營に係る。

本公司は香港島の北岸港口深き處に位し、全面積五十一「エーカー」四分の一を占め、「ドラドック」及「スリップウエー」に於て最も進歩せる方法を以て、最新式船舶、軍艦、船用機械、器具、其他一般機械の製作修理に應ずる準備完全し、此等工事は多數歐洲役員監督の下に行はれ、殊に修繕工事の取扱は迅速なるを特色とす。

英國海軍用の爲め建造したる花崗石造船渠は最も利便なる位置にありて、入渠の際諸船の密集せるが如き障害なく、急潮にても任意の運動を行ひ得べし、其容積は左の如し。

全　長　七八七呎
ブロック上の長　七五〇同
上部の幅（Coping）　一二〇呎
底部の幅（Botton）　七七呎 1/2
渠口の幅（上部）　八八呎
同　（底部）　八一呎一〇吋
HWOSTに於て「シル」中心以上の水深　三四呎六吋
右側面以上の水深　三一呎

「シル」中心は渠底より四呎高く、防水壁（Caisson）は新箱形滑走式にして、重量凡そ四百噸、電力を以て運轉し四分三十秒にて渠内を遮斷し得。

「スリップウエー」は三個あり

第一號

全　長　千三十呎
幅　員　八十呎
Cradle（船架）の長さ　二百五十呎

排水量三千噸、長三百呎、吃水十八呎の滊船を凡そ四十五分間にて引き上げ得べし。

第二號

全　長　九百三十三呎二分の一
幅　六十呎
クレードルの長　二百三十呎

排水量二千噸、長二百九十呎、吃水十七呎の滊船を三十分間にて引揚げ得べし。

第三號は第二號と同型なり。

此等の「グレードル」は皆「モルトン」（Moreton）式にし

て、二個各二百五十馬力の電動機に依りて運轉する皷形輪に卷かれし鐵線を以て引上ぐるものなり、第一號「スリップウー」の鐵線は周圍十三吋半にして、第二第三號は各々十二吋なり、全工場にして使用する動力は中央發電所より供給す。

造船架は長五百五十呎幅三百呎の面積を有し、諸般の設備完全し、其周圍には鐵板、鑄鐵、木工、指物、鋸木の諸工場あり併立す、最新機械を以て諸種の工事を行ひ、揚力百噸を有する電氣自在揚重機を備へ、其の面積五エーカーに亘り、瀝鑵製作所、電工所、機械工場、溶鐵鍛冶所、鐵及眞鍮工作所、銅工所等あり。

製鑵所は長三十呎、巾十三呎、厚二吋迄の鐵板を取扱ひ、瀝鑵修繕其他之に類する工事は電氣鍛接法を用ひ、最も老練なる職工によりて作業せらる。

溶爐及鍛工所には、普通鍛工用に供する小鐵鎚の外に、八百噸水壓鍛鍊機及瓦斯爐を備へ、直徑三呎のものを取扱ひ其新式鎔鐵爐は十五噸を鑄造し得べし、又通風機製作其他輕少なる工事の爲め、亞鉛工場、鐵板工場の新設備あり。

電氣鍍金所には二個の電鍍槽ありて、長二十呎の鐵板を鍍金し、小槽は一般の工事に供す。

鋸輪機は「ラムソン」式水平捧帶鋸及圓形齒棒鋸の二種ありて、六十呎乃至七十呎迄の丸太を取扱ふ、木工部の諸機械は最新英米製なり。

電燈用及船舶修繕用發動機に消費する電氣は、特設せる發電所より供給す。

一般修繕工事としては數千噸の沿岸及河川用瀝船より二萬七千噸迄の大船は入渠修理す、各國砲艦も亦多々取扱ひたり今日迄建造せし船舶は實に多數にして、其中長さ二百五十呎、河川瀝船其他百五十呎より二百六十呎迄の沿岸瀝船の建造等は重なるものとす、此等瀝船に要せし瀝鑵機械は皆本工場内にて製造したるものなり、諸方の注文にて製作せし瀝鑵も尠からず。

三、卑利公司

英名は（W. S. Baily and Co.）と稱す。

本會社工場は香港島對岸九龍灣にありて、西曆一九〇〇年に土地所有權を得て設立したり、面積五エーカーあり、九龍灣に面し其長四百四十呎にして製圖室、模型室、鑄造所木工場、指物所、鐵工場、機械工場及「スリップウユー」等は全く本社の經營する所なり。

本工場に於ては西曆一九〇二年千四百噸の双暗輪河用瀝船の廣西號を、其翌年其姉妹艦たる廣東號を建造せしを初めとして、其他の河川用瀝船曳船、ランチ、小蒸汽船、モートルボート等の製造高百隻以上に及べり、外に鐵骨家屋、橋梁、タンクの製造修理せしもの多し、現今製造中若しくは竣功せし工事は左の如し。

船種	全長	公稱馬力	船質	隻數
木材搭載用汽船	一八八呎	—	—	一
曳船ランチ	八〇同	一三〇	木造	一
水先案内用	八〇同	五五	鋼鐵	一

船種	全長	公稱馬力	船質	隻數
ライター	七〇同	九〇	木造	一
發動機船	由二五同 至四五同	—	チーク	二四
鑛山用發動機船	七〇同	—	—	二
補助發動機帆船	—	—	—	一
小蒸汽船	由六五同 至七〇同	由七〇 至一二〇	—	二
				三二

備考　大正二年六月現狀

此等諸船に使用せし機械及汽船は皆本工場内にして製作せしものとす、

四、香港黃埔船渠

英名は Hongkong & Wampoo Dockyard and Co. Ltd と稱す、

本會社は西暦一八六三年の設立にして、極東に於て最初汽船業の起りし時、珠江中の一島黃埔に築造せしムッドドック（Mud Dock）の發展せるものなり。

現今經營する業務は船渠、造船汽罐海陸用機關製造、鐵及眞鍮の鑄造、鍛鐵電氣等を主なるものとし、廣く支那鐵道用具の製作に從事せり。

紅坳、大角咀、鴨罷甸の三ケ所に於て六ケ所の花崗石造「ドライドック」、二ケ所の「スリップウエー」あり、其容積左の如し。

	紅坳	大角咀	鴨罷甸
第一號ドック（海軍用）「キールブロック」の長	七百呎	三七一呎	
第二號ドック	同	二六四呎	
第三號ドック	同	二四〇呎	
第一號スリップ	同	二二〇呎	
第二號スリップ	同		
コスモポリタンドック	同	四六六呎	
ホープドック	同	四三〇呎	
ラモントドック	同	三三三呎	

小潮の高三呎高潮七呎半

主要なる工場は「ヴキクトリヤ」市を距る二哩、九龍に於ける「ホンハム」即紅坳にあり、機械電氣工場あり、三ケ所のベー（Bay）は各其長二百七十二呎幅五十二呎にして十噸電氣自在扛重機二臺、十五噸一臺、二十噸二臺を設置す、各工場には快速なる機械器具等完備し迅速に製作す、御影石造埠頭上には高八十呎揚力七十五噸の强大なる蒸汽剪斷機（Shears）を置き深海に面せり、構內縱橫に敷設せる軌道は普く各工場に達し、以て各材料其他の運送に便にし、電燈の設備は夜間作業に供へ、電流は船渠內若くは岩壁に繫留せる船舶に供給す、電氣鍍金法は最も進歩せる技術を以て、二十呎巾九呎の鐵板を取扱ひ得べし。

當社は諸種の鐵材木材等を常に多く貯藏し置くが故に、造船修繕其他に使用する材料は比較的廉價に給す。

打釘機、鎚劉屑機穿孔には壓搾空氣を用ゆ。

コスモポリタン船渠は九龍大角咀にあり、好位置を占めた

り、「ドック」は花崗石造にして、長四百五十呎、巾五十三呎、吃水二十一呎の船舶を入渠せしめ得べく、工場には諸種の機械あり、迅速に工事を完成す、

鴨罷甸ドックも亦本會社の經營に屬し、香港島南方入口の尖端に位し、船舶の出入碇泊に安全にして、船渠の堅牢なる總花崗石造なり、其他一般船機、鐵道、機關車器具の製造、架橋工事の完成及沿岸河川用汽船曳船ランチ、ライター、其他各種の船艦を建造す。

五、其他の造船會社

內容不明なれば記さず

六、香港造船業の利益

初め黃埔ドックが香港に建設せられし當時は、東洋の造船業は一手に引受けむとの意氣込なりしも、我國には三菱、川崎の兩大造船工場起るあり、香港にも其後競爭者の簇出するあり、此が爲め當初の豫期に反して年々各社共其の利益を減少しつゝあり、各社は其營業成績を發表せざるが故其の資產負債の內容に至つては之を知るに由なきも、香港造船業界の「オーソリチー」たる黃埔ドック會社は年々其營業成績を發表せり、今此に就て見るに左表に示すが如く一九〇七年には一割六分の配當をなしたるも、九年十年十一年には僅に四分に減じ、五十弗株が四十五弗內外にて賣買せらるゝ狀にあり、必ずしも良好なりとは言ひ難し、其他は推して知るべきのみ、今參考の爲め最近五ケ年に於ける同會社の決算狀況を示せば左の如し

黃埔ドック會社

一設立年　一八六六年
一拂込資本　二百五十萬弗　一株五十弗
一經營者　英國人

	一九〇七年	一九〇八年	一九〇九年	一九一〇年	一九一一年
總利益	五六二、〇五八	七五十一三	二四一、九八八	二四五、三三四	三二五、二一六
純利益	五四〇、五五八	五三六、五五九	五三、〇六二	六七、〇三五	一三一、九二八
積立金	—	—	—	—	一〇〇、〇〇〇
當座借越及雜借	二、一九一、九九〇	一、八五一、六五七	二、六〇七、〇八五	三、〇八一、七〇七三	一、〇三一、〇六一
雜貸	五三、三二一	三〇〇、〇〇〇	四〇六、七八五	四三七、八六三	一九七、〇五〇
土地建物其他	三、三八五、四一三、四五五	四、七三、二六六	三、五六一、七三一	三、七八一、六四三、八五九、六二六	
各種材料	一、七一三、五三九	一、四二〇、二六六	九二七、四七九	七七〇、一七二	一、〇五七、六三
配當率	16%	16%	3%	4%	4%
賞與及配當金	四〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	七五、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
減價消却金	一三〇、四三三	七〇、四四二	—	—	—
後期繰越金	四一、四四三	三八七、二七八	一三七、七五	八八、一二四	一四九、五九一
海上保險勘定	六八、六九九	七八、一〇六	八八、四四三	—	八一、六九八
船渠擴張勘定	一五〇、〇〇〇	七一、〇〇〇	—	—	—
繰越金					

（完）

汴洛鐵道（二）

汴洛鐵路載客運貨運賃規則

（宣統元年三月改正）

第一編　總則

◎其の一　各種運賃表

運賃表に三種あり

一、總運賃表、之れ一般鐵道の旅客及貨物運送賃金表にて其の中更に分ちて二となす

（a）快車運賃表（則旅客運賃表）　則旅客及旅客手荷物運送賃金表なりとす

（b）慢車（貨車）運賃表　にて小荷物運賃表と大荷物運送賃との別ありされど二十噸以上の荷物を運送する荷主にして列車借切特別運賃表取扱を申込まざるものは小荷物運送賃に由る

二、特別裝入車賃金表　火葯其他特種貨物運送賃金にして貨物に由り全線を通してなすものあり或は一部分のみ取扱ふものあり。

三、公同運賃表　は本鐵道會社と他會社との連絡運賃表なり。

列車を分ちて左の三種とす

甲、一般列車

第一、客車（快車）

第一號列車には客を載せ

第二號列車には車房及車の借切に應ず

第三號列車には旅客手荷物及金銀貴重品を積み

第四號列車には獸類車馬棺柩を載す

第二、慢車（普通貨車）の種類

（a）二十噸以下の小荷物

第十一號列車には一等貨物を載せ

第十二號列車には二等貨物を載せ

第十三號列車には三等貨物を載せ

第十四號列車には四等貨物を載せ

第十五號列車には五等貨物を載せ

第十六號列車には六等貨物を載す

（b）二十噸以上貨物に對し貨車借切の場合

第二十二號列車には二等貨物を載せ

第二十三號列車には三等貨物を載せ

第二十四號列車には四等貨物を載せ

第二十五號列車には五等貨物を載せ

第二十六號列車には六等貨物を載す

乙、特別裝入車の種類

第三十一號列車には家畜家禽類

第三十二號列車には石灰、石炭、砂利、石材、煉瓦、鹽等

第三十三號列車及三十四號列車には五輛を載せ
第三十五號列車及三十六號列車には清國政府輸送の軍械兵丁
第三十七號列車及第三十八號列車には大石材コークス
第三十九號列車には空箱一切の包貨貯貨の器具
第四十號列車には「マッチ」を積む但し十噸以下は取扱はず
第四十一號列車には鐵道材料

丙、公同價單（通給列車）

別に規定す

◎其の三　貨物之種類

別表の如し

◎其の四　過大にして分開し難き貨物

凡そ過大にして分開し難き貨物は下の如く割增賃金を請求す可し

一、五坦以上十坦迄、普通運賃五割增
一、十坦以上十五坦迄、普通運賃七割五分割增
一、十五坦以上二十坦迄、普通運賃の二倍

之以上五坦を增す毎に二割五分を增す過大にして貨車を更改する必要あるときは其の改修費は荷主の負擔とす

第二編　雜費

其の一　公費

凡貨物運送のときには路の遠近を問はず貨物車一般運賃又は特別品輸送運賃の外別に一項の公費を要す小荷物運送にありては一坦に付き三錢借切りものにありては一噸三角なり、此の公費は即ち舊規則の停車場雜費及一切積卸卸費用なりとす・故に現規則の運賃は貨車運賃表に由り一「基米」幾何に由り計算せられたる運賃と一坦三仙或は一噸三角の公費（停車場諸手數料）より成るものとす

其の二　本鐵路と京漢線との連絡費用

現今協定中なり

其の三　貨物到着の時更に他へ運送せんとする時の費用

運送寄托の貨物到達驛に到着せし時荷受人にして他へ更に轉送せんと欲せし時は規定運賃の外別に轉送の費用每車一元を支拂ふ可し

前項の時は荷受人は列車到着後、六時間以內に驛長に通知す可し期日違ゆる事十二時間每に列車停留費として每車三元を要す十二時間以內のときも十二時間に算定するものとす

其の四　稱　貸（計量）

凡各停車場に於て必ず鈎秤一個を供置す可きを以て各荷主は隨意計量せらる可し本會社は計量に就き分文を取らず

其の五　虛廢車輛の貸

貨車借切の場合、各荷主は十二時間以內に貨物を積了る可しもし期適ば十二時間每に每車洋三元を虛廢車輛之費用として申受く可し十二時未滿も十二時間として算定するものとす

其の六　噸數過多の場合

貨車本來の載量噸數以上を積むを禁す　但し三百斤以下なるときは之の限りにあらず。もし三百斤以上一千基（六十基瓦は一百斤）以下なる時に發車の際發見すれば過多の斤數だけ卸さしめ實際載積噸數と貨車積噸數との相符するを俟ちて發車せしむ、もし中途發見せし時又は到達驛にて發覺せし時は荷受主（もし荷受主肯せされば荷送人）より過多貨物に對する運賃を申受くる外過多貨物運賃三倍の罰金を徵す、もし千基瓦以上の積過のときに於ては發車前ならば發送人の費用分擔を以て積過貨物を卸さしむる外別に十元の罰金を徵す。又中途に於て發見すれば亦發送人の費用にて之を卸す又到達驛にて荷受主の受取らざる前に發覺せば積過貨物の相當運賃を徵する外別に其の五倍の罰金を徵す又貨車にして　もし積過のとき損傷する事あれば其の修理費用は荷送人の負擔とす

第參編　規　則

○其の一　道里表

凡停車場間の距離は一段羅密達（一キロメートル）を以て距離測定の單位となす、一基米未滿は一キロメートルに切り上ぐ。運賃計算には十基米を以て單位とし未滿は切り上ぐ。

○其の二　重　率

一坦を六十基瓦とす。一坦を運賃計算單位とし、一坦未滿は一坦に切上ぐ

○其の三　計　費

運賃最少額は一角とす一角未滿三仙以上は一角に切上げ三仙未滿は切捨つ旅客運賃にても然り。

○其の四　報・貨

運送寄托人貨物運送を求めんには先づ運送申込書に貨物の品名、個數、數量を記載し捺印して停車場運送係へ差出す可し。運送申込書に誤謬ある時は其の責運送人にあり、もし運送貨物中に申込書に記載なき貨物ある時は最高運賃を徵收す。又貨目表になき貨物は三等運賃を請求す可し。

○其の五　軍械軍儲及爆發し易きもの

凡軍械兵器又は軍糧及爆發し易きものを輸送せんには先づ四十八時間前に車務總管に通告ありたし又必ず護送人一人を要す、又地方官の護照を要す。もし之を犯すものある時は發覺すれば原物を沒收の上官に交付し其寄托者を官に告訴す。爆發し易きもの〻輸送には必ず車を借入るを要し其最多運賃十噸以上とす。

○其の六　慢車運賃の時日

凡貨物慢車(貨車)にて運送せんには寄托の第一日は發せず第二日より起り毎日九十基米突を行き行く〳〵貨物を卸す荷受人貨物を受取るには更に一日を經るを要す。

○其の七

貨物送送人(荷主)は貨物の品名數量の實際を報告す可し本會社は隨時檢査しもし實を以て貶と報し多を少しとせば荷送主又は荷受人より運賃を補給せしむる外倘運賃三倍の罰金を取る例へば或る貨物を三等なりとし其實一等貨物にて査出せらるれば三等運賃十元なりとせば塵補運賃五元罰金三倍四十五元なり運送人又は荷受主は第一次支拂し十元の外倘須らく五十元を支拂はざる可からず。

○其の八　寄貨聯單(貨物引換證)

凡停車場貨物運送を托せられし時は寄貨聯單の第三紙を荷送人に交付す(荷送人は之の「單」を荷受人に送付して貨物受取の證となす)。引換證の上には送文及佛文を以て記載す。此の預證は荷送人の貨物運送申込證に由りて作るものにして預り證第三紙〇〇〇を荷送人に交付して後に貨物の數量個數體積等の弊情あれば即荷送人の申込書を證とす、貨物引換證に誤謬の點あれば捺印して其の信を表はすものとす。

○其の九

凡貨物到着驛に到達せし時は該驛より荷受主をして領收せしむ。貨物引渡の時は貨物引換證の第三紙を以て證とす。

○其の十　償納運費(運賃支拂)

運賃支拂には本鐵路用ふる所の銀元を用ふ可し。

因に汴洛鐵路にて用ふる貨幣は北洋及湖北龍洋の二種なり。

○其の十一　先償後運(運賃先拂運送)

所謂先償後運なるものは荷送人より先運賃を支拂ひて後初めて運送を開始す可し。

運送途次貴を賤とし多きを少しとせるの弊情あり支拂ふ可き運賃罰金あるときは荷受主の荷物受取の先に運賃罰金の支拂を受け、以て荷送人に支拂を索むるの煩をさく、各停車場驛長にて各費支拂を受けざる前貨物の引渡せしとき其の未濟賃金に於ては其の責を負はしむ。

○其の十二　運到即償(運賃貨物引換拂)

所謂運到即償なる者は貨物到達驛に於て荷受人一切の運賃を支拂ひて後貨物を受取るものとす。各驛人は一切運賃費用の支拂を受けざる前に引渡を禁ず。

但運到即償には必事務總管の裁決を受くるを要す。

○其の十三　掛賬代運(信用運送)

凡着實信用ある商家にて常に貨物の輸送をなすものは掛にて運送を托するを得。

但し此の場合前以て相當擔保を要す會社と此の契約を結べるものには一回の掛帳を與へ以て貨物寄托運送に便にす、掛運賃は每月結算す可きものとす。掛運賃額は擔保より超過するを許さず掛運賃の取扱を受けんと欲するものは鄭州本社へ申込む可し。

○其の十四　訴・誤

凡運賃に誤算あり或は運賃表適用の誤あれば貨物受取以前に本社に控訴す可し其のときは貨物引換證の第三紙を證據として差出す可し。

○其の十五　閘車分單

凡そ腰車を以て貨物運送を請ふものは特別加費　毎輛一基米突に付一仙五厘御增請求す實際載せたるもの如何を問はず此の腰車（有蓋貨車）は四等以上の貨物を運送するものなればなり。廂車（無蓋貨車）を用ひ別に油布車覆を增る者は油布使用料として油布一枚に付き一基米突に付二仙五厘を支拂ふ可し、此の車覆油布又は其の繫繩を遺紛失せし時には使用人賠償責任あり。荷送人にして自己所有の油布車覆を使用するも差支なし。但し之を原驛に送返する時には第三十九例の運賃を徵す。

○其の十六　淨除疫氣

疫疾流行の際家禽家畜を運送せんとする時は消毒費として　毎車洋二元を納む此費用は運送寄托の當時之を徵し且つ貨物引　換證に其の旨を記明す可し

○其の十七　禁止私乘

運賃費用として運送人より徵す可きは凡て載明せり本鐵路會社員にして　此以上一錢たりとも多く取りしものは荷送人より該員の　姓名職名地名月日を記して鄭州本局へ（匿名にても苦しからず）御報知あれ本社は實力査明す可し。

附則　脚行章程　十四條

一、每驛脚行（赤帽）は一夫頭、其の用ふる所の脚夫（仲士）の　數を本局と商定す。

二、各驛の脚行は保證金を納入するを要す其の數目は　驛の大小に由りて決す、此の保證金は露清銀行に入れ預返戻の時は　年三分の割にて利子を付す。

三、各驛の夫頭は直に驛長に屬し、貨物の揚卸、運搬並びに　脚夫雇用の事は夫頭（仲士頭）の責任とす。

四、脚夫もし規則に違反せし時は輕ければ即ち面責し重ければ解雇す。

五、脚夫は停車場附近の土着人を用ふ可し年壯にして　體强健の者保證人を要す。

六、各驛の脚行は脚夫の姓名原籍を本局に　届出づ可し、もし變更ある時は其の都度訂正す可きものとす。

七、脚夫は須らく紅布を以て縫れる衣を着せしめ且つ　某驛某號脚夫たる事を着衣の上に載明せる銅牌を着せしむる事

八、脚夫は旅客の求めあるに非ずんば旅客の　手荷物に手を觸るゝを得ず、又自ら列車上に乘り入りて　客を求むるを得ず、旅客にして自ら行李を運搬し亦其の使用人をして運ばしむるも　其の價に應ず、只叢館の手代又は馬車の馭者をして手荷物揚卸に　從事せしむるを得ず、之は萬し客商の利益の爲めに定めしものにて脚夫をして　揚卸せしむれば彼等は皆制服番號を着けたるを以て行李其他物件紛失のとき　取調べに便なればなり。

九、旅客もし脚夫を用ひて行李、其他小物件を運搬せしめし時には一個に付脚費（荷物卸揚賃）銅元二枚（洋二仙に當る）の割にて與へらるる可し。又もし驛馬車轎空棺等及大行李を運搬せしむるときは夫頭（赤帽頭）と議名を要するか商定し脚夫各名に付き平均銅元二枚宛與ゆれば可なりもし夫頭必要上脚夫を多く用ひて脚費を貪らんとするものある時は本社は該夫頭を嚴罰に處し證金より右金額を差控き客に返戻す可し

但靈柩の揚卸には脚費洋一元と定む

但し制錢千文を洋一元とし制錢十枚を銅元一枚とし旅客もし制錢を以て此の費を支拂はんとするも差支なし。

十、貨物揚卸には各商家自ら之をなすもまた脚行をして　承辦せしむるも其の選擇に聽す。

但し各商家自脚夫（人夫會社指定以外のもの）を雇ひて貨物の揚卸せしめんには前以て一ヶ月以前に鄭州本局に届出す可し　未届出をなさゞるものは貨物揚卸には必脚行をして承辦せしむ可し。

十一、商家もし脚行をして貨物の　揚卸をなさしむるには普通貨物ならば一輛以上二十五噸迄脚費一角五仙なりとす。貨物車借切ならば　其の實際積載量如何を問はず一輛洋八角と定む。

十二、各驛脚行は一切積卸に關する事は驛長の指揮を乞ふ可し。

十三、以上の各規則は之を各停車場及客車内に　貼付して各人をして周知し易からしむも旅客脚行と意見の衝突あらば　小事は各驛長之を調理和解し大事は之を鄭州本會社へ通報ありたし本社之を調和裁決す可し

十四、もし驛員又は脚行共謀又は單獨にて不正の　利を旅客より貪れるときは直に之を解雇解約し且夫頭の保證金は之を　沒收して列車運轉收入の

內に繰り込む。

附則　請給車輛賃積(車輛準備又は貨物運送申込規則)

一、荷送人貨物を運送せんには先請給車輛申込書請求書を本會社に請求す可し、車輛準備申込書は空白印刷にして一本をなし用に隨ひて一枚を引はなし用ふ、毎本五十枚とし號數を附す。

二、驛長此空白印本を径道(引込線)を領有する各商家及び常に貨物運送をなす巨商に配付す可す、且某號より某號に至るものは某月某日何人に配付せしかを控へ置き會社該掛人をして稽査に易からしめ又商人にして使用し了れるときは新しきものと取換ふ可し

各商は印本を使用し了れるときには其存根(控へ)の部を會社に返戻す可し。

三、此項の車輛準備(運送申込)申込書に荷受人必要條項を記載して驛長に差出す該驛長之に捺印として證とす且つ申込書と存根(手控へ)の上に割印を捺す可し。

四、驛長は申込書の次面を置し車輪を給し貨物積込時刻及び發車時刻を守る可しもし差錯あれば驛長の責任とす。

六、車輛準備申込書は本人自ら用ふ可し他人の濫用を許さず又給與せし車輛を濫停し用ひず則運送申込人指定貨物申込時間一日を後れば一日毎輛二元を徴收す。

七、此の項の申込書は驛長必要事項を記入し自己捺印の上毎日該驛報單に付して該管稽査所に呈送す可し。

八、此の項の申込書印本には毎本號數を付す行車稽査(車掌)は各呈出一切申込書並に申込書上記載事項に一々考察を加へて誤なきやを檢す可し

九、月末に至れば一ヶ月中に收めし所の一切の運送申込證及印本存根を鄭洲本社に差出す可し。

(末　完)

寄贈書目

上野敎育		三一六號
大連實業雜誌	其會	八四號
實用新案公報	特許局	三八號、三元號、三〇號、一三一號
東邦協會々報	其會	二二六號
商標公報	特許局	一三五號、一三六號、一三七號
東洋經濟新報	其社	六六一號
東洋時報	其協會	一八五號
特許發明々細書	特許局	八號、九號
國際法外交雜誌	其學會	十二卷　六號
四日市商業統計月報	其會議所	一七一號、一七二號、一七三號
報	德	四卷　二號
京都法學會雜誌	其會	九卷　二號
通商公報	外務省通商局	九二號、九三號
特許公報	其局	七七號、七八號
新支那	其社	九四號
大實報		一二〇號
中國實業雜誌	其社	五年　三期
名古屋經濟雜誌	其社	二卷　二號
加越能時報	其社	二六三號
國民經濟雜誌	實文館	十六卷　三號
帝國帝道協會々報	其會	十五卷　一號
大陸	其社	九號
貿易時報	其社	二號
岐阜縣敎育會雜誌	其會	二三五號
學燈	丸善株式會社	十八年　二號
名古屋商業會議所月報	其會	八三號
上海	春申社	五六號

大借款使途明細表（其六）

十二月份大借款項下支出明細出表

十二月分の支出使途審計處を經て發表されたるもの左の如し

使途項目	金額
海軍部　十一月分本部經費	三〇、〇〇〇、〇〇元
陸軍部　十一月分本部經費	六九、九九九、一〇
財政部　漢口造紙廠用機械代（規元三萬兩）	四〇、五四〇、五四
同　漢口造紙廠用工程機械（漢口洋列銀二萬三千兩）	三二、二〇〇、〇〇
同　上（規元一千七百兩）	二、二九七、三〇
同　上（規元九萬零七百六十五兩八錢五分）	一二二、六五六、五五
同　上（規元六千兩）	八、一〇八、一一
同　上（規元六千五百二十兩零四分）	八、八一〇、八六
陸軍部　十一月份軍政執法處經費	一〇、〇〇〇、〇〇
參謀部　十一月份本部經費	四三、〇〇〇、〇〇
同　十一月份陸軍大學經費	七、〇〇〇、〇〇
同　十一月份測量學校經費	五、〇〇〇、〇〇
同　十一月份軍事郵遞所經費	〇、六〇〇、〇〇
財政部　印刷局機器代（新旗昌洋行扱のもの）	一七、一〇五、四〇
同　崇陵工程	二八三、一五〇、〇〇

使途項目	金額
財政部　崇陵工程	三七六、八五〇、〇〇
同　同	四三〇、〇〇〇、〇〇
山西省擬裁軍隊裁遣費	四〇九、四一六、〇〇
安徽省擬裁軍隊裁遣費	二〇二、四八八、〇〇
同　欠餉	一〇〇、二四〇、〇〇
財政部　漢口造紙廠機械代（漢口洋例銀七千零二十八兩七錢四分）	九、八四〇、二二
漢口造紙廠十二月岔經費	一九、一七七、〇〇
司法部　十二月分高等審檢廳經費	七、〇〇〇、〇〇
十二月分第一看守所經費	八〇〇、〇〇
十二月分第二看守所經費	六、〇七一、〇〇
交通部　十二月分本部經費	五〇、〇〇〇、〇〇
同　十二月分育才費	二二、〇二七、九九
陸軍部　十二月分軍政執法處經費	一〇、〇〇〇、〇〇
合計	六五、三一五、六五九、一二

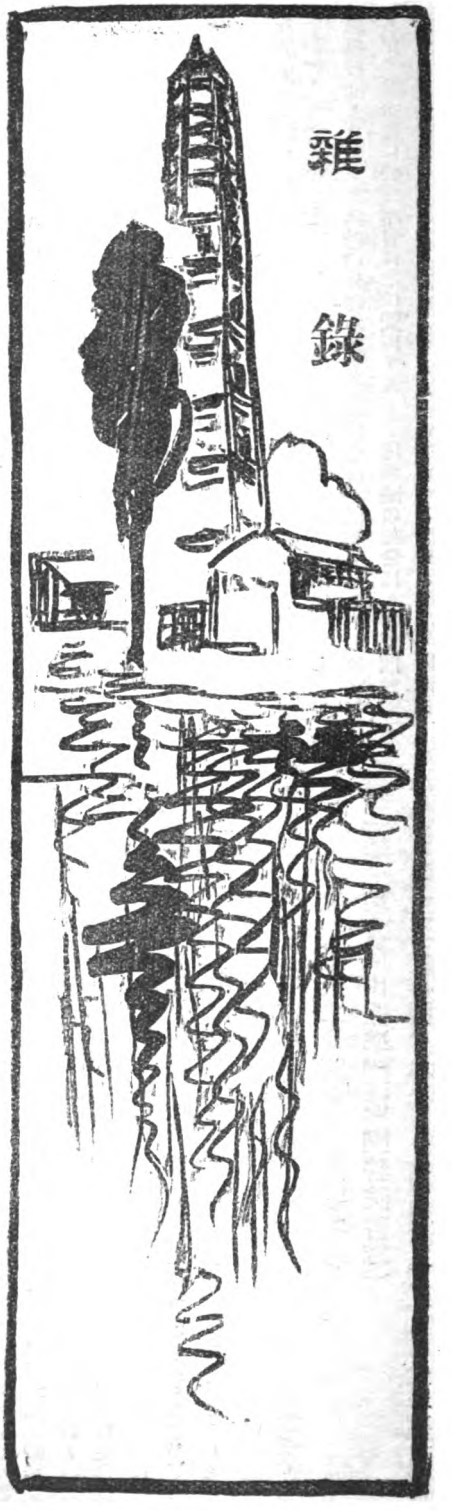

中央政治會議（五）

第七回審査會

二月十三日開會

一、省議會停止案

本案審査委員は午後一時より政治會議西審査室にて開會、蔡鍔、李慶芳、朱文劭、顧鰲、林萬里、王印川、劉馥、饒漢祥、孫毓筠、秦望瀾、黎淵等及び李議長も出席、蔡審査長より一と通りの報告ありたる後李慶芳は各省議會は或は停止されたるあり、或は停止せられざるものあり、是れ政治上の不統一を示すものなれば此際宜しく一律之を停止するを可とすべしと主張し、顧鰲は可成省議會議員の必衆を害せざる方法を取るを可とすべし、但し元來省議會なるものは其成立及組織は一種暫行的のものなり、故に此際其組織を變更するの要あり、之が爲めには一時省議會を停止するの必要あり云々と述べ、何人も反對するものなく、停止する事に可決、顧鰲、劉馥二人を審査報告起草委員に指定す。

二、八旗生計籌辦法

朱委員長缺席、許鼎霖代理となり、審査報告を朗讀し逐條討議す、其大要下の如し。

一、國務院の計算になる九百萬元と籌辦處の四百萬元とは其額符せず。

二、支那は目下財產困難なるを以て八旗生計は十年後に非れば實行するを得ず、國務院は借款を起して之が費

用に充てんと欲するも、先づ員を派して實情を調査するの要あるべし。

三、北京內外に於ける各旗の戶數を調査す。

四、墾牧事業開辦費の調査。

五、綏遠城、察哈爾、東三省等の荒地面積の調査。

六、以上諸調査完了の後初めて旅費及び開墾費を支給すべく、之が爲めには借欵を起すも差支なし、又調査を實行せずして借欵を起すとも籌辦の名ありて其實を缺き、數月ならずして借欵の金圓は費消せられ、人民の負擔のみ徒に增加すべし云々。

三、內外債整理案

本案の審査は極秘とせられ、速記をなさず、たゞ要點を抄錄せるのみなるが、出席委員十二人、長時間討論の後朱文劭、鄧鏞等を起草委員に指定す。

第九回本會議

二月二十一日午後二時二十分開會、李議長以下五十二人出席

第一案　借債籌辦八旗生計案

審査委員長許鼎霖缺席の爲め委員張志潭代つて報告す。

八旗生計案審査報告大要

八旗生計に關しては優待條件あり、決して中途にて變更すべき性質のものに非ず、今や國庫窮乏すと雖も年々の旗餉九百萬元を以て擔保となし、五國銀行團より四五百萬磅の外債を起して八旗生計を籌辦すべしとの原案なるが、其主旨に於て本會は之に贊同するも、國務院の報告によれば旗餉每年九百萬元とあるも八旗生計處より大總統に報告せる處によれば年餉四百萬兩を下らずとあり、數目相符せざるのみならず、前記九百萬元は京旗餉額を標準とするものにして、若し北京內外旗を合算せば恐くは之に止らざるべし。故に之を以て支出の準數となす能はず、又臨時約法に所謂八旗とあるは京旗外旗を包括するものにして、國務院は人口十萬と稱するも其根據明ならず、又旗民には有餉無餉の別ある筈なるに國務院の報告には此區別明かならず故に之を以て籌辦の標準となす能はず、本審査會は本案に對して詳細討論せる結果、八旗生計に關しては特過專條あり、自ら當に之を履行して倘ほ中外に照すの要ありと雖も、革命以來各省財政紊亂し、今後十年を經ざれば恐くは創痍回復せざるべく、旗民は外債に依りて救濟せられんことを請ひ、其額僅に四五千萬元は本息償還後は每年の旗餉九百萬元は不用となり、四五千萬元の外債を起し、一時人民の負擔を增加すと雖も後日年々九百萬元の負擔を減ずるの基たり。是れ財政家としても當然案出すべき點なると共に人民に於ても願ふ處なるべし、而かも此種借欵は普通政費と異り、其借欵條件は勿論用途の如きは愼重に研究するの要あり、思ふに籌辦法としては先づ八旗戶口を調査するの要あるべし、京旗は內務總長と部統と合同して、外旗は民政長と旗營長官と合同して、年齡、住所有餉無餉の別、貧困の程度等を調査し、又東三省、寧哈爾、綏遠城等の地方の荒地に就ても之を精査し、屋舍、道路、市場の開設修築等の費目を計算し、初めて能く八旗移民策を行ふべきなり。旅途と旅費、土地と開墾費の規定の如きも之を確査し、然る後各其衷に盡さしめ、籠を後來のものに垂れしめざる可らず、今每戶八口として之に四五百元を給し、其自生自滅に委せんか、恐くは半年の後墾費用罄依然として無く、籌辦生計の實は毫も擧らず、四五千萬元の財は一空し、徒に人民の負擔を增す事となるべし。故に本會は此借欵を起すに先立ち必ず愼重稠密なる調査を行はざる可らずと信ず云々。

右報告終り、二三の質問ありし後表決に附し、起立者多數にて可決、午後二時四十五分休憩を宣す。

第二案　地方歲出標準辦法（國務院咨送）

午後三時十五分再開、本案を王印川等十五人の審査委員に

附して散會す。

第八回審查會

二月二十三日午後三時開會

省議會議員職務停止案

出席委員十一人、顧鰲は支那現在の各省なるものは決して自治團体に非ず、故に省議會の如き機關は法理となり云ふも存在する能はず、又國民黨解散後は省議會議員數は極めて少く、多くは法定數を缺くを以て事實上開會不能なり、故に此際省議會は解散して議員職務を停止するを至當とすと論じ、大多數賛成にて本案を可決して起草に取り掛れり。

（未完）

約法會議（一）

一、會議の性質

約法會議規則は前號に記載せるが、本會議は該規則第一條に所謂中華民國の臨時約法を增修し又約法附屬の重要法律を議決する立法機關にして、本會を設立せる主要なる目的は袁世凱が施政上束縛となる可き約法上の諸規定を改修し、總統の權限を自由に擴張し、自己の理想に適へる憲法會議又は國會を創設せしめ、自ら永世大總統たらんとする一階段となさんとするにあるもの丶如く、本會議に於て約法中如何なる規定を變更すべきやは未だ明かならざれども、昨年十月袁總統が議會に提出せる約法增修案と略ぼ同

樣なるべく、該案の主眼とする處は

一、外交大權

に關し、之を絕体に大總統に歸せしむるものにして、約法第三十五條に所謂臨時大總統は參議院の同意を經て宣戰、媾和及び條約を締結することを得とあるを改めて參議院又は議會の承認を經ずして、大總統は自由に宣戰媾和訂約等の外交權を行ふことを得べしとなさんとするものなり。

二、官制及官吏任命權

に關しては、約法第三十三條に所謂臨時大總統は官制官規を制定することを得、但し須らく參議院に提出して議決せしむべしとあるを其但書を削り、又第三十四條に所謂臨時大總統は文武職員を任免することを得、但し國務員及び外交大公使を任命せんとする場合には參議院の同意を經る事を要すとあるを其制限的規定を削除せんとするにあり。

三、總統制

は約法第四十三條國務總理及び各總長は均しく國務員と稱し、第四十四條國務員は臨時大總統を補佐して其責任を負ふとあるを削除して國務總理を置かず、米國式の如く大總統に於て自ら責任を以て國家の重要政治を行ひ、各部總長は均しく大總統に直隷し、總長の責任は各部行政の範圍に限り

四、憲法の改正權

は第五十四條の中華民國憲法は國會に於て制定す、憲法施行以前は本約法は其効力憲法と等しとあるを改正して、憲法は國會以外の憲法會議に於て之を定め、大總統之を公布

することゝし、重要なる憲法の改正權は巧みに之を大總統の一手に收めんとするものなり。

五、人民の權利

に關しては公權の褫奪回復等は大總統に於て自由に之を行ひ得る程度に於て新法規を制定し、

六、緊急命令

なるものを設け、公安の保持、災害の防壓の爲めには、國會閉會時に於ては法律と同一効力を有する敎令を發布することを得、たゞ次期議會開會の場合に十日以內に之を議會に提出して其承認を經べきこと。

七、緊急處分

即ち財政上の事に關しても臨時緊急の場合に公安維持災害豫防の爲め國會を召集する暇なき時は敎令を以て臨時に財政處分を爲し得ること、但し之も次期議會開會の場合に承諾を得ることを必要とす。

大体如上の如く大なる權限を得んとするものにして、事實上總統專制を實現するものと見て差支無かるべし。

二、議員資格資定規則

二月十三日敎令第二十號を以て約法會議議員資格審定會組織會なるもの發布せられたり。

第一條　約法會議々員資格審定會は大總統より左記各員中より選任して之を組織す。

一、大理院長　二、總檢察廳々長

三、大理院推事　四、總檢察廳檢察官

五、法政專門學校以上學校長　六、其他學識經驗聲望あるもの

前項會員の定數は七人以上十一人以下とす。

第二條　約法會議々員資格審定會は會員中の人を以て會長となし、大總統より之を特派す。

第三條　約法會議々員は選擧會に於て投票完了の後選擧監督より當選人名簿を分造して籌備約法會議事務所に報告し、約法會議々員資格審定會に轉送す。

第四條　約法會議々員資格審定會は當選人名簿到着後に於て期日を定めて審査を行ふ可し。

前項の審査は會員五人以上の列席あるに非れば開會するを得ず。

審査資格は列席會員三分の二以上の同意を以て之を決定す。

第五條　約法會議々員資格審定會に於て審査完了の後は合格及び不合格の姓名を籌備約法會議事務所に報告すべし。

第六條　前條の審査報告は合格各當選人に對し、約法會議々員審定會より約法會議組織條例の規定に照して議員證書を發給さるを除き其他の不合格書は籌備約法會議事務處より審査報告に照して該選擧監督に報告して別に選擧を行はしむ。

第七條　當選人名簿式及び議員證書式は別表の規定に依る。

第八條　約法會議々員資格審定會の開會準備及び其他の庶務は籌備約法會議事務處より派員躰理す但し會長の指揮を受くるを要す。

第九條　本令は公布の日より之を施行す。

三、約法會議籌備事務所官制

第一條　約法會議籌備事務處は國務總理に直隸し、其職務左の如し。

一、約法會議開會に關する籌備事項

二、議員選擧の順序に關する件

三、議員選擧監督に關する件

第二條　約法會議籌處事務備へ委員長一人を設け處務を綜理し所屬職員を監督す。

第三條　約法會議籌備事務處に委員若干人を設け左記各員を以て之を躰充す

一、大總統秘書　四、大理院參事

二、國務院秘書　　五、法制局參事
三、內務部參事　　六、蒙藏事務局參事
第四條　約法會議籌備事務處に事務員十人を設け文書會計及庶務を司り委員長より之を委任す。
第五條　記錄其他庶務を必要する爲め雇員を聘用することを得。
第六條　本制は公布の日より施行す。

四、選舉期日令（二月五日發布）

第一條　各選舉會の選舉は內務總長の監督する者の外は選舉人及び被選舉人の調査結了の後籌備約法會議事務處より內務總長に呈報して覆核文到着後其選舉期日を定む、
前項の選舉期日は內務總長の覆核文內に預定せるものを基準とす、但し遲くも民國三年二月二十日以後に亘るを得ず。
第二條　各省選舉會選舉監督は選舉事務を處理する便宜の爲め內務總長の預定せる期日より二十日以內に於て相當の期日を選んで內務總長に電呈して其核准を經る事を得。
第三條　各選舉會の選舉は僻遠の省にて意外の事故の爲め辦理困難なるものは二月二十日以後に延期を乞ふことを得るも十日を超ゆるを得ず。
第四條　本會は公布の日より之を施行す。

五、議員候補者

二月二十日の期限迄に約法會議籌備處に報告せられし各省選出の議員名は左の如くにして、追て資格審會の決定を經て正式に當選なるや否や定るべし。

直隸	王邵廉	李　渠	
奉天	許世英	袁金鎧	
吉林	齊耀琳	徐鼎霖	
黑龍江	施　愚	秋桐豫	
山東	柯劭忞	王丕煦	
山西	梁善濟	渠本翹	
河南	王祖同	王印川	
陝西	高增爵	王恒晉	
安徽	王揖唐	孫毓筠	楊士琦
江蘇	莊蘊寬	徐鼎霖	馬　良
浙江	蔣尊簋	朱文劭	
江西	趙惟熙	蔡儒楷	謝遠涵
湖北	張國溶	劉心源	夏壽康　饒漢祥
湖南	舒禮鑑	夏壽枏	
甘肅	秦望瀾	嚴毓善	
四川	曾彝進	傅增湘	
雲南	朱家寶	袁家穀	
貴州	陳國祥	熊範輿	
福建	林長民	嚴　復	
廣東	梁士詒	龍建章	張蔭棠
廣西	唐景崇	于式枚	
新疆	朱家寶	張　鎮	
蒙古	顧　鼇	段世垣	

短期內外債一覽表

本誌第五卷第五號（三月一日發行）中央政治會議議案として、財政部提出公債整理案の附表なり。

甲、短期內外債表

	借欵名稱	金額	國別	擔保品	利率	償還期限
外交部	隆興公司欵	三七、四六七磅三志三片	英佛	國庫券		一九一三年十二月廿六日
同上	同上	四〇、〇〇〇磅	同	同		同十二月十日
同上	同上	三七、三三三磅六志三片	同	同		一九一四年三月十六日
陸軍部	怡大洋行欵	一六一、七二六兩二八	英	八厘公債票六十萬元	年八分	一九一三年十二月廿三日
同上	禮和洋行欵	一、三四〇、〇八六馬克	德	手形		一九一四年同一月廿八日
同上	同上	一、三五二、三四〇馬克	同	同		同
同上	同上	一、〇〇一、〇三八馬克	同	同		同二月十八日
同上	同上	一、〇一二、八五三馬克七〇	同	同		同三月廿八日
同上	同上	一、〇〇七、四九八馬克四	同	同		同四月廿八日
同上	同上	九七、〇三三馬克五	同	同		同五月廿八日
同上	德成洋行欵	三七、二五〇兩三	同	中國銀行保證	年六分	同三月十日
同上	大倉組借欵	五〇、〇〇〇兩	日本	手形	年七分五厘	一九一二年十二月末日
同上	同上	五〇、〇〇〇兩	同	同		一九一四年正月末日
同上	同上	五〇、〇〇〇兩	同	同		同一月末日
同上	太平公司欵	二二、七五〇圓	同	大清銀行預金證書	年八分五厘	一九一三年十二月十五日
同上	同上利子	七〇、四五圓五六	同			同
同上	同上元金	一、二〇〇、〇〇〇圓	同	同		一九一四年四月十五日
同上	船廠船費	一、一二三磅二六志六	英	國庫券		同一月廿八日及廿九日
同上	同上	一三、四三〇磅	同	同		同十一月分
同上	同上	六、〇〇〇磅	同	同		同七月廿六日
同上	同上砲彈代	一六、三七磅	同	同		同

海軍部	同上	九三、八四磅	同	同		同四月十五日
	ヴキカース船價	三〇、三九磅二志三片	同	同		三萬二千磅同十月十五日三萬二千磅一九二四年四月廿日三万二千八百四六磅
	同上	三元、八六九磅七志	同	同		一九一三年十二月一日
	同上	三元、六三三磅二志	同	同		一九一四年一月一日
	同上	三〇、〇九磅六志四片	同	同		同一月廿一日
	同上	四三、四六磅七志二片	同	同		同二月廿八日
	碩効廠船價	四三、八四〇磅二志一片	綿	同		一九一三年十二月十五日
	同上	四三、四六磅七志二片	同	同		一九一四年一月十五日
	同上	四三、二三〇磅八志三片	同	同		同二月十五日
	同上	九二、八〇一磅三志二片	同	同		同三月十五日
	クルップ廠砲彈代	三〇、九四磅	同			
	紐育廠船價	公金、一三六磅二志四片	米	米		一九一三年十二月
	同利息	五、一〇八磅二志二片	同	同		同
	同船價	九〇、〇〇〇磅	同	同		
	同運貨	一四、九二磅	同	同		
	土地俾路免關欵	四九、七四磅一〇志二片	墨			一九一三年十二月十五日
	三菱廠船價	三四〇、〇〇〇圓	日本		年六分五厘	一九一三年十二月末日
	川崎廠船價	三四〇、〇〇〇圓	同	手形	同	
	同上	九八、九〇〇圓弗	同	同	年七分	一九一四年二月一日
	同上砲彈代	三二、九二〇圓六	同			
	日本同情會	二〇、〇〇〇圓				
	安些度廠船價	九、三〇〇磅		白耳義		一九一四年五月六日

財政部	上海製造局對轟臣欵	二四、三四兩三四八	日本	月八厘	一九一三年十月十五日
	洋行欵	五五兩			
	日瑞生洋行欵	六二、四四兩五五			
	同四明洋行欵	三三〇、〇〇〇兩	同	漢冶萍公司財產	年七分
	三井洋行	二、〇〇〇、〇〇〇圓	同		一九一三年十二月末日
	同上	二三二、三五六圓二六	同		同
	同上利子	二、五〇〇、〇〇〇圓	同		月七厘五
	大倉洋行	二四五、〇〇〇圓			
	同上利子				
郵傳部	三井洋行軍器代	八六、〇〇〇兩	日本		年八分
	同上	七、五〇〇元	同		一九一三年十二月末日
	同上	一、九二五、三三元	同		同
工商部	克電提銀行	六八、八三三五六	白耳義		年六分
	北京白耳義銀行	四〇〇、〇〇〇法	白耳義	大學校舍保險單	一九一四年五月十五日
教育部	駐英代表倫敦華比銀行學欵	三五、〇〇〇磅	白耳義		年五分
	駐白代表華比銀行學欵	一五一、一〇〇法	同		
	歐洲游學經費請理員華比銀行借欵	三〇、〇〇〇磅	同		

以上合計約千五百零一萬四千六百八十一元

乙、短期內債表

借欵名稱	金額	揣要
南京政府廣肇湖借欵	四四一、六九九元	南京政府財政部於民國元年向借入者
同上華僑借欵	五九四、七四七	同上孫逸仙借入者
同上上海商會借欵	三、二一〇、〇〇〇	滬軍都督借入者一九一三年末期限
同上龍華公司被服代	一、三六〇、〇〇〇	南京政府陸軍部未拂金本部(財政部)與海軍部商議結果國庫券發給一九一四年三月二十日償還
前清政府揚子江廠船價	一六九、五二〇	大清銀行清理所財政部代借入者
財政部開濬局借欵	三七五、〇〇〇	國庫券發行利率六分一九一四年十二月末日
前清政府江南船廠未拂金	一、六四四、〇三九	漢冶萍公司株券抵當
同海軍部上海義昌成號未拂金	六四、三〇〇	同上
同上江南造船所未拂金	六五、六二六	同上
前清農工商部信成銀行借欵	九五、九六〇	同上四月廿日
同上大德恒借欵	二九、五七七	
同上震發號未拂金	四三九	
步軍統領署恒利號義成號借欵	四七、五六五	
搭放俸給國庫券	八七八、二七二	
川邊經費	五三、〇〇〇	
海軍部開濬局石炭代	一四五、四四三	
監獄協會森元號借欵	六、八五〇	
同成塾欵	二、五〇〇、〇〇〇	
中國銀行欵	七、〇〇〇、〇〇〇	
交通銀行欵	八、〇〇〇、〇〇〇	
保商銀行欵	六、〇〇〇、〇〇〇	

以上合計三千五百六十八萬二千四百三十五元

丙、長期內債表

南京政府八厘軍需公債

種類　債券枚數　債券額

種類		債券枚數	債券額
五元票	發行數	一一八、四二一枚	五九二、一〇五元
	財政部にて承認せるもの	六三、八一四	三一九、〇七〇
十元票	發行數	七六、二五一	七六二、五一〇
	承認數	四九、一一五	四九一、一五〇
百元票	發行數	四三、五〇一	四、三五〇、一〇〇
	承認數	三〇、五五七	三、〇五五、七〇〇
千元票	發行數	二九、九五五	二九、九五五、〇〇〇
	承認數	一四、二八五	一四、二八五、〇〇〇
合計	發行數		三五、六五九、七一五
	承認數		一八、三〇三、〇一〇

愛國公債　票數　金額

債權者

債權者		票數	金額
清皇室內帑項下發給	二百萬元票	五枚	一〇、一六二、九一〇元
	五萬元票	三枚	
	一千元票	十二枚	
	一百元票	九枚	
司法部		五元票二萬零四百七十一枚	一〇二、三五五元
直隸民政長	十元票一萬二千枚		二五〇、〇〇〇元
	五元票二萬六十枚		
中國銀行代售			一、〇八六、七七五元
合計一千一百六十萬二千零四十元			九、七二、九四八元六一四
前大清銀行民有株及預金			

附錄

一、南京政府八厘公債償還年表

年度	元本	利子	合計
民國三年	三、六三〇、二〇三元	一、四四四、一四〇、八元	五、一三四、八四三、八元
同　四年	三、六三〇、二〇三	一、七二一、五九二、六四	四、八四一、九四四、八四
同　五年	三、六三〇、二〇三	八六八、四四四、四八	四、五九八、一四六、四八
同　六年	三、六三〇、二〇三	五八五、六九六、四三	四、二四六、二九八、二三
同　七年	三、六三〇、二〇三	二九二、八四八、八六	三、九三三、四四〇、二六

二、愛國公債償還年表

年度	元本	利子	合計
民國三年			
同　四年			
同　五年	二、三三〇、四〇八元	六九六、一三三、四四元	三、〇二六、五三四、四四
同　六年	二、三三〇、四〇八	五五六、八七九、九二	二、八七、二〇九、九二
同　七年	二、三三〇、四〇八	四一七、六三四、四四	二、七四八、〇六一、四四
同　八年	二、三三〇、四〇八	二七八、四四九、九六	二、六九八、八五六、九六
同　九年	二、三三〇、四〇八	一三九、二四四、四八	一、四七九、六三四、四八
合計	一二、六〇二、〇四〇	三、四八〇、六二三	一五、〇八二、六四三

三、前大清銀行民有株及預金償還年表

年度	元利合計
民國三年	二、七九〇、四四〇、二九兩
同四年	二、八四六、〇一八、二五七
同五年	八四六、五七三、二八七
同六年	六一、五三五、七一四
同七年	六三、九九七、一四
同八年	六六、四五八、五六七
同九年	六八、九一〇、九九五
同十年	七一、三八一、四二三
同十一年	七三、八四二、八五二
合計	六、八八九、九一三、五一六
銀元換算	九、七〇二、九四八元六角一分四厘

導淮水利事業（下）

ジェームソン氏報告

第二章

第六節　大運河西部、清江浦以南の沼澤及び、淮河の第三流出口

清江浦以南大運河西部には洪澤湖あり、洪澤湖の流出には壩堰の東南に發する五運河あるのみなることは第一章に說述せる處なるが、是等の五運河は南は楊子江に注ぎ、西方に向へるものは寶應湖、高郵湖等に注ぐ。此方面に於ては壩堰より東方に向ひ、各湖水の水をも流出せしむる一大流出口を造らざる可らず、此流出口は楊子江に注がしめ、其深さは淮河、洪澤、寶應、高郵等の湖水の水を排出するに充分ならざる可らず、斯くせば現今荒廢に歸せる數千エーカーの土地は忽ち美田となる可し。高郵其他の沼澤は其南方に於て大運河と同一の高さにあり、故に此堀割は運河にも影響すべし。此地方には大河なし、故に適當なる流出口を造る時には灌漑用の小堀割を造る可し。故に治水費は左程大ならず、現時は草木の爲めに水流は著しく阻害せられ、堤防は所々破壞し、小洪水にても直ちに氾濫する有樣なり。從て耕作種殖行はれ難く、雜草繁る沼澤地は年々增大しつゝあり。一地方の降雨に際しても又排水口なく多くは溜り水となり、次の降雨季の際迄に乾き切らず、年々溜池の面積を增しつゝあり。故に此地方の運河は何れも浚渫し障害物を排除して水流を完からしめざる可らず、堤防も亦修築するを要す。而して此の工事を終りたる後は須らく土木技師を常駐せしめ、附近の市町村の費用にて常に運河を完全の狀態に維持するを要す。

淮河の流出口は淮河の下流地方五河衛河等の東に於てし、紿河の水道も利用するを得べし。而して如何なる水流も紿甫以東に流出せしむるは不可なり、凡て南方淮河及び洪澤湖に入らしめざる可らず。

第七節　大運河西部、洪澤湖以北の沼湖

大運河以西遠くは山東省境以南、洪澤湖以北の沼澤は適當の運河によりて洪澤湖に流出せしむるを要す。此地方の運河は航行の便に供するものに非るを以て、大工事なし。但し此地方の運河は必ず地面より低く堀割り、且つ出來得る丈け直線となすべし。又雨後は常に泥土を浚ふの必要あり。

宿州より南に向て小河流出す、普通の民船は四季航行するを得べく、此河の發源地は宿州の極北及西にあり。此河は五河附近にて洪澤湖に入る者にして、流出水道として大に利用すべし。現今此河は其洪澤湖附近に於て著しく西方に向つて灣曲し、流るゝこと六七哩にして淮河に入り、洪澤湖に會流す。又五河の東約十哩の處に小運河あり、洪水

時には多量の水を淮河に注ぐべし、此小運河は大に擴張するを要す。之によりて五河の北、東及び西方一帶の數千エーカーの地は立派なる耕地となすべし、目下は一年の中七ケ月は水に浸るの有樣なり。

第三章　結　論

以上河湖治水事業は第一、涂河及宜河の治水事業、第二淮河、第三洪澤湖、第四山東境より楊子江岸に至る大運河以西の沼澤河湖の治水事業の四に分つを得べし。

一、洪　澤　湖

洪澤湖は第一の流出口を清河に沿ひて東方に向ひ、舊黃河の河底より海に注がしむべし。但し實際の河口は海潮及地質等の實地調査後に非れば斷定する能はず。第二の流出口は壩より出でゝ東に向ひ、それより南に向て寶應、高郵等の湖水を通じて楊子江に注ぐべし。

黃河の舊河底によりて海に注ぐ流出口は事實上新規の事業たるべく、壩より出づるものは運河及び湖水等を連絡する小堀割を穿てば可なり。而して目下の急務としては之が準備行爲として淮河及び洪澤湖の北部の洪水を一日も早く流出せしむるにあり。此洪水は西は淮河により、又西北は開封地方及黃河附近より沙河及渦河によりて淮河及洪澤湖に入るべし。

大洪水の場合に其原因は河南山地及び淮河の北部に於て同時に大雨あるが爲めなるしとは屢々發見せられたる所なるが、此洪水の慘害を減せんとせば、西部及北部より流れ來る洪水を流出せしむる運河を造り、拓城の東部より渦陽の北を走り洪澤湖又は淮水下流に達せしめざる可らず。此運河は此地方に於ける所謂水道を横ぎり、北部より洪澤湖に入る河水を凡て流出せしむる力を有せざる可らず。而して此運河の効果は次の如し。例へば同時に西及び北よりして洪水ありとせんに、北部の洪水は大部分此運河に流入すべく、それより東に向て流れ、從來の如く淮河の危險なる部分に流注せざるべし。從て西部より來る洪水も之が爲めに緩和せらる可し。又此運河を建設する場合には、自然の河道を横ぎる處には必要に應じて閘を造り、之により北部よりする水流をレギレートする要あり。此の如き洪水用運河を造るは治水事業の最後の手段にして、少くとも數年間詳細に其一帶の水道に就て研究するに非ずんば之を決定する能はず。又若し運河を建設するとせば、此運河の南岸には水門を設けて灌漑の便に供せしむる要ある可し。

二、涂河及び宜河

涂河及び宜河並に洪澤湖の水を流出せしむる爲め、第一着手として黃河舊河口附近より海州に達する海岸を實測せざる可らざる事は前述せる處なるが、涂河に付ては特に大なる洪水用運河を造るの用なく、たゞ灌漑用運河に通ずる閘を造れば可なり。即ち涂河は之を浚渫し、海に達する迄其水路を常に泥土をして堆積せしめざること最も肝要なり。

次に宜河は大運河に對して給水者たる地位にあるより、第一に大運河を利して流出せしむべし。又第二に新運河を造り、駱馬湖を通じて最上の水道を選びて海に達せしむべし。而して此新運河は出來得る限り舊運河及河流等を利用するを得策とす可し。又大運河に流入する附近に於ける數多の支流は凡て水門を設けて水流を制限し、洪水用運河の駱馬湖附近に於ける水門と相俟て大運河に對する給水を常に適度に保たしむべし。

三、楊子江の洪水と淮河

時に楊子江及び淮河と同時に大洪水起ることあり。無論稀に起る現象なれども、楊子江の洪水の場合には淮河の洪水用運河は大なる用を爲さゝる可し。此場合には淮水の大部分は東方海に向て流出せざる可らず。然れども淮河及洪澤湖の治水事業にして完備せんか、洪澤湖の水量は平常は非常なる減少を示すと共に、洪水の場合には今日の何倍かの水を吸收するに足るべく、一方海に通ずる運河によりて絶えず流出せしむれば、今日よりも洪水の慘害を逈減するを得べきや疑なかる可し。

四、其他の研究

以上諸水の外に尙ほ實測を要するは渦河、沙河及び淮河の支流並に其附近に於ける沼澤地なり。又黃河は江北及び皖北の洪水とは密接なる關係あり、若し黃河南岸にして堤防破れ、淮河流域に侵水せんか前述せる治水計劃は根本より破壞せらるべし。而かも此種の洪水は決して有り得べからざるものに非ず、故に黃河の實測は必ずや之を行ひて豫め之に備ふるの要あるなり。但し差し當り實測を要するは河口より京漢鐵道が黃河を横ぎる附近迄にて可なり。夫より上流は右實測の完了次第出來得る限り速に之を爲すべし。

淮河流域の北部限界は黃河の南岸と稱するを得べし、故に黃河の南岸の堤防は最も精密に測量するを要す可く、殊に開封府東部及西部合して八十哩の間及び大運河と黃河と交叉する附近は重要なる部分たる可し。是等黃河の堤防に對しては常駐の土木員を派して常に嚴重なる監視を行ふの要ある可し、又支那は政界の一新せる此機に際して黃河全体の大測量を開始し、其治水の根本的計劃を立てられんことを希望に堪えず。

五、水利局及氣象臺の設置

現今最も急務とするは水利局(又は土木局)を設立することなり。現に支那政府は土木學生をして此地方の測量に從事せしめつゝあり、其効力少からざれども、此大事業を完成せん爲めには現今の如く主任者に適才を缺き、監督も放縱に、測量者も其能力甚だ疑はしきが如き有樣にては絶体に不可なり。支那政府は不急又は不必要の治水事業に對して多くのタイムと金錢とを費しつゝあるも、其根本的問題に對しては未だ毫も着手せず。現今にては單に地方の問題とせられ地方の官民の之に對して注意を仕拂ふあるの

み。宜しく之を國家的の事業と認定し、精練なる技師を雇ひ、一大水利局を起して此事業を完成すべきなり。現今安徽及江蘇の省民は此事業を引き受けんと奔走中なるも、之れ不可なり。宜しく中央政府に於て本事業を管理し、其治水費も之を負擔すべし。治水の爲めに民有地の買收を必要とする場合には土地收用權を適用し、適當の價格を協定して之を購入す可し。余は是等詳細の事に付て今玆に說述するの要なしと雖も、中央に天文局を起し、各地に出張所を設け各出張所には風力計、雨量計、晴雨計、寒暖計、水量計、其他の器具を備へ、駐在員をして一定の統計を作成せしむべし。現今は天文臺なき故幾何の雨量ありやさへ不明にして、たゝ大雨あり、大洪水ありと云ふのみ。又天候の豫測なく、降雨と洪水の關係も全く不明なり。故に地方人は自己の居住する小區域以外の地に大雨あり、又洪水の原因ありとも、自己の住地に押し寄せらるゝ迄は全然之を聞知せず、之れ實に現今の狀態なれば、先づ氣象臺を設置して毎日其報告を中央に打電せしめ、中央は各地各都市に向て必要の豫告をなすの義務ある可し。又此氣象臺は楊子江流域及び黃河流域にも之を設け上海除家滙の天文臺とも協力すべし。斯くの如くせば洪水の如きも或は之を豫測して未然に之を豫防するを得べし。

六、治水費及事業の效果

導淮永利事業豫算は約三千五百萬弗（墨銀）なり。事業完成に至る迄には約六七年を要す可し。

此地方に治水事業を施さんか其効果としては先づ第一に約一萬七千平方哩の地方に亘りて洪水の害を防ぐを得べく、現今は五年に二回位の收穫なるも、洪水の憂だに無くば、一年に二回の收獲ある可し。又此事業完成の曉には約六百萬畝（我が九十萬町歩）の美田を得べく現今は是等の美田も空しく沼澤地として葦の繁茂に委するのみ。其他現今多大の費用を投ずる饑饉救濟會も不必要となる可く、現今乞食、盜賊に化しつゝある幾百萬の人民をも救出するのみならず、轉じて善良なる生產者となすを得べく、其地方の匪亂も減少し直接間接の利益は假令莫大の費用を投ずるとも、決して惜しむに足らざる可く、支那將來の財政上及び名譽上に於て之を遂行せざる能はざる可し。（完）

支那に於ける列國の鐵道戰（一）

一、白耳義シンジケートの活動と英國

昨年本誌第二十號（十月二十日發行）に於て、吾人は『白耳義シンジケートの活動』と題して、大同成都鐵道、海蘭鐵道の布設權を獲得せる白耳義シンジケートの活動振りを紹介し、最後に同シンジケートの背後に露國の財政的又は外交的、或は兩者を合したる、大なる援助協力あることに關し、如何なる程度迄露國が其所謂財政的又は政治的に同シンジケートに關係あるやは明確ならずと雖も、前記二大

鐵道借款（各一億萬圓）が決して單なる白耳義の資本に非ず他外國の資本の之に混入せること丈けは明なりと結論せり。然るに列國の通信記者は、本問題に關し、本年正月に至る迄は殊更に大なる注意とては之に拂はざりき。後に海關鐵道の起點に關し、昨年本誌第十三號（七月一日發行）にも論じたる通り、曾て豫定地たりし海州は排除せられ、上海より五六十哩を隔りたる楊子江河口の北岸なる海門を以て海關鐵道の起點とすることに內定の報あり、茲に始めて倫敦タイムス及びデーリー・テレグラフの注意を喚起し、正月初め北京のタイムス通信員は左の如く打電するに至れり。

白耳義シンヂケートの獲得せる江蘇の海州より、甘肅蘭州に至る大鐵道に對し、支那政府が或る重大なる豫定地の變更を承認せんとしつゝあるは事實なるが如し。即ち其起點たる海州は實測の結果海港として不適當なるを發見し、遂に同鐵道が山東省境附近にて津浦鐵道を橫斷する邊より、線路を南方に向はしめ、上海より五十哩許りなる海門と揚子江の北岸にある一小港に達するの計畫を立てたり。

此の如き豫定線の變更は英國の經營せる津浦鐵道南段と併行する線路を建設することゝなる可く其津浦鐵道に及ぼす影響は甚大なるものあるべし。而かも之れ尙ほ看過すべしとするも、英國の極東貿易を左右する上海の附近に一大海港を建設し、恐くは支那に於て最長の鐵道たるべき海關鐵道の起點となさんとするの一事は吾人の最も注意を要すべき事なり。最近佛國は浦口商埠の建設に對して借款に成功せり、海門及浦口の經營にして成らんか英國の長江一帶に於ける貿易は果して如何なる可きぞや。

若し海關鐵道にして、單に白耳義のみの資本に依りて建設せらるとせば、本問題は左程迄に憂ふ可きに非ずと雖も、白耳義シンヂケートの名の下に佛國の資本、露國の資本及政治上の活動あることは敢て疑ひざる事實なれば、海關鐵道は露國多年の宿望たる露領ターキスタンより支那の中原を貫かんとする鐵道の實現にして、露佛の關係上此鐵道が勢ひ露國の管理に歸することゝなるべく、其結果は想像するに難からざるべし。

目下佛國は雲南府より四川の成都に達する鐵道布設權を要求しつゝあり。此計劃は白耳義シンヂケートの獲得せる成都歸化城鐵道と接續すべき重要なる意義を含有す。白耳義シンヂケートは主として佛國の資本により活動し、且つ露國も之に加入せるを以て、此鐵道は更に露國の蒙古橫斷鐵道と連絡し、斯くて支那の東西及び南北を縱橫すべき二大鐵道は露國の勢力下に立つに至るべし。或は此鐵道の完成と共に露國は支那を併呑すべしと唱ふ幻想家あるも、今之を問ふの要なし。但し露佛の斯の如き活動は云ふ迄もなく揚子江流域に於ける英國の地位を危くし、又雲南四川に於て排他的權利を獲得せんとするは、此地方に於て、機會均等、利權の平等獲得を約せる英佛協商を無視せるものと謂つ可し。

次にデーリー・テレグラフの北京通信員 Putnum Weale 氏は其椽大の筆を揮て曰く

內蒙古に於ける新開市場に關する露國の抗議は昨日打電せる通りなるが本日の牛官報は中法銀行が北京の入市稅を擔保として六百萬磅の借款を引受け二月下旬倫敦及び巴里に公債を發行すべく、同銀行は每月五十萬磅宛支那政府に拂ひ込みつゝありと報道せり。是れ實に英國の支那に於ける失墜に對して又々楔に一ケの釘を打ち付けたると異らず。外相グレー卿は不可能なること最初より了然たるモノポリーを企てゝ英國企業家より繼續せられ、又支那に於ける英の代表者は、英國企業家の活動は無用なりと迄報告せるが、今や白耳義及佛國の資本家は、英國企業家が拘束せられ、其活動を停止せるに乘じ、遂に最も富める利權を獲得せり。

白耳義シンヂケートの名の下に露佛白三國資本家が獲得せる利權中最も重大なるは昨年夏之を得たる海關鐵道なり、同鐵道は既に工事を開始し、支那の西北端より江蘇の沿岸に至る大鐵道は必ずや完成せらるべく、最の適定地たりし海州は之を變更して上海より七十哩なる長江北岸の海門と定め海門は既に測量を終了せりとのことなり。斯くて英以外の他の強國が故障を持ち出さゞる限り、海門は露國が黃海に臨む根據たる可き一重要地たるべきなり。

白耳義シンヂケートは又山西省、大同より成都に至る鐵道布設權を得たるが大同より蒙古を横斷するは僅々數百哩間のみ、而して露國の外交は全力を盡して蒙古の境界を出來得る限り南に延長せんと企て、蒙古鐵道の布設を容易ならしめんとしつゝあり。

次に又中法實業銀行は事實上浦口を得且つ武昌、漢口の呼稱改善に對して借款を提供して其權利を獲得し、佛國公使は又露南成都間の鐵道布設權を要求し、歸化城、成都鐵道と連絡して安南に達せんと計劃しつゝあり。

武昌に革命の烽火擧りてより茲に二年半、英國の對支政策は失敗に失敗を重ね、心あるものは英國議會に向て此際政府が何事をかなすの必要あることを想起すべし云々。

タイムスの通信員は露國が白耳義又は白佛の支那に於ける利害關係に對して陰に之を左右しつゝあることに就ては確信を以て之を斷言せざるも尙ほ白佛兩國の名によりて布設せらるべき支那南北及び東西の大鐵道が著しく露國に利益あると共に英國に對しては根本的の損害なることを指摘せり。又テレグラフの通信はタイムスに比すれば一層激烈にして露佛兩國の外交の成功英國の失敗を指彈して英國民の覺醒を促せり、而して問題の歸着する處は如何なる程度迄露國が白耳義シンヂケートに關係ありの一點にあり、左に少しく之を說述すべし。

二、露國極東策

露國が其廣大無邊なる西伯利亞及び中央亞細亞の領土の出入港として極東に於て一の不凍港を得んと欲せしは世に明なる事なるが、現に今日と雖も此希望を捨てず、而して最初には波斯より波斯灣に出でんとして失敗し後に絕東に於て浦鹽港を得、爾來西伯利亞鐵道の布設東淸鐵道の布設權獲得遼東半島の租借等は世人の熟知せる處なるが、此花々しき露國外交の勝利も日露の一戰に依りて之を失ひ、遂東半島南滿鐵道は之を日本に割讓するの止むなきことゝなり、東淸鐵道の軍事的効果は其一半を失ふに至りしを以て露國は極東に於て他に發展の途を講せざる可らざる事となれり。

ポーツマス條約を記せるインキの乾くか乾かざるに、彼は早くも西比利亞鐵道の複線工事及びアムール線の起工を企劃し、過去四年間に亘りて極めて迅速活發に之を辨理し西比利亞鐵道複線工事は七割五分迄完成せり。又アムール鐵道は略ぼ完成に近し。其他中央亞細亞に向て幾線かの鐵道を計劃し、中には政府の既に特許せるものさへあり。浦鹽は既に難攻不落の防備なり。但し該港は日本に對して全然露出せる狀態にあるを以て、第二の日露戰爭ありとせば必ずや日本の爲めに占領せらるべし。又商業港としては浦鹽は半年の間は結氷するを以て大西比利亞の輸出入港としては甚しき不便の地なり。況んや西比利亞の貿易及工業は年々著しき進步を示しつゝあるに於てをや。然り而して露國は南滿洲に於ては日本の存在する間は、莫大の軍費と慘憺極りなき戰爭を敢てせざる限り、到底好果は求むべくも非るなり。

凡そ露國の極東政策に關する著書は何れとして露國が蒙古を横斷して張家口より北京に到らんとする野心あるを論述せざるものなし。米國が彼の錦愛鐵道布設契約を締結せる際の如き、露國は之に對して抗議せざる事を承認し、之

が代價として恰克圖より張家口に至る露國の鐵道經營を是認せしめんとしたる事あり。又露國は中央亞細亞鐵道の終點たるコーカンドより嗎什嗎爾哈密を經て肅州蘭州府に至る鐵道を布設せんことは露國多年の宿望にして、露國は之れを以て恰かも疑ふ可らざる自己の權利なるかの如く信じつゝあるなり。

三、京漢鐵道と露國

一八九八年支那に於ける所謂「鐵道利權爭奪戰」中、露國は北方よりの一線を獲得して印度支那よりする一線と聯絡せしめ以て支那を兩斷する全線を敷設し Dual alliance の支配の下に置かんとする一大野望を表明したるが、唯英國政府の不斷の監視と其機敏なる政策とは當時此種の野心を妨碍して止まざりしなり。時局は益重大となりて遂に英露兩政府間に妥協を見るに至り、今後露國は楊子江上を縱貫する鐵道の敷設權を要求せざるを約すると同時に、英國亦長城以北の敷設權を斷念せんことを約せり。

而して此妥協は現に有效なるものなるが故に、露國は公然中部若くは南部支那に利權を獲得する能はずして、唯第三國の仲介に據りて僅かに其目的を達するを得るに過ぎず即ち露國は自己の利益を他國に委托して以て曩の英國との妥協を遵守せる旨を表示したり。露國が黑幕内に退きて其政治上の利權を增進する活動を其同盟國たる佛國政府及び其銀行團に委托したるは全く之が爲なりと知るべし。

曩に白耳義が鐵道利權の爭奪場裡に突入して他の列强と角逐し始むるや、支那人の疑惑は一に白耳義に集中したるも、白耳義は陸軍も海軍も有せざる渺たる一弱國に過ぎずして、唯其目的とする所は自國に於て產出する鐵及び鋼の販路を求むるにあるのみとの極めて幼稚なる辯明によりて、此疑惑は釋然として氷解したるものゝ如し。支那は全然此の蜜の如き辯明を信じて現に白耳義が鐵道敷設の野心ありてふ事實明々白々にして列强が屢警告を與へたるにも係らず、依然として白耳義企業家の甘言に乘せられ居るを免らざるなり。

然れども、英國は當時白耳義シンジケートの野心に對しては夢想だも抱くことなく、露國をして大手を振つて楊子江沿岸に侵略を試みしむべき鐵道たる京漢鐵道に關する交涉には唯露國のみに警戒怠らずして白耳義を顧ることなかりしなり。併も事實は之に反し、白耳義シンジケートの有力なる黑幕は實に時の駐支露國臨時代理公使バウロフ氏及び佛國公使なりしなり。此に於てか英國は大いに狼狽し時の北京駐剳特命全權公使サー、クロード、マクドナルドは、其黑幕に露國の在るの故を以て、白耳義シンジケートに京漢鐵道敷設權を附與するに對し、强硬なる抗議を總理衙門に申込みぬ。而して總理衙門は其回答に於て露國が毫も此計畫に參加し居らざる旨を確證し、時の露清銀行の參加に對しては斷然勅許を與へざるべしと言明したり。

然るに支那政府が此回答を與へてより僅かに三日を經ざるに、京漢鐵道協約は厚顏なる白耳義シンジケートとの間に調印を見るに至れり、而して其第十八條には、露清銀行

が該鐵道公債の引受を爲すべき旨を明かに規定し、且同二十條に於て露清銀行が此預金を取扱ひ資金月賦仕拂の機關たるべきことまで明示せり。之れ明かに白耳義が巧みに支那政府の眼を晦ませしか、乃至は支那政府が情を知つて故意に英國政府を欺瞞したるか孰れかを表證せるにあらずや。

かくの如く支那が英國に對し信用を破毀し英國を輕侮したる罪は支那にとりて意外なる損失を與へたるぞ是非もなき英國は直ちて此侮辱に對する損害賠償を請求し、露國の後援を有せる白耳義シンヂケートに京漢鐵道敷設權を讓與したるの賠償として、滬杭甬鐵道、滬寧鐵道、九廣鐵道、及び浦信鐵道の敷設權を要求するに至れり、即ち支那に於ける鐵戰の劈頭に於て、露國は白耳義シンヂケートを利用して巧みに支那政府を瞞着し、支那大官をして不信の譏を免れざらしめ、英國に對し全然其面目を失ふに至らしめたり。

京漢鐵道借欵契約は、事實の眞相を知らざる支那人其他には常に白耳義の一事業とのみ認められ居るに係らず、唯佛國外務省の外交公文書たる黄書は一九〇〇年六月發行の分に於て、支那が佛國の會社に讓與したる種々なる鐵道礦山の利權を列擧せる項中、特に京漢鐵道は佛白聯合の借欵團に附與せられたるものにして、該鐵道は佛白兩企業家の相互的對等の利益の爲に敷設せられ且經營せらるべきものなりと言明せり。而して此黄書の記載する所に據れば、佛國は六割白耳義は四割の利益を分擔せるもの〻如し。此に於てか又名は白耳義借欵と云ふも實は六割迄佛國の利益なることを最も信據すべき官憲が明證せるものなりと云ふを得べし。

今や露清銀行は當時支那借欵の公的機關にして、北京駐箚露國臨時代理公使は此借欵を强行するに方り白耳義シンヂケートの最も有力なる黑幕なりしに想到せば、露國も亦此シンヂケートに相應の參加を爲せること明白なるに非ずや。之を要するに京漢鐵道敷設權の獲得に方り、白耳義は單に露佛の手先に使はれ、該シンヂケートの眞相に關しては巧みに英國及び支那の眼を晦ませしものなりと斷言せるに躊躇せざると同時に、此公にせられたるに事實に徵するに京漢鐵道に對する露國の利害關係は外見よりも事實は遙かに密接にして、又支那は故意か然らざるかは知らねど甘く白耳義の術中に陷り、之が結果として高價なる賠償を英國に拂ふの已むなきに至れりと云はざるべからず。

四、白耳義借欵の側面觀

今英佛兩國政府の公文書に據るときは、支那鐵道研究協會社（Société d'Etude de Chemin de Fer en Chine）なるもの〻眞相に關し洵に興味ある側面觀を試みるを得べし、一九〇〇年度の英國青書は其第六十一頁に於て、一八九九年三月二十三日附聖波得斯堡發サー、チャールス、スコットよりソールスベリー侯に宛てたる文書を發表せり、

曰く、

閣下よ、白耳義公使は既に發表せられたる支那問題に關する議會速記錄に

就き昨日予に告げて曰く、右遠記錄には白耳義の京漢鐵道敷設權に對する英國の抗議に關し興味ある記事を載せたるを知る、而して該記事たるや、往復文書に據つて見るに、該敷設權に對する露國政府及び露清銀行の參加に就ては全然誤まれる觀念を有せるに似たり云々と。

白耳義公使は此問題に關し凡て交涉の衝に當りしが故に、最も信據すべき確言を予に呈するに力めたる次第なるが、該借款に對しては露國は一個すら支出したることなく、露清銀行は唯白耳義シンヂケートに對する金融機關として行動せんと努めたる外、何等利益の分配を受くる者にあらざることは、該銀行の重役自ら之を保證するに躊躇せざるべし。抑も白耳義シンヂケートの性質たるや、白耳義の企業を發展せしむるを目的とする純然たる白耳義團體にして、露國は唯其利權獲得に當り白耳義に後援を與ふることを同意したるに過ざることは、白耳義の如き小國が何等政治的野心を抱懷し得る筈なく、露國政府は該借款計畫が獨逸、英國又は佛國によりて企てられなりと假定する場合よりも以上の機敏なる後援を與ふる能はずと言明せるの事實に徵するも明白ならずや云々と。

然れども英國政府は之れしきの確證を以てしては到底滿足するを得ざりしが、之と同時に該借款の趣意書なるものブラッセルに於て發表せられたれば、ブラッセル駐箚英國公使サー、エス、ブランドケットは其一本を倫敦に送附し來りたり。

此趣旨書に據るときは、白耳義支那鐵道研究會社は半ば白耳義人他の半ばゝ佛國人より成り、京漢鐵道敷設に關しては各半數宛の備員を白佛兩國より供給すべく、又敷設上の諸注文は之れ亦兩國にて之を半分すべく、借款金額は六割を佛國に於て殘りの四割を白耳義に於て負擔すべきを規定せり。

尙一八九九年五月六日附ブラッセル發サー、エフ、ブランケットよりソールスベリー卿に宛てたる文書に曰く、

閣下よ、三月二十三日附サー、チャールス、スコットより閣下に致され次で予の許に回送されたる、京漢鐵道の敷設權獲得に關する露京駐箚白耳義公使の證言は當地に於て一般に信せらるゝ言明と全く符合するものゝ如し。何時諮問するも白耳義當局者は、該利權に關する金錢及び其他の利益は普通に於ける白耳義的のものにして、然らば何故に該シンヂケートの發起者が露清銀行に委頼したるかと云ふに、支那に於ける英國の銀行及び財政家は白耳義をして支那に於ける鐵道利權の獲得に參加せしめざるに力むるやに見ゆるに拘らず、露清銀行は最も友愛的なる精神を示せるに依るに外ならずと繰返へすに一致せり云々。

是に由て之を觀るに、白耳義官憲はシンヂケートの善意に於ける白耳義的性質を帶ぶるを主張し且其露清銀行と結べるの正當なるを言明するに一致せるなり。然れども佛國政府は此問題に關して赤裸々の事實を公表せり、即ち一九〇〇年六月―十月號支那に關する黃書の第二十三頁乃至第二十七頁に於ては、白耳義シンヂケートの地位に關する佛國官邊の解釋を與へて曰く、支那鐵道研究會社は佛白聯合の一シンヂケートにして、其佛國分子は巴里の大銀行及び佛國一流の鑛業家によりて代表せらるゝものなるが、今回北京より漢口に至る鐵道の敷設權を獲得したり。而して此線路に關する二個の契約は一は借款の爲にし一は營業に關するものなるが、孰れも一八九八年六月二十六日を以て調印されたり。該鐵道は其全長約一二五〇基米突に達すべく且佛白兩國の相互的平等利益の爲に右研究會社によりて敷設せらるべし。借款の總額は一億一千二百五十萬法にして、佛國は其五分の三を負擔し白耳義は五分の二を負擔す

べきを約す、而して五分利附五百法の鐵道公債一三三〇〇〇枚は一八九九年四月十九日巴里及びブラッセルに於て各其第一回の發行を試み、二三六八〇〇枚中一九〇八〇〇枚は巴里に於て殘り三六〇〇〇枚はブラッセルに於て募集せられたり、而して此第一回の發行額は以て五〇〇基米突を敷設するに足るべし。但し右五〇〇基米突中三〇〇基米突は北方に二〇〇基米は南方に起工せらるべきが其竣工を見るは遠きにあらざるべく、北方の一五〇基米突は既に竣工して列車を運轉しつゝあり。殘餘の部分も事情の許す限り第二回發行の公債を以て之が敷設を見るを得べし云々と。知るべし、白耳義は全借款額の四割を負擔すべしと規定せるに係らず、實は第一回發行公債に對しブラッセルに於ては僅かに一割五分を引受けたるに過ぎずして、其殘額八割五分は巴里に於て應募せられたるを。

サー、チャールス、スコットのソールスベリー卿に宛てたる書翰を一讀するときは當然の結果として次の如き疑問を生ずべし。何故に露國政府は其同盟國の提案と見做すべきものを公然後援するの擧に出でずして却つて白耳義の爲めに其敷設權獲得に後援を與ふべき意思を發表したるかと、今や暴露せられたる事實は否むべくもあらずとして、次に起るべき疑問は、該シンジケートが果して事實上佛國の財團なりとせば、何故に其支那に於ける代理者として東方滙理銀行（Banque de l'Indo-Chine）を撰ばずして態々露清銀行を撰びしが、果して露國政府は支那に於ける資金の運用上單に露清銀行の僅少なる利益の爲に白耳義シンジケートに後援を與ふるに決せしが、前述せる信據すべき官邊の事實を基礎とし同時に支那鐵道研究會社が今や露國官憲の完全なる一部分たるの事實に想到するとき、吾人はシンジケートの現地位に對する英國政府の疑念を以て無理ならぬ根據ありと信ずるものなり。

（未完）

最近の庫倫事情

（露國「ベー、ポプリコフ」一九一三年旅行談の一節）

庫倫は東西に分たれ、西部は「ガンダン」と概稱し、丘陵上に在りて全市を望むべく、東部は「マイダリ」と稱す、兩者の間には曾て頗る廣濶なる空地ありしも今は人家稠密にして市の主要なる商業區を成すに至り、露國人及支那人の居住地たる狀を呈す、「ガンダン」より「マイダリ」に至る街路は廣濶にして、此地區を南北に兩斷し、北部は支那人居住地南部は露國人居住地とす、兩居住地の面積は同一なるも外觀は全然異れり。

庫倫は西及北に丘陵を繞らすを以て、市街は此方面に延長すること難く、主として東部に擴かり、市街の東方三、四露里（一露里は約九町四十六間）の處に露國總領事館と露國の第二居住地あり、但此居住地は前記「ガンダン」「マイダリ」間のものより遙かに小なり、當露國總領事館の西方即庫倫市街の方に當りて、一小市街地を生したり、五年乃至十年後には此市街地は庫倫本市街に接續するに至るべき

も、今は前記露國總領事館と庫倫との間には處々に人家の散在するものあるのみ

「マイダリ」の東方に接して蒙古政府の官衙、大臣及王の邸宅あり、其れより東方には蒙古監獄、及露國總領事館附設病院を主として個々の建物あり。

尙前記方面に於ては露國總領事館の後方に、曾て露國に名ありし西藏醫「バドマエフ」氏の邸宅ありしか、此邸宅は目下露國民團長プロキン氏の住所と爲り、其後方には「モンゴロフ」採金會社の事務所あり。

次に庫倫附近に在りて之に關係を有する住民地として、第一に支那の買賣城を擧くべく、此地は露國總領事館より東方三、四露里、庫倫より六露里乃至八露里にして、中央には專ら支那人居住し、周圍には蒙古人居住し露國人はなし、買賣城は支那の大商人の集中する處にして、商業繁昌し支那銀行も此に在り、近年此地の商況は頗る衰頽たしりと雖、是れ蒙支關係の然らしむる所にして、政治的關係解決し支那の全權代表者駐在するに至らば、支那商人は又續々入來し、商況の回復を見るに至るべし。

前記買賣城の東北四露里に、「ウリヤタイカ」と稱する處あり、現今露國守備隊と露國將校の訓練する蒙古旅團の司令部と其旅團中の一ヶ聯隊とありて、宛然陣營地の狀を呈す、將校宿舍及下士卒兵舍は、共に粘土製にして是等建物は元支那軍隊の兵舍なりしが、其軍隊退去の際半之を破壞したりしかは、殆んど新に製造するの必要を來したり、尙蒙古の第二聯隊は「ウリヤタイカ」より東南方約三露里の圖拉河畔に在り、兵舍及將校宿舍は蒙古包とす。

「ウリヤタイカ」より第二聯隊陣營地に至るには、圖拉河の木橋あり、橋頭に別莊あり、露國總領事館書記生之に住居す、此地は全市中最良の場所にして、圖拉河と東方に至る山脈との間に位し、庫倫に於て日暑を避くべき樹木の存在するは此地のみなり圖拉河の景色も亦宜し。

圖拉河は東北より庫倫に入り、市街の東南を流れ、市街附近に於て「セリビ」及「ウリヤタイカ」の兩分流を形成し、廣からず深からざれども處々佳景を呈し、急潭清流の掬すべきものあり、蒙古人は魚を食はざるが故に之を漁することなければ、此內には魚類大に繁殖し、露國人にして之を漁獲し少らざる利益を收むる者あり、露國兵にして街頭に魚類を販賣するものあり、是れは實利主義としては可ならんも蒙古人をして露國軍隊の威嚴を感ずる薄からしむるの虞なきか、當局者は宜しく「鄕に入りては鄕に從へ」の諺を忘れざらんことを希望す。

庫倫の西南十二露里乃至十五露里を距てゝ「サンギン」と稱する處あり、別莊地にして活佛より露國總領事館に讓渡せられ、露國は之に別莊を建設したるも、現今は樹木も伐採せられ、家屋には常住する者なく、時として總領事館員の來り宴遊を開くあるのみ、尙此地には「ブリヤタ」人の牧場及邸宅あり、此人は元露國領事館の通譯にして、在職中大に活動し位置の微々たるに拘らず、不正手段を以て巨富を得たりと噂せらる、此牧場に於ては多くの蒙古駿馬を產すと云ふ。

市の西南に當り圖拉河畔に二箇所の洗毛所あり、一は「スツケン」會社に屬し、一は「ゲルガルツト、ゲー」商店に屬す、兩者の構造は殆んと同一にして細部に多少の差あり壞

庫倫より南方に當り、圖拉河對岸「ボクド、ウラ」山麓に蒙古の統治者たる活佛の宮殿二箇所あり、東のものを夏宮と稱し、西のものを冬宮と稱す、兩者の距離は二三露里あり、余は遺憾ながら其內部を視るの機會を得ざりしが、外觀は特に記すべきものなく、其建築は主として支那式なるも、冬宮中の建物には歐州市街地の中流家屋に彷彿たるもの一棟あり、宮殿に至る道路は良好なる敷道にして平坦砥の如く、道中の河川及凹地には本式の木橋を架す、但是等木橋は活佛通行の際のみに開き、平素は閉鎖せらるるのみならず、庫倫市街に於てすら活佛專用橋梁あるに至つては驚くの外なし。

庫倫は二部に大別するの外四區に分たれ、其內二區は寺院區にして他の二區を商業區とす、寺院區は專ら僧侶（佛敎）の在住する所にして、商業區の內南部は露國商人北部は支那商人の在住所たり、南北兩區の間に廣闊なる街路を通ず、此街路は寧ろ長形廣場と言ふの當れるものにして、曾て一般市場たりしが今は家畜市場を開き、主として馬及駱駝の賣買を行ふ、廣場の兩側には支那側に支那の店舖あり、露西亞側に露西亞の商店あり。

支那人在住地は稍整然たる形狀を呈し、數條の長き街路及橫町を有し、市街を整然たる方形に分劃し、各方形內に數個の地區を置き、其地區に家屋あり、家屋は勿論支那式たり店舖の配置も亦整然として、同一の商店及同一の工場は一ヶ所に集中し、支那商店中には大商店もあり、然れども現今支那商業は沈衰して振はざること前記の如し、當蒙古人は職工なければ生活を辨ずる能はざるにより、職人町は特に繁昌を示し、職人には靴工、裁縫工、皮匠及大工殊に多し、支那在住地の街路は直なりと雖、狹ければ車馬の通行に便ならず、橫町に至りては僅に二人並んで步行し、又は一輛の車輛を通過し得るに過ぎず、但全然歐式市街の設計を知らざる亞細亞人の爲には、何等異樣の感を生ずることなく、且住民は步行又は騎行する故に、廣き道幅を要せず、支那人在住地には此の如く種々の缺點ありと雖露國在住地に見られざる整然たる秩序も亦之なきにあらずそは後日述ぶる所あらん。

政治

○大總統の權限　聞く所によれば約法會議開會後袁總統は臨時增修案を提出する計畫なるが同案は前年十月國會に提出せるものに比し大總統の權限に於て更に擴大せる所多く其增收の部分も極めて多しと、今此の緊要なる條項を左に揭載せんに、

(一)大總統は宣戰媾和、官制々定並に駐外大使公使任免の諸權あり而して右は國會の承認を經るの必要なし。

(二)大總統は人民の公權に對し隨意褫奪回復の權あり。

(三)大總統は國會停止期間內に在て公安を維持し危險を豫防せんが爲め暫行法律を公布するを得但し次期國會開會後十日以內に之を提出し討論すべし。

(四)大總統は緊要の際に方つて財產處分權の命令を公布するを得但し次期議會に於て開會後十日以內に之を提出し事後承認を求むるを要す。

(五)內閣制度を廢除し國務總理を取り消し各國務員は總理に直屬せしむ。

(六)憲法制定に關しては國會以外に特別機關を設置し憲法完成後大總統より之を發布す。(神州日報)

○大政方針の修正　大政方針は其公布を見ざる中已に外間に喧傳され又政治會議に於て之が修正を見るべしとの說ありしが大總統は將來行政上の標準となるべき極めて重要なるものなりとせるのみならず現に數省の都督民政長には逐條箋注し說明を附して中央政府に送り其命令を俟ち

つゝあり之等は皆秘書廳に保存しあるを以て多數集るに及び政治會議に提出の上全体に修正を加ふべしとの事なり。（時事新報）

○國務院會議と總統府　熊希齡辭し孫之に代り、國務員不足し法定開會人數に達するを得ず爲めに現今國務員會議を停止し居れるが孫代理總理となりて要政多くは總統にて決議され而して國務院にて討論すべき行政問題も亦少からず爲めに長らく國務院會議を停止し難きより孫代理總理は袁總統に面謁して國務會議を總統府會議に歸併して一切の政治を議決せんことを請へり、即ち國務例會の日毎に國務員は總統府に出席して開會せんと云ふにあり而して袁總統は其請願を許可し次週より實行さるべく從つて國務院は消滅さるに至るべしといふ。（北京新報）

○約法會議事務官制　近日支那政府の招集すべき約法會議籌備事務所は國會籌備事務局にて掌掌するに決したるが其官制は既に左の通り成案となれりと云ふ。

第一條　籌備約法會議事務所は國務總理に直屬し其政務は左の如し

一、約法會議開會に關する準備事項

二、議員選舉順序に關する事項

三、議員選舉の監督に關する事項

第二條　籌備約法會議事務所は委員長一名を設け事務を綜理し所屬職員を監督す。

第三條　籌備約法會議事務所は委員若干名を設け左に列記の各員の選派されたる者を以て之に彙充す。

一大總統秘書、二國務院秘書、三內務參事、四大理院參事、五法制局參事、六蒙藏事務局參事、

第四條　籌備約法會議事務所は事務員十名を設け文書會計及庶務を掌り委員長より委任す。

第五條　文件を筆記するため及其他庶務を處理するため雇員を聘用す。

第六條　本制は公布の日より施行す。（順天時報）

○各省選出約法會議々員　各省の北京約法會議々員選舉は略ぼ終結に近き模樣なるが今已に中央に報告せる者を擧ぐれば左の如し。

△直隸、王劭廉、李槩、△奉天袁金鎧、陳瀛洲、△吉林、齊耀棚徐鼎霖、△黑龍江、秋桐豫、施愈、△江蘇、莊蘊寬、馬良、△安徽孫毓筠、霖王揖唐、△浙江、蔣尊簋、朱文劭、△福建復王世徵、△湘北、劉心源、張國溶、△湖南、夏壽田、舒禮鑑、△山東省、柯逐劭、王丕煦、△河南、王祖同、王印川、△陝西、賈耕田、應璜、△甘肅、顧鰲、奏望瀾、△廣西、張其鍠關冕鈞、△雲南、朱家寶、嚴天駿、△山西、高增爵、王恒晉△廣東、梁士詒、張陰棠、△江西、蔡儒楷、趙惟熙。（時報）

○總統制の二派　現今政府には總統制實行に就て大に議論ありて未だ一致せず其意見の分るゝ所は一は改修約法以前に實行を主張し一は改修約法後に實行せんと云ふにあるが其勢力は前者より後者にあれば結局之れが勝利を得べしと。（時事新報）

○政治會議の存廢　現在の政治會議を永久的機關となすか暫次的の機關になすかについては明文の規定せるも

のなきため外間にては種々の憶說を試みつゝあるが該會成立の初めに於ける重要事項は即ち救國大計根本案の解決大政方針地方官制案等にて目下の處第一案は既に解決されたるが如き狀態にあり殘るは大政方針案地方官制案となれども熊內閣の辭職は該會に提交するの必要を認めざる次第としていよ〳〵該會存在の價値を減少せしむる有樣にて一面議長の李經義も近く辭職すべしとの說傳はれるが將來約法會議の成立と共に消滅するやも計られずとの說最も有力なり。（時事新報）

○梁の部院合併理由　司法總長梁啓超は今次辭職呈請と共に司法部と大理院とを合併すべしと建議したるが其原因とする所は左の如し。

一、法院編成法によれば大理院は司法部の監督に歸し居れど兩年來の研究に基くに完全に監督權を行使する能はず

二、各高等廳等より法律の解釋を呈請する時往々司法部の解釋と大理院の解釋と異り下級法院の適從をあやまる

三、高等廳は其以下の法院を監督し得れど大理院は高等廳を監督し得ざる所より司法の統一を計り難し。

四、司法は永久的性質のものなれど總長は政務官にて內閣搖動の爲め司法方針の變動を來す恐れあるを以て合併の方法兩機關に一の長官を置くに過ぎず、其餘の組織は舊の儘とする事。（時事新報）

○地方官制の審查　支那地方官制は目下國務院に於て審查中なるが其內容は省を廢して道縣二級に分ち道區は未だ決定を見ざるも縣は現行の縣の區域と略ぼ同樣にして道には民政長を置き縣には知事を置く即ち地方長官は民政長なるも道の監督官として全國に數名の巡按使を置き左の職權を與ふべしと。

（一）各道を巡行し道の行政事務を督察す。

（二）區內各道民政長の命令或は處分が公益を妨害し或は權限を侵越せりと認めたる時は其執行を停止し並に內務總長に呈報して相當の處置を仰ぐを得。

（三）區內各道民政長が職を瀆したりと認めたる時は內務總長に呈報して懲戒を仰ぐことを得。

（四）區內各民政長が成績ありしと認めたる時は內務總長に呈報して相當の奬勵を仰ぐ事を得。

（五）訴訟法の規定する所に按照して訴訟を受理するの權あり。

（六）二道以上に關し權限の爭議ある時は巡按使之を裁正するの權あり。

（七）國務總理或は各部總長の委任を受けたる時は其代表として其委任事務を執行するを得（神州日報）

○共和顧問院官制　北京顧問院官制は近日發表せらるゝ筈なるが其名目は共和顧問院と稱し顧問員の資格は有勳者並に學識高顯の者及び外人專門學者なりと。（神州日報）

○熊希齡と新位地　熊希齡辭職して民國の財政全權を同氏に委ねらるべしとの說傳はりしが聞くが如くんば大總統は財政補救の見地よりして總統府內に財政會議を組織せん計畫を有し其組織法の如きも不日發表を見るべしとの

說あり而して其議長を熊希齡に命ずべしと云ふ前說の財政全權云々は多分此の說の誤傳なるべし。（神州日報）

○自治制度の研究綱領　朱內務總長は民國の自治制度に對し頗る注意を拂ひ居り草率の間に決定するは將來の禍根を深くするものなりとし部員を以て自治制度討論會なるものを設立したるが左の如き綱領の下に研究すべしと。

一、地方自治區域の劃分は何を以て標準とするか。
二、選擧手續は如何にすべきか。
三、當選人員數は如何に配付すべきか。
四、自治權限は如何に規劃すべきか。（時事新報）

○安徽の匪況　白狼の一部は已に安徽に入り六安を掠奪したる後同地を棄てゝ更らに西方に向て退却せりされど其一部は更に徐州鳳陽各地の土匪と聯絡して同地方を掠奪せんと計畫しつゝあるものゝ如し又舒城縣の三阿新倉各地にも土匪蜂起し白狼と聯絡せんとするの光景あり、事態甚だ容易なるざるより安徽都督倪嗣冲は已に聯隊長夏永倫をして同方面に急行せしむると共に長江巡閱使張勳に打電して徐州方面の警戒を警告したり是れがため張勳も亦一隊を送りて防禦しつゝありと。（時事新報）

○廣東の不穩說　廣東に滯在する劉冠雄は軍隊を縮少し經費を節減せんことを都督龍濟光に迫り居れる爲め龍都督は不平に堪へず病氣と稱して引籠り而して革命志士は龍督の不平を利用し岑春煊と接近せしめんと計畫し形勢不穩なりとの說あり。（順天時報）

外交

○支那外交統一　民國各地方の外交は從來地方にて小事は自由に決し或は大事の中央に報告せざるあるを以て孫外交總長は今回各省都督民政長に對して之が統一に關し左記の如き訓電を發したりと聞く。

一、各省は以後若し新發生の交涉案件に遇へば直に外交部に電致し且つ交涉に從事すべく其交涉進行の情形は隨時外交部に報告すべし。
二、若し其の交涉案が重大問題に關する時は即ち中央に移交して處分すべし以て多數の意見を徵するに便す。
三、各省は近日借款條件及び抵當品に對する申報を本部に行へる外其の舊日の借款に對しても詳細の報告を行ひ中央の調查に便すべし。
四、各省の交涉條件にして其の未だ本部に申報せざるものは速かに報告して中央の集彙存考に備ふべし。
五、各省礦產共に若干處なるか就中外人の開掘に關係せるものは一ケ月內に其の契約文等詳細に亘りて中央に報告すべし。
六、其の現下の交涉は着手辨法を以て本部に報じて調查に俟にせよ。
七、各省招聘の外人共に若干名現在交替の有無を報告すべし。
八、各省司法機關は目下外人と支那人との間に訴訟のあ

るや否や詳細報告すべし。（順天時報）

○露國撤兵愈實行　露國の曾て提議せる駐支軍隊の撤退案に關し露國公使は本國政府よりの答電に接し來る露歷三月初旬即ち三月二十日前後に一律撤兵を實行するに確定し前言を履行すべしと。（北京日報）

○上海の租界問題　過般來駐京佛國公使と北京政府との間に交涉中なる上海佛租界堆廣問題に就て支那側有志者中には極力反對の聲起り本交涉を未成に了らしめんと運動中なるが洪上海縣知事は南商會々長顧馨一及蘇筑甸市政廳總董陸崧侯等を始め各區董事數名を召集して會議を開き一般の輿論を喚起し飽くまで自國の主權を支持せんことを請じ尙ほ意見書を草定して上海鎭守使並に都督に呈報し外交部に轉請以て其目的を達せんことを議したりと而して又不日南商會長は有志者數名を集め本問題に關する意見を發表して討論會を開かんとしつゝありと。（北京日報）

○漢口租界擴張問題　駐漢口各國領事團は同地各租界推廣問題につき過般北京政府に向つて交涉を開始したるが政府側にては本問題は支那の主權に關するを以て容易に之を許可せず且つ頗る秘密を守り居るを以て外間容易に之を知る能はざるが近日聞く處によれば外交部は頃者湖北民政長をして委員呂調元を派せしめ現今の各租界狀態を詳細に取調べしめ居れりと尙ほ此結果は英租界及日本租界は幾分推廣を見るべしと噂せらる。（神州日報）

○米國の築港要求　北京政府はさきに軍港地を調查したるが其築港も早晚行はるべき筈に付き米國柏爾里爾穆公司は北京政府に向け其請負方を要求したりと云ふ而して這は前淸時代に於て該公司より政府に向け其築港を主張したることあり、其後革命の勃發により中止されたるものゝ由にて該公司にては既に福州三都澳等の各地を巡視し一切を調查せりと云ふ。（北京日報）

○駐外公使更迭說　民國の駐外公使に更迭の說あり、即ち駐英公使劉玉麟近々歸國を命ぜられ其後任には獨逸公使顏惠慶任命され獨逸公使には蔭昌新に任ぜらるべしと云ふ而して駐佛公使胡維德も交迭すべしと。（神州日報）

軍事

○武漢の守備　武昌の都督府にては河南白狼の猖獗新革命黨の潛入によりて武漢の人心動搖せんとするの恐あるより今回軍隊を各方面に分置して以て守備を嚴にすることなせりと而して其現在の配置は左の如し。

武昌楚望臺は北軍第三師團、同白沙洲は江南軍第二聯隊、同武勝門商場は北軍第二師團の第八聯隊、漢陽黑山は北軍第二師團第七聯隊の第二營、漢口橋口は徵兵第十三聯隊、武昌文昌門は北軍第二師團第七聯隊の第三營及徵兵第十六聯隊、同平湖門は湖北軍第二師團の徵兵第八聯隊、同保安關は憲兵隊、漢陽兵工廠は湖北第一師團、同晴川閣は北軍第二師團の騎兵一營及湖北軍第一旅の第二聯隊。

尙ほ武昌の江岸防備として軍艦楚材は黃鶴磯を江元は鮎魚套を分擔し楚安楚強の二艦は常に江上巡察の任に當ること

ゝなしたりと。（北京日報）

○近衛軍編成　湖北軍隊はさきに前督段祺瑞によりて改革せられ一師三旅に縮少せられ石星川を以て師團長となし喻洪啓を武昌警備司令官となし蔡漢卿を武黃總司令に任命したりしも今回新督段芝貴は都督府の守衛其他都督府と直接の關係ある軍隊を以て別に近衛軍なるものを編成せんとし前きに引率し來れる拱衛軍及び前督の引率し來りたる北洋第一師團の兵を合併し之を武昌近衛軍と稱し蔡漢卿を以て改めて武昌近衛司令官に任命したりと云ふ。（北京日報）

○各省の裁兵狀況　各省に於ける軍隊裁減事宜は山西江西湖南の三省最も迅速に行はれ三省最近の報告によれば財界も均しく活動し來り地方も亦皆安穩なるが如し、廣東湖北福建に於ては軍隊裁減は既に終りたるも地方尙ほ靖穩ならざる處あり貴州雲南は裁兵に着手したるも經費不足のため未だ効果を收むるに至らず、雲南にては檄城の亂あり貴州にては紙幣の信用失墜せることは事實進行に於て均しく絕大の關係あり恐らくは一時効果を得難かるべしと云ふ。（神州日報）

○湖北砲兵配置　武昌の新任都督代理段芝貴は今回湖北各地の防禦を嚴にするが爲め前きに武昌に駐紮しおたる北軍第二十一砲兵隊を以て各地に配置するとゝなせり、而して其配置は左の如し。

一、城陵磯　一小隊　山野砲各二門
二、宜　昌　一中隊　山野砲各四門
三、金　口　一分隊　山砲一門
四、劉家廟　一小隊　山野砲各二門
五、黃　州　一分隊　山野砲各一門
六、武　穴　二分隊　野砲二門
七、沙　洋　二分隊　野砲二門
八、老河口　一小隊　山野砲各二門（神州日報）

○文官試驗應募　今回北京に於て擧行せんと欲する高等文官試驗の應募者は已に二千〇六十八人の多きに及べる由然して之れを省別になせば左の如し。

直隸二百六十三人、奉天九十三人、吉林十三人、黑龍江一人、山東二百〇四人、河南百七十七人、山西四十九人江蘇百八十七人、安徽百十二人、江西四十九人、福建五十八人、浙江二百五十八人、湖北百三十二人、湖南二百二十一人、陝西二十二人、甘肅一人、四川八十一人、廣東五十三人、廣西十六人、雲南十二人、貴州二十七人滿洲人三十八人、各省選拔三百二十九人、各省現任知事二十一人。（時事新報）

財政金融

○清皇室優待費の分擔　清皇室優待費は每年四百萬兩と規定しあり而して民國元年及二年度分は已に政府より完全に納付したるが政府は曾て右優待費を各省をして分擔せしめんとの議あり、近日此項の辦法に對して政府は復た討議を凝らしたる結果、各省に分擔せしむるの外海關

及鹽課中よりも之を出さしむることゝし其分擔額を左の如く定め之を二月、五月、八月、十一月の四期に分ち徴收すべしと。

△各省分擔額　山東省（十六萬兩）　山西省（同上）　河南省（同上）　江蘇省（同上）　廣東省（同上）　四川省（同上）　江西省（同上）　陝西省（八萬兩）　浙江省（同上）　福建省（同上）　湖北省（同上）　安徽省（同上）

△各海江關分擔額　蕪湖關（十六萬兩）　奥海關（同上）　江海關（同上）　津海關（同上）　川江關（同上）　宜昌關（同上）　山海關（同上）　浙海關（同上）　閩海關（同上）　鎮江關（同上）

▲各處鹽課分擔額　長蘆鹽課（十萬兩）　山東鹽課（十八萬兩）　兩淮鹽課（十六萬兩）　河南山東新加鹽斤（二十八萬兩）（時報）

○英國の對支好意

英國は庚子賠款中既濟の額を除き殘余七百九十五萬元を支那政府に與へて漢口に一大學を設立し以て支那人青年の修學に資せんことを表明したるが支那政府は已に其厚意を容れたるが聞く所によれば英國政府は近く其教育專門家を特派すべく尚其校舍は漢口英租界四碼頭に好適の地を撰ぶべしと。（時報）

○水電公司借款

漢口の既濟水電公司にては今回水道電燈の修理に要する爲め借款を仰がんとし其總理宋偉臣は已に北京に赴き運動中なりしが今回愈々漢口の銀行團より之れを借り入るゝことゝなり已に農商總長張謇の許可を得たりと。（時事新報）

○賠款支拂方法

各國の第二次革命亂受損賠償問題は各國と北京政府との間に交涉開始以來已に數月を經過するも議全く纏らず全部議了を待つて賠償金を交付することゝせば今後尚ほ久しき時日を要すべきが近日支那政府は之等の事情を顧みて議了の者より逐次交付すべき旨各國公使團に照會し來りたるが公使團にても大に之に賛せり而して墺國及瑞典西班牙三國の要求額は已に交涉纏まり居れりと云ふ。（神州日報）

○幣制借款近聞

支那の幣制借款は表面上停滯の狀態を呈すと雖も裏面に於ては尚ほ實行進行中にして過日政府は五國銀行團に向つて速やかに再び正式交涉を開始せんことを要求せるが去る十六日五國銀行團某代表者は財政部に至り周總長に會見して左の三件を提出し政府にして若し之を承認せば即日交涉を開始すべしと聲明せりと。

（一）今次の借款につき鹽稅改革後の增收額を以て擔保となすことは已に本團も同意を表せるがなほ中國政府は鹽務顧問デーン氏の鹽務に關する主張を採用し以て改革の根據と爲す可きを聲明すべし。

（二）改革後の鹽稅增收額は已に今次借款の擔保に充てんとする以上五國銀行團の承認を經るに非れば他の借款の擔保となすを得ず、

（三）今次借款の主要なる目的は幣制改革にあり、其幣制革及舊幣收回に關しては須らく五國銀行團の監督を受くべし。

尚ほ周總長は當時部中の者と打合せ後答覆すべしと答へ

たりと。（時事新報）

○新舊貨幣交換法　國務院の消息によれば幣制改革委員會は已に新國幣法十三條及國幣施行規則十一條を議定し大總統に其核准を呈請したるが現に又舊貨幣改鑄規則數條を議定し以て全國貨幣の統一を實行せんとす其內容左の如しと。

（一）政府は新貨幣發行後舊一元貨幣は一律に收回して悉く之を改鑄す但し交換に際して手數料を徵せず。

（二）舊一元貨幣は一定期間內は新貨幣と同一の價格となすも一定の期限後は部令を以て之を定む。

（三）舊補助貨幣も亦期を定めて一律に回收改鑄す其價格は市價に依つて之を定む。

（四）生銀を新貨幣に鑄造するに際しては每元の成銀は規定の分量に按量すべきも別に鑄造費六分を要す。

（神州日報）

實業

○招商局の增株　輪船招商局は董事會に於て決定せる同局增株の件につき十五日張園に於て特別株主大會を開催したるが揚上海觀察使は北京交通部よりの委任により出席監督し董事及び株主の出席者五百余名あり元來同局の資本金は四百萬兩なりしが昨年末より沈仲禮氏其他十三名の委員が資產全部を審查せる結果航業に關係ある船舶、碼頭倉庫の類時價一千三百七十六萬一千八百四十二兩不動產に屬する土地建物等三百八十三萬八千六百三十六兩四錢に達するを確めたるを以て航業と產業を分離して航業に於ては新株券八百四十萬兩に書き換へ內八百萬兩を各株主に分ち卽ち從來の百兩券を二百兩に書き換へ四十萬兩の株券を新舊事務員の賞與に充て殘金五百三十六萬兩を積立金とし並に負債償還及び修繕費等に備ふることゝし此の株券の名目を商辦輪船招商局有限公司株券とし又產業に於ては新株券四百四十萬元（約三百二十一萬五千兩）一株百元とし株券四百萬元を各株主に分給し四十萬元を新舊事務員への賞與に充て其余の六千余萬兩は事業の豫備費となし此の株券を積余各埠產業有限公司と稱し癸丑年の利息分配後各株券の書換をなし直に實行することに異議なく決定せり。（時報）

○鑛山條例の內容　農商部に於てはさきに鑛山條例及同施行細則を起草したるが已に國務會議をも通過せる故近く發布せらるべしといふ而して其內容は特に開放主義を採り外人と雖も資本の一半を提供する以上支那と共同して自由に從事し得るものなりといふ。（北京日報）

○五省の阿片調查　北京政府は已に英政府に派員を請ひて本年春季內に福建、浙江、廣東、安徽、湖北の五省內に於ける罌粟栽培の有無を調查せしめ以て以上五省內に印度鴉片の輸入を禁せんことを期せり。（時報）

○芝罘商の龍口開埠反對　山東省芝罘商會は龍口を通商場となすは國家を裨益する所無く却つて他の通商場に種々障礙を與ふべしとて開放期を暫時延期して先づ鐵道修築に着手せんことを政府に要請せりと。（時事新報）

交通

○浙路公司臨時株主會　浙路公司は來る三十一日臨時株主大會を開かんことを協議中なり其原因は未だ發表せざるも一重要事件を議せんとするものにして此は即ち浙路國有問題たるや疑を容れず、即ち同公司は過般交通部より同鐵道買收の議を申込まれ尙ほ協議のため同公司理事會より代表數名を選派せられ度き旨來電ありたるが理事會にては同鐵道の主權は理事會に在らずして各株主にありされば一應各株主の意見を徵するを至當なりとし茲に臨時株主大會を召集することゝなれるものなりと云ふ。（時報）

○福建鐵道と日米　滿清時代に於て陳寶琛は福建鐵道を計畫せるも資本の薄弱なると經營者其人を得ざると及び工程の困難なるとにより遂に失敗に終りたるが最近に至り署理福建都督劉冠雄氏は其計畫を踏襲し之を復活せしめんとし北京政府へ提議したり而して之が裏面の計畫者は福建出身の小壯政治家にして豪滑の林熊徵氏も資本家の一人なりとの說あり資本は內外に向つて募集し大半は經濟的借款に依る筈なるも內實日本よりは決して借款せざるとに決定し居る模樣なれば其の投資を外國に仰ぐとせば第一に米國なるべく此の鐵道計畫に對しては日本は大に注意を拂ふの必要あるべし。（時報）

○雲重鐵道の延長　中佛實業銀行代表者セーリエル氏は一月二十一日交通總長周自齊氏と雲南より重慶に至る鐵道敷設假契約となしたるが其後一週間後巴里本行より該契約の條件に就き不承認の來電ありて該假契約は破約となりたるが中佛實業銀行は竭力運動して優良の條件を得んとを期し居たるが十三日正午に至り北海より南寧雲南を經て重慶に至るの鐵道敷設假契約を訂結したり。（時報）

○無線電信設置計畫進行　北京交通部に於ては過般天津、南京、漢口、芝罘及當地へ無線電信局設置の計畫を爲せるが近く聞く所によれば同部は不日各地に員を派して同局設置の地區を踏査せしめ尙ほ當地に於て所要の諸機械を購入せしむべしと。（時事新報）

○開徐鐵道工事進步　河南省開封府より江蘇省徐州府に至る開徐鐵道は目下敷設工事中のものなるが、其第一期線たる開封吳家莊間は已に軌條の敷設を終り只其間數ケ所の鐵橋工事のみは未だ着手せざるも近日起工の運びとなり居れば本年八月までには第一期線全部を開通せしむるに至るべしと豫期せらる。（神州日報）

命令法律

二月十二日　伊犂領隊庫蒙泰をして楊飛霞と共に各旗營及蒙哈事宜を辦理し共に新疆都督の節制に歸せしむ

同　十三日　約法會議議員資格審定會組織會（九條）公布

同　十四日　司法官の政黨加入禁止令

同　十七日　段祺瑞の上申せる元河南都督張鎭芳の復職請願を許さず

同　十八日　官紳整肅受賄嚴查令
同　十九日　約法會議々員資格審定會組織令修正公布
同　二十日　崇聖典例（十八條）公布
同　二十一日　福建漳泉鎮司令官を廢し其部下軍隊は鎮守使の節制に歸せしむ
同　二十三日　安徽六安、霍山地方の旱災並に匪害救恤として財政部より銀三萬元支給
同　二十四日　陸軍監獄官制（十五條）同監獄官任用條例（五條）公布
各省中匪盜ある地方の各縣に命じ四川省實施の例に仿ひ各縣に警隊を設けしむ
廣東殉難陸軍少將李世桂等旌卹令

叙任辭令

兼財政總長を免ず（二月九日）
署財政總長兼代理陸軍總長に任ず
兼代理交通總長
陸軍中將　國務總理兼財政總長　熊希齡
歸綏民政廳長　代理陸軍總長　周自齊
依願免官　內務總長　朱啓鈐
蒙藏事務局參事　吳俊陞
免職　劉冠雄
督辦江寧下關商埠善後事宜　蒙藏事務局參事　劉昌言
陸軍少將（二月十日）　督辦江寧下關商埠善後事宜　倪春官
依願免職（二月八日付）　金鼎
同　上（同）　東三省中國總分銀行督辦　李淼
署理山海關監督（同）　同　會辦　潘鴻賓
署左右翼牲稅徵收局々長（同）　巢鳳岡
依願免職（同）　沈致堅
殺戶口貨稅徵收局長（同）　吳烈
陸軍少將銜（二月十日）　龍璈
四川都督府副官長　李欽
江蘇同　同　吳攀桂
知事試驗主試委員長（二月十一日）　何紹賢
知事試驗主試委員　朱啓鈐
　朱家寶、趙惟熙
　沈銘昌、許鼎霖、王丕煦
　董鴻禕、陳懋鼎、孫堉
　馬德潤、雷光宇、方樞
　夏晉佑
　李杭文、易鼐德、易恩侯
　錢美鈞
知事試驗監試委員
政治會議委員
河南民政長兼會辦河南軍務　張鳳臺
山東民政長兼會辦山東軍務　田文烈
山東民政長臨時護理（高景祺着任迄）　高景祺
四川檢察使　龔積柄
河東鹽運使　胡忠堯
河東鹽運使　倉永齡
依願免職（二月八日附）　段永彬
國海關監督兼管福海關事宜（同）　國海關監督兼管福海關事宜
依願免官（二月十二日）　黃瑞祺
兼代理國務總理　國務總理　熊希齡
依願免官（二月十三日）　外交總長　孫寶琦
兼代領河南都督　留任河南都督　損鎮芳
陸軍少將　段祺瑞
陸軍少將銜　張培梅
法制局參事　盧　煥
　饒孟任、王陛泰
　程樹德、梁鴻志
署理拱衛軍總司令（二月十四日）　張士鈺
曹州鎮守使（曹州鎮總兵を廢す）　方玉書

陸軍少將　陳　銓、曹鼎銘
趙定國、楊發貴、陳宏卷

兼任福建銀號監理官（二月十五日）
知事試驗主試委員（方楓病氣腸暖により）
署江蘇國稅廳籌備處長（二月十七日）
兼署江蘇財政部長
雲南陸軍第一師參謀長（二月十八日）
同　第二　（同）
同　第三　（同）
高等文官甄別會委員長（二月十九日）
幣制局總裁
白耳義特任全權公使
政治會議委員
兼署直督民政長
上京待命（雲南廣四鎮守使廢止）
兼署奉天營口交涉員兼任
依願免官（二月二十日）
司法總長
署大理院長
依願免官
教育總長
文官高等懲戒委員會事務長
依願免官
上京待命（廢官により）（二月二十一日）
署財政部參事
署財政部會計司長
財政部秘書
劍官

陸軍少將　陸軍中將銜　顧琛璋
同　顧錦昌
河南關稅監督備處長（二月二十二日）　顧錦昌
兼河南財政司長　顧錦昌
陸軍軍醫總監　李恩慶
陸軍中將銜　馬龍潭
臨時湖北鐵廠一帶警備司令　蔡漢卿
湖北陸軍第一師々長　石星川
同　步兵第一旅々長　朱光熊
同　同　第二同　劉佐龍
同　同　第三同　胡廷佐
免本官　廣東瓊海關監督兼瓊州北海交涉員　程耀度
署瓊海關監督兼管北海關事宜　程鎮頑
兼任瓊州北海交涉員　程鎮瀛
湖北陸軍第一師步兵第一旅第一團長　孫岡安
同　同　第二同　王茂鵬
同　同　第二旅第三同　李勝美
同　同　第四同　謝超
同　同　第三旅第五同　胡光璃
同　同　第六同　徐世猷
文官高等懲戒委員會委員長（二月二十三日）　湖北實業司長　陳樹屏　盧廉
依願免官　暫署湖北實業司長　曹實江
署湖北實業司長　陳希賢
多防鎮守使署參謀長　耿錫齡
陸軍少將（二月二十四日）　湯玉麟
陸軍少將銜　劉恩鴻、張作相
兼任雲南富滇銀行監理官　蕭堃

河南實業事長　謝桓武
福建漳泉機司令官　黃培松
賈士毅
陳　威
蕭方駿
陸軍少將　胡萬泰

東亞同文會發行書目

支那經濟全書（第四版）

全拾貳册　菊版總紙數約一萬三千頁　特價金貳拾八圓　郵稅（內地一圓七十錢　支那二圓五十錢）

東亞關係特種條約彙纂（增補四版）

全壹册　四六二倍版紙數約千壹頁　正金五圓　郵稅（內地三十錢　支那五十錢）

清國商業綜覽（再版）

全五册　菊版總紙數約二千頁　正金八圓　郵稅（內地三十錢　支那六十錢）

露國大藏省編纂 滿洲通志（第三版）

全壹册　菊版紙數約八百頁　正金貳圓八拾錢　郵稅（內地十二錢　支那三十錢）

日露之將來（第三版）

全壹册　菊版紙數三百頁　印刷實費金參拾錢（非賣品）　郵稅金八錢

大清律

全壹册　菊版紙數約四百頁　正金壹圓五拾錢　郵稅（內地十二錢　支那三十錢）

樺太及北沿海洲

全壹册　菊版紙數約五百頁　正金壹圓五拾錢　郵稅（內地十二錢　支那三十錢）

蒙古及蒙古人（再版）

全壹册　菊版紙數約八百頁　正金貳圓五拾錢　郵稅（內地十八錢　支那二十五錢）

勾麗古碑（石版刷）

正價金七拾五錢　郵稅金八錢

東亞同文會調查編纂部
東京赤坂區溜池町二番地
振替口座東京九七三〇番

支那

第五卷第七號

大正[illegible]年四月[illegible]日發行（每月一回十五日發行）

要目

論說
第二次大借欵と支那財政……一―五

資料
支那に於ける地金銀貿易……六―八
太古洋行……九―一四
汴洛鐵道……一五―二五
湖南省物產及鑛山表……二六―三五

雜錄
中央政治會議……三六―四一
東部西藏地方事情……四二―四九
支那に於ける列國の鐵道戰……五〇―五五
露支商業關係沿革……五六―五九

通信
湖南通信……六〇―六一

時報
支那最近時事要項……六二―七二

東亞同文會調查編纂部

本店臺北

支店及出張所

臺灣（基隆 臺中 嘉義 臺南 打狗 宜蘭 淡水 新竹 阿緱 花蓮港 澎湖島）

南洋支那及內地（上海 九江 福州 厦門 汕頭 香港 廣東 新嘉坡 神戸 大阪 東京）

株式會社

臺灣銀行

支那南洋並臺灣各地向爲替、荷爲替、代金取立

其他銀行一般ノ業務御便利ニ御取扱申候

東京市日本橋區吳服町一番地

東京支店

支配人 山成喬六

上海東亞同文書院教授 文學士 大村欣一氏著

支那政治地理誌

上卷

菊判布裝壹冊
紙數九百六十餘頁
圖十五種
正價金貳圓八拾錢
郵稅金貳拾四錢

今や支那共和國は其變亂第一期を經過し、まさに第二期に入る、第一期は內亂時代にして列國も稍干涉を躊躇せしこと雖も、來るべき其國際外交紛雜の時代に至らば、列强耽々逐々の慾之を禦かんと欲するも遂に能はざるを奈何せん、嗚呼天に倚るの一劍人に逼つて寒し、此時に當り支那の政治經濟を論し、財政外交を言ふ者一に支那の現狀に基きて實際的論說を立てざるべからず、支那を我邦と同視し、支那人を邦人と混同する主觀的空想的の論難は、唇焦舌爛に至るとも大局に寸効なき也、其實質より觀れば今も猶古の如し、前淸と共和時代と其間何等の差なし本書は淸代を基として現代を說き、參するに歷世の眞狀を以てし、殊に力を政治財政、賦稅、山河形勢に致し、聊政治上社會上に於ける支那人の能力を觀察せんとする也。

東京日本橋通
（振替東京第五番）
大阪東區博勞町
（振替大阪七四番）

丸善株式會社

京都三條通麩屋町
（振替大阪一三七）
福岡市博多上西町
（振替福岡五千番）

目

大正三年四月一日發行「支那」第五卷第七號

口絵　四川省成都蜀漢皇城、山西省蒲州城外伯夷叔齊之墓

論說

第二大借款と支那財政……一——五

資料

支那に於ける地金銀貿易（一）S、Y、生……六——八

太古洋行（五）……九——一四

汴洛鐵道（三）……一五——二五

湖南省物産及鑛山表……二六——三五

雜錄

中央政治會議（六）……三六——四一

次

東部西藏地方事情……四二——四九
支那に於ける列國の鐵道戰(一)……五〇——五五
露支商業關係沿革(上)……五六——五九

通信

湖南通信……六〇——六一

時報

六二——七二

(政治)
孫總理の五政綱——省制問題の要點——國務會議暫定の辦法——孫總理の行政區域——順天府の改革——熊希齡の出洋策——張總長辭すか——莊次長の辭意——張次長辭職問題——河南都督と專任者——司法の改良辦法——平政院と院長——黎介事記成る——趙秉鈞卒去

(軍事教育)
福建省軍港未開——戰事費豫算——軍器注文拒絕——海軍々人養成——解散費二十萬——陸軍部の請求——湖北陸軍任命——支那軍艦の遠洋航海——張勳軍の配置——武昌軍器彈藥實數——獨乙工科大學——漢口英文大學

(外交)
英蔵會議無完結——中露蒙條約——

(財政金融)
各省行政費現定——幣制借款進行——廢省と清說——奉天省補助の拒絕——幣制局の組織——廣西財政紊亂

(實業)
漢冶萍株主會——商會聯合大會——礦務顧問招聘——漢口建築頓挫——

(交通)
浙路國有決定——浙江鐵路代表北上——支那萬國郵便條約加盟——無線電信設置交涉——川雲鐵道借款——奧漢車站起工

(命令法律)
(叙任辭令)

●顧　問

中華民國前山東都督　胡　瑛氏
中華民國前青海屯墾使

●重ナル賛助員（イロハ順）

特命全權公使　伊集院彦吉氏
鐵道院總裁　床次竹二郎氏
大阪府知事　大久保利武氏
東亞同文書院長　根津一氏
中國興業株式會社副總裁　倉知鐵吉氏
中華民國前山東都督　胡　瑛氏
中華民國前青海屯墾使
森村銀行頭取　森村市左衛門氏

來る十日第壹號を發行す

卒業壹ヶ年

活支那實業講習錄

現代の支那を秩序的に說明し、支那の眞の活事情を通俗平易に紹介するものは江湖に唯だ本誌ある而已。雜誌支那と區別せんが爲め、活の一字を加へたる所、資料內容に於て區別あるのみならんや、活支那實業講習會員に對しては**雜誌支那を初とし**東亞同文會發行の圖書に對しては全部割引の勞をとる可し、其他**種々の大特點**あり詳細を知らんとせば速に入會せよ。此際の入會者に限り入會金は之を全免す。

各種の支那問題に對し、正確なる判斷を下し支那實業界に雄飛するに必要なる、支那の活事情を廣く天下に紹介せんが爲め、來る四月より活支那實業講習錄を發刊す、有志諸君は速に申込あれ。

會費　一ケ月　金五十錢
　　半ケ年　金二圓七十錢
　　一ケ年　金五圓

申込所　東京赤坂區溜池町二番地
振替東京二五二四九　東亞同文會內　支那通信部

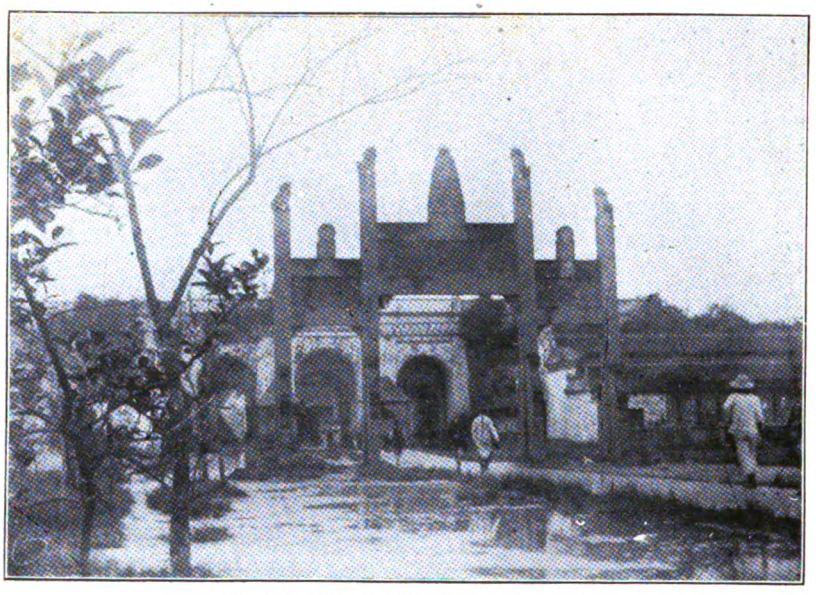

四川省成都蜀漢皇城

山西省蒲州城外伯夷叔齊之墓

大正三年四月一日

第五卷第七號

論說

○第二大借款と支那財政

一

昨秋第一次大借款將さに盡きんとするや、支那政府は第二次大借款の交涉を提起したり。五國銀行團には政治借款として六億圓まで貸付くべき取極めあり、內二億五千萬圓を貸付けたるに止まり、尙ほ三億五千萬圓を貸付け得べきも、當時鹽稅の整理其緖に就かず、歐洲金融市場不景氣なりしと、英國の提議に基き、五國財團より經濟借款なるものを除外し、列強殊に英國が支那於て利權を擴得せんと計畫したる際なりしを以て、該提議に對し一顧を與へざりき。爾後列強の利權奪爭紛起し、有望なる利權の大半は列強へ分割せられ、其餘す所幾何もなきと、支那の財政日に窮迫を告ぐるに至りたるにより、支那政府と五國財團北京委員との間に、借款交涉開始せ

られ、北京委員は遂に借款草案を作製し、之を財團の本部に致したり、該本部は三月を限りて會議を催し、草案の審議を爲すべき筈なるが、多分適當なる案を調製し之を北京委員に交付し、正式に支那政府と借款談判を開始せしむるとなるべし。談判は例に依り波瀾曲折を生ずべきも、結局支那政府の讓歩に依り其調印を見るべく、幸に支那政府の讓歩に依り調印を見るべきも、借款資金は第一次と同樣數ヶ月間に雲消霧散し、支那再造に何等の貢献なく、支那人民の負擔を增加し、列强の支那內政干涉を招致するに止まるべし。

二

第二次大借款に關し、其諾否を決定すべき樞機は擔保問題なり。五國財團北京委員は鹽稅の殘額と關稅の增收とを以て擔保と爲すに充分なりとの意見なるも、關稅は列强の同意を得て、現實五分稅に改訂し、始めて五百萬兩（六百萬兩との說あり）の增收に達すべきものにして、第二次大借款の擔保と爲すに足らず、借款の擔保は到底鹽稅の殘額に待たざるを得ず。鹽稅の收入は六千萬兩に達すべしとの說あるも、民國二年度の豫算は、之を五千二百萬兩（七千八百餘萬圓）とし、宣統三年度の豫算は之を四千一百萬兩とせり。支那政府當局の說に從へば、宣統三年度の實收額二千萬兩に過ぎざりしとのことなれば、一兩年間に於て四千一百萬兩以上の收入を擧げんこと容易ならざるべし。支那財政制度の沿革より打算するに、中央政府が鹽稅全部を獲得せんとするが如きは不可能にして、其獲得すべきものは一部分に過ぎざるべし。清朝の財政制度を見るに、各省政府は田賦關稅其他の雜稅を中央政府に輸し、中央各衙門の經費に充て、鹽稅の大部分を省政府の收入とし、省內の軍費行政費を支辨し、其足らざる所は、之を中央政府の補助に仰ぎたり。宣統三年度の豫算に據るに、各省より中央に送金する額六千三百一萬二千六百五十九兩九錢にして各省の中央より補助を受くる額一千三百九十七萬三千八十一兩四錢なれば、差引各省の中央に送金する額四千九百三萬九千五百七十八兩五錢なりき。當時各省の鹽稅は、各省の收入に歸したるを以て、山東、山西、河南、江蘇、福建、廣西、廣東、湖南、湖北、四川等の諸省は、本省の收入を以て本省の經費を支辨するの外、上記の金額を中央に送付することを得たるも、一旦鹽稅を以て中央の收入に歸せんか、各省は省內の軍費行政費を支辨すること能はざるを以て、上記の金額を中央に送付すること能はざるのみならず、反て中央より補助を仰がざるべからざる苦境に陷るべし。即ち鹽稅の收入は、四千一百三萬七千一百九十一兩九錢なるを以

て、之を從來の中央送金額四千九百三萬九千五百七十八兩五錢より控除すれば、今後の送金額七百七十三萬二千三百八十六兩六錢に減少し、中央政府重要財源たる江蘇省の如きは、毎年中央に一千五百五萬一千三百九十九圓を送付しつゝあるも鹽稅收入一千六百三十四萬一千九百五十四圓を失ふときは反て中央より一百二十九萬五百五十五圓の補加を仰がざるべからざる奇觀を生ずべし。去れば淸末數々鹽稅を中央政府に歸せんことを謀りたるも、地方督撫の反對により之を實行することを能はず、第一次大借款の成立せるとき財政部は借款契約第四條及第五條に基き、民國二年六月一日以後の鹽稅は五國財團の指定せる中國銀行に預金し、之が流用を許さざることを各省に命令するや、各省の猥狽一方ならず、各省都督民政長より哀願懇請相續けり。借款契約の明文ありと雖ども、威令行はれざる中央政府は各省を强制し、鹽稅全部を擧げ、五國財團の關係銀行に預金せしむることを能はざるべく、其預金せらるゝものは鹽稅の一部に過ぎざるべし。鹽務會辨リッチャード、デーン氏が、五國財團の左右し得べき鹽稅を、三千六百萬圓と計算し、尋て二千四百萬圓と訂正せるは、此事情を洞察したるの結果に外ならざるべし。鹽稅の英獨金款、擧匪賠償金、京漢鐵道借款、クリスプ及第二次大借款等の擔保と爲れる額、四千八百餘萬兩にして、二千四百萬圓の收入は、擧匪賠償金すら支拂ふに足らざるものなれば、五國財團北京委員が、巧言令辭を呈するも、歐洲幹部が之に動かされ、二千五百萬磅の大金を貸付くべきや否や疑ひありと謂ふべし。鹽稅以外の好擔保として、地租の存するあるも支那歲入の太宗たる關稅と鹽稅を失ひたる支那政府は、更らに地租を失ふに忍びざるべく、擔保問題は、確かに借款談判の難關たるに相違なかるべし。

三

第一次大借款成立の際、五國財團は支那財政狀態に危惧を抱きたるとゝ、白耳義シンヂゲートの借款額一千萬圓が濫費せられたるに鑑み、借款使途の監督と、借款の擔保たる鹽稅の管理とを要求し、債權の安全を計ると同時に、借款資金の全部を支那秩序恢復に使用せしめんと企てたり。然るに大借款成立するや否や、資金の大部分は目的外に使用せられ、數ケ月を經さるに雲消霧散し、支那の秩序少しも恢復せらるゝことなく、財政の窮乏依然として舊の如く、第二次大借款交涉開始せらるゝに至れり。第一次大借款の條件は、土耳其財政國際監督に比し寧ろ苛酷の嫌ひあるを免れざりしものなるに拘らず、財政監督の目的を達するこ

と能はすとせば、第二次大借款に對し、一層峻嚴なる條件を提起すべきこと疑を容れず。單に借款の支途に就き監督を爲すのみならず、一般財政の監督を爲さざるべからずとの論、外國人間に行はれつゝあるを以て、五國財團は多分第二次借款條件として一般財政監督權を要求することなるべし。如何なる方法に依り一般財政の監督を爲すべきやは不明なるも、豫算案を査定し、決算案を檢査するに至るを免れざるにあらざる歟。斯の如く、外國人に內政の干涉を容すは、體面を重する支那官民の容易に聽從する能はざる所なれば、談判の際定めて波瀾を捲起すことなるべし。

四

借款の擔保と財政の監督とは五國財團と支那政府とをして第二次大借款調印に躊躇せしむるに相違なしと雖も、波瀾曲折の後、遂に成立を見ることなるべし。民國二年度の豫算を見るに、歲入不足八千四百九十四萬圓にして、內國公債收入二千四百三十七萬圓なれば結局一億九百三十一萬圓の外債募集を爲さざるべからざる勘定なり。去れど、該年度に於ては田賦乃至捐輸等の收入は、宣統四年度の豫算に基き多少の斟酌を加へ、三億三千三百九十二萬圓と爲し、宣統四年度より一千六百八十八萬圓、約四分八厘を減少したる者に過ぎずして、最近三年間國內爭擾止むときなきに拘らず、數十年太平を承けたる宣統四年度と、略ぼ同一の歲入を擧げんこと、不可能なるや勿論なり。豫算の內容に關し深く注意するに、民國二年度に於て二億以上の歲入缺陷を生ずべきこと免るべからざるに似たり。今や利權を擔保とし、起し得べきの小借款は已に起し盡し、其殘れるもの幾何もなきに依り、歲入の缺陷は大借款に賴る外補塡すべき途なきこと明なり。又支那の官紀弛廢し、袁總統の威令國務員に行はれず、國務員は賄賂の如何に依り、袁總統の許可を受くることなく、肆に利權を外國人に賦與して顧みずとの說熾なれば。多分五國財團の苛酷なる條件に甘んじ調印すべき事となるべく、五國財團北京委員も亦支那に居住すること數十年、個中の消息に通達すれば、定めて斡旋宜しきを得べければ、遂に第二次大借款の成立を見ること信じて欺ひなかるべし。

五

武漢革命亂起つてより、軍國の事務多端にして中央の經費俄に增加し、各省の貢賦杜絕し、外債により纔かに焦眉の急を免るゝに過ぎず。第一次大借款を始め、クリスプ其他の消費借款額四億圓に垂とし、最近鐵道鑛山其他の借疑

群起し、其額七億を超へ、革命亂以前の生產消費の諸借款を加算すれば、公債額無慮二十六億に達すべし。民國二年度の豫算を觀るに、公債收入二億二千三百三十七萬圓にして總歲入の四割を占め公債費の支出も亦二億九千九百萬圓にして、總歲出の四割四分を占め、支那の歲出入は、實に公債を骨子と爲せり。財政上非常に危險なるを以て、流石支那政府も亦大に驚き、梁士詒、熊希齡の徒、前後財政救濟策を劃したる、皆實効なく、遂に第二次大借款を起し、一は歲入の缺陷を補塡し、二は財政の紊亂を匡救せんと企てたり。而も支那當局者の信用手腕と、支那國內の形勢より察するに、第二次大借款も亦數ヶ月內に浪費せられ、支那の秩序恢復に何等の稗益なく徒らに二億五千萬圓の負擔を增加し、財政監督權を外國人に賦與するに止まるべし。第一次借款成立に依り、全國の鹽務は海關同樣外國人により管理せられ、借款の支途も亦外國人の監督を被むり、土耳其と同一の運命に陷り、東亞に關係あるものをして痛嘆措く能はざらしめたりしが、第二次大借款の成立は、更に外國人をして一般財政を監督するを得せしむべく、而も支那財政の紊亂は、之を救濟し得べき何等の光明なく、反て歲入の缺陷絕へず、外債の募集加はり、外債の爲め外債を募集し、益々列强をして支那財政干涉せしむべき兆候瞭然たり。支那財政の前途を臆念すれば、誰か肌粟を生ぜざるものあらんや。（吟風）

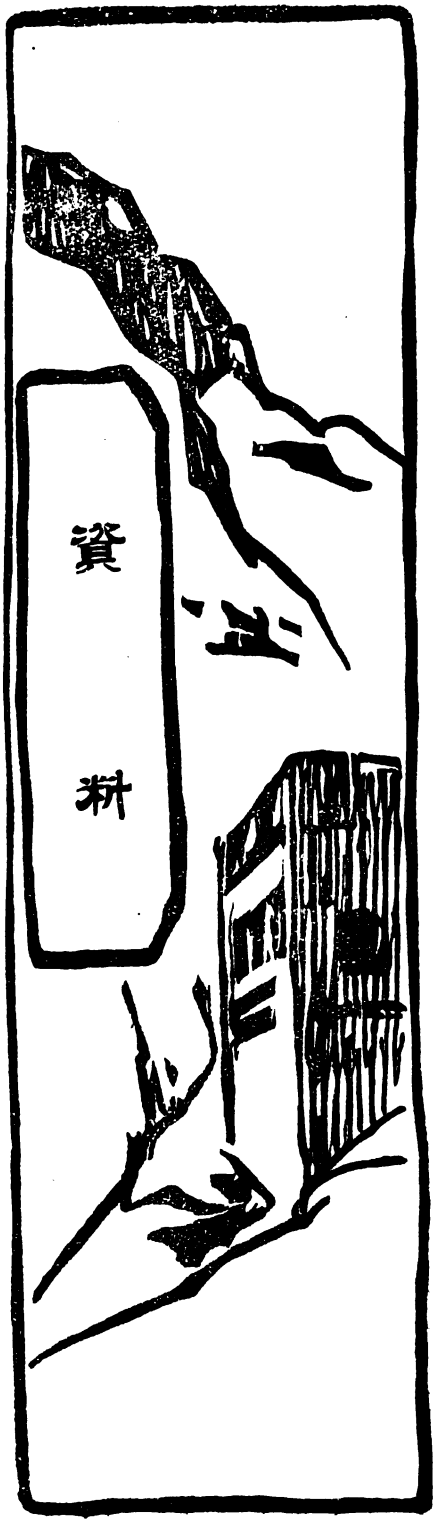

支那に於ける地金銀貿易（一）

S Y 生

第一章　緒論

支那地金銀貿易に關する從來の研究は、主として輸出入均衡問題に附隨して、統計的表面的の記述に止まり、未だ其內容に立ち入りたる深き研究の世上に發表せられたるもの無きは、抑も支那研究者の注意の疎慢なるに據るか、或は又本問題の研究を、一部銀行業者に委任して顧みざるに據るか、孰れにもせよ、本問題に關する獨立したる研究の結果が、未だ世上に發表せられざるは、頗る遺憾なる事と謂はざるべからず。

想ふに本問題は決して等閑に附すべき小問題にあらず、何となれば朝野に喧しき兌換券の基礎に關連し、又東洋に於ける金融中心市場爭奪の資料を附與するを以てなり。換言すれば本邦正貨海外流出の趨勢は年々止むときなく、兌換券の基礎を動搖せしめつゝあるは、遍ねく世人の知る處にして、今此連年流出し去る鉅額の金貨の行衛を觀察するに東するものは桑港に赴き、西するものは上海に、南するものは香港に到り、忽然として其影を沒し去るなり。斯の如くんば支那地金銀貿易の研究は本邦正貨が商品としての海外市場に於ける狀態の一端を闡明する所以にして、偶々以て、我國正貨問題研究者の一資料たるを失はずと謂ふ可し。

又飜て想ふに東亞の盟主たるを以て自任する我邦は須らく東洋に於ける政治經濟軍事其他一切の上に於て比肩し難き實力を把持するを前提とす、然るに危い哉東洋に於ける金融市場の中心は、本邦に非らずして上海なるが如き觀ある事是なり、例へば日支兩國間の爲替相場が直接兩國間に建てらるゝことなく、上海倫敦相場を基礎として然る後に上海對日本相場を立つるが如き、或は銀塊市場に於ける上海の勢力偉大なる等、皆共に將來上海が東洋に於ける金融中心市場たらざとする素因を物語るものなり。

勿論上海金融界の現狀は、未だ名實共に東洋に於ける金融中心市場にあらず、唯だ支那が爲替上銀貨國なると、各國銀行の支店を有すると、支那貿易の中心樞點たるとによりて、彼れ上海は恰も東洋に於ける金融界の中心點たるが如き觀あるに過ぎざるのみ、之れ現在上海市場に存在する金銀貨の價格が、僅に五千萬兩に充たざるの一事を以て明白なりと云ふ可し。

然りと雖も支那の經濟的未來が測り知り易からざる有望なる前途を有し、現在支那經濟界の中心市場が上海なるよりして推測するときは、誰れか又將來の東洋市場に於ける金融中心場の上海たる無きを保すべけむや。

吾人の杞憂するが如く、將來上海が東亞の金融市場の中心たるに到らむ乎、其帝國に及す可き打擊の至重至大なるは絮說を要せざる處にして、支那地金銀貿易の研究が、僅に彼國輸出入均衡問題の範圍に限局せらる可きものにあらず、之を離れて猶一層重大なる意義を有することを知らざるべからず、然りと雖も此の如き複雜なる大問題は、淺學寡聞なる吾人の敢て能くし得る處にあらず、只先づ槪より始むるの微意に儆はむと欲するのみ豈他あらむや。

第二章　地金貿易

一、總說

支那に於ける地金貿易の內容は、條金砂金及び各種外國貨幣の三種より成立す、此等各種地金類の輸出入額を見るに、最近十個年間平均輸入額は約五百萬—海關兩なるに、其輸出額は同平均額約五百六十萬海關兩に達し、支那は地金類の輸出超過國なるを示す、而して左表によれば最近十個年間の輸出超過額は、累計五百二十九萬二千五百五十八海關兩なり、斯の如く支那は地金類に於ては輸出超過國なれども、其內容を檢するときは條金及砂金類は每年必ず輸出超過を見るも、之れに反して外國貨幣たる各種金貨は最近十個年間に於て輸出超過なりしは、僅に一九〇二年及一九〇八年の兩回に過ぎず、其他の八個年は皆輸入超過を示し、結局外國貨幣の輸入が輸出に超過せしこと、最近十個年に於て約四千萬海關兩に上れり、

第一表、地金輸出入比較表

年次	地金輸入額（海關兩）	地金輸出額（海關兩）	差引（海關兩）
一九〇二	一九三、二七七	九、六〇三、四九八	（一）九、四一〇、二二一
一九〇三	四、〇〇三、九八〇	三、八九九、二六五	（十）一〇四、七一五
一九〇四	九、九三〇、八五〇	一、四八四、四三五	（十）八、四四六、四一五

一九〇五	二、二〇九、二〇八	四、〇五〇、五四四	(十)	七、〇五九、〇六四	
一九〇六	七、〇〇六、五一六	三、一六六、三九三	(十)	三、八四〇、一二三	
一九〇七	八、二七四、〇二一	五、八二三、七七四	(十)	二、四五〇、二四七	
一九〇八	一、五一四、四二五	一三、〇三二、〇一〇	(一)	二、五一七、五八五	
一九〇九	一、〇一三、七九七	七、八三五、一六七	(一)	六、八二一、三七〇	
一九一〇	三、五五九、四二四	四、五三六、二五二	(一)	九七六、八二八	
一九一一	四、〇二三、五三〇	二、四九〇、六四八	(十)	一、五三二、八八二	
合計	五〇、六二九、四二八	五五、九二一、九八六	(一)	五、五二九、五五八	

第二表、條金及砂金輸出入比較表

年次	輸入額	輸出額		差引
一九〇二	五、九〇〇	海關兩 九、三三一、五九四	(一)	九、三二五、六九四 海關兩
一九〇三	一、〇四五、六一一	三、六六六、一六六	(一)	二、六二〇、五五五
一九〇四	五、六六九	一、三七九、七一四	(一)	一、三七四、〇四五
一九〇五	六、一〇七	二、四三九、一〇五	(一)	二、四三二、九九八
一九〇六	七、六三三	二、二六四、〇五三	(一)	二、二五六、四二〇
一九〇七	一、一七二、七七三	五、三五〇、三五二	(一)	四、一七七、五七九
一九〇八	一〇六、五〇〇	一〇、五八八、二七〇	(一)一〇、四八一、七七〇	
一九〇九	四五、八〇二	七、二一八、〇一四	(一)	七、一七二、二一二
一九一〇	五、九〇六	四、〇六八、六一〇	(一)	四、〇六二、七〇四
一九一一	四〇、八二三	二、一〇三、五一五	(一)	二、〇六二、六九二
合計	二、四四二、七二四	四八、四〇九、三九三	(一)四五、九六六、六六九	

第三表、金貨輸出入比較表

年次	輸入額	輸出額		差引
一九〇二	一八七、三七七 海關兩	二七一、九〇四 海關兩	(一)	八四、五二七 海關兩
一九〇三	二、九五八、三六九	二三三、〇九九	(十)	二、七二五、二七〇
一九〇四	九、九二五、一八一	一〇四、七二一	(十)	九、八二〇、四六〇
一九〇五	一、一〇三、五〇一	一、六一一、四三九	(十)	九、四九二、〇六二
一九〇六	六、九九八、八八三	九〇二、三四〇	(十)	六、〇九六、五四三
一九〇七	七、一〇一、二四八	四七三、四二二	(十)	六、六二七、八二六
一九〇八	一、四〇七、九二五	二、四四三、七四〇	(一)	一、〇三五、八一五
一九〇九	九六七、九九五	六一七、一五三	(十)	三五〇、八四二
一九一〇	三、五五三、五一八	四六七、六四二	(廿)	三、〇八五、八七六
一九一一	三、九八二、七〇七	三八七、一三三	(十)	三、五九五、五七四
合計	四八、一八六、七〇四	七、五一二、五九三	(十)四〇、六七四、一一一	

前二表の示す處の如く、條金類は常に輸出超過にして、外國貨幣類の常に輸入超過なる現象と、支那が地金類の輸出超過國なることは、之を換言すれば支那に輸入せらるゝ外國貨幣が、支那產砂金其他と共に改鑄せられて其姿を金塊に變じ再び歐州市場に轉送せらるゝものなるを意味す。

（未完）

太古洋行（五）

第四節　貨物運賃

上海より長江下流各港に至る貨物運賃表

貨物名	單位	鎮江	南京（蕪湖）	九江（漢口）
其茶	擔	閘 〇、一三	閘 〇、一五	閘 〇、二〇
杏仁	同	〇、二五	〇、三五	〇、四五
明礬	同	〇、一〇	〇、一三	〇、二〇
茴香	同	〇、二五	〇、三五	〇、四五
碎茴香	同	〇、二五	〇、三五	〇、三〇
信石	同	〇、二〇	〇、二五	〇、三〇
鮑魚殼	同	〇、二〇	〇、二五	〇、三〇
草包	百分の一	〇、一〇	〇、一〇	〇、一五
新蘇袋	畳噸	一、三〇	一、六〇	三、〇〇
同	同	一、三〇	一、六〇	三、〇〇
竹	竿同擔	〇、二〇	〇、二五	〇、三〇
蘇袋	一〇〇個	〇、一五	〇、一五	〇、二〇
爭	千每擔	〇、二〇	〇、二五	〇、三〇
桂皮	同	〇、二五	〇、二五	〇、二五
黃柏	同	〇、二五	〇、二〇	〇、二五
黃芪	同	〇、〇九	〇、一〇	〇、一六

貨物名	單位	鎮江	南京（蕪湖）	九江（漢口）
蠶豆	每擔	閘 〇、〇九	閘 〇、一三	匯 〇、一六
黑豆	同	〇、〇九	〇、一三	〇、一六
白豆	同	〇、〇九	〇、一三	〇、一六
豆餅	同	〇、〇九	〇、一三	〇、一六
柾豆	椰同	〇、一五	〇、二〇	〇、二五
大腹皮	同	〇、一三	〇、一七	〇、二〇
海參	同	〇、二五	〇、三五	〇、四五
上燕窩	同	二、五〇	一八、〇〇	二五、〇〇
中同	同	七、八〇	一一、七〇	一五、〇〇
下同	同	三、二四	四、八八	六、五〇
砂	同	〇、二三	〇、三〇	〇、三五
書籍	同	〇、六〇	〇、八〇	一、〇〇
豬鬃毛	同	〇、二〇	〇、二五	〇、三〇
銅	錠同	〇、二〇	〇、三五	〇、四五
銅	器同	〇、二五	〇、五〇	〇、三〇
銅	絲同	〇、二〇	〇、二五	〇、三〇
銅	粉同	〇、二〇	〇、二五	〇、三〇
漂	同	〇、二五	〇、三〇	〇、四〇
竹	器同	〇、四〇	〇、五〇	〇、七〇

貨物名	單位	鎮江	南京（蕪湖）	九江（湖口）
砂仁	每擔	0.110	0.325	0.310
樟腦	同	0.330	0.340	0.350
腦油	同	0.220	0.345	0.340
烏木	同	0.110	0.220	0.220
鮮菜	同	0.110	0.220	0.220
咸菜	同	0.110	0.220	0.220
乾菜	同	0.110	0.220	0.220
煤	每噸	1.500	2.000	1.000
桂皮	每噸	1.500	2.000	1.000
蓆油	每擔	0.660	0.880	0.550
蓆	同	0.111	0.115	0.110
草包	每百	0.440	0.550	0.550
茶	每擔	0.335	0.445	0.440
米	同	0.225	0.335	0.330
乾	同	0.331	0.330	0.330
靖	同	0.110	0.225	0.220
丁香	同	0.110	0.225	0.220
桐油	同	0.113	0.117	0.110
煤	噸	1.500	2.000	1.000
材件	件	10.000	12.000	11.000
材	同	5.110	6.550	6.110
棺	同	1.950	2.650	2.220
炭	每擔	0.330	0.440	0.440
板	同	0.113	0.117	0.110
木	同	0.110	0.225	0.220
具	每擔	0.330	0.440	0.440
銅	同	0.113	0.117	0.110
貨	每包	0.660	0.880	0.550
銅絲	每擔	0.110	0.225	0.220
銅皮	同	0.110	0.225	0.220
銅皮	同	0.110	0.225	0.220
銅點	同	0.110	0.225	0.220
銅皮	同	0.110	0.225	0.220
銅器	同	0.440	0.550	0.550

貨物名	單位	鎮江	南京（蕪湖）	九江（湖口）
柴魚	擔	0.110	0.335	0.310
綿花	同	0.330	0.440	0.550
軋改包	set（每件）	0.660	0.880	1.000
軋花器	每擔	0.330	0.440	0.550
綿衣服	同	0.225	0.335	0.440
布	每噸	1.500	2.000	5.110
綿棚布	同	2.660	3.190	3.300
油	每擔	0.335	0.445	0.550
綿紗	同	0.225	0.335	0.440
膠	同	0.330	0.440	0.550
角	同	0.110	0.225	0.330
魚	同	0.110	0.225	0.330
子	回	0.440	0.550	0.660
皮	每噸	1.500	2.000	3.300
干	每擔	0.110	0.225	0.330
菜	同	0.113	0.117	0.110
菜	同	0.225	0.335	0.440
角	pair	0.335	0.445	0.550
爐灰	擔	0.110	0.225	0.330
餅	同	0.110	0.225	0.330
枝	同	0.110	0.225	0.330
元	同	0.110	0.225	0.330
硬菜	同	0.225	0.335	0.339
針	同	0.225	0.335	0.330
乾	同	0.110	0.225	0.330
禾	同	0.113	0.335	0.335
乾	同	0.113	0.335	0.335
靖	同	0.110	0.225	0.330

| | | |

貨物名	單位	鎮江	南京（蕪湖）	九江（漢口）
老酒	每擔	0.13	0.17	0.10
線香	同	0.10	0.25	0.30
漆器	每噸	2,60	3,90	5,10
鉛	每擔	0.13	0.17	0.10
黃丹	同	0.13	0.30	0.35
紅丹	同	0.13	0.30	0.35
石灰	同	0.13	0.17	0.10
甘草	同	0.19	0.25	0.30
蓮子	同	0.23	0.30	0.35
大規子	同	0.19	0.25	0.30
桂元	同	0.10	0.25	0.30
肉	同	0.10	0.25	0.30
荔枝	同	0.10	0.25	0.30
燈足	同	0.30	0.40	0.50
粗葵扇	一俵二五個入	0.13	0.17	0.10
細葵扇	每噸	1,50	2,00	3,00
木頭	同	1,50	2,00	3,00
拷皮	每擔	0.13	0.17	0.10
白銅絲	同	0.15	0.20	0.25
藥材	同	0.30	0.39	0.50
瓜子	同	0.13	0.17	0.10
水糖	同	0.60	0.80	1,00
荔乾	同	0.35	0.45	0.55
番菁	同	0.23	0.30	0.35
蜻玉采	同	0.13	0.17	0.10
磐香	從價率	0.10	0.01	0.10
青苔	每擔	0.60	0.80	1,00
土布	同	0.30	0.40	0.50

貨物名	單位	鎮江	南京（蕪湖）	九江（漢口）
津白銅	每擔	0.10	0.15	0.30
津白銅器	同	0.10	0.15	0.30
桔子	同	0.19	0.25	0.30
桔餅	同	0.19	0.25	0.30
桔皮	同	0.25	0.35	0.45
椰子油	同	0.25	0.35	0.45
菜油	同	0.13	0.19	0.25
荳油	同	0.25	0.35	0.45
桐油	同	0.13	0.14	0.25
薄荷油	同	0.25	0.35	0.45
胡麻子油	同	0.25	0.35	0.45
荳油	同	0.25	0.35	0.45
花由油	同	0.25	0.35	0.45
機器油	同	0.25	0.33	0.45
同	同	0.25	0.35	0.45
油衣	同	0.35	0.45	0.55
大土	每箱	1,60	2,00	2,50
雲土	同	1,60	2,00	2,50
川土	同	1,60	2,00	2,50
大土烟	同	1,60	2,00	2,50
同	同	1,60	2,00	2,50
津油漆	每擔	0.25	0.35	0.45
上紙	同	0.23	0.30	0.35
中紙	同	0.15	0.20	0.25
紙類（洋）	同	0.25	0.35	0.45
碎紙	同	0.20	0.25	0.30

| | | |

貨物名	單位	鎮江	南京（蕪湖）	九江（漢口）
硫黃	每擔	0、13	0、17	0、10
白糖	同	0、11	0、13	0、15
紅糖	同	0、11	0、13	0、15
冰糖	同	0、13	0、17	0、10
糖	同	0、10	0、25	0、30
精菓	同	0、25	0、35	0、45
絲帶	同	2、00	3、50	5、00
絲線	同	1、00	2、50	3、50
包子	同	0、13	0、17	0、10
紫梗	同	0、19	0、35	0、30
草帽辮子	每噸	1、30	1、95	3、00
芝麻	每擔	0、15	0、20	0、25
油	同	0、19	0、25	0、30
金線	從價率	1.40%	1.40%	1.40%
點銅	每1、000兩	0、13	0、17	0、10
錫箔	每擔	0、10	0、25	0、30
銅板	同	0、13	0、17	0、10
銅塊	同	0、13	0、17	0、10
銅絲	同	0、30	0、40	0、50
煙葉	同	0、25	0、35	0、45
銀子	從價率1、000兩	1.60%	1.60%	2.50%
松油	每擔	0、25	0、35	0、45
姜黃	同	0、19	0、25	0、35
茶蓆	一〇〇枚	0、15	0、25	0、25
漆	每擔	0、25	0、35	0、45
銀珠	同	0、25	0、35	0、45
胡桃	同	0、10	0、25	0、30
白蠟	同	0、30	0、40	0、50
黃銅絲	同	0、10	0、25	0、30

貨物名	單位	鎮江	南京（蕪湖）	九江（漢口）
鐵絲	每擔	0、10	0、13	0、15
同	同	0、10	0、13	0、15
洋釘	同	0、10	0、13	0、15
鳥木	同	0、30	0、39	0、50
紅木	同	0、30	0、39	0、50
毛	同	0、35	0、45	0、55
硬水木	每噸	2、60	3、90	6、00
松木	每100件	1、50	3、00	3、00
花紅莉木	每擔	0、30	0、39	0、50
木髓	每噸	1、50	2、00	3、00
新黃銅	每擔	0、05	0、10	0、25
舊黃銅	同	0、13	0、17	0、10
雲柏	同	0、15	0、20	0、25
鉛板	同	0、10	0、15	0、25
鉛皮	同	0、10	0、25	0、30
大洋紗	每一俟	0、70	1、00	1、10
小洋紗	同	0、65	0、70	0、75
洋布	每一包	1、00	1、10	1、20
綿布	每包	0、80	0、95	1、10

汴洛鐵道

(三)

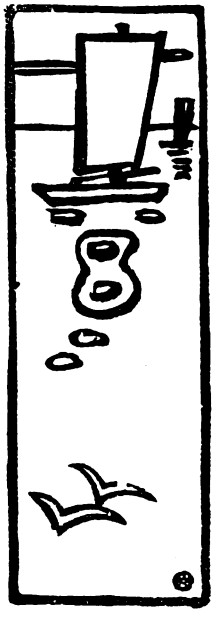

運送貨物等級表

表中

客車運送ノ

三欵四欵ハ三等貨四等貨タルヲ表ハシ

貨車運送ノ

十一欵二十一欵ハ一等貨

十二欵二十二欵ハ二等貨

十三欵二十三欵ハ三等貨

十四欵二十四欵ハ四等貨

十五欵二十五欵ハ五等貨

十六欵二十六欵ハ六等貨ヲ表ハス

貨物等級表

表中欵ノ字ハ號列則等級ヲ表ハス

品名	客車運送貨	車運送運・送		
	普通扱	特別扱	普通借切扱	同特別裝入車扱
行李	三欵			
銀貨	同			三十六欵
包件包裹	同			
銀錢財物	同			三十六欵
羊小羊、山羊	四欵			三十一欵

| | | |

品名	客車運送 普通扱	特別扱	貨車運送 普通扱	借切扱	同特別製人車扱
水銀			十一欵		
葯材			同		
時計類			同		
爆發シ易キ物			同		
軍需品			同		
骨董品			同	三十六欵	
寶物			同		
阿片			同		
鞭炮			同		
燐			同		
技巧物件			同		
銀花			同		
黨參			同		
砂仁			同		
豆蔻			同		
桂皮			同		
海龍馬			同		
精細磁器			同		
粗細瓦器			同		三十六欵
軍用火葯			同		
鑛山用火葯			同		
空箱空桶	四欵		十二欵	二十二欵	三十九欵
手車	四欵		同	二十二欵	
草帽			同		
輻	四欵		同	同	
輻車板	四欵		同	同	
棉花	四欵		同	同	
人力車	四欵		同	同	

裝貨物之器具	十一欵二十二欵
花籠	同
燈籠	同
家具	同
膠	同
篩子	同
空筐子	同
菜葉	同
木	同
丁香	同
香	同
草	同
綿	十二欵二十二欵
四輪車	同
秤	十三欵二十三欵
磚	同
及磺水	同
柴	同
香	同
帽	同
燭	同
靴鞋之類	同
炭	同
膠	同
漆	同
食	同
鱷	同
秧	同
皮	同
馬	同
工作セシ皮革	同
生糸、熟糸	同
呢（粗ラシヤ）	同

| | | |

品名	客車運送 普通扱	特別扱	貨車運送 普通扱	借切扱	特別輸入車扱
硝子			十三欵	二十三欵	
清酒			同	同	
酒類（米酒）			十四欵	二十四欵	三十四欵
參			同	同	三十五欵
木ヲ以テ工作セル物			同	同	
栗			同	同	
落花生			同	同	
鐵釘			同	同	
鐵線			同	同	
罐詰			同	同	
蛎蟹及蛤			同	同	
麻繩			同	同	
顏料			同	同	
皮革			同	同	
麻布			同	同	
麻工布			同	同	
粗磁器			同	同	
米粉參粉類			同	同	
乾鮮、果樹			同	同	
各種五穀			同	同	
青脂			同	同	
豆			同	同	（三）三十三欵
羊毛			同	同	
乾鮮菜			同	同	
機器			同	同	
珍珠米			同	同	三十四欵
粟			同	同	三十五欵
蔥蒜			同	同	三十四欵
紙（普通品）			同	同	
支那雨傘			同	同	
乾魚			同	同	
馬鈴薯			同	同	

品名	客車運送 普通扱	特別扱	貨車運送 普通扱	借切扱	特別輸入車扱
米			十四欵	二十四欵	（三）三十三欵
鹽			同	同	三十四欵
食石			同	同	三十七欵
胡麻			同	同	（三）三十三欵
高粱			同	同	（三）三十四欵
古着			同	同	（三）三十四欵
木綿衣類			同	同	
生肉			同	同	
飛禽死獸			十五欵		
筛			同	同	
竹			同	同	
材木			同	同	
雜穀			同	同	
苧麻			同	同	
商麻			同	同	三十八欵
セメント			同	同	同
無烟炭			同	同	同
肥料			同	同	同
鐵鍋			同	同	
石灰			同	同	
明礬			同	同	
鉛			同	同	
瓦器			同	同	
切石			同	同	三十八欵
乾草			同	同	
鐵器			同	同	
粗席			同	同	
砥石			同	同	
鉛筆			同	同	
廚刀			二十五扱		
車輪			同	同	三十九欵

| | | |

其の二、包車（車輛借切）

花車（裝飾を施せる車輛）一等、二等、三等車及びそれにつれて行李、馬車を輸送車の借切に應す、右の場合は普通運賃の外下の如き車借切賃を出さる可し

（イ）七十五基米突以内

花車一輛に付	五十元
一二等一輛に付	三十元
三等車一輛に付	二十五元
行李馬車等運搬車一輛に付	十八元

（ロ）七十五基米突以上のときは次の如し

花車一輛に付	百元
一二等車一輛に付	四十五元
三等車一輛に付	三十五元
行李及馬車運搬車	二十五元

包車規則

（a）花車一二等借切の場合乘客の支拂ふ可き費用次の如し

（一）乘客は數に照一等運賃を支拂ふ事六人未滿は六人に切上げ算す

（二）乘客の帶同する從僕は數に照して三等運賃を支拂はる可し但し從僕に借切車内に乘るも差支なし

（三）乘客の附帶せる行李車馬大輻等には三等貨に對する運賃を支拂はる可し

（四）車（車輛借切代）を里數に案じ支拂はる可し（照前）

三等車及び行李車馬を送る事を借切らるゝときも亦數に照して普通運賃を支拂ふ外車輛借切代を支拂はる可し但し三十二名以下の客には取扱はず

（b）もし車輛借切の客にして列車例停せざる地に於て宿泊せんとせば割增賃錢十元を支拂はる可し、他會社の花車本會社の線路上に入り乘る時も亦等し

（c）以上定めし所は凡て銀元を標準とせりもし將來銀元にして甚しく下落するときは此の項運賃も他の運賃とともに引上ぐ可し

（d）凡そ車輛を借切らんとせば四十八時間前に鄭州本局又は各站長に請求せらる可し

其の三、專車（列車借切）或は特別仕立列車

凡そ列車借切には普通運賃の外所を按し里數に從ひ次の如き增增賃金を要す

片道　一基米突に付	二元五留
往復　同	二元七留五仙（但し四十八時内に）
四十八時間後に回る片道運賃	
一基米突に付	一元二留五仙

專車規則

（イ）專車せんとするとき乘客の支拂ふ可き運賃三種あり

一、客數に案して普通運賃を支拂ふ可き事又隨帶せる僕從亦數に按して三等運賃を支拂はる可き事

（ロ）行李車馬大輻等亦三等貨運賃を支拂はる可き事

（ハ）其の以外專車の費を支拂はる可し但し專車の費百元以下は取扱はず

（ニ）專車取扱ひを受けんとせば四十八時間前に鄭州本局に申込まる可し但し便宜上驛長をして取次せしめらるゝも可、但し場合に因て辭退する事ある可し

若し乘客にして中途上級車室に移らんと欲せば先づ之を車掌に告げ殘餘里程に對する車上割增賃金を支拂ひて移らる可し、但し原級殘餘里程に對する運賃丈新運賃より差引くものとす

（三）發車一時間より出札口を開き發車十分前之をとづ。

（四）もし列車内にて本社查票人（車掌切符檢べ）切符の呈出を求めしときは猥雜なく呈檢せらる可し、もし查票人切符無き事を檢出せしときは車上買票章程に同して運賃を請求す可し其里數計算は該客もし何處より乘りしを證明する能はざるときは前次切符檢べなせし處より乘れるものと見做す

（五）以上の個目は銀元を標準として算せり將來もし銀元にして下落せしときは各項運賃も亦引揚く可し

（六）乘客もし途中意外不測の事あるも本社其責に任ぜず

第三　旅客小荷物及金銀

其の一、乗客手荷物

乗客手荷物は左の斤量迄無賃輸送す可し

一等　百斤迄
二等　七十五斤迄
三等　五十斤迄

此以上の手荷物は左の率にて運賃申受く可し

每坦（百斤百斤未滿は百斤に繰上げ百斤以上二百斤未滿は二百斤に繰上げ以下之に倣ふ）一基米の運賃停車場にて手續せしものは一仙列車内にて手續せしものは一仙五厘

手荷物輸送委托章程

一、所謂手荷物なるものは乘客隨身の物件にて旅行中必需品に限る商品は此の内に入らず乘客の車内に携帶する小包並に線網上或は床上に置きて他の乘客の妨げとならざるものは手提の小荷物と云ひて別段差支なし但し過重品は此の限りにあらず。

旅客手荷物は一件百五十斤を過ぐるを得ず。

二、金銀財寶及危險燃燒物を旅客手荷物となすを得ずもし侵すものあり發見の　は金銀財寶ならば一等貨に對する運賃及三倍の罰金を請求す可しもし危險品又は燃燒物ならば之を沒收して官に收め且其人を告訴す可し

三、凡そ一等乘客は百斤迄二等は其の四分の三三等は其の二分の一迄無賃とす。三歳以上十歳以下の小童に割引切符を有するものは一二等にありては五十斤まで三等にありては十五斤迄無賃とす

四、以上の運賃は銀元を標準として定めたるものなれば將來銀元の價にて下落の場合は他の運賃とともに引揚る事ある可し

五、旅客もし過重の手荷物を持して掛號（小荷物取扱）を受けんには手荷物を掛號處（手荷物取扱所）に持參して運賃を支拂ひ手荷物鑑札を受く可し其の鑑札上には件數重量及切符番號及手荷物行先を記す手荷物行先は切符行先と異るを得す。

掛號の手數料は普通運賃の外洋一個とす。掛號の取扱は出札の停止とともに停止す

六、行李其他手荷物の遺失破損に就ては本會社其の責に任ぜず並本會社の負むる所は只運賃のみなれば途中の警官義務は依然として乘客にあり

其の三、金銀

凡そ金銀地金或は金銀貨運賃次の如し

一銀一千兩に付一基米每に　一仙
一洋一千元に付一基米每に　七厘

金銀輸送章程

（一）銀一兩は法國の灰參（瓦）秤三十七瓦十分八に當る凡金貨又は金器の運賃金銀市場比較に照し倍加し算す可し

二、金銀輸送には銀一千兩又は洋一千元を以て標準となす銀一千兩又洋一千元未滿は之に切上ぐ

三、金銀輸送の際銀一千兩又は洋二千元等の數を故意にて偽り少く報せしときは當に二倍の運賃を請求す可し

四、以上運賃は銀元を標準として定めたりもし將來銀元にて甚しく下落せしときは各項の運賃とともに此運賃も引上ぐ可し

五、若し途中遺失紛失等の事實あるも本社其の責に任ぜず。之れ本會社は敢し處は只運賃のみなれば途中物件を看守する義務は委托者にあり、

第四款　家畜家禽運送死体輸送

其の一、家禽家畜運送

家畜家禽運送賃下の如し但し一基米に付

一頭に付き

馬、黄牛、水牛、騾	三仙	驢、小牛、小馬、	二仙
十五斤以上の豕	一仙二厘	綿羊山羊小羊狗	一仙
八斤以下の豕	八厘	十五斤以下八斤以上の豕	一仙
大車	一角	大轎（冬季用ふるもの）	一角
涼轎（解脫出來るもの）	二仙	涼轎（開脫の出來ぬもの）	四仙
東洋車	四仙	四輪及兩輪の車	八仙
脚踏車及牛車	一仙五厘		

家畜家禽車輛運送規則

（一）家畜家禽運送中見張の爲め貨車に乘る込めるものも三等運賃を支拂はゐ可き事

（二）以上の假目は均しく凡て銀元を標準として定めしものなれば將來銀元の假下落せしときは他の運賃とともに本運賃も引上くる事ある可し

（三）運送中意外の事あり又家畜家禽中に疾病逃亡等の事あり又車輛に損傷を生ずるも本社其の責に任せず萱し本社の敢むる所のものは運送賃のみなれば途中物件を看管するの責は寄托人にあり

其の二、棺運送

凡そ空棺の運賃は一基米突に付き五仙とし靈柩ならば一基米突に付き一角なりとす

運棺規則

（一）隨棺者にして棺を載せたる車輛に乘れるときは旅客三等運賃を請求す可し

（二）以上の假目は銀元を標準として定めたり將來銀元の假下落せしときは本會社は此款運賃も他の運賃と同しく引上ぐ可し

（三）靈柩運送は疾病あるとき又は他の事故に由り辭退する事ある可し又もし途中意外の變あるも本會社は其の何の理由たるを問はず一切其の責に任せず

第二章　貨車取扱

（一）小荷物運送に於ける貨物の等級及其の運賃下の如し

（第十一號列貨物より十六號列（款）貨物に至る運賃）

假單之款目	十一款	十二款	十三款	十四款	十五款	十六款
貨物之等級	一等貴重品危險品	二等	三等	四等	五等	六等
一坦に付一基米突運賃	二角	四厘 五毛	三厘	二厘 六毛	二厘 三毛	二厘
每屯壹基米突運賃	一角六五厘	七錢四厘三毛	五錢	四錢	三仙	三仙三厘

一噸は十六坦半とす

此項の運賃の外尙常に一般公費として一坦に付き三仙を請求す可し

二、車種

（一）以上定めし假目は一坦を標準として定めしもの一坦未滿は一坦に切上ぐ

（二）以上の運賃は均しく銀元を以て標準となす此の後銀元にして下落する事あらば他の運賃と共に變更する事ある可し

（三）貨物運送中貨車中に見張人を置くときは其の人に對し三等運賃を請求す可し

（四）凡火藥礦藥炸藥及暴發し易きものは須らく萱車内に積みて他貨を積まず、最少運賃は同物十噸に對する運賃としそれ以下は之を切上ぐ

（五）凡そ運用機械火葯及暴發し易きものを運送せんには先づ四十八時間前に事務總管（運輸課）に乞ふ可し、又必ず護送人を要す且之等物件運送には必ず地方官護照（免許狀）を要すもし此規定違反せしものは原物を沒收して官に納むる外寄送人を告訴す可し

（六）途中毀壞焚燒遺失等の事あるも本社は其の責に任せず

（二）貨車借切取扱

第二十二號列款より二十六號列貨物に對する運賃二十噸以上貨車借切扱に對する運賃は次の如し

（一）賃金表

款目	二十二款	二十三款	二十四款	二十五款	二十六款
貨物等級	二等	三等	四等	五等	六等
一噸	小形萱貨車六角一仙五厘	二十八角三仙	七角	五角八仙	四角
一基米突	小形無萱貨車六角				

二十三款無萱貨車積運賃中には油布車覆の賃をも包む。

此項の運賃の外尙一般公費一噸に付き三角每車（二十噸）六元を要す

(ろ)車種

一、以上列記の運賃は毎車二十噸積の運賃なり二十噸未滿も之に繰上ぐ、

二、運送、寄托人先借切取扱を申込み且つ運賃を支拂ひて初めて借切取扱をなす可しもし否らずんば小荷物法に準據し擔を單位として運賃を計算す可し

三、以上の運賃は銀元を標準として計算せりもし將來銀元にして下落せる場合は他の運賃と共に引上ぐ可し

四、貨物積込には十二時間を限とし驛長車輛準備の通知をなせし時より起算す又貨物卸も亦十二時間を限とし驛長が貨物積卸通知を發せし時より起算す期限を經ゆる十二時間なれば洋三元を罰として徵收す十二時間未滿も十二時間として算す

五、貨車本來の積載量以上を積載するを得ず但し三百斤下の積過ならば之を不問に附す可し、もし三百斤以上一千基瓦以下なる時發車の際之を發見せし時は積過斤量丈之を卸さしめ貨車本來の積載量と相符するを俟ちて發せしむ中途又は貨物到着後發見せば荷受主より（もし荷受主肯せざりし時は荷送人より）過多貨物に對する不足運賃を請求する外不足運賃の三倍の罰金を請求す可し、もし千基瓦（一基瓦一斤、四とす）以上の貨物を積過せし時は發車前に發見せし時には荷送人の費用を以て之を積卸さしむる外罰金として銀十元を請求す可し、又中途に於て發見せし時は亦發送人の費用にて之を卸す又到達の際發見せば積過貨物に對する不足運賃を請求する外其の五倍の罰金を請求す可し又貨車にして該積過の爲めに損傷する事ある時には其の修理費用は荷送人の負擔とす

(六)途中意外の事あり毀壞遺落等の事あるも本路收めし所は只運送賃なれば途中看守の責は荷物輸送人にあるものとす

第三章　特別裝入車取扱

第一節　第三十一欵(號列)

牲畜運送　(借切扱)

一、其種類

小羊、騾、牛、水牛、馬、山羊、小山羊、綿羊、雌牡騾、小馬、豕、牝牛、小牛、

二、運賃

每輛(實際積込める畜類の多少に係はらず)。一基米突の貸次の如し

甲、篷車(無蓋貨車に油布を以て覆へるもの)每輛二留八仙五厘(油布使用料も含む)

乙、無蓋貨車每輛二留七仙

此の運賃の外尙一項の公費每車六元を要す(但し停車場諸入費用)

三、車種

(一)以上の運賃は全車輛借切扱として計算せしものなれば實際積込める畜類の數の多少は論外なり

(二)以上の運賃は銀元を標準として定めしものなれば將來もし銀元にして下落する事あれば他の運賃と共に此の項の運賃も引上ぐる事ある可し

(三)畜類揚卸は運送人或受取人自らなす可し。畜類揚卸は驛長の積上、積卸催告より十二時間中になす可し、もし期限を經ゆる事十二時間なれば洋三元を徵收す十二時間未滿を十二時間に繰上ぐ。

(四)看守人畜類運送中に乘込める時には三等運賃を請求す可し

(五)畜類揚卸の際過然の事故に由り畜類死傷する事あるも本會社其の責に任せず。蓋し本會社の收めし處は只運送賃にて畜類看守の義務は一切寄托者にあり。

第二節　第三十二欵(號列)の說明

但し二十噸車五輛以下は取扱はず

一、品名

無烟炭、石碴、鋪瓦、石灰、煤渣、石炭(普通のもの)、礫砂。花崗石、砂利、礫

二、運賃

每二十噸車借切一基米突に就き三留三仙

此の外に別一項の公費毎噸淨三留即毎車二十噸なるに由り六元を要す

三、準租

（イ）以上の運賃は二十噸車借切扱として算せしものなり實際二十噸積めると否とは論外なりとす

（ロ）借切扱を受けんとするものは豫め其の旨を申立つるを要す而らざれば普通運賃表に由りて運賃を請求す可し

（ハ）及（ニ）前項準租（三）及（四）に同じければ略す

（ホ）は前々項の準租（五）に等しければ略す

第三章　第三十三欵運賃の說明

五穀運賃

一、運賃

毎噸一基米突の運賃三仙二厘

二十噸車借切運賃一基米突に付き　六留四仙

但し此外一般公費として毎噸三留、二十噸車なれば毎車淨六元を要す

二、準租

（イ）（ロ）（ハ）（ニ）（ホ）共に前項準租（イ）（ロ）（ハ）（ニ）（ホ）に等しきを以て之に之を略す（前項參照）

第四章　第四十四欵の說明

清國政府に對する特別取扱なり

一、運賃表（一基米突に付き）

文武官	一等運賃	一人に付二　仙
隨　員	二等運賃	一人に付一仙二厘
兵丁人夫	三等運賃	一人に付六厘五毛
騾　馬		一匹に付一仙
車、大砲糧食車		各　一仙二厘
鐵一千兩に付		一仙

	毎車二十噸	毎　噸	毎　擔
軍用糧食、軍用機械	二角二仙	一仙二厘	一　厘
行李制錢	二角二仙	一仙二厘	一　厘
米	二角八仙	一仙五厘	一厘二毛
鐵砲彈丸	六角二仙	三仙二厘	二厘六毛
火藥及爆烈葯	六角二仙	三仙二厘	二厘六毛

此項の貨物には一般公費を附せず

準租

（イ）此項の取扱を受くるものは本會社より發給せし承認狀又は清國大官の護照（免許狀）を有するものに限る

（ロ）凡そ十六坦以下の貨物は坦數に由りて計算す但し一坦未滿は一坦として算す。又噸數を以て取扱をなす時一噸未滿は一噸に切上げもし夫車輛借切扱をなす時は實際積噸の如何を論ぜず。一車使用せるものとして計算をなす可し但し火葯及爆發し易きものは例外とす

（ハ）火葯及爆烈葯は別に一車内に積み別物を混載す可からず最少運賃は十噸以上十噸未滿は取扱はす又十噸以上は噸に由り計算す可し

（ニ）承認狀及免許狀の上には運送す可き者の重量個數を記入す可し、もし積込む時重量個數承認狀又は免許狀面と異なる時關長は訂正をなし且つ運送委員の署名捺印を乞ふ可し

（五）看守人貨車内に乘込む時は三等運賃を請求す可し

（六）貨車到着の時は十二時間以内に積卸す可し否らずんば割增金二元を請求す可し

（七）京漢線或は他會社線より運需品を積み來り連絡輸送を求むる時は先之を本會社貨車に積替す可し積替費用は清國政府の負擔とす

もし積替を欲せざる時は京漢又は他線の車輛借切貨を別に支拂ふ可し

但し京漢又は他線より車輛借切貨不用との通知あらば此の限りにあらず。

（八）貨物積卸用費は清國政府の負擔とす

（九）本會社の用ふる一基米突は約二清里にあたる同一貨物の運賃計算に於て角以下の端數三仙以下なれば之を切上げ以上ならば角に切上ぐ只不同なる貨物ならば各別に運賃を計算し其の合計に前項の規定を適用す客

車運賃計算にも亦然り

(十)途中毀壊焚燃等の事項あるも本社其責に任ぜず

第五章　第三十五欵運賃の說明

一、品名

青石板、セメント、大理石、肥料、堅石、獣骨、瓦、無烟炭、黒煙瓦、塊石、方煉瓦、花煉瓦、皂礬(鐵礦)

二、運賃

一噸に付き哩一基米二仙二厘

但し此外一項公費一噸に付三角即毎車二十噸洋六元を要す

二、章程

五般運賃章程に同じ

第六章　第三十六欵運賃の說明

第三十六欵貨物は包裝の器具なりとす

小量ならば第五等貨運賃に從ひ一基米哩二厘二毛なりとし車輛借切ならば第二十二欵運賃を支拂ふ可きものとす但し小量運送ならば毎一擔三仙

車輛借切ならば一噸三角二十噸車に付洋六元の一般公費を要す

二、章程

五般運送章程に同じ

第七章　第三十七欵運賃の說明

第三十七欵は洋火(マッチ)運送にして十噸以内は之を取扱はず

(一)運賃

凡そ洋火は第二等貨なれば一噸に付き毎基米哩七仙四厘三毛此外一般公費毎噸洋三角を要す

二、章程

(イ)十噸未滿は之を取扱はず但し十噸以内なるも十噸に對する運賃を支拂へば此の限にあらず

(ロ)以上の定價は銀元を標準として定めたるものなれば將來銀元にして甚しく下落せし時は適の他の運賃と共に引上ぐべし

(ハ)洋火は必ず木箱中に愼裝す可し

(ニ)途中轉運せんとし或は到着驛にて積卸の際毀壊遺失等の事あるも本會社其の責に任ぜず。荷送人自身其の責を負ふ可し、凡そ燥烈して車輛を焚燒する事あらば荷送人は賠償責任あり。之が擔保として荷送人は托送の際保證金として銀五百兩を本會社に納めしむ

第八章　第三十八欵貨物運賃に就て

第三十八欵鐵道貨物は車輛なり。

一、運賃

凡そ鐵道必需の車輛中裝載を要せざるもの即ち軌上に設きて滾關車を以て其のまゝ索引し得るものは毎輛一基米哩の運賃次の如し

大機關車無論隨帶煤水車與否毎輛　洋一元

小機關車重(七十五輛以下のもの)毎輛　七角五仙

煤水車　七角五仙

客車　三角

行李を運送する鐵製有蓋貨車(鐵蓬車)　二角

貨車　一角五仙

二、章程

(イ)途次車油を差す必要ある時は運送人自ら之をなす可し

(ロ)機關車一輛或は客車及び行李車兩輛又は貨車四輛に付き押運二人を付するを得それ以上は三等運賃を請求す可し

(ハ)之の運賃は銀元を標準として定めたるものなれば將來銀元下落と共に改正する事ある可し

(ニ)運送中鐵路車輛に損傷を生ずる事あるも本社其の責に任ぜず

湖南省物產及鑛山表

湖南省物產表

本省の物產は米を以て第一となすは既に人の知る所なるを以て此に列せず

品目	原質	產地	摘要
酒類			
包穀酒	米	各縣共有	強度の飲料にして下層社會に流行す
粟酒	粟	同	濃厚なり
紅藷酒	紅藷	衡山縣	淡薄の飲料なり
芋子酒	芋	衡山縣	
南瓜酒	南瓜	衡山縣	
木瓜酒	木瓜	武陵及永定縣	
五加皮酒	五加皮	各縣共有	
紹酒	糯穀	長沙及湘潭の特產	溫氣を去るとて土人は藥餐に用ふ
穀酒	粘穀	各縣に產す	燒烈の酒にして一般に用途廣し
虎骨酒	虎骨を浸せしもの	各縣共產	紹興酒と同種
食品			
杉仁酒	杉仁	長沙、衡州に多し	日本の濁酒に似たり
豆豉	大豆、麥麵	各地共有なるも、瀏陽の產最佳なり	强壯劑として愛用さる
醬油	麥、麵、大豆	各地に在るも、湘潭產尤佳なり	甘味にして婦人に嗜好さる
豆腐	大豆	各地共產	日本の味噌と似たり
香干	大豆	各地共產	各地輸出するもの夥多なり
千張皮	大豆	同	
霉豆渣	大豆	同	
豆油皮	大豆	同	長沙產を良品と稱す
腐乳	豆腐	同	
葛粉	葛根	郴州、衡州、永州	永州產尤も有名なり
巖粉	巖根	郴州、衡州尤多し	各省に輸出す
百合粉	百合	郴州、黔陽尤多し	同
洋芋粉	馬鈴薯	鄖縣	輸出さる
藕粉	蓮根	郴州、衡州尤多し	省外に輸出す

把豆	各縣共産	一般に用途廣し	
它粉	蠶豆豌豆同	同	
綠豆粉	綠豆同	同	
水粉	綠豆同	線狀と扁狀の二種を有し食品中用途多し	
涼粉	木門子郴州、衡州		
包穀粉	包穀永定		
紅薯粉	紅薯同		
飴糖	糯穀各縣に産す	日本の飴と同質	
蔗糖	甘蔗同		
包穀糖	包穀同		
紅糖	紅藷同		
蘿蔔糖	蘿蔔同		
南粉	蠶豆同		
油類			
茶油	茶の實同		
菜油	枯菜種同		
麻油	枯胡麻同		
豆油	枯大豆同		
漆油	漆　劉陽特産		
核桃油	桃核　黔陽特産		
草麻子油	草麻子各縣に在り		
豆油	大豆南洲、華容、清泉に産す		
桐油	桐實黔洋、麻洋、沅江に多し		
洪油	桐實　黔陽、麻陽、産額多		
木油	烏臼子　劉陽、湘陰、巴陵、清泉、衡山、耒陽、常寧、郴州、永興		

棉油	棉實	同前	
茶油	椿、茶山花の實	各縣に産す、茶陵、耒陽、常甯に多し	茶油に似て食用となし或は燃料とす輸出多し
菜油	菜種	同	食料、燃料、輸出多し
麻油	胡麻	長沙産尤も佳なり	同
花生油	落花生	南洲、衡州、永州、郴州、桂陽州	同
山楂油	山楂實	湘陰、巴陵に多し	食料
動物性原料			
猪油	猪	長沙製尤佳	廣東人長沙に在りて製するもの佳品なり
黄蠟	蜜蜂	寶慶、永州	
白蠟	蟲蠟	常德、沅州、永順	
牛皮膠	牛皮	桂陽州、靖州各縣	日本の羊膠と同し
蜂蜜		常德、寶慶、永順	
骨器	牛骨	同	省内の用途に過ぎず
靴、鞋	牛皮鹿皮佳	各地共産、衡山尤	
皮梁	馬皮	同	
驢膠	皮	長沙、瀏陽、耒陽、郴州、古大坪	
龜膠	甲	長沙、巴陵、武陵、永定、南洲、耒陽、衡山	強壯劑として婦人の食用とす
皮裘	理、狐、羔、羖、兎、貍、獺	寶慶、耒陽、永興、武陵、永定、龍山、古大坪	滋強劑として普用す品質は北方に及ばざるも産額多し
皮墊	虎、豹、狼	寶慶、永定、武陵、陽耒、衡山、龍山	新化、邵陽、狼皮に富む鞋の原料として省外に輸出す
毛氈	牛、羊、猪	各縣に在り寶慶、常德の産出多し	省外の輸出多し
牛皮箱（カバン）	牛皮	各縣に産す	省内の用途に過ぎず
牛燭	牛油	同	
織物類			
土絹絲	絹絲	乾州、鳳凰廳、永興	絹絲を經にし綿絲を緯とせる織物

品目	原質	產地	摘要
苗錦	絹絲	永綏廳特產	苗族の婦人が織製せるもの、其地の特產たり
生絲	絹絲	各縣にあり	輸出するに至らず
絲線	絹絲同		五彩の種別あり裁縫、刺繍用
湖綢	綢同	長沙製尤佳なり	
綢紗包頭	同	各縣にあり長沙製尤佳	婦女綢頭髮に用ふ
土絹	同		
鈞	綢屑絲	武陵瀘溪の特產	
棉紗	棉絲	各地にあり	
棉布	同	常德尤多し	省外に輸出す
紫花布	同	岳州產尤著名なり	同
麻布	麻布	瀏陽產尤著名なり	省外輸出多
葛布	葛布	葛皮同	同
麻布	葛	瀏陽、沅江の特產	輸出多し
雜器類			
玻璃碎石		長沙製佳	長沙阿近に原料豊富なり
石器	石	長沙、巴陵、來陽、郴陽、湘潭雷打石、最も著名なる	郴陽石、桃源石、瀏陽の菊花石等にて製する玩具硯等を云ふ
石灰	石灰石	桃源、瀏陽	
錫器	錫	永州產尤佳なり	輸出多し
壽枋	杉、梅	長沙製佳なり	棺槨用材、
竹器	竹	資慶、陽益、城步長沙製品を佳良なりとす	
彫刻竹器	同		
漆器	紙漆	長沙、瀏陽	輸出あり
祭器	竹、木	瀏陽特產	神社廟寺の用に供す
樂器	竹、木		

品目	原質	產地	摘要
筒車	竹、木	瀏陽特產	
紡車	木	同	
績苧	竹	同	糸車なり
織機	竹	各地にあり	麻を紡ぐ籠
木器	木	湘鄉の桐、辰州の桐尤著名なり	輸出多し
舟	同	各地に製す	
風車	同	同	精米用
水碓	同	同	舂米用
手水車	同	同	灌漑用
脚水車	同	同	同
牛車	同	同	同一輪の荷車なり或は双輪のものあり
小車	同	同	夏帽子
草帽	參葉、龍鬚蒲	同	竹皮笠の類
斗笠	油紙棕皮	同	同
蓑	棕皮、絲毛草	同	同
草鞋	葉	同	日蔽用
肩輿	木竹藤	長沙製を佳良とす	
蘆席	蘆、梗	岳州、南州、湘陰濱湖	時々少額の輸出を見る」寢臺用なる或は長椅子となす
草席	蒲	祁陽の特產	
龍鬚、草席	龍鬚艸	長沙製佳なり	
簞	竹竹	益陽特產	
掃帚	棕葉竹膏	各地	
燈籠紙	紙	長沙尤佳	
皮紙	楮	各地瀏陽產佳なり	輸出す

表紙	竹笋	瀏陽、益陽多し	
竹紙	同	瀏陽、永興、衡山	
火紙	同	郴州、益陽各地にあり	
草紙	藁	各地	輸出す
油紙傘紙	竹	長沙製尤佳なり	明油傘、黑油傘の二種あり輸出尤多し
油紙扇	同	衡陽清泉尤佳なり	摺扇、團扇の二種あり下等の用途多し
梳	篦	長沙製尤佳なり	輸出は僅少なり
美人	膠香樹幹	同 各地、永興の梧皮	婦女製飾用
繩	索	麻、棕、藁 繩尤著名なり	
炬	香	香樹葉 同	線香、驅蚊香等に用ふ
烟	艸	郴州、桂陽に多し	散絲烟、金薄烟、白建烟、雜拌烟の四品あり
靛	藍葉	各地	染料
漆	漆樹坪	瀏陽、龍山、鳳凰縣、古大桐實茶實 益陽、衡山、永定、江華、蓄參藥 永興、黔陽、晃州 瀏陽、耒陽、永興、黔陽、永定、宣章	輸出多し
醶	腦樟	樟	原料あるも製造者少し
蠟	燭茶油	各地	
刷（ブラシ）	猪鬃	長沙製佳なり	外國輸出多し
翠	花翠毛	耒陽、武陵、衡山、永定、巴陵、龍山、古大坪	裝飾用として省外に輸出す
翟	雉尾	武陵、永定、多し	同
羽	扇	鷄鴈白鷹 永定の特產	塵拂ひ
掃	帚雞毛	各地	羊毫は湖州製に及ばざるも支那全國中湖南筆は名筆の位地を占む
筆	羊毫	長沙製佳なり	
同	兎毫	永興產尤佳なり	雞狼は天下一品にして輸出多し
同	雞狼毫	長沙特產	
同	狸毫	永興產品質佳なり	

筆	同	同	省外に輸出す
	黃狼毫	同	食料として輸出す
蓮實		寶慶、常德、衡州、著名なり	外國輸出多し
白果（銀杏）		各地に產す	下流に輸出す
五棓子		寶慶、沅江に多し	常德方面に近頃蕃植中
桐	材	辰州、沅州、安化 各地にあるも廣西境に多し	家具、川材
梓	材	各地	以上の材木は筏にて下流に運送するあり或は舟を仕組みて下江し舟を賣却するあり
杉	材	同寶慶地方に多し	內地各省及蘆溝方面に輸出す
梓	材	同同	各地あるも寶慶の刃物著名なり
樅	材	永州、寶慶	
檜	材	各地	以上は皆輸出す
松	材	益陽、寶慶、永州、	省外に輸出す
竹	材	益陽尤佳なり	露國輸出年に四百萬兩の金額に達す安化の綠茶は少額なれども省外に出づ
鐵	鍋鐵	益陽、寶慶、湘潭	
及	物同	各地	
大	豆	同永州方面に多し	
麥		同衡州永州に多し	
粟		同	
黍		同	
蕗豆、蠶豆		安化益陽新化多し	
茶		安化	
紅	茶	安化	
綠	茶	安化、各地	

湖南省礦山一覽表

革命前に許可を得たるもの

縣別	所在地	礦名	牌名	主管者	許可年月
湘鄉	涵溪堰	黑白鉛ナシ	蔣德鈞	戊申十二月	
同	開家冲	煤	同	同	
同	豹子坑	烟煤	同	同	
同	流水蕩		同	同	
同	坳頭山	礦	乾豐公司	中路礦務	庚戌三月
益陽	板溪鋪		久通	梁煥章	戊申十二月
同	將軍山	同	仁通裕	王右樞	辛亥二月
同	南土坡	礦	彙善會	國清	庚戌四月
安化	江花塘	烟煤ナシ	蔣德鈞	已酉二月	
同	磉子灣	鉛	裕國	王禮培	同
同	柑子園	同	寶昌	劉典猷	同
同	梅家溪	同	有宜	吳提山	同
同	金家灣	鉛	恒豐熙記	戴績熙	同
同	白第溪		懷源資記	素策勳	辛亥三月
同	莫家坪	煤	應譜龍	岳朋	庚戌三月
同	猴子岩	石煤	宗楊李	震霆	同四月
同	馬家山	杉山裡	同玉生	李澤山	同
同	杉山裡	猪娑崙	楚記利金	李秀仁	同十二月
同	花岩山	鉛	中易	戴績熙	同六月
茶陵	金象塔	同	利濟	龍綸沛	已酉二月

縣別	所在地	礦名	牌名	主管者	許可年月
瀏陽	楓林洞	鉛	豐譚	阜成	辛亥二月
武岡州	大山嶺	鉛	裕南	李南溪	已酉二月
邵陽	資塔坪	同	ナシ	蔣德鈞	戊申二月
同	硫礦山中間嶺	同	鼎豐	彭寶中	戊申十二月
同	龍山觀音山	同	通記	王昇椿	同
同	鍾家山	同	廣益福	蕭雲鶴	同
同	茆岡洞	同	寶興	黃景湘	同
同	厚洞冲	同	斯爲盛	謝宗域	同
同	沙子蕩	同	自求福	蕭伯良	同
同	後洞冲	同	三元	黃正湘	同
同	龍山後洞冲	同	家潤	劉就庚	戊二月
同	龍山	同	積中發	劉青綬	同十二月
同	嶽坪頂	同	致富蕭	輔宣	同
新寧	高掛山	同	華昌	黃鎮湘	同
同	龍山	同	阜楚	蔣德鈞	戊申十二月
新化	錫鏞山	同	大福蕭	金壽	同
同	斜石板	同	濟美	劉澤林	同
同	龍口裡	同	九興	經朱世昂	同
同	陶塘	同	復興隆記	廖兆鎔	同
同	安家舖	煤	益ナシ	楊廷直	同
同	陶塘錫		逢源	袁世通	同
同	錫鏞山	同	興國生	張唐	同
同	同	同	復楚	段自立	同
同	同	同	大德生	楊源懋	同

同	三家冲	福記大九	已酉二月	同		
同	同成	劉傳琛		同		
同	同益	伍炳榮	同	長龍界	同	恒益	楊德馨	庚戌三月
同	同	溥利潘升良	同	同	同	金生泰曾子億	同
同	七里江松樹	同三	吉彭祥錫	庚戌二月	同	黃栗岡羅星地	同	鴻吉趙性卿	同
同	錫鑛山	同順	祿永陳顯越	同	歐家冲	同	隆復興梁伯	同
同	同正	記賀承能	庚戌三月	同	長龍界	同	大有李光楚	同
同	同石	成金金詒禮	同	七里牛牯嶺	同	開源段震現	同
同	同資	富楊開進	同	歐家冲	同	龍富魏直	同
同	同	畸記楊光植	同	錫鑛山	同	楚寶譚麟書	同
同	同益	富黍吉鴻	同	陶塘	同	裕華楊兆昇	同
同	同華	貴楊開進	同	兎子迷	同	懷瑜梁光漢	同
同	同長	和福楊廷直	同	長龍界	同	聚大生記譚篤餘	同
同	同美	利言劉德楠	同	兎子迷	同	公孚利李蘭家	同
同	同長	裕福楊廷直	同	七里江冲	同	乾新金炳奎	庚戌四月
同	同寶	華段楚賢	同	歐家冲	同	大有度王風高	同
同	同寶	善段自成	同	兎子塘	同	廣益生張西垣	庚戌七月
同	同益	善黃華俊	同	長龍界	同	恒益楊德馨	同
同	同致	和劉夫植	同	錫鑛山	同	楚善童志和	同
同	同厚	義生王榮	同	錫鑛山	同	天生美張	唐庚戌八月
同	同畸	富楊廷直	同	同	同	福善李炳榮	同
同	同履	和裕劉德基	同	同	同	祥記大道伍炳榮	同
同	同萬	鎰謝春華	同	同	同	大生寶劉人滌	同
同	同華	珍凌期覺	同	陶塘學堂後面	同	公益楊源成	庚戌十一月
同	同金	生茂楊光肆	同	同	同	時利和玉正銘	同
同	同寶	珍善朱寶英	同	長龍界	同	溥濟潘生輿	同

縣別	所在地	礦名	牌名	主管者	許可年月
同	林家冲觀音岩	同	韶美皮竹軒	庚戌四月	
同	覃家冲	同	大生富	黃兆熊	同
同	陶塘	同	得記鄒人滌	辛亥六月	
同	同	同	惟善宜記	續建新	庚戌十二月
同	同	同	天生和	劉夫植	同
同	毛鎌埠	錦	寶善郭允塵	巳酉二月	
臨武	塘家坦	鉛錫	鑛湘周鵬南	戌申十二月	
同	鐵砂坪	鉛	合順王書壽	庚戌六月	
東安	張家嶺	錫	裕華王鴻猷	戌申十二月	
同	塹冲裡	同	永寶珍李廷斌	同	
同	白石洞	同	普慶席輅	庚戌三月	
同	城牆石	同	濟美福朱聚源	同	
來陽	沈斗冲	錳	ナシ	同	
常寧	水口山	鉛、銀	官辦		
同	石坂塘	矶	新李芬第	庚戌三月	
同	長慴里	錳	ナシ	同	
同	千家坪	錫、礦	永錫譚亮卿	辛亥六月	
同	礦臼冲	銅	寶善	同	
桂陽州	毛頭嶺	鉛鋅	鈺成何學溥	庚戌三月	
同	大有隆	礦、鉛	和慶吳允成	同四月	
同	石腦山	鐵	瑞豐陳毓岷	同六月	
安仁	乾塘坪	同	東興何鳳祺	同三月	

縣別	所在地	礦名	牌名	主管者	許可年月
郴州	摩天嶺	礦、鉛	湘益	何巨源	庚戌三月
同	野雞尾	礦、鉛	阜康	李金戩	同
同	金獅嶺	礦	同	同	前同
同	同	同	和同	前	辛亥五月
同	東冲	同	堆車	嶺鉛、礦	恒豐
同	郭世德	同	中柴山	礦矶ナシ	楊迪吉
辛亥七月					
同	金船塘	鉛、礦	保湘	廖樹勳	同
同	花岩山	同	ナシ	庚戌二月	
同	大蛇沖	同	潞浦鬱菜	冲同華	寶奉孝培
戌申十二月					
同	管葉青龍山	同	和盛賀鍾齡	庚戌二月	
同	芦波山	礦	益謙劉天意	同	
同	管・葉塘	鐵	開利劉嗣英	同	
同	老狗灣	同	寶德福鍾梁勳	庚戌四月	
同	曹望冲	同	開利張先求	辛亥四月	
鳳凰廳	駱馬硐鉛	ナシ	ナシ	巳酉二月	
芷江	沙羅田鉛	ナシ	黃忠積	庚戌二月	

新甯銅廠界銅　ナシ　戊申十二月

以上は革命前ノモノ而已ヲ列記ス

ロ、革命以後許可ヲ得タルモノ

縣別	所在地	礦名	牌名	主管者	許可年月	鄉	青溪伍家冲煤	乾	吉	彭	彬	民國二年二月
安化	奎溪坪錦	琢	新	諶	民國元年六月	同	谷塘坡同	鼎	豐	姚	兆樞	二年四月
同	橋冲尖同	義	通	田文燦	元年八月	同	史灣同	利	濟	宋	其興	元年十月
同	符公溪同	傳	慶	譚鳳梧	元年十月	同	賴子山婁子沖同	大	道生	張	美皆同	
同	水山溪同	益	安	夏德潤同		同	免子嶺鉛			羅	煥楚	二年十二月
新化	長龍界同	楚	善	童志和	二年一月	同	瑚璉灣鐵			曾	寶航	三年一月
同	三尖村潭孟山同			易純學	二年十二月	同	祁陽臥鷲相飛山銅	享	利	曹	兆祥	元年八月
同	樂樹嶺錫			陳海湘	同	同	虎形山煤	保	安	唐	運興	元年十月
同	伏鳳鎮錦	恒	利	王應三	年一月	同	慈源沖荷葉凹同			吳	子惘	三年一月
醴	陵卦嘴嶺鉛	寶	華	沈運川	一年六月	同	南風凹同	廣	利	張	楚成同	
同	長波煤			王禎	二年十二月	同	常寧千家窩麻石嶺鉛	美	興	賀	紹美	元年八月
同	大屏山同			楊燮	三年二月	同	獅形山礦	擴	利	張	凱	元年八月
武岡州	寶華庵銀子坑同	寶	生瑞	彭德忠	元年八月	同	銅盆山錫	同		同		
似	國都南水西坑鉛	永	興	楊愼遠	元年九月	臨武	香花嶺頭嶺錫、鉛	百	鍊	龍	毓峻	元年八月
同	皆家山皂礬	和	豐	李光德	二年一月	同	黑鉛	常	豐公司	陳	常泰	同
同	炭山坡煤	富	湘	李鴻林	元年一月	同	振利公司	慶	汪	三	年一月	
同	水昌嶺鉛	華	美	易海聯	同 十月	同	大劈坡煤	吳	季賢	同		
同	大金牌齊公坡煤	合	益利	李堂璋	同 九月	同	双獅嶺同	大	生公司	龍	子澄	同
益陽	八里滴水村鐵	項	安福	三年二月	同	同	水仙山鉛	常	豐公司	陳	常泰	同
同	劉家坪同	振	興	劉春甫	同	同	大勞坡煤	吳	季賢	同		
新甯	龍廻村大毛江鉛	寶	裕龍	譚元年	十月	興甯	嵇岡山礦	富	湘	張	丙泰	元年八月

縣別	所在地	鑛名	牌名	主管者	許可年月
興寧	大脚嶺	鉛	同濟	傳維岳	民國元年二月
常寧	來鐵	煤鐵	漢冶萍公司		元年十一月
郴州	水湖里	鉛、磺	寶興	谷寶嶼	二年一月
同	鄧家窿	錫	裕通	梁敦恕	二年九月
同	柿竹園	鉛	必濟	羅承澤	二年一月
同	野雞窩	同	利源	鄧霖源	二年四月
同	永豐黃泥托	同	劉瑞生		三年二月
江華	牆基沖	錫	華阜	黃雨彬	二年二月
同	大尖山	同	同	同	同
同	缸甕廠	同	厚生	齊璜	二年三月
同	湖猪口	同		沱濛公司	二年十二月
同	梅子園	同		陳奎運	三年二月
沅陵	水田溪	錫	和裕	文孝良	元年十月
同	楠木舖	煤	通裕	黎垣圭	同
同	牛窖溪棗樹沖	錫	寶興	余欽悌	同
同	陳家山大風凹	銅	匯通	鍾柳泉	二年二月
辰州	士地坳	錫	厚五	吳樹庭	二年二月
慈利	思牌谷	同	興揖	陳祥發	三年二月
同	茶店垭浸水潭	鉛		莫非辛	二年四月
同	兩合口	璜	富楚	同	同
同	託紫陽	礦	美利	劉佑君	二年四月
湘鄉	宋家山	煤	九昌	彭先懷	二年三月
同	白楊莊虎形山	同	龔植	同	三年一月
同	石嘴頭	同	吳子惆	同	三年二月

縣別	所在	鑛名	牌名	主管者	許可年月
湘鄉	天心塘	同		胡淑陶	民國三年二月
同	豐樂洲	鐵		夏松濤	同
同	尖山峯	同	益楊世傑		元年九月
湘潭	魯家隨	煤	權記葛恕成		元年一月
同	株州高家坪	同	林景藩		三年一月
長沙	顏家灣	同	厚源張福亭		元年一月
湘陽	三口謝家山	同	三口龍璋		元年十月
同	思存棚	同	王英灘		元年九月
同	顏家橋	同	同	同	同
桂陽州	曲木山	同	合慶	劉鎮愷	元年七月
同	萬花窿	同	瑞豐	唐席珍	同
同	梅花井錫		宏大	郭順福	二年一月
同	兩頭岩	同	益保	同	同
衡山	免子岩煤		厚生	李毓奇	元年八月
同	早塘冲柳樹塘	同	開源	文祝生	同
同	雷鉢嶺大斗灣	鐵	宏安	李振聲	同
同	人形山	銀	羅太	羅煥楚	二年十二月
同	永興黃牛冲	煤	寶	徐振德	元年十月
米陽	筍山裡井勘下	鉛	自然利	劉倬	二年十
同	大保山	鐵		曾寶航	三年一月
同	水溪	鉛	和濟	陳翌	元年六月
會同	漠濱	金		官辨	元年一月
同	子家灣	煤		同	同
三溪	塘金			王子申	同

永興	羊牯塝	煤		三年一月
同	山偏岩	錫	周士奇	同
晃州廳	吉星中	鐵	寶善	
平江	彭家園	煤	楊求泰	二年十月
同	晉坑齋	銀	陳開元	元年十月
同	太平壩桃花園	金	長壽	
辰谿	源隆川	煤	郭詒翼	三年一月
臨湖廂	坡鉛		瑞昌	
衡陽	大江灣	煤	鮑嵩泰	二年四月
同	茄力冲大寶山	銻	劉天翼	二年十二月
同	九龍山	金	曾如桐	三年一月
清泉	栗山坡	煤	熊翊雲	三年一月
零陵	水北林風糖山	同	永裕	
桃源	飛溪河	銅	銅鑛公司	
同	供溪橋	金	羅堯山	同
靖州	五保尖山	錫	劉玉東	三年二月
			徐虎臣	同

以上は民國三年二月九日迄許可を得たるものなり

（湖南通信）

寄贈書目

大正之日本　青年黨本部　二卷三號
通商公報　外務省其局　九四號九五號九六號九七號
貿易通報　八一號
特許局　一三八號一三九號一四〇號
商標公報　九五號九六號
其他　新支那　廿六號廿七號
日華公論　二二二號
其他　大實報　四卷三號
其他　朝鮮總督府月報　二八卷三號
國家學會雜誌　一〇號一一號
其他　特許發明々細書　五三號
特許局　五八號
其會議所　木浦商業會議所月報　臺灣總督府殖產局
其他　商工月報　大正二年度
南滿洲米作概況　八號
南滿鐵道株式會社　一三四號
其他　四日市商業統計月報　七四號
其會　大日本水產會報　三七八號
其協會　大連實業雜誌　八五號
上海春申社　五七號
特許公報　七九號
其社　東洋經濟新報　六六三號
外務省　支那時報　二四號
慶應義塾　學報　二〇〇號
農省其局　山林公報　三號
京都帝國大學其社　京都法學會雜誌　九卷三號
特許局　實用新案公報　一三三號一三四號
其協會　地學雜誌　三〇三號

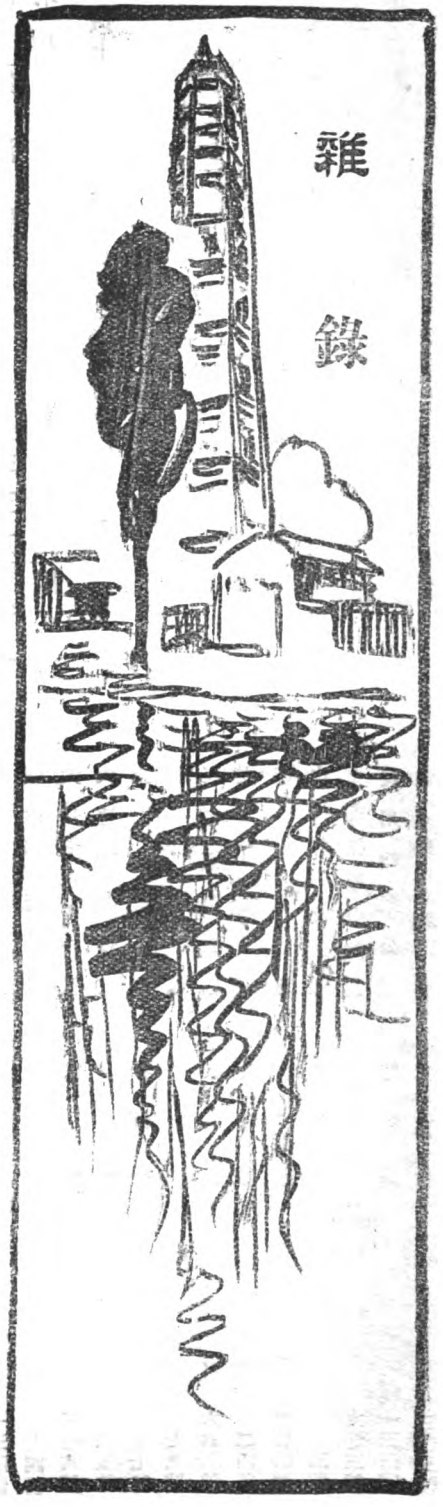

中央政治會議（六）

一、省議會取消案審查報告書抄

二月二十六日本會議を通過す

來月四日大總統令を奉ず、各省都督民政長等の電稱に據るに、各省議會成立後一年に垂んとするも其政治を議する時機の得失を審にせず、義理の是非を究めず、利害の輕重を權らず、公家の成敗を顧みず、惟だ私意を挾むを知るのみ、一に黨見を以て前提となし、甚しきは湖口肇亂の際省議議會聯合會の名を以て上海を中心として南風の導火を爲し、浮言惑亂識者は身を潔くして遠ざかり、謹愿者は緘默し、議論紛々、物情駭詫、一省の政治半ば破壞したり、盖し選擧の初め國民黨の勢力優勢なりし爲め他黨の之と角逐するや一變して黨派の競爭となり、議員は悉く黨派關係によりて當選し、民選に非ずして黨選となり其中學識あり、大局を持するに足るの人物乏しからず、而かも黨勢を擴張し、權利を攘奪するを以て宗旨となし、百計運動して成るものは比々皆然り、此の如く根本的に於て誤りし結果は國民黨解散以來は議會の聲譽は一空し、萬衆の信仰は全然失はれ、之が補缺選擧の如き其調査さへも至難のことにて、本年議會の會期迄に補足し得とするも、一方民心の趨向を考ふるに皆曰く地方議會は根本的に改革するに非ずんば其効果を收め難し、寧ろ當分の間は之を解散し、各省議會議

員は一律其職務を停止すると共に他面に於て別に組織を改めて新に召集するに如かず云々と。陳ぶる所の各節は實情に係る、茲に政治會議に交して公同議決を求む云々と。

查するに各省議會成立以來舞弊極りなかりしことは各省都督等の言の如し、最も其中大部分は大義を深明して一定の規準を越えず、直接には地方を保持し、間接には國本を維持せんと苦心せり、今各省都督等は時局の困難日に加はるを見て憂慮措く能はず、至急省議會を解散して其組織を改むべしと云ふも、而かも省議會の存廢は地方制度上の一大問題なり、殊に省議會は法律上不備缺點ありし爲め不親切に終りしか、又個人の罪狀の爲めに失敗に終れるか最も平靜に考ふべき問題にして、本審查會は反覆討論せる結果議會そのものに付て研究すべく、各議員の素質等に關しては之を論せず、又重きを將來に措き、過去は推究せざることゝせり。而して各省議會が存在し能はざることは法律上及事實上極めて强固なる理由あるを發見せり。

查するに中國今日の省は其性質自治團体と認む可か果た又單純なる行政區劃に過ぎざるか之を歷史上及政治上に考ふるに實は國家の地方行政區劃たり、而して國家の最上級行政區劃たるに宜しく、之を自治團体となすに宜しからざるものなり。歐洲及日本の自治制に付て考ふるに、國家の行政區劃と地方自治團体とは多くは其區域を同ふするも而かも其自治權は階級愈々下るに從て大となり、國家最上級の行政區域にありては殆ど自治權なし、元來自治は級愈々下り境愈々小なるに至り、人民の公共關係益々密接となり自ら謀るを要するなるも、行政區域の級愈々上り、區域愈々大となるに從て人民の共同關係は微となり、國家の政權に接觸し來るものにして、中國行省、轄地の境殆ど歐米の一國に當り、世界各國現行の自治團体中其區域此の如く廣きもの絕てなし、故に斷じて各省の自治に任じ、聯邦制となす能はず、又政府は近々省を廢して州となすの意あるやに聞くも、假令州としても其階級高く、地境廣きものは自治團体となすに適せず、何ぞ況んや一省に於てをや。省既に自治團体と認むる能はずとせば中央議會と地方議會との間に此性質不明なる省議會なる者の發生する緣れなし。查するに省議會なるものは前淸時代の諮議局制度に倣ひしものにて、其權限の如きも略ぼ相似たり、其職務の範圍は一省の政治を行ふに足るものあり、例へば省議會暫行章程によるに、該省の單行條例を議決するの權あり、國會の立法と雖も種々其制限を受け、國家立法權は爲に統一を缺くに至る恐れあり、又省議會は省の預算決算を議決するの權あり、中央の行政事務は地方と關係ある場合には其度毎に地方自治と錯綜し、國家財政權は統一すること難く、省議會は又本省行政長官を彈劾するの權ある故國會に於ける官吏查辦權と衝突し、國家一切の用人行政は皆不統一に歸する等甚しく不當なり、民國省議會成立の初に溯るに、臨時省議會なるものは大抵自ら其職權を定めたるものにして、本と整齊劃一の制あるにあらず、嗣で政府は第一回第二回第三回と地方制度改正案を提出し、毅然として省議會の廢止の計劃あり、而かも參議院議員は省議會より選擧せられし

もの多きを以て省議會法を暫定し、之をして全然舊諮議局章程に則らしむることとせり、且つ名くるに暫行法と稱せるは最初より根本的に解決する餘地を存したるものなり、政府は省議會を一時の權宜として認め、前參議院も亦國家永久の謀に非ずとせり。以上に於て省議會は國家の統一に害あると共に法理上存在し能はざるを知る可し。

次に諮議局成立當時立法者の眞意は支那か地大に民衆く省に分て治め、各省の政は督撫に於て司り、各國地方政治は國都に於てすると同しからざる故特に諮議局を設けたるなり、今は則ち各地方行政長官は已に各國務員の下に隷屬し、前清督撫の權なし、從て諮議局の如き對立機關は存在の必要なし、今や政治の刷新を行はんとするに當り、京外各機關は須く根本的に改良を加ふるを要す、此種地方高級議會は其舊習を踏むの理由なし、且つ國民黨議員取消後は各省議員數不足の爲め議會の職權を行ふ能はず、而かも甲省には之を存し、乙省には之れあるが如きは政治上不齊の甚しきものなり、之れ事實上より見るも省議會を存する能はざる所以なり。

以上の理由により省議會解散を關する各省督民政長等の意見に同意し、大總統は各省議會を一律解散し、一切の行政事務は各省行政長官にをして完全に其責に任せしむべし、各地方に別種の議事機關を設立す可きか否かに就ては地方制度の規定如何に依るべきものなれば地方制度の後之を議せん云々

二、長短期內債整理案審查報告抄

二月二十六日本會議を通過す

查するに原案附表列する所の各項長短期內債は債權の性質一ならず、元本の多寡懸殊し、利率の高低亦異れりと雖も、化し散じて切實整理するに非ずんば國家の信用を妨げ、又財政計劃に便ならず、庫努支絀の際內債を募集して、借換の法に據る外之が整理の良法なし。且つ前參議院に於て議決せる六厘公債は本と各種短期內債を整理せんことを其一大目的とせり。財政部擬する處の六厘公債を以て前項各種長短期內債を整理せんとするは正當辨法に屬し、毫も疑ふ可きものなし、木審查會は此計劃に對して一致贊成す。惟だ六厘公債發行の方法に關して、原案は前清に於て四川湖南の鐵道經營に關して田賦項下に附加稅を附したる辨法に仿はんとするも、本審查會は公債原理と國家現在の情形に照し又湖南四川の地租附加稅の成績に鑑み、一再思維するに害ありて益少し。凡そ公債を募集するは臨時費を要するが爲めにして其租稅收入に待たざるは租稅の徵收は人民一年の生產額に超過するを得ず、此限度を越ゆれば納稅者の負擔は重きに過ぎ、其結果は一國人民皆破產の危きに陷るべし、故に特に公債を以て游金を吸收し、其影響を租稅に及ぼさしめず、今原案は田賦の徵收額を以て公債の標準となす、之れ租稅公債を合して一途となす者なり、我國租稅の現徵額は人民一年の生產額に超過せるや否やは疑問なるも、連年兵亂饑饉瀕りにして、人民の艱難十室九空も曾

ならず、若し再び租稅の外に附加する處あらんか、其負擔は決して耐ゆべくも非るなり、即ち原案は學理に照すも符せず、故に行ふ可らざるなり。

次に各國公債制度は直接募集と間接募集と二法あり、直接募集の法は流弊多く、久しく已に人の採用するなし、故に參議院に於ても其公債條例第十二條に於て間接募集の法を採れり、查するに湖南四川兩省の租捐は地方官より徵收し、人民の愛國心に訴ふると稱すと雖も實は官力の强制なり、私法上の株式を公法を以て徵收するものなり、已に根本に於て錯誤あり、況んや徵收の際其手續最も繁雜且つ地租を標準とする以上小民は一株をも應ずる能はざるが如き不便あるに於てをや、又之を調查する塲合にも里胥地保は任意に高低を附し、狡猾者流は巧に負擔を免れ、良儒獨り累を重ぬるが如き辦法不一、効果不齊の醜態を演じ、中飽侵漁、稽查無術、人民遂に國家征斂の苛酷を恨むらん、即ち若し四川の鐵國問題の如く、風潮一起、一夫攘臂、萬衆景從、其影響する處宗社爲めに危し、豈前清の轍を踏まん。今原案に據るに租捐を徵收せんとするものにして、地方官に於て募集するは間接募集の法と符せず、辦理決して良法と稱するを得ず、又恐くは前清の轍を踏まん、之れ其行ふ可らざる第二の理由なり。又人民は目下の處田賦を輕減せんことを庶ひ、殊に實際輕減を要するに此上之に附加せんことするが如きは萬々不可なり、之を要するに內債は必ず償還を要し、償還は六厘公債を以てすべし、而して其發行方法に付ては本審查會は三ケの標準あり、一は租稅に附加す可らざること、二は宜しく簡便の辦法を選び、民をして擾亂せしめざる事、三は一般經濟社會に平均に分擔せしめ獨り農民に對してのみ重からしめざること之なり、財政部は此三主義を基礎として別に六厘公債條例を定めて施行すべし、又原案は契稅及印紙稅を云々するも兩稅は其收入額未だ確實ならず、財政部に於て切實籌計して初めて施行すべし、本審查會の意見大要此の如し云々

第十二回　本會議

三月四日午後二時半開會、劈頭李慶義は議長に向て政治會議は永久に存在するものなりや如何、又永久に存在するものとせば、本員の如く約法會議々員に當選せるものは如何に進退すべきやと問ひ、議長は即日政府に向て交涉すべしと答へ、日程に入る

第一案　司法計劃諮詢案　（大總統接交）

各議院は其最要の點に付き暫く討論の末朱文劭以下十三人の審查委員を擧げ審查に附す。

第二案　地方歲出標準辦法諮詢案　（審查報告）

審查長饒漢祥審查報告の理由を說明し、大體に於て審查報告通り可決、午後五時散會。

地方歲出審查報告書抄

政府が本案を提出せるは現今迄に到達せる各省豫算は未だ全部に非るも尙ほ千八百餘萬元の收入不足を示しつゝあり、若し此例を以て全部を合算せんか、其不足額は驚く可き巨額に達すべく、地方歲出入此の如く不權衡なる以上地

方が中央に送るべき款項なきや勿論にして、中央は亦國家行政費を支辨する能はざるなり、是れ實に國家前途の興亡に關する問題なれば、此際裁減すべき冗費は之を裁減し、中止又は延期し得べき事業は悉く延期又は中止する必要あり、而かも之が整理の標準を豫め一定するの必要あり、依て本會議に向て之が整理及其標準を諮詢し來れるが、本審査會に於ては再三討論を行へり。按ずるに民國成立以來僅々二年度なるに外債は積んで三億元を募集し、而かも全部已に中央の政費に費消し盡し、今後毎月の經費にも差支を生じつゝあり、然り而して地方豫算如何と云ふに、之れ又不足千八百萬元、即ち中央地方共に財政窘迫し、さればとて外債に供すべき擔保も窮り、外債を續借せんとすれば徒らに滅亡を速にすべきのみ。新稅を徵收せんとするも現下の狀態にては殆んど望みなく、前途茫々たる破產あるのみなり。況んや現時の如く省は省自ら政を爲し、縣は又縣にて勝手に謀をなし、所謂一指を養つて全身を失はんとするの運命に陷りつゝあるに於てをや、禍勢必迫、四海困窮、列强監督激しく、各地方にて自治を擴充する或は多少の効あらんも、畢竟民國賠償の資、殉葬の具となるに過ぎず、亦何ぞ全局の危亡を救ふを得ん。殊に前清末季に於ては地方自治と稱するも其地方の人民生活の程度財力の如何、人才の消長等の如きは之を顧みず、警察、實業、教育其他同時に名を改め、百廢俱に興るの感あり、而かも其實際に於ては一事として辨理宜しきを得たるものなく、徒に文告章程を以て門面を飾し、甚しきは劣紳蠹吏間閻を搜括して橫征暴斂到らざるなく、衆怨沸騰して假令財力竭蹶の憂なしとも人心瓦解の懼あり、共和已に成り、流亡未だ集らず、時局日に艱難にして緩急一日も忽にすべからず、本審査會は本案に對しては大体に於て極て贊成を表すると共に父老の痛切に其意見を發表せられんことを望むものなり、而して整理の第一義は實事を求むると之なり、生息を休養する正に此時にあり、未着手の事業は、之を延期するのみならず、已に着手せる事業も、收支相償ひ、相當收益あるものは當然繼續するとなすべきも、他の虛文を具し、毫も成績の擧らざるものは速に裁撤すべし、各省地方官は誠意を以て整理に任じ、中央主管衙門は熱心監督指揮の任を盡すべし、今左に政府原案に付て逐條審査答覆すべし。

一、自治團体經費

原案によれば直隸、廣東、雲南、奉天、四省は未だ豫算到達せざるも其餘各省は每年合計一百九十三萬餘元、縣鎭議事參事會等の經費は山東、四川、福建、浙江、江蘇、貴州廣東、廣西、奉天、吉林、黑龍江、熱河、察哈爾等豫算未着の各地を除くも合計一百八十三萬餘元、若し全國を合算せんか驚く可き數に達すべし。故に各省議會、縣議事、參事會、城鎭議事董事會、鄉議事會總董、鄉董、區議事董事會の經費は均しく暫行停支したし云々と。

査するに省議會以下各種議會董事會等は已に命により停辨せり、內務部に於て地方制度確定以前は之等の經費は當然停支すべし。

二、巡警經費

廢案によれば地方巡警費とは縣城鎮鄉の警費にして各省々城及水上警費は此内に在らず、而して地方巡警費は四川、福建、廣東、奉天、四省は豫算未着故之を省き、其餘各省合計一千〇七十九萬餘元、巡防警費は之より大なり。故に各省城商埠巡警は舊來通り存留するとして、其餘各地方巡警は、切實裁決し、若干を酌留し、尙ほ巡防と合併して警備隊となし、各縣治市鎮にして巡警なき處は其儘之を置かず、又保衛治安其の目的に起したる巡防營は警備隊に改編して分段駐紮せしめたし云々と

査するに此項地方經費は未辨の者は酌量して緩辨し已辨のものは酌量裁減し、或は紳商を督勵して團防を自辨せしむべし、然れども巡警と巡防と合併して警備隊となすは各省情形同じからず、利弊互に異り、巡警有力にして、巡防腐敗せるものは警を留めて防を廢し、巡防用ゆ可く巡警虛設に等しきは防を留めて警を廢すべし、二者程度相等しきは合併改編を講ずべし、先づ内務陸軍兩部に於て各地に付き實際を調査し、情形を詳にしたる後各省都督民政長と合同して適當の辨法を定むべし。

三、善舉經費

原案によれば廣東奉天兩省を除き、各省地方善舉經費合計二百萬元、右は緩急を分ち力めて、樽節を求め、賑饑育嬰等舊有のものを除き、他の新に實行せんとするものは暫く見合せたし云々と。

査するに本項經費は財力の豐否至りて決定すべきもの、今地方財政多難の際なれば原案通り實行すべし、惟舊有のものを續行する場合にも官より監督を嚴にし、侵呑私已の弊を除くに力むべし。

四、教育經費

原案によれば各省地方經費は廣東奉天兩省を除き、其他のみに合計二千一百二十餘萬元、教育は一大國家事業なれば出來得る限り振興せざる可らずと雖も、方今財政困難の折柄之が經費に付ては整頓を旨として定めざる可らず、地方教育機關にして已に開辦せるものは各省教育司長に於て可成同種同類のものは之を合併し、未辦のものは小學校を除き他は可成見合す方針を取り、各省遊學生は已に派遣せるものは宜しく嚴重に甄別し、其已に大學及高等專門學校に入りしものは留學を准し、其未だ入學せざるものは召喚すべし。又新學生の派遣は當分見合し、又各留學生の學資は教育部原定額の八割を給することゝしたし云々と。

以上本審査會に於ても之に賛成なり、但し教育行政統一の爲め地方各學校其他教育機關の裁撤合併は教育部より一般的標準規定を酌定するを要す可し。

五、實業經費

原案によれば農工商其他實業經費は、湖北廣東、奉天等の分を除き合計七百三十萬内外、實業振興は刻下の一大急務なりと雖も、官辦事業の如きは其成績往々商辦に及ばず、故に官業は可成廢止の方針を取り、農學會農事試驗場、勸工所、工業試驗場、勸商場、商品陳列所等も已に設立せるものは經費を節減し、未設のものは當分見合すべく、銀行礦產等は之を拂下ぐべく、地方歳入を以て之が擴張費に投

するを得ず云々

査するに試驗場及陳列所の如きは原案通りとして贊成なるも、既設のものにても有名無實のもの多き故之等は一律裁撤すべし、地方銀行中已辦のものは引續き開辦せしめ、未設のものは民政長に於て情形を酌量して之を設置すべし、礦山等は成績良好なるものは舊の如く經營し、未辦のものは民業とすべし。

六、工程經費

原案によれば廣東、奉天、四川、雲南、廣西、吉林、黑龍江等を除き、其他のみにて合計一百二十萬元、河川工事の萬廢す可らざるものを除き、其他一切の土木工事は暫く見合したし云々と、本審査會も同意なり。

七、財務行政費

原案によれば湖南、湖北、甘肅、奉天、吉林、廣東、廣西、新疆等を除き、其他のみにて合計三百九十六萬餘元、而して財政司の經費は此内に含有されず、財政部は地方稅及其他の一切收入を中央徵收機關の徵收に歸し、地方に對しては歲出數目に照して支出發給し、地方に地方自身の徵收機關を設置するを許さず、云々

査するに各省從來の徵收法は地方歲入に關するものは民政長より司員を派して徵收するあり、各縣聯合して紳士を公擧して徵收するにあり、或は商會より代徵するあり、皆便宜の法によれり、今原案は經費節省を以て宗旨となす、則ち地方稅項及び一切收入は中央徵收機關に歸して有利無害のものは固より原案通り辦理すべく、又合併統一を要するものは之を實行して經費を節減すべし。

以上は審査の大要なり、其餘手續節目に至りては各省情形を異にし、一樣に論ずる能はざるも前段の各節を實行せば每年恐くは二三千萬元を節省するを得べし云々。

東部西藏地方事情

一、範圍

本篇は古來より南路と稱せられし東部西藏差貢通路に當れる地方一帶を主眼とし、地理、農牧、商情、礦業、風俗、宗教、教育等につき述說せるものにて、其範圍を概括的に示せば四川省打箭爐の折多山より起り西藏察木多に至る其間二千七百余清里に亘る地方、即ち所謂關（寧靜山）の內外一帶の事情なりとす。篇者は官命を帶びて此地方を視察旅行せる某支那人なり

二、河流

南路地方を貫流する河流は大なるものには鴉龍江、金沙江、瀾滄江及怒江の四川あり、而して其水系は之れを大別して薩拉嶺、（四川、西藏の界をなすもの）、上の寧靜山を分水嶺として二となすべし。即ち薩拉嶺以東の水は鴉龍江、金沙江に入り、該嶺以西の水は瀾滄江に注ぐ。之れを詳言すれば打箱爐の折多山、安良坝（又阿娘に作る）東俄洛一帶の水は提茹を經て鴉龍江に注ぎ、臥龍石麻盖の水は東西より來りて共に鴉龍江に入る。之れより西、裏、塘、頭塘の

水は無量河に合して末は鴉龍江に入る。金沙江は拉諾以西の水を聚むるものにして、三壩、大索の水は鄉城を經、德格及大索山に發する二流は巴塘に至り、合して一流となり牛古より共に金沙江に入る、空子項一帶の水流も亦金沙に注ぐ。

寧靜山以西の水は都て瀾滄江に屬し、これに四水あり。一は邛地大山に發する腊褚河にして、一は昆地に源する勒楮河（又は翁崩褚河に作る）なり、此の二水は乍了の上方里許の所に合し、一流となり、乍了の附近に繞流す、一は阿褚河（又は甲倉楮河に作る）にして貢覺の邊より來り、一は那森楮河（又は名樂楮河に作る）にして作納山洛加宗に出づ。此二水は俄倫多にて一流となり、乍了に至り、前述の一流に會し、坑大區を經、烟、袋塘を貫流して瀾滄江に合す。昂地、王卡、包貢、包墩、猛卜（一に猛舖又は蒙堡に作る）一帶の水は又均しく瀾滄江に入る。更に貢覺地方に二流あり、一は乍了より瀾滄江に入り、一は桑昂を經、竹笆壠より十里の西岸に於て金沙江に入る。

三、氣候

當地方の氣候は寒暑の度共に甚しく、寒氣は殊に酷烈なり。今各地に就て之れを見るに、寒氣は折多山、梨樹山阿足昂地山一帶地方を最とし、三壩、江卡、裏塘地方之れに亞き、石板溝、南墩、喇嘛了最も緩和なり。暑氣は雜瑜、巴塘を最とし、乍了、鹽井、烟袋塘之れに次ぐ。

四、高度

高度に就きては未だ精細測量せられざるもの多く、殊に南墩、梨樹、乍了等の地は倉率の際なりしにより其の測量を果さざりき。今已に測量を了せるものに就き其主要地の海拔高度を示せば左の如し。

	米突
打箭爐	七六三、二
折多山	一三二六、九
河口	八三四、〇
裏卡	一二一四、一
巴卡	七八九、〇
江卡	一〇八九、九
鹽井	八一、〇

五、區劃

從前邊藏の界は寧靜山を以て劃せしものなるが、寧靜山以西西藏の地に支那人の移住するもの漸く多く該地方土人の頭目も亦中國政府に歸順するの風を現はせしにより、前清末年江、乍了、察木多等の地を以て邊務大臣の管轄下に歸せしめむとし、邊務、駐藏の兩大臣より奏疏中なりとか時適々清朝征藏の事あり、遽に舊觀を改むるに至らざりしか、宣統三年之れか實行に着手せり。然れども未だ州、府縣、を設置する運に至らず、尙ほ直隸軍糧府、若しくは委員として施政せしめたり。

蹺つて土族の頭目に就いて觀るに、從來土人に對し絕對權力を有する頭目に數種あり、明正、土司、土百戶、協拗（一

に熱傲とも云ふ）得壩、（一に歐壩又は伊巴とも云ふ）昌儲巴協本等之れなり。土百戶（土族百戶に長たるもの乎）は明正下に隷屬し、昌儲巴及協本は寧靜山以西の土人の頭目にして、協本は昌儲巴の下に立つ事土百戶の明正に於ける關係の如し。此の外協拗と云ひ、得壩と云ひ、土司と云ひ、其名稱は各々異なりと雖も其實權に於ては、明正、昌儲巴と同一にして、共に一區劃の地方を管するものなり。例へば昌都昌儲巴は昌都及其所屬地方全般の事を管掌するか如し要するに同一種類の頭目に地方により其呼稱を異にするのみ。又巴裏の如き喇嘛は其頭目の權力を振へり。

以上の土族頭は名義上軍糧府若しくは委員に隷屬するものなれとも、實際に於ては其土人に對する實權は此等頭目の主持する所なり。而して今日と雖も頭目の離合は隨所隨時に行はれ、前日巴塘に屬せるもの今日三壩に屬し、今日裏塘に隷せるもの明日河口に去るか如き有樣なれば、實際に於ける一定の所屬區域を示すこと不可能の事なりとす。然れども現時の法定區劃を列擧すれば左の如し。

一、打箭爐直隷軍糧府所屬

東、爐定橋より西、瞻對に至り南、河口の界より北小金川に至り東南、冕寧の界より西北、喇滾、瀾滄江の界に至る、

二、河口委員所屬

東、打箭爐の界より西、馬拉山に至りて裏塘の界に接し北、瞻對の界に至る、

三、裏塘軍糧府所屬

裏塘を起點として東は河口の界に至り西は喇嘛了に至りて三壩の界に交はり、北は雄熱泥に至りて瞻對の界に交はり、南は睡杓竹に至りて雲南中甸の界に接す。

四、三壩委員所屬

三壩を起點として東は裏塘界に交はり、西は大雪山に至りて巴塘の界に接す。

五、鄉城委員所屬

六、稻壩委員所屬

七、巴塘軍糧府所屬

東西約四百二十清里南北約一千清里の廣袤を有す、即ち南は耿中橋に至りて雲南の界に接し、北は薩瑪に至りて德格の界に交はり、西は邦木塘甲乙頂に至りて江格の界に接し、東は三壩の界に交はる。

八、鹽井委員所屬

九、江卡委員所屬

江卡を起點として東は邦木、寧靜山の界に至り、其間一百九十清里、西は阿足山界に至り其間三百十清里

十、乍丫委員所屬

乍丫を中心とし東は一百七十清里にして阿足山に至り西は三百四十清里にして巴貢に至り、南は擦瓦岡に至り、北は貢覺に界す。

十一、察木多軍糧府

十二、其他

右の外貢覺桑昂あり、此の地方は既に歸順せるを以て當然員を設置すべく、桑昂には二員、貢覺には一員を設くべきなり、又王卡、包墩の地にも一員を設置すべき必要あり、

六、農牧

當地方殊に寧靜山以西(即ち關外)は崇山峻嶺群起せる地方なりと雖も、其間平陽の地亦少なからず、今關の內外を通觀するに巴塘、烟袋塘、鄉城、三壩、二郎灣、東西兩俄洛、寧靜山、江卡等の地皆屯墾放牧に適し、殊に裏塘、平壩三十余清里の間は南路第一の平衍地と稱すべし。而して安良壩、東俄洛、莽里、昂地、王卡、巴貢、包墩、の各地方亦耕地廣く、青稞、蕎麥、包穀、大小麥を作る、就中道場、巴塘、察木多、雜穀產の小麥は白皙甘軟にして敢て四川省中部產に劣らず。

牧畜は當地方に於ける土族の唯一の財源にして各戶多少に拘らず牛馬等を飼育す、然れども當地方の牛羊、驢騾等都て倭少なり、千把頂(裏塘所屬)及阿足は野蠻草肥最も放畜に適す、西俄洛、火竹卡地方の住民は游牧を事とせり。

農牧の狀況上述の如しと雖も其難易支那本部地方の比にあらざるは勿論にして、嘗て趙季鶴の邊務大臣として當地方に赴任するや、四川省の人民を招致して鄉城巴塘の各地に分居し耕牧に從事せしめしが、幾何もなくして此等移住者は流離分散して一人の止まるものなきの有樣となれり。其後又々招民屯墾の辨法を規定し、各地に告示して四川民を誘致せんとせしも遂に應ずるものなく、今日に及べり、依此觀之に當地方は氣候地味共に到底農牧の地にあらざるなり。

七、商業

關の內外地方に於ける取引商品の主要なるものに就き其の取引狀況を見るに、中部支那の方面より關外(寧靜山以西)に出づるものに茶、松而石、布疋、毛絨、府絨、鐵貨、糸煙、大針麻、其他雜貨等あり。就中茶は其首位を占め昌都德格、色許、巴裏等に於て多量に取扱はれ、遠く西藏金般青海に供給せられつゝありしが、近來此等地方は印度茶の侵來を受け、爲めに支那茶の販路日々衰頽に傾けり。松而石も亦出關商品の重要品の一にして貢覺、乍了、昌都に於て其取引多く、又遠く拉薩以西及青海地方に入る。當地に來る松而石は殆ど湖北省北樊城所屬に產出するものにして魚而潭所產のもの最も佳良なりとせらる。松而石一年の取引高八千斤なりと云ふ。布疋類其他の雜貨の中、邛州の棋布、四川省の煙草、建昌の紅牛羊皮等は其取引高多額に上るものなり、而して棉布類も亦柱子泥等より轉入せらるゝも、洋布の爲め其販路を奪はれ現時は僅に當地駐在の支那官吏若しくは軍人の需用者を有するに過ぎざるの有樣となれり、住民日用の雜貨油鹽等は裏塘までは四川省のもの使用せられ巴塘より以西は雲南貨專ら需用せられ、裏塘、巴塘間は兩省貨の混合販路と見るべし。

次に關外より支那本部に入るものにては鹿茸、麝香、藥材

狐の皮、猞猁、等を重なるものとす（此等の物資に就きては九、產物の項下參照）今其一年間の取引高を擧ぐれば次の如し

麝香	約三十萬兩
鹿茸	八萬兩
牛皮羊皮	六萬兩
狐皮猞猁	五萬兩
虫草	三萬兩
貝知母	三萬兩

當地方の商業は專ら支那人の手に營まれ、就中雲南、陝西人其大部分を占む即ち鹿茸、麝香、藥材、狐皮、猞猁等其重要商品を取扱ふ大問屋は殆ど陝西省鄠縣人の經營する所にして、出關支那貨物の取扱者は雲南麗江、鶴慶、建川人其多數を占む。茶商は四川省五屬（邛州、雅州、榮經、清溪、天全）の商人の營む所なりと雖も、其實權は陝西涇陽人の操る所なり。

以上の如く當地方の主要商業は殆ど陝西人の占むる所にして支那人の來住皆無の地方と雖も一二陝西商人の入込める珍しからず、前述松而石の如き、湖北省の產なるに拘らず、專ら陝西より轉運せられつゝある所以なり。

當地方使用の度量衡には方（度の單位、尺に相當す）桶、克（共に量の單位、克は斗に當る）甲馬（衡の單位）等あれども、其の輕重、大小、長短は各地一ならず紊亂を極む、又批と稱する價格の單位あり、角に當るものなりとす。

八、鑛　業

本地方は鑛產の豐富なる既に世人の共に認むる所にして現に多少其採堀に從事せるものを擧ぐれば左の如し。

一、金、瞻對最も多量に產出し、裏塘、木里（鴉龍江の西北に當り、南は雲南麗江府に接し、東は寧遠府に接す）之れに次ぐ、尙金沙江沿岸一帶、隆楚河、毛了溝、泰寧、八美、德格、道塢、喇嘛了等にも多少產出し、年產額八萬兩なりと云ふ。

二、石炭、黨村（巴塘を距る四十淸里）松多（巴塘を距る五十淸里拉納山下にあり）等に產出し、又察木多所屬にも多量に出づ。

三、鐵、魚壩に產出す。

四、銻砂、巴塘附近の金沙江左岸に產す。

五、銅、出納山及び沿滇中甸一帶の地方に出づ。

六、鹽、鹽井、昌都に多く產す。

前淸時代、趙爾豐の赴任するに際し、技師劉某なるものを伴ひ、各地の鑛山を調査せしめ、以て其採堀に着手せしめし事ありしが、劉某の學識の未熟なると、其採堀方法大規模の西法を用ゐんとせるとにより、數千金を費やして遂に失敗に歸せり。

九、物　產

當地方の鑛產は前項の如し、本項下に於ける鑛產以外の物貨の主要なるものに就き概說すべし。

一、鹿茸、鹿茸には白茸、黑茸（商人黑字を忌み紅茸と呼ぶ）の二種あり、白茸は堆上に二叉あるものを云ひ

黒茸は堆上に一叉あるものを云ふ、前者は裏塘昌都に産するもの其最多數を占め、後者は界古に出づるもの最多とす。而して白茸は黒茸よりも上等なり。又春茸なるものあり、二三月の頃之れを採取す、其品質又可なり、道塢、章谷地方に出づ。

二、麝香麝香に二種あり、青桐山林中に出づるものは茶黄色を帯び、草壩松林中に出づるものは皂櫟色を帯ぶ、又春夏秋冬の時期により品質に上下あり、冬春に採取せるもの佳良にして、夏秋に採取せるものは時期雨季に際するが爲に腐敗し易く、又其香も十分ならず、此等の麝香にして剔毛せるものを蛋皮香と云ひ、未だ剔毛せざるものを毛壳香と云ふ。

三、貝母、商人は之れを清貝と稱す、章谷及德格所屬の泰昌の兩地に産出するものを最佳とし、産額の多量なるは德格を第一とし、昌都之れに亞ぐ。

四、知母、商人の炉貝と種するものにして打箭炉附近の各所に産す。

五、虫草、長大なるものは裏塘産を第一とす、昌都は其名産地なり、其他德格、昌浙(昌都所屬)等に出づるも矮小なり虫草は藥用に供す。

六、猞猁孙、古界(西寧所屬、四川西藏交易地として名あり)産出のものは最多最佳なり、昌都之れに次ぐ。

七、狐皮、當地方到る所に産す、商人の炉貨と稱するは之れなり。

八、千草、波密に出づるものなり、土人毯子を染むるに用ふ。

以上の外紫草(染料)神砂、紅花、藏棗、藏香、青菜、葡萄等を産すれども重要商品にあらず。

十、風習

此地方土人の衣服は四川省下等住民の常服とせる如き長衫を着すのみ、褲は周年之れを穿つことなし、夜間就眠の際は該長衫を被りて夜具の代用となす。

食は粑粑を常食す。

家屋は多く山凸の塲所に築き、其下に必ず牛羊飼育の地を劃し、周らすに堅固なる垣柵を以てす、之れ猛獸の襲來若しくは盜難を防がんが爲なり。

以上は衣食住の大要に過ぎざるも、其細事に至りては各地差異甚だし、之れ各土族の頭目各地に割據し、其所屬の土民を結束して外族に當れるが爲め自然其俗習に差異を生ずるに至れるが故ならむ乎。例へば土人の穿つ靴の一事を以て見るも乍丁、昌都、巴塘、裏塘等隨所に其形色を異にし、土人は一見何地の靴なるかを識別し得るなり。

土人の性情は兇惡愚昧にして驕擾を好み、適々旅行者との些々たる行違の生ぜるより數百の土民を招致して危害を加ふるが如き屢次の事なりとす。支那政府派遣の大官にして土人の刺殺に遭へるもの少なからず、如之彼等土人相互の間にても爭鬪絶えず、殊に明正、土司等の頭目最も驕横を極め、時に他所屬の土民を脅かす等數年前迄は巴裏、寧靜、梨樹阿足等の地方は搶劫絶えざるの有樣なりき。

現に巴裏の喇嘛、乍了の番頭、昌都の昌儲巴は最も專肆刀横を極む、然れども一般土民は概して寡慾にして一枚の衣、一碗の食に甘じ又特に嗜好する所なきが如し。

兇惡愚昧の土民の横奔する當地方の惡習に關しては、其の細事に亘れば到底枚擧に遑あらざれば、今一二其の甚しきものを記さんに、一に貸借なり、土人は銀錢は勿論青稞麥穀に至るまで貸借し、均しく此れに利息を付す、而して其利率は輕くも五割、重きは八割に及び、貸主は只利息を收むるのみにて滿足し、必ずしも元本返還の請求をなさずされば借主に於ては上述の如き高率の利息の支拂に追はれ到底元本の返濟不可能なり、而も此等貸主の多くは地方に絕對權力を肆にせる土司、喇嘛僧其他の頭目なれば、之れが錢穀を借入れ、十年二十年其利息の支拂に轉輾勞苦するの細民極めて多し。二に刑罰なり土人に對する刑罰權は現今と雖も專ら其地方の頭目の手中にありて、專肆强慾なる彼等頭目は賄賂の多寡によりて刑を斷じ、恬然たり、其弊を蒙むるものは又一に細民にして、當地方細民の苦や思ふべきなり。三は人倫なり、無智無羞の土民なれば父子相鬩き、兄弟相爭ひて敢て怪まず、又男女間の亂亂甚しく、兄妹、父女、翁媳の相通ずる當然の事柄と做せり。

十一、宗　教

此の地方は喇嘛教黄教の勢力範圍に屬し、主要の都邑村落には喇嘛寺の設なきを見ず、而して喇嘛僧は迷信を以て固まれる土人に對し心的に絕大なる勢力を有す。然れども彼等喇嘛僧は自身已に敢て淸規を守るにあらず、又敢て土人の濟度に力むるにあらず、自己の位地を利用して或は筮トを事として錢物を貪り、或は冥福の下に田財を收め、彼等土民も亦闢地墾荒には必ず之れを喇嘛僧に問ひ、子女生るれば之れが命名を必ず喇嘛僧に乞ふ、小は麥の植刈より大は生涯の命運に至まで專ら喇嘛僧の占トに信賴し、疾病は喇嘛僧の口念神咒に依り、或は喇嘛僧が穀粉より製せる仙丸によりて之れを癒さんとし、好んで身は寺居に投じて寺民と稱して以て一意冥福を祈る、されば喇嘛僧の勢力の絕大なる敢て怪しむに足らず、土人を見る事恰も牛馬を見るが如く、寺は富みて王侯の如く、日常婦女を擁して淫逸を事とする等當地方にも亦喇嘛教の廢頽釀弊其例に漏れず。

十二、教　育

關外地方の教育は光緒三十三年趙季鶴が度支那主事吳嘉謨を學務總辦とし、巴塘に設立總局を置き、學堂の設置に着手せしめしに始まる。而して着手當時には僅に模範學堂二校を設けしに過ぎざりしが、宣統三年には學堂九十六を數ふるに至れり。

各種學堂は均しく官話を教授するを主眼とし、四學期を以て畢業とす。宣統三年夏季休暇に於ては男學堂十八校、此畢業生五百九十六名、女學堂八校、此畢業生二百五十二名あり。而して當時尚畢業生を出さざるものには初等小學堂十四、此の學生三百八十二名、女子初等小學堂三、此の

學生九十四名、官話學堂四十、此の學生一千一百三十六名女子官話學堂八、此學生二百二十五名、實業學堂三、此の學生五十六名、專門及喇嘛通譯學堂二、此の學生五十六名にして、以上合計學堂七十、學生數一千九百四十九名の多きに及べり。左に地方別（所屬地をも含む）に學堂の種類及び其個數を示さん。

地方別	學生別	學堂數
巴塘	男官話	二十一
	女官話	六
	男初等小學	六
	女初等小學	二
	實業（彫刻、陶器）	二
三壩	男女官話	一
裏塘	男女官話	十
	男初等學堂	二
	女初等學堂	一
	喇嘛通譯	二
	專門通譯	一
	實業	一
	農業	一
河口	男女官話	一
	男初等小學	二
定鄉（即ち鄉城）	男女官話	十一
	男初等小學	一
	女初等小學	一
稻城（即ち稻壩）	男女官話	八
	男初等小學	二
	女初等小學	二
鹽井	男女官話	九

十三、路程

打箭爐より察木多に至る差貢大路たる所謂南路の道程及其間の情形の概略を左に記すべし。

打箭爐	四十清里	
折多山	八十五清里	安良垻は又阿娘に作る此地には土百戸居り土地豪富なり
安良壩	五十清里	此段草野多く開け時に麥畑を見る
東俄洛	七十五清里	此段の地平坦にして森林多く中途高日寺を過ぐ
臥龍石	百廿清里	此段中途に八角樓あり氣候温暖なり
河口	百廿清里	途中麻萱を經二個の大山を越ゆ
西俄洛	百十清里	激牧土人多し三个の大山を越ゆ
火竹卡	四十五清里	道路迂曲し寒氣人に逼る裏塘は山原平潤なれ共夏と雖も霜雪降る
莽塘	五十清里	一路平坦、柴草俱になし
頭塘	百〇五清里	中途乾海子あり
喇嘛丁	百十清里	中途二郎灘を經
三壩	百清里	大山を越え巴匿連河を過ぐ
大朔	九十清里	大朔山を越ゆ森林蒼蔚たり
奔察木	四十清里	森林中を過ぐ
小巴沖	五十清里	中途恩哥噴熱水塘を經
巴塘	九十清里	此段金沙江に沿ふ中途牛古を過ぐ此地方海拔一百米突也
竹巴籠	百廿清里	金沙江を渡り空子頂を經沿途峻嶺空を蔽ひ杉林多し莽里は平原中に在り田疇烟戸多し
莽里	八十清里	寧靜山を過ぐ
南墩	百廿清里	南墩より橇行する八里許にして一大山あり海拔一千二百
古樹	百清里	密米の高山口にして杉林茂密頗る大觀なり
江卡	百廿清里	中途普拉より江卡までは一帶の平原なれども開墾ぜられたるは百分の一に過ぎず
梨樹	百十清里	梨樹山即公蘇山を越ゆ
石板溝		中途阿拉山あり雖行の所とす

石板溝　八十清里　此段草木皆無にして燃料として牛糞を用ゆ
阿足　百清里
洛加宗　八十清里　中途俄倫多あり乍了は四方は山にして中を一水貫流す一片の平野なり
舌了　九十清里
昂地　九十清里　此段沿途麥畑を見る王卡は烟戶稠密稼牆野に滿つ
王卡　百清里　此段絶えず麥畑を見る又村落多し
巴貫　百里　此段田畑村落皆無なり
包墩　百平清里　此間田畑ありと雖も多からず森木多は氣候の地たり
森木多

（完）

支那に於ける列國の鐵道戰（二）

五、粵漢鐵道の奸謀

今や京漢鐵道の支配權を安全に露佛白聯合の掌裡に收め、北京と楊子江とを聯結する一線を穫得したる三聯合國は、支那を縱斷して北方に於ける露國と南方印度支那に於ける佛國とを聯結するの最初の計畫に基き、當時漢口より廣東に至る一線の敷設權を得たる米國を顚覆せんとする企てを試みたり。乃ち彼等は米國と競爭して粵漢鐵道の敷設權を得んとせしが遂に失敗に終るや直ちに米支興業會社を左右するの野心を懷き、公然紐育株式市場に於て同會社の株券購入に全力を注いたり。此密謀と及び其成功の歷史とは苟も支那鐵道史に通せるものに膾炙せる所なりとす。白耳義資本家は公然市場に於て靜かに同興業會社の株券を購入したれど、米國株主は毫も之を怪まず、かくて彼等は株券の買占めを了るや、遂に會社營業の鍵を握り其支那に於ける活動は全然彼等の掌中に委せらるゝ始末とはなりぬ。乃ち米國技師は續々解雇されて白耳義人代りて敷設工事を取扱ふに至れり。

茲に於てか、支那人は初めて覺醒したり、即ち白耳義人が危險なる形勢の主人役となり、北京より廣東に至る一大縱貫鐵道は露人及び其同盟者たる佛人の掌裡に歸すべきを發見したるなり。支那人は利害當事者の勸告に基き米國に向つて粵漢鐵道敷設權讓渡の契約を取消さんことを申出でたるを以て、當時ゼー、ピー、モルガン會社は該鐵道の支配權を再び米國の掌中に握らんとするの目的を以て、一旦賣却したる該會社株券の回收を試みたるにも係らず、支那は飽くまでも信用破毀の損害賠償として契約取消を主張して已まざるが故に、遂に其要求を容れ支那自らをして該鐵路の敷設を行はしむることに決し、六百五十萬弗を以て之を支那に賣戻すに至りしなり。而して其六百五十萬弗は香港政廳の支那に貸附たるに係るを以て、粵漢鐵道の利權は事實上米人の手より英人の利益に移りたりと稱するを得べし。

此時支那は信用破毀の賠償てふ名目の下に米國をして粵漢鐵道敷設權を支那に賣戻さしめたるものなりと雖も、同興業會社の株券は秘密に米國市場に齎らされたるものなれば、米人が之を白耳義人に賣りたるは全く一の錯誤に過ぎ

すして、決して故意を以てしたるにあらざるなり。兎にも角にも、白耳義人に瞞過され且英國人の援助を以て支那財界より驅逐されたる米國人の感慨を此問題より姑らく除去するときは、英國人は確かに其主要なる目的を貫徹したる次第にて、白耳義人及び其提携者たる露人は正に支那縱斷鐵道の支配權を其掌裡に握らんとする計畫に於て一頓挫を來したるものなりと云ふを憚らざるなり。

斯くて支那は救はれたり。南部楊子江流域に於ける英國の地位は確保されたりと雖も、一方米人は支那に對し全然其面目を失すると同時に世界嘲笑の中心となるに至りたる此粵漢鐵道利權爭奪の陰謀は修忽の間も忘るゝ能はず又宥すべからずとなす千載の恨事なる可けん。

されど支那の事情に通曉せる人々は、相當の時を經て必ずかゝる時局の繰返さるべきを豫期し、氣長に待ちて、靴が他の足に穿き換へられたる際、支那及び關係列國が如何なる態度を採るべきかを刮目して見んことを期せしなり。

今や露佛白三國聯合の計畫が美事畫餅に歸したるを明白に示したる吾人は、容易に此等政治的經濟的同盟國の一般政界の他の分派の跡を辿るを得べし。然れども尙一步問題を進むるに先だち、京漢鐵道の敷設權を穫得したる佛白シンジケートの名義は支那鐵道研究會社（Société d'Etudes de Chemins de Fer en Chine）にして、此會社は其後益露骨に支那に於ける露國の政略の代理者として活動せることを示したるの一事を特記するの必要ありと信ず。

六、西部支那に於ける活躍

本論の冒頭に於て既に述べたるが如く、露國の常に夢みつゝある大野心の一は、張家口路を經て北京に達する鐵道の支配權を握らんとするにあり、されば佛國が雲南線の敷設權を獲得してより以來露佛兩國政府の政治的感想の反響とも見るべき兩國新聞紙は筆を揃へて西部支那を貫通する別の一幹線の敷設權を獲得するの必要を絶叫し以て張家口に於て蒙古縱斷線と聯絡し、次で太原府を經て西安府に南下し、夫れより成都及び雲南省城に到り、之より海防港に到る佛國鐵道と連結せしむるの議論に紙面の大部分を割くに至れり。

此の如き鐵道は實に支那及び中央亞細亞に於ける露國の軍事上の地位を昂進するものにして、海岸より離れ且他の列強の干涉を避けて、西部に於て支那を兩斷する幹線を完成するに至るべし、隨つて西北及び西部諸省を露國の勢力範圍內に入るゝものなり。而して庫倫を連結する線路にして完成せんか、之れ實に南北よりする侵入軍に對し一大軍用鐵道の全通を意味するものなりと云ふべし。此等の諸線は屢次外國の地圖に示されたるが、常に露國の計畫線として江湖に紹介されたり。而して支那に於ける列強の鐵道政策を研究する者にとりては、此等の線路の計畫に對しては他の立脚地より之を觀る能はざるなり。

一八九八年に方り、露淸銀行が成都より太原に到る線路の敷設權を獲得したるは世人の記憶に新たなる所なるが、何

故に露國は山西省内に利權を獲得せんと欲せざりしかは一の疑問と做されしが、之が解答は恐らく、時の鄧傳部大臣盛宣懷氏が露清銀行に與へたる口頭協約の中に之を發見するを得べし、即ち其協約に曰く、若し露清銀行にして支那政府の滿足に値する鐵道を敷設せんか、支那政府は太原より西安に到る延長線の敷設權をも之に附與するを辭せざるべしと。果して然りとせば、之れ延長線敷設權を露清銀行に讓渡するを約したるものと云ふべし。かくて露國が太原線の敷設權を獲得するや幾何もなくして白耳義は黃河に沿ひて開封より河南府に到る一線に對し支那政府と協約に調印するに成功せり。然らば何故に白耳義は何處に起り何處に終るかを知らざる程短く然も一見毫も重要と思はれざる線路に重きを措くこと此の如くなりしかを疑はざるを得ず。況んや該線路は京漢鐵道に據るの外全く海岸に達する能はざるものに非ずや。然らば這は單に幹線に達し物資を供給する丈けの意味に出でざるか、之れ一般に信ずる所なりしが、實際の解答は此協約が西安までの延長線敷設權を白耳義に與へたるの事實の中に之を發見するを得べし。此等の二線が同一の目的地を有するの事實に於て何等かの符合點あるべきか。然り其後に起りたる事件によりて之を徵するに、此等重要ならざる二短線の敷設に關する二協約は之に繼ぐに支那西北部に於ける重大なる鐵道政策を以てしたるの事實を看過するべからず。

一九〇〇年の佛國黃書を以て、佛國は率直に聲明して曰く太原線の敷設權は露清銀行によりて獲得せられたりと雖も、該線路の工事及び經營は同銀行内の佛人團に附與せられたるなりと。同黃書は又同時に聲明して曰く、支那鐵道電車會社（Compagnie Général de Chemins de Fer et de Tramways en Chine）は開封湖南線の敷設權を獲得したるが、該會社は實は佛白共同の組織に外ならざるが故に、之れ明かに該會社内に於ては佛國資本家が優秀なる地位を占め居るを示すものと云ふべし。

太原線が竣工して露國が其支配權をシンジケートの佛人團に讓渡して後、該線を西安府まで延長する特權を盛宣懷の豫て約束したる所に基き支那政府に請求し來りたる者は實に北京駐劄の白耳義公使なりしの一事は特に注意を値する所なり。茲に於てか吾人は更に共通の利益か露佛白三國を連絡せる有力なる證據を見出さずんばあらざるなり。

七、露國の捲土重來

此時に方り、今より凡そ四年前、日露戰爭の結果として支那に於ける露國の勢力は著しく減殺され、同國は自ら北京に於ける其外交的活動を復活するまで、其權利擴張を同盟國たる佛國に委任するの必要を感じたり、然れども由來亞細亞に於ける露國の政策は毫も變化することなく、縱令一時阻止せらるゝことあるも露國は徐ろに時機の到來を竢ち、機の熟するを見るや奮然として蹶起し以て其一度失ひたる地盤を回復せずんば已まざるなり。日英兩國の爲めに東洋に於ける其唯一の不凍港たる大連を失ひたる露國は其陣形を整へて日露戰役によりて失ひたる所のものを回復せ

ざるべからざるなり、露國は其理想とする大亞細亞帝國の建設を實現せんとせば必ずや大連の如き良港を領有するの必要あるは言を俟たざる所なるが、現に自己の領土内に此程の不凍港を有せざる以上、武力を以てしても之を隣邦より掠奪せざるべからず、而して此場合其隣邦とは支那の外ならざるなり。然るに露國は未だ日本及び其強大なる同盟國たる英國と此種の問題に就き協約を結ぶの準備ならざるを以て、勢ひ側面より此問題を解決し、換言せば支那を壓迫して以て其境界を壓搾するの途を講ぜざるべからず、而して其同盟國たる佛國の援助の下に、其一度滿洲に於て放棄せざるべからざりし所のものを支那本土に於て回復するの擧に出づる必要あるなり。然るに幸にも支那革命は蒙古侵略の絶好機會を露國に與へたり。蒙古の獨立を承認すてふ美名の下に蒙古を露國の支配下に置かんとするの計畫は最近の史實に屬す。然れども既に外蒙古に於ける宗主權を失ひたる以上支那は、内蒙古を領有する究極の目的を以て今や全蒙古民族の統治權を主張して已まざる庫倫當局者と高價なる戰爭を永續するの己むなきに出づ。然らば何の故に露國は、支那政府が全領土を統一して以て其保全を圖らんとする危急存亡の場合に際し此の如き難題を支那に持掛くるにや。其理由は極めて簡單なり、今や露國の計畫は全く熟せり。列强及び其銀行團間の嫉視反目は今迄禁ぜられ居たる利權擴張の最好機會を露國に與へたるを否む能はず。

八、有名なる白耳義借欵

吾人は革命戰爭に溯りて、當時官革兩軍が持久戰を試みるに方り之が軍資金の調達に如何ばかり苦悶したるかを簡單に考察する必要あるなり。列强の政府は皆嚴正中立を守るべきを誓ひ、四國借欵團の嚴重なる監督の下に、四國は如何なる獨立的募債にも斷然應ぜざるべき旨を聲明し然も有功に之を實行したり。此時まで日露兩國は共に借方の國なるの故を以て甚だ小規模のものを除くの外支那借欵競爭には加入することなかりしが、革命戰に對する四國借欵團の强硬なる態度は却つて日露兩國に活動の機會を與へたり。先づ露國の活躍の機會は到來したり。

一九一一年十一月、恰も北京に於て財政上の危機を呈せし時、一人物は突如として支那財界に現はれて、一の獨立せる國際シンジケートを代表せる旨を聲明せり。一人物とは誰ぞ。ド、ヴオス其人にして渠は白耳義の一領事より突然榮進して頗る有力なる一借欵團の首腦者となれり。渠は天津及び神戸に總領事たりしが、其請暇歸國中特に選ばれて新獨立借欵團の總裁に任命せられたるなり、而して此財團は露亞銀行（元の露清銀行）華比銀行 Bangue d' Outremer, Société Général de Belgique 支那鐵道研究白耳義會社、東方銀行、ゼー、ヘンリー、シュレーデル商會及びアー、スピッエル商會より成る。而して此大借欵團に加盟せる露亞銀行が北京に其支店を有し且其支店が有力なる金融機關たるにも關らず、該借欵團の牛耳を執るものが露亞銀行に

あらずして眇たる白耳義一領事官たるの一事は注目に値す。此事實は直ちに以てド、ヴオス氏が鐵道其他の利權及び政府事業に關し露亞銀行と協力して活動すべき特殊の使命を帶びて支那に派遣せられたる者なることを推知するに足らん、蓋し曩に英國との間に締結せられたる協定に基き、露國の勢力範圍は長城以北に局限せられたるが故に、露亞銀行は表面此等の利權獲得に當ることを禁ぜられたれば、特殊の使命を帶びたる白耳義官吏をして表面其局に當らしめたる所以なりとす。若し然らずとせば、何を苦しんでか重きを爲せる立派なる露國銀行あるに由らず之を措きて、此の如き借款團を組織し以て其交涉權を財政家としては未だ何の經歷もなき一白耳義官吏に委任するの愚を學ばんや。ド、ヴオス氏が北京に着任してより以來渠の爲したる事業は、世の批評家をして明かに上述の臆測の誤らざるを發見せしめたり。

財政上の二三の小取引に首尾克く交涉の功を奏してより、ド、ヴオス氏は愈自己の本職たる例の特殊の使命に着手し始めたり。恰も好し時の支那首相は行政整理の遂行上莫大なる資金を要せしに關らず、崩壞せんとする滿朝に對する擔保は唯一の張家口鐵道あるのみなりき。依つて時の度支大臣署理は此張家口鐵道を擔保として一、〇〇〇、〇〇〇磅を米國より借入れんとしたるが、勿論該金額は同鐵道全線の價格を示したるものなりしも、米國銀行家は此借入相談に應ずることを爲さゝりき。然れども此等銀行家の北京に於ける代理者は百方に奔走して張家口線の有望なる鐵道なる旨を說き、且若し此鐵道公債にして歐洲に起債せられんか必ずや此利益は露國の壟斷する所と爲るべきを懼れ支那は是非共米國をして之に應せしめんと苦心しつゝある旨をも說きて米國資本家を動かしたれば、米國資本家も聊か食指の動くを禁ずる能はずして將に募債に應せむとせしが、米國政府は之が爲に列強との間に協定せられたる嚴正中立に違背せんことを懼れ斷然之を禁じたり。乃ち米國銀行家は之より手を引くの已むを得ざるを感ぜしが、未だ全く此借款を放擲するは忍びざりし一方、支那は熱心に米國に說き、若し張家口鐵道にして歐洲列強の一の掌中に歸せんか、當然露國は之に參加して其積年の宿望たる北方よりする北京侵略を實現するに至るや日を睹るよりも明かなれば、歐洲の孰れの一國よりも張家口鐵道を擔保として借款せざるを以て支那政府の一定不變の政策と爲す旨を以てしたり。而して支那は宣言して曰く、唯米國に對してのみは張家口鐵道を擔保として借款するを辭せざるべしと。茲に於てか此問題に利害關係を有する米國の財政家は支那の此宣言を以て至極理屈に叶ひたる議論なりと信じ、獨立借款に對する抑止が列強によりて除去せらるゝや否や、直ちに前記金額を貸附けんと準備するに至れり。

袁世凱が假大總統となり唐紹儀が總理大臣に任命せらるゝや、兩氏は先づ第一着として即座の財政整理の爲四國借款團と契約を結び且つ總ての公債に關し拒他的撰擇權を四國に與へたり。而して此借款契約は文書の形式を採り一九一二年三月十日を以て調印せられたるが、新政府は此調印

後に於て張家口線を擔保としてド、ヴオス氏の首腦たる白耳義借欵團より百萬磅を借入るるの契約に調印したり。實に支那新改府は米國が直ちに該金額を提供すべきを萬々承知の上にて、前政府の此點に關する政策を恐らく忘れたるらし又必ずや白耳義の背後には露國在るを知らざりしもの、如く、熟慮の末白耳義團との契約に調印して遂に張家口鐵道を擔保として渠等に引渡すの愚擧に出でたり。

茲に於てか白耳義は又復奇捷を博し、支那は四國借欵團に對する信用に違背したる賠償として高價を仕拂ふの愚を再演し、偶以て世界列强をして支那第一流の外交官の誠意に對してすら信用を措く能はずと斷言するに至らしめたり。若し列强が之に對し强硬なる抗議を試みたる結果、此白耳義借欵を所謂革政借欵に振込むること徹りせば、張家口鐵道は白耳義借欵てふ薄弱なる假面の下に露國の抵當權の下に歸するに至りしや必せり。

十、六國借欵團と露國

新らしき支那が革政借欵の募集交涉を開始するや、露國及日本は蒼皇馳せ參じて四國借欵團に加入を要求し遂に其許可を得て、茲に新たに六國借欵團なるものを形成せり。而して新借欵團は支那に於て今後なすべき事業の分擔上に關し、之を組織する各國間に協約を結ぶ所あり、同時に各國を代表する銀行の名稱を其證書中に列記することゝなれり、此等各國間協約に露西亞銀行が代表者となりて列記したる所謂露國側の銀行は左の如し。

露亞銀行
ア、スピッツエル商會
ゼ、ヘンリー、シユレーデル商會
東方銀行
華比銀行
支那鐵道研究白耳義會社
Société Générale de Belgique.
Banque D'outremer (Belge)

此等の名稱を注意するときは、益名義は白耳義と雖も、全國は支那に於ては實際は露國の爲に活動しつゝあり、又ドヴオス氏は其資格は一白耳義シンヂケートの首腦者たりと雖も、又同時に露國の代表者と見るを得べきの事實を確認して餘りありと云ふべし。換言せば新たに六國借欵團に加入したる露國側の團体は之れまでド、ヴオス氏の主裁の下に活動しつゝありし同一の團体たるに過ぎざるなり。

さて愈此等の名稱を列記したる以上は、評論を進むるに先だち、此露國銀行團を分拆するを必要とす。

抑も京漢鐵道の敷設權は支那鐵道研究白耳義會社の名義の下に白耳義人によりて調印されたることは前述せる如くなるが、此白耳義會社は一九〇〇年の佛國黃書に據るときは佛白聯合シンヂケートにして、併も自國の分配額は四割に過ぎずと云ふ。然るに露清銀行（今の露亞銀行）は京漢鐵道敷設中該借欵の支那に於ける公的機關なりしを思はゞ、一八九八年の疑惑は明かに氷釋されたるものと云ふを得べく即ち支那鐵道研究白耳義會社は現に有力なる露國公的機

關の組成分子たる正体を赤裸々に暴露せるにあらずや。是に依て之を觀れば、一八九八年に於て同會社が爲したる活動も自ら肯かるゝべく同時に會社其物の眞相も明瞭なりと云ふべし。

開封河南鐵道の敷設權は一八九九年支那鐵道電車會社と稱せらるゝ一白耳義シンジケートの獲得する所となれるが、一九〇〇年度佛國黃書は該會社を以て佛白協同シンジケートとなし且佛國が其重きを爲せる旨を說けり、而して全持株の何割を佛國が負擔せしやは明かに記載し居らずと雖も、露國の負擔額を包含せる白耳義の持株が四割に過ぎずと云ふ他の借款と同樣ならざるまでも、少くとも佛國が半分を負擔せしことは疑ふべからざらん。（未完）

露支商業關係沿革（上）

露國　カー、アー、リンスキー

一、概說

露支商業關係は端を千六百五十五年に啓き、其來歷既に久し、當時「フエオドル、バイコフ」と稱する「トボリスク」の住人商業及物產の狀況を視察するため北京に赴きたり、之を露國人が支那に入りたる嚆矢とす、而して「バイコフ」は此時外國貿易上何等見るべき功績を收むることなかりしが如きも、兎に角支那に途を開きたるは彼の力にして、千六百年末には西伯利都市中、多少極東大帝國と商業を行ふものあるに至り、千六百八十九年には莫斯科及北京兩朝廷の外交家は、露國人の支那に於ける、支那人の露國に於ける無稅貿易條約を、「チルチンスク」に於て締結したりしが、當時露國人は皆現今の後貝加爾州と東部蒙古との境界に於て貿易を營みたり、

然るに千七百二十年代に於ては、露支貿易頗る發展し、清朝をして危惧の念を抱かしむるに至れり、清朝は謂へらく露國商人頻りに來る、之に次くものは軍兵ならん、商業の繁昌は遂に支那の政治的獨立を犯すに至ることあらざるかと、茲に於て支那政府は「チルチンスク」條約の嚴として存在するあるに拘らず、西伯利と蒙古との境界尙確定せざるを口實として、露國隊商の北京に入るを禁じたり、然るに彼得一世大帝は露國の亞細亞に於ける位置に留意すること深く、露支商業關係を整理するため、千七百十九年近衛大尉「イズマイロフ」を支那に派遣し、同大尉は百方交涉を重ねたる後、條約を改締し北京に露國領事館を、蒙古都市即幕營地に露國副領事を置くこと、支那の道路及河川に依り露國商人は自由に旅行すること、及無稅貿易を行ふこと等の權利を得たり、然るに支那政府は此度も亦誠意を缺きて通商を懌ばず、露國と支那竝蒙古との商業關係は全然之を消滅せしむる能はざりしも、百方阻碍せんと試みたり、然れども支那帝國は遼遠なるが故に、彼得一世に於ても問罪の師を出すことを敢てせず只之を放任せり。

然れども大帝の位を繼承せる「エカテリナ」一世女帝の政府は再び露支貿易問題を起し、千七百二十七年支那と「一

般條約を結び、千七百二十八年（彼得二世時代）には追加條約を締結し、是等條約に依り兩國間の無稅貿易を定め、兩國商人は自由に貿易を營むの權利を得たるも其貿易は地域を制限し、露領の恰克圖及支那領の「トゥルハイトゥ」の外は許さず、隊商としては露國政府の隊商にして三年に一回北京に至るを許すも、之に屬する商人は二百人を超ゆることを得ざる規定と爲し、千七百三十年代より五十年代まで此種官設隊商の蒙古經由北京に入りたるものは、僅に六回を算するに過ぎざりき、而かも政府の手數を要する多大にして、其の結果は常に損失たるを以て、彼得三世時代に至り遂に之を廢したり、然れども兩國の商關係は政府の干渉を待たず、猶存續して絶ゆることなく、當時蒙古には主として西伯利產貴重獸皮を送り、其商品は北京市場にも出現したるか、支那より露國に輸入したる商品は、絹布、藥用大黃、及茶を主とし、茶は當時に於ても既に輸入主要品中の重要品たりき。

此の如くにして西伯利より支那に至る商路は、既に十八世紀末に於て著しく開け、兩國商品の交換は其基礎頗る堅牢なりき、故に千七百九十二年「イルクック」大守「ナーグリ」の支那に對する談判は大に成功し、有利なる條約を結ふことを得たりと雖、是只往時の西伯利商業家か西伯利境南に於て贏ち得たる成績を形に現したるのみ。

前にも記したるが如く、「パーウェル」一世帝の政府は、西伯利商業政策に關しては極めて愼重の態度を取り、露國硬貨の流出を恐れて、露國商人に支那に於ける現金賣買を嚴禁し、犯すものには嚴罰を擬し只物々交換のみを行はしめたり。

其後歷山一世帝及「ニコライ」一世帝の政府は、露支貿易は殆んと全く之を度外視し、何等施設をも行ふことなかりしが、兩國の貿易は尙徐ろに發達し、千八百五十年代に至りては露國の輸出高毎年六百萬留を算し、支那商品にして西伯利を經由し歐露に向ひたるもの、及西伯利に輸入せられたるものは毎年六百五十萬留に達したり。

其後歷山二世の時、露國に於て支那が自國の領土と稱したりし黑龍江左岸の地を占領するに及び、支那は新に通商條約を結ばざるべからざる事情となり、千八百五十八年「ブラゴウェシチェンスク」の對岸なる支那の瑷琿に於て條約の調印を完了せり、該條約は兩國臣民をして黑龍江、松花江及烏蘇里江、並是等河川の支流沿岸、即露國の沿黑龍江地方、及支那の黑龍江省（北滿洲）に於て無稅貿易を許し、同年天津の特別條約に依り、露國商人は支那が外國人に貿易を許したる支那凡ての港に於て、貿易を許され、其後北京に於ける追加條約を締結して、歷山二世帝の政府と支那政府は露支領地境界は全部を商業の爲開放することを約し、以て以前よりも遙かに强固なる永久商關係の基礎を築き、露國商人は哈克圖及蒙古の庫倫を經由して、支那本部及北京に入り、其沿道地方に於ても卸賣又は小賣を營むの權利を得、支那政府は只露國商民の一個所に二百人を超えて集合することを禁じたり。

然るに千八百年代の央に於ては、露國政府も、支那に關係

ある莫斯科及西伯利の商人も、支那に對する觀察を誤り、全國の廣大なる領土に於ける世界的商業の主人公は、露國たるべしと思惟したるに、何ぞ圖らん露國商品の支那に入る者は、英國品との競爭に堪へずして、常に彼の爲に市場を支配せられたり、元來露國商品は露國及西伯利に於ては、道路及鐵道輸送費の多額を負擔し、然る後蒙古を經由せるとき、隊商旅行に要する莫大なる費用を負擔せざるべからず、故に東蒙古、滿洲、及支那に入る露國商品は、頓に高價ものとなる、而かも支那に於て競爭激甚ならざりし時代には、尙漸々輸出額を增加し得ると雖、十九世紀の後半期に於て狀況は一變し、英佛の兩國は支那をして世界貿易の爲海港を開かしむるに及び、運賃低廉なる英佛商品は海路に由り續々輸入せられ、是等商品は輸入期日の正確なると、價格の低廉なるとを以て、露國品を驅逐し、露國品の輸出高は大に減じて、千八百五十年代の六百萬留をも越ゆること能はざるに至り、之に反して支那品の輸入は二十世紀に入り年々增加し、千八百八十年代及千九百年代の初期に於ては、茶の輸入增加したるため、輸入年額總計は四千萬留の巨額を算するに至れり。

千九百年代に於ては商路も一變し、往時の通過路たりし西伯利を經由する茶の輸送は、大に衰頽し、廣東及漢口の茶は主として海路「オデスサ」を經由し以て歐露に輸入せるに至れり、

但千八百年代の後半期に於ては、西伯利と支那の邊境なる蒙古、滿洲、及東部土耳其斯坦との國境貿易は大に繁昌し、特に千八百八十一年の彼得堡條約は、後貝加爾地方及沿黑龍地方に於ける、西伯利の外國貿易を發展せしめたること多く、露支兩國人は此條約に依り露支國境兩側五十露里內に於て、無稅商業を營むことを得るに至れり、其地域は露領に於ては、沿海州、黑龍江州及後貝加爾州にして、「イルクック」商人は蒙古に於て家畜を購買して其縣に輸入し、「エニセイ」縣の大商人は「ミヌシンスク」商人を主とし、ウシンスク地方を經由し、西伯利としては比較的大規模の商業を蒙古と行ひ、「トムスク」縣の亞留泰山麓に在る「ビースク」市も、亦「ミヌシンスク」の如く、蒙古と貿易を營み、「セミバラチンスク」商人及「オムスク」商人は「イルトキシ」河上流、「サイサン」湖及「ガラ、イルトキン」河上流に由り、蒙古の商業地中心に進みたるものありき。

然れども露支貿易は最近十年間に於て大に衰頽せり、支那の統計に據れば、千九百八年に於ける支那の露國に對する輸出額は僅々百十二萬三千九百七十磅、即千萬留を超えず（露國稅關の調査に依れば此年支那よりの輸入額は、千四百九萬二千留と算す、但此年輸入總額は七億四千七百三十萬七千留なるにより、支那よりの輸入額は此取引に對しては、單に百分の二にも滿たす實に僅少なりと云ふべし）然るに千九百年に於ては、支那よりの輸入額は猶端數を除き四千五百萬留に達したり、而して支那に對する露國の輸出額は、支那人の計算によれば千九百八年の分四十二萬二千六百三百三十磅、即四百萬留未滿なるが、（露國稅關調査に

よれば、此年の露國輸出總額は九億三千七百九十七萬六千留にして、支那への輸出額は總額に對して千分の十五に達せず、埃及及西班牙に對するものよりも少し）、千九百年に於ける露國の對支那輸出額は猶六百七十萬留に上りたり。此の如き商業の衰頽は、政府竝莫斯科及西伯利商人の大に憂慮したる所にして、千九百十年之が爲實業團を蒙古に派遣して、其事情の調査に着手したり、但其調査は猶大体に止まりて、支那及其北方邊境に對する露國商業の發展せざる原因を研究したるのみなるも、其結果として先づ知り得たるものを示せば、露國商人の資本は尙本國に於て需要多く、露國は他の文明諸國に比すれば隣接都市、及各縣の生産品の交換薄弱にして、露國商人は卸賣と小賣とを問はず、尙本國に於て多くの仕事あり、強ひて事業を遠きに求むるも利益する所少く、「オムスク」より「アリモリンスク」に取引し、「ノウオニコラエフスク」より「カーメン」に取引を爲すが如きは、成功すること少し遼遠にして、人情風俗も明かならざる蒙古の如き他國の領土に赴きて、商事を營まんと欲せざるは人情の自然なるべし、加之偶支那邊境との商業を以て有望の事なりと爲し、之を試むるものあるも、西伯利と蒙古との間には道路缺乏して商品の到着甚遲延し、且店主は店員の業務を監督するに便ならず、又英米獨各國の商品の競爭激甚にして、近頃は日本も多少之に參加し、以て露蒙商業の發展を阻碍す、故に歐露內部の商業資本充實し、適當なる南部西伯利鐵道網を造設し、露國の工業を進歩せしむるの後にあらざれば、際限なき長距離に亘る露支の陸路貿易は發展すること蓋困難なるべしと云ふに在り、（露國に輸入する茶額の量の減じたることも、商業衰頽の一原因にして、支那茶は錫蘭茶に制せられて漸次露國市場に販路を失ひつゝあり）。

（未完）

湖南通信（三月七日發）

財界の近狀

○紙幣兌換　湖南銀行は官票（國庫金を取扱ふ舊時官錢局が湖南に變名せり）を發行して、市場各商店錢號より發行する紙幣即ち市票を、三月十六日限り兌換回收して紙幣整理を斷行すべき命令を發したり。

從前より最廣く省内に通行せる長沙電燈公司及燐寸會社和豐公司の紙幣は、通行の年月久しく其範圍廣く回收するに容易ならざるを以て、多少延期をなすべく、其他各種の市票は斷然十六日を以て兌換すべく一切通用を禁止する筈。

○兩と元　從來軍政費政費は兩本位として支給せしが此際一切元本位に改め、中國銀行、及交通銀行の紙幣並に各省共通の政府發行の元紙幣及中國政府鑄造の元銀を以て各種の支收に用ふべき旨を中央政府に電請したり、必竟官票と現銀貨と價格の差を生ぜざらんことを期するなり。

○紙幣兌換と戒嚴　目今の人氣は種々の謠言に洶々として安せざる際に、各錢號商店が苦痛を感ぜる紙幣の兌換及發行の禁止は少からず一般に影響すべく、獨り長沙城内に限らず各縣に於て此制度の反動を慮り都督府は倍舊の戒嚴をなし居れり。

政界の近狀

○戒嚴の眞相　湖南の解散兵は譚都督時代には三年間の俸給を與ふべき約定の下に解散し、湯都督も昨年の解散兵には同上の約定をなせるも、舊年末の逼迫以來支給を絶ち、將來も經費缺乏のため支給せざるため退伍兵は不平に滿ち居れる際、黃興の手より退伍兵に聯絡をとり土匪と氣脈を通じ煽動を試みるの形迹あり、加之湘潭港に於て贋造紙幣使用者張宗臺を捕獲せしに、其贋造紙幣は湖南省内銀の行紙幣の贋造に非ず一見して外國銀行紙幣に彷彿とし、且印刷の巧妙なる到底支那の印刷に非ず、必竟在日本亡命者の手に成りたるものと鑑定し、糾問の末犯人張宗臺は黃興の指揮の下に行動し、贋造紙幣を各省の退伍兵及び有力なる土匪の支持に充てんとする旨を白狀したるを以て、亡命者が省内に連絡を有するを探知し近來は探偵を增加し各地に巡警隊を分派し、更に各地の守備兵增加の目的を以て近々湖南兵を募集の計畫中なり、

○城門の檢查條項の公示

（一）危險物及危險物を造る藥品を携帶するもの
（二）武裝、軍器を携帶するもの、但し確實なる護照を有するものは此の限にあらず
（三）鴉片煙具及鴉片モルヒヲ、等の物件を携帶する者
（四）各種の僞證を携帶するもの

以上は各城門を出入するものを檢査する條項を公示せるものにして、巡警及衛兵に對する內訓は一層嚴密にして、城門を出入するものの面相風采に注意し成るべく姓名を問ひ名刺を收め、怪異すべき者は即時に都督府に電話を以て通告すべく、又內外人を問はず必檢查すべく、特に支那人と混同し易き外國人は一層注意すべしと云ふ、故に近日は白晝城門を出入する日本人が轎子に乘り居るものは必ず引き止めて吟味をなす事あり、城門の閉鎖も甚しく嚴重となれり、各汽船の碇泊せる蔴船又は埠頭には平服の探偵と正服の巡警を配置して出入の船客を監視せり。

○土匪の消息　黔陽縣方面の辰州府に接せる所に、洪江會と哥老會匪と相合して土民を惱まし地方守備隊は、隊中に匪徒ありしため敗北して軍器を匪徒に奪はれ、今に尙猖獗し桑植縣及永順縣方面にも兇行を逞ふせり。

寧遠、零陵兩縣の廣東省界に接する處に紅家會匪及哥老會匪出沒し、就中寧遠縣管內の九嶷山魯觀洞方面には上記の土匪群來して放火掠奪を逞ふし、又江華縣の沛路口に於て華阜公司（錫鑛山）の分司は土匪に焚毀せられたり、鑛山の坑夫は多く匪徒を加ふるを以て一層危險なり。

匪徒の集散地と稱すべき湘潭は小事件頻出して重もに洪江會匪哥老會匪の根據地たり。

衡山縣と水陸の交通便なるを以て、衡山にも匪徒多く其小部分の頭目王東炬は捕獲され十年の徒刑に服せり、王は革命黨と尤も密着の關係ある者也、上述の如く匪徒は到底急速に殲滅すべからざるを以て、都督は一意亡命者と退伍兵及匪徒の聯絡を截斷せんと力め居れり、之を防備するには軍隊を增募せざるべからず、隨て軍費の增收を急務とす是目下至難の問題にして止を得ず解散兵の給費を絕たざるべからず、解散兵が不平を爆發せざるも又新募兵中に革命分子を混入するの虞あり、頗る困難なる情態に遭遇せり。

過日上海にて日本より輸入せる麥粉の袋中に、彈藥を混入しありし情報の傳はりし以來、一層戒嚴に急にして城門の開閉も之に因せるなり。

○內務司上京の眞因　表面は財政、行政上の公務を帶びて上京したる內務司長兼財政司長胡瑞霖は、表示せる公務の外に自己の計畫を齎らしたるは、從來任命せる湖南民政長王珌が容易に赴任せず有耶無耶の狀態に在るを以て胡瑞霖は此際民政長たらんとの野心を以て運動を試みつゝあり、湯都督も愈民政長の困難なるを自覺し、寧部下の胡瑞霖が民政長たらば權力を失ふ憂なきを以て湯化龍を通じて袁總統に泣付かしめつゝあるなり、必竟熊希齡が總理を辭して强敵を除きたるを以て此運動を開始せる也、胡と湯化龍との關係は胡の女兒を湯化龍の子に娶せ居れるを以て尤も近き姻緣ある也、無能なる舊官吏が湖南民政長の地位を叨領するに至らば湖南人の反感は一層熱を加ふべし。

政治

○孫總理の五政綱　孫代理總理が大總統に示したる臨時政綱なるものは左の如し。

一、各種行政事務は統合主義を取る事
二、全國の軍事に對しては聯合主義を取る事
三、各省の財政に對しては干渉主義を取る事
四、外交に對しては急進主義を取る事、（時報）

○省制問題の要點　省制問題に就き大總統より政治會議に提出諮詢したる五大要點は左の如し。

一、行政經費を節減する事
一、廢省後の行政區域は如何に劃定するか
一、改道改郡改州孰れが最も利益あるか
一、改定したる後如何にして中央集權の實を擧ぐるか
一、邊省に對するの防禦方法は如何に處置するか（國權報）

○國務會議暫定の辦法　熊總理の辭職後未だ正式の國務會議は擧行されざるが孫代理總理は總統府に移入すべしとの意見を持し居り尙ほ規定されざれども國務會議辦法の暫行條件數則を別に定めたりといふが大略左の如し。

一、各部にて未解決の各事件は國務院に提出し討論すべし
二、國務の要件にて總統府に提出すべきものは先づ本院に於て豫め討論する事
三、本國務院の會議は當に每週火木土に於て開會すべし
四、會議の時各國務員は均しく出席すべし

五、會議の時に於ける提案決案及記錄等は均しく國務會議の章程に照して辦理すべし（北京日報）

○孫總理の行政區域　行政區域は現在極めて緊要なる問題にして孫總理は之に非常なる注意を拂ひ現に調査に着手せるが其進行の方法として院中に一の行政區域調査會を組織し並に各省に分會を設立して一致進行を期すと而して該會組織法及び支配會員等の各事は目下磋議中にありと（北京日報）

○順天府の改革　順天府は前清時代の舊制を用ひ居りて現在の國体に相應せざるを以て之が改革の議は夙くより耳にせしが今聞く所によれば北京府或は京畿道と名稱を附せんとする者ありて如何なる制度を適用するかは省制と密切なる關係あれば內務部は省制案と共に決定せんとするもの、如し、（北京日報）

○熊希齡の出洋策　全國石油礦督辦熊希齡は實業專門家に非ず且つ此重任に當らんか種々の肘掣情弊あらん事を恐る、が故に政府に向つて四萬元支出を乞ひ之より歐洲に遊び各國の油礦成績を考査し然る後該油礦の辦理に着手せん意向なる由然して熊は此費用を受けたる曉に於ては五月初旬發程し埃太利に至りて考査する考へなりと。（順天時報）

○張總長辭すか　熊總理辭職後連帶責任として辭せるは梁汪二總長なるが張農商總長も同時に辭せんとせしも同總長は同部長と密切の關係ありために挽留せられて未だ辭表を呈するに至らざるが最近總長は萬已むを得ず辭せざる可からざるに至りたる一原因の報せらるそは陝西煤油礦及び漢冶萍煤礦協約借款によりて各省人の公憤激しく連日總統府に向け電報し來るにより袁大總統は暗に人をして張總長に連帶引責を勸告し其名譽を傷くる事なからんことに腐心し居れりとの說あり。（北京日報）

○董次長の辭意　敎育次長董鴻禕は久しく辭意を有し辭表を呈出せんとせしも前總長汪大燮の留任勸告により一時部に留まりて汪總長を助けゐたりしも熊內閣瓦解して汪大燮辭するに至りたれば董次長も此好期に乘じて掛冠せんとせしも目下董は知事試驗委員として非常の多忙を極め居るため素志を貫徹し得ざるも來月初旬には該試驗も終了する事なれば多分其時正式に辭表を提出すべしといふ、（北京日報）

○張次長辭職問題　財政次長兼監政署長たる張弧辭職問題は北京政界の一問題となれるが張次長の辭意は頗る鞏固にて大總統の慰撫も何等の効を奏せざるべく近々更に辭職書を提出すべしとの事にて大總統も早や聽許の意嚮を有せりと云ふ、而して張次長の辭意を一層固くならしめたるは最近鹽政改革の草案を提出したるに大總統統が愼重の態度を取りて迅速に之を許可せざるのみならず傍人に向て該草案に對する誹謗を爲したる事を耳にしたるが爲なりとの說あり。（神州日報）

○河南都督と專任者　河南都督は張鎭芳の免職以來後任者なく目下の所段祺瑞之を兼領しつ、あるが段は中央政界をはなれて專ら地方の事に當る能はざる情あるのみな

らず近く又是非とも北京に歸らざる可らざる事件出來せる爲め是非共河南都督を遣定する必要あり現民政長田文烈をして之を兼署せしむべしとの說は已に喧傳さるゝ所なれども或る方面よりの消息によれば勳匪總司令第二師々長王占元最も有望なりとの事にて第八師々長王汝賢も又候補者の一人にありと云へり。（北京日報）

○司法の改良辨法　北京政界にては司法權をも行政官の手中に收めらるべしとの說行はれつゝある一方政府に於て民國の司法の不完全なるは司法官の宜しきを得ざるに由るとなし司法部にては司法上の學識經驗共に深き者を地方各省の高等審制廳長に派して各該省內の司法行政事務を刷新すべく已に數省には其れ相當の人を派遣しあれども今又聞く所に依れば大理院推事たる高中を山東高等審制廳長張孝移を江西高等審制廳長に任命すべく、決定し居れりと云ふ。（神州日報）

○平政院と院長　平政院官制草案は法制局に由りて內定されたるが大總統は同院を速に組織せんと欲し其院長には李經義を擬し居れりと尙別報に曰く平政院編制令は總統府秘書廳の擬定せるものにて未だ法制局の審定を經ず同局の審定設公布さるべく院長に就き大總統は熊希齡に意を屬せり云々と。（時報）

○黎公事記成る　副總統黎元洪が前に袁總統に電召せられ入京するや其後任として鄂督代理となれる段祺瑞は黎元洪が武昌に革命の旗を飜してより以來湖北都督として在任せし間の總ての公務に關する記事を敘し其關係書類を集めて以て黎公事記なるものを編纂せしめんとし是れが編纂方を雷易の劉三秘書に命じ居たりしに此頃已に編成せられたるを以て現鄂督段芝貴に代つて之れを一閱し隨員劉子奇をして之れを北京に送附せしめたりといふ。（時報）

○趙秉鈞卒去　直隸都督趙秉鈞は病氣のため死去したるにより二月二十七日陸軍上將の例により治喪銀一萬兩を給し且つ賻贈をして致祭せしむるの令を出せり。（政府公報）

軍事學事

○福建省軍港未開　北京政府はベスレヘムスチールトラストと前淸時代の建艦契約を變更して同トラストをして支那に一軍港の建設を請負はしむることゝなり其軍港は多分三都澳なるべしとの說傳へられたるが更に別途にて傳へらるゝ所によれば福建省三都澳の一港は曾て海軍部より軍港たらしめんとの希望ありしため前に同部より委員を派して同港を調査せしむる所ありたるに其結果は同港は地勢上よりせば最も適當なるも海底は常に砂質積堆して軍港となすに適せず若し之を開築するに於ては多大の經費を要すべしとの事にて遂に沙汰止みとなりたるが海軍總長劉冠雄氏は飽くまで同港を軍港たらしめんとし屢々北京に電致して力爭し尙林顯啓氏をして技師數名と共に同港に至らしめ實地調査の上開築費を見積らしめたるに七十餘萬元にて完

成せしむるを得べしとの事に早速此旨北京に電致したるも今同部にては前清時代より各國に注文して已に竣成し居れる軍艦尚ほ數隻あるも款項缺乏の爲め未だ此等の受授さへ濟し居らざれば當分軍港は見合せとし先づ軍艦の受取りを完了したる後再び籌備すべしと云ふ。（北京日報）

○戰事費豫算　武昌の都督府にては今回白狼討伐のため戰事費を要するもの少からず將來に於ても尚ほ幾何を要するか明かならざるより今回毎月豫算を編成して之を支出することゝ爲り已に財政司と協同して三月分の豫算を作りたり、即ち左の如し。

一、軍　餉　十六萬四千二百三十一元二角
一、軍　器　四萬一千二百二十一元
一、犒賞費　六萬四千百三十七元　（國權報）

○軍器注文拒絕　漢陽の兵工廠にては前きに各省よりの注文を引受小銃大砲其他彈藥等の需用に應じつゝありしも今回白狼討伐の爲め軍器彈藥を要すること頗る多く夜業を行ひても猶ほ之を製造し能はざる勢ひなるを以て同廠總辦劉慶恩は今回都督段芝貴に向て到底各省の注文に應じ能はざれば暫らく各省の需用は之を拒絕せんことを申出で段都督も同意し當分の內各省の注文を拒絕することに決定し之を通告したりしと。（順天時報）

○海軍々人養成　海軍部に於て海軍々人敎育に關し協議する所あるべく即ち下士卒の養成には長江沿岸及沿海の各省に海軍養成所を設けて志願者に三ヶ年の敎育を施したる後軍艦に移し士官養成としては海軍中學校を廣く設け高等小學卒業にて滿十六歲以下の兒童を入學せしめ三ヶ年の課程を終りたる等更に海軍々官學校にて三ヶ年敎育し候補生として軍艦にて八ヶ月の練習を經而して各艦の乘組を命じ八ヶ月を以て少尉となす筈なり。（順天時報）

○解散費二十萬　武昌の都督代理段芝貴は今回湖北の陸軍大改革のため舊軍隊の解散費として約五十萬を要することゝ爲りたるも湖北にては之が支出頗る困難なるより北京政府に向て二十萬金の解散費を要求したるに大號統袁世凱は已に之を許可し此程已に送達し來れりと。（順天時報）

○陸軍部の請求　陸軍部は貴州福建黑龍江三省の都督を廢して軍政使となし或は鎭守使となし今後各省の都督を廢する際も同樣の方法を採らんことを袁總統に請へりと。（國權報）

○湖北陸軍任命　湖北陸軍は前きに陸軍總長段祺瑞によりて一師三旅に改編せられたるが同改革は愈々大總統袁世凱の批准を經たる由にて其新師團長以下の任命も亦去る二十二日付を以て發表せられたり即ち左の如し。

任湖北陸軍第一師團長　石星川
任湖北第一師步兵第一旅長　朱兆熊
任湖北第一師步兵第二旅長　劉佐龍
任湖北第一師步兵第三旅長　周廷佐
任湖北步兵第一旅第一團長　孫國安
任湖北步兵第一旅第二團長　王萬鵬
任湖北步兵第二旅第三團長　李晤美
任湖北步兵第三旅第四團長　謝　超

任湖北步兵第三旅第五團長　胡光瑞
任湖北步兵第三旅第六團長　徐世猷
其他の各師團長以下各將校は總べて休職を命ぜられたり但し前第二師團長蔡漢卿は目下白狼討伐のため廳城方面に赴き居るを以て暫く湖北羅北羅廳一帶警備司令に任命することゝしたりと。（國權報）

○支那軍艦の遠洋航海　北京海軍部より上海李海軍總司令に海外在留支那人の慰藉且つ保護の爲め巡洋艦海圻を遠洋航海の途に上すべしと電命する所ありたるが李總司令は同艦が今尚入渠中なるを以て暫く出發の期を延し出渠後期日を定めて部に呈報し直に出發せしむべしとの返電を發したりといふ。（神州日報）

○張勳軍の配置　最近の調査によれば徐州の長江巡閱使張勳氏の軍隊は目下左の如く配置され居れり。太平（五營）海州（四營）臨淮關（四營）南宿州（四營）浦口（四營）徐州（十二營）宿遷（二營）外に五營不明の他點に分布す。（時報）

○武昌軍器彈藥實數　武昌の都督代理段芝貴は就任以來湖北の軍事につき頗る注意しつゝあるが此頃白狼の討伐亂黨の檢擧等によりて軍事の益々輕忽にすべからざるものあるが爲に特に各軍隊及び倉庫に現存する兵器彈藥等を調査し一旦緩急の場合に應ずるの準備を爲し置くの必要ありと爲し已に各軍隊に向て其授與せられある軍器彈藥を取調ぶべく命ずると共に武昌城内の楚望臺にある兵器庫の調査を行はしめたる結果同兵器庫に現存する兵器庫彈藥の實數左の如くなりしと云ふ。

山砲二十一門、野砲十八門、機關砲二門、各種砲彈一萬六千四百〇五個、砲彈藥鉄十二箱、モーゼル式小銃二千四百六十三挺、騎兵銃八百二十四銃、短銃百三十六挺、各種小銃彈六百四十九箱、（每箱千二百粒入）銃砲藥鉄十一箱。（時報）

○獨乙工科大學　獨乙政府の伯林特別委員會にては今回漢口に獨乙工科大學を創設する氣にて已に大智門外獨乙射的場附近に約二千二百萬の敷地を購入せり。（神州日報）

○漢口英文大學　先きに英國人の計畫しつゝありし漢口大學は愈々事實となるらしく英國政府は已に之に對して北清事件の損害賠償金七百九十三萬元を以て同學校の經費に流用すべく同意せりとの説あり、而して之が爲めに準備委員として英人教育家某不日來漢すべしとの消息あり。（神州日報）

外交

○英藏會議無完結　中英藏會議に中國の代表として出張せる陳貽範が大吉嶺より中央政府に致せる電報に未だ正式の會議は開かれず只單に意見の交換をなしつゝありと而して中國政府の主張に對し英人は商務上の損害なければ格別反對せざれど西藏は極力反對し四川軍の藏邊駐紮及鐙題の西藏に於ける擧動等を難詰し獨立を要求すべく聲言し

つゝありと云へり、然れども英國は中國の要求を達賴に轉告したるが其中國より要求の條件は左の如し。

一、中國は西藏の內政に干涉せざる事

二、川邊の軍隊は撤退する事

三、西藏は外人をして內政を管理せしめざると同時に中國は其自治に反對せざる事、

四、達賴信任の夏察は中國亦た反對せざれ共內閣總理の名稱を用ふるを得ず以て明に中國の屬地たるを明かにすと爲せるが未だ達賴は何等確答する所なしと云ふが之に依つて見るに中英藏の交涉は未だ完了せず達賴は何日何時獨立して內閣を設立し儼然呼圖克圖の第二次を現すやも知れずと云へり。（北京日報）

○中露蒙條約　中露蒙の草約は既に双方の調印を了るが正式條約は界務劃清後を俟つて調印せらるべし而して大總統は現に此項の條約內には種々研究すべき點あるを以て一度び政治會議に提出すべく而して正式調印の後には國民に公表すべしと。（順天時報）

財政金融

○各省行政費規定　各省行政公署の經費に關しては未だ何等の規定無く財政の前途に甚だ關係あるを以て財政部は左の如き規定を造り國務會議の決議に附せんとしつゝあり。

每一ヶ年の最大限額

一、民政長署　十二萬元

一、財政司署　十萬元

一、內務司署　八萬元

一、實業司署　六萬元

一、教育司署　四萬元

一、警察廳水上警察廳　十五萬元

一、縣知事署　六萬元（北京日報）

○幣制借款進行　幣制借款の商議は既に數ヶ月に亘るも未だ成立を見ず而して前週熊氏の辭職により忽ち停頓せるも日前周學熙青島より來京したれば大總統は之に幣制借款辦理を托せん事を圖りしに周は快諾し五國銀行團も業に承知したれば氏は五國團に向け正式交涉を開くべきを通知せりと。（北京日報）

○廢省と諸稅　廢省問題に就ては之れ迄にも諸說行はれしが近く聞く所によれば各省より之に對する意見としては贊否一定せず勢力相半すといふが大略左の四說なりと。

一、省を州と改めて官階を二級とし內地に巡按使を設けず州を八十三に分つ事

二、省を道に改め現在の道區を以て其範圍とし軍區に注意する事

三、全國を五十七郡に分ち各郡に岩相當の名稱を冠し署州に倣ふ

四、都督を裁撤して總督を置き各所に鎭守使を置く事

等なるが龍廣東都督等は極力反對せりと云へば當分其究極

の如何は不明なりと。（國權報）

○奉天省補助の拒絕　張都督は奉天省財政困難のため二百萬元の補助を中央政府に求めたるも國庫缺乏を以て拒絕され且つ經營を節減し歲入を增加して努めて中央政府に送金すべしと回答したりと云ふ。（國權報）

○幣制局の組織　北京政府の幣制局設置に關しては已に其組織及簡章を議定せり之に依れば幣制局には總裁一名を置き財政總長と同等の位置を與へ總裁の下に鈔券處及國法處の二部を置き而して同局は左の如き職權を掌握するものなり。

（一）全國の造幣廠を監督す、

（二）中國銀行及國民銀行の兌換券發行に關する事務を監督す

（三）各省の官銀號及び官錢局を整理監督す

（四）其他幣制に關する事宜一切を籌辦す（國權報）

○廣西財政紊亂　廣西省に於ける財政紊亂の極に達し地方都邑は商業を休止し軍警は住民を强迫して金錢を奪取しをるにより都督陸榮廷民政長張鳴岐は此際外債訂結を許さゞれば救濟の途なしと外債起債方を電請せり（神州日報）

實業

○漢治萍株主會　七日午後上海四川路中國青年會に於て開催されたる漢治萍煤鐵公司臨時株主大會に於て官商合辦を決議し日本よりの千五百萬借款を異議なく通過せしめたるとは前號本紙所報の如くなるが今其詳細を記載せんに當日株主の來會者六百餘により駐滬籌辦大正博覽會勸導員吳在章氏農商部の特派にて監視官として臨席したり臨時主席王子展氏登壇し本日盛宣懷氏病氣のため來會する能はざるを以て余より代表すと述べ本日の會は各株主諸君と官商合辦問題を商議するがためにして董事會維持會は均しく專主する能はず株主諸君は各々投票公決せられたしと云ふや株主等は紛々起つて投票し其結果官商會辦に贊成の者十一萬六千七百權反對者は僅が揑成公司の百千權無効少數にて可決したり、次で王子展氏は再び起つて近日外間に於て借款の事に關し諸言蜂起せる有樣なるが余は今借款の緣因を株主諸君に陳述すべし抑も本公司は國有不成立後內は即ち廠礦經費の出途無く外は即ち各債務の償還期切迫し從來せる銀行錢號は毫も融通を肯んぜざるのみならず舊債を索追して延期を充さゝるため勢ひ將に破產せんとし危險萬分なるを以て董事會は已むを得ず昨年通常株主總會にて通過せる案に從ひ辛亥（明治四十四年）四月の借款契約を繼續し日金九百萬圓を借入れ廠礦を擴充し出貨を增益するの資に充つることゝなりたるが實は舊約を履行せるものにて新債を借るものには非るなり又新債六百萬圓は輕息を借入れ重息を償還し長期を借入れ短期を償還するものにて公司の負債額には決して出入なし、本公司は商辦に屬するを以て商產を以て商押し商借商還するは決して不都合なし且つ生鐵礦鐵を以て償還し現金を支拂ふものに非ず其價格も時價に照して雙方協商し豫め價格を定めて損失を招くが如きことを

爲さず純粹の營業行爲に係り他の借欵と性質同じからず、工程合計二顧問招聘契約の一節は償主をして此の一千五百萬圓の用途が濫費されざるを詳知せしむるが爲にして其の職務權限は別に訂立せり之を總するに借償せざれば即ち破產す其の座して破產を待つより借欵して整頓するに如かず借欵に贊成せらるゝ株主諸君は起立せられ度しと云ふや滿場總起立にて直ちに可決せり王子展氏は更に外間に於て本公司は鐵砂を一擔僅か三元にて賣渡す等の謠言をなすものあるも之れ實に誤解に屬す蓋し賣る所のものは礦鐵にして鐵砂に非るなり契約の內容に至りては株主諸君公司に赴きて檢閱されたし若し余の言ふ所と相違の點あれば余は屑く責任を負ふべしと述ぶ終りて北京國務院及び農商部に發する電文を決定して散會せり、電文は左の如し

本日漢冶萍董事會株主聯合會は院電に遵照し株主大會を開き來會者計二十一萬四千〇九十九株投票公決して官商會辨に贊成せる計十一萬六千七百十權反對せる者計百十權なり應に大部は員を派して滬に來らしめ公司と辨法を妥商せしめられんことを請ふ云々。（時報）

○商會聯合大會　全國商務聯合會は十五日上海に於て第一次大會を開催するに決し夫々準備中にて總事務所は會章第六條の規定即ち凡そ大會を開く時は必ず商部總長或は次長の臨席して政見を宣布せられんことを請ふべしと云ふに照し願書を呈出せり尙會場點は上海なるを以て韓省長を始め上海鎭守使及觀察使等の列席も請ふべしと因に農商部總次長は部務重要なるを以て赴滬する能はざるに依り工商司長を代理として派すべしと。（時報）

○礦務顧問招聘　北京政府は今回瑞典人ジョンアンダーソン氏を礦務顧問に招聘せり。（國權報）

○漢口建築頓挫　漢口市街新建築の問題は前きに財政總長熊希齡によりて已に佛國資本團より六百萬磅を借入れ愈々之を改築することゝなり楊度は熊希齡の爲めに推薦せられて漢口市建築事宜督辦に任ぜられ不日借欵の受取次第來漢することゝなり居たりしも今回熊希齡辭職周自齊代つて財政總長となりしが爲めに之れに關する方針一變するに至り同借欵の如きは財政部の主管に歸し居るがために周自齊は直ちに之を漢口建築費に投ずるを好まざるが如く楊督辦も亦熊希齡を失ふては全く孤立の勢ひとなりしため同建築の問題は遂に一頓挫を來さんとしつゝあり。（國權報）

交通

○浙路國有決定　滬杭鐵道全線中江蘇省內に屬せる部分は既に國有となり居たるも浙江省內の部分は未だ民間株式會社の所有なりしが過般政府より國有に收歸交涉を開始したるに株主中未だ意見を異にするものありしため三月一日午前特別株主大會を召集して何れに決す可きやを討論する所ありたるが汪蘭皐氏は國有說に反對し許槭甫氏は國有に贊成し互に下らざるより主席株主より投票に依つて公決することゝしたるが其結果從來通り民間所有に贊成せし者

の持株は總數僅かに千四百二十八權なりしに對し國有贊成者の持株は九千七百五十七權の多きに達せしを以て遂に玆に收歸することを議決するに至れり而して當日尙ほ國有收歸の手續として收歸價格は最少額と雖も元金及び利益に其二割を加へたる額たるべし而して其價格支拂期限は滿三ヶ年を以て限度となさんと提議するものありたるに出席者忽ち之に贊成し主席は又政府は收歸價格の十分の五以上を拂込むに至つて始めて浙路の管理權を有し株主は持株全部の收回を受けて始めて監督權を政府に讓與すとの提議ありて之又多數の贊成者を得次で本問題の交涉員として代表三名を撰擧せんとするも時刻已に遲かりしため代表撰擧は新舊理事聯合會に一任して散會せりと。（北京日報）

○浙江鐵路代表北上　浙江鐵路を國有に歸する件に關し新舊理事聯合會にては奧和德蔣孟蘋黃腸笙を代表に撰擧せるが右三代表は去る六日上海浙江路辦事處に於て交通部に對する交涉方法を討論し月曜日北上して正式に交通部と協議すべしと。（時報）

○支那萬國郵便條約加盟　支那共和國は愈々三月一日萬國郵便聯合條約（小包其他特殊條約含ます）に加盟し九月一日より實施すべき旨正式に瑞西聯合郵政府に通知せりと。（神州日報）

○無線電信設置交涉　英國マルゴニー會社は支那に於て二千哩に達する遠距離無線局或は短距離にノて規模宏大なる無線電信局數ヶ所を設立し最初同會社より之を經營し支那政府が之を收回し能るに至つて之を支那政府に讓り渡さんとの計畫を立て政府に交涉せるが支那政府は之より前き已に獨逸テレフオンケン會社との無線電信設置の契約あるを以て未だ之を採用せざるも目下マ會社とテ會社の兩者間に讓與交涉中にして結局はマ會社が之を引受くべき模樣あり尙ほ其設置經費として二十五ヶ年償還五厘利付公債の發行を見るべしと。（北京日報）

○川雲鐵道借欵　四川より雲南に至る鐵路の計畫は已に前淸時代より計畫ありしが今回更に北京の中央政府に於て計畫せられ佛國より資本の供給を受けんと種々協商の末遂に佛國の實行銀行團より一億萬フランクの借欵を借入るゝことゝなりたる由、而して其鐵道は雲南の沅江州より四川重慶までにして佛國の雲南鐵道と聯絡すべく其借欵は年五分の利息にして四十ヶ年にて償還することゝなるべしと（順天時報）

○粵漢車站起工　粵漢鐵道も愈々近日中に工事を開始すべき筈にて已に武昌城の下游なる漢口江岸停車場の對岸に當つて盛んなる工事を始めたり右は京漢鐵道と聯絡すべきための停車場にして目下起工中の幾基かの家屋は同鐵道の事務所を建築するものなる由、而して其事務所の竣工と共に停車場も起工せらるべき筈なり未だ武昌の上游なる白砂洲方面に於ける停車場も近々中に起工せらるべき筈にて目下民家の取除き等に着手せられつゝあり而して同地は武昌の起點となる大停車場を設くる等にて其工事も又頗る大なるものなる由、又其鐵道工事起工に就ては目と下北京政府交涉中の由にて是れがため同技師長は二三日前已に北京

に向ひたりしといふ。（順天時報）

命令法律

二月二十五日　約法會議秘書廳組織令（十條）公布
各省廳任以上文官赴任規則（十二條）公布
同二十六日　口北實慰使裁撤
同　二十七日　直隸都督趙秉鈞卒去に付陸軍上將の例に照し治喪銀一萬元を恰し聆昌を派して致祭せしむ
上海吳淞一帶地方の戒嚴令を解き接戰地域司令官を撤廢す
政治會議の決議により各省省議會を解散し一切の行政事務は各該省行政長官をして完全の責任を負はしめ地方制度確定後更に規定すべし云々
三月　一日　文官郵金令（二十四條）公布
商人通例（七十三條）公布
治安警察條例（四十一條）公布
警械使用條例（十一條）公布
東治整頓の爲め各省民政長司長及び各道觀察使の任免規定令
三月　三日　戡戒條例（十四條）公布
國有荒地承墾條例（二十九條）公布
三月　四日　觀見條例（十一條）公布
製鹽特許條例（十八條）公布
三月　九日　清史館設置令

叙任辭令

約法會議秘書長（二月二十五日）　王式通
依願免官　江蘇教育司長　黃炎培
同　上　同　實業司長　黃以霖
江蘇教育司長　江　謙
江蘇實業司長　徐念慈
歸綏軍政廳長　貫賓卿
翊衛使（在京勤務）（二月二十六日）科爾沁郡王那遜阿爾畢吉呼
陸軍中將銜　張斯麐
署財政部賦稅司長　李景銘
審計處審計員　周宏業
免本官　河南國稅廳籌備處々長　兪泰初
免本官待命　河南財政司長　高鴻縉
依願免官（二月二十七日）　農商次長　劉　垣
農商次長　周家彥
免本官　陝西財政司長　張益謙
暫行兼署陝西財政司長　劉膺洙
免本官　湖北鄂西觀察使　饒鳳璜
署湖北鄂西觀察使　凌紹彭
署陝西中道觀察使　鈕傳善
湖北都督府參謀長　宋玉峯
免本官　舒志觀
沙市運銷局長　王克均
知事試驗主試委員　吳　燕
直隸民政長派署理直隸都督　朱家寶
高等文官甄別委員（二月二十八日）　蔡儒楷
法律編查會副會長　汪有齡
陸軍中將銜　崔正午
山東陸軍四十七旅步兵九第十四團長　劉景霑
陸軍中將銜（三月一日）　裴其勳

免本官　交通部僉事　殿宗恩

交通部僉事　柏森

甘肅陸軍會計審查分處長　秦翹

奉天同　王培元

陸軍第四師步兵第七旅第十三團々長　周事憲

政治會議委員(三月二日)　蔣尊簋

免兼官安徽內務司長兼署國稅廳籌備處長財政司長李國筠

署安徽國稅廳籌備處長兼署財政司長　龔心湛

依願免官　司法秘書、范治煥、李翰龍

司法秘書　徐承錦

雲南陸軍第二師々長兼督辦邊南剿匪事宜(三月三日)　沈汪度

約法會議議員資格審定會々長(三月四日)　李經羲

約法會議議員資格審定會々員　李經羲、蔡鍔、姚震、余棨昌、董鴻禨、饒懷祥、胡詒穀、朱深、黃德章、熊希齡

全國煤油礦事宜

督修崇陵未完工程事宜(三月五日)　凌福彭

管理新營舊房事務　江朝宗、志錡

陸軍少將　猛振魁

農商部參事　秦瑞玠

法制局參事　李儒

署法制局參事　謝霞

依願免官　財政部秘書　祝純瑛

署財政部秘書　張德熙

兼教育部秘書　陳任中

署貴州審計分處々長　唐瑞鋼

上京待命(三月六日)護理甘肅部督兼民政長　張炳華

甘肅民政長兼署甘肅部督　張廣建

第二區礦務監督署長　曹寶江

第三區同　黃群

第四區同　周大烈

第七區同　余懷東

第八區同　何熾時

依願免官　財政部僉事　潘瞻先

兼幣制局副總裁(三月七日)　徐恩元

依願免官　鎮白旗漢軍副都統　顧璫

財政部僉事　林彥京

審計處審計員(三月八日)　許士熊、馮開模、楊文濂、周承裕

依願免官　直隸審計分處々長　陸安清

署直隸審計分處々長　陸世芬

陸軍第九師々長(三月九日)　孔庚

陸軍中將銜(三月十日)　庚恩賜

免本官　直隸高等檢察廳檢察長　匡一

免官待命　黑龍江高等檢察廳檢察長　張文翰

直隸高等審判廳長、同　高等檢察廳檢察長　廉隅

署江西高等審判廳長　沈其昌

署山東同　朱獻文

署江西高等檢察廳檢察長　高种

同　黑龍江同　魏組旭

署吉林同　楊光泩

張映竹

明治四十五年一月十七日第三種郵便物認可
大正　三　年四月十五日發行（毎月一日十五日發行）

支那

第五卷第八號

要目

口繪　故近衛公十年祭祭壇
　　故近衛公十年祭式場
論說　支那の前途……一一―一五
資料　遲羅國に於ける支那人……六―一〇
　　支那に於ける地金銀貿易……一一―一七
　　上海株式取引所……一八―二二
　　湖南鑛山表……二三―二七
雜錄　約法會議……二九―三〇
　　露支商業關係沿革……三一―三二
　　支那に於ける列國の鐵道戰……三三―三六
　　支那全國商業會議所聯合會の成立……三七―三九
　　清史館に就て……四〇―四五
通信　湖南近狀……四六―四八
時報　支那最近時事要項……四九―五九
會報　故近衛篤麿公十年祭記事

東亞同文會調查編纂部

雜誌支那合本出來廣告

支那調查報告書

自明治四十三年七月至十二月　壹冊
自明治四十四年一月至六月　壹冊
自明治四十四年七月至十二月　壹冊

（支那調查報告書改題）

支那

自明治四十五年一月至六月　壹冊
自明治十四五年七月至大正元年十二月　壹冊
自大正二年一月至六月　壹冊
自大正二年七月至十二月　壹冊

總「クロース」金文字入
各壹冊
金貳圓五十錢
郵稅不要

東亞同文會調查編纂部

週刊

日華公論

一部拾五仙一ケ年銀五弗（郵税共）
日本内地は一ケ年金五圓（郵税共）

天津日本租界壽街　日華公論社發行

支那現在の危局は決して支那のみの問題にあらずして直ちに日本の利害安危に關す日華公論は支那の中樞に於て中正公平の見を以て支那の内治外交を說くものなり

北支那の對外貿易は鐵路及航運の發達により驚く可き進歩を爲しつゝあり日華公論は北支那唯一の商港に於て其經濟事情に關し迅速精確なる論議報導を怠らざるものなり

天津の日本專管居留地は列國租界の間に伍して苟も後れざらん事を期しつゝあり日華公論は天津に於ける日本居留民の木鐸たるを期すると共に其間の出來事を委曲報導す

大正三年四月十五日發行「支那」第五卷第八號

目

口繪　故近衛公十年祭祭壇、故近衛公十年祭式場

論說

支那の前途……一——五

資料

暹羅國に於ける支那人（上）……六——八

支那に於ける地金銀貿易（二）……S、Y、生　九——一四

上海株式取引所（六）……一五——二五

湖南鑛山表（二）……二六——三五

雜錄

約法會議（二）……三六——四一

露支商業關係沿革（中）……四二——四九

次

支那に於ける列國の鐵道戰(三、完)……五〇——五五
支那全國商業會議所聯合會の成立……五六——五九
清史館に就て……六〇——六一

通信

湖南近狀……六〇——六一

時報

六二——七二

(政治) 修正約法綱法——總統府の會議——平政院組織草案——共和黨國院設立說——再び徐の出廬を促す——將來の司法機關——改省延期の理由——讀を奉天民政長——內務部の通令

(外交) 損害賠償問題成行——損害賠償要求額——片馬交涉案編入——孫赴獨の用件——英國の減兵——上海租界擴張問題

(軍事) 全國軍區の改變——東三省軍事調查——義勇軍の配置

(財政金融) 大總統財政上の二大方針——粱の紙幣政策——廣州灣の人頭稅問題——白狼討伐費豫算——江南船捐の借款——中佛銀行借款

(交通) 二年度鐵道營業成績——湖北四北鐵道——滬門築港の調查——襄陽鐵道敷設の議

(農工商鑛) 通商條約改訂要求——石油鑛の調查——鑛政新條例發布——鑛石禁輸令——鑛山租辨條例——森林保護條例

(蒙古西藏) 中蒙境界劃定會議——蒙古三大線の計畫——蒙事會議と蒙古王公——英支藏交涉觀

會報

故近衛篤麿公十年祭記事

上海東亞同文書院教授 文學士 大村欣一氏著

支那政治地理誌

上卷

菊判布裝壹冊
紙數九百六十餘頁
圖十五種
正價金貳圓八拾錢
郵稅金貳拾四錢

今や支那共和國は其變亂第一期を經過し、まさに第二期に入る、第一期は内亂時代にして列國も稍干渉を躊躇せしと雖も、来るべき其國際外交紛雜の時代に至らば、列強眈々逐々の慾之を禦かんと欲するも遂に能はざるを奈何せん、嗚呼天に倚るの一劍人に逼つて寒し、此時に當り支那の政治經濟を論し、財政外交を言ふ者一に支那の現狀に基きて實際的論說を立てざるべからず、支那を我邦と同視し、支那人を邦人と混同する主觀的空想的の論難は、唇焦舌爛に至るとも大局に寸効なき也、其實質より觀れば今も猶古の如し、前清と共和時代と其間何等の差なし本書は清代を基として現代を說き、參するに歷世の眞狀を以てし、殊に力を政治財政、賦稅、山河形勢に致し、聊政治上社會上に於ける支那人の能力を觀察せんとする也。

東京日本橋通
（振替東京第五番）
大阪東區博勞町
（振替大阪七四番）

丸善株式會社

京都三條通麩屋町
（振替大阪一七三）
福岡市博多上西町
（振替福岡五千番）

故近衛公十年祭祭壇

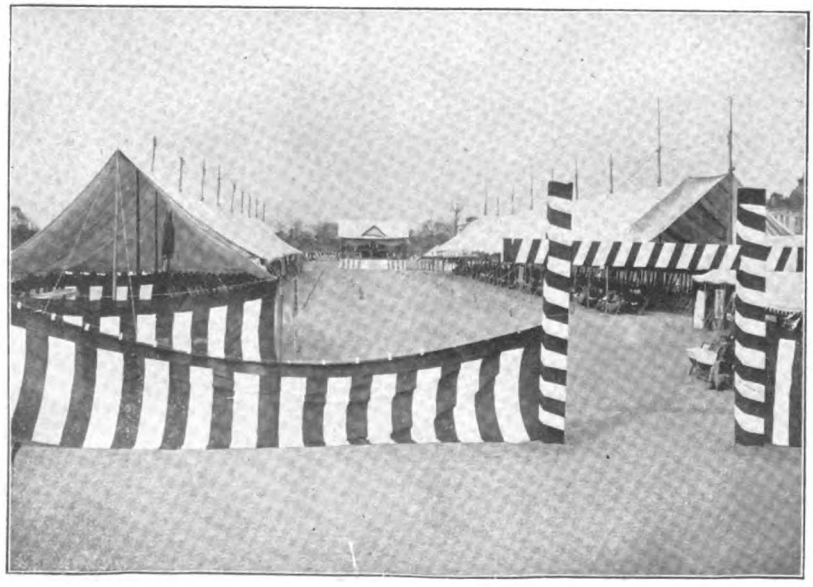

故近衛公十年祭式場

大正三年四月十五日
第五卷第八號

論說

支那の前途

一

支那の前途に關し、內外人の、意見一定せず、其樂觀するものと悲觀するものとを對照すれば、正に雲淵の相違あり、其何れに折衷すべきか大に迷ひなき能はず。外國人殊に英國人の意見を見るに、袁總統は既に革命黨を掃蕩し、精兵を股肱の諸將に授け、出でゝ各省を鎭壓せしめ、腹心の良相を以て、國務院を組織し、中央地方大小の立法機關を停止し、新に政治約法の兩會議を興し、與黨を其議員に任命し、自己の施政に便なる憲法と行政法を制定せしめ、權力を總統府に集中し、支那を平定するの計を建てたり。國民中多少之に反對するものなきにあらざるも、其大部分は平和を希望して已まざるものなれば、袁總統の專制に賴り、小康を得べし、と。吾人は

強ひて此説に反對せんと欲するものにあらざるも、支那の近況を觀るに、多少の疑ひなくんばあらざる也。

二

支那の如き紛糾せる大國を平定せんには、總統專制の必要あるべく、殊に支那の國民性は、平和を絶愛し、之が爲め何物の犧牲を拂ふも辭せざるものにして、支那内地に於て非常の勢力ある鄉紳等の如きも、唯鄉黨宗族の平和的繁榮をのみ計り、別に大目的あることなし、髮賊討平の元勳たる曾國藩すら、鄉里の安全を計るが爲め、湘軍を編制せしに過ぎず、一般商民に至りては、營利の爲め平和を得んとする以外、何等の希望あることなし。彼等は固より袁總統を厭へども、二回兵を擧げ、平和を亂したる革命黨を惡むこと甚だしく、袁總統に賴り、或は平和を得べしと爲し之に阿附する傾きあるを以て、袁總統の專制に依り、小康を得べしとの説、必ずしも無稽にあらず。然れども、光緒の中葉以降、海外の思想支那青年間に浸潤し、其末葉に至り殊に甚だしく、支那國民思想の變化を見るに及べり。華種保存、立憲政治等の新論勃興し、進んで國會速開運動と爲り、與漢滅滿の革命となり、遂に清朝の滅亡を見るに至りたること、以て徵すべきなり。去れば、支那政界の原動力たる讀書人、殊に海外に留學し、海外の書を讀むもの、舊式なる袁總統專制に反對すべきことは見易き道理にして、袁總統が國會を停止せるとき、其羽翼たりし進步黨が、擧りて袁總統に反對し、反て其政敵たりし革黨と握手するに至りたるは、當然なりと謂ふべし。袁總統が秦の始皇に倣ひ、國を鎖し、書を焚き、學者を坑にするにあらざる以上讀書人の反對を免れざるべく、讀書人の反對は即ち輿論の反對と看做し得べきものにして、袁總統が輿論の反對を受けながら、小康を致さんこと、難きにあらざるなき乎。

三

袁總統は、其手足たる諸將に精兵を附し、要害の諸省を固めたり、即ち、鄭汝成を上海に、馮國璋を南京に、段芝貴を武昌に、傀嗣沖を安徽に置き、楊子江一帶を鎭壓せしめ、劉冠雄、李純、湯薌銘、劉濟光、陸榮廷を福建●江西●湖北●廣東●廣西に派し、革命黨の巢窟を傾覆し、直隸●山東●河南●山西●東三省には李張諸人を駐め、自己の本據を守れり。從つて袁總統に反對するもの、兵を擧ぐべき機會なく、一旦兵を擧ぐれば、直ちに殲滅せらるゝもの〻如し。然れども、彼等が飽まで袁總統に忠誠にして、其力量も亦禍亂を鎭定するに足り、袁總統の寄託に負かざるを得るや否や、研究すべき餘地なしとせず。中央政府財政に窮乏し、各省の貢賦を望む、大旱の雲霓に於けるが如くなるに拘らず、二年の間、貢賦を中央に納めたるものは、山東●河南●湖南●廣東●江西の諸省二百五十餘萬に過ぎず。中央政府が、各省の要求に應じ、彼等に支給せる額、一千四百萬にして、地方の負擔せる外債賠欵を立換支拂へるもの、九千餘萬に達し、昨年末財政部及總統府より、再三嚴重なる督促を爲すに及び、山東●江西●浙江●陝西より一百二十五

萬を解送すべしと上申せるのみ。彼等の袁總統に忠誠なる程度察し得べきにあらずや。彼の白狼匪なるものは、諸外國人之を重要視し、各々公使館附武官を派遣し、其戰況視察に怠らざるも、何等政治上の目的なき一土匪たるに過ぎず。然るに、其河南の一角魯山に蜂起するや、地方官憲之を如何ともすること能はず、河南●安徽●湖北等所謂中原地方の蹂躙せらるゝもの二歲、列强の抗議に依り、中央政府之が討伐を計り、支那第一の名將たる陸軍總長段祺瑞を煩はし、司令長官と爲し、袁總統の智嚢と稱せらるゝ湖北都督段芝貴を副司令官と爲し、北洋各師團長中最も勇悍にして軍功赫々たる王占元を先鋒と爲し、袁總統の親兵たる拱衛軍を始め、直隸●河南●安徽の諸兵、長江巡閱使の兵、五萬を合し、三面之を攻撃したるも、白狼匪は一角を突破し、二縱隊を組織し、悠然として京漢鐵道を横ぎり西に向ひ、鐵道線路を横ぎるに約五時間を費し、鐵道線路の南北に、夥多の官軍駐屯せしに拘らず、敢て之を攻撃するものなく、其一隊をして老河口商州を陷れ、更らに支那西部の關門と稱せらるゝ西安に迫らしめ、支那新聞紙をして、民國を滅すものは、白狼匪なりとの嘆を發せしむるに至れり。袁總統股肱の力量、亦知るべきにあらずや。最近北京の情報を觀るに、各國務員は、支那の形勢日に非にして、禍の一身に及ばんことを懼れ、早く安全の道を求めんと欲し、利權を列强に賣却し、私嚢を滿さんことに汲々とし、清末の官吏に比すれば、一層腐敗せりと。若し此情報にして信ならんか、袁總統の憂已に腹心にあり、國内に散在する反對黨を殲滅し、支那を平定すべき遑なしと、謂はざるべからざる也。

四

日露戰後、勢力範圍說なるもの、殆んど消滅し、日淸戰後、支那の喪失したる利權の大半、支那に回收せられたりしも、革命亂後、此說復活せるが爲め、利權の爭奪大に行はれ、陝西直隸の石油を筆頭とし、全國に於ける石炭鐵其他の大鑛山は、概ね列强に占有せられ、海蘭●歸成●浦信●川漢●沙市興義●南京長沙●欽州雲南●雲南重慶●濟南順德●高密韓莊等廣大なる諸鐵道は、英佛獨露に分配せられ、舊來列强に管理せられたる諸鐵道を加ふれば、無慮一萬五千哩に達し、支那に於ける重要なる諸幹支線は、悉く列强の手に落ちたり。淮河治水●浦口築港●北京市營事業●軍港經營等、大小の利權も亦外國人に壟斷せられ、支那官民の所謂利權なるもの、支那人の掌中に殘れるもの、幾何もあるなく、少しく之を誇張すれば、支那經濟的分割略ぼ成れりと謂ふことを得べし。加ふるに、今や政治經濟兩借款の額積んで二十六億に達し、已に土耳其と齊しく、五國團より特殊財政の監督を受け、第二次大借款成就する曉には、一層嚴峻なる監督を受くるの憂あり、若し不幸にして、袁總統の統御宜しきを失ひ、反對黨所在に蜂起し、全國糜爛に陷り、復た之を拾收するものなからんか、我邦は勿論、英米二國も亦、飽くまで支那領土保全を主張すべきと、公債鐵道其他の利權關係、犬牙錯綜するとにより、勢力範圍說

に基き、領土の瓜分を見ることなかるべしと雖も、列強の共同統治を被むることを免れざるべし。北清時變の際、列強が天津に都統衙門なるものを設け、共同政治を施行せること、以て徵すべきなり。支那の形勢斯の如し、支那保全を國是とし、終始渝らざる帝國は、徒らに袁總統の技倆を是れ信じ、漫然支那の小康を謳歌することを許さず、豫め支那の前途に對し、充分の準備を爲さゞるべからず。然るに今や帝國の上下を擧り、政權の爭奪に狂奔し、復た意を支那に留め、東亞百年の大計を顧みるものなし。嘆息すべき也。（吟風）

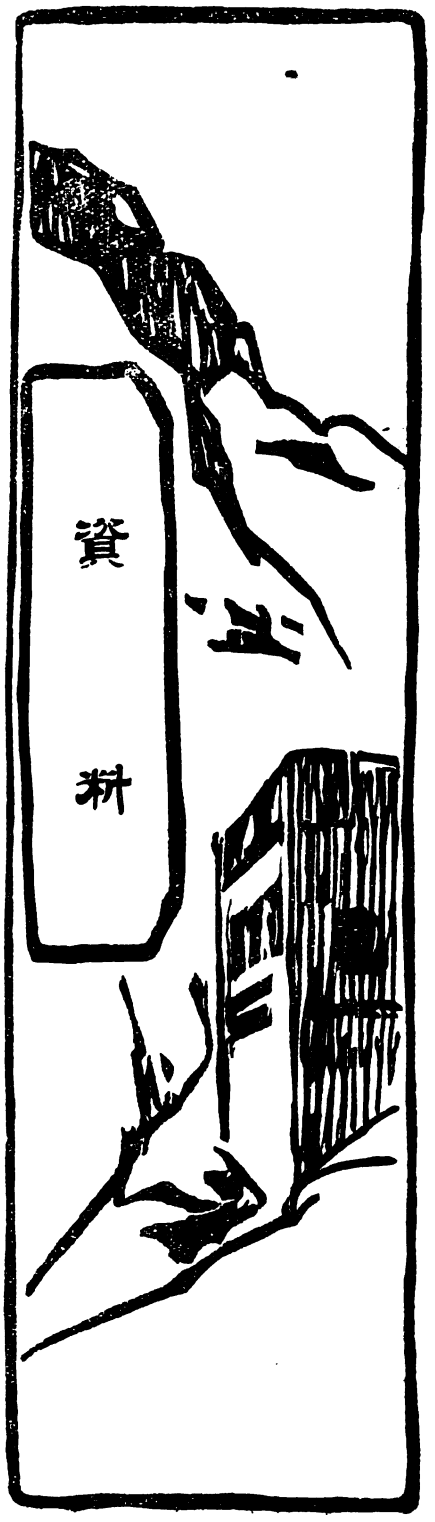

暹羅に於ける支那人（上）

第一章　總說

支那人の海外にありて多大の發展をなせるは何人も知る處、就中南洋方面の如きは支那人の活動を停止せんか、其經濟界は一日も行く能はざる有樣なり。暹羅に於ける支那人の如きも、其勢力は未だ世人の注意するもの少しと雖も、國都バンコクを訪ふものは何人と雖も其優勢に驚かざるものあらざるべし。

支那と暹羅との歷史的關係は甚だ古く、彼の日本史に特筆せらるゝ山田長政の助力を得て、六混國を破りたりと云へるアマチア王朝が、一七六七年に緬甸軍の大擧襲來するに會ひ、首都アマチア城陷りて國亡ぶるや、東市塞方面より兵を卒ひて來りて此仇を報じ、敵軍を擊退して都をタムブリー（今の盤谷）に建てたる英傑 Phya-Tak-Sin は、其實支那人なりと稱せらるゝに見るも、當時已に支那人の來往するもの尠からざりしを知るべし。以來百數十年、兩國の交通次第に頻繁となり、今日にては暹羅全國の人口六百萬の中支那人は百五十萬を算し、實に其四分ノ一を占むるに至れり。而して第十七紀の頃より、歐洲の勢力東漸し來るや、暹羅國も亦西、葡、和、佛等によりて開發せられ、遂に英、米、佛、獨、日本等と通商條約を締結し、使官の交換を行ふに至れり、然るに支那と暹羅との間には今日に

至るも何等の條約なく、暹羅國に於ける支那人は只暹羅國法制の下に無限に服從の義務を負ひつゝあり、此の如く無條約の關係にあるは實際支那が古くより暹羅國を屬邦視し來りたる結果、暹羅を獨立國として對等の條約を結ぶを潔しとせざるに起因す。

されど今日にては暹羅は形式上一個の獨立國なり、支那人に對しては兵役の義務を課せざると共に高等官吏たるの權利を與へざる等之を外國人と看做して取扱ひ、一般外國人に與ふる特權及特典並に國人に附與せる權利を與へ、義務を負はしむと雖も、而も無條約の悲しさには暹羅人對支那人の紛爭、其他暹羅國に不利なりと認むるが如き場合に遠慮なく支那人を虐遇し、不法の壓迫、非違の行動をさへ敢て辭せざる有樣なり、近く例を取れば明治四十三年支那人が人頭稅年額六チカル（我四圓五十錢）を課せられたるを怒り、遂に同盟休業を行はんとするや、暹羅國政府は兵力を以て之を防止したるが如き之を證して餘りある可し。其他租稅の如きも支那人は命せらるゝが儘に唯々として從はざる可らず、實に一旦事あるに際しては支那人は何等抗議を申込むべき權利を有せざる有樣なり。

此の如く支那人の權利は法律上は見るに足らずと雖も、一度彼等の經濟上に於ける勢力活動を見んか、其偉大なる根據に一驚を喫せん。

第二章　經濟的方面より見たる支那人の勢力

一、支那人の來往

支那人の年々暹羅に來往するもの大約十四五萬あり、而して殆ど同數の歸國者あり、勿論此中には相當の財產を貯へ、餘生を故國に送らんとするもの少しとせざるも、歸國者の大多數は一時歸國して祖先の靈を祭り、又は家事を整理して再び渡來するものなり。

南洋諸島に來往するもの亦少からずと雖も、渡來者の多くは廣東附近、汕頭、潮州、厦門、福州其他海南島より來り、渡來後の職業は商業、漁業、航業、工業、鑛業、農業を經營する高級者と、屋內及屋外各種勞働に從事する下級者の二に分つを得べし。

二、商業從事者

大正元年、予は暹羅國に在て盤谷、湄南河口のバクトリ及盤谷の西方汽車にて四時間なるペトリウを瞥見せるに過ぎず、彼等の實狀素より知る可らずと雖も、何れの地にても小賣商業は皆支那人の手によりて行はれ、暹羅人の如きは商を營むものきな有樣なり。而して暹羅に散年間在留せる邦人の言に依るに、皆曰く、北はチェンマイ地方より西は馬來半島に至る迄、行くとして此の如くならざるはなく外國商人は如何なる有力者と雖も支那人を介して事業を營まざる可らずとの事なり。

今暹羅國の貿易に付て見るに其輸出入は

暹羅曆一二七年（西曆一九〇九—一九一〇）

輸出　一〇〇、七五七、三三二銖　　内支那へ　一六、九七七銖

輸入　七六、八一七、九四一　　内支那より　六、六〇九、〇九〇

同上　一二八年（一九一〇―一九一二）

輸出　一〇二、五七〇、四三四銖　　内支那へ　二二、五〇〇銖

輸入　六九、八二一、七一一　　内支那より　六、九四三、八三〇

（銖はチカルとて我が七十五錢に當る）

右は支那との直輸出入額なるも、兩國の貿易は香港を經由するもの多き故試みに香港との關係を見るに

一九一〇年　一九一一年

輸出　二六、七二五、三七八銖　三四、六〇〇、五四〇銖

輸入　一七、九八五、一五〇　一五、二三七、七五二

右の外新嘉坡との關係もあれど、暫く之を省き、兎に角營業者の言によれば遥羅貿易の一半は支那人によりて行はるとの事なり。

遥羅國より支那へ輸入する重要品は米、チーク材、魚類等にして、支那より遥羅へ輸出する主なるものは爆竹、竹及藁、糧食品、旅客携帶物、銀貨、絹物、茶、煙草、金箔等にして、金箔に遥羅、緬甸、印度等佛敎盛んなる地にて寶塔其他寺院の建築に用ゐ、其他の商品は多くは在留支那人自身之を消費するものなり、又以て支那移民の盛況を知るに足る可し。

參考の爲に盤谷に於ける重なる支那商人及び其職業を記せば左の如し。

商店名	取扱品
合順盛	荒物
陳常泰	同
錦源隆	同上並に線香
得發棧	太物
德記盛	雜貨
永芽利	同
炳合昌	同
炳利棧	太物
源成泰	荒物燐寸
尤發盛	雜貨
廣和昌	酒類
揚德興泰	太物
蔡水盛	雜貨
佳利和合昌	太物
源成順	荒物
裕和隆興	同
海興	同
裕和利	大豆
合興祥	同
押盛泰	同
合順盛	同
林押盛	燐寸
王裕宗	同
應成泰	同
鴻興棧	太物

順利	太物	
榮興隆	砂糖荒物	
裕盛	砂糖船舶業	
老萬盛	同	同
萬盛昌	同	同
成利昌	荒物	
勝利昌	同	
陶泰源	酒	商
金成利	糯米	木材業
應合盛	同	雜貨
興利	同	荒物
成裕泰	同	同
常記棧	同	同
利貞棧	同	同
何泰記	酒	商
陳泰源	同	糯米荒物
合興利	太	物
林成興	同	
施豐進	同	荒物
万和合	食糧品	
同和	荒物、茶、線香	
美成元		

三、漁業

暹羅の漁業は主としてメーナム河口のバクナム附近、ターチン河口のターチン附近及びバンバコン河口のバンコン附近即ち中部の海岸にして、之に次ぐは半島東岸のチョンボーン附近及び東海岸の東甫塞に近きチャンダブリー附近なり。

漁業に從事するものには支那人甚だ多く、暹羅人は其半數にも達せず、其主因は暹羅人佛敎信者多きを以てなる可きか、邦人の着目すべき點なる可し。

漁期は毎年六月より十二月乃至一月に至る間にして、漁法はばつぼ網と稱する暹羅國產の麻にて製したる堅牢のものなり。捕獲したる漁類は生魚のまゝ都市に送るの外鹽魚となして內地及び海外に輸送す、今暹羅より海外輸出額を擧ぐれば

一九一〇年　一九一一年

數量　二六一、四九三擔　一九八、二〇一擔

價格一、八六〇、六七〇銖　一、七五〇、三三四銖

の如くにして、此外內地輸送のもを合算すれば其額決して小なりとせず。（未完）

支那に於ける地金銀貿易（二）

S Y 生

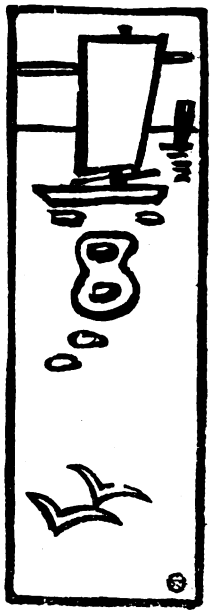

第二章　地金貿易上に占むる上海の地位

上海は支那貿易の總滙にして、又支那金融中心市場なるを以て、地金貿易上に於ても亦頗る重要なる地位を占む事固より論を俟たざる處なれども、支那對外地金貿易の殆んど全部が上海の司る處なれば頗る注目に値すと云ふ可し

	一九一一年		一九一二年	
	輸入	輸出	輸入	輸出
上海	三、九四二、一九八（海関両）	二、四五九、六四五（海関両）	九、一六二、二七七（海関両）	一、七九八、二九四（海関両）
支那全体	四、〇三三、四三〇	二、四五九、六四五	九、二九六、三二八	一、八三八、四三二

前表によれば上海一港の地金輸出入額と支那全國の地金輸出入額とは其差極めて僅少なり、換言すれば支那地金貿易を論ずるには必ずしも支那全國の狀況を詳說するの要を見ず、只上海一港に於ける地金移動の趨勢を觀察するを以て足れるを證明するものなり。

故に今上海に於ける地金類輸出入國別の明細表を摘記して、以て支那地金貿易の內容を窺知するに使せむとす

（一）一九一二年度上海港地金類輸出入國別表

（裏面表參照）

第三章　地金貿易上に於ける本邦正貨の地位

吾人は前號に於て支那に輸入せらるゝ外國貨幣が、支那產砂金其他と共に改鑄せられて其姿を金塊に變じ、再び歐洲市場に轉送せらるゝ事を證明し、且つ前章に於て上海港地金貿易を論ずるは支那に於ける地金貿易を究明するに均

（表面（一）一九一二年度の表）

國別	輸入			輸出			差引
	條金沙金	債務	合計	條金沙金	貨幣	合計	
歐洲	一三二、二〇〇		一三二、二〇〇	一、二九四、〇九七	六七〇	一、二九四、〇九七	(一) 一、二九四、〇九七
米國						六七〇	(+) 六七〇 (+) 一三一、五三〇
亞細亞印度		三一、三〇〇	三一、三〇〇	四七一、三五〇	一、六八六	四七三、〇三六	(+) 三一、三〇〇
同 海峽殖民地		一八一、六八三	一八一、六八三				(一) 二九一、三五三
同 香港及澳門	三三、三三三	八、七八三、七四一	八、八一七、〇七四	二五、七〇〇	三、一九二	二八、八九二	(+) 八、七八八、一八二
同日本（臺灣を含む）							
同朝鮮					一、六〇二	一、六〇二	(一) 一、六〇二
同 浦汐	一六五、五三三	八、九九六、七二四	九、一六二、二五七	一、七九一、一四七	七、一五〇	一、七九八、二九七	(+) 七、三六三、九六〇
諸外國合計					六、三〇〇	六、三〇〇	(一) 一、八〇〇
天津	四、五〇〇		四、五〇〇	三五、七〇〇		三五、七〇〇	(+) 四七、八〇〇
芝罘	八三、五〇〇		八三、五〇〇	一四、〇〇〇		一四、〇〇〇	(一) 一四、〇〇〇
膠州				二六七、〇八九		二六七、〇八九	(一) 二六七、〇八九
福州				三一六、七八九	六、三〇〇	三二三、〇八九	(一) 二三五、〇八九
支那諸港合計	八八、〇〇〇		八八、〇〇〇	二、一〇七、九三六	一三、四五〇	二、一二一、三八六	(　) 七、一二八、八七一
總計	二一三、五三三	八、九九六、七二四	九、二五〇、二五七				

しき理由を述べたり。

支那に輸入せらるゝ外國金貨は本邦金貨英貨米貨、ルビー、ペソの五種にして、其内本邦正貨は過去十年來常に八割以上の多額を占む、而して地金貿易の中樞點たる上海に輸入せらるゝものは主として英國貨たるソベレン、米國金貨たる弗、及び本邦廿圓及十圓の金貨にしてルビー、ペソの如きは最近支那に輸入せられざるに至れり。

本邦金貨が上海市場に於て賣買せらるゝ地金中最大部分を占むるに至りしは決して舊き事にあらず、北清事變以前は蒙古滿洲方面より地金の輸入毎年四五萬兩量を下らざれど、日露戰爭以前は北支那方面より、ルビー貨の流入多く其當時本邦正貨輸入額は零々たるものに過ぎざるが、日露戰役後滿蒙方面の經濟關係一變し、地金の北支那方面より來れるものは早くも已に北清事變以來不振の狀況を呈せるのみならず、露貨の如きは日露戰後殆んど其跡を絶つに至れり、本邦正貨の上海市場に現はれしは千九百年頃より

始まり、北支那方面の地金類供給急減の結果、俄然として其輸入額增加したる者にして、我國が每年海外に支拂ふべき債務鉅額なると、運送に時日を要せざるとは頗る支那金商の投機的嗜好に適合し、忽ち輸入金貨の第一位を占め一ケ年一千萬兩に上ると珍しからざるに至れり、然るに千九百七年銀貨の大暴落を見るや上海金商は思惑外れて一大恐慌を惹起し、金商の倒閉するもの二十餘家、負債總額一百萬兩に達し、金融市場の一大混亂を來せり、是に於てか上海道臺は長期の先物契約を禁止し、投機賣買禁壓の方針に出でし結果、本邦正貨の需要は一頓挫を來し爾來數年間は本邦正貨の輸入約四百萬臺を上下するに過ぎざりしが、革命後支那官憲の威力地を掃ふに及んで支那金商は再び投機的賣買を復活し、千九百十二年度上海稅關統計によれば本邦金貨の輸入一千三百萬圓の鉅額に達せり即ち右表の如し

（二）一千九百十二年上海輸出入各種外國金貨明細表

國別	輸入額					輸出額				
	英國金貨		日本二十圓金貨		日本十圓金貨	英國金貨		米國弗貨		日本廿圓金貨
	個數	円	個數	円	個數	個數	円	個數	円	個數
歐洲	五、〇〇〇	五二、八五〇	六八、八五〇	一三、七一、〇〇	六三、八五〇	二五〇	二、五五〇	五〇〇	一、〇〇〇	五、〇〇〇
米國										
海峽殖民地										
香港及澳門	二八、二五〇	二八二、八五〇	六八、八五〇	一三、七一、〇〇	六三、八五〇	二五〇	二、五五〇	五〇〇	一、〇〇〇	二五〇
日本（臺灣を含む）										
浦鹽										
合計	三三、二五〇	三三二、八五〇	六八、八五〇	一三、七一、〇〇	六三、八五〇	二五〇	二、五五〇	五〇〇	一、〇〇〇	五、〇〇〇

一三、〇一三、四五〇 円

上海株式取引所（六）

第十章　相場公示

第一節　組合員に對する相場公示

取引所に於ける黒板に記されたる總べての取引が賣買仲買人によりて行はれたる場合には、其の取引は公定と認めらるゝものにして、取引所内の仲買人と本人との間の直接取引を記載する黒板は單に組合員に毎日の出來相場を公示するの目的の爲に用ひらるゝものなり。

取式所内に於ける公定相場公示板に一度記載さるゝ時は之を抹殺し變更すること能はず。但し委員中の二組合員が之を評決する時は之の限に在らず。

第二節　賣買註文者に對する相場公示

上海株式取引所は自ら相場表を發行す、而して之は一般公衆に表示するものにはあらずして株式賣買の狀況を賣買注文者に知らしめんが爲に毎週一回注文者のみに分配する者なり、而して之が編成は取引所書記が作製する處にして株式名、取引出來高、買値、賣値等を表記せるものなり。

第三節　一般公衆に對する相場公示

毎日の各種株式及び證券類の公定相場の公示は仲買人が其の取引確定の翌日に於て上海に於ける各種の英字新聞に掲載廣告して一般人に株相場の狀況を知らしむ。

出來直は委員會の承認を得て書記が十一時より三時迄の分を賣買の順序に從ひ掲示するも、實際の値段は登載せず最も多く賣買出來したるものを取る、若し誤脫せるものある時は一時前に賣買者より書面を以て數額、値段、時刻等を報告すれば委員一同の承認を得て時間の順序に從ひ記入し、之を次の委員會に提出す、一旦掲載したる相場は取消

し得ざるは前記の如し。

而して十五ヶ月間賣買出來せざる時は之を相場表中より除却するを例とす。

第十一章　組合員の帳簿

組合員たる仲買人は其の自己の營業事務所に於て帳簿を備付けざるべからず、其の備付を要する帳簿は左の如し。

現金出納帳

日記帳（現金取引及び定期取引を各々記載する帳簿）之等は必ず備付を要するものにして、何時にても委員に依りて權利と資格とを與へられたる免許計算人の要求により之を示すべきものにして、免許計算人は之が内容を檢するの權利を附與せられ、而して其の内容は三日間之を廣告するを要するものとす。

第十二章　除名及營業停止

除名とは取引所組合員たるの資格を奪はるゝものにして營業停止は之と異り只一時取引所仲買人としての業務を止められたるものなり、要するに双方とも取引所に於ける處罰に相當するものなり。

以下除名及營業停止に付き取引所の採れる方法を示さん

組合員の除名又は營業の停止を爲さんとする時は、特別總會を開きて一定數の組合員の出席をなさしめ、而して其の出席組合員の三分の二以上の多數によりて之を決す、即ち組合員は次の諸項に該當する行爲ありたる時は決議の上除名又は營業停止を執行せらるゝものなり。

一取引所規程を無視するもの

二委員會の決議事項に從はざるもの

三前二項の規定に悖ること二回に及ぶもの

四不法行爲により罪を犯したるもの

之等の諸項に該當する場合には委員は特別總會の決議を俟たずして先づ任意に其の組合員の營業を停止するなり、而して此の停止を行ひたる後三日以内に又は停止せざる時何時にても特別總會を召集し以て之等の事件を講究するものとす。

此の除名又は營業停止の爲め開かるべき特別總會は特別の告知を以てせられざるべからず、此の報告方法としては取引所内の最も見易き場所に開會日及び開會の目的等の要項を書きて掲示するものとす、而して之を會議の日迄留め置くものなり。會議は其の告知の日より十日以後二十日以内の間に於て開かるべく、若し組合員の營業停止をなしたる日より三日以内に其の報告が爲されざる時は其の停止は無効とす。

營業の停止を命ぜられ又は除名せられたる時に於ては取引所委員は之が事實を公衆に公示し、又は公示せしむるものとす、而して其の本人は如何なる事情あるも此の公示を妨げ得ず。

此の除名及び營業停止の各場合に對する詳細は取引所規則中次の諸條に就いて見るべし。

第二十條、第二十一條、第四十七條、第四十八條、第四十九條、第五十條、第五十一條、第五十七條、第五十八條、第六十四條、第六十五條、第七十

上海株式取引所（六）

第十章　相場公示

第一節　組合員に對する相場公示

取引所に於ける黒板に記されたる總べての取引が賣買仲買人によりて行はれたる場合には、其の取引は公定と認めらるゝものにして、取引所内の仲買人と本人との間の直接取引を記載する黒板は單に組合員に毎日の出來相場を公示するの目的の爲に用ひらるゝものなり。

取式所内に於ける公定相場公示板に一度記載さるゝ時は之を抹殺し變更すること能はず。但し委員中の二組合員が之を評決する時は之の限に在らず。

第二節　賣買註文者に對する相場公示

上海株式取引所は自ら相場表を發行す、而して之は一般公衆に表示するものにはあらずして株式賣買の狀況を賣買注文者に知らしめんが爲に毎週一回注文者のみに分配する者なり、而して之が編成は取引所書記が作製する處にして株式名、取引出來高、買値、賣値等を表記せるものなり。

第三節　一般公衆に對する相場公示

毎日の各種株式及び證券類の公定相場の公示は仲買人が其の取引確定の翌日に於て上海に於ける各種の英字新聞に揭載廣告して一般人に株相場の狀況を知らしむ。

出來直は委員會の承認を得て書記が十一時より三時迄の分を賣買の順序に從ひ揭示するも、實際の値段は登載せず最も多く賣買出來したるものを取る、若し誤脫せるものある時は一時前に賣買者より書面を以て數額、値段、時刻等を報告すれば委員一同の承認を得て時間の順序に從ひ記入し、之を次の委員會に提出す、一旦揭載したる相場は取消

し得ざるは前記の如し。

而して十五ケ月間賣買出來せざる時は之を相場表中より除却するを例とす。

第十一章　組合員の帳簿

組合員たる仲買人は其の自己の營業事務所に於て帳簿を備付けざるべからず、其の備付を要する帳簿は左の如し。

現金出納帳

日記帳（現金取引及び定期取引を各々記載する帳簿）之等は必ず備付を要するものにして、何時にても委員に依りて權利と資格とを與へられたる免許計算人の要求により之を示すべきものにして、免許計算人は之が內容を檢するの權利を附與せられ、而して其の內容は三日間之を廣告するを要するものとす。

第十二章　除名及營業停止

除名とは取引所組合員たるの資格を奪はるゝものにして營業停止は之と異り只一時取引所仲買人としての業務を止められたるものなり、要するに双方とも取引所に於ける處罰に相當するものなり。

以下除名及營業停止に付き取引所の採れる方法を示さん

組合員の除名又は營業の停止を爲さんとする時は、特別總會を開きて一定數の組合員の出席をなさしめ、而して其の出席組合員の三分の二以上の多數によりて之を決す、即ち組合員は次の諸項に該當する行爲ありたる時は決議の上除名又は營業停止を執行せらるゝものなり。

一取引所規程を無視するもの

二委員會の決議事項に從はざるもの

三前二項の規定に悖ること二回に及ぶもの

四不法行爲により罪を犯したるもの

之等の諸項に該當する場合には委員は特別總會の決議を俟たずして先づ任意に其の組合員の營業を停止するなり、而して此の停止を行ひたる後三日以內に又は停止せざる時何時にても特別總會を召集し以て之等の事件を講究するものとす。

此の除名又は營業停止の爲め開かるべき特別總會は特別の告知を以てせられざるべからず、此の報告方法としては取引所內の最も見易き場所に開會日及び開會の目的等の要項を書きて揭示するものとす、而して之を會議の日迄留め置くものなり。會議は其の告知の日より十日以後二十日以內の間に於て開かるべく、若し組合員の營業停止をなしたる日より三日以內に其の報告が爲されざる時は其の停止は無效とす。

營業の停止を命せられ又は除名せられたる時に於ては取引所委員は之が事實を公衆に公示し、又は公示せしむるものとす、而して其の本人は如何なる事情あるも此の公示を妨げ得ず。

此の除名及び營業停止の各場合に對する詳細は取引所規則中次の諸條に就いて見るべし。

第二十條、第二十一條、第四十七條、第四十八條、第四十九條、第五十條、第五十一條、第五十七條、第五十八條、第六十四條、第六十五條、第七十

第、第七十五條

以上の數條の規定に依りて組合員が除名により其の仲買人たるの資格を失ふ時は、取引所は其の組合名簿中より除名せられたる組合員の名を除却す。

第十三章　再入會

契約不履行破產或は其他の理由に依り、取引所より除名せられて組合員たるの資格を失へるものも申込によりて再入會を許可せらるゝことあり。

除名せられたる者再入會を請はんとする場合には他の組合員二人により推薦せらるゝにあらざれば不可能にして、此の再入會を申込むに當りては取引所委員に對し、其の除名せられたる狀況其他其の以後に關し一切を精密に通知するを要す、而して取引所に於ても該申込の行爲並に計算等を遂一調査し、其の上に於て其の許否を委員によりて決定す。

然れども營業停止により取引の行はれざる場合即ち取引所への出席權が消滅せざる時にありては、委員は組合員より凡ての未拂金を納付せしめたる上にて注意し復任を許すことあり。

然れども組合員にして二ケ年間取引所寄附金の拂込を爲さゝるに其の復任を請ふ時にありては、之に對し取引所委員は新申込者と見做し、普通一般の方法によりて選擧し、以て組合員たるの資格を與ふるなり。

附　錄

上海株式取引所規定

第一條　本株式取引所は五十人を超えざる組合を以て之を組織す。

第二條　上海に於ける他の株式仲買人組合及株式所員若くは丁年（二十一歳）に滿たざるものは、本組合員たる能はず。

第三條　組合員は一個の出席權を取得し之を保持す。

第四條　組合員にして死亡し又は他の理由により組合員たること止みたる場合にありては其の出席權は當然消滅す。

第五條　出席權は組合員の死亡、發狂、辭職、破產及除名又は第二十條の規定に因り會員名簿より除名せられたる場合若くは第五十七條の規定に因り不履行の宣告を受けたる場合或は他の事由及び之等の事由にあらざるも組合員が退職を必要とする場合等に因りて消滅す。

第六條　組合員にして其の出席權を辭せんとするものは一ケ月以前に其の希望を取引所委員に通知することを要す。

此の期間滿了する時組合員たること止めば出席權空しきと同時に第八條の規定に順當して該出席權を委員に引き渡し其の指圖を受くるものとす。

但し次の諸條に依つて該組合員が以前に之を賣り渡したる時は此の限に在らず。

第七條　組合員は其の出席權を株式取引所組合員たるべき候補者に賣り渡すことを得、而して候補者當選したる場合には前出席權所有者は組合員たること熄み新當選者之に代りて其の登記を受くるものとす。

第八條　組合員の出席權空位となりたる時は第六條の規定に依り其の出席權は委員に交付し該委員は任意に之を賣り渡し其の所得は之を前所有者破產委員若くは法人代表者中の管財人に交付すべきものとす。

但し此の空席が前所有者の除名に基きたる場合には此の限に在らず、除名に因りて起りたる空位出席權は取引所に於て絕体に沒收し賣却し其の所得は之を取引所一般基金に充つるものとす。

第九條　何人も委員の同意を得て正當に出席權を讓り受くるにあらざれば組合員たり又は組合員たる特典を有する能はず、又取引所の財產及基金を使用し分配するの權利を有せず又出席權を有すること熄みたる組合員と當然

組合員たる特典或は其の財産基金を使用し又は分配に與るの權なし。
組合員は其何人たるを問はず許可あるにあらざれば其の出席權を讓り渡し又は賣却する能はず、又は何人に對しても出席權を抵當とし若くは其の差押權を付與すること能はず。

第一〇條　組合員が自己の出席權が當然空位となるべき場合に當りて其讓渡を拒む時は委員は取引所内に出席權消滅の告示をなし以て其の消滅を宣告し新出席權發告を明告するの權利を有す。

第一一條　組合に入らんとするものは三名の組合員によりて推薦せらるゝことを要す、其の三名は其の時迄總ての契約を履行したるものたらざるべからず又申込人入會後二年内に於て契約不履行の宣告を受けたる時は其の債權者に向て各自二千兩を支拂ふことを得るものたるを要す。

第一二條　入所申込は以下の形式によりて爲さゞるべからず。

拙者等二ケ年間持續せる當取引所組合員に有之候に付ては茲に某氏を本取引所組合員として推薦(申出再申出推薦)仕候就いては同氏儀入所何ケ年内に於て取引所取引に就き委員より不履行の宣告する場合にありては拙者等請求ある場合には同人の債權者に對し各自二千兩を支拂可申以て前記不履行者の負債消却に充當可爲致候。

第一推薦者(署名捺印)
第二同　(同　)
第三同　(同　)

小生儀(下名の通り)上海株式取引所員たる可き希望有之候に就ては爰に若し當選致し候節は誓つて現在若しくは將來に於て執行せらるべき當取引所規則條例を誠實公明に遵守可仕此段相誓候也。

　　記載
結婚者(若くは未婚者)
現住所
事務所
取引銀行
　　署名　　㊞

第一三條　組合員は其の推薦すべき候補者及び其の過去現在の境遇等に就き委員をして其の人物の適不適を斷ぜしむるに必要なる私交上の知識を有することを要す。
又三名の推薦者は候補者の性格閲歷等に關して委員より要求せらるべき事項は通知するの責あるものとす。

第一四條　入所申込の告知は三名の推薦者の氏名と共に取引所に於て少くとも該申込人の選擧期前十日内に揭示せらるべきものとす。

第一五條　候補者は取引所組合員に依つて選擧せらるべきものとす、各組合員は各一個の選擧權を有し投票の際投票簿に各自署名することを要す記錄せられたる票數は投票簿の署名數と合數せざれば其の投票は不法たるべし二個の不法票ある時は其の候補者は拒絶せらる、拒絶せられたる候補者は第一回申込後滿一ケ年を經るにあらざれば再び入所申込をなす能はず、票數十五以上ならざれば一投票箱を形成する能はず、五票に對し一票の反對者あるときは除外せらる、投票箱は一週間開け置くものとす委員は各々共に吟味するを要す。

第一六條　各候補者は選擧後二週間内に書記に現金若くは確實なる有價證券を以て五千兩を支拂はざるべからず該金額は取引所より特別信託勘定により預入れ受託者に於て之を維持し先づ該組合員が組合員たる期間に於て不履行者たり若しくは破產し或は破產の宣告を受くるが如き場合には其の債權者に對する債務辨濟に之を充當するものとす。
新の如き信用基金を債權に對當つるが如き場合には本取引所組合員は他の組合ならざるものに先んじて優先權を有す。
又該基金より生ずる收入は收入の都度該金預入組合員に支拂はるべきものとす。

第一七條　組合員當選の告知は規則書と共に該組合員に交付すべし、入所料及申込費又は第十六條に依る預入金、而して組合員の爲に出席權讓渡より生ぜる所得稅等支拂の後該組合員は規則書の原本に署名し而して之に依りて責任を負ふべきものとす、然る時は該組合員は取引所組合員たる一切の特權を有するものとす。

第一八條　候補者にして若し落選したるときは其の趣を推薦者(三名)に書信により通告すべきものとす。

第一九條　毎年の入所料は年一回の會議に於て委員之を定め告知板にて告知をなす、入所料は如何なる場合にありても一千圓をこえることを得ず毎月納むべき申込料は各年一回の會合に於て其會日後一ケ年間に對して之を定め年四回に分けて之を分納せしむ如何なる場合にありても一度納めたる入所料は之を拂戻すことを得ず。

第二〇條　組合員にして申込要若くは其の取引所に負ふ金額を滿期後一ケ月以内に拂ふ事能はざる場合には書記は書信を以て拂込の督促し其後十四日以内に辨濟せざる時は委員は有効に其の組合員の氏名を名簿より除去するの指圖をなすことを得然る時は該組合員たること爲み出席權空位となる。

第二一條　組合員六ケ月間上海に不在なるときは先づ所名を取引所書記に通告したる者は其の氏名を不在組合員名簿中に記入せらるべし而して不在中は毎半年又は半年の端數毎に八兩を寄金として支拂へば足る、然れども如何なる組合員も引續き三ケ年以上不在なるときは其の事由を委員に具し其の同意を得るにあらざれば不在組員簿中を除名せらるゝものとす。

第二二條　前條の規定により組合員名簿中より除去せられたるもの復住せんとする時は二人の他の組合員により推薦せらるゝを要す、而して委員と該組合員より凡ての未拂金の納付を受けたる時は注意し後任を許すの權を有す、而して該組合員が會出席權を有する場合にして又以下各條の規定を遵應する場合たらざるべからず。

第二三條　組合員にして二ケ年間寄金拂込を繼續せずして其の後任を要する場合には新申込者と見做し普通の方法によりて選擧せらるゝことを要す。

第二四條　本取引所經理は第四十條の規定によりて開かるゝ年總會に於て選擧當選すべき五名の委員によりて爲さるゝものとす、該委員は取引所取引を規定せざるべからず又組合員の入所除名若くは營業停止に關して現存の取引所規定と撞着せざる範圍に於て補則を制定することを得且つ又取引の依つて爲さるべき形式條件をも定むることを得或は又取引をなすものゝ行爲に關し若くは一般組合員の秩序の維持及其の變更又は其を變更せずして採用すること等に關しても規定することを得、委員任期は其の當選の日より十二ケ月として次期委員の當選の日に至るものとす、未だ委員たることなく且つ被選擧權なきものを推薦する場合には選擧前四ケ月以内に其の告知を書信を以て書記に爲さゞるべからず。

此の通知書には二人の組合員署名を要す、委員選擧若しくは委員補欠選擧の投票は皆取引所に於て保管せらる。

第二五條　選擧より前滿一ケ年間組合員として續きたるものにあらざれば委員に選擧するの資格なし、又何人も組合員たるの權利燈みたる場合には自然委員たる能はず。

第二六條　委員は其の指定日に集合し且つ之等の規定に導ひて手續を定むべし。

第二七條　委員は三名を以て其の定足數とす。

第二八條　一年一回の選擧の後通常會議の際委員は其の中より議長を選ばざるべからず。

議長は總ての會議に於て其の事務を執り會議を處決す、議長不在なる時は委員は其の内より一人の議長代理を選ばざるべからず。

第二九條　委員にして時々欠席者ある場合には殘存委員にて引續き事務にあろ者其の欠を補ふ、不在委員の空席を補ふため任命せられたるものは其の選ばれたる年内は其の職に任じ他の委員と共に退くものとす。

第三〇條　委員たる組合員が自己の行爲に付き委員會の問題となる時は何人の集會を問はず行爲を爲すことを得ず、又自己が訴訟當事者の地位に立つが如き事件の調査の爲開かれたる會合にありても行爲することを得ず。

第三一條　委員は取引所の受取金資產負債に關する正確なる勘定簿を作り之を保管せしめざるべからず、右帳簿は毎年十二月十一日に至りて整理し決算せざるべからず、而して書記は取引所の資產負債に關する概略試算表を作製し二人の組合員之を檢査し委員及書記は之に署名することを要す。

第三二條　委員は總會の同意を經て特に組合員の爲に家具什器を賄ひ使用人を雇ひ取引所の事務所を建設する等のことをなすを得組合員ならざるものは特に委員の許可あらざれば之を使用することを得ず。

第三三條　取引所の印章は委員中其の使用權ある者若くは議長又は他に少くとも一人ある場合にあらざれば使用することを得ず、印章使用者は其の印章押捺の各所に署名することを要す、而して斯の如き書面は各書記若くは委員に指名せられたるものによりて副署せらるゝことを要す。

第三四條　書面を以て正當なる請求を受けたる協合には委員は其の組合員若くは公衆の利益に關するあらゆる要求の理由及其の他の事に關し調査をなすことを要す。

第三五條　委員に宛てたる通知は凡て書面を以てすべきこと又匿名の書面は之に應ずることを得ず。

第三六條　委員の要求ある協合には組合には組合員は出頭することを要す、且つ調査中の事項に關する事情等を知りたる時は之を委員に通知することを要す。

第三七條　委員は團体として其の締結せる契約により招致し又は自己の行爲により或は其の本分を遂行する上に於て生じたる損害及び費用に付ては取引所に對し賠償の責を負ふ、斯の如く賠償として支拂はるべき金額は取引所の債權として其の財産に加入せらる、而して組合員中にありては凡ての他の債に先つて優先權の目的となる。

第三八條　取引所員たるべき書記は年總會に於て選擧せらるべきものとす、而して其の任期は委員が其の職務を滿足に遂行することを得るものと認むる年内に於て之を定め一定せず、委員は書記を轉任改選するの權利を有す若し組合中何人も此の職に當たるものなき時は全組合員の選擧若くは委員の指名によりて組合員外より之を任命することを得。

第三九條　書記は入所料寄金及其の他の納入金を受取るものとす、此の協合には書記に差出せば足る納入の金額は委員により指定せられたる銀行に支拂ふものとす、小切手は凡て書記及他に一人の委員之が署名をなす書記不在なる時は委員中の二人之をなす。

第四〇條　年總會は毎年三月中に之を開く、此の目的は其の前年度の合計を報告し其他一切の目的の爲に之を開くものとす、總會開會の告知は取引所内に於て少くとも十日間掲示せざるべからず。

第四一條　委員が十日以前に通告をなす時は取引所組合員は隨時特別會議を開くことを得、其の告知は取引所内に掲示し開會の理由を明示すべきものとす。

又此の協合に限り討論を許す、委員は十名以上の組合員が書信によりて請求をなす協合には前項と同條件同制限の下に於て請求書受付けの日より十四日間以内にありて特別會を開くことを得、請求書は開會申請の目的を明示すべし。

第四二條　通常會議の協合に於て二人の組合員より投票に依る方法要求せられざる時は議長が可決若くは否決を宣す、而して此の可決若くは否決の宣告は投票によりし時は同樣に其の可決若くは否決に關する票數の多寡を證するに足るものと認む。

第四三條　若し投票による方法が正當に要求せられたる協合には選擧投票によりて決せざるべからず、而して投票の結果は其の會議の議決と見るべきものとす、議長は會議に於ける選擧の協合に他と同樣に投票をなすの權利を有す、凡ての會議によりて各會員一ケの投票權を有す、代理人をして投票を爲さしむるを得ず。

第四四條　如何なる組合員も其の取引所に對する預儀金が一ケ月間不拂なる協合には何れの會議にありても投票權なし。

第四五條　延會に於ては其の延期せられたる會議の時終了したる取引の外取引を爲すことを得ず。

第四六條　普通會議に於て十五名の定員數組合員が指定時より十五分經過するも出席せざる時は議長は便宜なる時迄其の會議を延すことを得。

第四七條　委員は組合員が次の諸項の一に該當するものと認むる時は三ケ月を過へざる範圍に於て其の營業停止をなすことを得。

1 明かに其の時行はるゝ仲立に要する諸項の規定の範圍を脫し若くは脫せんとしたるとき。

2 明かに組合員にあらざる他のものと仲立均分の割合を以て株券若くは他の有價證券を賣買したる形跡あるとき。

第四八條　次の諸條に規定せらるべき方法によりて開かるべき特別總會に出席せる組合員は特別の可決によりて以下の諸項に該當する會員の營業を停止し又は除名することを得。

1 取引所の規定を無視するもの

2 委員の決議に應せざるもの

3 前二項の規定に悖ること二回に及ぶもの

4 適法ならざる行爲に依り聲を惹したるもの

第四九條　組合員の除名若くは營業停止は特別總會に出席せる組合員の三分の二の多數によりて決すべきものとす（但し定足數が出席せる場合に限る）。

第五〇條　以上の諸條により違犯者は委員が認る時は委員は特別總會の決議を俟たずして任意に其の組合員の營業停止をなすことを得、又停止を行ひたる後三日以内に若くは停止せざる場合には何時にても委員は特別總會を召集し以て之等の事件を攻究し若し同會議に於て適當と見らるゝ時は該組合員の營業を停止し又は除名をなすことを得。

此の特別議會は特別の告知を以て爲さゞるべからず、告知は取引所内の最も見易き場所に掲示し開會日及び其の目的を明示し會議の日迄留め置く事を要す、會議は其の通知の爲されたる日より晩くとも二十日を經過せず早くとも十日以内ならざるを要す、委員は組合員の爲に開かるべき會議の目的及開會日を明示せる告知をなすに於て適當なる方法をとることを要す若し組合員の營業停止をなせる日より三日以内（日曜大祭日は算入せず）に其の告知をなさゞる場合には其の停止は無効たるべし。

然れとも委員は組合員の營業停止を行はざる先に前揭の目的の爲に會議を開くことを得。

第五一條　委員は時宜により適宜に組合員を除名し若くは組合員が不履行者となり營業停止を命ぜられ我は組合員たることの熄める場合にありては其の事實を會衆に通知し又は通知せしむることを要す、如何なる行爲たると又如何なる手續たるとを問はず如何なる事情ありとも此の如き告知を受けたる者の告知人に反對することを得ず。

而して此の規定は此の如き通知を發送する人に對する一の許容として効力を生じ從つて此の規定により告知人と抗辯をなすことを得。

第五二條　取引所の規定は隨時組合員投票數の三分の二の多數を以てする特別總會の議決によりて變更再用若くは新に規定せらるゝものとす適法に通過したる規則條例は全取引所組合員の上に責任を負擔せしむるものとす。

第五三條　現行規定に變更を加へんとして之を用ゐる或は變更し又は新規定を設んとする場合には十日間の總を公示することを要す。

第五四條　各組合員は上海若くは其の他の地に於ける其の名宛を書記により て登錄し置かざるべからず。

第五五條　取引所より組合員に通知する通知書は直接に其の組合員に渡たり又は郵便持を經じて之をなすことを得、後者の場合には其の名宛は登錄せられたるものを用ゐ郵稅は先拂とす。

第五六條　上海に在住する組合員の住所に宛てたる通知が郵便局を經由する場合には其の通知は取扱郵便局受付の翌日到着したるものと做す且つ該通知書の表書の宛名が正當にして郵便切手貼用しあり且投函せられたることを證明するものあれば其の通知は有効なり。

第五七條　組合員にして其の債權者と滿足なる調停をなす能はず又は契約を履行する能はざる場合には該組合員は二十四時間内に履行不能を委員に通知せざるべからず且斯の如き不能が若し迫りたる決裁に關係ある場合には其の通知は最も切迫せる決裁期日前少くとも四十八時間前に爲されざるべからず而して該組合員調査中取引所より營業中止を命ぜられ委員に向つて滿足なる證明を爲す能はざる時は遂に其の履行不能者たることを公表せらるゝものとす、之に依りて該組合員は組合員たること總み同時に出席權を失ふ。

第五八條　組合員が勘定の平常決濟期前に其の勘定に基く差額 Difference を受け取り若くはある見込利益の爲に報酬を受くる場合は其の方法が金額支拂によるは株券を契約日の市場價格と異れる價格を以て賣買せるとに依ると將た又他の方法によるとを問はず其の何れも差額報償が與へられたる契約違行期日より以前なるときは其の差額及報酬を若し其の組合員が事業失敗をなす時は之を一般債權者の利益の爲め該組合員に通知し該組合員は之を再び自己の債權者に拂ひ以て各場に於て凡ての債權者に對する關係が同一となり全く先きの決裁も又債權者との調停もなかりしは同樣の狀態をなすを要す。

第五九條　債權者が不履行者の不動産上に得たる權利が其の他人との差額以上なるときは其の配當を他の債權者と同樣ならしむるが如き部分は之を通知すべし。

第六〇條　不履行の日に於て引渡したる株券に對する適當なる支拂を受けざる組合員は其の不履行額の割合に應じて其の引受の日に於ける平均價格を以て支拂を受くることを得、又其の有價證券不履行者自身の財産より生ず

る所得より支拂を受くるの優先權を有す。

第六一條　委員は取引所取引より生ぜざる不履行者の貸借計算上に對しては何等の主張すべき權利なし。

第六二條　如何なる組合員も要求ある場合には他人に對する債權を讓渡し若くは其の破產の日より一ケ月以內に於て自己若くは指名したる讓受人に其の原帳簿及勘定又は破產の場合には其の債權債務額の明細書を讓渡するにあらざれば再入所を申込むことを得ず。

（前條六二條は一九〇二年九月二四日の特別總會に於て以下の如く變更せられたり。

第六三條　委員は取引所規定及び其の附則に準據して爲したる取引所以外より生ずる不履行者に對する請求權は之を認容することを得ず。

第六四條　調停が滿足に決せられたる場合には其の當事者が組合員間相互なると其の本人 principal 間なるとを問はず其の債權者によりて署名されたる證明書を委員に差出すに從ひ再入所の被選擧權なく、再入所を申込む不履行者は新入所者と同じく指名推薦の選擧をせらるゝことを要す。

不履行者が再加入を申込み之に被選擧權を與ふるや否やの議決は第十四條の規定に從ふて該申込の告知がなさるる以前少くとも三日間は取引所に公示せざるべからず。

第六五條　如何なる組合員も委員の許可及債權者の同意あるにあらざれば不履行者の爲若くは其の利益の爲に取引を爲すを得ず不履行者が再加入を許されざる以前にて組合員は自己の勘定に於ても不履行者と取引をなすことを得。

第六六條　如何なる組合員も自己本人が他の組合員に對して不履行者の財產上に權利を有することを得又の新の如き場合には其の者は會議の時に於て任意に一の組合員をして自己を代表せしむることを得。

第六八條　如何なる組合員も不履行者の財產上に債權を有する場合には其の權利を委員の同意なくして組合員にあらざるものに讓渡し讓渡し若くは他の債權の目的となすことを得而して此の讓渡が認許せられたる時は委員は其のものを讓受人に通知するを要す。

第六九條　不履行者若くは破產者が再加入を申込む時は委員に其事情を詳細通知するを要す。

第七〇條　不履行者破產者若くは第五七條の規定による取引停止を命ぜられたる時より二十四時間以內に其の讓渡人を指名せざるべからず、且其の通知は委員の許容を要すべきものとす、其讓受人の義務は債務者よ〻勘定原簿及其の債務者に對する債權債務額明細書を得若くは其の計算を檢査し或は取引契約を調査し其の事件の報告を作製して之を委員に交付するの諸點なりとす。

第七一條　不履行者破產者第五七條の規定により取引停止を命ぜられたる者が二十四時間以內に委員に對して滿足なる讓受人を指名する能はざる時は委員は組合員の爲に讓受人を任命することを得。

第七二條　各組合員は其の契約をなせる他の組合員と共に其の契約が之を爲す組合員の勘定に於てなされたるとを問はず直接第一に取引所の規則條例習慣を適當に實行することに於て責任を有す、但し契約の當事者 principal の氏名及住所が與へられて相手方に知られざりし場合は此の限に在らず（契約をなせるものが責を負ふ）決して以下の諸項に何等の關係あることなし。

A. 組合員が其の本人に對する權利。

B. 組合員が他の組合員の本人に對する法律上の權利（第七四の規定は此の限にあらず。

C. 本人相互間に於て嚴格に留保せられたる本人の法律上の權利。

第七三條　各組合員は其の事務所に次の帳簿を備付けざるべからず。

現金出納帳。

日記帳（現金取引及期間取引を各記載せる帳簿）。

之等の帳簿は委員より權利を與へられ適當なる資格を有する免許計算人により檢査せらるゝものにして此の內容は三日間廣告することを要す。

第七四條　如何なる組合員も最初其の意望を委員に通知且つ委員に其の事件の調査書を提出し且つ法定手續きの方法に付て委員の同意を得るにあらざれば法律によりて取引所以外の取引より生ずる權利を一組合員若くは不履行者或は組合員若くは不履行者の本人に對して主張することを得ず。

第七五條　組合員は其の直接なると間接なるとを問はず其の本人の承諾ある

にあらざれば公設若くは私設の營造物内に於ける半外の若くは其と期限取引をなすことを得ず組合員にして此の規定を違す時は委員が違當と認むる場合は科料を徵收し又は營業停止を命ずるべし。

第七六條　取引所の取引を取消さんが爲に申込みたる請求は其の如何を問はず委員之を處理すること能はず但し詐僞若くは故意の申立を特別辨明する場合は此の限に在らず。

第七七條　本人が死亡する時は其の仲買人は次の決裁期日に於て支拂ふことを得（但し支拂はざるべからざるにあらず）。

第七八條　特別に他の方法を用ふることを明示せられざる場合にはあらゆる取引は現金支拂とし次期勘定日に於て決裁すべきものとす。

第七九條　長期取引に於て組合員相互間と若しくは本人相互間の契約書は一九一一年十二月十二日の總會にて決せられたる形式によりて爲さるべからず。

第八〇條　賣買契約決裁の場合にありては配當は組合員の手取高を標準として計算せらるべきものとす。

第八一條　持參人拂の有價證券は利札と共に持參するにあらざれば決裁日に於て引渡すことを得ず。

第八二條　決裁日に支拂はるべき利札を有する持參人拂有價證券は利札落にして引渡すものとす。

第八三條　配當が決裁後に支拂べきものなる時は持參人拂の有價證券の取引は其の通用の利札によりて決裁すべし然らざれば買手は其の利札の市場價値を要求するの權あり、其の評價に爭の起る場合は委員之を決す。

第八四條　帳簿書換のため賣主が有價證券の買主に許す證券送附の日數次の如し。

歐洲及亞米利加	六十日
香港若くは他の外港	二十日
上海市内	八　日

第八五條　株券は其の記入せられたる價格にて賣却せんとする申出は責任を生ず又其の株數が契約し當時定めざりし場合には申出人は委員によりて決せらるべきを最少株數に對して責を負ふ。

第八六條　凡べて賣買せられたる公債は其の滿期日の午後二時半迄に交換決裁せられざるべからず、又ある特定の日を限り賣買せられたるものが其の當時裁決なかりし時は次の日午後十一時迄で賣買することを得、此の場合不履行者たる組合員は之より生ずる損失を賠償せざるべからず。

第八七條　別々になす株式書交換行爲は假證券の發行によりてし書替人之に異名し且つ適當に之を證明せざるべからず。

第八八條　株式書換のため政府に支拂ふべき證稅は書換人は假株券の賣手とに負擔さるべきものとす、假證券を發行する會社によりて課せらるゝ徵收金及假證券のため徵收せらるゝものなること分明なる諸費用は被書換人若くは買主が之を負擔するものとす。

第八九條　公債證書及株券が甚しく破損し若くは文字の重要なる部分が塗抹しあらざる限りは完全なるものとして取扱はるべし、委員は株券若くは公債が毀損したる狀態若くは書換行爲及利札に欠點あり或は正當ならざる狀態に於て讓渡をなしたることを認めらるゝに就ても若し引渡後八日以上買手が之を猶豫し居る中は如何なる苦情も之を入るゝことを得ず。但し賣主が引渡の當時之を知りしことを證明することを得る場合は此の限にあらず。

第九〇條　仲立料は公債株券賣買に於ては其の取引の價格の一分を以て標準とす、而して賣買主之を均擔す、一取引に對する徵收金の最少限度は二兩とし賣買主之を負擔す、組合員間の取引ならば手數料を徵收せず。

第九一條　有期取引の決裁日は毎年十二月次の五ヶ年間に對して委員之を決す、書記は決せられたる日時を廣告す。

第九二條　黒板に記さるゝ凡ての取引が賣買仲買人により初めらるゝ場合には其の取引は公定の相場に認めらる、仲買人と本人との間の直接取引を記載する黒板は單に組合員に通知する目的の爲めに用ゐられ而して其の通知は回章又は新聞によりて公表せらる、然れども之公定相場にはあらず。

第五三條　六人以上の組合員が室内にて決せられたる相場が公定相場によりて爲されたるか又は直接相場によりて決せられたるものなるか否かを公表し確めんと欲する場合には委員は獨立し且つ充分なる資格ある仲裁者を指名して相場を公表したる組合員の帳簿を檢査せしめ而して此の事實を委員

に通知することを要す。

第九四條　取引所の帳簿に載り居らざる會社の社債及株券により如何なる相場も定むることを得ず。

第九五條　特別なる約面金額の爲に特別なる價格によりて爲されたる實買契約は他と區別することを得る樣相場を定むるものとす。

第九六條　取引所は其の爲さるゝ順序によりて相場を立つ、組合員は委員の同意ある時は省かれたる契約は其の儘の順序に於てなすことを得、其の契約成立のとき及價格を陳述することを要す。

第九七條　公定板に一度記入せられたる相場は委員中の二組合員が之を許すにあらざれば抹殺することを得ず。

第九八條　組合員にあらざる者が組合員に對して苦情を申立つる場合には委員は第一に其の苦情が果して彼等の決裁を俟つべきものなるや否やを考究すべし、又委員が之を肯定する場合は其組合員ならさる者は次の如く同意書に署名することを要す但し此の事情が委員の耳に入らざる前になすことを要す。

何某と何某との苦情に關する意見書

拜啓此の事件に就ては貴下に御一任致す事に同意致候且つ此の一任より生ずる責任は小生之を負擔可致候且つ小生が宛も貴取引所組合員に同一なる方法によりて此の事件に關する貴下の御判決を嚴守し曾つて實行可仕候同時に可及的貴下に一任致候此の件に關しては民事刑事の何れを問はず訴訟提起若くは提起を促すが如き擧に出で申す間敷候、且つ小生に於ても委員が相當の手續によりて爲されたる事には同意可仕候且又斯の如きに對しては賣を預ひ可申候。

議長の署名ある委員の御決裁は此の一任が委員會の實行に準據して爲されたるものなることを證するに足るものに候然らば此の書面は一八八九年英國裁判法中の仲裁の意義範圍に於ける仲裁に一任したるものと思惟可致候。

取引所委員殿

第九九條　新會員にして公定表中其の株式相場を加へんと欲するものは次の各項に準據して爲さゞるべからず。

1　委員にして該會社が相手の地位あり又相當の大力なることを滿足に知らしむべきこと。

2　以下の文章を取引所書記に納めざるべからず。

a　趣意書

b　會社の規則條項

c　株券及社債券の雛形

3、次の諸項の申告書記又は線支配人を通じてなすべし。

a　公衆より申込まれ其に對して無條件にて割當て而して支拂を受けたる株數及券面額並に其の各項の株數。

b　全部に對して割當てたる株數及券面額若しくは現今以外の報償株に對しては割當たる株數及券面額並に其の兩者の株數。

c　株券發行を爲さんとする額の三分の二（發行額が認可額の全部なると一部なるとを問はず）に達する公衆の申込あること無條件にて割當てたること及拂込を受けたること等（報償株は勿論其の割當の一部をなすものにあらず）。

4　七十五兩の手數料を支拂ふべきこと。

第一〇〇條　讓歩を受けたる人所有權者賣主其の他の者に對する支拂の代りに保たれ且つ　されたる公債及び株券は假券が公衆に向つて發行せられたる初めの日より一ケ年以上の期間を經過する迄は決裁の用に供せられ又は公定相場を定むる標準となすことを得ず、又此の如き公債及株券は公衆割當部分中に入るゝことを得ず。

第一〇一條　百條の規定による期間内に賣主の有する株券は契約の當時特に同意あるにあらざれば善良なる提供物と認むることを得ず。

第一〇二條　若しある問題の發生を見之を取扱ふべき規定が此の規則中にあらざる時は倫敦株式取引所規定の主旨に從ひ事情の許す限り之に準據して處斷するものとす、此の倫敦株式取引所規則は一部本取引所書記に於て之を保管し置き組合員の供覽に資す。

上海株式取引所内觀

注意　内規中の一條三條四條五條六條八條十條及び十一條中に用ひらるゝ

差額金なる語は現金の繰越値段は、同株に於ける約定値段との間に於ける價格に差異を生じたる時の差額を意味するものなり。

第一條　取引所委員は各組合員間に行はるべき總べての先約定の帳入記入をなし置くを要す、此の帳入記入は各精算日に於て繰越値段と約定値段とに於ける差異を精算評定するの目的に供するものとす、此の帳入記入なき先約定に於ては他の組合員より不平又は請求等の起る事あるも取引所は之に關せざるべし。

第二條　先渡しの取引は取引所書記により其の契約が帳入記入せられたるにあらざれば取引所板上に於て相場を呼ぶことを得ず。

第三條　差額金高は繰越値段の基本原價に於て裁定せらるべし、而して此の繰越値段の基本原價は取引所委員によりて精算日の二日前に確定せらるゝものとす。

第四條　組合員間の取引より起る總べての差額金は株式取引所特別勘定部に拂込むべし而して其の受取證は此の支拂をなす組合員に交付す。又內部主要取引に於て組合員より取立てたる差額金も亦此の勘定に拂込むを要す、而して特種の受取證を顧客の勘定に於て前と同樣に交付す。

第五條　差額金の勘定によりて爲されたる支拂の受取證は其の現金が預入せられたるを承認するに止るものにして何等流通性を有するものにあらず。

第六條　利益は之等契約が滿期となり而して完成せらるゝ迄は當然支出又は支拂せられざるべし。

第七條　一組合員にして精算日に於て株式取引所特別勘定に差引殘額を有する時は之を要求し得又之を要求の自由を有す。

第八條　精算日に於て組合員が繰越と約定値段との間の差額金として他の組合員に支拂ひ又は支拂はるゝ金額にして不足せる時は取引所書記は斯る付加支拂を負へる組合員に對して直ちに通知して其の次の日の十一時に於て賣出し又は買入を以て差額を要求し得。

第九條　差額金の支拂に於て其の株が契約の滿期日に到り相場變動することあるも其の引渡及び交付すべき負債に付ては當事者をして其の變動相場に從はしむることなし。

第十條　株式取引所特定勘定による支拂は常に組合員のみならざるべきものとす。

第十一條　取引所委員等は都合を見適當と思爲せる時に於て何時にても差額金整理の爲め特別精算日を決定施行するの權利を有す。

（未完）

湖南鑛山表（二）

（二月十日以後三月廿四日迄　新開せるもの）

縣別	地點	礦質	牌名	主管者	許可年月
安化	柑子園廖家坪	鐵	—	夏立群	民國三年二月十一日
同	栗山橋	鉛	—	蕭焱	三年三月廿一日
同	青山冲	同	—	同	同
同	田角裏	同	—	同	同
郴	西鳳東冲石	炭	—	崔斯成	二月十一日
新化	上廟村鎌（アンチモニー）		—	譚嶽琳	二月十六日
同	沐纊村	同	—	楊升良	三月一日
同	長龍界南段	同	—	楊武	三月十五日
醴陵	東二區花橋冲	石炭	—	蕭廻樓	二月廿日
零陵	堡口橋胡家崚	石炭	—	蕭宗濂	二月廿一日
祁陽	南風凹	石炭	—	張楚城	二月廿一日
臨湘	白石頭老龍江	鎌	—	洪麒	三月一日
常寧	雷打石	錫	—	李汝梅	三年三月五日
同	白鵝嘴	銅	—	蕭碩彥	三月十七日
湘潭	十三都石壁山	石炭	—	袁庭華	三月七日
湘鄉	二十五都油棺嵜	同	—	顧崧	三月十一日
同	柏楊田安嘴嵜	同	—	嚴恤芸	三月廿日
永明	永錫鄉	鉛	—	龍三實	三月十一日
桃源	飛溪河	銅	—	姚似蓀	三月十二日
同	供溪橋	金	—	劉玉東	三月廿二日
桂陽	鳳凰山	銅	—	謝峙	三月十五日
耒陽	馬鞍坡	銅	—	朱得康	三月十七日
衡州	賀家山	金	—	李頌南	同
臨武	獅子嶺	錫	—	成壽喬	三月廿二日
甯武	狼頭山	礦	—	徐純蔚	三月廿二日
永州	西鄉古石崖	錫	—	張瑞芝	三月廿三日

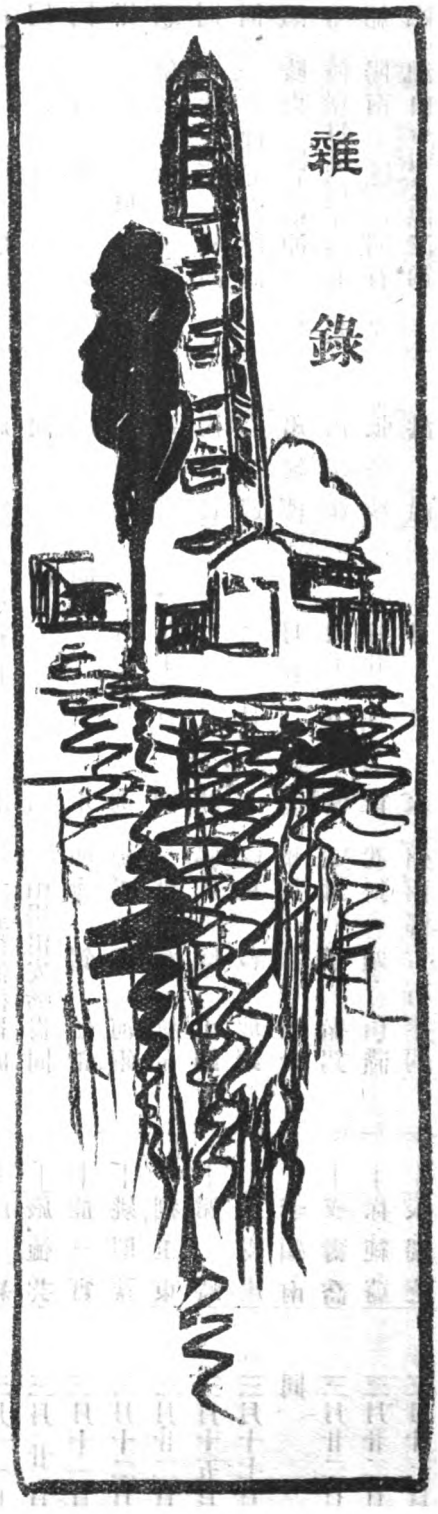

約法會議（二）

六、當選議員

三月九日より同十三日に至る約法會議々員資格審定會に於て合格と認めたる議員六十人、其姓名左の如し

王印川	賈　耕	田應璜	汪　涵	鄧　鎔	寶　熙	黎　淵	程樹德
王恆晉	顧　鼇	秦望瀾	王學曾	王劭廉	李　榘	袁金鎧	陳瀛洲
王樹枏	傅增湘	曾彝進	梁士詒	齊耀珊	除　黼	霖　施　愚	秋桐豫
張其鍠	關冕鈞	嚴天駿	任可澄	莊蘊寬	馬　良	孫毓筠	王揖唐
陳國祥	那彥圖	齊默特散披勒	阿旺根敦	李盛鐸	趙惟熙	朱文劭	嚴　復
棍布札布	噶拉增	江曲達結	許世英	王世澂	劉心源	張國溶	夏壽田
錢能訓	馮麟霈	向瑞琨	李湛陽	舒禮鑑	柯劭忞	王丕煦	王祖同
張振勳	邵　章	龍建章	胡商彝				

議員の經歷人物等に付き略述すれば

孫毓筠　安徽壽州人、字は少侯、年四十二歲、日本に留學したることあり、革命當時安徽都督となり、後に西藏議員

として參議院に列し、又政治會議々員ともなり、曾て國事維持會を起し、現に政友會理事たり、今回安徽省より約法會議々員に當選し、推されて同會議の正議長となれり。

施愚　四川涪州人、字は鶴初年四十二、進士出身、自費を以て獨逸に留學し、法律を專修し、歸國後前清の憲政編査館員となり、民國成立後は總督府秘書となり、陸徵祥內閣に入りて法制局々長に任ぜられ、民國の法制多くは其手に成れり、今回黑龍江省より選出され、約法會議副議長たり。

梁士詒　廣東三水の人、字は燕孫、年五十五、度支部、郵傳部、憲政籌備處等に歷任し、革命後は袁總統の秘書長として縱橫の策を廻らし、北京政界に於て殆ど最大の勢力を扶殖せるが、近時段祺瑞一派の陸軍側と暗鬪ありとの事なり、昨年財政次長となりしことあり、今回は廣東省より選出せらる。

王揖唐　安徽省人、日本士官學校出身、民國成立の際には北方議和代表たりし人、前には統一黨理事、參議院議員（蒙古選出）として憲法起草委員となれり、今回は安徽省より選出さる。

顧鰲　四川廣安州人、字は巨六、日本に留學して法政を研究す。現に內務部參事、約法會議籌備事務局提調、政治會議々員兼秘書長たり、今回の約法會議の組織は多く顧の計畫に出で、自らは甘肅省より選出され、約法會議秘書長たり。

李榘　直隸東鹿縣人、字は訪漁、年四十一、日本法政大學出身、前清翰林出身、順直諮議局議員、資政院民選議員、參議院議員、政友會本部總務部主任、同直隸支部長等の經歷あり、今回は直隸議員として當選。

錢能訓　浙江嘉善人、字は幹臣、翰林出身を以て御史に任じ、民政部右丞に補せられ、徐世昌の東三省總督時代に參贊に調充され、嗣で陝西布政使となり、現に內務次長たり今回は蒙藏青海聯合選舉會より選出さる。

趙惟熙　江西南豐人、字は芝珊、年五十四歲、前清翰林出身、陝西學政、甘肅知府等に任ぜられ、革命以後は甘肅都督たり、昨年政治會議々員となり、今回は江西より選出せらる、著す處「民國通禮」あり。

馬良　江蘇丹陽人、字は湘伯、年七十四歲、舉人出身、天主教に歸依し、曾て日本其他の公使館員に歷任し、革命前迄は上海にありて教育事業に關係し、江蘇諮議局議員たりしが、革命と共に江蘇都督府外交司長となり、次で留守府政務處々長となり、昨年政治會議々員となり、今回は江蘇省より選出せらる、曾て京師大學校長となりしことあり漢學及英語を能くすと雖も老來事に堪ゆるや否や疑問なり。

陳瀛洲　奉天鐵嶺人、字は海峰、年四十六、別に學歷なきも候補知縣となり、各所學堂に教鞭を執り、明治四十二年奉天省議會議員となり、後資政院議員に任ぜられ、又昨年政治會議々員となり、今回奉天より選出せらる。

寶熙　正藍旗清宗室、年四十六、字は瑞宸、又忱庵と號す、翰林出身、山西學政、憲政編査館提調、學部侍郎、崇

文門副監督等に歷任し、族人中名望ある一人なり、昨年大總統より政治會議々員に任命せられ、今又京師選舉會より約法會議々員に當選せり。

嚴　復　福建閩侯人、字は幼陵、少にして外國に留學を命せらる、實に支那近世海外留學者の嚆矢たり。譯する所の諸書には天演論、群學肆言、群己權界論、社會通詮、原富等あり、前清の時特に進士を以て賞せられ、福建船政局々長、北洋學校長、北京大學校長、學部參議等に歷任し、現に總統府顧問たり、今回は福建より選出さる。

王丕照　山東萊陽人、字は葵若、年四十三、前清議士、內閣中書たり、昨年山東より政治會議々員となり、今又山東より選出さる。

李盛鐸　江西德化人、字は木齋、年五十餘、前清榜眼、翰林院編輯を授けられ、日本及獨逸に使臣たりしことあり。後憲政考察の爲め各國を歷遊し、山西提法使に任ぜられしが、革命後山西民政長となり、今回江西より選出せらる。

那彥圖　字は鉅市、外蒙古三音諾顏部王、年四十六、前參議現議員、政治會議々員、今回蒙藏青海聯合等より選出さる。

王印川　河南人、字は月波、年三十五、早稻田大學出身、衆議院議員として憲法起草委員となり、次で河南選出政治會議々員となり、今又同省より約法會議々員となる。

王樹枏　直隸新城人、字は晉卿、年六十餘、前清進士出身、四川にありて知縣を務め、後事に因りて彈劾せられしも、張之洞に知遇を受け、甘肅督署に於てその幕友となり、後改めて新疆候補道となり、署新疆布政使となり、今回新疆より選出せらる。

王祖同　河南唐邑の人、字は肯堂、翰林出身、山西主考となり、又廣東、江西に知府となり、河南諮議局議長となり、革命後は河南民政長たりしが、今回同省より選出せらる。

莊蘊寬　江蘇陽湖人、字は思緘、年四十七、前清の時廣西邊務大臣に任ぜられ、更に同省督練公所參議官となりしも時の巡撫張鳴岐の爲めに彈劾せられ、爾來豫備立憲公會に在りて不平を慰しつゝありしが、革命起るや舊部下黎天才、鈕永建等と江蘇の獨立に功あり、程德全に代りて一時江蘇代理都督となりしが、蘇州事變起ると共に再び野に下り、現今は浦口新埠建設に關して其督辦たるが、今回江蘇より選出せらる。

張振勳　廣東人、前清時代には太僕寺卿より侍郎銜に進み頭品頂戴を加へられ、今回は商會聯合會より選出せらる。

傅增湘　四川江安人、字は潤沅、翰林出身にして袁世凱が北洋にありし時の幕友たり、後に直隸提學使となり、今回は四川より選出せらる。

馮麟霈　順天人、字は潤田、年五十餘、少壯時代より商業に從事し、現に恒裕金店補掌たり、北京商會々長にして、今回は商會聯合會より當選せり。

夏壽田　雲南桂陽人、字は午詒、翰林出身、現に總統府秘書たり、今回は雲南より選出さる。

田應璜　山西渾源人、字は子琮、舉人出身、湖北施南知縣に任じ、民國成立後歸綏觀察使となり、又參議院議員たり

今回山西省より選出せらる。

賈　耕　山西沁水人、字は書農、原名酉予、奉天知縣に任じ、又曾て總統府禮官たり、今回山西省より選出さる。

向瑞琨　湖南寧鄉人、字は淑予、明治大學商科出身、歸國後一時端方の幕僚となり、南京博覽會幹辦たり、後に農工商部出仕となり、漢口に夏報を起したることあり、革命後も北京に於て亞東新報東大陸報の主筆たりしが、劉揆一の援引に依り工商次長に任ぜられ、後に華僑宣慰使、中國保商會々長、中央商業會々長となれり、今回は商務聯合會より當選して議員となる。

陳國祥　貴州修文人、字は敬民、翰林出身、衆議員副議長たりし人、今回貴州より選出さる。

劉心源　湖北嘉魚人、字は功丹、年四十餘、翰林出身、四川知府に任じ、又湖北諮議局副議長として鐵道國有問題に關して之に反對し、革命後湖北臨時議會議長に推され、今回湖北より當選す。

關冕鈞　廣西蒼梧人、字は伯衡、翰林出身、京張鐵路局長たりし人、今回廣西より選出さる。

曾彝進　四川華陽人、字は叔度、原名儀臣、前清時代に大學堂より日本留學を命ぜられ、現今は總統府秘書たり、今回四川より選出さる。

許世英　安徽建德人、字は雋人、年四十二、拔貢出身、英佛語に通じ、初め刑部主事に任ぜられ、除世昌の東三省總督時代に奉天高等審判廳長たり、明治四十三年法部より米國派遣を命ぜられ、轉ねて英佛獨墺伊諸國を巡遊し、四十四年歸國後張錫鑾が山西巡撫たる時、其推擧によりて山西提法使となり、布政使に進み、張が直隸都督に轉任するや布政使を辭してその幕友となり、四十五年五月同都督の推擧により大理院長となり、次で七月司法總長となり、又奉天民政長となり、昨年政治會議々員となり、今回蒙藏青海聯合會より當選す。

黎　淵　貴州遵義人、字は伯顏、年三十五、日本大學法律科出身、現に總統府秘書たり。昨年貴州より選ばれて政治會議々員となり、今回は京師選舉會より當選す。

朱文劭　浙江黑歙人、字劼成、年廿五、法政大學出身、廣西浙江の提法使に歷任し、昨年浙江より政治會議々員となり、今又約法會議々員となる。

張國溶　湖北蒲折人、字は海若、前衆議院蒙古議員たり、今回は湖北より選擧さる。

鄧　鏞　四川成都人、字は壽遐、年四十一、曾て趙智菴の知遇を受け、前衆議院議員、今回も四川より當選。

王劭廉　直隸天津人、字は少泉、年四十六、擧人出身、北洋水師學堂を卒業して後に倫敦に遊び、數年法律を修む、歸來水師學堂、北京五城學堂に敎務を見、袁世凱に知られて北洋大學總敎習となり、四十一年直隸學務所議長となり又天津議會議長となり、四十三年以來、開平炭礦回收問題に關して調査委員となり、革命後天津に直隸保安會を設立し、四十五年五月北洋大學監督となれり、今回直隸より當選す。

柯劭忞　山東膠州人、字は鳳孫、翰林出身、吳摯甫壻とな

り、湖北程學使、學部亟參、上行走となりし人、今回山東より選出されたり、此人未だ辮髮を剪らずと云ふ。

袁金鎧　奉天人、趙爾巽と相善し、曾て奉天財政々長となり、今回奉天より當選。

齊耀珊　吉林人、前鹽務籌備處長たりし人、今回吉林より入選。

秉望瀾　甘肅人、字は超觀、昨年甘肅より政治會議々員に選ばれ、今又約法會議々員となる。

王世澂　福建閩候人、字は薇孫、前清時代に鄧傳部海軍部等に歷任し、現に法制局參事たり、今回福建より入選。

程樹德　福建人、早稻田大學出身、法制局員に任せられ、今回京師選舉會より當選す。

徐紹霖　江蘇人、徐世昌の幕僚なり、年四十九、哈爾賓鐵路交涉局總辦、黑龍江墾務事宜、督辦、興東道臺に歷任し、宋小濂黑龍江巡撫となるや同都督府軍政處總辦となり、今回吉林より當選す。現に奉天內務司々長たり。

秋桐豫　浙江紹興人、年六十三、吉林知府、黑龍江道臺、同省提法使となり、革命後黑龍江民政司に任ず、今回黑龍江より入選。

阿玉根敦　西藏功布人、昨年衆議院議員に當選、今回蒙藏聯合より西藏議員に當選。

噶拉增　蒙古人、昨年參議院議員となり、今回蒙古議員として當選。

王恆晉　陝西鄠縣人、字は錫候、昨年陝西より政治會議々員に選派せられ、今又約法會議に列することゝなれり。

汪　涵　安徽人、前清の時陝西に知縣たり、今回陝西より選出さる。

李湜陽　雲南恩南縣人、字は鄉楓、前清の道員なり、今回商務聯合會より當選す。

嚴天駿　雲南新興縣人、衆議院議員たりし人、今回雲南より選出さる。

張其鍠　廣西人、廣西より選出さる。

齊默散皮勒　蒙古人、蒙藏青海聯合會より選出さる。

棍布札布　同上

江曲達結　西藏人同上

而して朱家寶、蔣尊簋、張蔭棠の三人は候補者たりしも當選者の中に其名を列せられず、是れ蓋し朱家寶は已に直隸民政長兼代理都督に任せられ、蔣、張の二氏に對しても近く重要なる地位を與へんが爲めなりとの事なり。又約法會議々員中政治會議々員を兼ぬるもの十四人あり、政府は之等の兼任議員に對しては政治會議員たることを取消す筈にて、現に政治會議は昨今之を開かず、休會同樣の狀態にあり。

七、約法會議開會式

三月十八日午前十一時、前參議院に於て約法會議開會式を擧行す、出席議員四十四人、國務總理以下國務員全体出席參議院玄關前の扁額には參議院の字を削りて約法會議の四字を大書し、樓上に男女傍聽者五十餘名、來賓十餘名あり、先づ籌備約法事務處員より開會準備及び出席人員に關する

報告あり、舉りて最年長者馬良氏を臨時主席に推し、馬は起ちて左の如く開會の辭を述ぶ。

本日は約法會議開幕の初日なり、予は一日の長を以て諸公の謬推を承け、臨時主席と爲る、念ふに約法は一國根本の大計に關する重大問題にして、凡そ政治の良窳、國力の强弱、社會の文野は進むに非れば即ち退くべし。東西各國に於ては全國の才力を集めて一の憲章を編纂し之を根基として進み、彼の英獨米佛等皆之に依て日に國を强くし、民富むの有樣なり、是等は憲章其宜しきを得たるもの、之に反して憲章不良ならんか、則ち墨西哥、南米諸國の如く、紛亂相繼ぎ、亦寧日なし。憲法の關係たるや其れ此の如く重し、我國臨時約法は二年前に制定せられしと雖も、事は倉卒の間に於てせられ、國情時局未だ能く審かならず、施行以來百困交々集り、政府上に竭蹶し、國民下に怨嗟す、皆曰く約法は屢階を招くものなりと、遂に新聞の鼓吹、輿論の攻擊により、各都督民政長等の電請となり、政治會議の議決となり、大總統の命令を以て本會議を召集せられたるが、本會議は實に重大なる責任を負ひ、諸君は全力を竭して國民屬望の意に副はれんことを切に望むと共に、余は諸君が須らく支那の實情を研究し、素りに他國の法制にのみ依らんとせず、我が固有の民風及び既往の歷史に顧み學理を考へて綿密以て完全無缺の寧章を制定し、我中華民國永遠鞏固の基礎と爲されんこと希望に堪えず云々。

次で國務總理孫寶琦は大總統を代表して左の頌詞を朗讀す。

大總統頌詞

中華民國三年三月十八日約法會議正式に成立し、開會の議式を行ふ。此れ實に全國政治刷新の機なると共に亦即ち五大民族人民幸福增進の初步なり。查するに臨時約法は南京臨時參議院に於て各省都督の指定せる參議員の制定せるものにして、臨時の名を冠すると否とに論なく、正式政府には適用す可らざるものなり、即ち其內容は只だ束縛を規定するのみにて、政府は內政外交及び緊急事變に對して幾んど發展伸縮の餘地なし、本總統は此の苦き經驗に富み本總統の身にて其苦痛を受くるは間接に云へば四億の同胞が其身に此苦痛を受くるものなり、茲に兩載、琴瑟調せず、改法更張は今日の急務に屬す、前に政治會議に於て一再討論の結果宜しく特種の造法機關を設け、之を約法會議と名け、期を定めて選舉を行ふべしと決議せり、今約法會議組織告成し、諸君は皆學識經驗に富み聲望素と現はる、我國情國務に於て灼見あり、眞に知りて能く福利を謀るは根本の解決法たり、況んや共和國は其鞏固なると否とは惟だ憲法の如何に依るに於てをや、我憲法は已に事實上の障害に因りて猝難發生し永く此不良の約法を守らんか、恐くは根本的に錯誤を生じ、百禍橫生、民國の前途は危險名狀す可らざるものある可し、故に本大總統は此次約法增修に對して固く信す、必ずや諸君が偉倫を發抒して必ず良好の結果を得んと、願くは諸君能く積極の進行を、謀られんことを、謹て頌を致

して曰く、中華民國萬歲、々々々

拍手と共に奏樂起る、次で臨時主席は議員及び國務員と共に國旗に向て三び鞠躬の禮を行ひ、此間奏樂絶えず、終つて一同紀念撮影を行ひ、休憩三十分の後再び場に入り、正副議長の選擧を行ふ。

正議長　孫毓筠當選（得票四十票）

副議長　施愚當選（同三十八票）

右の選擧終ると共に正議長は起ちて一場の挨拶をなして曰く。

學識淺薄、聲望亦微なるに此重要なる約法會議の議長たるは自ら顧みて手力及ばざるを恐るゝものなり、然れども法に依りて選出せられし以上義として辭するを容さず、謹んで其職に任すべし、此次約法の修正及び造法機關の組織は大總統が各方面の要求を滿す爲萬止むを得ざるに出でたるもの、此約法制定は南京臨時參議院に於て倉卒の間に行はれ、余は之が情形を目擊したるが、當時數千年の專制國より一朝にして共和となりしなれば、大に民權を張り、政府を抑壓せんとし、遂に今日より見れば多くの不當なる弊害を生じたるが、之に加ふるに黨略黨見等を以て故意に政府を束縛せり、故に今日の如き結果を生じたるものなり、此の如く種々なる原因あるを以て其法の善美を望むも到底得べからず、今日は實に實に之が增修を尤も急とする處なり、切に諸君の努力を望む云々

又副議長施愚は之に次ぎ述べて曰く

余は民國立法事業に付ては稍經驗あり、而して此次約法の增修は余の平素より唱ふる所と大關係あり、即ち他國の法律は我に適用せられざるは勿論我の法律と雖も苟も非なる以上は之を改修せざる可らず、現在の臨時約法は正式政府に適用せしむ可らざるや勿論なり、而して後日憲法は之を別種の起草機關に委ぬべしと雖も、其根本精神は今日增修すべき約法を基礎とせざるべからず、故に今日約法を改正するは將來の憲法に大關係あり、願くは諸君に於ても此心を以て一致進行し、良好の約法を產出して以て將來の憲法の藍本となされんことを云々

副議長の演說終り、議長は散會を宣す、時に午後零時三十分。

因に翌十九日正副議長は袁總統に謁見せり。

八、第一回本會議

三月二十一日午後一時開會、正議長以下四十五人出席秘書長正式通り各般の報告あり、終りて先づ第一に議員席次の抽籤を行ひ、次に十五分間休憩の後約法會議々事細則の討議に移り、左の三氏を起草委員に指定して午後二時三十分散會す。

約法會議々事細則起草委員

顧鰲　鄧鏞　朱文劭

九、第二回本會

三月二十三日午後一時開會孫議長以下四十餘人出席、第

一案議事細則に入り、起草委員顧鰲の說明あり、直ちに第二讀會を開き、逐條討議を終り、三讀會を省略して全案を通過し、次回より此規則を適用することゝし、午後三時三十分散會せり。

十、第三回本會議

三日二十四日午後一時五十分開會、出席者昨日と同じく四十餘名。

第一案約法增修大綱案（大總統提出）

司法總長章宗祥提出理由を說明し、先づ約法の修正すべき理由及び修正手續に關し、梁士詒、那彥圖、鄧鏘、王劭廉、陳瀛洲、馬良、王揖唐、趙惟熙、盛復、曾彝進等十五人を審查員に指定し、午後二時四十分散會せり。

十一、約法會議經費

財政部に於ては約法會議秘書長と左の如く會議の經費に付て協定費せり。

一、經常費　每月　四、五〇〇元

一、開辦費　五〇〇

一、議員俸給

正議長　每月　八〇〇

副議長　同　六〇〇

官職にある議員（十六人）每月　二〇〇

官職を有せさる議員（四十二人）每月　五〇〇

一、秘書長俸給　同　五〇〇

一、秘書（四人）每人　同　二〇〇

一、科長（四人）每人　同　一五〇

一、管理員（六人）　同　一〇〇

一、一等書記員（廿名）　同　三〇

一、差役（廿名）　同　一〇

以上合計每月三萬四千四百元。

因に議員にして、官職を有するものは左の諸氏なり。

莊蘊寬　督辦浦口商埠事宜

梁士詒　總統府秘書長

程樹德　法典編查會顧問

向瑞琨　南洋宣慰使

任可澄　貴州審計分處長

施愚　法制局長

徐鼎康　奉天內務司司長

王世澂　法制局參事

王劭廉　北洋大學督務長

關冕鈞　京漢路督辦

舒禮鑑　金陵關監督

錢能訓　內務次長

嚴復　總統府顧問

夏壽田　總統府秘書

曾彝進　同上

黎渊　同上

露支商業關係

（中）

露國　カー、アー、リンスキー

二、恰克圖の商業沿革、西伯利と蒙古との商關係

次に恰克圖を經由する露支貿易の狀況を述べんとす、而して茶は恰克圖貿易の重要品なるより、先づ其狀況を示さん支那茶の蒙古市場に出現したるは千六百三十八年にして、「ロマーフ」家第一君主時代に係れるも、西伯利に於ては既に十六世紀末に於て茶を賣るものありき、而して此茶は蒙古曠原及後貝加爾曠原を經て來れるものなりき、當時莫斯科政府は茶を以て神意に背く飲料なりと爲し、其の飲用及輸入を禁じて、犯則に對する嚴罰を定めたり、然れども茶の飲用は滔々として流行し、上下の嗜好益其度を高めて、警察權も之を防止するに由なく、行政部は勿論宗教部と雖も、其販賣及飲用を許容するに至り、千六百七十四年には莫斯科に茶商ありて、一「フント」三十五錢の價を以て販賣せり、其價格は現今に於ては殆ど二留に値す、此外茶は專ら恰克圖を經て歐洲及西伯利に輸入し、久しく支那產地より莫斯科商店に輸入し、其價格は非常に不廉なりしも、當時僅少なりし西伯利住民は各季車輛を以て之を運送し、古の馬丁町及歐露の村落は其輸送を以て衣食する者多かりき十八世紀に至り、彼得堡政府は、既に恰克圖に於ける茶の輸入を公認して之に課稅せり、而して稅額は時々狀況により高下ありしも、之を彼得堡に運ぶ道路の改善に關しては、毫も注意を拂ふ所なかりき、其後千七百七十五年に至り、「エアデリナ」二世女帝の政府は稅額を增加して全然西伯利の茶商業を撲滅せんとすら計りたり、當時政府は新に土耳其より得たる黑海諸港の發達を計るに汲々として、恰克圖に於ける茶の輸入船を大に增加し、之に反して海路輸入稅は之を低減し、以て恰克圖「トムスク」「チューメン」莫斯科を經由して來る茶の輸入系路を變更し、南亞細亞及び亞非利加を巡廻し「オデスサ」及「タガンローグ」埠頭に向はしめんと圖れり。

然れども歐露と亞細亞との海路直通は、今日に於ても猶甚困難にして發展すること能はず、當時其企圖の成功せざりしは素よりなり、而して千七百九十二年に於て有利なる露支通商條約を結ぶに及び、特に恰克圖の貿易を保護するため、海路輸入稅に再之を引き上げたり。

然るに「パーウェル」一世帝時代（千八百年）に於ける定見なき政治家及財政家は、露國織物を支那に輸出し、硬貨の流出を防ぐの方法を試みて失敗し、恰克圖の商生活に少らざる損害を及ぼしたり、當時政府が全然現金を以て支那と取引することを禁じ、物々交換に限りたることは前に記したる所の如し、當政府は金銀塊、硬貨、麻糸、或種の羅紗、粗皮、銃器及彈藥を支那に輸出するを禁じ、只綿布の輸出のみを奬勵して、大に商業界の苦情を惹起したることある

も、是れは新關稅率の發布に依りて償はれ、恰克圖商業の根本たる茶の貿易は、此時代に於ても大なる損害を招くを免れ、歐露及西伯利住民の茶の需要量は益增加せり、而して歷山一世が「パーウエル」一世時代の關稅率を廢するに至り、其輸入は更に迅速に增加し、千八百二年には恰克圖經由輸入額二萬千布度に上り、千八百十一年には既に四萬五千布度に達したり。

尋で千八百十二年の大戰爭起り、彼得堡政府は非常特別稅として恰克圖茶輸入稅を大に增加するの必要を來し、一封に付上等茶一留八十五哥、普通茶一留五十哥、下等茶一留二十哥、磚茶十五哥となしたり、然かも輸入品は益增加し政府の收入も之に伴ひて大に增加したるにより、政府は更に同地の茶業を保護するため、自由港たる「オデスサ」港を除くの外、歐洲の境界全部に亘り茶の輸入を禁じたり、其後千八百二十六年に至り「ニコライ」一世の政府は、恰克圖茶商に對し歐洲市場を占領せんことを求め、歐露より輸出せらるゝものに對しては戾稅を實施したり、但此方法は何等功を收むることなかりき。

千八百二十年代には茶商の競爭ありて、歐露に於ける價格暴落したるにより、恰克圖の營業者は其價格を引き上げて景氣を回復せんため「シンヂケート」を組織せり、之を露國に於ける「シンヂケート」の嚆矢とす然るに歐露に對する茶の輸入量は、千九百三十年代の初より增加することなく、同年代に於て恰克圖を經由し、歐露及西伯利に入りたる茶は、平均年額十五萬布度なりき。

然れども千八百四十二年に至り、支那は始めて英國と戰を交へ、軍費大に缺乏したるため金銀の需要激增し、茶價は其影響を受けて三、四割の低落を見るに至り、茶取引の增加は舊來の恰克圖商人の爲には極めて豫想外にして、「シンヂケート」は解散したるか、千八百四十二年に於ける恰克圖經由西伯利輸入茶の量は、現に十九萬三千布度に達し、之と共に密輸入も非常に多く、政府は之を防止するため、下等品の關稅を低減したるに、千八百四十五年には輸入額三十三萬千布度に達したり。

然れども恰克圖經由の茶は、蒙古曠原及西伯利の長途を經て歐露に入るが故に、其の途中に約二年の歲月を費すことありて、歐露に於ける茶價は非常に不廉なり、而して彼得堡は千八百六十年代に於て、支那と海路直通を開かんと計り、千八百五十五年には恰克圖經由茶の莫斯科に於ける價は、一「フント」に付關稅を除き七十四哥を最大限とすることを定め、廣東茶は英國を經彼得堡港より輸入するも、尙關稅を除けば莫斯科に於て一「フント」四十一哥に過ぎざることを發見せり勿論政府は關稅を低減することを計らざりしも、歷山二世の政府は支那及西伯利の輸入商のため、茶價の騰貴するを不可なりとし、千八百五十五年大藏省は露國に於ける茶が陸路輸入に係るため、其運賃其他費用として露國需要者の負擔する冗費、實に九百萬兩乃至千萬兩に達することを看破し、恰克圖外より茶を得べしとの議論は、千九百五十年代彼得堡政界の常習的問題となりたり、然れども彼得堡政府は優柔不斷にして、恰克圖問題の解決を遲

延すること數年に及べり。

其時航海者たる「ブチャチン」伯爵は、艦隊に在りて支那領海を航したりしが、千八百五十八年支那政府をして露國と天津條約を結び其結果露支貿易の爲支那の七大港を開かしめたり、尙同伯爵は露國船舶を以て「バルチック」海又は黑海の諸港より茶を輸入するの禁を解かんことを政府に提言したるに、國議院は三年の後即千八百六十一年に至り、一布度に付下等茶十二留、上等茶二十四留の關稅を徵し、歐洲境界より輸入を許し、黑海及「バルチック」海諸港を經由して輸入するときには、此關稅は更に卅二留を加ふるものとし、恰克圖經由輸入稅は一布度に付六留と定めたり。

然れども千八百六十年代には露國には未だ航海商船あらざりしにより、露國船舶を以てする輸入は實現することなく、悉く英國汽船を以て輸入せり、而して恰克圖の茶商は彼得堡政府の關稅政策か、海運を保護するの傾あるを見て不平を鳴らし、海關稅を引き上げ陸關稅を低減せんことを請願せり、然れども政府は之を採用することを急がざりき。

加之海運は時日を要することあるも、確實なるを以て、漸次發展し、恰克圖の輸入は其影響を受けて衰廢し、千八百六十一年以降露國行の爲楊子江畔漢口に於て購買せられたる茶は、倫敦及「オデッサ」に輸送せらるるもの年々增加し、漢口より天津經由恰克圖に向ふものは之に伴ひて年々減少したり、而して千八百八十七年までは恰克圖に露國の茶の供給上尙最大關係を保持することを得たるも、翌千八百八十七年に至れば「オデッサ」は殆んど恰克圖に比倫せんとするの勢を示し、同年恰克圖輸入額は千二百八十萬「フント」に達し、其翌年千八百八十九年に於て「オデスサ」の輸入額は遙に恰克圖の輸入額を超越し、高價品も亦同年より「オデスサ」に向ふもの多きに至れり、尙千八百八十年代より露國には海路錫蘭茶の輸入あり、是より恰克圖は歐露に供給する茶の爲には何等の關係を有せざるに至れり、爲れども千八百九十年代に於ても西伯利に供給する磚茶は歐露境界より入るものに比し尙恰克圖を經由するもの多かりき。

前記關稅制度は千八百六十一年より千八百九十八年まで、四十年間何等變更を見ることなかりしが、當時政府は悲慘なる結果にありたゝ滿洲經營に腐心して、資金の需要急なると、一は極めて細密なる豫算計畫を取たるため、千八百九十九年に於て著しく茶稅を引き上げ、歐州境界よりの磚茶輸入稅を一布度に付十一留二十五哥とし、其他各種茶稅を同三十一留五十哥となし、恰克圖其他露支境界よりの磚茶輸入稅は同年より一布度に付約四留下等茶は同十四留、上等茶同二十五留五十哥と爲したり、此の如くにして茶輸入稅は、恰克圖に於ても波羅的克海及黑海諸港に於ても大に增加せり、蓋千八百八、九十年代に於ては政府は脆弱なる露國の外國汽船業を奪ひ、其運送業を東淸鐵道に供すべしとの方針を採りたるにより、前記關稅中西伯利輸入稅は歐露輸入稅よりも低廉なりとは雖、是れ決して恰克圖の繁榮のためにあらずして、東淸鐵道の便利をのみ計りたる政策なるにより、恰克圖の斯業は衰退せり。

今西伯利に於ける茶の供給者として恰克圖の價値を回復せんと欲せば、輸入稅を低減し且、久しき以前より支那人の計畫せる、北京、張家口、庫倫、賣買城、恰克圖鐵道を布設するを以て唯一の策とす、(北京張家口間の鐵道は既に開通せりと雖、支那の財政は統一を欠き、各省分立の狀況にして國庫欠乏のため遺憾ながら殘餘の部分は敷設を中止せり)實際に於て露國茶稅の不廉なるは法外と云ふべく、漢口に於ける仕入價格は種類に依り一封に付十五哥乃至六十哥にして、現今は漢口より莫斯科まで間斷なく鐵道に由りて運び、其運賃一布度に付四留九十哥を要す、故に莫斯科到着後の下等茶の定價は、一布度に付八留九十八哥にして、輸入稅額の三分の一に過ぎず、而して輸入稅額が北京より莫斯科までの遼遠なる鐵道運賃(小速力)の五倍に達するに至つては禁止稅と謂ふの外なし。

此の如く露國に於ける茶價は非常に不廉なれば、需要量は實際僅少なり、現時の輸入稅は純然たる誅求的性質を帶び毫も保護的意味を含むことなし、英國及北米合衆國の所爲に倣ひ、此稅を廢するに至らば風味佳良なる支那茶の露國に於ける需要は更に增加し、特に有名なる茶の嗜好者たる西伯利の需要量は激增すべく、西伯利と支那との鐵道交通問題は、現今全然立消えなる姿なるも、茶の需要最大に增加するときには、特に烏拉爾以東の領土をして茶の運賃を利せしめんため、本問題は一生面を開くべく、而して最捷最便の線路は既記の北京庫倫恰克圖鐵道にして、此鐵道成らば恰克圖は西伯利の茶配分者たる舊時の業務を回復し、歐露に對しても亦其任を盡すことを得べし。(未完)

支那に於ける列國の鐵道戰(三)

十一、露國の南漸策

ド、ヴオス氏が、縱令其後に至り露國圖として認められたる公的機關の首腦者たりしとは云へ、當時は純然たる白耳義の利權增進に努めつゝ、他の一方に於て支那鐵道電車會社の爲に開封河南線の敷設權を獲得したるは注目すべき符合の事實と云はざるべからず。此開封河南鐵道なるものは最初の敷設權讓渡契約に據るときは、會社は單に河南より西安に到る西部延長線に對する利權を獲得したるのみなるが如く思はれたるに、愈借款契約と云ふ場合に至りて其契約文を見るに、單に蘭州府までの延長線を獲たるのみならず、猶進んで徐州府までの利權をも併得したるに據て加へて、尙東方に延長して開封より海岸の海州に到る線までも含むを發見したり。

試みに地圖を繙きて之を考察するときは、直ちに之れ純然たる露國の計畫に外ならずして、特に露國の爲に遺されたる亞細亞縱貫大鐵道と巧みに楔合せらるべきものなることを想到するに容易なるべし。蓋し開封河南鐵道の徐州府より西部への延長線は結局は必然露國の計畫せる中央亞細亞系と連結し、中央亞細亞より支那の中腹に達する一大幹線

を形成すべきものなれば、之が敷設に關し露國が極力援助を與へしは理の當然と謂ふべし。

若し露國にして、米國の銀行家と英國の技師の協力の下に錦愛鐵道を敷設することが黑龍江に於ける露國の軍事的地位を危ふくすとの口實の下に支那をして之を禁せしめしとせば、露國は蘭州徐州間の鐵道の敷設に對しても亦其契約が自國の同盟國又は代理國との間に締結せられざる限り抗議を申込み居たるならん、之れ實に見易きの問題なりとす。而して此等の事實を綜合するに、開封河南線は實にド、ヴオス氏により露國の中央亞細亞よりする支那侵略上の利益を昂進し、且機にして熟せんか、支那海岸の一港灣を露國に與ふる準備として獲得せられたるものなりとの結論に到達せざるを得ず。所謂純然たる白耳義の利益の爲に該鐵道の敷設權が獲得せられたるの一事は實に列强の面前に於て露國が一大捷利を博したるものなりと云ふべし、今後楊子江畔に於ける支那及び英國の運命の上に甚大なる影響を及ぼすべきを疑はず。

露國が常に不凍港を得んとして鵜の目鷹の目なるの事實を想はば、該鐵道の借款契約が調印せられて以來の事物の變遷を考察すること頗る容易なり。始め表面上の終點としては山東省南方の一小港たる海州を指定したり。然るに此海州を一港灣となさんと欲せば先づ全然新たに之に着手するを必要とするのみならず、巨費を要する永續事業として工事を施すも到底良港を得る能はざるべきは一小漁船の船長と雖も首肯する所なるが、さりとて露國若くは其代理者は公然楊子江の一港口を求むるは之れ徒らに英國の不興を買ふ所以なるを熟知せるが故に、先づ不取敢終點を海州と定めて、同時に着々線路其物の測量工事に取掛りし次第なりとす。

十二、如何にして楊子江に達すべき

如何にして此港灣を得るの困難が除去されしかを明かにせんと欲せば、吾人は少しく方向を轉じて、列國間の形勢の他の一面を觀察するの要ありと信ず。

數年前なりき、大運河に沿へる淸江浦より楊子江口の通州に到る一線の敷設權が中央政府により江蘇鐵路公司と稱する一地方會社に附與せらるゝや、淸江浦より數哩に亘る線路が辛ふじて敷設せられたるのみなるに早くも資金の涸渇を來せり、茲に於てか一時已むを得ず凡ての工事を中止し、政府より仰ぐか若くは外債募集の方法によりて資金の補給を得んとして百方に奔走したりしが、遂に一九一三年一月十五日、江蘇鐵路公司の代表者は通州より淸江浦に到る線路敷設及び其他の施設に充つるべく百二十五萬磅の借款契約を一歐洲大陸の銀行團と締結したり、而して此借款契約には時の交通部長も亦調印したるが故に、純然たる私設鐵道の爲に何等管理なき政府公債が募集されたる形となりたり。さて此借款契約に於ける債券發行價格は九三と規定せられしも、銀行團は斷乎として九〇以上を支出する能はざる旨を言明したるを以て、已むを得ず右の條款を以て、正味の價格と名義上の價格との差額は直ちに銀行家に返濟

せらるべく、而して銀行家は此借款を以て該鐵道の工事及び施設に對する監督の勤勞に對する仕拂ひを見るも可なりと云ふが如き規約を設けたり。多少名望ある銀行家は何を苦んでか、公債價格に關し支那公衆を欺罔せんとする斯くも明白なる企畫の當事者となりて其名譽を犧牲に供するの愚を學ぶを欲せんや。玆に於てか該借款は歐洲に於て全く不首尾に終りたり。

愈此借款の不可能にして且海州港の支那幹線の終點として役に立たざること支邦人側の報告に據りて明白となるや、直ちに開封河南線の終點を通州附近に移さんとする計畫密々の間に行はれたり。而して始め江蘇鐵路公司の經營の下に在りし清江浦通州線も其後國有に歸し、更に隴秦豫海線の一部として合併せらるゝに至れり。

此等畫策の結果は如何なりしかと云ふに、白耳義は徐ろに中央亞細亞より楊子江口に到るの一幹線を獲得し且良港を其終點に得て大いに之に設計を加へ以て太洋航行の大船巨船の碇泊に便ならしむる計畫成りしなり。

英國は惰眠を貪り支那は催眠術を施されつゝありしが今や目醒むると共に渠等は、白耳義が再び奇策を弄して遂に露國をして其多年宿望せる目的を達せしめ、太平洋沿岸に水深き不凍の良港を獲得せしめたるを發見して、呆然たるものありき。嗟吁遠からざる將來に於て一巨熊は楊子江の地岸、通州附近の一岩塊上に傲然蹲踞して、對岸の上海又は吳淞に逍然たる獅子を眺めて嘲笑一番せる一幅の諷刺繪を想像するを得べし。

十三、淮河浚渫借款

通州に於ける終點及清江浦に到る鐵道の事を述べたる序を以て、玆に此地方に關聯して最近に起りたる重要なる事件に言及するの妥當なるを感ず。

米國の赤十字社が夙に淮河の奔溢の爲に生命を失ひ家屋を流失せしむる不幸なる生靈を救助する事業に於て支那を援けつゝありし事は世人の齊しく知る所なるが、曩に一技師を同地方に派遣して精細なる測量を行はしめ以て將來此種の災害を根絶するの方法を調査せしむるに至れり。勿論淮河附近の或る一部の支那人は米國人の援助を好まず、米國赤十字社の後援を受くるよりも寧ろ白耳義銀行團より借款して以て同河浚渫治水工事を實施せんとし既に交渉を開始したる程なるは今や隱れなき事實なるが、該借款金額は四百萬磅にして、同地方の地理及び埋立地を擔保とするを得るが故に、這は甚だ實行的の計畫と云ふべし、然れども何故に支那人は該地方に其權利の下にある鐵道幹線を通過せしむるの白耳義人より強いて借款せんと欲し、其結果白耳義又は露國人に同地方の抵當權を設定せしめんとする虞あるを顧慮せざるにや。若し支那人が萬一米國借款に對する利子の仕拂を不履行に終らしめ、其結果米國銀行家が同地方を所有するの必要起りたりとするも、此の如き手段に出づるは愈と云ふ場合なるべく且唯自己の利益を擁護せんが爲のみ。然るに之に反して若し此浚渫工事費に充つる借款が、公的に露國團の一部を成し、且該地方の中腹を貫通せ

る一大幹線に對する抵當權を有し、同時に通州附近の一港を自由に處置し得る地位に在る白耳義に委任せられんか、該擔保が債權者の自由處分に委せられざるべからざる場合果して何事か發生すべき。露國たるものは萬々之を讓戻すが如きことをなさいるべし。是に依て之を觀るに、此場合に於ても支那當局者は又もや白耳義人の巧妙なる催眠術に陷り、不知不識の裡に自國の最大利益に就き自ら敵に內應するが如き結果となれるを思はずんばあらず。元來淮河の浚渫を主張したるは米國人にして、又此浚渫工事に要する費用に關しては純然たる人道上の見地よりして之が借款に應せんことを申込みたるは、此種の事業が唯幾百萬の生靈を救ひ同時に廣大なる沃土を支那の爲に埋立てゝ其繁榮を圖るより生ずる滿足以外、表面上米國にとりて何等利する所なきを見ても知るを得べし。此點より觀察し且米國人が過去多年に亘りて此地方に放撒したる慈善事業の巨大なる分量の結果として當然米國が此種の浚渫工事に當るべき權利を有することを思へば、米國をして之に當らしむるが甚だ妥當にして、少くとも白耳義人の手に成る計畫は恐らく失敗に歸するならむ。

十四、北京に於ける白耳義の代表者

隴秦豫海借款契約が支那鐵道電車會社の代表者ド、ヴオス氏によりて調印せられたる際、氏は同會社は白都ブラッセルに其本社を置くものなる旨を特に附言したり。然るに佛國外務省の黃書の證據立つる所に據れば、同會社の主要なる事務は佛都巴里に於て執らるゝを見、又吾人はド、ヴオス氏が此契約に調印したるときは、露國銀行團中に參加せる白耳義シンジケートの首腦者たりしを知る。始め露國が所謂六國借款團に加盟し、北京に於ける露西銀行の代理者が露國側財政家の首領の地位に就くや、ド、ヴオス氏は直ちに白耳義銀行（Société Générale de Belgique）の補佐機關とも云ふべき華比銀行北京支店長に任命せられたるなり。而して隴秦豫海鐵道借款に關する交涉中、ド、ヴオス氏は絕えず天津駐在白耳義總領事デジエール氏（Disière）の援助を受けたるが、茲に注目すべきは、ド、ヴオス氏の例に倣ひて、該借款の調印せらるゝや、白耳義シンジケートはデジエール氏を選拔して北京に於ける重要なる地位に就かしめたり、即ち氏は今やド、ヴオス氏と相並んで華比銀行北京支店に在り。勿論外交官若くは領事官より銀行に拔擢せられたるの事例は白耳義に始まりたる次第にはあらず、他の諸國の既に其先例を示せる所にして、例へば先に英國公使館員たりしエス、エフ、メーヤース氏の現に英支合辦公司の社長たる、前米國領事ウキラード、ストレート氏の目下米國銀行團の主腦者として米國の爲に奔走せる、其他前獨逸領事コルデス氏の現に獨逸銀行に在勤せる等其例に乏しからずと雖も、此等の人々が特に銀行界に拔擢せられしは其財政家としての過去の經歷に因るにあらずして、寧ろ支那政局に關し特別の知識を有し且支那大官と親交あるの理由よりするものにして、白耳義の場合と大いに其の趣を異にす。

十五、大成鐵道

ド、ヴオス氏は單に隴秦豫海鐵道の成功を以て甘んずるものにあらず。這は氏にとりては成功は成功なりと雖も、之れ其企畫せる事業の半を遂行せしに過ぎずして、尙露國建國以來の夢想を現實に近かしむべき他の大連鑛と明かに見るべき一鐵道の敷設權を獲得するの事業は彼の掌裡に殘れり。されば袁世凱が孫逸仙に委任するに支那全國の鐵道の將來に於ける敷設經營の權を以てするや、ド、ヴオス氏は直ちに起つて機敏に且隱約の間に活躍を試みるべき必要を感じたり。然れども彼は自ら上海に赴きて孫逸仙と交渉するの汪遠をなさざりき。彼は北京に在りて、豫て懇親の間柄なる北京大官連と密かに來往して交渉を運ばしめたるが其結果は昨年八月四日彼をして歐洲に打電して、其遂に蒙古國境に近き山西省の大同府より西安を經て四川省の首都に到る一鐵道の利權を獲得するを得たる旨を通知するを得せしめたり、支那人は此鐵道を稱して大成鐵路と云ふ。支那語にては「大業成就」と云ふ意味なれども之を露國の見地よりするときは一の大なる諷刺を含めりと見るを得べきなり。ド、ヴオス氏は、巴里銀行と提携して白耳義なる金融機關をなせる白耳義銀行の代表者として此大成鐵道契約に調印したるなり。されば同銀行の金融界に於ける勢力と主なる白耳義の一銀行たるの地位に關しては一點疑を容るべき餘地なしと雖も、玆に吾人が再び露國側の銀行團を組織せる各銀行の名稱を列擧するに方り、其中に此白耳義銀行及び之が補佐機關たる華比銀行並に Banque d'Outremer を見出して些か異樣の感に打たれずんばあらず。

若し果して白耳義銀行にして純然たる白耳義の金融機關たるに止まらば、其名を露國銀行團の間に發見するの必要何處にか在る。巴里銀行が白耳義銀行と密接なる關係に在ることは衆人の熟知する所、而して若し兩銀行の利害關係が同一の割合に在り而して露國が此大成鐵道借款に參加せりとせば、大成鐵道に於ける正當なる白耳義の利害關係なるものは吾人の想像する所と甚だしく逕庭あるものと見ざるべからず。

支那當局者は巧みに列國の銀行を出し拔き以て財政上の獨占に對する多年の紛爭に向つて首尾好く解決を與へたりと確信して意氣揚々たるが如く見ゆるも、其確信たるや甚だ誤まれり。

成る程、白耳義借款團の彼等に與ふる條件は洵に寬大ならん、該借款契約の下に任命されたる專務取締役は絕對權を有し、殆んど自己の思ふが儘に線路を敷設するを得べく、現に隴秦豫海線の如き、白耳義人は適當なる技師長を見出す能はざりしかば、專務取締役の任命したる普通技師の監督の下に工事を進捗せしめつゝある有樣なり。今や大成鐵道に大成したる支那人は一時之を以て滿足すべし。

然れども、覺醒の日は來らん、否現に來りつゝあり、而して目下政權を把れる支那官吏は夫を自覺しつゝあり。露國の政略は大成鐵道に對して遺憾なく暴露されたるが之と同樣蒙古の併呑に於ても將た又現に力爭中なる內蒙古の支配

權獲得に於ても本音を吹くに至るべし。

支那が次第々々に內蒙古を北方より來る殺伐なる種族の手に歸せしめ、內蒙古が所謂獨立蒙古政府の勢力圈內に入るに隨ひ、露國は愈其地金を露はして其辛辣なる外交的手腕の報酬を握取するに至るべく、遂に萬里の長城は哥薩克騎兵の蹂躙せらるべきなり。

支那の現大總統以下は形勢の日に急なるを看破してか、此危機を未發に防がんと欲し一月八日大總統令を發布して、張家口、歸化城、多倫諾原、赤峰、洮南府、及び龍口を開市場となすに決したり。

然れども他國の商人が多數此方面に侵入して、頑强なる露人の南漸を果して喰止め得るや否や甚だ心細しと云はざるべからず。露國は飽くまでも忍耐すべし、而して機の熟するを見るや直ちに積年の宿望たる庫倫より張家口又は歸化城に到る鐵道を敷設すべし、かゝる曉には露國は張家口を經由して直ちに北京に出で、大原より西部支那を橫ぎり雲南に於て其同盟國たる佛國と握手すべく、事此に到らば列强の孰れも又列强の聯合を以てしても之を阻止する能はざるべし。（完）（遠東時報抄譯）

支那全國商業會議所聯合會の成立

一、商務總會の勢力

經濟學史に所謂重農主義とは其趣を異にするも、支那及び日本に於ても農本主義は一國一州政道の根本政策にして遠く漢代の頃にありては抑商說と稱し、歐洲中古に於て宗教的迷靈世を蔽へる際一種の神學的學說行はれ、商業、工業、利息付貸借、勞働等を或は卑しみ、或は不當なりとせる如く、商工業は農業に比して著しく壓迫を加へられたり。例へば告婚の法（財產を壓匿して脫稅を謀るもの財產を沒收し、本人を流罪に處す）平準法（官にて物價を一定し商人に利を博せしめず）其他商工業に重稅を課し、又商工業者の子孫をして官吏となるを禁せるが如きこと之なり。商人は此の如へ誅求壓迫絕えざる爲め、一方に於ては奸策を廻らし、賄賂政策を行ふと共に、他方に於ては自衛自彊の爲めに會館公所を設立し、前者に在りては同鄉者相團結し、後者に在りては同業者相結束し、强大なる外部の壓迫に當り、超然として自治的發を遂げたり。然れども近世泰西文明の輸入と共に支那の商政、商事團體等にも漸く變動生じ、光緒二十九年頃翻然として重商政策を採るに至り、八月七日商部の設立となり、十一月二十四日商會簡明章の發布となり、十二月五日商律編訂となり、次で鐵道其他製造工業に對して之を保護奬勵する上諭及び法規は屢發布され、利權回收運動となり、國貨維持會となり、最近に於ては地方的なるも支那各地製造品の支那內地に輸入販賣せらるゝものに對して特に奬勵助長の意味を以て厘金稅其他の諸稅を內密又は公然に免除するものさへ生じ、其重商政策は外力排斥の聲と共に益々顯著となりつゝあり、而して從前の會館公所にては對內的關係に於てさへ充分に活動するの餘地なしとし、

全國樞要の地に商業會議所を設立し、總會は分會を設け對內及對外的に活動しつゝあり。總會の數支那內地のみにても約五十、分會の數二百を越えんとし、此外に海外各地にも之を有し、其他各地に商學、會商工會等商事團體續々として發生し、抑商は今や保商の說となり、憲法制定機關たる約法會議には全國商業會議所聯合會より四人の議員を選出することゝなり、其政治上に於ける勢力は益々增大せんとしつゝあり。是れ蓋し第一革命の際には全國商業會議所逸早く革命の義擧に贊同し、陰に之を援助したる功大なると共に、第二革命の際には上海を初め殆ど之に響應するものなく、却つて反對の擧に出でたりしかば、革命軍の氣勢はもろくも沈衰せる等商業會議所の向背は極めて重要視せらるゝに至りし所以の最たるものなるが、之と同時に支那現下の財政上の困難は商會の援助を被るに非ずんば到底救濟の道なく、政府當局は殆ど商務總會の鼻息を窺はざるべからざる有樣なれば、商務總會の勢力は恐らくは吾人の想像以上なる可し。

二、全國商業聯合會

去る三月十五日上海に於て支那全國商界聯合會なるもの成立せり。同日午前十時上海紗業公所に於て開會、場內には議席百六十、番號及び議員氏名を書し、左の出席議員は總招待所より順次場內に入れり。

北　京（四人）
向瑞琨　陸敬熙　安通生　袁　鑑
直　隸（十人）
卞蔭昌　楊木森　張興漢　宋煥彩　冉凌雲　鄭炳奎
谷芝瑞　武繩綜　卜繼彬　王之華
甘　肅（二人）
潘其俊　潘承恩
吉　林（五人）
馮蘭秀　齋萬宗　周給棠　尉功煥　軍不官
陝　西（二人）
王憲章　余　晴
江　西（十二人）
羅志清　龔士材　修思永　曾秉鈺　傅振寰　鄒　日
聶希瑛　羅兆棟　吳簡廷　陳中瑞　羅志清　曾秀章
河　南（十二人）
魏步雲　杜光俊　李朝棟　顧東海　丁殿邦　羅　炘
陳　浩　李鳳儀　張玉鋭　趙乃麟　梅　章　劉文炳
青　島（一人）
丁敬臣
山　西（三人）
渠本澄　許之翰　張命申
湖　北（八人）
呂達先　蔡文惠　左質鼎　李穆勳　楊柄宸　傅朝鑫
新加坡　李　向
廣　東（七人）
鄭陶齋　林　澤　李佩鳴　顏守愚　周廷幹　簡樞南
蔡左鶴

湖　南（一人）
胡　湘
貴　州（一人）
蔣海霖
奉　天（四人）
李恒春　韓秉彝　楊培春　彭錫庚
浙　江（二十一人）
顧松慶　王錫榮　王樹棚　蔡世芳　高　鵬　陳宰給
馮敬倫　章　坦　高振聲　胡佚民　陸濟滄　陳汝聰
陳其禾　沈延輔　黃寶瑛　徐　棠　沈善保　徐　醒
孫秉彝　鍾淞庚　王珩瀛
四　川（五人）
胡筠堂　文化成　魏壽萱　白少玉　陳少谷
安　徽（十二人）
夏　瑚　陳沛霖　楊棟臣　袁學祖　吳瓊三　程慶福
程維周　張樹棠　袁子英　呂　伊　張清源　盧國華
夏玉峯　盛朝瑞
寧　波（四人）
盛省傳　徐　笙　余民進　費紹冠
江　蘇（二十三人）
陳先甲　蘇致厚　沈訓信　蘇錢岱　馬炎文　狄思霖
顧履桂　周雪松　胡　鎔　查　鷲　孫啓麟　周樹年
劉斐釣　于定一　杭小軒　蘇稼秋　劉桂馨　華　堂
趙鳳鳴　總事務所總幹事　周金箴　貝潤生

開北惠兒院音樂隊の奏樂中に議員以下傍聽者、新聞記者等入場終れば、總幹事たる上海總商會總理周金箴氏登壇して聯合會成立の經過を述べて曰く

是より開催すべき全國商會聯合會第一次大會は昨年北京政府が全國工商總會を召集し、各地商會の代表者が北京に集合せる際に設立を企て、當時向瑞琨君は工商部次長として盛に本會の設立を提唱せられ、且つ各省及び海外各地の一致的贊同を得たるより、實は昨年に於て第一次大會を開く筈なりしも、江西及南京等の亂事の爲めに遲延して今日に至り、茲に始めて諸君を邀へて第一次大會を開くことゝなりしものにて、紗業公所に於ては一切の準備を擔任せるも事頗る草々に屬し、定めし不行屆の點あらんも之を許せられ度、本會は今後如何に進むべきか、如何にして地球上に雄視す可きかは係りて諸君の群策群力に賴らざる可らず、相共に扶助せられたし云々。

引續き周氏は開會の詞を朗讀す、曰く

天下切已の事は之を行ふ速に、合群の事業は之を成す易し。聯合會は我商會切已の事、合群の事に非ずして何ぞ。溯つて思ふに壬子の冬工商大開催の際に上海漢口兩商會發起となり組織及章程等を擬訂し、各省代表は一致贊同し、年を逾えずして各省各僑埠に事務所設立せられ、今日遂に此に大會を開き、諸君子聯翩蒞場一堂に團聚せるは誠に空前の盛事に非ずや。今日迄は組織時代、今後は實行時代なり。實行とは何ぞ。會章載する所の

商業振興
商務維持
商政補助
商事裁判
商品競賽（博覽會）
商律及商稅議訂
商約議法

を實行するにあり。大綱を論ずればたゞ此數種のみ、然れども紙上兵を談ずるは易きも實戰には其勇を失ふもの多く、躬行實踐只管其才を竭すを樂しむべし。倍華の高は細壤積む所、河海の大は百川歸する所なり。之を言ふ難きに非ず、之を行ふ難きなり、方今理想の學雲興聚し、たゞ議論を暢して事實に求めず、其弊の究まる處徒に空言に托するのみ。今日此會は實力を以て進行せんとする者なり、而して之が爲に先づ大綱を定むべし、大綱の首要なるもの曰く人力、曰く資力、此二者以て之を賅す可し。今全國の商會を聯合す、人力厚からずと云ふ可らず、資財豊ならずと云ふ可らず、宜しく經費を寬籌し、人才を延聘し、先づ調査より入手し、全國の風尙慣習をして脈絡貫通せしむれば則ち百廢俱に興り、始めて實効を徵するを得べし。商會法と商律とは已に擬訂せられしと雖も尙は枘鑿の疑無くんば非ず、應さに先づ逐條研究して事實上不利不便のものは修正を呈請し、法律已に定れば基礎自ら固し、彼の事實を離れて法律を云ひ、或は外國の法律を以て中國の事實を律せんとするは共に不當なり、要するに吾人は觀望せず、躁進せず、分を越えず、專ら力を商務の範圍内に致し、已に聯合の種を播きたる以上其聯合の果を得るを要す、是れ實に各省僑埠にあり又諸君の肩上の責任あり云々。

次に來賓として農商部特派員陳蓂青氏登壇し、曰く

本日の全國商會聯合會大會には張總長自ら臨席する筈なりしも、政務上の都合の爲め克く來會する能はざりし故余に代理を命せられたり、思ふに商會は全國社會の中堅たり、又經濟の樞紐たり、一國の强弱存亡に關係する甚だ大なり、而かも全國商會已に統一聯結せる以上今後進行は自ら易し、たゞ我國商界は各處習慣同じからず、故に本部定むる處の商人通例及び公司條例は或は適用し難き點ある可し、然れども農商部の意思は已に法治國たる以上法無くしては可ならず、商法未だ公布せられざる間一時一部分の法律として商人通例及公司條例を發布したるものにして、無論暫行章程なり、試辦のみ、今後商會と共に商業慣習其他を調査して以て完全なる商法を制定せんとするものなり云々

周金箴が全國商會聯合會の勢力を以て政府の編訂せる商法其他の法律を改正せんとする意氣を示すや、農商部特派員は汲々として商人通例、公司條例の發布理由を說明し、之を以て暫行條例、試辦章程なりとし、商會の希望に應じて何時にても改正せん口氣を漏せる、其對照は能く商界の意氣を示すものならんか。

清史館に付て

兼てより噂せられたる清史館の設立に關し、國務院より大總統に對して呈請する處ありしが、去る三月三日遂に大總統より其設立を許可せられたり。

國務院の建議書

呈請を爲すの事、昔に在りては新陳遞增する每に記錄を編成す是を以て武德基を開き、顏師古聿めて隋史を修し、元祐繼で統一し、歐陽修は乃ち唐書を撰べり。蓋し時に盛衰あり、制與革多し、鴻篇有らざれば奚ぞ以て前代典章の盛を覩ひ、後人考鏡の資に備ふるを得ん、況んや大清開國以來文物燦然、遂くは則ち金川青海に王化を及し、拓土開彊、歷史の光榮たり、近くは則ち重譯通商、詔書變政、鼎新革故、末葉孝定景皇后尤も能く世運を洞觀し、輿情を俯察し、共和を宣布し、民と共に更に始めて用ゐ能く米佛文明の治を成し、洵に唐虞揖讓の風を追ふに似たり。我中華民國此讓德を追維し、大清皇室に對して特に祭文を頒布し、德を崇び切に報ず、徵とし至らざるなし、たゞ夫れ先朝紀載尙ほ缺如せり、後世追思するもの觀感するに由なからん。茲に典籍具して在り、文獻未だ煙滅せず、宜しく廣く耆儒を有して史館を宏開し、一代人文の美を萃め、千秋信史の徵となすべし、茲に國務會議の議決を經て應に特に清史館を設くるを請ひ、大總統より專員を聘し、編纂を分任せしめられん事を、總て期す元豐史沈肇めて啓き、貞觀の遺風に從て實錄を備へ、往代二十四史と同昭無窮に垂れんことを。云々。

因に清史館官制首十案左の如し。

第一條　清史館は清朝史を纂輯し、並に史に關する一切の材料を儲藏することを掌る。

第二條　清史館に左の職員を置く

總　裁（新任）

秘　書（在任）

纂　修（同上）

協　修（同上）

主　事（委任）

第三條　總裁は一人とし、大總統に直隸して全館の事務を司る

第四條　秘書は一人とし、總裁の命を承けて文書を掌理す

第五條　纂修は四人、協修は八人とし、編輯事務を分任す

第六條　主事は二人とし、總裁の命を承けて會計及び庶務を掌る

第七條　清史館任薦任館は總裁より大總統に呈請して任命し、委任友は總裁之を專行す

第八條　清史館は文書記錄其他庶務を處理する爲め僱員を配用することを得

第九條　本制は公布の日より施行す

湖南通信

（三月十四日發）

市票禁止期の市況

三月十六日を以て通用を禁止せる別表に記する各錢號の紙幣が、幾分既に兌換したりしとは云へ、大部分處置に窮し居る今日電燈會社と燐寸公司を合辦し來れるを以て、兌換の方法を授け湖南交通の兩銀行より夫々兌換をなせし外、九十五戶の錢號及市票發所は看々損失を生せざるべからず、多少善後策を講じ居れるものあるも、過半は禁止期日の至る迄推移り來れるものなるを以て、一般の市況は頓みに必迫を示し來れり、

不穩の流言と防備

從つて此機に乘じて、國民黨分子の煽動と暴徒襲來を謠言し、市場は人心定まらず國民黨は左までに手を着けをらざるも市場の恐慌は此二三月間に紛出せんことを保し難く、官憲は極力兵力を以て鎭壓の用意をなし、城門の出入は一層嚴酷となり、晝夜間斷なく兵隊を巡邏せしめ、警察員の配置は一町毎に一人乃至一人半の平均を取れり、

現狀豫測

上述の形勢なるを以て、都督府より各老紳士商家を歷訪して眞相を探究するに、恐慌は必定なるも其ため兵亂を發し、或は匪徒を嘯集する迄には至る間敷、國民黨分子の勢力は夫程までに及び居らざると、事を起すの資本なきが如く、商民は寧ろ都督に泣きつきて禁止期を延長せんと運動を始め如何に變ずるか未定なるも、人心亂を厭ふの今日大事には至らざるべし、

袁總統の學者吸收策

三月七日附北京發葉德輝の來信に依れば、徐世昌の推薦と周自齊の保奏により、湖南の老儒王先謙（七十三歲前淸國

子監祭酒）、及葉德輝、浙江省の翰林汪葵臺を國史館編輯に推擧し、大總統は之れを裁可したりと、葉は無論快諾せんも、王先謙は王闓運と對峙せる碩學にして、果して就任するや否哉も疑念を抱けり、王闓運は全國の學者中の年高者にして資望之の右に出づるものなく、而して斷然國史館總裁たるを峻拒して益名聲を高からしめたるに、執念くも袁總統は頻に打電して出山を懇求せるも應せざるを以て、一面に温順なる大儒王先謙に手をつけたるなり、

前軍機大臣瞿鴻禨も上海の避難處より、來月は先祖祭に歸湘すべく來書ありしも、老紳網羅策を開き暫時歸省を見合すべく電報到達せり、

都督排斥申請

前述の市況なるを以て、商界は都督の暴斷に苦しみ武力に訴ふるの不穩にして且不利益なるより打算して商界一同は四部分に別れて、各部より湯都督が財界の狀態を審査せずして、市票停止の如き無謀の擧に出て、而かも壓迫的に强行せるを批難し、是非とも都督を撤改せざれば湖南の將來に大禍害を來すべき旨大總統に直訴し、一面は財政部に申請し、又北京の湖南人會よりも運動を開始せんとす、湯都督に向つても亦市票停止の延期を迫り居れり、十六日迄二日を剩せる期間果して如何に進行するか注目を要すべき剩那なり、

外國商の態度

美孚亞細亞の兩外商は、去年下半期來相場賣買をなし、相場見越の結果現都督の施政方針によりて恩惠を蒙むる所あるを以て、反抗の仲間入は無論なすの要なきも、其他實際の商賈に從事せる總ての外國商は、湖南民と同樣苦痛を感じ居るを以て、獨商は獨逸領事より英米商は英領事を經て多少の運動をなさんとするも、日商は三井の外巨牌を有するものなく、且現在の情況にては到底奏効の見込なきを以て放擲し居れり運動して都督を抵制するの必要あらば、英領事の助けを借らざるべからず、

湖南銀行の守備

湘南銀行を襲撃せんとする風聲四散し、衛兵を以て守備し又都督府も守備を盛にせり、

通用禁止の紙幣と發行所

發行所	紙幣	額	發行所	紙幣	額
湖南官錢局	銀幣	七〇〇、〇〇〇兩	裕昌厚錢號	銀幣	三、〇〇〇兩
電燈公司	同	一、〇〇〇元	同	銅幣	三、四〇〇串
同	銀幣	一、一〇〇兩	湘益錢局	銅幣	一、三〇〇串
同	銅幣	二一三、七〇〇串	福芝藥號	銀幣	四〇〇兩
和豐公司	銅幣	二八九、三一三串	同	銅幣	七五〇串
長豐蓄殖公司	同	三四、〇〇〇兩	洪盛錢號	銀幣	六〇〇
同	銀幣	八〇〇兩	同	銅幣	二、五〇〇
隆玉昌錢號	同	三、〇〇〇串	隆茂錢號	銀幣	一、四九〇兩
同	銅幣	一〇、〇〇〇串	隆茂錢號	銅幣	八、五〇串
德昌和錢號	銀幣	二、〇〇〇兩	茂生錢號	銀幣	三〇、〇〇〇串
永隆錢號	銀幣	三、二〇〇兩	同	銅幣	三〇、〇〇〇串
同	銅幣	三、三〇〇串	米商錢局	銀幣	一〇〇、〇〇〇兩

| | | |

同　上　（三月二十五日發）

逮捕されたる亂黨の種類及其行動

三月十四日に逮捕されたる十四名の新革命派と目せらるゝものゝ中八名は湖南省瀏陽縣人にして、其中重要なるは

劉有源　黎錫奎　王子恒　耿海山（江蘇人）

なり、多くは輕浮游蕩の青年なり、耿海山は舊官吏にして張之洞が武昌に總督たりし頃の幕吏にして元來革命主義の人にあらず、今回其炸彈の製法を知るより亂黨の味方に强制せられたるもの由、其發覺の端緒は東沙東長街の旅館に止宿し、金錢の使用が贅澤に過るど、每夜遊蕩に耽けりしと、其會輩の集合多く、言語の不謹愼なるより隣室の旅客より密告せられたるなり。

嫌疑者として拘引されし都督府庶務科長邢瑞瀾（湖北人）は前記の耿海山と舊交ありしより拘引されたるも、事實亂黨とは全然關係なきを以て邢瑞瀾の放釋を都督に仲裁せるものありて昨二十四日放免したり。

三月十七日十八名の逮捕は前記十四名の關係たるに相違なきも、官憲よりは白狼の分派として捕縛せり、其中に項泰生と云ふは河南より逃れ來りし白狼の分子なるも、其他は湖南人と各省の無賴の集合にして其餘類は各地に散在せり。

贋造湖南銀行紙幣發見され、其使用人たる張伯鄉及外一名逮されたるが、是等は前記十八名の連類にして在日本の唐蟒仇鰲の手より操縱せるものと自白したり、其贋造紙幣は日本印刷なりと傳へらるゝも恐らくは日本印刷にあらざるべく、稍拙劣なる所あり、上海印刷にあらざるか。

○三月十八日朝都督府內の二發の銃聲は、種々の諫言を紛出せるに至れり、直に日本領事館に到りて或は此際の消息を調査せるものあらんと探訪せしに、日本領事館一同は日來逮捕事件のありしことすら知らず、例に依り悠々樂觀せるを以て更らに支那側の探知を試みしに。

十七日の夜深夜衛兵營長某（未だ姓名を表示せず）此事實も發表せず）は都督の寢所に忍入りて狙擊せんとするを捕縛し、其翌朝未明に之を銃殺せり、此銃聲近鄰に聞へたるなり、而して其死骸は都督府後面に假埋して全然此事實を隱蔽し居れり。

二十二日は楊坤厚と稱する亂黨分子及紙幣贋造者劉以德を拿獲し。

二十三日及二十四日に太平街の四川會館に於て王啓門李林高等二十七名の嫌疑者を拘引したり。

瑣細の端緒と無稽なる密告よりて逮捕したる亂黨は其亂黨たるに相違なきも未た一として亂兆をなすべき證據は十分ならず多くは在日本の亡命者の書翰を所持せりとか、炸彈の材料ありと云ふも、中にも明礬、松脂等の賣品を所持せるものを炸彈原料として押收せるもの多く銃器等の發見は今回持込たる形迹なく、第二革命の當時保留隱蔽せるものにして、其數は十四五挺に過ぎず。

嚴戒の狀態

城門の通行人檢查は內外人を問はず都督の命令なりとて

車を止め、轎子を支へ徒歩者を誰何し、一々車内轎裏を審査し、携帯せる風呂敷包を開かせ、日本女子の轎子にて通過せるを引きおろして携帯品を吟味し、或はビスケット箱を切開せしむる等は日本人が受けし侮辱なり、右被害者は日本領事大河平隆則氏に抗議を要求し、且都督府より一片の通牒なくして領事は日本人が此侮蔑を被らざるべからざるかと問ひしに、領事は連日放任せるより、日本人の一人は遂に英領事ジャイルス氏を訪ひ、意見を質せしに恰もジャイルス夫人も城門の檢査を受けて憤慨せし時にて、無論抗議に賛成せるを以て、其進行を謀りしにジャイルス氏は云ふ、日本領事が領袖領事なるを以て、大河平氏を通して抗議するが順序なれば、早速協議すべしとて相別れたり、又獨逸領事ミルクリングハウス氏を訪ひしに、彼は溫和主義にして目下非常の際ゆへ默從すべしと云ふ、夫より各外商人を歷訪せしに、英國派は抗議の說を取り、獨逸派は溫和主義を抱くは既に各自の領事と意見を定めたるを知るべし

而して日本領事は漫然として日本人會より對應策を申込まれ、一面は英領事より申込まれて今日に至り漸く都督府へ申込みしと云ふ。

以上の狀態にて嚴戒の狀を見るべく、亂黨は無力無謀の浮薄漢のみなれば、到底事を擧くるも耐久の力なし。現今の狀態を現るに亂黨は無力なるも白狼の群來は官民とも多大の憂慮を抱持せり、亂匪捕獲に懸賞を發表せるもの左の如し。

一、匪徒の秘密機關を破壞し禁止物品を收得せるものには五千元の賞を與ふ。

二、秘密機關を探報して匪徒の所在を報じて有効なるものに三千元を賞賞す。

以上の懸賞中三千元の賞與は二十三日王啓門等の所在を密告したるものに與へたりと。

亂黨は事を擧くるの實力なく、又一般の民心を得ざると、亂黨の人格に一つも信用なきを以て干戈の害を怕るゝよりも尙幾層の危險は目下の經濟狀態なり。

經濟界の現狀

市票(民間私幣)の回收は一時商界を攪亂せしも稍穩兆を示したるが、兩の收回は一般に多大の打擊を加へ、從前取引せる兩の取引は元に改められて從前より繼續せる兩を以て取引せるものは元に換算して償却せざるべからず、從て現貨の(元紙幣)收支を要し、在來の如く兩手形を以て融通する能はざる過渡時代に際し、商界の紛錯を極め、又一方には湖南銀行よりは貸出を中止し、又手形發行をも中止せる上に從來放資せる大約二百七十餘萬兩の收回に力め、商界は取るものは取れず、入るものは入らず、剩さへ銀行の融通ば杜絕され、且都督政略として漢口上海等の爲替相場を低下するべく長沙兩相場の虛價を張れるを以て、輸出商等が長沙相場下落の際に爲替差格を以て他の損失を塡補せしが、此際一切長沙相場の人爲的に虛昇せるため其差格を得ずして失敗を重ね、一面は前陳の兩回收と銀行貸出中止のため長沙市場の經濟界は日一日と險惡を兆し、暴動よりも革命よりも人心を恐懼せしむるは今日の都督の財政方針の矛盾なり。

市民は都督に請願して兩の回收を遲緩せんとす、又一面には都督排斥を中央に運動せるに亂黨は此機に乘せんとの計略は當然なるも、無謀無策且つ人格下劣にして所謂ゴロツキ式なるため、遂に着々失敗に歸し、都督は亂黨退治には必要の人なるを以て排斥も亂黨出沒せるため中止に至らんことを憂ふるものあり。

今日の形勢にては第三革命は湖南に於ては暫時機會を得ざるべし。

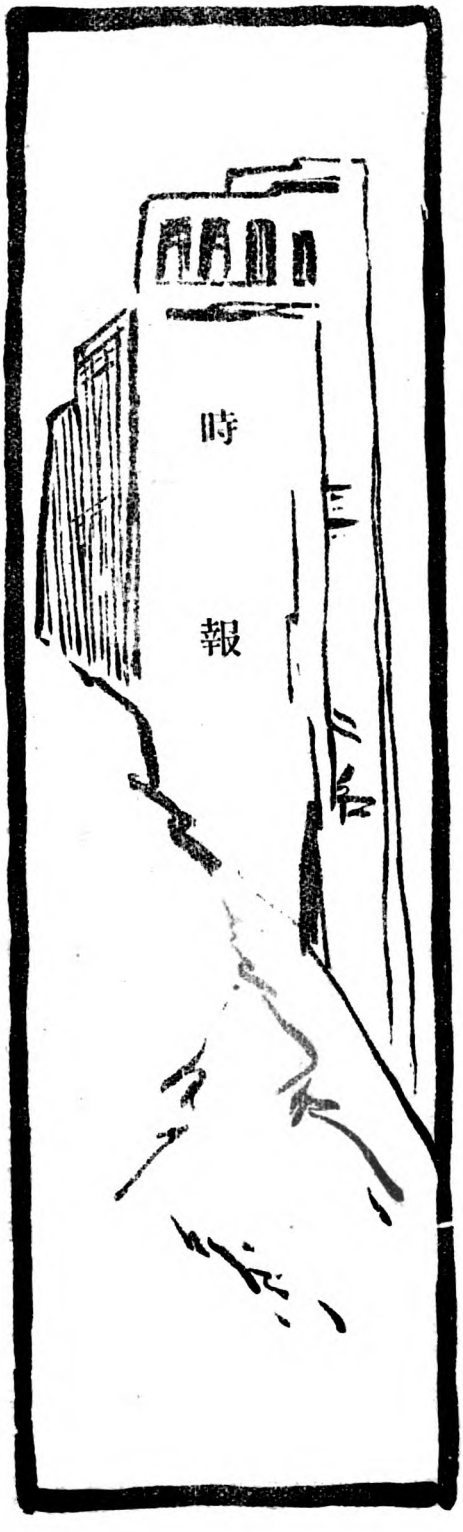

政治

○修正約法綱要　約法會議は先日既に第一回會議を開き二十六日第三次會議を開き議事規則を通過せり此後續いて約法の增修議せらるべき筈なるが同增修案は各個の草案を集めて七個條となし二十六日大總統より正式同會議に提出されたり其內容を聞くに左の如し

（一）臨時約法は主權不可分の原則明ならず從つて多頭政治の弊に流る宜しく修正して主權の統一を求むべし

（二）臨時約法は大總統は官制官規を制定するを得但し議會の議決を經べしと規定し又大總統は國務員外交官の任命及び條約の締結に須らく議會の同意を得べしと定む斯くては政府用人の行政をして活動の餘地無からしむ亟かに修改するを要す此外緊急財命令緊急財政處分臨時約法に一も規定する所無し須かく之を增加すべし

（三）臨時約法は國務員を特に一章となす外更に國務院單行法を設く是れ曾に國務員を以て政府となすのみならず且つ一方大總統を以て行政首長となす是れ既に二個の政府に分つものなり故に大總統は機關を總攬し國務員は只だ總統に贊襄し及び事務を主管するの職責あり國務員を以て政府となす能はざるを規定するを要す

（四）臨時約法は參議院の權限廣泛に失す之に因つて國會無制限の弊に陷る然るに約法施行期間に立法機關有り憲法施行機關にも亦立法機關あり二者時代同じからず機關權限も亦異る約法中の立法機關は其權限應に狹小の規定に從ふべ

き合宜とを爲す

(五)諮詢機關を增設すべし

(六)會計專章を增加し且豫算不成立の時の救濟方法を設くべし

(七)臨時約法は民國憲法は國會より制定するを規定す其實國會は憲法より產出し憲法に先ちて國會有る可らず則ち民國憲法は別に造法機關より制定すべし憲法は畢竟何機關より起草し何機關より審議し及び國民會議を召集すべきや否や及び憲法を如何にして公布すべきや皆須く增修すべし

以上七個條の綱要は大總統が約法五十五條の職權に依りて約法會議に提出したる者なり尙右七個條の說明は別に附し有りと云ふ (北京日報)

○總統府の會議

去る十六日大總統は孫總理及び各國務員を召集して會議を開きたるが此日袁大總統は左記の議案を提出し討論研究する所ありたり

一、蒙古交通に關する計畫三件

一、京熱路線の延長

一、綏赤路線の經過地點

一、張庫路線の增改地點

一、周總長の提出せる廣東紙幣維持辦法

一、上海鄭鎭守使の電請せるドック修築借款問題

並に祺瑞白狼討伐計畫等なりし (神州日報)

○平政院組織草案

北京政府が此度平政院を設置するに就き其草案は過日國務會議に提出せられたるが此の草案は法制局の草定せるものに非ず一秘書の手より出でしものなりし爲め各國務員の均しく駁議する處となり遂に撤回せられたるを以て次て袁總統は其草案及び有賀博士の草定せる平政院組織條令を法制局に廻附して草定せしむることゝなりたるが現に其草案も已に脫稿せる由にて不日再び國務院會議に提出せられ解決を告ぐべしと (北京日報)

○共和顧問院設立說

約法會議は僅々數十名の議員にて成り居れば若し約法を議して憲法を纂訂せば或は輿論の反對を受くべきを政府にては大に憂慮し爲めに增修約法定竣後に於て共和顧問院を設立し約法に據りて改めて憲法となすの時約法會議及政治會議を消滅し兩會議員は均しく顧問院中に入るべしと因に該院に關する一切の準備手續等は現在商議中に在れば遠からず發表せらるべしとの說有り (北京日報)

○再び徐の出廬を促す

徐世昌來京喧傳せられてより已に兩月に及ぶも徐は今尙靑島に閑居して一向出山の模樣無し之が爲め一時は其來京中止の說迄傳へられ徐世昌の來らざるは梁士詒と感情合はず若し一旦來京して再び熊希齡の覆轍を踏む如き事有らんを慮るなり等種々の說をなす者有るも其實熊希齡は梁士詒如きを眼中に置く底小の人物にあらず蓋し其容易に起たざるは何等か別に理由の存する者あるべし唯目下中央政府は約法の修正開制の變更等にて政局多時の秋とて袁總統は徐の速に來京して商議に預らんことを望み遂にまた總統府秘書の張士傑をして再び靑島に赴き徐氏を伴ひ來るべく命じたりと云ふ (順天時報)

○將來の司法機關

民國の立法機關は已に消滅に歸

し再び成立の期遠く司法機關も亦將に大變有らんとす玆に司法部員某の談を聞くに前に總長は司法に關する計畫を立て居れども政治會議に於て之に贊同するや否やは未だ知るべからず然れ共將來司法界に變動を來すべきは最早動かざるもの丶如く其結果必らず

一、三審三級制を採用し初級審判廳を撤廢して悉に地方審判廳高等審判廳及大理院の三級を設く

二、輕微なる民刑事件は違警律内に列入辨理し地方行政官の管轄に歸す

三、重要案件は上告を允し其餘の案件は即ち高等審判廳に控告するに止む

四、別に簡明なる適用條例を編定發布す其内容は新舊法律を酌用すべし云々と（神州日報）

○改省延期の理由　地方制を改正するの問題は曾て屢討論に附せられたる所なるが終に各方面の主張一致せず爲に決定するに至らず現今は緩に從うて行ふ事となれるが其理由とする所は一、地方制の改變は極めて重大なれば鄭重に事に從はざる可らず一、省制を改め別に行政區域を劃せば必らず紛擾を免かれず年來各省屢災害を受け宜しく安靜にし民生を休養するに在り一、改制せば行政官署を添設せざる可らざるに財政困難の今日經費を支出する能はず一、改制は全國一律に行はざるべからざるも邊省地方は尚實行し難き地方ありと云ふが其延期の理由なりと（時報）

○陳を奉天民政長　奉天民政長許士英は前日正式に辭職せるより張奉天都督は二十四日大總統に電報を寄せ奉天土匪充塞し政務は日に繁く一身を以て軍民兩政を兼理するは誠に精力及ばざる恐有り國政に誤無からしめんため速に代員を派せられたしと請へるが大總統は之を諒とし梁秘書長と會商の上前廣東民政長陳昭常は久しく東三省に在りて民情に通ぜるを以て其後任に擬し居れりと（北京日報）

○内務部の通令　去廿一日内務部は各省民政長に向ひ各縣知事に轉令すべく左の三項の諭令を發せり

一、禁烟を勵行して法令を重んずべし

一、戶口を調査して匪徒の隱匿を杜絶すべし

一、春期義捐金を籌畫して民食を濟ふべし（時報）

外交

○損害賠償問題成行　前兩次の革命戰に際する各外人の損害賠償問題は支那政府が間接の損害に對して賠償せずと主張せるにより爭點を生じ今尚解決を見ざるが支那政府は左の如き辨法を公使團に照會し來れりと

（一）凡兩次の革命に際し外商の受けたりと云ふ損害額は政府は祝て有效となす能はず之に付いては後日再議す

（二）直接損害額中尚確實ならざる點ある時は再び雙方より委員を派して調査せしむ

（三）外商に對しては特に體恤を示すの起見より政府が既に損害の確據を認めたる者に對しては相當の款を交付す其證書は外交部より公使團に交付し公使團より各洋商に轉交し各洋商乃ち財政部に赴きて證書引替にて現金を受

領すべし

右に對し公使團は十日英國公使館に於て討論會を開き議する處ありたりと（順天時報）

○損害賠償要求額　第一次支那革命戰爭後各國より損害賠償を要求せる額として今回支那政府の報道せるもの左の如し

獨逸	九八〇萬元	日本	九七八萬元
露國	二二〇〃	英國	一六〇〃
米國	一二〇〃	白國	五九〃
丁國	四六〃	伊國	二〇〃
蘭國	七〃		

其他墺太利、瑞西、西班牙等を合し總計にて三千三百余萬元にして其内には直接間接損害を含めり而して直接損害の外間接に蒙れる損害は自ら外人を保護せる費用及び商業停滯に依りて生せる損害を指し各銀行の要求に係る損害は八百余萬元にしてこは悉く間接損害なり就中佛國銀行の要求せるもの最も多く其額三百萬兩横濱正金銀行二百余萬兩、德華銀行九十余萬兩露國銀行九十萬兩、滙豐銀行一萬九十兩なり然るに滙豐の要求額は僅に一萬九千兩に過ぎず此例を以て彼を見れば彼の銀行の要求額は多大に過ぐるなきに非ず云々と（北京日報）

○片馬交涉案近聞　雲南片馬の交涉は既に數年を經過せるも未だ解決せず其解決遲延するに從つて種々枝葉の問題を生じ解決益困難に陷るを以て袁總統は此點に極めて注意を拂ひ屢外交部に向つて迅速に處置すべく諭す所有りたるが孫總長は北京駐劄英國公使ジョルダン氏と談判せんことを通じ且一面雲南李民政長に電令し迅速に本案交涉始末書を中央に送り以て將來交涉の資料に供することゝせり（時報）

○孫赴獨の用件　陸軍上將孫堯卿赴獨說は一般に傳へらるゝが其用向は政府の委託を受け獨逸に赴き軍政を調査するに在りて尙孫は其外に國際上重用なる事件に關するあり即ち民國成立以來獨支感情極めて親密なるを以て當然人を派して專謝するに在りと尙確聞を得て再報すべし（北京日報）

○英國の減兵　露國の撤兵せるは既報せしが今又聞く所に依れば英國も駐支軍隊八百名を減兵すべく其實行は本年四月内に在りと現在英國の駐屯兵は印度八百三十五名英兵千九百十六名有り之より八百名を減せば恰も革命以前の兵數に復するなりと（北京日報）

○上海租界擴張問題　上海租界擴張問題に就き上海交涉使と領事團との交涉は今に至る迄何事の結果を見ざるが今聞く所に依れば上海交涉使は外國の租界を擴張するは何等の妨害なきを以て其要求允許を外交部に迫れるも外交部の意見は此問題を決定するの以前に於て改めて租界内の裁判を廢せんことの交換問題に在るが如く各國にして此問題を承認せば租界擴張問題の解決は容易也と云ふ（時報）

軍事學事

○全國軍區の改變　陸軍部に於ては曩に全國を九大軍區に分ち常備軍五十師團を置くことに決定せるは既報の如くなるが今聞く所によれば右の計畫は財政困難のため一度四十師團に減せられたるが其後迭次協議の結果更に減少することゝなり即ち三十四師團と十二混成旅團にすべく決定せりとの說有り其分區は左の如し

第一軍區は奉天、吉林、黑龍江、察哈爾、熱河、綏遠にて始めの十師を八師とし奉天に二師吉林に一師一混成旅黑龍江に二師察哈爾に一混成旅熱河に一師綏遠に一師を置く

第二軍區は直隸、河南山東山西にて初の十二師を十師とし直隸に六師河南に一師山東、に一師一混成旅山西に一師一混成旅

第三軍區は湖南湖北にして初の三師を二師半とし湖北一師一混成旅湖南一師

第四軍區は江蘇江西安徽にして初の四師を三師として各省一師

第五軍區は福建浙江にて三師を二師半とし福建に一師浙江に一師一混成旅

第六軍區は廣東廣西にして四師を三師とし廣東一師一混成旅廣西一師一混成旅

第七軍區は四川雲南貴にて六師を四師半とし雲南に一師一混成旅貴州に一師

第八軍區甘肅陝西は三師を二師半として甘肅に一師一混成旅陝西一師

第九軍區新疆伊犁青海等にて依然二師とし新疆一師伊犁一混成旅青海一混成旅

右の外拱衛軍の三師を二師として京師の保衛に充つるしと（時報）

○東三省軍事調査　陸軍部に於ては奉天吉林黑龍江三省の軍事に注意を拂ひ居り改編後に於ける內容の充實に就ては尙更注意しつゝ有るが大總統は特に陸軍上校樊鼎を東三省の地に派し實地調査を命じ樊上校は既に出發したりといふ（順天時報）

○張勳軍の配置　最近の調査に依れば徐州の長江巡閱使張勳の軍隊は目下左の如く配置され居れりと云ふ

太平（五營）海關（四營）臨淮關（四營）南宿州（四營）浦口（四營）徐州（十二營）宿遷（二營）外に五營不明の地點に分布す（時報）

財政金融

○大總統財政上の二大方針　近頃袁大總統は民國財政の救濟策として徒らに借債を恃んで一時を彌縫するは決して永久の策に非ずとし最近專ら國內固有財源の整理を計劃し其進行手續として左の二大方針を定めたり其一に曰

く

（一）外債借入は漸進主義を取る今日の如く窮乏を告ぐる民國の財政にては之れが救濟の手段として一時外債を借入るゝは事實上已むを得ざる處なれど各國が民國財政の窮乏に乘じ爭つて借款を運動し專ら民國の經濟的利益を獲得せんと計り其借款條件の如き從つて苛酷に過ぎ民國の主權を喪失するもの少からず而も財政窮乏の餘り是等借款により一時を支へんか遂には亡國の悲運に陷るやも知るべからずとし今回第二次借款の交渉の如きも出來得る丈け漸進主義をとり酷に過ぐる條件には決して讓歩せざる方針を取るに決し充分交渉の上妥善の條件定まるを俟つて始めて訂結すべく輕々しく契約を取結び前回借款の失敗の覆轍を蹈まざる樣注意する由なり

（二）國有政源の整理には急進主義を取る　目前民國財政の十分ならざるにも係らず能く其支持に堪ふるもの聞く所に據れば昨年の中佛實業借款の年末に交付せざりし殘額の現に相繼いで交付せられつゝあると且某々小借款の先日成立したるものあるを以て暫らくは如何にかして運轉し得べく其間一方に徐々と五國借款を進捗し一方に於て急速民國固有の財源を整頓する方針にて總統府內に於て中央財政會議を組織し總統より梁總裁財政總次長及び財政に通曉する諸員を派し且つ各省派定の代表を參加せしむる計畫にて近日中に開會するに至るべしと又此次の財政會議の目的は總統の本意として財政を統一し舊有の收入を復歸するに在りと云ふ尙近來總統府にて開會せられつゝある所謂總統府財政會議は普通の財政會議にして此國有財源整理の會議とは全然別種の者なる由

尙探聞する所に據れば昨年度に於ける各省の財政狀態中浙江省の成績を以て第一とし直隸省を以て第二となす由此次の財政會議に於ては須く浙江省の裁兵辨法收稅法を標準とし研究の資料たらしむべしと而して本年度に於ける浙江省の中央送納金は四百萬元なるを以て大總統は極力浙江省の方針を嘉賞し之を各省に通電して參考に供せしめたり近來山東省は金融機關を整理したる結果大に好成績を現はし來れりと云ふ（順天時報）

○梁の紙幣政策　幣制局總裁梁啓超は就任以來專ら幣制の整頓に力を盡し居たるが其政策としては全國を四大區に分ちて每區に一銀行を設立し舊紙幣を回收して新紙幣と交換する考にて而して全國區劃の方法は北方五省を以て一區となし銀行を北京に設け東南各省を一區となし銀行を上海に設け東三省を一區となし銀行を奉天に設け楊子江域を一區となし銀行を漢口に設くる計畫なりと云ふ（時事新報）

○廣州灣の人頭稅問題　前に廣州灣佛國官憲が租借地內居住支那人に人頭稅を課せんとし支那中央當局と交涉を開始せるが同問題に對して同地支那人の反對は極めて激烈にして過般王材成氏等を代表者に擧げ廣東都督民政長官より中央に轉知して佛國公使と交涉すべく懇請する處有りたるが現に是等の支那人等は若し目的を達し得ざる時は租借地內居住支那人は全部界外に移住すべしと息捲き居れる由にて中央外交部は此事を聞き將來重大の交涉事件發生せ

ざるやを恐れ三月十二日廣東都督府に佛國の廣州灣租借は僅に停船或は貯炭を爲すを得るのみにして中國の自主權を妨害するを得ず又支那人を強制して之を避移するを得ず該省都督民政長は須く支那人の勸諭に力むべし此案は右の情に照して極力佛使と交涉すべし云々と電致したり（時報）

○白狼討伐費豫算　武昌の都督府にては今回白狼討伐の爲め戰事費を要するもの少からず將來に於ても尙幾何を要するか明かならざるより今回每月豫算を編成して之を支出することゝなり已に財政司と協同して三月分の豫算を作りたりと云ふが即ち左の如きものなりと

一、軍餉　十六萬四千二百三十一元二角
二、軍器四萬一千二百二十一元
一、稿賞費六萬四千百三十七元（時事新報）

○江南船渠の借欵　上海の江南船渠は開設の始め製造局の管理なりしも革命前專員を設けて獨立せしめたるが民國成立後再び製造局管理內に歸し居たるに昨年の第二次革命の際同局は革命黨の攻擊の的となり多大の損害を蒙り秩序紊亂して遂に業務を停止するに至りたるのもなるが同局管理を兼任し居れる鄭鎭守使は同船渠を一日も早く再開せんと欲し屢開工を計畫せるも資金不足の爲め遂に未だ開工する能はざりしが聞く所に據れば鄭は此程個人の名義を以て米人某資本家と五十萬兩借欵の議を進め已に中央の批准を仰ぎ不日調印の上現金の受授をなすべしとの噂あり而して尙此項の借欵は個人の名義なるを以て利息極めて薄く且全然無抵當なり（神州日報）

○中佛銀行借欵　中佛實業銀行は支那政府の借欵申込に應じ四月七日巴里に於て七千五百萬法郎の公債を發行すべし該借欵の用途は支那が政府事業として經營すべき北京電車及び水道電燈開辦費並びに浦口開埠費等に充用せんとするものにして其擔保品としては北京の各市稅を擧げ中央政府より保證せるものなり（神州日報）

交通

○二年度鐵道營業成績　昨年中に於ける支那全國鐵道の損益左の如くなりしと云ふ（單位元）

利益を擧げしもの

京奉線	六、一二九、〇〇〇
京漢線	六、四八一、〇〇〇
京張線	六五三、〇〇〇
正太線	三六三、〇〇〇
萍昧線	一七八、〇〇〇

損失のもの

津浦線	一、九六五、〇〇〇
吉長線	七一七、〇〇〇
滬寧線	四六一、〇〇〇
道清線	二四九、〇〇〇
張綏線	一三、〇〇〇
廣九線	九三五、〇〇〇（北京日報）

○湖北西北鐵道　湖北省內の鐵道にて現に既設せられある者は京漢鐵道のみにして目下著手せられんとしつゝあるものは粵漢鐵道と川漢鐵道の兩線なるが川漢鐵道は前に廣水驛より襄陽を經て荊州に迂廻することゝなり居たるも斯くては漢口との關係少きに至るを以て之を變更し漢口より荊州に出で宜昌に赴くことゝなりしより襄陽方面には別に一線を計畫せざるべからざることゝなれり是がため粵漢鐵道技師コリンソンは目下同線路の計畫中なる由にて漢陽より更に老家口迄延長し是れ迄同地にて集散しつゝありし河南湖北陝西の貨物を引くべく計畫し居れり漢口の商民之に賛成しつゝあれば遠からず事實として現はるゝに至らんかと云ふ（時報）

○海門築港の調査　海蘭鐵道の終點は元と海州に定められたるも其後某方面の調査報告に依り海門の方海州に比し將來發展の見込有り且港口との關係上又種々好都合なる由にて曩日交通部は委員李氏をして海蘭鐵道局員王匯謙氏並に佛人技師等と共に實地踏查を行ふべく同地に特派したるが同氏は上海より軍艦甘泉號にて同地に赴き去十八日に同地より一應の報告書を發せよと（時報）

○襄漢鐵道敷設の議　粵漢鐵道武昌岳州間總工程師某氏は近日交通部に向け漢口より老家口に至る一支線敷設の建議を呈せり同鐵道豫定線は漢口を起點とし襄河に沿ひて遡り老家口に直達するものにして該處は甘肅陝西湖北河南の各省に入る要口たり即ち上は陝西甘肅に直達し下は漢口に通ず且つ河南の鄧州南陽內鄉鎭平淅川等の各處は產業繁盛の區にして牛皮、木材、油漆、紙、絹糸、藥材、其他家禽類の產出最も多く漢口の各國取引商多く同地に人を派して之等の貨物を運出せしめ居れるが只だ交通の不便のため現に尙種々の不便を感じつゝあり若し此間に鐵道の敷設を見るに至らば商人の利便一方ならざるのみならず其當道も多大の利益を占むるを得べく且其建設費は甚だ巨大ならずと交通部は此陳情書に接し大に乘氣あるもの、如く將に技師を特派して實地測量をなさしめつゝありと云ふ（時報）

農工商礦

○通商條約改訂要求　全國商會聯合會は四川省商會事務所、江西義寧商會の提出せる通商條約改訂に關する議案を去る十七日附議し其結果北京、外交、農商兩部に宛て各國との通商條約の如何は商人に影響する處極めて多大なるを以て政府は各國と締結せる通商條約は本會總事務所に送りて改正に關する意見を求め本總事務所より之を取纏めて政府へ送り商人の意の有る處を明かにして政府は之を排擇して通商條約の改訂に豫備せられたしと電請せり（北京日報）

○石油礦の踏查　昨年十二月北京に來着したる外人地質學者數名は現に美孚公司の爲めに熱河油礦の踏查に着手したるが之を終へたる上陝西に赴きて延長の鑛區を調查する筈なり油礦開採の機械（重量千八百噸）は已に美孚公司汽

船モスコモ號にて米國を發したれば四月上旬には太沽に到着すべし尙採油技師十餘名は不日來着するの豫定にて到着の上熱河及び陝西何れに到るかは地質學家の調査後の意見により決定すべしと（時事新報）

○礦政新條令發布　袁總統は今回礦政新條令を發布せり其内容は中外合辦にて採礦事業を經營する時は外資は半數以上に出づ可らず而して外人の投資者は先づ本國公使の證明を要すと制限し又鹽及石油は國家の經營に歸し人民の採掘すべきものは其他の金屬二十三種石質二十八種土質十種にして礦地が皇陵、市場、公共場所、石碑、鐵道、溝渠、砲臺、保壘、陸軍部管轄地、海軍部管轄地等に接近せるものは一律に開採するを得ずと制限す（時報）

○礦石禁輸令　漢冶萍公司の借欵に關する反對者は湖北出身にては湯化龍孫武張伯烈等最も主動者なるが昨今に至り其反對運動は愈激烈を極め來るもの丶如く湖北都督代理段芝貴亦反對の意見を有し之を中央政府に打電する等種々妨害を加ふる者出で來れりと爲めに同公司に於ても頗る迷惑し同公司と何等の關係なき者迄が立つて反對運動を試みんとするを遺憾のこと丶なしつ丶あり然るに北京政府にても一部反對者の運動と段都督の反對意見に煽り立てられし爲にや從來の方針を一變し今回同事件の解決する迄大冶鐵礦の輸出を禁ずべく命令すべしとの說あり（時事新報）

○礦山租辨條例　農商部は目下礦山租辨條例草案を制定しつ丶あるが其内容を探るに大約左の四項より成れり甲、官山民借、凡そ官山及び官家所有の山にして金銀礦を民間の採掘に委ねざるものを除き其他の礦山にして政府が急に用ひず又妨害なきものは開採を許可す但毎年一畝毎に金一百文を納付し且契約成立の際礦商は價額の十分の二に該當する官地株を保證として提供すべし其他の稅金は通例の通り之を徵收す。

乙、民山官營及公山官營、凡そ民間の公山又は個人の私山にして政府が回收自營せんと欲するものは官山民借の例に倣ふ但し政府は必ずしも十分の二の民地株を承認せず地腹礦權は國有に係ればなり公山官營も亦此例に照す但公山取付の租金給與は業主に在り。

丙、公山民營、凡そ人民にして地方の公山を借營せんと欲する者は其借金地株は官山民借の例に倣ふ（神州日報）

○森林保護條例　農商部に於ては過日會議を開き全國の森林保護法案を議したるが已に其條例をも制定し國務院に交付法制局に廻付して訂修する所有り國務會議も通過せりとの事なれば不日發表せらるべし（順天時報）

蒙古西藏

○中蒙境界劃定議會　中蒙境界劃定會議に就き北京政府は既に畢桂芳氏を全權正使として派遣するに決し居れるが但だ未だ正式の發表を見ざるも今其籌辨各項を聞くに左の如し。

▲開會期　畢桂芳氏は元と前月中に會議地たる恰克圖に赴く筈なりしも其今に至るも發途せざる所以は該會議に出席すべき外蒙古の代表者は庫倫の現總理三音諾顏なるが目下三音諾顏は露國より歸りて庫倫に至り活佛と辨法を商議したる後發途することゝなり居れるを以て畢氏の發途も自然それ迄は延期せらるべく其開會の期は來月初旬頃なるべしと云ふ。

▲隨員　畢桂芳氏は其隨員として元と二十名を決定せるも斯くては徒らに費用を多くするものなればとて十二名に減員したるが隨員中には秘書通譯等を除く外外交部司長陳籙氏の如き人物あり氏の名目は副使と云ふに在り。

▲經費　專使一行の所有費用としては畢氏は最初八萬元を要求せるも政府は其中五萬元を削除せんとしたるに畢氏は三萬元にては何事も爲し得ずとて五萬元の發給を力請し居れり。

▲會期及議事　同會議の會議は四ケ月の豫定にして其議事の要項は勿論境界を制定するに有るが尙政府は其他電信及び郵政に關する一切の問題をも商議せしめんとしつゝありと。（北京日報）

○蒙古三大線の計畫　支那政府は邊防の鞏固を謀るは交通を至便にするに在りとて蒙古に三大鐵路を建設せんとし朱交通總長は急に人を派して土地を測量せしむべしと云ふ而して其三大豫定線路は左の如し。

一、張家口より起り東北に向ひ郭圖營大平營を經五可兒河を橫斷して多倫諾爾に達する一線

二、宣化西より北洋口に出で察哈爾を經過し右に折れて歸化城に至る一線

三、通縣より古北口に出で熱河を經過し赤峯に達する一線

然れども現在の支那政府財政にて能く之を遂行し得るや否や又如何なる方法に據りて資金を調達するやは今後の研究問題なりとす。（國權報）

○蒙事會議と蒙古王公　袁總統は蒙古の領土保全及び利源の開發に就て頗る注意を拂ひ曾て國務院蒙藏局に令し各蒙古王公を北京に電召し總べての施設を協議せんとしつゝあるが聞く所に依れば近來勝福は頗る悔禍せる者ゝ如く內蒙各旗王公は曾て蒙藏局に電報を寄せ外蒙各王公と長春會議の後直に外蒙王公代表者一同を北京に召集して會議を開かんと稱總へ貢裁は袁總統に此議を上陳せるに袁總統は直に貢總裁を派し會議に列席して民國の優待を宣示せしめ內外各蒙の誠意を傳ふべしと而して一面北京に在留せる蒙古王公等は此次外蒙の區劃に對し殊の外注意を拂ひ大總統に向つて外蒙劃界の內容提示を請ひ其利害を研究すべしと稱へ若し其內容にして秘密に附せらるゝならば蒙古王の中より二名の專使を選派し一切の事項に參議を許され度く總べて不偏不倚の辨理を期し領土を保全し邦交も亦損害に至らざらんことを庶ふといへり（神州日報）

○英支藏交涉難　總統府にては前日來在印度陳貽範より英支藏交涉の種々困難なる情況を含める電報に接し且中央政府に於て處分法を決定せん事を請ひ來れるも袁總統は其關係緊要なるより遲延する能はざれば統總府に各國務員を招集し特別會議を開きて本件を討議すべしと（時報）

船モスコモ號にて米國を發したれば四月上旬には太沽に到着すべし尙採油技師十餘名は不日來着するの豫定にて到着の上熱河及び陝西何れに到るかは地質學家の調査後の意見により決定すべしと（時事新報）

○礦政新條令發布　袁總統は今回礦政新條令を發布せり其内容は中外合辦にて採礦事業を經營する時は外資は半數以上に出づ可らず而して外人の投資者は先づ本國公使の證明を要すと制限し又鹽及石油は國家の經營に歸し人民の採掘すべきものは其他の金屬二十三種石質二十八種土質十種にして礦地が皇陵、市場、公共場所、石碑、鐵道、溝渠、砲臺、保壘、陸軍部管轄地、海軍部管轄地等に接近せるものは一律に開採するを得ずと制限す（時報）

○礦石禁輸令　漢冶萍公司の借欵に關する反對者は湖北出身にては湯化龍孫武張伯烈等最も主動者なるが昨今に至り其反對運動は愈激烈を極め來るもの丶如く湖北都督代理段芝貴亦反對の意見を有し之を中央政府に打電する等種々妨害を加ふる者出で來れりと爲めに同公司に於ても頗る迷惑し同公司と何等の關係なき者迄が立つて反對運動を試みんとするを遺憾のこと丶なしつ丶あり然るに北京政府にても一部反對者の運動と段都督の反對意見に煽り立てられし爲にや從來の方針を一變し今回同事件の解決する迄大冶鐵礦の輸出を禁ずべく命令すべしとの說あり（時事新報）

○礦山租辨條例　農商部は目下礦山租辨條例草案を制定しつ丶あるが其内容を探るに大約左の四項より成れり甲、官山民借、凡そ官山及び官家所有の山にして金銀礦を民間の採掘に委ねざるものを除き其他の礦山にして政府が急に用ひず又妨害なきものは開採を許可す但毎年一畝毎に金一百文を納付し且契約成立の際礦商は價額の十分の二に該當する官地株を保證として提供すべし其他の稅金は通例の通り之を徵收す。

乙、民山官營及公山官營、凡そ民間の公山又は個人の私山にして政府が回收自營せんと欲するものは官山民借の例に倣ふ但し政府は必ずしも十分の二の民地株を承認せず地腹礦權は國有に係ればなり公山官營も亦此例に照す但公山取付の租金給與は業主に在り。

丙、公山民營、凡そ人民にして地方の公山を借營せんと欲する者は其借金地株は官山民借の例に倣ふ（神州日報）

○森林保護條例　農商部に於ては過日會議を開き全國の森林保護法案を議したるが已に其條例をも制定し國務院に交付法制局に廻付して訂修する所有り國務會議も通過せりとの事なれば不日發表せらるべし（順天時報）

蒙古西藏

○中蒙境界劃定議會　中蒙境界劃定會議に就き北京政府は既に畢桂芳氏を全權正使として派遣するに決し居れるが但だ未だ正式の發表を見ざるも今其籌辨各項を聞くに左の如し。

▲開會期　畢桂芳氏は元と前月中に會議地たる恰克圖に赴く筈なりしも其今に至るも發途せざる所以は該會議に出席すべき外蒙古の代表者は庫倫の現總理三音諾顏なるが目下三音諾顏は露國より歸りて庫倫に至り活佛と辨法を商議したる後發途することゝなり居れるを以て畢氏の發途も自然それ迄は延期せらるべく其開會の期は來月初旬頃なるべしと云ふ。

▲隨員　畢桂芳氏は其隨員として元と二十名を決定せるも斯くては徒らに費用を多くするものなればとて十二名に減員したるが隨員中には秘書通譯等を除く外外交部司長陳籙氏の如き人物あり氏の名目は副使と云ふに在り。

▲經費　專使一行の所有費用としては畢氏は最初八萬元を要求せるも政府は其中五萬元を削除せんとしたるに畢氏は三萬元にては何事も爲し得ずとて五萬元の發給を力請し居れり。

▲會期及議事　同會議の會議は四ヶ月の豫定にして其議事の要項は勿論境界を制定するに有るが尙政府は其他電信及び郵政に關する一切の問題をも商議せしめんとしつゝあり（北京日報）

○蒙古三大線の計畫

支那政府は邊防の鞏固を謀るは交通を至便にするに在りとて蒙古に三大鐵路を建設せんとし朱交通總長は急に人を派して土地を測量せしむべしと云ふ而して其三大豫定線路は左の如し。

一、張家口より起り東北に向ひ郭圖營大平營を經五可兒河を橫斷して多倫諾爾に達する一線

二、宣化西より北洋口に出で察哈爾を經過し右に折れて歸化城に至る一線

三、通縣より古北口に出で熱河を經過し赤峯に達する一線

然れども現在の支那政府財政にて能く之を遂行し得るや否や又如何なる方法に據りて資金を調達するやは今後の研究問題なりとす。（國權報）

○蒙事會議と蒙古王公

袁總統は蒙古の領土保全及び利源の開發に就て頗る注意を拂ひ曾て國務院蒙藏局に令し各蒙古王公を北京に電召し總べての施設を協議せんとしつゝあるが聞く所に依れば近來勝福は頗る悔禍せる者ゝ如く內蒙各旗王公は曾て蒙藏局に電報を寄せ外蒙各王公と長春會議の後直に外蒙王公代表者一同を北京に召集して會議を開かんと稱總へ貢裁は袁總統に此議を上陳せるに袁總統は直に貢總裁を派し會議に列席して民國の優待を宣示せしめ內外各蒙の誠意を傳ふべしと而して一面北京に在留せる蒙古王公等は此次外蒙の區劃に對し殊の外注意を拂ひ大總統に向つて外蒙劃界の內容提示を請ひ其利害を研究すべしと稱へ若し其內容にして秘密に附せらるゝならば蒙古王の中より二名の專使を選派し一切の事項に參議を許され度く總べて不偏不倚の辨理を期し領土を保全し邦交も亦損害に至らざらんことを庶ふといへり（神州日報）

○英支藏交涉難

總統府にては前日來在印度陳貽範より英支藏交涉の種々困難なる情況を含める電報に接し且中央政府に於て處分法を決定せん事を請ひ來れるも袁總統は其關係緊要なるより遲延する能はざれば統總府に各國務員を招集し特別會議を開きて本件を討議すべしと（時報）

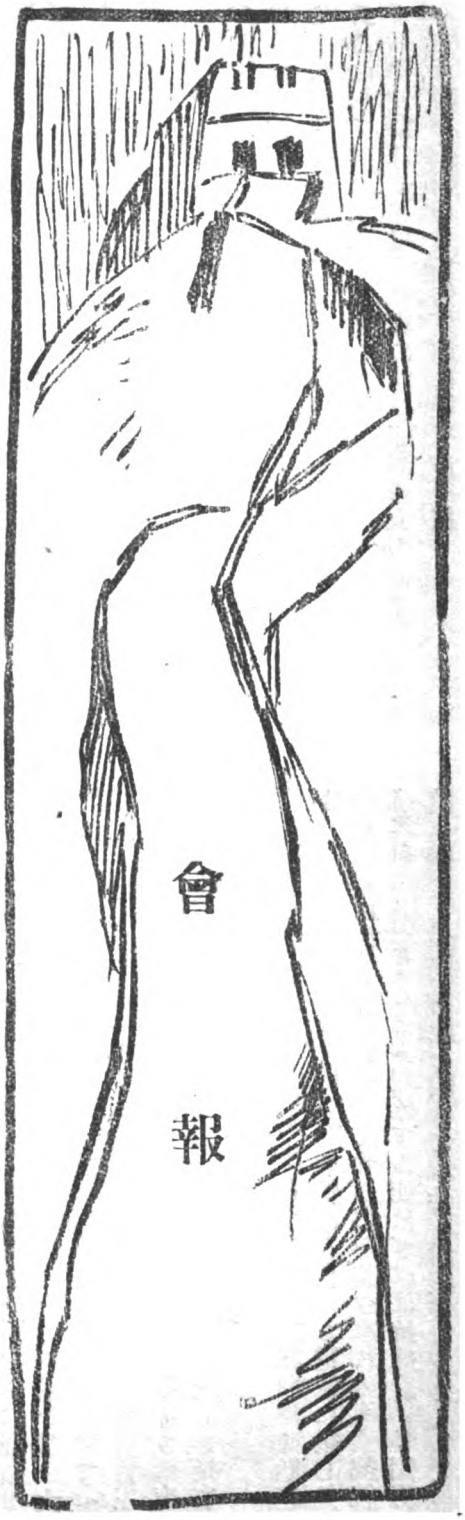

故近衛篤麿公十年祭記事

東京に於ける公の十年祭

三月二十八日午後一時より本會主催となり、日比谷公園運動場に於て故近衛公十年祭を擧行す。場の東部に香りも高き白木造りの神塋を新設し、正面に靈位を奉祀し、左右には綠り色濃き眞榊を備へ、右側に神官、伶人控室、右側に故公爵の御遺族並に親族席をしつらへ、尙ほ運動場の大部分を幕にて圍ひ、その中に更に大天幕を以て兩列に各千人を容れ得べき參拜者席を設け、醫局受付物品預所等萬端の準備遺憾なく、公園の入口には故近衛公十年祭々場と記せる大旗を立てたり。イがて始式の號砲空に響くや、嘹亮たる、奉樂の裡に一同着床、當日の齋主たる大社教副管長千家尊弘氏先づ神前に祓詞を奏し、次で神官諸役大麻行事の式を終り、諸員起立して在天の英魂を迎へ、神官は恭しく幣帛を捧げ、奏樂の間に神饌を傳供し、次に齋主及副齋主（佐々木幸見氏）左の祭詞を白す。

是乃所乎祭典乃齋場乃忌殿乎築伎造里神籬建弖招伎齋比鎭米奉留故東亞同文會長公爵近衛篤麿公乃神靈乃前爾齋主大社教副管長千家尊弘良美拜美毛白左久八十國乃國波有禮抒毛敷島乃大和島根乃高光留吾日本波國刀云布國乃眞穗國國爾千萬刀人波多氣抒吾日本乃臣民波靈幸布神代乃昔與里氏乃名正之相繼來之人刀云布人乃美人夫我中爾毛藤原朝臣乃御家掛波之毛卷波良伎皇祖乃神尊與里氏

乃名絕受變貝歷世乃朝廷爾仕奉里食國天乃下乃大御政乎翼介阿奈々比奉已之別已大伎功臣等毛多爾座之々波又他姓乃比類爾非邪留我毛汝篤麿公毛即已其大伎功臣乃一柱爾座介留阿波禮篤麿公波也氏乃名高伎藤原朝臣乃御家爾生出給比性質高久濶久敏賢久遠祖世々乃祖等乃清伎赤伎眞情乎受繼之惟神乃道乎重美朝廷乎尊比國乎愛之武御志深久又學問波國乃內外爾渡里博久兼稱給比之我今更爾御一世乃事蹟乎顧美思比奉禮婆貴族院議長乃之已畏伎大御政乎翼介學習院長乃之已專華族乃子弟等乎教閉導伎給比之其功蹟波素與里奈我貝尚東亞同文會乎設立東乃邊爾普立有留國々乃爲爾御力乎効之給閉留最毛大奈留功勳爾在倍伎曾毛西洋乃國國波萬乃事々爾開介人乃波智識毛月々爾進美往久有樣奈留我大皇國及支那國韓國奈乃當時乃狀乎比閉見曾那波志將來乃事爾甚久御心乎痛乎痛米伊加傳是乃三乃國々乃爲爾遠乃遙介伎事謀乎爲武刀釰太刀伊豆乃敏心武久雄々之久思保之定米明治三十一年十一月二日爾東亞同文會乎設立其要領乃在留四條乎言立御自其會長乃事乎負持之容易加貝御心盡之御力乎効之給比之以已其事業毛次第爾進美人加波禮人等毛少加貝寺已東京同文書院乎設乃立專支那國乃年若伎人等乎敎導伎受寺已又上海爾毛東亞同文書院乎設介又韓國爾毛所々爾學堂乎設介或波諸乃學堂乃費乎補助介彌其敎育乎進米之又明治三十三年乃頃支那國爾拳匪刀云布群乃賊起時波其事乃筋爾深久御心乎注伎更爾大會開會趣義乎唱又國民同盟會乎設介專支那國保全乃大伎道理明乎奈貝久何刀之未已輔介導枝又淸國改革事宜十篇三十則乎記之國乃其宗刀在留人人爾贈與閉或波吾大御國乃敎科書乎知米已尙學則大綱乎書技彼國人我學乃道乃依留倍技所乎敎閉給比之如技其御心構乃廣久大奈留其心盡之乃深久懇切奈留伊加傳加短伎言乃葉乃言學稱閉盡須倍事加伎阿波禮長加貝邪波里之御一世乃間奈我貝如此吾大御國波更爾毛云受他國爾麻傳御力乎効之其國乃利益乎起之其國人乃智識乎奬米今乃顯爾至麻傳其功勞乃事乃蹟著明介伎公乃如波是叙宣留國乃眞穗國人乃美人太留大和男子乃本務乎全久爲之遂介萬代乃後掛已人乃龜鑑刀高往久田鶴我昔高々爾仰恐美奉留倍事爾奈毛在留故御跡受繼伎會長乃事執總座順鍋島侯爵君乎始米預里禮留知人々等入紐乃同之心爾謀碁知今年波既爾薨去里給比後十年乃成爾奴留依里神靈乃御心乎慰米大伎功勳爾報伊奉貝武眞名子公爵君夫人君及親族諸等乎招伎列稱又會員乃人等乎集閉爾集閉祭典廣久厚久仕奉貝之各々各毛功勳乃跡高高爾慕比仰伎將貝隆奈留御齡爾之薨去里給比之事及狀乎惜美悲美津拜美仕奉貝事乎阿波禮神靈乃御心宇須爾毛武加志美亭座之尙顯世乃御心奈我貝此乃會乎之已彌益々爾立榮米之給閉幣帛捧奉里恐美拜美白順

一、東亞同文會々長の祭文（清浦副會長讀）

大正三年歲在二甲寅一春三月二十八日。爲下故從一位勳二等公爵近衛篤麿公。十年忌辰上。東亞同文會長侯爵鍋島直大。盥嗽再拜。謹告二大賢之靈一。顧甲午戰局既敝。王帛復レ薾。而東方政策未レ定。國論紛糾。不レ能二歸一一。列强環視風雲黯澹。小亞危機。朝不レ圖レ夕。公大憂レ之。糾二合同志一。將レ有レ爲也。於レ是創二立東亞同文會一。倡二道保全支那之大義一。宇內翕然響應。使二我國威一重於九鼎大呂一。逮二滿洲之事起一。叛設國民同盟會一。或致書淸國諸王大臣一。屢有所二匡救一。無下不レ出二手段一憂上大局一。公既以二東亞之平和一自誓。久居二貴族院議長之職一。協二參國政一。又爲二學習院長一。振興二文敎一。上蒙二九重之倚托一。下負二國民之尊信一。夙夜勞瘁。以レ身任二天下之安危一。可レ惜天不レ假レ壽。齎レ志早歿。嗚々之功。雖未レ見乎。冥冥之澤亦已大矣。海內仰瞻。推爲二一代師表一。豈偶然手哉。公之薨也。天皇賜二聖旨一曰。名門之偉器。有レ待二他日之用一。

今也時局紛糾。中外多難。公靈有レ知。其感果如何公以二累世之名門一。龍章鳳姿。天質寬恕。泰而不驕。威而不猛。自具二棟梁之器宇一。矧學識宏遠。禮レ賢下レ士。門下之盛當世無レ比。嗟夫如レ公者。眞所謂先二天下之憂一而憂者。而不幸不得レ享二其後天下之樂一而樂者乎。悲矣哉。某等回二憶當時一。不レ勝二神徂一。拉敬具二清酌菜盛一。虔薦二吾孚一。尚饗。

大正三年三月二十八日

東亞同文會長　侯爵　鍋島直大

二、駐日支那全權公使（參贊官劉崇傑氏代讀）

維大日本帝國。大正三年三月二十有八日。東亞同文會。爲故近衛公爵。擧行十週年神祭。中華民國特命全權公使陸宗輿。謹鞠躬致辭曰。於虖桑蘭國。表海稱雄。維新以後。如日方中。方壺國富。玄圃開風。鐘鼎毓秀。竺生我公。公之毅力。維持亞東。公之圖願。提携大同。高掌遠蹠。不尙近功。輔車唇齒。因依無窮。親仁善憐。古有明訓。勇夫屹々。謀臣汹々。遂海生波。干戈啓釁。鷸蚌相爭。鷹鷂旁瞬。螳螂黃雀。後顧宜愼。公曰偵哉。其誤國是。廼徵明儁。廼示宗旨。大聲疾呼。同文同軌。經之營之。請從此始。教育爲本。學校率新。十年樹木。百年樹人。知彼知已。買宅買鄰。珠聯璧合。學生莘々。櫟楠杞梓。著手成春。當務之亟。知幾其神。自是厥後。公意益切。譬我政府。曰善施設。慷慨激昂。委婉曲技。保合太和。此心若揭。日月易邁。十載於茲。霜滋露冷。物換星移。推公素志。惕然以思。拜公嘉惠。愀然以悲。范蠡金鑄。平原繡絲。爰懷椒糈。心香一炷。籲公之靈。酹公抔土。風景不殊。山河如故。哀下盡言。伏維。歆我尙饗。

三、德川貴族院議長

公爵德川家達、恭シク故東亞同文會長公爵近衛篤麿卿ノ靈ニ白ス

公天資英邁風格高朗、學東西ニ通シ識古今ヲ該ヌ、夙ニ四方東進ミテ隣邦ノ危機日ニ逼ルモノアルヲ慨シ、奮然トシテ東亞同文會ヲ興シ、以テ清國保全ノ大義ヲ明ニセラル公ハ身名門ノ首班ニ列シテ而カモ克ク天下ノ士ヲ延キ終始東洋ノ平和ヲ謀ルヲ以テ其任ト爲シ經營畫策至ラサル所ナシ、隣邦ノ今日アル、公ノ偉業ニ負フ所豈鮮シトセムヤ

嗚呼、公ノ薨後玆ニ十年、朔風仍ホ邊彊ニ荒ミ妖雲常ニ蔀山ヲ掩フ、時、艱ニシテ公ヲ懷フコト愈切ナリ、此ニ聊蕪詞ヲ述ヘ以テ追仰ノ意ヲ致ス靈其レ之ヲ鑒セヨ

大正三年三月二十八日

公爵　德川家達

四、奥衆議院議長

大正三年三月廿八日　衆議院議長奥繁三郎謹ミテ故東亞同文會長公爵近衛篤麿公ノ靈ニ白ス惟フニ公天資英邁器度宏遠清華ノ出ヲ以テ夙ニ海外ニ學ビ業成リ朝ニ歸リ貴族院議長トナリヤ上ハ、九重ノ倚任ニ膺ヘ下ハ國民ノ信望ヲ負ヒ最モ志ヲ東亞ノ大局ニ注ギ毅然トシテ自ラ天下ノ重キニ任ズ甲午ノ役後東亞ノ危機ニ際シ公慨然トシテ起テ同志ヲ糾合シ東亞同文會ヲ創立シ清國ノ王公大臣ト應酬シ力ヲ兩國ノ親善ニ盡セシモノ極メテ大ナリ其後露國ノ滿洲ニ據ルヤ國民同盟會ヲ起シ以テ天下ノ士論ヲ定メ國家ニ貢獻セシモノ少キニ非ラズ公薨ジテ玆ニ十年露ニ日露ノ大役アリ近ク隣邦革命ノ事アリ東亞ノ時局變遷極リナク天下事アル毎ニ公ヲ追憶セザルハナシ蓋シ公ガ東方ノ時難ヲ救濟シ國本ノ根基ヲ定ムルハ一生ノ心血ヲ傾注セシ所ニシテ其先憂報効ノ志後人ヲシテ觀感興起セシムルニ足ルモノアリ若シ夫レ公ノ遺業タル東亞同文會ハ多年人材ヲ養成シテ東亞ノ時局ニ資スル所多シ公ノ遺烈豈偉ナラズヤ繁三郎京洛ノ地ニ生レ夙ニ公ノ英風ヲ仰ギ轉々欽慕ノ情ニ堪ヘズ玆ニ十年ノ祭ニ列シ恭シク微忱ヲ陳ブ公ノ靈尙クハ饗ケヨ。

大正三年三月二十八日

衆議院議長　奥　繁三郎謹白

五、大迫學習院長

維大正三年三月二十八日東亞同文會ニ於テ故會長近衛公爵十週年ノ祭典ヲ擧行セラル尙敏亦之ニ列スルノ榮ヲ得タリ因テ謹シテ公ノ靈ニ告クル所アラントス

公ヤ名門ノ裔華胄ノ魁器宇廣大識見宏遠夙ニ宇內ノ形勢ヲ洞察シ外ニハ則チ清國ノ保全滿韓ノ開發ヲ以テ天下ノ急務トシ東亞同文會ヲ組織シテ其ノ主張ヲ遂行シ內ニハ則チ貴族院ニ議長トシテ國家ノ要務ニ盡瘁シ學習院ニ長トシテ華族ノ子弟ヲ薰陶ス其ノ天下ノ政教ニ貢獻スルコト勝ケテ計フヘカラズ嗚

呼公ノ功績洵ニ偉大ナリト謂フヘシ今ヤ公逝シテヨリ已ニ十星霜而シテ世ノ公ヲ懐フコト更ニ切ナルモノアリ倘敍老臚ヲ提ケテ現ニ職ヲ學習院長ニ奉ス公ノ施設ノ跡ヲ見テ益々公ノ遺風ヲ欽ス今日祭典ニ列シ感慨轉タ禁セス敢テ蕪辭ヲ陳シテ以テ告ケ神靈尚クハ鑒受シタマハンコトヲ

學習院長 子爵 大迫尚敏

六、田鍋安之助氏（捧讀を略せらる）

維時大正三年三月二十八日田鍋安之助齋戒沐浴謹ンテ靈山近衛公ノ靈ヲ祭ル顧ミレハ公去ツテ既ニ十年、十年ノ星霜ハ之ヲ國家ノ命數ヨリ考フレハ敢テ長シト謂フヘカラス、然レトモ其間ニ於ケル國家ノ推移、人心ノ變化ニ至ツテハ實ニ驚クヘキモノアリ、人ヲシテ今昔ノ感アラシム、公ノ世ニ在スヤ、雄大ノ抱負ト德望トニ加フルニ名門ノ出タルヲ以テシ、一世ノ名實ヲシテ相率ヒテ公ニ歸セシム、サレハ慷慨氣ヲ負フノ志士モ、至誠國ヲ憂フル政治家モ公ヲ以テ盟主ト爲サヽルナク、相引援シテ隱然國家ノ中堅ト爲リ、內ニハ剛健ナル國論ヲ鼓吹シテ人心ヲ正道ニ導キ、外ニハ東洋ノ大局ヲ支持シテ白人ノ侵略ヲ防遏セリ。公ノ支那保全論ヲ唱フルヤ、獨リ我對清政策ヲ一定セシメシノミナラス、列國ノ政策ヲモ之ニ歸向セシメテ、頻メ日英同盟ノ素ヲ爲シ、隣國ヲ列國分割ノ禍ヨリ救ヘリ、公ノ國民同盟會ヲ起スヤ、實ニ日露戰爭ノ因ヲ爲セリ公ノ功績亦偉ナリト謂フヘシ、日本國民ハ實ニ公ニ於テ賢明ナル指導者ヲ有セシナリ、公ノ薨スルヤ、國民ハ嚮フ所ヲ失シ、未タ數年ナラサルニ士風萎靡シテ名敎紐ヲ亂レ、實利說、自然主義、人心ヲ蠱惑シテ人々唯自己ノ利達ヲ求ムルノミ、憂國慨世ノ言ヲ聽ケハ却テ守舊頑愚トナシ、切ニ指斥嘲笑スルニ至ル、人心斯ノ如ク加フルニ外交ノ怯懦因循ヲ以テス、是ニ於ヲ戰勝ノ餘光未タ消ヘサルニ、國威ハ早ク已ニ凌夷ノ勢ヲ呈シ、我移民ハ北米及濠洲ニ於テ阻止セラレ、國際間ニ於ケル我主張ハ列國ノ侮ル所トナル、特ニ支那方面ニ於テ國威ノ毀墜最モ顯著ナルヲ見ル、支那問題ノ如カ畢生ノ心血ヲ濺キシ所、公逝クト雖永ク忘ルヽコト能ハサルヘシ、抑支那カ今日迄強隣ノ侵略ヲ免レタルモノハ、公ノ主唱ニ依リ、日本カ保全政策ヲ取テ遙ニ之ヲ援護スレハナリ、然ルニ支那本部ノ地ニ於ケル平和ノ競爭ニ於テ、日本ハ常ニ列國ト平等ノ位置ヲ保ツコト能ハスシテ、其後塵ヲ拜スルノミ、更ニ甚シキハ滿洲ノ狀態ナリ、滿洲ノ名ハ直チニ同胞十萬ノ碧血ヲ想起セシム、然ルニ今ヤ滿洲ノ地ニ於テ我同胞ノ殘留セラルヽモノ年ニ幾回ナルヲ知ラス、公ヲシテ之ヲ見セシメハ其レ之ヲ何トカ謂ハン、國威ノ失墜、人心ノ頽廢、今日ニ至ツテ極マレリ、公ニシテ在サハ豈斯ノ如キニ至ラン哉、一國一人ヲ以テ興リ、一人ヲ以テ衰フル古來其例乏シカラス、國事愈非ニシテ生等ノ公ヲ思フ事愈切ナリ、之ヲ思フテ公ノ會葬恍然前ニ突ルヲ見ル、嗚呼ハ公ヲ九原ニ起シテ國ニ當ラシムル能ハサル事ヲ、公已ニ起スヘカラス、人心ヲ一新シ、國勢ヲ轉回スル其責後人ニ在リ、生等亦竹テ公ノ教ヲ受クルモノ、微力ノ效ヲ以テ報効ノ志ヲ盡スルヲ得ス、當ニ死生ヲ一ニシテ之ニ從フヘシ、嚮クハ公ノ英靈帝國ヲ擁護シテ其前途ニ光明アラシメヨ。泣血再拜。

右終りて左の諸電報を捧ぐ。

名古屋來電

時事益々非ニシテ追悼愈切ナリ遙ニ靈山公ノ英靈ヲ弔ス

神谷卓雄

大阪支部來電

故公爵十年祭ニ當リ謹ミテ哀悼ノ意ヲ表ス滬友會大坂支部

弘前來電

故近衛公ノ追悼十年祭執行ノ旨敬意ヲ表ス

岩淵唯一

青森支部來電

謹ミテ故公爵近衛公閣下ヲ追悼シ奉ル

上田幸兵衛

芳松來電

謹ミテ故近衛公ノ靈ヲ祭ル

牟田皐雄

岡山來電

謹ミテ追悼ノ意ヲ表ス

横谷繁道

因ニ同氏ハ右同樣ノ追悼電報ヲ祭場ニモ寄セラレタリ

上海東亞同文書院、東亞同文會支部、滬友同窓會來電

故近衛公十週年ニ際シ謹ミテ追悼ノ意ヲ表ス

漢口支那來電

故近衛公十週年ニ際シ謹ミテ追悼ノ意ヲ表ス

因ニ當地ニテモ祭式ヲ執行ス

天津支部來電

近衛公十週年ニ際シ一同追悼ノ意ヲ表ス

香港支部來電

謹ミテ遙ニ近衛公爵ノ英靈ヲ祭ル

奉天支部來電

故近衛公十年祭ニ當リ在奉天同文會員及ビ有志者一同ハ謹ミテ敬意ヲ表シ益對支關係特ニ滿蒙問題ニ努力センコトヲ誓フ右靈前ニ御報告ヲ乞フ

安東支部來電

近衛公祭典ニ際シ敬意ヲ表ス

因ニ今日祭典ヲ營ム

旅順支部來電

謹ミテ近衛公十年祭ヲ遙拜ス、會員一同。

營口支部來電

故近衛公爵ノ十年祭ニ臨ミ追悼ノ意ヲ表ス

同　上

故公爵十年祭、會員九、領事、外有志十數名ニて執行す

撫順支部來電

故近衛公十年祭典ニ當リ遙ニ追悼ノ意ヲ表ス

京城追悼會來電

今日ノ十年祭ニ當リ當地官民有志一同謹ミテ哀悼ノ意ヲ表ス

仁川來電

本日故近衛公十週年祭ニ當リ謹ミテ追悼ノ意ヲ表ス

仁川商業會議所

會頭　奥田貞二郎

元山支部來電

本日前會長近衛公爵閣下ノ十年祭ヲ擧ケラル、支部員一同遙ニ敬虔ノ意ヲ表ス、當支部ニ於テモ東本願寺別院ニ於テ之ヲ營ム

長春支部來電

故公爵近衛篤麿閣下十年祭ニ際シ、遙ニ追弔ノ意ヲ表ス

遼陽支部來電

故近衛公爵十年祭御執行ニ際シ當地會員一同謹ミテ追悼ノ意ヲ表ス

大連支部來電

只今故近衛公ノ十年祭ヲ執行シ、公ノ遺業ト人格ヲ想起シ感慨深シ

右の外福島縣安部井盤根氏より國風二首を寄せられたり、又滿洲奉天中島眞雄氏より近衛公神前に滿洲松を手向けられ、翌二十九日之を植え付けたり。

當日は故公爵未亡人、令息文麿公、同夫人、秀麿氏、忠麿氏、武子姫等御遺族を初めとして貴衆兩院議長及議員、官公吏、支那公使館員、知名實業家其他有志凡そ一千名參拜せられ、本會にては清浦副會長以下幹事及職員一同應接の役に當れり、又東京同文書院學生二百餘名正服正帽にて參拜せり。

是等參拜者は會長、御遺族に次で玉串を捧げて拜禮終ると共に退散し、次で神饌及び幣帛を撤し、昇魂あらせられたる後齋主、會長以下退出せるは午後四時に近き頃なき。

上海支部に於ける故近衛公十年祭

東亞同文會上海支部、東亞同文書院、及び滬友同窓會の主

催にて故近衛篤麿公の追悼十年祭は二十九日午前十時より、日本人倶楽部に於て最とも荘厳に挙行せられたり。

祭壇は倶楽部三階楼上の大廣間に設けられ、壇の中央に公の肖像を奉祀し、神饌を供ふ、定刻に至るや同文書院敎頭上野貞正氏始式の辭を述べ、次いで領事官補村上義温氏東亞同文會支部長有吉明氏の代理として祭辭を朗讀し、次で東亞同文書院監督上野貞正氏の祭辭朗讀、次いで滬友同窓會上海支部總代西田畊一氏追悼の辭を陳べ、終つて、司會者上野貞正氏壇下に進み謹みて玉串を捧呈し、同時に一同禮を行なひ、是にて式を閉づ、時正に午前十一時

是より階下の食堂に於て參列者諸氏に茶菓を饗し各故公の遺德を追懐するもの多時なり。

當日出席は書院職員及學生二百數十名其他書院卒業生、關係者有志合せて五十餘名當日の祭辭及悼の辭左の如し

大正三年春三月二十九日壇を滬上に設けて遙かに東亞同文會長公爵近衛篤麿閣下の英靈を奉るの時、追悼敬慕の念愈々切ニ。崇仰哀情の感益々深きを加へずんば非ず。

閣下華胄の出にして後秀世に超え、英邁對を擅で、夙に志を東亞の經綸と帝國の治世に立て、長く誠を國民の振張と和平の增進に致し、自ら力を本會の創設と隆盛に注ぎ、常に想を成果の堅實と增大に寄せさせ玉ひ、德化内に周く、功業外に及び、遺圖日を重れて成り、鞅業年を閲して益々顯る、世を擧げて崇仰敬慕するもの豈に故なしとせんや。

而も不幸雄圖未だ展ふるに至らず、病を維きに得、遽焉逝去したまひしより特に十閲年、春滿秋風去事するの間、喜樂き時、即ち閣下の大器を偲び、衆雄きの節、即ち閣下の鴻業を思ふ、哀惜追慕爰んぞ耳く堪えん。

茲に恭しく哀情を陳して祭辭に代ふ。

東亞同文會上海支部長有吉明代理

村上義温

維レ時大正三年三月二十九日恭シク滿酌席茲ヲ具ヘテ故近衛篤麿公ノ英靈ヲ祭ル。

夫レ君子ハ天命ヲ享有シテ其德ヲ邦家ニ施シ、哲人ハ達道ヲ觀シテ其識ヲ百世ニ敷ス、

公ハ公卿ノ名門ニ出テ性ヲ享クル高明至仁、實ヲ具フル悠遠博厚、其誠常ニ發シテ從容トシテ道ニ中ル、夙ニ皇室ノ藩屏トシテ其德行一世ノ欽仰スル所トナリ、永ク上院ニ議長トシテ協贊ノ誠ヲ盡シ、以テ天下ノ歸嚮スル所ヲ知ラシメ、進ンデ東亞ノ大局ヲ洞察シ、對支ノ樂ヲ創シ、對露ノ策ヲ按シ、天下ニ先シテ憂フル所誠ニ深ク、志士靡然トシテ公ニ歸セリ、是ニ於テ東亞同文會ヲ創立シ、日支ノ國交ニ資シ、經營七年其功極東ニ竝ク、方今支那ニ於ケル我邦ノ事業、公ノ達識ニ恃テ存スルモノ誠ニ大ニ、我ガ書院モ公ノ遺德ニ依ツテ今日アルヲ致ス、吁嗟、公ノ世ニアル其位ニ據リ立ツヤク其力ニ恃テ存ズルナク、公ノ逝クヤ其形ニ隨ツテ滅セズ、浩然トシテ不朽ニ竝存スルモノアリ、豈哲人君子ガ達道ヲ觀シ、其德ヲ百世ニ致スモノニアラズヤ、公逝イテヨリ既ニ十年、其間東亞ノ形勢幾度カ變遷セル、北强一タビ其銳ヲ收メシガ如シト雖モ大陸ノ危機相踵デ至リ、支那ハ王道衰廢シ、君臣義絶シ、三十年ノ國劃ヲ一革シ、茫トシテ今ニナス所ナク、列强遑リニ追ツテ此土ニ其國權ヲ恢張セントシ、顧レバ帝國ノ人心誠ニ惟レ危ク、上下交利ヲ征シ、權ヲ爭ヒ、宰相更迭セラレテ仆ヲ去リ、紛糾錯綜亂麻ノ如シ、嗚呼時艱ニシテ哲人君子ヲ憶フ、感慨無限言フ所ヲ知ラズ、英靈尚クハ來リ饗ケヨ。

大正三年三月二十九日

東亞同文書院監督　上野貞正

故公爵近衛篤麿閣下、本日茲ニ閣下ヲ追慕シ、最モ深キ關係ヲ有セル會員並ニ有志ガ閣下ノ追悼十年祭ヲ擧行スルニ際シ、不肖耕一滬友會上海支部ヲ代表シ、謹ンデ閣下ノ靈前ニ一言ヲ奉呈セントス。

閣下ハ華胄ノ出ニシテ其實望ハ内外ニ高ク、殊ニ多年東亞同文會長トシテ閣下ノ御遺德ハ頗ル多キモ、日支兩國ノ關係ヲシテ密接ナラシメ、東亞大局ヘ維持保全ヲ期クヨリ唱導セラレタル先見ノ明ニ於テ特ニ然リトス。想起スル

ニ明治三十四年ノ春不肖等東亞同文書院第一期生ノ爲ニ東京華族會館ニ於テ擧行サレン入學式ニ於テ、不肖等親シク閣下ノ英姿ニ接シ、感激ナル御訓辭ヲ賜ハリ、其邦家ノ爲メ將又東亞ノ爲メ小成ニ安セズ、堅忍不拔、以テ天職ヲ盡スベシトノ御訓諭ハ今尙ホ腦裡ニ刻シテ忘ルヽコトナキモ、年ヲ閱スル已ニ十有三年、閣下ノ薨去以來茲ニ滿十年、閣下ガ常ニ留意セラレタル支那大ノ陸ニハ日露ノ大戰ニ次ギ革命ノ激變アリ、前淸皇帝ハ退位ノ不得已ニ至リ支那共和國成立スルニ至リタルモ內ハ黨爭ノ紛擾、財政ノ困窮ニヨリ、國本未ダ確立セズ、外ハ列國ノ政治的經濟的ノ壓迫ヲ受ケ、閣下ノ夙ニ主唱セラレタル支那領土ノ保全、其前途寒心ニ堪ヘズ、時局ノ紛々ハ一トシテ上下ノ偉望ニ俟ツコト大ナルモ、閣下ノ御在世ナキヲ奈何セン、去リナガラ不肖等滬友會會員トシテ、已ニ上下ノ御遺業ニ對シ奉賴ノ責務ヲ有スル七百有餘ノ會員ハ、常ニ上下ノ御訓諭ヲ遵奉シ、微力ト雖モ關係先輩ノ指導ノ下ニ、將又年ニ增加スベキ八十餘名ノ新會員ト共ニ、同心協力以テ東亞ノ各地ニ、政治ニ實業ニ當勵努力シテ其責務ヲ盡シ、以テ上下鴻恩ノ萬一ニ報ジ、且ツハ閣下ノ英靈ヲ慰メンコトヲ期ス、希クハ閣下ノ英靈不肖等會員ノ微衷ヲ察セラレンコトヲ、茲ニ閣下追慕ノ念禁ズル能ハズ、謹ンデ一言ヲ奉呈シ、祭文ニ代ヘ、閣下在天ノ靈ヲ祭ル。

滬友同窓會上海支部總代　西田耕一

漢口支部に於ける故近衛公十年祭

東亞同文會漢口支部の主催に係る故東亞同文會長公爵近衛篤麿閣下の十年祭は三月二十八日午後二時より當地本願寺出張所に於て擧行せられたり、參拜者　百餘名、先づ田中開敎使及び外僧侶一同の諷經あり、次で岡氏は當地支部員の一人として祭文を朗讀し、次で參拜者一同の燒香あり、是れにて全く其式を終り、別席に於て茶菓の附應ありて一同退散したり。當日岡氏の朗讀せし祭文左の如し。

維時大正三年三月二十八日、淸風酌差、以て故東亞同文會長公爵近衛篤麿閣下の靈を祭る、顧ふに閣下華胄の身を以て夙に東亞の振はざるを慨し、東亞同文會を興こして隣邦の扶掖に任ぜらる、當時吾人の如きも亦走つて其偉業に參せし一人なりし、今や閣下の薨逝已に十年、幸ひにして朝鮮の已に版圖に入るものありしと雖ども、支那の如き猶ほ若干の國を誤るものあるか爲めに扶掖の業未だ全きを致す能はず、東亞の危機亦將に至らんとす、然れども閣下の遺業尙ほ存す、閣下の志を繼で起らんとするもの亦少なしとせず、閣下在天の靈宜しく安する所ありて可なり、尙くば饗けよ。

東亞同文會漢口支部員　岡幸七郎敬白

香港支部に於ける十年祭

三月二十八日午後五時半當地東本願寺別院に於て故近衛公十年祭執行、今井總領事以下一般有志の參拜せるもの頗る多く極めて莊嚴なる祭式を營みたり。

祭文

維レ大正三年三月廿八日廣香支部員一同齋戒シ、淸酌庶羞ノ奠ヲ以テ、故東亞同文會々長近衛公爵閣下在天ノ靈ヲ祭ラントス。

顧ミレバ公夙ニ憂ヲ東亞ノ大局ニ抱キ、明治三十一年淸韓ノ開發擁護ヲ表榜シ、同志ヲ糾合シテ東亞同文會ヲ設立セラレシ以來親シク會長ノ職ニ當リ曾テハ親ラ淸國各地ヲ漫遊シテ形勢ヲ視察セラレ、常ニ極東問題ニ干シテハ國民ヲ指導セラレ、以テ未ダ危局ニ陷イラサルニ救ハント期セラレタリ。當時東亞ノ事愈繁カラントシ、公爵ヲ俟ツモノ多カラントスルノ時、長次郎ヲ此ノ後傑ニ吾ミ、公爵ヤ積年ノ經綸ト一世ノ雄圖トヲ抱キテ明治三十七年一月二日遽然トシテ溘セラル、誰カ其ノ訃ヲ聞キテ痛惜セザルモノアラン哉、況ンヤ一國ノ柱石トシエ學識才量兼ネ備ヘ、德望　世ニ普ク、寬恒能ク後進ヲ指導セラレタル公爵ニ於テヤ。

吾輩夙カニ志ヲ同シクシ、而シテ之ヲ今日ニ承ケ、日夜綿勵斯業ノ擧クル能ハサランヲ是懼ル、今ヤ東亞ノ風雲愈々急、時局益々艱危、而シテ此ノ

偉人復タ在ラス、風采ヲ想望シテ慷慨湍涙ノ滂沱タルヲ覺エシム、謹テ香華ヲ捧ケ英靈ヲ祭ル、希クハ來リ饗ケヨ。

大正三年三月廿八日

滬友同憲會香港支部員

總代　山下彦五郎

朝鮮京城に於ける追悼會

三月二十八日午後三時京城大谷派別院に於て故近衛公追悼會を執行し、山口太兵衛、鮎貝房之進、中村再造、佐々正之、海浦篤彌、國分象太郎、和田常市、荒波平次郎、淵上貞助、佐々木四方志、同建業、同奥志、同東、增田三穗、高橋謙、石塚英藏、青木戒三、立花小一郎、秋谷富太郎、益永十作、鈴木鍹三郎、此經春也、村上幸二郎、朝倉外茂鐵、三浦泰雄、廣陵了賢、圓山太嶺、松原含藏、大隆大定、峯尾晉三郎、江南哲夫、河村治平等の諸氏の外男女有志四十餘名參拜せられ、僧侶は別院在員六名の外本派より二名、曹洞宗と臨濟宗より各一名參列勤行し、來會者には紀念冊子一冊宛に御紋章菓子を呈し、左の祭文を捧讀せり。

維時大正三年三月二十八日某等菲薄の奠を以て謹て故公爵霞山近衛公の靈を祭る、嗚呼の世を捐てゝ以來烏兎匆々已に十星霜、國家事ある毎に未だ曾て公を痛まずんばあらず、公や華胄の裔に生れ、挺然として英質を標し、風丰端麗識度宏深、士に下り、賢を愛し、夙に志世を拯濟するに存し、斯文世道以て己が任とし、宗死生民以て己が憂とし、上皇室の倚重を蒙り、下萬民の輿望を負ひ、曾て貴族院議長、學習院長の重職に歷任し、能く政務を振ひ、亦東亞同文會を起し、自ら會長となり、誓て輿國の保全を謀る、不幸中途にして病を得て薨去せりと雖も、其勳蹟百世に傳へて愈々益々彰はるゝものと云ふ可し、今や國家多事、鼎鼎其位を失し、國民動輒すれば依歸するところを知らさらんとす、人々指を屈して言必ず先つ公を痛惜せさるものなし、而して今や其人亡し、嗚呼、今日公を痛惜するの淚は是れ國を痛惜するの淚なり、仰て蒼天を呼へば日黑く風悲し、公靈若し知るあらば庶くば來り歆けよ

大連に於ける近衛公祭

三月二十九日東亞同文會大連支部及び犬塚信太郎、井上一男、石本鎭太郎、大內丑之助、金子平吉、立花政樹、田原禎一郎、佃一豫、中島眞雄、長濱儆助、村井啓太郎、安川雄之助、相生由太郎、佐藤安之助、末永節の諸氏發起となり、南山麓出雲大社敎分院に於て故近衛公十年祭を執行す、式場は同院外の廣場に祭壇を設け、屋外に於て擧式の筈なりしも折惡しく春雨霏々として降り、午後に至るも止ます、止むなく同院內に於て之を行ひ、松山宮司祭詞を奏し、大內氏主催者側の總代として祭文を捧呈し、田岡正樹氏會員を代表して祭文を捧讀し、それより參列者一同の參拜あり、午後四時式を終えたる後書院出身者は參拜者一同を西園亭に招待して晩餐を饗したるが、參拜者は主催者側を合せて大連知名の士七十餘名、大內署長、犬塚滿鐵理事、佃滿鐵理事、井上正金支店長、立花稅關長、長濱實業會長、生生福昌公司主人、中島盛京時報社長、金子泰東日報社長、末永遼東新報社長等の諸子膝を交へて終夜痛惜追懷盡きず、中にも中島眞雄氏は明治三十四年の頃北京に順天時報創刊の際の新聞の命名に關し頗る苦心しつゝありしが、折もよく故近衛公及松崎藏之助氏等の燕京に來遊するに遇ひ

たれば、中島氏は直ちに近衛公に命名を請ひしに、公は北京の順天府にあると又一には順天にて發展すべきに因み順天時報なる名を以てせられたりと語り、其他現今の時局に鑑み、一人として公を思ふて慨然たるを深くせざるものなかりき。

奉天に於ける近衛公十年祭

奉天に於ける故近衛霞山公十年祭は五日午後二時より奉天俱樂部西部會場内の祭場に擧行、落合總領事、守田大佐、佐藤中佐外同文書院關係者一同並に有志者無慮百餘名の參拜者あり、特に遼陽より聘したる宍戸祭官は修祓、降神、撤帳、献饌等の諸式を了へ、祝詞を奏し、原口聞一氏は一同を代表して左の祭文を朗誦したり

祭文

維れ大正三年四月五日在奉天東亞同文會員及有志一同謹んで清醴時物を供して祭を故東亞同文會長近衛霞山公神位の前に致す蓋し聞く天の斯世を救濟せんとする乃ち茲に名世の才を生ずと誠此而觀れば偉人の現出は偶然に非るものあり其の間天意の存するあるに似たり然らば即ち既に之を生じて又何ぞ遽に之を喪ひ其抱負を伸びしめざるや嗚呼天意の有無此に至つて又覓に疑なき能はざるなり我霞山公の如き即ち其人歟其存亡や世運國勢の消長に關繫なしと謂ふを得んや清華の名門に生れて中興の盛時に出で英明の資を具し超絶の質を備へて卓勵風發大に之れを一世の經綸に施さんと欲す學東西を兼ね識古今を貫き春秋鼎峯名既に隆せ文質亦隆資望俱に高し夙に文物を泰西に觀て更に形勢を禹域に察し見聞を博めて施設に資す抑も讎政壇上に乘つては操縱最宜しきを致し任に育英堂中に當りては薫陶尤も至れるを見る嗚乎　帝國器を待つ聖主密勿を異日に期し給ひ危世才を憐ひ國民棄宰を他日に望め爲に以ある發然り而して事業未だ半ならざるに天何ぞ遽に我公を奪へるや公抱負群を絶ち着眼の非凡を論ずれば東方匡濟の事に在り即ち擧世瞶々風馬牛相及ばざる時に當りて早く眼を東亞の大局に注ぎ進んで清韓問題を畫策す爽を志士に結んで屢ゞ宸食を安んぜず東奔西走口講指畫擧生の熱血此に灑ぎ滿身の心力此に竭くす其間論を喚起し劇談を警醒せること果して如何ぐそや今日の成果此に因るもの多し清國上下公を仰いで以て倚賴爲すに至る一身輕重を兩國に繫ぐる者に非ずや偉なりと謂つべし且公に於て最も尊ぶべきは其人格の崇高に在り一心君國に盡くし自家を顧みず先憂後樂を以て自ら任じ賢を禮し士に下り嘗て名利の何物たるを知らず豈一代の泰斗萬人の儀表に非ずや公薨じて茲に十年狂瀾巖濤東亞の局面猶未だ定らず中郤李愚內國の風雲幾回か變ず而して士節の頽靡官紀の腐敗も亦已に其極に達せり時艱にして偉人を憶ふ夫れ誰か一世の重望に副ふて九鼎の深憂を安んずる者ぞ瞻みて公を瞻れば今や則亡し昊天何ぞ我國を弔せざるの甚しき嗚呼天意寛に如何ん天の生才の意此に至つて吾儕甚だ惑ふ今日公の十年祭に際し一同公を追慕して已む能はず乃ち相謀り蕘んで叢繁を薦めて聊か景仰の忱を叙す蒼天茫々誰れか吾心の哀を知らん今昔に俯仰し感慨禁ずべからざるあり倘くは饗け給へ

次で着席順により玉串を捧げ撤饌昇神の式を以て一同退出したるが、參拜者は直ちに十間房金六に赴き追懐談を交換し、晩餐を共にして同八時散會せり。

安東の近衛公祭

安東の日支及び新義州の官民有志の發起に係る故近衛篤麿公の十年祭は二十八日午後二時より安東神社境内に特に出來たる古式に則れる祭場に於て執行されたり。當日は南風頗る強く寒威甚だしかりしに拘らず、定刻發起人は勿論故公爵の爲人を偲び參列するもの多く、式は嚴肅にして儀容整々たり、斯くて上村典儀の祓の詞に次ぎ、高部所役の大麻行事終はりて神事開始せられ、都甲副齋主の嚴かなる降

神式を終はるや、神餅の傳供あり、次に市本齋主の祝詞、吉田領事は民團側を代表し、朱觀察使錢鍊氏は支那側を、中野初太郎氏祭典發起者を、小濱爲五郎氏は東亞同文書院出身者總代を、尾崎濟氏は日華懇親會を各々代表して祭文を朗讀し、吉田領事外一同玉串を献じ、都甲副齋主昇神式を行ひ、警蹕の聲嚴かに神事終れり、式後一同は安東公會堂に於て直會の式を擧げ、鐵採公理事長は故公爵が我が支那國啓發の爲めに盡くされたる直接間接の功勞絶大なるものありとの意味にて一場の演說を試み、又吉田領事が獨逸在學當時の生活狀態より說き起して、華胄名門出の貴公子として世に珍しき人格を有し、貴族院議長として時の政府と議會との衝突問題を圓滿に解決したる德望を稱へ、公は其品格に於て西園寺侯と好一對にして、此兩公侯は故三條岩倉兩公に比して頗る相似たる者あるが如しとて、公が前途尙春秋に富み大に爲すあらんとする時天折せられたるは、眞に國家の爲めに痛惜に堪えずとて一場の追懷談を爲し、一同亦公の爲人を追慕し逸話などに時を移して五時過ぎ散會したり。

長春の近衛公祭

長春の東亞同文書院出身者二十餘名は故會長近衛公の爲二十八日午後二時長春領事館に於て莊嚴なる追弔會を執行したるが、來賓十數名列席し、祭壇には公爵の眞影を安置し、造花鏡餅等の供物あり、佐々木盛一氏同文書院出身者を代表して弔文を朗讀し、終つて木部領事、大村大尉、浦保善佐々木盛一、大野弘諸氏交々參拜を爲し、式後別室にて神酒を戴き、更に茶菓の饗應あり、近衛公對清韓事略なる一小冊を配付して公が生前の事蹟を追想し、最後に紀念の撮影を爲し午後四時頃散會せり。

追悼ノ辭

恭シク惟ミルニ故東亞同文會長公爵近衛篤麿公ノ薨去ハ杳トシテ既ニ十年ヲ經タリ十週星霜敢テ短シト云フニ非サルモ我等ハ常ニ公ノ威有ツテ猛カラサルノ温容ヲ忘レ難ク又公ノ炯眼夙ニ東洋ノ大勢ヲ達觀シ計畫ノ雄圖更ニ大ニ發展セントシテ忽焉遠逝セラレタルヲ惜ムノ情ハ十年一日ノ感アリ今ヤ清國ハ革命ヲ經テ政體ヲ變換シ秩序未タ全ク回復セサルノ觀アリ而シテ母國ノ內閣ハ今將ニ交迭セントスルニ會ヒ公ノ遺德ヲ追想シテ哀悼ノ念ハ一層深ク且ツ切ナルモノアリ。

回顧スルニ公ハ貴爵ノ身ヲ以テ　皇室ノ藩屏ト爲リ國事ニ盡瘁シ內ハ帝國議會貴族院議長トシテ立法機關ノ運用ヲ圓滿ニシ或ハ長ク學習院々長トシテ華族ノ子弟育英ノ功ヲ奏シ外ハ東亞同文會長トシテ東亞ノ危急ヲ未發ニ防止シ今日ノ平和ヲ確保ス其ノ偉功ト其ノ義烈トヲ追思スル者誰カ哀悼ノ情ニ堪ヘン明治二十三年帝國議會ノ開カルヽヤ貴族院臨時議長ト爲リ後第十議會ニ蜂須賀侯ノ後任トシテ議長ニ勅選セラレ同三十四年第十五議會ニ於テ增稅案衆議院ヲ通過シ貴族院六派カ强硬ナル反對ヲ爲シ停會ヲ命セラレ政論沸騰スルニ方リ大命ヲ奉シテ六派ニ說キ戰後經營主要ノ問題ヲ解決シ以テ協贊ノ大任ヲ完フシ聖鑑ニ奉答ス而シテ

七年ノ任期中公明正大其ノ職ヲ竭シ議長ノ好模範ヲ垂ル又日清戰役支那分割論ノ盛ナルヤ其ノ無謀ヲ喝破シ清韓領土保全ノ大義ヲ聲明シ東洋禍亂ノ根源ヲ絕滅ス東亞同文會長タル公ノ卓見豈ニ偉大ナラスヤ降ツテ團匪事變後露國カ滿洲ヲ占有シ撤兵セサルヤ更ニ奮然トシテ東亞ノ大局ニ鑑ミ國民同盟會或ハ對露同志會ヲ起シ大ニ强硬ナル輿論ヲ振起シ國論ヲ一致セシメ以テ政府ヲ激勵シ雄謀未タ就ラス中道ニシテ薨去セラレタリト雖然レトモ能ク其ノ目的ヲ達シ我國光ヲシテ永遠ニ大陸ニ輝カシム而シテ公ノ最大目的タル清韓ノ啓發的敎育及通商貿易ハ開カレ東洋平和ノ基礎ハ確立セリ若シ公ヲシテ尙ホ世ニ在ラシメハ更ニ善隣ノ大義ニ則リ最終ノ目的ニ向ヒ企畫スル所ノモノ幾何ナリシヤ知ル可カラス公ノ英靈逝テ還ラサルコト玆ニ十年嗚呼惜哉時ノ危急ニ際シテハ臨機國論ノ一致ヲ計リ我國永遠ノ立脚點ニ向ツテハ東亞同文書院ヲ起ス等其ノ雄略遠謀ハ殆ント窺知ス可カラサルモノアリ來ツテ滿洲ニ業ヲ營ム者殊ニ同文書院ニ學ヒタル者ノ感想ハ轉タ切ニシテ惜惋ノ情ニ堪ヘス爰ニ長春領事館ニ於テ有志者胥謀リ追悼會ヲ開クニ臨ミ公ノ遺業ヲ追懷シテ哀惜悲痛ノ念交々至リ云ハントシテ云フ所ヲ知ラス聊カ欽仰ノ微意ヲ表シ虔ンテ英靈ニ告ク云爾

大正三年三月念八日　滬友同窓會長支部幹事佐々木盛一

旅順支部の故近衛公爵十年祭

三月二十八日午後一時より陸軍偕行社に於て故近衛公十週年祭を執行す、祭場は同社大食堂に設けられ、神前には前清某皇族の「十年如夢」と大書し、其側に「近衛公爵到北京時與余訂交誠靄然古君子也今夢已十年矣追思往事不勝國家身世之痛」と記るされたる絹地の一幅あり、轉た人をして感慨に堪えざらしめたり。式は修祓、祭詞奏上、祭文捧讀等極めて嚴肅に執行され、福島都督、靑木中將、福田參謀長代山縣副官、日野文平、村上鶴藏、木野村政德、鬼頭玉汝、川島浪速氏等三十一名順次玉串を捧げて退散し、式後別室に於て約二時間に亘り故公爵追慕の茶話會を開けり。

因に當日支部會員を代表して川島浪速氏の捧讀せる祭文次の如し。

維れ大正甲寅の歲三月二十八日滬速等謹みて祭を從一位近衛霞山公神座の前に致す窃に以みるに公資性英明にして淵達學東西に通し德緖紳に秀て柄を秉りては蘊蓄を議政壇上に發揮し旨を奉しては子弟を華胄學院に陶治す事功長へに靑史に垂れ風化永々後昆に及ぶ復何ぞ贅贅を須いむ然り而して我公慨世の涙夙に東洋の頹勢を憂ひ身は搢家の貴に居り恭儉克く交を天下の士に納れ餘力を我東亞同文會に盡し會長として多年日淸の親善を圖り心血を隣邦の扶掖に注がれね雄略群を超え識見世に高く先帝深く望を將來に屬し賜ひ淸人上下亦仰て師表儀兆の儀範たり公逝り給ひて玆に十周年悲風酸雨東亞の局面幾回か變して狂瀾尙ほ未だ平穩に歸せず大陸の半壁依然として混沌たり斯時に方りて偉人我公の謨れ難く追念の情愈切なるものあり乃ち同志と與に聊か藾藻を薦め以て景仰の微衷を申ぶ尙くは饗けたまへ

在旅順東亞同文會員代表　川島滬速

鐵嶺支部に於ける十年祭

同文書院同窓會鐵嶺支部の主催にかゝる故近衛霞山公十週年追悼會は、二十八日午後二時半より鐵嶺倶樂部に於て執行し、開原昌圖等の各地よりも東亞同文會出身者參加し、約二十名の同窓會員出席會員外の參拜者は森田領事を首とし在鐵官民の主なるもの約二十名にして、祭壇正床には故公爵の眞影を安置し、神饌を供し神官祓詞をなし、次に同窓會鐵嶺支部幹事佐々江嘉吉氏の祭文朗讀あり、祭主として同氏の玉串捧獻を終るや、森田領事以下の來賓順次玉串を捧げ、最後に同窓會員一齊並立して捧串を爲し、終つて佐佐江氏は故公爵の頌德講話を爲し、神饌撤回後別室に於て神酒を酌み、最後に一同記念撮影を爲して退散せり。

營口の近衛公祭

營口に於ける故近衛公十年祭は廿八日午後三時より新市街本願寺出張所に執行さる、來會者は東亞同文會營口支部員を始め太田領事藤田官補其他重なる官民新聞記者等あり、壇上故公爵の大禮服裝の寫眞を安置し、熊谷僧師の讀經、牛島支部員總代行政委員木下銳吉氏の祭文捧讀あり、終つて茶話會に移り公の逸事を語り五時半散會せり。

北京に於ける故近衛公十年祭

三月二十八日午後二時、在北京滬友同窓會主催となり、同文會關係者數名と共に、大和倶樂部に於て故近衛公爵の十年祭典を營み申候。式場は中央に壇を設け、壇上に公の眞影を安置し、華菓を供へ、先づ山田勝治氏より祭典準備期間僅少なりし爲め何等設備を爲す能はざりしは誠に遺憾なる旨を挨拶し、次で別紙の如き祭文を朗讀し、山座公使を始め、順次壇前に禮拜し、式後茶菓を饗し、公の追懷談をなし散會致候。參列者は同窓生の外山座公使、小田切萬壽之助、龜井陸郎、外二名に有之候。人數少かりしも北京は支那政治の中心點故追懷談には種々聞くべき事の有之申候不取敢右御報申上候草々

北京支部

祭近衛公爵文

維大正三年。歲次甲寅三月。朔越二十有八日。旅居中華京師。東亞同文書院同窓會同人。謹以庶羞清酌之儀致祭于　近衛篤麿公之靈。曰。嗚呼。我公捐館十年。勛業奕世。精神在天。昔公之存。東亞攸賴。遺澤無窮。請言其大。晩清末葉。板蕩中原。瓜分豆剖。虎視耽々。公倡大義。保全領土。中流砥柱。獨挽狂瀾。公之智也。拳匪肇亂。滿蒙解體。公心憂之。投袂而起。國民同盟。對露同志。輿論喚醒。共支危局。卒復滿蒙。保華主權。日東偉績。光被大千。公之勇也。百年大計。端在樹人。公建學校。嘉惠士林。趣殊營利。意匪市恩。中日學士。沐德同深。公之仁也。智勇與仁。三者兼備。我公之德參乎天地。公之殁十閱星霜。願瞻大局。感慨滄桑。禹甸紛紛。扶桑茁立。蒸々泰東危機日急。嗟彼群小錮蔽是計。兄弟鬩牆。外侮眞窺。哀哀黃種。滔滔罡風。孰繼公志。克竟全功。同人不敏。親受提撕。爲天下痛。兼哭其私。公靈陟降照鑒在茲尚饗。

* * * * *

尙ほ當日本會にては故近衛公の傳記中支那及朝鮮に關する部分を文に章し、之を「故近衛公對清韓事略」と題して參列各位に贈呈せり、公の遺書としては「慨世私言」あり、「滿洲開放策」あり、「清國改革事宜」あり、其他伊藤博文氏との政論、雜誌「精神」に於て、又國民同盟會、東亞同文會等を

創設する上に付て、公の學識經論、憂國の至誠は間斷なく朝野を風動し、其傑出せる人格は一世の欽仰せる處なり。左に前述の對清韓事略を掲げて公の偉業を忍ぶことゝせん哉。

故近衛公對清韓事略

甲午の戰局既に收り、東亞三國、玉帛復舊して、我對清韓政策未だ定まらず士論紛紛歸一する能はず、而も二國の頽勢は曾戈を揮ふに難く、凡百の施政依然として舊の如し、是時に當てや列強環視、陰に禍心を蓄へ、東亞の危機朝夕を圖らす、我近衛公大に之れを憂ひ、痛の其身に在るが如し、此に於て同志を糾合し、以て大に爲す所あらんと欲し、明治三十一年十一月二日を以て東亞同文會を創立し、宗旨を宣明し、四綱を掲示す、曰く清國を保全す、曰く清韓を開發す、曰く局情を攷査す、曰く國論を喚起すと。是に於て天下の士論始めて嚮ふ所を知る。爾來公躬ら會長の任に當り、薫督經營、或は分局を三國の要地に設け、或は學校を創開し、或は時報を發刊し、或は人を遣して國情を視察せしむる等百方施爲、以て宗旨の實行に力む、滿洲問題の起るに及んでや、國民同盟會を創起し、以て朝野を警醒し、又書を清國王大臣に致し、屢々忠告する所あり、一として時局を厭憂し、東亞を保全するの志に出でざるは無し、而して東亞の政策は實に公が一生の心血に注ぎし所、今や公逝いて十周年、世局大變、天下益々公の遠識に服す、因て公の對清韓事略を記し、以て憂世の士に諗げ、觀感興起に資せんとす。

清國を保全するの要は知を進め物を開くにあり、公夙に此を以て念と爲す、東京同文書院を興し專ら清國學生を教育し、清國當路諸公を勸誘し、有爲の青年をして我國に留學せしむ、諸公亦頗る時勢を洞鑒し、公の言に從ひ大に之れを奬勵す、是に於て學生の我に來遊するもの陸續接踵忽ち其數一萬人に達す、之れ時勢の由て然らしむる所と雖も、抑も亦公の誘導與て力ありしに由らずんはあらず、而して此等學生業成り歸國各公私の業に從ひ、始めて清國の興隆期して待つべく、清國保全の事於是か談すべし、公の遠謀豈に諗ならずや。

本會の東亞同文書院を上海に設立するや、其意我國有爲の青年を養成して清國各般の事業に就かしむるにあり、是れ亦公の最も心を用ゐし所にして、彼廣士衆民清國の如きものを經營するには全國の力を擧げて協戮事に從ふに非ずんば則ち不可なるを以てなり、是に於て明治初年大學南校貢進生を募りし例に倣ひ、全國各府縣に通告して公費生を募る、乃ち明治三十三年を以て業を起し、爾來玆に十有五年、卒業生を出す既に九百員に垂とし、現時概ね皆清國の政治、經濟、教育、商業等諸般の事業に從ひ、以て國家の對支那經營の發展を助成し、日支兩國の親善を增進しつゝあり、公の深慮誠に宏遠なりと云ふべし。

韓國教育の事も亦公の心を用ゐし所なり、故に本會は又韓國に於て特に學堂を新設し、或は既設學堂を補助し、其數當時既に五ケ所に及び、學生の數亦數百人の多きに達す、征露の役起るや或は通譯に充て、或は軍事雜務に服す、今や韓國我版圖に歸し、齊しく帝國臣民として公私の事に從ひ、王化の宣布に努めつゝあり、則ち國家の進運に於て其裨益する所蓋し鮮少ならざるものあらんか。

拳匪の亂、我軍勇敢戰尤も力む、兩江總督劉坤一氏大に驚き、乃ち電文を發し、公に問ふて曰く、聞く貴國敝國に出兵する本挾の好意に出づと、而して猶り怪む、列國の大沽に進擊するや、奮戰最も力めし者は貴國軍たり、服部中佐の戰死は以て之れを證するに足る、其天津を攻略するや、其の先鋒亦貴國軍たり、貴國果して扶掖の意あるか、何ぞ列國に先んして攻擊するかくの如く其れ急なるか、鄙意甚だ惑ふ焉、幸に覆答を賜らんことをと、公直に之れに電答して曰く、是れ即ち敝國好意の存する所なり、我軍の卒先して奮闘せしは速かに匪徒を擊退し、列國公使を北京重圍の中より救援し、以て列國異日の要求を輕からしめんと欲するにあり、敢て他志あるに非す、即ち貴國を憂ふるの致す所なりと、劉總督書を得て始めて我國眞意のある所を知り、深く公の言に感じ、是に於て專ら心を南方の鎭撫に用ゐたりと云ふ、若し當時公の言をして無からしめんか、劉總督必す我行爲を疑ひ、兵を率ゐて北上せん、然らば則ち南清一帶重鎭を失ひ、人心瞹離、各省動搖、終に支那全國の擾亂に至れるやも亦知るべからざるなり、而して公の一言能く劉張兩總督をして北顧の意を絶たしめ、專ら南方の鎭撫に任じ、以て禍亂を北清

の一部に止めしは其功實に偉なりと謂ひつべし、亂平ぐの後、清國皇帝特に公に贈るに頭等第三雙龍寶星を以てす、當時其の清國上下の爲めに信賴ぜらるゝこと此の如し。

我軍の匪徒を擊退し、列國公使を重圍の中より救援するや、勢威赫灼殆んど將に列强を壓せんとす、而して露國遽かに我國に協商して曰く、大同江を界して韓國を二分し、日露各其一を有せんと、公之れを聞いて曰く、露國の亡狀深く知るべし、東亞の禍亂將に此れより生ぜんとす、乃ち有識の士十數人と共に謀り、無名會を創立し、百方力を盡し、其事遂に止み、露國をして陰謀を施すの余地なからしむ、識者其卓見に服す。

露清密約の將に成らんとするや、清國の危機一髪の間に臨る、公此事大に東亞の平和を害し、我國の運命を妨ぐるを憂ひ、乃ち同志と與に謀つて要路に警告し、又書を清國王大臣及督撫等に致し、其の不可を極言し、且告ぐるに清國の前途を誤るを以てし、遂に清國をして其の密約を破棄せしむるに至らしめたるか如き、誠に機宜を得たるものと謂ふべし。

公又露國退兵善後策を講じて曰く、滿洲の保全を圖るは須らく清國をして其主權の下に於て列國の爲めに開放の處置に出でしむるにありと、乃ち滿洲開放策を草し、之れを清國王大臣に致す、其後清國の我國及米國と新條約を議定するや、奉天、大東溝、安東縣の開市を諾せしめ、其結果日英米の三國をして共同一致、隱然一種の同盟的態度を以て露國の滿洲占領に對抗の情勢に到らしめたるもの、公の此策與つて力ありたるものと云ふべし。

拳匪の亂に列國の兵を北清の野に動かすや、露國は遽かに大兵を發して滿洲全土を佔領し、列國も亦た將さに其餘勢を以て狼懲を逞せんとす、則ち清國其れ分割せらるるに歸らんとす、纔ひ列國をして始め其意無くも、內亂四起すれば則ち列國に出兵の口實を得せしめ、遂に分割を釀致せしむるの勢に到るも亦た未だ計る可らざる也、況んや列國の輿論往々分割に傾くもの有るに於てをや、公大に之を憂へ、明治三十三年八月十五日を以て特に本會の大會を開き、其決議に依り其主義を聲明して曰く、支那を保全す、是れ本會が夙に唱ふる所たり、茲に時局に鑒み益々此旨義を發揮し、誓つて之を貫徹するを期すと、已にして時局漸く迫み、公更に全國同志を糾合して國民同盟會を組織し、益々支那を保全するの大義を唱へ、以て當路を警飭し、輿論を覺醒す、是に於て當路者も亦頗る深く省みる所有り、故に其北清匪亂の善後策を講ずるに及んでや、一つに保全主義に基きて之を行ひ、列國も亦た漸く此主義に赴き、殊しては米國の提議となり、英獨の協商となる、其他列國も亦た殆んど之に贊同せざる無し、而して獨り露國は陽に保全の說を唱へ、陰に分割主義を持して永く滿洲を佔有するの意有りて形跡頗る露はる、是に於て我國は英國と共に首として之に抵抗し、遂に支那を保全するの目的を以て攻守同盟を締結して一大保障を作るに至れり、公の一たび動くや當時の時局に於て其功あること此の如し。

拳匪の亂既に平き、清帝太后と北京に還るや、首め庶政一新の詔を下し、偏く輿論を求む、公乃ち清國改革事宜十篇三十則を草して清國王大臣及各省督撫等に贈る、其後清廷の出す所の改革法令なるものは多く公の策と合する者有り、知る可し、公の宏謀清國の廟謨に資したること大なるを、公又た清國教育の氣運將さに旺ならんとするを覩るや、乃ち清國實業等を勸告して我教師を聘用し、我教科書を採擇せしめ、又學制大綱數百部を贈りて則る所を知らしむ、公の力を清國學制に致せしこと大なりしと謂ふ可し。

公の病革るや、公人をして元帥山縣有朋、總理大臣桂太郎に言はしめて曰く今時局方に迫る、予切に諸公に面接し、以て平生懷ふ所を陳べんと欲す、然れども身重患に罹り、意の如くなるを得ず、深く以て憾となす、願ふに滿洲問題の處決は實に國家隆替の分るゝ所、東亞安危の決する所たり、公等身天下の重任に膺れり、以て國家の柱石たり、內閣の首班に居り、以て國家を總理す、冀くば此千歲の好機を失するなく、英斷果決を以て國家百年の大計を定められん事を、其誠忠憂國彌留渝らざること斯の如し、古に所謂社稷の臣なるもの公に於て之れを見るなり、公の薨するや　天皇聖旨を賜はり曰く

名門之偉器有待他日之用今也不幸天不假年曷勝悼惜

公の將た薨ぜんとするや、時會々元旦なり、疾疾の躬にして猶家例に遵ひ、晨に起き親ら禮服を著し、端坐して宸拜し、椒酒一盃を傾け、然る後倚の椅子に倚坐し、瀟然として瞑目す、時に左右唯侍醫一兩名有るのみ、家人急を聞きて至れば則ち已に逝けり、夫れ易簀結纓は先哲難しとする所にして、修養素有るに非ざれば焉ぞ能く從容として此の如きを得んや、薨年僅に四十有二、九重哀悼して四海私親に喪するが如し、而して清國王大臣以下公

の薨を聞きて吊電哀辭を贈る者其の幾何なるを知らず、張總督吊電之辭に曰く、公の薨逝は貴國の不幸にして亦弊國の不幸なりと、其の一身を以て兩國の安危に關し、東亞の重きを爲すこと此の如し。

公既に東亞の平和を以て自ら任じ、又貴族院議長となり、學習院々長と爲り、以て家國の政教を振興し、上は九重の倚任を蒙り、下は國民の信賴を負ひ、夙夜勞瘁身を以て天下の安危に在ること十年、未だ赫々の功を見さるに天下仰瞻以て一代の師表と爲す者豈に故なきと爲さんや、薨後幾くもなく征露の役起り、皇軍連勝、東亞形勢一大變遷し、公の籌する所益々驗あり、而して公や則ち亡し。哀哉。

公の諱は篤麿、性は藤原朝臣、天兒屋根命の裔系にして、大職冠鎌足公より出づ、考諱忠熙、前關白翠山公たり、而して公は實に從一位忠房公の嫡子にして、孫を以て祖に承く、文久三年六月二十六日京都に生る、累世五攝家に列して公卿中最高の門地を占め、人と爲り風貌秀麗、肥晳玉の如し、擧止端正猛からずして威あり、自ら大臣の器宇具はる、少にして皇典漢籍を修め、已に長じて歐洲に留學し、經世の學を講じ、識見宏遠、學術醇粹、賢を禮し、士に下る、故に士爭つて之に趨き、門下の盛なること當世比無し、而して昊天吊せず、志を齎して而して逝く、哀哉、公の如きは所謂天下の憂に先つて憂へ、而して天下の樂に後れて樂を得ざるもの歟、今茲大正三年三月二十八日、公の十周年祭を執行するに方り、謹で眞影を摹し、附するに本會會長中に於ける其對淸韓事略を以てするもの、蓋し欽慕の情已む能はざれば也。

大正三年三月二十八日

東亞同文會謹識

大正三年五月一日發行（毎月一日十五日發行）

支那

第五卷第九號

要目

論說
支那に於ける利權の擁護……一——四
資料
支那に於ける地金銀貿易……五——七
暹羅國に於ける支那人……八——一二
太古洋行……一三——一七
武漢地方に於ける工業……一八——二二
大借欵使途明細表……二二
雜錄
中央政治會議……二三——二四
約法會議……二五——二六
支那全國商業會議所聯合會……二七——二八
露支商業關係(下)……二九——三二
長江流域に於ける列強の對峙……三三——三七
通信
湖南通信……三八——四〇
時報
支那最近時事要項……四一——五〇
附錄
平政院編制令　糾彈條例
交通銀行則例　鑛業條例

東亞同文會調查編纂部

本店 臺北

支店及出張所
臺灣 基隆 臺中 嘉義 臺南 打狗 宜蘭 淡水 新竹 阿緱 花蓮港 澎湖島
南洋 上海 九江 福州 廈門 汕頭 香港
支那及內地 廣東 新嘉坡
神戸 大阪 東京

株式會社 臺灣銀行

支那南洋並臺灣各地向爲替、荷爲替、代金取立
其他銀行一般ノ業務御便利ニ御取扱申候

東京市日本橋區吳服町一番地
東京支店
支配人 山成喬六

第二卷第五號

大正之日本

五月號

毎月一回●一部十二錢
一日發行●郵稅一錢

一ケ年分一圓廿錢
半ケ年分一圓十五錢

見!!! 本誌は都評唯一の政治雜誌にして、帝國の輿論を代表し、立憲の大義を擁護し、正義を主張し、遠く外交の得失を論じ、深く内政の利弊を論じ、確然として其の方針を定め、頭角を拔き、以て青年の標準たるの外、又た世の讀者に對して、廣く時事の觀察を與へ、既に雜誌界の王座を占めたるもの、亦た必ず讀まざるべからざるの雜誌たるを信ず。 見!!!

論壇

支那國民の覺醒を望む……前支那公使 伊集院彦吉
人權の自由を論ず……法學博士 江木衷
得意の宰相伯爵大隈重信……法學博士 大場茂馬
一般的人權保護と現行刑法……法學博士 小久保喜七
元老と世論……衆議院議員 箕作元八
失意の宰相子爵清浦奎吾……向軍治
蘭英二國の盛衰と海上競爭(三)……文學博士 堀田璽一
英語教員大會と文部省の責任 慶應大學教授
帝國憲政の三大障害……

(口)武裝せるモンロー主義 社說

皇太后陛下御哀悼之辭

(口)太平洋覇權論 社說

代議士短評(四)……某老伯爵
我海軍は果して偏倚せりや……安井正太郎
隨感慢錄……快洋生
失意の宰相伯爵山本權兵衛……
天籟熟罵錄……天籟生
幼稚園に似た帝國議會……古城山人

▲史談▼

リンコルン小傳……生田目旭東
現代浪人の妻の日記(四)……一記者
讀者俱樂部……

申込所 大日本青年黨本部
東京市四谷區
坂町八十番地

御申込は必ず振替にて拂込マレシタ
振替貯金口座
東京五九〇二

目

大正三年五月一日發行「支那」第五卷第九號

口繪　陝西西安城外大安塔、山東濟南孔子廟

論說

支那に於ける利權の擁護……一―四

資料

支那に於ける地金銀貿易（三）……S、Y、生　五―七

暹羅國に於ける支那人（下）……八―一二

太古洋行（七）……一三―一七

武漢地方に於ける工業（一）……一八―二一

大借款使途明細表（其七）……二二

雜錄

中央政治會議（七）……二三―二四

次

約法會議（二）……二五——二六
支那全國商業會議所聯合會（二）……二七——二八
露支商業關係沿革（下）……二九——三二
長江流域に於ける列强の對峙……三三——三七

通信

湖南通信……三八——四〇

時報

四一——五〇

（政治）
（軍事）
（外交）
（財政金融）
（農工商鑛）
（交通）
（命令法律）
（叙任辭令）

總統內閣制問題——董次長辭職か——徐世昌の政見——四川匪徒鎭定——營口會審衙門——熊希齡と油礦事務——蒙古王公會議——陸軍と內亂防止——武昌軍官學校廢止——露國の新要求說
中央各部三年餘經常費——紙幣回收策——大總統と第二借款——中佛實業借款契約——粵湘鐵道借款——幣制局の權限——個人借款取締——湖北歲入出——廣東借款不許可か——經費節減實行——財政調整策——活佛と財政顧問
支那の出炭額——殖邊銀行職員任命——廣東新銀行失敗——製糖處開設令——黑龍江勸業銀行盛況——猖獗と隔離鐵山
海關鐵道工程——川漢鐵道引渡完了——川漢鐵道測量——粵漢鐵路公司の短期債返——呼海鐵道近開——郵傳公報發行

附錄

平政院編制令　糾彈條例　交通銀行則例　鑛業條例

長谷川正氣著

倭寇

東亞同文會長　侯爵　鍋島　直大閣下題字
東亞同文書院長　根津　一先生序文
帝國大學教授　文學博士　服部宇之吉先生序文

定價金七十錢也
送料金八　錢也

倭寇、何ぞ其の語の痛快なる、本書は日本海賊史にしてまた東人西走史なり。先づ桃太郎の童話を以て吾が祖先の遺訓なりこいひ遠く王朝時代に筆を染め德川初期に至る此の主義の隆替と國民の海外侵略史とを說き更に卷末附するに我が遠征家の列傳を以てす。著者は此の書の爲めに親しく江南の野を踏破せしもの史實正鵠加ふるに其情的文辭は行文流暢、史にして又詩、眞に近來の快著述こいふべし。

申込所

東京赤坂溜池二　東亞同文會內　山本熊一
電話新橋二二一七

東京神田區表神保町三　東京堂
電話本局(一二四三番)(八二五五番)(二七〇番)
振替東京二

山東濟南孔子廟

陝西西安城外大安塔

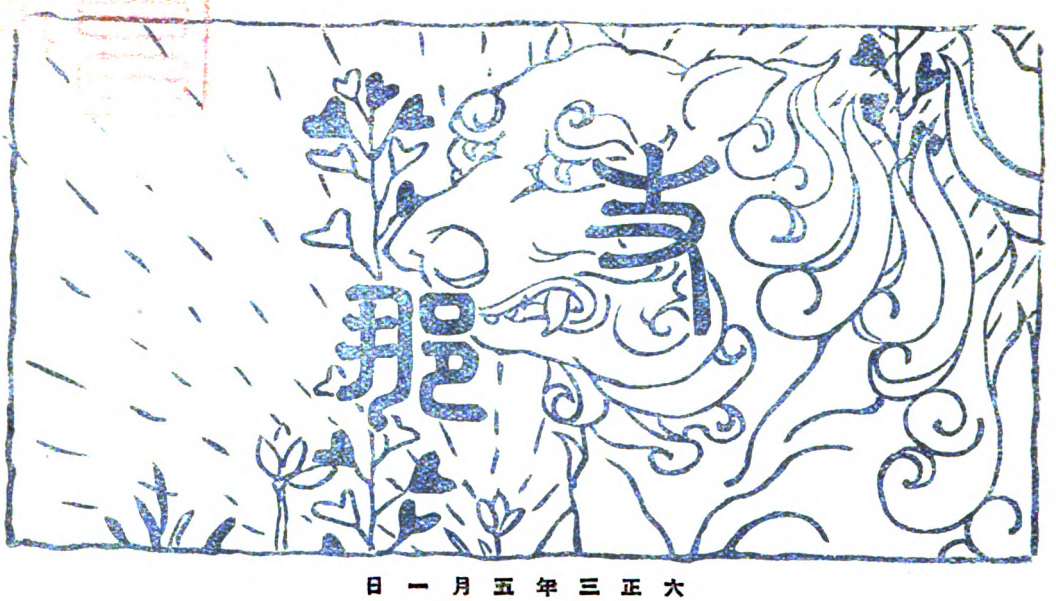

大正三年五月一日

第五卷第九號

論說

支那に於ける利權の擁護

一

革命亂後、勢力範圍說なるもの復活せし以來、利權の爭奪流行し、五國財團より經濟借欵なるものを除外するに及び、愈々利權の爭奪を劇甚ならしめ、鐵道にありては海蘭・同成・沙市興義・欽渝・寧湘・山東延長の六大線、實業にありては、瀓州炭坑・延長熱河兩油田・浦口築港・北京市營事業・淮河治水工事の六大利權、英・米・露・佛・白の手に歸し、借欵金額無慮八億五千萬圓に達せり。最近列强が支那に於て獲得すべき利權は之を獲得し、復た有望なる利權の殘存する者幾何もなきを見、他國の掌裏にある利權を獲得せんと企つるに至り、其鋒鉾は先づ我邦に向ひ、大倉組の江蘇鐵道借欵は英國人に奪はれ、三菱公司の大冶セメント會社借欵は獨逸人に奪は

れたり、今や江西鐵道國有論正に熾なれば、東亞興業會社の手より某國に該鐵道を奪はるべき憂あり、中法實業銀行が漢口水電公司に垂涎しつゝあれば、是れ亦東亞興業會社の手を離るゝ虞なきにあらず。數十年來帝國の扶植したる幾多の利權は、何れも少動搖の傾きあり、非常の注意を拂はずんば、江蘇鐵道大冶セメント借款同樣他國人に奪はるゝことなきを保し難し。支那に對し最も利害を有する帝國が、列强の利權の獲得流行せる際、何等觀るべき利權の獲得を爲す能はざるのみならず、反て折角獲得せる利權を列强に奪取せられ、數十年來扶植したる利權の擁護を爲さゞるべからざるは、殘念至極にして、何人たりとも呆然言ふ所を知らざるなるべし。

二

我邦が支那に於て利權を獲得する能はざるのみならず、反て利權の擁護を爲さゞるべからざるに至りたるは、何故なるか。吾人は其原因を推究し、之を救濟する方法を案出せざるべからず。先づ其原因を推究するに、頗る復雜し、之を枚擧するに遑あらざるも、其內最も重要なるものは、我邦が利權獲得機關を設立して、資金供給機關を忽諸に付したることなるべし。從來我邦官民間に行はるゝ通說に據るに、我邦人は資本に缺乏するも、支那人民と特殊の利害關係を有し、最も支那事情に精通するものにして、支那に於て利權を發見し、或は單獨に、或は支那人と協同し、之を經營する、遙かに歐洲人を凌駕するに依り、歐洲人が豐富なる資本を擁しながら、支那事情に闇く、放資の途を知らざるに乘じ、相當の利子歩合を以て、彼等の資本を導き、之を我邦人の發見したる事業に放下すべし、是れ帝國が支那に於て利權を獲得する最捷手段なり、と。此說に基き、曩に東亞興業會社を設け、尋で中國興業會社を建て、利權の發見に盡力せしめ、別に日佛銀行を設け、彼等に外資を供給せんと計畫したり。該計畫は一見極めて巧妙なるもの如くなるも、畢竟机上の空論にして、實際に臨み、何等の用を爲さゞりき。列强は支那利權の競爭に苦心し、夙に利權獲得機關を設け、英には中英・福・華中鐵路の三公司、ポーリング會社佛には東方滙理、中法實業の二銀行あり。獨には瑞記・禮和の二洋行、德華銀行あり。米には米國銀行團・中美啓興公司あり。露には露西亞銀行あり。別に露佛の傀儡として三個の白耳義シンヂケートあり。此等の機關には、支那經濟事情に精通する支配人を置き、白耳義シンヂケートのヴォス氏、中英公司のメーヤー氏、米國銀行團のストレート氏、德華銀行のコルデス氏、中法實業銀行のペルノー氏の如きは、支那通の錚々たるものにして其力量手腕、決して我正金銀行小田切氏の下に位する者にあらず。彼等は萬斤の黃金手に隨ふて散じ、支那當局者と款を結び、飛耳張目利權の搜査に勗め、其利權を發見するや、更らに鉅萬の黃白を拋ち、平生交結せる當路者間に遊說し、始めて之を獲得するものとす。之を我邦人が一斤の黃金だも用ふることなく唯契約條件のみを喋々する者に比すれば、

利權獲得運動の巧拙霄壤の差ありと謂ふべし。去れば歐洲資本家は帝國臣民により發見せられたる事業に投資し、手數料と事業とを占めらるゝが如き、迂拙の方法に出づる要なく、直接本國人の發見せる事業に投資し、夥多の利益を占め得るものとす。個中の消息は今更喋々するまでもなく、帝國官民が支那事業に投資せんが爲め、日佛銀行を設立せんとしたるも東方滙理銀行の反對に遇ひ、之を設立し得たるも、設立の眞目的に達すること能はざりしは明白なりしものとす。然るに帝國官民は尙ほ之を悟ること能はず、支那利權を發見する、帝國臣民に及ぶものなく、利權を發見すれば、日佛其他の銀行を通じ、歐洲より資本を輸入し得べしと誤信し、何等の準備を爲さざりしかば、一朝列强間に、利權爭奪の大決戰開始せらるゝや、歐洲諸國は帝國に資金を融通するを以て、糧を敵に貸す者なりとし、何れも帝國に對し放資する者なく、帝國内に對支事業資金を供給すべき何等の機關なかりしかば、歐洲諸國と利權獲得の競爭を爲す能はざるは勿論、折角發見したる延長油田・北京市營事業を米佛に奪取せられ、甚だしきは數年來扶植したる幾多の利權すら之を保持する能はざる窮境に陷りたり。今にして之が救濟方法を講ぜずんば、帝國の支那に於ける位置、慘憺たるものあるやも、亦知るべからず。

三

列强が支那の利權を獲得し、其殘存するもの幾何なきに至れるに拘らず、帝國は數十年來支那に扶植したる利權の擁護を爲さざるべからざるに及べるを以て、或は外務省當局者が、支那政府を說破し利權を讓與せしめ、又歐洲諸國と親交を結び資本を誘導する能はざるを咎むるものあり。或は本邦資本家が、假令金利五六分に上らざるも、材料の賣込、工事の請負、事業の經營等により、夥多の利益を受け、結局一割以上の利子を得らるべきに拘らず、躊躇して支那に出資すること能はざるを責むるものあり、支那當局者は國勢の日に非なるを見、利權を列强に賣却して、一身の安固を計らんとする際、多額の黃金を投ずるもの、利權を得べきは明にして、利權競爭劇烈の時、歐洲諸國が勁敵たるべき帝國に資本を融通せざるべきこと亦疑を容るべからざれば、單に罪を外交無能にのみ歸し難く、本邦に於ける投資の利子は九步に達すれば、危を冒し亂離常なき支那に投資せんよりも、安全に相當の利益を得べき本邦に投資せんとするは、債權の確實なるを欲する資本家にとり、已むを得ざることにして、是れ亦遽かに其怯懦を鳴らし難し。假令双方罪の鳴らすべきものありと雖ども、吾人は支那に於ける帝國の利權を擁護せざるべからざる秋に當り、徒らに責の歸する所を追究せんことを欲せず、正に帝國上下の同憂と爲し、唯速かに之を救濟せんと欲する也。帝國が此窮境に陷りたる原因は、前述の如く、主として利權獲得機關を設けて、資本供給機關を置かざりしことにあれば、一日も早く資本供給機關を樹てざるべからず、帝國を勁敵とする外國より資本を借入るゝこと難く、投費の安全を欲する

れたり、今や江西鐵道國有論正に熾なれば、東亞興業會社の手より某國に該鐵道を奪はるべき憂あり、中法實業銀行が漢口水電公司に垂涎しつゝあれば、是れ亦東亞興業會社の手を離るゝ處なきにあらず。數十年來帝國の扶植したる幾多の利權は、何れも少動搖の傾きあり、非常の注意を拂はずんば、江蘇鐵道大冶セメント借欵同樣他國人に奪はるゝことなきを保し難し。支那に對し最も利害を有する帝國が、列强の利權の獲得流行せる際、何等觀るべき利權の獲得を爲す能はざるのみならず、反て折角獲得せる利權を列强に奪取せられ、數十年來扶植したる利權の擁護を爲さゞるべからざるは、殘念至極にして、何人たりとも呆然言ふ所を知らざるなるべし。

二

我邦が支那に於て利權を獲得する能はざるのみならず、反て利權の擁護を爲さゞるべからざるに至りたるは、何故なるか。吾人は其原因を推究し之を救濟する方法を案出せざるべからず。先づ其原因を推究するに、頗る復雜し、之を枚擧するに遑あらざるも、其內最も重要なるものは、我邦が利權獲得機關を設立して、資金供給機關を忽諸に付したることなるべし。從來我邦官民間に行はるゝ通說に據るに、我邦人は資本に缺乏するも、支那人民と特殊の利害關係を有し、最も支那事情に精通するものにして、支那に於て利權を發見し、或は單獨に、或は支那人と協同し、之を經營する、遙かに歐洲人を凌駕するに依り、歐洲人が豐富なる資本を擁しながら、支那事情に闇く、放資の途を知らざるに乘じ、相當の利子歩合を以て、彼等の資本を導き、之を我邦人の發見したる事業に放下すべし、是れ帝國が支那に於て利權を獲得する最捷手段なり、と。此說に基き、曩に東亞興業會社を設け、尋で中國興業會社を起て、利權の發見に盡力せしめ、別に日佛銀行を設け、彼等に外資を供給せんと計畫したり。該計畫は一見極めて巧妙なるもの、如くなるも、畢竟机上の空論にして、實際に臨み、何等の用を爲さゞりき。列强は支那利權の競爭に苦心し、夙に利權獲得機關を設け、英には中英・福・華中鐵路の三公司、ポーリング會社佛には東方滙理、中法實業の二銀行あり。獨には瑞記・禮和の二洋行、德華銀行あり。米には米國銀行團・中美啓興公司あり。露には露西亞銀行あり。別に露佛の傀儡として三個の白耳義シンヂケートあり。此等の機關には、支那經濟事情に精通する支配人を置き、白耳義シンヂケートのヴォス氏、中英公司のメーヤー氏、米國銀行團のストレート氏、德華銀行のコルデス氏、中法實業銀行のペルノー氏の如きは、支那通の錚々たるものにして其力量手腕、決して我正金銀行小田切氏の下に位する者にあらず。彼等は萬斤の黃金手に隨ふて散じ、支那當局者と款を結び、飛耳張目利權の搜査に勗め、其利權を發見するや、更らに鉅萬の黃白を拋ち、平生交結せる當路者間に遊說し、始めて之を獲得するものとす。之を我邦人が一斤の黃金だも用ふることなく唯契約條件のみを喋々する者に比すれば、

利權獲得運動の巧拙霄壤の差ありと謂ふべし。去れば歐洲資本家は帝國臣民により發見せられたる事業に投資し、手數料と事業とを占めらるゝが如き、迂拙の方法に出づる要なく、直接本國人の發見せる事業に投資し、夥多の利益を占め得るものとす。個中の消息は今更喋々するまでもなく、帝國官民が支那事業に投資せんが爲め、日佛銀行を設立せんとしたるも東方滙理銀行の反對に遇ひ、之を設立し得たるも、設立の眞目的に達すること能はざりしは明白なりしものとす。然るに帝國官民は尙ほ之を悟ること能はず、支那利權を發見する、帝國臣民に及ぶものなく、利權を發見すれば、日佛其他の銀行を通じ、歐洲より資本を輸入し得べしと誤信し、何等の準備を爲さざりしかば、一朝列强間に、利權爭奪の大決戰開始せらるゝや、歐洲諸國は帝國に資金を融通するを以て、糧を敵に貸す者なりとし、何れも帝國に對し放資する者なく、帝國內に對支事業資金を供給すべき何等の機關なかりしかば、歐洲諸國と利權獲得の競爭を爲す能はざるは勿論、折角發見したる延長油田・北京市營事業を米佛に奪取せられ、甚だしきは數年來扶植したる幾多の利權すら之を保持する能はざる窮境に陷りたり。今にして之が救濟方法を講ぜずんば、帝國の支那に於ける位置、慘憺たるものあるやも、亦知るべからず。

三

列强が支那の利權を獲得し、其殘存するもの幾何なきに至れるに拘らず、帝國は數十年來支那に扶植したる利權の擁護を爲さゞるべからざるに及べるを以て、或は外務省當局者が、支那政府を說破し利權を讓與せしめ、又歐洲諸國と親交を結び資本を誘導する能はざるを咎むるものあり。或は本邦資本家が、假令金利五六分に上らざるも、材料の賣込、工事の請負、事業の經營等により、夥多の利益を受け、結局一割以上の利子を得らるべきに拘らず、躊躇して支那に出資すること能はざるを責むるものあり、支那當局者は國勢の日に非なるを見、利權を列强に賣却して、一身の安固を計らんとする際、多額の黃金を投ずるもの、利權を得べきは明にして、利權競爭劇烈の時、歐洲諸國が勁敵たるべき帝國に資本を融通せざるべきこと亦疑を容るべからざれば、單に罪を外交無能にのみ歸し難く、本邦に於ける投資の利子は九步に達すれば、危を冒し亂離常なき支那に投資せんよりも、安全に相當の利益を得べき本邦に投資せんとするは、債權の確實なるを欲する資本家にとり、已むを得ざることにして、是れ亦遽かに其怯懦を鳴らし難し。假令双方罪の鳴らすべきものありと雖ども、吾人は支那に於ける帝國の利權を擁護せざるべからざる秋に當り、徒らに責の歸する所を追究せんことを欲せず、正に帝國上下の同憂と爲し、唯速かに之を救濟せんと欲する也。帝國が此窮境に陷りたる原因は、前述の如く、主として利權獲得機關を設けて、資本供給機關を置かざりしことにあれば、一日も早く資本供給機關を樹てざるべからず、帝國を勁敵とする外國より資本を借入るゝこと難く、投費の安全を欲する

本邦資本家をして、支那に出資せしむること易からずとせば、資本供給機關を樹つること、亦机上の空論に屬し、何等の實効なきとなるも、資本供給機關を樹てざる限り、支那に於ける帝國の利權を擁護すべからずとせば、帝國上下は萬難を排し、必ず之を樹てざるべからず。帝國政府は行政整理の結果、一億圓の剩餘金あり、國庫に現存するもの及び預金部に貯藏するもの、近年罕れに觀るの鉅額たり。若し官僚一派膠柱の手段に出でずんば、本邦資本家をして、安心の下、支那に出資せしむる方法を按出する、必ずしも難からざるべし。帝國の資本にして、支那に放下せらるゝあらんか、帝國資本の缺乏を見縱り、資本のボイコットを試みつゝある歐洲資本家の策を破るに足るべく、妙手怪腕隨つて其間に施し得べき餘地生ずべく、或は單に帝國の利權を擁護し得るのみならず、帝國の利權を扶植し得るに至るやも亦知るべからず。若し帝國上下が、支那の利權獲得は、畢竟資金の競爭にして、資本多きもの勝ち、資本少きもの破るゝこと自然の理法に屬し、資本の乏しき帝國が、資本の豊なる歐洲諸國より利權を剝奪せらるゝ、誠に已むを得ざるなりと稱し、袖手傍觀するが如くんば、是れ所謂父母の病篤きに當り、藥を下さざると同一筆法にして、皷を鳴らし大に其罪を責めざるべからざる也。（吟風）

寄贈書目

朝鮮總督府月報　其府
支那時報　外務省
臺灣金融事項參考書　臺灣銀行

四卷　四號
二五號

第二十九次農商務統計表　農商務大臣官房文書館
大陸　其社　一〇號
奉公　其會　一三五號
山林公報　農商務省其局　四號
商工月報　臺灣總督府殖產局
日本及日本人　政敎社
學　報　慶應義塾　六二一號
Mecheroutiette　二〇一號
地學雜誌　其協會　No. 52
東邦協會々報　其會　三〇四號
木浦商業會議所月報　其會議所　二二七號
貿　易　其協會　五四號
實用新案公報　特許局　三號四號
滿蒙處分論、クロパトキン將軍著　民友社　每號
德報　其會　四卷　三號、四號
東洋時報　其社　一八六號
通商公報　外務省其局　每號
特許公報　其局　每號
大資報　每號
上海　每號
商標公報　奉申社　每號
東洋經濟新報　特許局　每號
國際法外交雜誌　其社　六六四號、六六五號、六六七號
四日市商業統計月報　其會議所　十二卷　七號
新支那　七五號、七七號
日華公論　北京其社　九七號、一〇〇號
支那と日本　天津其社　廿九號、三〇號、三一號
學　燈　中華民國通信社　四月號
特許發明摘書　丸善　十八年　三號
上野敎育　特許局　一二號、一三號、一四號、一七號
大正之日本　其會　三一七號
貿易時報　其社（青年黨）（本部）二卷　四號
大日本水產會報　大阪商業會議所　三號
大連實業雜誌　其會　三七九號
宇部宮商業會議所月報　其協會　八六號
奉天商業會議所月報　其會議所　一二八號
京都法學會雜誌　其會議所　二九號
國家學會雜誌　其會　九卷　四號
中國實業雜誌　其會　二八卷　五年　四期
　其社　四號

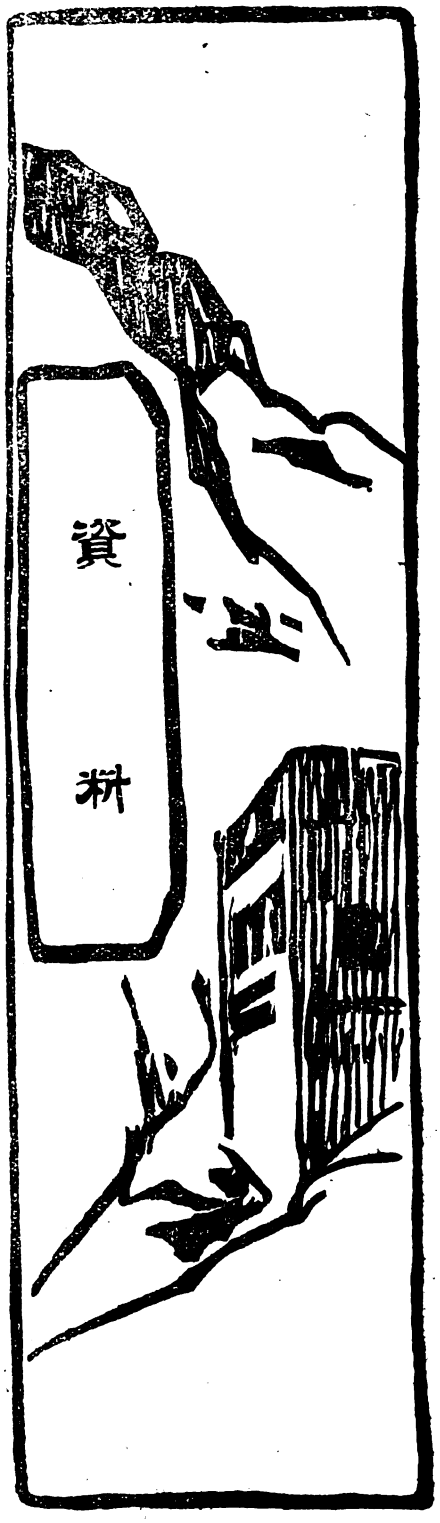

支那に於ける地金銀貿易（三）

Y S 生

第四章　上海に於ける金貨金塊移動原因

予は第三章に於て地金貿易上に於ける本邦正貨の地位極めて重要にして、支那に輸入せらるゝ各種金貨を（千九百十二年度に於て）見るも、本邦正貨が一千三百萬圓に達するに拘らず、其他の諸外國金貨は合計僅に三十余萬圓に過ぎざるを記述せり、故に上海に於ける金貨移動の原因を探究するに當りても、之を本邦正貨移動の一事に限局して何等の支障を來すべき謂なき也。

抑も支那は輸入超過にして、營へ出稼移民の送金額莫大に達すべく豫想せらるゝにもせよ、少くとも近年に於て年々貿易の差額は地金銀を以て支拂はれつゝあるは、吾人の堅く信じて疑はざる處にして、萬一借款其他の形式により外資の流入を見ること現今の如くならざるに於ては、支那經濟界の前途は竟に悲觀の結論に到達せざるを得ざる可き也。又飜つて日支兩國貿易關係を觀察するに、輸出入の不均衡は近年著しき勢を以て其度を强めつゝあること正に左表の如きものり。

	日本より支那へ輸出額	支那より日本へ輸入額	差額
大正二年	一億三、四三、〇〇〇円	一億三、七八、〇〇〇	八、七七、〇〇〇
大正元年	一億四、八三、〇〇〇	一億四、八七、〇〇〇	四、〇六、〇〇〇
明治四十四年	八、一三、〇〇〇	一億一、九八、〇〇〇	三、一五、〇〇〇
明治四十三年	九、〇三七、〇〇〇	一億六、五九八、〇〇〇	三、一、五六八、〇〇〇
明治四十二年	七、〇七、〇〇〇	一億六、八六、〇〇〇	三、一、三〇一、〇〇〇

但本統計は關東州貿易を除く

上表に於て示さるゝ處の如く、我對支輸出貿易が比年駸々として增進して已ます、其增加割合も亦極めて迅速なるに、對日輸入貿易は之に反して最近五年間殆んど進歩の形勢を認むること能はず、支那が日本に支拂ふ可き爲替交換尻は、年と共に增加して止まる處を知らざるの觀あり。

斯の如く支那が其對外貿易自体に於て既に輸入超過にして而かも日支貿易關係は殊に其傾向の顯著なると、且又我金融界の現狀は未だ滿足すべき對支放資を許さざるとに拘らず、本邦正貨の上海市場に流出する處而かく甚しき者あるは何んぞや、之れ蓋し前第三章に於て言へるが如く、支那地金商の投機的嗜好に適するものあると、微妙複雜なる國際爲替作用の存するものあつて、歐洲中央銀行の金吸收力に吸引せらるゝ、我國對外貿易輸入超過の代價たる金貨が、歐洲市場に送らるゝに當つて其大部分は一先づ上海を過ぎて、其姿を金塊に變ずるに外ならざる也。

今爲替作用上に於ける金貨移動の計算的基礎を說明すべき順序となれるも、其煩を避け外國銀行の計算方法を記述するに止めむ、上海に於ける外國銀行は　理論上 4.719699 なる恒數（計算の便宜及銀樓鑄造手數料を見込、恒數を四・八とすること多きが如し）を以て、其日の標金相場を除して得たる百圓の上海兩の相場が、日本向買爲替相場より有利なるを發見すれば、本邦正貨の移動は上海に向つて行はる、又倫敦宛輸送費用を控除せられたる上海金塊の純量目の價格と、英蘭銀行の倫敦標準金買入價格の純量に對する價格との比較を求め、然る後之を倫敦宛電報爲替相場にて除したる數字、即ち當該爲替相場に於ける上海金塊の上海鋪建値を以て、之を當日の上海金塊相場に比較し有利なる場合に於ては、標金に改鑄せられたる本邦正貨は、最も其運賃の低廉なる獨乙郵便局を撰び、ゼノア經由小包として倫敦へ輸出せらるゝものとす。

第五章　上海に於ける金塊の種類並に取扱高

（一）、金塊の種類

上海市場に在りては金塊は大樣左の三種に區別せらる。

一、兌赤　二、標金　三、足赤

兌赤とは北京に於て鑄造せらるゝ金塊にして、一個の重量五六 五六五 六五 グレーントロイあり、外人の呼んで以て Peking Gold Bar と稱するもの之れ也、上海金號の保證する品位は九百八十位なり。

標金とは上海に在て本邦正貨其他の外國貨幣を以て鑄造せらるゝ金塊にして、金塊相場の標準品たり、重量五六五・六五 グレーントロイ、のものと、其半分のものとの二種に區別せらるれども、實際受授するものは曹平兩七十兩の金棒にして、金高及外國銀行買辦は九百七十八（touch）の保證を與ふ、上海に於て鑄造せらるゝにより Shanghai Gold Bar なる名稱を以て外人間に慣稱せらる、

足赤とは純金の謂にして、主として細工物に使用せらるゝ棒金とす、支那人は純金なりと稱すれども成分の合金を

舍むに似たり、

（二）、地金取扱高

上海に於ける地金取扱業者は、地金賣買業者及加工業者の二に岐る。

地金賣買業者は即ち外國銀行、金店と外國人の呼んで(Gold House)と云ふ金號とあり。

外國銀行は自己の計算により、金貨金塊の輸出入を營み金市場の牛耳を採る、其下に金號ありて外國銀行買辦の手を通して先物及直物取引を爲し近時に至り再び盛なる長期の思惑を試みつゝあり、彼等金號は現在露亞銀行内に集會所を設け、定期の時間に會合して取引に從事せり、金號は近年勃興したる一階級にして、一時三十余家に達したるも、一九〇七年の恐慌以來又振はず、革命後に到りて再び長期先物取引の盛大を馴致し、最近の活動世人の注意を惹起せしむるものあり、金店とは專ら支那產地金を上海に輸入する北京客幇にして兌赤即ち Peking Gold Bat の取引を爲すものなり、然るに前第三章に於て述べたるが如く、北支那方面よりの金の供給急減せる結果、其取扱額年に減し、今や金店なるもの僅に三戸を數ふるに過ぎざるに至れり。

地金加工業者は之を銀樓、金舖の二に區別す可し。

銀樓とは金銀裝飾品、金塊の鑄造販賣者にして、現時其の數十余家あり、從業職工七八百名を下らず、一ヶ年四百萬兩—一千萬兩の金貨を金塊に改鑄し、百五十萬兩乃至貳百萬兩余の金塊より裝飾品を製造すと云ふ。

金舖は皆上海城内に在り、金箔の製造販賣を營む、一ヶ年の製造額約五十萬兩を下らず、彼等は昔蘇州同業者より分離したるものにして支那各地に其製品を販賣す。

以上數章に於て支那に於ける地金貿易の一班を記せり今や地銀貿易に筆を染むる順序となりしも、俗務蝟集已むなく筆を納めむと欲す、銀に關する研究は後日再び本誌に發表して大方の批評を乞ふの時機ある可し（SY生）

暹羅に於ける支那人（下）

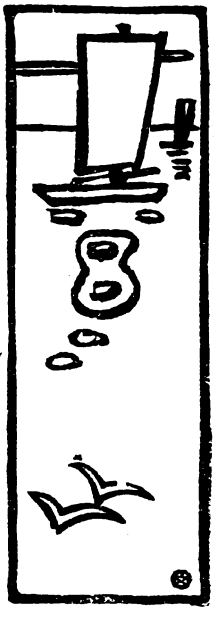

四、航　業

既述の如く支那と暹羅との經濟關係極めて密接なるを以て、香港、盤谷及び汕頭盤谷の交通は早くより開け、我が日本郵船會社も嘗て此方面に營業を試み、北獨ロイド會社と激烈なる競爭を試みて遂に失敗せり。本航路は曾ては英人、諾威人等の手にありしも、一度北獨ロイド會社が之に着目するに及びて遂に其競爭に堪えずして漸次北獨ロイド會社の爲に侵蝕せらるゝに至りしものにして、ロイド會社は現今は他の競爭者を排斥し得たる勢に乘じ、覇者の威を假りて法外の高率運賃を課するに至りしかば、支那人も遂に奮起を促され、今を去る四年前暹羅在留の支那人發起となり、一の汽船會社を創立して之を華暹汽船會社 China Siam Sir. Navigation Co. L'd. と稱し、香港盤谷間、汕頭盤谷間の二線を選び、毎週二回の往復とし、往復共に海口に定航することゝし、資本金三百萬銖（一チカルは七十五錢）株主は暹羅人又は支那人に限ることゝし、其實全株支那人にて之を引受け、現時の拂込は四分の一なり。

華暹汽船會社は目下の處は九隻を借船（チャーター）し、航運に從事しつゝあり、其船名及び噸數左の如し。

船名	噸數
Thordis	1,091
Children	1,102
Drafan	1,102
Vestfold	1,172
Haldis	1,015
Halvard	1,056
Irinta	489
Landord Schieff	1,012
Sida	992

右汽船の速力は七海浬乃至九海浬にして　船室は一等及び甲板船客（デッキパッセンジャー）の外何等の設備もなく、要するに何れも貨物及び甲板船客を目的とするものなり。

運賃は現時尚ほ競爭中なるを以て殆んど一定せず、殊にロイド會社と華遞會社と兩社の船舶同時に發航するが如き場合には極端なる競爭をなしつゝあり。但し船客及荷主は何れも支那人なる故華遞會社の方は多少高率の運賃なるに拘らず、ロイドに劣らざる貨客を收容し居れり、而して今參考の爲めに甲板乘客の盤谷より汕頭に至る通常賃銀を示せば

ロイド會社	三弗半
華遞會社	五弗

と云ふが如き低率なり。

元來盤谷汕頭間の航海を五弗乃至三弗半位にて引き受けて利益を見るは不可能のことなり、況んや之に對して一日二回の食事を給するものなるに於てをや、且つ又華遞公司成立の主因はロイドに對する一時的反抗心に出てたる者にして、株主は廣東人あり、汕頭人あり、其他各地人集合せるを以て意見常に一致せず、會社の營業狀態は甚だ不良にして、株券の相場の如きは殆んど價なきに近き有樣なり、予が遊歷の際株主中會社の財產を一括して廣東都督に寄附すべしと唱ふるもの少からざりしに見ても其營業の困難なる察するに難からず。

然らば北獨ロイド會社の營業狀態如何と云ふに、華遞會社と激烈なる競爭をなしつゝありと雖も、元來ロイド會社は大會社にして其基礎極めて鞏固なれば一航路の競爭の如きは少しも恐るゝ所に非るは明かなる事實にして、結局華遞汽船會社の運命は風前の燈火に外らず、ロイド會社は支那に於て美最時洋行なる名の下に活動極めて盛なるは世人の熟知する處今茲に贅せず、たゞ茲に支那と暹羅との間に於て使用する船舶及噸數を示し、以て華遞公司との比較對照に便せん。

因にロイド會社の盤谷代理店は Windson Co. 及び Markwald & Co の二獨逸商なり。

船名	噸數
Petchaburi	2,191
Rajah	2,028
Kohsichang	2,043
Pitemelak	2,019
Rajaburi	1,904
Chowtai	1,777
WongKoi	1,777
Keongwai	1,777
Paklal	1,657
Samsen	1,657
Ang hin	1,657
Choising	1,659
Locksin	1,657
Dewiwongse	1,643
Isinsan	1,631
Shintong	1,639
Chonfa	1,646

五、工業

由來支那人は近世的工業經營の才能に乏しく、且つ會社組織の事業に拙きは世人の知る處にして、其本國に於ても

工業の甚だ不振なるは驚く計りなり、されば海外に在りて工業の經營をなすもの、如きは其數甚だ少し、暹羅にありても支那人の工業としてはたゞ精米業及び製材業あるのみ、然れども此二業は暹羅に於ける最重要の工業なれば、此事業が支那人によりて經營せらるゝは大に注意するの要あるべし。

甲、精米業

暹羅に於ける生產的生命は米にして、米作如何は直ちに其經濟界に非常の影響を及ぼし、暹羅の貿易が常に輸出超過にあるもたゞ此米の產額饒多なるに歸因するものなり、其輸出の大半は米にして、一九一〇年度稅關報告によれば

總輸出額　一〇〇、七五五、三三二銖

內米の輸出額　八五、〇七八、五八五銖

されば工業未だ開けざる此國に在りても、精米所のみは皆スコットランド式、ラングーン式等の新式機械を用ゐ、現時盤谷に四十五ヶ所の精米所あり、精米所は殆ど盤谷に限られたるが、皆海岸にあり、而して右四十ヶ所の精米所中十一ヶ所を除き、他の三十四ヶ所は支那人の經營するものにして、其商號左の如し。

一、支那人以外のものゝ經營する精米所

一、Ohra Montri

二、Ohra Nanah

三、Ohza Pihal Kosa（目下支那人に賣却せりと云ひ、又交涉中なりと云ひ、不明なり）

四、Shiang Watt Chan

五、Prince Chow Sye

六、Icong Bians

七、Phga Pokdee

八、Nai Tom Yoh

九、Borneo, Ca,

一〇、Markwald & Co,

一一、Windson & Co.

二、支那人經營の精米所

一、元得利　Yuan Tit Lee

二、金成利　Kim Seng Lee

三、金成興　Kim Seng Heng

四、金利　Kim Lee

五、金成元　Kim Sen Yuan

六、仁豊利　Yin Hong

七、文　Boon Lee

八、元昌成　Yuon Cheong Seng

九、成裕泰　Seng Yoo Thaye

一〇、利得元　Lee Tit Yuan

一一、元和盛　Yuan Hoa Seng

一二、元興盛　Yuan Thong Seng

一三、振成　Ching Seng

一四、順和　Soon Hoa

一五、隆興利　Long Heng Lee

一六、廣合盛　Kuan Hop Seng

一七、福興　Hok Heng

一八、寶元興　Poh Yuan Heng

一九、元隆盛　Yuan Long Seng

二〇、福東興　Hock Tong Heng

二一、常記棧　Ching Kee Chiang

二二、元裕泰　Yuan Yoo Thaye

二三、振合源　Ching Hop Yuan

二四、得利棧　Tit Lee Chan
二五、萬成昌　Bang Seng Chiang
二六、興利　Wong Lee
二七、元利　Yuan Lee
二八、元成　Yuan Seng
二九、東興利　Thong Hong Lee
三〇、榮興棧　Yong Heng Chang
三一、同泰　Thon Thaye
三二、亞春　Oh Chun
三三、福和　Hok Hoa
三四、元裕盛　Yuan Yoo Seng

精米所は支那人の經營たると否とに拘らず、何れも支那人の仲買の手を經て各地より籾を買入れ、精白の後之を香港及新嘉坡に輸出するものとす。

乙、製材業

米に次ぐ產物をチーク材とす。北方の山林に產し、緬甸チークと相並んで世界チーク材中の白眉と稱せらる。チーク材は其質緻密にして、能く水熱に堪え、白蟻に犯さるゝ事なきを以て、其用途も亦白蟻の害を被る地方の建築及び船舶の甲板等に缺く可らざるものなり。象にて之を伐り、又象にて河邊に運び、夏季を待つてチークの筏を編みて河を下りて盤谷に出づる迄には三年の日子を要すとの事なり。盤谷には九ヶ所の製材所あり、其內左の三ヶ所は支那人の經營に係るものなり。

一、金成利　Kim Seng Lee & Co.
二、元發盛　Yuan Huat Seng & Co.
三、Wing Seng Long & Co.

製材せられたるチーク材は印度、香港、英國、佛國、新嘉坡、獨乙、伊太利及び日本に輸出せられ、最近三年間の輸出高左の如し。

一九〇九年　一三、三五〇、七三七鉄
一九一〇年　一一、七九二、一六六
一九一一年　六、九七五、〇五六

六、鑛業

暹羅の鑛山業は未だ開けず、僅に少額の金及び錫を產するに過ぎず、其中錫は其名稍〻著はる、即ち馬來半島西岸のプケット州並に其附近に產し、從來採錫業は支那人（福建人を主とす）の專有する處にして、自國の勞働者を使用して、採掘し來りしも、其方法甚だ幼稚にして、充分の利益を擧ぐる能はず、爲めに次第に西歐人の手に委ねつゝありと云ふ、一九一〇年度暹羅の錫產額は六四、一五五坦なりしと云ふ。

金鑛は馬來半島東岸の英領ケランタンに接せるパンガ地方に少額を出し、支那人の經營に係ると雖も採掘に從事するもの二三百人に過ぎずとのことなり。

七、農業

暹羅の農業は唯米作にありと云ふも敢て過言に非ず、且つ農業に從事するは多く暹羅人、老撾人にして、支那人の之に從事するものは殆んどなし、たゝ僅に盤谷に於て野菜果實、胡椒の栽培をなすものあるのみ。

余の見る處を以てするに邏羅には耕作に適する地にして無益に放棄せらるゝ平野廣漠たり、若し支那人又は日本人にして思を農に致し、奮闘一番せんか、利する處蓋し少からざる可し、況んや棉花の試作は某々日本技師の言に反して極めて有望なりと云ふに於てをや。

八、雜

一、信局

支那と邏羅との關係より見て銀行の設立は極めて急務なりと雖も、基礎鞏固にして信用なき歐米人の經營する銀行（支店）と到底競爭する能はさる可し、されど勞働者が故郷に送金便を計る爲め信局なるものあり、極めて小額の送金及び書信の發送を業としつゝあり。其數約五十、何れも支那各地に聯絡あり、香上銀行、麥加利銀行、印度支那銀行等に托して信局が代て送金するものなり。而して邏羅在留の支那人が本國への送金額は不明なるも大約一千萬圓以上なりと。

二、新聞

華邏新報、啓南報等あり、内容乏しく、論ずるの價値なし。

三、教育其他

教育事業としては小學教育を施す一小學校あり、二三の寺院及び天華病院、墓地等あり、其他には社會的事業なく、たゝ會館は各府出身者によりて設立されたるものあり。

（了）

支那各省觀測所所在地並に經費

省別	分所地址	每月經費	全年經費
黑龍江	墨爾根	二百二十元	二千六百四十元
吉林	寧古塔	同上	同上
奉天	瀋陽	同上	同上
福建	延平	一百十元	一千三百二十元
陝西	西安	同上	同上
山西	太原	同上	同上
新疆	迪化	同上	同上
廣東	南雄	同上	同上
甘肅	蘭州	一百十元	二千六百四十元
湖南	辰州	二百二十元	一千三百二十元
雲南	麗江	一百十元	同上
四川	成都	同上	同上
貴州	貴陽	同上	同上
廣西	馬平	同上	同上

太古洋行（六）

上海天津間汽船貨物運賃表

四十五年三月三日招商局太古怡和の三會社は上海天津間の汽船貨物運賃を新たに左の表の如く定めたり。

外國磁器	每件	一、〇〇	支那銅控	每件	〇、八〇
茹粉	每擔	〇、四〇	砂糖	同	〇、七〇
仙米	同	〇、七〇	外國銅控	同	〇、七〇
水仙花	同	〇、六〇	炭焦	每噸	三、五〇
時計	每件	〇、八〇	銅箔	每擔	〇、七〇
闌花子	每擔	〇、七〇	銅元	同	〇、九〇
丁香	同	〇、八〇	銅線	同	〇、七〇
木耳	同	一、〇〇	塘沽粗倫器	同	〇、六八
大參	每具	二〇、〇〇	果物	同	〇、六〇
梧子	每擔	〇、八〇	塘沽細磁器	同	〇、八〇
空材	同	一五、〇〇	火石	同	〇、四〇
瓦	同	〇、五〇	棉花	同	一、〇〇
姜	同	〇、七〇	西洋樟腦	同	〇、八〇
枕	同	〇、六五	棉線	每件	一、五〇
壽干	同	〇、六〇	西洋蠟燭	同	一、五〇
姜片	同	〇、六〇	牛膠	每擔	〇、六〇
棕生	同	〇、六〇	山茶	同	〇、四五
干姜	同	〇、八〇	牛角	同	〇、六〇
干具	同	〇、八〇	砂紅	同	〇、八〇
			尤魚	同	〇、八〇
			豆蔻	同	〇、八〇

支那帽子	同	二、五〇	濟南	二二〇〇	一九四一	一三五〇	三〇〇、〇	四〇、一					
鎗彈	同	〇、七五											
鹿角	每擔	〇、一〇	直隸	二〇、六	一九〇三	一六七〇	一一四三	二六〇、〇	三八、一				
空彈子	每噸	〇、七〇		一八六二	一九九五	一九三九	一三四九	二九九、七	四〇、一				
乾花	每擔	〇、七〇	金華	二一、三	一九〇三	一七七七	一二二九	二七五、五	三八、二				
鍋錢	同	〇、五〇		二一九八									
西洋染料	每件	〇、六〇	鎮江	二〇、六	一九〇五	一三四七	一〇七三	二六七、五	四〇、一				
毛毯	同	〇、二〇		一九八、六									
支那染料	每擔	〇、六〇	佛山	二一、四	一八九八	一八八七	一〇七三	二六七、五	四〇、一				
桂皮	每噸	〇、六〇		二二六〇	—	一四二五	二八〇、〇	五四、〇					
雜貨	每擔	〇、七〇	奉天	一〇、二	一九〇五	一三四七	一〇七三	二六七、五	四〇、一				
				一七六五									
			福州	一七、一	一八八七	一七八三	一二二八	二七五、六	二三、二				
				一九九四									
			杭州	二一、四	一九〇五	一四九一	九九九	二五九、七	三三、一				
				一五七二									
			漢陽	二三、二	一八九五	一七三一	一二〇七	二七五、五	三八、二				
				一九五六									
			海口	二一、五	一九〇一	一二〇七	二七五、五	三八、二					
				一四一一									
			新北京	二三、二	一八八〇	八九六	二四八、九	二一、三					
				二八六六									
			嶽州	二四、八	一九〇六	一七二四	二七八、二	四三、〇					
				一九九三									
			湖南	二一、七	一八九五	一二一七	二六七、〇	四〇、二					
				一八六二									
			湖北	二一、三	一八九五	一一四三	二六〇、〇	三八、一					
				一九九一									
				二一、五	一九〇一	一二〇五	二七五、三	三八、二					
				一九八四									
			宣昌	二一、四	一八九八	一七七七	一二二八	二七五、五	三八、二				

上記の表中長江沿岸の貨物運賃表は四十五年三月一日に發表せられたるものなれども、從來の運賃に比して高率なりしため支那荷主の反對をうけて久しく該表に照して運賃を徵する能はざりして以て、この狀況の繼續することは汽船會社にとりて少なからざる損失を受くるが故に、四社は更に協議して五月一日より上起運賃に照して之れを徵することに決定し以後これに依るべきこととなれり。

第五節　船舶表

船名	總噸數	登簿噸數	純噸數	長	呎	洞	呎	建造年
安徽	二二〇一	一九四一	一三五〇	三〇〇、〇	四〇、一	深		
	二〇、六	一九〇三						
漳州	一九四八	一七二七	一二〇二	二七五、〇	三八、二			
	二三、八	一九〇一						
長沙	二二六九	一九六四	一四六三	三一五、二	三八、二			
	二三、八							

| | | |

太原	二二六九	一九六四	一四五九	三一五、二	三八、二
	二三、八	一八八六			
大明	二二二〇	一九四一	一三九〇	二九九、七	四〇、一
	二〇、六	一九〇三			
淡水	一四二四	一三五二	九一九	二五〇、二	三一、三
	二三、一	一八八〇			
大通	二五四八	一八九七	一八八六	二八六、七	四八、一
	一〇、五	一八九一			
德安	二一九三	一九四一	一三四六	二九九、八	四〇、一
	二〇、六	一八〇四			
天津	一九九二	一七八三	一二二七	二七五、三	三八、二
	二一、四	一八九五			
洞庭	二〇三六	一五七八	一二六八	二七〇、〇	四二、一
	一七、二	一九〇〇			

支那航業會社船舶表

湘州	八九八	八八二	五六〇	二二〇、一	二八、五
	一八、八	一八七八			
蕪湖	一九九二	一七八三	一二二七	二七五、一	三八、二
	二一、四	一八九五			
應州	一九九、二	一七二八	一二一六	二六六、八	四〇、二
	二一、七	一九〇五			
岳州	二一三七	一九〇八	一三〇六	二九〇、〇	四〇、二
	二〇、六	一九〇一			
雲南	六四七四	—	四二一八	四一四、四	五〇、六
	二九、五	一九〇一			

備考

上表の中にて純噸數とは積載噸數の意なり

上表中聯利、聯益は Soiet d' Navigation d' Extreme が其營業を止むるに際し太古及怡利が共同にて購買せるものにして、現今太古は聯益を、怡和は聯利を使用し居れり。白山、長沙、牛莊、北京、大原は何れも老船にして且太古の日報に記載なきが故に底船となすが又は他に賣却したるものゝ如く現今同洋行は之れを使用せず。

尙以上の內スクリューの二個の裝設を有する汽船名を擧ぐれば金陵、鄱陽、大通、南京、聯益、聯和、洞庭、湘潭、江、沙市、安徽、濟南、金華、滬防、瀟南、紹興、鎭江、大明、德安、岳州の二十隻なり。

第六節　棧橋及倉庫

支那航業會社所屬汽船の發着する棧橋は凡て三あり、即ち上海太古棧、華通棧、太古浦東棧之れなり。

一　上海太古棧

上海太古棧ハバッターフイールドエンドスワイヤーコムパニイ、フレニチバンドウオーフと稱し、太古洋行の所有にして佛租界バンド即ち十六鋪にあり、浮棧橋にして其數四、長さ各八百呎、最低潮時水深十七呎、而して太古洋行の建築の兩側に倉庫を置く、倉庫は平屋五棟、二階十棟、三階三棟、五階一棟にして、各棟には第一第等順次に番號を附し、第十四號の倉庫はABの二つに分つ、第三B及第十は輸入倉庫即保稅倉庫の用をなすものなり、又石炭の貯藏場あり、其の容積四千五百平方呎なり。

二　華通棧

華通棧はプートンウオーフと稱し、太古洋行の所有にして浦東に於ける太古東棧と相隣りして設置せらる、浮棧橋にして棧橋の數五長さ各九百呎最低潮時水深十九呎なり。これに附屬して設立せられたる倉庫は平屋六棟二階三棟に

して又別に石炭の貯藏場ありて其容積一萬一千平方呎なり

三　太古浦東棧

太古浦東棧はバッターフイールドエンドスワイヤーコムパニイスブートンウオーフと稱し、同じく太古洋行の有にして浦東にあり、浮棧橋にして其數三個長さ各々四百五十五呎最低潮時水深十呎あり、これに附屬せる倉庫數は平家八棟此の外に石炭の貯藏場ありて其容積一萬五千平方呎也。

以上の石炭貯藏場に貯藏せらるゝ石炭は勿論太古洋行自家船舶等に使用するために輸入せるものあるべしと雖も、同洋行は之れを他に轉賣するの目的にて輸入するものに非ずして多くは三井洋行その他石炭取扱業者の依頼に依れるものとす。

支那航業會社船舶は以上の三個所の棧橋にて發着するものなれども會社の都合によりては必ずしも一定せず。

華通棧及太古浦東棧の上海太古棧との間は同洋行所有の二隻の小蒸汽船常に往來して貨客の運搬に供す。

第七節　太古洋行の發行する船荷證券

貨物船積手續は第三章に於て述べたると略ぼ同一なるを以て爰に述べず只爰には同洋行の發行する船荷證券について少しく述べんとす。

太古輪船公司にては同一の運送貨物に對して三通の船荷證券を發行すること普通にして其一通は船長の扣となるものにしてこれには同公司の代理人の署名なし荷主はこれを以て貨物の扣へとなすに過ぎずして何等轉々流通するの效力を有せざる者なり一は原船荷證券に對して復船荷證券と稱すべきものにしてこは稅關に於て貨物の輸出手續をなす際に稅關に提出すべきものとす尙原船荷證券一通にては之れを荷受人に送附する際に紛失等の恐ありて荷送主にして充分安心する能はずと思惟するときは尙同公司に至りて一通若しくは二通の聯書の發行を請求して之れが交附を受くることを得るものとす。

同公司にて發行する船荷證券を見るに

此提單所裝貨物未經保險倘遇失事本公司不賠若貨主自欲保險於水脚上加收保費即發紅提單連保險在內可保無虞特此聲明。

Shippers may by paying a higher rate of freight, ship their goods or Bill of Lading (known as Red Bill of Lading) under which the company take responsibilities not imposed by this form.

の記載あるは古來支那にては運送中に起れる危險は一切船主之が責に任ずるの慣習あり而して支那商人は保險の觀念に乏しく運送品に對する損害は船主の負擔せる舊習になれて一一保險會社に至りて保險を付することなく船主をして損害を負擔せしめんとす而して斯くの如き誤解を防ぐが爲に特に高率の運賃を拂ふて紅提單即赤船荷證券の發行をうくるに非れば公司は運送品に對する損害を負擔せざるの旨を明かにしたるに過ぎざるなり。

尙該船荷證券に記載せる事項は他の一般の汽船會社の發行する船荷證券に記載せる事項と大差なきを以て爰に之れを略す。

◉武漢地方に於ける工業（一）

一、給水及電燈業

一、漢口商辦既濟水電公司

創立者　宋謂臣
創立年　光緒三十四年
位置　大王廟事務所は太平路、水塔は磧口
組織　株式
資本高　六百萬兩　每股十元（六百萬元）
及其出所　兩湖總督より最初官銀三十萬元を出し、他は華より募集し、一切外資を排斥す、逐年增資し日本興業銀行より百五十萬圓を借入る。
營業目　供水及供電にして水は支那町及英露兩界に供す本夏獨日租界へ供水の設備をなしつゝあり、電燈は重に支那町に限られ、點火十六燭光二萬五千個ありと云ふ。
材料の出所　ハウコッフ、ウレル、コック會社の製造品
原動馬力　七十五馬力
機械數　水管式汽罐二臺、ポンプ二臺、發電機三臺
生產額　汲水力一時間三十六萬瓦一日貯水量五百萬ガロン、用水料一ヶ月一人二十仙
電燈は五百キロワットの發電機三臺を有し、二萬五千を點火し得べし
職工數　米人一名技師とす役員六人職工五十五人
工場敷地　一五五五七方四尺七寸
電線延長は十五萬七千四百〇六碼に及ぶ
主なる役員　總辦宋謂臣、副辦王海帆
外人姓名　水道部　B. St George moore, M. inst C. E,
電氣部技師長　A. G. Fippord,A. M. I. E. E.
此下二名の支那人あり之を助く。
二、Hankao hight and power
國籍英、所在地英租界怡和路七百五十キロワットの發

電力を供す、照電區域は英露佛の三租界に亘る。

三、Melcher(美最時)　の經營になるもの獨逸租界にあり獨日兩租界に點燈し二百キロワットなりと

二、燐寸業

一、燮昌火柴廠

創立者　宋謂臣

創立年月　光緒二十三年八月

位置　日本擴張居留地內洋火昌

組織　合資

資本高　八十萬兩と稱すれども其資及分配及內部の組織知るに由なし

資本出所　上海の豪商業澄惠其大株主なり、全部支那資本

製作物の種類　硫黃燐寸其種類及價格は單獅子印

明双（安全）	六文	
陰双獅（硫黃）	五文	
喜鵲牌（ボス）	四文	
陰軍獅（硫黃）	四文	
雞　牌（ボス）	四文	
月琴牌（ボス）	四文	
三和虎牌（安全）	六文	
琴仙虎牌（ボス）	四文	
双兎兒牌（安全）	六文	
双合牌（安全）	四文	
遊戲牌（ボス）	四文	
魚鰕牌（安全）	六文	

材料と出所

一、軸木は主として日本產又湖南江西等よりも來る、日本軸木の價格は運賃諸掛を併て一擔一兩八夂なり、（輸入軸木は長さ三寸五分にして二本となる）

二、鹽酸加里は主として英國より輸入し、一擔到着價格約二兩二夂

三、燐も英國より輸入し一擔の漢口市價約六十二兩

四、硫黃は日本より輸入するもの多くして一擔三兩八分余

五、箱木及張紙は大阪兵庫等より輸入し、一擔の到着價格十四兩商標用紙も亦日本製を用ふ。

常傭職工は約七百人每人每月四元（食事會社持）

日傭職工は出來高拂にして箱一千を作るものは百五文箱に詰入一千箱に付百文千箱を包裝するものは八十文百箱の貼賃十一文、

製造には人力を用ひ機械を使用せず、先づ軸木を板上に排列し他の板を上より併せ螺旋捻にて締め裝藥室に送り、軸木の兩端に硫黃及燐を附着し、次に軸木を中部より切り之を小箱に詰め之を六十個集めて包子に包み、其二百四十個を木の箱に入れ荷造す、小箱張は工場外貧民の內職にして商標紙印刷は工場內にも、印刷機ある由なれとも崇文閣にて盛んに之を行ふ。

職工及使用人

社員合計四百五十人、工敎人は工頭、一室二人乃至六人

の工頭ありて、工人の執務の巧拙に付き教示の勞をとる、即ち一室の工長にして、各々自己專任の室の仕事のみ專門とす。

手當一ヶ月八元以上二十五元迄

工長

工場の職工長にして全部に亘る仕事の巧拙を取締る手當は月四十元內外

文長

工場の見張番にして職工の勤惰行狀を監督し、全部を通じて三十人あり、給料は月二十元以上六十七元每日各職工の製造高に對し符標の筭を配付し其筭と引換に現金を渡し又製品を倉庫に運搬する監督をなし、其他種々の小なる會計庶務を取扱ふ。

職工●常雇職工は約七百人（每月給料四元食事會社持）なれども、臨時雇を合せて凡そ平均千五百人より二千人の間を往來し、事務の閑散により多少の差あり、男工約四百五六十人其他は女工千七百人に達することあり、

賃銀は業務に依り異り一定し難けれとも、月額約男工四元內外女工は概ね出來高拂なり、即ち箱一千を作る者は百五十文、一千箱に詰入るゝ者は百文、千箱を包裝する者は八十文、執務時間は午前六時より午後九時迄とす、職工保護方法として何等條規の設けあるなく、其天炎凶變病氣等に際しては僅少の支出をなす、又奬勵法も不完全にして文長工頭等の頭役が年季に多少の利益配當を受くるに止り、工人に對して何等の賞與なし。

生產額

相場に依り生產額に差あれども每日五十箱（小盒は百グロス入普通盒は五十グロス入）の割合にして、每年凡四萬箱の硫黃燐寸を製造し、一箱の卸值段平均二十兩と見做して每年六十萬兩の產額ある割合なり、又安全燐寸の輸入約月額三十箱あり、之れは同工場の依賴に依り同會社の商標を附して作るものなり。

需用及荷造法

主として湖南湖北四川等にして、河南陝西山西等は目下日本燐寸と相半して需用を充しつゝあり、漢口に輸入せらるゝ外國燐寸は數量は一九〇九年には四十五萬二千四百六十グロス、一九一〇年には七十一萬八千百九十グロスあり燮昌公司製造品は硫黃燐寸にして一小箱內の軸木約六十本內外にして、北海道產の檜及蝦夷松を用ゐ中軸にして黑味を帶び、一見不体裁なるも濕氣を吸收せず、軸木の先頭には多量の硫黃及赤燐を十分に施しあるを以て、耐力强く燃燒力盛なり、之れ燮昌公司燐寸が各地に評判宜しき所以なり。

漢口附近の送荷には木箱のみを用ひ、陝西及湖南の內地へは箱の內部を鐵葉又は釷丹張として發達す、木箱の價格は一個約三匁乃至三匁五分にして鐵葉は一箱約五匁內外其他鐵帶釘工費合して約二匁五分乃至三匁、總計荷役に一兩乃至一兩一匁を要す。

安全燐寸は漢口市中にて硫黃燐寸は各水路を通する民船

に、ボス燐寸は內地一帶に用ひらる此等各種の燐寸は漢口を中心として、長沙常德沙市宜昌河南、一帶に銷售す。

政府の保護

燮昌廠は宋煒が故張之洞と交涉の結果今より、十三年前二十五年間設立特許を得て設立したるものなり、落地稅は一年の納稅額を定め包納す（一年の產額四千兩と云ふ釐金は各局にて納むと稱するも確ならず）。

工場は約五千坪十二種の工場百八十區に分る即次の如し

一、發貨房1. 各種材料の倉庫にして他の工場に其所藏材料を送付し又は製品を藏す
二、炉子房1. 軸木の乾燥室
三、排板房4 軸木を板上に排列する所裝藥の準備工場
四、押板房1. 排列せる軸木を壓して其の兩端を揃へる所
五、上藥房2. 軸木の端に藥を附着せしむる所
六、脫板房1. 排板より裝藥せる軸木を取り去る所
七、効力房1. 軌力房1. 裝料せる軸木を兩斷する所
八、裝盒房1. 出來上りたる軸木を箱に塡充する所
九、成包房1. 二打を表紙に包む所
十、配藥房1. 藥の配合所
十一、和藥房1. 調合劑を混合する所
十二、押藥房1. 藥を煉る所

以上十二種十六個の工場は百八十區の小房に分れ一室間口十二尺奥行十六尺程なり

支那內地斯業家に望む

當公司の製品は品質比較的佳良且生產費運搬費に於て勝ると雖、元來支那人は會社經營に拙なるを以て、物品金錢授受の際中途消失する額多く實際運賃包裝費其他の費用に於て廉價なるに依りて得らるゝ利益は、物品取扱人販賣人等の私囊に入ること多きにより、差引損得なく其市場價格は本邦輸入品と逕庭なく、況んや清國に於ける凡ての原料品を諸外國に仰ぐに於てをや、支那產の漸次其販路を蠶食せられつゝある故を玆ふるに

1. 本邦產は直輸入の少きこと
2. 內地に於ける同業者の競爭

など重なる原因ならん、從來內地の製造業者は各自の競爭に急にして製品の改良精選を顧るに遑なく、遂に粗製濫賣益々其聲價を失墜し自ら販路を杜絕するの觀あるは遺憾に堪へざることゝす、若し支那製造家又は資本家にして同業相食むの結果眞に戰慄す可きものあるに想到せば、多少の犧牲を供するとも合同又は聯合をなし、再び該品の販路を挽回する必要を痛切に感ずるならん、現に粗製濫造の本邦品に競爭の結果勢ひ價格の下落を來し本公司に於ても少からざる打擊を蒙り發展を許さず、爲に大量生產に依る價格の低廉を實現するを得ざるなり爲に資本主取扱人共に薄利に甘んずるの已むを得ざる有樣なり、然れども此狀況依然として持續せんか、勢ひ粗製濫造を以て外國品に對すべく薄利は益々度を加へ斯業の前途大に憂慮に堪へず、曾願くは內地製造家合同一致して以て生產販賣に一定の規準あらしめ以て支那市場を左右するに力むべし。

大借欵使途明細表（其七）

一月分大借欵項下支出明細表

工商部	十二月份度量衡製造所經費	三、〇〇〇、〇〇元	
同	十二月份商品陳列所經費	一、〇〇〇、〇〇	
同	十一月份工藝傳習所經費	二、〇〇〇、〇〇	
	河南省擬裁軍隊遣費	四一三、六八八、〇〇	
財政部	漢口造紙廠領需機器經費	二二、三二〇、七〇	
同		（洋例銀一萬五千九百四十三兩三錢六分）	一三、七六三、〇五
同		（洋例銀九千八百三十兩七錢五分）	一、五七九、四六
同		（洋例銀一千一百二十八兩一錢九分）	一四、〇〇〇、〇〇
同		（洋例銀一萬兩正）	六五、三八一、三一
同		（洋例銀四萬六千七百六兩九錢四分）	二一、一七四、八〇
同		（洋例銀一萬五千一百二十四兩八錢六分）	二四、五〇六、三七
財政部	一月份本經費	四〇、〇〇〇、〇〇	
同	一月份國務院及秘書廳經費	七、〇〇〇、〇〇	
同	一月份印鑄局經費	一一、〇〇〇、〇〇	
同	一月份法制局及法典編纂會經費	四、五〇〇、〇〇	
同	一月份銓叙局經費	一九、〇〇〇、〇〇	
同	一月份審計處經費	五、三一〇、一五	
陸軍部	一月份軍政執法處經費	七四八、三八七、〇〇	
	浙江省裁軍隊裁遣費	一二、〇〇〇、〇〇	
財政部	一月份蒙藏局經費	六、六七四五、二六九、九六	
	計	四一三、六八八、〇〇	

二月分大借欵項下支出明細表

工商部	十二月分工藝傳習所經費	二、〇〇〇、〇〇元	
農商部	一月分農政學校經費	一、〇〇〇、〇〇	
同	一月分林藝試驗場經費	二、〇〇〇、〇〇	
財政部	一月應付印刷局新旗昌裝配大樓機器價（公砝一八四、七六三、五七）	二六三、七三六、九六	
內務部	一月分警廳經費	三八七、〇〇	
同	一月分步軍統領衙門經費	七〇六、〇〇	
財政部	東陵八旗守衛官兵二年冬季餉	一一、二五一、二二	
	新疆省擬裁軍隊欠餉	一〇〇、〇〇〇、〇〇	
	計	六、七一二六、三五一、一四元	

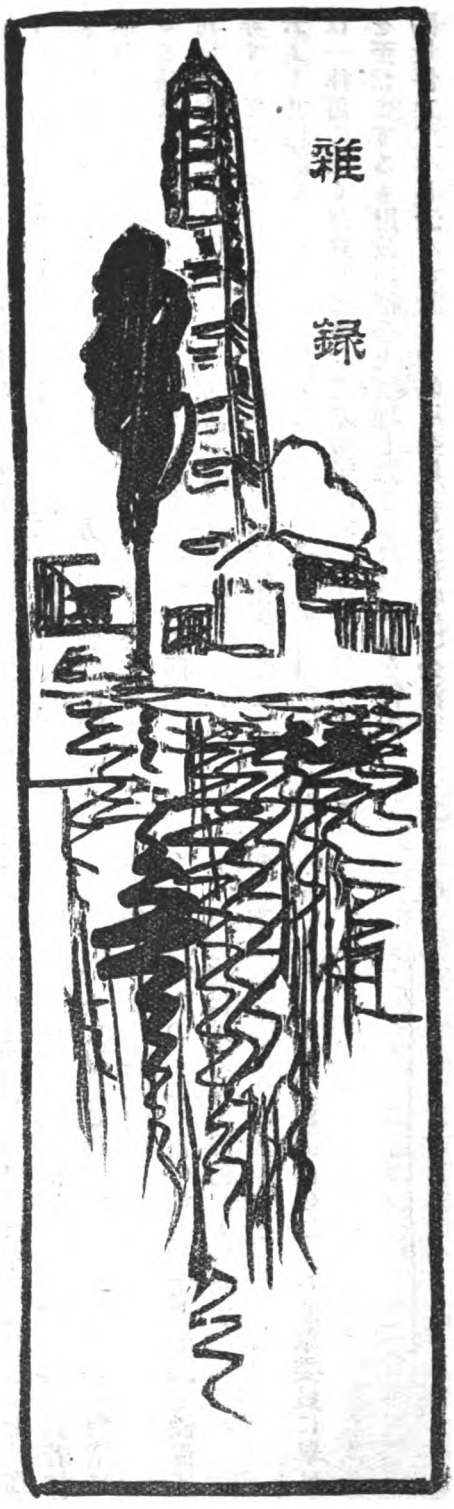

中央政治會議（七）

第十二回本會議

三月二十八日午後二時より開會、孫議長以下六十三人出席約法會議々長、秘書長及議員にして政治會議々員を兼ぬるものも全部出席、新任議員張鳳臺、蔣尊簋二君も出席せり。

●●●●

司法問題

政界近來の一大問題にして、事は司法權獨立に關するものなり。前に熊內閣時代に減政主義實施され、其結果各省司法籌備處を裁撤するに決し、地方審檢廳も一時其職を停辦せんと企て、各省都督も大体に於て梁啓超の此方針に贊成し、問題は遂に政治會議に提出せらるゝに至れり。此問題は中央政府より見れば現行司法制度と政府の政策とが相和せざること及び地方より見れば各省は司法經費なく到底司法制度を維持する能はず、而して司法當局の措置其他司法社會一般に就て謂へば、第一に人才乏しきの嫌あり、而かも司法官は獨立を盾とし、陰然一系統を作り、遂に司法閥なるもの發現せり、其結果は裁判も公平と云ふ能はず、又地方人民は新制度に慣れず、常に新司法制度を誤解するの傾あり、現任司法總長章宗祥氏は此難局に立ちて斷然司法獨立を提唱し、前司法總長梁啓超及各省都督の地方審檢廳停辦を以て司法權の獨立を破壞するものなりとなし、遂

に大總統に向て司法辦法六條を呈し、地方の高等及初級審檢廳を依然舊の如く存立せしむべしと聲明せり。

議長は先づ各省都督は裁撤を主張し、司法部は維持を主張す、維持論者にも確當の辦法なく、撤裁論者亦一定の理由なし。政府は訴訟法及刑事に對しては改定せんと欲するも司法獨立は維持せん方針なりと報告し、劉彭壽は司法部の維持論、各省の裁撤說、二者を合して討論すべしと主張し、陸熊夢は司法の敗壞は云ふ迄もなし、然れども枉を矯めて正に過ぐ可らず、余は高等審檢廳は依然存立し、初級のものは行政官に委托し辦理せしむべしと司法部案に反對し、陳懋鼎及梅光遠は刑法改正其他を根本問題なりとして論ずる處あり、鄧鏞は本日の討論範圍は維持か廢止かにあり、廢止論者（都督等）は經費の缺乏、人才の缺乏を論據とす、現行司法制度は一利一害あり、論者或は裁判官が妄りに違法の判決を下すと云々するものあるも、前淸時代に比すれば贈賄、買罪の如きは遙に少し、故に余は已設の高等審判廳は萬廢止する能はず、又已設の地方初級審判廳は情形を審察して當分の中行政官に委托して辦理せしむべし云々と略ぼ陸と同じく司法部の意見に反對を唱へ、王印川は司法獨立は世界の公例なり、司法の敗壞は司法獨立の弊に非ずして其局に當る人の弊にあり、故に司法制度の改良と云ふも其機關を裁撤するは不可なり、從て各省高等審判廳は一律舊の如く存立せしめ、地方初級は之を存在せしむるを至當とするも財政の都合上辦理し難きなれば止むを得ず酌量停止すべし云々と論じ、政府委員（司法部特派）余治宋は經費問題に關して各省都督は經費缺乏云々と云ふも初級審判廳を廢止して果して幾何の經費負擔を免るゝか、此種の意見は討論の價値なしと辦じ、之に對して許鼎霖其他の駁論あり、吳乃琛は財政上に重きを措き折中主義を取り、上級司法は獨立主義を取り、下級司法は委托主義を取る可しと論じ議長は討論を終結し、左の十五人を審查委員に指名し、午後四時散會せり。

許鼎霖　沈銘昌　夏壽康
朱文劭　夏孫桐　王丕煦
劉若曾　王學曾　陳懋鼎
江紹杰　龍建章　饒漢祥
方　樞　林萬里　劉邦驥

司法問題審查會

四月一日及六日に開會、一日には午後二時より七時迄討論せるも議論紛らず、舊派と稱せらるゝ劉邦驥、劉若曾等と新派の方樞、朱文劭等と議論相下らず、六日の會議には

一、初級廳は一律裁撤すること
二、交通便利の處には舊の如く地方審判廳を設置す
三、檢察廳は地方及高等何れも廢止す
四、高等審判廳は舊の如きこと

等大体を決定し、方樞及沈銘昌の二人を起草委員に擧げたり。

約法會議（三）

十二、第四回本會議

三月三十一日午後一時開會
約法增修審查案の報告
審查員鄧鏞氏登壇、其報告の大略に曰く、臨時約法は施行已に二年の久しきに及び、其最も不備なる點は立法と行政と兩機關の勢力不平均なるにあり、換言すれば國會の權限過重にして政府の被る束縛甚しきにあり。此不平均よりして遂に弊害百出し、一切の政務は進行する能はず、昨年參議院は國務員を通過せず、爲に國家をして無政府の狀態に陷れたるが如き其一證なり。夫れ一國の强を計らんとせば必ずや强有力の政府を建設せざる可らず、而して政府が自由に活動せざる以上能く强國たり得べきに非ず。政府自由を得ず、從て人民は水火に陷るも咎の歸すべきなし。臨時約法第五十五條には約法增修に關する規定あり、政府より見て約法は之を改修するの必要あるのみならず、國家の前途、人民の幸福上より見るも亦約法の增修は目下の急務たるは識者の共に知悉する處なり、原案七項は悉く改修を要する點あり、本審查會は一致贊成せり云々。

重大なる憲法の改正は此の如くにして一日にして決せられんとし、朱文劭、顧鼇、黎淵等者二三の者は大に討論せんと意氣捲きたるも曾彝進、梁士詒等の頻りに決議を急げる爲め議長は之を表決に付したるに大多數を以て審查案を通過し、次で施愚、顧鼇、黎淵等袁世凱一味のもの七人を起草委員に指定して午後四時散會せり。

十三、懷仁堂の宴

四月二日午前十一時三十分袁總統は約法會議々長副議長、議員、國務總理、國務員、約法會議秘書長を懷仁堂に招宴す、やがて袁總統臨場するや國務總理は奏樂裡に議長以下各員を導いて堂に入り、諸員一同大總統に向て三鞠躬禮を行ひ、大總統慰詞を致し、議長は議員を代表して答詞を致し、次で大總統は休息室に入り、國務總理は諸員を引率して別室に入り、大總統の着席を俟て諸員一同着席、美酒佳肴の饗應あり、午後二時引き下れり。當日大總統の慰詞は大要左の如くなりしと。

世界には國度林立し、政は互惡の別あり國に强弱の別あり、其强者は英佛獨露日の如き國にして、其國民は本國に住して法律の保障を受け、平和の幸福を受くるのみならず、異國に旅行するも亦他國より優遇せらる。之に反して弱國たる波斯、埃及の如きは子遺殘喘、慘として言ふに忍びず、本大總統國民付託の重きを受け、夙夜兢々として政治の進行を計り尙ほ望得多きを恐るゝ所以のものは則ち臨時約法の束縛甚だしきが爲めなることは朝野同聲、增修の必要を認むる所なり。今諸君學術經驗に富むは本大總統之を曉知す、望むらくは集思廣益、臨時約法の改正すべき點を公議せられ速かに議決して本大總統の希望及國民の輿望に背かざらんことを云々

右に對して議長孫毓筠は「學術に乏しく、又經驗無きに今鈞命を承け慚悚に堪えず、然れども亦敢て盡心力勉し、議員諸氏の後に從て一日も早く臨時約法を增修せん」云々と答へたりと。

十四、第五回本會議

四月三日午後一時三十分開會、出席者四十八人。

清皇室優待條件案

之を永久確定的のものとして約法中に規定すべきか否かの問題にして大總統の提出せるものなり。黎淵は獨逸憲法第三條を引きて法理上より之を憲法に規定するも差支なしと述べ且つ前清皇室優待は已に各國にも照會したるものにして之を約法中に規定するは信を世界に保つ所以なりと論じ、陳瀛州は革命當時北方には勁旅二十萬を有し、若し隆裕皇太后にして堅持せんか南方革命軍は必ずしも勝利を得たりと云ふ能はず、然るに皇太后は一家の富を以て國民を害するに忍びずとなし、二百年の統治權を捨てゝ南軍と條約を訂結せり、此條約こそ民國の基なれば永く約法中に加入して可なりと論じ、曾彝進亦加入贊成を唱へ、議長は全案を表決に付し、贊成者大多數にて、寶熙、那彥圖、夏壽田等十五人を審査員に指名して散會す、會議の時間僅に二十分を出でず。

十五、第六回本會議

四月八日審査會を開く。

四月九日午後一時より前清皇室優待條件案に關して本會議を開く。審査員邵章登壇其報告に曰く、本案は四月三日の會議に於て大体諸君の贊成せられし處なるも、尚ほ前回には兩種の主張あり、一派のものは之を約法内に列擧的に規定すべしと主張し、一派のものは概括的規定一條を擧ぐれば可なりとし、審査會に於ては後者を選べり云々と。寶熙、曾彝進、王印川、施愚等贊成演説を行ひ、議長は贊成者多數なるを以て別に表決に附せずして起草委員會に交付し、二時三十分散會せり。

十六、第七回本會議

四月十二日約法增條案起草委員會は其討議起草を終り十三日之を大會に交付す出席者五十五人、約二時間の長きに亘りて討議す。

先づ起草委員程樹德起て起草の大旨理由を説明す、其大要を記述すれば、約法の增修は分て三となす、一は約法の修正、二は約法中刪除するもの、三は約法の外に增訂すべきもの之なり。第一の修正に於ては參議院を立法院となし、國務員の章を政府となし、特に國務卿の一條を設け、約法中刪除すべきは第三十四條に規定せる國務員及外交官の任命に同意を要する件及第三十五條の條約締結に關る制限等なり、增加するは特別顧問院、審計院、參政院等の職權に關する規定及び前清皇室の優待各項なり、而して新約法は全文六十四條にして舊約法より八條增加せり又憲法は先づ參政院に於て審定して大總統に提交し、大總統より國民會議即ち立法院に提交す云々と。

右の報告に對して施愚、邵章、寶熙等は大体に於て贊成し、陳瀛州は第四章の總目に單に大總統と記すのみにて舊約法の副總統を刪除し、第三十五條に於て忽然副總統の文字あ

るは少しく不穏當なれば總目の大總統の次に副總統の數字を附記すべしと主張し、顧鼇、陳灝州等は右は全く誤解なり、副總統は大總統を代理する以外には一定の職權なし、故に總目に附記するの要なしと反對す、此時議長は本案は先づ審査に附し、然る後二讀三讀の際に詳細討論すべしとて嚴復、曾彝進、王學曾、舒禮鑑、王邵廉等十五人の審査委員を選びて散會せり。

支那全國商會聯合會（二）

三、正副會長及幹事員

三月十五日總事務所總幹事中より左の通り會場幹事を互選す。

會場幹事主任　沈聯芳　　印錫璋

坐辦　嚴漁三

編輯、向鳳樓、孫警庸、書記、江覺齋、其他繕校、三人、庶務、十人、會計、二人を選任せり。

十六日午前十時三十分開會、總幹事周金箴氏臨時座長席に就き、正副會長選舉を行ひ、各省より推舉したる檢票人立合の上開票し左の通り當選

正會長　周●金●箴●　一五四票
副會長　向●瑞●琨●　一二四票
同　上　貝●仁●元●　八四票

次點者は虞洽卿（五五）沈敦和（五〇）鄭官廣（三五）等なりき。

午後三時再會、周會長は老年の身を以て會長に推さる恐くは任に耐え難からんも力勉せんと挨拶し、副會長向瑞琨及貝仁元も續いて謙遜の辭句を聯ねて挨拶する處あり、次で會長は嚴漁三を書記長に推薦せり。

四、商會聯合會章程案

右諸準備終るや會長は左の議案を提出せり。

一、經費籌劃に關する件（總事務所提出）
二、中華民國商會聯合會章程草案修正に關する件（江西事務所提出）
三、同上第三條の名稱改正理由書（同上）
四、全國商會聯合會議員選舉法（同上）
五、全國商會聯合會章程及各事務所職權に關する件（四川事務所提出）

茲に於て衆議の結果一方審査員を推舉すると共に各議員は各々之を研究することゝし、議場の樓上に審査室を設け、會長より左の審査員を指名す。

劉一山　王湘泉　鄭陶齋　白少玉　陸慎齋　夏玉峯
丁敬臣　杭穉軒　徐繡堂　聶緝璋　王亦樵

審査長には會長之に當り、審査會は第一に議事細則を起草することゝし、午後六時散會せり。

五、議事細則案

三月十七日午前十時開會、出席者四十五人、中華全國商會聯合會第一次大會議事細則三十三條を逐條討議して之を通過す（細則は之を省く）

六、商會法案

次で向副議長は議事細則通過したれば直ちに昨日の議案を討議す可き筈なれども、審査未了の故を以て次回に廻すことゝし、商會法案其他に關する各商會の提案八件を提出せり。

一、商會法改正案（江西省事務所提出）
二、商會法速定案（陝西省事務所提出）
三、同上（江蘇常州商會提出）
四、同上（湖北省事務所提出）
五、商會法意見書（江蘇海門商會提出）
六、商會總理各員任期改正案（吉林省事務所提出）
七、實業司委任狀に關する件（吉林省事務所提出）
八、商會登記整頓案（江蘇無錫商會提出）

右終りて正午休憩す。

午後二時十五分開會、向副議長主席となり、更に左の議案を提出せり。

九、條約改正案（江西義寧商會提出）
十、同上（四川省事務所）
十一、鹽政復舊案（吉林五常商會）

之より商會法及商約案を合併討論することゝなり先づ、左の七人を審査員に推擧す。

沈聯芳　劉一山　丁敬臣　盧國華　林敬臣　蔡文惠　陳家賦

それより稅權回收に關して二三の討論あり、遂に目下進行中の關稅改正案は中央政府は一應商會聯合會に提出して其議決を經べしと云へるが如き過激なる議決をなし、議長は更に商會行文程式を提出せり。

七、商會と地方官憲との往復文書式に關する件

本案は吉林、湖北、浙江、江蘇、廣東、四川、上海總事務所等凡そ十五ヶ所より提出し、湖北省事務所よりは從來官廳の告示通達等に用ゐられたる「奸商市儈」等の文字は今後一切用ゐざることを提案し、農商部よりは之に對して長文の說明を寄せたるが、三月十八日左の決議文を出すことに決定せり。

大總統國務院農商部鈞鑒、農商部令行文程式に於て商會は各級官廳に對して「呈」を用ゐ各級官廳は商會に對して「令」又は「批」を用ゆるは階級餘りに嚴に過ぐるものなり、且つ商會は如何なる行政官廳とも隸屬關係なく、商會は一ケの義務團體なり、故に當然普通の公文を以てするを得べきものなり、故に大總統、各部長、各省長に對しては舊の如く「呈」の形式を用ゐるも其他の各級官廳に對しては對當に公文を以て往復するを得ることゝ取計はれたし云々。

右商會側の決議に對して農商部よりは國務院及法制局と商議の上民意に副ふ樣修正すべき旨を聲明し來れり。

八、米支銀行案

次で議長は銀行に關する議案を提出せしむ。

一、米支合同勸業銀行案（江蘇省事務所）
二、全國商業銀行設立案（吉林、江西等より提出）
三、鑛業銀行設立案（山西代表梁本澄提出）
四、銀行制度調查及金融維持案（江西義寧商會）

沈仲禮は米支銀行に關して說明して曰く、米支銀行設立

の議宣統二年上海商務總會と米國觀光團との間に交渉せられ、資本金一千萬兩一株百兩の十萬株とし、米支兩國にて折半して分擔することゝし、定款を作成して宣統二年五月上海、漢口、天津、北京等の各地商務總會及代表者上京して登記せんとしたるに、清政府は定款第五條に紙幣發行權に關する規定あるを見て之を許さず、次で革命起り、米支銀行設立は其儘となり居りしが、近來南洋其他海外の支那人間に米支銀行設立の運動起り、海外の支那人のみにて二百五十萬元位の資金を募り得べく、之に支那內地の募集額を二百五十萬元とし、合計五百萬元を支那の出資とし米國よりも同額を出資し、本店を上海に置き、桑港其他に支店を設け（米人重役會も上海に置く）執務者も米支各半數宛とし、兩者は徹頭徹尾權利を平等となすべし、現今米國在留の支那人より支那に送る金額は每年七千四百餘萬兩に上れり、之等を米支銀行にて取扱はんか、從來正金、滙豐等の銀行にて獨占せる數百萬の爲替料は座らにして新行の手に歸すべく、更に世界の重要都市に支店を設置せば一大國際銀行となすを得べし云々と。

之に對して某議員は沈仲禮を米國に派遣し之が設立に盡力せしむべしと云へば、沈は余一人にては不可なり宜しく各省商會聯合して實業團を組織して全力進行を計る可しと主張し、尙ほ株式募集方法に關して種々論議する處あり、向副會長は全體に向て米支銀行の組織に付て異議あるや否やを問ひ多數にて組織することゝ決定し、左の審査員を撰定せり。

沈仲禮　劉一山　沈聯芳　馬眞琛　傅少庵

次に山西渠代表の提出せる鑛業銀行及陝西省事務所より提出せる延長石油會社組織案は不成立となり、貝副會長は向副會長が約法會議出席の爲め明日北上せらるゝことゝなりしも本會開會したる計りなれは十日間の出發期を請へりと報告す。

九、各種會社設立案

米支銀行案決定したるを以て貝副會長は左の如き會社設立に關する案を提出す。

一、商品貿遷公司組織案（江蘇通崇海泰商會）
二、商品公司組織案（山西）
三、全國商會聯合して資本を集め歐米繁華の地に華貨拍賣所（支那物產競賣所）を設立すべしとの案（江蘇）
四、公司保息條例增修案（湖北）

右は次回に討論することゝし午後五時散會す。

此日在上海有吉日本總領事より大正博覽會勸光團組織を勸誘し來れり。之に對して三月十九日附を以て一、湖北、浙江、江蘇等にて既に觀光團を組織せること二、目下商業繁忙なること等を理由として謝絕せり。（未完）

露支商業關係（下）

露國カー、アー、リンスキー

西伯利と支那との關係に於て蒙古を經由する茶貿易の大

要は前記の如し、次には西伯利と蒙古との商關係を說かん、但「トムスク」及「エニセイスク」兩縣の南方に於ける蒙古に關したる部分のみを記すべし、後貝加爾州及「イルクツク」縣境界に於ける西伯利及蒙古の商業は、瑣細なるを以て特に記載するの要なからん、（「イルクツク」縣と蒙古との商關係中主要なるは畜產にして、「イルクツク」縣が蒙古より買入るゝ家畜數は、年々牛二萬頭、羊一萬二千頭餘、馬千頭にして取引價格は總計百萬留なり、餘は推して知るべし。）

蒙古の西北部は西伯利と接壤し、蒙古人は古來露國の國境住民たる半農半商人、及純商人と經濟上の關係を有したり、當時蒙古には固より工業なきのみならず、卑近なる手工すらもなかりしにより、蒙古人は日用品及作業用品を露國人に仰ざたる也、而して露國人は是等諸品を蒙古人に供給し、蒙古より原料品たる家畜、獸毛、土撥鼠皮等を輸入し、露國商人及一部分の農民は最近に至り蒙古に於ける阿爾泰山及薩彥山の傾斜部に移住し、洗毛所、倉庫、牛羊馬の收容所、及穀類耕作地を設備し、蒙古に於ける西伯利人の經濟的勢力は年々發展して複雜を加へ、支那の邊疆なる亞爾泰山及薩彥山の南側は、西伯利商人の事業益根據を固めつゝあり。

此の如き西伯利の蒙古に對する經濟的關係、即平和戰爭の狀況は既に久しく研究者の注意を喚起したる所にして既に之を研究し其結果を記したる記錄も少からず、特に昨年蒙古研究の爲同地に出發したる「トムスク」大學敎授諸氏、及莫斯科商業家は彼此商關係の確然として結ばれつゝあることを證言し、同時に交通の便を計るの甚急務なることを告白せり、今日の蒙古は昔日の蒙古にあらず、居所不定にして不定の處に瑣細の賣買を爲すが如き、以前の狀況は一變し、土人は漸次土着して半農半牧の民と化し、從て一定の市場を要するに至れり、露國人の蒙古に移住者其數未だ詳ならずと雖、年々增加の傾向あるは事實なり、露國政府にして國境に至る道路及蒙古內部に於ける道路を整理し、且蒙古よりの輸入稅を輕減せば西伯利の蒙古に對する商關係は甚堅牢なるに至るべし」、

然れども是れ單に大勢を示したるに過ぎずして、若し詳細に亘るときは種々なる障碍亦少からず、今や露國商人の蒙古に入るもの漸く多く、其地に於て大商工業家となれる者亦之なきにあらず、而して蒙古物產の輸入は西伯利に供給する爲、又は歐露及其他の歐洲諸國に輸送するもの增加し、羊毛の如きは西伯利を經て遠く北米合衆國に向ふものすら之れ有るに至りたるも、尙大に改善と發展の途を計るにあらざれば。到底盛大を期すべからざる事情あり。

今日まで蒙古人が購買物品は磚茶及打連布竝大布を主とせり、茶は彼等の爲には主要の榮養品にして、打連布及大布は尤も多く被服地として用ひらる、又蒙古人は製革法を知らざるが故に革製品も相當の需要あり、鐵製品も需要少しとせず、然れども彼等の尤も歡迎嗜好するものは茶と打連布なり、其內茶は支那商人に於て駱駝輸送に依り歸化城より、戈壁を經て輸入するも其輸送には多大の日子と費用

を要するにより蒙古に於ける市價は非常に不廉なるものとなり、一例を擧ぐれば烏里雅斯臺に於て磚茶二十七個入りの一包十九留を値す、然れども支那人は競爭者なきにより市場の主要品たる本品の取引を一手に掌握して巨利を得つゝあり、故に露國にして西伯利より蒙古に輸出する茶に戻稅の方法を設け、且西伯利鐵道各驛より蒙古の主要市場に至る道路を整理せば蒙古に於ける之等の供給は露國人の手に歸すべきこと勿論なり、尤も支那には支那蒙古間鐵道の敷設計畫ありと雖、其實現は恐らく近き將來にあらざるべく、露國は猶安心して茶の市場を獲得すべき手段を行ふの餘地あるべし。

打連布は以前露國品のみ蒙古に行はれたりしが、現今は英國のランカシール產及英領印度產出現し、英品は莫斯科產よりも品質良好にして價低廉なり、而して烏里雅斯臺に於ける打連布一反の價は英品一品二十哥なるに、西伯利商人は英國よりも劣れる露品を二留以下にて販賣すると能はずと云ふ故に蒙古人は英品を採りて露品を用ひず、尙露國品としては羅紗革製及鐵製品の需要あり、蒙古人は其必要を感すること多大なりと雖、西伯利より烏里雅斯臺及科布多に至る道路は甚險惡なるにより、運送に勞費多くして蒙古人の買得る程度の廉價にて供給すること能はざるを奈何せん、而して蒙古に於ては遊牧民が半農半牧民に化すること愈多きに從ひ、是等需要は愈增加すること當然なるも、現今の狀態を以てしては露品は到底其需要に應ずること困難なれば、近き將來に於て英獨の革製品、鐵製品及羅紗が蒙古市場を壓するに至らんこと亦固より豫言するに難からず、故に露國は蒙古に對する運賃と稅とを低減し、以て支那の豐富なる邊境地に於ける西伯利商業の發展を計らざるべからず。

又蒙古は今や現金取引制に移りつゝあるも、尙ほ物々交換の舊慣に係るもの多し、然るに露國商人は前記諸般の障碍に支へられて多く商品を送ること能はず、故に蒙古人の原料と交易すべき物品は之を支那人に求む、而して支那人は銀塊を使用するにより露商は露國貨幣を持參して支那專業者に兩換を求む、而して英國打連布及磚茶を支那人より買ひ取る此の如くにして利を得るところ豈無理ならずや。加ふるに露國に蒙古物產を輸入する組織の上にも大なる不便あり、露國商人は支那商品、支那銀塊、及少量の露國鐵製品竝羅紗又は露國貨幣を以て、蒙古人より羊毛駱駝毛及獸皮を買ひ取る、然るに烏里雅斯臺に於ては羊毛の洗はざるもの一布度の價は二留五十哥に相當す、然れども蒙古人は羊の飼養法拙劣にして、其毛は一布度に付平均十三封の廢物を含むを以て、之を洗ひ之を乾燥するときは三布度のものは減じて二布度と爲る、故に一布度の價は結局二留五十哥にあらずして、三留七十五哥と爲り之に洗滌費を加ふれば四留を下ることなし、

此の如くにして洗淨し乾燥し以て西伯利に送る、仕向先きは凡て「ピースク」にして「チュヤ」街道を經由す此街道は「コシュアガチ」まで辛うじて車を行るべきも、前途烏里雅斯臺まで七百露里間の蒙古內地は車行すべからず、此區域

は眞に重要なる部分なるも、露國農民を移植せざる以上は近く交通路の改善を行ふことなかるべし、尤も蒙古遊牧民の此地に土着するものなきにあらずと雖、其數甚僅少にして、且彼等は多く車を使用することを知らず、駄獸を用ゐて其運賃甚不廉なり。

今「チユヤ」街道に由る一布度の運賃を算するに、烏里雅斯臺「オングダイ」間（千七百露里）一留五十哥「オングダイ」「ピースク」間三十哥乃至五十哥、「ピースク」「ノウォニコラエフスク」間（四百露里）即西伯利鐵道まで二十哥乃至四十哥にして、西伯利鐵道より烏里雅斯臺市場に至る運賃は一布度に付實に二留五十哥を要す、尚烏里雅斯臺は中央市場にして、購買地より同地までの運賃も亦一布度に付二十哥乃至四十哥に及ぶ、（「オングダイ」は元と稅關の在りし所にて此稅關今は「コシュ、アガチ」に移されたり）此如くにして「ピースク」に於ける羊毛一布度の定價は七留に相當す而して販賣價格は七留二十哥なれば、利益は僅々二十哥に過ぎず、而かも蒙古より同地に至る運送に時日を費すこと多きため、資金の回收に十八箇月（一箇ヶ年）を費すことを考ふれば、此業の極て薄利なるは言ふまでもなし、故に「ピースク」より蒙古物產を莫斯科に送る大商人又は尚一步を進めて「ニューヨルク」と取引する大商人は利益多大なりと雖も、「ピースク」と烏里雅斯臺との中間の業務に當る中商人は到底有利なる狀況に足らざるを以て、能ふべくんば蒙古に土着し、商業よりも農業を經營し地主たらんと欲する者多し。

仍て「ピースク」烏里雅斯臺間に良好なる道路を設け、能ふべくんば鐵道を敷設するの要あり、然るときは現今の如く蒙古貿易獨占の姿を脫し、中小商人製造者等も之に關係して蒙古市場を占領することを得べし、尚「コシュアガチ」に於ける關稅は全然撤廢すべきものにして、蒙古原料は殆んど悉く露國の製造者に使用せらるゝが故に、露國工業を害するものにあらず。

又西伯利蒙古間の交通線としては現今用ひられざれども、極めて便利なる者二條あり、一は「コソゴル」湖及烏里雅斯臺より、貝加爾湖畔に於ける有名なる「トウンキンスカヤ」谷地を經由するものにして、烏里雅斯臺貝加爾間の距離は八百露里なれば、烏里斯臺「ピースク」間の二分の一に過ぎず、烏里雅斯臺貝加爾間の車道は斷續すと雖、之を接續して築造し得ることは信ずべき根據あり、勿論距離を要するも一旦開通せば之を償ひて餘りあらん、然るときは現今農業の恐慌を見つゝある「イルクック」縣をして蒙古曠原と物產交換を爲すが爲に苦しむることなかるべし。

第二の道路は「エニセイスク」縣の境界なる「ウシンスコエ」村より南へ「ウエルフネエ、エニセイ」に至り「タンヌオロ」山脈に向ひ、然る後烏里雅斯臺に至るものにして、烏里雅斯臺より「ウシンスコ」村までは現今に於ても良好なる道路ありて車馬を通し「ウシンスク」地方農民の輸送多く、沿道は烏梁海地方と稱し、農牧に從事する住民多し、然れども「ウシンスク」地方は最近き「エニセイスク」縣の市なる「ミヌシンスク」と薩彥山の高嶺を以て隔て其險路の踰え得べき

は一年に二、三ケ月のみ、尙「ウシンスコエ」村は冬季は「ミヌシンスク」との間に「エニセイ」河の水道を以て交通し得るも此交通路は不確實にして且運賃不廉なり、但目下「ウシンスコエ」村より薩彦山嶺を踰え「ミヌシンスク」に至る道路は築造中なり、然れども此道路は工費百萬留餘を要するに拘らず、其價値甚疑はれ、而して烏里雅斯臺より「ウシンスコエ」村及「ミヌシンスク」を經由し西伯利鐵道に至る距離は八百露里に過ぎず、

烏梁海地方は現今に於ても既に露國民の居住するもの廣く散在す「ウシンスコエ」道路完成せば此地方の住民は更に大に增加すべし、此地方に於ける住民は夥多にして舊西伯利住民と新農住民とに區別せらる、新住民は種々の原因ありて西伯利に永住する能はざりしものとす、其內舊住民は若干の財產を携へて移住したる者とし概して、生活狀況良好にして其村落は既に二十年以上を經過したるものあり、西伯利人中蒙古に於て商業を營むものは甚少く多くは牧畜及耕作に從事す此地方に於ける支那官憲は少數にして、且勢力大ならず、舊住民たる西伯利人は能く蒙古人及び是等支那官憲と融和して、双方の關係甚だ圓滿なり、但此外露國浮浪漢の入込むもの亦多く、此輩は蒙古の地味と氣候を知らずして妄りに西伯利穀類を耕作し、又は歐露の「トウラ」及「リャザン」地方の種子を取寄して播種するが故に破產する者多く、一箇所不可なれば他處に適き、住所不定にして蒙古人及支那官憲の信用なく動もすれば支那官憲より退去を命せられんとを恐れて、不安の中に消光するもの多し、是等人物は到底蒙古に於て成功の望なきに似たり。

「エニセイ」河沿岸の蒙古即烏梁海に於ける土人は、近來支那官憲の誅求奪取頻繁にして、賣品の價低廉に購買品の價不廉なるため、多くは貧困に陷れり、是等土人は以前の如く露國人か「エニセイスク」縣及「イルクック」縣の爲に購買せし家畜を提供すること能はず故に商人も現今に於ては自農牧の業を營むの外なきに至り之が爲舊住民中には大地主と爲りたるもの多し。

又蒙古に於ては耕牧の外採金業も露國人の注目する所なるも交通不良なるにより「ウシンスク」道路及其他道路を築造するにあらざれば發展難しかるべし、「ミヌシンスク」と烏梁海地方との取引は、西伯利の郡役所所在地の如き市街よりも振はす、「ミヌシンスク」は蒙古に織物茶鐵製品、裝飾品、革製品、雜穀及粉を輸出し、生畜毛、皮、鹿角（蒙古人及支那人の藥用品）少量の獸皮及魚類を輸出す、道路と關稅制度を改良せば烏梁海に於ける露國人の移住は發展すべし。（完）

長江流域に於ける列強の對峙（一）

序言

吾人は曩に「列強の鐵道戰」と題して露國が其銀行團中の白耳義分子を巧みに利用して支那に於ける鐵道利權の獲

得に如何に辛辣なる外交的手腕を揮ひたるかを素破抜きて遺憾なかりしと信ず。然れども露國が支那の北部より南下して佛領印度支那に達する縱貫鐵道幹線を完成せんとする一大野心を實現せんとするには未だ之を以て滿足せざるなり。蓋し印度支那に於ける一要港海防（ハイフォン）を基點とする佛國鐵道は無限の寶庫と稱せらるゝ雲南省の省城に於て終るを以て、露國の巨大なる計畫を完成せんとせば、殘る所は唯雲南省城と重慶若くは四川省の首都たる成都との間數百哩の山岐に鐵道を敷設するの權を獲得するにあるのみ。然るにスコット、ムラヴィエフ條約により、英國との間に默契あるを以て、露國は公然此利權獲得に就き競爭場裡に馳驅する能はざる事情あれども、白耳義は既に何等の疑惑を惹起することなく自己の爲さんと欲する所を悉く遂行し得たるを以て今や露佛兩同盟國の計畫を完成するの事業は一に係つて佛國の責任にあり、而して佛國は其富裕なる財力と政治上の特權とを以てして容易に此事業に成功すべきを自認せるもの〻如し。

若し夫れ現下の形勢を一層明確に洞察せんと欲せば、須らく一八九八年の昔に溯りて當時鐵道政策による支那縱縱の爲に挑まれたる猛烈なる「利權爭奪戰」の當時を追想せざるべからず。

此鐵道戰の時に方り、英國の公然たる作戰計畫は揚子江流域及び廣東を經て香港に輻合する商業上の道路を其掌裡に收むるにあり、而して此利權を獲得せんが爲に、英國は先づ上海及び廣東を基點とする短距離の諸鐵道の敷設權を支那より獲得し以て其沿線に於ける地盤を固めたり。滬寧、津浦及び九廣三鐵道は斯くして英國の獲る所となりしなり。然れども英國は之を以て滿足せず、尙一步進んで上海よりの諸鐵道を益西方に延長し南北の限界に沿ひ揚子江沿岸の主要なる都市を包容するに至らしめ、以て同江流域一帶を其勢力圈內に入れんとを企圖し、此目的を以て滬寧鐵道を南京—否寧ろ揚子江對岸にある浦口より西方に延長して、當時設計中なりし京漢鐵道沿線の一地點たる信陽附近の一點と連結せしめて揚子江流域の地部一半を包容するに至らしむる一方、南部一帶を包圍する爲には上海より杭州を經て西方南昌及び長沙に突入するの計畫を樹つるに至れり、而して此計畫は追て北部線即ち浦信鐵道を尙西方に延長し、以て富源充實し人口稠密なる四川省の首都成都に連絡せしむる下準備と見るを得べきなり。

然るに幸にも偶然の機會は英國をして浦信鐵道及び滬杭甬鐵道の敷設權を容易に獲得せしめたり。前にも述べたる如く、英國は自己の利害關係上到底露國をして揚子江流域を顧顧せしむべからざるが故に、如何なる事情の下にも北方に於て露國をして北京を發する一線を南方に延長して茲に其同盟國たる佛國の鐵道と連結せしむる希望を實現すべき如何なる計畫に對しても極力之を妨害せざるべからざるなり。

斯る矢先一方露國は如何と云ふに、英國政府が全力を竭して之が妨害手段を講じつゝあるにも關らず、白耳義を利用して此種の南下鐵道幹線を獲得せむものと百方奔走に努

めたるが、英國の苦心も遂に其効なく白耳義（實は露國）の勝利に歸したるぞ是非もなき。即ち支那は巧みに白耳義の爲に瞞着せられて、京漢鐵道の敷設權を白耳義の手に讓渡したれば、之より先き支那政府が時の駐清英國公使に向つて爲したる露國の加入する利權要求には一切許可を與へざるべしてふ誓約も一片の反古紙と化し去るに至りたり。英國政府たるもの如何でか此屈辱に對し默止すべき、直ちに其權威を凌辱されたる損害賠償を支那に要求したれば、支那も之に應せざるべからざる羽目に陷れり。浦信鐵道及び滬杭甬鐵道の敷設權は斯くして英國の獲得する所となりき。

（二）、英獨提携の斷絶

歐洲列強が支那に於て其政治上の勢力を伸張せんが爲め一八九八年鐵道敷設の獲得上互ひに惡戰苦鬪を試みたる結果、先づ第一に極東の形勢に及ぼしたる變化は、英國が支那より讓與されたる鐵道其他の利權の實果を收めんが爲には純然たる英國會社を組織し以て之を政府の機關たらしむるの急務なるを覺りたること之れなりとす。一八九八年以前までは、歐洲列強の支那に於ける鐵道其他の利權獲得運動は相當に激烈なりしには相違なきも、各自國政策の遂行上の純然たる國際的企畫とは見るを得べからざりしが、一度李鴻章が歸面も無く一國の權利を露國に賣却して毫も怪まざりし事實を見るや、他の列國は各其利益を擁護する必要上表面の舞臺に現はるゝの已むを得ざるを感ずるに至れり。

支那に於ける主要なる英國金融機關たる滙豐銀行は其重役中に大なる獨逸貿易會社の代表社員を有するの故を以て今までは支那に對する行政上又は鐵道上の借款に關しては常に獨逸と協同して之に當り、獨逸の銀行シンヂケートとの協約の下に行動したりき。然るに露國の南進が原因となりて生じたる形勢の急激なる變化と、所謂列強間の「勢力範圍」劃定は之に伴ふに列強各自の勢力圈内の特殊の利益を伸張する爲、激烈なる鐵道敷設權獲得競爭を以てするに至りしかば、茲に列強は純然たる國家的機關を組織して利權の實行及び各勢力圈内に於ける商業上の優越權を維持するの喫緊的急務なるを感ずるに至れり。

茲に於てか滙豐銀行は支那に於ける鐵道上の政策を實行する英國の代表的機關として多大の利益を收め得べきを豫知し得たれば、斷然強大なる獨逸銀行シンヂケートとの提携を斷つに決し、一八九八年四月四日附を以て次の如き書翰を外務省に致したり。

拜啓小生は茲に之まで支那における鐵道敷設に關しては獨逸シンヂケートと協同して之を爲したるが今回相互の同意を經て此の關係を斷絶するに至りしことを通知する光榮を有す、隨つて向後は獨逸シンヂケートも本銀行も別々の行動を採ることを約し申し候。

獨逸シンヂケートは勢力ある機關として輓近益其地盤を鞏固にし、今や獨逸に於ける有力なる商會々社を悉く網羅せる有樣にて、又同國政府の信用も厚く且其後援を

も有し居り候。

然れ共英國の利益を充分に代表し且今や支那に於て吾人に對抗する勢力ある團体に敵對するに便利なる地位に立たんが爲、本銀行は支那に於ける鐵道敷設上の强力なる英國の代表的シンジケートヲ組織するに決し申し候、

先づ第一に吾人の注意を怠らざるは上海、蘇州及び南京間に敷設せられむとする鐵道に御座候。該線は支那全國中最も豊饒にして且人口最も稠密なる地方を貫通するものなれば該鐵道の開通は支那の開拓を援くること大なるべく、又收益も充分なる見込なるを以て、今後英國對支貿易の利益の爲めに他の地方に於ける同一なる企畫を奬勵することゝなるべし。

滬寧鐵道を英國の權利に屬せしむることは最も必要なるが故に小生は既に嘗て之に關し支那より交涉を受けたる著名なる商會怡和洋行（Jardine, Matheson & Co.）と協議の上該鐵道の敷設に關し新設せられむとする英國シンジケートを代表して支那政府と交涉を開始せしめ候。

本シンジケートの成立までには尙多少の時日を要すべきも、小生は耶蘇復活祭後直ちに之が組織員の姓名及び其他詳細の事項を傳達するの光榮を有し得べしと存じ候而して本組織は英國代表機關たるに恥ぢざるの性質を有する點に於て貴殿の御滿足を得べしと信じ候。

尙此說明に基き怡和洋行及び本銀行に相當の援助を與ふるやう駐淸公使サー・クロード・マクドナルド　閣下に御訓令有之度候。敬具

レーウエン・カメロン

（三）、英淸組合の成立

前記の通告に據り、滙豊銀行と怡和洋行とは協力して、英國の代表的機關を組織し、其純然たる英國的色彩を帶ぶる上に於て英國政府の後援を要請するに至りしことは明白なるべし。而して政府の援助を確實ならしむる第一着歩として、滙豊銀行は先づ己むを得ず獨逸シンジケートとの提携を斷ち、以て動もすれば他の通法なる英國商事會社との鬪爭を惹起する虞ある一種の提携主義より脫却して自由の天地に活躍し得るに至れり。

英國政府も亦前記保證の結果として、外交的威壓の結果支那より獲得せる鐵道其他の利權實行上の唯一の金融機關たる此新設シンジケートに全力を傾けて援助を與へたるや明かなり。さて滙豊銀行より英國外務省に宛てたる前記書翰によりて先づ第一に確められゝ事實は滙豊銀行が獨逸シンジケートとの提携を斷つに至りしは全く英國の利益の受託者としての責任ある自己の地位に抵觸せざらんが爲め必要上己むを得ざる所なりしの一事なりとす。滙豊銀行が一度政府よりの援助を獨占し得るに至りてより以後の行動に徵するに、如何にして獨逸シンジケートとの提携、佛國シンジケートとの提携と云ふが如き區別を立てたるかを了解し得て甚だ興味ありとす、政府の承認を得んが爲めに先づ獨逸シンジケートとの關係を斷ち置きて然る後、英國政府も勿論承知の上にて佛白シンジケートと提携したるは何故

なるかと云ふに、全く支那に於る鐵道敷設事業より獨逸を排斥せんと試みたる熟慮の結果なりと推斷するの外なし。然も獨逸に對して英國が拒絶したる所は、其一部を佛國及び白耳義に分與するに吝ならざりしことは後に記するが如し。

滙豐銀行取締役より外務省へ提出したる書翰の結果は忽ち現はれて英清組合（British and Chinese Corporation）の創設となり、一八九八年五月二十四日を以て登記されたるが其登記事項に據れば同會社の目的とする所は支那其他に於ける土木工事等の請負をなすにありて、公示資本金二十五萬磅、百磅を一株とし株式全部の拂込を了したり、而して決算は毎年六月三十日までに之を行ひ十一月之を總會に提出する規定となり居れり。而して英國の利權を擁護し、英國の商工業者をして其政府の外交上の勝利の確實なる成果を收集せしむるの名譽は此新設會社に附與せられたり。

同會社は純然たる商事會社なる上、滙豐銀行も怡和洋行も鐵道敷設に何等の經驗を有せざるが故に、普通の分業主義を採用したるが、此方法により會社は鐵道借款に關する購買方を擔任し、凡て海外にて購入する鐵道材料の蒐集に當りたれば、正當にして且永續的の利潤を占むるを得たりき。而して範を英國に於ける王領殖民地代理會社（Crown Agents for the Colonies）に採りたるが故に、線路敷設技師の任命及び鐵道材料の購入積出の監督等に其活動の範圍を局限したり。（未完）

湖南通信

（四月六日發）

革命黨の屏息

革命黨分子の逮捕は晝夜間斷なく勵行され、旅館酒樓妓館等は最も嚴密に探偵を羅織し、嫌疑者と見れば證據の有無に關せず引致して拘留し、又學學生徒中にも折々引致さるゝものあり、目下長沙城內は殆と革命分子の容迹を許さず。

在外革命同志間の交通も右のため一時中止せる姿にして、上海方面より潛入するもの近日頓みに跡を絕ちたり、在外同士に氣脈を通し或は維持費を得せしむる方法として湖南物產を輸出して販賣せしめんとするものなり。

以上の現狀なるを以て目下妄動するは極めて該黨の不利にして、準備なきため到底勝算なく、且つ湖南省の地勢よりするも率先しして事端を發するに不便なるを以て、一同屏息して機會を待つものゝ如し。

地方は續々同志を糾合す

湘潭、衡山、瀏陽、寶慶、及常德方面には土匪出沒し、湖南出身の知縣及舊知縣等は續々逮捕され、皆革命黨に連絡して官金濫用罪名を附せられ處罰されつゝあるが、裏面には地方の革命分子は密々集合して氣脈を通し、時々秘密結社の解散を命せらるゝものあるも、地方人は土着せるを以て長沙城內の革命分子の集散せるも地方は依然として消滅に至らず、經濟界の紊亂も長沙城內に比すれば尙秩序を失はず、現銀も多くは地方に沈滯し居れるを以て未だ窮狀を呈せず、在外同志の步調整齊せず準備周到ならざるため地方青年等は幾分倦怠の色あり。

軍備の擴張行き惱む

都督は兵備に盛にして亂機を消滅すべく、中央に向つて

一旅團を增加せんことを申請せしも、僅かに一大隊の步兵と一中隊の機關銃隊を河南より分派し、模範兵として稱し居れる第二十九混成旅團は伍鎭守使が參謀長を兼任せしも、事務多忙たるため、都督の參謀李預章を旅團參謀長に轉勤せしめ防備を執掌せり、此上の增兵は目下不可能なり。

水師防備

陸軍の增加に意を滿たす能はず、湘江上下の土匪及革命分子の出入を防ぐべく、平日二隻の兵艦を碇泊せしめ一方には在來の水師營の擴張を實行し、水師の兵士は重もに湖南水兵と湖北水兵とを以て組織し居れり。

城門檢查

各城門の檢查長此頃新舊交代をなし、檢查は依然繼續せるか日本人及外國人に對して幾分寬和し、從前の如く猛烈ならざるに至れり、畢竟英領事より日本領事大河平氏に申込みて都督に詰問せし結果、檢查廢止は不可能なるも領事館と郵便局に對し無檢證を交付せし以來、日本人に對する檢查も幾分寬大になれり。

葉德輝逮捕さる

葉德輝は湖南都督の私憤に觸れ、逮捕されんとして北京に逃れ、一時北京にて淸史館編修に任せられんとの風說有しも、失敗して漢口に來り、北京の風雲に念を絕ち上海に赴かんと準備し、四月七日夜出帆の大古汽船會社の船に乘らんとして、出船前陸上にて巡警に捕らへれ、湖北警察に拘留せり、罪として指定すべき者、曾つて都督の施政を論せしが都督の私憤なるべきも、今回は錢號推倒或は革命分子と關係あるが如く吹聽され居れるは氣の毒の至なり、元來葉氏は不謹愼にして高潔ならざる學者にして同情者少なきも、今回の逮捕は全く無根の寃罪も加はり、都督の私憤をもらせしに過ぎず。

岳州旅團長轉任

岳州守備團長にして、湖南の重鎭として軍界に於て都督以上の威信を有し、北門の鎖鑰を堅固ならしめし曹琨は種々內部の事情もあり今回中央の命令により宜昌守備に轉任せしは、四川湖北間の關鑰を守らしむる所以なり、長沙衛兵には北軍一營を增加し續々追加して舊來の北兵と交代するよし。

經濟狀態

防穀令實施後は輸出物產としては礦物を主とし、其他は僅々油、雜貨の小數にして輸入と匹敵するは、到底今日に望むべからず、金融は益必迫を極め來れるを以て續々錢號米穀商等の倒產する者、三月中にも四十六戶に達し、都督府よりは六十萬元を貸出して救濟すべき決答を與へ、商務會は之を以て舊三月十五日の第一回決算期の融通となすべき豫定なるも、湖南銀行は市票兌換に巨額を支出し、又從來の放資も回收し得ず、即刻六十萬元を支出するに困到し、

十七萬元を一回救濟資本に充て未だ殘額を支出するに至らず、四月末即ち第二回の大決算期には必ず三四百萬元を要するも未だ何等の明案を得ず。

目下僅かに支へ行けるは米穀輸出中の上海爲替を漸次回收しつゝあるを以て、其壓力により尙窮極に達せざるも、今後巨額の資金を得ざれば到底完全なる支持は不可能なるべし、然るに兩湖官錢局督辦高松如が近々長沙に來り財界の整理に着手する由なれば、窮極を一轉するの望なきにあらずと傳ふ。

小借欵崩芽す

大倉組と長沙五金公司との間に成立せる常寧縣の銅山借欵は、數萬圓の小借欵なるが、礦山の結果如何によりては資本を注入すべき筈なるも、目下調査の內容を探聞せるに據れば、有望なる成績を得難かるべしと云ふ。

長沙電燈公司も日本側に資本を仰き居れるも、元來該公司に付獨逸商瑞記より機械を賣り込み資金を融通し、技師を入たりし等の關係ありて百方投資の運動を試み居れるを以て、競爭を生せざれば成効すべく、元來電燈公司は官民合辦の公司にして創立當時より去年の春期迄は每月一千元餘の損失を生じつゝありしが、爾來事業隆盛に赴き目下電燈使用者增加しつゝあるを以て利益を生じ且擴張を要する時機に遭遇せるも、外資に據らざれば着手の方法なし目今の資金と見るべきは官民株殆相半ばして八十萬元の株を有せり、長沙に於ける事業としては先づ最も有望なる者と云ふべし。

徵稅期

國稅徵收は不結果にして、中央政府の督促急にして、民間は上述の如き必迫を來たし、地方僻遠の地は徵收に不便にして、加之往々縣吏に私竊され、多大の困難を感じ居れり、驗契稅の徵收は一月より四月末までに徵收すべく、湖南省內土地買賣、質入證書に對する登錄額、新舊證券を合せて徵稅すべき額は八百萬元を超過すべき豫定なるも、今日まで二百十二萬二千〇七十八元を徵收したりと云ふ、省費に充つるべく之に附加稅を徵せんと、目下審計處と國稅廳に於て審議中なりと傳ふ。

學堂の併置と經費節減

各種高等專門學校は中央よりの支出省減され、高等商業は中等商業學校に併置され、高等工業學校も經常費の出處節減されつゝあるを以て到底維持に窮すべく、湖南公立法政學堂第一第二の二校は既に併置され高等師範學校も湖北に併置せんとの議あり、未だ實施されざるも早晚經費問題を惹起すべし、省經營及地方經營のものは漸次縮少されんとしつゝあり。

軍事外交

○總統內閣制問題　總統內閣制問題は近々決定すべきが政府は此問題に關し次の如く決定せんとするもの丶如し

一、國務院を裁撤し該院に附屬せる官署は或は裁撤し或は總統府又は各部に歸併し國務院の地趾は平政院に改むる事

一、總統府中に政事堂を設立し國務卿各部局長を以て政務を討議す

一、國務卿は徐世昌に擔任せしめ其他各部總長は徐世昌の隨意とし留任又は更任を決す

一、政事堂を設立したる後は政務は宜しく迅速に進行し徒らに日時を空費すべからず　（國權報）

○董次長辭職か　教育部次長董鴻禕は目前辭表を提出せりとの事なるが聞く處によれば辭職の一節は確に疑ふべからざる事實也と而して大總統は銳意挽留につとめ且蔡總長も極力留任を勸告し少くも三ケ月間は部務を補任せん事を強請し居れりと云ふも董は辭意甚だ固しと　（時報）

○徐世昌の政見　徐世昌は上京後政界を視察したる結果近く自己の政見を大總統に對し發表する筈にて大總統は錢能訓及張國淦等をして其意見を聽取起草せしめたり　（北京日報）

○四川匪徒鎭定　四川省は革命以來土匪橫行して地方を擾害して寧日なきより政府にては一日も早くこれを鎭

定して該省民をして其堵に安んぜしめんとしこれが鎭定の事を托すべき人を物色中なりしが頃日愈李經羲を派する事に決したる由なり（北京日報）

○營口會審衙門　外交部にては司法部と商議し營口に中外會審衙門を設立せんと計畫中なるが若し成績良好ならば極力運動の上領事裁判權を回收すべしと（時報）

○熊希齡と油礦事務　全國煤油礦籌備處の設立せられたる以來督辦熊希齡は熱心これが事務に當り處員祝毓英等亦よく事務を採り漸く其緒に就きたるが熊は五月下旬家族同伴歐米各國を遊歷する筈なるが其一切の費用は十萬元にして財政部にてはこれが支出を允許したりと（北京日報）

○蒙王公古會議　政府は五月中に內蒙古及呼倫貝爾並に車臣汗の各蒙族王を召集して長春に蒙古王公會議を開くべく既に通知を發せり而して政府は貢蒙藏事務局總裁を特派して該會の會長たらしめ以て接洽を圖る筈也と因に政府より該會議に提出すべき議事は次の如しと

一、蒙古を改めて行省となし邊疆を固むる事
一、軍隊警察を添設し蒙古を保護する件
一、鑛山を開採し荒地を拓殖し蒙地の利源を拓く事
一、鐵政を建設し郵電を開始し蒙地の交通を利する事
一、學校を興し蒙民の智識を啓發する事（北京日報）

○陸軍と內亂防止　白狼其他の土匪各地に蜂起せる今日陸軍部に於ては其防止に關し非常に苦心せるもの、如く參謀部と合同協議の結果各省都督民政長及護軍使鎭守使に向け左の內亂防止の辦法五項を電命したりと

一、全國探偵の聯合法
一、國防嚴備に關する計畫
一、退伍兵召集の辦法
一、接戰戒嚴後の衛戍隊組織の辦法
一、要塞設置に關する辦法（時報）

○武昌軍官學校廢止　前に革命時代に設立せられたる武昌の軍官學校は今回都合により廢止せられ其生徒全部は解散したる由右は段都督代理の意見により決行せられたるもにて彼は更に完全なる士官學校の設立を計畫しつゝありと（神州日報）

○露國の新要求說　露國公使は正式の公文を以て北京政府に向け北滿の平和を維持する目的を以て支那の北滿に於ける兵備に關し次の要求を提出したりと

一、支那の吉林、黑龍江兩省に於ける兵備を現在より增加する時は豫め其旨を露國に通知する事
二、吉林黑龍江省現在の軍隊の確報を露國に通知する事
三、吉林黑龍江兩省の軍隊現在の駐紮地點を今後變更する時は隨時露國に通知する事（北京日報）

財政借款

○中央各部二年經常費　中央各部及各機關二年後

の豫算は既に決定せるが其總額中臨時費二一八、五五二、九五四元は將來必ず削除せらるべく經常費總額は四二三、六八四、一二二元にして其內譯次の如し

外交部	三、二九三、一一五元
內務部	三、九六一、八一四
財政部	二一〇、三四五、一八〇
教育部	五、二〇七、二一五
陸軍部	一三六、八六四、四九四
海軍部	七、六六五、八八一
司法部	一四、六七一、八二五
農商部	五、〇八三、三八六
交通部	九三四、八七七

（時事新報）

○紙幣回收策　紙幣回收の一事は政府の久しく計畫せる處なるが大借款未だ成立せず從て其資金に乏しく未だ着手するを得ず而して愈着手の場合には分區以て收回を行ふ筈なるが頃日調査の結果次の如し

一、第一區東三省及北七省、其所發紙幣計二千五百五十三萬五千九十四元、現存準備金約三分の一、紙幣價格平均九割、本區回收資金千五百萬元

二、第二區雲南、廣西、廣東、貴州、四川各省　所發紙幣三千七百七十六萬二千六十二元、現存準備金七分の二、紙幣價格平均八割、本區回收資金、二千六百十余萬元

三、第三區湖南、湖北、安徽、江西、江蘇浙江、福建各省　所發紙幣八千二百二十七萬七千九元、現存準備金三分の一、紙幣價格平均八割、回收資金、三千八百十一萬余元

尙資金出來せば大約三ヶ月內に回收を終るべしと（時事新報）

○大總統と第二借款　民國の財政窮迫せる甚だしく大借款に對する宛ら大旱の雲霓を望むに似たり而してそれに關しては周財政總長は既に五國團と交涉を開始せるが近頃双方の意見も融洽し必ず成立すべき望ありこれにつき袁總統は頃日特に財政總長周自齊を召し第二次大借款は目下協議進行し將來成立すべきに就き此借款は必ず財政を整頓するの用に供し第一次借款の如く空費するなきを戒しめ國家の擔保品は日に減少し借債を長持するは國家長久の計にあらずと面諭せりと（時報）

○中佛實業借款契約　今回成立したる中佛實業借款につき巴里に於て發表せられたる該計畫書內容次の如し

▲名稱　一、本公債を一九一四年中華民國政府實業公債と稱す

▲借款額　一、借款總額は一億五千萬法（英金約六百萬磅）にして其內七千五百萬法は既に巴里にて發行せられたり、以上の公債募集は已に袁總統の批准を經昨年十二月廿八日駐佛公使に向け正式の通告を經たる者也

▲用途　此次發行の公債は專ら公益事業に使用せらる

一、浦口商埠開築費用

二、北京市街改造費用（專ら電車、電燈、水道及其他の公益事業に充つ、）

▲擔保　一、以上列記せる事業並に其の材料建造物及これより生ずる利益

二、哈達門徵稅局の收稅を除く外の現在及將來の北京市稅

三、楊子江以北の各省の酒稅

是等擔保の設定は既に本年三月十二日に決定し業に中國政府より駐京佛國公使に向け通告し尙以上列記せる擔保品にて公債元利の償還に不足せば中國政府の一般歲入より補救す

▲株　一株を五百法とし全部を十五萬株とし利子は年五分也此項利息は公債年二十五法にして其半額十二法半宛を每年三月一日と九月一日とに支拂ふ

一、此項の公債は中國政府の課稅を免ず

一、該公債は千九百三十年四月一日より償還を開始し每年抽籤方法を以て償却し三十五年間に返却し終るものとす

一、該借款成立後十年或は二十年を經過せし後中國政府倘し收回を欲せば須らく一株につき十二法半を添加すべし即ち一株の收回價格は五百十二法半なり

一、發行價格は九十四法四分の一とす

一、應募者は四月七日に中佛實業銀行或は佛國中央及地方の各銀行に申込むべし

本計畫は佛國外務大臣の署名あり（時事新報）

○寧湘鐵道借款

支那政府と英國との間に交涉中なりし寧湘鐵道借款契約は三月三十一日晚刻に至り初めて調印を見たり其幹線は滬寧鐵道の最終點たる南京を起點として安徽の南部に入り寧國州及徽州府を過ぎて江西省に入り鄱陽湖を南に迂廻して南昌に出で同地より萍鄉に至るものにして萍鄉より昧州に至り以て粵漢鐵道に接續するもの也萍鄉、昧州間は既設の萍鄉炭礦鐵道あればこれを同線幹線の一部に編入すべし此外に三支線あり一は幹線より蕪湖に至るもの一は幹線より杭州に至るもの一は南昌より武昌に至るもの等にして其延長總里程は一千哩に及べる由而して其借款契約の要項次の如し

一、借款總額は八百萬磅とす

二、借款は專ら寧湘鐵道布設費に使用するものとす

三、借款利子は五分とす

四、借款の前渡金第一回拂込は三百萬磅にして英國倫敦に於て支拂ふものとす

五、借款の抵當は該鐵道及其一部の收入とす

六、條件は總て浦口信陽間の浦信鐵道借款契約に準ず

七、鐵道技師長及會計監督長總べて英國人を招聘する事

八、借款償還期限は四十五年とす（北京日報）

○幣制局の權限

幣制局の權限は既に草定せられたるが其大要は次の如しと

一、幣制整理に關する事項

一、貨幣調查に關する事項

一、貨幣計算に關する事項

一、貨幣及生金銀輸出入に關する事項
一、造幣廠の監督に關する事項
一、紙幣發行に關する事項
一、銀行監督に關する事項
一、準備金の稽核に關する事項
一、國內外の金融に關する事項
一、其他幣制及金融に關する一切の事項(順天時報)

○個人借款取締　支那政府は自國民營に係る各種事業にして往々資金不足の爲外資を借り主權を失ふ事あり而して將來國際上の交涉を發生するなきを保し難しとて特に取締法五ヶ條を制訂し外交部より交涉員に通牒を發せり其旨次の如し

一、凡民營各事業にして借款せんと欲する時は主管各部に呈報すべし
二、契約の內容並に借款の用途及豫算を詳細別表して報告すべし
三、主管各部にして該契約の認可につき若し國務會議に提出する必要ありと認むる時は國務會議の決議を經ざれば該關係人は調印の手續を爲すを得ず
四、該借款にして主管各部の許可を經し後も契約の際は該省民政長に報告すべし
五、私に借款し以上の手續を經ずして若し糾葛を生ずる事あるも政府其責を負はず(北京日報)

○湖北歲入出　湖北省に於ける昨年度の歲入出は既に中央政府の修正を經てこれを刪減厲行せられたものなりしが尙實際上に於て多大の不足を生ぜる由今其歲出入概算を示せば次の如し

歲入	
田賦	二、二一五、八七九元
釐金稅	三、一九八、三四九
正雜各稅	一、三〇七、七〇八
官業收入	三八四、七四六
雜收入	八四、八〇〇
計	七、四〇六、三八四
歲出	
內務	一、八六二、七一〇
敎育	三七七、〇一七
司法	九九七、七二六
行政	七二三、四四〇
陸軍	六、一五〇、五五三
外交	七九、六四四
合計	一〇、一九一、〇九〇
差引不足	二、七六四、〇〇六

(時報)

○廣東借款不許可乎　廣東省にては曩に獨商禮和洋行と借款契約を締結せる由にて廣東の李民政長は中央政府に對し其許可を請ひ來りたるが中央政府にては未だ許可を與へざる由而して政府は目下第二次大借款契約に着手せし際なれば小借款契約はこれを許可せざる方針なれば或は廣東借款は不許可に決すべきかと(北京日報)

○經費節減實行　財政窮迫せるが爲大總統は周財政長に面談し極力財政を整理し富裕の方法につとむるは經費の節減を計るに如くなしとて次の條項を內示せり。

一、各部行政經費は前回減せる額に應じ急要なる經費のみ發給す。

一、各部員には暫く每月手當を給し官俸は後に補給す。

一、國家的事業假令ば博覽會等の如き事業には其緩急に應じ經費を籌畫支出す。

一、各省より請求に係る經費は軍用金に關する外概ね支給せず（神州日報）

○財政瀰縫策　支那財政の窮乏甚だしく歲入二億五千餘萬元に對し三億九千餘萬元の歲出あり其不足額一億四千餘萬元に達せるが周財政總長は此不足を補充せん爲左の如き數種の辦法を財政會議に提出すべしと。

一、新說の籌辦

一、行政整理

一、新事業の停止

一、公債の募集

一、臨時費の節減

一、借款の交涉　（國權報）

○活佛と財政顧問　外蒙古の活佛は頃日露國政府に對し財政顧問一人を派遣せん事を請ひ露國よりは哥沁沁歇氏を選任迅速庫倫に派遣する事に決したりと（北京日報）

農工商礦

○支那の出炭額　支那全國の出炭額は年と共に增加しつゝあり現に一年約一千二百萬噸に達すべしと今各省の最近三年間の出炭額を示せば次の如し

	一九一〇	一九一一	一九一二
滿洲	八三〇、三二八 噸	一、三〇〇、〇〇〇 噸	一、七五六、〇〇〇 噸
直隸	一、三〇四、三一二	二、一六四、三一一	二、八九七、一五〇
山西	二、三七六、〇〇〇	二、五五〇、〇〇〇	二、七六二、〇〇〇
陝西	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	六二、〇〇〇
甘肅	三〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇
山東	五九五、四二三	七三三、四五六	一、三九七、四八五
河南	三五七、二〇七	九〇〇、二〇五	一、一八二、〇〇〇
四川	三四〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	二六八、八五〇
貴州	二五、〇〇〇	五〇、〇〇〇	四七、〇〇〇
雲南	一八、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三七、〇〇〇
江西	六一〇、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇	一、〇五七、〇〇〇
湖南	四二〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	四八〇、〇〇〇
湖北	一五〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	
安徽	四〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇
廣東	三七、〇〇〇	五〇、〇〇〇	四七、〇〇〇
廣西	七五、〇〇〇	七〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇
江蘇		三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇

蒙古其他　一〇、〇〇〇　一〇、〇〇〇　七、〇〇〇
合計七、二二八、一七〇　九、九四七、七六八　一二、一二一、一二五

○殖邊銀行職員任命　近日創設せられたる殖邊銀行は既に大總統の批准を經て株式を募集せるが今回其議員次の如く任命せられたり。

總理　徐紹禎
理事項　朧　陶德琨
劉　垣　王鴻猷
總籌辦員　何錫康
籌辦員　劉冕執　（時事新報）

○廣東新銀行失敗　廣東省に於ては金融逼迫甚だしきよりこれが救濟策として資本金三千萬元を以て一官銀號を設立せんとの計畫を立て已に其株金募集に着手したりしが今日迄に僅に二十一萬元を募集し得たるに過ぎず斯くては遂に成立の望なきより都督府より强制的に各戸に對し家賃に準じてこれが加入をなさしめつゝありと（時事新報）

○製糖所開設令　目下支那內地に於て消費せらるゝ砂糖は悉く外國よりの輸入に係り其額毎年三千萬兩の多きに上れるが農商總長張季直は茲に觀る處あり江東浙江廣東四川の各民政長に對し速に砂糖製造所を創設し以て外糖の輸入を防壓すべしと命令したりと（時事新報）

○黑龍江勸業銀行盛況　黑龍江勸業銀行は元百萬元の資本を以て設立し二十萬元の拂込により開業する筈にて宋省長發企してこれを發表せしに株主應募者非常に多く既に二百八十萬元の應募者あり尙申込者續々絕えざるより六百萬元に增資すべしと云ふ（北京事報）

○獨逸と福建鑛山　獨逸人は近來福建省に於て大に活動せんとしつゝあるが福州附近に鑛產の多きを見て福州駐在の獨逸領事は本國資本家を磋商し厦門に採鑛公司を設立し漸次これが採掘權を得んとし既に鑛產調查會なるものを組織し技師を聘してこれが踏查をなさしめつゝありと（北京日報）

交通

○海蘭鐵道工程　海蘭鐵道は現に已に洛陽より澠池縣に達する一百三十里の間の工程を竣れり聞く處によれば該鐵道は本年末迄には潼關迄修築し明年中には西安に達せしむべき豫定なりと（順天時報）

○川漢鐵道引渡完了　川漢鐵道國有決定後交通部よりは委員を派して同鐵道直接間接の問題を調查せしめ成都の川路總公司と種々の交涉中なりしが頃日に至り直間接用款升庫平銀六百二十二萬六千七十五兩にて既に引渡を終了せりと（時事新報）

○川漢鐵道測量　川漢鐵道の漢口に宜昌線は前に前清時代に於て廣水を起點として襄陽に迂廻し荊州を經て宜昌に赴く事となり居たるも今回は更に漢口を起點として荊州を經由する事となり漢口襄陽間は別に支線を設くる事となりたるを以て更にこれが測量を行ふ事に決し獨逸技師及支那測量員を出發せしむる由而して其線路は廣水より應山

縣を經て襄陽に亘るものと漢口より應城京山安陸鐘祥宜城を經て襄陽に赴くものとの兩線あり此二線につき比較測量をなすべしと（神州日報）

○粵漢鐵路公司の短期償返　粵漢鐵路公司は昨年借款元利支拂の爲香港滙豐銀行より五十萬元を借入れたるが今回其期限六ケ月に達したるを以て元利合計五十一萬五千元を償還せりと（北京日報）

○呼海鐵路近聞　呼蘭海倫間鐵道計長四百二十清里は既に測量を了れるも今に至るも資金求め難きを以て未だ工を起すに至らざるが聞く所によれば黑龍江省宋省長は日前各局長を召集し特別會議を開き席上熟地抽捐又は荒地進款により五百萬元を得て開辦費に充てん事を提議したりと（時事新報）

○郵傳公報發行　交通部郵傳局にては郵傳公報と稱する公報を發行する事に決したるが其內容は命令部令局令法規文電記事附錄等にて每月二冊宛を發行し定價は一年三元也と（時事新報）

命令法律

三月　十一日　鑛業條例（百十一條）公布
　　褒揚條例（十三條）公布
三月　十二日　會計條例（三十六條）公布
　　審計條例（二十九條）公布
　　禁煙條例勵行の訓令
　　知事任用保薦を愼重にす可き訓令
三月　十三日　白狼匪老河口刼掠に付き被害外人の救恤を行ひ河南、湖北、陝西の各都督に命じて協力討平せしむ
　　孫岳等白狼匪と相呼應するの形跡あるを以て各省都督民政長等をして嚴密拿捕を行はしむ
三月　十四日　約法會議々員を三月十六日迄に北京に召集し三月十八日開會式を擧行せしむ
三月　十六日　各省薦任以上文武官赴任憑限規則修正公布
三月二十四日　前清四川都督趙爾豐に對し國務院をして優恤せしむる令
三月三十一日　平政院編制令（二十九條）公布
　　民業鐵路條例（六十九條）公布
　　鑛業條例施細則（八十六條）公布
四月　二日　權度條例（二十四條）公布
　　報紙條例（三十五條）公布
　　平政院設置に關する命令
　　各省民政長をして教育を奬勵せしむ可き命令
四月　三日　清理官產規則勵行に關する命令
四月　四日　增訂檢察廳調度司法警察章程（八條）公布
四月　五日　縣知事兼理司法事務暫行條例（十三條）公布
　　縣知事審理訴訟暫行章程（四十八條）公布
四月　十日　斜彈條例（十四條）公布
四月　十一日　植棉製糖牧羊奬勵條例（八條）公布
　　瑞非治跟條例（十二條）公布
四月　十三日　修正知事試驗條例（二十八條）公布

叙任辭令

和蘭禁烟會議全權代表（三月十二日）　顏惠慶
陸軍中將　沈汪度、韓凰模、張子貞
兼任河南官銀錢號監理官　趙基年

農商部技正　沈步洲
陸軍中將銜（三月十三日）　喻洪啓
署農商部內務司長（三月十四日）　阮毓崧
署湖北內務司長　伍莊
免本官　山東鹽運使　壽鵬飛
山東鹽運使　王鴻陸
依願免職　九江關監督　鄧邦述
九江關監督　邵福瀛
濱江關監督　侯延爽
陸軍第九師團步兵第十七旅々長　劉廷森
同　第十八　同　張培梅
教育部秘書　徐源
依願免官（三月十五日）　甘肅都督　趙惟熙
免本官　山西內務司長　崔廷獻
同　同　財政司長　王志勗
同　山西國稅廳籌備處長　袁永廉
山西內務司長　金永
山西國稅廳籌備處長　李祖年
兼伍山西財政司長　李祖年
免官待命　左右翼牲稅徵收局長　文錦
海軍部視察　王如璋
陸軍中將（三月十六日）　蕭耳臣
陸軍少將陸軍中將銜加授　郭人漳
交通部技正　章祜
會辦陝西軍務（三月十七日）　張鳴岐
洮邊鎮守使　吳俊陞
奉天國稅廳籌備處長（財政局長兼任ノ儘）　張翼廷
依願免職（三月二十日）　奉天民政長　許世英
兼任晉西鎮守使　孔庚
依願免職　粵海關監督　楊壽楠

粵漢關監督　呂道象
雲南陸軍第一師々長（三月二十一日）　顧品珍
陸軍少將銜　張培榮
同　上官建勳
依願免官　直隸省銀行監理官　陸安清
兼任直隸省銀行監理官　陸世芬
原官に復セシム（三月二十二日）元陸軍少將　陳元泳
兼任山西官錢局兼晉勝銀行監理官　李祖年
陸軍少將（三月二十三日）　虞靜遠
待命　順天府尹　王治馨
順天府府尹　沈金鑑
依願免官（三月二十四日）　廣西財政司長　周平珍
署廣西財政司長　蔣繼伊
陸軍中將　崔祥奎
陸軍少將銜　凌維琪
徐州鎮守使署參謀長　車慶雲
政治會議秘書長（三月二十五日）　王式通
約法會議秘書長　顧鰲
署江西民政長　戚揚
署江西內務司長　何剛德
陸軍少將　穆特貴阿
免本官上京待命　湘岸榷運局長　王銘忠
湘岸榷運局長　劉嘉蔭
廣西榷運局々長　王愷鑒
會辦陝西軍務（三月二十六日）　宋聯奎
免官待命　財政部秘書　姚傳駒
財政部秘書　章恩壽
免職（文官高等懲戒委員會ニ附ス）奉天北路觀察使　王秉鋐
署奉天北路觀察使（三月二十七日）　王耒
陸軍少將銜　李輔京

同　　李維楨
本官を褫奪す　陸軍少將　伍崇仁
陸軍少將（三月二十八日）　段志超
署湖南高等檢察廳檢察長（三月二十九日）　凌士鈞
財政部會事　李炳堅
廣東肇陽羅鎮守使（三月三十日）　李耀洙
廣東潮梅鎮守使　吳祥達
兼鎮白旗漢軍副都統　實熙
正藍旗漢軍副都統　王治馨
四川財政司長　龔廷棟
陸軍少將　王佐良、李德泳
平政院々長（三月三十一日）　汪大燮
朱家寶忌服の爲め直隸民政長護理　吳燕
依願免官　陝西民政長　高增爵
署陝西民政長　宋聯奎
上京待命　直隸內務司長　周紹昌
直隸內務司長　吳燕
雲南陸軍第一師第一旅長　趙鍾奇
同　第二　第三　韓鳳樓
陸軍醫監　屈永秋、王文藻
暫時兼任代理農商總長（張謇出張ニ付）（四月二日）　章宗祥
依願免官　署湖南民政長　王湘
陸軍少將銜　高士奎
歸京ヲ命ズ（四月三日）　陸軍總長　段祺瑞
兼任護理河南都督　田文烈
都爾政史　莊蘊寬
金陵關監督　馮國勳
陸軍中將銜　梁敦彥
交通部會事（四月四日）　汪廷棨
吉林東北路觀察使（四月五日）　阮忠植
江蘇淮揚觀察使　陳光遠
陸軍中將銜　呂調元
陸軍少將銜　沈珍
依願免職　政治會議秘書　鄧鏞、汪淵
陸軍少將加中將銜（四月六日）　李治曾
陸軍少將　岳倫林、彈培榮
署大理院推事　朱學曾
陸軍少將（四月八日）　楊飛麐
文官高等懲戒委員會委員　沈家彝
陸軍第九師步兵第三十三團長　吳信芳
同　第三十四　同　張煊
同　同　三十五　同　盧壽民
同　同　三十六　同　趙守鈺
同　騎兵　第九　同　馬開崧
同　砲兵　同九　同　高書亭
新疆國稅廳籌備處長（四月九日）　潘賢
免本官　直隸國稅廳籌備處長兼財政司長　高凌霨
署直隸國稅廳籌備處長　汪士元
兼署直隸財政事長　汪士元
政治會議秘書　林步隨、沈寶昌
安徽都督府參謀長　李玉麟
河南豫西觀察使（四月十日）　夏耀泉
山東岱北觀察使　同　岱南　同　蕢德
山西北路同　夏景德
代理政治會議秘書長（王式通賜暇中）　鄒道沂
暫時兼代理陝西國稅廳籌備處長　胡璧城
免職上京　陝西國稅廳籌備處長兼財政司長　宋聯奎
署陝西國稅廳籌備處長兼署財政司長　劉曉溪
淮北場務總局々長　鈕傳善
本官褫奪　陸軍少將　周坦
陸軍中將（四月十三日）　何其愚
陸軍中將銜　倪嗣蘅
陸軍中將銜　陳樹藩
國口要塞司令官　許濟川

附錄

平政院編制令

（民國三年三月三十一日教令第三九號）

第一條　平政院は大總統に直隷し行政官吏の違法不正行爲を察理す但し法令を以て特別機關管轄に屬する者は此限りに在らず

平政院審理糾彈事件は司法官署の職權行使を妨げず

第二條　平政院審理權は平政院評事五人を以て組織せる庭にて之を行ふ前項の評事は每庭須く司法職出身者一人或二人を有すべし

第三條　平政院に院長一人を置き全院の事務を指揮監督す

院長事故ありたる時は該院官等最高の平政院評事に由り之を代理す官等同等の者は先任官を以て之を代理す

第四條　平政院に三庭を置き每庭には平政院評事一人を以て庭長となし該庭事務を指揮監督す

庭長に事故ある時は該庭官等最高の平政院評事を以て之を代理し官等同しき時は先任官を以て之を代理す

第五條　平政院は行政訴訟條例及本令第九條の規定に依り行政訴訟之件及糾彈事件に就き審理權を行使す

第六條　平政院に肅政廳を設く

第七條　肅政廳に肅政史を置く

第八條　平政院肅政史は人民が未だ陳訴せざる事件は行政訴訟條例の規定に依り平政院に對して行政訴訟を提起す

第九條　平政院肅政史は糾彈條例に依り行政官吏の憲法違反行賄受賄威權の濫用民瘼事件を糾彈す

第十條　平政院の裁決は肅政史に由り執行を監視す

第十一條　平政院肅政史の糾彈は行政職出身に由り及司法職出身の肅政史二人以上に由り協議して之を行ふ意見不一の時は都肅政史取決す

第十二條　肅政廳は平政院に對して獨立して其職務を行ふ

第十三條　平政院肅政廳に都肅政史一人を置き全廳事務を指揮監督す都肅政史に事故ある時は肅政廳官等最高の肅政史之を代理す官等同等の者は先任者を以て之を代理す

第十四條　平政院評事及肅政史は滿三十歲にして左列資格の一を具有すべし

一薦任以上にして肅政職に三年以上在任し著しく成績ある者

二司法職二年以上在任し著しく成績ある者

第十五條　平政院評事の定額は十五人平政院肅政史の定額

十六人とす

第十六條　平政院々長肅政廳都政史は大總統に由り之を任命す

第十七條　平政院庭長は平政院々長より平政院評事を列記呈請し大總統之を任命す

第十八條　平政院評事及肅政史は平政院々長より各部總長大理院々長及高等諮詢機關密薦の第十四條資格の一を具有する者を呈し大總統より選擇して之を任命す密薦規則は別之を定む

第十九條　平政院評事及肅政史は在職中左列事項を爲す事を得ず

一　政治結社及政談集會の社員或會員

二　國會及地方議會員

三　律師（辯護士）

四　商業の執事人

第二十條　平政院肅政史は審理に干涉するを得ず或審理事務を兼ぬるを得ず

第二十一條　平政院評事及肅政史は刑法の宣告又は懲戒の處分を受くるに非れば強て退職及減俸を命ずるを得ず

但第二十三條第二十四條に該當す時は此限に在らず

第二十二條　平政院評事及肅政史の懲戒處分は平政院懲戒委員會を以て之れを行ふ

平政院懲戒委員會は會長一人委員八人を置く、懲戒事件發生したる時に於て大總統は平政院長或大理院長を選任して會長と爲す

委員は平政院評事、肅政廳肅政史、大理院推事及總檢察廳檢察官等の中より大總統之れを選任す

懲戒委員會の會長或委員に任命されたる者にして懲戒事件に關係ある時は避忌を聲明すべし

第二十三條　平政院評事及肅政史が若し精神衰弱又は不治の障礙に因り執務する能はざる塲合は平政院長より大總統に上申し大總統は其退職を命ず

第二十四條　平政院評事及肅政史が懲戒調査或刑事上の訴追を受くるも雖解任を命ぜられて尙未判決の時は俸給の半額を給す

第二十五條　平政院に書記官を置き訴訟記錄統計會計文書及其他の庶務に從事せしむ

平政院及肅政廳は前記事務を處理する爲め必要と認めたる時は書記官を置く事を得

第二十六條　書記官は左記資格の一を具有するを要す

一　薦任文職の資格ある者

二　委任文職の資格ある者

第二十七條　薦任書記官は平政院々長より大總統に申請し大總統之れを任命す

委任書記官は平政院々長或は都（總）肅政史之れを任命す

第二十八條　平政院及肅政廳處務規則は別に之れを定む

第二十九條　本令は公布の日より施行す　（完）

糾彈條例

（民國三年四月十日教令第四八號）

糾彈條例は肅政史即ち前清時代の御史に相當する行政判官が官吏を彈劾するに際し準用すべき條項を定めたるもの也

第一條　官吏にして左列各款情事の一ある者は本條例に依りて之を糾彈す

一、憲法違反

二、賄賂授受

三、威權濫用

四、人民の疾苦を顧みざる者

第二條　平政院肅政廳肅政史は官吏に第一條各款の情事の一ありと認むる時は其職權に依り直ちに大總統に向つて之を糾彈するを得

第三條　大總統は官吏に第一條　各項の情事の一ありと認むる時は平政院肅政廳に交付して之を査辨せしむるを得

第四條　肅政廳は大總統の交付せる査辨事件に對し都肅政史より肅政史二人以上を指定して之を査辨す

第五條　第四條の査辨事件は肅政史の査辨を經たる後糾彈を行ふべき者と認めたる時は其職權に依り直に大總統に向つて之を糾彈す

第六條　第四條の査辨事件は肅政史の査辨を經たる後糾彈の要なしと認めたる時は之を都肅政史に報告し肅政廳より大總統に覆申す

第七條　官吏に第一條各款の情事の一ありて人民の平政院肅政廳に告訴或は告發する者ある時は都肅政史は肅政史二人以上を指定して之を審査せしむ

第八條　第七條の審査事件は肅政史の審査を經たる後糾彈を行ふべき者と認むる時は其職權に依り直接大總統に向つて之を糾彈す

第九條　第七條の審査事件は肅政史の審査を經たる後糾彈の要なしと認むる時は都肅政史に報告し肅政廳より之を辯駁すべし

第十條　第九條の人民の告訴或は告發事件に對する辯駁書は肅政廳より毎月取纏めて大總統に呈す

第十一條　肅政史は糾彈事件が事態重大にして漏洩を憚かる時は大總統に密呈して之を糾彈すべし

第十二條　肅政史の糾彈事件は大總統の認可を經平政院に交付して審理すべき者と認むる時は平政院に交付して之を審理す

第十三條　平政院は大總統の交付せる審理事件に對し自ら審理裁決を行ふ以外司法審判或は懲戒處分に屬する者は大總統に上申したる後主管官署に交付して之を處理す

第十四條　本條例は公布の日より施行す

交通銀行則例

（民國三年四月七日大總統令）

第一條　交通銀行は有限責任の株式公司となす

第二條　交通銀行は本店を北京に設置し幷に國內外貿易上

重要の處に支店或は出張所を設立し又は他銀行に代理を訂立せしめ或は爲換を契約す但支店出張所を設置或は撤廢し及他銀行に代理或は爲換契約の訂正廢止せんとする場合は均しく該銀行職員會の決定に由り財政部交通部に呈報す

第三條　交通銀行は株金總額庫平足銀一千萬兩にして十萬株に計分す每株は庫平足銀一百兩とす前郵傳部が交通事業進行を補助する爲めに四萬株を引受け固定資本と爲したるものを除くの外殘りの六萬株は人民の引受に依る交通銀行が如し資本金を增減せんとする場合は須く株主總會の議決を經て財政部交通部に呈報し認可を受くべし交通銀行株の本原は庫平足銀にて定む但幣制公布實行後は幣制則例を遵照すべし若し新幣制が合成して細き奇數の生じたる時は株主に對して增減し得

第四條　交通銀行營業年限は本則例公布の日より滿三十年間とす但株主總會の議決を經て延期方交通部の認可を財政部に向つて呈請し得

第五條　交通銀行株券は概ね記名式を用ふ其賣買讓與權は別に章程を以て之れを定む但中華民國々民に限る

第六條　交通銀行の營業種類は左の如し

一　國內外爲換及荷爲換
二　各種預金及貯金
三　各種貸附金
四　國庫證券及商業手形の割引
五　外國貨幣の交換及純金銀の買賣
六　各種の手形の取立及貴重物件の保管
七　其他爲換銀行及實業銀行の營業

第七條　交通銀行は特別會計の國庫金を管掌す

第八條　交通銀行は政府の委託を受け金庫を分理するを得

第九條　交通銀行は政府の委託を受け外國借款を處理し及其他の事件を承辦す

第十條　交通銀行は前四條所載を除く外他種事業を經營するを得す

第十一條　交通銀行は不動產株券貨物類を買ひ受くるを得す但し左記事項のものは此限りに在らず

一　營業用地及家屋
二　債務者より債務償還の爲めに委附賣却或は審判決定に依る競賣

第十二條　交通銀行は抵當にある本行株券を買受くるを得す但債務者が其の債務を延引し或は償還し能はざる時其の抵當を以て債務の辨償に充當する場合は此限りにあらず

第十三條　交通銀行は政府の特許を受け兌換券を發行し其辨法は財政部所定の銀行兌換券例則に依る但發行樣式數目及期限は別に銀行より財政部に呈請して認可を受くべし

第十四條　交通銀行は董事取締役五人以上十一人以下を設け株主總會にて二百株以上の株主より選出して財政部及交通部に呈報す任期は四年にて期滿了せば再選再任する事を得

第十五條　交通銀行は總理一人協理一人幫理一人を設く總理は四百株以上協理は三百株以上の株主を株主總會より選出して交通部に呈報し交通部より財政部に轉牒し任期は五年にして期滿了せば再選再任す幫理は路政局々長を充任し交通部より委派す

第十六條　交通銀行の總協幫理及董事の責任、權限は別に章程を以て之れを定む

第十七條　交通銀行は毎年本店所在地に於て一回通常株主總會を開く若し特別事項ある時は臨時株主總會を開く事を得株主總會章程は別に之れを定む

第十八條　株主總會會員の投票權は十株毎に一票の投票權を有す百株以上は五十株毎に一權を遞增す

第十九條　交通銀行は毎年營業所得純益中より須く十分の一以上を提出して積立金と爲す

第二十條　交通銀行は須く營業上に關しての計算報告書は財政部交通部に呈報すべし

第二十一條　交通銀行が如し本則例に違背せる處あらば財政部は之れを制止するを得

第二十二條　交通銀行は須く本則例の主旨に依り原訂の章程を詳細に改定して交通部に呈し財政部立案に轉咨すべし

第二十三條　本則例は公布の日より施行す

鑛業條例

（民國三年三月十一日附大總統教令第三十四號）

第一章　總則

第一條　探鑛（試掘）採鑛及其附屬事業を鑛業とす

第二條　探鑛權及採鑛權を鑛業權とす

第三條　中華民國人民或は中華民國の法律に依り成立せる法人は本條例に依りて鑛業權を取得す

第四條　凡そ中華民國と約ある外國人民は中華民國人民と合股して鑛業權を取得するを得但本條例及其他の關係諸法律を遵守すべし

外國人民の占むる所の股分は全股分の十分の五を逾ゆるを得ず

第一項の外國人民は該國外交官或は領事官の證明書を農商總長或は鑛務監督署長に提出し其本條例及其他の關係諸法律を遵守するを願ふ事を證明すべし

第五條　二人以上にて鑛業を合辦し或は鑛業を合辦せんと呈請する時は一人を推定して代表とし並に該管鑛務監督署長に呈報すべし若しまた呈報を經ざる者は鑛務監督署長より一人を指定して之に充當せしむ

前項の鑛業合辦者或は鑛業合辦を呈請したるものは合夥契約を訂結し居れるものと見做す

第六條　鑛質の種類左の如し

第一類

金、銀、銅、鐵、錫、鉛、銻（アンチモニーニユム）

鎳（ニッケル）鈷（コバルト）錳（滿俺）錡（亞鉛）鋁（アルミニウム）砒、汞（モリブデナム）鉬（蒼鉛）鉑（白金）鈦（イリヂユム）鈮（バリユム）鉻（クロシユム）鈾（ウラミユム）煤炭類（石炭）金剛石、寶石類

第二類

水晶、石棉、雲母、鋼玉、石膏、燐酸石灰、重晶石、硝酸鹽、硫磺、硫化鐵、硼砂、弗石、大理石（裝飾用）長石、滑石、筆鉛、泥炭、琥珀、土瀝青、柏油、浮石海泡石、硅磁土、硅藻板、苦土礦、漂白土、顏料、石類（赭石紅土）

第三類

青石、石灰石、砂石、花崗石、斑石、白雲石、土灰、灰泥石、粘土、火粘土、其他採鑛に依りて得べき建築石材及一切の有用石類

食鹽及煤油（石油）は國家の專辨に歸し右三類鑛質の內にあらず

第七條　前條に列せざる鑛質は農商總長隨時に種類を核定し部令を以て之を公布す

第八條　第六條所載の各種鑛質並に其廢鑛鑛滓は農商總長或は鑛務監督署長の核准を經るに非ざれば探採するを得ず但地方團體公有の各種鑛泉は此限に在らず

第九條　第六條第一類の鑛質は地面の業主（土地所有主）と地面の業主に非ざるとに論なく先に鑛業權を呈請せしもの優先して鑛業權を取得する權あり

第十條　第六條第二類の鑛質は地面の業主優先して鑛業權を取得する權あり但地面の業主鑛業權を取得する事を願はざる旨を聲明するか或は註冊後一年にして尙開工せざる時は農商總長或は鑛務監督署長は別に他人の其鑛業權を取得する事を准す

第十一條　第六條第三類の礦質は地面の業主より自ら探採を行ひ或は他人に租與して探採せしむるを得但地方行政長官の核准を經へし

地方行政長官は前項の核准を爲す時は須らく礦務監督署長に轉送すべし

第二章　鑛區

第十二條　礦業權者は政府より探鑛或は採鑛の土地區域の准許を受けて鑛區となす

第十三條　左列の各地は傾して鑛區と作すを得ず

一　古塋の廬墓及歷代帝王の陵寢地界を距る一里以內の者

二　礮臺要塞軍港及一切の軍用局廠に關係ある地點にて該管官署の准許を經ざる者

三　商埠市場地界を距る一里以內にして該管官署の准許を經ざる者

四　官有公有建築物、公園、著名の古蹟公用道路、鐵路及水利に緊要なる地界を距る四十丈以內にして該管官署或は所有者及關係人の准許を經ざる者

第十四條　鑛區の界限は直線を以て之を定む地中開鑛の界

限は地面に劃定せる界限の直下を以て準と爲す

第十五條　鑛區の面積は方里及畝數を以て計算す六十萬丈を一畝とし五百四十畝を一方里（支那里）とす

第十六條　煤鑛（石炭鑛）は二百七十畝以上十方里以下を以て其他の各鑛は五十畝以上五方里以下を以て限りとす前項の規定は特別の情形に因り農商總長認めて必要とする時は之を增減するを得

第十七條　一鑛區內に二以上の鑛業權を設くるを得ず但異種の鑛質を目的とし或は第三十五條の事故ある時は此限りにあらず

第十八條　凡鑛區の外に在りて隧峒を開掘し專ら洩水通氣轉運の用と爲すものは鑛區を以て論ぜず但鑛務監督署長の許可を經べし

前項の隧峒內に於て鑛質を發見せる時は鑛務監督署長に呈報すべし

鑛務監督長は前項の呈報を受け開採の價値ありと認むる時は期を限りて其鑛區に屬せしむる事を得

第三章　鑛權

第十九條　鑛業權は物權と見做し不動產に關する諸法律の規定を準用す但同一鑛區內の鑛業權は依然存在するものとす

第二十條　鑛業權は分割するを得ず

第二十一條　鑛業權は繼承讓與滯納處分及强制執行の外權利の目的と爲すを得ず但採鑛權は抵押權の目的と爲す事を得

第二十二條　左列の事項は該管鑛務監督署に呈して註冊を受くべし但鑛業權の行使が制限を受くる時は鑛業の註冊を爲すを得ず

一　鑛業權の設立變更移轉消滅及制限

二　鑛業權を抵押と爲す時は其抵押の設立變更移轉消滅制限

三　鑛業權合辦者の退夥

第二十三條　前條の註冊規則に關しては別に法令を以て之を定む

第二十四條　第二十二條に規定せる各註冊事項は註冊を經るに非ざれば效力を生ぜず但鑛業權の繼承鑛業權滿期の消滅及本例に依る競賣は此限りに在らず

第二十五條　凡そ探鑛を欲する者は呈文を具し並に圖說を附し該管鑛務監督署長に呈出して核准を請ふべし但鑛務監督長が必要と認むる時は地方官をして調查せしめ或は派員查勘するを得

第二十六條　探鑛權は二年を以て限期とす

第二十七條　探鑛の際得る所の鑛物は鑛務監督署長の准許を經て出賣或は消費するを得並に本條例に依り納稅すべし

第二十八條　凡そ採鑛を欲する者は呈文を具し並に圖說を附し該管鑛務監督署長を經て農商總長の核准を呈請し署に回附して再び註冊を行ふべし但農商總長が必要と認むる時は該管鑛務監督署長をして調查せしめ或は派員查勘

するを得

前項の規定に依り鑛務監督署長は地方官をして調査或は査勘せしむるを得

第二十九條　呈請辨鑛人は其名義を變更するを得但採鑛期間に在りては鑛務監督署長に呈報し採鑛期間に在りては鑛務監督署長を經て農商總長の核准を呈請するに非ざれば効力を生せず

第三十條　呈請採鑛人は其地に確に採らんと欲する鑛物ある事を證明すべし

第三十一條　呈請辨鑛人が具する所の圖說若不完備なる時は鑛務監督署長或は農商總長は期を限りて更正或は補呈せしむるを得若期限を逾えて尙更正補呈せざる時は原呈を取消す

第三十二條　農商總長或は鑛務監督署長は探鑛呈請地が確に採鑛に適すと認めたる時は期を限りて採鑛を呈請せしむるを得若期限を逾えて尙呈請せざる時は他人の呈請を許すを得

農商總長は採鑛呈請地が尙探鑛を要すと認めたる時は前項の規定を準用す

第三十三條　採鑛呈請地の地位形狀と鑛床の地位形狀と合致せず鑛利を損する虞ある時は農商總長或は鑛務監督署長は期を限りて更正せしむるを得若限を逾えて尙更正を呈請せざる時は原呈を取消す

前項の情事は呈請人も亦自ら更正を請ふを得

第三十四條　農商總長或は鑛務監督署長は鑛業呈請地が公益に妨害あり或は經營の價値なしと認めたる時は核准すを得ず

第三十五條　鑛床の位置形狀に因り隣接鑛區に掘進する必要ある時は隣接鑛業權者と協商し其承諾の證明を取り鑛務監督署長を經て農商總長に呈請して鑛區を增改すべし

前項の事情に因らずして隣接鑛區に掘進せんと欲する時は隣接經業權者の承諾書の外若低押權あらば並に其承諾書を取り併せて呈送すべし

第三十六條　探鑛呈請地と他人既領の鑛區と相重複し鑛質も亦同種なる時は其重複の部分は許可するを得ず

第三十七條　探鑛呈請地と他人既領の鑛區と相重複し鑛質も亦同種なる時は其重複の部分は許可するを得ず但第三十五條の事情ある時は此限にあらず

第三十八條　探鑛呈請地と他人の探鑛呈請地と相重複し其鑛質同種なる時は其重複の部分は第三十二條第一項の規定を準用す

第三十九條　鑛業呈請地と他人の鑛區と相重複し若鑛質異種なる時は鑛務監督署長鑛業權者に通知すべし但他人の鑛業に妨害ありと認めたる時は此限にあらず

通知後六十日を限りとし鑛業權者は其礦業權を優先取得するの權あり

前項の規定は第三十五條の事情ある時は之を適用せず

第四十條　探鑛呈請地と他人の探鑛呈請地と或は探鑛呈請地と他人の採礦呈請地と相重複する時は其重複の部分

は前に呈請せしものに優先權あり若し同時に呈請せし場合は鑛務監督總長は期限を指定し各呈請人をして協商の上再呈請を行はしむ
指定の期限を逾え各呈請人が尙前項の呈請を爲さゝる時は抽籤の方法を以て優先權を決定す
第一項の規定は第三十三條第三十五及第三十九條の但書の事情ある時は之を適用せず
探鑛呈請地と採鑛呈請地と相重複したる時若同時に呈請し且鑛質同種なる場合は重複の部分に對しては採鑛呈請者に優先權あり
第四十一條　採鑛權の期間滿了の後三十日を限り探鑛權者は該區域內の同種鑛質に對して優先採鑛呈請權を有す
他人が前項の區域を鑛業呈請地となす時其鑛質異種なる場合は第三十九條の規定を準用す此際は前項の規定に依り優先の呈請を爲せる者を鑛業權者と見做す
第四十二條　探鑛呈請人が同種の鑛質に就て更に採鑛の呈請を爲し其呈請地に重複ある時は探鑛呈請書發送の日を以て採鑛呈請書發送の日と見做す但第四十條第四項の情事は此限にあらず
前項の規定は採鑛呈請人が同種の鑛質に對して更に探鑛の呈請を爲す場合にも之を準用す
前二項の規定は第三十二條及第三十三條條第一項の規限を經過せる呈請には之を適用せず
第四十三條　採鑛區の增減合併分割及其他の變更事項は礦務監督署長に呈請して其許可註冊を受くべし採礦區は礦務監督署長を經て農商總長の許可を呈請し署に回附し註冊したる後始めて効力を生ず
第四十四條　採鑛權者は隨時の施工計畫の圖說を具して鑛務監督署長に呈出し審定を受くべし
探權者は鑛務監督署長の審定せる施工計畫に依り開採すべし
前項の施工計畫に變更する時は鑛務監督署長の審定を經たる後始めて實行するを得
第四十五條　鑛業權者は坑內の實測圖及鑛業簿を鑛業事務所に備置し並に副本を繕具して鑛務監督署に呈送すべし
別項の繪圖及簿籍の程式は農商部令を以て之を定む
第四十六條　鑛業權者に左列各款の事情の一ある時は其鑛業權を取消す
一　註冊一年後正當の理由なくして延引開工せず或は中途停工一年以上に及ぶ者
二　鑛業の公益に害ある者
三　鑛業警察規則に依り其危險を預防し或は工程を停止せしむるも遵行せざる者
四　施工計畫に依らずして施工する者
五　期を逾えて鑛稅を納めざる者
六　錯誤に因りて許可せる者
第四十七條　鑛業權者が鑛業權を抵當として借債する場合は左列各款の規定に依るべし
一　鑛業權を抵當として借債する場合は農商總長の許可を經るに非ざれば効力を生ぜず

二　鑛業權を抵當となしたる後其鑛業權者が鑛區の分割合併減少或は增減をなさんとする時は債權者の承諾或は各債權者の協定を經べし

三　鑛業權にして取消され或は自ら廢業する場合は註冊を經たる後該管鑛務監督署長直ちに擔保を設定せる債權に通知すべし該債權者は通知に接したる後三十日以內に鑛務監督署長に其鑛業權を競賣する事を呈明するを得但第四十六條第二款及第六款の事情に因り取消される者は此限りに在らず

四　賣却或は競賣の手續未了の期內は其鑛業權は賣却或は競賣を目的とする範圍內に於て尙存續せる者と見做す

五　鑛業賣却の所得金は賣却費用並に債款及利息を扣除したる外其餘は原鑛業權者に還附す

六　買受人は本法第三條或は第四條の規定に照し其取得せる鑛業權は原鑛業權註冊取消の日より之を取得せるものと見做す

第四十八條　鑛業權の取消を受け或は自ら廢業せる後其鑛業權者が自ら其鑛業を處分する時は前條第四款及第五款及其六款の規定を準用す

第四十九條　探鑛或は採鑛を呈請せし際派員して實地に查勘する必要ある時は其所要の費用は呈請人の負擔とす

第五十條　隣接鑛業權者及其他の利害關係人は事故の起りたる場合鑛務監督署長に呈請し派員查勘せしむるを得但其費用を負擔すべし

第四章　用地

第五十一條　本法に所謂關係人とは使用の土地に對し權利を有する者を指して言ふ

第五十二條　本法に所謂償金とは地價租金（借地料）及地主並に關係人の受けたる普通の損害に對する賠償金を指して言ふ

第五十三條　鑛業呈請人及鑛業權者は必要の時他人の土地內に於て測量或は檢查等の事を爲すを得但鑛務監督署長の許可を經るを要す

前項の許可を得て他人の土地に實行する時は豫め地主或土地占有人に通知すべし

第五十四條　測量檢查等の爲に障礙物を除去する必要ある時は鑛務監督署長の許可を禀べし

前項の許可を得たる後障礙物を除去せんと欲する時は豫め地主及土地占有人に通知すべし

第五十五條　鑛業權者は鑛業上緊急の危險を防ぐ爲他人の土地に入り或は之を使用するを得但直ちに鑛務監督署長に呈報し並に同時に地主或は土地占有人に通知すべし

第五十六條　前三條の事項に因り若地主及關係人が損失を受くる時は鑛業權者は相當の賠償金を給與すべし

第五十七條　鑛業權者は左の目的に因り他人の土地を使用するを得

一　鑿孔及開鑛

二　鑛物土石爆發藥、木料、薪炭、鑛滓及灰燼等の堆積

三　選鑛場及製煉場の建設
四　大小鐵道、運路、運河、水管、汽管、溝渠、池井、索道及電線等の建設
五　其他鑛業上必要の各種工事及工作物の施設

第五十八條　前條の規定に依り他人の土地を使用する時は鑛務監督署長の許可を經並に該地施工の計畫を製圖說明し鑛務監督署長の審定を受くべし
鑛務監督署長は前項の許可を爲したる後直ちに公告し或は地主若くは關係人に通知すべし
前項の公告或は通知を經たる後鑛業權者は其取得せんと欲する土地の權利に關し地主及關係人と協同して之を定むべし
前二項の規定は土地が官有なる時は該管官署の許可を請求するを得

第五十九條　他人の土地を使用する事に因り鑛業權者は地主及關係人に相當の償金を給すべし

第六十條　土地は三年以上使用する場合或は使用に因りて其性質を變ずる時は鑛業權者は地主と協商し或は地主の請求に由り土地の市價に照して一次償金を給與するを得
但鑛業の廢止或は使用完竣の時は土地を原地主に交還すべし

第六十一條　土地の一部を使用する事に因り其餘の土地の價値を低減するか或は他項の損失ある時は礦業權者は地主及關係人に相當の償金を給すべし但其餘の土地が從前の効用を失ふ場合は前條の規定を準用す

第六十二條　使用の土地に於て其道路、溝渠、牆柵及其他の工作物等を增築或は修改するの要ある時は鑛業權者は地主に相當の償金を給すべし但已に第六十條の規定に依りて處分せる者は此限に在らず

第六十三條　第五十八條の公告或は通知を經たる後地主及關係人が其土地の形質を變更し或は工作物の新築改築若くは大修繕及物件の增加を爲さんと欲する時は鑛務監督署長の許可を經るを要す許可を經ざるものは其費用に就て償金を請求するを得ず

第六十四條　第五十八條の公告或は通知を經たる後其鑛業を廢止若くは變更する場合は礦業權者は地主或は關係人の損失に對し相當の償金を給すべし

第六十五條　地主及關係人は償金に對し礦業權者が擔保を提出する事を要求するを得

第六十六條　使用の土地が已に協定、裁決、決定或は評決を經たる後償金或は擔保が尙未だ確定せざる時は鑛業權者は償金を供托し或は擔保を設定して其土地を使用するを得

第六十七條　礦業權者が償金を與へず擔保を具へざる時は地主及關係人は其土地の使用を拒むを得

第六十八條　土地の所有權は使用期間中礦業權者に歸し其他の權利も亦暫時停止すべし但使用者の妨害とならざる者は此限に在らず

第六十九條　土地の使用完竣せば礦業權者は其土地の原狀を回復して原主に交還すべし若原狀を回復し能はざるに

因り損失を來す時は償金を給與すべし但十條の規定に依り處分せるものは此限に在らず

第七十條　土地使用に關する規定は水を使用する權利にも之を準用す

第五章　鑛工

第七十一條　鑛業に從事する勞働者を鑛工と爲す

第七十二條　鑛業權者所定の鑛工服務規則は鑛務監督署長の許可を經て始めて効力を生ずるものとす

第七十三條　鑛業權者は鑛工名簿を鑛業事務所に備置すべし其程式は農商部令を以て之を定む

第七十四條　礦工の工價（賃銀）は毎月預定の日期を按じ通用貨幣を以て一次或は二次に分ちて發給すべし

第七十五條　鑛業權者は解雇せる職工に對し其請求に因り雇傭期間、服務種類、技能、工價及解雇の事由を記せる證書を給與すべし

第七十六條　鑛工が工作に因りて負傷し爲に疾病に罹り或は死亡する時は鑛業權者は醫藥撫恤等の費用を給與すべし

第七十七條　礦工の年齡及工作時間並に婦女幼童工作の種類等の事項は農商總長之を制限するを得

第六章　鑛稅

第七十八條　鑛稅の種類左の如し

一　鑛區稅

二　鑛產稅

第七十九條　鑛區稅の稅額左の如し

一　第六條第一類鑛質の採鑛を爲す鑛區は一ケ年毎畝銀元三角を納む砂鉑（砂白金）砂金、砂錫、砂鐵の河底に在るものは一ケ年長さ十丈毎に銀元三角を納む第三條第二類鑛質は一ケ年毎畝銀元一角五分を納む

二　礦區の探鑛（試掘）中は前項の稅額は均しく五分を以て計算す

第八十條　前條の鑛區稅は地面租稅以外の稅なりとす

第八十一條　礦產稅の稅額左の如し

一　第六條第一類鑛質は出產地の平均市價を按し千分の十五を納む

二　第六條第二類鑛質は出產地の平均市價を按し千分の十を納む

第八十二條　第七十九條及第八十一條の鑛區及鑛產稅は均しく兩期に分ちて上納す

第八十三條　第六條第三類鑛質は鑛區稅及鑛產稅を免除す

第七章　鑛業警察

第八十四條　鑛業警察に關する事項は農商總長及該管鑛務監督署長之を行ふ其規則は農商部令を以て之を定む

第八十五條　農商總長或は鑛務監督署長は鑛業工程に關し危險若くは公益に害ありと認めたる時は礦業權者に命じ豫防方法を爲し或は暫く停止を行はしむ

第八十六條　採鑛權者所用の技術員は農商總長或は鑛務監

督署長其選任或は改任を命ずるを得

前項技術員の資格及職務は農商部令を以て之を定む

第八十七條　鑛業權消滅後一年以內は危險豫防の範圍尙存續するものと見做す農商總長及鑛務監督署長は原鑛業權者に命じて危險豫防の設備を爲さしむるを得

第八章　訴願及訴訟の裁決

第八十八條　鑛業の認可或は不認可に關し不服ある者は三ケ月內に訴願を農商總長に提起するを得違法に因り或は權利を侵害せられし時は行政訴訟を提起するを得

第八十九條　第三十五條第一項に關する協商解決し能はざる時は鑛務監督署長に裁決を呈請するを得

前項の裁決に服せざる時は訴願を農商總長に提起するを得違法に依り或は權利を侵害せられし時は行政訴訟を提起するを得

第九十條　鑛業權の取消さるゝ時鑛業權者に不服あれば訴願を農商總長に提起するを得違法に因り或は權利を侵害せられし時は行政訴訟を提起するを得

第九十一條　鑛業權者は地面の使用或は償金及擔保に關する協商の解決し能はざる時は鑛務監督署長に裁決を呈請するを得

地面の使用に關し前項の裁決に服せざる時は訴願を農商總長に提起するを得違法に因り或は權利を侵害せられし時は行政訴訟を提起するを得

償金及擔保に關し第一項の裁決に服せざる時は民事訴訟法に依り民事訴訟を提起するを得

第九十二條　凡そ處分或は裁決に不服の者は處分或は裁決通知書を受けたる日より起算し六十日內に訴願或は行政訴訟を提起するを得處分或は裁決通知令を受けざるものは公示の日より起算す

第九十三條　凡そ中華民國人民と合股して辦鑛し或は被傭の外國人の鑛務に關する爭執は鑛務監督署長の裁決を呈講すべし

第九章　罰則

第九十四條　詐欺を以て鑛業權を取得し或は鑛業權を得すして鑛質を竊採する者は三年以下の有期徒刑或は三千元以下の罰金に處す

第九十五條　私に鑛業權を轉賣し或は質入れする者は前條の處罰を準用す

第九十六條　過失に因りて登記せる鑛區以外に掘出せるものは五百元以下の罰金に處す

第九十七條　前三條の規定に因り處罰する者は併せて其採掘せる鑛質を沒收し已に賣却或は消費せる分は其價格を返納せしむ

第九十八條　第十三條の規定に違背し或は第八十五條及第八十七條第二項の命令に從はざる者は五百元以下の罰金に處す

第九十九條　第二十七條第四十四條及第七十四條の規定に違背する者は二百元以下の罰金に處す

第百條　第五十四條第七十二條第七十三條の規定に違背する者は百元以下の罰金に處す

第百一條　該管官吏の鑛業に關する簿記或は物件を檢查するを拒絕し或は防止するものは五十元以下の罰金に處す

第百二條　凡そ逃稅を企圖し或は已に逃稅せるものは納稅額三倍の罰金に處す

第百三條　本條令の規定に違背し或は本條例に據りて發する命令の規定に違背する者は刑法中の減輕、再犯加重及數罪俱發の例を適用せず

第百四條　鑛業權者が未成年者或は禁治產者なる時は本條例所定の罰則は其法定代理人に適用す但該未成年者が鑛業上成年者と同一の能力ある時は此限に在らず

第百五條　鑛業者は其代理人雇人及其他の從業者が業務に關して本條例に違犯せる時は己の意に出ざるを以て本法の處罰を免るゝを得ず

附則

第百六條　本條例は公布の日より施行す

第百七條　本條例公布の日より起算し六ヶ月を以て限と爲し凡そ從前領照を經たる鑛區は本條例に依り登記を呈請すべし

第百八條　本條例公布の日より起算し六ヶ月を以て限と爲し從前の鑛界年組（鑛區稅）出井稅（鑛產稅）は皆舊章に依りて徵收す平年未滿の者は月割にて計算す

第百九條　本條例施行前第六條第三類の鑛質に對して鑛稅を徵收し地方稅となせし者は暫く其舊に依る但千分の五を逾ゆるを得ず

第百十條　官營鑛業は法令に別に規定せる者を除き本條例の規定を準用す

第百十一條　本條例施行前鑛業を營む爲招募せる外資に關して締結せし契約は均しく其舊に依る　（完）

支那

第五卷第十號

要目

論說
關稅改訂提議に應ずべし……一——四

資料
廣東省の蠶業……五——七
武漢地方に於ける工業……八——一五
上海株式取引所……一六——一七

研究
支那輸出稅に關する疑問……S、Y、生一八——二一
幣制改革問題の推移……山口生二二 二六
中央政治會議……二七——二八
約法會議……二八——三四
支那全國商業會議所聯合會……三五——三七

雜錄
新舊約法の比較……三七——四二
各省財政狀態報告書……四三——四四
蒙古問題に關する露支協約顚末……四五
露蒙商業の近狀……四五

通信
湖南通信……四六——四八

時報
支那最近時事要項……四九——五八

附錄
中華民國增修約法
中華民國職員表

東亞同文會調查編纂部

週刊

日華公論

一部拾五仙一ケ年銀五弗（郵税共）
日本内地は一ケ年金五圓（郵税共）

天津日本租界壽街　日華公論社發行

支那現在の危局は決して支那のみの問題にあらずして直ちに日本の利害安危に關す日華公論は支那の中樞に於て中正公平の見を以て支那の内治外交を說くものなり

北支那の對外貿易は鐵路及航運の發達により驚く可き進歩を爲しつゝあり日華公論は北支那唯一の商港に於て其經濟事情に關し迅速精確なる論議報導を怠らざるものなり

天津の日本專管居留地は列國租界の間に伍して苟も後れざらん事を期しつゝあり日華公論は天津に於ける日本居留民の木鐸たるを期すると共に其間の出來事を委曲報導す

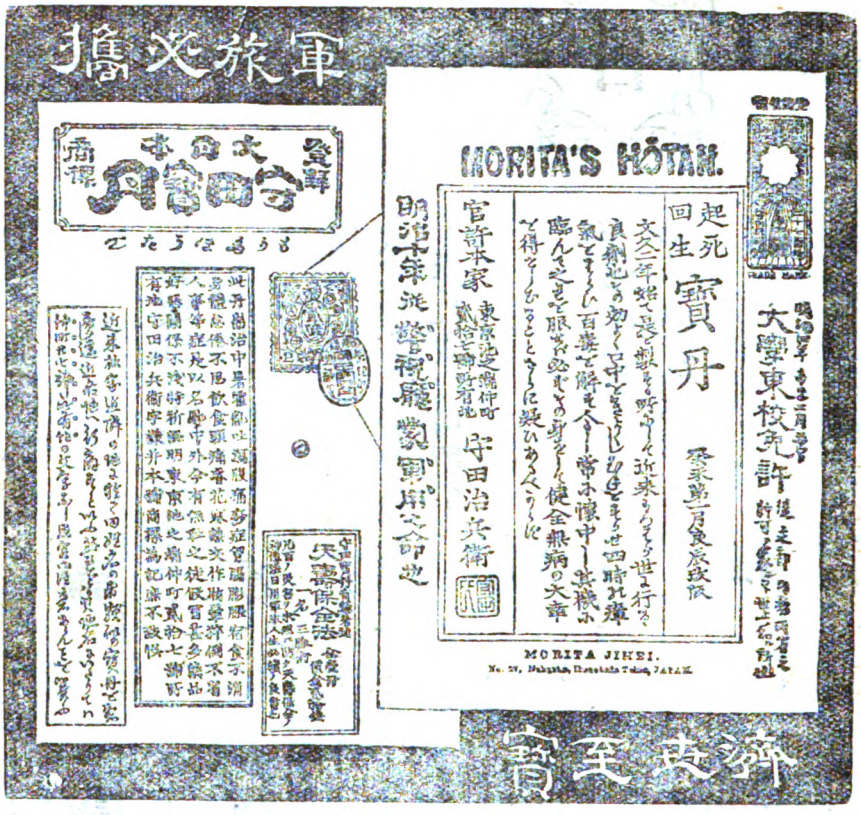

寶丹爲東亞名藥銷路最廣久已海外馳名凡居家旅行舟車宴會一日不可少之良藥也近有賣藥之人或假冒寶丹或用類似丸藥實屬關係非淺賜顧諸君認明東京市池之端仲町二十七號所有地守田治兵衛字樣方不致悞

寶丹功効如下

中暑　霍亂　痧症　痢疾　疝氣
吐瀉　傷食　傷水　食癪　癪氣
眩暈　頭痛　傷酒　心痛　腹痛
蟲咬　暈船　暈車　一切等症立効如神

日本東京下谷區池之端仲町二十七號所有地　**守田治兵衛**

南洋群島
中國各省　**各藥房皆有寄售**
朝鮮各埠

目

大正三年五月十五日發行「支那」第五卷第十號

口繪　廣東潮州韓文公祠　四川省打剪爐

論說

關稅改訂提議に應ずべし……一——四

資料

廣東省の蠶業（一）……五——七
武漢地方に於ける工業（二）……八——一五
上海株式取引所（七）……一六——一七

研究

支那輸出稅に關する疑問……S、Y、生　一八——二一
幣制改革問題の推移（一）……山口生　二二——二六

雜錄

中央政治會議（八）……二七——二八
約法會議（四）……二八——三四
支那全國商業會議所聯合會（三）……三五——三七

次

新舊約法の比較……三七——四二
各省財政狀態報告書（一）……四三——四四
蒙古問題に關する露支協約顚末……四五
露蒙商業の近況……四五

通信

湖南通信……四六——四八

時報

四九——五八

（政治）支那政黨の合併——改省案否決——白狼の佈告文——支那の對內外蒙政策——招商局省監督官——盲啞學校期成計畫——總統減兵計畫——支那の軍艦注文
（軍事）交考家に事件と要求——獨逸と福建省——中露國境標否
（外交）裁釐加稅の研究——院外財政員の任務各省の財政調查——紙幣回收辦法——各省紙幣調查員各省紙幣發行總額——提示せる紙幣回收辦法——山東省の財政——本年收入償還借款額——民營事業借款規則——實業借款の種類
（財政借款）中英銀行組織の進行——殖邊銀行設立許可
（銀行）支那全國の河鑛——熱河油由田踏查結果——開鑛契約私訂
（鑛山）共和建設以來の鐵道——南滿鐵道の調查——浙政株買收年限
（交通）
（命令法律）
（叙任辭令）

附錄

中華民國增修約法全文
中華民國職員表

週刊 新支那

定價前金 一部金十五錢▲一個月四部金五十錢▲半個年(廿四部)金三圓▲一個年(四十八部)金五錢▲(郵稅不要)但支那及日本以外は實費を要す

創刊以來歲月未だ淺しと雖も▲支那問題に對し多大の注意を拂ひ▲恒に支那事情の調査資料となり▲以て愛讀者の伴侶たらん事に努力せり▲記事の系統的なるは是れ本誌の最も長ずる所▲是に因つて東方問題の解決に多少の貢獻する所あれば幸也。

日刊 新支那

定價前金 ▲一部金五錢▲一個月金一圓 ▲日本及支那各地は郵稅不要

△本誌は九月一日を以て北京に呱々の聲を擧ぐ

△既に中外に聲價を有する週刊新支那の姉妹號にして

△公平の見地に起ち不偏不黨を本領とし

△日支兩國の親善に對しては言はずもがな

△進んで亞細亞の警鐘たらん事を期す

△正確なる支那の時事問題は本紙によつて速に知るを得可し

△思を禹域に及ぼし意を世局に注ぐ人士

△請ふ淸鑒を吝む勿れ

支那北京 新支那社

同 天津日租界 天津支那店

電話南局一百十二番 振替東京二一八一六番

電話三百三十番

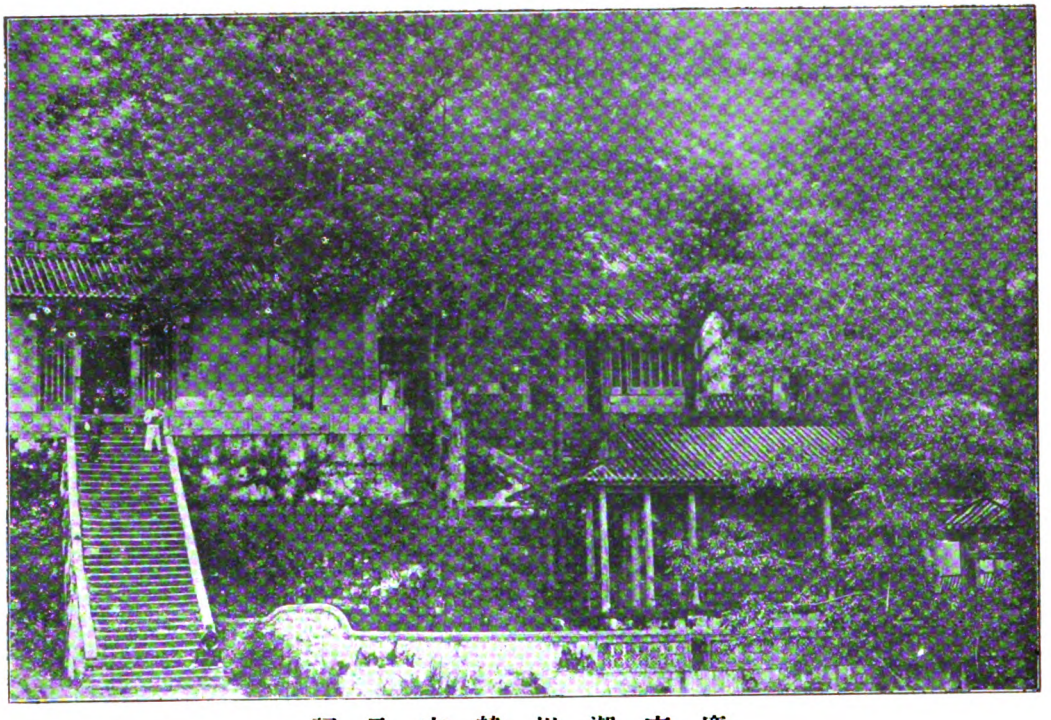

廣東潮州韓文公祠

四川省打剪爐

大正三年五月十五日

第五卷第十號

論說

關稅改訂提議に應ずべし

一

帝國政府は、近々昨年十月十四日支那政府の提議に係る、關稅現實五分改訂に對し、主義上贊成の回答を爲すに至るべしとのことなるが、吾人は別段異議なきのみなず、寧ろ其回答の遲延せることを惜まずんばあらず。支那政府が英清通商條約に準據し、期限の到來と物價の變動とを楯とし、稅則を改訂せんとするは、道理ある主張にして、關稅改訂に依り、五百萬兩內外を增收し、革命亂の爲め、增加したる外債償還に充當せんとするは、誠に同情に値すべし。凡そ此種の提議に對しては、善隣の厚誼を尊重する帝國政府たるもの、傾らく卒先贊成し、成るべく列國を勸誘し、支那政府の主張を貫徹せしむるに盡力せざるべからず。是は單に支那が多大の利益を享く

るのみならず、帝國も亦相當の便宜を得ればなり。民國承認問題に關し、山座公使の採れる處置が、如何に兩國を稗益したるかを顧みれば明なり。若し帝國政府が此處置に出づることを怠らんか、同文同種てふ言辭は、徒らに耳中に菌を生せしむるに過ぎざるべし。然るに帝國政府は、支那政府より關稅改正の提議ありてより、已に半歲を超へ、歐米諸國が悉く既に主義上贊成を表示せるに拘らず、何等の回答を爲すことなく、支那政府をして再三催促せしめ、幾分支那官民をして怨を抱かしむるに至れるものは、何ぞや。

二

帝國政府が斯の如く回答を躊躇せるは、多少の道理あることにして、帝國のみ關稅改訂の期限未だ到來せざると、關稅改訂に依り、帝國の被むるべき影響、歐米諸國と遙かに趣きを異にするに依る。帝國政府は明治二十九年の日清通商航海條約に於て、十年毎に稅則改正の提議に應ずべきことを承認したるも、同三十九年に及び、支那政府より何等の提議なかりしかば、四十九年即ち大正五年に至り、始めて關稅改正の提議に應ずべき義務あるべきものなるを以て、現時一切支那の提議を不問に付するも、何等の差支あることなし。又歐米諸國の支那に輸出する貨物は、皆精製品にして、支那に競爭するものなく、多少の關稅增加しかりとて、之を支那消費者に轉嫁することを得べく、殊に彼等は支那公債を所有する額極めて多く、該公債の擔保たる關稅の增加は、曾々以て彼等の債權を確保するものなるに依り、彼等は先つ爭ひ支那政府の提議に贊成したるものなるも、帝國臣民は殆んど支那の公債を所有するものなく、支那關稅の增加により、何等の利益を享けざるのみならず、其輸出品は、中下等品に係り、海產物、砂糖、木材等を除き、些少の關稅增加も、乍ち需要を減退せしめ易く、特に棉絲は、支那內地に於て、年々歲々競爭品增加するのみならず、支那政府が內地棉絲を保護せんが爲め、本邦棉絲に每俵正稅附加稅共に四兩二錢七分五厘を徵收しながら、內地棉絲に二兩一錢を賦課するを以て、本邦綿絲は大打擊を受けつゝあるに、更らに現實五分稅改正に依り、三割以上の課稅を增加せられんか、本邦綿絲は非常の窮境に陷るべし。去れば、紡績業者を始め、利害關係ある商工業者は何れも皆蹶起して猛烈反對運動を試むることゝ爲れり。帝國政府が回答を躊躇せる、一應理由ありと謂ふべし。

三

帝國政府が、支那政府の提議に對し、直ちに快諾を爲す能はざりしは、諒とすべき點なきにあらざるも、支那の提議は道理ある者なるに依り、列國に先ち主義上贊成の回答を爲し置き、徐ろに帝國の利害を講究し、帝國の犧牲を償ふべき適當なる條件を提出することを能はざりし乎。歐米諸國は悉く贊成の回答を爲したるも、露佛二國は公然條件を提出しあり、其他の諸國は表面無條件贊成なりと號するも、裏面に於て何等かの交換條件を有せざるものなく、何れも皆他國の交換條件提出を待ち、之を口實とし、提出せ

んとの腹案なりと云ふ。去れば、帝國政府は、吾人の說の如く、適宜の手段を用ふべき餘地ありたること、疑を容れず。然るに今日に及びては、帝國のみ獨り列國と異り、支那政府の提議に反對すべき回答を爲し難く、之に贊成すべき回答を爲さんには、同時に適宜の條件を提出せざるべからざる憂あり、帝國にして條件を提出せんか、歐米諸國は乍ち之を口實とし、續々夥多の條件を提出すべく、支那官民をして獨り帝國を怨ましめ、寸毫も帝國が多大の犧牲を忍び贊成を爲すに至れる誠意を諒とせられざんとす。帝國政府が、日支兩國の交誼を增進すべき好問題に接しながら、之を利用すること能はず、反て支那官民の怨を買はんとするは、遺憾なりと謂ふべし。當初支那政府の提議あるや、關係官廳に於ては、兎に角主義上贊成の回答を發せんとの議ありたるも、海軍攻擊問題勃興に依り、民心を失ひたる山本內閣は、支那政府の提議を贊成せるが爲め、更らに民心を失はんことを恐れ、回答を延期したるに依り、遂に今日の窮境に陷りたるものなりと云ふ。內國紛爭の、外交上に及ぼす惡影響、眞に怖るべきなり。

四

既往は追つて寸益なし、現時に處すべき最良の方法を講究せざるべからず、即ち帝國政府は一日も早く主義上贊成の通知を發すると同時に、適宜なる條件を提出し、成るべく支那に利益あるべき關稅改訂の成立に盡力すること、是れなり。露佛二國は既に條件を提出し、條件を提出せざる列國も、夫れ〳〵交換條件を發することなれば、關稅改訂の機に先ちて改訂の提議に應じ、關稅改訂により何等の利益を享くることなく、反て多大の損害を受くべき帝國が、條件を提出すること、固より當然なりとす。該條件に關し、異說少なからず、或は棉絲丈を輸入稅率を据置にすべしと主張するものあり、或は交換條件として權利を要求すべしと絕叫するものあり、物價の變動に依り、關稅を改訂する際、棉絲丈けを除外するは、不穩當にして、又關稅改訂問題と緣故なき利權を要求すること、筋違の甚だしきものなれば、兩說共に到底用ふるに足らず。吾人は飽まで關稅改訂問題と密接の關係あり、而も穩當なる條件を提出せざるべからず。徒らに峻嚴なる條件を提出し、支那政府をして承認するに由なからしめ、之が爲め列國の承認により、折角成立せんとする關稅改訂を不調に歸せしむるが如きは、支那上下の怨を深くするに過ぎざるを以て寧ろ始より關稅改訂の提議を拒絕するに如かざる也。（吟風）

廣東省の蠶業（一）

第一章　總說

支那の大本は古來農桑にあり、明君賢相相出づるや其の法を研究して奬勵に怠らざりしを以て、五穀は勿論糸、棉麻、及び茶等の發達は既に他國を壓したり、就中養蠶の業は最も其の注意せし所にして后妃の親しく養蠶の業に從事したるが如き、皆之れ民間の婦女子をして斯業に從はしめ以て其の奬勵をなすの主旨に外ならず、

今日にありては蠶糸は茶と共に輸出品の大宗として現はるに至りしも、惜しい哉保守の國民其の改良に意を用ひず其の進歩の跡毫も見ざるなり、而して支那の養蠶地として表はるるは蘇杭を第一とし、廣東四川湖北之れに亞ぎ、山東河南も亦之れを產す、而して蘇杭を除きては廣東に及ぶものなし、蓋し廣東は土地肥沃物產豊饒にして文化早くより開け其の產業の發達せること世人の知れる所なり、廣東に於ける土產品中の大宗を生糸とす、即ち輸出生糸は廣東地方一般に重大なる關係を有し、其の市場の良否は外國輸出貿易の盛衰は一に廣東養蠶の作柄の良否と市價の高低とに依るものとす、以下數章に分ちて順次研究し得たる所を述べんとす、蓋し支那養蠶の盛衰は一に日本生糸の消長に大なる關係ありと云ふも過言にあらざれば也、廣東に於ける養蠶業の狀態は、桑園の培養の如き、其の他各般のこと江蘇浙江地方とは全く其の趣を異にせり、即ち桑樹は皆根切り法にして、蠶兒は多く多化生なり、氣候頗る温暖な

るを以て、一ケ年間六回又は七回或は稀れに八回の飼育をなすことを得、故に江蘇浙江の養蠶業は眞に農家の副業たるにも拘はらず、廣東地方の養蠶業の盛なる處にては純然たる專業として周年蠶業を營むもの多し、從つて斯かる地方に至れば見渡す限り悉く桑園にして、其の他の耕地としては只其の住宅の周圍に多少の果樹若くは蔬菜を栽培する地積あるに過ぎざるなり。

廣東省中養蠶業の最も盛なるは廣州府下となすべく、陽江電白水東等は頗る少なし、養蠶業の盛なるに從つて廣東には養蠶學堂、農事試驗場あり、之等の場所に於ては斯業の研究に怠らざるを以て其の發達期して俟つべし。

生糸並に絹布類は廣東出貨の第一位を占むるものにして廣東地方に於ける繭の收穫は一年七回、陰暦四月に始まり毎月一回產出し十月に至りて終る。

產品を區別するに一造乃至七造の稱を用ひ、四造五造を最も優等品とす、廣東より澳門に到る珠江の沿岸並に西江の西部支流一帶及び虎門等に產す。

荷造は生糸にありては、薄き布及び招牌紙(商標紙)にて包みたる八斤(八キャッチー)の重さのものを一把とし、十把を一個として、更らに薄き油紙布及びアンペラにて包み、再び其の外包を筵にて包む、重量正味八十斤(百〇七封度)風袋を加ふるときは百十五封度乃至百十七封度となる繭及び屑糸にありては壓搾器を以て壓搾し、布にて包み四個の木片を其の四隅に當て之れを搾し、更らに筵包とし籐繩を以て縛る其の重量は、

繭、正味、百封度、
風袋共百四封度乃至百七封度、
屑糸正味、百三十三封度三分ノ一、
風袋共百三十八封度乃至百四十封度、

絹布類にありては多くは木箱に入れ、內品により差あり、以下章を追ひて廣東の蠶業の大略を述べし。

第二章　栽桑業

第一節、桑樹の種類及び育苗法、

桑樹の種類は凡て二種あるが如し、即ち大同種及び古勞種是なり、此の二種は共に浙江省荊州より來る所謂荊桑の變種にして、此の二種を總稱して粵桑と云ふ、一種は土名を苦瓜桑即ち十文種と呼ぶものなり、又四樵簡村に日本より移植したるものなりと云ふ、桑三種あり曰はく早生桑即ち苦瓜桑種、曰はく中吉桑即ち龍紋種、曰はく晩生桑即ち魯桑是なり、然かれども一般に栽培せらるゝものは大同古勞の二種に過ぎざるが如し。

大同種は大同地方に古勞種は古勞地方原產地なり、而して大同種は其の枝皮の色青褐にして根は直根なり。

廣東地方に行はるゝ育苗法は多く實播又は插木仕立にして株分ち、又は接木法を以てするものは稍や少なきが如し、而して實播をなすに當りては其の採種整理及び播種の方法は大凡左の如くなりとす。

一、播種法

桑椹を採收するには毎年立春前後を以て良しとす、即ち老樹に結べる椹の黒熟し且つ肥壯なるを選びて採收し、之れを笊中に入れて揉爛し流水を用ひて其の皮肉を淘出し、上面に浮びたるものを去り、其の沈みたる物のみを取りて日光に曝らし、手を以て握り相粘着せる程度に乾きたるを以て適度となす、斯の如くにして乾かしたる椹は之れを包み陰爽の處に置くべし、桑椹熟せざるものは百斤に付き精椹約八升を得るものにして、熟せるものは二斗を得らるべし、之れ其の熟せるものは水分少なく生熟せるものは水分多きを以てなり。

二、苗地整理法、

苗地を整理するには先づ舊曆十月他の農作物收獲の後ち、手犁を以て此を耕起し、翌年正月（雨水の節）再び之れを耕し畦隴を區分し四面に溝を堀り以て排水に便にす、而して其の表土乾きたる後大槌を以て結塊せる泥を推碎し、或は軸礦を以て之を平坦ならしめ、再び施轉自如の桿を以て打鬆の後細齒耙を以て掻き均らして桑椹を其の上に播く、其の苗地形を圖に示せば。

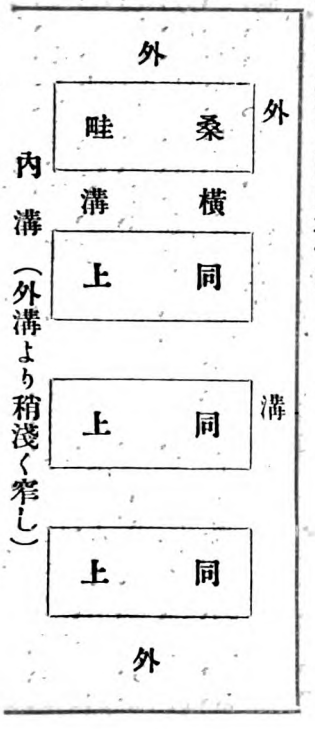

三、桑椹播種法、

桑椹を播くには必らず草灰を雜ゆるか、豆粕を雜へて細捉に和して後之れを種へ、其の上に禾稈を薄く覆ひて鳥の之れを啄むを防ぐ、但し其の厚きに過ぎる時は發芽を防ぐを以て注意を要す、毎畝に桑椹凡そ一升四合を播種すれば桑苗三十四萬本を得べし。

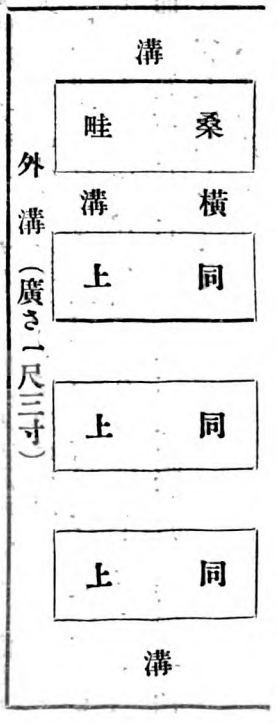

四、栽培法

桑苗を栽培するに熟地よりも生地を良しとす、而して其の土質は粘壌土を以て良しとす、沙土之れに亞ぎ粘土又之れに亞ぐ、毎年立春前に桑樹を收めて舊二月に之れを播く、播種の後約十日間にして發芽す發芽を四五分の長さに成長するを待ちて其の甚だしく密生したる部分を間引きし、而して後肥料を施す其の初次の肥料は水肥の薄きものを用ふべし、濃きものを用ふべからず。

又濃かに粉細したる豆粕を毎畦約三十斤宛施すは最も效あり、而して發芽後は努めて雜草を耘き舊曆十月頃に至れば即ち移植するに宜し、其の好く成長せるものは已に六七月に移植するも可なり、又挿木苗を仕立つるの方法は毎年新梢三四尺に伸張したる時に之れを五寸乃至七八寸に切斷

し、土塊を以て下端の切斷部を包み、之れを籠又は土器類の中に入れ更らに藁又は破れ莚を敷て掩ひ、其の土塊は乾燥せざる樣時々水を散布す、かくして數月の後に至れば土にて包まれたる部分に新根を生ずるを以て之れを苗木として本地に移植す一種の挿木法也。

第二節、桑苗移植法、

桑苗を移植するには舊十一月前後に於て牛犂を以て田地を耕して之れを鬆かにし、雜草を耡去し日光の透射を待つて地面を刮平にし、畦隴を區分し之れに桑苗を植え苗木の上部及び根端は此を截去し、五六寸を留め一尺七八寸株との距離は七八寸とす。

此を植ゆるには畦の上に孔を穿ちて毎孔に二株宛を植え一畝の植付株數は九千乃至一萬株に至る、然かれども畦の幅並びに株の距離は地方々々に依りて同じからず、即ち南順一帶の桑田は密なるも西江一帶は疎なり、又肇慶府内の各地を除き高明鶴山地方は密に高要四會三水地方は疎にして、德慶地方は疎密相半す、而して其の畦巾の疎なるものは二尺乃至四尺又株の距離は八九寸乃至一尺二三寸、又一畝に植付くる株數は少なきは三千多きは前述の如く一萬に至るものあり。

然かれども其の中間たる四五千株を以て適當となせるものゝ如し、右の如く植付けたる後雨少なくして乾燥する時は時々灌漑すべし、凡そ十日間を經れば即ち生着して芽を出す既に芽を出せば即ち施肥すべし、其の初次の施肥は薄き水肥を良とす、稍や長するを待つて再び濃厚の肥料を施す、普通每畝每次糞肥二百斤乃至三百斤を施す、每年冬間に於て一回第二回の蠶作後一回第四回の蠶作後一回共に三回施肥するものは即ち注意の至れるものとす。

冬季苗を移植するは翌年舊四月に至りて即ち桑葉を摘採することを得べし、晩近桑苗を時季に拘はらず隨時に移植するものありと雖も冬季に移植するを以て最上とす。

一月二月之れに次ぎ三四月又之れに次ぎ、五六月又之れに次ぐ、廣東地方に於ける桑園の仕立法に園桑と砂桑との別あり、即ち園田に生じたるものを園桑と云ひ、沙田に生じたるものを沙桑と云ふ、而して園桑とは園田の外周に必らず魚塘（堀地なり）を設けたるものにして、其の之れを設けたる所以のものは是れ地域たる至る所運河又は河川縱橫に貫通し、其の水面と田面とは殆んど高低の差なく、田地は周年水害を被むるを以て、其の水の淹沒を防ぐために田地の周圍を堀り、其の堀り取りたる土を以て四面を高くし以て河水の之れに侵入するを防ぐなり、その之れをなすに四水六臺の別あり。

即ち田面十分の四を魚塘となし、十分の六を桑臺即ち桑田となすものを云ふ、又五水五臺と云ふものあり或は六水四臺のものもあり、高州府の南海順德及び肇慶府の高山鶴山地方は其の地勢の關係上皆此の園桑に依れり、又沙田とは其の地濱邊に位し漸次沙の積成して田地となれる所にして其の田に水と基との區別なき處を云ふ。

此等の地は夏秋に淹沒するあるも、其の水の退き去るこ

と又速なるを以て桑樹に障なし、然かれども斯かる地方にては一年に五回の蠶作を營むを普通とし、六回に至れば桑の缺乏を告ぐ高要四會等の地方は多く之れなり、而して團桑の桑質を以て之れを比較するに團桑は桑肉厚くして砂桑は其の肉薄し又團桑は稍や潤にして沙桑は稍や黃ばめり。

第三節、摘桑及び剪株法、

前に述べたるが如く、廣東地方の桑樹は根刈仕立にして毎年冬季十一月に至りて一回之れを根莖部より刈り取るものとす、而して之れを刈取るには其の時期早きに失すべからず、早きに過ぐる時は刈取又盛かんに新芽を出し、冬の冷氣に遭ひて其の發育を妨げらる、而して全然其の刈取をなさざる時は年末に至りて必らず椹を結び其の桑樹は翌年に至りて大に衰弱すと云ふ、凡て桑葉を摘み取るには其の枝を折らざる樣又其の皮を傷けざる樣注意せざるべからず。

右の如く十一月頃に根刈をなしたる桑株は直ちに再び新芽を出し、十二月正月の候に至りて高さ尺餘に及び些少の葉を生ずるを以て、其の下方三四葉を摘し以て次の項に述ぶる錬蠶花種の飼料に供すべし、又三月に至れば高さ二尺に長ずるを以て其の葉の半ばを摘み取り以て頭造種の飼料に供す之れを名づけて摘頭造桑と云ふ、爾後三十四五日を過ぐれば高さ四五尺に達し上に横皮を發す即ち其の葉の老ひたる部分のみを採り、嫩葉の部即ち一尺許りを留め以て三造種の飼料に充つ之れを名づけて摘三造桑と云ふ、又三十四五日を過ぐれば高さ凡そ六七尺其の盛かんなるものは凡そ九尺に達し横皮更に多きを加ふ、第三造種と同一の法によりて摘葉し唯頂上に數葉を留めて其の老葉及び横皮ともに取去り、四造種の飼料に先つ第五第六造に至りては桑の枝葉と老嫩とに論なく悉く之れを取去りて寒造種の飼料に供す、十一月に至れば前述の如く株の根莖部より刈取らずして留め置きたる桑樹は此際に於ても尙ほ新葉を發す之れを名づけて大樹尾と云ふ、摘葉し以て錬蠶花の飼料となし採り得れば即ち其の株を刈取ること前の如し。

前述せる株の剪取法即ち根刈の方法（摘枝法）に就ては土地によりて差異なれるが如しと雖も、普通行はるゝものは其の株幹を斜めに剪去りて地面より幹頭三四寸を留むるなり、地方によりては地平線の處に於て株幹を剪去る事あり、又土地によりては其の刈方愈々低ければ翌年葉を出だすこと愈々多しと云へり、然かれども或る說によれば地平線より其の幹を切り去る時は之れを傷け易し、只斜めに剪る事尤も適せりと、而して斯の如くにして培養剪株したる桑樹は大凡二十ケ年位其の生產力を維持するものなりと云ふ。

第四節、桑園培養法

桑園培養の方法は其の土地によりて相異なる事は勿論なりと雖も、比較的之れに注意せるものゝ如し、即ち其の畦巾の密なる處は人力を以て之れを耘し雜草を除き、其の疎なる處には手犂を利用して畦間を耘せり株間は人手にて之

れをなせるものゝ如し、而して此に要する勞力は每畝凡そ四人乃至六人にして、其の一人の勞銀は銀三毫五仙乃至四毫なるも其の手摯を以てする時には其の一畝を耘するに僅かに三時間を要するに過ぎずして、其の費用は之れを使役する人と共に三毫內外にすぎずと云ふ、又畦巾は廣くして二尺乃至四尺位ある所の桑園には間々蕃薯落花生等の間作をなすものあり、斯る場合には其の收獲後卽ち第五蠶期後手摯を以て其の畦間を耘するなり。

されども費用を吝める農家にありては二三間每に一回の耕耘をなすに過ぎずと云ふ、又桑園に施す肥料の種類は蚕糞土豆粕或は人糞尿を以て最も多しとなせるものゝ如し、就中泥土と蚕糞とは尤も多し、前に述べたるが如く廣東地方の桑園は多くは運河河川に臨めるを以て、其の河底の泥土掘取る事易々たるのみならず、其の泥は肥料分に富めるが故に一般に肥料として用ゆるもの多し、卽ち此の泥を掘取るには冬季塘の乾きたる後運河若くは河の上に木を架して假橋を作り、此の上に登り河底の泥土を桑園に運びその樹間に撒布するものあり、又此を施すには舊曆十月頃降雨少なき時を以て尤も宜しと云へり、之れ降雨のために其の含有養分を洗去せらるゝ事なく、效能大なるを以てなり。

斯の如くにして施せる肥料の價は勿論其の種類によりて異なるべきも、大凡一畝につき一ヶ年十五六元乃至二十元位を支出するものゝ如し、氣候溫熱なるが故に肥料の效能は頗る速やかに現はるゝもの如し、聞く所によれば蠶期每に蚕糞或は豆粕を施すに於ては其の之れを施さざるものに比すれば其の收獲量數百斤は必らず多く優に其の肥料の價格及び勞働を補ひて餘りありと、今廣東農林試驗場報告書の中荊桑肥料種類試驗にあるものを抽出して記すれば次の如し。

本試驗は同一地積同一土泥を以てし、其の栽培の方法は時期同じく只施肥各異なるに藉り桑樹の發育數量の多少を以て何程の肥料に適するやを究め、更らに經濟上より審定して肥料の改良を謀るにあり。

宣統元年十二月初間、二年二月下旬五月初旬七月每朝各肥料を施す、一次は二月より九月に至り月を按じて除草す。

目 / 種別	地積	距離 直行	距離 橫行	肥料 種類	肥料 數量	每次條數	每區株數
甲區	一分五厘	一	二尺	人尿	四五〇勉	二	九〇〇
乙區	全	一	二尺	豬肥	九、三、三、	二	九〇〇
丙區	全	一	二尺	豬肥	二一擔	二	九〇〇
丁區	全	一	二尺	諸類	四五〇勉	二	九〇〇
戊區	全	一	二尺	豆類	四五	二	九〇〇
己區	全	一	二尺	麻類	四五	二	九〇〇
庚區	全	一	二尺	生類	三六	二	九〇〇
辛區	全	一	二尺	豉類	三八	二	九〇〇
壬區	全	一	二尺	人糞	三〇〇	二	九〇〇
癸區	全	一	二尺	蠶糞	三〇〇	二	九〇〇

廣東荊桑肥料種類試驗採桑調查表

目標／造別	採桑月日	二株 幹數	二株 葉重	二十株 葉量	同區 葉量	一幹 葉數	一幹 葉量	桑區 平區 長さ	桑區 平區 巾	葉中最大もの 長さ	葉中最大もの 巾
一造	三月一日	五	兩 三、〇〇	一、八五〇	八斤、五五〇	四二〇、〇	兩 二、〇	尺 一、一	寸 四、〇	寸 二、九
二造	四月十日	五	六、〇〇	三、七〇〇	一六斤、五〇〇	八二一、三〇	五、〇	七、〇	五、八	四、〇
三造	五月廿八日	五	五、〇〇	三、一五〇	一四、六五〇	三一一、〇〇	六、八	六、〇	四、五	三、〇
四造	六月廿七日	五	三、〇〇	二、八五	九斤、四五〇	二七〇、七〇	兩 四、〇	八、二	五、三	四、五
五造	七月廿八日	五	一〇、〇〇	六、二五〇	二八斤、二五〇	九五二、〇〇	兩 二、〇	八、二	五、三	四、五
六造	八月廿九日	五	四、〇〇	三、五〇〇	一二斤、三五〇	三八八、〇〇	七、八	七、八	四、五	三、〇
七造	十月十日	五	二、七〇	一、七〇〇	七斤、〇〇〇	二六〇、一四	七、八	三、〇	二、〇	二、〇

第五節、桑葉の收穫及び桑園の收支計算

一畝より生ずる桑葉の收量は土地の上中下により、又培養の周到なると否とにより著しき差あるが如し、即ち一ヶ年を通じて僅かに六百斤内外を產する所あり、又四千斤内外を產する所ありて一概に之れを云ふ能はずと雖ども、最高四千二三百斤最底六百斤内外位なるが如し。

南順地方にては上田は每蠶期一畝より桑葉千斤を獲、中田は同じく七百斤下田は同じく四百斤を得べしと云ふ、而して其の土地の養蠶家の云ふ所によれば、桑葉の豐收と否とは一に施肥の厚薄にあり、此を以て蠶期と蠶期との間に肥料を施せば每期百斤以上の增收をなすこと難からずと、又同地方に於ける桑園の一畝の收支計算を調べたるものを見るに、桑葉の價は例年なれば每百斤一兩三錢（初三期は一兩に及ばず後の三期は一兩八錢に及ぶを以て此の六期を平均すれば斯の如し）にして、今中田の桑園の收葉量を以て之れを言へば、每蠶期每畝六百斤即ち六期は三千六百斤其の價四十六兩八仙なり、之れより培土賃銀一兩四十八仙九分、除草賃銀九兩（每百觔三毫五仙）七兩二仙、豆粕代七兩二仙摘葉賃銀九兩（每百觔三毫五仙）合計支出二十六兩二仙八分を控附する時は、なほ二十餘兩の剩餘あり、而して又老農の說によれば諸支出費を六蠶期に區分して計算すれば、第一期の收入は整地除草費用となり、第二期は施肥の費用となり、第三四は納稅の費用となり、第五期第六期は即ち桑園を耕するものの收益となるべし、故に農家桑園を耕すること四五畝ならば即ち其の生計を全ふするに足ると、之れ一部の例にすぎざれども又其の一斑を窺ふに足る。

註、但し此の納稅等の諸費用は清朝の制により記せしものなり。

第六節、桑葉の賣買

耕園は土地の富豪なる所謂紳士の所有に係かるもの多

く、農家自身にて其の飼育蠶兒に與ふる程充分なる桑葉を有せざる者極めて少なきを以て、廣東地方に於ては桑葉の賣買は江蘇浙江地方よりも一層盛かんに行はるゝ所なり、即ち養蠶の盛期に至れば至る所桑葉賣買の市場開設せらるるに至る、

斯の如きを以て大良客奇其他の蠶業地にては、毎朝七八時頃農家が小舟に桑葉を滿載して各所より漕ぎ來り爭ふて其市場に群集するを見る、而して其の市場は一定の場所ありて繭賣買期に至れば又繭市場に使用せらるるもの多し、毎朝七時より十時頃までの間に至りて之れを開市し、總て現金を以て之れが取引をなす、此の市場の所有主は其の賣買兩者より毎擔につき四厘乃至六厘の使用料を收得す。

斯くの如くにして賣買せらるゝ桑葉の價格は、其の需要の厚薄により又は蠶期によりて異れり、第一期の頃は百斤一弗二十仙內外、第二期の頃は一弗五十仙、第三期の頃は百斤一弗七八十仙、第四第五期は二弗以上、第六期は二弗位を普通とせるものの如し、其の他德慶及び二三の地にありては例年の桑葉の平均相場も上述と大差なきが如し。

● 支那閣員略歷

▲陸軍卿段祺瑞　字は芝泉、年四十九、安徽省合肥の人、明治二十二年北洋武備學堂を準業して觸遼クルップ會社に遊び約一年にして歸國二十八年新設陸軍砲兵第一營管帶官該營兵官學堂監督及武衛右軍學堂總辦三十五年五月北洋陸軍參謀總辦、三十六年十二月練兵處司令正使、三十七年二月第四鎭統制、三十八年九月第六鎭統制に任ぜられ第一回陸軍大演習に北軍司令官となる三十九年福建汀州鎭總兵に進み四十年副都統に嘗給四十二年再び第六鎭統制四十四年江北提督に轉じ清江浦に赴き革亂起つて袁世凱の入京するや征討軍司令官に轉じ馮國璋の禁軍統制たるに及び第一軍司令官を以て湖廣總督を兼れ武昌に在り終に革軍を諷して南北一致の基礎を作り又徒正の諸將を促して清帝退位を勸請し袁世凱の爲めに大總統の地歩を發す大正元年二月末北京の兵變に袁の招電により入京して鎭撫に努め陸軍總長に就任し第二革命亂中黎副總統を武昌に强要して北上せしめ大事を未然に防ぎ自ら止まつて武漢を鎭撫せり袁系安徽派の統領として全支陸軍第一の名將たり

▲交通卿梁敦彥　字は燕生年五十二、廣東省順德縣の人、久しく張之洞の幕僚及通譯官たり明治三十六年十月漢口海關道に出仕し翌年天津道臺四十年駐米公使に任ぜられしも就かず九月外務部侍郎署理七月本官四十一年一月外務部尙書に進み頭等第三寶星下賜四十二年三月稅務大臣に移りしも七月病に依て辭職し宣統三年再び外務大臣兼弼德院顧問大臣たり革命後の內閣に一時外政を料理せし事あり徐世昌の參謀長たるべき肺患事務に懶きの憂ならかず

▲外交卿孫寶琦　字は慕韓、年六十前後外蒞厚なれども膽力乏しく曩に革命亂の當時山東總督として民衆に擁立せられ都督となり濟南城上に五彩旗を揭げしも北京政府の一喝によりて又黃龍旗に改めたるが如き例とすべし多くは地方官たりしも官海游泳の達人たるだけに要領を得ぬ支那の外交總長には可なるべし熊內閣より引續き外交總長を以て過渡の仲繼內閣總理を代理す今回徐內閣の成立に先つて英國公使を希望し徐に梁敦彥を後任とし推薦したる飽迄洞ケ峠式を發揮せりといふべし

▲財政務周自齊　山東臺縣の人、年不明若くして理財に長ずるによりて名あり袁世凱の河南出廬に連れて擡頭し曾ては財政總長の要職に在しが外債の事によつて避けて山東に都督たり省財政を巧みに料理して今日全國に冠たる省財政の基礎を定めしが居る年許にして段祺瑞の總理代理時代より交通を主宰し現に凋落せる盧東派の首領梁士怡と通同して廟堂に翺翔したり

▲內務卿朱啓鈐　字は桂辛、年不明、貴州の人、幼にして孤四川に徽官に就く後江蘇に於て候補知縣となり蘇州上海に奉職す袁世凱の直隸總督時代知に與し北洋皆藝所長に擧げられ張百熙が大學堂管理たる頃譯學館監督となり內外城巡警丞に移りしが病を以て辭職し日本に遊ぶ徐世昌の東三省總督前代に蒙古事務處總辦に起用され又徐の任を襲いで津浦鐵道總辦たり明治四十五年七月袁總統より交通部總長就任の懇渉ありしも受けず參議院投票の結果により始めて就任大正二年夏一時國務總理を代理し九月熊希齡內閣組織に內務總長に轉じ今日に及ぶ

武漢地方に於ける工業（二）

三、製粉業

一、東亞製粉會社、日本（本店は東京にあり）

北軍漢陽恢復戰爭の際燒失せり
創立者　大橋新太郎
創立年月　明治三十九年開業四十年十二月
位置　琴斷口北岸漢水の左岸河口を去る約四哩
　營業部は支那町永寧巷にあり
組織　一株五十圓五萬株
資本高　本支店總資本二百五十萬圓、內拂込百萬圓支店工場投資五十萬圓、流動資本は必要に應じて用ゐ一定あることなし。
其出所　日本內地の民資
製作物の種類　小麥粉、副產物として麩子、而して其種類及び價格は
　綠太陽牌　二弗乃至五一弗
　藍太陽牌　三弗乃至四六弗
　深綠太陽牌　二弗乃至二七弗
　紫紅太陽牌　一弗乃至五〇弗
製品材料出所　小麥は湖南湖北四川、此工場の所要年額は約二十萬石而して河南麥は用ひず。
工場の規模施設
1、工場の敷地は總面積三千方、此價格約四萬二千圓、漢口大水巷（漢水岸）所有地一千方、此價格四萬圓
2、工場建物　製粉工場建物一棟價格九萬三千圓、原料貯藏用倉庫三棟製品貯藏倉庫一棟五萬圓、事務所一價格一萬五千圓
3、製粉機械　米國ウルフ式ロール十四臺
一日六百バーレル（Barrel）の製造力を有す（一バーレルは四袋、一袋五十ポンド）
汽繼は四百馬力なれども、平常は三百馬力を用ふ以上價格十七萬五千圓

職工數　百三十人(外に原料買出張支那人廿名日本人七名)
支那職工の賃銀は最高一人一日大洋二角技術を要するものは月俸八弗乃至二十弗。

生產額　每年原料小麥出荷多寡と製品賣出の如何に依り臨機に生產額を加減す、每年六月又は八月頃より十一月末迄は、晝夜運轉十二月より翌年五月乃至七月迄は十二時間作業とす、機械六晝夜作業のときは六百バーレル、即ち二千四百袋十二時間作業のときは其半額即ち一千二百袋の製造力を有すれども、實際は二千三百袋及一千一百袋とす。

一バーレルを四袋として包裝し、一袋の重量約五〇封度即ち三七、五斤なり、然れども已むを得ざる臨時休業及支那の大祭祝日休業及製品の市況如何に依りて、臨時適當の所置をとる

製品の販路及原料小麥の集散
一日の原料消費晝夜運轉なれば千石、十二時間運轉のときは五百石、一年を通じて二十七萬石、小麥一石より粉二袋麩子二十斤乃至二十七八斤。

武漢を中心とし楊子江上流は沙市方面及湖南の常德長沙地方、下流は各開港場及南清の厦門福州等に賣出多く、北清は大連天津青島等とす。

需用は季節によりて消長あり、端午前後より仲秋を過ぎ迄は、需要旺盛にして秋穀及甘薯の收穫後は下等品の需用著しく減少するを常とす、副產物として麩子は晝夜作業に於て、三百袋(一袋は百斤入にして現在市價約洋例一兩六

匁)、十二時間作業のときは百三十袋を得、一年の產額約二萬五千袋なるべし、馬匹の飼養に用ひらるゝ一部は漢口市に賣出あるも大部は日本へ輸出す。

漢口の製粉會社にて需用する原料小麥は、專ら之を湖北省內に仰ぐも、尙河南四川江西よりも其輸入を仰ぐことあり、其產地の主なるは樊城府河流域方面及黃州府及平江等なり、河南に於ける小麥の集散地は漯河周家口等なり。

漢口へ入津の小麥は其雜穀市場なる磆口へ集り入津の尤も盛なるは新麥出回時期なるも、一年を通じて絕ゆることなし、磆口に於ける雜粮行(雜穀屋)にして、小麥のみを專門に取扱ふものなし、其主なるは豐祥盛永昌隆新義元等なり。

小麥の種類は漢口市場に於ては、普通に之を產地別とす其價格は一石を單位(百二十八斤)とし、現在相場三兩五六匁なり。

磆口は雜穀の大市なるを以て小麥を積載せる民船は每日此處に群集す、買入は糧食行の手を經て值段を定め、自ら之を計算し、自ら之を麻袋に包裝して受取る、製粉業者は皆此所に出張所を設け、每日人を派し之が買入に從事す、然れども尙供給不充分なるを以て、各產地に人を派し產地の雜粮行に就き之を買收し漢口に輸送し來る。

當地に於て取引せらるゝ小麥は一日約五千擔より六千擔の間にあり、即ち一ケ月大約十五萬擔にして當地にて製粉材料醬油製造材料として消費せらるゝもの約五萬五六千擔に上り、他は上海へ輸出す、即ち漢口に於ける取引小麥年

額約二百萬石、內大約百萬石は上海に輸出せられ、三十萬石は醬油屋に使用せられ其殘部は製粉材料となる。

本會社は別に人を原產地に派して買入る、漢口に集るものは買手多く投機の弊あり、現今に於けるよりも麥畑段別增加するは疑問にして、從ふて事業の擴張新製粉工場創立の余地なし、水野幸吉氏の（漢口）著述時代後一頓挫ありしが漢口の形勢は彼の時代後殆んど進まざるが如し。

二、裕隆機器麵粉廠（舊名恒豐）

一度倒產して復た起る、舊名を恒豐と云ふ其位置は東亞製粉工場より三四町下流（羅家店）に位す。

創立者
創立年月
組　織　株式
資　本　固定資本二十萬兩流動資本知るに由なし
資本の出所　英清合同は名義のみ皆支那人の民資なり
製造物の種類　麥粉及副產物として麩子
材料の出所　湖北、湖南、四川、河南
原動馬力　二百馬力
機械數　英國式ロール七臺
職工數　一定せず約六七十名
生產額　晝夜運轉にて八百袋機械の限度は千袋迄
需用先　東亞製粉會社と同樣なり

三、和禮機器麵粉廠（名義上の國籍は英國）
現今閉業中なり

創立者
創立年月　光緒三十一年（明治三十八年）四月開業
位　置　裕隆と相並ぶ（羅家店）
組　織　英國會社として香港に登記せられたるものなれども、株主は多く支那人にして英及獨の商人二三を混ずるもの丶如し。
資本高　初め登錄せしは銀七萬五千弗なりしが其後計畫變更のため增して十萬弗とす。
資本の出所
工場施設　敷地一千一百方此購入價格一、五〇〇兩
工場倉庫事務所及住宅等一式建築費二五、〇〇〇兩
製粉機械發電器購入價格二千五百磅即ち約一九、九八八兩
上記機械据付及雜用　一、六五〇兩
其他附屬機械一式　一〇、〇〇〇兩
合計　五八、一〇八兩

之を登記資本額より減ずれば一萬六千八百九十二兩となり、工場としては大なるものにあらず。

製作物の種類　小麥粉
材料の出所　英國
原動馬力　不明
職工數
休業中なれば使用し居らず、開業當時は三十乃至四十人を使用す。
生產額

以前作業中は一日極限商二十四時間作業にて五〇〇袋（五〇封入）を製し工場としては大なるものに非ざりしも當時は他に同業者の競爭なく、製品の價格と原料品の價格との間に大なる差ありしを以て、相場の利を見る即ち開業當時の收支計算表を見るに。

支出　原料小麥一ヶ月分九四二、八一〇斤此價格（但し百斤六十五斤に付二兩二錢）　一五、六〇一、一兩

燃料石炭一ヶ月分九十噸（一噸五兩八錢替）　五二二、〇

月給二八人ノ支那職工機關室事務所倉庫等ニ使用セル支那人　二〇〇、〇

工場監督技師一人分　二五〇、〇

雜費　二〇〇、〇

總支出高　一七、〇七三、一

四、漢豐機器麵廠

國籍　清國

創立者

創立年月

位置　和豐より十五六町下流

組織　株式

資本者　固定資本約三十萬兩流動資本約十八萬兩

貸借二萬兩　合計四十萬兩

製作物の種類　小麥粉

材料の出所他の製粉會社と同樣

原動馬力　百八十馬力

機械　米國バーナード式にて最良のものとすロール十二臺

職工

生產額　一日壹夜千六百袋なれども之は機械能力の極にて平生は千五百袋

小麥一石より麥粉を得る量は小麥の品質に依りて異なるも、約六斤乃至七十斤とし麩子二十斤乃至二十七八斤とす。

需用先　他の製粉會社と同樣即ち當地及楊子江一帶又上海より南北清に輸送せられ、上流は湖南の長沙常德湖北の岳州沙市方面とす。

五、金龍機器麵廠

創立者　廣東人

創立年月　光緒三十二年（明治三十九年）夏

位置　佛租界

組織　株式

資本高　固定資本二二萬兩流動資本三萬兩

資本の出所

材料の出所　目的は河兩より汽車にて來る小麥を用ひんとするが如きも、之は運賃高く且つ地方人民の食料として用ひられ多量なる能はず。

機械　佛國式にてロール九臺

職工　約四人尤も一定するに非ず必要の場合には增す、又晝夜運轉と十二時間運轉とにより一定せず、本工場は他に比し運轉不便のため自然生產費高かるべし。

雇外人　二人

上海株式取引所（七）

第十四章　上海の株式及株況

上海株式取引所に於て取引せらるゝ株式は前記賣買證券の章下に於て列記せる百數十種に過ぎざるなり、而して之を分ちて二種となすことを得。一は即ち上海に於て設立せらるゝ會社其の他天津漢口香港等一般支那に於ける會社株の多くにして、其の二は南洋ゴム會社株の取引なり、然れども第一の中上海にある株式會社の株式は凡て取引市場に上り得るものにあらずして、現時取引せらるゝものは普通外國人及び外國人と支那人との合同經營に係るものにして支那人の設立經營する株式會社は其の數少からずと雖未だ市場に上るものなし、蓋し支那人の設立に係るものは其の營業成績を發表せず、從つて信用不確實なればなり、然し目下漸く支那の各會社も其の經營方法を改善し、其の經營成績を發表して大に其の信用を博するに至りたるを以て、早晩之等支那人經營の會社の株式も外人經營のものと等しく株式市場に上るに至るべく、若し果して斯の如くなれば獨り株式取引のみならず、金融上其他一般經濟社會を益すること大なるに至らん。

上海に於ける外國人經營の會社のみの株は取引所の設立せらるゝ前より、盛に外人間に賣買行はれ居たるを見る、而して支那人に於ても一九〇八九年頃よりゴム會社株に手を染めし以來株の妙味を理解し來り、支那人特有の投機心に籍られて次第に株の賣買を行ひ、爾來次第に支那に於て株の取引盛行するに至れり、而して昨年栗生洋行設立せられて以來益々株式を解し來れるを以て漸次此の取引も支那に盛行せらるゝに至るべし。

今本取引所に於て取引せらるゝ株式會社の株況を知らんが爲に其の詳細を列記せんと思ふも非常に廣汎に亘るを以て其の參考書のみを列擧するに止むべし。

即ち

China Stock & Share Handbook（中國股份檢查書）

本書は上海デーリーニウス社の發行に係り、H. E. morriss C. Q. Magure 二氏の編纂にして、毎年一回發行せらる。

附錄

上海栗生洋行

上海に於ける株式及び其の賣買に就いて研究せんとせば先づ少くも上海栗生洋行に就いて其の性質及び營業振並に其の目的等之が現狀に就いて講求せざるべからず。

上海栗生洋行は東京株式取引所仲買人栗生商店の支店なるを以て、上海其他支那に於ける株式に付ては何等關係する處なし、一般人が此の栗生洋行を以て何か上海株式取引所の仲買人に對し、日人の爲に設けたる日本人の上海株式賣買客と上海株式仲買人間の仲介業者の如く思爲するは之れ大なる誤謬なり、然らば全體如何なるものなりやと云ふに前に云へる如く東京株式取引所仲買人の只出張店に止るものにして、其の名目を栗生商店支店とせざるは日本法令に於て株式取引所仲買人は各地に其の支店又は代理店を設立し能はずとの規定あれば此所に只栗生洋行なる名目とし、政府に對しては東京栗生洋行上海通信部の形式の下に設立せられたる者なり、然れども此所に特に一言し置くは必ずしも栗生洋行が單に在上海の日本人の利益及便利の爲に出張店を設けたるにあらずして、是の他に於て何物かを獲得する所あらんとする目的の存すること、之れなり、再言すれば栗生商店は日本内地及び新領土内地等至る所の日本の大都會に其の通信部を有し、臺灣に於ても朝鮮に於ても夫々各地各都市に之を設立せざるなきの有樣なり、然れども只特に今回支那貿易市場の大門口たる上海に之を設置して只に其の東京株式のみならず、有價證券の賣買及び信托事業をも合せ爲す處を見れば何物かを目的として進渉しつゝあることを知るを得べし。

支那は目下各事各物皆新舊の過渡時代にして漸く其の百般事業を改發せんとするの機運に向ひつゝあり、而して商業上に又は工業上に於て總べて歐米諸國人をして實業界の全權を委ねしめんとしつゝあり、見よ外國人は此の間に巧に蠶食して支那人と合同の會社を組織し、而して其の内容は外人が全權を掌握し、斯くの如くして其の各自の勢力を扶殖せんとしつゝあり、而して只支那人のみの手に依りて成立せられたるものが反つて信用を有せざるが如き有樣なり、而して今日漸く上海香港天津漢口等に仲買人の組合に係る信用組合株式取引所なるもの設立せらるゝあるも、支那人の株券が信用未だ薄くして一も市場に提供せられざるが如き狀態にあり、然るに支那人は本來投機的の事業に從事するを好むの國民にして、晩近南洋ゴム株に手を染めて以來株に對する趣味を解せんとしつゝあり、而して支那人が地理上其他の關係に於て日本と離るべからざる關係を有するを以て、此の目下の狀態及び國民性を早く打破して此

に一の何物かを爲すあらんとして進みつゝある栗生洋行の如きは將來有望と云はざる可らず。

第一　栗生洋行の位置

上海英租界江西路にあり。

第二　設立年月日

栗生洋行の開設は三四年前より上海に其の通信部を設立せんとするの目的を有したれども、支那革命事變其他種々事情の爲め次第に延引され、漸く其の實際設立を見たるは一九一二年即ち大正元年十二月初旬なり、而して支那に於て斯の如き形式のものゝ設立せられたるは各國を通じ本洋行を以て嚆矢となす。

第三　設立の目的

上海に栗生洋行が其の通信部の形式にて支店を設立したる目的を略說すれば次の如し。

日本に於ては近來非常に株式會社の數を增加し、從つて其の取引所に於て賣買せらるゝ株式も亦多し、而して之等の株式の賣買に就ては英國其他歐米諸國に於ける株式の如く、外國に於て日本の各株式が賣買取引せらるゝこと殆んど無くして、只日本內地人間即ち日本人のみの間に取引の行はるゝのみなり。

一、日本商品の「ボイコット」の豫防策として
二、株式を可成多數人の分配所有せしめんとすること
三、廣く一般外國人をして株式の所有者たらしめんとすること
四、株式取引市場を敏活ならしめんとすること
五、支那人をして日本の株式を所有せしめ商業的に日本と支那との間の關係をして密接ならしめ東洋の經濟界をして堅固ならしめんとすること
六、支那には特定人の所有に係る遊金多し之等資本家をして株式の賣買に從事せしめ遊金をして經濟界に有効に流通せしめんとすること
七、支那に於ては支那株式の取引未だ發達せざる故之を發達せしむること
八、支那人が投機的國民にして近來株式の賣買につき少からざる趣味を有するに到りしを利用すること

栗生洋行が上海に支店を設くるに至りたるは只之等の目的を將來に實現せんが爲め目下の急務として先づ設立せられたるものにして、此の設立は以上列記の目的に向つて進まんとする手段にして之等の大目的の第一步を示せるに過ぎざるなり。

支那人と勘業債券

支那人が日本株式の賣買に手を染るもの日々に多きを加ふるに至り此所に盛んに日本勘業債券の持主たらんことを望むもの多きを加へ來れり、即ち此に於て栗生洋行は支那人をして勘業債券を所有せしむることの日本經濟界に非常に有利なるを感じ、又支那人に於ても勘業債券の確實なることを知るに至り、之が所有者たらんことを欲するに至れり。

第三　支店との關係

東京支店と當上海栗生洋行との關係に就いては、只上海栗生洋行は東京同商店の營業通信部なる名目の下に在るものたり、而して其の實際は只の通信部たるにはあらずして同商店の支店の形式を具ふるものなり。

第四　栗生洋行の組織

上海栗生洋行の內部組織は總理、副總理、庶務係外廻係、支那人買辦西洋人買辦等の役員よりなるものにして其の

現在の役割及び氏名を擧ぐれば左の如し

總理	川岸藤太夫氏
副總理	岡田氏
庶務	增田氏
外廻	杉本氏
	松下外三人
支那人	買辦頭朱氏
同買辦	王以下四人
西洋人	買辦英人一人

外に日本人及支那人のボーイ數人あり。

總理副總理は支店の支配人及び副支配人の爲すべき行爲即ち主人に代りて洋行を代表するの商行爲をなすものとするは說明の要なき所なり。

支那人買辦及び西洋人買辦は夫々支那人及び西洋人の株式賣買客に對し賣買の申合をなすものなり、然れども普通上海貿易業者間の買辦の如きものにはあらずして只栗生洋行との間に一種の役員として事務を執るに過ぎざるなり。

第五　栗生洋行の取扱ふ賣買

一、賣買客

上海栗生洋行の取扱所の株式の賣買に對する顧客は上海に於ける各種國人何人と雖爲すことを得るものなれども、現在主として賣買に手を染むるものは支那人及び在上海の日本人にして、支那人其の大部分のため日本人は之に次ぐ、然れども少數なり、其他の外國人即ち在上海の歐米人も之に手を出さざるにあらざるも其の數極めて少數なり。

二、賣買方法

賣買方法は其本店に對する通信賣買即ち電報によりて毎日數回本店に通知して各注文の相場を契約し、又電報によりて其の結果を得るの方法なり、要するに本店との間の仲次ぎ業たるに過ぎざるなり。

注文

今東京本店に向つて電報により賣買の注文を行はんとするに賣買客より注文を受けたる價格を以て其の指値に依り一定期間を限りて幾株と云ふが如く電報を打つものとす。

東京本店よりの來信

東京本店よりして賣買相場及び賣買成績如何の通信は普通毎日二回電報々告により報告し來るものなり、尤も時により賣買相場に關し、注文者との間に折合ひ手難き時に於ては隨時一日中に何回となく打電し來り、又打電するものとす、而して毎日の普通々報二回とは朝の立合の相場と午後の立合の相場となり、朝の立合の相場の來信電報は通常午後一時五分頃來電するものにして、（此の電報時間は多少變更せらるゝことあり）而して東京上海間に於ける途中消經過時間は約三時間なり、即ち東京發電は通例午前十一時前後なり、市場の形況激烈にして其の相場の變動多き時に於ては此の第一回電報は午前四時又は五時頃に來る事時々あり、然し斯る事は甚だ稀なり。

午後の立合相場の來信電報、之は通常午後四時と五時との間に於て到着するものなり、故に通例二時五十分前後に於て發信し來るものとす、然れども市場の激變多き時に於

ては三時迄に到着する事も稀ならず。

右の電報は該洋行が受取る時は直ちに其の相場を表記して之を顧客に分配し、其の狀況を知らしむ、通例報告電報文到着は三時前後とす、而して同時に洋行入口の掲示板に一々掲載す、尚其の翌日の新聞を以て一般公衆に示すものとす。

三、本洋行の取扱ふ賣買物件の種類

本行の取扱ふものは皆定期取引のみにして、其の内先物及び中物の二種が現今注文多し、當切の賣買は未だ之を見るとなし、其の他のものに就ては注文に應せざるを通例とす、此の本店への電報は專ら指値申込の方法を用ふ。（未完）

支那閣員略歷（二）

▲工商卿張謇　張謇字は季直、齢五十左右、江蘇省通州の人、進士の狀元を以て疾著聞す故湖廣總督張之洞に知られ或は紡績製糸工場麺粉公司油廠鐵冶廠を起し或は張總督の爲めに總布紡紗製麻繰糸の所謂武昌四局を經營し或は東三省移民を計畫し或は淮河浚渫を企圖し材能之く所として可ならざるなきの概を示して全支の大實業家なる處宣懐に併稱せらる政治上の經歴は翰林院殿選農工商部顧問より上海豫備立憲公會副會長江蘇諮議局議長たるに打開し革命の際江蘇宣慰使に任ぜられ更に農工商部尚書に陞されしも就かず共和基礎確立し孫文の南京に臨時政府を組織するや入つて實業部總長となり後章烟麟程德全唐文治趙昌鳳と總一黨を組織して牛耳を執り大正二年九月熊希齢内閣に工商總長と農林總長を兼ね其の就任後發表せし財政意見と最近配布せし鹽政意見とは共に一世の注目に値へり

▲海軍卿劉冠雄　年五十六、福建省福州府閩縣の人福建船政學堂を卒業して英國に留學歸國して練隊付となり日清役には定遠の分隊長となり後薩鎭冰の司令下に海天艦長となり艦の臭淞に坐礁沈沒するや責を引いて退官せしも前清の海軍部に設くるに及び擢でられて制司駕駛科長の出仕し革命軍に投じて功あり南北妥協に方り南の政府の代表者として蔡元培と北京に使し居据りて袁の政府に海軍總長の椅子を得たり、大正元月十一月海軍上將に任じ二年一月教育總長を兼任す平凡の伴食にして地位さへ得れば什麼でもなる男也

▲教育卿湯化龍　字は濟武、（年四十二）湖北省武昌の人、北京進士館の官費生として日本法政大學に留學し明治四十一年歸國民政部主事となり四十三年湖北諮議局議長に推薦せられ鐵道國有問題により點火せられし革命の武漢に勃發するや此問題に反對し副議長劉心源姚晉圻と北京に使して辱しめられ彼は深志を包むで之に投じて民政長となり都督黎元洪と相並んで一時盛名ありしも漢陽の陷落に失神して南京に逃れしより聊か聲譽を減ぜしが四十四年十一月南北和成りて湖北選出參議院議員に出頭し大正二年衆議院議長に當選す保皇會員より湖北統一黨に轉じ徐世昌の崇拜者なり

▲司法卿章宗祥　年三十七、浙江省湖州烏程縣の人、前財政部次長章宗元の弟なり青年志を齎らして日本に渡り東京帝國大學法科に留學せしも中途退學歸國し宮廷試驗に登第して法政科進士の學位を受く前清攝政醇親王の寵遇を蒙むり宣統元年内城巡警總長に拔擢せられ同年獨逸ドレスデンに開催されし萬國衛生博覽會委員として派遣を命ぜられ歸國するの時偶々武漢の革命あり直ちに大理院長の榮位に就き亂熄んで後陸徵祥内閣の司法總長たりしが終に短命内閣に殉して漸く總統府秘書廳に隱れたれど鋭脫して又熊内閣の瓦解するや孫寶琦の仲機内閣に梁啓進に代りて法制局長を以て司法總長代理たり美貌を以て破格に昇進したるも能才にして地位を保てり件食なれども事務家として重寶がらるべし

研究

支那輸出稅に關する疑問

SY生

千八百五十八年の支那關稅定率表は、現在海關より出版せられ居る黃冊の如きものにあらずして、輸出稅表と輸入稅表とは夫々分類せられありたり然るに同輸出入稅表附則第一款に「此回の通商條約に於て輸入稅率を定めて輸出稅率なきものは其輸出に當りて輸入稅率を課す、其輸出稅率を定めて輸入稅率の定めなきものは其輸入に當りて輸出稅率に據る」の意あるに基き其後海關は便宜上輸出輸入兩稅を混合按配して、現行支那輸出品に適用せる稅表を作製したるものとす。

然るに其後一九〇二年に至り、義和團事件最終議定書に基き、八個國の委員上海に會合して輸入稅率のみを換算したり、該輸入の稅表末尾に本稅率に掲げざる物品は從價五分を課すと規定せられたるを以て、一八五八年稅表附則第一款中の輸出稅率を定めて輸入稅率の定めなきものは其輸入に當りては輸出稅率に據るとの規定は當然其効力を失ひたれども、同附則第一款前半たる輸入稅率を定めて輸出稅率なきものは其輸出に當りて輸入稅率を課すべき意味は未だ消滅せず、又其以外に於て該規定の効力を消滅せしむべき何等の規則の定められたることなし、故に該附則第一款の前半は今日と雖も猶有効なりと解せざるべからず。

又國際法學者の解釋なりと云ふを聞くに、一九〇二年度に改定せられたる現行支那輸入稅表は、單に一八五八年の支那輸入稅率の從價五分なる基礎をば現實從價五分に換算したるものに過ぎず、一九〇二年度改定輸入稅則は決して獨立したる別種の關稅表にあらず、例へ一九〇二年度支那輸入稅表の實施期限に對して、日本が何等の條件を規定せざりしにもせよ、千八百九十六年七月廿一日締結日清通商航海條約第廿六條の適用を受け、大正五年十月九日迄を以て該輸入稅改正の要求に應ずべき義務あり。

以上の二項を前提條件として研究するときは、現在支那

土產品に對する多くの輸出稅率に對し疑問を生ず。

乃ち一例を擧げむに一八五八年度支那輸出稅率中には棉糸及シーチングに對する稅目なし、故に其輸出に當りては一八五八年附則第一款中の規定により、同種貨物の輸入稅率により依て課稅せらる可きものなり、然り而して一九〇二年度に於て一八五八年度協定輸入關稅率は單に換算せられたるに過ぎずして別種獨立の關稅を生じたるにあらざるを以て、條文上の解釋としては全然棉糸布に對しては一九〇二年度換算輸入稅目に準據するを正當なりと云はざるべからず然るに支那に於て製造せらるる棉糸布は其輸出に當りて九夕五分を課せらるることなくして、一八五八年制定輸入稅目によりて僅に七夕を課せらるるに過ぎざるのみならず、其他斯の如きもの頗る多きは何ぞや。此理論と實際との矛盾に關する解釋としては左の三種の理由を想定する事を得。

第一說　關稅最高限定說

抑も關稅は誤すべき稅率の最高限度を規定したるものにして協定稅率主義に據るものと雖も之を輕減するは自國の自由にして、差別的待遇を爲さゞる限り、協定國の抗議を受くべき限にあらず、故に支那は自國製棉糸の輸出に對し一擔九夕五分以下の稅金を賦課するは正當なり。

第二說　條約違反說

本說は前述二個の前提條件を肯定し、其必然の結果として支那が自國製棉糸の輸出に對し一擔九夕五分を賦課すべき義務あるに拘らず、七夕を徵收するは明かに條約の違反なり、我國始め列國の今日迄默認したるは過失なりと云ふに在り。

第三說　通商條約無期限說

一九〇二年度改正支那輸入稅表は單獨したる別種の關稅率なるを以て、該附則第一款の規定は本稅率に及ばざるものなり、故に該規定は單に一八五八年輸出入稅相互間に適用せらるるに過ぎず、故に支那政府の自國產棉糸に對し、一擔七夕を賦課するは正當なり、從て一八九六年締結日淸通商航海條約第廿六條「締盟國の一方は本條約批准、交換の日より十ケ年の終に於て稅目及本條約の通商に關する條項の改正を要求することを得云々」の規定は明治二十九年十月二十日該條約批准の日以前の通商條約を束縛するの力あるのみ故に單に一八五八年度規定稅率にのみ適用せらるるものにして、一九〇二年度換算支那輸入稅則の實施規限に就ては日本は何等の規定を爲さゝりしが故に本稅則の實施期限は無期限なり。

第一說の論據とするところは恐らくは日本が朝鮮移出稅の撤廢に際して聲明せる理由を引證し、之を支那輸出入稅にも適用し得べしと爲すにあらむも、朝鮮に於ける移出稅は純然たる國定稅率なりしを忘却したる譏を免るること能はず、之を以て直に英淸間の純然たる協定稅率なる一千八百五十八年度稅率に引用せむと欲するは誤謬なり。

第三說たる通商條約無期限說は、一九〇二年度協定輸入稅率が單に千八百五十八年席協定稅率の原則たる五分稅を現實從價五分に相當する從量稅に換算したるに過ぎずし

て、其主義に於て前後相悖る處あらざるを無視せる嫌あるのみならず、日本は曩へ一九〇二年度輸入稅表其者に對しては何等期限を約定せる事なかりしと雖も、日淸通商航海條約の適用を受け、大正五年度に於て改定の期に達するものにして、本說は決して正當なりと謂ふを得ざるなり。

第二說に對する說明としては、

一、千八百五十八年定稅表附則第一款の原文を見るに

Articles not enumerated in the list of exports but enumerated in the list of imports, when exports, will pay the amount of duty set against them in the list of imports:

とあり、故に the list of imports, の冠詞 the の解釋として單に次に來る of imports を受けるものなりや果た又冠詞 the が一八五八年度協定稅表を受けたるものなりやによりて法理上現行輸出稅の條約違反なるや否やを決定せざるべからず、冷靜嚴格なる法理を愛せざる吾人に取りては寧ろ千八百五十八年度に協定せられたる物品に對する輸出稅が今日迄依然其儘行はれ居り乍ら、獨り其當時協定せられざりし商品なるの故を以て、比較的高率なる一九〇二年度輸入稅を賦せむとするは不公平なる結果に陷るべしとの見地よりして、支那政府は既に換算せられて消滅したる舊時の稅率を猶輸出稅に對して適用しつゝあるを是認せむと欲すれども、衷心猶安からざるもの多し、敢て江湖專門大家に訴へて適當の解釋を仰がむと欲す。

●支那借款現在

北京にて發行せる佛文北京新聞の記載する所によれば支那が外債借入を開始してより殆ど五十年ならんとす即ち外債は淸同治六年(西曆一八六七)軍事費として十五萬磅を借入れしを嚆矢とし次で左の通り續々起債せり

同治十三年　三十萬磅　光緒三年　七十五萬磅　光緒四年　四十五萬磅
同五年　千六百十五萬兩　同十二年　十一萬五千六百八十磅　同十三年二十五萬磅

以上は何れも軍事費にして皆淸せるもあり拂殘れるもあれど悉く抵當品を有せるが支那の現在に於て外債は大約五種あり順を逐ふて叙述すべし

一、日淸役及團匪事件賠償

(單位千磅以下略)

款名	借入年	償還年限	債額	殘額
七分利借款	一八九四	自一九〇四至一九二四	一、六三五	一、六三五
六分利南京借款	一八九五	自一九〇一至一九一五	一、〇〇〇	三〇〇
六分利克薩借款	一八九五	自一九〇一至一九一五	一、〇〇〇	三〇〇
六分利滙豐借款	一八九五	自一九〇〇至一九一五	三、〇〇〇	五〇〇
四分利借款	一八九五	自一八九六至一九三一	一六、八三〇	二、一六〇
五分利借款	一八九六	自一八九七至一九三一	六、〇〇〇	三、〇五〇
四分利借款	一八九六	自一八九九至一九四三	一六、〇〇〇	三、八八
合計			五四、四五五	二九、〇九二

右によりて檢するに償還せる金額は僅に千六百三十六萬二十餘磅に過ぎず借款の總額に比較すれば正に十分の三に止り且つ第五六七の三を除けば將に償還期の到來せんとするもののみにして右七は海關稅を抵當としあり爲めに海關管轄は英人に歸せり。

幣制改革問題の推移（一）

山口生

一、序言

余は支那と日本との間に、一種の通貨同盟を結び、相互に、經濟的利益を增進すると共に、支那の一大問題たる幣制改革を成就せしむることは、果して不可能事なるか否かと屢々想起するものなり。民國三年二月七日新に國幣條例及び國幣條例施行細則なる者發表せられたるが、右は幣制改革を目的とすと稱せらるゝ第二次大借款の成立を促進せんとし、內閣總理たりし熊希齡氏等が、十餘年來の幣制改革に關する內外人及び支那當局者の研究を無視し、借款交涉の基礎として起草發布せるものなりとのことなるが、吾人を以て見れば、右の國幣條例は日本の貨幣法を翻譯したるには非るかと疑はざるを得ざる程我が幣制（本位の根本問題は別とし）と相似たり。是に於てか余は右の條例が假令或る事情の下に發布せられ、又容易に實行せらるる可きものに非ざるにせよ、余の日支通過同盟論は大に論究するの價値ありと思惟するに至れり、依て余は先人の調査に依り、從來の支那幣制改革問題の推移を探り得べくんば進んで余の持論に到達せんとするものなり、

二、幣制問題の發端

支那の幣制は混亂復雜甚しと雖も、極めて最近に至る迄は上下官民共に差したる不便も感せず、金融に關することは山西票莊其他金融業者に於て殆ど一切の權を握り、復雜の中自ら秩序あり、混亂の間尙ほ特種の制規あり、外人の想像する如く支那人は其苦痛を感するものに非ざりしが、外國との交通益々盛となるに從ひ、

一、金銀比價の變動なり生ずる爲替相場の暴騰暴落は常に外國貿易を不安の地位に置くこと

二、銀貨下落の傾向絕えず、從て輸入貿易を阻害すること

甚大にして輸入に從事する外國人の受くる苦痛甚しきこと

其他外國人は皆支那に於ける商業の發展を妨げらるゝこと至大なるを以て遂に明治三十五、六年頃に至り、英米日の諸國は支那政府をして、幣制を改革すべき條約上の職務を負はしむるに至れり。

參照

一、一九〇二年九月五日調印英清條約第二條、

清國政府は全國一定の國幣制度を創定す可きことを約す、右合例の國幣は清國内に於て清英兩國民均しく法貨として自由に租稅其他の賦課及び一切の仕拂に使用することを得

二、一九〇三年十月八日調印日清通商航海條約第六條

清國政府は成る可く速に自ら進んで全國一定の貨幣制度を創定することを約す右合例の國幣は清國内に於て日清兩國民均しく法貨として自由に租稅其他の賦課及一切の仕拂に使用することを得べし、但し關稅の納付は舊來通り海關兩を以て計算の基準とす

尙ほ一九〇三年十月八日調印の米清條約第十三條は右の日清間の條約第六條と全然同一なり、斯の如く列國は清國に向て幣制改革を強要せるが、當時清國は北清事變の爲めに四億五千萬兩の賠償金を仕拂はざる可らざることゝなり、盛に行政整理及增稅等を行ひて之が償還財源を得んとしたるが其實行に着手せる頃より、一般に銀貨の變動甚しく特に償金の元利仕拂の爲め爲替の振出をなす際に於ける爲替相場は非常なる變動を生じ、銀貨國たる清國の損失尠らず。

參照

今當時の換算率變動の狀況を考ふるに、一九〇一年幣匯事件最終議定書の規定に依れば一兩は英貨三志の割合なるに、實際の相場は

年次	最高	最低	平均
一九〇一年	二九1/16	二四1/16	二七1/16
一九〇二年	二六3/16	二二1/16	二三1/16
一九〇三年	二八1/16	二一1/16	二四1/16
一九〇四年	二八1/16	二四3/16	二五1/16

即ち其平均相場は二志を出づるもの也僅に數片に過ぎず、中には二志に達せざるものさへあり。

而して議定書第六條甲には明に金貨若くは其仕拂期日に於ける爲替相場を以て償金の仕拂を爲さゝる可らざる旨規定しあるを以て、支那は三年間に遂に一千餘萬兩の巨額を損するに至り、支那官民は一方議定書の不備(?)を憤ると共に他方に於ては漸く其の幣制を改革するの必要を感ずるに至りたるが、折しも一九〇二年英國と通商條約を改訂するに當り、幣制改革に關する一條を明記せる結果、遂に光緒二十九年三月二十四日(一九〇三、四、二二)一道の上諭は喚發され、軍機大臣慶親王及び瞿鴻禨に命ずるに貨幣制度の制定を以てするに至れり。之れ幣制改革に關する最初の上諭として誠に紀念す可きものなれば左に之を譯出す可し。

從來、立國の道は理財用人にあり、方今時局艱難、財用空乏、國家人民共に交々其病を受く通盤籌畫して時に因り宜しきを制するに非るよりは安ぞ財政起色あるを望むを得ん。茲に慶親王及瞿鴻禨を派し、戶部と會同して認眞整頓せしむ、一切應辦の事宜は心を悉して經理せよ、即ち各會用ふる所の銀錢、式樣各異り、平色一ならず、最も商民の累たり、自ら應さに銀式を畫一にし、京師に鑄造銀錢總廠を設立し、新式銀錢鑄造發行せられし後に於ては一切の錢糧、關稅、釐捐其他の公金は凡て此項銀幣を專用し、補

平申水打歩割引等の弊を一掃し、部庫省庫の收發統べて一定し、巧みに名目を設け紛岐を致すを准さず、其章程如何の如きは著して即ち詳に核議し、順次旨を請ふて遵行せよ、之を違ふるに此擧國家の要政にして上下交々益する處たり、該王大臣等力めて勞怨に任じ、堅定搖がされ、務めて國法を整齊し、推行利を盡し、以て朝廷變通利民の至意に副はしむ、之を欽めよ、

此の如くにして支那幣制改革の第一聲は發せられたるが、其の茲に至りしは前述の如く主として金銀相場の變動甚しき爲め貿易の不安國債償還の不利等に關し、外人なり提唱し初めたるものにして、支那內地の通貨統一の如きは第二の問題に屬し、實は支那が銀貨國たることが金貨國より見て不都合たるなり。茲に於てか幣制改革問題は一轉して本位撰定問題となれり。

三、米國に於ける國際爲替委員會の成立

支那政府より云ふも當時の幣制改革問題は支那內地通貨の統一よりは國債償還に關し、銀貨下落より生ずる惡結果を免るゝを以て焦眉の急としたるなり。即ち支那政府は一九〇三年一月廿日前後に於て、駐米代理公使をして、米國政府に向て金銀市價が金銀各本位國の通商貿易に及ぼす惡影響を救濟すべき方策を案出せられんことを請はしめたり。

合衆國政府は此の申出を快諾し、同年三月二日上下兩院に於て先づ之が爲めに要する費用として十萬弗の支出を可決し、特に Commission on International Exchange なる委員を設け有名なるジエー・ダヴルユー・ジエンクス敎授外二名の委員を選定し、直ちに調査其他の事務を開始し、一九〇三年十月一日早くも Report of the Commissio no International Exchange を合衆國議院に提出し、ジエンクス敎授は之を持して支那に來れり、敎授の名之より著はる。（未完）

支那借欵現在（二）

二、鐵道借欵

鐵道借欵は合計八億六千八百四十二萬五千法あり償還せられたる分三千八十八萬四千八百法なりと雖も借欵は千九百十二年一月以前の借入に係り以後は計上せられざれば今以後のものを示すべし

年次	欵名	利息	償額
一八九八	京奉清	五分	七五、〇〇〇、〇〇〇
一八九八	京山	五分	二、五〇〇、〇〇〇
一八九八	滬洛	五分	一、〇〇〇、〇〇〇
一八九九	滬洛	五分	二、三〇〇、〇〇〇
一八九九	道清	五分	九五、〇〇〇、〇〇〇
一八九九	滬寧	四分	一、〇〇〇、〇〇〇
一八九九	粵漢	六分	六〇〇、〇〇〇
一八九九	滬寧	五分	二、〇〇〇、〇〇〇
一八九九	廣九	五分	一、五〇〇、〇〇〇
一八九九	滬甬	五分	五、〇〇〇、〇〇〇
一八九九	津浦	五分	三、〇〇〇、〇〇〇
一八九九	滬寧	五分	五、〇〇〇、〇〇〇
一八九九	京漢	五分	三、〇〇〇、〇〇〇
一八九九	津浦	五分	六、〇〇〇、〇〇〇
一八九九	新奉	五分	三、〇〇〇、〇〇〇
一九〇〇	吉長	五分	不明
一九〇一	瞻回京	五分	三、三四一、一〇〇
一九〇五	不明	不明	六五、〇〇〇、〇〇〇
計			一、七五五、〇〇〇、〇〇〇

三、國家に屬する普通借欵　償還せる者を除き現在約四千九百萬法

四、各省に屬する借欵　正確に知るを得ざるも約二千百十四萬法

五、第一革命以後の借欵（單位法）

一九一三年以後借欵	六五、〇〇〇、〇〇〇
クリスフ借欵倫敦借欵	二五、〇〇〇、〇〇〇
一九一三年六月以前短期借欵	二七、〇〇〇、〇〇〇
一九一三年六月以後短期借欵	三〇、〇〇〇、〇〇〇
各省公債之增加	五〇、〇〇〇、〇〇〇
計	一七五、〇〇〇、〇〇〇

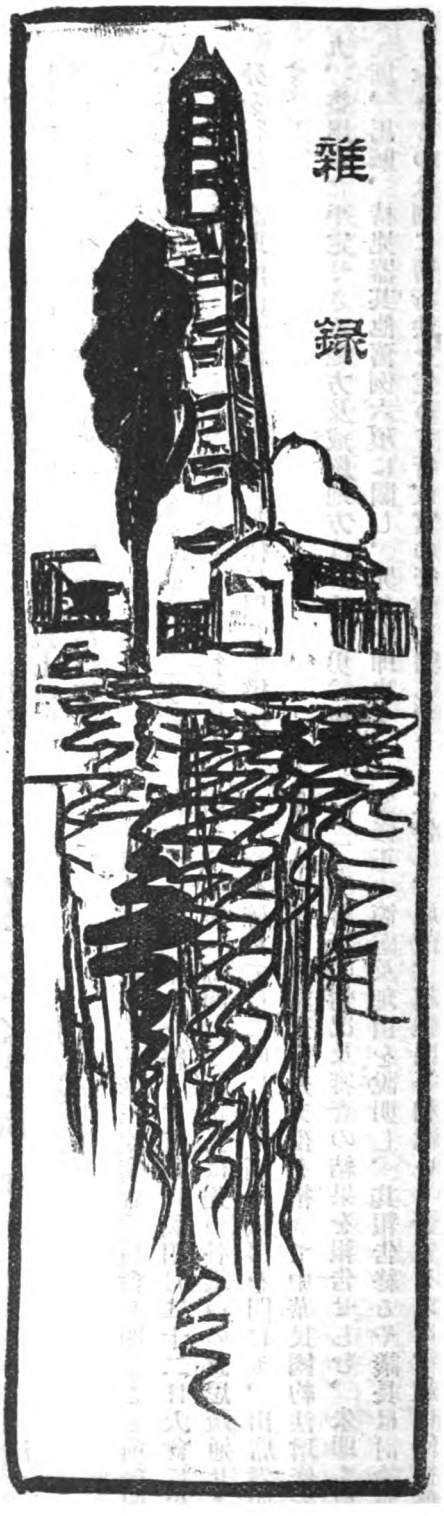

中央政治會議（八）

第十三回　本會議

四月二十四日午後一時開會。

一　司法計畫案

二　各地方初級審檢廳廢止案

三　刑律制定案

此三議案を合して審査報告あるべき日、出席者七十六人孫世偉及張國淦は請假中、顧鼇、揚度、孫毓筠、扎勒根棟は欠席。議長開會を宣し、次で新議員趙時欽、袁嘉穀の紹介あり、然る後秘書長第一案を朗讀し、審査委員長朱文劭の審査報告及理由說明あり、二三討論の後午後四時通過、休憩後午後五時再開、第二案に對し、審査委員許鼎霖の報告あり、陸夢熊及恩華等は道長官の高等分廳兼任を排すべしと主張し、王印川、李慶芳、余紹宋等之に贊し、朱文劭の動議にて該條項を刪除することゝし、その修正案を表決に附したるに多數にて通過す、時に午後七時なり。

因に右三案の審査報告は沼々數千言に渡るものにして、其內容は大要下の如し。

一、初級の名を廢し、大理院を以て終審と爲し、交通不便の處及小事件は法院編制法第三十八條及第三十九條を參酌して變通辦理す。

二、違警罪に關して法庭と警察署との權限を區分し、刑事は何種の刑以下、民事は若干元以下と云へるが如く

別に簡則を定むること。

三、民刑事中種類に依りて各審結程期を定め高級官廳の監督を受け毎月冊報せしめ明に功過章程を定む

四、暫く變通程序を行ひ、被害人判決に服せざるものは檢察官より上訴を提起するを許し、以て事理の公平を求む。

五、修正刑律は大總統に請ふて特に司法部に飭し、新舊の刑法學者を求めて法典編纂會委員となし、或は專員を派して編訂すべし。但し編訂には相當の時間を要する故應急の便法として速に刑律施行法を編し、前清頒行の新刑律附加暫行章程五條に就て規復重定すべし

六、監獄に關しては輕罪は罰金、監禁、笞杖等三種の刑を行ひ、刺配、充軍は之を適用せず。

七、講堂にて教授するよりも實地各廳にて練習せしむるに若かず、故に法官登用規則中に一條を加へ、法律學校を卒業せざるも法官又は行政官として三年以上の經歷あるものは法律學校卒業生と一體試驗を行ひ級第者を京外各級廳に分發して服務練習せしむ。

八、各廳練習生は再び試驗を行ひ及第者に新證書を發給して方に職務を執行するを許す。命令違反者は懲戒處分を行ひ、詐欺取財其他刑事犯は刑律に照して懲辦す。

九、盜風未だ平定せざる地方及戒嚴地方は游兵游勇、會匪、馬賊、持兇器其他舊例六項に關し、罪名を即決すべきものは別に暫行法を定めて行政官の管轄に歸し、其他の事項にして行政長官に於て疑義ある場合には高等審判廳に提交して審理す。

十、經費に關しては本案議決後司法部と各省と酌定し、該省國稅廳より發給す。

十一、各地方初級の審檢廳及各縣審檢所停止及刑律改訂案は各省に廳を設くる案と共に審査す、各省城に既設の高等地方各廳を其まゝ存續するとゝし、開港場等は繁簡を酌量して分別去留し、之を各道公署内に設立し、幷に高等分廳を附設し、道長官は高等分廳長を兼ね各縣の司法高等廳を監督し、推事を委任す（此道長官と裁判所との關係は本會議に於て行政と司法との系統を明にすべしとの說多く爲めに修正刪除せられたり）

約法會議（四）

十八、約法修正案

四月十三日以來約法修正案審査委員會を開くこと前後四回二十一日漸く之を終り、直ちに翌四月二十二日大會に提出し、午後一時開會、孫議長は先づ各議員の意思疏通せるや否やを確めて後二時に至り漸く議事を開けり、出席者四十餘人、議長は審査員朱文劭を招きて中華民國約法增修案（第一讀）審査の情況及審査の結果を報告せしむ、朱即ち原案修正の箇處及理由を說明し、其報告終るや議長は討論を宣告し、顧鼇、趙惟熙等相繼いで發言を求め、趙は優待條

件は須く別に專章を設けて之を規定すべしとなし、之を附則中に規定するの非を指摘し、朱文劭之に反對して曰く、一たび約法中に規定せんか其効力は永久なり、別に專章を設くる必要なし云々と。議長は之が採決をなさず、之を二讀會に於てすべしと宣告し、午後四時散會。

四月二十三日孫議長は個人の名義を以て議員一同を外交公所に招き、意見を交換して二讀會、三讀會を無事通過せんと計れり。

四月二十五日午後一時三十分開會、出席者議長以下五十餘人約法案の二讀會に移り、逐條討議す。

第三條領土の規定に關し、梁士詒、施愚等は審査員の概括的規定を採れるを反駁し、李榮之に答へたるが別に表決せず、それより一氣呵成に第三章に進み、標題の「總統」は「大總統」と改正し、副總統を附せず、又

第十四條　大總統は國の元首たり。

大總統は中華民國を代表す。

第十五條　大總統は統治權を總攬し約法の規定に依り之を行ふ。

顧鼇は之を修正し

第十四條　大總統は國の元首にして統治權を總攬す

第十五條　大總統は中華民國を代表す

とし、約法の規定に依り之を行ふの一項を刪除すべしと主張せるが、李榮は之を反駁して曰く

君主國の君主が有する統治權は乃ち固有のものなるも民主國の總統が有する統治權は法律の賦與する所なり、日本は乃ち君主國なるも其天皇の固有の統治權に對して尙ほ憲法の條規に依りて之を行ふと規定せられたり、故に固有に非ずして法律の與へたる我大總統の統治權は是非共「約法の規定に依りて之を行ふ」と規定するの用あり云云。

と、施愚は第二條の規定を引き、第二條に中華民國の主權は國民全体に屬すとあり、大總統の統治權は當然人民の編訂せる約法に依りて賦與せらるゝものなれば特に之を約法中に規定するの必要を見ずと主張し、遂に顧の修正案を通過せり。

第二十五條に於て聊か議論ありしも之亦顧の修正案通過し、斯くて全條を順次表決して審査案を議決し去れり。

四月二十九日午後二時二十分開會、出席者五十一人、孫議長主席となり、約法案三讀會を開き、第三條、第十二條第十三條、第四十條、第四十三條、第六十五條を二三字修正可決したる後全案を表決に附し、全員起立して拍手の間に之を通過し、直ちに政府に咨覆し、午後四時三十分散會せり。

十九、約法會議の經過に關する報告書

前述の如く約法會議に於て約法增修案を議了するや、同會議より直ちに經過報告書、約法全文、各條章修正理由書及び審査報告書を大總統へ呈上せるが、其第一經過報告書の大要を示せば凡そ左の如し。

咨覆を爲すのこと、本年二月二十日附を以て大總統は約法增修大綱案を咨

交し、臨時約法中急速に修正すべき點、其理由等を列擧し、之を約法會議に附して議決起草せしむることゝせられたるを以て、本會議に於ては之を議事日程に列入して先づ第一に議決して審査に附することゝし、議長は議事規則に依り左記十五人の委員を指定して審査員とせり。

馬　眞　那彦圖　嚴　復　王樹唐　王邵廉
鄧　鏞　王丕煦　傅增湘　許世英　李浩陽
陳瀛洲　關冕鈞　莊蘊寬　趙惟熙　曾彝進

審査會は迭次討論の結果約法增進に對して一致贊成し、書を具して本會議に報告す、即ち開會討論し、審査報告成立後議長は議事規則に依り、左の七人を起草委員に指定せり

施　愚　顧　鼇　黎　淵　程樹德
鄧　鏞　王世徵　夏壽田

次に清皇室優待條件を約法中に列入して確定的効力を生ぜしむべきか否やに付ても亦開會討論を經て議長より左記十五人を審査員に指定せり

賓　熙　那彦圖　阿旺根敦　江曲達
結嘎拉增　夏壽田　劉心源　賈　耕
嚴天駿　王世徵　王祖同　王樹楠
梁士詒　秋　桐　豫劭章

右の審査報告成るや直ちに之を起草し、前後兩案を合し、中華民國約法增修案を大會に提交して討論したる後大体を議決して之を審査に附することゝなり、議長は左の十五人を審査委員に指定せり

嚴　復　王樹唐　梁士詒　曾彝進　許世英
陳瀛洲　龍建章　朱文劭　張國淦　王印川
李　槩　舒禮鑑　汪　函　王淦曾　張基鋐

右審査員は屢々詳細を審査し、分別修正、書を具して報告し、中華民國約法十章六十八條を議定せり、依て四月二十九日議事規則に依り三讀會を開き、當日全体議決せり。

查するに約法會議組織條例第十七條に約法會議議決事項は大總統に咨由して公布すとあり、茲に本會議議決の約法全文を咨送して大總統の公布を請ふ。此次本會議全体議員が約法增修に對して誠心誠意を盡せしは我大總統の爲に反覆之を言はんとする所なり、夫れ國法は社會心理の胚胎する所にして、社會公同の心理は一國の歷史地理風俗習慣の鑄造する所なり、國法にして其國の歷史地理風俗習慣と相違する甚しからんか、即ち南轅北轍何等の成果なし、故に世界各國は國体政体に異同あると否とに論なく、其根本法は一として他國と一致するものなし、君主國家に付ては勿論、同じく共和國と雖も佛の憲法は美と同じからず、米の憲法は墨と同じからず、其異る所以は沿革異ればなり、同處同洲に於てすら尙ほ然り、況んや數千萬里を隔つる國にありて其習慣風俗歷史地理を異にする甚しきものに於てをや、我中華民國は臨時約法施行以來障礙環生し、殆ど枚擧に遑あらず、對人關係の說と雖も實據の憑る可きなく、各國民公同の心理に違反せるや論なし、本會議比次約法增修に對しては主眼とする所は國權の統一を計り、國家の基礎を鞏固ならしめんとするに外ならず、統治組織は別に變更を要せざるも、統治作用は必ず國情國勢に適合せざるべからず、妄りに他國の成文法典に附和苟同して其祖を忘るゝは不可なり、中華民國約法の增修は國家制度の特性を表示せしめざる可らず、查するに中國有史以來數千年、治亂興亡の跡歷代同じからず、然れども如何なる時代に當りても其國の能く治まると否とは率れ政權の統一せられしか否かに依りて定れり、春秋の所謂一統と云ひ、孟子の訓言と云ひ、皆近世憲法學者の統治權唯一不可不說と先後同符の原則たり、方今共和成立し、國体變更して政權の轉移甚し、而かも一般民心獨り政府を責むる重くして議會を責むる甚だ輕きは何の故ぞ、更に國の元首をして權力を有せしめず、權力有りとも完全無缺ならざる以上政權を集中するに由なし、群情之に因りて渙散し、恐くは大亂由りて生ぜん、此の如きは屢々歷史に證明せらるゝ一特性なり、世界の各共和國は其地境多くは小なり、其稍大なるは米國のみ、而かも我國に比すれば十分の一のみ、蓋し國小なれば之を治むる易く、國大なれば之を治むる難し、中國東亞に橫亘するに億里にして五族各異り、其性南北各異れり、苟くも一强有力の政府ありて之が爲に全局を提挈する無からんか、忽ち統一を缺き勢必ず內部より破裂せん、此の如きは地理の證する一特性なり、中國今や共和成立し、古今未曾有の創局を開き、建設未だ遑あらず、飄搖たる風雨、綱絕えて紐解け、遵循す可きなし、此千鈞一髮の時に當り、一步

を誤らば危亡の跫音に至らん、乃ち臨時約法は立法權を極力擴張し、行政權は極力縮減し、束縛驕縱し、政局遂に行ふ能はず、徒に紛擾を事として害を全國に貽し、坐して時機を失す、國家開瓶多難の時に際し、之が挽救の責を或は人民に委し、或は議會に委する何の効かあらん、如かず一強有力の政府を得て之が挽回に任ぜしむるの効を收め速に且つ容易ならんには。況んや人民の政治智識尚ほ幼稚時代にあり、議院政治を運用せんとするも恐くは却て亂亡を致さん、此の如きは現下の形勢及風俗上より習慣見たる一特性なり本會議は此議論に基き、統治權の分割す可らざるを成文となし、總攬機關は議會政治の今日の中國に適せざるを見て之を國家の元首に歸せしめ、以て大總統の權を重くしたり、然れども多少制限を與へざる能はず、是に於て全体國民に對して責を負ふの規定あり、國勢今に至る、須らく大總統に於て急に起て行政職權を改むるに非るよりは危亡を救ふ可きなし、即ち官制官規の院議を經るを必要とし、國務員外交官の任命、普通條約の締結皆議會の承諾を要するが如き行政上の掣肘は悉く之を削除せり、反之行政上助となる可き緊急命令、緊急財政處分等は悉く增加せり、且つ國權脆弱の時に於ては軍防に注重するを要するを以て陸海軍の統率及編制權を定め、以て國威を揚げ兵を崇ひ、榮典授與の權も之を大總統に與へ大總統の職責愈々重くして益に政務審議機關有りて諮詢に備ふるの必要あり、是に於て參政院の設あり、以て共和立憲の精神を維持す、優待條件に至りては統治權の移轉して共和となり、由りて民國の成立せる所以なれば其効力を永遠に確定するは尤も當然のことに屬す、其餘增損各節は均しく普通立法の例に係り別に特種の精神なし、從て之を述ぶるの必要なし。之を要するに我國共和政体を改造し、種々特別の情形あり、勢必す特別制度を施行し、初めて國家の長治久安を圖む可し、之れ國の内外識者の公認する處、本會議員等の目擊せる所、荊を披き棘を斬り、身親ら火熱水深の痛苦に當り、寤かに民國根本の大法を改造せんことを思ふ、首として多數人の幸福を謀るにありて少數人の感情を首ふものに非す、素より至誠に出で敢て毀譽を問はず、約法增修の結果大總統の權を大にせる如きも實は其實を重くしたるものなり、民國成立以來茲に三年、制度不良の爲め一般官民を見たるものなし、財政は空乏、内務は壅塞横行、軍政は兵驕り、外交は虎視鷹瞵、民德の墮落、民生の憔悴、尤も見るに忍びず、聞くに堪えず、而かも今や約法改訂され障礙已に除かれ、政治の刷新正に今日にあり、苟も國家に有利なる事に對しては計りて猛進勵行せざるなし、思ふに民國元年、大總統就職の宣言には鄭重に聲明して帝政を復活せしめずと言へり、皇天皇土此苦心に鑒み、今後政務の進行に關しては能く總攬の實權を握りて國家の强盛を企てん、庶くは大總統國勢を遠視し、輿情を俯察し、自ら遠くを嫌疑して稍々顧忌に渉る勿れ、此本會議約法增修後謹香祝祷して我四億の同胞の爲めに命を請ふに遑あらざるものなり、應さに吝して大總統の垂照施行を請ふ云々。

支那全國商會聯合會（三）

十、稅則案（三月十九日）

三月十九日午後十時十分開會、貝副會長主席となり、各地提出の稅則案二十三條を提出す。

一、銷場稅、產地稅徵收法改良に關する件（總事務所提出）
二、稅務整頓、商業維持案（山西代表温本澄）
三、稅則統一案（陝西省事務所）
四、鹽業減稅案（江蘇海門商會）
五、棧風加稅案（江蘇東臺、通崇海泰、四川省事務所、江蘇寧寧、湖北事務所、
六、雜捐免除案（吉林濱江）
七、商約研究所設立案（南京）
八、輸出稅輕減案（江蘇通崇海泰）
九、國家稅地方稅合併案（吉林新城）
十、印紙稅を實施して棧風加稅の抵補となす件（上海）
十一、外國貨物内地販賣の際營業稅徵收案（吉林）
十二、輸出入各貨物平等稅則案（蘇州）

十三、內國貨物販路擴張に關する件（同）
十四、各海關は該地商會に對して輸出入貨物數を報告すべきこと（江西南昌、江蘇泗涇）
十五、商會にて租稅請負の件（江西宣黃）
十六、菜稅免除に關する件（浙江鎮海）

右十六件（提出者數に從ふ時は二十三件）を一併して討議に附す、沈聯芳は起て裁釐問題に付て述べて曰く、本問題は民國成立以來三年に及ぶも未だ解決せられず、蓋し中央政府は各省に國稅廳を設立して之を徵收し、中央の用度に當つ、故に本問題は輸入稅を增加するに非れば、厘金は廢止する能はざるなり、即裁釐問題は加稅を前提とし、加稅は條約改正を先とす、余は本會より政府に請願して關稅を改め、土貨出口稅を輕減し、本國の土國產銷稅を裁撤せんとするものなり云々と。表決の結果

一、關稅を改正すること
二、土貨輸出稅を輕減すること
三、土貨產地稅及銷場稅を裁撤すること

を議決し、尙ほ稅則に關する問題を左の委員を以て組織する審查會に附すことゝせり。

稅則審查委員

盛炳紱（審查長）　周樹年　李恒春
魏燾莊　高協和　狄葆賢　雷文青

正午休憩、午後二時再開、貝副會長主席、午前は支那全國の關稅に關する問題なりしが、午後は各省及各開港場の問題なれば頗る複雜なるが、合せて七件、何れも免稅又は稅率改正等に關するものなれば、先づ倒底議題として成立せざるもの多く、又之を審查に附する價値もなく大抵之を各省に却下して各省自ら處分すべきことゝせり。それより有吉領事の日本觀光勸誘に對し謝絕を議決す但し後半年に觀光團を組織する筈、次で審查長盛竹書の審查方針に關する演說あり、終りて午後四時散會す。

十一、向瑞琨出發

副會長向瑞琨は約法會議議員に選任せられし故二十日夜津浦鐵道にて北京に向へり。

十二、報告及往復公文（三月二十日）

三月二十日國務院初め各部及各都督民政長へ全國商會聯合會成立情形及會章、會長、議事細則の決定、其他引續き會議中の旨報告せり。

外交、農商兩部に對して從來の條約に於て輸出入稅の不平均、內外人待遇の不平等領事裁判權利の損失等著しきを指摘し今回の條約改正には是非共之等の欠點を除かざる可らず、就ては歷年締結せる各國との條約を商會聯合會に交付して本會をして充分に研究し、以て條約改正に關する參考意見を提出するの便に供せられたし云々と呈報す。

日本領事有吉明氏に對して觀光團組織を謝絕する返翰を出す。（三月十七日附）

十三、商律案

三月二十日午前十時開會、正會長周金箴出席、左の三案

を提出す。

一、商律案(陝西、江西我寧、吳城、鎭州、杭州、上海、寧波、提事務所)
二、幣制案(上海、黑龍江、青島)
附紗票案(湖北)
三、商報案

十四、行文程式に關する件

(三月二十一日)

三月二十一日午前十時開會、周會長出席、農商部より商會の官廳に對する往復公文式に關する返電に對して討論し、王赤梅は曰く本會の目的を達せざる間は

一、巴拿馬博覽會に出品せず
二、全國一致して印紙稅を納めず

と激語し、左の決議をなせり。

各省民政長以上には「呈」を用ゆるも其他の地方官廳又は一切函を用ゆること、若し地方官廳より命令的形式を用ゐて照會し來れる場合には之を受付けざること。

十五、商報發行に關する件

(三月二十一日)

王子藩登壇、曰く商報發行に關する議は前次北京に工商大會を開きたる場合に起りし問題にして、當時幾多の條件を議決せるが、之を發行する爲めには少からざる費用を要する故今に至る迄實行せず、速に維持の法を共籌せられたし云々と。之に對して經費の點より種々反對ありしが結局北京の發行所を上海に移し、中華全國商會聯合會々報と稱し、各省にて發行する商報は全國商會聯合會の名を用ゐること能はずとし、劉一山、馬息深、沈聯芳等は休憩時間に王編輯員と辨法を熟議せり。

此日左の如き議案提出さる。

一、淡米觀光實業團組織案(上海)
二、工商學習生海外留學案(江蘇京滬)
三、商學案(江蘇、江西)
四、商品陳列所設立案(湖北)
五、商務研究所設立案(江蘇滬寧)
六、商界學徒資格制限案(滬南)
七、商界代表議員選舉に關する件(江蘇東坎)
八、憲法制定參與案(四川)
九、商人公權協爭案(廣西)
十、全國商會を政府の顧問機關とするの件(青島)

右の如く連日討論し議題益多きを加へ、各議員は應接に暇なきを以て今後は午前十時より午後一時迄を會議の時間とし、午後二時より五時迄を審査の時間とし、日曜には休息することに決定せり。

一六、公文式

(三月二十三日)

三月二十二日農商部より商會對官憲の公文式に關して目下法制局に於て考慮中なるが、各省都督民政長等の中には非常に憤慨して商會聯合會を解散すべしとさへ申出るものある有樣なれば、本部(農商部)は特に之等のものに對して反覆宣導しつゝあり云々との電報來りしが、此日は商律案に付て二三討議したるのみにて散會し、二十三日劈頭公文式を再議し、各國にては內閣より商業會議所に諮詢する場

合にも尙ほ普通の函を以てするに支那のみ各官廳が令を用ゐ、商會は官に對して呈を用ゆるは不可も甚しとて「部長以上には呈を用ゆるも其他の官廳には一切函の形式を用ゆ」との主旨の長文の決議を農商部に呈出することに決せり。

十七、渡米實業團及商業保護案

（三月廿四日）

それより商學案の討議に移り、渡米實業團の組織を決議し、次に會長は左の議案を提出せり。

一、行商保護案（四川）
二、商人保護案（江西）
三、輸出土貨に關する件（上海）
四、茶業に關する件（湖北）
五、土布工業振興案（江蘇海門）
六、各省廳辦翻板案（上海）
七、烟業維持案（江蘇）
八、押欵維持案（無錫）
九、茶樹栽培保護案（上海茶業公所）

第一案行商保護案とは內地貿易路の保護問題にして、交通不便なる內地は土匪盜賊橫行し、貨物の運搬危險此上なし、今後は各省都督又は各海關監督等をして貨物運搬に對し一種の護照を發行せしむることに決定す、但し發行方法等詳細は審査會に附せり。

第二案は第一案と同じ。第三案輸出土貨に關しては例へば張家口方面より天津に出づる羊毛の如き灰砂を含有すると夥し、之等は同地洋商に於て機械を用ゐて精製しつゝあるが、支那人が洋商に引渡す以前に自ら機械にて刷淨せば其販路は一層擴張すべし。又四川麝香の如きも近時支那商人は豚の膵汁などを交ゆることゝ發見され、其名聲頓に減退せり、之が改良は急務たり、又棉花試驗所の如きも大に起し、大に改良せざる可らず、其他支那輸出土貨を整頓する何よりも必要なりとて全體一致にて其收締方法及奬勵法等を審査に附す。

三月二十四日午前十時開會、商業保護案を續議す。第四案茶業に關する件は茶業損失の原因を研究し、之が補救方法を講ずる議案なるが、直ちに審査に附せらる。其他第五以下第九に至る各案は第九條栽培保護案は不成立となり第七烟業維持は稅則案に合併することゝし、其他は凡て審査に附せられたるが、その中土布振興に付て提出者たる海門商會總理劉一青の說明する處に據れば

常關の布稅は通州海方面より上海に到り營口に轉運し、東三省に販賣するものは百斤に付き一兩を徵收せらる、然るに日本より輸入するものは輸入稅及び子口半稅共銀六錢のみ、其間四錢の差あり、我國貨を國內に運銷するに尙ほ外國貨物より高價の稅銀を仕拂ふは不都合なり云々

之に對して沈敬甫は本案は農商部に呈請し、財政部と轉商して土布出口程則を議減せしむべしと主張し、農商部代表陳氏は該案目は下財政部と商議中なりと述べ、本案は稅則案と共に審査に附せられたり。

全國商會聯合會議員一覽表

席次	姓名（括弧內は雅號）	所屬商會
一	丁長昇（敬臣）	青島
二	周樹年（毅人）	揚州
三	聶希璜（玉溪）	江西
四	鄭官應（陶齋）	廣東
五	盧國華（效臺）	盧江樊山
六	盛炳緯（省傳）	寧波
七	徐方來（鏞室）	同上
八	蘇紹炳（稼秋）	蘇州
九	杭祖良（筱軒）	同上
一〇	向瑞琨（淑予）	北京
一一	陸袞（愼齋）	同上
一二	虞和德（治卿）	上海
一三	沈敦和（仲禮）	同上
一四	王存善（子展）	同上
一五	朱佩珍（葆三）	同上
一六	朱得傳（吟江）	同上
一七	陳光甲（文化）	南京
一八	李恒春（序園）	奉天
一九	陳家斌（子荃）	湖南
二〇	瞿芬（瑞卿）	同上
二一	沈訓信（敬臣）	寶應
二二	白嘉璧（少玉）	四川
二三	陳少谷	四川
二四	魏壽萱	同上
二五	韓秉彝（筱東）	安東
二六	楊語壽（鶴航）	同上
二七	夏毓璜（玉峰）	合肥
二八	沈鏞（聯芳）	上海
二九	郁懷智（展翰）	同上
三〇	勞念祖（敬修）	同上
三一	田世澤（樹霖）	同上
三二	林世傑（蓮蓀）	同上
三三	張之彝（雪洲）	周浦
三四	鍾肇晉（繼唐）	常山
三五	林福成（澤登）	廣州
三六	簡景熙（福南）	龍江
三七	顏守忠（友鶴）	連平
三八	蔡廷芳（友鶴）	廣州
三九	李佩鳴（誕石）	佛山
四〇	孫啓麟（秉衡）	紹興
四一	陳宰（寇棠）	同上
四二	應召南（少庭）	六安
四三	呂伊（稼藩）	上海
四四	胡善登（錫璋）	同上
四五	印有模（逸三）	同上
四六	錢廷爵（編君）	同上
四七	張嘉平	同上

四八　傅宗耀（筱庵）　上海
四九　吳銘恭（敬寰）　宜昌
五〇　蔡文惠（輔卿）　漢口
五一　傅朝鑫（仿鄉）　太沙平
五二　左質鼎（冤民）　雲夢
五三　楊炳宸（玉墀）　新店
五四　余晴（熙廷）　陝西
五五　王憲章（季城）　同上
五六　劉桂馨（一山）　通州
五七　馬炎文（息深）　同上
五八　陸濟綸（汝舟）　餘姚
五九　周雪松（茂如）　儀徵
六〇　朱方幹（玉樓）　上海
六一　唐元湛（露園）　同上
六二　陳永清（一齊）　同上
六三　葉韻奎（明齊）　同上
六四　張武鏞（知堇）　同上
六五　蘇錫岱（伯魯）　南京
六六　蘇致厚（民生）　同上
六七　潘承恩（君彥）　甘肅
六八　徐棠（冠南）　烏青
六九　費紹冠（免鄉）　寧波
七〇　吳瓊三　大通
七一　余鏡清（民進）　寧波
七二　袁子英　大通

七三　黃寶瑛（毓寧）　袁化
七四　王樹枏（亦海）　吳興
七五　張詠南　南翔
七六　楊兆鏊（信之）　上海
七七　張商祥（雲書）　同上
七八　陳作霖（潤夫）　同上
七九　葉達（鴻英）　同上
八〇　洪給修（念祖）　同上
八一　沈延輔（尊伯）　臨平
八二　王衍瀛（春圃）　同上
八三　王秉鈞（伯衡）　豐利
八四　沈善保（和甫）　烏青
八五　華世芳（叔卿）　無錫
八六　蔣世芳（萊仙）　嘉禾
八七　王錫榮（湘泉）　杭州
八八　李厥孫（竹溪）　新嘉坡
八九　顧松慶（振聲）　杭州
九〇　高協知（頌岡）　泗經
九一　趙鳳鳴（鑒堂）　上海
九二　朱炯（蘭舫）　同上
九三　祝大椿（舜卿）　同上
九四　全之芹（魯鄉）　同上
九五　周廷弼（欽齋）　同上
九六　丁駿照　同上
九七　徐醒　旬障

九八　狄恩霖（子怡）　常熟
九九　鄭慈穀（式如）　盛澤
一〇〇　蘇本炎（筠尚）　上海
一〇一　胡鎔（健春）　鎮江
一〇二　顧履桂（馨一）　上海
一〇三　周晉鑣（金鑣）　同上
一〇四　貝仁元（潤生）　同上
一〇五　王廷瑞（錫臣）　黑龍江
一〇六　彭錫庚（拙青）　奉天
一〇七　王明華（寔鄉）　黑龍江
一〇八　宋發漢　上海
一〇九　李厚垣（秋棠）　同上南市
一一〇　龐元濟（兼臣）　同上
一一一　汪聲宏（寬也）　同上
一一二　施兆祥（善畦）　上海
一一三　鄒日燦（泱江）　江西
一一四　羅志清（青文）　同上
一一五　羅兆棟（朗山）　同上
一一六　安廸生（厚齋）　北京
一一七　程慶福（鳴鑾）　安徽
一一八　棟錢方（質鄉）　九江
一一九　胡炳堃（釣堂）　四川
一二〇　胡佚民（慶階）　上虞
一二一　盛炳紀（竹書）　漢口
一二二　楊湘（小帆）　雲南
一二三　閻紹清（鏡若）　雲南
一二四　姚曾綬（棨茗）　上海南市
一二五　葛繡恩（吉鄉）　同上
一二六　干城（蘭坪）　同上
一二七　范麟書　同上
一二八　陸文麓（崧候）　同上
一二九　瘦恩錫（晉候）　雲南
一三〇　呂達先（超伯）　湖北
一三一　張命申（吉甫）　山西
一三二　劉燮鈞（乙青）　海門
一三三　龍鶴齡（鳴九）　棟林
一三四　李世輝（光庭）　陝西
一三五　孔昭立（鯉庭）　上海

新舊約法の比較（附錄參照）

約法會議開會してより一月餘、民國修正約法は此に愈完成し、四月三十日大總統令を以て發布されたり、「新約法は十章六十八條より成り、章を分ちて國家、人民、大總統、立法、行政、司法、參政院、會計、憲法制定、程序、及び附則とせり、之を舊約法に比較して章を增す三章條文を增す十二條、又其の內容に就て之を云へば舊約法は人民の權利を重んじ、新約法は大總統の權限頗る擴張さる、其第十四條の大總統は國の元首にして統治權を總攬すと云ふ一條に至りては宛然一國君主の威なからずとせず、從つて立法

機關の權限縮小せられ行政機關の權限愈擴大されたり、今左に項を逐ふて新舊約法を比較論評せん。

第一、總綱の刪除　臨時約法第一章の總綱を新約法にては刪除し、國家の二字を以て之に代ふ、即ち新約法は國家を以て第一章とす。

第二、主權と統治權　臨時約法第二條に中華民國の主權は國民全體に屬すと規定し、第四條に中華民國は參議院臨時大總統國務員法院を以て其統治權を行使すと定む、新約法にては此條を中華國の主權は國民全體に本くと改定し、即ち舊約法の屬すとあるを本くと改め、以て民主國の精神に副ふと成す、統治權問題に至つては舊約法の參議院臨時大總統國務院法院を以て行使すとあるを改めて大總統之を總攬すと定む、其改定理由としては舊約法は統治權、立法、行政、司法の三機關に屬し、三權混一するを免れざる爲なりとせり、然れども此の三權混淆の弊を免れん爲め統治權を大總統の一手に歸するに至つては、大總統たるや無上の權能を有するものとなり全然一國君主と擇む所なきに至るべき也。

第三、領土規定問題　臨時約法第三條に、中華民國の領土は二十二行省及び內外蒙古青海西藏とすと定む新約法は領土の規定は概括主義を取り、內外蒙古西藏青海等の地名を刪去し改めて從前帝國所有の疆域と規定す。

第四、人民の權利義務　臨時約法第五條より第四條に至り規定する所の人民の權利義務は、(一)人民は均しく平等にして種族階級宗教の區別なし、(二)權利、身體の自由、居住の自由、財產營業の自由、言論の自由、信書の秘密、信敎の自由、議會に請願するの權、行政官を平政院に上訴するの權、法院に訴訟するの權、任官考試に應するの權、選擧及被選擧權、(二)義務　納稅の義務、服兵義務にして、新約法は同人民の權利義務は均しく刪除せず、只之に法律の範圍內の文字を加へ、第十五條を刪除し新に本章の規定が軍法に相牴觸せざる時は、軍人に之を適用すとの一條を加ふ。

第五、大總統の權限　臨時約法第四章の臨時大總統副總統を新約法にては改めて總統となし、大總統副總統を包括す其權限を比較すれば。

臨時約法、臨時政府を代表し、政務を總攬し、法律を公布執行し、命令を發布し、陸海軍を統帥す、官制官規を制定するには須らく參議院の同意を得べし、文武官を任免す、但し國務員外交公使の任免には須らく參議院の同意を得べし、參議院の同意を得て宣戰媾和及條約を締結するを得、法律に依り戒嚴を宣告す、全國を代表して公使大使を接受す、法律案の提出權、勳章頒布並に其他榮典を給與するの權、大赦特赦減刑復權を宣告す、但し大赦は須らく參議院の同意を經べし。

新約法　新約法中規定する所の重要なる者下の如し。

大總統は國の元首にして統治權を總攬す、國家を代表す、立法院を召集す、參政院の同意を得て立法權を解散す、法律案豫算案の提出權、命令の發布（命令を以て法律を變更するを得ず）、立法院を召集する能はざる時參政院の同意を得て敎令を發布し、次期立法院に提出して追認し若し否決

されたる時は其効力を失ふ、官制官規を制定し文武官を任免す、開戰媾和を宣告し戒嚴を宣告す、海陸軍を統帥し軍額を規定す、外國大使公使を接受す、條約を締結す、但し領土を變更し人民を增加するには立法院の同意を得べし、爵位、勳章、其他榮典の給與、大赦、特赦、減刑復權（大赦は立法院の同意を得べし）財政上の緊急處分權。

以上擧ぐる所其大體に過ぎざるも、之を比較するに舊約法は立法の權限大にして議院は總統彈劾權あり、而して總統は議院解散の權なし、又大員の任免には院の同意を要し、官規の制定は先づ議院に提出せざるべからず、總統は少なからざる拘束を受く、新約法は行政方面の權限大にして立法權の拘束さるゝ處甚し、此れ新舊約法の同じからざる所たり、舊約法にては大總統は政府を代表し政務を總攬するも新約法にては大總統は統治權を總攬すと規定す、行政の權限擴大せられたる甚だしきものあり、舊約法にては大總統は議院解散の權なきも、新約法は參政院の同意を得れば立法院を解散するを得と定む、舊約法にては宣戰媾和は參議院の同意を要すとし、新約法にては必ずしも立法機關の同意を要せず、舊約法は大總統は法律と均しき敎令を發布するの權なく、新約法は參政院の同意を得て發布するを得、舊約法は大總統は只能く勳章榮典を給與するも、新約法は爵位勳章及其他の榮典を授くる事を得とす、舊約法は大總統は緊急處分權なきも新約法は之れ有り、以上の比較單に其一端に過ぎず、即ち一言にして云へば行政部は殆んど獨立して立法部の束縛を受けず、而して之れ實に新約法の精神なり。

第六、大總統の責任　舊約法は責任內閣主義を採り大總統が責任を負ふの規定なし、只國務員章中に總統を輔佐し其責任を負ふ云々の規定あり、新約法は已に總統制を取る以上、行政責任は勢ひ國務卿に歸せざる可からざるを以て、其規定にも大總統は國民全體に對して責任を負ふとせり、舊約法第四十一條の臨時大總統は參議院の彈劾を受くる後最高法院全院より審判官九人を互選し特別法庭を組織して之を審判すとあるも、新約法は立法院より彈劾を提起し大理院に訴訟すと改む此れ亦同じからざるの點なり。

第七、副總統の規定　臨時約法第四十二條に臨時副總統が死去し或は事務を視る能はざる時は代つて其職權を行ふと定む、新約法の規定も亦舊約法と相同じ、但し約法中總統選擧法の規定なし、蓋し新約法の缺點なり。

第八、行政部の性質　臨時約法中行政部の組織は即ち國務員を以て主体となし、國務員總統を輔弼して責任を負ふ故副署の責あり、國務員は參議院の彈劾を受くる後總統は當然其職を免ずべし、但し一回再議するを得とす、新約法中行政部の主体は大總統たり、國務卿は大總統を贊襄するのみ、行政事務は外交、內務、財政、陸軍、海軍、司法、敎育、農商、交通各分掌し、且つ法律命令により主管事務を執行し、各部總長は政務官より一變して事務官と爲る、此れ舊約法の精神と大に同じからざる點なり。

第九、立法部の權限　臨時約法中の參議院は約法中の主體たり、新約法中の立法部は性質大に異り權限頗る縮小す、舊

約法は立法部行政部を束縛し、新約法は行政部立法部を束縛す、今其等しからざる點を列擧すれば次の如し。

臨時約法　參議院は自ら集會閉會を行ふ、國務員に質問する權、政府彈劾の權、國務員外交公使の任命の同意權、宣戰媾和の同意權、大總統の覆議案は出席者三分の二以上ある時は則ち前議を執り二十二條に照して辨理す、（大總統謀叛行爲ある時は議員五分の四以上の出席四分の三以上の可決にて之を彈劾す）

新約法　立法院は大總統より召集す、大總統は立法院を解散するを得、政府に對して彈劾權なし、但し大總統に說明を求むるを得るも大總統認めて秘密となす時は說明せざるも可なり、大總統の說明に對し出席議員三分の二以上仍ほ前議を執るも大總統は參政院の同意を得之を公布せざるを得、大總統謀叛行爲ある時と雖も彈劾權なし只議員五分の四以上の出席四分の三以上の可決を以て大理院に彈劾訴訟を提起し得、今兩者を比較するに立法院は只立法一項に限り監督權あり、殆んど其の權限を失ひたるも均しく恰も米國の總統制と彷彿たり。

第十、司法部の權限　舊約法によれば法院は總統及司法總長任命の法官を以て之を組織すとし、新約法は大總統任命の法官を以て法院を組織すとす、此れ兩者同じからざる點にて、舊約法第五十一條に法官は獨立し上級官廳の審判を受けずと定む新約法は此條を刪除せり。

第十一、新約法の特點　舊約法中無き所にして新約法に之れ有る者は第七章の參政院、第八章の會計附則中の清室優待條件にして、新約法の特出する點とす。

第十二、新約法の缺點　舊約法にては立法部の權限比較的大にして、從つて行政部は拘束を受くるを免れざりしが、今回の新約法たるや之と正反對にして行政部の權限徒に大にして立法部は殆んど權力を有せず、例令ば大總統が自由に立法院を解散し得るに對し、立法院は大總統謀叛の時と雖も彈劾權なし、僅に訴訟を提起し得るに止まる、且つ舊約法の統治權をして三權混淆の理由の下に大總統の一手に歸したる如き其缺點を擧げ來れば尙ほ少なしとせず、蓋し此の新約法たるや實に袁氏の意の如く修正されたるものにて、勢力と金錢に阿諛する六十名の約法議員は惟命維從の態度を以て遂に袁總統の私憲を成したり、想ふに將來此新約法施行さるゝに於ては袁總統の權力は絕大にして人民は袁大總統の玩弄物たらんのみ噫。（五月一日北京通信）

各省財政狀態報告書（一）

財政部は曩に各省に命じて財政に通曉せる代表者を中央に送らしめ財政會議を開くに當り周總長は各省をして中央に送金せしむる爲め先づ各省の政費減額增稅額、及び明年度政府に送金額の三項に付き各省委員をして各省財政情形の報告をなさしめたるに目下既に報告せるもの十一省に及びたり今茲に此等各代表者の報告せる財政情形の大要を摘記せば左の如し

▲奉天省　財政委員張翼廷、梁藏熊の報告に據れば、三

年度概算を按ずるに、支出に於ては軍事費を除き各行政費の節減により一百六十萬元を減少し得べく、收入に於ては田賦、豆糟、豆油、烟酒、牙稅等の諸稅を整理して五百五十七萬元の增收を得る見込あれど、從來の不足額一千四百萬元の多きに達し居る有樣なるを以つて到底中央の經費を負擔し能はず

▲黑龍江省　財政會議委員魁陞の報告に據れば、本省は昨年以來減政に次ぐに減政を以つてせる結果、今日に至りては既に減政の餘地なき有樣なり、去れど收入に於ては田賦、粮稅、粮捐、街園基租、山貨、皮張、油魚稅及び土地丈量費等の收入二百十萬元の增收を得べき見込あり、但し收入に於ては錢吊を以つて本位とする爲め、現在錢價低落し銀貨日々昂騰するの狀況に在るを以つて、損失する所非常に多き故先づ紙幣整理を行ふの要あり

▲吉林省　財政會議委員曾豫謙、張濟川の報告に據れば本省にては歲出に於て行政各費の節約により一百七十五萬餘元を減少し得べく、歲入に於て田賦、煙酒稅、斗稅、燒鍋票課、及び雜稅等の整理により、一百三十餘萬元の增收を得べき見込あれど、尙ほ收支を比較する時は九十餘萬元の不足額を生ず、此の上の節約をなさむと欲すれば軍事費の減少官帖の整頓等によりて幾分の縮少を圖る外別に方法なし

▲廣東省　同省財政會議委員の報告に據れば、本省三年度の概算は原來行政費の支出すべきもの七百五十九萬餘元あれど、內務、財政、敎育、司法、農林、及び預備金等の各經費を節減するときは二百七十萬元を減少し得べし、收入は原來一千四百五十八萬元なりしも、田賦、鹽金、煙酒稅等の整理により四百六十餘萬元の增收を得べき見込なれば、出入の差額一千四百三十餘萬元となる譯なり、但し軍政費は此の外にあり若し能く軍費の節減を圖らば九十萬餘元を得ること難からず、去れど外債の償還等に支出すべき金員多數を要するを以つて未だ到底中央に送金する丈の餘力を有する能はず

▲浙江省　國稅廳籌備處長胡藻の報告に據れば、同省二年度の豫算に於ては十一萬八千元の剩餘金あり、且つ之に警察費の補助停止並に防營費の裁減によりて得べき二十四五萬元加算するときは、合計三十四五萬餘元となる此の三十四五萬元は既に中央に送附することゝなり居れり、三年度に在りては漕南補金の增徵、及び絲繭捐百貨捐々率並に粮捐の增收等により、國家收入として二百六十萬元の增加を得べく、軍事費は同省二年度の修正豫算に據れば原來五百七十餘萬元なりしも、極力節減を加へて每月平均三十七萬元を支出することゝなれり、是等を合算するときは二年度と比較して約四百萬元の剩餘を得べし、此外財政部より指定せる二年度修正豫算に照して各機關の經費に節減を加へなば更に多くの剩餘金を得べし」

尙ほ同省財政會議委員張書鏞、屈熾の報告する所に據れば三年度の田賦歲入豫算を除き、之を二年度豫算に比較するときは、漕南補金、百貨捐、絲捐、繭捐等の整理により約二百五十八萬餘元の增收を得べく、假に此の八割の增收

を得ることゝしても二百萬元の增收を得べし、此外租課茶糖煙酒等の諸捐の如き極力之を整頓すれば何れも增收を得べし、軍事費に至りては百四十萬元を節約するを得べく、同省行政公署、警察、典禮、敎育、司法等の經費を節約すれば七十七萬餘元を減少し得べく、合計二百十萬元を節約し得べし、尙ほ軍事費に於ては減少すべき餘地あれど各種の租稅は事實上節減に便ならざるものあり、胡處長の計畫に據れば增入減出に依りて四百餘萬元の剩餘を得べしとのことなれど、浙省が三年度內に償還すべき借債は禮和借款五十六萬餘元、愛國公債元利十二萬八千餘元、銀行借款百萬元、軍事手票の收回三十六萬元合計二百餘萬元あるを以つて、之を四百餘萬元より差引くときは即ち二百餘萬元の剩餘を得ることゝなる譯なり

▲安徽省　政治會議委員潘祖光の報告に據れば、同省の歲出入は不平均甚だしきを以つて、現に交涉專署を設けざることゝし、且つ各縣の審檢廳を裁撤して、行政費より二十九萬餘元を節約せむことを議しつゝあり、歲入は厘金稅の如き若し百分の二の從價稅を課することを實行せば、尙ほ舊額に比して二倍の收入を得ることゝなるべし、驗契稅の如き二年度預算案に於ては僅かに十五萬元に過ぎざりしも、現在既に殆むど百萬元の巨額に達し居れり、且つ其の實行に於ても亦阻碍あるなし

尙ほ該委員より呈出せる同省都督の文書に據れば、同省は前淸末迄に於て外人損害賠償金償却の一部分を負擔し、其前後して中央に送附したるもの合計百七十六萬元あり、之が爲めに共和政府樹立後に及び、同省は財政上非常なる影響を蒙り、孜々として之が整理に努力すれども尙ほ未だ順境に復する能はず、關鹽兩稅中より流用する七十一萬元さへ尙ほ未だ塡補し得ざる有樣なり三年度の概算に據れば國家歲入合計四百九十九萬餘元となり、其歲出合計七百三十一萬餘元に達し不定額二百三十萬元なり。

且つ又從來同省が怡大洋行より借りたる公債元利共二百六七十萬元あるのみならず、又三井洋行より借りたる礦砂購米兩次の借款元利共四十餘萬元あり、上述の如き次第なるを以つて同省は舊稅整頓し新稅緖に就き、漸次軍事費行政費の縮減を行ひたる後ならでは到底中央に送金する能はず

▲河南省　同省財政會議委員汪增祁、陳子衡兩人よりの報告に據れば、同省二年度豫算に於ては國家の經費とすべき歲出入は其不均衡實に甚だしきものありしも、財政部の命を奉じて之が均衡を保持せむと苦心したる結果、歲出を減少して六百八十九萬餘元となせり、此內軍事費三百十七萬餘元にして、其他の政費三百七十二萬餘元なり、地方行政費に至りては節減を加へて五百三萬餘元と爲せり、然るに今回の三年度概算に依れば、國家の經費とすべきものの中內務、財政、敎育、司法、農商、交通の各費は財政部の指定せる範圍を超越せざれど、軍政費は既に二百四萬餘元を超過せり、此外地方行政費は之と反對に二年度の五百三萬餘元より減少して三百萬元となせり、歲入に就て云へば

二年度の修正豫算は合計一千三百八十餘萬元なるが、此内より鹽稅百六十餘萬を除くも尙ほ千二百二十餘萬元の收入を得べき見込あり、去れど目下市場に於ける銀相場非常に下落せるを以つて其の結果として收入に影響する所尠少に非ざるべく、且つ民間の經濟狀態も未だ全く順調に復せざるを以つて前述の收入額は尙ほ一定不動のものと稱する能はず、故に軍事費を減じて三百餘萬元とし官銀錢局より借入れたる十萬兩を還濟し終らば四年度に於て多少の餘裕を得べし

▲山東省　財政會議委員樓兆梓、周安康の報告に據れば本省三年度の財政は概算したる所收入不足約二百萬餘元なり軍事費の外行政費の節減により本省は六十一萬餘元を減じ地方歲出又三十餘萬元を節約し得べきを以つて、合計九十餘萬元の節減をなすを得べし、且つ牙稅及び證費並に試辦所得稅等の整理によりて得べき增收に地方公債の募集によりて得べき收入を加ふるときは、約一百八萬元の收入增加を見るべきを以つて、節約せらるべき九十餘萬元と合して殆むど二百萬元に近き餘裕を有することゝなる、尙ほ本省の軍事費は歲出の約六割を占め居れりと雖之を能く節減するを得ば中央に送金することゝ難からず此の外驗契稅は二百萬元の收入あるべき見込なれば此の內より外債等の償却に充つべきものを差引くも尙ほ百五十萬元の剩餘を有することゝなり居れり、右の如き狀態なるにより本省にして若し財政整理の法良きを得るときは中央に可なり多額の送金をなすこと難からず　（未完）

蒙古問題に關する露支協約の顚末

露國外務省は今回外交記錄を公表し、其內に千九百十二年九月五日より千九百十三年十一月十五日まで、即露國が蒙古と直接談判を開き露支間に調印を終りたるまでの交涉事情を記載せり。

蒙古關係事項中最興味あるは交涉及談判の經過に關する部分にして、其他は耳新しきもの少し、今其經過の概要を述べむに、彼得堡、庫倫、及支那間に蒙古關係談判を開きたる時より、政治上の狀況は急激なる變化を來し、支那國民議會が蒙古自治の承認を峻拒したる事は、露國當局者の最も困難を感じたる所なりしが、此議會は其後袁世凱の爲に廢せられ、露國外交上の施爲は之が爲便利を得たること蓋尠少にあらざりき、即在北京露國公使が露支協約の調印を了りたるは千九百十三年十一月四日にして、支那議會に於ては其前日激烈なる葛藤を生じ擾亂を演じ、袁世凱は國民團及上下兩院に於ける其團員を以て國家の爲有害なるものなりと宣し、議員は其職を解きて直に歸鄉せしめたり。

又蒙古問題に關する難件は遲く千九百十三年十一月十四日後に於て起りたるもの甚多く、蒙古使節が露國に來りて提起せる問題の如きは即其一例なるも、右外交記錄には是等最後の事情は含まれず、且單に交涉談判の歷史として見るも豫備としての前論を備具せざるの欠點あり、速記錄中

往々露蒙直接談判前に於ける支那との交渉事項を引用せる處あるも其事項は本記錄に記載せられざるを以て容易に之を照知するに由なし。

抑、蒙古政府に對して談判を開始したるは世人の知る如く、當時の北京駐劄露西亞帝國公使「コロトウスエッ」氏にして、氏は活佛政府と協商し庫倫に於て蒙古自治保障條約、及「ハルハ」に於ける露國臣民權利確定協約締結談判を開くべき命令を受けたり。

然るに蒙古に於ける露國臣民權利問題に關する談判は、特別の、困難なく進行せりと雖、自治保障條約の締結は紆餘曲折複雜にして、「コロストウエッ」氏は最初外務省の意見により蒙古を以て全然支那より分離せる獨立國と爲すの案を立てたるも中央政府は猶支那をして形式上の宗主權を保持せしむるの意見を有したるにより、此案は彼得堡に於て否定せられたり、

此記錄中露蒙協約に關する交渉文書は初の三十頁を占むるに拘らず、其文書には何等斬新のものなしと雖、文書中には蒙古と露國政府と露國代表者自身との意見を見るべく即在庫倫露國代表者たる「コロストウエッ」氏の意見は、外務大臣サゾノフ氏の意見よりも強硬にして專ら蒙古の希望に副ひ、全然之を獨立せしめて內蒙古をも之に包含せしむべしといふに在り、依て協約書原文には內（蒙古）なる地名に代ふるに單に「蒙古」なる一般的名稱を以てしたる部分多きも、翌日此協約調印後宣言書を作成するに及び其宣言書には、「露國政府は蒙古に與ふる自治權保障を「ハルハ」の外に及ぼすべき區域を定むる權あるものと認む」との條文を設け、主義としては全蒙古の自治を認めながら、實際に於ては只部分的の區域に保障を與ふることゝなれり。

庫倫に於ける談判の進行中、露國政府は支那外交部に對して深く之を秘し、千九百十二年十月二十四日新聞紙が「コロストウエッ」氏派遣に關する記事を掲ぐるに至り、在彼得堡の支那公使が露國公使を蒙古に派遣したる理由を露國外務省に質問したる時も、露國外務省は其答辯を避け單に本件に關しては北京駐劄露國公使に問へと答へ置き、其後一週間を過ぎ露蒙協約案既に露國外務省に廻送せられ、只外少の修正を施すを要するに過ぎざる程度に準備せられたる時、露國政府は口頭を以て「支那は蒙古問題に關し露國と交渉することを好まざるにより、露國政府は直に蒙古と實際上の交渉を開くの已むなきに至りたり」と告げたり。此の如くにして露蒙協約は千九百十二年十一月三日調印せられ、是より露國外務省は支那と談判を開きたり、然るに北京に於ける國民の感情は露蒙協約締結の爲太に激昂し、支那外交部總長は在北京露國公使コロストウエッ氏に通告して曰く、露國は蒙古政府を認めながら却て支那共和國を認むることを拒むものなり、何れにしても蒙古は支那の一部分にして獨立して外國と條約を結ぶの權利を有するものにあらざるを以て、支那に於ては右協約を認諾することを得ずと。

是より露支談判は紛糾して一年の久しきに亙り、愈出でて愈困難を極めたりしが、今、當時の經過狀況に依り之を

察すれば若支那に於て千九百十三年夏季の南方動亂なかりせば、此談判は毫も露國の希望せる結果を達し能はざりしなるべし、而も革命軍隊が袁世凱の軍隊の爲に破壞せられたる事は、適々露國をして之なければ到底外交官の達し得たる所にあらざるべき事功を比較的容易に成さしめたるなり。

露蒙商業の近狀

蒙古に於ける露國商務官「アーペトボロバン」氏は、目下彼得堡滯在中にして「ノーウォエ、ウレーミャー」新聞記者に蒙古の商況を語れり、其談に依れば露蒙貿易は要するに將來發達すべし、但千九百十一、二年に於ける商業の「バランス」は露國の爲有利なるを示すものにあらずと雖千九百十三年特に千九百十四年の初二ケ月間に於ける商況は明かに蒙古に對する輸出の膨脹しつつあるとを示すものにして、政府も鋭意蒙古における露國商品の普及を計り、主要商路たる恰克圖庫倫街道は既に能ふ限り秩序を整へ、郵電官署を設けて交通の便を計り、後貝加爾鐵道「ヌルトウク」驛より烏里雅斯臺に至る商路亦露蒙貿易上甚重要なる價値を有するを以て、之が修築も既に着手せられたり、加之露蒙間電信料は近頃大に低減せられ、尙將來金融機關の設備をも實現せんとす、但露蒙貿易は今尙進歩遲々たるを免れざる狀況にあり、是れ一は蒙古に於ける露國の政治的位置充分確立せざるため、露國大商人の逡巡決せざる所あるに由るは勿論なりと雖、露商は概して企業心弱く團結力に乏しく自利を主として國家的觀念に薄く、妄に商品價格を引上げて競爭者の爲却つて永遠の利を制せらるるが如きは大なる通弊なり、近頃露國の猶太人たる商業家蒙古に廉價を以て露國商品を弘めんと計りたるものあり、其企圖や其時宜に適したりと雖不幸にして其委託を受けたるものは固有の露國人にして其受託者が恣に高利を貪り遂に失敗し店主をして豫期の目的を達すること能はざるに至らしめたるは甚遺憾なり云々。

湖南通信（四月二十一日）

葉德輝の放免と南北の學者

四月十四日に漢口より押送されたる葉德輝は、都督府内の拘留處に監禁され、五日間寃枉を忍び居る中に、北京方面にては總統府秘書兼漢口建築督辦楊度、約法會議員夏壽田、目下在京中の王闓運氏は早速大總統に向つて葉の寃罪を辯疏し、一方には湖南都督に葉を放釋すべく打電し、又湖北側にては重要人物十數名各湯都督に電報を發し、上海方面に一團をなせる前軍機大臣瞿鴻禨を初め、各地より移住し居る知名の碩學十數名は、中央及湖南政府に電報を以て葉の放免を迫まりし結果、湯都督も此上私憤を泄らす能はず、葉と對審を爲すに至らずして、十九日の朝未明に無罪放免となりたる報に接し葉宅に往訪したるに、都督は決して感情寬和せしにあらず、大總統の電命によりて不得已放還せるにより、又何時危禍を構成するや測り難く、折角南北學者が總立ちとなりて應援し、湯都督を制肘したるは葉の學問に對する尊敬と同情の然らしめたるを以て、此巖障の下に立ちて再たび煩累を被むるは、朋友故舊に對して愧づべきを以て一時日本漫遊をなすべく語れり。

王先謙の閒生涯

王先謙字は益吾は葉德輝等の舊師にして、七十三歲の老齡に達し、溫厚の態度は第一次革命以來世累を避け著述に餘念なく一切世事を言はず、北京より國史館總裁に擬されしも穩かに老衰に託して辭退し居れり、最近の著撰としては五州地理圖志十二冊と、其の先父の遺編にかゝる詩義標準三十冊を刻成して朋友に頒ち居れり、該詩集は其先父王錫爭が子弟敎誨の一助として、倫理道德に關する歷代の詩を選らんで明朝に止まり、詩人の肺腑より出でたる名作を撰らんで子弟の敎訓に充てたるを、王先謙氏が閒居の際に

剿成したるなり學界の美談と云ふべし。

王闓運の義俠

目下北京へ乘り込み洒々脫々高譚放語して、絲毫の煩累を受けず、各方面の新舊人物より歡迎されつゝある王闓氏は、八十四歲の高齡にも似ず凜々として應接に遑あらざるに、葉德輝の囹圄に墜ちしを聞き奮然として大總統に向つて其無罪放免をせまり、一面は湯都督に急電して同鄉の學者の急難を救ひて自己の利害を忘れし義俠が立派に成効して、葉德輝の一身を保全したるは王氏の力多に居れり。

以上は湖南三大碩學の用捨行藏を概見するに足れり、湖南の學界は新舊ともに以上三名家の流派に屬せざるものなかりしなり、現今各國に留學せるもの或は歸國せるものは以上三名家の流派又は遠系を有せるもの多し、都督が官權を濫用して湖南紳士が歷史的に固有せる根蒂を截除せんとするは遂に愚策たるを免れず。

土匪と革命分子

官憲の腐心せるは土匪討伐と革命殘黨の剿除にして、旅館の嚴査酒樓の取締り民船內の探索等は、一般良民をして少なからざる煩累を感せしむ。

土匪が最近に猖獗せるは長沙の東鄉なる關羽廟內の女學校を毀壞劫掠し、時々城內にも放火强盜をなすは洪江會匪にして、南洲縣方面には約三千餘名の江湖會匪ありて、或は兇行をなし或は贋造紙幣を使用し、寧鄉縣には紅家會匪出沒して良民を苦しめ、麻陽縣芷江縣には哥老會匪の大部隊を開展せんとし、先づ芷江縣の尹家冲地方に二十五戶の良民を劫掠して死傷を生じたるより、士民は知縣に鎭定を仰ぎしも知縣の之に應せずして放任せるより、土匪は益雄勢を示しつゝあり。

去年江西、江蘇の第二次革命の殘徒湖南省內に潛伏せるものあらんことを虞れ、官憲は一名五百元或は三百元の懸賞逮捕を勵行しつゝあるも、未だ捕獲せず、湘潭縣に於ては防穀令實施後は防穀令の不便を口實として兇行を逞ふし良民を誘惑し居れり。

現今長沙城內及各縣に存在せる革命分子は多く無力の人にして、着實なるものは正業に就きて時機の至るを待てるも、亂を好みて浮動せるものは末輩の無賴多くして自動の力なく、遂に土匪に混し或は親近して土匪によつて其身を衛護せるもの多きが、土匪の多數を引率節制するもの資望と材幹あるものなきため、到底白狼の如く行動するは現在の湖南匪徒及革命分子にては不可能なり。

企業の趨向

▼鑛　業

礦山熱は益高度に向ひつゝ進行し居れるも、資本に窮せるもの多し、最近三月廿三日以後四月廿一日迄の新開鑛區を左に表示す。

縣別	所在地名	礦名	牌名	主管者	許可年月
永州	東安西鄉古石錫			張瑞芝	民國三年三月廿三日
慈利	礦			官辦	三月廿五日
辰州	魚網坡金			張學杜	三月廿五日
湘潭	鐵犁笆石炭			馮兆奎	三月廿八日
祁陽	太坭皂石炭			蕭廷荃	三月廿九日
道縣	瀨子山鉛		興殖公司	梁盛鑑	三月廿八日
梁植竹	筍坳雄磺		裕國廣業公司	馬季良	三月三十日
耒陽	周山石炭			蕭策安	同
臨武	香花嶺錫			周伯謙	三月卅一日
同	白砂巖石炭			陳泉清	四月十一日
辰谿	官條灘石炭			向健雲	三月卅一日
同	水平（アンチモニー）			楊慶潛	同
新化	大乘山錫		致大公司	曾子億	同
體陵	天花寨鉛			梁煥均	四月五日
武岡	紫雲山錫			彭名州	同
黔陽	黃榜坡石炭			向元鈞	同
東安	石期山同			楊涸	同
寶慶	龍施山同			劉祥雲	四月十日
湘潭	龍坑冲同			馮兆奎	同

▼紡績會社

第一次革命後に於て企畫されたる紡績會社は、長沙城の對岸に事務所を建築し、機械は獨逸商瑞記より引受け三十萬兩餘の機械の手附金十萬兩を時の都督府より受取り、未だ工場の設置に至らずして第二次革命の敗劒となり、機械代金も停滯せるを獨逸領事館新設され、領事メルクリングハウス氏の交渉により殘金支拂の途をつけ、現金必迫の今日故抵當品を提供したるが、近日長沙の徐鏡秋等發起となり二十萬元の株金を募集して該會社の復興を謀らんとす、目下の財界の狀態にては實現は難事なるべく、又長沙は原料豐富ならざると品質不良なるにより一般には嘱望せられざるが如し。

▼毛織物及洋服地製造

湘潭の王伯平等は西洋服地の製造を發起し、輸入品に抵抗せん目的を以て先づ四萬元の資本を募集し、製造に着手せんとするも未だ具体的に形成せず。

▼小蒸汽業

長沙の小蒸汽は平常五十三隻の小蒸汽船ありて、長沙漢口間、長沙湘潭及衡州間、長沙常德益陽間、冬期は長沙岳州間に航路を有せるが、各個人の所有に屬し其の所有者は航業者に賃貸して借料を收入し居れるを以て、鞏固なる會社又は組合によりて運轉せるものにあらざれば、時々使用者一定せず船數の多き割合に事業は統一を缺き、恰も民船の不規律なる營業と大差なきが如し、上海の小蒸汽營業家世昌は近々長沙に分店を設け、小蒸汽業を開始せんとす未だ其方法及內容を發表せざれば其得失を說く能はず。

各種の新企業は人々腹案を有するも、現今の財界は到底容易に新施設を許さず民間は資金出處に往き詰まり、政府は行政及軍費教育費に枯渴せんとするを以て、最捷徑は外債を適當の方法に於て注入する外良法なきが如し。

政治軍事

○支那政黨の合併　進歩黨は國民黨の解散後其態度冷靜に似たれども今仍ほ一大政黨たるを失はざるが今回大中黨を併入するに決し先日北京太平湖本部に於て、特に大會を開き大中黨員の出席者二百有餘名に及べり其開會の概要を左に示さん

一、湯進歩黨理事は大中黨の加入情形を報告し且大中黨加入後進歩黨は張樹森を理事會の決議に由り進歩黨政務部副部長に推擧せる次第を聲明し

二、繼で王政務部長は進歩黨の近來に於ける黨務進行事件及び本部新家屋の決定並に雜誌出版業の情形を報告し

三、次に孫洪伊、梁善濟西兩人は支部の成立及び一省に二以上の支部を置く原因並に基金及教育事項に關する計畫を報告せり（時報）

○改省案否決　改省案は提議せられてより數ヶ月を經たる今日未だ其實行を見ざるが本件は既に國務會議に於て否決されたりと傳ふ其理由としては

一、民國財政困難なるを以て現在の行政各機關を分別して併廢し以て財政緩和に資せんとしつゝある時に當り若し改省を實行せんか行政區域は更に增加し其開辦に要する經費の出途なきのみならず經常行政費も亦必ず膨脹すべく民國の現在にては到底堪へ能ふ所に非ず

二、民國の現狀は邊省國疆に至るまで騷擾絶えざる有樣に

て此際取るべき方針は唯秩序の恢復を力圖するにあるのみ若し多く主張する所あらば人民の猜疑心を誘起するの恐あり却つて大局を動かし易きを以て改省問題の如き今日に在りては斷じて實施し難しと云ふに在り（時事新報）

○白狼の佈告文　白狼は近く政治的の活動を始め告示を出せるが其全文左の如し

中原扶漢軍大都督白佈告す、父老の異族專政に伏處する幾んど三百年水深火熱控告するに處無かりしが勢窮まれば則ち變じ物極まれば即ち返る相摩相盪是に始めて往歲革命の舉あり方に幸にして君權推倒し民權伸し神明華胄是より以て法律の範圍に自由にして專制淫威の荼毒する所たらざらんとせしに孰んぞ料らん袁賊世凱狼子野心意思を以て法律と爲し仍ち帝制を自らなさんと欲し賢士を擯除し爪牙を罷任し刀鋸刺客を以て有功を待ち官爵金錢を以て無恥を勵ます庫倫を割棄して顧みず西藏叛亂するも恤まず宗社黨は隱伏滋漫して防制剷除を思はず惟日に植黨營私異已を排除し兄弟を離棄し法制を變更し耳目を塗飾するを以て事とす吾民を摧殘する蓋し滿洲に較して尤も甚だしく海內分崩して民は生を聊まず媚を獻ずるものは乃ち稱して華盛頓となし即ち論を持するも亦目して拿破崙となす實に則ち呂政新莽も其橫酷に如かざる也朗是に痛心疾首隴畝に奮起し豪傑を糾合して民のために命を請ふ故に稱して扶漢と號す孔子曰く顚りて扶けずんば則ち將に焉んぞ彼相を用ひんと今漢は復すと雖も若し一に袁賊の自らなすに任じて扶持をなすを早くせずんば行々將に則ち顚らん則ち又焉んぞ吾民を用ひん夫れ天下の大も匹夫責に與る秦民夙に强武と稱す而かも亦熱心國を愛す豈其神姦政を主り羣兇廷に盈ち河山の斷送され漢族の淪胥するを見て遂に漠然一も手を援かざらんや朗幸に黃帝在天の靈に賴り起義以來向ふ所克捷す玆者兵を秦隴に指すに堅城雄關風を望んで披靡す即ち我武を師するに由ると雖も要は又民虐政に苦しみ人門志無きに因る現に已に秦嶺を踰へ大峪耀武咸寧に耀かし兵を長安に觀す克つの日但た沛公三章の約を申べ項主三月の火を擧げず我諸父老昆弟其れ各安堵して恐るゝ勿れ此を宣す

而して右の佈文の下に「假天行事照例究辦五福爲章切不可慢以此作記各宣勉旃」の二十四字を刻せる印章を捺押せりと（順天時報）

○支那の對內外蒙策　支露協約締結後北京政府は內外蒙古將來のの施設に對しては屢討議を經已に種々の政策を決定する所ありたるが露支蒙三方の代表者會同して境界劃定會議を開くも將に近きに在り內蒙の現狀亦一日を緩うすべからざる勢あるを以て大總統は既に決定せる政策を積極的に進行せしめんがため日來總統府內に在りて各國務員を招集し進行方法を討論しつゝあるが其大綱は略左の如し

▲外蒙に對する施設

一、協約の規定に依り中國は外蒙に於ける宗主權を有す即ち外蒙は中國領土の一部たれば須らく施設を嚴にし以て實權に符合せしむ

二、中國が外蒙に於て所得せる權利及利益は須らく極力維持し之をして些かも損失あらしめず
三、外蒙の自治區域劃定後は境界樞要の地には須らく保守の設備をなし以て邊域を鞏固にす

▲內蒙に對する施設

一、內蒙を省に改むるは一時困難なれば宜しく其情勢に鑑みて鎭守使數名を設け以て鎭懾に資す
二、內蒙各地には未だ郵電局の設置せられざる處多し此等の地方には宜敷同局を新設して以て交通を便にす
三、內蒙は從來敎育の設備少し今後漸次各地に學校を增設して蒙民の知識啓發に努む
四、內蒙は森林及び鑛產甚だ豊富なれば相當の施設を講じて富源の開發に力む
五、內蒙は從來荒廢の地多し以後移民計畫を實行して地利を闢く
六、內蒙は今尙胡匪充斥し居れば速に之を剿除し以て治安を維持す（北京日報）

○招商局監督官　北京交通部は汽船會社招商局が株券書替に對し派員監督を請へるが袁總統は楊士琦氏を督理に王存善氏を監督となさんことを擬定せり又一說によれば楊士琦氏は同局督辦たるべしと（順天時報）

○盲啞學校既成計畫　浙江省杭州の周梅先氏等は此度杭州に在て一盲啞學校を設立せんことを發企し茲に同志を集めて盲啞學校既成會なるものを組織したるが各役員は均しく義務的に會務を進行せしむることに決し尙同會の事業を左の如く決定したり。

一、杭州城內外青年男女盲啞者數を調査す
二、隨時各地に員を派して盲啞敎育の緊要を講演せしめ以て一般の贊助を歡迎す
三、會員は均しく募捐に力め尙隨時其狀況を報告するの義務あり

尙該會は盲啞學校設立を目的とするものなれば同校の正式成立と共に解散を行ふべしと云ふ。（時報）

○總統の減兵計畫　袁總統は支那全國の軍隊を四十師團と改定し且つ陸軍經費を每年五千萬元に裁減する計畫を進め居れり而して段陸軍總長及び各省都督は已に同意せりと。（時報）

○支那軍艦の注文　曩に支那が塢洪國スコダ借款によりて塢洪國モンファルコチ、カンチーレ、ナヴアレ、トツエスチノにて建造せんとする小巡洋艦三隻の要目は左の如しと。

▲全長百九米突▲幅員十二米突▲吃水五米突▲機關パーソンターピン▲馬力三萬▲速力三十二節▲罐ヤーロー（石炭及重油）▲武裝十吋砲十門機關砲二門水雷發射管二門

而して武裝はスコダ工場供給し竣工軍艦の交付期限は二十二ヶ月、二十四ヶ月、二十六ヶ月の三回に分たるべしと。（時報）

外交

○老家口事件と要求　前に湖北省老家口に於て白狼匪掠奪を擅にし同地の教會堂を破壞し諾威宣教師を殺害せるが右につき諾威領事は外交部に損害賠償の要求をなしたるが其要求の條件は左の如し。

一、老家口の地方官及び陸軍當局者は保護をなすを得ざりしを以て須らく該官吏等を相當處分すべし

二、湖北都及民政長は代表を派し遭難地方の文武官と共に損害を蒙りし教會堂に赴き親しく謝すべし

三、湖北都督及民政長の代表並に地方官は被害牧師の墓地に至りて祭を致すべし

四、被害牧師の遺族を撫卹すべし

五、被害の諾威商人に對しても又宜しく撫卹を加ふべし（神州日報）

○獨逸と福建省　頃日來獨逸人は福建省に在りて大活動をなし福州附近に於ける鑛山採掘權を得んと努力し既に同地駐在の獨逸公使は本國に歸り同國の資本家等と此事に關し協議を凝し厦門に於て一鑛山採掘會社を設立せんと計畫中なるが現に同所には鑛產調查會なるもの組織せられ本國より牧師一名を招聘する運びになり居れりと。（時報）

○中露國境標石　アルグン河より山脈及びタルバントヤク湖に亘る中露兩國の境界は千九百十一年の協約に依り決定せられたるも地界標なく甚だ不明瞭なり之がために露國人は該協約に依り當然露領たるべき耕作地を若干阻止せらるゝに至れり依て露國內務省は五千留を投じて地界標二十五個建立の件計畫中なり。（時報）

財政借欵

○裁釐加稅の研究　關稅改正問題につれて孫代理總理は此機を利用して釐金稅を裁撤し其代り關稅を增加し以て種々の不便を除かんとせるが大總統も亦賛成を表し已に財政會議に裁釐加稅案として提出せるが其研究すべき點は左の如し。

一、關稅を百分の七半增加し以て釐金稅の收入を補充し得るか否か。

二、釐金稅を以て擔保とせる各種の借欵に對しては本稅廢止と共に何を以て代るか。

三、各省の收入となり居る釐金附加稅は本稅の廢止と共に消滅するを以て之により各省財政の受くる影響の程度と其補充法を如何にするか（時事新報）

○在外財政員の任務　駐外財政委員陳錦濤は歐洲に財政員事務所を設立せんとしつゝありと云ふ其職務は左の三項なりと。

一、國外通信を辨理し以て隨時歐洲の金融の情勢を報告する事。

二、華歐兩文の論說を發表して政府の意見を述べ以て中外

新聞紙の誤謬を解く事
三、財政經濟年鑑を編輯して資料に供する事
此外借款及び關稅改正問題に關し左の四件を研究すべしと
一、銀行團の借款に對する形勢及び該問題に對する輿論を
政府に通電する事
二、關稅問題に關する各國の意嚮を探ぐる事
三、歐州金融の狀況を視察する事
四、公債發賣の景氣を調査する事(盛京日報)

○各省の財政調査　財政部にては各省の財政を整頓するに當り其內情を詳悉するの要有るを以て前日財政調査員として兪明頤黃祖徽等を南省に派し總べてを調査せしむることゝせしが其調査事項は。
一、各省田賦の實地徵收及び賦稅を增加し得るや否
二、釐金の收入詳狀釐金稅廢止後之を塡補する收入方法の有無
三、各省支出經費事情及冗費を節減し得るや否
四、各所の情形を視察し各種の新稅を更に徵收し得るや否並に目下實行の驗契稅及印花稅の情形如何
等なりと云ふ(時事新報)

○紙幣回收辦法　五國銀行團が紙幣回收に關する辦法を提出すべしと北京政府に要求したるが政府は速急に之を制定し已に大總統の閱覽もすみたりと云ふが左の兩項なりと。
一、各省の形勢を詳細に視察し若干區域に規定し以て進行の便にすること
二、全國紙幣の總額に基き前期回收の一期限を規定すること(時事新報)

○各省紙幣調査員　支那政府は第二次借款の一部を以て是非共幣制改革の第一步たる紙幣整理を斷行せんとしつゝあるが支那は光復以來紙幣の濫發今更ら驚くばかりにて實に言狀に堪えざるもの有り財政部は各省に員を派して之等を調査せしむべく目下人員選定中なるが其人名は略ぼ左の如く不日發表せらるべしと。

欒守綱	東三省	王宗埜	山東
鄧邦述	直隸	胡翔林	河南
袁永廉	山西	熊正琦	安徽
方兆鰲	福建	單鎭	江蘇
黃序鵷	江西	陶德琨	湖北
邵羲	浙江	葉瑞琨	湖南
伍宗鉦	廣東	汪德溥	廣西
陳光弼	四川	熊范輿	雲南
潘震	新疆	何奏簧	甘肅
薛登道	陝西		

(時報)

○各省紙幣發行總額　財政部の王儀芳の調査に係る者は大要左の如し

直隸	六、四〇〇元
奉天	四、九九五、二七〇
吉林	一四、四五六、四一〇
黑龍江	一五、一九八、四七七
山東	四、八〇〇、〇〇〇

河南	一、四八三、三〇〇
山西	二、〇七七、二三六
陝西	一、五〇〇、〇〇〇
甘肅	二八二、八六〇
新疆	二、七七七、七七七
四川	一一、五九三、二五九
湖南	一〇、五七一、〇七五
湖北	三〇、〇〇〇、〇〇〇
安徽	三〇〇、〇〇〇
江西	一四、六九五、三二〇
江蘇	一二五、五七八
浙江	二、四三九、〇〇〇
福建	三〇〇、〇〇〇
廣東	二二、〇〇〇、〇〇〇
廣西	二、一七八、六八三
貴州	一、七六九、五二〇
雲南	二、〇〇〇、〇〇〇
熱河	一五、〇〇〇
合計	●●●

景芳氏の調査せる所によれば本年度の歳入豫算は次の如し

（單位千弗）

地租	七、〇〇〇	契紙稅	一〇〇
錢莊稅	七、〇〇〇	契稅	三、〇〇〇
燒酒稅	三八〇	厘金稅	一三〇

合計一千七百六十一萬弗（神州日報）

○本年內の償還借款額　民國の財政窘迫は其極點に達し居るに又紙幣回收幣制改革其他各項の政費も均しく借款を求むること甚だしく而して一方に於ては本年內に償却せざるべからざる短長期の外債並に賠償金等も巨額に上り之を通算すれば二億五百八十五萬元の多きに達するが今類別せば左の如し

一、短期外債　七千五百萬元
二、長期外債　五千萬元
三、國庫賠償金　二千九百萬元
四、各銀行に支拂金、二千百十五萬元
五、其他の借款支拂　千七百七十萬元（時事新報）

○民營事業借款規則　從來支那の民營事業中往々資本不足に依り外資を借用せる者有り近年に至り愈其多きを加へ來りたるが北京政府は此事を以て延ては主權を損失し將來又兩國間國際上の交涉を發生するなきを保し難しとて此程其取締法五條を設け已に外交部より交涉員に通告せりと取締規則左の如し

一、凡そ民營事業にして借款を欲する時は須らく主管各部に呈報して其許可を仰ぐべし
二、借款の用途及び契約の內容豫算等は須らく詳細に呈報すべし
三、主管各部が該契約の呈報に接し國務會議に提出するの必要ありと認めたる時は國務會議の議決を經るに非ずんば該關係人は調印するを得ず
四、主管各部の許可を經て調印を行ふ際は須らく該省民政長に呈報すべし
五、私かに借款を行ひ以上の手續を經ざる者に對しては糾葛の事件生ずと雖も政府は概して責任を負はず（時報）

○實業借款の種類　北京政府は各省の自由借款を禁止せりと雖も之を以て利源開拓或は商務整頓の資とせんとする時は中央は之を許可せり故に年來各省の實業借款を締結するもの既に漫然として制限なく而も締結の借款は多く實業借款の本義に副はざるものあり政府は茲に之が取締法として實業借款條例を發布せんとし已に其起草に着手せり其規定要點は左の如しと

一、許可すべき實業借款の種類
二、實業借款締結の際具備すべき條件
三、實業借款締結に際し經過すべき手續（順天時報）

銀行

○中美銀行組織の進行　中美銀行問題は過日上海に

於ける全國商會聯合會會議の時各省代表は皆均しく贊成を表し且つ之が速成を主張し遂に同大會閉會後李、呂兩代表を推して北上せしめ政府と直接商議せしめつゝありしが先日上海總商會に達したる同代表の報告に依れば財政、農商兩部は此事に對し頗る同情を表し已に兩部は各省商會に發起人一名を推擧して資金募集を擔任せしむること並に先づ中美銀行籌備事務所を設立すること等を許可し本年內に組織を完備せしめんとしつゝある由にて前途大に有望なり尙本銀行設立の議は先年南洋勸業會開會の際米國實業團の渡來せし時已に支那商と合辦を訂約せるものにて其資本金一千萬元を米支各切半して擔當したるが其後米人側は已に五百萬元中三百萬元を募集したりとの報あり支那商側に於ても亦出資希望者の承認額已に二百五十萬元に達し居たる由にて遠からず各種の交涉を經正式に資金を募集するに至らば立ろに成立するに至るべしと豫期さる。（順天時報）

○殖邊銀行設立許可　前南京衛戍總督現總統府顧問官徐固卿氏等が內蒙の札賚特旗鎭國公色巴珠爾と協力して先頃來邊境充實を目的とし政府の直、魯、皖、汴、鄂五省貧民を邊境に移住開墾せしむるの計と相俟つて殖邊銀行を設立せんと主張し居たるが同氏等は株式募集章程を草定して政府に請願し已に大總統の批准を得て先日上海總商會向に其株式募集章程を通知し來れり今之を見るに其第一條に於て本銀行資金總額は二千萬元とし之を二百萬株に分ち一株十元とす內六十萬株は無記名式を用ひ殘餘百四十萬株は記名式を用ふ無記名株券は常に記名式の三分の二を過ぐるを得ずと規定し而して其株券種類は第三條に於て一株券十株券百株券の三種と定めあり並に本銀行の設立經費は內十萬元を以て之に充つる由にて此十萬元は特に創辦株と稱し同株に對する規定は別に之を定むと。（北京日報）

鑛山

○支那全國の油鑛　熊希齡氏は全國油鑛籌辦の命を受けて以來氏は先づ全國の油鑛を區分せんと欲し過般各省に向つて省內油鑛の有無及情況の如何を詳細に調查して呈報すべく通告したるが此程山東、河南、江西、安徽、新疆の各省が尙未だ呈報せざると江蘇、浙江、福建が尙未だ油鑛を發見せざるを除く外左の如く呈報し來れりと

▲直隸　二十三處▲奉　天　四處▲吉林　二處▲黑龍江　五處▲山西　四處▲四川　三處▲甘肅　五處▲陝西　八處▲湖北　二處▲雲南　十七處▲貴州　十三處▲廣東　一處▲廣西　五處

尙右の內吉林の二處は共に油脈至つて薄く開採の見込立たず又た直隸の油鑛は其西北部に於て最豐富なりと。（時報）

○熱河油田踏查結果　前に美孚公司が獲得せる熱河の油田は米人技師の實地踏查の結果はた〻最下等の板泥岩を發見せるのみにて開採に値せずとのことなるが近日開採機を携へて太沽に到着せる經驗ある同公司の外人技師等は熱河地方不穩のため妨げらるゝが如きことなき以上近々同地に

出發すべしと。（北京日報）

○開鑛契約私訂　湖北韓家山銅鑛總理張燮增は同省行政公署の委任を受けずして擅に湖北鑛山代表なりと稱し上海の薛南根鑛務公司（英獨米國人等の組織せるもの）と湖北全省の官有鑛山を勘測の上開採せんとの協約を私訂したるが湖北にては此事を知り張の該總理を取消し警視廳に送り該契約は行政公署の許可を經居らざりしため當然無効とし尙鑛山に關する契約は行政公署の許可を得ざれば總て無効なりとせりと。（時事新報）

交　通

○共和建設以來の鐵道　支那は共和建設以來鐵道敷設のため外資を輸入せるもの幾何なるやを知らず之がため支那の鐵道計畫は日を逐ひて益發展の域に進みつゝあり今支那が共和建設以來外資によりて建設することゝなれる鐵道數哩程及び其投資國を見るに左の如し

鐵道名稱	哩數	投資國
寧（南京）長（長沙）	七七四哩	英
鄂（湖北）黔（貴州）	七六〇哩	同
緬（緬甸）滇（雲南）	三八四哩	同
四川延長線	六四五哩	同
浦（浦口）信（信陽）	三五〇哩	同
廣（廣東）重（重慶）	一、〇〇〇哩	同
同（大同）成（成都）	一、一〇〇哩	白
海（海門或海州）蘭（蘭州）	一、五一〇哩	同
滇（雲南）越（越南）	七〇〇哩	佛
雲（雲南）重（重慶）	七〇〇哩	同
雲（雲南）成（成都）	六〇〇哩	同
滿蒙五線	一、一一〇哩	日
高（高密）韓（韓莊）	二一〇哩	獨
濟（濟南）順（順德）	一二〇哩	同
對（對青山）黑（黑龍江）	三五〇哩	露
齊（齊齊哈爾）洮（洮南）	一六〇哩	同（北京日報）

○南潯鐵道の調査　南潯鐵路株式會社は成立以來已に八年を經過したるに鐵路敷設尙未だ全部を竣工せしむる能はず從來屢々紛葛を來せることあり該鐵道は名目は商辦なりと雖も本と有限に屬するを以て債務の關係甚だ廣く故に交通部は此度江西民政長に向つて速に員を派して、該公司從來の收支及び工程を調査せしむべく訓令したるが交通部よりは特に技師余人鳳、董天勳の二氏を派せりと。（北京日報）

○浙路株買收年限　北京交通部が浙路を買收せんとするに付き交通部は其買收費全部を五ヶ年に分ちて償還すべしと云ひ株主側は其償還期限短縮を主張して尙未だ纏る所なかりしが近日に至り上海辦事處は北京に在る浙路代表者より右償還期限は交通部と商議の結果三ヶ年に短縮すべく略々成議あり故に此際株主會を開きて其他各條件に就き討論を行ひ以て簽字に便すべしとの來電に接せりと。（時報）

命令法律

四月二十六日　修道學堂典例公布

四月二十八日　觀測所官制（九條）公布

同　漁輪駛洋獎勵條例（十二條）公布

同　公海漁業獎勵條例（十一條）公布

敘任辭令

陸軍中將銜（四月十四日）

陸軍少將　榮道一

陸軍少將銜　孫永安

江西贛南觀察使（四月十五日）　王廷治、王坦加

督辦浦口商埠事宜　哀學昌

約法會議秘書　劉恩源

免職（四月十七日）江蘇內務司長　陶珮、張智遠

江蘇內務司長　馬士杰

免職雲南高等審判廳長　王舍業

雲南高等審判廳長　丁光冠

陸軍第六混成旅長　張仁普

陸軍第九師參謀長　丁燕卿

同　第六混成旅參謀第十一團長　李敏

同　同　第十二團長　趙學源

陸軍上將銜（四月十八日）　馬孟麟

督辦西路制置事宜　陸建章

會辦西路制置事宜　同

幫辦招商局管理　趙倜

楊士琦

同　稽查　王春卷

署理陝西秦晉鹽行兼官秦鹽局監理官　鈕傳善

署理鎮守使（四月二十二日）　管鳳臣

陸軍少將　文華

陸海軍會計審查處會長　葉端良

免職（四月二十三日）　荊州鎮守使　丁槐

署理荊州鎮守使　黎天才

督辦八旗生計事宜　延年

署理陸軍第二十師長　王桂蓉

湖北省計分處長　王占元

督辦湖北軍務（四月二十四日）　曹錕

長江上游警備副司令官　吳光新

督辦京都市政事宜（四月二十五日）　志銳

第二期知事試驗主試委員長　宋育仁

同　同　委員　汪大燮

免職　汪鳳瀛

署理九江關監督　吳景鎮

上京會議（四月二十八日）　永七稽運局長　邵福瀛

署雲南民政長　九江關監督　李鍾駢

署貴州黔西觀察使　雲南民政長　唐繼堯

劉顯潛

附錄

中華民國增修約法全文

第一章　國　民

第一條　中華民國は中華人民之を組織す

第二條　中華民國の主權は國民の全體に屬す

第三條　中華民國の領土は從前帝國所有の疆域による

第二章　人　民

第四條　中華民國の人民は法律上平等にして種族階級宗教の區別なし

第五條　人民は左記各項の自由權を享有す

一、人民の身體は法律に依る非にざれば逮捕、拘禁、審問、處罰するを得ず

二、人民の家宅は法律に依るに非ざれば侵入又は捜索するを得ず

三、人民は法律に依り財產を所有し及營業の自由を有す

四、人民は法律に依り言論、出版及集會結社の自由を有す

五、人民は法律に依り信書秘密の權利を有す

六、人民は法律に依り居住移轉の自由を有す

七、人民は法律に依り信教の自由を有す

第六條　人民は法律の所定に遵ひ立法院に請願するの權利を有す

第七條　人民は法律の規定に遵ひ法院に訴訟するの權利を有す

第八條　人民は法律の規定に遵ひて行政官署に訴願し及平政院に訴訟するの權利を有す

第九條　人民は法律の規定に遵ひ任官試驗に應じ及公務に從事するの權利を有す

第十條　人民は法律の規定に遵ひ選舉及被選舉權を有す

第十一條　人民は法律の規定に遵ひ納稅の義務を負ふ

第十二條　人民は法律の規定に遵ひ兵役に服するの義務を負ふ

第十三條　本章の規定にして陸海軍法令及軍律と牴觸せざるものは陸海軍人にも之を適用す

第三章　大總統

第十四條　大總統は國の元首にして統治權を總攬す

第十五條　大總統は中華民國を代表す
第十六條　大總統は國民全体に對して責任を負ふ
第十七條　大總統は立法院を召集し其開會停會及閉會を宣告す
大總統は參政院の同意を得て立法院を解散するを得
但此場合大總統は解散の日より六ヶ月以内に新議員の選擧を行ひ之を召集するを要す
第十八條　大總統は法律及豫算案を立法院に提出するを得
第十九條　大總統は公共の利益を進むる爲め或は法律を執行し若くは法律の委任に基く命令を發布し並に之を發布せしむる事を得但命令を以て法律を變更する事を得ず
第二十條　大總統は公安を維持し或は非常の災害を防遏するに當り立法院を召集する餘裕なき場合には參政院の同意を得て法律と同一の効力ある緊急敎令を發布する事を得但次期の立法院開會の始めに追認を請求すべし
前項の緊急敎令は立法院の否定を受けたる時は以後其効力を失す
第二十一條　大總統は官制官規を制定す
大總統は文武官吏を任免す
第二十二條　大總統は宣戰及媾和を宣告す
第二十三條　大總統は陸海軍大元帥として陸海軍を統帥す
大總統は陸海軍の編制及兵數を決定す
第二十四條　大總統は外國の大使及公使を受く
第二十五條　大總統は條約を締結するを得但領土を變更し又は人民の負擔を增す時は立法院の同意を經るを要す
第二十六條　大總統は法律に依り戒嚴令を發布するを得
第二十七條　大總統は爵位勳章及其の他の榮典を與ふるを得
第二十八條　大總統は大赦特赦減刑及復權を宣告する事を得但大赦の場合は立法院の同意を得るを要す
第二十九條　大總統事故に依りて其位置を去り又は其職務を執る能はざる時は副總統代りて其職權を行ふ

第四章　立法

第三十條　立法は民選の議員にて組織せる立法院に於て之を行ふ
立法部の組織及議員の選擧方法は約法增修會議に於て之を定む
第三十一條　立法院の職權左の如し
一、法律案の議決
二、豫算の議決
三、公債及國庫負擔に關する契約の議決或は協贊
四、大總統の諮詢事項に答復す
五、人民の請願を受理す
六、法律案の提出
七、法律及其他の事項に關する意見を大總統に建議す
八、政治上の疑義に關し大總統の說明を要求す但大總統が秘密を要すと認めたる事項は說明を拒む事を得
九、大總統が叛逆を企てたる時は立法院は議員總數の五

分の四以上の列席に於て四分の三以上の同意を得たる上彈劾訴訟を大理院に提出するを得

本條第一項より第八項まで及第二十、二十五、二十八、五十五、及五十七條の事項は出席議員の過半數の同意を以て之を決す

第三十二條　立法院の開會期は毎年四ヶ月とす但大總統の必要を認めたる時は之を延長するを得且つ閉會期中に於て臨時會を召集するを得

第三十三條　立法院の議事は公開とす但大總統の請求若くは出席議員過半數の決議ある時秘密會とする事を得

第三十四條　立法院議決の法律案は大總統之を公布施行す大總統が立法院の議決せる法律案を否認する時は理由を具して立法院の再議を求むべし若該法律案が出席議員三分の二以上の同意を得て再び立法院を通過するも大總統が之を以て内務外交に大害あり若くは施行上甚大の障礙ありと認むる時は大總統は參政院の同意を得て其公布をなさざる事を得

第三十五條　立法院議長及副議長は議員中より互選し投票總數の過半數の得票ありたるものを當選者とす

第三十六條　立法院議員は院内に於ける言論及議決に關し院外に對し責任を負はず

第三十七條　立法院議員は現行犯、及内亂外患の犯罪に依る外議院の許可なくして會期中に逮捕せらるゝ事なし

第三十八條　立法院法は立法院自ら之を定む

第五章　行政

第三十九條　行政は大總統を以て首長となし國務卿一人を置いて之れを贊襄す

第四十條　行政事務は外交内務財政陸軍海軍司法教育農商交通の各部を置いて之れを分掌す

第四十一條　各部總長は法律命令に依り主管行政事務を執行す

第四十二條　國務卿各部總長及び特派員は大總統を代表し立法院に出席發言す

第四十三條　國務卿各部總長にして違法行爲あるの時は肅政廳の糾彈及平政院の審理を受く

第六章　司法

四十四條　司法は大總統任命の法官を以て法院を組織し之を行ふ法院の編制及び法官の資格は法律を以て定む

第四十五條　法院は法律に依り獨立して民事訴訟刑事訴訟を審判す但し行政訴訟及其他の特別訴訟は各其本法の規定に依り之を行ふ

第四十六條　大理院は第三十一條第九款の彈劾事件に對し其審判順序は別に法律を以て之を定む

第四十七條　法院の審判は須らく之れを公開すべし但し安寧秩序或は善良の風俗を妨害するものは之を秘密にするを得

第四十八條　法官在任中非受刑罰之宣告或受懲戒處分不得免職

法官在任中非因刑事或懲戒處分不得減俸或轉職

法官在任中非因刑事或懲戒處分不得減俸或轉職

第六十四條　中華民國憲法未だ施行せざる以前は本約法の効力は憲法と等し

約法施行前の現行法令が本約法と相牴觸せざるものは其効力を保有す

第六十五條　中華民國元年二月十二日宣布せる所の大清皇帝辭任後優待條件清皇族待遇條件滿蒙回藏各族待遇條件は永く其効力を變更せず

其待遇條件と關係を有する蒙古待遇條例は仍ほ繼續して効力を有し法律に依るに非れば之を變更するを得ず

第六十六條　本約法は立法院議員三分の二以上或は大總統より增修を提議し立法院議員五分の四以上の出席を經、出席議員四分三以上の可決を經たる時は大總統より約法會議を召集して之を增修す

第六十七條　立法院未だ成立せざる以前は參政院を以て其職權を代行す

第六十八條　本約法は公布の日より施行す民國元年三月十一日公布の臨時約法は本約施行の日より廢止す（完）

寄贈書目

大資報　其社
學燈　丸善
特許公報　其局
上海　春申社
日華公論　其社

國際法外交雜誌　二二九號
東洋時報　四號
新支那　其局
通商公報　八六號
商標公報　六三號
特許書類々細書　三三號
大正之日本
貿易通報
支那鑛業時報
國民經濟雜誌
東洋經濟新報
長崎商業會議所半年報
通商公報
京都法學會雜誌
帝國鐵道協會々報
實用新案公報
商工月報
商と工
木浦商業會議所月報
國家學會雜誌
防長教育
朝鮮總督府月報
天津商工彙報
貿易時報
岐阜縣教育會雜誌
宇都宮月報
大日本水産
大連實業雜誌
大陸
產業試驗場要覽
最近朝鮮事情要覽
朝鮮總督府施政年報
朝鮮總督府統計
特許發明々細書
中國實業雜誌

其社　八號
其社　一八七號
其社　一〇一號、一〇二、一〇三
日本人協會　一〇四號、一〇六號
特許局　（一五二號、一五三號、一五四號、一五五號、一五六號
其局　一八號、二〇號
其社　五號
大阪商業會議所　四月號
東京其社　二四號
東京其社　五號
東京其社　六六八號、六六九號
外務省其局　一〇號
京都法學協會　一〇號、一〇九號、一一一號
農商務省　五號
特許局　二號、三號、四號
臺灣都督府　（一四九號、一五〇號、一五一號、一五二號
東京機械金物合資會社　六〇號
木浦商業會議所　四號
國家學會　五五號
山口縣教育會
朝鮮總督府　二三七號
天津商業會議所　一二九號
其社　三八〇號
東京其會　八七號
宇都宮商業會議所　一一號
其會　三月號
朝鮮總督府　二〇號
同　五期
同

雜誌支那合本出來廣告

支那調查報告書

自明治四十三年七月至十二月　壹冊
自明治四十四年一月至六月　壹冊
自明治四十四年七月至十二月　壹冊

（支那調查報告書改題）

支那

自明治四十五年一月至六月　壹冊
自明治十四五年七月至大正元年十二月　壹冊
自大正二年一月至六月　壹冊
自大正二年七月至十二月　壹冊

總「クロース」
金文字入
各壹冊
金貳圓五十錢
郵稅不要

東亞同文會調查編纂部

支那

第五卷第十一號

要目

論說 日英經濟同盟……一——四

資料 香港を取引市場とする南支那の特産品……五——一〇
廣東省の蠶業……一一——一八
武漢地方に於ける工業……一九——二四

研究 支那土貨出口に就て……二五——二七
幣制改革問題の推移……二八——三二

雜錄 中央政治會議……三三——三四
約法會議……三四
支那全國商會聯合會……三五——三七
浦口新商埠の經營……三七——四一
各省財政狀態報告書……四一——四二
長江流域に於ける列強の對峙……四二——四四
露國の極東政策と東淸鐵道……四五——四六

通信 上海通信……四七——四九
漢口通信……四九——五〇

時報 支那最近時事要項……五一——六二

會報 東亞同文會春季大會記事

東亞同文會調查編纂部

本店臺北

支店及出張所
臺灣（基隆 臺中 嘉義 臺南 打狗 宜蘭 淡水 新竹 阿緱 花蓮港 澎湖島 臺東）
南洋支那及內地（上海 廣東 新嘉坡 福州 厦門 汕頭 香港 神戸 大阪 東京）

株式會社

臺灣銀行

支那南洋並臺灣各地向爲替、荷爲替、代金取立
其他銀行一般ノ業務御便利ニ御取扱申候

東京市日本橋區吳服町一番地
東京支店
支配人 山成喬六

第二卷第六號

大正之日本

每月一日發行 ●一回 ●一部十錢八厘 ●郵稅一錢五厘 六月號 一ケ年分一圓八十錢 半ケ年分一圓十五錢

見!!!

本誌は今回の改年に當つて内容を一新し、且つ從來の體裁を變更して、帝都の名士數十名の立論を網羅し、以て大正の日本を見んとする雜誌なり。而して其の論旨は深く時代の趨勢を洞察し、遠く國家の將來を達觀し、正に我が社會諸君の頭腦を刺戟し、確乎拔くべからざる定見を與へんとするものなり。本誌の價格は一部十錢、一ケ年分一圓八十錢、半ケ年分一圓十五錢、郵稅は一錢五厘なるも、特に六ケ月分一圓を以て前金を拂込まれたる諸君には、一ケ月分を增して七ケ月分を贈呈し、以て二倍の利益を與へんとす。豐富なる内容と低廉なる價格とは、既に四百餘名の大紳士が本誌の發行を聞くや、爭ふて申込まれたる事實に徵して明かなり。

第二臨時議會と海軍補充問題……社說

△論　壇▽

大隈伯の使命……伯爵　大木遠吉
國防問題の解決と國民の大覺醒……陸軍大尉　西本國之輔
時事所感……伯爵　板垣退助
歷史上より見たる政治道德の腐敗……ドクトル　長瀨鳳輔
財政整理案所見……慶應大學教授　堀江歸一
經濟的軍備と軍制……法學博士　堀江歸一
勞働問題の根本解決……陸軍步兵中佐　石藤市勝
蘭英二國の盛衰と海上競爭……法學博士　鹽澤昌貞
愛蘭自治問題……文學博士　箕作元八
選擧權を擴張せよ……簡田狂一
軍備論……堀田磬一
友に與ふるの書……紅東生
隨感漫錄……西川幸次郎
時事評論……快洋生
近來日本人の發展……素峰生
△史　談▽
ゴルチャコフ公小傳……上甲不怒士
大隈內閣の政綱……生田目旭東
創刊壹周年回顧錄……呑洲生
明治大學雄辯大會……一記者
△文　苑▽
散る花……芙蓉子
あじさい……紅無名子
讀者俱樂部……蓼子
編輯局より……
現代浪人の妻の日記(五)……

申込所　大日本青年黨本部
東京市四谷區
坂町八十番地

御申込は必ず振替にて拂込マレタシ
振替貯金口座
東京貳五九〇貳

目

大正三年六月一日發行「支那」第五卷第十一號

口繪　津浦鐵道沿線停車場　臨城驛、平原驛

論說

日英經濟同盟……一——四

資料

香港を取引市場とする南支那の特産品……近藤生五——一〇

廣東省の蠶業（二）……一一——一八

武漢地方に於ける工業（三）……一九——二四

研究

支那土貨出口に就て（一）……二五——二七

幣制改革問題の推移（二）……山口生二八——三二

雜錄

中央政治會議（九）……三三——三四

約法會議（五）……三四

支那全國商會聯合會（四）……三五——三七

次

浦口新商埠の經營……三七——四一
各省財政狀態報告書（二）……四一——四二
長江流域に於ける列强の對峙（二）……四二——四四
露國の極東政策と東淸鐵道……四五——四六

通信

上海通信……四七——四九
漢口通信……四九——五〇

時報

五一——六二

（內治外交）
大總統の宣言——立法院成立順序——梁敦彥愈就任——外交問題と總統府——張勳軍解散問題——江西の解嚴——政治討論會——關稅修正問題——海外在留支那人調查——國民黨議員起用說
（財政經濟）
支那各省決定豫算——デ氏鹽務報告書——最近の鹽稅收入——鹽稅殘額の交付——紙幣回收辦法——新稅の調查——印花稅の增收——財政整理辦法——外國紙幣の調查——財政の好況——中國銀行擴張計畫——財政部の改組說——造幣廠設立計畫
（農工商鑛）
漢口の招商局賠償解決——漢冶萍事件調查——江寧龍潭炭鑛
（交通運輸）
同蒲鐵道商辦取消——浙路營業情形——寧湘路開工
（命令法律）
（叙任辭令）

會報

東亞同文會春季大會記事

活支那實業講習員募集

顧問

中華民國前山東都督青海屯墾使
胡　瑛　氏

重なる賛助員

（イロハ順）

特命全權公使　伊集院彦吉氏
鐵道院前總裁　床次竹二郎氏
大阪府知事　大久保利武氏
東亞同文書院長　根津一氏
中日實業株式會社副總裁　倉知鐵吉氏
中華民國前山東都督青海屯墾使　胡　瑛　氏
森村組頭取　森村市左衛門氏

發行趣旨書

民智と國力との低度は茫々焉徒しく全國到る處の利源と寶庫とを擧げて外人の經營者蹂躙に任すの止むを得ざる地位にある支那民國と我が日本との關係は一衣帶水同文同種なる以上彼の四百餘州に溢るゝ無盡の寶庫と無限の利源とは當然吾々日本人の手によりて開拓經營せらる可き運命の下にあるなり、況んや日本人の手によりて開拓經營せられてこそ始めて彼我兩國の幸福となり國交自から永遠に敦厚たるを得るに於ておや、然らば吾々日本人たる者は進では日支兩國公通利益のため退ては一身の榮達のため奮ふて其身を對支那實業經營に委ね天の賦與する此の幸福を全ふするの責任あるを考へざる可らず、然りと雖も物自ら本末あり事據めせざれば成らず故に苟も外國に志を得んとせば其國情國語に通曉する所なくして可ならん、若し此の前提を忘れ妄に成功にのみ憧憬せんか是ぞ所謂木に縁りて魚を求むるの亞流而已。

抑々支那の國たるや東西南北到る處言語風俗を異にし其社會組織の如き其商業慣習の如き頗る複雜を極むるにより机上の推論或は部分的調査等を以て其眞情を窺覗するの不可能なるは謂ふ迄もなく加之其國民は頗る利己心に富み秘密を嚴守するの通僻あるにより如何に永く如何に親しく其地に住すればとて對支那智識の一般を具有するに有らずんば其地の眞相を通達する事能はざるなり、然り而して日支兩國の關係如何を願み支那現下の形勢を觀る時は我が日本としては經濟上の支那經營者を要する事極めて急なり故に此種人材の多數を廣く速に奬成するの一事は我國にとりては急務中の急務なりと謂ざる可らず而して此目的を貫徹するの方法は通信教授以外に無きや明かなり、是れ本通信部が此擧を開始せる趣旨に外ならず、講ふ階級、年齢、學歷の奈何を問はず來りて此擧を賛せられん事を。

大正三年六月

支那通信部

講習規約

第一章　通則

第一條　支那一般事情殊ニ其經濟事情ヲ研究通曉スルニ必要ナル諸學科ヲ主トシ傍ラ支那語及支那時文ヲ正則且ツ平易ニ通信ヲ以テ教授スル爲メニ活支那實業講習錄ヲ發行シテ加入者ニ配布ス

第二條　第一條ノ目的ヲ達センカ爲メニ活支那實業講習錄ヲ毎月二回（十日、二十五日）定期刊行シテ加入者ニ配布ス

第三條　講習期間ハ滿一ケ年トシ毎年四月ニ始マリ翌年三月ヲ以テ終ル

第二章　學科

第四條　講述スル學科目ハ左ノ如シ

支那社會組織、支那制度律令概要、支那商業地理、支那商業慣習、支那商業簿記、支那商業算術、支那商品、支那近代通商概史、支那語、支那時文、支那時文科外講義トシテ日支兩國人士ノ支那ニ關スル學術的調査事項及ヒ名論卓說等ヲ時々參考トシテ紹介ス

第五條　雜報トシテ毎號對支那經營ノ任ニ堪フル活動的人才唯一養成機關タル東亞同文會設立在支那上海東亞同文書院並ニ其卒業生實際ノ修業活動情勢等ヲ附記シ以テ此種教育ノ實例參考資料ト爲ス

第三章　加入

第七條　本講習錄ノ配布ヲ受ケムト欲スル者ハ住所姓名ヲ明記シ加入金五拾錢及ヒ一ケ月分以上ノ講習費ヲ添ヘテ納付スヘシ

第八條　加入者ハ每月講習費トシテ金五拾錢ヲ前月中ニ納付スヘシ、但相互ノ手數ト失費トヲ省ク爲メ一時ニ前納スルトキハ其ノ總額ヲ減ス爲メ三ケ月壹圓四拾錢、六ケ月貳圓七拾錢、九ケ月四圓、一ケ年五圓

第九條　講習費ヲ受領シタルトキハ講習錄ヲ送付シ特ニ領取證ヲ交付セス、但領收證ヲ望ム者ハ「ハガキ」又ハ郵便切手ヲ添フ可シ

第四章　特權

第十條　加入者ハ加入ト同時ニ左ノ特權ヲ有ス

一、講習錄中ニ疑義アル場合ハ勿論支那ニ關スル一般事項ニ就キ自由ニ口頭又ハ書面ヲ以テ質問スルコトヲ得但返信料ヲ添付スヘシ

二、支那旅行及企業並ニ其他一般ノ事項ニツキ及ブ限リ便宜ヲ與フ

三、奬學ノタメ時々懸賞試驗ヲ行フ

四、東亞同文會調査發行ノ圖書ニ對シテハ特別割引ノ勞ヲトル

五、東亞同文會入會希望者ノタメニ紹介ノ勞ヲトル

第十一條　講義全部ヲ終了セシ者ハ前條第三項ヲ除クノ外前條全部ノ特權ヲ永久ニ享有スルモノトス

第十二條　講習全部ヲ修了セシ者ノ中ヨリ試驗ノ上成績優等ノ者ヲ選拔シ支那ニ留學或ハ視察旅行費ヲ補助或ハ支給スヘシ

第五章　雜則

第十三條　加入者ニシテ住所、姓名ヲ變更シタルトキハ新舊住所姓名ヲ併記シ直ニ通知スヘシ

第十四條　照會ハ必ラズ返信料ヲ添付スヘシ

第十五條　既納ノ講習費ハ返付セズ

第十六條　特權ニ關スル事項ノ詳細ハ講習錄中ニ記載スヘシ

津浦鐵道沿線停車場

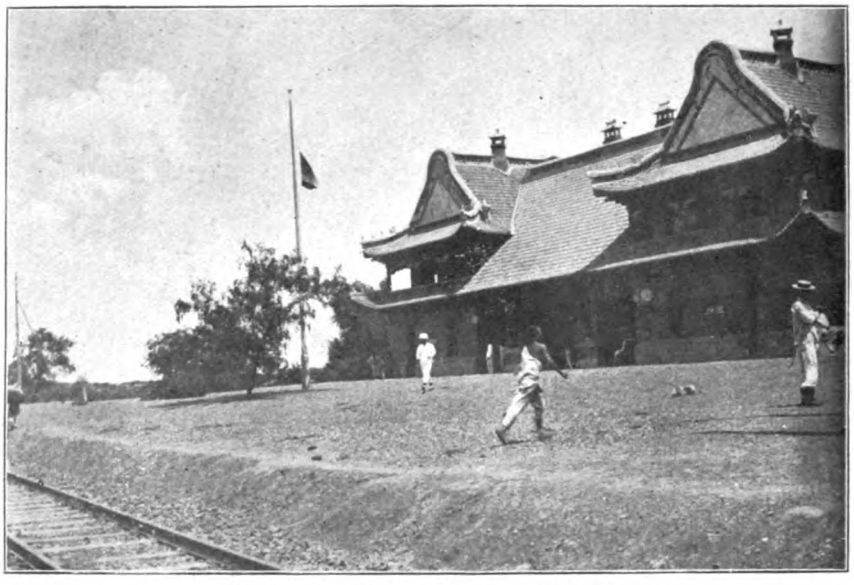

平原驛（北段獨逸）

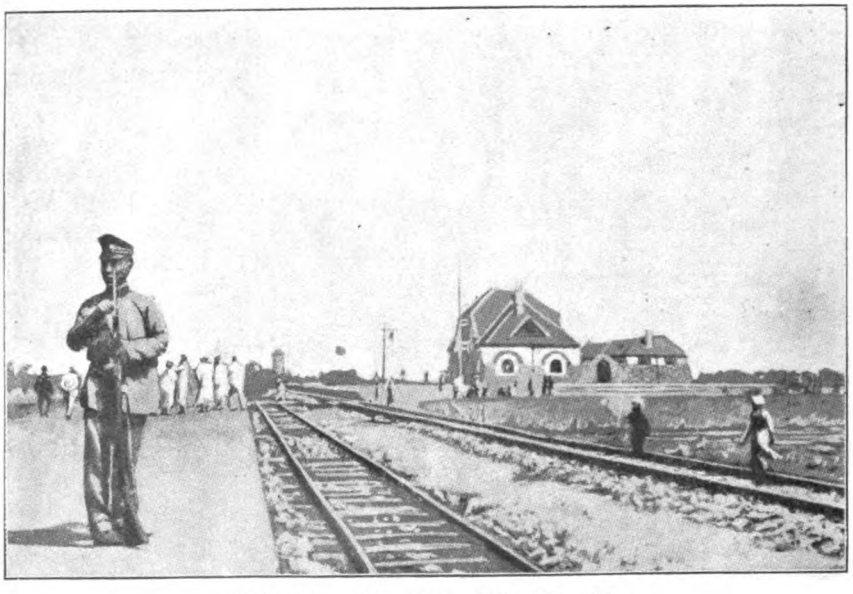

臨城驛（南段英國）

大正三年六月一日

第五卷第十一號

論說

日英經濟同盟

一

大隈首相がタイムス通信員に向ひ日英同盟をして單に政治的同盟たるに止まらしむることなく、將來支那に於ける經濟的同盟たらしむるの必要ありと說きたるに對し、是非の論內外に勃興したり。大隈首相は今日俄かに該說を唱道するものにあらずして、在野時代に於て之を主張せること一再に止まらず。財界に於て非常の勢力ある井上伯も亦熱心なる經濟同盟論者にして嘗て日英水電會社の設立に關し、容易ならざる斡旋を試みられたる程なり。最近に至り日英同盟を政治的のみに限り、兩國臣民をして、支那に於ける經濟的事業に對し自由競爭を爲さしめ、感情の疎隔を來たすは、相互の不利益なるに依り、之を經濟的方面に擴張し、兩國臣民の商業的利益を增

進し、該同盟を鞏固ならしむべしとの論、漸く日本官民間に勢力を得、大隈首相の意見は、固より一個人として發表せられたることなるも、今や一家言と目し難きに至れり。

二

大隈首相は、經濟同盟に關し、如何なる言を爲したるや、電文簡短にして詳にし難きも、在支英字新聞紙の批評を見るに、大隈伯は日本人より智力を、英吉利人より金錢を出資し、經濟同盟を組織せんと唱道せらるゝも、英吉利人は支那を知る敢て日本人に劣らざるに依り、日本人の援を借ることなく、自由に支那に放資し得べしとあり。若し大隈首相が英字新聞の批評の如き言を弄したりとせんか、英國人の反對を受くる理由なしとせず。由來日本人は偏頗なる愛國心に富み、支那の事情に通曉するもの、日本人を措き他に求むべからずとし、外國人を度外視する傾きあり、日本は地理上支字上優勝の地位を有するに依り、日本人の支那を知るもの、數十萬に達するは事實なるも、多くは皆漠然支那の事物を知るに過ぎずして、宗教、文學、政治、經濟、地理等につき、精を窮め、微を盡すものに至りては、甚だ少く、其能く歐洲一流の大家に比し、遜色なきを得るもの幾何ありや、多少の疑なくんばあらず。暫らく經濟方面につき之を論せんか。歐洲諸國は已に亞非利加亞米利加諸國の投資に倦み、新に支那方面に投資せんことを企て英は滙豐銀行、中英、華中鐵路の二公司、ボーリング、ピアソンの二會社を、佛は東方滙理、中法實業の二銀行を獨は德華銀行、瑞記、禮和の二洋行を、米は米國銀行團、中華啓興公司を、露は露亞銀行を、別に白露佛は其傀儡として三個の白耳義シンヂゲートを設け、各々支那事情に精通せる支配人を置き、白耳義シンヂゲートのヴヲス氏、滙豐銀行のヒリヤー氏、中英公司のメーヤー氏、米國銀行團のストレート氏、德華銀行のコルデス氏、中法實業銀行のベルノー氏の如きは、支那通の錚々たるものにして、支那經濟の事情と、北京官場の消息に通曉し、支那官吏を籠絡し、好個の利權を獲得する手腕の巧妙なる、驚嘆すべきものあり。之を本邦が唯一の小田切氏に依賴し、偶々利權の要求は支那政府に致すも、其果して收支償ふべきや否やの質問に遇ひ、語なくして退くものに比すれば、相距る三舍のみにあらざるなり。然るに、日本人は支那事情に通ず、智力を出資せん、英吉利人は資本に豐なり、金錢を出資せよと主張す、英國人が之を一笑に付するもの、誰か宜ならずと謂はんや。

三

英國人が日英經濟同盟に反對するは、單に如上の理由に止まるにあらず、其眞の原因は、他に有するもの〻如し。大隈首相の意見英本國に傳るや、オブザーバー紙は、日本

が滿洲に於て、英國の商業的活動を許さずして、揚子江方面に侵入しつゝあることを指摘し、經濟同盟の行ふべからざることを論じたり。是は必ずしもオブザーバー紙一個の僻見にあらずして、在支英人一般に有する僻見に係り、經濟同盟の障碍は、實に此種の僻見にあり。本邦が日清日露の二大戰役により、二十億圓の軍費と、四十萬人の犧牲とを以て獲得したる滿洲の地位と、英國が單に他國に先ち、通商を開始せるが爲め、獲得したる揚子江に於ける地位とを、同日に論せんこと、已に大に謬れるのみならず、支那に於て優越なる利害を有する帝國の勢力範圍を、南滿洲の一部に局限し、英國のみ支那の天府たる、揚子江流域七省の利益を壟斷せんとするは、餘りに虫善き考へと謂ふべく、殊に佛國と協同して京漢、川漢、浦信等の鐵道借款に應じ、佛國に浦口、露佛に海門の築港を許可せるのみならず、揚子江流域が業既に世界的に變化し、最早一國の獨占を許さゝるに至りたるに拘らず、同盟國たる帝國に限り、揚子江流域に活動せざらんことを要求するは、眞に解すべからざるなり。

四

揚子江流域が既に世界的に變化し、最早英國の壟斷を許さゝるに至りたるは、公明なる英國外相グレー氏の夙に看破せる所にして、種々なる實際問題に對し、同氏の言明する所に徹し、疑を容るべからざる次第なるも、奈何せん、革命亂後勢力範圍說なるもの復興し、露佛獨が其所謂勢力範圍に利權を扶植するに及び、在支英國人は揚子江流域に、他國の勢力を侵入せしむべからずと唱へ、本國人も亦之に和することゝなりたるに依り、輿論を尊重する英國のことゝて、本邦官民の意見を容れ、揚子江流域に於て、日英協同の事業を經營する能はざることゝなれり。去れど英國には外相グレー氏の外、公平なる名士決して少なからざれば、早晩本國人に在支英人の意見を謬れることを悟らしめ、嘗て英國政府が、在支英人の意見に反し、日英同盟を締結したるが如く、政治的同盟を經濟方面に擴張し、日英兩國人合同して、揚子江流域の事業に從事せしめ、兩國の利害の近接を謀り該同盟の基礎を鞏固ならしむるの期なしと謂ふべからず。

五

日本人が支那の事情に通曉するもの、我を措き他に求むべからずと主張し、英國人も亦揚子江流域を以て其勢力範圍と爲し他人の鼾睡を許さずと固執するときは、日英經濟同盟を組織するに由なきも、兩國人が各々其僻見を一掃し、相互の別益を增進せんことを謀らんか、揚子江流域に於て、協同經營すべき事業決して鮮少ならず。例之、招商局問題の如き之を支那人の經營に一任するときは、損失相續ぎ、

遂に破產すべきこと明白なるを以て、同局の株主は外國人に經營を委託せんことを熱望しつゝあるも、日英兩國人は行懸上單純に之が經營を引受けんとするが爲め、互に相箝制し、何れも其の目的を達すること能はざるが、若し兩國にして從前の行懸を捨て、協同經營を計らんには、談判直ちに纏まり、日英兩人のみならず、支那人も亦利益を享くる多かるべし、又砂糖貿易の如き、日英兩國人が無益の競爭を試むるが爲め、互に莫大なる損失を被むりつゝあるも、或は價格を協定し、或は販賣地域を限局する等、競爭を廻避する手段を採るときは、彼我の利益少なからざるべし。其餘鐵道鑛山事業の如き、廣大なる楊子江流域に於て、日英兩國人の協同經營に依り、相互の利益を增進すべきもの、枚擧に遑あらず、若し果して能く斯の如くならんには、日英同盟を政治的より經濟的に擴張せしめ、益々該同盟を鞏固ならしむること掌を指すが如き也。

六

楊子江流域に於て、日英兩國人が協同經營により、利益を博し得べき事業、夥多あるに拘らず、未だ少しも緒に就かざるは、主として在支英人の僻見に基くこと勿論なるも、彼等が日本の支那に於て野心を抱藏することを疑惧すると、一旦緩急あるとき日本の兵力に依賴せざるべからざることを忘却せること、亦有力なる原因にあらざるなきか。帝國は支那保全を國是とし、終始渝ることなきも、好事の徒、動すれば不穩の言動を弄するに依り、諸外國の猜疑を被むり殆んど國際上孤立の地に陷り、遂に英國人をして其利害關係の密接なる楊子江流域に於て、事を共にすることを危ましめ、殊に第二次革命亂後、袁世凱の勢力俄かに振張したるを以て、其力に賴り支那の小康を保つべしとの說、英國人間に行はれ、最早日本の兵力に依賴し、其生命財產を保護することなかるべく、第一次革命亂後、日本を四國財團に加盟せしめたる如く、復た日本と事を共にすべき必要なしとの念を生せしめたること疑を容るべからず。帝國が支那に對し、寸毫も野心を抱藏せざることを、列國に周知せしめんことに關しては、山本內閣時代より種々苦心せることなるを以て、早晚何等かの方法により、其發表を見ることあるべく、又白狼匪蜂起せしより、英國人の支那の前途を悲觀するもの、漸く增加したれば、日英兩國朝野諸名士の盡力に依り、適當なる方法を用ひ、先づ揚子江流域に於て日英兩國人の協同事業經營を開始し、延ひて日英經濟同盟に及び、遂に政治的同盟を鞏固ならしむることあるべし。（吟風）

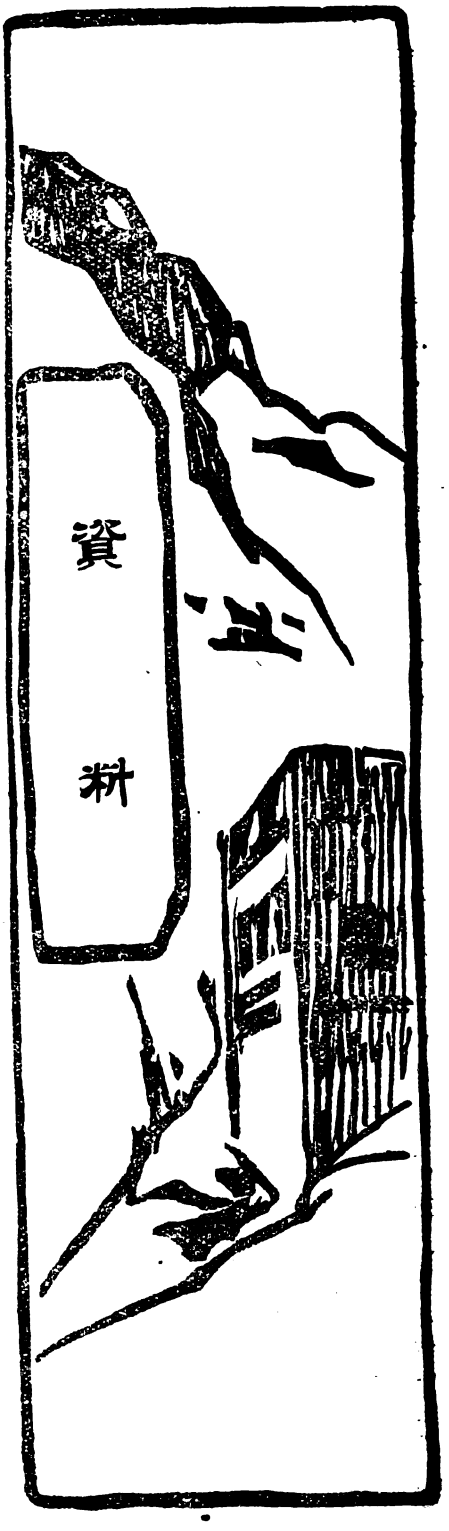

香港を取引市場とする南支那の特産品

近藤生

一、包蓆

包蓆は本邦對香港貿易輸入重要商品の一にして、廣東省の產に係り、香港への輸入年額約百萬十萬弗（一弗は我約一圓也）輸出額百萬弗、主として本邦及歐州に向ふ。

包蓆は用途により粗糖、茶、鹽、絹物及麥稈眞田包裝用の五種類に分たる、共に廣東省の特產品にして就中糖蓆及茶蓆の產最も多し。

甲、糖蓆

產地

廣東省雷州半島（海南島にも多少產す）の產に係り佛領廣州灣に輸送せられ、一部分は澳門の市場に至り大部分は香港に來る。

種類

原產地及澳門に於て取引せらるゝ種類は雷州尺の七尺六尺八寸、六尺六寸、六尺四寸、六尺二寸、六尺、五尺八寸、の七種なれども香港に於ては香港尺の六尺四寸、六尺二寸、六尺、五尺八寸の四種のみ取引せらる、此内本邦に輸入せらるゝ最も多き種類は六四及六二とす、此外臺灣へ

は六〇も亦輸入せらる

備考、雷州尺の七尺は香港尺の六四に相當す

此尺度は包蓆一枚の長巾の合計とす。

相場及荷作

一萬組を以て立値の單位とす、但し艀船渡。輸出荷造は二百枚を一俵とす、但し包裝用糖蓆をも其數に計算す、今此等各種の價格（賣買出來値）を示せば如左

200 pcs @ 1B, eqnl to 400 lbs)　$ 14.50 @ 20.000 pcs

385	〃	六四	〃	13.20
380	〃		〃	13.00
375	〃		〃	12.80
370	〃		〃	12.70
365	〃	六二	〃	12.50
360	〃		〃	12.30
310	〃	六尺	〃	11.50

（大正元年九月調）

諸掛

	日本まで	臺灣まで
運賃	一俵ニ付 八十五仙	
積込費		十仙
保險料		四仙
雜費		二仙
輸入稅		無稅

問屋

支那商昌隆、均利、祥泰、裕隆、巨昌其他にして昌隆のみは橫濱の利隆に直輸入をなし、巨昌泰は臺灣に直輸入せり。

輸入商

前記昌隆の外本邦商人には三井物產、鈴木商店（日森洋行）大澤商會、東勝行等あり、外國商にては George が臺灣安平港の在留 Bain と直接取引をなすと言ふ。

取引慣習

洋例による

乙 茶蓆

產地　廣東省肇慶府

種類　五八、八斗、六斗、四八、全皮、大齊の六種とす。

荷造　五八より四八迄は三百枚を一俵とし、全皮は三百六十枚を一俵とす。

相場　百枚を立値の唱位とす（艀船渡）

	一等	二等
五八	八、〇〇	七、八〇
八斗	七、三〇	七、一〇
六斗	六、一〇	五、九〇
四八	五、七〇	五、五〇
全皮	四、三〇	四、一〇

（大正元年九月調）

日本迄の運賃其他　一俵運賃七十仙、其他は糖蓆と同樣

取扱商

昌隆の獨占に歸せり、昌隆店主は肇慶の產にして該地茶

蓆織造業者に資金を貸與し製品全部の一手販賣をなせり、神戸の怡和、東京の利隆を「エージェント」として日本に直輸入を營めり。

二、錫

錫も亦本邦對香港貿易輸入重要商品の一にして、雲南錫及馬來半島產の當港輸入年額約七百二十萬弗、輸出額約六百六十五萬弗、輸出先は日本、厦門、福州、汕頭、龍動、獨逸、上海等とす。

產地及香港錫

香港錫と稱する錫は雲南より來る錫（純分五六割）を主として、馬來半島產の新加坡より來る者の少許を混合製練せしものにて、其上物は純分九割九分五厘なりと言ふ、此を第一號錫と言ふ。

精練所　中興最も名あり。

志興

和泰

同德

種類及商標

純分の多少により第一號（元印）、第二號（方號）及第三號（鹿印）の三種に分ち、商標は錫の表面に家號及第一號なれば家蒲を、第二號なれば家蒲を、第三號なれば鹿印を刻す

相場及荷作

一擔を立値の單位とす、但し倉庫渡の事、別に荷造を要せず裸荷とす、一噸は二十挺よりなり一挺（1 Slab）は八十四斤とす、今是が一擔の價格を示せば。

種別

中興　一等　一二四弗　最低價格九十弗に下る事あり

二等　一二二弗

三等　一一六弗

其他は五十仙內外價格低し（大正元年九月調）

備考　本月の値段は暴騰したる場合のものとす

日本迄の運賃諸掛

運賃一擔二十仙積込費十仙保險料十九仙、關稅每百斤一圓九十九錢三厘。

取扱商

內外人共に此を取扱へり。

益陽、華陽、新盛、中和（以上支那商）

三井、福記、鈴木（以上本邦商）

禪臣洋行、禮和洋行、瑞記洋行（以上獨逸商）

怡和洋行（英國商）

取引慣習

日本商及支那商は南北行例によれども外國人は洋例による。

三、豚毛

豚毛も亦本邦對香港貿易輸入重要商品の一にして、各地

より香港へ輸入せらるゝ年額は大約二十一萬弗内外にて輸出約二十萬弗、内本邦へ向つて輸出せらるゝ額は約其一割五分内外とす、主として歐洲諸國に輸出せられて「ブラッシ」の原料となり、加工せられて再び支那に輸入せらる。

原産地

四川省産の雲南より廣西を經て廣東省城に來る者と、廣東、廣西産の廣東省城に集る者と、此處にて整毛せられたる後香港市場に出廻るものとす、前者は主として白毛にして、後者は主として黑毛なり。

種類

香港に於て取引せらるゝ種類と商標とを示せば左の如し。

取扱店名	商標	備考
益陽	刷子印	最も多し
華隆(兆祥)	鷹印	
新盛	豚印	
中和	星印、馬印	

相場及荷作

立値は一擔を單位とす但倉渡し

種別	支那名	價格
英名	白羊毛	
White Extra & Extra long	一號	
Extra long	二號	
A	三號	
B		
C		
assorted		
Black Extra long	黑羊毛	
A	一號	
B	二號	
C	三號	
assorted		

$ 670 @ 1pcl
〃 405 〃 〃
〃 250 〃 〃
〃 105 〃 〃
〃 215 @ 1pcl
〃 330 @ 〃
〃 235 〃 〃
〃 115 〃 〃
〃 59 〃 〃
〃 115 @ 1pcl

（大正元年九月調）

「アッソーテード」とは一號主、二號主、三號主づつの混毛よりなるものにて主として本邦に輸出せらるるは此種なり。

日木迄の運賃其他

運賃　品質良好なるもの價格の一分、其他一噸四弗。

積込費四十仙。

保險料百圓に付き四十仙。

輸入稅は無稅とす。

取扱商

内外人によりて輸出を取扱はる、今其重なる商店を掲れば本邦人にては福記洋行、鈴木商店、東勝行等にて、支那人には昌盛隆、聯昌盛、華祐盛等あり。

取引慣習

支那商間は南北行例なれども、支那問屋より買入るる場合には洋例による。

四、籐

籐も亦本邦對香港貿易輸入重要商品の一にして、加るに

籐細工業は香港に於ける支那人工業中の白眉をなすが故に、此が當港への輸入は蓋し莫大なるべし。

原產地

瓜哇、スマトラ、ボルネオ等の產に係り、新加坡を經て當港へ輸入するものと、一旦南支那に輸入せられて加工の上香港を經由して他に輸出せらるる者とあり、總て圓籐の根を切らず外皮を磨かざるものとす、一旦香港に輸入せられたる圓籐は、根を切り外皮を磨きて、他に輸出せらるるか、若くは割れて當地の工業用に使用せられ或は他に轉輸せらる、故に茲には圓籐及割籐に區別して述ぶるの必要あり。

甲、圓籐

圓籐の種別及當地倉渡價格は大約左の如きものなりと言ふ。

種類	價格(立値百斤)
全面五棟(細)	三四弗—三六弗
全面四棟(太)	二八弗—三〇弗
全面三棟(更に細きもの)	一四弗—一七弗
水棟(五棟)	一二弗—一三弗
同(四棟)	一〇弗—一二弗
大籐	

日本迄の運賃諸掛

運賃一噸二十五仙諸掛約三十仙

問屋

全部支那商にて廣興昌、廣英昌、廣勝昌、最も名あり其他廣安昌、廣福昌、廣德昌等

本邦への輸出商

三井、鈴木、東勝行

支那商には怡興泰が橫濱の怡興泰に直輸出をなし居れり

荷作

一束を百二十斤乃至百五十斤

乙、割籐

割籐は大籐を割りて作るものなり、二種に區別せらる、一は中靑籐と稱し他は茶靑籐と稱す、前者は主として砂糖包裝用に使用せらる、後者は稍靑味を帶び、質は前者に比し、粘着力多し、價格は前者百斤六弗五十仙乃至七弗、後者は九弗五十仙乃至十弗とす、荷造は百五十斤を一束とす、日本迄の運賃諸掛は略丸籐と同樣なり、問屋は圓籐の問屋と略同樣其他灣仔一帶に散在す、輸出商には三井、福記、鈴木及支那商昌隆等あり。

五、朱

朱は俗名銀朱と稱し、支那より本邦に輸入せらる。朱は南部支那の特產品にして、廣東省佛山及香港地方の產に係る、佛山製の朱は廣東商人により直接本邦に輸送せらるゝ者多く、香港より輸入せらるるものは極めて少なし、尙政廳の管轄區域內には六ヶ所の製造工場あり、小規模の製造に從事す、朱の販賣店には隆華、大興、黃三興王三興の四店あり、各々店名を以て商標となす、正味一箱八十弗乃至九十

弗位、一箱は紙包一千包よりなり、一包には九夂又は九夂二分の朱あり、日本迄の運賃は價格の一分にして、積込費は一箱（5cft以下）十五仙、保險料毎箱三十五仙、輸入稅百斤二十八圓二十仙とす。

六、松脂

松脂の香港へ出廻る品は、重に廣西省梧州岑州南寧等のものにて、汕頭より來る者あれども少なし、種別には一等品二等品三等品等の區別あれども、此は只輸出商が便宜上の名稱にして、問屋に於ては何等の區別なし、本邦へ輸入せらるる數量は不明なり、相場は入荷少なき時八弗に上る事あり、需要過多の時は五弗七十仙に下る事あれども、大慨百斤六弗七八十仙乃至七弗五十仙見當とす、兩廣地方より香港へ出廻る松脂の荷造は、凡そ七八十斤入の竹籠入にして、輸出の際は竹籠二個をその儘古麻袋に入れ、又は石油箱に積め替へて輸出す、後者の方荷造としては完全なるものなり。

輸出諸掛

イ、麻袋入として。運賃擔三十五仙積込賃其他二十五仙
計六十仙

ロ、石油函入割籐卷として、運賃擔三十五仙、其他四十五仙合計八十仙

滓は約二分乃至二分半と見積るを要す。

取扱商

陳信義、同福泰、易和昌、永豐源、廣記、協和行は其重なるものとす。

輸出商

本邦商には三井、東勝行、鈴木商店あり、支那商には華裕盛、昌盛隆、昌興盛等

取引慣習

契約による普通南北行例なり。

七、革類

香港に現はるる革皮類は重に西貢地方と廣西省より來るものにて、廣西省に於ては西江の沿岸殊に南寧百色龐附近最も多く桂江沿岸梧州平樂附近之に亞ぐ、種類は黃牛皮と水牛皮の二種にして、其品質により厚皮及簡單なる鞣皮法を施したるものの二とあり、出廻時期は八月より十一月迄の四ヶ月最も多く、約一ヶ年全額の五分の三を占む、春期は交尾期に屬するを以て出廻少なし、包裝は裸にして約百斤乃至百二十斤を一梱とす、一枚を八ツ疊とし、一梱の枚數水牛皮は三枚より七枚迄、黃牛皮は十枚より十二枚迄とす、各一梱は棕梠繩又は竹繩にて縛したるまゝ輸出せらる。

相場　黃牛皮　$\frac{5.50}{3.60}$　倉庫渡し
　　水牛皮　$\frac{3.05}{3.35}$　倉庫渡し

取扱商、南北行に於て四五軒あり。

永豐源、愼生源等其重なるものにて輸出は全部支那商によつてなさる。

輸出費用、日本迄の運賃三五仙、積込費其他二〇仙、保險料約一〇仙合計六十五仙。

賣買慣例、南北行例なり

（完）

廣東の養蠶業（二）

第三章　養蠶業

第一節　蠶室及び蠶具

一、蠶室　廣東地方の農家の狀態は、又江蘇浙江地方のそれと酷似せるものあり、其の生活の程度極めて低く從つて其の居住せる家屋の如き狹隘不潔見るに忍びざる者あり、斯かる有樣なれば別に蠶室を構ふるもの殆んど之れ無しと云ふを得べきなり、偶々之れあるも其の千分の一にも足らずと云ふ、即ち住宅は是れ蠶室なり、而して其の住宅の構造は處によりて異なるべきも、元來溫暖の地なるを以て、江蘇浙江地方の如く粗造ながらも煉瓦を以て其の壁となすが如きことなく、四圍は泥を以て壁となし、上は禾稈を以て之れを覆ひ、且つ壁の內部は竹を以て格子を作り、木草を其の上に編み、牛糞と泥とを和したるを以て之れを密に塗り東南方に窓牖を設け、以て光を透し氣を通ず、而かも其の內部は薄暗くして不愉快なるを免かれず、床は勿論こ

れなり總て土間なり、又往々住宅の外に住宅と相遜らざる納屋樣のものを有するものあり、此の處にても亦蠶兒を飼養す而して一般に蠶兒は西風雨熱を畏るるものとして、其の家は必らず東南に向はしめ、其の西に向ふをさくるものの如し、又同地方は蠅蛆多きを以て窓牖及び戶口には必らず蠅帳を用ひて其の害を妨ぐ樣裝置せり、斯の如くなるを以て一朝大雨來り連雨あるに於ては、其の飼養上に不便不利を來すこと實に名狀すべからず、一般の住宅即ち養室は斯の如くなりと雖ども、廣東蠶業學堂若くは農事試驗場の蠶室の如きは其の構造堅牢にして、蠶業學堂のものは煉瓦の二階建にして、下に飼育場を設け其の蠶架の配列の方法土間の火爐の設置方法、若くは天井の氣拔方法等の如き殆んど本邦の蠶室に異ならず、只各室は硝子窓の外に別に蠅帳即ち麻網を張りたる格子を嵌め、以て嚴重に蠅蛆の豫防をなせるを異なりとす、而して農事試驗場の蠶室は二階なり天井極めて高く、且つ蠶架等は甚だ高くして凡そ十七八

段もあるべしと思はれたり。

二、蠶具　前項に述べたるが如く養蠶家は概ね資力乏しきを以て、完全の蠶具を備ふるものと思考すること能はざるも、其の之れを備ふるものの種類は凡て如左。

イ、蠶架　蠶架に單開双開及び三開の別あり、單開は一列に双開は二列に、三開は三列に箱を並ぶるを得、大低稚蠶には單開架を用ゆ、蠶兒の大となるに從ひ篙即ち箱を分つ、玆に至りて双開又は三開架を用ゆ、單開架は方木三條を以て支柱となし、三角形をなす高さ凡そ六尺又之れに横木を挿入して段を設くるなり、双開即ち二開架は五寸を距るる毎に圓孔を穿ち、之れに竹竿を通じて蠶を載す、双開架は竹竿の長さ八尺三開架は其長さ一丈二尺となす。

ロ、蠶籠　蠶篙（即我箱に當るもの）は竹片を以て之を作り、圓孔形を以てなす、經二尺或は二尺八寸或は三尺六寸乃至四尺二寸に至る、其の四尺二寸の篙は大蠶四千餘頭を容るべく、三尺六寸のものは二千餘頭を入る。

ハ、蠶箔　蠶箔（我族に當るもの）は竹片を以て之れを編み、屈曲、矯柔鹿耳形をなさしむ、熟蠶繭の用に充つ、而して之れを大花二花の兩種に分つ、大花は熟蠶千五百頭を容るべく、二花は一千二百頭を容るべし、其の構造に要する竹條は廣さ約一寸八分の二、厚さ約一寸十六分の一屈作して多耳形を作り輪歯の如くす、連串直は長さ三尺六寸を一串とし、中串小竹は輪軸の如し、長さ四尺六寸八串を以て相並べ、上下薄竹を以て横に之を連ね濶さ約二尺高さ約四尺六寸之を一箔とす。

ニ、蠶帳　粗造なる麻布を以て之を造る、蠶兒風を忌み蠅蛆を畏るるにより、必らず蠶架及び窓戸によりて帳を設けて其の害を防ぐ、（稚蠶の中は蠶架に帳を用ひ三眠後は之を撤去し牖戸帳を用ふれば足る）

ホ、切桑具　桑切りの砧は方圓定りなし宜しく其の緻ならず堅からざるものを採るべし、堅きものは即ち刀を傷け桑刀は薄きを以て適せりとなす。

ヘ、蠶繪　麻線を以て組織し（我蠶網）蠶兒大となる時は、之を用ひて除沙すれば、作業敏活にして蠶体を傷けず。

ト、火盆　瓦器を以て之を作り又鎔鐵を以て之を作る、即ち我火鉢にして補温の用に供するものなり。

チ、桑籮　大中小の別あり（我桑籠なり）大籮は桑五十餘斤を容るべく、中籮は三十餘斤小籮は同じく十餘斤を容るゝに過ぎず。

第二節　蠶の種類

廣東の地方に行はるゝ養蠶は前述せしが如く、殆んど周年之れを行ふを以て、其の之れを專業となす者多しと雖ども其の飼育する蠶兒の種類は大造輪月の二種にすぎず、而して大造は二化性にして輪月は多く多化性なり、

又周年六回以上を其の收兒より收繭に至る日數大凡三十

五日内外となす、即舊曆二月來より三月上旬にかけて掃立つものは第一回の蠶兒にして、其の熟蠶に至るを名けて一造と云ふ（頭造とも云ふ）、之れに引継き小蠶を養ひ又熟蠶に至るを名けて二造と云ふ、斯の如くにして三造四造五造を經て舊九月頃に至り六造に至るを普通とす、然かれども其の後十月十一月に至りて蠶を飼ふものあり、之を名付けて寒造と云ふ、其の數第六造の二十分の一位ならんか、此頃に至れば天既に寒く桑葉亦少なきが故に、蠶を飼ふもの少なきも天温なれば寒造の飼育をなす者增加す、又練蠶花と名つくるものあり、十二月正月の候之れを飼育し以て頭造に育つ所の蠶種を製造す、練蠶花の原種に二あり、一は蠶種を以て其の原種となすものを名つけて正收と云ふ、二は頭造の蠶種を以て原理となすものを名つけて大造蠶と云ふ、此種普通の蠶に比すれば三分の一大位にすぎずして、絲量食桑も亦各々之れに倍す、頭造は只練蠶花種を製造するために二回飼育するものにして、然らざれば其の飼育は一回に止まるものとす。

以上の説明によりて之を見れば、頭造中には大造種あり輪月種ありと雖もど、二造以下の種類は皆な輪月種なるを知るべきなり、而して此の輪月種は元來四回蠶なるも、其の五回六回以上飼育し得るものは、畢竟浴種法を以て一種の人工孵化を施すに因ると云へり。

第三節　練蠶花種飼育法

蠶兒中練蠶花は十二月正月の候比較的寒冷の際に之を飼育するを以て、其の方法自ら他の各造の飼養法と異なるものあり、即ち之を飼育するには蠶育發生したる時は、徑二尺深さ一寸の竹篩に布又は紙を敷きて、此の上に蟻蠶をのせ濕氣を去りて細かに刻したる桑葉を與ふ、其の給桑回數は一晝夜間三四回とす、冷氣なれば其の得たる蠶種の愈々可なり、此の飼育中には殆んど定まりたる眠氣なし、只天候の寒暖によりて遲速あり、三十餘回を以て成熟するものを以て可とす、四十餘日を費して成熟したるものは其の蠶兒虛弱なり、斯くて蠶兒成熟すれば、即ち之れを蠶箔に上ぼし、然る後凡て風の當らざる所に置き、兩箔相對して人家字形をなす如く立て掛け、天候の冷熱に論なく均しく炭火を其の兩箔の下に置くを要す、冷なる時は火を强くし、陰雨なれば更らに之れを强くす、而して日暖かなれば即ち火を弱くす、その火力の加減は炭火より凡そ二尺を離れたる高さの所に手を入れて之を檢し、熱を覺ゆるを度とすべし、之れ熱を以てその濕氣を去り、又蠶兒熱を得れば結繭すること更らに速かなるを以てなり。

斯くて上箔後五六時間を經れば蠶兒は即ち糸を吐く、こゝに於て箔を上下に轉置し、底面を上に向はしむれば、蠶兒は尿を出して繭を作る、斯くて其の箔は其の繭をなしたるまゝ數箔宛之れを立て掛けて人字形の如くならしめ、其の下に又各々炭火を置き、濕熱を與ふる時は、蠶兒は其の熱を得て盛かんに營繭をなし、後九時間餘を經れば全く結繭終しるを以て、又此の箔を適當の所に移し互に之れを立て掛けて、其の下より又微火を與へ繭内の蠶兒をして常に

暖かならしむる時は、凡そ三日にして蠶は既に蛹化するが故にこゝに至りて火を去るなり、爾後待つこと十五日内外にして繭を箔より掻取り、之れを竹蠶内に二三寸の高さに廣げ蛾出づるを待つて蠶紙（即ち蠶卵紙）の上に移す時は之に産卵す之れ即ち頭造種の原種となるべきものなり。

第四節　頭造種二造種及び其の他各造の飼育法

一　頭造種飼育法

頭造種蠶を育つには、其の原種たる棟蠶花の蠶紙を小篙内に平放して、（小篙形紙二尺六寸大篙形七尺六寸）架中に置く、格は廣さ四尺八寸、高サ約七尺六寸分ちて十層となす、毎層蠶一篙を置く、篙外は布にて帳を作り、頂きより垂れて地面に至る、寒き時は綿布を用ひて暖を取り、熱すれば麻布を以て蠅を除く、蠅は其の最も恐るゝ所にして、蠶兒に逢へば則ち刺して其卵を蠶体上に殘し、蠶兒結繭して一時間餘を經れば蠅卵は已に蛆となり、繭を破りて出づ而して其の蠶兒は即ち死して繭又は糸を繰る能はざるなり。

如右くにして二月下旬若くは三月上旬に至れば、蠶兒發生す、其の發生の前後あるを以て、其の八九分通り發生したるを待ち、日將さに出でんとする時に給桑し、蠶兒の桑葉に上りたるを見て、其の下にある蠶卵紙を取去るべし、鳥の硬毛を用ゐて大蠶の時は手を用ひて桑葉上の蠶兒を取除き、大眠後に至れば蠶兒は最早や蠅を恐るゝこと少なくなるを以て、冷氣なれば帳を用ひて其の結繭して其の二造種の原種製造用に供せんとするものは、已に述べたる棟種花と同樣にして、なほ箔下に火を入れて之が殺蛹を施こさざるべからず、其の殺蛹法は他頂に之を記すべし。

二　二造種其他の飼育法

二造蠶種を飼ふには、頭造種の佳なるものを以て原種となす、其の方法は毫も頭造種を育つと異ならず、三造五造及ふ六造を養ふ方法も亦同じ、只第四造種を養ふを第五造の原種として人孵化せしめんとするには、人工孵化法として浴種法を施さざるべからず、若し然らずとして此の蠶種をして、其の儘卷繭して通風宜しき處に貯藏し置く時は、十二日頃に至り蠶兒は自然に發生するを以て、之れを棟蠶花種（名けて正收と云ふ）として飼養すること前に述べたる所の如し。

又其の第六造種蠶兒を飼育する頃は、時既に九月の候となり、寒氣漸やく乾燥し其の三眠四眠の期には、桑葉は稍や溫濕を帶ぶるを好しとす、故に餘り乾燥にすぐる時は清水を以て洗ひ、乾燥愈々甚しければ又冷水を以て之れに注ぐ、斯くの如くにして飼育すれば蠶愈々大となり、其の糸を吐くこと亦多し、之れを最近より行ふ新法とす。

蠶兒飼育中蛆害の甚しきは前述の如くなるが、その害は第一期作の頃は甚だ少なく、第二期作に至りて少しく之れあり、第三期作に至りては最も甚しく、第四期作に至りては又稍や減少し、第五第六期作に至りては殆んど其の害なし。

又廣東地方は毎蠶期によりて養蠶家を戒しむる言葉あり曰はく第一回硬化病、第二回の爛口（蛆繭）、第六回の北風是れなり、蓋し其の氣候の宜否によりて、飼育に注意すべき要點を指示したるものにして、之れによりて以て其の土地の氣候の大體を卜することを得べきなり。

第五節　蠶兒飼育中の取扱順序

各造蠶兒の飼育法に付ては、前各項に於て略之れを述べたりと雖ども、廣東蠶業學堂に於て地方の狀況を調査したるものを見るに、參考に資すべきものあるが故に、重複を嫌はず左に之を擧ぐ。

イ　收蟻法

普通蠶蟻の發生は午前六時を以て最も盛なり、其の齊出するを待ち軟葉を取りて之れを切り、薄く蠶紙上に布き凡そ一時間を經て後蠶の蟻を悉く篩に覆すべし、而して鬚毛を用ひて之を掃ひ、三時間を經て再び給葉すること一次、爾後氣候の寒暑によりて飼食時間を酌量すべし、又蠶篩の面積は暑き時は狹きに過ぐべからず、寒き時には寬に過ぐべからず。

ロ　切葉法

切葉法は蠶齡の老幼によりて異れり、初眠の時は即ち糸の如く細かに切り、二眠以後は大なること韮葉の如く、三眠後は二眠に比してやゝ粗なり、或は隨意切斷せずして全葉の儘なるも亦可なり、大眠以後は連枝の儘給葉するを以て普通となす。

ハ　給桑

給葉の多寡、回數の粗密は氣候の冷熱によりて自ら定めざるべからず、大凡暑天なれば毎日夜八回より九回、寒天なれば即ち一二回を減少す、而して給葉の量は大眠後は毎中篩二斤半、毎大篩三斤半を以て一回の計畫となす。

蠶兒發生してより初眠に至る、給桑は約蠶兒發生より初眠に至る大凡二十回、初眠より二眠に至る給葉は約十七八回、三眠より大眠に至る給葉は約二十三回、大眠より盛熟に至る給桑は約三十五六回なりと云ふ、蠶紙一張（蟻量六兩）即ち一枚分の出蚕より成熟に至る食桑量は約千六七百斤にして、熟蠶三十篩（三尺面積計り）收繭六十餘箔を得べし。

二　開篩及び除沙

開篩（分箔）の法は初眠より二眠に至れば、一つを分ち二となし、二眠より三眠に至れば一つを分ちて二、五匕なし、三眠より大眠、大眠より熟蠶に至る迄の開篩の法亦同じ放に六兩の蟻量を以て作りたる毎蠶紙一枚より出づる所の蠶兒は、初眠の時には凡そ一篩半（篩の徑二尺）二眠に至れば即ち三篩あり、三眠に至れば則ち七篩半、成熟に至れば三十六篩に增加す、除沙は天寒の時には毎日一回、天暖なれば二回、只大眠以後蠶漸やく多きを以て、天寒なるも亦二回行るを要す。

ホ　停食處置

一篩內の蠶兒の十中八九が身に膠色を現はし、十の一二が球狀にして、其の身圓滿となるものあるを見れば、則ち

將さに眠らんとするの象なるを以て速かに除沙し眠に就かしむべし、其の未だ眠らざるものあらば、則ち粗桑を給する時は其の未だ眠らざる蠶兒は這ひ上り、以て一々拾取りて之れを捨つ只將さに眠らんとするの際に於ては桑は薄く之れを給すべし。

ヘ　眠中の處置

眠中の處置としては宜しく安靜にして噪がすことなからしむべし、天氣甚だ乾燥なれば即ち幼桑を用ひて密に蠶身を掩ひ、以て外界の風熱を防ぐべし、蓋し蠶兒脫皮するときは新皮脆弱にして風熱浸入すれば諸病發生す、然かれども近頃一、二、三眠には稀れに此の法を用ひ、只大眠の時多く之れを用ふ、大凡蠶兒は齊一に眠に就くや、嫩糸を其の体に纏附し、眠るに弓形をなし、起る時に及んで身に粉白色を現はすを以て良しとなす、但し蠶眠は最も夜を忌む（鄕人之れを搭夜と云ふ）、特に監視せざれば窒碍する所多く失蠶も亦少なからざるなり。

ト　飼食處置

凡そ蠶兒の脫皮後は、須らく齊起を待ちて然る後給桑すべし、否ざれば則ち先起のもの既に飽食を經、未起のものはなほ桑中に眠る、之れ只に蠶体生理に害あるのみならず之れによりて以後就眠毎に遲速の差を生ず、之れ大に愼まざるべからざることなり、大眠に至りては眠起亦必らずしも拘泥せずして若し蠶起七八分に達すれば即ち給桑すべし大眠後は再び眠に就かしむ、蠶兒發育同じからざるものありと雖ども爾かも整理し得ることなきなり。

チ　貯桑法

貯桑の法は頭造、二造、三造飼育の際は天氣温熱なるを以て、須らく乾燥を撰み、陰涼の室には席を用ひて地をして水濕を免かるべし、四造、五造、六造の際は天氣高燥なるを以て、稍や濕りたる室を撰み、廣蓆を以てその上を覆ひ、以て濕氣を帶ばしめ、雨なれば宜しく乾燥せしむべし又桑は薄く積むべく、推積するは宜しからず、若し地積に限りある時は則ち須らく桑葉爬を以て其の中を疏通し、以て空氣を通じ蒸熱を免かるべし此れ貯桑の通法なり。

リ　上箔法

蠶兒の飼育日數は其の氣候によりて相異なるも、普通頭造二十一日二造以下十七八日にて成熟するものの如し、其の成熟したるものは之れを上箔して繭を作らしむ、即ち蠶体が黃熱せるは上箔に適する時期なり、上箔後半時間を過ぐれば則ち蠶箔を倒置して蠶箔瀉去せしむると約半時間又蠶箔を斜立せしめ繭を汚すの憂ならしむ、毎箔生繭約二斤を容るべし、晴天にして氣朗なれば上箔は密なるべく、氣潤なれば上箔は疎なるべし、又云ふ毎大篇（徑四尺二寸）の熟蠶は三枚乃至四枚の箔に上すべし、若し上箔の時天氣晴朗なれば則ち箔を通風宜しき所に置き、若し天雨なる時には將さに火を用ひて以て温を助け、濕氣を排し、或は天氣濕陰に遭へば則ち午後五時後に至り須らく火盆を用ゆべし、只晴天乾燥の時には則ち更らに後れて火を用ゆるもなほ未だ遲れとなさずと云ふ。

第六節　蠶兒飼育中の勞銀

廣東地方にては養蠶は主として男子之れを營み、女子は只其の手傳をなすに過ぎず、其の蠶種二枚を掃き立つる農家にして蠶兒飼養中摘桑より上簇までに要する勞力を供すべき雇人は、約六十人にして大抵は家族のもの之れをするも、若し他より雇入るゝ時は男は一日四五十仙女一日三十仙なり、又上簇の時は熟蠶拾ひをなす爲め臨時に近邊の女を雇入るゝことあり、斯かる時は午前のみにて十五仙乃至二十仙を給すと云ふ。

廣東地方養蠶家の飼養する蠶種は其の比較的大仕掛の養蠶にありては、自家製造にかゝるもの多しと雖とも小養蠶家にありては多くは蠶種製造家より之れを購入すと云ふ、而して養種製造家は養蠶地方には何れも多少之なきに非らざれども、就中龍山、龍江、順德は其の製造を以て最も名ありと云ふ、今蠶種製造家の蠶種を製造する狀況を聞くに自己の產繭を以て之れを製造するは少なく、多くは他の飼育したる蠶繭を購入して種繭用となせるものゝ如し、即ち之れを購ふに當り自己の鄉土に於てするものと、又他鄉より之れを購ふものとあり名づけて析繭種と云ふ、大凡素讖の養蠶家に就て其の住き種類あるを聞けば、即ち大眠後に至り必らず行きて佳兒發生の狀況を監視し、果して健全なるを見れば其の生繭を購ふ、而して其の種繭の撰別法は繭の形狀よく整ひて偏薄なく、潔白均滑にして光澤あるものを上として選擇するものにして、我日本に於けるに異なることなし。

而して繭短少にして其の頭少しく尖れるものを雄とし、繭身厚大兩頭や圓きものは雌なりと云へり、右の如く撰別したる繭は空氣の流通よき處に置き、四面の窓を開らきて之れを疎通す、普通の天候に於て約七八日を經れば早朝出蠶す、此の蠶は其の身潔白にして雄大擧動も亦活潑にして翼に烏點あるを良しとす、其の拳翅尖細体色黃褐なるものを劣等なりと云ふ、故に之等は皆除去することを要す、斯の如くにして午前八時頃蛾を取り雌雄相配合し、午後二時に至り蛾を脫し其の雄を去りて雌のみとなし、（或は又再び雄蛾を以て他の雌蛾と交尾せしむるものなれども只其種弱し）脫蛾後雄蛾の尿を注ぎつくるを待ち、蛾を取去りて其の目方を量り格內（蠶紙一枚を入れたる格子）に入れて平に之れを並べ、其の入終るを待ちて即ち之れを層類して十余格或は二十格に至らしむ、而して數十格を合して圍むに布被を以てし、通光を防ぐ午前六時に至り蠶格を檢視することゝ一回、若し雄雌の產卵を妨ぐることなからしむ之れを游格と云ふ、三更後に至り即ち蛾を拾ひ去る、若し天冷なれば即ち五更に至るも未だ遲からず、然かれども蛾を拾ひ去りたる後も蠶紙はなほ格內に留めて浴種の時を待ちて之れを取去す、其の風を受くるを慮るが爲なり。

蠶卵紙は多く平付となす之れを落枝と名づく、而して蠶卵紙には唐紙の少し厚きものを用ゆ、彼の長江紙はこの古きものを以て容るゝ格の大小によりて異なれり、隨つて十枚に產卵せしむる蛾の量も亦一定せず、其の量七兩蛾格と

六兩蛾格とは、共に縦一尺五寸五分乃至八寸、横九寸七分乃至一尺五分、格内高さ八分格外高さ一寸、各格はやゝ狹く縦一尺四寸五分乃至五寸五分横九寸六分乃至一尺なり、其の内外の淺深は上記に同じ、種繭用として購入する繭の價格は毎百斤上等なるものは、凡そ銀四十七八兩中等なるものは大凡銀三十八兩、下等なるものは凡そ銀三十兩なりと雖ども、蠶作の豊凶と蠶蛾の出づる歩合とにより變動す。

又生繭毎百斤にして其の純良なるものは蛾量四百兩乃至五百兩を得べし、（母蛾を以て之を秤かる）若し薄繭多く且つ蠅蛆盛なる時、或は雜ゆるに死籠を以てする時は、蛾の量は僅かに二百兩乃至三百兩に減少す、蠶種一枚の卵の概數は其の大小により相異なるも、大凡十五六萬粒其の中多きは十五分の十四少なきは三分の一だけ孵化す、又廣東地方に於ける蛾は日本のものより小さく、蠶種一枚の蛾量五匁内外にして三十斤内外の收繭ありと云ふ、又蠶紙の價格は時によりて相違せり、其の最も需要多きときは一枚一弗七八十仙なるも、時期少しく遲るゝ時は五六十仙に低落すと云ふ。（未完）

寄贈書目

特許發明々細書（特許局）　二十號、二一號、二二號
中國實業雜誌（北京上海商務印書舘）
週　報（上海日本人實業協會）　一〇六號、一〇七號、一〇八號
實用新案公報（特許局）　一五二、一五三、一五四、一五五、一五六號
東洋經濟新報（其社）　六六九、六七〇號
通商公報（其局）　一一四、一一五、一一六、一一七號
商標公報（特　局）　一五六、一五八、一五九、一六〇號
特許公報（其局）　八九號
地學雜誌（東洋學藝社）　三〇五號
水交社記事（水交社）　一號
慶應義塾學報（其社）　二〇二號
上　海　六五、六六、六七號
奉　公（東京奉公會）　一三六號
山林公報（農商務省）　五號
貿　易（日本其協會）　五月號
内務府官莊（南滿洲鐵道株式會社）
學　燈（丸善）　三號
上海日本人實業協會報告（其會）　一〇〇號
東洋時報（東洋協會）　一八八號
上野教育（其會）　三一九號
青　英（千葉縣青英會）　甲寅五月號
東邦會報（其會）　六七〇號
遠東時報　五月
四日市商業統計月報（四日市商業會議所）七八號
大實報　二三三號
外事彙報（外務省政務局）　一號
國際法外交雜誌（國際法學會）　九號
支那景德鎭磁器並に英國陶器製造に關する報告　農商務省商工局
現代蒙古　同上

武漢地方に於ける工業（三）

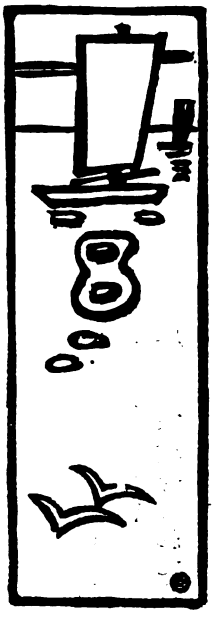

四、製油及豆粉製造業

一、日信油廠第二工場

創立者
創立年月日　明治三十九年
位置　日本擴張居留地洋書昌
組織　株式
資本高　總資本二百萬兩
出張所　日本棉花株式會社漢口支店（日信洋行）
製作物の種類　豆油、豆粉、棉實油
施設　豆粉工場はロール九臺粉碎器二臺篩十二、蒸籠八screwJook（螺旋壓搾器）二〇〇臺（簡單なる半鐵木造の騰寫板型應用のもの）

之原料豆を篩子により夾雜物及土砂を去り、ロールにて碎き、尙之を碎きたるものを粉碎器にて粉碎し、之を蒸籠にて蒸し、之をプレスの下に入れ人力にて挺の理を應用し、螺旋を以て壓搾す。

汽罐實馬力八十、石炭消費高一日二十四時間に十三、五噸にして、五百擔入三本六百擔入四本二千五百擔入二本

原料豆唐豆は附近の田舍より來るは、重量を增加するため水分又は土砂を混じ、又其他種々の夾雜物あり、而かも品質劣等なり、且價格高く一擔平均三兩一仙とし、含油量百斤より七斤半乃至八斤を得。

火車豆として河南より火車にて來るもの平均價格、一擔二兩七仙乃至二兩九仙、百斤に付き十二三斤の油を得べし。

職工數二十四時間運轉と十二時間運轉とにより異るも、平均百二三十人にして一人前給料月額五六七弗。

生產額　晝夜運轉にて三千枚重量約一回に五擔一枚、約四十七斤餘を生ずること。

油は一〇六擔乃至二一三擔を生ず、而して豆粉は一擔一兩八仙、油は一擔約十兩にして、前年以來原料騰貴の結

果非常なる騰貴を來せり、油は一樽に三擔を入れて荷作す
需用先　豆粕は南清殊に汕頭附近へ大部の需用あり、一部は漢口附近にて賣行あり、重に家畜の飼養及肥料に用ふ前年大連より初めて歐洲輸出をなしたるより、以來多少需用なきにあらざるも、人力プレラによりて製したるは印度通過の際腐敗し歐洲向には不適當なり、然れども右仕掛によりて壓搾したるものは汽力に依るものに比し硬度低く、支那人及び日本人は喜びて之を用ふ。
油は漢口附近にて需用せらるゝものは食用にして其額多からず、歐米にては石鹸及塗料の材料に用ひらる。
重用なる役員七外に職工監督の日本人二名
棉花油製造部は燒失せるを以て目下建築中
ロール二、プレラ二臺（一名にて錢十二枚を得るもの）汽罐八十馬力にして、一日の消費棉實六百擔の豫定なりと。

二、日漢糖油廠第工場

創立者
創立年月日
位置　漢陽漢水河岸
組織　株　式
資本高　固定資本は四萬〇五百九十四兩とす
資本の出所　日本棉花株式會社より
製作物の種類　豆油、豆粕、及棉花の壓搾
材料の出所　豆は前と同樣
施設機械は米國 Wolf 會社より
敷地　五百六十五坪
工場全部建物五五八立坪油タンク四個、內二個は高さ二十尺、徑九尺八寸、一個は高さ十八尺、徑九尺六寸一個は高さ四尺長八尺幅四尺、コルヰク公株原動馬力二十五馬力米國 Wolf 會社より
機械數　ロール五臺 arewpress 五十臺
棉締め　ポンプ二噸半締二臺　計六臺
同　一噸半締二臺
高正締臺ラムンクレー機二臺
乾燥機一、査塵器一
其他附屬機械頗る多く壓搾部に鐵板其他一〇五九點
搾油部に油塵其他二十八點
修理部に金庫其他九十二點
發電機　ホーシントポンプ二ケ所、エレベーター一、一
一枚擧に遑あらず、又不要なるものもなければ略す。
職工數　十二時間運轉の時は四十四人、晝夜運轉及棉花の壓搾をなすときは百二十人
賃銀は一日四十仙乃至二十仙にして食事は皆自分持とす
生產額　一日約千枚油は百斤に付六升半乃至三二五〇斤となる
重なる役員　八名
需用先　豆粕は南清へ油は漢口附近及大江上下流域地方へ食用として需用せられ又歐米に向て輸出せらる、
棉花の壓搾せられたるは一個四噸半の重量を有し、淺き吃水の河用汽船は容積の少なるもの數多よりし、容積大なる

も個數の少きを撰ぶの傾あり、本壓搾所壓搾の棉花一個上海迄の運賃一兩六夂なり。

三、元豐壓搾廠

創立者　寧波人阮宴夷(文忠)
創立年月日　光緒三十年(明治三十八年)
位置　漢口獨逸租界
組織　個人の資本
資本　固定資本二十萬兩流動資本約千萬兩
出所
製作物の種類　豆油、豆粕
材料の出所　原料豆は他の搾場と同樣、乃ち河南漢口を中心とし附近の田舍より。
施設　工場敷地は一一七坪にして、二階建倉庫一棟平屋建倉庫二棟豆粕壓搾室汽罐室各二棟あり
二個の汽罐は英國製にして其數四、各十馬力を有す。
Chillediron roller は四臺
ロール八十臺(上海にて製せり)壓搾室內の一段高き所に据え付けられてるゝは、何れの豆粕工場にても同樣なり、Screw yack 百五十臺搾取せられたる油は三個の鐵製タンクに載せらる。
職工　百四十餘人を使用し晝夜交代とて賃銀は他の工場と殆んど異るなく、月額に見積りて約六七吊文なりとす。
生產額　一日晝夜運轉して原料大豆使用高二一九四擔內外にして、三千枚と積らるれども元百五十臺のジワキならば、三千枚が限度なるべく、從て原料も大約一五〇〇擔強なるべし、油は約九十擔なるべし。
需用先　日信油廠と同樣

四、額記搾油廠　國籍支那(目下休業中)

創立者　劉歌生(漢口の巨商劉萬順と云ふ)
創立年月日　光緒三十三年四月
位置　王帶內
組織　個人(劉萬順の資本)
資本高　固定資本約十五萬流動資本は一定せず。
製作物の種類　豆油及豆粕
材料出所　原料豆は河南より來る火車豆なり。
施設　ボイラー二臺九十馬力實使用馬力八十　三五〇〇、
エンジン一臺五十馬力　三〇〇〇、
チルトロール二臺　六七九〇、
皮帶付プレス一臺(以上は川崎造船所作)
鐵製ハンドプレス九臺(自己鐵工場作)
篩一臺　二〇、
英國式水壓プレラ二臺ロール一臺篩一臺其他一切附屬品　二〇〇〇〇、
建物工場　煉瓦作三棟百八十坪二百七十坪及九十六坪事務所二十坪
住宅一棟三格建四十五坪
機械修理室六十六坪

倉庫三棟杉柱トタン屋根三百三十坪二棟及四十坪一棟油庫一棟八十四坪
タンク二本高サ十六呎總計坪數一四四六坪
合計坪數　三〇、〇〇〇坪
土地建物の現存塲及必要空地を合せ六〇〇方（明治四十四年三月調）一方に付價格五十兩
職工數　百五十人時と塲合により增減あり。
生產額　一日約三千三百枚（豆粕）油約九十擔
需用先は日信と同樣なり。
（附記）本廠水壓プレラは漢口豆粕工塲中隨一のものにして、豆粕の硬度非常に大に歐米に輸出せらるゝにしても、印度洋通過の際腐敗するの恐れなしと云ふ。
英國製水壓機は一度二三十枚の豆粕を得れども、六十五馬力の原動力を要し不經濟なりと云ふ。

五、裕豐搾油廠　國籍支那

創立年月日　光緒三十二年（明治三十九年）
位置　高家河（漢陽月湖と溪水との間）
組織　個人の資本
資本高　固定資本十萬流動資本約七八萬
材料の出所　原料豆の出所は他の搾塲と同樣
原動馬力　不明
機械數　スクリウ一、ジャッキ三十臺粉碎器一、篩一、
職工數　約二三十人を使用す。
生產額　一日豆粕六百枚豆油二十一擔乃至二十四擔
需用先　他の搾油廠と同樣なり

六、順豐搾油廠　國籍支那

創立者　南順起（なれ共現今工塲經營をなすは西順記）
創立年月日　光緒三十三年（明治四十年）
位置　漢陽高家河
組織　寧波人數人の出資
資本高　固定資本十五萬兩流動資本は知るに由なし。
原動馬力　不明
機械數　ロール八臺、ハンドプレス（即ちスクリウジャッキ）百臺碎粉機篩各一臺
職工數　六七十人晝夜運轉の時は都合二倍となる。
生產額　一日豆粕二千枚豆油六十五擔乃至十擔
需用先　他の豆粕工塲製品の需用先と同樣

七、永昌元（舊名華昌）

國籍　清
創立者
創立年月日　光緒三十三年（明治四十年）
位置　高家河

八、美生搾油廠

國籍　清
創立者　吳
創立年月日　光緒二十九年（明治三十六年）

位置　高家河
新舊の二製出ありて棉實油も製す。

九、天盛搾油廠　國籍支那

創立者　廣東人にて候補知縣劉敦五
創立年月日光緒三十三年（明治四十年）
位置　高家河
組織　不明
資本高　固定資本二十萬兩流動資本約十二三萬兩
其出所　不明
製作物の種類　他と同樣
材料の出所　皆水運によりて運ばるゝ豆を用ふ
原動馬力　不明
機械數　ロール九臺プレス百臺碎粉機二、篩二
職工數　八十人
生產額　豆粕一日二千八百枚油は九十二擔乃至百十三擔
需用先　他の豆粕工場と同樣

十、允豐搾油廠

國籍　支那
創立者　湖南の候補知縣江寧人彭照初
創立年月日　光緒三十三年（明治四十年）閉業宣統元年
位置　漢陽隆家屯（東亞製工場の對岸に近く漢水の上流河口より約四浬）
組織　不明
資本高　固定資本二十萬兩流動資本不明
製作物の種類　豆粕豆油
材料の出所　他の工場と同樣
原動馬力　不明
機械數　ロール十三臺プレス百五十臺
職工數　不明
生產額　一日豆粕二千五百枚豆油
需用先　他の豆粕工場と同樣
本工場開業の一大原因は原料豆輸送のときに一度釐金を課せられ製品を需用地に仕向んために漢口に運び出すときに又課稅せられ從て他の新設豆粕工場との競爭に堪へず閉業せるものなり。

十一、平和搾油廠

國籍　英
創立者
創立年月日
位置　漢口英租界四碼頭
組織　不明
資本高　固定資本約五萬兩なりと云ふ流動資本不定
資本の出所
製作物の種類　豆粕及豆油
材料の出所　他の豆粕會社と同樣機械の出所は自國なりと云ふ。
原動馬力　二十五

機械數　ロール五臺プレス五十臺、本廠の棉機は頗る古しとの噂さあり。

職工數　約五十人と云ふ

生産額　一日の原料消費高五百擔即豆粕千枚豆油三十二斤擔乃至四十擔とす。

明治四十二年度に於ける大豆市況の概要

四十二年中漢口に、集りし大豆は漢水及長江の舟便によるもの（河豆と稱す）約三百萬石（一石は正味百二十三四斤）河南より鐵道便に依るもの（火車豆と稱す）百五十萬石此の中當時人家の油坊と消費百八十萬石上海を經て香港日本歐洲へ輸出されしもの一百萬石殘額七十萬石は南清地方及上海附近油坊の消費する所となる。

青島に於ける露國輸出入業者の狀況

在青島露國副領事報告

輸出

オデスサよりの質問に依れば仝地商業家は獨逸其他外國の商人を介せずして青島と直接取引を行はんとするの意向を有し特に支那產胡桃の購買に於て之を希望するものの如し。

領事館は勿論其希望に同情すと雖胡桃の分類梱荷及發送は到底外人の監督なくして支那人に一任すること能はず故に領事館はオデスサ輸入業者に對し支那產胡桃出廻季節に於て青島に代理者を派遣し以て獨商の手を省くことを可とすとの旨を通告せり。

現今一月より五月まで毎月青島オデスサ直通の露國汽船ありオデスサ商人にして之を利用せば貿易上利益尠少ならざるべし。

輸入

今や獨逸其他の外國商人は青島に於ける輸入業を掌握せんとし間接に支那人と取引する露國人の輸入業を奪はんとす而して露國商店にして獨逸の植民地たる青島に於て直接支那人と取引を行はんとせば獨逸其他の外商と同じく支那人をして金錢上の保障を與へしむるか又は支那商店をして獨逸裁判に於て認むべき物品の保障を與へしめざるべからず然らずして支那商店と取引を爲すは絶對的危險にして債務不履行の際には獨逸裁判を仰がざるべからざるにより其解決は頗る時間を要し特に債務者たる支那人が支那治權區內に逃亡するときは資金の損害を受けざるべからす尙青島に於ける訴訟書類は丸で獨語を用ふるが故は露國人は之が爲にも不便あり加之露國領事は支那より債權の取立を爲す事に關しては常に債務者に手形其他の證券を提示するに止まり債務者之を拒絕する時は債權者をして獨逸裁判を仰がしむるの外なし此の如き事件は既に屢露商の經驗したる所なり云々。

研究

支那土貨出口に就て

（一）

一、出口の意義

支那に於ける所謂出口（支那稅關に於ては之を Export と譯す）なる語は、本邦人間には動もすれば我國稅關の所謂輸出なる語と全く同一意義のものとして了解せられ易きも、之れ大なる誤解にして出口とは決して如此狹義のものにあらず、我國稅關の所謂移出をも包含するものにして、貨物仕向地の內國たると將又外國たるとは何等出口の意義に損益を來すものにあらず、されば支那稅關に於て徵收する出口稅（Export Duties）なるものも、前記の意義の下に初めて正當なる解釋たるを得るものにして、一方亦支那稅關に於ても實際貨物が外國へ輸出せらるゝと、內國の他處に移出せらるゝとに論なく、一度開港場を離るゝときは之を出口となし、總て出口稅を賦課し其の外國貿易たると內國貿易たるとは、出口稅其ものゝ名稱には何等影響を及ぼさざるなり。出口稅の意義既に如此ものなるを以て、苟くも眞に支那輸出貿易の盛衰を研究せんと欲する人士は、宜しく此の點に留意し、然る後に支那稅關發行の所謂黃冊に付き調査を遂ぐるに非ざれば、正鵠を失すること炳として明なり。

二、土貨の購入

土貨とは native produce (or goods) の意にして、洋貨即ち Foreign goods に對する語なり、而して之が購入に當り購入地が內地たると開港場（開放地を含む以下倣之）たるとは、外國商人に取り其手續及各種稅課に差異を生ずるものなるを以て、左に之を分別說述する所あらんとす。

イ、內地に於て購入の場合

內地とは開港場以外の地全部を指すものにして、英清間一八五八年芝罘條約第三端に於て明に定義せられたる所

なり、然り而して外國人が支那內地に到り出貨を購入し得るは條約に規定しある所なりと云へども、特定の場合例へば宣教師の場合の如きもの以外に於ては、內地雜居は之を認めざるを以て、若し外國人にして內地に於て土貨を購入せんと欲せば、先づ當該目國領事若くは相當官憲より護照と稱する內地旅行免狀の發給を受け、且つ本人の希望なるときは海關より三聯單の發給を受けたる上、初めて內地へ出向き出貨購入に從事するを得るものなり、（日清通商航海條約第六條及第十二條）元來內地に於ける土貨は、全然其地法規の支配を受くべきものなるを以て、稅制制度の不完全不統一なる支那現狀にありては、之を其儘に委置せんか、出貨は其購入運送に際し頗る煩雜なる手續を履行するを要するのみならず、且つ各種名稱の下に樣々の課稅課金其他手數料の如きを一切負擔せざるべからず、斯くては折角得たる條約上の權利も貿易上實際の效果些少なるを以て、條約は之を救濟し貿易の利便を計らんとの見地より、所謂三聯單なる證書による土貨の購入運送方法を規定するに至れり、即ち三聯單なるものは內地と開港場との間に於て出貨が負擔すべき一切の稅課に代り、該貨物の輸出稅の半額を納付するに於て、其自由通行を免許する所の證書（日清通商條約第十二條第二項參照）即ち抵代稅納付に基く證書にして、素と外國人の爲めに設けられたるものなるも、支那官憲は之を自國にも適用するに至れり、（內河航行規則の一節に If the native produce is intended for Export, it may be brought from the interior either under a *Transit Certificate* ...or...at the option of the merchant concerned, *whether a Chinese or a Foreigner.*）然りと云へども三聯單に依る土貨購入運送は、必ずしも何れの場合に於ても之に依らざるものより有利なりと速斷すべからず、是を以て條約は之を絕對的規定となさずして、全然本人の自由撰擇に一任したり、其三聯單に依る方有利なる場合は、一般に內地と開港場との間距離遠隔にして、沿途に於ける手續煩累なるとき、且つ負擔額が抵代稅に比し、同等若くは夫れ以上重き場合なり、又之に依らさる方有利なる場合は前者と正反對の場合なりとす。以上は內地土貨購入運搬に關する一般的方面の觀察にして、若し夫れ三聯單に依らざる場合に於ては原則として、全然支那內地諸規則の適用を受け條約上特に保障する處なきも、仔細に眼を通すときは該土質の通過道筋により必ずしも同一ならざるものあるを發見するを得べく、今左に其大略を示せば。

a　陸路及支那船舶に依る場合

兩者共に原則を例外なく適用せられ、關に逢へば稅を納め、卡に遇へば厘金を徵さる等各種負擔を忍はざるべからず。

b　汽車に依る場合

原則としてはaの場合と同樣なるも、支那に於ける鐵道は其敷設の由來單純なる者のみにあらず、或は外國の敷設したるものあり、或は外資借款により支那にて敷設したるものあり、或は全然支那自力にて敷設したるものあり、されば其對外關係及內國關係に於て、各線に通し必ずしも同一

の保護ありと云ふことを得ず、今之を實際に徴するに、上海南京間鐵道及び天津浦口間鐵道は沿線地方に於て、現に賦課徴收しつゝある金厘を免除し、又北京漢口間鐵道は之を南北兩段に分ち、各段に於て夫れ〳〵從價二分五厘の厘金を徴し沿線地方と其率を異にす。

c　外國人所有船舶に依る場合

一八九八年支那か關係各國と協議の上則定したる內河航行規則及び同補則更に長江に關して一八九九年四月の長江章程の適用を受け、條約に照し海關に於て課稅するものとなれり。

ロ、開港に於て購入の場合

外國人が開港場に於て購入に係る土貨に對しては、條約上支那に何等地方稅等の課稅權を認めさる（日清通商條約第十二條）を以て、開港場地域の關する限りは全く其負擔とす、而して開港場地域なる者の範圍は開港の當時若くは其以後に於て正當に劃定せられたる場合に在りては何等疑問を發せざるも、若し然らざる時は縣以下行政區劃の制なき支那目下の狀況に在りては、何を標準として之を決定すべきや聊か惑なき能はず、是を以て之を常識に訴へ論理に鑑み、更に開港の精神を推究するときは、開港場地域範圍は開港當時に於ける其地名稱か包括すと一般に認識せられたる地域全體を指す者と解釋するを穩なりと信ず、此の問題は單に地方稅等の課稅權有無に關係あるのみならず、實に外人居住營業權の根本問題に關係あるを以て輕々に看過すべからざる所なりとす、而して支那は城內を以て內地なりと主張し、開港場域內にあらずとの說を固持して、常に外國との間に紛議を惹起せり、例へは南京城內日本人居住營業不承認事件の如し。（未完）

幣制改革問題の推移（二）

山口生

前述の如き改革を行はんとせば、先づ一定の銀銅貨幣を鑄造して普く全國に流通せしめざる可らず、其順序方法如何と云ふに凡そ左の如し。

一、造幣權を中央に統一し、中央政府のみ新貨幣鑄造を司り、各省の自由鑄造を禁ず

二、新貨幣は庫平兩を單位とし、一兩五錢二錢半及一錢の新銀貨及び當十銅貨と一文銅錢を新鑄すべし、但し品位は一兩並に五錢の銀貨は九〇〇位、二錢五分及一錢の銀貨は八〇〇位とすべし

三、新貨幣の發行と共に適當の時期内に從來の貨幣並に馬蹄銀の流通を禁じ、同時に地金を差出すものに對して新貨幣を供給すべし

四、新貨幣と外國金貨幣との此價は勅令を以て之を確定す

五、造幣監督者、技師及び出納官は外國人を招聘するを可とす

ハート氏の說は極めて簡明なり、且つ支那の舊慣と經濟界の實情とに鑑み、先づ銀本位を採用し、統一せる貨幣の普及を俟て然る後初めて金本位又は金幣爲替本位となすべしと主張せるものにして、當時の英國人一般の意見を代表せるものなり、當時支那は北淸事變の爲めに著しく其面目を失したりと雖も、其信用は今日に十倍せり、故に最大の

四、ロバート・ハート氏の意見書

（一九〇三年時代）

ジエンクス博士が萬國爲替調査委員の報告を齎らして支那に來る以前一九〇三年七月に於て、支那海關總稅務司**ロバート・ハート**氏は支那政府に向て幣制改革に關する意見書を呈出せり、其大要に曰く

現今支那に於ける貨幣は著しく混亂し、金銀市價の變動は對外爲替相場を動搖攪亂せしめ銀貨下落は支那の商工業及び外債仕拂に惡影響を及ぼし、今や殆んど語るに忍びず、惟ふに幣制を改革統一するは刻下最大の急務たり、而して最良の幣制は金貨單本位制なりと雖も現下の支那は之に必要なる金を有せざる故急に金單本位を採用する能はざるは頗る遺憾とする處なるが、此際採るべき策としては、先づ國内に於ては銀銅貨を使用し、一方金銀の間に一定の此價を保たしめ、以て爲替の變動を防ぐを最良なりとすべし。

即ち知る氏は金本位を理想とするも事實上に於ては銀本位論者たりしなり。氏は更に進で曰く

困難と目せらるる新貨幣鑄造資金の如きも或は好條件にて外債を起し得たりしやも、計られず、且つ內國流通貨幣の如きも開港場等を除いては殆んど貨幣と稱す可きものなく、香港廣東附近には日英兩國貿易弗及び墨銀流通し、天津、上海、芝罘、北京等に於ては馬蹄銀及び古き墨銀流通せるも、內地に於ては諸種の銀塊及馬蹄銀を用ゐ、一般人民は多くの場合に於て銅錢（一厘錢）のみを用ひ、更に僻隅の村落に至れば交易の方法は單に物々交換なるが如きさへありしと云へば、當時斷乎として幣制改革に着手せんか、財政經濟上に於て之が推行を妨害すべきものとては、只だ僅に內地金融業者及頑迷固陋の支那官吏位に過ぎざるべく、之とても當時清朝の威令未だ地に墜ちず、劉坤一、張之洞の如き聲望家の嚴然として長江一帶に號令したる時代なれば幣制改革は其**ロバート・ハート**氏の意見に依ると果た又後述の各種意見に依るとを問はず、或は意外なる成功を見たりしやも未だ測る可らず、況んや當時信用制度破壞せられず、銀塊の如き大なる金融權を左右したるを以て幣制運用の如き大に之を利用し得たるに於てをや、惜しむべし、當時廟堂に財政的巨腕を有せる王公大臣を欠き、遂に其不成功を來す原因となれり。

五、上海、香港、天津等に於ける外國人の運動（一九〇三年時代）

上海、香港及び天津等に於ける外國商人は銀相場の變動の爲め有利なりし取引も意外の損失に終り、取引を不安ならしめ、收支の見込損益の預算等を立つる能はず、從て貿易の發達、外資の輸入を妨害するを憂へ、一九〇三年八月遂に上記三地の商業會議所は相聯合して一篇の請願書を認め、時の北京外交團中の長老たる米國公使**イー・エッチ・コンガー**氏に提出せり。其大要を摘記すれば

最近支那は英國との通商條約第二條に於て、支那は全國一定の貨幣制度を創設すべきことを約したるが、吾人は此條約をして有効なる實績を擧けしめん爲め、第一に支那をして造幣局を統一せしめ依て以て全國一定の貨幣を鑄造せしむるの必要を認むるものなり。又吾人は締盟諸國にして若し清國に對して好意的援助を與へんとする主旨を明にせば、清國たるもの亦其財政的混亂より國家を救ひ、金銀爲替相場の變動より生ずる恐る可き惡結果を除去する爲め、必ずや一大努力を試みる可しと信するものなり、吾人は清國が金貨本位制を立つる第一着手として、先づ全國一定の貨幣制度を直ちに實施すべき必要ありとし、茲に在北京各國使臣が機會を逸することなく、本問題に關し清國政府に向て注告せられんことを切望す云々

右は大体に於てロバート・ハート氏の意見に依りしもの、如く取り立てゝ論ずるの要なかる可し。

六、ジエンクス博士の意見（一九〇三年時代）

一九〇三年十月一日米國に於ける國際爲替調査委員は其報告を米の議院に提出せるが、該調査委員は支那と利害關係ある歐州列强を度外視するは不可なりとし、英、佛、獨、露等の諸國の委員をも招致して支那の金銀比價問題を研究せるが、該報告は主として**ジエンクス**博士の意見に成れるものなれば、同博士の意見として之を紹介せんに、其

要點左の如し。

一、金爲替本位制を採用すること

二、銀貨白銅及び銅貨を新造して內國流通の用に供し、之をして金に對し一定の比價を保有せしめ以て爲替相場の激變を防遏すること
右の比價は一と三十二とすること

三、政府は常に新貨幣の發行が濫發の幣に陷らざる樣注意し、法貨として公私の仕拂に供せしむべし

四、自由鑄造を禁止すること

五、政府は世界金融の中心地に金を以て爲替基金を備へ置き、之に對して平價又は平價以上の相場にて金貨爲替手形を賣り出す可し
右爲替基金は金貨國債の募集內帑金坑の發掘に依る外、鑄幣利益にて金を購入し、外國人の金貨を收受して新貨幣と交換し、又外國に於て支那宛銀貨手形を賣出して金貨を收受し以て之を獲得すべし

六、新幣制の實施には之が監理を外國人に委ねるを得策とす

七、幣制改革に付ては各省總督及び各開港場に於ける內外輸入貿易商及銀行業者の贊同を得るの必要あるは勿論關匪事件に關する列國代表者とも協議すべきこと

八、新幣制は先づ開港場並に其近傍地方を限り、最初より金本位制度を實施し、漸次其區域を擴大すべし

九、金銀貨の法定比價は東洋諸國一致して同率を採用するを以て得策なりと信ず、然れども東洋諸國が貨幣同盟をなすは不可なり

十、東洋諸國は銀塊相場の平準を得ん爲め、銀を購入する場合には可成相聯絡して規則的に之を行ひ、突然の大購入等はなさざること。

本位に關しては列國委員間に異論あり、**ジエンクス**博士等は所謂金爲替本位論者にして、曰く

惟ふに最初より支那に金本位制を採用せんが、支那及び諸外國は之によりて直に爲替相場の變動より來る不利益を避け、內外の商業爲に振興し、外資盛に入り文明的經營速み、各種稅源の發達期して待つ可し然れども之に反して支那にして最初は銀本位制を採り、後に金本位制に革むるの方針に出でんか金本位の實施を見るまでは如上の利益得て望む可らず、假令幣制の劃一に依り、支那內國商工業の發達を見る可きも、編組せる政治上及經濟上の理由は遂に金本位採用を遲延せしめ、爲替の變動より生ずる最結果は永く之を避くる能はざらん、加之銀本位より金本位に移るは、最初より金貨本位を採用するに比し、其困難一層大なるものあるべきや必ずり。然り而して今に於て專ら金貨を鑄造して之を內外公私の仕拂に用ゆるは最上の策なりと雖も、支那の經濟事情は未だ國內に金貨を流通するに過ぜざるが故に、國內の用には銀貨銅貨を用ゐ、金貨は只外國に對する仕拂にのみ用ゆべく本委員の提起する新案は所謂金貨爲替本位と稱するものに外ならざるなり。云々。（全報告書中の一節）

之に對して英露兩國委員は前述のロバート・ハート氏の意見を持し、支那に幣制を立つるに當り最初より金本位制又は類似の金爲替本位となすは早計に失す、須く先づ銀本位制を施行し、國內貨幣制度の統一を見たる後始めて金本位に革むべしと主張せり。

博士は又新貨幣に對し、平價を以て流通すべき銀行券を發行する爲め、兌換券發行法を制定し、官立銀行を設立して外國幣制顧問の監督の下に之を發行せしむべしと主張し、外國幣制顧問及列國代表者に對して支那政府財政の整理に關する發言權を賦與し、一氣呵成、約五ヶ年を以て幣制整理の大業を完成すべしとなせるが、その餘りに列國代表者の權利、幣制顧問の權限等を大にし、又對外關係にのみ重きを置きて支那內地の實情の如きは之を無視したる嫌ありしを以て、博士等の意見は忽ち內外より反對起れり、吾人は博士等の意見を批評するに先立ち、反對の急先鋒にして且つ支那政府をしてジエンクス博士等の提議を採用するに至らしめざりし放漫之洞の意見の大要を紹介せん。

七、故張之洞の意見（一九〇四年時代）

一九〇四年三月張之洞は武昌に於て**ジエンクス**博士と會見して大に幣制改革論を闘はしたるが、博士等の意見に對して滔々數萬言の反對意見を上奏し、忌憚なく博士等の意見を罵倒せり。而して張氏は支那の經濟狀態殊に貨幣流通の現狀等を述べ、銀本位の制定を主張せるが、今其上奏文中より要點を摘出すれば左の如し。

一、**ジエンクス**博士等の意見は支那の主權を無視し、財政干渉の端を啓くものなり

此點は張之洞の最も憤慨せる處にして、上奏文の劈頭に曰く、「彼と接見對談すること二次、彼の議論は左支右吾、毫も貫徹せず、臣一々之を辯駁せるに彼れ一も答ふる能はず云々」又曰く「夫れ財政のことは即ち國家の命脈なり、凡そ世界の諸國は其強弱に論なく、苟くも獨立自尊の邦國たる以上其財政に付て他國人の容喙干渉を許さざるなり、然るに今ジエンクス等の提議に依れば、中華全國の財政は悉く皆外國人の幣制顧問官の掌握する處となり、復た毫も餘地を止めず、加之各國の意向を慮り、凡て造幣の事は關係列國の意見によりて準し、價金に關する列國派遣の代表者をして調査を檢査せしめ、又各國代表者が中國財政の整理に容喙するを得となすが如きは、實に中國を以て各國の貿易場と看做し、其主權の何國に屬するや悍然として顧みられず、實に情理の外に出で、其害臣が上陳を待たざるべし」更に終りに繰り返して曰く「ジエンクス等は我に咀はすに其實虛無なる造幣餘利を以てし、而して事實上我が財政權を奪はんとするものなり、其設心極めて毒あり其害亟つて顯著なり、夫れ金價の騰貴に依りて價金の仕拂を增すは唯だ中國累を受くるの一端に過ぎず、若し此一端を補はん爲めに全國の商民をして窮困せしめ、並に財政の大權を外人に委れんか、一瞬の後復た起つ能はざるを致さん、斷じて此無謀の策を採る可らず云々」と、

二、**ジエンクス**等が金銀貨の比價を人爲的に一と三十二と定むるは不可なり。

三、金本位は支那の經濟上より見て當分採用する能はず

此點に關する上奏文の大意を言へば「金本位論を四法は異ふもの、盛んに唱導する處なるが、支那と歐米とは經濟狀態甚だしく異り、歐米は商業盛大にして民富み物價亦高く、百年以前に於ては多く銀を用ゐたるも近三十年來皆金貨本位國となれり、其生活程度の如きも頗る高く、中流の人にして一日一圓以下の收入の如きは甚だ稀なり、否斷じて無しと雖も、支那は然らず、民貧く物價賤く、日用率れ銅錢を以て計算し、其貧民の如きは一人一日の食費僅に一二十文に止り、中流の人と云へ共一日の食費は六七十文なり。各開港場に於てさへ銀元と共に地金銀を使用し、內地は一般に銅錢を用ゐ、大取引に於ては之を銀塊を以て換算すと雖も而かも纏て銅錢を以て本となせり、兩廣及江蘇浙江の沿海各商埠都市に於ては銀を用ゐるもの十分の七、八、他の長江上游南北の各市場固より銀錢を併用すと雖も、若し夫れ長江南北內地の各州縣に到りては則ち銀一、錢九の割合たり、又黃河南北各省の如きは殆んど錢を用ゐるもの百分の九十九、銀を用ゐるもの僅に百分の一に過ぎず換言すれば中國は銀銅併用と云ふも銅を用ゐる地方は銀を用ゐる地方に十倍せり、故に中國は外國の如く必ずしも金を用ゐるの域に達せざるなり、且つ中國目前の情況より云へば金貨を使用せんには鑄造すべき生金なし、假令是れありと雖も之を鑄造するは其策を得たるものに非る可し。

四、金爲替本位は一層不可なり

曰く、ジエンクスの如く金貨を鑄造せずして唯だ空前と金價を定めて以て新鑄の銀貨と比率を求め、內地商人の信用を强制するが如き現今の支那に行ひ難きは瞭然たり、加之本國國有の金價を抑へ、金を屈りて外國に要債せしめ、而して又外國の市價に準じて外債償還の爲めに銀を以て金貨を購入するが如きは則ち最も情理に背きたるものと言はざるを得ざるなり云々

五、不換紙幣の濫發を愼むべし

曰く、幣制統一のこと既に各國と商約を結び明文あり、迅速に擧辦せざる

可らずと雖も、金貨なくして只虚券を以て金貨に換へ、虚價を附したる銀票を發行し、數十萬億を威令を以て民間に流通せしめんとするが如きは最も愼まざる可らず、此種不換紙幣は流通忽ち壅滯するか又は金紙の間に大なる開きを生ずるに至るべし、其價の低落する處勢ひ必ず南宋末年の會子金、元明歷代の寶鈔咸豐時代の戶部官鈔の如く、愈下落して終に取拾するに由なく、國家必ず大累を被らん。

六、銀の下落は貿易上支那に利益多し

滔々として底止する處を知らざる銀の下落、從て生ぜる支那の爲替問題等に付て張氏は大に樂觀的意見を述べて曰く、金價の騰貴（即ち銀の下落）は害少く利多ければ憂ふるに足らず、蓋し金貴く銀賤しきに當りては、中國に取り償金仕拂上に損ありと雖も商務上却て利益多ければなり。外國商人は中國の土貨購入に價賤しき銀を以てし、之を歐米の價貴き處に賣るなれば輸出品の原價輕く、從て輸出貿易大となるべし、之に反して內外商人が外國貨物を輸入せんとする場合には右の反對なる故外國の貨物は其價餘りに貴く、利を得ること困難なる故外國貨物の輸入を減ずべし、夫れ輸入を控制し、輸出を奬勵するは實に富國強民の第一要義なり、今銀の下落の爲め償金の仕拂に仕て每年二三百萬の損失を來すと雖も、我商民よりは貨物を輸出し、獲る所の利益は實に二三千萬なるべし、其間接の利益此の如く大なり、而して輸出增加と共に稅金亦多きは曾て漢口にて茶の稅率を改めて之を輕減すること五十餘萬なりしに、輸出日に增加して忽ち二百餘萬の關稅增收を得たるに見ても明なり。云々。

七、金本位は五十年後の問題となし、先づ差當りは銀銅二貨より着手して內國貨幣を統一すべし

張之洞の改革方針如何と云ふに、曰く、今は唯先づ銀銅二貨より着手し、之が統一流通の策を求め、然る後銀錢相準するの價を酌定し、銀一兩に付き錢若干と定むるに如かず、是れ即ち切實當に行ふ可きの事にして、順序、漸進の法なり、而して將來全國の幣制を統一し、銀銅二貨悉く定價に從ひ、地銀の用漸く廢滅し、裝飾用金の禁漸く行はれ、鑛山產金の數漸く增加し、二十年の後鐵道開通し、銀貨流通し、產物の輸出日に盛に、內地機械製造業日に增し、各省商業日に盛ならば、則ち日用食料品の價必ず日に騰貴し、農夫職工の收入も亦豐に、貨幣の用愈々廣かるべし、茲に至りて情況を考察し、果して金貨の用を必要なりと認めんか即ち斟酌して施行するも亦遲きに非る可し、思ふに五十年の後中國の各處交通益々開くるに從ひ、金銀貨兼用の必要必ず起らん、今の時は唯だ實業を振興して以て民生を富裕にし、金鑛を採掘して幣本を貯蓄し、他日金を用ゆるの準備となし、各省に之が責任を負はしむべし、斯の如くんば利益外溢せず、主權自ら全きを得べし云々。

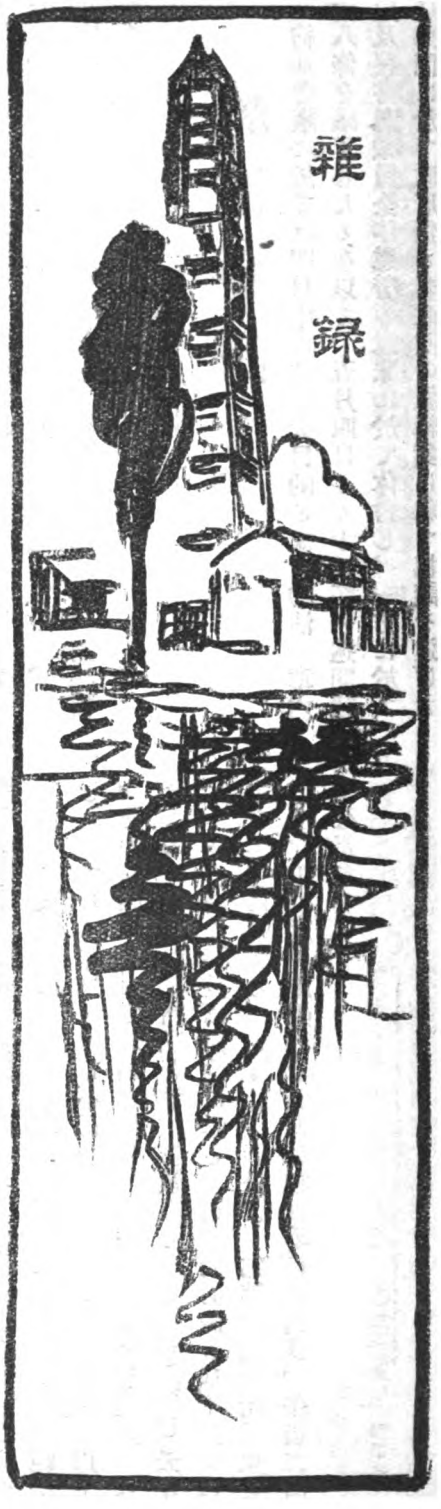

中央政治會議（九）

第十四回　本會　議

五月二日開會　出席議員議長以下五十四人、

第一案　國慶日に關する件（審査報告）

審査員江紹杰の審査報告の大要に曰く、本案は二月十日の大會に於て討論の結果審査に附する事となりしものにて爾來數回審査會を開き、其結果第一に十月十日を以て永遠に國慶日となすことに決定、蓋し此日は武昌起義の日たると共に正式大總統就任の日にして、民國此の日に建設成り、共和の基礎此に鞏固となれる紀念日たり、第二に二月十二日を共和宣布紀念日と定めたり、按ずるに此日清帝退位して共和を宣布し、此の日より生靈塗炭の苦を免れ、唐虞揖讓の風を生む、獨り歷史の光榮たるのみならず、實に南北統一の好紀念日たり、南京政府成立の日を紀念日となさんとするは、現在已に正式政府も成立したる今日に於ては不要の事なる故此案は廢棄せり。此外各省紀念は一律停止することゝせり。云々

朱文劭曰く、國慶紀念日は曾て參議院に於て議決し、大總統より公布せられたるものなり、本會は今更之を變更するに便ならず、故に本會は此種の案は宜敷政府に返送し、立法機關成立せる場合に再び交付を請ふべし云々と。李慶芳曰く、本案は審査三ケ月の久しきに亘り、漸く審査終了せる次第にして、再び之を立法機關に交付するの必要を認めず、若し本會に於て議決するを不便なりとし、之を政府

に返送するが如きは政府が本回に提出せるを違法となす意思を表示するものなれば、本案は審査通り通過せしむべし、之に對し朱文劭は更に曰く、政府が本案を提出したる時と現今とは情形を異にせり、當時は國會停止中なりしも今や造法機關成立せり云々と反對し、審査員江紹杰も亦審査報告は法律上牴觸ありとの意見を述べ、一の修正案を提出し、劉邦驥は曰く、本案は兎に角審査會の審査を經たるものなれば撤回するの要なく、之に修正を加ふべし、又已に前參議院の議決を經て公布せるものなれば今回は先づ立法機關に再び之を交付すべきや否やを議決すべしと主張す、議長は之等の意見に付て先づ二三文字を修正して原案を以て表決に付したるに多數にて通過せり。

第二案　大總統提出諮法復活諮詢案

劉朝望先づ周秦唐代に諮法の名なく、各國亦諮法の說なきを述べて之に反對し、朱文劭、江紹杰相次で登壇極力反對したるも表決に付したる結果反對說は少數にて破れ、之を審査に附することゝし、方樞、劉朝望、朱文劭、劉邦驥等を審査員となして散會せり。

約法會議（五）

約法會議に於ては四月中に其最大目的とする約法十章六十八條を議了したるを以て、五月四日より十日迄一週間議員及秘書廳職員全体慰勞の意味に於て休會し、一方に於ては此間に於て政府側と參政院の組織案に就て協議を遂げたり。

二十、參政院組織案

五月十一日午後二時開會、大總統提出參政院組織案を討議す、政府委員の說明に依れば、現時重要政務にして實施を欲するもの少からず、約法上規定せる諮詢機關たる參政院の如き速に之を組織して以て意見徵求に資せざる可らず、然れども之が實効を收めんとせば、其の組織方法の良否に多大の注意を拂ふの要あり、經典に所謂三公坐論詢及卿士とあるは今も尙ほ服す可き古訓たり。之を現今の情勢に照し、參政院の設立又時代の要求たり、參政院と立法院とは其性質もとより同じからず、約法中に規定せる各種の同意權及び大總統の諮詢案審議は即ち參政官の職權にして、其最も重要なる點なれば必ず須く其資格を嚴定し、賢能を愼選すべなり、而して後初めて參政院設立の益あるべし、次に又約法に規定せる政務審議權に付ては一定の範圍を規定するに非れば他日不都合を生ずべく、其他院長以下人員の額數、議事の規則等凡て組織法に於て之を決定すべきものたり、之等諸點を愼重審議あらんことを望む云々と。茲に於て議長は討論に附し、別に大討論もなく直ちに之を審査に附することゝし、議長より鄧鏞、梁士詒、朱文劭、王劭廉、施愚等十五人を審査委員に選び、午後二時十分散會せり。

支那全國商會聯合會（四）

十八、商業案（三月二十四日）

（議案は前號第十五、商報發行に關する件と題せる部にあり）

本案は三月二十一日提出せられたるものにして、嚴書記長は已に審査に對せる第一案（上海總商會提出渡米實業團に關する件）を除き第二案以下第八案を一々說明し、多數說にて全部審査に附せられたり。

十九、商權案（三月二十四日）

一、商界代表議員選擧に關する件（江蘇）
二、憲法制定參與に關する件（四川）
三、商人公權に關する件（廣西）
四、全國商會を以て政府に對し顧問たる資格あるものとなすべしとの問題（青島）

右の中第四の青島案に關し、青島代表丁敬臣登壇一場の說明をなして曰く、實業を振興し、財政を整理し、交通に注意する等の諸問題に付ては、政府諸公能く措置を誤らず、必ずしも商人に垂詢するの要なきが如きも、愚者の千慮亦一得あり、當今の商戰時代に於て、商人は身を其戰場に列し、親しく苦經驗を味はひつゝあり、政府にして若し之等商人の見を尊重せんか、得る所決して鮮からざる可し、而して全國商人の代表的機關は即ち商會なれば、宜しく政府に請ひて前記の如き各要政に付ては全國の商務總會に付て意見を徵し、商務總會も之に對して分別條陳すべし云々と。第十一號陸哀之に贊し、第百十四號羅志清亦政府は商務に關しては先づ商會の意見を徵すべしと主張し、第九十八號狄子怡は第一案以下第四案迄凡て商權保障に關するものなれば一併附議すべしと動議し、嚴書記長は第二案は商法案に加ふべきを誤りて商權案に列せり、故に第二案は之を省くこととし、第一及第三案を一案とし、第四案は別個獨立の一案と爲しては如何と諮り、遂に第一及第三の二案は審査に附することゝし、第四案に付ては「顧問」の二字は不穩當なれば之を「諮詢」と改正することゝし、全案を審査に附せり。

二十、審査に關する件（三月二十四日）

午後一時十五分、審査長盛竹書登壇、曰く、本會の時局に對する地位に鑑み、特に愼重の態度を持せざる可らざるを以て、審査の如きも極めて詳細に行はざるを得ず、從て審査案は未だ完了せざるも可成速かに審査し、順次再議に附すべし云々と。此日審査細則十條發布せられ、午後一時半散會せり。

二十一、漢口兵災善後案（三月二十五日）

三月二十三日漢口商會より左の來電あり。

漢口は兵燹に罹りてより茲に兩年餘、商業振興せず、債權債務決濟せられず、漢口の將來は岌々乎たり、夫れ漢口は全國の中樞たり、諸君に於て極力善後策を討議して辦法を議決せられんことを切望に堪えず云々。

第百三十號（呂超伯）登壇して漢口の被害狀況及び政府が之に對して切實に賠償の途を講せざる等の事情を報告し、湖北代表陳氏は湖北に於て公債を發行して之が善後の策を講せんとしたるに政府は公債發行を許さず、今や別種の案を立て善後案を考量中なりと述べ、會長は聯合會より代つて政府に請願するも差支なきや如何と問ひしに贊成起立するもの多數呂超伯は先づ聯合會より漢口商會に對して善後策辦法を問ひ、其辦法案の到來せる場合之に依て本會より政府に請願ありたしと述べ、衆之に決す。

二十二、安徽省事務所提出損害賠償案及六安商會提出六安地方善後案（三月二十五日）

六安商會の提議の要に曰く、六安は白狼の爲めに民家七百餘戸燒失し、其損害額一百六十萬元、其中重建をなす資力あるもの百に一なり、故に此際政府は代りて百萬圓の外債を起し、市街建築費に充てられたし云々と。然るに六安商會代表者呂少庭未だ上海に來着せざるを以て、第八十九號顧竹溪の動議にて本案は呂少庭の來る迄取り敢へず審査會に送りて審議することゝし呂少庭到着の場合更に附議することゝ決定せり。

二十三、清鄉案（三月二十五日）

四川省代表白嘉璧の提議に係る、第十一號陸愼齋曰く、清鄉の一事各省情形同じからず、故に一概に討議し難しと。第百三十號曰く、此の事各省應辦の事に係る、各省商會は應さに其地方の安靜なるか否かに照し、自ら都督に請願すべきなり云々と。貝會長曰く、清鄉問題も亦保商の一なり、各處伏莽四起、去秋より以來吾商人の剝掠に遇ふもの幾萬なるを知らず、白狼の如き一日撲滅せざれば吾商人一日も安寧ならず、速に政府に請ふて各省都督に分飭して日を限り肅清せしめ以て商業を維持すべきなりと。第百三十號曰く、本案は元來政府の當然なすべきの事なり、而かも清鄉は兵を派せざる可らず、其兵は到る處滋擾是れ事とし、曾に盜を以て盜を捕ふるに類するのみならず、盜未だ除かれざるに民更に苦しむの有樣なり、余は各省が萬已むを得ずして清鄉を要求するとならば、請ら自ら之が謀を爲されんことを希望するものなり云々と。然れども之等の反對論は通過せず、保商案と一併審査に附することに決定。

清鄉問題に關聯して、江西省より商團設立案を、四川より各商埠に駐兵を禁ずるの件等を提出せるも何れも議案として成立せざりき。

二十四、商標案（三月二十五日）

一、上海總商會提出商標速行、實業保護案

二、湖北省事務提出簿記格式統一案

農商部派遣陳司長登壇して曰く、商標に關しては前清政府光緒三十年の條約に於て、天津、上海等に商標處を設立

すべきことを規定し、遂に章程を擬して外國政府と其條件を研究せることあり、本案は列國の利害關係尤も深く、就中日獨兩國に於て特に然り、民國成立後工商部は外交部と協議したることあり、又昨年冬農商部より人を派して調査し、剰下己に草案を擬し、外交部に送り、將に外交團と協議せり、確定するは恐く今年四五月頃なる可し。云々。第七十一號(余鏡清)は本案は政府にて將に發表せんとする者なれば玆に討議するの要なかる可しと主張し、第十一號は協議中と否とを問はず、商會は商會として請願書を出して其成立を速ならしむべしと云ひ、第一號(丁敬臣)は本案の如き政府に請ふて速に發布せしむるのみならず、宜しく其發表以前本會に交付して研究せしむべきものなり、支那の各商號中には名譽の商號あり、外人往々擅に之を冒用し、且つ却て我政府に要求して支那人の舊商號を取り消さしむることあり、豈痛心の至りならずや云々、會長は丁敬臣の發議に付き賛否を問ひ、賛成者多數にて可決。

二十五、簿記格式統一案

(三月二十五日)

湖北代表呂超伯登壇、其説明に依れば、商界の簿記は當分舊式に依り、流水簿、謄清簿、總登簿の三に分ち、商會より其帳式を印刷して發行し、其帳簿には頁數を附し、且つ商會印捺印すべし云々、此帳簿強制販賣案亦審査に附せらる。

二十六、貿易統計案

(三月二十五日)

一、各省貿易統計書調製案(湖北)
二、全國商業貿易年報發行案(上海)

湖北代表呂超伯登壇、辦法を述べて曰く

一、毎年一回「某省商埠城鎮貿易總冊」を發行すること。
二、各統計式は商會聯會に於て決定す。
三、右統計書は毎次商會聯合會に送る。
四、右統計書は第二年六月以前に發行す。
五、右統計書には説明書を附す。

右は大多數の賛成を得て可決、呂超伯及び沈仲禮兩氏を格式起草者に推薦し、午後一時散會す。

二十七、公文式に關する件

三月二十四日農商部次長周家言の來信に接したる陳司長は昨二十五日午前之を發表せり、右書面に依れば公文式に關しては總長と國務院及法制局と協議の結果、聯合會の主張を大体に於て是認し、都督民政長以上に對しては「呈」を用ゐ、以下へは函にて足れることゝし、たゞ聯合會より正式呈文ありし等之を發表することゝなれりと。

浦口新商埠の經營

浦口商埠督辦の報告

浦口は南京の對岸に位する長江沿岸未來の一大商埠たり、津浦鐵道全通以後支那政府は瀕りに之が經營に腐心し、

昨年中法實業銀行と六千萬フランの借款を契約し、前督辦莊蘊寬氏は技師に命じて詳密なる工程豫定圖及び豫算表を作成し、國務院、財政部、農商部等に資送せるも、適々北京政府は政局變轉、組織動搖中なりし爲め政府は之が審議の暇なくして今日に及びたるが、當時莊蘊寬の提出せる計劃書は左の如し。

一、督辦浦口商埠事宜公函

（國務院宛）

浦口商埠地圖及工程一切の費用概算書は昨年五月貴院に咨送せる處なるが、其後貴院より地圖を改正して別に豫算を重製せよとの命に接し、又前總理より面の當り擴張を要する點を指示せられたるを以て、弊督辦は直ちに外國技師と商酌し、命の如く兩樣の地圖及び豫算表を作成したるが、其第一圖は津浦鐵路の南首に注意を加へ北首を輔となし、一切の行政辦公處及商場の配置は凡て南首に之を置きたり、故に區劃の大小及び馬路の寬狹等北首と同じからず、北首には倉庫を建築するのみ、故に其區劃の面積の如きは機房廠屋及び各住所に要する範圍に限れり、之れ第一圖の大略なり。第二圖は北を首とし、其配置は前圖に照せり、全埠の工程約六年を以て完竣の豫定にて、第一圖に依る時は總面積七千八百三十二畝、第二圖に依れば八千七百四十一畝、此外將來擴張の準備地としては均しく圖上に淡紅色を以て標識せり。兩圖を比較するに、工程上に就て之を言へば、南首は沿江に嶄立し、其地一帶水多く且北首に比して深し、故に護岸工事を施さゝる可らざるを以て費用比較的多大なり、亦水深きを以て棧橋は短く、貨物の積揚卸は便利なり、たゞ工程中護岸工事を除き主として埋立を行はざる可らず、思ふに路北の泥土は浦口商埠より約二哩半の土より採取して運搬せざる可らず、而かも路南は又三哩の地方よりせざる可らず、故に埋立用の土は北首の方稍容易なるのみならず、北方は官地なるも南方は凡て民有地なり、之が購入にも少からざる費用を要すべし。茲に右の如く二種の地圖及び豫算を呈出し、貴院と各部と會商して議決の上相當御指令仰ぎ度、以て工程師をして詳細なる工事說明書を逐項訂明せしめ、並に局用巡警等の項を加へ、分年豫算を再製して別に函送し、檢定を請ふべし、又鐵路北首路局圈用の江に沿へる地積四百丈の儀は、清宣統元年二月頃南洋大臣より購地局に札飾して沿江の地畝を購入せんと擬定せる地の一部にして、該命令文に第一段停車場、第三段材料處は鐵道用地として缺く可らざるの地たり、第二段及第四段は將來各會社汽船がハルクを添設し、省城南京の官船兵船が停泊すべき豫備の地たり云々とあり、現在鐵道には第二及、第四、兩段に對して何等の必要も無し、故に弊督辦は鐵道局と其範圍を商定して明に限界を定め、以て合併すべし、農商部、內務部、財政部、交通部等に報明すると共に貴院に函請し　核示を賜らんことを望む云々。

第一號圖　工事豫算表

●●●●●●
津浦鐵路南首

普通家屋敷地　二、二五七畝
公有家屋敷地　二〇五
馬路地　一、六五七
公共遊園地　七五四
沿江草地　一七四
商埠局後面草地　一〇四
商埠局前面草地　一九
水道廠基　六九
合計　五、二三九畝

工費概算

沿江コンクリート護岸工事（一千丈）　一、二〇〇、〇〇〇兩
護岸下亂石基脚　四、〇〇〇、〇〇〇
護岸下乱石基脚上面斜披　三一、〇〇〇
鐵路河護岸（六百四十丈）　一六〇、〇〇〇
馬路（十二萬二百九十八方）　一、二〇二、九八〇
首路旁埠沿石側石（二萬七千九百八十四丈）　三三五、八〇八
馬路下陰溝　一、〇七五、一六五
分署商埠商巡警局消防局等家屋　五〇〇、〇〇〇
馬路填土（一百二十萬二千九百八十二方）　一、二〇二、九八二
公共游園地及沿江草地水道廠基填土　八一三、一二〇
（八十一萬三千百二十方）
公署商埠巡警局消防局家屋敷地填土　一四八、八三〇
（十四萬八千八百三十方）　二五〇、〇〇〇
鐵路に跨る大旱橋一、鐵路河小橋一合計　七、三一九、八八五
合計　八、九五八、四六七
普通家屋敷地填土（百六十三萬三千五百八十二方）一、六三八、五八二
總合計　一、七九七畝

●●●●●
津浦鐵路北首

普通家屋敷地

公有家屋敷地　七五一
馬路地　一六
材料處用地　二、五七三畝
合計

工料費概算

沿江コンクリート護岸（七百六十丈）　九一二、〇〇〇兩
老河兩岸護岸（五百丈）　一二五、〇〇〇
馬路（五萬四千五百二十二方）　五四五、二二〇
其他埋立、家屋等の費用　二、七六九、五四八
合計　四、三五一、七六八

總合計

一、南首工費　八、九五八、四六七兩
二、北首工費　四、三五一、七六八
三、南北兩首水道電燈施設費　一、二五〇、〇〇〇
四、豫備費　五〇〇、〇〇〇
計　一五、〇六〇、二三五

第二號圖、工事豫算表

●●●●●
津浦鐵路北首

著通家屋敷地　三、一四二畝
公有家屋敷地　二〇一
馬路　一、八五五
公共遊園地　五九〇
沿江草地　二〇五
商埠局後方草地　一〇四
同　前面草地　一九
六角小公園　六七

合計　六、一八三畝

工事概算

沿江コンクリート護岸（八一〇丈）	九七二、〇〇〇兩
新河護岸（三五〇丈）	八七、五〇〇
馬路（一三四、六七三方）	一、三四六、七三〇
同旁增沿石側石（三五、三三五丈）	四二四、〇二〇
同下陰溝	一、三六六、六八〇
公署商埠局巡警局消防局	五〇〇、〇〇〇
馬路填土（一、三四六、七三〇方）	一、三四六、七三〇
老河埋立（六萬方）	六〇、〇〇〇
新河浚渠	一〇〇、〇〇〇
公共遊園地及草地等埋立（七一五、一一〇方）	七一五、一一〇
公署各局市場等敷地埋立（一四五、九二六方）	一四五、九二六
鐵道橫斷大旱橋一、鐵路河小橋一、	
新開河橋一計三橋	二八〇、〇〇〇
合計	七、三四四、六九六
普通家屋敷地埋立（二、二八一、〇九二方）	二、二八一、〇九二
總計	九、六二五、七八八

津浦鐵路南首

普通家屋敷地	一、七四四畝
公有家屋敷地	三一
馬路地	六九七
水道廠基	六九
材料所	一七
合計	二、五五八

工費概算

コンクリート護岸（八六五丈）	六九二、〇〇〇兩
護岸下工事	三四六、〇〇〇
同亂石基脚上斜披	二六、八一五
鐵路河護岸（二五〇丈）	六二、五〇〇
馬路（五〇、六〇二方）	五〇六、〇二〇
馬路旁增沿側石（一二、三八五）	一四八、六二〇
同下陰溝	四五一、八五〇
巡警局消防局	五〇、〇〇〇
馬路埋立（五〇六、〇二二方）	五〇六、〇二二
材料處及水道廠基埋立（六二、四三六方）	六二、四三六
巡警局消防局等敷地埋立（二二、五〇六方）	二二、五〇六
合計	二、八七四、七六九
普通家屋敷地埋立（一、二六六、一四四方）	一、二六六、一四四
總計	四、一四〇、九一三

總合計

一、北首工費	九、六二五、七八八兩
二、南首工費	四、一四〇、九一三
三、水道電燈	〃、三五〇、〇〇〇
四、豫備費	五〇〇、〇〇〇
合計	一五、六一六、七〇一

二、財政部公函

最近財政部より國務院への公文に依れば、曰く

查するに浦口商埠の經營費は前に該督辦より概算表を函送せられたるが、當時購地費、外國人技師の俸給等豫計し難きものを除き、其の籌備費は四ヶ年經續事業として合計一千一百九十萬零九千一百八十八元を算し、第一年目の經費二百零七萬八千六百元は已に本部の二年度豫算內に列入せり、今回は之が擴張豫算に係り、商務振興等

の目的を有し、愼重審議せるも、目下の財政狀態にては該督辦の上申せる擴張案は之を是認し難し、云々

三、農商部公函

又農商部より國務院への公文に曰く、莊蘊寬より函送せる浦口商埠改正圖及豫算案は事數部に關し應に貴院に請ひ會議決定すべきものと信ず云々。

○各省財政狀態報告書（二）

▲湖北省　財政會議委員徐福田、胡子明の報告に據れば、同省の行政各費は中央が減政主義を宣布して以來、力めて收縮せむことを圖り、凡そ不急の事業は之を裁汰するに餘力を遺さゞりき、但し三年度概算案を財政部に送りたるは昨年冬季の間にありたるが故に、該案中に揭げたる軍政費の一項は其數目遂に鉅額たるを免れず、應に陸軍部に請ふて裁減を行ふべきは勿論なり、尙ほ兵工鋼藥の兩廠を中央の經費によりて經營するか、或は數省をして經費の分擔をなさしめば、大に支出を減少し得べし、收入に於ては田賦、釐金等は整頓方法を講じて之が增收を計るべく、賠償金及外債に關しては、鹽關兩稅は既に中央に歸せる故之を除くは勿論、舊時分擔費の出所となせる土藥稅、簽捐の兩項も最早收入を得るに由なきに至れるを以つて、從前承認せる所に照して中央に送金することは到底不可能と謂はざる可からず、只夫れ增收減支を努めて原狀に回復すべく企畫する外なし。

▲湖南省　財政會議委員張仕鑒の報告に據れば、同省三年度豫算は經常臨時の兩收入合計七百七十餘萬元あり、而して支出は一千九十餘萬元の鉅額に達し、收入との差額は實に三百數十萬元となる、此內軍事費最も多し、豫算經常費中に擧げたる四百四十餘萬元は、二年度豫算に比較して多きこと一百餘萬元に達し居れりと雖、若し軍隊の大裁減を實行し、守備隊及び防鎭協のみを留めて、貴州廣西黔桂の遊匪並に內地の土匪を防壓せしむる時は新軍の教練を暫く見合すべく、それと同時に他の不急なる軍事機關は一切之を廢止することせば、必ず一百五六十萬元を節出し得べし、臨時費も亦宜しく節減して司法費一百七十餘萬元より七八十萬元を減じ財政費に於ては湖南銀行債の利息一百十二萬元を減じ、統計三百五十萬元を減ずべし、此外尙ほ種々なる事項に亘り節約を加へなば、收支の適合を得るに敢て困難なりと謂ふべからず、然りと雖地方經費に於ては歲入僅かに一百七十餘萬元なるにも係はらず、歲出正に二百四十餘萬元以上あり、而も是れ實に節減に加ふるに節減を以つてせる結果なるを以つて、其收支の差額六七十萬元は如何ともするを得ず、從來本省は鹽稅收入年二百數十萬元ありたるが故に、縱令外債の償却一百四十餘萬元を負擔するとも尙ほ數十萬元の剩餘を得べかりし爲め、中央に送金することに左程痛苦にあらざりしも今は全く之に反し到底送金する丈の餘力を有せず。

▲江蘇省　財政會議委員曾樸、謝藩蓉兩氏よりの報告

に據れば同省二年度豫算は各觀察使署の追加を除くの外、其他の行政費に至りては原豫算案には百九十七萬餘元と計上せられありしも、嗣で中央が減政主義を勵行せるに因り即ち切實に刪減を加へ總計四十二萬餘元を減少することゝなれり、軍政費に至りては毎年能く縮減して三百五十萬元となすを得べきにより、都合百八十九萬餘元を節出するを得べし、此外更に法を設けて奮勵努力しなば尙ほ百萬元を節出し得る見込あり、以上約三百餘萬元は之を中央に送附す得べきものなれど、是れ即ち軍事費が果して能く節減し得べきや否やによりて決せらるべきものなり、尙ほ損害賠償金の償還負擔額千四百餘萬元あれど、鹽關兩稅の歲入四千萬元に達すべきにより差引きすれば尙ほ多くの剩餘を得べし、去れど昨年部より四百萬元の補助を仰ぐべき許可を得て尙ほ未だ其實行を得ざるを以つて、若し更に舊に照して損害賠償各款を送附せむと欲するも力及ばず、（完）

長江流域に於ける列强の對峙（二）

三、獨占的利益の攫取

英國政府の威壓により支那より獲得したる利權は之が實行の目的の爲に規則正しく英清組合の手に渡るが故に、同會社は事實上支那に於ける英國政府直營の鐵道會社たるの觀を呈し、政府は又該會社が線路敷設上英國の名を辱しめざる丈けの技倆あることを確信し、且其愛國心と英國の利益に對する誠忠の念とに絕對の信用を措きたれば、政府の援助は遂に同會社の獨占に歸し、英國の他の鐵道工事請負業者は到底之と競爭するも無益なるを覺るまでに至れり。

勿論英國の鐵道工事請負業者が支那に手を延ばさんと企てたるは一再に止まらず、併も其都度手痛き經濟上の損失を蒙りて退却するの已むなきに至りたれば、結局英清組合の獨舞臺たるの觀を呈したり。相當に好評を博せる請負業者にして今日迄支那以外の地に於て數千哩に亘る線路を敷設して首尾好く成功したる者が、普通政府の分業的方針の下に建設工事を爲す價格よりも二割五分乃至三割三分安の破格の請負價格を以て支那の爲に鐵道の敷設工事に當らんことを申出でたれども、孰れも常に反對を受けて競爭場外に驅逐せられき。勿論支那政府は勘定を仕拂ふ側に立つものなれば、廉價に併も敏捷に線路の敷設を見るは其利益とする所なるや明かなるにも關らず、常に此等の申出でを拒絕し靜かに坐して英清組合に工事を委托するの已むなきに至る。同會社は一度利權の讓與を受しときは固き地盤を支那鐵道界に造りてあらゆる競爭者を排除するに力めたり。

而して此等の鐵道數設權は其讓與せらるゝに方りてや、純然たる英國の線路として英國政府に始め與へられ、次で同政府は其國家的利益を擧げて英支合辦公司に委托するの順序なるに關らず、次の如き例外の場合なきにあらず。一八九九年二月一日英清組合は當時粵漢鐵道の敷設權を握有し居たる合與公司（American-China Development Company）

と契約を結び、同組合は九廣鐵道の敷設に米國の一部參加を米國に許す代りに、米國は同樣の參加を其粵漢鐵道に就て英國に許すべしと約せしのみならず、尙一步進んで兩當事者は今後支那に於ける如何なる事業に對しても利益の一半の參加を相互に許すべき旨を契約したり。

勿論此契約は實施し居られずと雖も、併も這ば當時英國政府の認可を得たる所にして、英淸組合が他國の獲得したる利權にまで其羽翼を延ばしたるの先例と見るを得べし。

北京シンヂケートに附與せられたる當初の利權によりて考ふるときは河南省の鑛山區域より最短距離に在る航行し得べき河川に至る或る鐵道敷設權を與ふるに過ぎざりしが、其後に至り鑛山區域より揚子江岸の浦口に到る鐵道敷設の問題惹起したるなり。されば北京シンヂケートの獲得したる權利と其後英淸組合に附與せられたる利權（津浦及び浦信鐵道）とは相互に抵觸する所あるを免れず、蓋し後者は浦口港を其根據地として有するものなればなり。

四、支那中央鐵道會社の創立

玆に於てか抵觸又は競爭を避けんが爲北京シンヂケート及び英淸組合の兩會社は揚子江以北に於て各有する鐵道敷設權を合併して玆に新たに支那中央鐵道會社（Chinese Central Railways L. d.）なる者を創立し、其組織上に於ては英淸組合之が支配權を享有するとゝなれり。然るに此合併は正しく同組合の失策なりしとは後に起りたる事件によりて分りたり。元來北京シンヂケートは英國の會社として登記せられたる者に屬すと雖も、其株主の大部分は佛人若くは白耳義人にして、隨つて彼等は重役會に於ても代表者たりき。されば英淸組合は其勢力圈內に終點を有する一線路の敷設權に對する他のシンヂケートの要求を阻止せんが爲に、却つて二個の頗る有價値なる利權に自己の利益を分割するの結果となりぬ。兎に角之が爲に其主要なる營業上の競爭は之に依りて排除するを得て、英淸組合は表面上揚子江以北の鐵道事業に於て覇權を握るに至りたり。

前にも述べたる如く、英國の目的は浦信鐵道を延長して四川省の成都に達せしむるにありて、北京に在る英國公使及び英淸組合は暇だにあれば支那政府を說きて此權利の讓與を受けんと圖れり。然るに恰も此時に方り、東方滙理銀行を首腦とせる佛白兩國資本家の團體も亦漢口、信陽地方より西方成都に到る一線路を獲得せんとして大いに焦慮し、此目的を貫徹せんが爲に絕えず支那政府の頭上に政治的威壓を加へつゝありき。

又他の一方に於て、之より曩き既に米國の二大シンヂケートも亦同一の利權に對し爭奪の場裡に入り込み居りて、時の駐淸米國公使は佛國の活動中々に侮るべからざるものあるを觀取するや、米國の利益の爲に該延長線の敷設權を支那に要求したり。玆に於てか支那外務部も各國のシンヂケート間に板挾みとなり、問題は日に粉糾を加へ來りしかば、米國公使に書面を送り、今後該鐵道の敷設上外國資本の必要を生じたる場合には最初の申込者たる英米兩國に優先權を與ふべき旨を約束し、辛ふじて妥協策に依り此問題

を解決したり。

之よりして、此商業上意外に價値あり且政治上より觀るときは全然英國に屬せざるべからざる此鐵道の利權を英國會社の掌裡より拉し去らんとする危險なる競爭は本舞臺に入れり。依つて露國シンヂケートは其營業上の計畫に他國の干渉することを出來得る限り避けんのみを目的とし、明かに國家的觀念を無視して佛國資本團と妥協し、之を擁護すべく特に委托せられたる浦信鐵道の國家的利益の大部分を佛國に割讓して以て得たりとなすの失態を演じたり。

五、一九〇五年協約と獨占

此協約は揚子江沿岸に於ける英國の地位に根本的變動を與へたるものなるを以て、其重なる條款に就き茲に其要領を摘記するは事實を明解せしむる上に於て必要なりと信ず、此協約は英清組合、北京シンヂケート及びヤンツー●ヴエレー●コムパニーの代表者たる倫敦のカール●メーヤー氏と、Banque de L'Indo -Chine, the Comptoir Nationale de Escompte de Paris, the Société Générale, the Regie Général de Chemin de Fer, Messieurs N. J. and S. Bardac の代表者たる Stanislas Simon 氏、幷に支那中央鐵道會社との間に締結せられしものにて其全文左の如し（次號）

露國の極東政策と東清鐵道

露國の東清鐵道建設は全滿洲に於ける交通を至便にし、移民を誘致し以て其の經濟狀態を一變したり、抑も露が此の如き鐵道を建設したるは、其の眞意必ずや將來全滿洲が自國の版圖に歸すべしと豫期したるに在るべし。若し然らずして滿洲が支那の領土として保全せらるべきを豫期したりとせば、露國は之が爲に曾に北滿洲に於ける從來の地位を惡變したるのみならず。全滿洲に經濟的競爭者と政敵とを創造し以て自ら永續的大打擊を招致したるに過ぎず。

露國は他人の家屋が將來自己の所有に爲すべしと確信し、巨資を投じて之が改築を試みたり。されど其の結果は全く豫期に反し此家屋は露國が常に危險視せる隣國の利益の爲に犧牲に供せらるゝに至れり。

「ポーツマス」條約は露國の經營事業を根本より破壞し、方今東清鐵道は常に露國を威嚇する一種の武器たるが如き觀あり。

滿洲の咽喉部たる滿鐵が日本の所有に歸したる今日、假令北滿洲が露國の領有に歸することありとも、東清鐵道は最早露領極東に對し何等貢獻する所なからん。

「ポーツマス」條約に依れば露國は東清鐵道を軍隊輸送の目的にて使用することを得ず。又八千露里乃至九千露里を

隔つる歐露の商工業的中心地點より、鐵道にて滿洲に輸入する商品は一方露都「レーウエリ」「オデッサ」の各港より歐路により輸入する商品と到底競爭する能はず、極東より歐露に向ふ貨物の輸送の關係に就ても亦東淸鐵道の無意義なるを認む。

叙上の如く東淸鐵道は露國に對し毫も積極的結果を與へず、最近六ケ年の事實は却て左の如き消極的結果を齎らしたり。

(一) 東淸鐵道が外國向き滿洲物産の輸送數量を增加し、其の外國に於ける販路擴張を容易ならしめ以て滿洲住民の經濟狀態を益良好ならしめ延いて、露領沿黑龍地方と隣接する北滿洲に多大の支那移民を誘引したるは、露領同地方が人口稀薄にして殖民容易ならざる今日、殊に露領極東の基礎を鞏固たらしむる點より觀て露國に取り甚不利なる惡現象なりとす。

(二) 東淸鐵道は其の運賃の關係上、沿黑龍地方露人の生計を良好ならしむべき黑龍江航行船舶の積荷を奪ひ、以て同地方に於ける經濟狀態に惡影響を及ぼせり。

(三) 東淸鐵道が屢次運賃低減を行ひたる結果、滿洲に於ける農業經營狀態は沿黑龍地方に於ける露人のそれに比し優良となり、隨て滿洲產穀物の沿黑龍地方向て輸入數量愈々增加したり。

(四) 露國政府は露國各鐵道より東淸鐵道に聯絡して輸送する貨物に對し、特に運賃を低減し爲に滿洲に於ける露國品需要者は露國々庫より間接の恩惠を受け、西伯利亞及後貝加爾地方の住民に比し遙に低廉なる露國品の供給を受く、然るに「シベリア」及後貝加爾地方の住民は方今滿洲住民と經濟的競爭をなす必要に迫らるゝを以て、此の如き運賃制定は政府をして徒に損失を負擔せしむる外何等の效果なきものとす。

(五) 東淸鐵道は滿鐵と競爭するに努めたる結果、浦港「ポグラニーチナヤ」兩地點經由各外國製品の滿洲向け輸入數量を著しく增加し、以て千九百十二年中同鐵道當局者が聲明したる同鐵道は露國商人をして、北滿洲市場を獨占せしむるに努むべしてふ誓言を反古にしたり。

叙上五項の外東淸鐵道は政府をして茶稅を變更し以て歲入一千萬留以上を減殺せしめたり、又東淸鐵道政策は露國の海岸汽船業者をして每年二百萬留以上の損失を蒙らしむのみならず、沿黑龍地方の經濟界を壓迫し支那人の滿洲國境に於ける殖民を促進し、滿洲經濟を發達せしめ以て露領沿黑龍地方に一大損害を與ふ。

東淸鐵道當局者は同鐵道が露國の所有たる以上、其の輸送貨物が如何なる方面に向ふも同一に非ずやと論し如上の露策を辯護するを常とす、されど東淸鐵道は事實上露國の有に非ず唯露國の國帑を費し、極東に於ける露國の利益を侵害するのみ。

露國の各鐵道並に黑龍江の水路は露國の領土を通過し、露人に利益を與ふるも東淸鐵道は露領を通過せずして、支那人の爲に貢獻するに過ぎず。

同鐵道惡策辯護者は又曰く同鐵道は一面露國をして多大

の經費を負擔せしめ地方に損害を被らしむと雖も、他面に於て露國品の滿洲輸出を增進し以て露人に利益を與へ居れりと、然れども露國品の滿洲輸出は自然の勢にして如上の議論は適々辯護者の誠意なきを立證するに過ぎず、

千九百十一年中露國品の滿洲輸出總額は通常商品、東清鐵道用品並に同鐵道守備護境軍團用軍需品を合し、僅々一千百萬留に充たず、然るに同鐵道經費のみに毎年國家の負擔する純損失最小限一千萬留なるに至ては、露國品の滿洲輸出果して如何なる意義をか有する、況んや同鐵道政策が露領極東に於ける露人の經營事業に及ぼす、惡影響の甚莫大なるに於てをや。

露國政府の東清鐵道政策の愚劣且過誤なるは今や疑を容るるの餘地なく、又多數政府の顯官を始め同鐵道建設主唱者「ウキッテ」伯に至るまで同鐵道建設が經濟上露國の一大失錯なりしを認識し、露國は之に依て曾に滿洲を自國品の市場として其の工業中心地に接近せしむる能はざりしのみならず、却て滿洲を外國貿易の互市場として開放したり

斯の如き現狀に於ては露國は東清鐵道を放棄するか、若くは同鐵道の存在するが爲に受くる壓迫を忍耐して、現狀を維持するか。其の一を採用せざるべからず。

假令今後地方相互間の輸送貨物及滿洲より外國向け輸出貨物增加して東清鐵道の收入增大することありとも、是れ却て露國に對して一大害毒なり、何となれば同鐵道輸送貨物の增加は滿洲支那人の生計益改善せらるゝを意味し、隨て北滿支那移民の激增を促すを以て也、是れ諸般の關係上露國に取りて甚不利益なり、如上の各惡現象を除却若くは輕減せんとせば、同鐵道收入を人工的に增加の方策を撤回する外策なし。

要之東清鐵道の爲に國庫が間接に年々巨萬の損失を蒙り、且つ極東に於ける露國の經營事業が破壞せらるゝを忍ばんより、寧ろ東清鐵道の現在の欠損年額を更に三五百萬留增加するが露人に取りては利益なり（ノヴオエウレーミヤ新聞所載メルクーロフ氏の論文より）

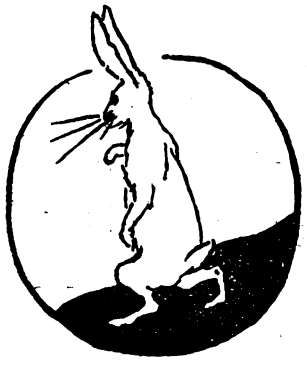

上海通信

（五月廿一日）

○澁澤男の支那漫遊

澁澤男が支那漫遊の最初の上陸地たる上海の日支官民は、同男の歡迎を以て忙殺されたるが如し、男今回來華の目的たる一方中日實業會社の發企者たる關係あれ共、要するに一私人の資格を以て大陸觀光、聖跡巡遊の夙志を遂げ、旁々支那實業の現狀を視察し、兩國實業關係の連絡を計らんとするにありとは男自ら言明せし所なり、然れ共男が七十五才の老軀を提げ、令息及醫師に扶けられ遠く此土に出遊せし壯擧は、既に人を驚かす者あり、況して我實業界の巨擘として、其名聲宇内に高き男の漫遊は、決して尋常人の其れと大に其趣を異にせるあるは、内外人の均しく推揣せる所たり、而して又男の使命たる頗る平和的にして、偶ま大隈内閣の平和主義に合致せる一事は、少なからず支那人に安堵の念を與へしも事實にして、今回の如き異數の歡迎を爲せし事も、恐らく此邊に胚胎せるならん乎、加ふるに男の老熟なる態度と福德なる高風は、能く支那紳商をして懷慕近接せしめ、欣々然として男に支那實業の發達上一切の指示を受けんとするもの丶如かりき、此現象を目して一新聞の如きは男の來華を以て、日支間實業に一新紀元を開くに足り、兩者相提携力圖猛進以て實業發達經濟力の增進を期するは、但に支那自國の幸福なる耳ならず亦東亞の福なりと稱揚せり。

男が短日の滯在を内外官民の歡迎裡に消遣せしやと云ふに必しも然らず、予の知る所を以てするも極めて多方面に多忙の數日を送れるが如し、男は一私人の資格なりと稱すれ共、其言動は少なからず内外の注視を惹けり、故に男も亦大に此點に留意されたるもの丶如く、謹行寡言を守り到處人をして毫も政治的意味を含まざる旨を披傳せしめ、又内外人の別なく平等懇切を以て應接せしことは、各方面に

大なる滿足を與へしが如し、外間に表はれたる男の所論中、大陸報記者の訪問錄に日英同盟に關する一節あり、同記者は男が東京の大政治家と接近し、又日本實業界の耆宿として其謂ふ所特殊の關係あり、且つ現總理大隈伯と此點に於て同一意見の人なるを冒頭に置き、紹介せし其略節に曰く、

「日英兩國は揚子江流域に於て密接なる利害關係あり、日本人が支那を開發せんとする單なる目的は、其事業に對し、其間に足を挿まんと欲するに外ならず、日英同盟の繼續は予の大に歡迎せる所にして、時に兩國利害の衝突を云々するを聞くは遺憾とする所にして、殆ど其言ふ所を理解するに苦む、人或は同盟を目して軍事上の目的に過ぎずとなすものあるも、之は狹義の解釋にして、更に經濟的提携の意味に擴張したし、英國の揚子江流域に於ける優勝なる勢力に勿論之を認むるも、同盟國が相互に其權利を互讓せば、毫も其の衝突を招く事なかるべく、偏に兩國人の揚子江上に相提携協力せんことを希望せざるを得ず、凡そ國の發達に必要なる三則あり、即ち富源資本、人の經驗智識之れなり、而して支那には開發すべき大富源あり、英國は資本裕かなり、我日本人は支那事情に精通せる人材多し、故に各長所を取り即ち英の資本と我邦人の智識を以て支那の開發に從事せば、利益愈々大にして毫も衝突を見る虞れなからん云々」

右の一節は以て男の對支抱負の一端を窺ふに足るべく、斯る標榜の下に男は揚子江流域の經濟的觀察を終へ、更に政治の中心たる國都北京に入らんとはするなり、送るもの送らるゝ男も互に非常の滿足を得て上海に離別を告げり、

短日の交驩尙克く多大の印象を遺し、益々日支人の男に對する敬仰を高め、延て邦交國益の大に及ぼすもの多きを思ひ、感謝の念を禁ずる能はず終に男前路の平安を祈るものなり。

○蜀亨號と揚子江上流航路

上海江南船渠に於て組立を終へ、三月中旬進水式を擧げしが、本月十五日艤裝を了し出帆溯江せり、同船は僅に乘客四百名載貨四百噸の小型汽船に過ぎず、揚子江上流宜昌重慶間の航路を經營せる川江輪船公司の所屬にして、從來蜀通號一隻なりしを今回二隻に增加せしものなり。

夫の川漢鐵道も四川境の夔州府迄は近く開通すべけんも、其以西は今日の處殆ど無望に近し、去れば近き將來に於ても四川貿易は依然として、是等の小型汽船と民船の輸送力に俟たざる可らざる運命にあり、現に宜昌重慶間を上下せる蜀通號は、船側に貨物船を抱擁し載貨僅に百五十九噸船客の搭載力七八十名に過ぎずして、四川貿易は斯の如き輸送能力を以て到底滿足し得べきに非ずと雖も、只速力の快速なる點は旅客並に貴重品急需品輸送上利便なるを以て、其運賃の如何に拘らず之を利用するもの多きより、今や蜀亨號が前記の輸送能力を以て蜀通號と共に航行回數を倍加する事となるべきを以て、四川との交通上一層の利便を與ふべきや勿論なり。

元來揚子江上流航路は數十年來の宿題にして、文明の機

關を以てして尙ほ匿れたる四川の寶庫を開發し能はざるにつき、一般に疑問とせられたり、近年前記川江輪永公司の出願は本宿題の解決に一歩を進めたるものにして、川漢鐵道工事難は依然水路機關の發達に重きを置かれつゝあることも事實なり、然れ共夔州萬縣間に橫はる險灘峻峽の航行は、更に營業上の見地よりせば斯る危險航路に小收益を忍び、高率の保險料を拂ひ、尙ほ航業經營に着手せんとするは極めて冒險的事業と謂はざる可らず。

最近宜昌駐在の英國領事代理の本國政府に報告せしものを見るに、楊子江上流航路の有望なるを指摘し、事業家を從憑すれ共、該航路の危險にして冒險的事業なる事は同じく之を認め唯冒險的成効に非ざれば大利益を博する能はずと結論せり、要するに本航路の汽船航運事業は依然として疑問の間にあり。

因に蜀亨號は積量三百五十噸、馬力一千六百、速力十四節にして、貨物船を抱擁せしむる設備のよし。

○漢口通信（五月廿日發）

亂黨の素性と民心の傾向

第一次革命以來風潮動亂頻發、二十二行省中治績最劣等と呼ばれし湖北省も、段祺瑞の治下二ケ月間は僻遠の地時に草賊の出沒するを聞くの外、省內先づ少康を保つを得たり、然るに段芝貴代りて都督たるに及んで、匪徒の跳梁亂黨の蠢動警報頻に至り、軍界再多事となれり、即三月以來武漢三地は日として秘密機關の發覺黨人の處刑を耳にせざることなく、管內各縣亦絕えず匪徒の慘害に苦しみつゝあり、然かも此等所謂亂黨の多くは閱歷才能共に乏しき一介の書生か、否らざれば退位せられたる下級將卒にして、元より何等の抱負經綸を有するものに非らず、單に一時の妄想に驅られ、三々五々隨處に集合して架空的の隱謀を巡らすのみ、其偶長江下游革命黨の使嗾に出づるものも、第一先決問題たる現金及武器の準備全然閑却せられ、黨員間の連絡亦極めて疏にして、其れ到底成功の見込なきは始より明なるのみならず、運動方法亦極めて拙劣にして、常に周密なる政府の探偵の爲めに覺知せられ、悉く中道にして失敗に終れり、而して段祺瑞の治下に在りて靜穩なりし湖北が、彼去つて後再び騷亂日に踵ぐを見て、直に段祺瑞が非常の英傑にして、又後任者たる段芝貴が平凡無能なるが故となすは必しも當らず、蓋し段祺瑞着任當時は黎元洪が全力を盡して第二次革命の殘黨を撲滅せるの後にして、主要の黨魁は或は縛に就き或は海外に亡命し、地方に潛匿せるもの亦段の威望と峻烈なる高壓手段に摺伏して暫く聲を潛め、此に湖北は一時少康を保つを得たるものなり、然るに此等の徒は段芝貴任に就くに及んで、適ま白狼の勢力增大し、此が討伐の爲め地方の兵備薄弱となれるの時、滬寧一帶亦亂黨の往來漸く頻繁にして人心動搖の徵あるを看取し、再び隨處に活動を始めたると、前に段祺瑞が湖北を去るに臨み惡辣なる手段を以て急遽師團裁併を斷行し、爲に職を失ひたる千三百名の將校と、約一師團の兵士は、爾來多くは

遊手好閑衣食の途に窮すると同時に、漸く政府を怨望し、遂に相率ゐて匪徒に投じ、此に人をして武漢三地滿街皆亂黨機關たるやを疑はしむるに至れる所以にして、之を以て一つに段芝貴施政の罪に歸せんとするは甚酷なりと云ふべく、吾人は今日支那の官場人物を物色して段芝貴の如きは寧得易からざる良都督と信ずるものなり。

上來述ぶる所の如く一日として亂黨の事件を聞かざるなきも十中八九は革命を名として地方を騷擾し、其機に乘じて掠奪を縱にせんとする匪徒强盜の類にして、何等政治的抱負を有するものに非らず、其實際政治的不平に基くものも人材武器資金の三者を缺如し、加ふるに各機關相互の統一なく徒に蟷斧を振つて自滅的妄動を事とするのみ、敢て甚しく意に介するに足らざるべし。

湖北に於ける亂黨の素性は前述の如し、只此際吾人の注意に値するものは近來一般人民が漸く袁總統の心術に疑念を措き、政府の施政に不滿を抱き、特に地方官吏の腐敗を憤慨するもの日に多きの一事にして昨夏第二次革命前後救國の神として袁を崇拜し滿清の病弊を刈鋤し、並せて革命に伴ふ害毒を一掃し四萬々生靈を塗炭に救ふもの袁に於て始めて之を望むべしと謳歌せし當時に對比し、人心の傾向著しき相違あるを見る、然かも此傾向は今日直に起つて政府反對の擧に出づる程斯く甚しき程度に非らず、屢次の動亂に於て兵禍の慘憺たるを經驗し、又今日革命黨員の大部分が一身の利害の外眼中國利民福なきを熟知せる彼等人民は今後容易に革命黨に左袒して第二の失敗を繰返へすの愚をなさゞるべく、袁以上の人物現はれざる限りは濫々ながら現政府に忠實なるべし、然りと雖由來支那人民は政体の如何爲政者の何人たるが如き深く問ふ所に非らず、要は彼等個々の生命財產の安固を得ば滿足するものにして、其今日革命黨を蛇蝎視し現政府に面從する亦之れ自己本位より割出されたる結果に外ならず、されば政府にして現に陝西一帶に橫行せる白狼を始め各省を擾亂せる草賊を鎭定すると同時に速に紊亂せる財政を整理して人民の疾苦を救ふに非らずんば、或は政府反對の趨勢愈增大し革命黨又之に乘ずるが如きことなきを保せずと云ふべし。

內治外交

○大總統の宣言　袁大總統は五月四日政事堂に出席し衆に對し次の如く宣言せり

民國は清末を承けて以來紀綱振はず風俗日に衰へ賄賂公行し吏治日に壞れ輓近に於ては政黨林立し一般政客は公を假りて利を營み國家に一事發生する毎に其得失是非を研究せずして徒らに反對を事とす而して政に當るものは又事毎に約法の爲に束縛せられ良策善計を致して施行する能はず此二年來本總統の經歷する處も亦諸君知悉の所たり玆に幸に新約法成るを告げこれを根據として新政府を組織し諸君と共に國政を此所に議するに至れるは喜ぶべき也本總統が當に諸君と共に努むべきは潔己自愛開誠布公の八字にして共に狂瀾を挽し危局を維持せん」云々と（北京日報）

○立法院成立順序　新約法の規定に依り民國は立法院を設けて立法機關となさゝるべからず而して同院の組織と議員選擧に關する詳細は約法會議にて決定せらるべき同院組織法及選擧法に依らざるべからざるが今同院成立に至る迄の順序を聞くに先づ第一に約法會議にて立法院組織法並に立法院議員選擧法を議定して大總統に送交せらるべし次に大總統はこれを適當と認めば國務卿の副署を以て公布施行すべく其後內務部より期日を定めて各省に議員選擧を命令すべし、然る後立法院籌辦事務所を設立して一切の選擧に關する件を辦理し議員の上京を俟ちて其資格審査會を

置き審査の上合格決定せば開會の召集令發布せらるゝ事となるべきが其成立は本年内には困難なるべきかと（北京日報）

○梁敦彦愈就任　交通總長に任命せられたる梁敦彦の起否に就いては種々の風説行はれ殊に天津に下りし爲遂に就任せざるにあらずやと疑はれたるが今次梁士詒及周自齊の兩人が天津に至り其速かに就任せん事を慫慂せし爲め愈上京就任の事に決したりと云ふ（國權報）

○外交問題と總統府　前日の總統府會議に於て現下の外交懸案につき協議し其結果次の三案に對しては大体左の如く決定せりと云ふ

一、各國租界擴張問題　各國の要求に係る租界擴張問題は租界の區劃調査確定後を俟ちて回答する事とし先づ湖北江蘇の各都督に電命し速かに漢口上海等の租界區劃の切實調査をなさしむる事とせり

二、油鑛問題　政府とスタンダード會社と締結せる處の契約は暫行取極なれば速かに正式契約の調印をなす事に努め尚油鑛の事は暫く熊希齡とス會社との交渉に委す

三、漢治萍借欵問題　農商、財政、交通の三部總長に命じ詳細會商の後其決定に從ひ該借欵條件の不完全なる點を修改して政府にて承認すべし（時事新報）

○張勳軍解散問題　江蘇省海州に駐在する張勳の兵六營の解散費は馮都督これを從來計上せざりしが頃日張勳はこれを解散せんとしつゝあり然るに海州の人民はこれが爲めに匪亂を生せんとするのを恐れ北京に電報を發し解散延期を命せん事を請へるが政府はこれを容れて其延期を命すると共に許鼎霖を派して張勳と親しく會見の上一切を協商せしむる事とせり（時　報）

○江西解嚴　江西省は昨秋革黨反亂以來兎角地方の擾亂滋かりしを以て都督李純は戒嚴令を布きたりしが今や平穩に復したれば六月初めより戒嚴令を解除すべしと（國權報）

○政治討論會　大總統府政治堂内に政治討論會を設け國務卿の諮詢に任ずる筈にて該會議の會長には阮忠樞副會長には凌福彭任命せらるべしと（北京日報）

○關稅修正問題　關稅修正問題は目下懸案となりつゝあり稅率の問題も未だ成案なきが袁總統はこれに必要なる種々の調査をなさしむる筈にて外交、財政、農商三部に命じ商約條文修正理由説明書釐金裁撤方法等につき研究せしむる事とせりと（初州日報）

○海外在留支那人調査　最近外交部が在外公使館領事館に命じ海外在留支那人を調査せし爲る處によるに其總數一千萬以上あり其中日本に旅留し又は外國の國籍に入れるもの四百餘萬あり次に掲ぐる五百餘萬は皆歐米各國又は其所屬地に旅留するもの也

南洋群島	一、三六〇、五〇〇
新嘉坡	三〇〇、〇〇〇
暹　羅	一、四〇〇、〇〇〇
馬來半島	五三〇、〇〇〇
佛領印度	一、九〇〇、〇〇〇
英領緬甸	一、七〇〇、〇〇〇

澳　州	一、四〇〇、〇〇〇
新西蘭	二、五〇〇
米　國	九〇、一六七
加奈太	一七、〇四三
墨可哥	二、八三四
秘　魯	四五、〇〇〇
布　哇	二五、〇〇〇
西伯利亞	五〇〇、〇〇〇
海南殖民地	一二、〇〇〇
南米及中米	一三〇、〇〇〇
其　他	二〇〇、〇〇〇

（時事新報）

○國民黨議員起用說　新約法は既に頒布され參政立法の各院亦設置さるゝ事となり人才を需むる事急なるが舊國民黨中にも穩健分子少なからず王正廷、張耀曾李肇甫等の如きは國民黨解散以來空しく海外に漂泊しつゝあれば袁總統は方法を講じて彼等を起用するに意ありと（神州日報）

財政經濟

○支那各省決定豫算　支那各省本年の豫算中修正核定せるもの次の如し但し雲南、貴州、廣西、甘肅、新疆、黑龍江等は未定也

一、直隸省

核定軍費	四百五十四萬千二百十八元
核定政費	三百四十九萬七百三十四元
計	八百三萬五千九百五十二元

宣統三年の豫算に依るに國賦等の歲入（糧稅阿片稅官業收入等を除く）七百五十四萬一千三十四兩ありこれを換算すれば千百七十八萬二千八百六十五元六角となり支出を差引くも三百七十四萬六千九百十三元六角の剩餘あり

二、江蘇省

核定軍費	四百六十九萬七千六百元
核定政費	四百六十一萬四千元
計	九百三十一萬一千六百元

宣統三年の豫算によれば國賦等の收入一千三百九十萬五千十九兩二錢即二千百七十二萬六千五百九十二元五角あり即ち一千二百四十一萬四千九百九十二元五角の剩餘あり

三、安徽省

核定軍費	三百三十四萬五千五百六十六元
核定政費	百九十四萬四千三百八十九元
計	五百二十八萬九千九百五十五元

宣統三年豫算に依るに國賦等の收入四百十五萬六千九百一兩一錢即ち六百四十九萬五千百五十七元八角あり百二十萬五千二百二元八角の剩餘となる

四、江西省

核定軍費	三百十萬七千三百四十四元
核定政費	二百三十一萬一千三百七十四元

計　五百四十一萬八千七百十八元

宣統三年度豫算の國賦等の收入六百三十四萬九千六百九十八兩則九百九十二萬一千四百三元あれば差引四百五十萬千六百八十五元の剩餘となる

五、湖北省

核定軍費　四百二十四萬一千八百九十四元

核定政費　三百四十二萬一千五百七十六元

計　七百六十六萬三千四百七十元

宣統三年度豫算の國賦等の收入七百九十一萬四千八百五十一兩四錢即一千二百三十六萬六千九百五十六元八角あり差引四百七十萬三千四百八十六元八角の剩餘となる

六、湖南省

核定軍費　三百六萬三千六百十五元

核定政費　二百二十七萬二千七百六十四元

計　五百三十三萬六千三百七十九元

宣統三年豫算によれば國賦等の收入五百九十九萬五千百八十一兩一錢則ち九百三十六萬七千四百七十元六角あれば四百三萬一千九十一元六角の剩餘なり

七、四川省

核定軍費　五百二十九萬三千二十一元

核定政費　三百八十五萬五千四百元

計　九百十四萬八千四百二十一元

宣統三年度豫算によれば國賦等の收入一千三百六十萬一千三百五兩九錢則二千百二十五萬二千四十元五角あり差引千二百十萬三千六百十九元五角の剩餘となる

八、山東省

核定軍費　四百四十一萬五千三百二十六元

核定政費　三百二十一萬七千七百十元

計　七百六十三萬三千三十六元

宣統三年度豫算の國賦等の歲入六百九十二萬七千五百九十四兩二錢則ち一千八十二萬四千三百六十五元六角あり差引三百十九萬一千三百二十九元六角の剩餘となる

九、山西省

核定軍費　三百四十二萬一千二百五十二元

核定政費　二百七萬六千七百四十九元

計　五百四十九萬八千一元

宣統三年度豫算によれば國賦等の歲入六百三十五萬五千百三十九兩四錢則ち九百九十二萬九千九百五元三角あれば差引四百四十三萬一千九百四元一角の剩餘となる

十、浙江省

核定軍費　三百五十一萬四百十五元

核定政費　三百八十二萬百八十八元

計　六百三十三萬六百三元

宣統三年度豫算によるに國賦等の歲入七百九十七萬三百四十兩則ち一千二百四十五萬三千六百五十六元二角あり六百十二萬三千五十三元二角の剩餘なり

十一、福建省

核定軍費　百八十六萬一千二百八十九元
核定政費　百七十二萬二千七百九十元
計　三百五十八萬四千七十九元
宣統三年度豫算によるに國賦等の歳入五百十七萬七千六十六兩九分則ち八百八萬九千四百六十七元あり差引四百五十萬八十八元の剩餘となる

十二、吉林省
核定軍費　三百二十五萬九千三百十元
核定政費　百七十五萬一千九百五十元
計　五百一萬一千二百六十元
宣統三年度豫算によるに國賦等の歳入四百六十六萬六千十四兩二錢則ち七百二十九萬六百四十六元八角あれば差引二百二十七萬九千三百八十六元八角を餘剩となる

十三、奉天省
略定軍費　四百八十萬元
核定政費　二百六十九萬九十六元
計　七百四十九萬三百九十六元
宣統三年度豫算によるに國賦等の歳入九百十六萬八千二百九十一兩九錢則ち一千四百三十二萬五千四百五十六元あり差引剩餘六百八十三萬五千六十元となる

十四、河南省
略定軍費　四百萬元
核定政費　三百十三萬八千八百六十元
宣統三年度豫算によるに國賦等の歳入八百五十九萬八千五十七兩四錢則ち一千三百四十三兩四千四百六十元六角あり差引六百二十九萬五千六百四元六角の剩餘となる

十五、陝西省
略定軍費　三百萬元
核定政費　百七十六萬九千七百三十三元
宣統三年度豫算によるに國賦等の收入四百二十六萬六千百三十五兩六步則ち六百六十六萬五千八百三十六元八角あり百八十九萬六千百三元八角の剩餘となる

十六、廣東省
略定軍費　七百萬元
核定政費　三百二萬五千八百二十六元
宣統三年度豫算歳入國賦等の項一千百五十九萬九千五百十兩八錢則ち一千八百十二萬四千二百三十五元七角あり差引八百九萬八千四百九元七角の剩餘となる
以上十六省合計軍費及政費一億七百六十八萬六千二百八十九元
以上十六省宣統三年度國賦等の歳入合計一億九千四百五萬二百二十二元
差引剩餘八千六百三十六萬三千九百三十三元（時報）

○デ氏鹽務報告書

鹽務顧問デーン氏の鹽務調査報告書はかねてより起草中の處既に脫稿し其一部は五國團へ廻付されたりと聞く處によれば其內容は各省製鹽の制度及鹽務の情形を詳述し更にデーン氏の豫想として支那に於ける現在の鹽稅は每年六千萬元を極度とし少き時は四千萬元

に過ぎざるも若し予の改革意見を採用するに於ては優に七千萬元以上の收入を得べしと（北京日報）

○最近の鹽稅收入　鹽稅增收辦法は昨年十月一日より實行せる處なるが夫れより三月末に至る六ケ月間に於ける各省の鹽稅增收の實況實の如し

一、奉天　增收　百八十萬元
一、長蘆　同　百六十萬元
一、福建　同　二十二萬七千三百元
一、兩浙　同　四十五萬二千百元
一、山東　同　五十三萬七千四百五十元
一、河東　同　三十四萬九千七百元
一、四川　同　百三十五萬四千三百元
一、廣東　同　四十一萬四千五百元
一、兩淮　同　八十一萬四千元
一、雲南　同　六萬八千元（時事新報）

○鹽稅殘額の交付　周財政總長より過日五國團に對し借款擔保以外の鹽稅殘額を政府に返還せん事を要求し銀行團はデーン氏と協議の上これを承諾したるが鹽稅每月の收入は現在約四百余萬元にして借款の利息を支拂ふも尙二百余萬元の剩餘あり此額は今後北京政府に交付せらるべしと云ふ（北京日報）

○紙幣回收辦法　財政部と幣制局と商議の上紙幣回收方法につき一種の辦法を決定せり即ち次の如し

一、紙幣回收は各省の中國銀行をして經理せしむ
二、各省流通の情形に照して標準價格を擬定して定期回收す
三、回收の時は先づ中國銀行紙幣に引換へ大借款の一部を以てこれが準備金に充つ
四、各省の損失は總て銀行に於て負擔し分年償還せしむ　但利子を附せず（時事新報）

○新稅の調査　財政部の新稅整理事務所より財政總長に提出したる稅法修正意見の內新稅として擧げたるもの次の如し

甲、將來國家稅とすべきもの
一、登錄稅　二、通行稅
三、遺產稅　四、所得稅
五、出產稅　六、紙發行稅

乙、將來地方稅とすべきもの
一、特別稅　二、房屋稅
三、國家稅を課せられざる營業稅
四、國家稅を課せられざる消費稅
五、附加稅　六、營業附加稅
七、所得附加稅（北京日報）

○印花稅の增收　財政部が印花稅を實施せし當初は其收入甚だ僅少なりしが李景銘を司長に任じこれが實行につとめし結果去る三月分の收入三萬八千餘元なりしに四月には四萬餘元に達し更に五月は又增加すべき見込なりと云ふ（北京日報）

○財政整理辦法　財政部は頃日各民政長に對し左の

財政整理辦法三項を命せりと云ふ

一、審計處の審計各項の列記は務めて實數を以てすべし

二、各行政機關は人員の裁減を實行すべし

三、國稅廳及地方官の歲入增加を以て人民を苦しましむるべからず（北京日報）

○外國紙幣の調査　支那幣制を整理せんが爲には各外國銀行が支那に於て發行せる紙幣を如何に處分すべきかを先づ決せざるべからざるが幣制局はこれが準備として各民政長に對し迅速に外國紙幣の流通狀態を調査答覆すべきを命じたり（神州日報）

○財政の好況　袁總統は財政方面に非常に留意し殊に收入方面に於て前淸宣統三年度の收入舊額を恢復せんと努め且支出方面に於ては可成減額を行ひ各省をして中央政府を補助せしめんとしつゝあり今中央財政界の人の言によるに其結果極めて良好に本年七月以後は一般行政費は不足を感せず從つて再び外債を仰ぐの要なかるべく只其以前の三ケ月間は何等か融通の途を講せざるべからざるべしと（時事新報）

○中國銀行擴張計畫　中國銀行を國外に擴張せしめ國際爲替を取扱ひ以て經濟上の利便を計らんとは久しく政府部內に於て主張せられたる處なるが聞く處に依れば頃日財政部にては英京倫敦が歐洲商場の總滙なるを以て先づ此に分行を設け其成績の擧るを俟ちて其他の各地にも增設すべく目下英國駐在の財政委員陳錦濤と交涉中なりと（時事新報）

○財政部の改組說　財政部は成立の初賦稅、會計、公債、泉幣、庫藏の五司を設けしを昨年熊希齡時代に官制を改正して公債、泉幣、庫藏の三司を合して制用局なるものを新設せしが現在事務多忙にして到底一局にて舊三司の事務を處理し能はざるを以て近く又五司の復活を見るべきかと云ふ（北京日報）

○造幣廠設立計畫　幣制局總裁梁啓超は紙幣整頓につき計畫中なるが從來の紙幣は其形狀に於て統一を缺き爲に不便少なからざるより今回是れを統一せんが爲に中央に造幣總局を設け各省に分局を置きこれが劃一を計らしむべく而して分廠は先づ湖北、江南、廣東、四川、雲南の五處より設立せらるべしと（北京日報）

農工商鑛

○漢口の招商局賠償解決　招商局と漢口商人との間の懸案たりし第一次革命當時の損害賠償問題は其後商務總會總理盛竹書が商會聯合會出席の序に親しく本社に交涉する處あり其結果遂に大体次の如く決定せりと云ふ

一、招商局より現銀二十萬を支出して損害の一部を辨償す

二、招商局より同局の船賃票十六萬五千兩分を發給す

三、現銀二十萬兩の中十萬兩は直ちに交附し其殘額は民國三年六月末に交付すべく又船賃票は招商局より漢口商會に交付して取扱はしむ

四、招商局の船貨票は總額十六萬五千兩を民國三年より五ヶ年に分ち數を按じて貨物を搭載せしむ尙これを支給すべき商人は商會に於て調査の上通告すべし

五、漢口に於ける荷主の損害は百二十萬兩にして其內現銀二十萬兩船貨票十六萬五千兩は招商局より賠償したるも尙其他の賠償を政府に負擔せしむる爲上海漢口の商會と招商局は協同して政府に要求するに努むべし

（神州日報）

○漢冶萍事件調査　漢冶萍煤鐵鑛廠公司は會議の結果官商合辦に決し政府に對し上海に委員を派遣し辦法を協議し以て整頓に資せん事を請ひ來れるより政府よりは曾述棨をこれが調査委員として上海に派し同社株主と協議せしむる事となせりと（北京日報）

○江寧龍潭炭礦　江寧の龍潭炭山は龍潭煤礦公司が採堀許可を得たる處なるが該鑛山は有烟炭及無烟炭の二あり其無烟炭の方は土法を用ひて採堀しつゝあるが每日の產炭額三十四噸にしてこれを南京城內に運致して販賣するに每噸の價格十元九角と九元六角の二種あり礦山は滬寧鐵道線路を距る僅に二里なるが鐵道局にては特に此間に支線を布設すべしと現在使用の工夫は四百人に及ぶ有烟炭坑の方は目下尙機械到着せざるを以て開堀するに至らざるが近く外國技師をも聘してこれを採堀するに至るべしと云ふ

（時　報）

交通運輸

○同蒲鐵道商辦取消　山西行政行署は頃日同蒲鐵路公司に訓令を與へて曰く「同蒲鐵道は早く既に交通部を經て國有に歸せり該公司の有らゆる從前の各項規則章程等は其効力なく商辦公司の名義亦取消すべし」云々と該公司は此訓令を奉じ既に蘇路の辦法に倣ひ命令を實行しつゝありと（時事新報）

○浙路營業情形　目下國有問題につき紛糾を極めつゝある浙路公司の昨年中の營業成績次の如し

甲營業收入

一、客車收入　洋七十四萬二千六百十二元一角九分三厘
二、貨車收入　同三十五萬百二十三元五角二分二厘
三、雜收入　同八萬五千九百三十三元八角一厘
計　同百十七萬八千六百六十六元五角二分六厘

乙、營業支出

一、運輸費　洋十五萬五千三百八十九元七分一厘
二、機車費　同二十一萬四千三百二十四元八角三分三厘
三、保線費　同二十一萬一千七百三十四元七角一分八厘
四、分擔總務費同四萬四千七百二十九元八角四分四厘
計　同六十二萬六千一百七十六元三角五分六厘（時事新報）

○寧湘路開工　今回英國との間に借款契約の締結を見たる寧湘鐵道は五月初より起工すべく南京及び長沙の兩端より同時に始むる筈にて南京方面の工事監督には金鼎を任命すべしと（北京日報）

命令法律

四月　三十日　司法部に命じて法律編査會規則を修正せしむ、
政治會議の議決により司法制度の變更に干し司法部に命じて
辨理せしむ
五月　一日　修正中華民國約法發布
約法成定の布告
國務院官制廢止令
政事堂設置令
五月　二日　鑛業註册條例(四十九條)公布
大總統府政事堂組織令(十二條)公布
改正約法と現行法令及び現行官制との牴觸する點に付き法制
局をして修正せしむ
五月　四日　大總統府秘書廳裁撤
蒙藏事務局を蒙藏事務院と改稱
五月　五日　大總統府政事堂機要局官制(七條)公布
禁種罌粟條例(十一條)發布
五月　六日　大總統府政事堂司務所官制(七條)公布
雲南巡西鎮守使謝汝翼暗殺されたるにより陸軍上將の例に照
して優卹せしむ
五月　八日　陸軍大元帥統率辦事處組織令(十二條)公布
大總統府政事堂主計局官制(七條)公布
浙江民政長の電稱により留後各省に於ける各部直轄廠署等預
算に關するものは凡て民政長をして實行の責任を負はしむ
五月　十日　文官終身卹金遺族卹金證書支給規則(十二條)公布
大總統府軍事處廢止令
五月　十二日　淞滬水陸警察事宜督辦を撤廢し其事務は鄭汝成、楊晟をして
辨理せしむ
五月　十五日　鹽務署官制(十六條)公布
陝西民政長に命じ同省白狼區の被害地方を賑恤せしむ
五月　十七日　法制局銓叙局印鑄局官制修正公布
蒙藏院官制(十五條)公布
行政訴訟條例(三十五條)公布
訴願條例(十九條)公布

叙任辭令

陸軍中將(四月十九日)　馬龍潭
依願免官(四月二十一日)　綏遠城將軍、張紹曾
署綏遠城將軍　潘矩樞
副都統銜　米振標
陸軍少將銜　陳煦亮
幫辦湖北軍務(四月二十四日)　王占元
長江上游警備總司令官　曹錕
署理陸軍第二十師々長　吳光新
幫辦八旗生計事宜　志錡
陸軍少將銜　王克明、鄭庠
江西民政長(四月二十九日)　戚揚
陸軍中將　張仁奎
陸軍少將　高士奎
同　尹同敪
兼署河南都督(四月三十日)　田文烈
陸軍上將銜　田文烈
兼管漢口工巡事宜　丁士源
國務卿(五月一日)　徐世昌
外交總長　孫寶琦

內務總長　朱啓鈐
財政同　周自齊
陸軍同　段祺瑞
海軍同　劉冠雄
司法同　章宗祥
教育同　湯化龍
農商同　張謇
交通同　梁敦彥
代理農商總長（報審歸京迄）　章宗祥
西班牙國萬國郵政大會郵政事宜全權代表　戴陳霖
同上　會同辦理せしむ　帛黎（佛人）
署理福建巡閱使　曹本章
陸軍中將　蘇錫麟、田玉均
陸軍少將　王玉林、錢廣湀、商用中
王桂林
第二期知事試驗襄校委員　謝重光
稅務處督辦　梁士詒
政事堂左丞　楊士琦
同　右丞　錢能訓
政事堂機要局長（五月三日）　張一麐
同　主計局長　吳廷燮
同　參議　林長民、金邦平、伍朝樞
方樞、郭則澐
侯補免官　福建民政長　汪聲玲
福建民政長　許世英
會辦福建軍務（五月四日）　施愚
政事堂法制局長　夏壽康
同　銓叙局長　袁思亮
同　印鑄局長
臨時法制局長護理（旅屋着任迄）　參事　張名振

政事堂司務所々長　吳笈孫
新加坡總領事　胡維賢
坎拿大同　楊春慶
海參威同　陸是元
古巴同　林桐實
小呂宋同　劉毅
巴拿瑪同　馮祥光
金山同　徐善慶
橫濱同　王守善
朝鮮同　富士英
紐綠總領事　桂坫
仰光同　沈成鶴
溫哥華同　林斌垣
薩摩島同　林潤鋼
紐約同　楊毓璧
檀香山同　伍璜
神戶同　黎鏡
仁川同　張鴻
釜山同　柯鴻烈
新義州同　許同范
元山副領事　馬永發
偪南浦同　張國威
蒙藏事務院正總裁（五月五日）　貢桑諾爾布
同　副總裁　熙彥
內務次長　張國淦
同　錢動
會辦吉林軍務　齊耀琳
侯補免職　廣東兵工廠督辦　劉承恩
廣東兵工廠督辦　李鍾奇
陸軍中將　劉顯世

陸軍中將銜
依願免官　河南教育司長　李時燦
兼署正藍旗滿洲副都統（五月六日）　張懷城
免本官　湖北沙市交涉員　志錡
兼任沙市交涉員　盧本植
廳政史（五月七日）　宜昌關監督　劉道仁
曾述棨、王瑚、鍾念祖
夏壽康、蔡寶善、俞明震
周登皞、徐承錦、夏寶晉
張紹南、惲毓齡、江紹杰
李映庚、雲書、方貞
程崇信
蕭鴻翰、楊彥瀠、邵章
曾鎜、陳光奎、蔣邦彥
盧弼、范熙壬、廷鴻
鄒言、張一鵬、賀敘
馬德潤、李榮、吳煦
甘肅國稅釐務備處長兼財政司長　雷多馨
忌服休暇二十日（五月八日）　交通總長　梁敦彥
梁敦彥忌服中交通總長兼任
署理吉林內務司長兼署實業司長　朱啓鈐
京師軍警督察長　王孝林
馬龍潭
依願免官　鎮白旗滿洲副都統　棍布札布
兼鎮白旗滿洲副都統　魁城
代理廣東陸軍第一混成旅々長　鄒開文
免本官（分署廢止の爲め）　江西交涉員　毛昌鬩
同上　鎮江交涉員　鄒汝騋
兼任鎮江交涉員　鎮江關監督　袁思永
京師警察廳處長　陳德華
同　勤務督察長　李嘉金
同　警察隊長　侯德山

侍從武官長（五月九日）　陸軍中將銜　陸海軍大元帥統率辦事處總務廳長　同　辦事員　暫時內務次長代理（張國淦着任迄）　教育次長　政事堂銓叙局々長　依願免官　山東民政長　署密雲副都統　湖南國稅釐務備處々長　各官高等懲戒委員會委員　日本皇太后弔喪專使（五月十日）　暫時山東民政長護理（蔡儒楷着任迄）　陸軍第十師々長　同　步兵第十九旅長　陸軍中將銜（五月十一日）　江北陸軍第三十七旅々長　同　第三十八旅々長　依願免官　直隸永定河道　河南河防局長　河南河防局々長　會辦徐淮海一帶清鄉事宜　鎮藍旗滿洲都統兼署鎮藍旗滿洲副都統　鎮藍旗滿洲副都統　兼署正紅旗漢軍副都統　平政院庭長（五月十三日）　統率辦事處第一所主任　同　第二所主任　同　第三所主任

段昌
唐在禮
段昌、陸錦永、王士珍
許寶蘅
梁善濟
張元奇
高景祺
蔡儒楷
熙鈺
陶思澄
達壽
陸宗輿
龔積柄
盧永祥
王實
鮑春、袁得免
申振林、安吉陞、張繼善
劉文輪
楊春普
謝嘉銘
馬振濂
昌輝鄉
尹同愈
巴哈布
速福
色楞額
蕭鴻翰、曾鎜、張一鵬
蔣廷梓
田書年
童煥文

陸海軍大元帥統率辦事處軍事參議官　姚寶來、種璧光、覃師范
張一爵、蔣方震、陳　儀
姚鴻法、唐寶潮
姚濟昔、惠象賢

陸軍少將　余　棨
賢兼任湖北清鄉總辦

同　會辦　吳躍金

司法參事　林志鈞

奉天陸軍第二十師參謀長　車　震

廣惠鎮守使署參謀長　鮑志鴻

陸軍中將（五月十五日）　徐樹錚

依願免職　督辦徐淮海清鄉事宜　段書雲

同　仰光領事　沈成鵠

同　楚西製驗局長　沈爾昌

東邊鎮守使（五月十六日）　馬龍潭

河南豫東觀察使　范壽銘

依願免官　陸軍第二十師參謀長　易兆彩

同　財政部會事　趙廷敭

江蘇國稅廳籌備處長兼財政司長（五月十八日）　蔣楙熙

會報

東亞同文會春季大會

東亞同文會は二十一日午後四時五十分より華族會館に於て春季大會を開けり先づ會長鍋島侯爵開會の辭を述べ次で根津幹事長は昨秋季大會以後日支兩方面に於ける各部事業報告及現在支那民國の政治經濟大勢に付きて演說する所あり了りて議事に入り鍋島會長は會則改正を諮り役員選擧を行ひたゝに滿場異議なく可決し目下諒闇中に付御遠慮を以て常例の懇親會を略し單に茶菓を供するのみにて午後六時三十分閉會したり當日出席會員の重なるものは

出席會員（イロハ順）

井田義雄　井上雅二　山内嵓
伊集院彥吉　西村虎太郎　山本熊一
侯細川護成　本合龍男　山口昇　松岡千壽
床次竹二郎　小川平吉　福本誠　小山秋作
河原橘彌　柏原文太郎　佐原誠　清藤幸七郎
田鍋安之助　子曾我祐準　水野梅曉　三浦稔
根津一　侯鍋島直大　盛田曉　杉田定一
中野常太郎　宗方小太郎
梅津理一　野村傳四郎　郡島忠次郎

東亞同文會春期大會議事速記錄

大正三年五月二十一日（木曜日）午後四時五十分開會

○會長（侯爵鍋島直大君）　御多忙の所を態々御苦勞に存じます、是より春季大會を開會致します

○幹事長（根津一君）　諸君、秋期大會以後に於ける本會事業の概況を御報告申上げます。例に依りまして日本と支那との事業に大別して申上げます。先づ東京に於ける調査編纂部並に東京同文書院の事業から申上げます。調査編纂部の事業に於きましては秋期大會以後、本會機關雜誌でありまする所の支那雜誌なるものも段々少しづゝ發展して參りまして、加入者も次第に多くなつて居ります。又發行部數は昨今千六百程になつて居ります。尙今年度から三四人支那の要地に派遣員を增加しまして、さうして段々改良して

行く積りでございます。それから編纂部の事業としましては、今年度は出版物も色々增加致す見込でございますが、其中で豫定して居りますのは支那交通全圖を改正致しまして、遠からず出版致す豫定になつて居ります。それから新計畫と致しましては支那の經濟叢書と假に名つけました單行本で、一部二百五十頁位の頁數にしまして、年度內に六部位發行致す豫定になつて居ります。それを實撰いて金が回收しまするとそれを以て蒙古及蒙古人と申しまする先年出版致しました書物があります。あれは元露西亞人の著した專ら外蒙古に關した書物でございますが、それと同じ露西亞人の著しました內蒙古に關する書物がございます。で內蒙古の事柄に就きましても段々世人が研究を進めつゝあるやうでありますから、參考上必要であらうと存じまして、それを譯して出版しやうと云ふ考でございます。是は七百頁位の見積りにつて居ります。

次に東京同文書院の事業でございますが、同書院も院務が次第に擴張して參りまして、昨年の秋期大會以後教室を二室增築致しましたが、其外に村田銃を百二十挺買入れ、又機械、體操具等の設備を加へ、益々院務の擧ることを圖りつゝあります。支那學生は湖北其他各省から委託されました武官學生と共に三百五十人程居りましたが、其中武官學生九十人は一纏めに昨年の十二月卒業致しまして、全部歸國致しました爲に數が減りまして現今では二百六十人になつて居ります。それから日淸中學校に就きましては、即ち日本の學生の方は、此三月にあの學校創立以來創めての卒業生が三十二名出ました。其後へ約百人程入れることになりましたので、總計三百二十名ばかりになつて居ります。尙引續いて勵精して院務の發展を圖りつゝあります。

それから次は支那方面の事業でございます。支那方面の事業に就きまして、東亞同文書院のことは、昨年秋期大會に御報告申しました以後に於きまして、總ての院務は豫定の通り進行して居りまして、當時御報告申して置きました如く、同書院は昨年第二次の革命亂の爲に、全燒致しまして、爾來市街の方に家を借入れて、設備を加へまして、其假校舍でやつて居ります。で昨年假校舍でやると云ふことになりました當時に於ては、其院務の經過が如何であらうかと思つて居りましたが、諸事好都合に進行して參りました。殊に市街の中に設けた學校のことでありますから、學生の風紀等の上に故障がありはしまいかと、心配致して居りましたが、學生等は却つて大に自覺する所があつて、自重して居ると云ふやうな爲に、精神上の方面に於ても、從前より却つて一層嚴肅良好になりました。從つて學科の修養等も大に眞面目となり、間接衛生上の効果も亘く、燒失前の舊校舍に居つた時よりも諸事好都合に進んで居ります。唯遺憾なのは本年二月頃上海に望扶斯が流行致しまして、餘程注意は加へて居りましたが、不幸にして一人感染致しまして、其爲に斃れました。それから今一人黃疸に罹氣を併發して斃れた者がございます。學生から二人の死亡者を出しましたことは洵に遺憾の次第でございます。唯々不幸中の幸とでも申すべきは、假校舍で、多數一纏めにして居住して居ります處へ、他に傳染を見ずして濟みましたのは、聊か仕合と存じます。同書院は來月の月末になりまするとの卒業生が七十六人程出まする豫定になつて居ります。それは商務科學生が七十名、政治科學生が六名で、尙之に就て就職のことが每年心配になりますが、四五年以來申込が常に多うございまして、大概卒業式を擧げると同時に皆片付さまして、時には二十名位學生の方が足らないと云ふやうなこともあります。本年の如きも已に各會社、個人の商店等から大分申込がありまして、卒業式を擧ぐると同時に全部片付き得る見込でございます。それから其後に入るべき新學生の數は八十人が定員でありますが、是も時運の然らしむる所か、申込が盛んでございまして、校舍生、準校費生とを合せまするとに已に入學の許可を與へました者が定員を超過致しまして、やがて九十人近くになるであらうと思ひます。此卒業式が濟みまするとの、現在二年生でありまする學生は即ち三年生になりますので、之に對しては調査問題を授けまして十班乃至十二班位に分ちまして、十八省並に滿洲、蒙古等に向つて、實地調査に出しますことを、從來やつて居りましたが、今年も繼續してやる積りでございます。其概略の旅行致します地方は、先刻から御目に懸けてあります計畫圖で大略御一覽を願ひます。

上海の同文書院のことに就きましては、先づ其位のことに止めまして、

總に臨みまして特に御報告申上げますのは、同文會に於ては從來政府の補助が毎年四萬圓づゝありました、其四萬圓の補助は十八年前に定つたのでありました、留來其四萬圓と云ふ一定した補助に依りまして、經營を致し種々事業の發展を圖つて參つたのでありますが、財源が一定して居るに拘らず、色々の方法やら機機やらで、金の足らざる所を補つて、どうやら斯うやら時運に副つて發展を致して來たのでありますが、何分金の足らない爲に、色々な案はありますが、思ふやうに行きませぬ。依つて政府の補助を增して貰つて、事業を發展したいと云ふ考へから、四五年前より時の政府と毎年交渉を經つゝありました。殊に西園寺內閣の時に當つては、もう約束までして、殆ど豫算に組むと云ふことにまでなりましたが、其內閣が交迭した爲に其儘になりました。留來內閣が變りましても、屈せず撓まず何れの內閣に向つても熱心に種々の方法を以て交渉したり運動したりして居りました。昨年も是非之を成立させたいと云ふことで、掛つて見ましたが、御承知の如くあゝ云ふやうに俄に交迭後內閣と云ふやうな場合でありまして、政府でも補助額を特に增すと云ふことは困難であると云ふことでありましたが、色々な方の御盡力に依りまして、一萬圓だけ臨時に、一時的に支出がありましたので、それに依つて相應の事業を實行致しました。本年に至りまして漸く多年渴望して居りました補助增額の第一期を果すことが出來たやうな次第でございまして。是は已に新聞紙などでも御承知の通り十五萬圓でございます。十五萬圓を今年のあの大紛擾の議會の際に、辛じて成立が出來たと云ふやうな次第でございます。之に就きましては幾多の人か御盡力下さいまして、殊に昨年來政府側に對して御盡力下さいました方は、曾我子爵で、それから伊集院彥吉君が外務省や內閣に向つて一方ならず御盡方下さいました。それから床次竹二郎君も伊集院君と共に政府に向つて非常に御盡力下さいました。それから政友會の方にあつては小川平吉君が格別御骨折でございました。それから原評議員、故長谷場評議員奧評議員、野田評議員も多大の御盡力下さいました。それから國民黨では犬養君、柏原君が格別御盡力下さいました。是等の諸君が一致協力されてあゝ云ふ混亂の場合の中に御骨折を下さいまして、十五萬圓と云ふ補助額が成立することが出來たやうな次第でございます。本會事業發展の前途に對し、是等の諸君の御盡力は深く感謝する次第でございます。

其十五萬圓は新聞紙等で御承知の如く、六萬圓は二萬圓づゝ三ケ年繼續で專ら調查事業、即ち上海の同文書院の學生が調查致す所の事業、其他の編纂出版等、さう云ふ種類に關したることに使ふことに使途が定められてあります。それから七万圓は上海の同文書院に農科、工科を增設する爲の費用、又他の二萬圓は通商誘導館、是は從來無いものでありまして、新案でございますが、支那の開港場は六十近くありますが、其中の適宜なる地を擇びまして、其處へ貿易を誘導する援けとなるべき館を設けます。其仕事は日本から行く視察員、其他貿易業者等の爲に旅宿の便を圖るとか、通譯の事、調查の事、委託賣買の世話をしてやる事、通關の世話をしてやる事、倉庫の世話をしてやる事、等さう云ふやうに總て貿易の緒口を付ける爲に世話をして、邦人の支那貿易に對して便宜を圖ると云ふ爲の機關でございます。それを本年度內に一個處若くは二個處設立すると云ふことになつて居ります。其中調查部の事業の本年度分に關したものは、已に評議員會の決議を終て着々掛つて居ります。それから農工科の設置に就きましては、即今研究中でございますが、之には色々のやり方がございますので、工科に就ては帝國大學、東北大學、早稻田大學等から參考として色々材料を貰つて研究して居ります。それから農科に就ては駒場農學校、實山の私立農科大學等に就て調查して居りますが、種々案の立方がございます。或は學生の採り方にしましても各府縣の甲種農學校、工業學校の卒業生、即ち甲種程度の實業學校の生徒を採るのと、中學卒業生から採つて、それを養成致しますのでは、各々一得一失がありますので、それらのことも考へなければなりませぬ。又經費を定めるに就きましても、上海にも夫れ〳〵專門の學者が居ります。それらの人に囑託しまするとか經常費も餘程違ふであらうと思ひますから其の邊のことも考量を要する次第でございまして。そこでそう云ふものを綜合して、最善なる計畫案を立て、實行に掛らうと思ひますので。私は明日出發して上海へ參りまして、彼方の地てのことを調查致しまして、歸りましてからそれらのことを決定し、實行に掛ること

になつて居ります。それから誘導綿の如きも、是亦初めてのことでございますから、種々案の立て方がございます。廣く短く立てる案もあり、又狹く長く立てると云ふやうな案もあります。種々やり方がございますので、是も即今研究中で、何れも決定次第それに着手することになつて居ります。先づ事業報告は大畧是丈けに止めて置きます。

それから例に依りまして支那全般に亘つての經濟並に政治に關する極く概畧の事柄を簡單に申上げて御參考の一端に供そうと思ひます。經濟のことに就きましては、昨年の秋期大會に御報告申した時分に於きましては、あの頃は毎年支那は經濟界の繁昌する時分でありますが、昨年は第二次革命の影響と、それから一は長江の水が早く減じ。又それに落込む所の河水が早く減水しました爲に、交通の不便を來したと云ふことから、農作物の出廻りが甚だ少うございました。御承知の通り彼の國は農產國でございますから、從つてそれが爲に購買力が乏しくなり、輸出輸入共割合に少うございました。所が其毎年繁昌する時期が過ぎてから、農作物が各地から盛んに出ましたので、其餘力を以て一月二月三月頃は商賣が賑ふであらうと思つて居りました所が、豫期よりも割合に賑ひませぬでした。それは如上のやうな農產物運出の關係もあり、殊に一方には支那の民間は、能く調べて見まするとと第一次革命の爲に收稅機關が破壞されて、まだ完全に整頓しないが爲に租稅が悉く納まらないので民間に餘力がある。それから鴉片を栽培して居つたものが、鴉片の耕作を廢めて他の農作物、乃ち綿とか、胡麻とか、小麥、豆等を作るやうになつたが爲に、民間の富が增し、それから土木事業が起つた爲に、下層民に金が出來、又戰爭の爲に一部の者の間には政府で使つた金が散つたと云ふやうなことから、中層以下の者に餘裕が出來たらしい、さう云ふやうな事情から本年の春の貿易は餘程好況であらうと思つて居りましたが、只今申しましたやうに豫期程に參りませぬでした。其原因を大畧調べて見まするとと、春の農作物は、北方は頁い見込でございます。又豆も廣東方面では既に第一回の豆は收穫があつて宜しうございましたが、麥作は揚子江一帶の地方に於きましては目下の所收穫が十分でなからうと懸念されて居ると云ふやうなことが一つ、それから白蠟が、あれも高が知れた流賊でございますが、流賊だけに各地を流れて歩きました地域が廣うございます。湖北、陝西、甘肅の一部の、其歩いた地方並に其近傍の地方に影響しそして、揚子江一帶などにもどうであらうと云ふ心配から致しまして、經濟界に大分影響を來したと云ふやうなことが一つ、それからもう一つ一番貿易の恢復せぬ重要なる事情は紙幣の濫發と云ふことでございます。是は是までもやりました熊希齡氏の調査に依りますと、紙幣の濫發した總体の高は先づ一億七千萬圓と云ふこと になつて居りますが、他の方の調査に依ると二億以上に達して居るやうに思はれます。さう云ふやうな次第からしまして、其濫發紙幣が市場に充滿して居ると云ふ所からしまして、支那の經濟界に彼「グレシャム」の法則が行はれて居ります。即ち惡貨幣が良貨幣を驅逐すると云ふことが實際に現はれて、濫發した、紙幣が正金を驅逐しまして、市場に正金が影を收めて居ります。從つて市場が障碍を受けて居る。そんなことから又爲換が不利になります。爲換が不利になりますと、どうしても貿易が一番に打擊を受けます。左樣なことから本年は思ふた程に貿易が盛んにならなかつたのでございます。併し盛んでないと申しましても、昨年の同期に比較して見まするとと、日本から入る輸入品に於いては三割分を增加して居ります。又支那から日本に出まするものは一割七分の增加を來して居ります。之を以て見まするとと、何如なる場合に出會ひましても、日本と支那との貿易は或る程度までは年々增加して行くであらうと云ふことは斷言立てられます。

新樣な次第でありますから、是から春作が良く行き、即ち麥が良く、菜種、茶など、云ふやうなものが十分に採れ、さうして濫發した紙幣の回收策が一部でも行はれましたら、最も雜物たりし廣東の經濟界も苦境も、漸く救濟の見込が立ちたる損の次第でもあり、勢下半期の貿易はずつと增進して參るであらうと思ひます。それであるからさう云ふ時分の呼吸を能く取調べて、日本の實業家がそれに對しましたならば、唯實の上に於て大に利益があらうと想ひます。此紙幣の回收のことに就きましては私共の方でも色々取調べたものがありますが、それを一々申しますると長くなりますから、是等のことは會報の方に讓りますが、其案は二つも三つ

もありまして、又段々それを纏めて、略々一定した案が出來て居るやうでございます。さうして今の所は其資金さへ出來れば直ぐにも着手しやうとして居るやうでございます。其資金は例の二億五千圓の借款でございますが、あれは年末に成立しさうであつたのが次第々々に長くなつて、まだ成立ちませぬが、今度支那側に於ては各省の徴稅が殖えて來たので、二億五千萬圓は要らぬ、一億五千萬あれば宜いと言ひ、近來又七千五百万圓あれば足るから、それだけでも宜いから早く借りたいと言つて居るやうであります。元來紙幣回收に充てる見込高は七千五百萬圓であると云ふことでありますから、それ位のものは遠からず、調辨し得るであらうと思つて居ります。

それから列國の支那に對する經濟經營に就きましては、從前に於ては日本人が日本に於て思つた程英國の外は進歩して居りませぬ。彼等は其貿易商業に就いては思ふ存分に發展せぬ處から寧ろ商賣よりも一纏めに金を借して利息を取り、又材料を賣つて利得をしやうと云ふことに着目して居ります。元來歐米諸國の經濟學者の意見を聞いて見ますると、今日經濟の三大政策と謂はれて居るのは鐵道政策、鑛山政策、山林政策であると云ふことでございますが、此三大政策は悉く支那に於て實行に當嵌まる經濟策でございます。而して早くから是が盛んに着手されるやうになりました。それと相俟ちまして大に注意すべきは專門學校を各國とも大仕掛に彼方此方へ立てることであります。獨逸は先年青島に大學を立てましたが、近來又漢口に工科大學を立てると云ふことで、續々に設備をして居ります。それから英吉利も國庫事件の賠償金の殘額七百五十萬圓を投じて漢口に大規模の大學を立て、支那人の子弟を養成しやうとして居ります。此の如く彼方此方に專門大學を立て、それらの學校に於て專門の智識を支那の子弟に授けると云ふことは、將來今の三大政策を行ふに當つて、資金を供給して彼等にやらせるか、若くは彼等と歐米人とが合同してやると云ふ場合に、自分等に取つて都合の好い人を造るのではあるまいかと思ひます。是は日本の人の大に考へなければならぬことではあるまいかと思ひます。

此の如く大仕掛に鐵道や鑛山や種々のことが盛んに經營されつゝありますが、其資金と云ふものは又中々莫大なものでありまして、つい近頃各國が支那と條約に依つて取極めました鐵道の資金だけでも五億八千萬圓ばかりに上つて居ります。然るに是も專門家に聞いて見まするに、實際敷設の場合になつたら、どうしても十億以上を要するだらうと云ふことでございました。是等の鐵道が盛んに敷設されまして、假に十億の金を要するとしますると、其金は支那の人民に落ちる譯である。尤も其一部分は歐米から「レール」や其他の材料を買ひ入れますから、全部ではありませぬが、土工費に巨額を要するのでありますから、下層民が大に富を增し來ることになるであらうと思ひます。此交通機關の發達と相俟つて、各所の鑛山の開坑が起り、其他一方には此前御報告申上げた淮河を切開き、其爲に洪澤湖、寶應湖の兩湖が減水して三十億萬坪の水田が出來ると云ふやうな計畫も着々行はれて居る。總て斯う云ふ土木に關して事業が起れば、下層民に金が落ちる、下層民が金を持つて居る、日本との貿易は益々盛んになるに極つて居る。日本の品物はどうかと云ふと概して中層下層の者の需要する日用品が多いのでございますから、贅澤品と違つて金があれば必ず其消費高は殖えて來るに極つて居る。日本には資金が豊でないし、又金利も高く、內地にもまだ資本が十分あつて、相當の經營者がありさへすれば有利の事業が澤山あると云ふやうな狀態でありますから、大仕掛に鐵道の標利を取つて、列國と競爭して行くことは大に困難であらうと思ひます。それで歐米人が資金を投じて、鐵道の經營を大仕掛にやるとすれば、日本はそれが爲に金が撒き散されて、支那の中層下層の人の購買力の殖えたのに乘じて商賣をして、貿易に依つて利すると云ふことが最も都合の好い仕組であらうと思ひます。依つて今商賣に關する一二の例を擧げて申して見ますると歐米人の面倒臭いと言つて顧ないやうな小資本で出來ることで、將來有望と思はれますことは、「ズボン」の下に締める所のちよつと一重廻して結ぶ短かい細い紐であります。極くつまらぬものゝやうでありますが、其紐が滿洲だけへの輸入でも一箇年の消費額が八十七萬圓、支那の北部で十七萬圓、南支那は素が出來て、絹が安い爲に日本から行きませぬが、それとても日本で今一層改良を加へて、安くさへ出來ますれば、幾らでも賣れるであらうと思ひま

す。現に繻子は以前支那から來たものでありますが、日本で綿を加へて體裁の好い價の安い綿繻子と云ふものを拵へたら、今それが盛んに支那へ行くやうになりました。今の紐のやうなものにしましても、少しく改良を加へて安く出來るやうにしさへしますれば、幾らでも賣れるであらうと思ひます。詰ちぬやうなものでありましても、四億萬と云ふ人口を有する大きな國でありますから、それらの人が使用することになりますると、非常な巨額に上るのでございます。又鹽魚の如きものに致しましても以前鹽鰮と云ふものは少しも支那へは行きませぬでしたが、近頃北海道の水產組合で支那へ往って研究して、鹽鰮の輸出を試みました所が、盛んに賣出しまして、昨年の如きは大倉組の扱った鹽鰮だけでも四十萬圓近くになりました。それはどうしてそんなに賣れるかと申しますと、支那は御承知の如く鹽は專賣で、鹽の價が高いものですから、鹽は貴重されて居ります。そこで我が鹽鰮は多分に鹽を含んで居りますから、下層の人は鹽鰮を煮出して、其汁は鹽として使ひ、魚は魚として食べますので、下層の者は盛に之を食べ出しました。是等のものは交通の開けると共に將來益々販路は開けるであらうと思ひます。又「ビール」の如きは、以前は支那人の需要は極めて幾々たるものでありましたが、近頃は一般に「ハイカラ」になりました爲に、ちよっとした小都會でも西洋料理店が二軒も三軒も出來、其西洋料理屋には「ビール」は付物の如く考へて、必ず備へてあります。それが爲に日本の「ビール」の需要は非常に增加して參りまして、既に昨年の輸入額は八十萬圓近くなって居ります。

斯樣な狀態で、餘り人の氣が付かないもので、有望なるものが幾らもあります。それから支那から買入れる物品の一二の例に就き考へまするに近來支那から髮の毛が大分出て參ります。是は革命後散髮になった爲に、其不用になった髮の毛が澤山出て來た爲めかと思ひましたらさうではありませぬ。從來獨逸人が方々へ手を廻して、髮の毛の散り毛を買って居りましたが、其輸出額は段々增加して、毎年百萬圓以上にも達しました。所が昨年の春、上海の同文書院の卒業生某がそれを見付けて、十萬圓の資本で、日本の製油會社と特約をして、油を絞る袋の製造會社を上海に建てました是は油を絞る袋としては、丈夫であって、且つ油分を吸込まないと云ふので、盛んに用ひられて居ります。是れは一例を擧げたのみでありますが其他數へ來ると從來知れなかったもので、有利なものが幾つもあります。歐米の人は大仕掛に金を貸しては利息を得て行くと云ふのであるが、日本では其散った金を目當てにして、貿易を進めて行くと云ふことが、最も得策であらうと考へます。

殊に近來支那は工業が起る氣運に段々向って居ります。文明的の事業としては電燈、電話、水道と云ふやうなものは、南方の都市には追々開けて參ります。それから製粉事業の如きも有利のものにて是等を、十萬圓內外の小資本でやりますと中々利益のあるものであります。斯う云ふやうな小取り纏しのものは日本人に尤も當籍って居りまして日本人が早く手を廻してやったら宜からうと思ひます。と云ふものは上海などに於ける支那人は、日本人は製造工業に就ては歐米人以上の特長を持って居ると云ふことを皆認めて居ります。それは上海等に於ける支那人が紡績とか製粉とか云ふやうな、色々な文明的の事業をやって見ると、どうも巧く行ない。所がそれを日本人に賣渡すとか、日本人と合同でやることにすると、忽ち非常な利益が擧がると云ふやうな譯で、日本人は斯う云ふ事業には特長を有って居ると云ふことを認めて居ります。從って上海附近の各地方に於ては、日本人と合同で先づ小資本で事業を經營しやうと云ふ考へが大分盛んになって居ります。所で其小資本で事業を經營すると云ふことは、日本人に取って都合の好いことでありまして、それから又其小資本のものを集めて一纏めにして外資を入れ、其外資を又小分にして使ふと云ふことも出來る。是は歐米人は小資本のものは面倒臭いと云ふので願はぬし、それから支那人は自ら事業を經營するに適せぬと云ふのであるから、是等の遣り方を巧くやれば日本人の獨占になることも出來るであらうと思ひますから、其處に考を進めたいと思ひます。

それから序に申上げて置きたいのは海關稅でございます。海關稅は稅率を增す譯ではありませぬが、例の十年前に定めたる五分稅を時價に換算して納めろと云ふ迄のことで、各國とも皆賛同したと云ふやうな塲合であり

ますし、道理にも愧つて居ることでありますから、今日の支那の國情に照して隣國たる日本も贊成せぬ譯には行くまいと思ひます。已に主義に於ては政府も贊成して居ると云ふことでありますから、是も程なく具體的に成立つであらうと思ひます。是が成立ちますると、恰度計算して見ますると今の稅率は十年前の物價の五分率を今の物價に對すると平均三分四厘にしか當つて居りませぬから、支那は一分六厘だけ損をして居ります。故にそれを現今の時價に直して、五分にしますると、恰度輸入稅の總體に於て廿五百萬圓程收入が殖えます。是は支那に取つては中々好い財源であらうと思ひますから、日本多少の苦痛を忍んでもどうか成立させたいと思ひます。殊に相當の交換條件を得ますれば、之に代るべき有利所得はあらふと思ひますから、彼を以て之を補ふと云ふことにし、是はどうかし成立させて遣りたいものと思ふて居る次第でございます。

經濟のことに就きまして、近頃最も世人の注目を惹きました事柄は陝西の石油問題でございます。是は既に亞米利加の手に歸しまして、淘に遺憾の次第であるが致方がありませぬ。就ては將來に於ては更に探究して石油の湧出する所を捜出して、それを日本の手に獲得するより他に仕方はありませぬ。段々滿洲の方のことに詳しい方から聞きますと、滿洲方面にも良い石油礦がありはせぬかと云ふやうな意見もありました。或は熱河方面にあゝ云ふものがあゝと云ふことを考へますと、地續きのことでありますから、仔細に探究したなら、滿洲、殊に古方面に於ては、まだ良い石油礦が殘つて居らぬとも限りませぬから、そんなことも捜出したいものと思ひます。

それから今一つ歐米「トラスト」の煙草專賣と云ふことが問題になりました。是は何如も重大問題でありまして、若しあゝ云ふことが實行されますると、第一財政の上から考へて支那の運命にも關することであらうと感じましたので同文會に於ても見て居ることは出來ませぬので、調査致しまして支那政府に忠告しやうと思ひまして、調査致しましたら思たより重大のことでありました。ちよつと其概略を申して見まするに、日本の煙草專賣の狀態に照して見て、支那の人口を四億と算しまするに毎年十億圓だけの消費力を以て居ります。假に日本の例に依つて見まするに、葉煙草買入並に製造其他種々の費用を引き去りまして、毎年六億千二百萬圓の純益を得る算當になります。之を又臺灣でやつて居る例に照して見まするに、臺灣の人口が約三百萬、それに專賣局から送る所の煙草の分量を、此人口に比例して見まするに、平均して一人が一圓十錢位に當つて居ります。此平均を以て計算致しまするに、支那本部に於てはそれより以上に消費するのであらうと思ひますが、それから又四億と云ふ人口を假に三億に減じて、それに臺灣の比率を當箝めて見まするに、純益が約三億萬圓となる、それが十年間と見ると三十億圓支那としては是より大なる。財源はなからうと思ひます。若し之を外國人の手に委せて十年間彼等の手で恣にさせたなら、支那の財政上の運命にも關するであらう。斯う云ふ所から深く心配致しまして研究に掛りましたが幸にして、支那政府も自覺する所があつて列國との條約の關係もあり。其他色々な行はれ難い事情もあると云ふので躊躇して居つたが、能く研究して見ると實に容易ならぬと云ふ所から、斷然斷はつたと云ふことで、大に安心したやうな次第でございよす。

扨に將來に向つて大に注目すべき一の問題がございます。それは經濟と最も密接したる社會に關係したる問題でございます。亞米利加は近來支那の社會と云ふことに深く注意を致し、數年前から調査しつゝありましたが、近頃殊に其樣子が著しく見えるやうになりました。現に昨年の暮登りました亞米利加の北京駐在公使はあれは、社會學の博士でありまして、支那の社會に關する著書なども色々ございます。其人の赴任の際の意見を聞きまると北京に於ける亞米利加公使館員の任務としては、外交上のことよりは第一に支那の社會と云ふものを研究して、其改良を圖ると云ふことが最も重い任務である。故に公使館員としてさう云ふことを研究すべき專門の學者を同行して來たが、尙必要があれば本國官廳から夫れ〳〵專門の學者を派遣して支那の社會を詳密に攻究し、而して改良すべきことは改良させる、さうしてそれに要る金は存分に注込んでやる。支那の社會を改良し、經濟を進めて、それから亞米利加の貿易の擴張を圖ると云ふ考であると云ふ話でありました。其後の樣子を見まするに、如何にもさう云ふ考へを持つてやつて居るやうに思はれます。是は果して此の如き抱負を以て進んで行く

ことになりましたならば、支那の社會は大に改良して來るでありませう。又經濟の上に於ても大に發達して行くであらうと思ひますが、それと同時に日本の維新以後の社會狀態變改の如く、一方に利のあると共に害も生ずるであらう。或は是が爲に支那の國根國本も誘はれて動かされはしまいか、如何なるものと雖も利を以て誘はれたならばそれに動かされると云ふことは人情でありますから、支那の社會が改良され、富が增して來ると、それを利用して盛に亞米利加風を移したならば、支那の社會は大に變化して來るであらうと思ふ。所で亞米利加の風が支那の社會に段々擴まると、其結果はどうなるかと云ふと、名教と、相容れないことになりはせぬか。支那の社會の存立して居るのは名教の御陰で其隋力の爲めである、其事は既に諸君は御承知であらうが、若それに因り社會に根本的變動が起りましたならば、隨分危險なことではなからうか殊に近頃支那の商業會議所と云ふものが大變盛んに活動して參りました。支那は光緒二十七年に初て商部を置いて商業のことを奬勵するやうになりましたが、其以前商業を保護奬勵することには極く冷淡でありました。所が其の後段々盛んになりまして、或は勳章を授けたり、或は爵を與へたりして奬勵するやうになりました。現に約法會議が出來まして、重要なる政務特に憲法制定迄議するに當つて、商業會議所を代表して、四人の議員を加へると云ふやうに重要視して居ります、民間にても第一次革命亂の時に、あの革命を成遂げたのは軍隊の力、書生の力商業會議所の力、であると盲つも宜い。そうして又第二次革命の失敗に終つたのも商業會議所が援けなかつたからであると論じて居る者もある位で、爾來商業會議所の力は大きくなり、又尊重されるやうになりました。又商業會議所自身も其重きを自覺して大に國家社會の爲に盡さうと云ふことに、奮勵するやうになりました。つい此間も全國商業會議所聯合會が上海に開かれましたが、其議場の樣子を報告に依つて見ますと、問題も中々立派なものであり又其議し方も大に見るべきものがありました。斯樣に全國の商業會議所が聯合し、一致して相談して行くと云ふことになると、商業界も餘程面目を改めて來るであろう。其上に亞米利加が支那の社會を研究して之を改良し、經濟を發達せしむると云ふことにありましたならば、兩々相俟つて支那は非常の變動を來すであらう。斯樣な場合でありますが故に、日本の立場としては今より餘程注意を致し、之に對する方策を研究しなければならぬことゝ考へます。經濟に關することは大體其位に止めます。

次に政治界の事に就て簡單に申上よすが、昨年秋期大會の時に御報告致しました時分には、一部の人に於ては支那は財政の爲に破產をしはせぬか、或は第三次革命が起つて、がらがらになりはせぬかと云ふこと異口同音に唱へましたが、當時私共の所見としてはさうでない、支那必ず小康を得るであらう、「ずつと先へ行つたら知らぬが、暫くは小康を得るであらう、又財政の前途も世人の悲觀する程のものではない、相當の方法を盡せば整理も付き濫發紙幣の交換も出來るであろうと云ふことを御報告申上げて置きましたが、爾來段々政治上整頓の步を進めまして、今日の狀態は愈小康の時代となりました。元來第一次革命後の支那の趨勢に就て考へまするとと、第一次の革命に於て、漢人が滿人を倒して中華民國と云ふ新しい國を拵へました時に、意氣は確に一變致しました、無學文盲の者は別として、文字の讀める者は確に意氣が一變致しました。此の時を利用して一國の有形無形のことを改良するのは最も大切である。それにはどうするが宜いかと云ふと、先づ有形の事物の、爲し易い方の改良をなし、而して無形の方の缺陷を補つて行くことは至當であらうと思つて居りました。然るに南方の人達は、北方の連中もさうでしたが、權力爭やら感情の衝突やらで、國の大事を誤り、終に第二次の革命が起り、遂に一新した意氣も半ば損つたやうな狀態になつた。然るに第二次革命の失敗に歸するや、恰度袁世凱氏が己れの威望を建つる爲に謀つて事をしたやうに、さうではありますまいがさう云ふ結果になりました。爾來袁世凱氏は色々なことをやり出しまして、結局國會の「クーデター」と云ふことに至つて一段落を告げました。

其後の模樣を見まするとと、やはり曾て申上げました如く、先づ爲い有形的の事物の改良を圖つて、無形の缺陷を補ひ、經綸を進めやうと云ふやうにやつて居ります。是は至當の順序であらうと思ひます。之に對して昨年議希勳內閣は施政の大方針を發表しました。それは當時同文會に於ては印

關して諸君に御配付致しましたが、其熊内閣は今年二月交迭を致しました。其交迭を致しましたのは袁世凱氏と意見が合はなかつた爲めではないらしい、眞意は分りませぬが、先づ總統内閣と云ふものにするならば、其内閣と總統の相合した人がやつたら宜からうと云ふのが表面の事情でありますが裏面から實際の事情を見まするに、威望が足らないが爲めに各省都督が言ふことを聽かない。從つて租税を取つても其金を中央政府に送つて來ない。金を送つて寄越さないが爲に財政計畫を立つても實行することが出來ない。如何にも力量にしてやり切れないと云ふ所から罷められたらしい。勿論袁氏と意見が合はずして袂を拂つて罷めたいのではないから、熊希齡氏は全國の石油鑛の總取締になり、それから汪大燮氏は平政院の院長となり、梁啓超は幣制局の總裁と云ふやうな重要の位置に居ると云ふやうな所から見ましても、決して喧嘩をして分れたのではないと云ふことは明であります。又其後の内閣に於ても熊内閣が拵へた施政の方針に基いて、大體あの通りでやつて行くと云ふことを公言して居ります。又爾來段々其やつて行く樣子を見ましても其通りであります。で其施政方針を見まするに、其要點は三大綱目に分れて居ります。其第一は幣制を改革して、財政を整頓すること、第二は九軍區に分つて軍隊の配備を確立すること、地方警察隊を拵へて内治の保安を圖ること、それから第三は洲制案でありますが此中幣制のことに就きましては、只今申しましたやうな次第で、是は直ぐと云ふ譯には參りますまいが、段々借款の方の交渉も都合好く進んで行きつゝありますから、徐々ではありますが整頓するであらうと思ひます。殊に財政のことは、收税の上から見まするに、近頃各省の徵税機關が漸く整頓したと云ふことで、中央政府には多額の金を送りつゝあるやうであります。又其送金額は段々殖えるやうであります。是は一體さうあるべきでありまして。地方の政費は軍費を除いては前清時代より著しく減つて居ります。唯々第一革命以後俄かに百箇師團も拵へた爲に、軍費を非常に要しましたが、其軍隊も次第に解散して、軍費を減ずることになりましたので、各省の政費は、前の清朝時代に比べて著しく減る譯でございます。さう云ふ譯で次第に整頓して參りましたので、地方の財政も餘裕が出來るやうになりました。それでどの位餘裕が出來るかと云ふことの調べたものもありますが、中々能く行つて居ります。唯々熊内閣の政施の方針と一致しないのは、熊内閣では新税を起すと云ふに就て、六つも七つも税目を擧げて置きましたが、今度の内閣ではそれは暫く見合せて、一二の税目のみを新に起し他は從來の收税を整頓して、税額を增すと云ふのであります。從來の收税法に改良を加へ、整頓をして行きさへすれば、種類に依りましては倍位になるものが幾らもあります。例へば鹽税に致しましても、清朝時代には五十萬圓位しかなかつたのが、近來少しく改良を加へましたら、忽ち七千萬圓以上になりました。今少しく整頓致しましたならば一億圓、即ち倍になることは易々たるものであらうと思ひます。是は一例でありますが、其他の税に就きましても左樣なものは幾らもあるやうであります。故に新税を起すより舊税を整頓して行くと云ふことは至當のことであらうと思ひます。唯々新税中で吾々の意想外に思ひましたのは權利移轉税、即ち買賣の契約税でございます。是は既に實施しつゝありますが、現今でも一千五百萬圓位はある、今少しすれば二千萬圓になるであらうと云ふことで、中々大した税でございます。是は人口も多く、隨つてさう云ふ事件も多く、又從來權利の確保が十分でなかつた國でありますから、從つて斯う云ふことには重きを置いてやりますから、納税者に苦痛がなくして最も好い税目であると思ひます。

それから熊内閣の五十箇師團案の中で、半分は國防に充てゝ、純然たる隊とし、他の半分は巡兵のやうなものにして、地方の警察に充てしむたと云ふことで、それは巡防隊やら解散兵やらから採ると云ふことでありました。所で之を第一着にやりましたのは江蘇省でありますが、江蘇省では英吉利の陸軍士官を雇つて訓練をすることになりました。警察巡軍隊の訓練だけはどうかして日本の手に入れたいと思ひます。と云ふものは純粹の軍隊の方は國防の爲とか戰時に用ゆるのみでありますから、日本對支經濟界の上に於ては左程密接の關係もありませぬが、警察隊の方になりますと是は各省に散在して地方の警備に當る者でありまするから、將來日本が支那に於て商業上の發展をして行く上に密接の關係がある。殊に支那も何れ

其內地雜居になつて、日本人は到る處で居住營業の自由を得るやうになるであらうと思ひますから、さう云ふ時を考へまするに、是は中々重大な問題であるから、是は早く日本で手を付けて、日本人の手に其實權を握るやうにしたいと思ひます又滿蒙案は其後道劃案も出て部劃案も出て目下深重に研究しつゝあります。此の如く政治の方は急速には參りませぬけれども、徐々として進歩しつゝあります。殊に北京政府で拵へた中華民國新約法は決定致しました。是は先刻印刷したものを一部づゝ差上ました、あれで御覽を願ひます是約法に依りますと、舊約法に比して總統の權力は非常に偉大なるものになりました。舊約法に於ては總統には殆ど獨裁にては何事も出來ない位のものでありましたが、新約法は殆ど日本の憲法に於て天皇の有せらるゝ數力と同樣の權力を持つて居ります。それ故に是から總統は政務のこともし易からうと思ひます。それから又今度總統內閣が出來ました。是は人々の見樣にも依りますが、今の支那に於て袁世凱氏としては最も良い考だらうと思ひます。と云ふのは支那に於ては天子、即ち元首大宰相以下に政務を委ね權力を與へまするに、天子の位が尊くはなりますがいつしか、實際の權力は其手から離れ、一威權が墜ちて終に國家の統治が出來なくなります。清朝の如く他國から來て征服し權力を握つた者は、殊にさう云ふことがありますので、清朝に於ては宰相と云ふものはありませぬ。尤も大學士と云ふ名はありましたが、それは名譽職でありまして、實權はありませぬでした。其後雍正年間に軍機大臣を置かれましたが、是れとてもほんの軍國の相談役でありまして、定つた政權を假した譯ではではありませぬでした。そこで今度の內閣に於ても總理大臣以下に政權を委れて置きますと、大總統の位は尊くなるが、權力は次第に衰へて威權を失墜することになりますので、そこで袁世凱氏は總內閣の制度を採り、總統が國務卿を置へて直接に國政を指揮することにしたのでありますが斯うなると總統の實權力はやつと加はつて來るであらうと思ひます。幾に天下の賢人、有力者を集めて自分の援けにすると云ふやうなことに案を取つて來たやうでございます。是は一大見識で、清朝に於ても野に遺賢なからしむると云ふ方針で、天下の賢人識者を北京に集めて、例の康熙字典を編纂するとか、大清會典とか云ふやふな浩瀚なる字引や政典を拵へるやらして天下の學者を北京に集め、其力を自分の援けにしたと云ふ成行をになつて居る。今度袁世凱氏が清朝の歷史を編纂すると云ふ名義で、天下の著名の學者を優禮を以て北京に集めて居ります。それから又今度の約法を編制するに當つて、約法會議所として各會の有力者を集め、又政治會議を開いて有力なる官吏其他著明の人を集めると云ふやうにして、段々人材を集めて居りましたが、今度約法が定まつたに就て、參政院と云ふものを拵へました。此の參政院と云ふのは約法會議員であつたものと政治會議の議員もであつた者とを採つて組織しやうと云うのだそうでございます。然るに此參政院と云ふものは約法會議のやうに大總統の諮詢機關であつて立法機關ではありませぬ諮詢機關でありますから、怡度顧問のやうなものであります其處に天下賢人有力者を網羅したと云ふことになりまするとと、大總統の實權力は確に加はるであらうと思ひます。

斯くして十分なる權力を加へ、有形的事物の改良に掛かると云ふことは左程六ケ敷ことではあるまいと思ひます。殊に衙儀道の數設やら其他のことで民間には金が散つて、實力が付いて來るから、多少税を增しても人民は苦痛を感じない。其金を以て仕事に掛るのでありますから、さう困難のことはありませぬ。又一方から見まするとと世の中には能く新法を止めて舊法に復すると云ふやうな觀察を唱へる人もありますが、實際はさうではありませぬ兎に角漸く漢人が滿人を倒して中華民國と云ふ新しい國を建造した場合に、又舊にして舊に復すと云ふやうなことは到底出來ることではありませぬ。併しながら第一革命後急激に舊制度から新制度に改め、從來の事物を俄に破壞同樣に激變し殆ど無秩序となりたるを以て、そこで其秩序を立つる爲には、色々のやり方もありまするが、先づ破壞した秩序を一旦元に戻し、それから事物の改良に着手すると云ふことは當然のやり方であらうと思ひます。今度の內閣の人を見ましても全然復舊とは言へぬ、國務大臣中にも古い人も居りますが、半數以上は若い人達であり。それから部長にしても、やはり半數以上は若い人である。先日も知事の登用試驗がありまして、三千人近くの人が集つて試驗を受けましたが、其登用された者は、古い官吏の連中も一部分入つて居りますが、大部分はやはり新しい學

開かした若い連中でありました。總てがそう云ふやうでありますから、全然元に戻ると云ふことはありませぬ。一部分には古い者を加へ、新しい者を半數以上と云ふことにして、新しい方に進んで居るのであります。さうして此新智識を得た、新しい考の者が有形的の事物の開發改良と云ふ方に向つて行くであらうと思ひます。又一方には即座に利益の生じて行く鐵道の敷設、或は淮河の切割と云ふやうなこと、此淮河の切割の如きは貧民は勿論、社會一般の幸福を增進する。又鐵山開發の如きは交通機關の發達と共に盛に富を增すことになる。それから秩序が段々恢復され、施政が改良され、民間の富が殖えて來ると租稅も增して來る。煙草稅の如きも殖えて來るし、酒稅の如きも日本では地租に匹敵した收入があるが、支那四億の人民もやはり酒を飲みますから、此稅も隨分巨額に上らうと思ひます。それから砂糖の如きは今日では稅は取ては居りませぬが、中々の消費力がある。今日ざつと計算しても六億五千萬斤程の消費力がありますから、之に向つて少しの稅を課しましても、非常な稅源になる。斯う云ふ譯で財源も十分あり、而して袁世凱氏と云ふ人は人格の上から見ると色々缺點の多い評判の人でありますが、一方支那と云ふ國の上がら見ると、兎に角滿人を倒して中華民國と云ふものを拵へた、初代創業の元首であるから、後世歷史家が書く時には、確に一世の大偉人として稱揚するであらう。それから非凡の精力家で智謀もあり、政務には多年經驗を積んで居る、其人が今日の時勢に投じ、從來に比類なき權力を握つて財政を豐かにし民間を富し其力を提つて掛ると云ふことになりましたならば、有形的事物の改良開發位のことは雜事でなからうと思ひます。

左りながら其有形的事物の改良開發をなし、民間の富を增したら、それで立派の國家になるかと云ふと、さうは行かないであらうと思ひます。是は或る程度の改良と云ふ位のことで、私共の見る所に依りますると若し國家社會の根本精神を失つたならば、一般の富が增し、又國民に勇氣が生じたとした所が、却つて其富や勇氣は破壞の本になる力となるかも知れませぬ。殊に支那に於ては深く其事を感ずるのであります。現に孔子が論語に於ても其決定の意を述べてある。言に見るも、「子曰。殷因レ於二夏禮一。所二損益一可レ知也。周因レ於二殷禮一。所二損益一可レ知也。其或繼レ周者。雖二百世一可レ知」也と。之を裏面から解して見ますると直即ち名教で、あの國家社會存立して居る、さうして此禮即ち名教が續いて行きさへすれば國が存立するが、若し名教が無くなると、支那の國家社會は亡滅すると云ふのであります。所が今日の支那の狀態は、從來名教の風習は大に變革し、精神界は日に月に混亂を來して居ると云ふ狀態である。殊に先刻も申しました如く亞米利加は社會の改良と云ふことに就て、富を以て之を誘ふと云ふことになりましたならば、彼國名教の前途と云ふものは危いものではなからうか、之に由て支那の前途を鑑みますると、私の見る所では暫くは有形的事物の改良開發の爲に繁昌するであらう。併ながら其結論を巧くしないと、其力を以て却つて自ら社會國家の破壞するやうなことになりはせぬかと思ひます。故に之に對する日本國家國民の覺悟としては、樂觀の場合は斯う、悲觀の場合は斯うと、其兩方の場合を考へて、其場合に於て夫れ〳〵適當の處置をなし、處置を執つて行かなければならぬだらうと、斯う存じて居ります。誠に疎略でありまするが、大分長くもなりましたから、御報告は先づ是だけで止めることに致します。

○會長（侯爵鍋島直大君）　それから會則の改訂と役員の選擧を行ひます。

○幹事長（根津一君）　會長の命に依りまして申上げます。此度會の進運の必要に應じまして會則に若干の改正を致したいと云ふ考で提議致しました。改正案は一部づゝ差上げて置きましたが、改正の所は第二條の「本會に會長副會長各一名を置く」とありますのを、「會長一名副會長二名を置く」と云ふことに致しました。是は會の事業其他のことに就きまして、副會長は二人にして置くことが必要であらうと云ふ考から、斯樣に致しましたので、近來何れの會でも副會長は二名若くは三名置いてある所もあるやうでございます。是は社會の狀態、事業の複雜と云ふやうな關係からさう云ふやうになつたので、本會もやはり同樣の注意から斯樣に致しました。それから第五條の「本部には」の下に「相談役若干名」と云ふことを加へたのであります。是も他の會などにも設くあるやうでございますが、本會に於きましても事業の發展、會務の進行を圖る上に於て、必要から斯う云

ふことを加へた次第であります。それから第六條の「本部」と云ふ下に「相談役」と云ふを加へました。是は前の第五條に相談と云ふのを置くことになりましたので、當然斯う云ふ改正を要します。それから第七條の「評議員幹事長」とある上へ「相談役」と云ふのを加へました。之も前と同樣の注意から斯う云ふ改正を要します。第九條の所で「本會の議會を分ちて大會、評議員會及幹事會とす」とある、是は字句も穩當でありませぬし、必要の事柄でもないやうでございますから、豫てより是は改めたいと思つて居りましたが、此箇條だけの爲に改正を致すと云ふこともどうかと思つて延ばして置いた次第であります。此度改正の場合に此箇條は削除致したいのでございます。それから十條以下を一條づゝ繰上げまして、第十條、改正の第九條の「大會は春秋二回とす」とありますのを「毎年春秋兩期に於て大會を開く」と致します。是は文章の書き方を少しく變へましたのみで、注意に變りはありませぬ。それから第十一條、改正の第十條の第一項、第二項、第三項の次に、第四項として「相談役は重要の會務に關し特に會長の諮議に參與す」と云ふ一項を加へ、それから第十二條が第十一條、第十三條が第十二條、第十四條が第十三條となる、是だけの改正でございます。どうぞ御審議を願ひたうございます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○幹事長（根津一君）　御異議がありませぬければ提案の通りに決定致します。次には役員の選擧でございます。役員の選擧は會則にもあります通りに會長の指名に依りまして大會の認諾を經て決すると云ふことになりつて居ります。依て會長の指名に依て御相談を申します。此度清浦副會長が、長年本會に盡力下さいましたが、御一身上已むを得ぬ事情があつて辭任なさると云ふことでございます。會と致しましては幾度も御留任を御願申しました、又私は一個人としても數回參り、或は幹事會の決議を以ちまして會を代表して參つたり、又は幹事會に特に御臨席を請ひまして、其席でも一同から禮を盡して懇切に御願申上げましたが、如何にしても留まることが出來ぬ、一身の事情から困ると云ふことでありまして、終に留任が願はれませぬでした。依て改選することになりました。而して副會長の一人には侯爵細川護成閣下を推選致したいと云ふことでございます。どうぞ御異議がなければ御贊成を願ひます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○幹事長（根津一君）　御贊成でございますから、左樣に定めます。それから會則の改正に依りますると副會長二名となりましたので、細川新副會長の外にもう一名會長を選任致すべきでございますが、其一名は目下相談中でございますので、是は後日共選定を會長に御一任を願ひたいと思ひますが、如何でございませう。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○會長（侯爵鍋島直大君）　それでは其通りに致します。

○幹事長（根津一君）　それから幹事長も、私は今度幹事長を辭職致しまして、上海同文書院專任になることになりました。就ては後任を選定致す場合になりましたが、是も即今考慮中でございますので、やはり後日會長の御選定に御一任を願ひたいと思ひますが如何でございませう。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○幹事長（根津一君）　御異議がありませぬなれば其通りに致します。それから其他の役員を申し上げます。會計監督には從前の通り森村市左衛門君に御依頼致します。それから幹事に多少の異動があります。舊幹事の小川平吉君、大内暢三君、柏原文太郎君、山内確君、白岩龍平君は重任を希望致します。それから更に井手三郎君、根岸佶君、江藤哲藏君の三君を幹事に指名致します。それから改正の會則に依りまして相談役と云ふものが出來ました。いろは順で申しますが此相談役には犬養毅君、伊集院彦吉君、原敬君、大石正巳君、子爵曾我祐準閣下、子爵清浦奎吾閣下、男爵益滿邸一閣下、此方々に相談役に御願致します。それから舊評議員は全部御重任を願ひまして、尚新に增員を致したい考へでございます、其名前を申し上げます。順序はいろは順で申し上げます。花井卓藏君、公爵德川慶久閣下公爵德川頼倫閣下、男爵東鄕安閣下、岡崎邦輔君、谷干城男君、伯爵柳澤保惠閣下、柳生一義君、子爵松平親信閣下、子爵牧野忠篤閣下、藤樫政次郎君、江口定條君、男爵田健治郎閣下、淺田德則君、勝田主計君、關直彦

君、杉田定一君、鈴木梅四郎君、鎌富猪一郎君、鎌田榮吉君、村山龍平君本山彦一君、是だけを評議員に指名致します。　會計監督、幹事、相談役、評議員に就きまして、會長は此の如く指名致しまして御相談を申上げます。御承認を願ひたうございます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○幹事長（根津一君）　御異議がありませぬければ只今の通り決定致しますそれから幹事長の決定になりますまでは、小川平吉君が幹事長心得と云ふことで幹事長の事務を取扱ふに御相談を致して居ります。チヨット其事を御報告申上げます。それから私はチヨット一言御挨拶を申上げます。此度幹事長を辭職致しまして、上海同文書院院長專任になりました。實は私は三四年前から健康を害しまして、身體が惡くなりまして。今日まで押してどうなりやつて居りましたが、段々無理になづて參りました。殊に新補助の結果と致しまして上海に農工科を增設することになりましたので、双方掛持と云ふことは、双方に十分盡されないと云ふ恐れもありますので、幹事長を辭退することになりました。長年幹事長の重任を尊う致しましてどうなり斯うなりやつて參りましたのは、全く諸君方の御指導、御助力の致す所と存じまして、深く感謝に堪へませぬ次第でございます。就きましては東亞同文書院の事業に對しまして、どうぞ將來相變らず御指導御助力の程を、チヨット御禮旁々御願申上げます。

○子爵曾我祐準君　只今の御報告に依りますると、清浦副會長、根津幹事長には今度御辭任になりました。私は甚だ僭越ですけれども此御兩君の是まで長い間の非常なる御盡力に對しまして、會員諸君の御贊成を得て一言御禮を申述べたく考へます、どうか諸君の御許を願ひます。清浦君は何時頃から副會長になられましたかチヨット記憶致しませぬが、餘分長いことゝ思ひます。其間種々御盡力になりまして、殊に近年支那に於て革命亂の起りました以來は、上海の同文書院が燒けて見たり何か致した爲に、別して御骨折も多かつたやうに存じます。殊に又今度は種々御盡力の結果と致しまして、多少國庫より補助の增加もありまして、益々此會の繁昌するやうになりましたことは茲に會員と共に感謝致します。又根津君に至つては、是は餘程古いことでありまして、日本と上海の間を、或は北京の間を每年一回、若くは二回も往復されて、本會の總ての事業に關し盡力せられて今日に至つた次第でございます。今後は專ら上海の方のことを御盡力になるとゝ云ふことで、幹事長を御辭退になりました、是は又已むを得ぬことゝ考へます。如何にも本會の事業の段々擴張すると共に、一人で兩方を兼ねることは御困難でありませう、是まで双方御盡力になつたことは深く感謝するのみならず、尙今後は御自分で踏込んで支那の方へ御出でになりまして御盡力になると云ふのでございますから、深く御禮を申上ぐると同時に、尙益々御盡力あらんことの希望を申上げます。突然のことで甚だ意を盡しませぬが、それだけ一言御挨拶として申上げます。

○會長（侯爵鍋島直大君）　それでは是で會を閉ぢます。御苦勞樣でございました。

午後六時三十分閉會

主意書

日支兩國の交や久し文化相通じ風敎相同じ情を以てすれば即ち兄弟の親あり勢を以てすれば即ち脣齒の形あり　其の玉帛往來して古より渝らざるものは天理の公に出で人道の正に發するに因れり豈に彼の環輿列國の朝婚夕冠互に相攜孚する者と同じからんや何ぞ圖らん前年吳天弔せず兄弟牆に鬩ぎ而して列國隙に乘じ時局日に艱なり嗚呼愆を忘れ嫌を棄て其外侮を禦ぐもの豈に今日の急に非ずや此時に當りて上は即ち兩國政府須らく公を執り禮を尙び益々邦交を固すべく下は即ち兩國商民須らく信を守り利を共にし彌々隣誼を善くすべく兩國士大夫即ち中流の砥柱となり須らく相交るに誠を以てし大道を踏明し以て上を助け下を律し同じく盛强を底すべきなり是れ我が東亞同文會を設くる所以なり請ふ兩國士大夫同じく此洲に生れ同じく此時に志す者此意を贊し此會に入り以て力を此に戮せよ

明治三十二年十一月

東亞同文會會則

第一條　本會は本部を東京に支部を內國及海外須要の地に置く

第二條　本會に會長一名副會長二名を置く

第三條　會長及副會長は大會に於て選擧し任期を三年とす

第四條　會長は本支部を統轄し外に對して本會を代表す
副會長は會長不在の時其代理をなすものとす

第五條　本部には相談役若干名評議員若干名會計監督一名幹事長一名幹事若干名事務員若干を置く
但幹事以下事務の繁劇に由り報酬を爲すことを得

第六條　本部相談役評議員幹事長會計監督幹事及在外支部長は會長の指名に由り大會の認諾を得て就任し任期を一年とす
但し內國支部役員の任免は支部通則に據る

第七條　相談役評議員幹事長會計監督幹事及在外支部長に缺員を生じたる時は會長の指名により補缺することを得

第八條　本會の役員は總て再任することを得

第九條　每年春秋兩期に於て大會を開く必要の場合に於ては會長は幹事會の決議により臨時大會を開くことを得

第十條　評議員會は會長の請求により重大の事件ある每に開くものとす
緊急の事件ある時は幹事會に於て之を處理し次回の評議員會に於て其認諾を求むべし
會長は通常評議員會の議長たるべく幹事は評議員會に出席して意見を述ぶることを得

第十一條　相談役は重要の會務に關し特に會長の諮議に參與す

第十二條　幹事會は大會及評議員會の決議したる方針に由り會務を處辨す

第十三條　本會に入らんと欲するものは會員二名の紹介と幹事會の許諾を要す
退會せんとするものは事由を具して本會に屆出づべし
本會の體面を毀損すべき行爲あるものは評議員會の決議若くは支部長の認定により退會を命ずることを得

東亞同文會支部通則

第一條　支部を內國及在外支部とす

第二條　凡そ支部は其內國たると在外たるとを問はず必ず本部と同一の主義に由て立つ

第三條　內國支部は各其地方の會員を以て組織し其組織及役員の選擧は地方の便宜に從て定め本部の認可を受くべし

第四條　內國支部は各其會員に依りて維持するものとす

第五條　在外支部長は其支部所轄內一切の事を統理す

第六條　本邦居留民多數なる地方に於ては其支部の組織及維持方等總て內國支部に準することを得

第七條　各支部は地方の情況を參酌し此規則の範圍內に於て各自細則を定むることを得

第八條　凡て支部は每月一回本部に對して定期通信の義務あり
緊急必要の事件は臨時通信をなすべきものとす

第九條　海外各地に於ける專業主任者及駐在所長は支部長に準するものとす

第十條　各支部に入會及退會者ある時は次回の通信にて本部に通報すべし

第十一條　各支部は本部の許諾を受けずして本部又は他の支部の負擔となるべき契約をなすことを得す

第十二條　各支部は本部の許諾を得すして壇に解くことを得す

明治四十二年十二月改正

改選本部役員氏名

會長　侯爵鍋島直大

副會長　侯爵細川護成

仝代理　伊集院彦吉

輸事長　事務代理　小川平吉

輸事　井手三郎　小川平吉　大内暢三　楠原文太郎　根岸信　山内嵩　江藤哲藏　白岩龍平

相談役　大養毅　伊集院彦吉　子爵大石正已　子爵我祖準　子爵清浦奎吾　男爵澁澤榮一

評議員　大養毅　伊澤修二　伊集院彦吉　花井卓藏　子爵花房義質　男爵林權助　早川千吉郎　花田仲之助

侯爵細川護成　公爵島頭滿　公爵德川慶久　侯爵德川賴倫　伯爵德川達孝　男爵東鄉安　床次竹二郎　子爵大浦兼武　大岡育造　大谷嘉兵衛　大石正已　岡崎邦輔　押川方義　伯爵大久保利武　伯爵奧正親町實正　奧三郎　小田切萬壽之助　加藤正義　鎌田榮吉　川島浪速　谷森眞男　高田早苗　竹越與三郎　田鍋安之助　子爵我祖準　濱田飛雄太郎　津輕英麿　根津一

侯爵　鍋島直大
子爵　鍋島直彬
中島眞雄
中西正樹
男爵　中橋德五郎
長島鷲太郎
村山龍平
子爵　宗方小太郎
內田康哉
井手三郎
野田卯太郎
侯爵　黑田長成
桑田熊藏
倉知鐵吉
伯爵　柳澤保惠
柳生一義
子爵　牧野忠篤
山座圓次郎
男爵　松平正直
松平保嘉
松田正久
伯爵　松浦厚
男爵　近藤廉平
河野廣中
小池張造
小山秋作
江口定條
男爵　田健次郎

男爵　有地品之允
安達謙藏
淺田德則
男爵　菁藤實
男爵　阪谷芳郎
淨柳政大郎
坂本金彌
子爵　清浦奎吾
南岩倉具威
男爵　箕浦勝人
柴四朗
勝田主計
元田肇
本山彥一
關直彥
杉田定一
鈴木梅四郎
森村市左衛門

會計監督

大正三年八月十五日發行（毎月一回十五日發行）

支那

第五卷第十二號

要目

論說　英佛の協約……一―四

資料　廣東省の蠶業……五―一四
　　佛領交趾支那地方視察報告……一五―二二
　　武漢地方に於ける工業……二三―二七
　　上海租界擴張問題……二八―三〇

研究　支那土貨出口に就て……三一―三四
　　幣制改革問題の推移……山口生三五―三七

雜錄　參約法會議……三八―三九
　　參政院組織法……三九―四〇
　　政院成立……四〇―四二

通信　北京通信……四三―四六
　　湖南通信……四七―四九

時報　支那最近時要項……五〇―六四

附錄　新官制

東亞同文會調查編纂部

東亞同文會發行書目

支那經濟全書（第四版）全拾貳冊

菊版總紙數約一萬二千頁　特價金貳拾八圓　郵稅（內地一圓八十錢　支那二圓五十錢）

東亞關係特種條約彙纂（增補四版）全壹冊

四六三倍版紙數約千七百頁　正價金五圓　郵稅（內地三十錢　支那五十錢）

清國商業綜覽（再版）全五冊

菊版總紙數約二千頁　正價金八圓　郵稅（內地三十錢　支那六十錢）

露國大藏省編纂 滿洲通志（第三版）全壹冊

菊版紙數約八百頁　正價金貳圓八拾錢　郵稅（內地十二錢　支那三十錢）

日露之將來（第三版）全壹冊

菊版紙數三百頁　印刷實費金參拾錢（非賣品）　郵稅金八錢

大清律

全壹冊　菊版紙數約四百頁　正價金壹圓五拾錢　郵稅（內地十二錢　支那三十錢）

樺太及北沿海洲

全壹冊　菊版紙數約五百頁　正價金壹圓五拾錢　郵稅（內地十二錢　支那三十錢）

蒙古及蒙古人（再版）全壹冊

菊版紙數約八百頁　正價金貳圓五拾錢　郵稅（內地十八錢　支那三十五錢）

勾麗古碑（石版刷）

正價金七拾五錢　郵稅金八錢

東亞同文會調查編纂部
東京市麹町區飯田町二番地
振替口座東京九七三〇番

上海東亞同文書院教授 文學士 大村欣一氏著

支那政治地理誌

上卷

菊判布裝壹册
紙數九百六十餘頁
圖十五種
正價金貳圓八拾錢
郵稅金貳拾四錢

今や支那共和國は其變亂第一期を經過し、まさに第二期に入る、第一期は内亂時代にして列國も稍干涉を躊躇せしこと雖も、来るべき其國際外交紛雜の時代に至らば、列強耽々逐々の慾之を禦かんこと欲するも遂に能はざるを奈何せん、嗚呼天に倚るの一劒人に逼つて寒し、此時に當り支那の政治經濟を論し、財政外交を言ふ者一に支那の現狀に基きて實際的論說を立てざるべからず、支那を我邦こ同視し、支那人を邦人こ混同する主觀的空想的の論難は、唇焦舌爛に至るこも大局に寸効なき也、其實質より觀れば今も猶古の如し、前清こ共和時代こ其間何等の差なし本書は清代を基こして現代を說き、參するに歷世の眞狀を以てし、殊に力を政治財政、賦稅、山河形勢に致し、聊政治上社會上に於ける支那人の能力を觀察せんこする也。

東京日本橋通
（振替東京第五番）
大阪東區博勞町
（振替大阪七四番）

九善株式會社

京都三條通麩屋町
（振替大阪一七三）
福岡市博多上西町
（振替福岡五千番）

目

大正三年六月十五日發行「支那」第五卷第十二號

口繪　浙江省嚴州府城、江西省今干縣城外琵琶湖

論說

英佛の協約……一——一四

資料

廣東省の蠶業（三）……五——一四　農商務省實業練習生…和田富雄氏調査

佛領支趾支那地方視察報告（一）……一五——二二

武漢地方に於ける工業（四）……二三——二七

上海租界擴張問題（上）……二八——三〇

研究

支那土貨出口に就て（二）……三一——三四

幣制改革問題の推移（三）……山口生　三五——三七

雜錄

約法會議（六）……三八——三九

參政院組織法……三九——四〇

次

參政院成立……四〇——四二

通信

北京通信……四三——四六

湖南通信……四七——四九

時報

五〇——六四

（內治外交）

獨英と庫倫領事——確定各省司法費——地質礦鑛業顧問——省制改正の確定——地方官制の概畧——條約修正專任委員——審計處獨立——內蒙移民勸誘——司法整頓方法——張家口の居留地——デーン氏の歸國——白狼四川に入る、進步黨の發展——南京に外人居住區域要求——李經義不承諾

（教育）

湯總長の教育方針——大學制度視察——教會設立の學校

（財政經濟）

中央政府財政狀態——政費節減方法——徐國務卿の財政方針——鹽稅整理方法——各省の國庫納入金——銀行團と前貸——地券稅の收入——有獎公債發行——驗契稅延期——浙江省四月分收入

山西票莊の借欵——廣東省紙幣回收端緒——中國銀行分號增設——勸業銀行設立

（農工商鑛）

招商局株券問題落着——懋遷公司の設立——鎭江水道布設——宣君縣の石油鑛

（交通運輸）

梁總長の交通方針——許襄鐵道借欵說——張綏鐵道工事——滬杭滬寧兩鐵道接續——海關鐵道の工程——寧湘鐵道近開——同成鐵道近況

附錄

（命令法律）

大總統府政事堂組織令、法政局官制、機要局官制、銓敘局官制、主計局官制、印鑄局官制、司務所官制、陸海軍大元帥統率辦事處組織令、蒙藏院官制、鹽務署官制、省官制、道官制、縣官制、

（叙任辭令）

（外論抄譯）

週刊

新支那

定價 金前

一部金十五錢▲一個月四部金五十錢▲半個年(廿四部)金三圓▲一個年(四十八部)金五錢▲(郵稅不要)但支那及日本以外は實費を要す

創刊以來歲月未だ淺しと雖も▲支那問題に對し多大の注意を拂ひ▲恒に支那事情の調査資料となり▲以て愛讀者の伴侶たらん事に努力せり▲記事の系統的なるは是れ本誌の最も長ずる所▲是に因つて東方問題の解決に多少の貢獻する所あれば幸也。

日刊

新支那

定價 金前

▲一部金五錢▲一個月金一圓

▲日本及支那各地は郵稅不要

△本誌は九月一日を以て北京に呱々の聲を擧ぐ

△既に中外に聲價を有する週刊新支那の姉妹號にして

△公平の見地に起ち不偏不黨を本領とし

△日支兩國の親善に對しては言はずもがな

△進んで亞細亞の警鐘たらん事を期す

△正確なる支那の時事問題は本紙によつて速に知るを得可し

△思を禹域に及ぼし意を世局に注ぐ人士

△請ふ淸鑒を吝む勿れ

支那北京 新支那社 電話南局一百十二番 振替東京二一八一六番

同 天津日租界 天津支那店 電話三百三十番

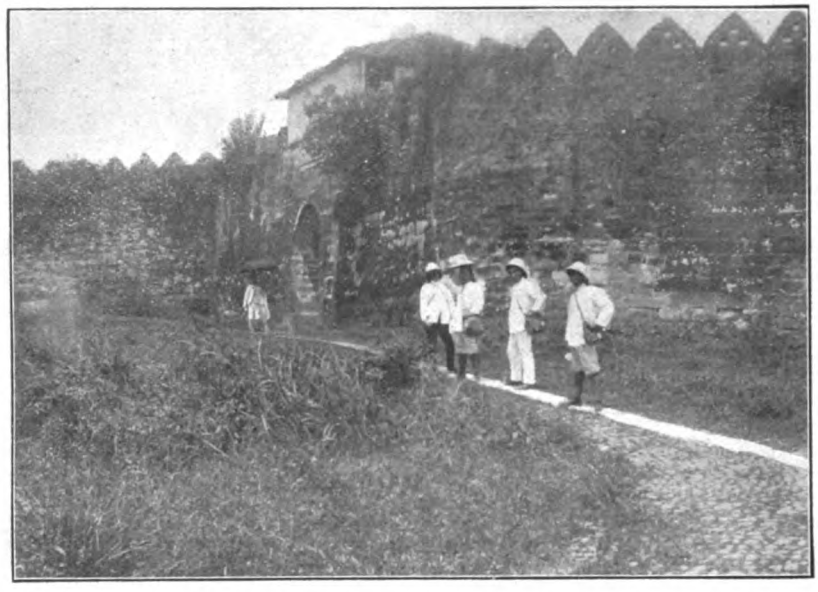

浙江省嚴州府城

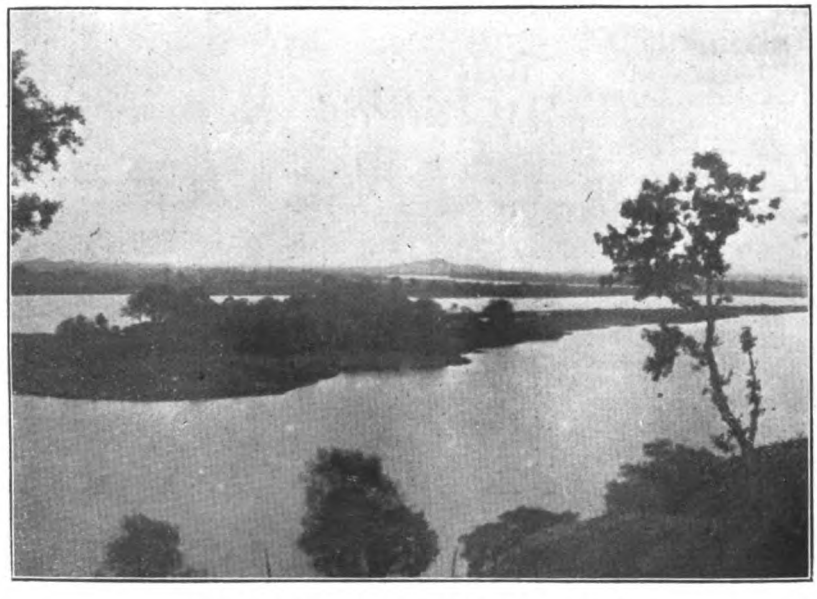

江西省今于縣城外琵琶湖

大正三年六月十五日
第五卷第十二號

英佛の協約

一

最近英佛二國間に、楊子江流域を以て英國の投資範圍と爲し、廣東、廣西、雲南、を以て佛國の投資範圍と爲すべき、一密約成立せりとの說生じたり。該說に對し、駐支英國公使は、未だ本國より何等の通牒なく、本公使に協議することなく、斯る重大なる協約を締結するは、從來例なきことにして、此說の誤傳なること、明白なりと斷言したり。又駐支英國人は、佛國が一八九六年雲南四川に於ける英佛二國の權利共通に關する協約を遵守せざるは、吾人の齊しく不快とする所にして、英國が緬甸より雲南を通じ、楊子江に至る鐵道布

設の必要に迫られつゝあるに拘らず、佛國が欽瀘鐵道借款契約を成立し、英國鐵道の出路を遮斷するは、妥當にあらず。吾人は廣東方面に於ける英國の勢力絕大なるに、何等佛國の投資利權なき揚子江流域地方と交換し、協約を締結すべき必要あらんや。要するに、英國が佛國に對し、四川雲南に於ける兩國協約の勵行を求むることを誤傳せるものなるべしと。英佛二國が、曩に四川、雲南、廣西、三省に於て利權共通の協約を結び、尋で揚子江方面に於て鐵道布設の協定を試みたる事實と、最近各種の事情に顧みるに、假令密約を締結するに至らずとするも、何等かの交涉を試みつゝあるか、又は已に何等かの協定成りたる者と觀測して大過なかるべし。

二

英人の言明する所、及最近各種の事實に照らし、英佛兩國間に、少くとも兩廣、雲南、四川に於ける鐵道問題につき交涉進行しつゝあるは、寸毫の疑を容れず。過日佛國は、欽瀘鐵道即ち廣東の欽州に起り、廣西の南寧、貴州の興義、雲南の雲南、四川の敘州を經て、重慶に至り、更らに成都に達すべき一千七百餘哩の支那第一の大鐵道借款を獲得したり。若し此鐵道が、佛國の獨占に歸するときは、英國の宿計滅却すべく、又英國の反抗に依り、該借款取消さるゝときは、佛國の雄圖破壞すべく、從つて兩國は、是に妥協を試みざるべからざるなり。英國の希望は、緬甸より雲南に出で、一方は揚子江の上流成都に至り、他方は揚子江頭上海に達する鐵道を布設し、揚子江を支配せんとするにあり。而して佛國の計畫は、露國と協同し、東京灣に起り、雲南、四川、北支那、蒙古を經て、西比利亞鐵道に連絡する、鐵道を布設し、南北より支那を脅制せんとするにあり。兩國にして、各々其目的を遂げんとするには、少くとも雲南、四川方面に於て衝突せざるを得ず。去れば、彼等は一八九六年雲南、四川に於ける利權共通の協約を結び、更らに雲南、廣西に於て同樣の協約を結び豫め兩者の衝突を緩和せんとを試み、然る後、各々其目的を達すべき方面に運動を試み、英國は滬寧、寧湘、沙市、興義、緬甸延長諸鐵道を得、佛國は白耳義シンヂケートの名義により、大同成都鐵道を得たり。然るに、最近佛國は、英國に交涉することなく、欽瀘鐵道を得、英の雲南より一方成都に赴き、他

方上海に赴くべき線路を遮斷し、其宿計を滅却せしかば、英國は直ちに佛國に向ひ、從前の協約を盾とし、妥協を申込みたりしに、佛國は辭を左右に託し、容易に應ずべき模樣なかりしも、斷然之を拒絶せんには、英國の大抗議により、該鐵道契約を取消され、露佛の鴻謨を誤まるに依り、早晩何等かの妥協を爲さゝるを得ざりし譯なれば、今回遂に妥協を見るに至りたりとて、寸毫も怪むべき理由なき也。

三

揚子江流域を以て英國の投資範圍とし、雲南、兩廣を佛國の投資範圍とすべしとの說に對し、英國側の打消果して信なるや否やは、多少興味ある問題なり。英國は一八九八年支那政府より揚子江方面不割讓の契約を得、佛國も亦同年廣東、廣西、雲南、三省に於て、同樣の契約を得たり。又一九〇五年英佛間に中央支那鐵道（浦信川漢等揚子江方面鐵道）に關し、利害共通の協約を締結したるに拘らず、最近英國人間に、揚子江流域を以て、勢力範圍と爲すべしとの說、熾んに行はれ、遂に英佛契約の不當を鳴らし、浦信鐵道は、英國のみの資力にて布設すべき取極を爲したり。去れば兩國間に投資範圍協定說の生ずる理由なきにあらざるも、是には英國側よりも、寧ろ佛國側に苦情あるべき模樣なり。即ち佛國が雲南、兩廣の如き僻遠地方を以て、支那の天府たる揚子江流域七省と交換すること、大不利にして、英國人が揚子江流域を以て、其勢力範圍と號しつゝあるも、全く英國人の擅斷に出で、何れの國も、眞面目に之を受取るものなく、殊に資本の豐富に苦しみ、投資の途に汲々たる佛國が、之を承認すること難かるべく、現に英國の大抗議ありたるに拘らず、浦口借款を放棄することなく着々揚子江方面に投資の途を求めつゝあるを顧みば、思半に過ぐるものあらん。但、英國は揚子江流域を率先開拓せるものなるに依り、何れの國も、其利權を尊重せざるものなければ、欽渝鐵道問題につき、英國より佛國に對し讓步を爲す場合には、佛國も亦英國に對し、浦信鐵道を讓步したる如く、英國の揚子江方面に於て、已に獲得せるもの、及將さに獲得せんとするものに對し、相當の讓步を爲すことなるべし。

四

英佛間に投資範圍に關する密約成立したりとは、誇張の說にして、多分雲南、四川方面に於ける鐵道協約のことなるべく、俄かに狼狽することを要せざるも、兩國は兩廣、雲南、四川、及楊子江方面に於て、利權共通の協約を締結することゝ一再に止まらざれば、（內には表面民間のものゝれども）支那の形勢と、列强の態度如何によりては、假令風說の如き、兩國に不滿足なる投資範圍の密約を締結するに至らずとするも、兩國を滿足せしむべき投資範圍の協約を締結することなきを保せず。苟くも斯の如くならんか、列强間に投資範圍の協定熾んに行はれ、遂に支那分割の端を啓くべし。吾人は日英同盟を締結し、支那領土保全に眷々たる英國政府が、如何に楊子江流域に愛着するも、一たび英佛投資範圍の協定が、支那分割の端を啓くべきことを覺らば、決して斯の如き協約を締結することなきを信ぜんと欲す。今や、勢力範圍說熾んに行はれ、利權競爭劇甚にして、假令英佛二國が相互の利害扞格し、競爭するの不利益なるを悟り勢力範圍を協定するに至らずとするも、動もすれば他國間に勢力範圍協定せられ、支那分割を惹起すべき憂あり。然るに支那政府は、到底自力を以て列强の壓迫を防遏すると能はざるに依り、歷代の陋策たる、夷を以て夷を制するの計を用ひ、甲國の利權を扶植せる地方に對し、故に乙國に利權を扶植せしめ、列國の利害錯雜牽掣に依り、國命を維持せんと盡力しつゝあり。是は列强に勢力範圍協定を促かし、支那領土分割の期を早むる者にして、支那政府の愚策是より甚だしきものなし。支那領土の保全と分割とは、帝國興廢の岐るゝ處にして、帝國隆替の決、今日に係れば、帝國政府は、日英同盟の趣旨に遵ひ、一方は英國と提携し、他方は支那を誘掖し、飽まで支那領土を保全し、金甌無缺の帝國を誤らしむることなかれ。（吟　風）

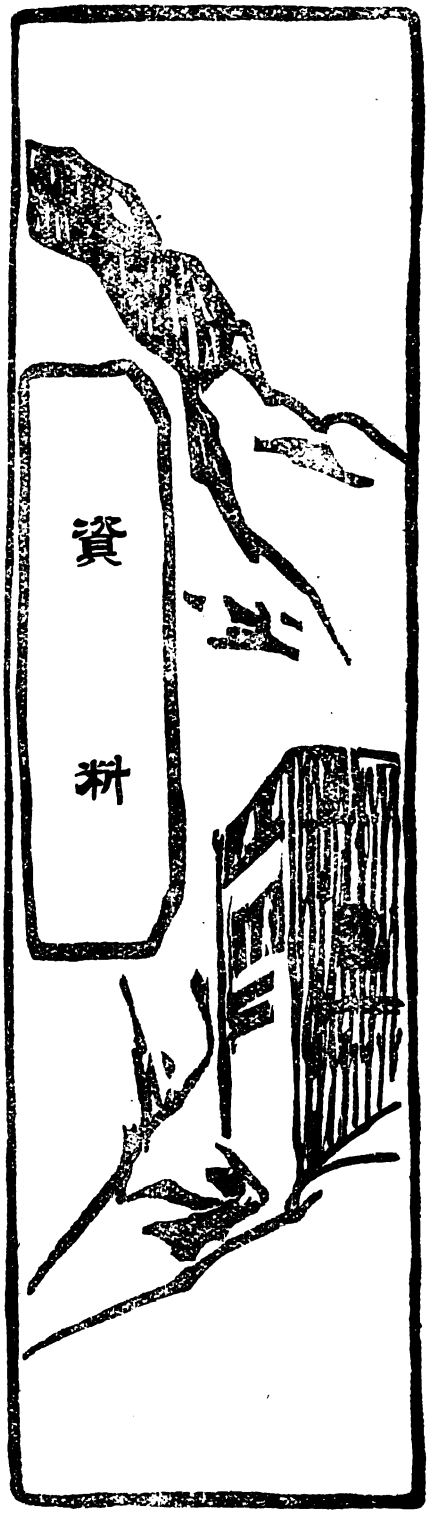

廣東省の養蠶業（三）

第七節　浴種法及び繭の殺蛹乾燥法並に繭の販賣方法

一、浴種法

廣東地方に於ては催青法と稱するものなし、其の孵化方法は何れも浴水法即ち浴種法による、浴水をなすには水温の度合を以て最も肝要なりとす、然かれども其の水温の高低は季節によりて自ら相違す、空氣温熱にして蛾の産卵をなすこと速かに、其の殻厚きに於ては水温宜しく高きを用ゆべし、空氣冷涼にして産卵をなすこと速かならずして、其の卵殻薄きに於ては、水温は宜しく低きを用ふべし、普通より之れを云へば寧ろ其の高きに失するも低きに失すべからず、蓋し水温高ければ間々損失ありと雖も剩すところ皆佳種なり、水温低ければ即ち發生甚だ易すきも病蠶を免かれず、これ水温の高きを主張する所以なり、而して浴種をなさんとするには先づ桶若くは釜中に百三十三四度の温度を有する湯を盛り、前に述べたる格に蠶卵紙を入れ、之れも平放してその儘湯中を通過せしめ、前回よりも緩かに之を引き上げ斜盪すること前の如し　而して格を竪起して以て湯を注ぎ、此の間は温氣の散逸せざる樣注意し、斯く湯を通過せしむること約三四十回にして、始めて格より蠶紙を取去して之を板上に並列し、數分間の後竹竿上に搭し

て之れを晒らす、而して間もなく之れを販賣せんとするには即ち蠶紙一枚毎に挟むに長江紙を以てし、捲て一束となし携去するときは蠶卵に害なし、斯の如くにして約一週間を經過すれば即ち孵化す、然かれども此の孵化の歩合は浴種法の巧拙によりて各差あり、而して此の浴種法には幾多の經驗を要するもの丶如し。

斯の如く浴種したる蠶種は、浴水後の第一日午後四時頃に至れば蠶卵には淡黄より蛋黄色に變じ、且つ鬆脚（即ち卵身少しく膨るるを云ふ）を現はし、第二日には黄褐色に變じ、第三日には卵面微かに起り凹狀の底に青色を帶び、第四日目には凹狀愈々深く其の色愈々老ゆ、第五日目には粉を上げ第六日目には嘴を點ず、第八日目には大鳥第七日目には出蛾するに至るものなり、若し天候熱する時は七夜にして發生す。

廣東蠶業學堂にては浴種法を施すために、一種の竈を築きて之れを鍋に掛け、湯を沸かすの裝置をなせり。

二、繭の殺蛹及び乾燥法

廣東地方には養蠶家自ら座繰製糸をなすものは、養蠶家の數の十分の一にも滿たずと云ふ、而して其の之れをなす方法は實に一種簡便なる手段を用ひ、他の蠶業地方にて又見るべからざるものなり、即ち廣東地方には簇と稱すべきものなきを以て、蠶兒が成熟するや之れを一種の箔即ち上簇用の箔に上して結繭せしむるものにして、その之れに熟蠶を上箔するや、前に述べたるが如く双方より二枚宛之れを立て掛け、其の下に大盆を置き温度を與へ、一つは以て營繭を速かならしめ、一つは以て排濕用に充つ、而して其の營繭終るや、又此の箔を數枚宛集めて前の如く立て掛けて人字形をなさしめ、其の下に火盆を置きて絶えず微温を與へ、以て化蛹するを待つ、而して其の化蛹するや引續き此の箔の儘にて殺蛹乾燥を行ふものなり。

是をなす方法は右の繭を有する箔を一方に四枚宛重ね、即ち双方八枚となして之れを人字形に並べ、斯の如きものを四列を切べて一組とし、其の兩端に又四枚宛より成れるを箔を立て掛け、其の下に各組毎の箔の下方に火鉢様のものを置きて、之れに炭火を起し熱度を高め、又右の如く組合せたる箔の上よりは布を被ひ、其の上を更らに筵等を以て蔽ひ熱氣の外に逸散するを拒ぎ、以て殺蛹をなし續きて乾燥をなす、而して右の如く箔上を被へる布若くは筵のある部分の數ケ所に於て小孔を設け發散する水蒸氣の排出に便にす、而して其の温度は百五六十度内外にして、午前七時より初め約十二時間を費やして殺蛹乾燥を完ふするものなりと云ふ。

要するに上簇箔の儘之れを殺蛹乾燥するものにして、其の間蠶兒が營繭して蛹と化する時間を十分與へざる傾向あるを以て、其の殺蛹をなすの時期頗る適當を缺けるもの多きが如し、現に各製糸場に至りて之れを見れば、其の繰糸をなしたる後に殘せるもの多く、蠶の儘のものを見ること至る所皆然り、故に蛹肌と云ふよりも寧ろ蠶肌と云ふの適當なるを感せしむる位なり。

斯の如きを以て其の乾燥の度合、例へば生繭百斤のもの

を三十斤に乾燥し、或は四十斤に乾燥すと云ふが如き適當なる標準一も之れなし、聞く所によれば百斤は六十斤位に乾燥せるものを以て普通となすが如し。

廣東地方の農家は前述の如く狹隘なるを以て、蠶兒の生育するや其の之れを上すべき箔は之れを屋内に併列することと能はず、皆日光直射にて炎熱燒くが如き屋外に於て之れをなすものなるを以て、斜めに之を見ればかゝる炎天に照らされて蠶兒の斃死せざるものかと思はしむる程なり、例へ箔上に粗末なる簀の如きものを覆ひて日光を遮ると雖とも、此の熱帶近き廣東地方の日光を此位の裝置にて防がんこと思ひもよらず。

右の如く箔上に簀を覆ふと雖とも、四方は展開せらるゝを以て一朝風雨の襲來することあらんか、蠶箔は或は風に飛び去られ、或は雨に洗ひ流され去るもの必ず多かるべきものなり。

要するに廣東地方に於ける蠶兒の飼育法は殆んど之れを天然に委するものにして、頗る幼稚なるものと云はざるべからず、其の掃立て蠶種と收繭量との歩合の僅少なるは勿論、上蔟より殺繭に至るまでの取扱法の粗放なること江蘇浙江等の地方とは實に雲泥の差ありて只だ驚くの外なきなり。

三、繭の販賣方法

以上の如くにして殺蛹乾燥したる繭は各その附近の繭市場に運送して販賣す、順德縣の大良容奇桂州其他の市場は江蘇浙江のそれと趣を異にして、其の市場は多くは個人若くは組合にて之れを設置するものにして、其の時期間繭の賣買商者に之れを貸付し、賣上高に應じて双方よりその價格の大要一分を使用料として收得す。

前述せるが如く養蠶家の飼育する蠶種は、普通一ヶ年に種紙六枚乃至十二枚内外なるを以て、其の一回に飼育するものは僅に一二枚内外にすぎず、而して大養蠶家と稱するものに至りては一ヶ年間に十枚位を掃き立つるものありと雖とも、是れは數回に分ちて飼育するものなれば、我國に於けるが如き大養蠶家と稱すべきものは之れなし、故に其の販賣せらるゝ繭の如き又多量ならず、而して所によりて異なれども少量宛「アンペラ」袋に入れ、或は水東吳川電白等の麻布に包みて運河の盛んなる所は小舟に積み、後者は小車牛車又は各自荷擔ひつゝ、之を市場に運搬して販賣し、凡て現金取引なり。

是等の販賣法は皆量目を以てすれども、其の乾燥の程度區々なるを以て自から百斤と稱するも其の眞正の目方は九十八斤なるあり、九十六斤なるものあり、或は電白水東等は英の一封度を單位とするあり、故に買手は只自己分量にて此の繭の乾燥程度は凡そ幾何位なるかを想察して以て商談を試む、斯かる狀態なるが故に其の乾燥程度區々なることは養蠶家にとりては一大不利益にして、買手より自由にせらるるの傾向ありと云ふ。

又每蠶期の出初めのものは、其の水分多く終りに近くに從ひて水分量を減少するに至るは通例なるが如し、故を以て其の重量によらずして繭の數を以て賣買するものあり、

其の價格は年によりて同じからず。

第八節　廣東蠶業學堂の蠶兒飼育成績並に廣東農林試驗場飼育報告

廣東地方の養蠶家に付きて、飼育の溫度、給桑の回數、及び其の分量等を知らんと欲するも更らに要領を得ず、殊に同地方に於ける大氣溫度の割合は頗る大なるものありて、養蠶業には極めて不利なるものの如し。今此等の大体の狀況を示さんがため、茲に廣東蠶業學堂及び農林試驗場に於てなしたる蠶兒飼育の實驗成績を掲げて參考とす、但し此の成績を以て一般幼稚なる養蠶家の飼育方法と比較する能はざるは勿論なり。

廣東蠶業學堂に於ける第一造（大造種）育蠶實驗略表

（宣統元年閏二月二十六日收蛾三月十八日上繭）

蠶齡	食桑期	絕食期	合計	室內溫度	同溫度	給桑回數	除沙回數
一	三日　三時	九時	三日十二時	七八、八	八四、〇	二八	六
二	二日　三時	十五時	二日十八時	八〇、	九一、	一九	五
三	三日	一日	四日	八〇、	八〇、	二六	五
四	三日　三時	一日十二時	四日十五時	八〇、	八六、	二九	六
五	六日十二時		六日十二時	七八、	八六、	五四	一四
合計	十七日二十時	三日十二時	廿一日十八時	七九、	八五、	一五六	三六

なほ學堂にては給桑量三百五十兩を以て上繭千顆を得るを上作となし、又蛾量毎錢食桑二千五百兩を造り繭五千二百顆を得るを上作となす。

同上第二造（輪月種）育蠶實驗略表

（舊曆四月五日收蛾同月十八日上繭）

蠶齡	食桑期	絕食期	合計	給桑回數	除沙回數
一	二日　八時	十六時	三日	一九	四
二	二日十二時	十一時	二日廿三時	一八	三
三	三日十一時	十五時	三日　二時	一九	四
四	二日十二時	十四時	三日　二時	二五	四
五	五日　五時	四〇		一二二	九
合計	十四日廿三時	二日　八時	十七日　七時		二四

右飼育期間の氣象溫濕表

月日	晴雨	風向	室內平均溫度	室外平均溫度	室外平均濕度
四月　五日	晴	東南	七六	七五	八四
六日	同	同	七七	七八	八四
七日	同	同	七九	七九	八四
八日	同	同	七八	七九	八四
九日	同	同	七六	七六	八四
十日	同	同	七七	七四	九二
十一日	同	同	七四	七四	八九
十二日	同	南	七九	八一	九七
十三日	晝、雨	同	八〇	八二	八二
十四日	晴	東	八〇	八〇	八〇
十五日	晝、雨	東南	八一	八二	八三
十六日	晴	東南	八一	八二	九〇
十七日	雨、晴	東南	八二	八二	九一
十八日	同	東	八〇	八二	九三
十九日	同	東南	八一	八三	九二
廿　日	同	東	八四	八五	九二

右實驗に供したるは飼育蟻量は二兩にして、食桑量は二十八擔餘なり、而して其の收繭は十六萬顆餘にしてその成績左の如し、

蟻　量　二　兩
給桑量　三千八百斤
飼育日數　十七日、七時間
繭　量　六萬顆
平均溫度　八十度〇五
平均濕度　八十度半

同上第三造（翰月種）飼育實驗略表

（音五月六日收蟻同二十三日上簇）

月日	晴雨	蠶齡	室內溫度	室外溫度	給桑回數	結繭量	除沙回數
五月七日	晴	一齡	八三 九五	八二 九三			一
八日	曇		八一 九五	八〇 九二	九四	二	二
九日	晴		八三 九二	八一 九四	一〇九	六	二
十日	同	二齡	八〇 九五	八六 八五	一一〇	一〇	一
十一日	同		八五 九四	八七 八二	一〇〇	一	眠除
十二日	同		八五 九五	八六 八五	四一〇	一八	一
十三日	曇	三齡	八五 九五	八六 八四	七	一〇	一
十四日	同		九四 八五	八六 八三	九七	五七	眠沙
十五日	晴		八四 九四	八八 八四	三九	一四	一
十六日	同	四齡	八六 九二	八八 八四	八	一〇七	一
十七日	同		八九 八七	八九 八五			
十八日	同		九一 八九	八七 八四			
十九日	雨	五齡	八七 九〇	八七 八五			
廿日	曇		八九 八七	八八 八四			
廿一日	同		八七 八八	八七 八五			
廿二日	雨		八六 八〇	八五 八二			
廿三日	晴		八七 八二	八五 八四			
合計					九〇五	二一〇	一
平均					九	八二	眠沙
					二九	三二九	二〇次

右飼育に供したる蟻量は二錢にして、其の飼養日數は十六日十一時間、而して其の收繭一萬一千九百顆、その中三百五十顆を除き他は皆上繭なり、

廣東農林試驗場蠶兒飼育成績

飼育廣東多化蠶第一造試驗

其の報告に曰はく、本造の目的は專ら製糸にあり、故に飼育方法は未だ別に試驗をなさず、經濟上着實の調査に從ひ願くは一少費を以て多額の結果を得、民間爲めに一經濟的育蠶法を定む、故に給桑の回數は桑量の多寡、飼育の厚薄除沙の次數、及工作の人夫、皆詳細に審査し、實驗に準じ而して學理を酌し、蠶を生理上害なからしめ、人の作業上妨げなき範圍内に於て之を養ひ、簡便に從ひて養育すべし試みに左に經過及び成績を示さん。

同年經過統計表

收繭調査表

輪月	上蔟	中蔟	下蔟	總量	對乾繭一勺平均粒數
	勺 一一、六二五	勺 一四	勺 五、七五	勺 三一、三五七	二〇二三

對一兩蟻給桑量	室內平均	
回數	重量 勺	溫度 濕度
一〇七	一、二三三、五	八〇　八九

輪月	牧蟻月日	上簇年日	食桑日數	停桑日數	飼育數
	三月十四日	四月五日	十六日十七時間	四日七時	二十一日

本造頭二三齡は天氣晴穩少しも變象を表はさず、蠶兒の發育經過最もよく、一たび四齡に至りて俄かに一種病蠶を發し、名けて空頭病と云ふ、其の病徵を考ふるに多くは急性に屬す、施治ために効なし、傳染又極めて迅速なり、廢去の數對蟻量約十分の一を數ふ、即ち法を講じ調理意を用い、五齡に至りて以後上簇以前先きの病菌余毒を蠶室に遺すとなす、此れ蠶具の致す所、然れども其の病源を考へ、死体を解剖し顯微鏡を用ひて此れを檢するに、則ち消食管中に幾多の球狀細菌を有するを見たり、或は連鎖球狀をなすものあり、此種の病菌は蠶兒に對して春夏秋を問はず時々寄生す、惟夏秋發生最も盛なり、最早本造は五齡の頃氣候炎熱猛火よりも酷なり、若し室內乾燥すればなほ緩和の處置を謀るべからざるを如何せん、蠶室新造のものは濕氣多く尤も苦心せり、一度午後の太陽に遭はんか暑氣甚だしく濕氣多く、燻せざれば此種の病菌猖獗止まず、されば全數の十分の六を得るにすぎざりき此れ頭造蠶の實況なり、

飼育廣東多化第二造試驗成績

本造は頭造に鑒みるに、不良なる理由は蠶室の不備に基因す、よりて次回は他室を改造して飼養を勸め、鄭重に且つ豫防の手續を充分になし以て好結果を得んことを力むべきものなり、而して惟前次不良の故は果して蠶室に歸因せるものなるか明確に驗せざれば確むる能はず、而して之が豫防を計らざるべからず、されば他種の試驗を行はんため即ち同一蠶種同一桑園につき同一の飼養を行ひ、即ち亢爽及び濕潤の兩室を分設し、其の成績を比較せんとす、其の蟻量各一錢なり。試に表に列すれば左の如し、

齡別＼目標	平均溫度 亢爽室	濕潤室	平均濕度 亢爽室	濕爽室
一齡	七六	七六	八六	九四
二齡同	七五	七五	八二	八九
三齡同	七九	七八	八六	八四
四齡同	八一	八一	八四	八五
五齡同	八〇	七八	八九	九四

各齡經過表

齡別	眴食 日數	斷食 日數	食桑 日數	停食 時間	蛻期 日數	給桑 回數	給桑量 亢爽室	濕潤室	除沙 回數
一齡	四月十日	四月十三日	三日	一日	四日	二回	一〇	一〇	三
二齡	午前九時	午後四時	七時	八時	十五時	七	一、三七五 勺	一、三七五	三
三齡	四月十四日	四月十七日	二日	二日	二日	一七	三、五〇〇	三、五〇〇	四
四齡	午後十二時	午前三時	三時		廿三時				
	四月十七日	四月廿日	二日	一日	三日	八	一二、五〇〇	一二、五〇〇	四
五齡	午後十二時	午後七時	八時	八時	十五時				
	四月廿日	四月廿五日	二日	一日	三日	一八	二四、〇〇〇	二三、九〇〇	九
	午前七時	午後一時	六時	五時	二時				
	四月廿五日	五月一日	五日		五日	三六			
	午後六時	午前上繭	七時		七時				
合計			廿五日		廿五日	一三	二四、三七五	二三、九〇〇	二三
			七時		七時				

一、二、三各齢は氣候均しく養蠶に適す、其中少しく亢爽室内の一區に激變ありしと雖ども、終眠時間及び起眠の時間なかりしが、やゝ不齊の弊を生じたり、故に桑を用ひて引出し齊一を計りしも全体を傷くることなかりき、

惟ふに濕潤室内一區發育經過大概頭造と相去る遠からず、膿蠶軟化等の病なほ陸續として出づ、只上簇の前連日盆を傾くるの大雨あり、小量の乾燥桑法を行ふも多數の蠶の盛んに食するに足らず、蠶をして濡桑を食はしめて上簇を致すに至れり、時に亢爽室内の一區亦少許の膿病あるを發見し、遂に期待せし好果を得ざりしは惜むべし、

收繭調査表

區別	上繭	中繭	下繭	生繭一匁粒數	乾繭一匁粒數	生繭一匁重量
亢爽區	二、三〇	二、六二平	〇、七七	六二七	一九〇	二、五六
濕潤區	四、七五	五、〇〇〇	一、三七五	六五三	一九九三	二、五一

絲質調查表

區別／目標	乾繭粒計	乾繭匁計	色	解	強力	伸度	四百回檢定器
	長	幅	絲尺	絲量	層量	澤	舒	格	水黒	重量	
亢爽區	二三寸	四五	三〇〇	三、八五	一、二〇	一等	良	子	密度	特尼曾	類節	折斷
濕潤區	二三	四五	三三〇	三、八〇	一、七五	二等	不良	四五	九八	二四	三	〇
											九	四回

製種調查表

區別	種繭	出蛾	蛆害	雄蛾	強雄	壯雄	虚雄	弱雄	雌蛾
亢爽區	三〇、〇〇	二九五	五	一五六〇	一五三〇	一〇〇〇	三〇	三〇	一四三五
濕潤區	三〇、〇〇	二九八七	三	一四一〇	九七六	七九六	三〇	七一	一五七七

拒製種紙

區別／目標	種繭	蛾數	産卵量	産卵數	不産卵數	産附完全	産附不良	有毒	無毒	佳良種紙
亢爽區	七九六	七九六	一兩	五六〇	一四	七六〇	三六	一〇三	六九二	二四平
濕潤區	七九六	七八二	一兩六六	五六〇	一四	七二〇	六三	二五一	五三三	一九〇

普通製種紙

種紙一張蛾量一兩

六兩ノ産卵數

	三哦數	最多	最少	平均
哦量	九〇	一、七五	一、五五	一、六五

本造蠶室を亢爽し、飼養を改良し一面試驗を行ふ、成る所の繭は以て製種製糸に用ひ、成績均しく佳良なり之れを濕潤せる室内に養ひし蠶と比較するに相距る遠きこと甚だしく、只僅かに此の一次實驗は蠶室の關係に歸することを得ずと雖ども、濕氣鬱滯の室は春夏と秋季とを問はず皆病毒の大誘因をなすに足り、收穫を望み難し、即ち或は幸にして繭をなすも優美なる品質と圓滿なる結果とを得ることを望み難し故に蠶室の位置と構造とは眞に意を用ふべきを知るに足る。

飼育廣東多化蠶第三造試驗

蠶座の面積は元宜しく蠶体の大小、發育の程度、及び蠶兒の種類によりて以て適當の擴張布置をなすべし、蓋し飼葉厚きにすぐれば則ち相壓し相摩し、蠶の發育を得ざるあり、薄きにすぐれば即ち疏鬆散漫蠶の活發に失するの狀態あり、此れ良しからず、除沙の次數の如きは元より勤密を以て良しとなす、但し多きにすぐる時は人工經濟上の便利を缺くのみならず、蠶体を傷くるに至る、故に必らず蠶体を

害せずして多く勤めて清潔を施すを以て蠶座の上となす、惟だ廣東の當業家は多く厚く葉を括り反つて除沙を行ふ少きを以て成績不良なり、

其の産繭は毎造大抵中繭尤も多く、一度蠶病發生するときは漫延猖獗を極め救ふべからず、病死兒室に堆積す本場特に見る所ありて厚飼薄飼の兩種に分ち、除沙數も亦多少の差を分ちて以て、其成績表を組織して、其如何を見んとせりこゝに發育經過及び各項の成績を列する時は左の如し。

第一齡經過表

飼別＼標目	飼食日時	斷食日時	食桑時	停桑時	齡中日數	除沙數
厚飼	五月廿二日午前一時	五月廿四日午前八時	一日十九時	一日一時	二日二〇時	一
薄飼	五月廿一日午後一時	五月廿四日午前八時	一日十九時	一日二時	二日二十時	一

飼別＼標目	飼食日時	斷食日時	食桑時	停桑時	齡中日數	室内平均温度	給桑回數	桑量
厚飼	五月十九日午前九時	五月廿一日午後三時	二日六時	二三日四時	一		一八	五兩
薄飼	五月十九日午前九時	五月廿一日午後三時	二日六時	二三日四時	一		一八	五

齡中氣候甚だ熱し、幸ひ時々東南風吹き來り氣温を調和す故に、室内何等の激變を呈せず、兩組の蠶兒發育と眠起皆未だ差違を生ぜず。

第二齡經過表

飼別＼標目	飼食日時	斷食日時	食桑時	停桑時	齡中日數	除沙數
厚飼	五月廿二日午前一時	五月廿四日午前八時	一日十九時	一日一時	二日二〇時	一
薄飼	五月廿一日午前一時	五月廿四日午前八時	一日十九時	一日二時	二日二十時	一

齡中暴風雨時に行はれ、風亦猛烈尤も蠶兒の衛生を害せり、幸に時々保護を加へなほ不慮を防ぐ。

惟ふに各睡眠を異にし厚者は甚だ齊一ならず、眠らざる蠶四十七頭あり薄飼者は就眠ほゞ齊しく眠らざるもの僅かに十九頭ありしのみ。

第三齡經過表

飼別＼標目	飼食日時	斷食日時	食桑時	停桑時	齡中日數	除沙	室内平均温度	給桑回數	桑量
厚飼	五月廿九日午前九時	五月廿七日午前九時	二〇時三時	二日二十三時	一	温	温	一六	一、三〇〇觔
薄飼	同	同	同	同	四	同	同	一六	一、三〇六

齡中忽ち晴れ忽ち雨にして、空氣濕潤東北風亦強し、薄飼者は強壯にして抵禦すべし、病者二十二頭厚飼者は即ち眠り遲くるゝもの多く、其の數三百六十二頭、就眠中病狀を呈するものなほ多し。

第四齡經過表

飼別＼標目	飼食日	斷食日時	食桑時	停桑時	齡中日數	除沙	室内平均温度	給桑回數	桑量
厚飼	五月廿八日午前八時	五月卅日午前十三時	二日四時	一日八時	三日	二八一	九一	一七	五、〇〇〇觔
薄飼	同	同	同	同	間	二八二	九一	一七	八、〇二三

本齡は天氣概ね好し、風勢時に強なるものあり、終日東風斷たず室内の空氣交換やゝ因難、當さに眠除の時沙底を檢するに死するもの百四十頭（厚飼者中）、薄飼者は甚だ佳にして死するもの十七頭のみ。

第五齡經過表

飼別＼標目	飼食日時	斷食日時	食桑時	齡中日數	除沙	室内平均温度	給桑回數	桑量
厚飼	六月一日午後四時	六月六日午前八時	四日十七時	五日	三八四	八四	三四	三、七〇〇觔
薄飼	同	同	同	同	三八八	八三	三四	七、六二五觔

本齢氣候晴快にして風勢亦和暖なり、されば甚だ蠶の生理に適し食慾よく旺なり、而して成長迅速四日十七時間餘にして、即ち成熟の極に達す、厚薄兩造均しく上簇せり、而して天氣炎暑食桑甚だ進むに兩造一種の暗黒病あり厚飼なるもの四十二頭薄飼四十六頭斃る。

齢別	平均飼食一斷食	食桑停桑期日數	給桑量 厚飼	給桑量 薄飼	除沙回數 厚薄
一齢	八二五月十九日 午前九時	二日二十三時	六四、〇〇〇	一二、〇〇〇	二
二齢	八二五月廿三日 午後一時	一日一日	一四〇、〇〇〇	一〇、五〇〇	一三
三齢	八二五月廿五日 午前九時	二日二十二時	一、六三〇、〇〇〇	一、六三五、一一	四
四齢	八二五月廿八日 午前八時	一日三日一七時	五、〇〇〇	八、〇二五、二	三
五齢	八二六月一日 午後四時	四日三四時	六、七五〇、〇〇〇	六、七五〇、三	七
合計		十四日十七日	九、二五〇、〇〇〇	八、一九〇、三	一九

右兩區蠶共に一餐二分病廢及び遺失の蠶を除くの外厚飼の上簇をなしたる數三千七百頭にして、薄飼上簇數五千二百頭を得たり。

各齢病廢蠶頭數

	一齢	二齢	三齢	四齢	五齢	不結繭蠶	死籠蠶
厚飼區	四七	三六三	一四〇	四二	三八	七	
薄飼區	一九	二二	一七	四六	二〇	三	

各齢蠶体量比較表（十頭を以て計る）

	厚飼 起眠	厚飼 盛	薄飼 起眠	薄飼 盛
一齢	七、五	七、九 八、六	七、五	七、九 八、六
二齢	三、一	三、五 四、三	三、一	三、五 四、三
三齢	一、九四	一、九六 一、九九	一、九五	一、九六 一、九九
四齢	七、一〇	七、五四 八、〇一	七、一六	七、五四 八、〇二
五齢				五、一二〇 五、二六〇

收繭調査表

	收繭重量	生繭一勺粒數	生繭一粒重量
厚飼 上蔟	四、二五〇〇	六七〇	二分四五
厚飼 中同	〇、五五〇〇	八二二	二分一〇
厚飼 下同	〇、五〇〇〇	一、〇七八	一分五〇
薄飼 上同	六、五〇〇〇	六五二	二分四七
薄飼 中同	一、〇六二五	八一〇	二分一〇
薄飼 下同	〇、四三七五	九八五	一分六〇

糸質調査表

目標	乾繭一粒計	乾繭一勺計	色	解	強力	伸度	四百回檢尺器計
區別	長	糸量	層量	澤	舒	格闌	重量	纇切	切斷
厚飼區	一、二〇、四五	三、五五	一、九〇	中	四〇	八五、〇五	七
薄飼區	一、三〇、四五	三、八五	一、七二	良	四五	九五、二五	一

右の表は繭額と糸質と各相比較するに、厚飼の薄飼に如かざるは彰々として明らかなり、然かれども當業家は宜しく經濟の範圍を損せざるに從ひて採用すべし、薄飼は以て養蠶の法斷じて用ゆるなし、

飼育廣東多化蠶第四造試驗

粵省養蠶は學堂及び試驗場を除くの外、一般當業者は荊桑飼育並びに種類を推求せざるを以て、樹勢を休養するを計となす、故に粵省蠶株は種を植ゆる後三年餘繁茂し、爾後葉質葉量日々に衰滅するを見、樹壽亦久しきに堪へず約十年を經たる後は即ち病害發生するを見朽敗するに至る、惟ふに是れ他の種桑葉はよく粵蠶の發育に適するや否やの實驗を行ひ、明確に改善せずんばある可からず、今三區に分作して試驗す、即本場植うる處の者は浙江の湖桑、廣東の荊桑、日本の魯桑を以て食料に供し以て成績を示す列表左の如し

收繭調査表

	上繭		中繭		下繭		緊縮	色澤
	重量	粒數	重量	粒數	重量	粒數	後皺	
荊桑區	二、三	一六八九	一、〇	一九二	〇三	九二	中	粗 淡白
湖桑區	九、四	一五六〇	一、一	二三九	〇五	一三七	中	粗 淡白
魯桑區	九、八	一六七八	〇、七	一五二	〇五	一二〇	中	密 白

右の表によるに、繭品額は只荊桑區に於て上繭多くして魯桑區之れに次ぐ、品質は魯桑區を上等となす、荊桑區と湖桑區と之れに次ぐ、

糸質調査表

	乾繭一粒計			乾繭半觔計	色	解舒	強力	伸度	重量	四百回檢尺器料
	長	幅	糸尺	糸量	層量	澤				
	寸									
荊桑區	一、二〇、五〇		一三〇	一、八〇	一、一二等	中	四五	九五	二三	六三
湖桑區	一、一〇、五〇		一二五	一、四五	一、一二等	中	四五	九六	二二	三二
魯桑區	一、二〇、四五		一二四	一、四〇	〇、九一等	良	四五	一〇	二一	一〇

收繭額數は洵に荊桑區の示す如し、而て繭質と糸質とは則ち荊桑と湖桑とは魯桑に及ばず、然りと雖も尚多く試驗の後を待ざれば何れか上なる者なるかは俄かに決す可らず、

第九節　各蠶期の收繭より得らるべき生糸出來高見積

廣東地方に於ける養蠶は已に述べたるが如く、一ヶ年間六回或は時によりて七回八回をも飼育するものなるを以て、毎回に於ける其の製產數量各々多少あり、且つ品質も自から其の期によりて異なれり、其の第四回及び第五回即ち七八月の頃に於て其の品質一ヶ年の蠶期中尤も良く且つ收穫も亦大なり、今最近十ヶ年間に於ける其の毎期の蠶繭を製造し得らるゝ器械生糸の出來高見積表を見るに、年々三萬俵乃至四萬五千俵の間にある者の如し、而して其の第四回作第五回作より製出するものは概して多く即ち左の如し、

廣東に於ける最近十ヶ年間機械生糸出來高見積表（單位を擔とす）

年次	第一回作	第二回	第三回	第四回	第五回	第六回	第七回	第八回	合計
卅三年	三、〇〇〇	六、〇〇〇	八、五〇〇	七、五〇〇	四、五〇〇	一、〇〇〇			三九、〇〇〇
卅四年	三、五〇〇	七、五〇〇	七、五〇〇	一〇、〇〇〇	四、五〇〇	一、〇〇〇			四三、〇〇〇
卅五年	二、五〇〇	七、五〇〇	八、〇〇〇	七、〇〇〇	五、〇〇〇	一、〇〇〇			四三、五〇〇
卅六年	五、五〇〇	七、五〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇	六、〇〇〇	一、〇〇〇			四四、〇〇〇
卅七年	四、五〇〇	七、〇〇〇	七、〇〇〇	八、〇〇〇		二、〇〇〇			四一、五〇〇
卅八年	一、五〇〇	九、〇〇〇	四、五〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇	三、〇〇〇			四三、〇〇〇
卅九年	一、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇	一、〇〇〇			三八、〇〇〇
四十年	七、〇〇〇	九、〇〇〇	七、〇〇〇	七、〇〇〇	九、〇〇〇	四、〇〇〇	五〇〇	五四、〇〇〇	三八、〇〇〇
四十一年	一、五〇〇	三、〇〇〇	六、五〇〇	七、五〇〇	六、〇〇〇	三、〇〇〇			三一、〇〇〇
四十二年	三、〇〇〇	九、〇〇〇	九、〇〇〇	七、五〇〇	七、〇〇〇	三、〇〇〇			三八、〇〇〇

右の表によりて之れを見れば、廣東地方の收繭量は年々增減あるを免かれずと雖とも、其の十ヶ年を通じて之れを考ふる時は、其の收繭量は毫も增加あるの傾向なく唯其の現狀を維持するに止まるのみ、（未完）

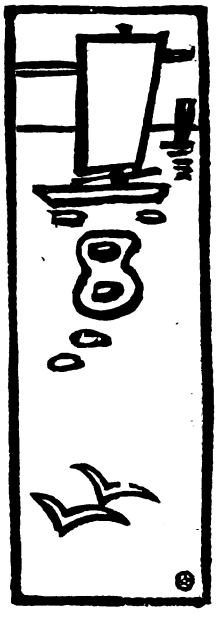

佛領交趾支那、東甫寨、安南地方視察報告（一）

農商務省實業練習生　和田富雄氏調査

大正二年十二月十九日午前八時、莊司技師と余とは海防在留同胞に見送られて、佛國郵船ガンジユ號（總噸數六、八七六）にて西貢に向つて海防港を出帆す。

○海防港内の模様

海防商業會議所は海防港の完全發達を期せんが爲め、海防港に出入する商品に對し一種の入市稅の如きものを課し、其歳入を擔保として一般公衆より貸入金をなし、是れを以て新に棧橋を建設せり、其延長六百米正に四隻の大船を横着し得べく、貨物は其上に布かれたる數條の鐵道に依つて直ちに停車場に運搬せられ、内地の各鐵道沿道に分配せらるべく、更に國境を越えて支那雲南省に迄到ることを得べし、此棧橋を隔てゝ陸上には新に擴張せられたる稅關檢査所嚴然として控へ、其向つて左側には郵船會社の倉庫及商業會議所經營のグビエ倉庫棟を連ねて建ち並び東京北部安南の輸出入港としては年々壹億三千萬法五十萬噸を、支那雲南省の通過商港としては五千八百萬法二萬五千噸の貨物を呑吐する港としては、先づ相應したる設備と稱すべし、唯鐵道運賃の高率なると、通過稅を貪ぼらるゝとに依り、充分の生産力と消費力とを有する東京雲南の背後に負へる海防は、豫期の如き大發展をなすを得ざるは遺憾と謂ふべし。

○海防港より大海迄の水路

今より十數年前迄は海防港に出入する船舶は、凡てクワ、カム（Cua-Cam）河を上下し居たりしが、千九百二年クワ、ナム、トリユー（Cua-nam-truieu）河と、此の河との間にヂン、ウユー（Dinh-vu）の堀割を完成せし爲め、各船舶は海防

港を出でてクワカム河を中途迄下り、左方に廻轉してヂン、ヴユーの堀割に這入り、是れよりクワ、ナムトリユ河を下りてカクバ(Cac-Ba)島の南方に出でゝ、大海に至ることゝせり、然るに此の堀割と海防港との間の水路は水深至つて大ならず、漸く參米七十位にして、大船の出入に不便を感じたるを以て、千九百五年頃より浚渫工事を開始し、繼續事業として毎年三ケ月半に亘つて浚渫をなすことゝし、千九百十一年末迄に堀出したる土砂は總計二、九四九、四〇〇立方米、其費用四、九八、三〇〇弗に達したれども其、結果たる極めて面白からず、全浚渫距離四千六百米の中、唯だ兩端の小部分のみ相當なる深さになりたれども、中央部二千米の間は依然として舊態を失はず、是れ毎年夏季大雨の候に於て紅河より流し來る土砂を以て、前年度に折角浚渫したるものを埋むるが故なり、此水路を何時にても干滿潮の區別なく航行し得る爲めには、少くとも常に五米の深さなかるべからず、然るに五米の深さを常に有せしむるには、土砂の流込を見積りて七米の深さに浚渫し置かざる可らず、斯の弊を避けんが爲め港務部には千九百十年二月クワ、カム河の西岸に堤防を建設するの案を起し、同年東京總理事廳の協賛を得、千九百十二年六月の入札に依つて工事を請負はしめ、同年八月五日より愈々工事に着手せり、此の工事は千九百十四年七月を以て完了すべきものなれども、今日までに落成したるものは右岸二千米の堤防にして、左岸二、〇九五米は未だ建設せられず、蓋し其の一部の完成して夏季增水に於ける結果を見て更に開始すべし。

又一方に從來年々一回の浚渫をなし來りたるものを、千九百十二年度より二回となし、第一期は五月九日より八月三十日迄とし、其中六月五日より八月十三日迄は浚渫機械の修繕期とせり、是れに依つて水路は到る處六米の深さを保ちたり、第二期は十一月十一日より十二月七日迄とし、水路の深さ中央部にて六米幅員百五十米を保ちたり、此の第一期は時恰も玉蜀黍の輸出期にして、第二期は增水後河床の最も淺せる時季なるを以て、かく二期に分ちて年中航行に便ならしむることゝせり。

ヂンヴニの堀割は千八百九十九年より千九百二年の間に完成せられ、水深六米なりしが、水流の關係上次第に其深さを加へ、現今にては八米以上の箇所さへ生せり、其後施したる工事は單に千九百四年に入口を廣げたるのみにして、至つて都合よき水道なり。

グワナムトリユ河はコンエン(Quan-yen)州に通ずる水路にして、千九百四年頃迄は河床至つて淺く、漸く三米五十、時としては海面上零を示せる箇所さへありしが、毎年冬季に於て四ケ月半を浚渫工事を行ひたる爲め、千九百八年頃には水路の入口の深さ五米、幅員百五十米となりたり、其後引き續き工事を繼續したる結果、水路七千米の間水深常に五米五十河幅八十五米となり、大船巨舶の航行に自由なり。

午前八時に海防港を解纜したる本船は、右側に海防紡績工場、及び前述の堤防とを眺め、左側には紅河の運び來りたる黃土砂を以て創造せられたる三角洲を觀ながら、徐々

として クワカム河を下り、左折してヂンヴユーの堰割に這入り、更に左轉してクワ、オム、トリユーに入つて下ること暫時カイバ島の南方浚渫工事を施しつゝある邊りに達すれば、紅水漸く澄んで淡藍色となり、更に左側に進路を收つて行くこと十數分、始めて大海に出て水色碧となる、海防港より此處迄の距離約十八哩航行時間二時間半を要したり。

○船内の模様

本船は元來マルセイユ直航の貨物船にして純客船に非ざれども、船内至て清潔にして一等客室四十餘、食堂運動デッキ等比較的緩かに出來居り、千八百八十年代に建造せられたる老朽船としては先づ完備したるものと謂ふべし、

出發の前日即ち十二月十八日に、二週間二回(同じ週の火曜日と木曜日)西貢に向つて出帆する郵便船ありたれども、船体の大ならざると西貢より先きに行かざるとに依り、佛國歸り旅客は多く本船を撰び、殊に毎年十二月を以て守備隊の交代期と定むるを以て、本船にも多數の歸還兵(外國雇兵なりき)乘船したる爲め、一、二、三各等を通じて滿員の姿なり、此の日未明より降り出したる細雨猶止まず、氣温低くして冬服に外套を纏ふもの多し。

午前十一時頃佛人海水浴場避暑地として有名なドーソン(Do-Son)の岬を右舷近く眺めて、船は東京灣を折半するが如き針路を取り、安南ツラーヌ(Tourane)港に向つて眞一文字に飜波せり、海上多少の風波あれども意に介するに足らず。

翌二十日は前日に引換へ天候全く恢復し、漸く熱帶の天地に乘り込みたる心地す、歸還兵共は既に黒服を脱ぎ棄てゝカーキ服にし、羅紗帽を去つて眞白のヘルメットを頂けり、甲板に佇立して前途を望めば、左舷は渺茫たる支那海渺として際涯なく、右舷の方は疑々たるコルヂレール(Cordillere)山脈相重疊して長蛇の如く南方に走れり、海岸に近く突出し來れる山々の中腹に、常り、二條の帶の如きもの殆んど相平行して南北に走るあるを認む、是れ上方にあるものは有名なるマンダリン(大官と譯す)道路にして、ツラーヌ港を發して安南王城地順化に至るもの、延長百五基米あり、下方にあるものは殖民地政府經營の中部鐵道にしてツラーヌ港より順化を經てドンハ(Dang-Ha)に至るもの、其延長百七十三基米、途中數箇の隧道を穿ち海に沿ふて進むを以て風景絶佳なり、正午ツラーヌ港に入港す、港内至て廣くして風波を避くるには便なれども水深大ならず、大船巨舶を入るゝこと難し、本船の如きもツラーヌ市の在る所より大凡二哩の沖合に繋り、小蒸汽船若くはサンパン(土人船)等にて陸地と交通し不便甚だし、且港内餘りに廣きに失する爲め少しく風波荒きときはサンパンにて陸地に至ること困難にして、時としては二時間以上を要することありと謂ふ。

普通の郵便船は大抵三時間位當港に碇泊して直ちに出帆すれども、本船は貨物船なるを以て歐洲行安南茶、其他西貢新嘉坡仕向けの荷物を採るを以て、二十日正午より同夜十二時迄停船し、愈々出帆したるは翌日午前一時頃なりき、ツラーヌ港に關する事は後段に於て更に詳細に述ぶべし。

二十一日午前一時頃ツラーヌ港を出帆したる本船は、カンガイ(Quang-ngai)キーノン(Qui-nhon)ザンデイ(Xuan-Day)ホンゴエ(Hon-Cohe)ナトラン(Nha-Trang)カムラン(Cam-Ranh)フアンラン(Phan-Rang)等の諸沿岸港を、或は遠く或は近く右舷に望んで疾走すること三十八時間餘、

二十二日午後三時半キンジヤク岬(Cap. St-Jague)に到達せり、此航程海防よりツラーヌ迄三百七哩、ツラーヌより西貢港迄五百四十哩、合計八百四十七哩(サンダヤウ岬より西貢迄凡そ六十哩なりといふ)なり、航行日數四日、此の間海防よりツラーヌ迄に多少の風浪ありたれども、他は海上極めて平穩、殊に二十二日の如きは朝來天氣清朗海面油を流したる如く、船の進行に從ひ僅に兩舷側に白雪の小波を生ずるのみ。

サンジヤク岬は西貢港に入る咽喉にして、印度支那唯一の要塞地なり、山上に鬱蒼たる熱帶樹繁し、山下の小灣は眞靜かにして海水飽く迄碧し、佛人の遊戲塲として別莊山腹山麓に亜列し、山頂には無線電信柱氣象臺等あり、西貢に入港せんとする船舶は凡て此處にて水先案内を取らざる可らざるを以て、本船も暫時停船して之れを取り更に進むこと半時餘にして西貢河の河流に達す、サンジヤク岬より西貢迄の距離は直線に引けば僅々二十哩内外なるもデルタ中を幾回となく曲折し迂廻して流るゝ水路を遡るを以て、其行程殆んど六十哩に亜々とし、サンジヤク岬を發して西貢に達する迄大抵四時間

乃至五時間を要す。

甲板上より四方を望めば湄公河が幾千年歳月を費して創造したる三大角洲は滲渺として沃野千里然かも眼界の達する限り一つの波瀾を見ず、只一枚の青毛氈を敷き詰めたるが如し、右舷遙に淡藍色に望まるゝ小丘は、是れ交趾支那と柬埔寨との國境に存するタイニン（Taynin）の山脈なり、吾等は東京の旅行によりて既に數十里に渡る太平原を見たるを以て、徒に其廣きが爲めに驚かされども、此の交趾支那の平原は四時其色を變せず、常々に蒼々たる文字通りの沃野千里なるには一驚を喫せざるを得ざりき、船は此の沃野の間を縫ふて右に五丁進めば、次は左に折れて漸く數丁ならざるに、更に又右に十丁曲折又曲折蜿蜒も啻ならず、地平線は此處雲煙模糊たる間に見ゆる西貢市最初の目標たるカトリック教會堂の高塔は時として右舷に現はれ、時としては左舷に遁り、更に甚しきは今迄船の舳に見へたるもの直ちに其の姿を隱して艫の方に突然出現することあり、以て如何に水路の曲折したるかを知らん、斯くして進むこと四時間餘午後八時前西貢港に到着す。

○西貢市の概觀

西貢市一に柴棍とも書し、安南人の俗にジアヂン、チン（Gia-Dinh-Tinh）と稱するものにして、其面積一、六三八ヘクタール餘、形狀は不規則なる多角形をなし、北及び東はアバランシュ溝渠（Arroyo de L'Avolanshe）及び西貢河に依つて限られ、南は支那溝渠（Lrroyo chinis）に依つてカンホク（Khanh-Hoi）の平野と相對し、西はチュアンキュー（Thuan-Kien）道及びショロン（Cholon）街道に依つて境せらる、市の体裁は歐洲風にして六箇の大通、九十四箇の町、六箇の河岸より成り、其全延長九十三基米に達す、市の中央部カチナ通の近傍劇場を中心として左右に大旅館を控へ、正面に芝生の散歩場を有する邊は最も繁華を極め、世人は之れを東洋の小巴里と稱せり、人口は年々增加しつゝありて千八百九十七年頃に三萬三千人に過ぎざりしが、千九百十一年には倍加して七萬三千となり、其增加の割合を檢するに土人即ち西貢人最も多く、亞細亞種外國人（主として支那人印度人馬來人）之れに次ぐ、左表によつてその大体を察すべし。

年度	佛人	歐洲外人	土人	亞細亞種外人	總計
一八九七	二、三二三	一六四	一六、四九七	一四、四二〇	三三、四〇三
一九〇三	五、四七五	三〇〇	二八、二八四	一三、五一八	四七、五七七
一九〇五	八、七四九	一五二	四〇、四一九	一五、四二五	五四、七四五
一九一〇	一一、八五三	一三四	四二、二六一	一六、五五四	七〇、八〇二
一九一一	一〇、六七九	一五〇	四一、二二五	二一、〇二三	七三、〇七六

○港内の模樣

大海を距ること六十哩の遠きに位置すれども、同港は印度支那第一の良港にして、商港軍港の二つより成り、港内水深は如何なる大船巨舶と雖も自由に出入することを得べく、年々百萬噸の商船を呑吐し、其船舶の大部は此豐沃なる殖民地が供給する物產殊に百萬噸に近き輸出米を積込み行くものにして、其數字上の統計は附錄として後段に揭げん。

商港は支那溝渠の西貢河に注入する所に位し、米の市場たるショロンより滿載して下る荷物船は、凡て此處に輻湊して本船に積込まるゝなり、カンホイ河岸（右岸）には新埠頭（長さ一、〇三三米）、郵船會社の棧橋（四〇〇米）あり、其の上流ツリモーゲ河岸（Quai Trimanguet）にはシャルネー及びカントン棧橋、河川郵船會社棧橋三箇、（右二〇〇米）ありて碇泊に便なり、河の左岸には二十一箇の繫留工事施

され、一千米の間水深くして大船の碇泊に適す、然れども未だ決して完全と稱することを得ざるを以て、交趾支那總理事廳は港内の完備を期せんが爲め、新しく財源（港内に出入する商品に課する一種入市稅及び印度支那一般よりの借入）を索めて、カンホイの新埠頭に起重機水道工事電燈物置場鐵道等を設け、一方にはシグナルマスト（信號柱）碇泊用に曳船等を建造せんとする計畫あり。

軍港は商港の上部に位し、リゴー、ヅ、シュヌイー（Rigart de Ceuonily）廣場前より上流に向つて設置せられ、海軍造兵廠ありて軍艦の修繕水雷艇の建造等に從事す、使用職工千三百名工場面積凡そ二二ヘクタールあり。

○商　況

千九百十三年度に於ける交趾支那の米作は、東京が洪水の爲め凶作なるに反し、近年に稀なる豐作なりし爲め、商業一般に活氣を帶び、殊にビジネス、センター（Busineas Center）と稱せらるゝアドラン通りの如きは、米の賣買最も活氣を呈し居れり、然れども此處に注意すべきことは、此の大なる米の市場を動かして目醒しき活動をなし居れるものは果して何國人なるやにあり、一萬人の大多數を有する佛人中實際世界的貿易に從事せるものは至つて少なく、此の市場を動かすものは百五十人か二百人に滿たざる他の歐洲外人と、多數の支那人にして、佛人は唯だ本國製品を殖民地に供給すると、其殖民地物產の特種なるものを本國に輸出する位にして、遠くは歐洲の大市場ロンドン、ハンブルグ等に、近くは東洋の大市場香港新嘉坡に向つて大量の輸出を行ふことをせず、其の大部は獨逸人若しくは英人に委せられ、佛人は更に此れに與らざるが如し、又此等の輸出業者の取引銀行は何れなりやと問ふに、印度支那銀行に非すして、香港上海銀行チャタード銀行の代理店なり、其取引の一般を知らんが爲め、各銀行を見物したるに、支那溝渠河岸二十二番館にある印度支那銀行は建築廣大にして、如何にも大銀行の体裁を備ふれども、其内部に這入りて仕事振りを見るに實に怠慢を極め、一枚の信用狀に對し支拂をなすに再三誤謬を生じ、約四十分を費せり、其他從業員に一人として活氣を有するものなく、如何にも面白からざる顏色にして事務遲々として進捗せず、日本の地方銀行にも猶ほ劣れり、紙幣の發行權を有し南部支那に於て一種侮る可からざる勢力を有する同銀行は、其殖民地に於ける實際多忙なる商取引界に於ては却て他の外國銀行に其の顧客を奪はれたる姿なり、飜つて同河岸九番館に香港上海銀行を見るに、前者は皆記として安南人を使用せるに反し、此處は支那人を使用し、其活動振り至つて敏捷にして、出入顧客も支那人あり、英人あり米人ありて、代理店としては立派なる活動振りと稱すべし、更に轉じてアドラン通一番館のチャータード銀行に至れば、其從事員皆多忙を極め事務の進捗至つて迅速なり、西貢の繁忙期なる四五月頃に至れば、其繁昌なる樣察するに難からず、現今西貢市に存する金融機關は右の三銀行の他、今一ッ有價證券銀行の如きものあれども、殆ど其存在を認められず、一般金融に對して何等の勢力なし、若し夫れ新嘉坡に支店を設けて大成

ふを納めたる吾臺灣銀行にして、當地に出張所若くは支店を出すことを得ば、其結果は如何當業者の正に研究すべき事項ならんか。

○シヨロン市の概觀

西貢は日本領事館所在地アドラン通の側より、輕便鐵道に依つて走ること十數分、西貢市を離れて一平野を突破すれば即ちシヨロン市に達す。

シヨロン一つにシヨレン（Cholen）とも稱し、大市場とも謂ふ意味なり、西貢を距る五基米支那溝渠に沿ふて建てられ、今より三十四五年前千八百八十年頃には單にシヨロンと稱する州の主府にして、人口僅に四萬五千を有し、支那人町として知られたるのみなりしが、其後非常なる發展をなし、殊に近年に至り支那商人の來注するもの益々多く、今日にては純然たる支那人市街と化し了したり、然れども市街の構造体裁等は流石に佛人の上にありて之れが監督をなすを以て、支那人市街としては比較的宜く整頓し、家並の如きも決して普通支那町に見る如く見苦しからず、往來は人道車道に區別せられ、人道は布瓦を布き詰め車道は割砂利と小砂とを以て敲きつけ、その体裁西貢市に讓らず、水道、電燈、下水等の設備完全し、殊に支那溝渠より二筋の運河開鑿せられ、其兩岸にはナムロン（nam-long）イーチヨン（Yée-Chéong）等を始め、大小七八軒の精米工場設立せられ、毎日數千噸の米は運河を下つて西貢港に運搬せられ、若し西貢を交趾支那の政治的首府とすればシヨロンは約二交趾支那東南隅の商業上の都府にして吾が大坂とも稱すべき處なり、其の人口の上より見るも西貢は七萬四五千なるに反しシヨロンは二十萬（就中支那人九萬人餘）の多數を占め、其年々の增加率も亦西貢の比に非ず。

○西貢市との關係

西貢市との關係は前述の如く距離僅に五基米（吾が一里五十町余）にして、數條の砥の如き道路と、二條の輕便鐵道（一つは西貢アドラン通りより發して平野の中を過ぎてシヨロン市の中央に至るもの、他の一つと西貢市場より發して河岸に沿ふてシヨロン河岸に達するもの）、及び支那溝渠により連絡せらるゝを以て、近き將來には此の二市は合して大西貢市を形成するに至らん。

○市中の觀察

最初西貢に入港したるとき、佛人に依つて其の繁榮を謳歌せられたる西貢は必ず觀るべきものあらんと、大なる希望を以て來りたるに其の實際を觀察するに及び其の內容の空虛なるに失望せり、勿論前述の如くカチナ通りは極めて繁華なれども、其繁華たるや畢竟巴里式にして倫敦式若しくは紐育式にあらず、即ち觀樂の地なれども、活潑の地に非ざるなり、然るに一度足をシヨロンの地に踏み入るゝや、始めて何物か新しきものに觸れたるが如き感を生ず、失望の色は急に變じて希望の光りとなるなり。

街道は西貢の如く美しからず、又廣からざれども、往來するものは凡てこれ商人ならざるなり、顏色皆活氣を帶びて如何にも事務に忙殺せられたる如く、右往左往に馳驅する樣觀者をして自ら其の商業町なることを想はしむ、店頭

に飾られたる商品を見るに凡百土人向きのものにして、西貢の店頭に觀受くるものと全然其の趣きを異にす、顧客として大多數を有する土人向き、支那人向き商店とは如何なる種類のものにして又何處より來るものなるかを知るは、是れ吾人に取りて最も重要なる事項なり、今此れを衣食住に分類して夫々其の産地を檢するに次の如し。

一、衣に屬するものは更にこれを分ちて絹布綿布となすことを得。

絹布は富裕なる安南人支那人の衣服となるべきものにして、支那絹、佛蘭西絹、日本絹の三種より成り、支那絹は其中最も多く、年々六百七十萬法を交趾支那に輸入しつゝあり、安南人男女の上衣袴となり、品質は一般に中等品多く、薄物にして色物多し、佛蘭西絹は主として安南人男子の衣服となり、大きなる花紋付きの網目織り最も多く、日本絹は安南婦人の頭巾として六十サンチメートル平方位の風呂敷樣のものにして、意匠色合等は時の流行に依り多少の變遷あるべきも、大体色合は淡紅色、淡茶色、オレヂ色等にして、意匠は布の四方の縁に簡單なる刺繍を施したるもの、又は小さき總を下げたるもの等なり近來に至り其の需要頓に增加したれ共、關稅の高價なる爲め充分なる發展をなし得ずと、某支那商人は語り居れり。

綿布は佛國が印度支那に輸入する商品の第一位を占むるものにして、交趾支那のみにても千八百萬法に達し、就中天竺木綿、晒木棉、染色木綿最も多く、是れのみにても既に千七百四十萬法に達す、此等は凡て土人の常服勞働服となるものにして、佛人は之れを本國若しくは其殖民地（ポンヂシュリー）より輸入して、シヨロンの支那商人に卸すなり、支那商人は之れを受けて更に其の取引先き（交趾支那、東甫寨、南部安南の到る處に散在して、其の土地の商業權を掌握せる支那商人）に夫々分配するなり、シヨロンに於ける有數の一商人は吾人に語りて曰く、近來土人の富の程度發達すると共に、其の贅澤の度も甚だしく高まり、晒木綿、染色木綿等も品質の上等なるを好むに至り、織糸の太きゴツ〳〵したるものは交趾支那には不向となり、寧ろ未だ富の程度低き東甫寨地方に需要多しと、現今日本製品にして此方面に一種の勢力を占めつゝあるものは、メリヤス、シャツにして、其の需要者は殆ど在留の支那人に限られ居るが如し、然れ共交趾支那に於ける支那人の數は極めて多く、二十萬人以上に達するを以て、決して輕々視すべからざるものあり、千九百十二年度に日本より直接輸入したるものは三萬四千法香港中繼港より輸入したるものは六萬九千法に達せり、品質は比較的上等なるもの需要多く、二十八番より三十二番までの半袖長袖兩者共に賣行きよし、尤も當地は熱帶地方なるを以て、凡て薄物なること勿論なり、若し近き將來に於て印度支那と本邦との間に特種の通商條約締結せられ、輸入稅の輕減せらるゝことあれば、吾が綿布を大量に輸入して此の莫大なる需要に應ずることを得べく、吾が南洋貿易上尠からざる好影響を及すべし、

此の一點より觀るも對印度支那關稅制度の改革は目下焦眉の急と謂ふべし。

二、食に屬するものは主として支那人用の乾野菜、鑵詰燕巢、鱶の鰭、貝の柱、乾鮑等にして、凡て香港を經て支那本邦等より輸入せられ、支那人歐洲人用として馬鈴薯四十三萬法を輸入し、就中本邦より直接輸入したるもの十萬法、香港よりせるもの三十一萬法にして、佛本國より來るものは僅に一萬法内外なり。

三、住に屬するもの中、建築材料は大部分歐洲より來れども室内裝飾の鏡時計ランプの如きは、殆ど凡て本邦製なるが如し。

猶本邦製品にして交趾支那に輸入せらるものにして、而かも最も大量なるものは土人、支那人用の陶磁器なり、千九百十二年度の西貢輸入表に依れば、本邦より直接輸入せられたるもの八十三萬法餘に達し居れり、シヨロンに於ける同品の問屋を視察したるに、其店舗に飾られたる陶磁器にして青色の模樣を施したるものは大半本邦製品なることを知れり、而して香港より輸入せらるゝ百萬法も、亦其大半は本邦製品と見做して差支へなかるべく、結局交趾支那に輸入せらるゝ本邦陶磁器に、少くとも年々百四五十萬法を下らざるべし。

右に列擧したる商品の外諸種の雜貨に付き、一々其の産地を分類すれば、香港を經て當地に輸入せらるゝ商品の中にて、本邦製造に係るもの如何なる部分を占むるかは盖し思ひ半ばに過ぎん。

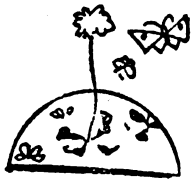

某支那商人の語る處に依れば、シヨロンの支那店舗に飾られたる商品の十分の七は本邦の製品ならんと、吾人は其の言の餘りに誇張せられたるものにして、信するに足ずと思へども、前述陶磁器に就きて論じたると同樣の關係、各商品に存するを以て、少くとも十分の三四は占むるものと推測して大過なからん、然らば此の大量の商品を支那人の手にて中繼的に香港より輸出する代りに、本邦商人の手にて直接本邦より輸入して支那人に卸すことせば如何、果して充分なる成功を納め得べきや否や、此の問題を全く解決せんとせば、是れが先決問題として吾南洋航海業の發展、海外在留の本邦商人の信用問題、内地製造業者の需要地に對する智識養成等各種の附隨問題を解決せざる可らず、而かも此の複雜なる問題を解釋するに非ざれば、吾南支那南洋貿易は充分なる効果を納むること難し、當局者は勿論當業者も共に最も愼重なる態度を以て、之れが解決を期せざる可からず。（未完）

武漢地方に於ける工業（四）

五、製茶業

漢口に於ける製茶業は殆んど露國商人の獨占の有様なり、當地工場にて製造せらるゝものは、一として本地人の消費するなり、露本國及蒙古へ輸出せらる原料は湖南の茶に錫蘭印度爪哇産の粉茶を混入す、製品は春夏間多く汽船を以て露國に直送せられ、又北清及浦鹽より西比利亞に入る主なるものには安徽江西等の産も多少あり。

製法は最初原料茶を日に晒し、又は乾燥室にて乾燥せしめ、之を蒸氣にて蒸し小なる鐵製の型に詰め込み、之を壓搾して作り板茶（tablets）磚茶（brick）の種別あり、前者は品質上等となす。

一、新泰磚茶廠

組織　合資

資本高　百万兩

其の出所　資本主露本國にあり

製作物種類　板茶、磚茶

原動馬力　九〇〇

機械數　不明

職工數　六〇〇

生産額　不明

需用先　露本國

材料ノ出所　原料茶は湖北湖南安徽江西

二、阜昌磚茶製造所

組織　合名

資本高及其出所　二百萬両と稱す資本主はモスコーに在り

材料の出所　不明（明治四十三年八月一ケ所の工場焼失す）

原動馬力　不明

機械數　不明
職工數　一、三〇〇
生産年額　不明
需用先　露本國

三、順豊磚茶廠

組織　合名　位置　露國租界
資本高及其出所　百萬両
製作物の種類　板茶　磚茶
材料の出所　湖北湖南安徽江西印度錫蘭爪哇
原動馬力　九〇〇と稱す
機械數　職工數　生産年額　明治四十四年四月二十四日舊工場全部燒失す
需用先　露本國

上記三會社の産額は其の實際の數を知るに由なきも參考の爲め漢口より年々輸入せらるゝ、磚茶の數量にて算定するときは次の如し、

一九〇七年　紅二九四、九〇五擔　綠二二七、三〇七擔
一九〇八年　同二七六、三一四　同二六一、八六四
一九〇九年　同二七九、〇一〇　同二七九、五九九
一九一〇年　同一七八、一四三　同二八九、八四〇

即ち一會社年産額約紅磚茶九三、〇三〇擔、綠茶九三、二〇〇擔。

露國の運送通路

漢口より義勇艦隊の船によりて、浦鹽に送られ同所よりシベリヤ鐵道による。

元來露國に茶の輸入せらるゝは、海陸兩路あり而して海路に

（一）浦鹽斯德に入るもの
（二）歐露主に「オデッサ」に入るもの
（三）「ニコラエウスク」に入るもの

陸路は殆ど全部哈克圖を經由す。

一八七〇年末露國義勇艦隊が清國並に印度諸港との交通を開き、海路茶を「オデッサ」に輸送することゝなるや、暑しを活氣を呈し、海路輸送費は陸路輸送費に比し遙に低廉となり、從來の西伯利亞經由は大に衰ふるに至れり、於此露國政府は輸入上の公平を保たんが爲め、稅率を制定し歐洲國境によりて輸入せらるゝときは、品質に區別なく一布度（我百九匁二分强）に付三十一留五十哥なるが、「イルクトスク」稅關を經由するときは、白毫茶一布度十九留五十哥磚茶一布度三留七十五哥、露人製造の板茶一布度十五留を課稅し、以て陸路運送を奬勵せり、然るに日露戰爭後東清鐵道及西伯利亞鐵道が、露義勇艦隊其他露國汽船會社と特約を結び、上海漢口新嘉坡古倫母及びカルカッタの五

港を積載地とせる製茶に對し、特に割引運賃を行ふことゝなすや、浦鹽斯德輸入額は著大の增加を示し、他方面よりの輸入を奪ひ、特に陸路哈克圖經由は頓に減少するに至れり、而して浦鹽に集る磚茶及び壓搾茶は上海、漢口、古倫母、カルカッタ、新嘉坡より磚茶及び板茶は上海、漢口より何れも義勇艦隊の汽船によりて、エゲリシエリッド埠頭に陸揚げせらる、該埠頭は商用埠頭を距る、約一哩の處にあり、東淸鐵道會社の建築に係る大なる倉庫を有し、茶は一度此の倉庫に納めたる後、東淸鐵道にて沿道各地並に歐路に輸送せられ、一部は海路ニコラエウスクに回送せらる、斯く浦鹽斯德經由は戰後激增をなしたりと雖、歐露への輸入（主としてオデッサ及露都へは）哈克圖經由並にニコラエウスク經由は全滅せるには非れども、數量に於て著しく減少したりと。

漢口に來集する茶

茶市は毎年陰曆三四月頃に始まり七八月に終る、其の外國貿易額は十年以前頃迄は一年一百萬箱の多きに上りしも漸次衰頽に傾き現今一年約七十萬箱内外に過ぎずと、而して此の輸出總額中湖南茶其の三分の一を占め、湖北安徽江西の諸茶合して三分の二を占むるのみ、湖南湖北の地味氣候頗る茶樹栽培に適する由にて、茶葉中一種云ふべからざる香味を有するなどは、到底日本品の及ばざる所なる由、若し學理を應用して栽培法を改良し、且製茶を改良するに於ては、敢て名聲を挽回するに難からずと、漢口に來集する各茶の總額は約卅五六萬擔なり今其の產地及產額の概算を示せば

產地名	種類	現產總額概算	產額盛衰
長沙縣下	紅茶（毛尖茶） 黑茶 青茶 老茶	一八〇、〇〇〇斤	從來に比較二千斤を減ず
劉陽縣下	紅茶 黑茶 花茶	五〇〇、〇〇〇	近來衰減の狀あり
醴陵縣下	紅茶 花茶 茶梗	三〇〇、〇〇〇	近來稍盛兆あり
湘潭縣下	青茶 老茶	四、三〇〇	從來は一萬斤の產ありし近時大に衰ふ
湘鄉縣下	紅茶 青茶	六〇七、〇〇〇	增減なし
茶陵縣下	芽茶 粗茶（芽葉茶）	三五〇	增減なし
邵陽縣下	白毛尖茶 考茶	三、四四、〇〇〇	增減なし

產地名	種類	現產總額概算	歷年產額盛衰比較
善嘉縣下	毛尖茶 青茶 老茶	六〇〇、〇〇〇斤	從來に比し二千斤減ず
湘陰縣下	黑茶 紅茶	六〇〇、〇〇〇	增減なし
寧鄉縣下	紅茶 黑茶 青茶	五〇〇、〇〇〇	近來稍減退
益陽縣下	爆茶 煙茶	一、五〇〇	增減なし
安化縣下	青茶 紅茶 黑茶 黃茶 花香	一七、〇〇〇、〇〇〇	近年從前の如く盛ならず
衡陽縣下	毛尖茶 青茶 老茶	八〇〇	近來稍盛となる

新化縣下　紅茶　青茶　花香　一、二五〇、〇〇〇　前年に比し大に衰ふ

新寧縣下　元茶　山茶　五〇　每年大差なし

武岡縣下　紅茶　青茶　老茶　三六〇、〇〇〇　每年大差なし

清寧縣下　白茶（光）　上茶　青　中茶　次茶　老　老茶　三〇、六〇〇　近來減退の兆あり

靖縣下　老茶　三、〇〇〇　近來減退の兆あり

零陵縣下　白毛尖茶　青茶　九、〇〇〇　同

祁陽縣下　紅茶　青茶　六〇、〇〇〇　近年稍增進せり

道前縣下　毛尖茶　老茶　光緒廿三年茶業公司設けられ茶樹六百株を植う

寧遠縣下　六、〇〇〇　近年稍旺盛に向ふ

宜章縣下　毛尖茶

清泉縣下　毛尖茶　青茶　老茶　六〇〇　近年稍衰ふ

衡山縣下　清茶（嶽山茶）　六〇、〇〇〇　每年相等し

手陽縣下　毛尖茶　老茶　四、〇〇〇　每年相等し

安仁縣下　青茶　三、〇〇〇　每年相等し

永明縣下　白毛尖茶　青茶　老茶　一三、〇〇〇　每年大差なし

江華縣下　白毛尖茶　猺茶　九、〇〇〇　每年大差なし

新田縣下　毛尖茶　青茶　老茶　黑茶　三、〇〇〇　近年稍增進

柳州縣下　青茶　紅茶　毛茶　三〇〇、〇〇〇　近年稍減退

藍山縣下　猺茶　青茶　二、九〇〇　每年大差なし

興寧縣下　青茶　芽茶　毛尖茶　一、二五〇　近年稍減退

桂東縣下　毛尖茶　青茶　七〇〇　近年改良を加へつゝあれば產額增加せん

桂陽縣下　毛尖茶　老茶　七八〇　同

植陽縣下　老茶　青茶　八、五〇〇　每年大差なし

臨武縣下　猺茶　青茶　一、七〇〇　同

平江縣下　紅茶　磚茶　花茶　青茶　二、四〇〇、〇〇〇　光緒初年迄は頗る多かりしも近年減退す

桃源縣下　青茶　紅茶　三〇〇、〇〇〇　近年減退

龍陽縣下　白毛尖茶　老茶　四、六〇〇　同

沅江縣下　毛尖茶　青茶　老茶　六〇〇、〇〇〇　近時稍增加す

嘉禾縣下　青茶　觀音茶　毛尖茶　六、三〇〇　同

巴陵縣下　貢茶　紅茶　花香　青茶　紫茶　五四、一四〇　同

臨湘縣下　紅茶　青茶　一五、〇〇〇、〇〇〇　近年稍減退

石川縣下　磚茶　毛茶　尖茶　老茶　六四〇、〇〇〇　同

慈利縣下　青茶　毛茶　尖茶　三三、〇〇〇　近年增加

永定縣下　毛尖茶　青茶　老茶　三三〇　每年大差なし

沅陵縣下　綠茶　老茶　三、六〇〇　同

蒲圻縣下	青茶	三〇毎年大差なし
辰谿縣下	青茶	一、三〇〇減退
淑靖縣下	青茶	五〇大差なし
永順縣下	老茶	二、五〇同
保靖縣下	綠茶	七〇〇同
龍山縣下	老茶	一三〇同
桑植縣下	白毛尖茶	三〇〇近年減退
	青茶	
黔陽縣下	園茶	一五、〇〇近年稍増進
	小園茶	
古丈埡縣下	蓮茶	逐年増四〇〇加すべし
	光茶	
	毛尖茶	
	龍園茶	
	老茶	

瀘溪縣下	青茶	一三〇同
	苗茶	
靖前縣下	毛尖茶	近年増一八〇加の見込
會同縣下	毛尖茶	一六〇〇同
	青茶	
通道縣下	毛尖茶	七〇〇同
	青茶	
緩寧縣下	磚茶	二、〇〇〇毎年相同じ
	園茶	
	涸茶	
乾縣下	毛尖茶	八〇〇近年減退
鳳凰縣下	毛尖茶	五八〇近年増加
永綏縣下	毛尖茶	三〇〇近年減退
	青茶	
	老茶	

前表中各種の名稱あれども皆地方によりて其名稱を異にするのみにて、性質の差異に因る名稱にあらず、紅茶、綠茶、青茶、老茶、花香茶等の中に包含せらるべきものなり、又形狀に依り磚茶板茶等の名稱あり、而して主なるものは紅綠花香の三種なり。

今漢口茶業公所の調査に依れば、漢口に集る各地產の茶は大約次の如し。

紅茶
- 湖南省產　一ヶ年　二六〇、〇〇〇擔
- 湖北省產　同　一五〇、〇〇〇
- 江西省產　同　五、〇〇〇
- 安徽省產　同　餘り多からず

以上

綠茶
- 湖南省產　一ヶ年　六、〇〇〇
- 湖北省產　同　七〇〇
- 安徽省產　同　二〇〇、〇〇〇
- 江西省產　同　七〇〇

以上

湖南省產　一、六〇〇、〇〇〇

湖化省產　七〇〇、〇〇〇

以上

然れども此統計は實際に比し稍過超なりとの噂あり。

上海租界擴張問題（上）

昨年第二次の革命の際に方り租界附近の地方にして、支那軍隊の保護の及ばざる地方あり、爲に往々外國の力を借りて其保護を計りたるが、夫れより租界擴張の問題復起り、今や上海、漢口等各租界の擴張問題は支那と關係列國間の交涉案件となりつゝあり、其果して如何なる解決を見るべきかは、今日俄に逆暗し能はざるも今從來に於ける上海租界擴張問題について參考資料ともなるべきものを叙述せん。

一、最初の擴張交涉

上海租界擴張の問題は今日初めて起れるものにあらず、曩には前清の光緒二十五年に於て、英米租界の擴張を許し同時に舊有の各租界を以て公共租界となし、後同三十四年又擴張の交涉起り、然かも其結果は不成功に歸したるが、これ實に今日に於ける租界擴張問題の起原也。

即ち光緒三十四年六月の交、在上海各國領事會議は上租界北線を擴張せん事を提議せり、然るに兩江總督及上海紳商が頻にこれに反對したるより、遂に同年十二月英國公使より、直接外務部に對して交涉を開始せり、當時の交涉文書に曰く

本年六月の間在上海各領事兩江總督に交涉し租界北線を擴張して滬寧鐵道線迄達せしめん事を以てしたり、其擴張せんとする地域には支那の閘北巡警句あり、警察衛生の各事を管理せりと雖も、能く其目的を達するを得ず、曩に二十五年に租界を擴張せる際、元此區域内をも租界内に包括せしめんとせしも、前總督は停車場をも此内に入るゝを恐れたると、及寶山縣境内租地の事未だ決定せざりしを以て、遂にこれを貫撤する能はざりし也、今や

租界の北方鐵道線路に至る迄の間殆ど悉く外商の占據地となり、又新界内には停車場を含まず、而して二十五年の租界擴張に際し、兩江總督は寶山縣は通商口岸にあらざるを以てこれを租界内に編入するに就きては便ならざるも、警察衛生等の設備は必ず漸を逐ふて完全ならしめんと、依て本使は親しく最近此を實査したるに閘北巡警局は腐敗して、未だ前約を完了する能はず故に租界を此に擴張せられん事を望む云々と。

外務部は此照會に接して直ちに兩江都督に電訓して曰く「現今の此方面の情形如何、又前回の擴張條約中再び擴張を行はざるべからざるの明文なりや否や、尚該地警察衛生事務は速に整頓すべし」云々と、兩江總督のこれに對する回答書の大要は次の如し

前に上海首席領事より公共租界北方を擴張して鐵道線路に達せしめんとの交渉あり、元來上海租界は極めて廣大に、光緒二十五年劉大臣の指令により、支那自ら公共租界二萬一千五百畝を擴張せり、これを從來の英、米租界に比較すれば實に二倍にして、實に非常なる寬典なり、これ蓋し永く再び擴張問題を起らざらしめんが爲也、然るに其後未だ幾何を經ず且租界内空地尚甚だ多きに、又租界擴張問題を生せんとは實に期せざる處也、現に新舊租界計三萬二千百余畝あり、今後外商如何に增加するも斷じて足らざるの理なし、所謂擴張せんとするの地は租界と鐵道線路との中間に介在する地にして、劉大臣が堅く持して租界編入を許されし處也、尚該處は寶山縣境にあり通商口岸にあらず、洋商の此にありて租地するもの本通融の便法にして依つて以て例となし租界擴張を要求する能はざる也、且寶山縣には既に吳淞なる自開商埠ありて、依つて以て彼等の租用に任ず、查するに前次の擴張は劉大臣より上海道臺李光久に命じてなさしめし所、これ自ら擴張を行へるものにして、其權限我れにあり、各領事と境界を商定せるも別に新契約を締結せず、其往復文書中以後再び擴張を許さゝるの旨を明記せずと雖も、其時筆論兩年に渉り堅く寶山縣を租界に劃入するを許さゝりしを見れば、再び擴張を許さゝるの意思は頗る明瞭也、然るに工部局は頻に此地に垂涎し昨年擅まに上海寶山境界の川虹濱の界石を拔き取りしより、爾來交渉中にて未だ該事件完了せざるに英使は早くも此要求をなしたるもの也、貴部に於てはつとめて強硬なる態度を持し、斷じてこれを容るゝ勿れ、尚警察衛生の事は着實に整頓を期すべし云々

これ兩江總督より外交部に回答せし第一の公牘なるが、兩江總督は更に一面上海道臺に對して閘北の警察衛生の各政の整頓を命せり、これに對し上海道臺は復申して曰く

英國公使の口を藉るゝものは閘北警察の腐敗に外ならず然れども洋商租地兩端の租界と相接近せるもの甚だ多きも、南市及西門外の警察が未だ佛蘭西巡捕局と齟齬を生せし事なし、同一自辦の警察にして何ぞ閘北のみ獨り屢衝突あらんや、要するに彼は腐敗甚だしと云ふも實は然らず、只洋商辭を藉るのみ、然るに既定の租界や、未だ

用ひずして荒僻に委するの地多し、且新閘橋南に接續せる租界梵王渡等の處には工部局にて早く馬路を建築し華局は未だ巡警を設けず、洋商の租用に供すべきの地甚だ廣大也、若し閘北局の衛生等の缺如を云爲せば何ぞ彼等外人は未だ支那巡警局を設けざるの地を擇び、故らに衛生設備の缺如せるの地に住するや、支那は元來外商保護の責任あり、閘北巡警局の巡警を置くは元地方應辦の事たり、租界たると何處たるとに論なく、支那は自ら巡警を設け事あれば工部局と交渉せざる能はず、此權限を口を只支那巡警局の腐敗に藉つて抹倒せんとするは到底不可能事也、寶山縣に至つては通商江岸にあらず、嘗て外人此に靶子場を設けたり、これ即ち今の北河南路一名靶子路にして、これ嘗て黃道臺と英國領事と契約を締結して特に許可したるものにして、其後の例となすを得ず、云々

外務部にしては此答覆に接するや、更に英國公使に回答して曰く

要求に係る租界擴張候補地租界と鐵道線路間の地は寶山縣境内にあり、通商江岸にあらず、外商の彼地に於て租地するは元不當にして、曩に本部より南洋大臣にこれを通知し更に上海過臺に轉飭し、各國上海領事と交渉の上外商をして上海租界内に移轉せしめん事を命じ、併せて又英公使にも此旨を申送れり、然るに今日復口をこれに藉りて租界の擴張を請ふが如きは、實に期せざる處也、總べての條約による通商地は上海租界のみにして、條約外の寶山縣を以てする能はず、又若し擴張を行ひ租界北線以外鐵道線路に達する地を、工部局の管轄に編入せんか條約に符せざる點を生ずべく斷じて承諾する能はざる處なり警察衛生の各事に至つては、支那の内政に係る、地方官は漸を逐うて整理し完全に至らしめ依つて以て公安を保つべし、又昨年中、南洋大臣より報告せし處に依るに上海寶山縣界の川虹濱は工部局にて擅にこれを塡めて道路を築き、又寶山縣華興坊口及寶山縣南口と租界との境界標石亦これを私拔せりと云ふ、是等は英公使より上海工部局に對して速に原形に復せしむる樣御命令を請ふ云々斯くの如くして支那側は英國公使の要求に對し斷々乎としてこれを拒絶せるのみならず更に逆襲的態度に出でゝ租界外居住外人の退去さへ迫り、容易に租界擴張の要求に應ずべき模樣なかりき、これ實に上海租界擴張に關する最初の交渉なるが、遂に斯くの如くして此交渉は一時中止せざるを得ざるに至れり。（未　完）

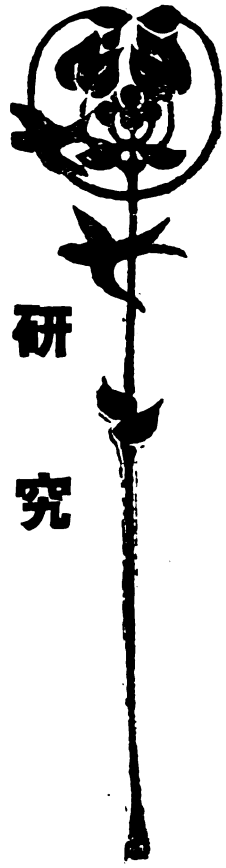

研究

支那土貨出口に就て（二）

三、出口禁制品

條約上外國人が支那より外國へ輸出するを禁止せらるる貨物は、食鹽、米穀類、銅錢、火藥類、銃砲類、其他一切の軍器及軍需品等にして、今左に各品に付き少しく記述する所あらんとす。

イ、食鹽（Salt）

本品は支那政府の專賣に係り、各地產鹽とも其產地により夫れ〳〵一定の專賣區域を有して相侵すことを許さざるのみならず、之が取扱業者は政府より特許を得たる支那人に限定せらるゝものなるを以て、外國人は絕對に營利の目的を以て之を買買に從事することを得ず、從て自己の商品として之を外國若くは國內の一港より他港へ出口することの不可能なるは論を俟たざる所にして、英清間一八五八年天津條約中通商善後條約第三條にも明に禁制する旨規定せられたり。

ロ、銅錢（Copper Cast）

外國人の關する限り、銅錢の輸出及移出は從來絕對に之を許さざる所となりたれども、一八五八年英清天津條約の締結を見るに及んで外國への輸出禁止は其儘とし、國內の一港より他港への移出は左記條件を履行するに於て之を許可することとなれり。

A、數量及仕向港を聲明すること。

B、本人及保證人二人の連署せる保證書を稅關に提出すること。

C、Bに依らざるときは稅關に於て滿足なりと認むる額の供託金を稅關に供託すること。

E、斯くして得たる稅關の出口許可狀は發給の日より六ケ月以內に發給稅關の Collector に返還すること。

以上の條件にして滿足せらるるときは、外國人は他に何等制限を受くべきものにあらざるも、實際に於ては金融其他の理由により往々にして其出口を許可せられざるが如き、條約上の權利侵害を受くることありと云ふ。

ハ、米及其他の穀類（Rice and all other grain）

本品も銅錢と同樣外國人に對しては從來其出口を許さざりしも、一八五八年に至り銅錢と共に其外國への出口は別とし、國內各港への移出は銅錢の場合に於けると同一の條件の下に之を許可するに至り、次て一九〇二年の所謂「マッケー」條約に至り、支那官憲に於て饑饉ありと認むるときは、何時にても二十一日の豫告を以て、之が出口を禁止することを得ることとなれり、但し上記は支那本部に於てのみ有效なるものにして、若し夫れ滿蒙方面より外國への出口に就ては、未だ必ずしも其禁制範圍同一ならず、陸路出口に就て見るに一八八一年露淸聖彼得堡條約第十五條は、禁制品中穀類に關しては、支那產米のみを揭記せるにより、米とても外國產なるときは禁制品たらず、又米以外の穀類は全然禁制たらずと推斷することを得べし、而して當方面より海路外國への出口に就ては、何等條約に規定なきの故を以て、同一方面に在りながら其出口道筋により非常なる差別的待遇を甘受せざるべからざるものあるは、妥當を失するにより、日淸兩國間屢次交涉する所ありて、兩者間の調和を取り、遂に米以外の穀類中麥、高粱、蕎麥、粟等の海外輸出を許可するに至りたるも、猶ほ陸路出口に比すれば其範圍狹隘なるのみならず、支那官憲に於て凶作等民食に缺乏を來す虞ありと認むるときは、一ヶ月の豫告を以て其出口を禁止することを得る等の如き、陸路出口に存せざる重大條件を附せられたり、又當方面開港場間出口に就ても前記と同一條件の下に禁止せらるるものとす。

ニ、兵器彈藥類（Gunpowder, Shot, Cannon, Fowling-pieces, Rifles, Muskets, Pistols and all other Munitions and Implements of War.）

支那は最近百年來各種戰亂相踵ひて起り、一般民心爲めに殺伐の風を馴致せしかば、政府は本品の如き危險物の出口に制限を加へざるときは、國家の安危亦知るべからずと認め、一八五八年英淸間天津條約第三條に於て食鹽と共に之が出口を禁止したり、勿論本品は銅錢と共に土貨と稱し難きも、出口禁制品の範圍を知らしめんが爲め茲に記述せるものなり。

四、出口無稅品

出口無稅品に關し各條約を通覽するに、土貨と洋貨とに論なく、地金銀、砂金、外國貨幣、粟米粉（Indian meal）砂穀米、「ビスケット」鑵詰肉類及野菜類、乾酪牛酪、糖菓類、外國衣裳、寶石、「ブリキ」製品、香水、香料各種石鹼類、木炭、薪、外國蠟燭、外國葉卷煙草及紙卷煙草、葡萄酒、麥酒、精酒類、家用雜具、船用品、荷物品、文房具各種敷物、及物類、外國藥品、外國玻璃器、支那新聞紙、支那書籍、生菜（大蒜、葉、金針菜を除く）等は其出口に際し一

律無稅たり。

五、出口稅

現行支那出口稅率は、英清間一八五八年天津に於ける通商章程善後條約附屬の稅率表に依るものなるも、若し夫れ此の表中に記載なき貨物にして、且つ出口禁制品にもあらず亦無稅品にもあらざるものなるときは、其れに對する稅率は如何に決定すべきやと云ふに、前記條約第一條は之を解決して某貨物にして、出口稅率表中に存在せざるも、輸入稅率表中に揭げあるものは其稅率に依り、兩稅率表共に揭げざるものなるときは、從價五分を以て出口稅率とすとなせり、然り而して輸入稅率表は其後一九〇二年に至り、關係諸外國と支那との間に所謂協定輸入稅目表なるもの制定せられ、以て今日に至りたるにより、前記條約第一條に云ふ所の輸入稅率表なるものは、現今に在りては一八五八年のものなりや、將又一九〇二年のものなりや一見疑義を生じ易きが如きも、單に空論にのみ走らず、眞面目に能く一八五八年前記條約締結、當時の事情並に輸出入稅率制定に關する根本主義方針に鑑み、且つ理論より推究するときは條約第一條は當時同時に制定せられたる輸入稅率表を指稱するものにして、即ち一八五八年の輸入稅率表其物を內容として制定せられたるものなるを以て、假令一九〇二年に至り協定輸入稅率表なるもの制定せられ、一八五八年の輸入稅率表は廢止となりたりとて、出口稅率に關する限り第一條の意に何等變動を來さず、依然として一八五八年の輸入稅率表なるものは、出口稅率の內容として存續するものたるや疑ふべくもあらず、是を以て直に一九〇二年のものを指すと云ふが如き、一部學者の議論は參考として聞知するは何等支障なきも、惜哉我未だ與する能はざるなり、猶ほ實地海關に於ける出口稅賦課振りを調ぶるに、之れ亦一八五八年の輸入稅率によるものなるを發見するを得、益々我主張の根據あるを肯せざるべからず。

以上述べたる所の出口稅則は、外國人が外國若くは國內の他開港場へ出口する場合に、無差別平等に適用さるる所のものなるも、若し不開港場即ち內地へ出口する場合に於ける出口課稅の狀況を見るに之れと同一ならざるものあり、水路之に從事するときは內河航行規則に準據すべく、其船舶が外國船舶なるときは、條約上の稅率即ち上記の規則により出口稅を賦課せらるるも、若し支那船舶なるときは稅關に於て適當と認定する出口稅を徵收せらるるものとす、

(內河航行規則の一節に曰く Dutiable cargo shipped under these Regulations at any treaty port on a registered steamer *for conveyance to the interior must..... and pay on export such duties as the Customs decide to be leviable.* As to the duties to be paid by *vessels belonging to Foreign Merchants*, they are to be in accordance with *the Treaty Tariff.*)

次に陸路貿易に就て見るに、一九〇八年の北滿稅關試辦章程第二條は東清鐵道により露國へ輸出せらるる貨物は、一般に海關稅率の三分の二を其貨物の輸出稅とする旨規定し所謂三分の一減特典なるもの之れなり、是を以て同樣の事

情の下にある鮮滿間鐵道輸出に付き、日清間の交渉となり支那側に於て日本の主張を是認し、三分の一減の特典を與へたるは尙ほ耳朶に殘れる近事實とす。

補　正

一、前號に於て芝罘條約を一八五八年とせるは、一八七六年の誤記にして、內地に關する定義下の如し。

The words, Nei-ti, inland, in the Clause of Article VII of the Rules appended to the Tariff, regarding Carriage of Imports inland, and of native produce purchased inland, apply as much to places on the sea coasts and river shores, as to places in the interior not open to foreign trade.

二、一開港場より陸路內地に土貨を搬出する場合に就ては、條約上規定なきを以て全く內地規則及稅關の裁量により課稅せらるるものとす。

三、外國品模造機械製品は、內地工業奬勵の結果課稅上特典を與へ麥粉の如きは特に出口稅を免除せらる。

（完）

幣制改革問題の推移（三）

山口生

八、吾人の短評

（甲）銀本位制

博士**ジエンクス**は金爲替本位を唱へ、**ロバート・ハート**及び張之洞等は銀本位制を主張す。當時銀本位制が支那の經濟狀態に相應せるや疑なしと雖も、彼等銀本位論者は、貨幣が國内に於て交換の媒介物にして且つ價値の標準たると同時に國際間に於ても同一の職務を有することを顧みざりき、換言すれば銀本位論者は支那の國内の經濟狀況のみを顧慮し、支那貨幣の改革は支那と諸外國との通商貿易にも適應せしめざる可らざることを無視せり。反之金爲替本位論は其論旨頗る巧みなりと雖も、餘りに對外關係に重きを置き、支那内地の經濟狀態を顧みざりし嫌あり。而かも支那幣制の本位選定難亦實に此二點の調節にあり、國内の經濟狀態に適應せしめんとすれば銀本位最も優れるも、銀價は常に變動多く、且つ支那と貿易上、金融上密接なる關係を有する諸外國は何れも金本位國なり、故に銀本位なる時は爲替相場は常に動搖し、國際貿易上より見て之を排斥せざる可らず、況んや世界の大勢は金本位と確定せるものあるに於てをや。

（乙）復本位制

單純なる銀本位にては、支那の如く一方國内の經濟狀態進歩せざるも、他方外國貿易著しく發達し、又對外債務漸く激增せんとする國家に於て、到底貨幣としての職分を完ふする能はずとせば、寧ろ復本位制を採用し、以て國内の經濟狀態に適應せる銀貨を使用すると共に、金貨國に對しては金貨を以て貿易し、爲替相場の變動より生ずる貿易界の不安を一掃すべしと云ふものあらんも、金銀復本位にありては、金爲替本位と同じく、金銀兩法貨の間に一定の法定比率を定めざる可らず、其實際に於て不可能なるは、羅典同盟諸國、北米合衆國、日本（自明治十一年至同卅年）西班牙、ルーマニヤ等の諸國に於て經驗せられ、多くは金單本位又は跛行本位制に改正せられ、歐米に於ける經濟學界に於ても、英

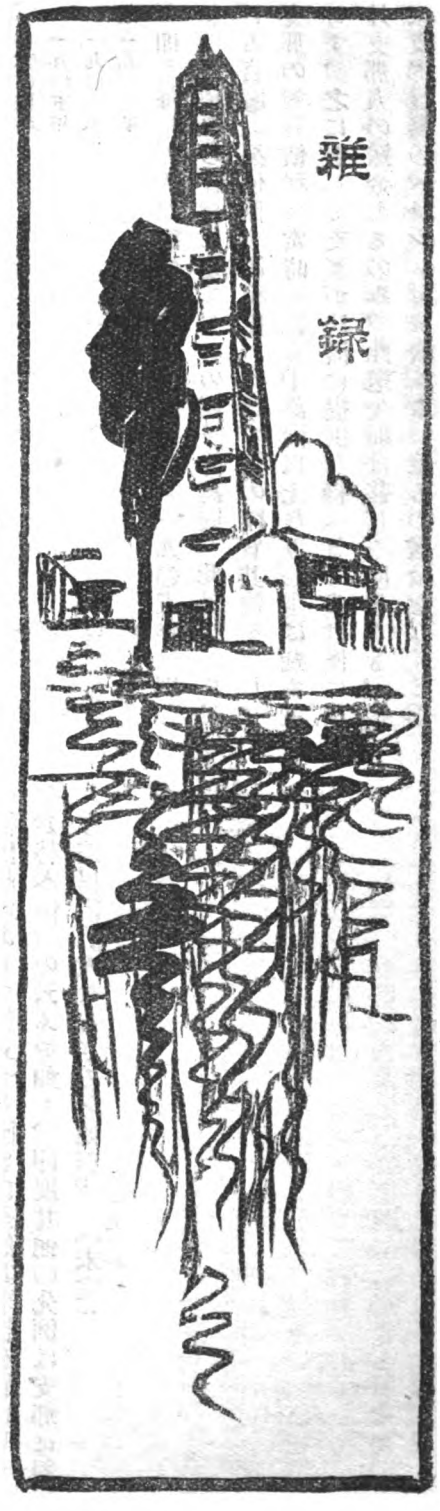

約法會議（六）

二十一、參政院案審查會

參政院組織案は五月十一日の約法會議に於て十五人の審查委員に附せられたるが、此等委員は審查會の開會前に於て互に意見の交換を行ひ、第一參政院の性質が純粹の諮詢機關なるや否、或は行政官廳の提議案を受くべきや否、第二議員の名稱及び其資格の決定、第三議員は多數制をとるや或は少數とすべきや等の數次に亘り討議殊に原案中に於ける參事の職權並に其補任に付ては幾多の疑問ありたるが、五月十三日第一回審查會に於ては主として參事制の削除を主張するものと參事を參政員となすべしとの二論ありしも何等の決定に至らず、十五日午後第二回審查會に於て遂に參事制を削除に決して大体の審查を了れり。

二十二、本會議

五月十九日午後一時四十分開會、出席議員四十八人、孫議長開會を宣し、參政院組議法案審查委員長より報告あり、曰く本審查會は會を開く二回、委員多數は原案の修正を要するものを認めざるも參事十人の規定は法理と合せず、且つ東西各國に例なきを以て刪除するに決したりと述べ、滿場異議なし第一讀會に入り、之れ又討論通過かくて開會僅に二十五分にして二時五分散會、

二十三、參政院案決定

五月二十二日午後一時五十分開會、出席議員四十四人、孫議長參政院組議法案の第二讀會を開く旨を宣し、逐條議決の後第三讀會に入り、議長は本會議々事規則により第二讀會終了後、審査會をして字句を整理せしめ二日の後第三讀會に入る可きものなれども、便宜變更せんことを謀りて滿場の同意を經、二十分間休憩の後第三讀會を繼續し、顧鰲より文字上の修正に就て報告あり、其主なるものは參政官を參政と改め、副院長の簡任を特任に改めたる等なり、議長は全案を表決に附したるに、滿場起立賛成して修正案通り可決確定せり、時に午後二時四十五分散會す、

●參政院組織法

（五月二十四日公布）

第一條　參政院は大總統の諮詢に應じ重要なる政務を審議す其職權は本法の規定に依り之れを行ふ

第二條　左記各項は大總統より參政院に交付し之れを議決す

一、約法の定むる所に依り參政院の同意を經べき事件
二、約法及約法に附屬する各法律疑義の解釋事件
三、行政官署と司法官署との權限爭議事件

第三條　左記の各款は大總統は參政院に諮詢して其意見を徴收する得

一、條約締結に關する事件
二、行政官署設置に關する事件
三、財政整理に關する事件
四、教育振興に關する事件
五、實業擴充に關する事件
六、其他大總統の特交事件

第四條　參政院は第三條第一款より第五款に至る事件に對し大總統に建議するを得前項建議の提案は須く參政十人以上の連署あるべし

第五條　參政院に院長一人を設け大總統より特任し副院長一人を設け大總統參政中より特任す

第六條　院長は全院事務を總理し會議の時は院長を以つて議長と爲す副院長は院長を補佐し院長事故ある時は代つて其職務を行ふ

第七條　參政院には參政五十人乃至七十人を設け左記資格の一を具備する者に就き大總統より之れを簡任す

一、國家に勳勞ある者
二、法律、政治の專門學識ある者
三、行政に經驗ある者
四、碩學通儒にして經世の著述有る者
五、實業の學識經歷に富む者

第八條　參政院の會議期日は院長より之れを定む

第九條　第二條第一款の約法の定むる所に依り須く參政院の同意を經るべき事件は參政三分の二以上の出席出席せる參政三分の二以上の議決を以つて之れを行ふ

第二條第二款第三款及第三條第四條に定むる所の交議或諮詢及建議事件は參政過半數の出席出席參政過半數の議

決を以つて之れを行ひ可否同數なる時は決を議長に取る

第十條　參政院會議の時大總統は員を派して出席せしめ交議或は諮詢の主旨を說明せしむるを得

第十一條　大總統が第二條第一款に定むる所の須く參政院の同意を經べき事件を交議せる時は議長より會議の時に審查員十人を指任し之れを審查せしむ

第十二條　第二條第二款第三款第三條第四條に定むる所の交議或諮詢及建議事件は參政過半數の同意を經須く審查或は起草に付すべき者と認めたれば議長より審查員或起草員を指任す

第十三條　參政院議事規則は參政院より之れを定む

第十四條　參政院に秘書廳を置き大總統より官制を以つて之れを定む

第十五條　本法は公布の日より施行す

參政院成立

上述の如く參政院組織法は五月二十三日約法會議を通過し翌二十四日公布されたり。

參政院は約法により、大總統の諮詢應答を主とし、其他約法及附屬法律の疑義、行政司法官署爭執の解決並に約法第九章憲法制定順序中第五十九條乃至第六十一條によりて憲法の起草權同草案の決議權を有するものなり。

參政院は五月二十六日參政院長（黎元洪）同副院長（汪天爕）及參政七十名の任命ありたり、參政の顔觸は多く總統府顧問及政治約法兩會議々員にして、此等は顧問部の閉鎖政治會議の廢止と共に轉任し來る可きも、其他は前清官吏及び地方の碩儒名紳等にして民國以來政事に與る事を好まず、地方に隱退せる者あるを以て、此等は必ずしも喜んで就任するや否や疑問なりと云ふべく、從て多少の變更を免れざるべし、參政院は議院三分の二の參集を待ちて正式に開院すべしと、

參政の姓名及び略歷左の如し

汪大爕　前清駐英公使、外務部郵傳部侍郎、民國成立後駐日公使、教育部總長、平政院院長、

陸徵祥　前清駐露公使、和蘭公使、民國成立後外交總長、國務總理、

聯　芳　前清外務部侍郎、

李家駒　前清翰林、學部右丞、大學堂監督、駐日公使、學部侍郎、資政院總裁、

張蔭棠　前清外務部丞參、駐米公使、西藏辦事大臣、

李國杰　前清一等侯爵、駐白公使

瞿鴻禨　前清軍機大臣、外務部尚書

呂海寰　前清外務部尚書、督辦商約大臣、津浦鐵路督辦、

唐景崇　前清學部尚書

于式枚　前清禮部侍郎考察憲政大臣

熊希齡　前清鹽運使、監理財政官、民國成立後財政總長、熱河都統、國務總理、

嚴　修　前清學部侍郎、民國成立屢徵聘されたるも辭て受ず前官て教育總長たるも就任せず現に歐洲にあり

周學熙　前清着直隸鹽運使、按察使、農工商部丞參上行走、

民國成立後曾て財政總長たり、

梁士詒　前清郵傳部左丞、鐵路局長、郵傳部副大臣、署郵傳部大臣、民國成立後總統府秘書長たり最近稅務處督辦となる

梁啓超　前清戊戌政變當時日本に走り清議報、新民叢報、國風報等の編纂著作をなし革命後曾て司法部副大臣たりしも受任せず民國元年歸國庸言報の總編纂たり去年司法總長となり辭職後幣制局總裁に任ず、

實　熙　前清翰林、山西學政、學部侍郎、憲政編查館提調、

王家襄　日本警察畢業生曾て吉林警察局局長たり民國成立後臨時參議院浙江議員となり正式國會に又參議院浙江議員となり次て參議院議長、憲法會議總統選擧會正主席たり、

陳漢第　民國成立と共に總統府秘書となり熊內閣時代國務院秘書長たり、

趙爾巽　前清奉天將軍、四川湖北東三省總督、民國成立後曾て、奉天都督たり、

李經羲　前清雲貴總督、民國成立後青島にあり去年政治會議議長に擧げらる、

丁振鐸　前清雲貴總督、事により褫職後侍郎を以て禁烟大臣たり

錫　良　前清雲貴總督東三省總督、熱河都統、

袁樹勳　前清上海道、順天府尹、山東巡撫、兩廣總督、

馮　煦　前清浙江巡撫、安徽巡撫、

孫毓筠　民國成立後曾て安徽都督たり去年正式國會に參議院西藏議員たり又政治會議議員約法會議議員として約法會議正議長に擧らる、

趙惟熙　前清翰林、甘肅布政司たり民國成立後甘肅都督、政治會議議員たり

那彥圖　外蒙古親王、烏里雅蘇台辦事大臣、約法會議議員、

宋小濂　前清道員、民國成立後黑龍江都督たり、

李盛鐸　前清翰林、比國公使、山西提法使、署巡撫、民國成立後曾て山西民政長たり、

樊增祥　前清江寧布政司たりしも事により官を去り民國成立後曾て湖北民政長たり去年又政治會議議員となりしも就職せず

姚錫光　前清陸軍部侍郎、民國成立後蒙藏院副總裁、口北慰使、

毛慶蕃　前清甘肅布政司、

饒漢祥　湖北民政長、總統府秘書、政治會議議員、

阿穆爾靈圭　內蒙古親王、

劉若曾　前清大理院正卿、民國成立後直隸內務司、署理民政長

陳　鈺　山西民政長、

李開侁　廣東民政長、

塔旺布魯克扎勒　外蒙古親王、政治會議議員、

王闓運　前清欽賜翰林院檢討、民國成立後國史館長に任ず、

楊守敬　前清翰林學士、

勞乃宣　前清知縣、四品京堂、江寧提學使、資政院碩學通儒議員、學部副大臣、

柯劭忞　前清翰林、
王樹枏　前清新疆布政司、約法會議議員、
嚴　復　前清海軍部參議、大學堂監督、資政院碩學通儒議員、此次約法會議に福建議員に選擧さる、
馬　良　前清江南學界の多望家たり民國後曾て爲大學堂監督となり現に政治約法兩會議議員たり
麥　昌　前清陸軍部大臣民國成立後總統府軍事處處長となり現に大元帥統率處辨事員たり、
薩鎭冰　前清考察海軍大臣、曾て貝勒載洵に從て出洋し海軍部成立後水師統領に任じ現に大元帥統率處辨事員たり、
蔡　鍔　雲南都督、政治會議議員、
蔣尊簋　浙江都督、政治會議議員、
徐紹楨　前清江南第八鎭統制たり革命當時浙江聯軍總司令たり民國成立後陸軍上將となる、
王揖唐　前清進士にて日本士官學校卒業後奉天吉林督練處參議協統となり又戴鴻慈に往て出洋歐米各國を遊歷し民國成立後陸軍中將、加上將銜、密雲副都統たりしも就任せず去年參議院西藏議員となり此次約法會議に安徽議員たり、
施　愚　法制局局長、約法會議副議長、
王世澂　約法會議議員
黎　淵　政治約法兩會議議員、
陳國祥　去年衆議院副議長、約法會議議員、
鄧　鎔　去年衆議院蒙古議員、政治約法兩會議議員、
程樹德　約法會議議員、
朱文劭　去年衆議院議員、政治約法兩會議議員、
王印川　去年衆議院議員、政治約法兩會議議員、
胡　鈞　總統府秘書、
張振勳　前清三品京堂、南洋華僑、
劉錦藻　前清京堂、浙江鐵路公司協理、
宋煒臣　前清道員、漢口水電公司總理、
渠本翹　前清三品京堂、雲南布政司たり山西の富商なり、
孫多森　前清直隸勸業道、民國成立後、曾て中國銀行總裁
安徽都督たり、
李湛陽　前清道員、四川鹽商にて現に約法會議議員たり、
馮麟霈、約法會議議員北京商會總理、
李士偉　前清知府、直隸官礦局總辨たり、

北京通信

（五月二十六日）

○交通銀行株主總會

五月二十四日北京湖廣會館に於て交通銀行株主總會を開き、過去二年間に於ける營業上の報告をなし新役員の選擧を行へり、同行は支那人經營中第一に指を屈すべき大銀行なれども、株主總會の如きも數字に就き具体的詳細報告をなし、微細の點に涉りて質疑應答をなすが如きは株主役員共に之を好まず、僅かに抽象的營業概況配當歩合役員改選の三者位を注意する處なり、されば此回の總會とても貸借對照表資產負債表の如きは勢重大なる問題とならざりき、之を吾人より見れば物足らざる感なき能はざるも、亦以て支那銀行界の一半を察する事を得べきなり、以下其大要を列記すれば次の如し、

（一）議長の開會の辭、（二）役員の營業狀況報告、（三）重役會の報告、（四）財政總長の訓辭、（五）交通總長の訓辭、（六）役員の改選、（七）提議事項、（八）紀念撮影散會、

右八項中最も參考とすべき數字上の決算は、不幸今日迄探知するを得ざれば追て報告する事となし、二三重要事項を摘記して讀者に報ぜんとす、

△營業報告　士詒等（梁士詒の報告書朗讀）民國元年以來株主諸君の推擧を被り、本行重役の任を受けてより茲に二年、查するに本行規定は原每年春期通常總會を開き、營業成績等の一般狀況を報告せざるべからざるが、諸君も熟知せらるゝ如く第一革命の際以來經濟界の變調は直接金融界に波及し、種々の困難に遭遇し規定の形式を踏むを得ざりしは遺憾に堪えざる處なり、惟此の難局に處し重役各位の周到なる輔佐と行員諸氏の熱心なる執務とにより、重大なる過失なく本行の信用を維持して、今日に至りたるは幾分自ら慰むる處なり、幸に今や政局定まり經濟界亦順調に歸したれば、今後本行の發展期して待つべきなり、但し過去の苦心は將來の經營上裨益する處多大にして、是より得る

敎訓決して輕んずべきにあらねば、辛亥以來の行務大要を述べて諸君の參考に供せん、

二年有餘の間之を兩期に分ちて說明する事を得べく、一は整理期にして、他は發展期なりとす、

第一整理期此の時代は本行の最も辛酸を甜めたる時期にして、就中義善源破產の累、革命の影響、及び西貢萬順安破碇の波及の三項を以て最も甚だしとす、

（一）義善源の破產、元來義善源は南北到る處其支店を設け其取引甚だ廣く信用確實なりしかば、本行各支店是と取引關係を結ばざるなき有樣なりき、然るに一昨々年春間に及んで其各地支店相繼で閉鎖したれば、北京、天津、上海、漢口、營口、奉天、濟南、廣東等の本行本支店の被りたる損失は頗る多額なりき、是出資の濫行に歸因する失敗にして、將來大に戒むべき事とす、尤も其後抵當の處分に依り多少の彌縫策を講じたれども、金融界變調の際なれば抵當物の下落甚だしく、而も之を保有して價格の上騰を待つの餘裕なかりしかば、已むを得ず莫大の損失を忍んでそれぞれ處分をなしたり、

（二）革命の影響　義善源より被りたる瘡痍未だ癒えざるに翌年亦革命の變を見るに至り、武昌漢口南京の本行支店之れが爲めに掠奪の厄に遭ひ、繼で北京、天津、濟南、奉天の支店亦兵變の爲めに多大の影響を受けたり、尤も其中北京天津に於ては事前に適宜の策を施したれば、左程の事もなかりしが、濟南奉天の二處は種々の事情よりして所置意に任せざりしは遺憾千萬なりき、其他各地の支店皆多少の損失を招がざるはなく、廣東、汕頭、厦門の三支店は政變の程度に比例して被害の顯著なりしものとす、

（三）萬順安の破碇　萬順安は佛領印度支那にありて錢業を營む支那商人中實に第一流に位し、西貢の貿易上樞要なる位置にあるよりして、本行は萬順安と取引をなし來りたるが、民國元年春期の交西貢の支那豪商相繼で破產し、萬順安亦其渦中に捲き込まるゝの已むなきに至りたり、是に於て本行は特に人を派して西貢に至り、辯護士を聘して債權所理の任に當らしめ居たるが、昨年に至り各債權者協議の上新に萬順安會社なるものを組織し、從前の營業を繼續せしめ、適當の監督の下に追々舊債務を履行せしむる事とせり、之が爲め本行は玆に三度多大の損失を被ることゝなれり、殊に此の事件の如きは異邦領土內に起りたれば、種々面倒なる手數を要し二重の損害を見たる次第なり、

以上三者は所謂整理期に於ける失敗の具体的に表現したるものなるが、此の結果の原因は實に其以前既に萠芽したるなり、蓋し此の原因は此の惡結果を早からしめたるに過ぎずして、當然早晩起るべき既定事實なりしなり、即ち從來營業方針は銀行業者が當然なすべき注意を怠り居たり、之を帳尻に就て證すれば、貸借關係は百數十萬兩の餘裕を示し、若し實際之を信賴すべきものとし、資金の運轉上何等支碍なき筈なるに事實は全く之に反したり、彼の債權は多くは無擔保にして、偶之れあるも田地家屋の類にして資金の回收意の如くならず、如是にして此の種の整理に意外の手

數と時日とを費し、殊に革命の風聲各地に傳るや土地家屋の處分は殆ど全く其途を失ふの現象を呈し、其損失亦尠からざりき、

上述の如く帳尻の不整頓と政變とは、本行をして頗る苦境に陷らしめたるが、或は裁判に或は有力者の調停に賴り漸次整理の步を進め、民國元年末に及び各債務者より回收し得たる總額二百十餘萬兩、同時に預金の支拂總額三百十餘萬兩に達したり、次で昨年末の回收總額三百十餘萬兩、預金の支拂二百三十餘萬兩なりき、尙完全に整理の終了する迄には兩三年の歲月を假さゞる可からず、以上誌す處は舊帳整理の一班狀況なりとす、

第二發展期　民國元年五月組織を改め、本支店共に改革を斷行し、一方三大缺損の後を受けて整理に力を盡くし、又他方業務擴張の計畫を立て猛進したれば幸に緩急を誤まらず、時に金融界の小波瀾に會ふも大なる蹉跌に至るなきを得たり、彼の第二革命起り江西南京の變を見るに當りても、應急の所置宜しきを得て當時の損失の如きは殆んど云ふに足らざりき、如此にして次第に擴張し以て今日に至りたるが其大要次の如し、

一業務の消極方面　貸出は固より銀行業者の主要なる一業務なりと雖も、之を愼まず擔保信用等を顧みず恣に放資するが如くんば、覆轍の愚を再び演ぜんのみ、されば此の方面に關しては專ら消極策を取り、信用貸を廢し確實なる擔保を有する者に限り、低利の貸付をなす方針なり、彼の高利を貪りて節度なき放資を試みて資金の澁滯を來たすが如きは、此際最も避けざる可らざる事とす、

(二)業務の積極方面　過去數年間非常の困難に遭遇したる本行は所謂鍛鍊琢磨の經歷となり、反て社會の信用を博し、嶄然斯業界に角頭を顯はし、行務日に發展するの盛況を呈したり、即ち比年金融界の不振繼續したるが爲、南北各地の票莊相繼で閉店したるも、本行の如きは反つて取引範圍擴張の狀を呈したり、惟尙未だ勢力を海外に展ばすに至らざるは遺憾の次第なるが、國內に於ては從來取引關係なかりし者も續々取引の申込をなし、爲替事業の如き其發達大に見るべきものあり、現に民國元年中に爲替取扱上より得たる純益は二十七萬七千餘兩に過ぎざりしが、昨年に及びては實に八十四萬餘兩の收入を見るに至り、株主の利益配當を可能ならしめたり、

(三)支店の增設　又積極活動の一端として多くの支店を增設したり、其設立標準として交通の便否商業の盛否を採りたり、此の二者と金融と相關する處固より至大なればなり、下關、徐州、長沙、宜昌、長春、無錫、揚州、烟臺の八支店は實に前項の標準に合するものと認め、民國元年以來の新設に係るものなり、

(四)爲替取扱所の新設　此の爲替取扱所の新設に僅かに爲替取組上に於て便宜を與ふるのみならず、鈔票の兌換に應じ從つて本行紙幣の流通區域を擴張するの間接的利益多大なりとす、故に是亦元年以來の一事業として次の數十處に之を新設したり、

直隸省　石家庄、保定、海甸、順德、通縣、唐山、豐鎭、

東三省　吉林、孫家臺、蓋平、鐵嶺、哈爾賓、遼陽、錦縣、新民、
山西省　大同、陽高、
山東省　濟寧、棗莊、德縣、
河南省　焦作、周河口、彰德、鄭縣、信陽、
湖北省　沙市
湖南省　湘潭、寶慶、常德、衡州、
江西省　九江
江蘇省　鎮江、清江浦、

（五）鈔票發行　本行は鈔票發行の特權を得て多大の便宜に浴し居れり、顧みれば清朝末年以來政變の影響甚だしく財界に波及し、現銀の暴騰となり一般商家の長期手形の類及び準紙幣とも稱すべき鈔票の類は皆騰落して或は流通せざるに至りたるが、我鈔票のみは依然圓滑の流通をなし何等平生と異る事なし、是本行の濫發を愼み準備銀を充分に備ふるが爲に外ならず、されば大總統も深く本行を信用せられ特に命令を下し、本行鈔票に對しては國立銀行たる中國銀行紙幣と同一視すべき特典を與へられたり、且其後財政交通兩部より各省に通告して本行鈔票を以て關稅、丁粮、鐵道電信郵便航業等に關する納稅を許すべき旨傳へられたり、斯の如くにして本行鈔票は一瀉千里の勢を以て發達したり、尙從來の鈔票は品質未だ上乘と稱するを得ず僞造の恐なきにあらざりしかば、特に本年三月より新に優美のものを發行して此の憂を除く事とせり、其種類は一元五元十元五十元一百元の五種とす爾來漸次舊銀票を回收して燒棄し居れり、

（六）統一の制に改む　從來本行各本支店は各獨立決算の法を採りたるが業務の擴張と共に統一聯絡の必要愈顯著となりたれば、今回斷然前規定を改めんとして目下其準備中なり、

（七）民有株の配當　本行發展期に入りてより營業狀態日月と共に隆盛となりたれば、一部株主は之を見て即ち先年來の利益配當を請求し來れり、本行數年來の擡痍未だ癒ゆるに至らず、俄かに之に應ずる能はざるも、素りに之を拒絶せんか株券の下落を來たす恐あるを以て、幹部は再三熟議の結果先政府に向ふて辛亥の秋より元年の夏に至る一ケ月の政府持株の配當を免除せられん事を請ひたり、是當時變亂の際にありたれば純益なかりし爲なり、又次で二年分の配當の猶豫を請ひたるに何れも聽許せられたるより幾分の融通を得て本年に至り民間持株に對しそれぞれ前二年間の配當をするを得たり云々、（下略）

中華民國三年五月二十四日

交通銀行總理梁士詒等謹啓

△役員之選舉

總理　無記投票の結果四千零六十五票の大多數を以て梁士詒再選重任す、

協理　四千零七十九票を以て任鳳苞當選す、

董事　七人周自齊、朱啓鈐、施省之、鮑星槎、孟玉雙、陳錦濤、趙慶華の七人當選す、但し周氏は財政總長にして、朱氏は代理交通總長たり、等しく監督者の位置にあるを以て不都合なりとし辭任せり、

湖南通信（五月三十日）

端午節の前後

年中三大節季の一として、商界及一般の金錢取引きも清算すべき時期なるに、今年は市場の硬貨益拂底し、十萬元の塡補に聚首せし商務總會及湖南銀行の如き、市票兌換後六十萬元の塡充を要し、殘り二十萬に至りて途方にくれたる有樣なるも、外資の注入を都督に拒絶され、銅貨の鑄造に傾注したるも、到頭不整理、不始末の儘に推移し來りて、端午節句となれり、一般に活氣なき節句にして商業、實業、政界は均しく資金の淵源なく、無闇みに鑄造せる新銅貨は舊銅に比して重量を減じ、舊銅貨四十枚と新銅貨五十枚を以て其積量を均しくするに至りては、又々銅貨の下落且銅元紙幣の下落を免れざるべく、銀幣一元に對し銅貨一串五百文乃至五百二十文の差あり、現銀貨（光洋）と銅貨とは一串五百七八十文位の差を生せるが、銅元低幣と現銀貨の差もあり、複雜なる市場は益す實力なき紙片に亂されんとす、

漢口長沙及上海長沙間の爲替の差額は一高一落して止まず從來現銀の取引は湖南兩銀は湖北兩銀より數割の實價を高からしめしが、此頃の現銀拂底にては反對の結果となり、商業に從事せるものは寸暇も不安の念を去る能はず、官民ともに端午前後の人氣は例年昂奮せるを以て、土匪の猖獗、亂黨の襲來を嚴戒せしが幸にして無事なりし。

地方水害の情況

今年の雨期は間歇して小晴あるも、時に强雨驟來せるを以て、洪水頻々として農作を害し、第一次は益陽桃花江沿岸の浸水、第二次も益陽の水害にして、家屋人畜の被害あり、第三次は醴陵にして、浸水地域廣く猛烈にして汽車も軌道を破壞されて不通となり、瀕死の被害者壯幼二千七百六十九名にして、尙其外救邮を要するもの二千六十四名に達し、縣衙門及有志より六百四十五串六百六十文、都督府より六千串文、粮米二百串文を急送して救邮を謀り居れるが、又々瀏陽、嘉禾の兩縣も平地數尺の浸水にて、民家農作の損害は多大にして、恰も插秧後半月乃至一月を過ぎしなれば、再度の植付けを要すべく、今後降雨繼續せば其害果して如何なるを豫想し難し、湖南特產の米穀收穫に減收の悲運を持ち來し、又現に安化縣の紅茶製額も雨雹の被害にて平年の半額を收め得ず、而かも品質は劣等となりては例年四百萬兩以上の輸出が過半を減少すべく、且つアンチモニー礦物も外國相場下落して輸出寥々たり、金融を恢復すべき材料なき悲境に陷り落れり、

軍警の擴張

軍隊は近來兵北の弛懈を兆し、屢々北兵中に不軌を企てんとせし以後は北兵機關銃隊を一營湖南に移し、機關銃八門を購入し、湖北より營長王文斌を增聘して訓練をなしつ

ヽあり、土匪防備の方法として左の團練を編成せり、

一、挨戸團なる地方人民を以て組織せる團體を設け、縣境及受持區以外たりとも追躡逮捕するを得

二、各團は二回適當の地に會合し聯絡を取る

三、各縣の挨戸團は緝捕小隊長（從來土匪討伐隊長を指す）を以て總團長となし、一切聯合統一をなす權限を有す

四、各團會哨の經費は各團の負擔とす

以上は土匪防備良民保護の目的を以て、軍隊の活動を助け自治防衛の方法を取るものなり、

長沙以外の各鎭守使には、三百以上五百内外の湖南兵を有して諸所に配置せり、岳州司令官たりし曹琨は長江水師司令官となりて、岳州に司令部を置き、漢口より上流の警備をなせり、警察隊は（巡警員）長沙だけに千八百七十四名を有して、一丁毎に一名宛の配置をなせる所あり、殆寸隙を有せず、又探偵隊なるもの長岳鎭守使伍祥楨によりて組織され、埠頭船舶旅館酒樓其他に密布し、從前北京の探偵員は宿弊を生せるを以て、盡く解散して新組織の探偵を使用し居れり、

獨逸商人の發展

從來英國の勢力範圍として、英國人も自信し、局外者も指を染むるを憚かりし湘江沿岸は、近來米國人が支那官民に歡心を求め、各種の事業に發展せんとせるが、最近に至りて獨逸人の勢力旺盛となり、瑞紀、禮和、禪臣、多福、瀛來德、捷成、美最時、嘉利等の獨逸商は、駸々として礦山採掘、礦物專買、其他支那人の名義にて土地の買收或は牛皮の輸出等枚擧すべからず、英米をして瞠若たらしめんとす、

因に支那人の礦山に就ひては未だ大仕掛けのものなく、内外技師の所說に據れば湖南省は一箇所に大仕掛の設備をなして從事すべきもの少なく、零碎なるものを集めて諸所に手をつける外、目下の所大々的のものを發見せざる由、

湖南省の稅目

湖南省の稅目は豫算表に明示せる如く、他省に比して其項目少なく、尙增收すべき餘地あるを以て、田地の反別及收穫の調查營業稅目の增加、印紙稅勵行、耶蘇敎會の敷地の課稅、及土地賣買契勞稅、其他妓女の課稅等に着手し居れり、民國二年七月より三年七月迄の去年度豫算案は、充分歲入の餘地を殘せるも、實際は反對の結果を持ち來せるは、畢竟徵稅の不始末を來さしため、歲入に不足を生せとは歲出中臨時支出の制限を破りしものと見るべし、

日本の賣藥に就いて

當地某賣藥舖主人の說中、いかにもと思はれる節を左に錄す、

○日本賣藥の運命　目下清快丸、仁丹の類は極力支那内地の販路を擴張し、廣告にも手段を盡し居れるを以て、大

宗の賣り上げを得つゝあるが、支那も漸々專門藥の勢力に移りつゝあるを見る、

○販賣方法　從來日本の各製藥舖より、委託販賣又は卸賣りを開拓せるは、藥店又は賣藥舖に向つて賣廣めると云ふより、雜貨店に於て多くの日本賣藥を排列せるを見るは、眼前の賣れゆきこそよかれ、將來藥としての價値を維持し得るや否、英、獨の藥が何處迄でも藥としての價値を保ち、且專門藥として滋養藥として高價を維持し行くと反對に、日本賣藥は日本雜貨の粗製亂造を以て現今に信用を失墜せる如く、將來に於て粗製亂造の不信用を雜貨と同樣に、賣藥にも波及し來るに非るかと云ふ、

以上は日本賣藥業者の一顧すべき所說なり、

寄贈書目

商標公報	（特許局）	一六〇、一六一、一六二
日華公詒	（天津其社）	一八、三八、三九、
實用新案公報	（特許局）	一五六、一五七、一五八
新公論	（其所）	六號
通商公報	（外務其局）	二七、二八、二九
上海	（春申社）	六八號
日本及日本人	（政敎社）	六三一號
宇都宮月報	（其商業會議所）	一三〇號
特許公報	（特許局）	九一、九二
新支那	（其社）	一〇六、一〇七
週報	（同）	一〇九、一一〇
特許發明明細書	（特許局）	二三、二四
名古屋月報	（其商業會）	八六
國家學會雜誌	（其事務所）	六
圖書月報	（東亞堂）	八
國民經濟雜誌	（實文舘）	六
京都法學會雜誌	（京都法學堂）	六
東洋經濟新報	（其社）	六七一
德島商業月報	（其會）	四五
大實報	（其社）	二二一五號
防長敎育	（山口縣敎育會）	一七五
中國實業雜誌	（東京其社）	六期
大連實業雜誌	（其會）	八八
木浦商業會月報	（其會）	五六
貿易時報	（其所）	五
朝鮮總督月報	（其府）	六
貿易通報	（大阪商業會議所）	五月號
水產	（大日本水產會）	

內治外交

○獨英と庫倫領事　獨英兩國は外蒙庫倫に領事を駐在せしめんとの意嚮あり既に露國及蒙古政府の同意を得たりと傳へらる、庫倫官民は此擧に對し大に歡迎しつゝありと。（順天時報）

○確定各省司法費　行政費節減の爲に各省共に司法費を減額せるが其確定せるもの次の如し。

安徽省　六　萬　元　　山東省　三十二萬元
廣東省　四十　萬　元　　湖南省　三十二萬元
江西省　二十五萬元　（原額八十五萬元）
廣西、四川、甘肅各省各二十餘萬元　（順天時報）

○地質兼鑛業顧問　支那政府が招聘せる地質兼鑛業顧問たる丁抹人アンダーソンは五月十六日北京に到着せり。（北京日報）

○省制改正の確定　省制は愈今回改正すべく該案によれば省制は、道、縣の三級別となし省に巡按使を、道に觀察使を、縣に知事を置き其他國稅廳、鹽運使、省會、高等及地方審檢廳等は一切舊に依るべしと。（時　報）

○地方官制の概略　新に制定せらるべき地方官制の概略を聞くに民政方面に於ては

一、巡按使は全省官吏を監察す
二、觀察使は所屬各縣一切の事宜を管轄す
三、縣知事は觀察使に隷屬す

而して軍政方面にありては都督を廢し軍區を劃分す

一、護軍使は軍區內の兵隊を統卒す
二、鎭守使は鎭守區內を管理し軍隊調練の事宜を司るとゝ云ふにありと。（時報）

○條約修正專任委員　北京政府は各種通商條約其他の修改の期も迫り來り殊に例の關稅問題もあるが爲に此際條約修正專任委員を設けんとするの意あり上海總商會よりは曾て商約修改大臣たりし呂海寰氏を推薦したりと云ふ。（時報）

○審計局獨立　從來審計局は其所屬明かならず又獨立せるものなるやも明かならざりしが今回愈明かに獨立の機關とし政事堂にも隷屬せしめず公務は直接大總統に交涉せしむる事とせりと而して約法會議にて審計院官制を議決するを待ち審計院と改稱すべしと。（北京日報）

○內蒙移民勸誘　內蒙古地方に移民を行ふは劍下の急務なりとて種々計畫中なるが先づ次の如き勸誘方法を採るべしと。

一、直隷、山東、湖南、山西、湖北諸省の民政長をして內蒙に移住の志あるもの及其家族を取調べしめて中央に報告せしむ
二、內蒙駐在の行政官をして移住に好適の地を選定して中央に具申せしむ
三、移民事業の準備をなす爲內務部內に殖民局を設く
四、移民に要する經費は中央と各省とにて分擔す

（時事新報）

○司法整理方法　司法問題は既に政府に於て大体の方針決定したる由なるが先づ其整頓の方法として次の四項を決せりと、

一、各商業審判廳の審判官は中央より選請任命する事
二、監獄の改良は務めて各本省の財力を標準とする事
三、推積せる案件を整理し重要事件の如きは愼重に取扱ふ事、
四、各知事の違法の懲罰章程を禁ずる事（順天時報）

○張家口の居留地　支那が曩に自ら開ける張家口にては目下外人民留地設定中にて大道及新橋を築造し其境界をも劃定する筈なるも資金缺乏の爲困難し居れり云ふ。（順天時報）

○デーン氏の歸國　支那鹽政顧問リチャード、デーン氏は各省鹽業の視察も一先づこれを終へたれば八十日間の請暇を得て六月初に一時歸國する由尙同氏不在中は副稽査ボンストローズ氏其代理たるべしと。（順天時報）

○白狼四川に入る　白狼匪は遂に秦州より四川省境に入れる由にて其竄入の當時は白水江は河水漫々たりしが彼等は筏を以てこれを渡り、然かも漢中に在る官軍はこれを阻止せず彼等は恰も無人の境を行くが如かりしと。（時報）

○進步黨の發展　進步黨にては新政府の組織を喜び此際極力黨務の整頓に盡力すべく政治方面は既に林長民張樹森の兩部長に於て規則を草し政務委員の討議に附すべしと。（北京日報）

○南京に外人居住區域要求　北京に於ける一二の

公使より支那政府に對し南京城内に於て一區域を劃し外國人の居住地に充てんとの要求を提出したるが支那政府は未だ何等の回答をもなさゞる由なり。（時報）

○李經羲不承諾　參政院副議長に擬せられたる李經羲は固辭して就任を欲せず極力汪大燮を適任者として推薦しつゝありと。（順天時報）

教育

○湯總長の教育方針　教育總長湯化龍は教育問題につき大なる抱負を有するも財政難の爲其意見を行ふ能はざるに付大凡次の如き方針に出づる由なりと云ふ。

一、小學校は國民教育の根本なるを以て增設すべく裁減を准さず

一、師範學校中學校は普通教育に關係あるを以て當分擴張するを得ざるも已に設立したるものは一体に維持すべし

一、法政、農工商、醫等の專門學校にして一省に二ヶ所以上あるは情況を斟酌して併合す

一、普通實業教育及社會教育は財力の及ぶ限り擴張に注意すべし

一、學生の成績低きに過ぐるか又は不品行のものは學費の給與を停止す

而して右は各省民政長に對し教育部より通令したりと。（北京日報）

○大學制度視察　湯教育總長は支那の大學の設備甚だ不完全なるを以てこれが整頓を計るが爲に外國の制度を調査するを必要とし大學分科學長王氏及教員胡氏を英米諸國に派遣して其大學制度を調査せしむべしと。（順天時報）

○教會設立の學校　歐米諸國の宣教師が支那各地に於て設立し居れる學校及其學生數次の如しと。

一、英米宣教師の設立せしもの

小學校	三、四三七	學生　七六、一六五七人
高等學校	五二七	同　三〇、五九二

一、獨逸宣教師の設立せるもの

小學校	一四六	同　四、八六二
高等學校	一五	同　五三二

一、天主教會の設立せるもの

小學校	五、八八七	同　一二六、三〇五
高等學校	一五七	同　六、五四五

（順天時報）

財政

○中央政府財政狀態　中央政府の行政費は毎月約六百餘萬兩を要す而して宣統三年度の豫算によれば毎月各省の解款三百萬兩位あり而して鹽稅の剩餘はデーン氏の斡旋により財政部に廻はさるべく此額毎月二百八十萬兩位あり從て此兩者を合すれば行政費の足らざる者幾何もなく然かも其不足額は行政整理により減額し得べく大体に於て財政狀態は良好なり。（時事新報）

○政費節減方法　政費節減問題は前內閣時代より決したる所なるが先づ次の如き方法によりこれが實行を計る

べしと。

一、先づ財政機關の劃一を計る

二、各部に命じて毎月至急を要するものと要せざるものとを區別して概算を立て其經費を支出せしむ

三、各地方官に命じ速に政費節減辦法を立てゝ中央に呈報せしむ

四、政事堂に於て全國統一の政費節減辦法を妥定せしむ（時報）

○徐國務卿の財政方針　最近徐國務卿の畫策せる財政方針は大要次の如きものなりと。

一、軍費内外行政費及公家至急の工事費用を節約する事

一、關稅釐金及地租徵收等の總てを整頓し民間に於ける積弊を一掃する事

一、各省の官有財產は人を派して清理を實行する事

一、外債は實業の振興に充て行政費用には使用せざる事

一、徵收を開始すべき新稅等は地方の情形人民の生計を按じ分別して漸次振興する事（北京日報）

○鹽稅整理方法　鹽稅收入は漸く增加し來り前途甚だ有望なるが尙これが整理を行ふに於ては八千萬元に達せしめ得る由にてこれが爲には先づ次の兩種の手續を採るべしと。

甲　一、全國每年の鹽使用高を調査す

二、各省產鹽區域を詳査す

三、各鹽區產鹽額を調査す

四、外債償却に充てたる殘餘幾何を得べきかを調査す。

乙　一、直隸河南二省の行商及各鹽卡を廢止す

二、每百斤の徵稅二元を三元に改む（時事新報）

○各省の國庫納入金　民國成立以來各省は租稅の徵收困難なりとて曾に從來の中央政府への納付金を解送せざるのみならず却て政費の補助を請ひ來りし有樣なるが周財政總長は銳意從來の納付金を復活せしめんと苦心し各省民政長及國稅廳長等の意見をも徵したる上各省割當額を大略次の如く決定したりと云ふ。

江蘇省	三、七五〇、〇〇〇
四川省	三、三五五、〇〇〇
廣東省	三、〇〇〇、〇〇〇
浙江省	二、一〇〇、〇〇〇
江西省	二、一〇〇、〇〇〇
湖北省	一、八〇〇、〇〇〇
安徽省	一、五〇〇、〇〇〇
河南省	一、三〇〇、〇〇〇
山東省	一、三〇〇、〇〇〇
山西省	一、三〇〇、〇〇〇
直隸省	一、二〇〇、〇〇〇
福建省	一、二〇〇、〇〇〇
湖南省	九〇〇、〇〇〇
陝西省	九〇〇、〇〇〇
新疆省	六〇〇、〇〇〇
甘肅省	四〇〇、〇〇〇

廣西省	四〇〇、〇〇〇
雲南省	四〇〇、〇〇〇
貴州省	三〇〇、〇〇〇
計	二七、九〇〇、〇〇〇

（時事新報）

○銀行團と前貸　支那政府は五國團に對し第二次大借款の前貸を要求し五國團にては種々協議中なりしが遂に六月より本年末に至る迄每月五十萬磅宛計三百萬磅を前貸する事に決したりと而してこれは軍費及行政費に充てらるゝものにして第二次大借款成立を待ち其中より控除せらるべしと。（順天時報）

○地券稅の收入　各省の四月中の地券稅徵收額は全國にて一千四百萬元以上に達し其中廣東省の成績最も優良にして八十七萬七千四百十七元なり、山東、福建、山西これに亞ぐと云ふ。（順天時報）

○有償公債發行　財政部にては財政の窮乏を救ふ一策として實業振興の名目を以て有償公債を發行せんとし該公債の規則は目下起草中の由なるが其要點は左の如きものなりと。

一、債　額　一億萬圓
一、名　義　實業振興
一、利　息　年三分
一、割增金　五等に分ち一等は原額に一千倍、二等は五百倍とて其他は次第に減額す。
一、票　價　甲乙二種に分ち甲種は每票十元乙種は每票五元とす。
一、募集時期　每年四期と定め財政部令にて通告す。
一、抽籤時期　每年四同とし財政部令を以て通告す。
一、當籤者　割增額に按じ割增を得る外に原本を返還し且三箇月の利息を附す。
一、償還期限　十年間据置五十ヶ年內に抽籤法を以て返還す。（北京主報）

○驗契稅延期　驗契稅は既に其實施すべき時期を經過する事六ヶ月に及べるが尙各省には其準備の成らざるものあり福建、山東最も成績宜しく山西、直隸これに次げるが其他より頻に延期を電請し來る爲政府にては更に二ヶ月丈け猶豫を與ふる事としたりと云ふ。（北京日報）

○浙江省四月分收入　湘江省の四月中に於ける收入の總數次の如し。

一、地　丁	三十九萬八百九十八元
一、抵補金	十七萬九千五百十八元
一、屯　糧	一萬二千百五十四元
一、租　課	一萬五百四十元
一、百貨捐	十六萬九千四百十二元
一、茶　捐	一千六百五十七元
一、糖　捐	一萬一千四百六十八元
一、絲　捐	二萬七千二百五元
一、契　稅	一萬四千七百二元
一、當　稅	二千八百四十二元
一、牙　稅	二千八百九十四元

一、印花稅　二千百七十八元
一、烟　捐　一萬二千五百六十三元
一、酒　捐　五萬九千八百六十九元
一、廠紗捐　三千三百四十五元
一、富帖捐　六千七百八十元
一、驗契費　三萬三千三百十三元

（時　報）

經　濟

○山西票莊の借欵　山西錢莊にては中華滙通銀行を設立せんが爲に政府に借欵を起さん事を請願し爾來財政部にて交涉中なりしが近く佛國資本團と大約の協議成れりと云ふ其內容大略左の如し。

一、借欵總額は二千萬元とし用途は必ず銀行資本に充つ
二、擔保品は山西省の各項雜稅を以てこれに充て更に中央政府にてこれを保證す
三、期限は二十年とし十年間据置後十年間に分割償還す　但し特別の理由あれば更に十年間を延長し得
四、利息は五厘とす
五、手取九十三

（順天時報）

○廣東省紙幣回收端緒　廣東省紙幣回收費として支那政府が第一次五國借欵中より英貨一百萬磅を轉用せんとするに就いては曩に五國團と交涉し大略の協定成れり而して廣東省の紙幣發行額は三十萬圓に上れるが右一百萬磅を以て此中の不換紙幣を回收し他は中國銀行紙幣を以て回收し政府が曩に紙幣收回費として同省に送付せる七百萬元は他項の費用に轉用せらるべしと云ふ。（時報）

○中國銀行分號增設　中國銀行にては今回齊々哈爾及哈爾賓二處に其分店を設定し以て金融の便を取計らしむるべしと。（順天時報）

○勸業銀行設立　今回勸業銀行を設立する目的にて目下財政部農商兩部にて勸業銀行條例制定中なるが該銀行は農林牧墾水利鑛產工廠等の事業に投資する目的にて株式會社とし資本金は五百萬元五萬株とし年賦償還の方法により貸付をなすべしと。（時事新報）

農工商鑛

○招商局株券問題落着　招商局が過般の株主會に於て增株を行ふて航業の株の外に別に同局の航業に關係なき財產を以て積餘產業株を設け兩種の株券を株主に分配する事となしたるに對し政府は容易に承認を與へず楊士琦氏を督理とし王存善氏を稽查に任じ同局の實情を調查せしめ居れるが今回政府の條件の下に兩種株券の發行を許可する事とし左の總統令を發布せり。

朱交通總長は招商局が舊株を變更し新株を虛造するを倡議せるに就いては恐らく情弊あるべしとて人を派して督理稽查せん事を呈稱せるを以て楊士琦を督理に王存善を稽查に任じたるが王存善は到着後屢次各情を電告し隨時

楊都督と會商し現に招商局董事會は既に政府の定めたる辦法に從ひ兩種の株券に各別に加蓋戳記するも株主姓名積餘產業は分離してなす事を得ざる事を願へり斯くの如くせば一般商人の公意に協ひ又後日の弊端を杜くべしと報告せり招商局は開辦以來最も完全なる華商の資本に係り固より全國航權の係る所なるが卅年間幾度か蹉跌し全く官力の維持を恃み以て漸く鞏固となるに至れり近年董事會は責任を專らにせず局務日に紊れ株券利子の配當は資本金より成り割肉補瘡の計をなし收拾すべからず今や徒に株券を增加し外觀を粉飾し自ら欺き人を欺かんとす若し輾轉して株券を賣却し航權を暗棄するが如きことあらば董事會は此重責に當り得るや本大總統は全体株主の資本を顧惜し遽かに嚴重なる處置を加ふるを欲せず董事會が政府の定めたる辦法に違ふ事となりたるを以て暫く審查を免じ王存善をして常に同局に在りて稽查し隨時督理に報告せしむ今後董事會が若し陽に奉じ陰に違ふが如き事あらば董事會に對し相當の處置をなすべし。云々

（時事新報）

○懋遷公司設立　財政部は各商人の模範たらしめんが爲に王璟芳氏を上海に派し懋遷公司なるものを設立し支那內地の特產及證券交換の營業をなさしむる由資本金は百萬元とし內十萬元を財政部より支出し其の他は株券を發行し民間より募集すべしと。（時　報）

○鎭江に水道布設　鎭江にては朱中孚等曩に會社組織を以て水道を布設せんと計畫し縣知事に出願の上許可を得既に水管敷設及北固山麓の水槽設置の設計等を終へたるが其經費は工費を加へて十萬元を要する豫算の由にて目下極力株式募集に盡力中なり。（時　報）

○宜君縣の石油礦　陝西巡按使宋聯奎の報告によるに該省宜君縣に石油礦を發見せる由にて其油質はこれを延長のものに比して稍良好なりと現に該地方の人士資本を募集して發掘せんと計畫中の由。（順天時報）

交通運輸

○梁總長の交通方針　新任交通總長梁敦彥は交通部に出勤して葉龍南局長等と種々討議する處ありしが大体次の如き方針を有すと云ふ。

一、支那郵便をして萬國郵便同盟に加入せしむ
二、民有鐵道は準備の上分期收回す
三、鐵道外債は法を設けて償還す
四、郵便鐵道の會計は特別に整頓す
五、廣く學校を設けて交通に要する人材を養成す

（順天時報）

○許襄鐵道借款說　北京政府は京漢鐵道支線として河南省許州より湖北省襄陽に達する鐵道の借款契約を中英公司と締結せんと交涉中の由にて其要項次の如し。

一、双方の代表者は中國交通部と中英公司とす
二、借款額は百五十萬磅とす
三、利息は五厘

四、手取九十五

五、擔保該路全部の財産及京漢線の殘餘の利益金（順天時報）

○張綏鐵道工事　張家口より綏遠に達する鐵道は既に大同府迄開通せるも其後一時工事中止せられ居れば近々中に更に殘部の工事を開始すべくこれが經費は京奉、京張兩鐵道の利益金を以て充つべしと。（順天時報）

○滬抗滬寧鐵道接續　滬抗滬寧兩鐵道の接續問題は早くより計畫せられ交通部は滬寧鐵道英人技師をして測量せしめたる結果已に滬抗鐵道の上海龍華兩驛を撤廢し龍華附近の梅家弄驛を起點として公共租界の西北蘇州河曹家渡等等を經て滬寧鐵道眞茹驛に接續せしむる事に決定せる由にて其距離は三哩半なりと。（北京日報）

○海蘭鐵道の工程　海蘭鐵道は支那に於ける最も重要なる鐵道の一なるを以て速に開通せしむる筈にて該鐵道督辦はこれを三段に分ちて工を起せり一段は海州より江蘇の北部を横ぎり徐州に達するもの二段は徐州より西開封に達するもの而して三段は洛陽より潼關に至るものなり其他の潼關長安秦川間西安蘭州間は追て開工すべし。（時事新報）

○寧湘鐵道近聞　曩に英支兩國間に借款契約締結を終へたる寧湘鐵道は既に孫多鈺を督辦に任じ孫は既に南京に着任して馬府街の前交通銀行跡を借受けて事務所と爲し事務を開始せるが全線二千二百淸里を五ヶ年內に完成せしむる豫定の由尙起工期は六月の豫定にして現に工夫二萬人を募集中なりと。（時報）

○同成鐵道近況　同成鐵道は大總統より黃開文を督辦に任命したるが黃督辦は各省鐵道の成績優良なるものを視察して最も經驗あり大同より成都に達する四千哩の間黃河及其支流を橫るべくして經費は京漢鐵道に比し大なるべきが既に黃督辦は白耳義資本團と大体の豫算につき協議を遂げたりと其公債は近來歐洲の金融界逼迫の爲兎角遲延せしが近來賣行甚だ好く價格亦高しと。（順天日報）

命令法律

五月二十日　地方保衛團條例（二十七條）公布

五月二十一日　招商局整理に干する訓令

熱河都統府歸綏將軍府審判處暫行條例（十七條）公布

甘蒲秦州統帶馬國仁白狼匪討伐の際戰死に付て陸軍中將の例により優卹せしむ

五月二十二日　赤峰鎭守使裁撤令

五月二十三日　現任知事の成績を嚴査し並に將來の任用人選を愼重にせしむ

省官制（十六條）道官制（十四條）縣官制（九條）公布

省官制公布により各省民政長を巡按使と改む

各省の觀察使を道尹と改む

省官制公布により從來の內務、敎育、實業の各司長を廢止し巡按使をして政務廳を速設せしめ該廳成立と共に各司長の事務交代を行はしむ

廢止したる各省の司長は在京各部司長及び各省道尹を以て記名し並に各巡按使の酌量して該署の職務に充つるを許す

各省國稅廳籌備處及び各省財政司を廢止し該廳司の職務は財

政團の接辦に歸せしむ
各省地方官に命じて教育を振興せしむ
官吏の受賄を禁止し犯す者は舊律により嚴刑に處斷す可き令
五月二十四日　參政院組織法（十五條）公布
約法成立と共に自由の新說を假りて法犯を亂すなからんことを戒飭
五月二十五日　河南省被災地方租稅減免令
五月二十六日　大總統公文程式令（十一條）公布
大總統府政事堂公文程式令（七條）公布
官署公文程式令（十二條）公布
政治會議停止令
五月二十六日　各省財政辦辦情況に干し每月月報一回每半年總報一回の報告をなさしめ各省をして各財政整理に盡力せしむ

敘任辭令

陸軍少將（五月十九日）　成　愼　柴得貴
陸軍少將銜　南元超　胡仲斌
依願免職　歸綏民政廳長　劉　炤
歸綏民政長　張志潭
教育部秘書　單壽堃
上京待命（五月二十日）　綏北鎭守使　陳延訓
署綏北鎭守使　馬維增
農商事務院參事　陳　毅　文　斌
會辦熱河防剿事宜（赤峯鎭守使）（五月二十一日）　陳光遠
陸軍第十師步兵第二十旅々長　柴道一
同　第三十九團長　張嘉韓
同　第四十團長　朱聖廣
陸軍少將（五月二十五日）　王桂林
陸軍少將銜　鄭開文
林西鎭守使參謀長　倪致遠
陸軍々醫監銜　錢啓元
兼鹽務署督辦（五月二十四日）　財政總長　周自齊
鹽務署々長（兼稽核總所總辦故の如し）　張　弧
同　參事　張茂炯　伍光建
鹽務署廳長　李思浩　錢錦孫
財政部秘書　文永譽
銓敘局參事　方光燾
依願免官　銓敘局參事　陶　垿
奉天財政廳長（五月二十五日）　張翼廷　饒昌齡
吉林　同　李祖年
山西　同　顧鰲愚
河南　同　陶思澄
湖南　同　鈕傳善
陝西　同　雷多壽
甘肅　同　嚴家熾
廣東　同　孔昭燾
廣西　同　汪士元
署理直隸　同　魁　陞
同　黑龍江　同　曲卓新
同　山東　同　蔣楨熊
同　江蘇　同　龔心湛
同　安徽　同　襲寶鋁
同　浙江　同　王　純
同　江西　同　朱　照
同　福建　同　王　荃
同　湖北　同　潘　宜
同　新疆　同　劉瑩澤
同　四川　同

同　雲南　同　　王揖唐　李經羲
同　貴州　同　　丁振鐸　袁樹勳
海軍中將　　馮煦照　趙惟熙
陸軍中將銜　　那彥圖　李盛鐸
陸軍少將　　樊增祥　毛慶蕃
海軍少將　　陳　　鈺　劉若曾

徐振鵬　　勞乃宣　楊守敬
李　和　　嚴　復　王樹枏
　　張振勳　宋煒臣
　　張本翹　李滋陽
　　馮麟霈

海軍少將　　何品璋　甘鵬雲　葛保恭　何心川　劉傳經
海軍運輸少將　　吳紹璲　施作霖　黃震洛　蔡春恒　王華岐
海軍少將　　杜錫珪　林永謨　貢履川　鄭滋暉　吳振南　王齊辰
司法部秘書　　蔣　均

參政院參政　　胡以魯　王世徵　王印川　鄧　鎔　陳漢第　王家襄　王有齡　汪世徵　鄧鎔
參政院參政　　黎元洪　汪大燮　周樹模　汪大燮
參政院參政　　汪大燮　陸徵祥　張蔭棠　李國杰　呂海寰　嚴　修　熊希齡　于式枚　梁啓超　梁士詒　周學熙　王家襄　汪有齡　施愚　黎澍　陳國祥　鄧　鎔
參政院參政　　李家駒　張蔭棠　唐景崇　馬良　徐紹楨
參政院秘書長　　汪大燮　陸徵祥　張蔭棠　李國杰　呂海寰　嚴　修　熊希齡　于式枚　梁啓超　梁士詒　周學熙　王家襄　汪有齡　施愚　黎澍　陳國祥　鄧　鎔　王印川　朱文劭　程樹德　胡鈞　龍　昌　薩鎮冰　蔡鍔　蔣尊簋　徐紹楨
張國淦著任迄參政院秘書長代理　　張蔭棠　唐景崇　馬良　徐紹楨
山西巡按使　　呂海寰　徐紹楨
廣東巡按使　　張鳴岐　徐紹楨
陸軍中將　　馮麟霈　李士偉

張國淦　李經羲
林長民　袁樹勳
金　永　趙惟熙
李國筠　李盛鐸
吳起恒　毛慶蕃

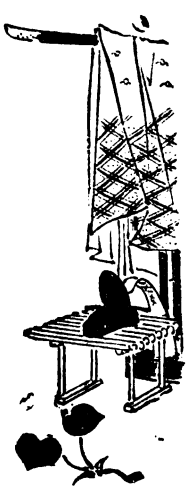

外論抄譯

◉經濟同盟論の批評　（ヂャバン、ガゼット）

英國新聞紙は、大隈伯の提議せる、日本人の智識に依り、英國の資本を放資する、日英經濟同盟論に關し、熱心ならざるが如く、寧ろ冷淡と稱すべし。

デーリー、グラヒックは曰く。

大隈伯の企畫せるは、支那富源開發の爲めに、經濟同盟を爲んとするものにして、之に依れば、英國は資本を供給し、而て日本は智識を供給するものなりと、伯は稍々、英國は資本に豐富なるも、支那事情に詳しからず、日本は地理的關係より、支那事情に關する智識に豐富なるも、資本に缺乏せりとの獨斷に陷れるもの、如し、吾人は勿論、若し此の提議にして、何等かの實業的形式を以て、吾人の前に現れたらんには、甚だ滿足する所なるも、夫とても正直に白狀せば、吾人を熱中せしむる能はざる也、大隈伯は實行家なり、故に此提議は決して、一の空言に非ざるべし、然らば此の同盟の擴張は、外交條約の形式上、如何に表はさるべきものならんか、然しながら恐く伯の意志たる、兩國政治的接近の精神に起り、政府間の協同に關係なき、兩國經濟勢力の自然的結合を意味するものなるべく、若し然りとせば、英國實業家は、常に日英同盟の爲めに、損失を意とせざる用意ありと雖も、少しく躊躇せざるを得ざる也。

ニウ、キャッスル、ヂャーナルは曰く。

大隈伯の意見は、日英同盟國々民は、支那に於て、共同以て企業せざるべからず、と云ふにあるが如し、大隈伯は日英合同に於て、英國は凡ての資本を、準備するを得るものとなすが如きも、英國人は斯かる計畫に對しては、强硬に反對するものなるを、發見するに至るべし、日英同盟は兩國に利益を與へたるものなりと雖も、伯の提議の如く、之を擴張するは害ありて益少し、而て恐く英國を、非常に困難なる、狀況に陷し入るに至るなるべし。

デーリー、ヘラルド（倫敦）は曰く。

大隈伯の計畫に據れば、英國は資本を供給し、日本は智識を供給し、斯くして兩國は相提携して、經濟上より、支那に進み入らんとするものにして、如何に文明の國民が、紳士的態度を以て、互に劫掠するかを示す、一幅の興味ある繪畫たるは事實なるも、然かも、タイムスは曰く。日本人は、好個の組合人に非すと。

◉日支關係を論ず　ノース、チャイナ、デーリー、ニウス

大隈伯は就任以來、幾多の興味ある訓示をなしたり、彼の資本と腦力との交換問題たる、日英經濟同盟論も、其の意見の一なり、但し此の意見は、非常識極まるものにして、伯の意見が、果して正當に傳へられたるや、否やを疑はざるを得ざる也、尙ほ伯は地方長官會議に於て訓示中、外交政策に就て、東洋永遠の平和を保障すべき政策を採らんと述べたり、該演說の詳細を得たるに、伯は曰く、日本は支

那に關し、何れの方面に於ても、單獨行動を執るは不可能なり、十分列強と、商議協力の後に著手すべしと、尙ほ日英同盟が、支那の爲めに成せし事業に關し誇張無く其の便益を述べたり、此演說が日本國民に依り、特別の注意を拂はれたるは想像に難からず、支那問題に關しては、日本に於ける凡ての階級が、非常なる興味を以て監視する例にして、東京に於ける幾次かの騷動、及び南京事件の爲めに、阿部政務局長の暗殺せられたるに見るも、明白なる事實なるなり、即ち外交政策に就ては、何等の興味を持たざるべきの徒も、支那問題に關しては、日本以外にては、想像するを得ざる熱心を示せり、此の現象の眞相を、了解するは容易なり、即ち日本の貧窮にして且つ小國なると、支那の豐饒にして且つ大國なるの事實とを、比較する時は、思ひ半ばに過ぐるものあらん、若し支那が眞に一等國とならば日本は二等國に降下すべしとは、彼等の抱ける疑惑なり、故に支那が富强の途に、其の步武を進むるを見れば、日本の過敏なる感情は、爲めに混亂せざるを得ざる也、恐らく從來は無かりしならんも、日英同盟は此點に於て、支那に重大關係あるに、賞讃無からざるべからず、日本も五國財團の一員として、支那財政を料理せんとするは、立派なる事なり、然れども奈何せん、現今の形勢は此の財團協商ありと雖も、單獨の行動を許し、財團員相互に競爭の事實あるなり、吾人は暫く日本の爲めに同情し、其の努力を嘉賞すべし、然れども日本の行動中には、如何に其の同情者たりと雖も、抗議せざるを得ざるものあり、何ぞや、日本人の多數は、昨夏の第二次革命に、叛軍を援助せしに非ずや、而て其の目的たる、自己に都合好き政府を建設せんとするか、又は無政府にせんとなせし、亦た拒むべからざる所ならん、而て今尙ほ殆ど同樣の熱心を以て、昨年の如く政府の後援を有しつゝ、斯かる行動を爲す日本人が、全然無しと保證するを得るや、曩きに吾人は、今日の如く、支那貿易の不活潑なる理由は、土匪又は不換紙幣以外に、別に有力なるものあるべきを述べたり、單純なる風說を信ずる、支那商人の責任ある勿論なるも、其の根本の原因たる、支那各地に於て、常に不穩の風說を、揑造流布する、日本人の攪亂者に在るを發見するを得べし、南市に於て殺傷せられたる、二名の日本人は、其の一例なり、彼等の目的は果して何にありしか、其他日本人が各地に於て、陰謀を企て居れりとの疑念は、何人も有する所なり、而て此等の日本人に對し、日本政府が如何なる態度を、執れるやを見るに、客秋各地領事は、之を調查檢擧せるのみなり、今日再び之を勵行すべきやを質問するは、決して過言ならざるを信ず、日本政府の行動を批評するに當り、記臆せざるべからざるは、國民間に二樣の意見を存する事なり、支那が勃興せば、日本は衰微すべしとの、意見は正當ならず、一方の國民の繁榮は、必ずしも他方國民の衰微を來すものに非ず、但し其の結果を齎すの多きは事實なり、支那に活動せる日本人は、此の誤解を有す、是れ兩國の不利益にして、大隈伯の眞意にも非ざるべきを以て、此等在留日本人の、活動を中止せしめざるべからず。

◉日支關係の改善

（ジャパン、ガセット）

日本新聞紙は、……或は其の一部分と稱するが妥當ならんか……對支關係の改善に關し、論究しつゝあり。確に斯かる親善なる關係中にのみ、日本の平和的發展の、最良の方法は存し、列强は之に反し、極力其の國民を奬勵して、支那の購買力の發達と、利權の開發に努力し、只其の强味とする所は、日本に比し物質的資本に富める事是れなり。支那は金力に缺乏し、然も常に最も有利なる條件を撰べり、故に日本は甚だ不利益なる地位に立ち居れども、然も尙ほ一ッの價値ある資本を有す、即ち支那は、列强が借款に依り、遂には支那を分割するに非ずやと、恐怖しつゝあるを、利用する事是れ也、日本の强力なる陸海軍を信賴し、支那は元來日本と協商を欲しつゝあり、然れども第一次革命以來、日本の執り來りし行動は、北京政府の信用を失せしめざるを得ざる也、其の實例は之を列擧する迄も無し、日本が朝鮮を鎭定すと稱して、日々數百人の鮮人を虐殺せしに不拘、南京にて三名の國民殺害せらるゝや、狂熱的に騷ぎ立てし、日本新聞紙を見よ、又昌黎事件を見よ、又武器を供給し、軍人を派遣し、如何に南方援助に努力して、北京政府に反抗せしかを見よ、此等相俟つて、遂に親密なる協力を要する、善隣國間に一大障壁を築きたる也、今や日本は官民協力して、築造せし此障壁を、取除かんとしつゝあり、而て此事たる、冷靜なる方針を、保持するに依りて得らるべく、其の或は有望なるべきは、大隈伯が內閣を組織せし事にして、伯は支那古代文化に對して、常に賞讃の意見を有し、且つ屢々北京政府に好意を表せり、只其の障害ともなるべきは閥族也、今に至るも、尙ほ閥族の巨頭たる、元老を無視して、內閣を組織する能はざるが故に、閥族は陸海軍に根據を有せり、從來侵略的にして、且つ狹量なる政策を執り來りたるは、此組織の下なりき、故に兩國間に善隣の友誼を見んと欲するの徒も、失望無きを保せざるべし、然れども、一方、伯自身の平和的意見は明白にして、爲めに、急に實行するを得ざるも、日英經濟同盟論となり、澁澤男の渡支となりたるなり、男の此行、效果なしとするも、害亦無かるべし、若し男が日支提携の活動を開始し、而て政府之を後援すとせば、或は伯は對支百年の新方針を定むるを得べし、要するに問題は、稍浮薄なる日本新聞紙が、善く好機を握み、大隈伯及び實業家提携して、長く且つ困難なる、改善事業に努力するや否やに存す。

◉支那郵政の發達

（ノース、チャイナ、デーリー、ニウス）

今や支那政府が、萬國郵便同盟に加はらんと、決せるに際し、其の過去を回想する、亦無益に非ざるべし。

支那に於ける郵便は、其の起源を、故ロバート、ハート氏に求めたり、而て長年月、尙其の範圍は、各開港場に於ける稅關の極めて狹き制限內にありたり、當時に於ける經營の困難は、今日の盛況より見て、夢想するをも得ざる所にして、ハート氏が、郵政局設立の上諭を受くるや、凡ての方面より、大反對ありき、社會の大半は、長年月信賴し來

れる、固有の信局に同情せり、信局は別に、二人の有力なる後援を有せり、即ち兩廣、湖廣の兩總督是れにして、郵政の計畫に反對する甚しく、其の上諭を取消すべく、長文の上奏を爲せり。

殆ど同時代に、一部條約港に於ける、居留外人團體は、其の收入を求めんが爲め、一局を設立し、切手を販賣する事を考案せり、斯くして、上海を最初とし、遙か後に至りて各港皆之に倣ひ、遂に長江沿岸の各港は勿論、福州、芝罘、厦門、天津、威海衛、皆地方的郵政局を有するに至れり、其の切手の模樣の如きも、或るものは極端に粗末なりき、重量等は相手に依り、手加減一つなりき、切手發行熱は、やがて其極に達したり、而て是れ正當の郵政局が、甚だ必要なる確證たるなり。

支那郵政局が、當初會せる困難は、經費の不足と、經驗ある人員の缺乏との二事なり、他に特別の財源を、指定されしに非ざるを以て、海關は經費全部を、負擔せざるべからざるに至り、從事すべき人員も、海關中より撰定せり、斯の如き不自由の裡に、遂に一八九七年一月、支那郵政局は設立せらるゝに至れり。

事務開始の當時、郵政局員に撰定せられたる者の苦痛は、決して尠少に非ざりき、午前八時より午後九時迄、來往の郵便物を處置せざるべからず、又見習員は皆、時間長くして、賃銀少き爲め、不活潑にして十分働かず、暫くの間は、各港の郵政局に於て、堅實なる事務員を養成し、以て郵政の確乎たる基礎を、作らんとするに忙殺せられたり、而て當初の間は、固有の信局は、一部分打擊を受けたるも、未だ從前の如く繁榮したりき。

當初郵政局は、開港場のみに限られたるを以て、支那官民は、之を從來の信局民局と同一視し、其の誤解を去りて、政府の重要なる一事業が、外人の手に依りて、發達の途に在るを周知せしむるには、長日月を要したりき。

一九〇一年バイリー氏、郵政總辦となりたり、此時よりして、國家的機關としての郵政局の、眞の歷史は始まりたるものと見るべし、即ち夫れ迄に發達はせしも、小規模にして、而も大都會に限られたる也、此頃に至りては、支那官民皆覺醒して、擴張の必要を感じ、各地より分局設置の要求は來り、其の進歩は目覺しかりき、斯くて官民俄に郵政局が、各種の業務を執らん事を要求し、漸次、各部局を增置し、遂に萬國郵便同盟にも加はらんとする、今日に至りたるなり。

今や郵政局は、最も樂觀的期待をも、遙に超過して發達せり、郵政局事業報告は、每年發行せられ、其の都度、年一年と進歩する、該事業の要項を示せり、從前は統計は、各見出しの下に、限られたる統計を載するのみなりしが、今は百餘項となり、將來益々增加せんとする有樣なり、本事業は支那に於て、迅速に發達し、且つ官民の信賴を受けたる、文明事業の一なるなり、設立の當時は、郵政局の名詞は、官民嘲笑の種なりしが、今日に於ては、何人も其の重要機關たるを、說かざる者なし。

感謝すべきは、其創立者たる故ハート氏と、郵政局監督兼

務の爲め、餘分の勞力を提供するを惜しまざりし、各海關稅務司なる哉。

一九一一年、郵政局が海關よりの分離せらるゝや、バイリー氏は總郵政司に、任命せられたり、氏はハート氏の下に在りて、協力遂に此の大事業を成功せしめたる人、其功亦尠からざる也。

最近三年間の歷史は、極めて興味ある問題なり、或る時期の如きは、郵政局の存續極めて危かりし事もありき、然れども熟練せる最高幹部は、極めて巧妙に時局に處したり、最近の難局を經過せるに依り、郵政の基礎の鞏固なるは、證明せらるゝに至れり、又從事員も、今や事務に慣れ、事務に興味を感ずるに至れり。

支那は萬國郵便同盟に、加入する順序より云へば、最も遲れたるものゝ一なるも、其の郵政の實質より云はゝ、最も進歩せるものゝ一と、謂ふを得べき也。

支那市場に於ける露國更紗の近況

哈爾賓を根據とする露國綿布の支那人間に於ける需要狀況は頃者多少一定の傾向を示すに至り千九百十三年北滿洲に於ては寬城子を境とし更紗の實行高百五十萬留を算し南方市場に於ては天津を限り同二百萬留を算し其內「モロゾフ」製品の稱ある綿布は右兩市場を通じて百十萬留の實上高を示せり

今や眞斯科織物業者は大に支那方面の商況に注意して多大の興味を起し未だ嘗て此地方に營業したることなき商會にして滿洲及支那に店員を派遣し商關係を結ばんとする者頗多きを加ふるに至れり

但ダニロフ商會は支那に店員を派遣し其店員は從來支那本部及滿洲に於ける露國輸出者の老舖たるモロゾフ及ツインアリ等の取引法は支那人の手を經由するも販賣方は歐商に委託するを安全なりと思料し芝罘天津及上海の獨商(上海に於てはアルノルドケルベル商會)と關係を結びたるに其成績は豫期に反して不良なりき此方法は二年前に於て露國輸出會社も之を試み同會社は天津の獨商ワルテ商會に委託販賣を行はしめたるに同じく何等好成績の見るべきものを齎すことなかりきといふ。

聞く所に依れば支那に於ける露國更紗は近來益好評を博し天津に於ては獨逸品を驅逐するの勢を示せるにより獨逸の織元は盛んに露國製品の形狀及模樣を摸造して支那に輸出せんことを務むとのことにて右露商の委託を受けたる獨商は露國品取扱の名の下に是等摸造品の販賣を計りたるもの、如ダニロフ商會の相手たりし商店は獨國綿布の販賣に關係ありし商店なりし以て此間の消息特に解せらる故に露國營業者は支那に於ける實捌方法に就き目下研究中なり。

附錄

大總統府政事堂組織令

（五月三日教令第五十七號）

第一條　大總統は行政統一の爲めに大總統府に政事堂を設く

第二條　政事堂は左記各局所を以て之を組織す

法制局、機要局、詮叙局、主計局、印鑄局、司務所

第三條　各局所の官制は別に定む

第四條　政事堂は約法に依り國務卿一人を設け大總統の政務を贊襄す

第五條　國務卿は大總統の命を承けて政事堂の事務を監督す

大總統の發布の命令には國務卿之に副署す

第六條　政事堂に左右丞を設けて國務卿を贊助し政事に聞與す

第七條　政事堂に左の職員を設く

局長　五員　參議八員　所員一員

第八條　各局長は本局事務を管理し所屬職員を監督す

第九條　政事堂參議は法令を審議す

第十條　所長は庶務を管理す

第十一條　各局所に設くべき參事、僉事、等職員の職掌は各局所の官制を以て之を定む

第十二條　本令は公布の日より施行す

大總統府政事堂法制局官制

（五月十七日教令第六十六號）

第一條　法制局の職掌左の如し

一　法律命令案の制定事項

二　各部院の制定の法律命令案審査事項

三　禮制案撰定及審定事項

四　各國法制の調査編譯事項

五　法律命令の正本保存事項

第二條　法制局に局長一人を置き國務卿の命を承け本局の事務を管理し所屬職員を監督す

第三條　法制局に參事十二人を置き局長の命を承け法律命令及禮制案の制定撰定及審定事務を掌る

第四條　法制局に僉事六人を置き局長の命を承け本局の文書會計庶務を分掌す

第五條　法制局に編譯六人を置き局長の命を承け編譯事務を掌理す

第六條　法制局に主事十人を置き長官の命を承け繕校及其

他の庶務を分理す

第七條　法制局は法制調査の必要に因り調査員を聘任し得

第八條　法制局は事務の繁簡に因り辦事員を置くことを得

第九條　本官制は公布日より施行す

大總統府政事堂機要局官制

（五月五日敎令第五十八號）

第一條　機要局は左の職員を置く

局長、參事、僉事、主事

第二條　局長は國務卿の命を受け機要局事務を監督す

局長事故ある時は長官より員を派し職務を代理するを得

第三條　參事僉事は長官の命を受け左記の事務を分掌す

（一）命令を頒布し鈐章を恭請す

（二）命令及各項の文電を撰擬す

（三）京外各署の文牘電信を收發す

（四）印信を典守す

（五）各部事務を審核す

（六）清室に關する往來文件

（七）立法院に關する往來文件

（八）各部院との接洽文件

（九）本堂各局所人員との接洽事務

（十）圖書保管

（十一）檔案編輯

第四條　主事は長官の命を受け繕校事務を佐理す

第五條　參事は定額六人、僉事は定額十六人、主事は定額なし但し事務の繁閑により辦事員を添設するを得

第六條　機要局分科辦事細則は別に之を定む

第七條　本官制は公布の日より施行す

大總統府政事堂銓敍局官制

（五月十七日敎令第六十六號）

第一條　銓敍局の職掌左の如し

一　文官任免に關する事項

二　文官陞轉に關する事項

三　文官資格審査に關する事項

四　存記人員記名登錄に關する事項

五　文官試驗に關する事項

六　勳績調査に關する事項

七　恩給及撫卹に關する事項

八　爵位勳章及其他榮典授與に關する事項

九　外國勳章受領及佩用に關する事項

第二條　銓敍局に局長一人を置き國務卿の命を承け本局の事務を管理し所屬職員を監督す

第三條　銓敍局に參事二人を置き局長の命を承け本局事務を審議す

第四條　銓敍局に僉事六人を置き局長の命を受けて本局の事務を分掌す

第五條　銓敍局に主事十二人を置き長官の命を承け繕校及

其他庶務を分理す

第六條　銓敍局は事務の繁簡に因り辦事員を置くことを得

第七條　本官制は公布の日より施行す

大總統府政事堂主計局官制

（五月八日敎令第六十二號）

第一條　主計局は職員を置く左の如し

局長、參事、僉事、主事

第二條　局長は國務卿の命を承けて主計局事務を監督す局長事故ある時は長官より員を派して職務を代理せしむるを得

第三條　參事僉事は長官の命を承けて左の事務を分掌す

一、財政に關する事項を籌議す

二、豫算に關する事項を稽核す

三、財政に關する文件の擬定及編輯保存事項

四、統計に關する事項

第四條　主事は長官の命を承けて編輯保存事項を襄助し繕校事務を補佐す

第五條　參事定員四名僉事定員六名と定め主事は定員を定めず但し事務の繁閑に依り辦事員を添設するを得

第六條　主計局分科辦事細則は別に之を定む

第七條　本官制は公布の日より之を施す

大總統府政事堂印鑄局官制

（五月十七日敎令第六十六號）

第一條　印鑄局の職掌左の如し

一　官文書及其他用紙の製造印刷事項

二　公報法令全書及職員錄の刊行事項

三　勳章徽章印信圖記及其他物品の鑄造事項

第二條　印鑄局に局長一人を置き國務卿の命を承け本局事務を管理し所屬職員を監督す

第三條　印鑄局に參事二人を置き局長の命を承け本局事務を分掌す

第四條　印鑄局に僉事四人を置き局長の命を承け本局事務を分掌す

第五條　印鑄局に技正二人技士六人を置き長官の命を承け技術事務を分掌す

第六條　印鑄局に主事十人を置き長官の命を承け繕校及其他庶務を分理す

第七條　印鑄局は事務の繁簡に因り辦事員を置くことを得

第八條　本官制は公布の日より施行す

大總統府政事堂司務所官制

（五月五日敎令第六十號）

第一條　司務所に左の職員を置く

所長、僉事、主事

第二條　所長は國務卿の命を承け司務所事務を管理す、所長事故ある時長官より員を派し其職務を代理するを得

第三條　會事は長官の命令を承け左記の事務を分掌す

（一）本堂人員の進退登記に關する事項

（二）官產官物の保管及購置に關する事項

（三）本堂工事及工役に關する事項

（四）本堂の經費及預算決算に關する事項

（五）其他各局に屬せざる事項

第四條　主事は長官の命を受け庶務を佐理す

第五條　會事は定額二人、主事定額なし但し事務の繁閑により辦事員を添設するを得

第六條　司務所分科辦事細則は別に之を定む

第七條　本官制は公布の日より施行す

陸海軍大元帥統率辦事處組織令

（五月八日敕令第六十一號）

第一條　約法第二十三條大總統は陸海軍大元帥にして全國陸海軍を統率すとの規定に依り大總統府に於て統率辦事處を設く

第二條　辦事員は左記規定に依る

參謀總長、陸軍總長、海軍總長、大元帥特命の高級軍官、總務廳長

第三條　本處內に三所を設け軍事を分掌せしむ其組織左の如し

第一所　第二所　第三所

第四條　總務廳長は處內三所の事務を監督す

第五條　每所に主任一名を設く助理員數は事務の繁閑に依て之を定む

第六條　本處には參議八員を設け一切計畫を協贊せしむ

第七條　參謀總長陸軍總長海軍總長は每日出仕すべし但し事故ある時は委員をして代理せしむるを得

第八條　本處の會議事件にして外交內務財政交通の各部と相關係ある時は各して該部總長を議席に列入せしむ

第九條　各所の職掌及辦事細則は本處より大元帥の旨を承けて別に之を定む

第十條　本處承發の軍令事件は陸海軍大元帥の命令を以て之を行ふ

第十一條　本處は隨時各部より部員を召集し來處辦事せしむ

第十二條　本令は公布の日より之を施行す

蒙藏院官制

（五月十七日敕令第六十七號）

第一條　蒙藏院は大總統に直隸し蒙藏事務を管理す

第二條　蒙藏院に左記各司を置く

第一司、第二司

第三條　蒙藏院に左の職員を置く

總裁　副總裁　參事　司長　秘書　會事　編纂　繙譯官

主事

第四條　總裁一人院務を總理し所屬職員を監督す

第五條　副總裁一人總裁を補助し院務を整理す

第六條　參事二人は長官の命を受け本院主管の法律命令案に關する事務の擬訂を掌る

第七條　司長二人は長官の命を承け各司事務を分掌す

第八條　秘書二人は總裁の命を承け機要事務を掌る

第九條　僉事十二人は長官の命を承け各司事務を分理す

第十條　編纂四人は長官の命を承け編纂事務を掌る

第十一條　繙譯官十人は長官の命を承け繙譯事務を分理す

第十二條　主事二十四人は長官の命を承け各司事務を助理す

第十三條　蒙藏院は繕寫文件及其他庶務の爲め雇員を使用するを得

第十四條　蒙藏院各司の分科職掌は總裁之を定む

第十五條　本官制は公布の日より施行す

鹽務署官制

（五月十五日敎令第六十五號）

鹽務署の稽覈總分所章程及鹽務署內顧問任用章程は已に公布を經たるを以て鹽務官制章程は下の如く規定す

第一條　鹽務署は全國鹽務監督の權を有す

第二條　鹽務署に左の職員を置く

督辦　財政總長を以て之に任ず。署長簡任。參事、廳長秘書、僉事、各薦任。主事、委任。

第三條　督辦（即財政總長）は全國鹽務を管理する最高長官と爲す

第四條　署長（稽覈總分所章程に規定せるものを除く）は全國一切の鹽務事宜を掌理するものとす

第五條　參事二人は署長の事宜を助理す

第六條　廳長二人は署長の命を承け各該廳事務を掌理す

第七條　秘書二人は署長の命を承け機要事務を掌理す

第八條　僉事八人、主事二十人は上官の命を承け各處廳事務を補助す

第九條　鹽務署に左の如く一處、二廳を置く

（一）總務處、（二）場產廳、（三）運銷廳

第十條　總務處は各鹽運使、推運局辦事の成績を調查視察し及其以下各屬各服官資格陞降調遣事宜及本處の文書受發署印の監用及其他隸屬する所なき文書事務を主管す

第十一條　場產廳は場鹽、倉棧の建築鹽類製造及場警の編練緝私及各項の文書事務を主管す

第十二條　運銷廳は各省運鹽銷鹽に關する各項の文書事務を主管す

第十三條　鹽務署長は主管事務に就いて其職權に依り署令を發するを得

第十四條　鹽務署長は督辦の命を承け本署參事以上各官及鹽運使推運局長及其所屬各官の考覈及監督の權を有す

第十五條　鹽務署は文件の整理及其他庶務の爲めに副屬、雇員を使用するを得

省官制

（五月二十三日教會第七十二條）

第一條　省に巡按使を置き全省の民政各官及び巡防隊警備隊等を管轄せしめ並に政府の特別委任を受けて財政、及司法行政及び其他特別官署の行政事務を監督せしむ

第二條　巡按使は其職權或は特別委任により省令を發するを得

第三條　巡按使は所轄地方官吏の命令或は處分に於て法令に違背し或は公益を妨害し權限を侵越せると認むる時は停止或は撤銷するを得

第四條　巡按使は所轄地方官吏の懲戒に付す可きものと認むる時は大總統に呈報して懲戒に付せんことを請ひ並に內務部に咨陳すべし

第五條　巡按使は所轄地方官吏にして奬勵を給すべしと認めたる者は大總統に呈請して奬勵を給せんことを請ひ並に內務部に咨陳すべし

第六條　凡そ各縣知事は巡按使より大總統に呈請して任免し並に內務部に咨陳すべし

第七條　巡按使は所轄各官吏の貪欵劣蹟あることを查出したる時は直ちに撤任せしむるを得仍ほ詳かに事實を具し第四條の規定に照して懲戒に附することを請ふべし

第八條　巡按使は政府の特別委任を受けて全省の財政を監り凡そ經徵官吏の任免懲奬は財政廳長より巡按使に詳請して核辦し財政部に轉咨すべし

財政廳の設置及辦事權限は別に之を定む

第九條　巡按使は政府の特別委任を受けて司法行政を監督し司法經費を稽核し及び司法官吏を考核するの權あり凡そ各縣の承審管獄等員の任免懲奬は高等審判廳々長より巡按使に詳請して核辦し司法部に轉咨すべし

各級審檢人員は巡按使貪欵劣蹟を查出したるときは該管廳長に命じて先づ撤任を行ひ仍ほ大總統に呈報して懲戒に附せんことを請ひ並に司法部に咨陳すべし

高等審判廳長の司法行政に對する辦事權限及び法官懲戒法は別に之を定む

第十條　巡按使は所轄及政府委任監督の各高級官吏に就て六個月每に其辦事成績及び密考を具して大總統に呈報し考核に供す

第十一條　巡按使が所屬特別官署を監督するは各該官制の規定及び該主管部の委任する所により之を行ふ

第十二條　巡按使は非常事變の際兵力を需用し或は防衛の目的の爲めに兵備を需用する時は附近に駐紮の軍隊及軍艦長官に派兵を咨請して會同處理するを得

第十三條　巡按使公署に政務廳を設け廳長一人を置き巡按使の命を承けて政務廳の事務を掌る

政務廳々長は巡按使より薦任とす

第十四條　巡按使公署政務廳內に總務、內務、教育、實業

の各科を設け巡按使より自委し各項の文牘事務を佐理せしむ其職掌員額は事の繁簡に按して巡按使より自ら定め仍ほ大總統に呈報し並に內務所に咨陳し叙等を分別して註冊す

第十五條　巡按使公署の經費は別に之を定む

第十六條　本官制は公布日より施行す

道官制

第一條　道に道尹を置く巡按使に隷屬して一道の行政長官とし法律命令によりて道內の行政事務を執行し並に巡按使の委任を受けて財政及司法行政及其他特別官署の行政事務を監督す

第二條　道尹は道內の行政事務に就き其職權或は特別の委任により道令を發するを得

第三條　道尹は所轄各地知事の命令或は處分に於て法令に違背し公益を妨害し或は權限を侵越すと認めたるときは其命令或は處分を停止撤銷するを得と共に巡按使に詳報すべし

第四條　道尹は所轄各縣知事を懲戒に附す可しと認めたる時は巡按使に詳請の上核辦すべし

第五條　道尹は所轄各縣知事に奬勵を給す可しと認めたるときは巡按使に詳請の上核辦すべし

第六條　道尹は所轄知事の事故によりて欠員となりたるときは委員をして代理せしめ並に同省に分發の知事中より數員を選擇して巡按使に詳請し撰擇して之を薦任す

第七條　道尹の特別官署に對する監督方法は各其官制により之を定む

第八條　道尹は巡按使の命令を受け本道駐紮の巡防警備の各隊に對し之を節制調遣し得

第九條　道尹は非常事變の際兵力を需用し或は防衛の目的の爲めに兵備を需用するときは詳請して巡按使より附近駐紮の陸軍或は軍艦長官より派兵處理せしむるを得但し特別の情形により詳請に及ばさる時は直接各該軍隊及軍艦長官に其出兵を請ふを得

第十條　道尹非常緊急或は特別重要事件あれば巡按使に詳報するの外直接大總統に呈報するを得

第十一條　道尹事故あるときは同城或は附近の縣知事を以て之を護理す

第十二條　道尹は自ら掾屬を委任し得其職掌員數は巡按使より核定し並に內務部に咨陳して叙等を分別して註冊す

第十三條　道尹公署の經費は別に之を定む

第十四條　本官制は公布の日より施行す

縣官制

第一條　縣に知事を置き道尹に隷屬して一縣の行政長官とし法律命令により縣內の行政事務を執行す

第二條　知事は縣內の行政事務に就き其職權或は特別の委任により縣令を發するを得

に違背し公益を妨害し或は權限を逾越せりと認むるときは停止或は撤銷するを得

第四條　知事特別重要事件に遇へば道尹に詳報する外直接に巡按使に詳報すべし

第五條　知事は本縣駐紮の警備隊を調用するを得

第六條　知事は非常事變の際兵力を需用し或は防衛の目的の爲めに兵備を需用する時は詳報して巡按使或は道尹より附近駐紮の陸軍或は軍艦長官より派兵處理を得但し特別情形により詳請に及ばざる時は直接各該軍隊軍艦長官に向て之を請求するを得

第七條　知事は自ら掾屬を委任するを得其職掌員數は詳報して道尹より巡按使に轉呈の上檢定し分別叙等注冊し並に内務部に咨陳す

第八條　知事公署の經費は別に之を定む
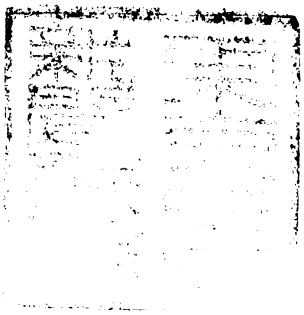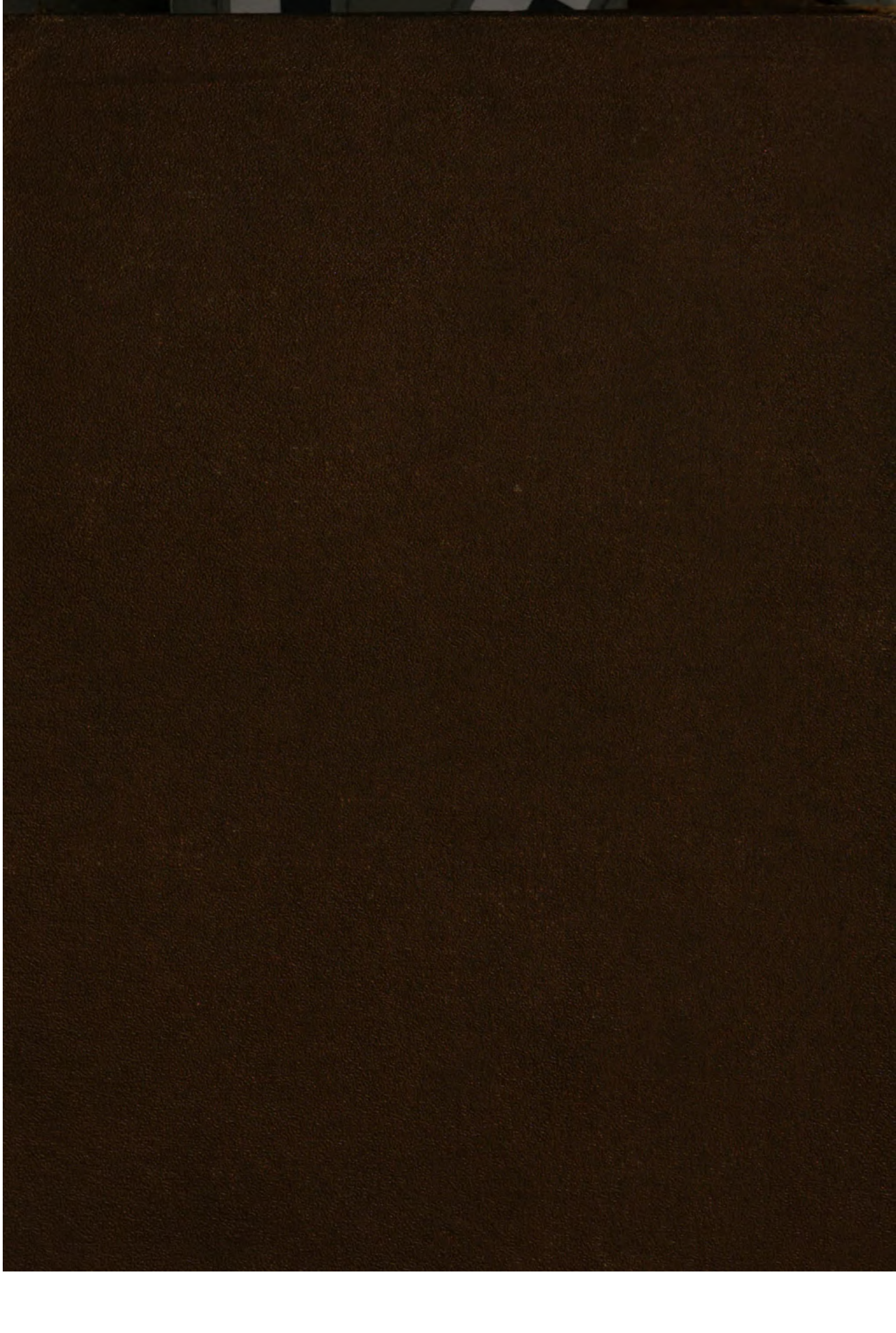
第九條　本官制は公布の日より施行す